東京芸術大学百年史

東京音楽学校篇　第一巻

音楽之友社

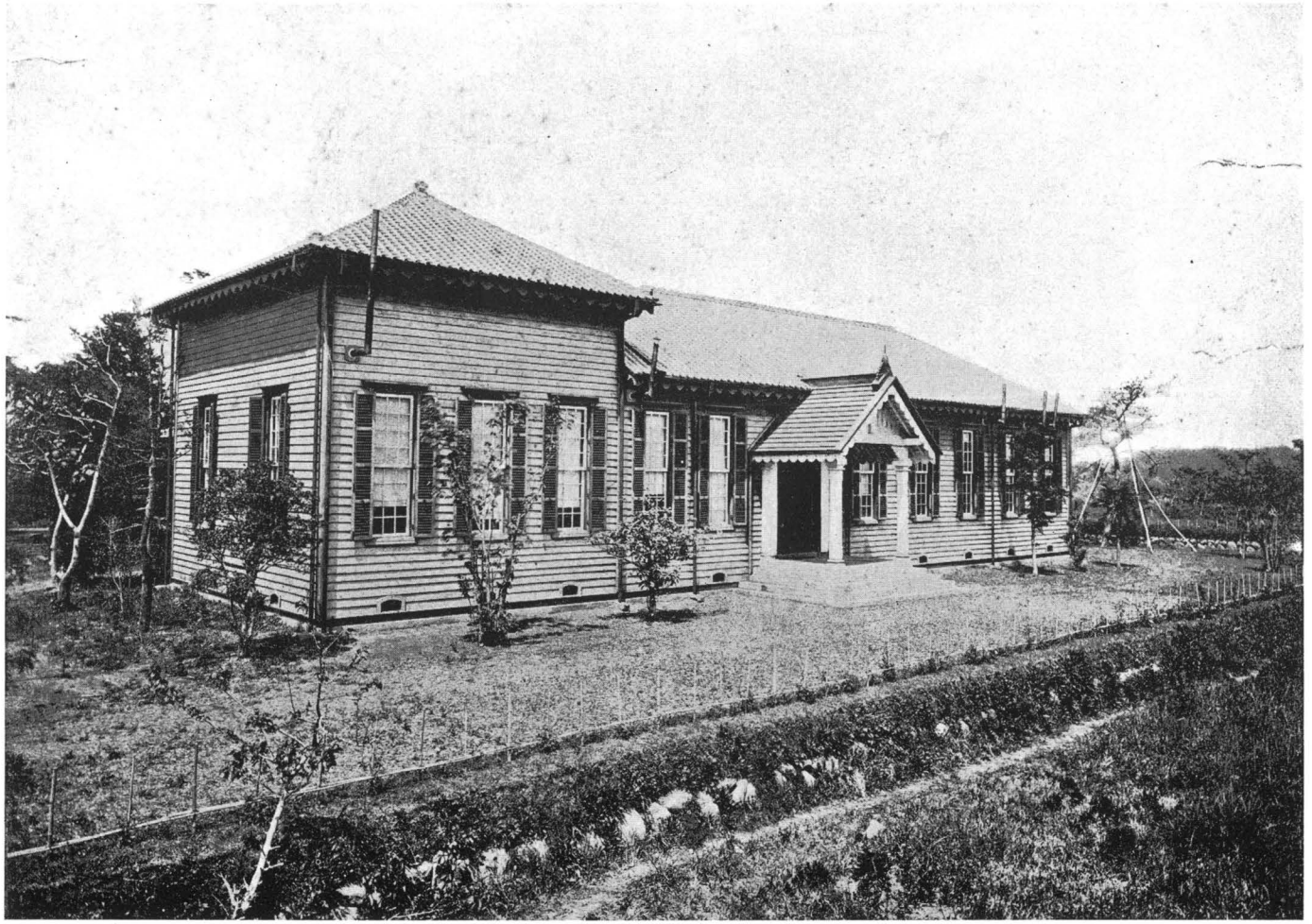

音楽取調掛建物　旧文部省雇教師マレー館跡を修改築した建物である。5年後明治18年9月に上野公園東四軒寺跡の新築館に移転した



目賀田種太郎男爵　米国留学生監督として在米中(明治８～10年)，伊澤と協力し，音楽取調掛設立に尽力した

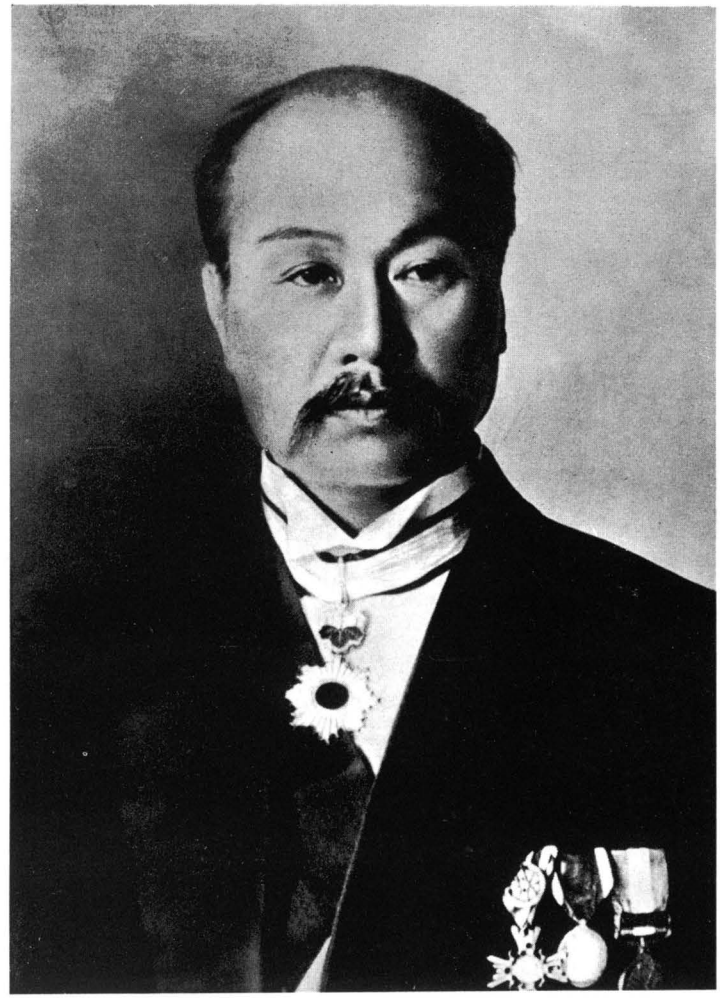

伊澤修二（在職明治12年～24年）　音楽取調掛長および東京音楽学校初代校長



ルーサー・ホワイティング・メーソン教師（在職明治13年～15年）

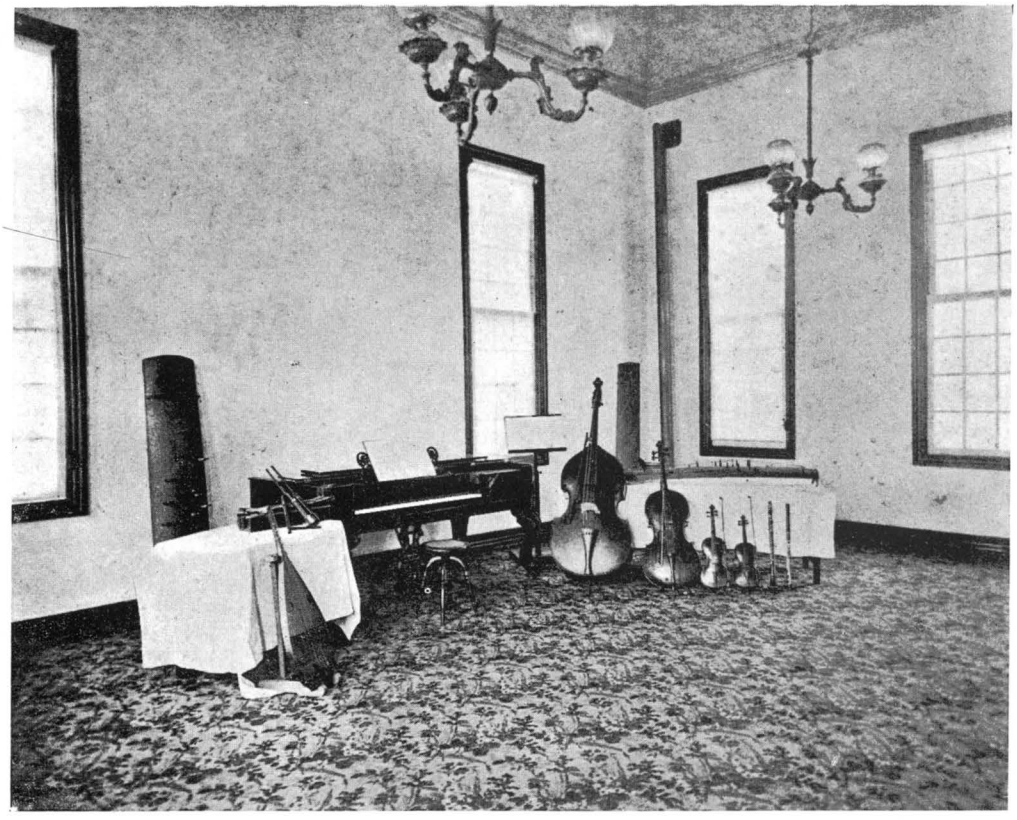

音楽取調掛建物の内部および当時の楽器



メーソンがアメリカより持参し，愛用したピアノ
（クナーベ社製，東京芸術大学資料館所蔵）



本邦で初めて製作されたオルガン（明治14年
才田光則作，東京芸術大学資料館所蔵）



音楽取調掛出版図書　『音樂問答』明治16年７月出版，問答形式による音楽入門書。『樂典』明治16年７月出版。『音樂指南』明治17年４月出版，唱歌教授の手引書



『唱歌掛圖』初編

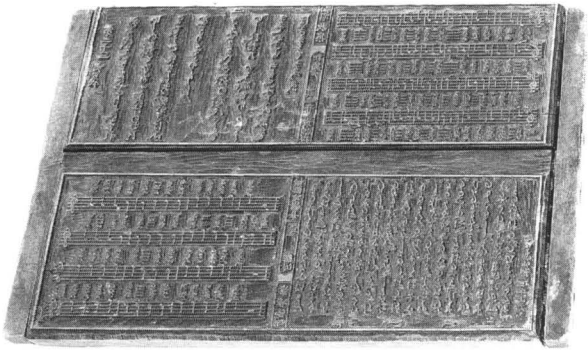



『小學唱歌集』　初編(明治14年)，第二編(明治16年)，第三編(明治17年)の全３冊から成る。写真左は初編の版木の一部

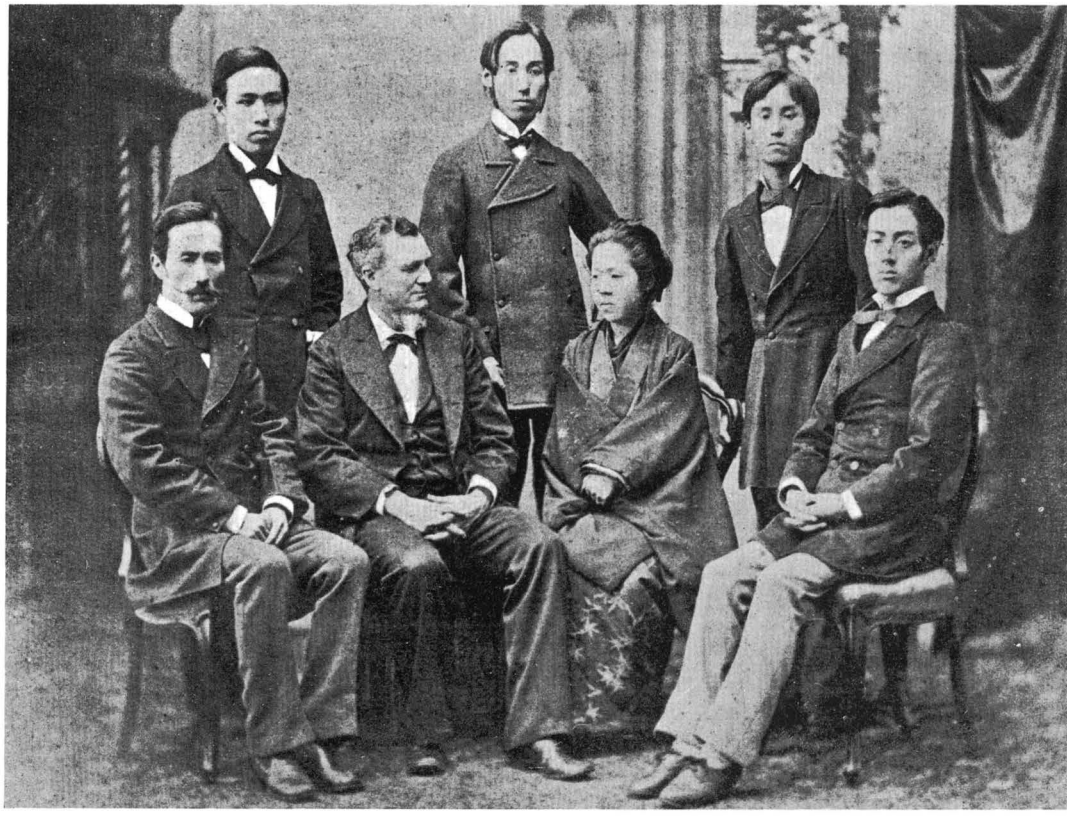

音楽取調掛の教師たち　前列左から，芝葛鎭，メーソン，中村專，辻則承。
後列左から，東儀彭質，上眞行，奥好義



明治18年７月，音楽取調掛全科第１回卒業生３名と伝習生　前列左から，卒業生の
市川ミチ，遠山甲子，幸田延。つづく３名は在校生の森トミ，小木トモ，木村サク。
後列中央の帽子をかぶっているのが瓜生繁

東京音楽学校明治時代の歴代校長　（　）内は在職年月。初代伊澤修二は口絵２頁を参照。第四代河内信明（明治30年８月～９月）は写真なし



第三代嘉納治五郎
（明治26年９月～31年６月）



第二代村岡範爲馳
（明治24年８月～26年９月）



第五代矢田部良吉
（明治31年６月～32年８月）



第六代渡邊龍聖
（明治32年８月～35年10月）



第八代高嶺秀夫
（明治37年２月～40年６月）



第七代大島義脩
（明治35年10月～37年２月）



第九代湯原元一
（明治40年６月～大正６年６月）



明治23年５月，上野公園内元西四軒寺跡（現在の音楽学部所在地）に
新築された当時の東京音楽学校校舎

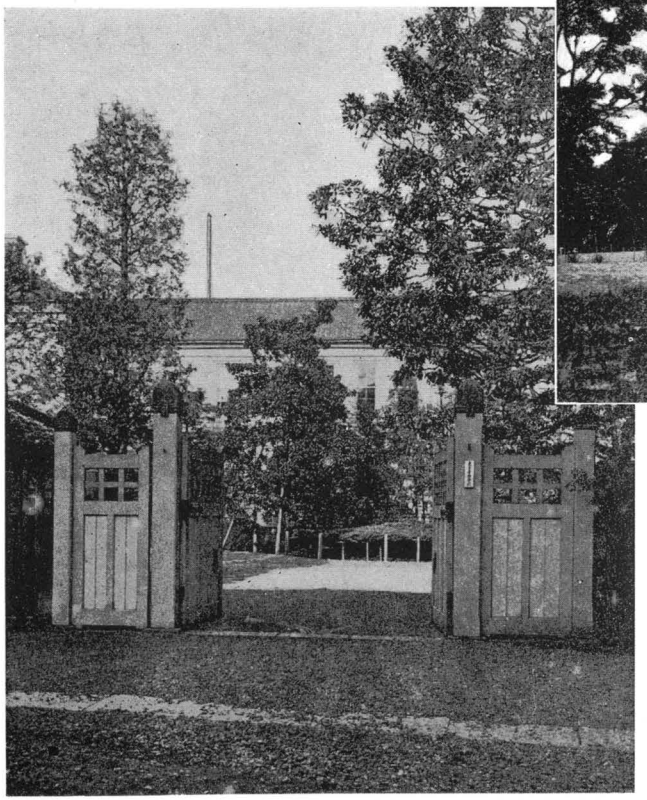

正　門

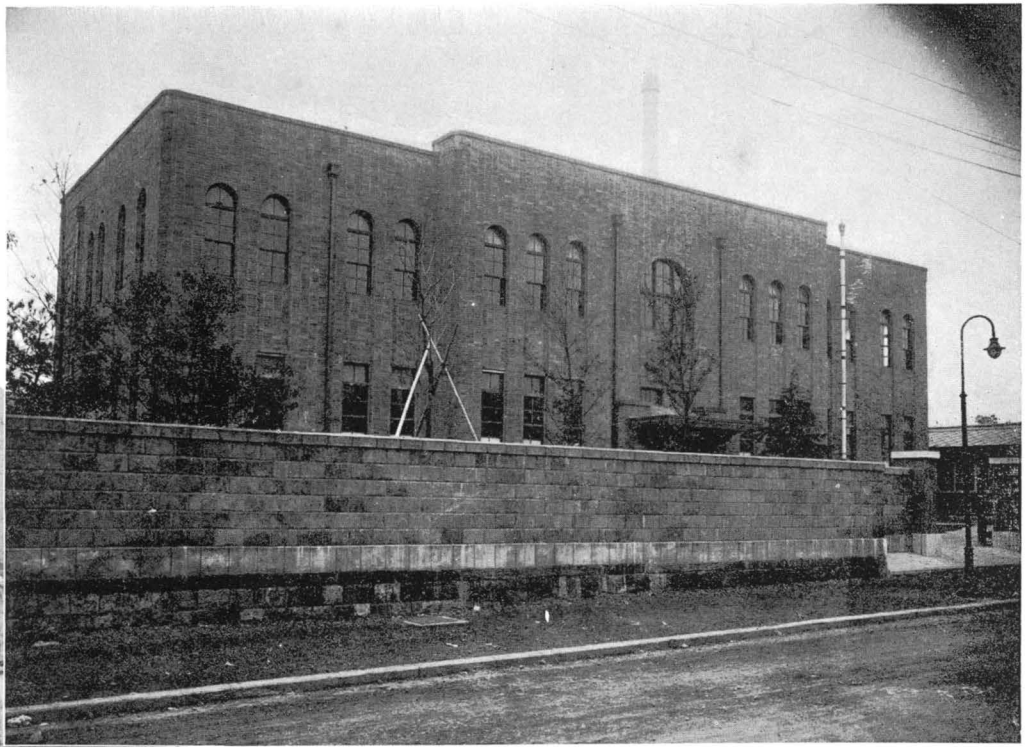

東京音楽学校分教場本館（明治31年建設，この建物は大正12年の震災で焼失した。のち昭和３年10月神田駿河台に新築。現在の音楽学部附属高等学校）



旧分教場

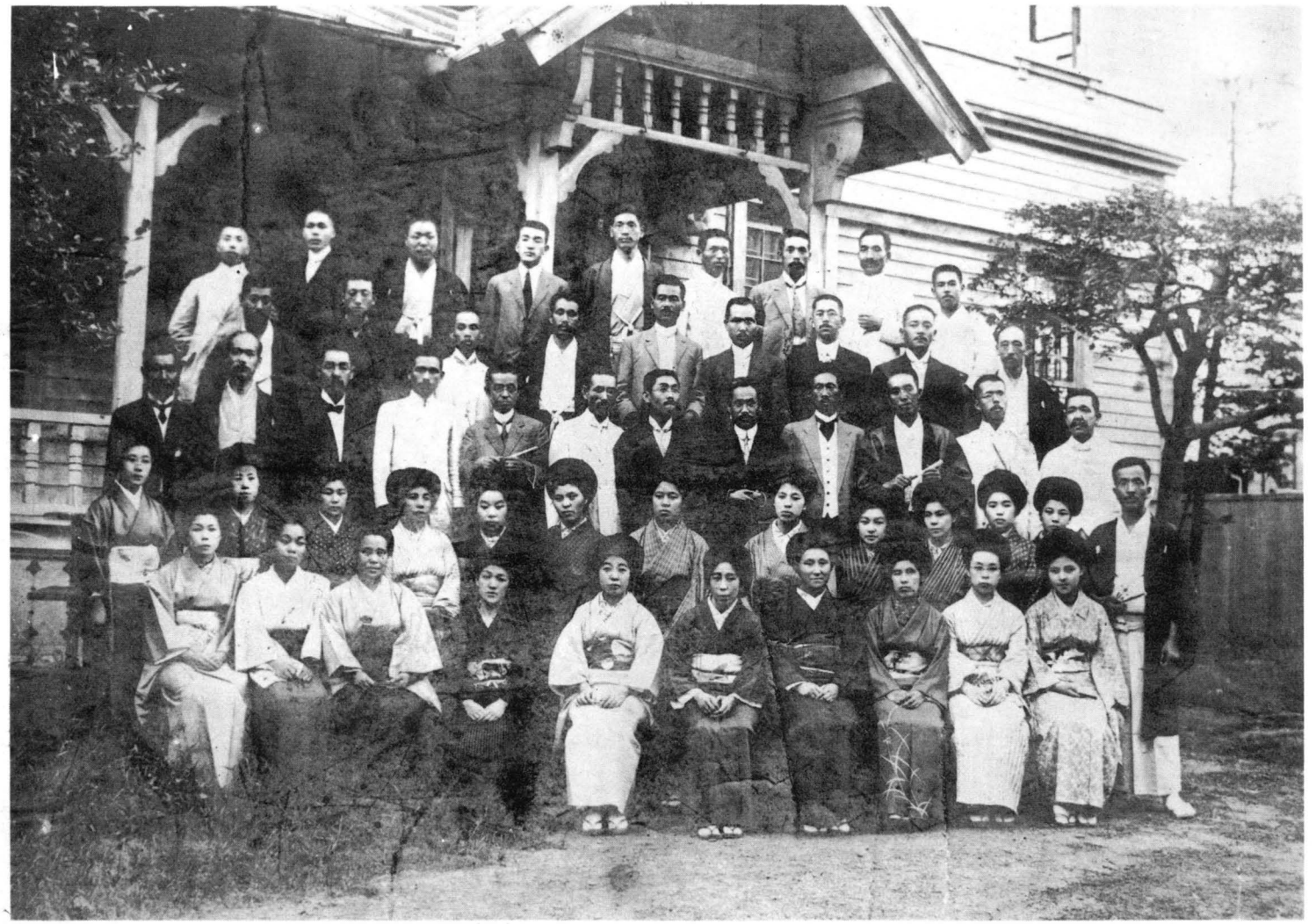

旧分教場玄関および同声会員の一部　前列左から６人目久野ひさ



明治30年代の東京音楽学校管弦楽・合唱部員と3外人教師　指揮アウグスト・ユンケル教師，その手前ラファエル・フォン・ケーベル博士，左はノエル・ペリー神父，前列左側のヴァイオリンをかかえている2人は幸田姉妹

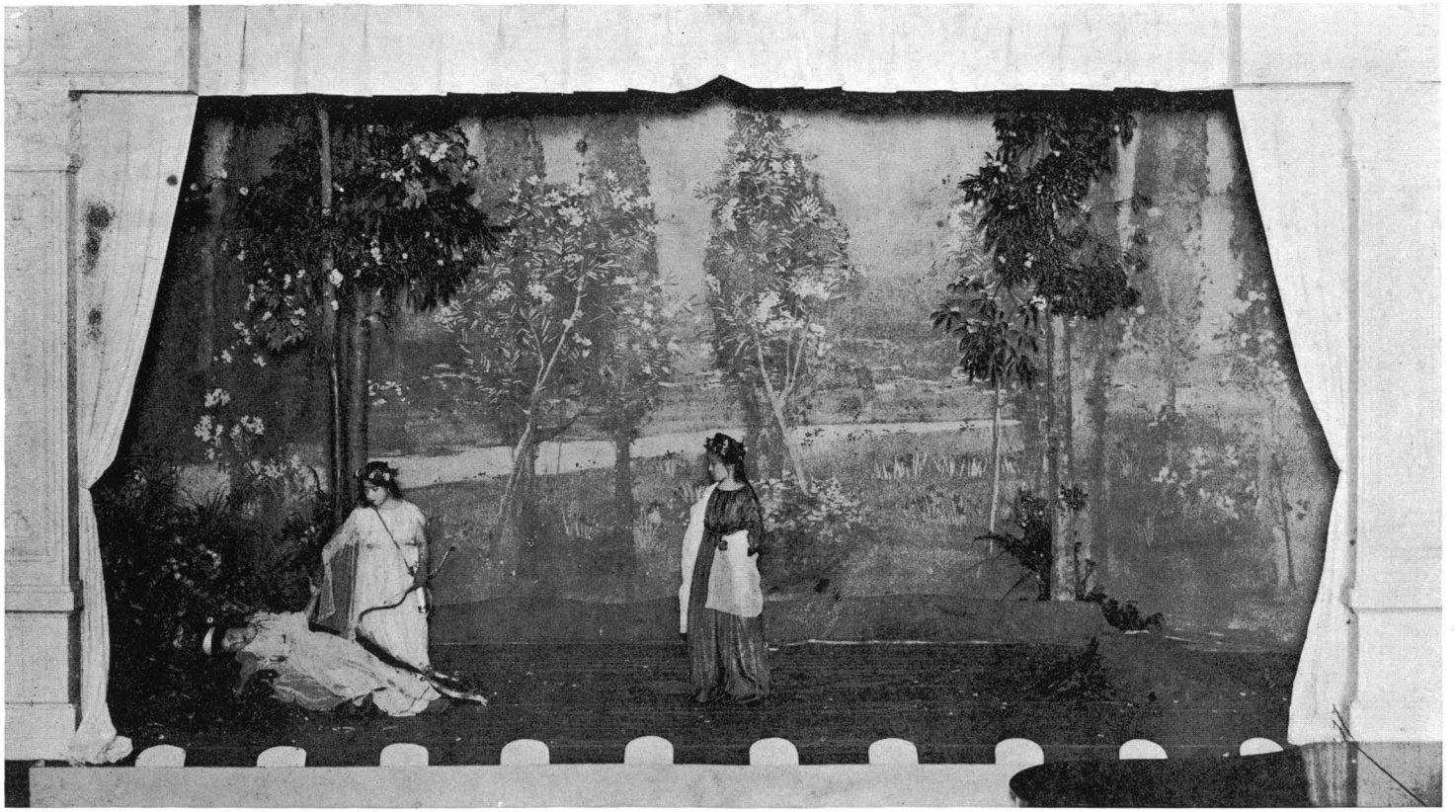

グルック作，歌劇「オルフォイス」の場面　明治36年７月23日，東京音楽学校奏楽堂にて。左から，吉川やま，柴田環（のちの三浦環），宮脇遷



明治20年２月，音楽取調掛第２回全科卒業生と教師　前列左から４人目，伊澤修二，ソーブレット

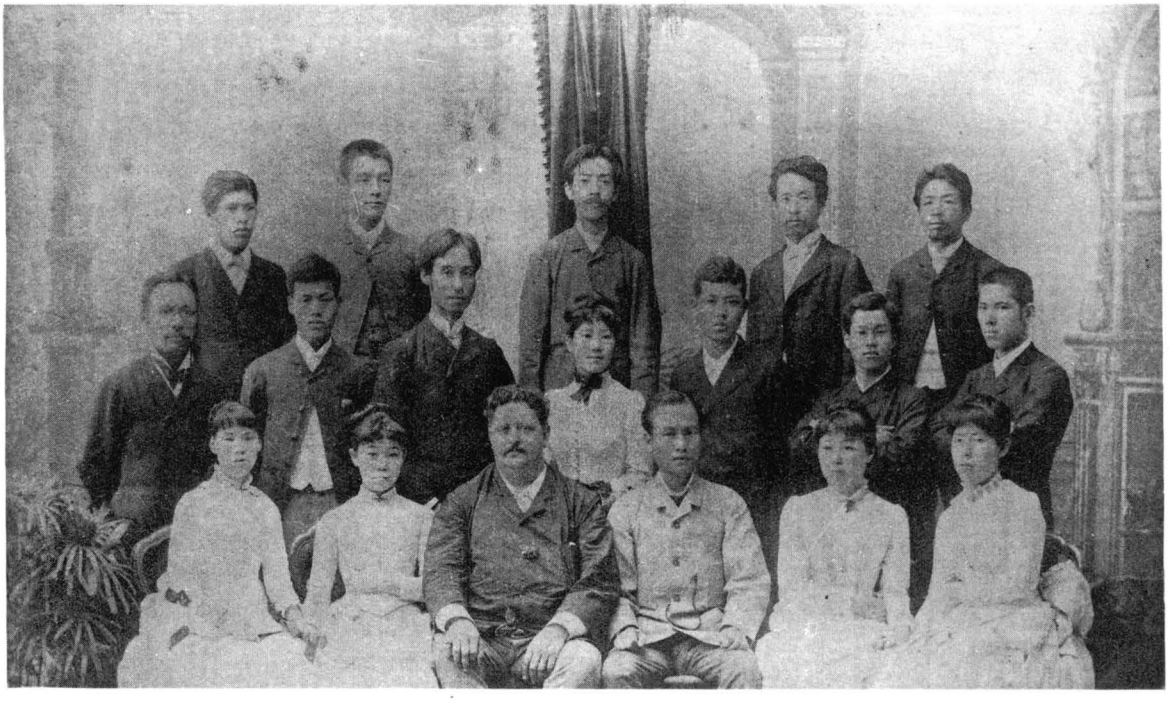

明治21年７月，音楽取調掛最後の卒業生と教師　前列左から３人目ソーブレット，伊澤修二，
２列目左から３人目上眞行

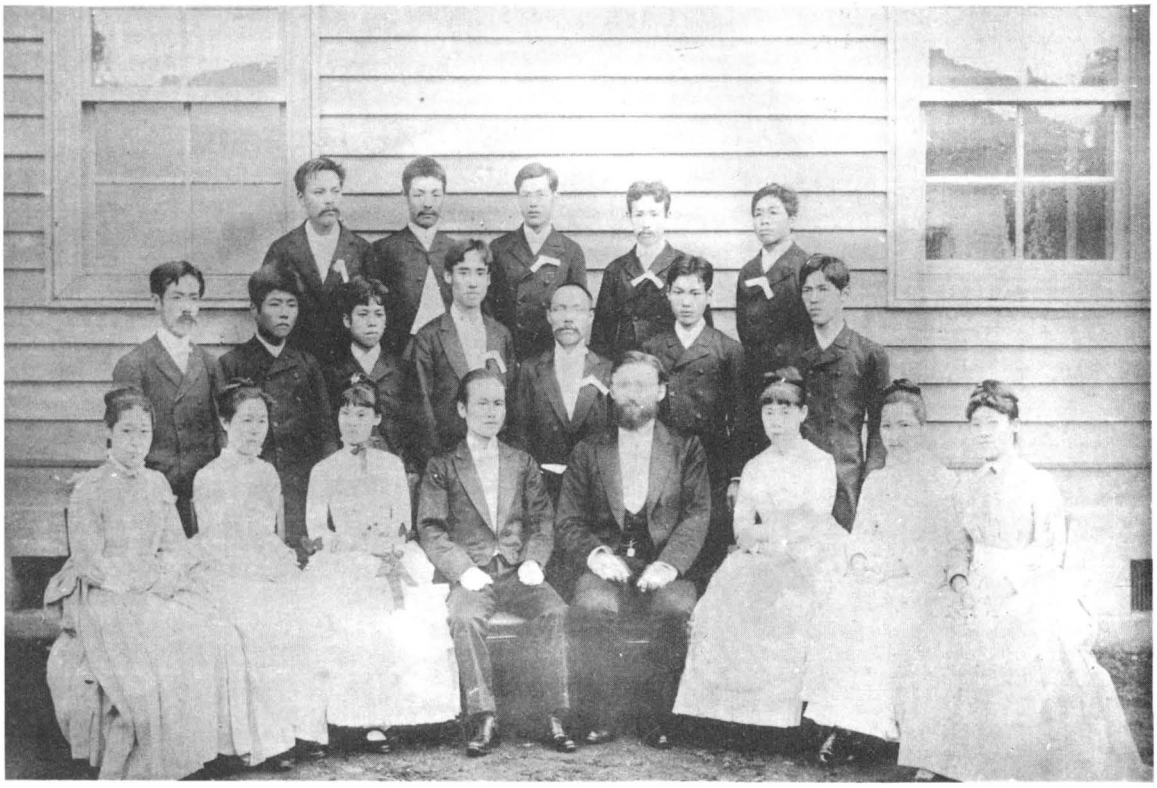

明治22年７月卒業生と教師　前列左から４人目，伊澤修二，ディットリヒ



明治22年12月卒業生と在校生

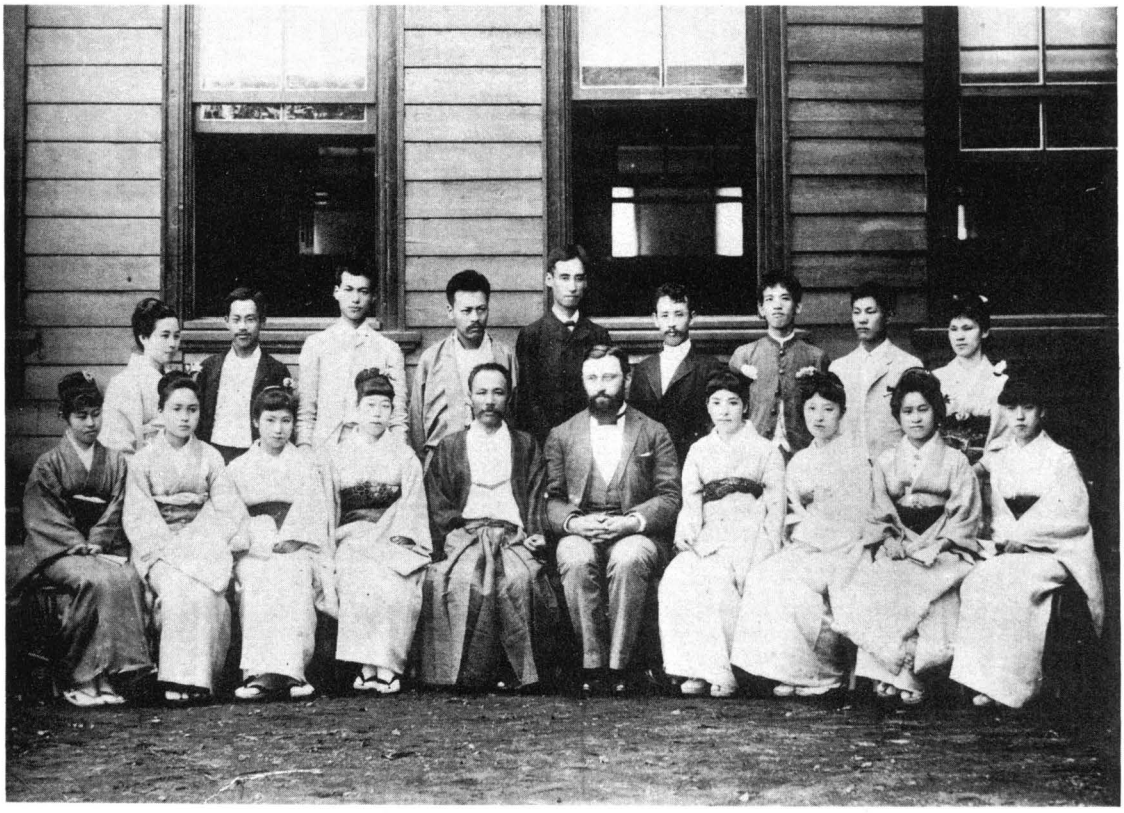

明治24年７月卒業生と教師



明治25年７月卒業生と教師　前列左から３人目橘絲重



明治26年７月卒業生および在校生と教師



明治27年７月卒業生と教師　前列左端，賴母木こま，２列目左から３人目，上原六四郎，ディットリヒ，上眞行



明治28年７月卒業生と教師

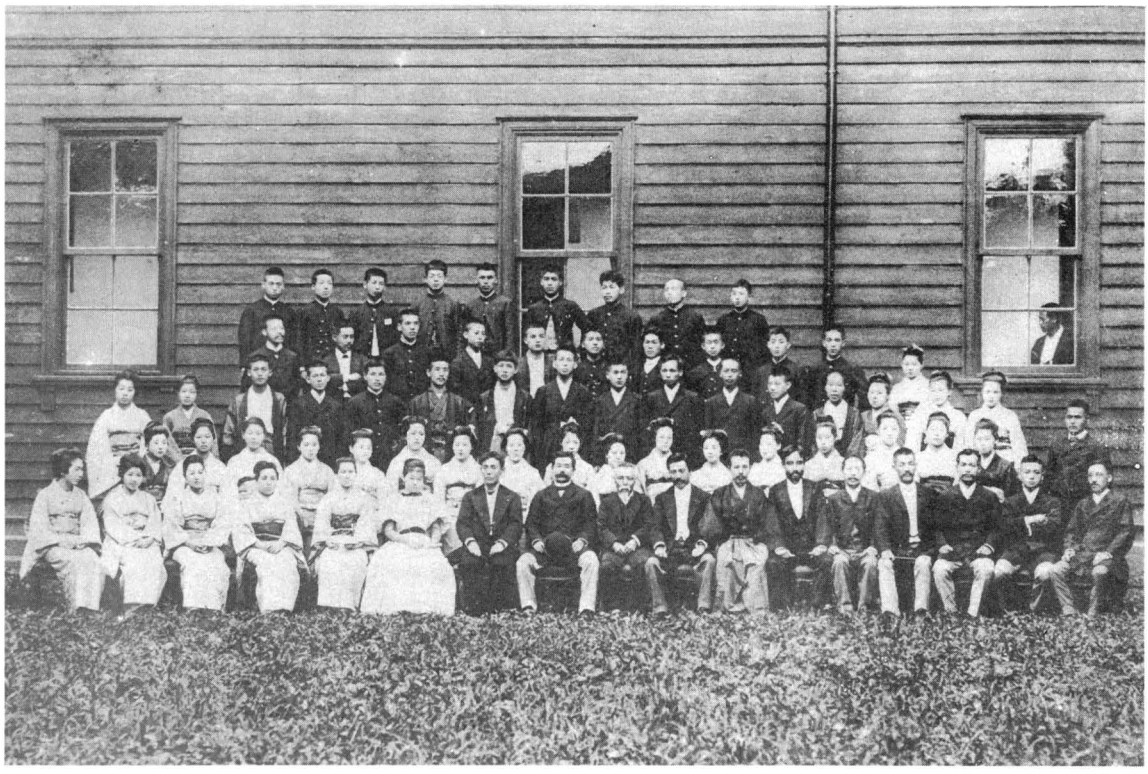

明治29年７月卒業生および在校生と教師

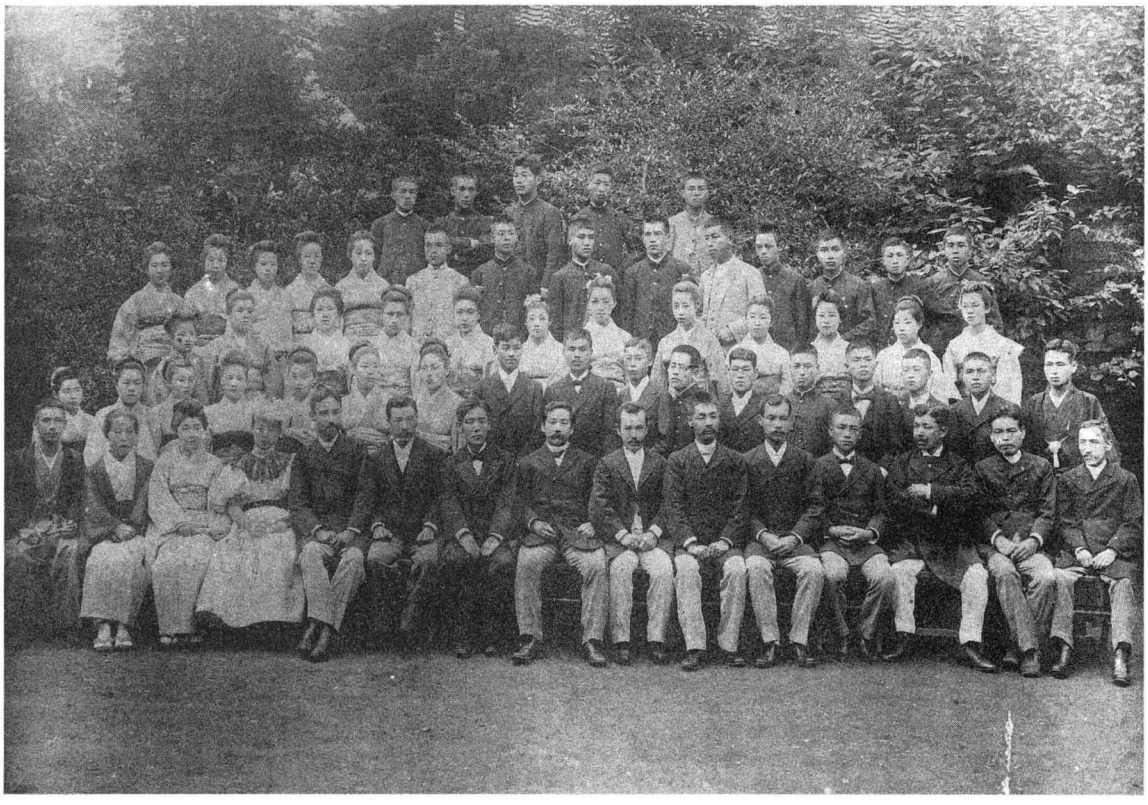

明治30年７月卒業生および在校生と教師　前列左から３人目，橘絲重，幸田幸，上眞行，渡邊龍聖，上原六四郎，嘉納治五郎，１人おいて鳥居忱，小山作之助，島崎赤太郎，比留間賢八，１人おいて赤川虎次郎



明治31年７月卒業生と教師　前列左から，高木タケ，野瀬サク，橘絲重，遠山甲子，幸田延，旗野十一郎，
矢田部良吉校長，黒川眞頼，上原六四郎，渡邊龍聖，鳥居忱，後列左から３人目，瀧廉太郎

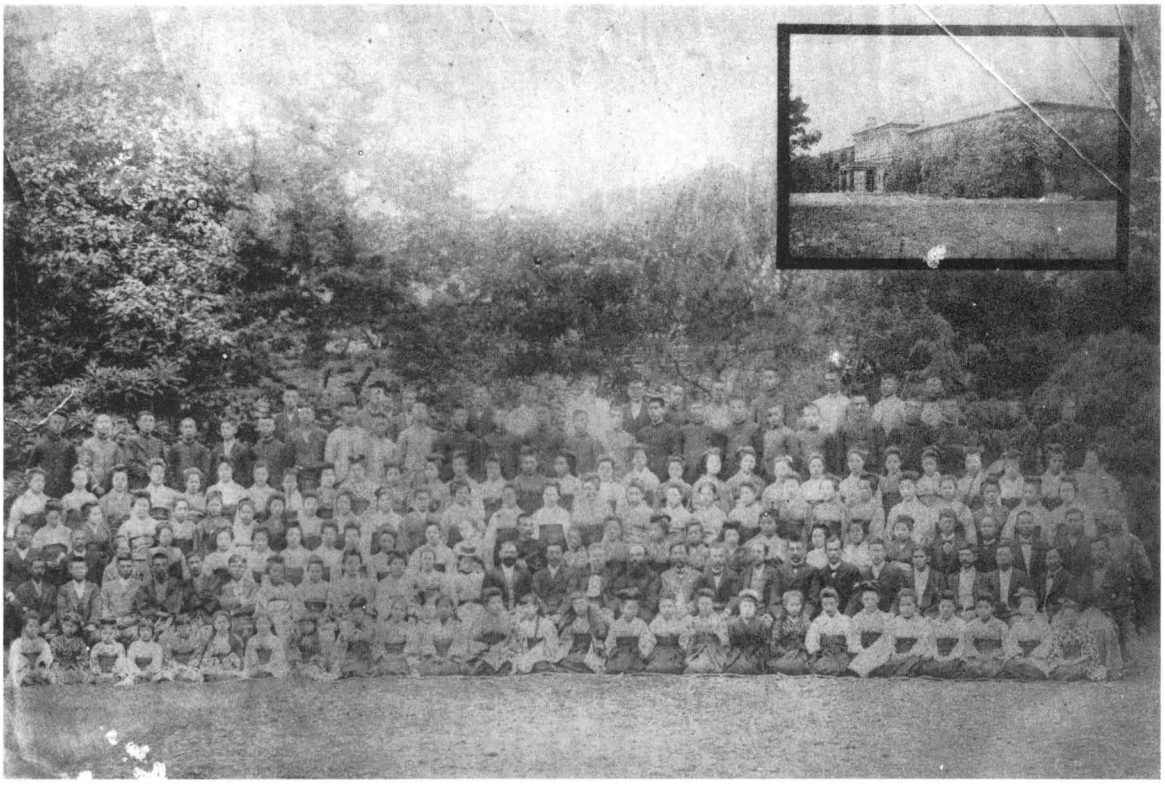

明治33年７月卒業生および在校生と教師

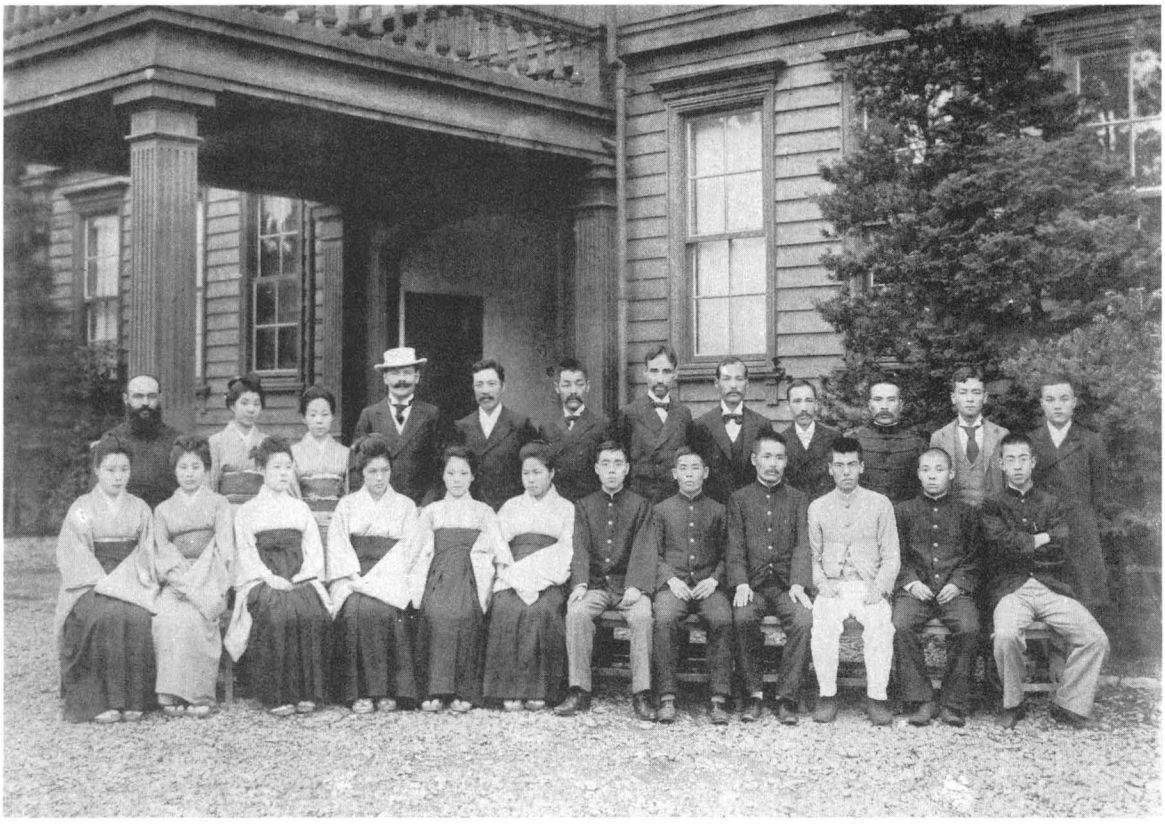

明治34年７月卒業生と教師　後列１人目，ノエル・ペリー，２人おいてユンケル



明治35年３月卒業生　上部右の枠の中，左ペリー，右ユンケル



明治36年３月卒業生および在校生



明治36年７月卒業生



明治37年３月卒業生　前列左から２人目，ユンケル，１人おいてノエル・ペリー，安藤幸，幸田延，橘絲重。２列目左から４人目，上原六四郎



明治37年７月卒業生　前列左から，關須恵，橘ヤスノ，村岡トメ，幸田延，安藤幸，佐藤イト，柴田環(のちの三浦環)。
後列右端，横田三郎



明治38年３月卒業生と教師　前列左から６人目，高嶺秀夫校長



明治38年７月卒業生と教師　前列右端ユンケル



明治39年３月卒業生と教師

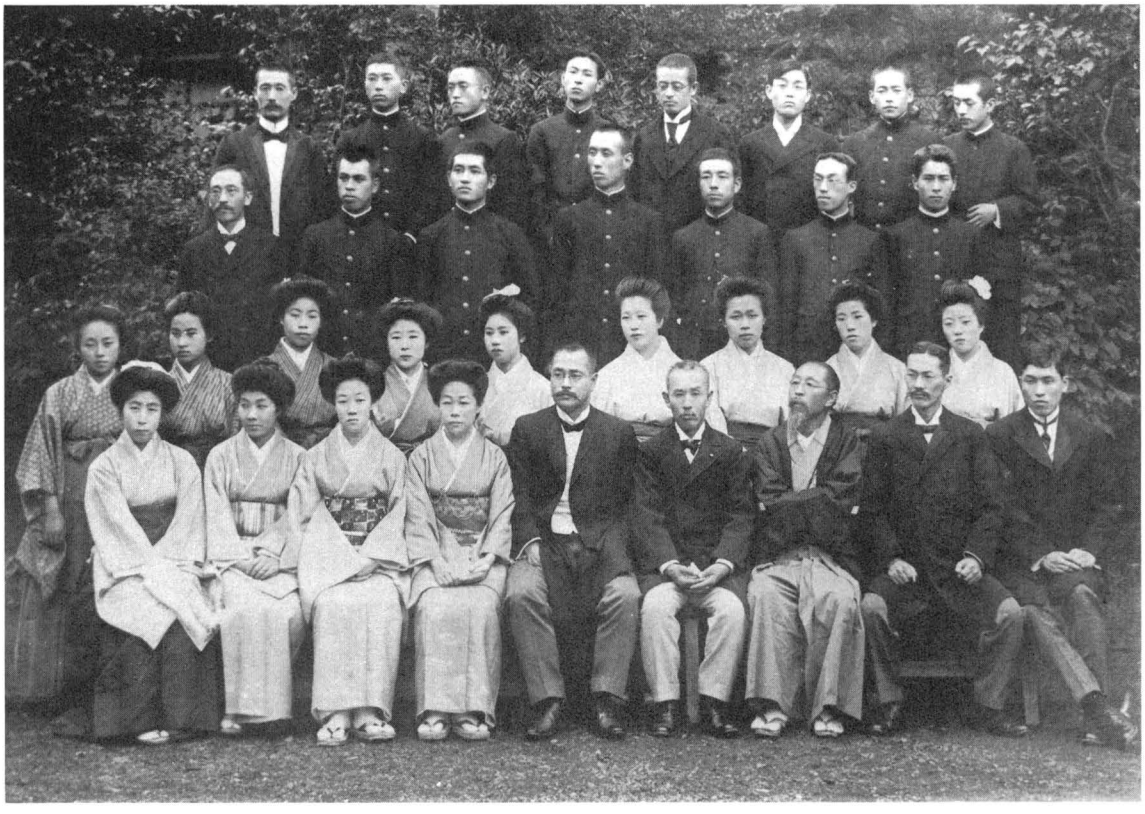

明治39年７月卒業生と教師　前列左から，久野ひさ，橘絲重，安藤幸子，幸田延



明治40年３月卒業生と教師　前列左から２人目，賴母木こま，橘絲重，２人おいて，上原六四郎，高嶺秀夫校長，幸田延，安藤幸



明治41年３月卒業生　前列左から９人目，湯原元一校長，２列目右端，山田耕筰



明治42年３月卒業生と教師　前列中央，湯原元一校長，最後列左端，ヴェルクマイスター，２人目，ユンケル

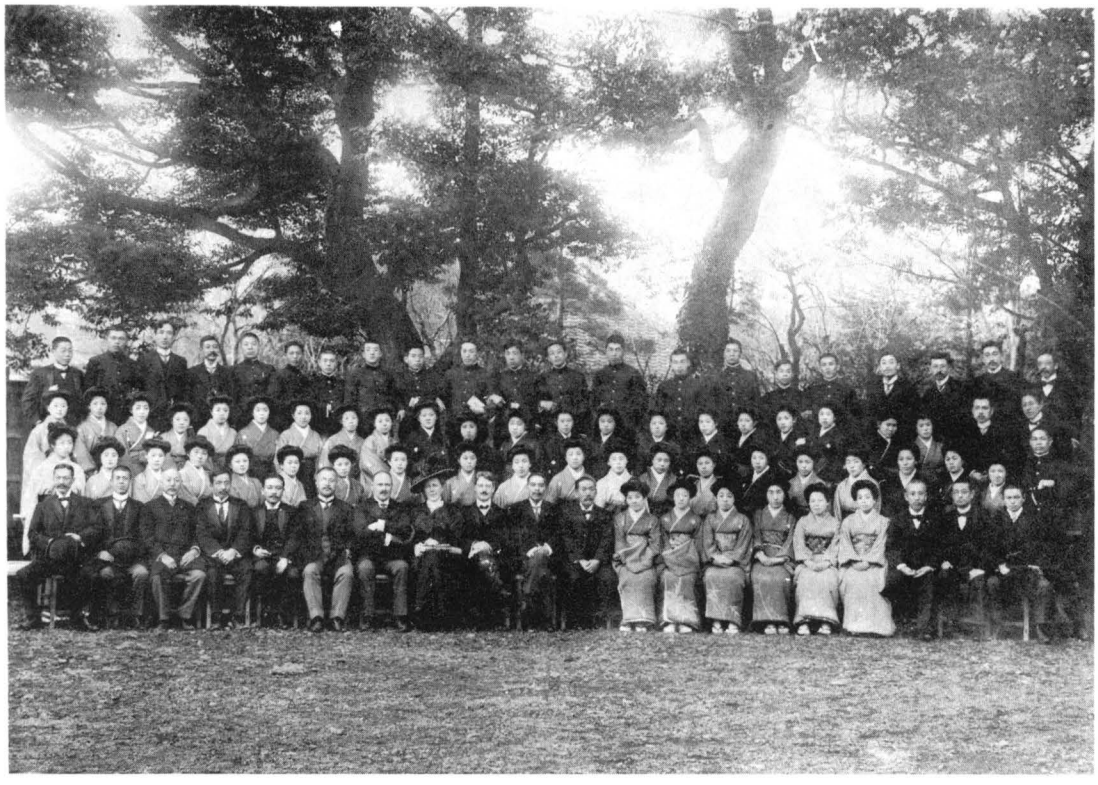

明治43年３月卒業生と教師　前列左から７人目，ユンケル，ペッツォルト夫人，ヴェルクマイスター，湯原元一校長，上原六四郎，橘絲重，安藤幸



明治44年３月卒業生と教師　前列左から７人目，ロイテル，上部枠の中，左ユンケル，右湯原元一校長



明治45年３月卒業生と教師　前列左から６人目，安藤幸，富尾木知佳，橘絲重，ペッツォルト夫人，ヴェルクマイスター，ユンケル，田村寛貞，上部枠の中，湯原元一校長

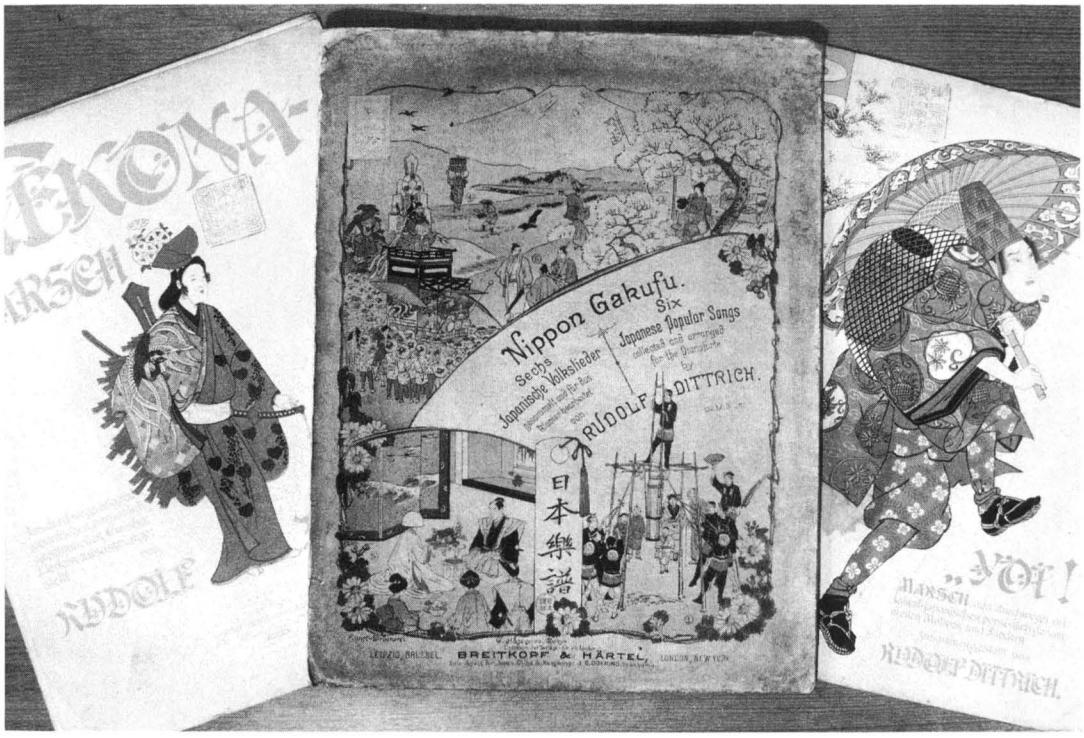

R. ディットリヒが日本の民謡や俗謡を素材にしてオルガンおよびピアノのために作曲した楽譜の表紙　左 Tekona-Marsch，中央 Nippon Gakufu，右 Yoi! Marsch，表紙の絵は中島華陽



女子寮にて　明治42年に本郷区西須賀町に女生徒の仮寄宿舎が設けられ，44年に本校敷地内に寄宿舎が新築された



明治40年代のレッスン風景

ごあいさつ

東京芸術大学は専門学校であった東京美術学校と東京音楽学校が昭和二十四年に新制大学として統合された、わが国唯一の国立芸術大学であります。

東京美術学校の草創は明治十七年に文部省に置かれた図画調査会に溯り、翌十八年、その決議により文部省図画取調掛が発足、明治二十年東京美術学校と改称しました。

東京音楽学校は明治十二年に文部省に音楽取調掛が置かれたのがその始めで、明治十六年に四年制の音楽専門教育の学制を施行し、明治二十年に東京音楽学校と改称、明治二十六年から一時東京高等師範学校の付属学校となりましたが、同三十二年には再び独立しました。

このように、両校は、発祥の経過を異にしておりますが、明治二十年にはともに文部省直轄学校として学校体系の中に位置づけられました。

それから数えて、本年は百年目に当りますが、その長い歴史を振り返る時、道は必ずしも平坦ではなかったようですが、時に当たった先輩の努力によって、多くの人材を養成し、わが国の芸術の分野において重要な役割を果たして来ました。

そのことを記念して、本年は創立百周年の記念事業として美術展覧会、演奏会、楽器展、貴重図書展覧会を開催致しますとともに、わが芸術大学の百年史を刊行致すことになりました。

百年の歴史を調べ、編纂する仕事は容易なこととは思われません。このために長期の時と努力を費やされた方々ならびに

幾多の協力者の方々に心から感謝を致すと共に、本書の刊行が有意義なものとなることを祈ります。

昭和六十二年八月

東京芸術大学学長　藤本能道

東京芸術大学百年史刊行にあたって

東京芸術大学の前身である東京美術学校および東京音楽学校の創立以来、現在に至るまでの大学百年の歴史を、その創立前史を含めて『東京芸術大学百年史』全六巻（東京美術学校篇三巻、東京音楽学校篇二巻、東京芸術大学篇一巻）として刊行する。

学内に百年史編集委員会が組織され、この計画が具体化したのは昭和五十六年のことであったが、すでにそれ以前より美術学部美術教育学研究室、教育資料編纂室および音楽学部音楽研究センターにおいてそれぞれ同大学における芸術教育史資料の収集と研究は進められていた。桑原実監修、磯崎康彦、吉田千鶴子著『東京美術学校の歴史』（昭和五十二年、日本文教出版株式会社）や、浜野政雄、服部幸三監修、音楽取調掛研究班（楽理科研究室、音楽教育研究室、邦楽研究室、音楽研究センターの教官および研究員二十名によって組織）編『音楽教育成立への軌跡』（昭和五十一年、音楽之友社）はその成果の一端である。これらの蓄積された資料を基礎に、改めてその充実と具体的な編集活動に入ったが、当初から資料収集にたずさわってきた森節・吉田千鶴子の両氏を中心に、橋本久美子・村田哲郎の両氏が加わって実務を担当し、執筆も主としてこれら四氏をわずらわせた。なお、当初学内に設けられた百年史編集委員会は、芸術振興財団のうちに東京芸術大学百年史刊行委員会が設けられるに及んで、刊行の業をこの委員会にゆだねることとなった。

この間、昭和五十七・五十八両年の文部省科学研究費補助金による綜合研究「日本近代芸術教育史の資料的研究」（研究代表者山川武）の研究成果をとり入れ、また諸機関ならびに卒業生、その関係者をはじめとする多くの方々から好意的な資

料の提供と協力を仰ぐことが出来、ここに美術学校篇、音楽学校篇第一巻を刊行するに至った。各位の御協力にあつく感謝するとともに、なお先の長いこの仕事に今後の大方の御協力を切にお願いする次第である。

昭和六十二年八月

東京芸術大学百年史編集委員長　水野敬三郎

東京芸術大学百年史編集委員

美術学部教授　中野政樹
〃　〃　平山郁夫
〃　〃　水野敬三郎
〃　〃　山川武
音楽学部教授　服部幸三
〃　〃　船山隆
〃　〃　山本文茂
〃　助手　森節

執筆

美術学校篇　村田哲郎
吉田千鶴子
音楽学校篇　森節
橋本久美子

まえがき

近代日本における西洋音楽の受容と展開の歴史、および専門教育機関における伝統邦楽育成の歴史は、東京音楽学校を抜きにして語ることはできない。

明治十二年（一八七九）の音楽取調掛の設置に始まり、明治二十年（一八八七）の東京音楽学校の創立を経て昭和二十四年（一九四九）の東京芸術大学音楽学部の発足から今日に至る百有余年の軌跡は、まさに日本近代音楽史の根幹をなしていると言っても過言ではない。

この百年史は、昭和四十三年から約四カ年をかけて、東京芸術大学音楽学部音楽取調掛研究班によって行われた研究成果を含めつつ、当大学に所蔵される未公表の手稿文書を中心に原典資料集としてまとめたものである。ここには伊澤修二をはじめとする幾多の先人の努力が、社会との関わりの中で克明に描き出されてゆく。

内容の構成は本紀体のスタイルをとって大きく明治時代、大正時代から東京音楽学校の終りまで、東京芸術大学時代の三つに画期し、各期ごとに項目別編年体として構成した。

今回の第一巻は、音楽取調掛（明治十二年～明治二十年）を含む明治時代の東京音楽学校を扱った。しかし、明治期に端を発した事柄であっても、時代を区切らず扱う方がより適切であると考えられる次の事項については第二巻で取りあげることにした。

一、尋常小学唱歌集の作成

一、邦楽調査掛
一、奏楽堂を含む建物の変遷
一、演奏会プログラム
一、音楽取調掛および東京音楽学校作詞の唱歌歌詞

また、明治後期に任用された外国人教師の中で、活躍期が大正年間に大きくまたがるヴェルクマイスター、ペッツォルト、ショルツらについては第二巻で述べる。日本人教師についても東京音楽学校史の流れの中でとらえることが好ましいと思われるので第二巻でまとめる方針をとった。

今回の百年史明治篇作成に当ってご協力いただいた次の方々に深く感謝申し上げる。

ドナルド・バーガー氏（アメリカン・スクール教師、メーソンの書簡を提供）
ブルース・D・ウィルソン博士（メリーランド大学ホーンベーク図書館ABA研究センター長、伊澤修二のアメリカ留学当時の写真提供）
佐藤治由氏（栃木県日光小学校校長、明治十三年にメーソンが日光を訪れた際の日誌を提供）
中村理平氏（日本大学史学科博士課程在学、エッケルト履歴を提供）
上原之節氏（元本学美術学部教授、上原六四郎の「音響學」講義録を提供）
松本善三氏（東京音楽大学教授、ディットリヒの資料提供）
中西隆紀氏（神田、月刊『本の街』編集長、ケーベル博士に関する資料提供）
久保いと氏（ケーベル博士の高弟故久保勉氏夫人、ケーベル博士の写真提供）
上笙一郎氏（児童文学研究家、ケーベル博士出演のプログラム提供）
土田英三郎氏（本学音楽学部助教授、中村專『和聲學ノート』提供）

田邉史郎氏（本学音楽学部助手、難解な手書き変体がなの読み下し）
土田典子氏（本学音楽学部助手、手書き英文の読み下し）
全般にわたってご協力いただいた長野県伊那市上伊那郷土館、日本近代音楽財団、社団法人東京芸術大学音楽学部同声会に対しても深く感謝申し上げる。

また本百年史の出版をお引き受け下さった音楽之友社社長淺香淳氏、制作部長中山正吾氏、製作を担当して下さった課長林靖章氏に厚くお礼を申し上げる。

最後に本巻編集の実務にたずさわった音楽学部卒業生の小倉真理、川西真理、中村仁美、中村美耶の各氏の名前をあげてそのお骨折に感謝する。

昭和六十二年八月

服部幸三
山本文茂
船山隆
森節
橋本久美子

凡例

構成

一　原則として解説文は原資料よりも小さい字を用いて区別した。

二　手書き原資料はほとんどの場合、段落の第一行目は一字下がっていないが、本書では読みやすさを考慮して一字下げた。ただし段落全体が一字下がりの場合はその限りではない。

三　原資料中、番号が付された箇条書は原資料自体の表記のいかんにかかわらず、番号とそれに続く文字との間を一字あけた。

四　図表・楽譜などは原資料どおりの位置に入れたが、それが不可能な場合にはその近くに入れて、本文中に〔　〕付きでその図表（楽譜）との関係を示した。

文字

一　原資料の漢字は原資料どおり旧字体を使用した。ただし原資料が手書きの場合は原則として、旧字体で書かれている漢字のみ旧字体を使用し、その資料の末尾に〔手書き〕と注記した。

二　原資料中の俗字は正字に直した。

三　原資料中の変体仮名は普通の仮名に改めた。

四　歴史的人名はすべて旧字体を使用した。

五　外国人教師名の綴りと仮名表記は履歴書にしたがった。

六　原資料が総ルビの場合、読みにくいもの以外はルビを省略した。

七　手書き原資料中、解読不能な文字は□で示し、解読の不確かな文字はその文字を□で囲んだ。

八　原資料中、文字の使われ方に疑義があるものはその右側に〔ママ〕と記入し、明らかに誤植と思われる文字は訂正した。

見出し・出典

一　番号付きのゴシック体の見出しで、「　」が付いているものは、原資料どおりの見出しであることを示す。

二　明朝体の見出しで、〔　〕が付いているものは、編集者が設けた見出しであることを示す。

三　資料の出典は各資料の終りに（　）付きで示した。ただし雑誌からの資料は、その出典を号・年・月にとどめた。

括弧

一　〈　〉は曲名を表す。ただしオペラ、オラトリオなど劇音楽は「　」を付した。

二　『　』は書名を表す。

三　原資料中の〔　〕は編集者の注を示す。

四　解説文中の「　」は引用文を、（　）は説明文を表す。

目次

ごあいさつ …… i
東京芸術大学百年史刊行にあたって …… iii
まえがき …… v
凡例 …… viii
年譜――音楽取調掛から明治時代の東京音楽学校（明治十二年～四十五年）―― …… 一
第一章　音楽取調掛　明治十二年～二十年（一八七九～一八八七） …… 九
第一節　伊澤修二の「音樂傳習所」（仮称）創設の構想 …… 二
一　『學制』頒布と伊澤修二のアメリカ留学 …… 二
二　伊澤修二の文部省への働きかけ …… 三
（一）「學校唱歌ニ用フベキ音樂取調ノ事業ニ着手スベキ、在米國目賀田種太郎、伊澤修二ノ見込書」 …… 四
（二）目賀田種太郎「我公學ニ唱歌ノ課ヲ興スベキ仕方ニ付私ノ見込」 …… 五
（三）「唱歌法取調書」伊澤修二 …… 八
（四）「音樂傳習所創設議案」 …… 一〇
（五）「L・W・メーソンと目賀田種太郎との條約書」英文・和文 …… 三
メーソン壮行会におけるフィルブリッキの演説（訳文）（二五）
第二節　音楽取調掛の事業 …… 元
一　音楽取調掛の創置 …… 元

本郷文部省用地内第十六番館　音楽取調掛室内配置図（三）
二　音楽取調掛の整備と伝習生の養成……三三
（一）音楽取調掛、最初の蔵書……三三
（二）音楽取調掛における最初期の楽器状況……三五
（三）音楽取調掛最初の入学者……三六
（四）音楽取調掛授業課目表　明治十四年十月作成……三六
（五）音楽取調掛規則および教則　明治十六年……四四
（六）各府県派出音楽伝習生の募集……五六
（七）音楽取調掛における音楽教育の経過報告　明治十七年、報告者　伊澤修二……六三
参考資料Ⅰ　中村專『和聲學ノート』……六五
参考資料Ⅱ　試験問題　明治十六年～十八年より……八八
三　教材の出版……九一
（一）『唱歌掛圖』および『小學唱歌集』の出版、『幼稚園唱歌』出版……九一
（二）音楽書の出版　明治十六年～十七年……一〇
『音樂問答』（二）『樂典』（二）『音樂指南』（二）
四　楽器の改良および試作……一一
（一）「樂器試製改造及ビ模造ノ事」……一三
（二）「學校用樂器ノ適否研究ノ事」……一五
五　伊澤修二の示論……一六
六　音楽取調掛における調査および研究……一三
（一）「諸種ノ樂曲取調ノ事」……一三
（二）「内外音律ノ異同研究ノ事」……一五
（三）「本邦音階ノ事」……一八
（四）「希臘音律ノ事」……一三
（五）「音樂沿革大綱」……一五

（六）「明治頌撰定ノ事」……一四五
（七）「俗曲改良ノ事」……一五七
（八）「音樂ト教育トノ関係」（伊澤修二の論説）……一六四
七　英文『音樂取調掛成績申報書』明治十七年二月　EXTRACTS FROM THE REPORT on the RESULT OF THE INVESTIGATIONS CONCERNING MUSIC……一六七
八　英米における博覧会への参加……一八九
（一）イギリス、ロンドン万国衛生博覧会への参加……一八九
（二）アメリカ、ニューオーリンズ綿百年期博覧会への参加……一九一
（三）イギリス、ロンドン発明品博覧会への参加……一九三
九　音樂取調掛の演奏会……一九七
（一）「明治十四年七月七日音樂取調掛期末試業略記」……一九七
（二）「明治十五年一月三十日及三十一日昌平館ニ於テ音樂取調報告ノ節唱歌幷音樂演習手續書」……一九八
（三）明治十五年七月一日メーソン送別演奏会……二一三
（四）「明治十六年一月二十二日エッケルト氏来所ニ付演樂手續書」……二一三
（五）「明治十六年七月十一日期末演習會」……二一三
（六）「明治十七年一月二十三日大木文部卿巡視につき本掛事業供閲」……二一四
（七）明治十七年五月十日月次演奏会……二一四
（八）「明治十七年五月十二日京都府吏員等参観ニ付演習曲目」……二一五
（九）明治十七年六月十四日月次演奏会……二一五
（十）「明治十七年十月九日東京府外十二縣聯合學事協會員参観ニ付演奏手續」……二一六
（十一）「明治十七年十月十一日司法省雇佛国人アッペール氏参観ニ付演奏曲目」……二一七
（十二）「明治十七年十月十六日嶋津珍彦外九名参観ニ付演奏手續」……二一七
（十三）「明治十八年一月十七日月次音樂演習會演奏曲目」……二一八
（十四）明治十八年六月八日ヴァイオリン奏者モーレルを招待して音樂演習会開催……二一八
（十五）「明治十八年七月二十日午後二時ヨリ上野公園地内文部省新築館ニ於テ音樂取調所卒業演習會」……二一九
（十六）明治二十年二月十九日音樂取調掛最後の卒業演奏会……二二三

(七)　明治二十年七月九日音楽取調掛演奏会……二三七
第三節　音楽取調掛を支えた人々……二三九
一　外国人教師……二三九
(一)　ルーサー・ホワイティング・メーソン Luther Whiting Mason……二三九
(二)　フランツ・エッケルト Franz Eckert……二四五
(三)　ギョーム・ソーブレット Guillaume Sauvlet……二四七
二　音楽取調掛員……二五〇
伊澤修二……二五〇
山勢松韻……二五三
内田彌一……二五三
岡倉覺三(天心)……二五四
神津專三郎……二五五
瓜生繁……二五八
奥山朝恭……二五九
宮内省式部寮雅楽課伶人……二五九
芝葛鎮(二七三)　上眞行(二七三)　奥好義(二七八)　辻則承(二七九)　多久隨(二八〇)　多忠廉(二八〇)　多忠孝(二八一)
第二章　明治時代の東京音楽学校……二八三
第一節　音楽学校の設立……二八五
一　音楽学校の設立に至るまで……二八五
二　創草期の東京音楽学校……二八七
三　新築校舎の落成……二九〇
四　帝国議会開院……二九四
第二節　東京音楽学校存廃論争……二九七

一　音楽学校存廃論争の経緯……二九七
二　関連資料……三二七
三　『明治廿四年以降帝國議會關渉綴』……三七九
四　この時期の演説……三九六
第三節　高等師範学校附属から再独立へ……四〇七
第四節　規則およびカリキュラムの変遷……四二九
一　規　則……四二九
二　カリキュラム……四六一
〈参考資料〉(四六九)
第五節　第二代東京音楽学校校長村岡範爲馳の音楽論説……四七三
第六節　上原六四郎「音響學」講義録……四八四
第七節　『祝日大祭日唱歌』歌詞・楽譜の選定……四九八
第八節　中等唱歌教科書の出版……五〇六
第九節　外国人教師　履歴とその活動……五一一
(一)　ルードルフ・ディットリヒ Rudolf Dittrich……五一一
(二)　ラファエル・フォン・ケーベル Raphael von Koebel……五一三
(三)　アウグスト・ユンケル August Junker……五一三
(四)　ノエル・ペリー Noël Peri……五一五
(五)　アンナ・ラール Anna Laehr……五一五
(六)　ヘルマン・ハイドリヒ Hermann Heydrich……五一六
(七)　シャルロッテ・フレック Charlotte Fleck……五一七
(八)　ルドルフ・ロイテル Rudolph Ernest Reuter……五一八

第十節　グルック作曲「オルフォイス」の上演……一四一
第十一節　東京音楽学校評……一五五
楽譜資料……一七五
音樂取調掛編纂『唱歌集』初編　明治十四年……一七五
音樂取調掛編纂『唱歌集』第二編　明治十六年……一九一
音樂取調掛編纂『唱歌集』第三編　明治十七年……二一三
音樂取調掛編纂『幼稚園唱歌集』明治二十年……二二七
東京音樂學校編纂『箏曲集』明治二十一年……二三三
東京音樂學校編纂『中等唱歌集』明治二十二年……二三五
東京音樂學校編纂『中學唱歌』明治三十四年……二五八
東京音樂學校編纂『中等唱歌』明治四十二年……二六九
東京音楽学校出版目録　明治二十二年～四十二年……二七四
参考文献……二八四
人名索引……一

年譜

——音楽取調掛から明治時代の東京音楽学校（明治十二年～四十五年）——

（注）東京音楽学校になってからの教官の任用は◎の欄で記すことにした。（　）内は担当科目、つづく年代は退職年度を示す。講は時間講師を示す。

明治五年（一八七二）

七月　学制頒布小学校に「唱歌」が、中学校に「奏樂」が置かれる。だが「當分コレヲ缺ク」という但し書がつき実施されず。

同七年（一八七四）

三月　伊澤修二愛知師範学校長に就任、付属施設として幼稚園風のものを設け、幼児に遊戯唱歌を試みる。

同八年（一八七五）

七月十八日　伊澤修二、師範学科取調べのためアメリカ留学を命ぜられ横浜を出航。

同十年（一八七七）

十一月六日　東京女子師範学校において保育唱歌による教育がはじまる（雅楽部伶人の作曲）。

同十一年（一八七八）

四月八日付在米留学生監督官目賀田種太郎および伊澤修二の連名で「學校唱歌ニ用フベキ音樂取調ノ事業ニ着手スベキ見込書」を文部大輔田中不二麿に提出。

四月二十日付目賀田種太郎「我公學ニ唱歌ノ課ヲ興スベキ仕方ニ付私ノ見込」を文部大輔に提出。

五月二十一日　伊澤修二帰国、東京師範学校雇となる。

六月　伊澤修二「唱歌法取調書—メーソン方式の掛圖つき—」を文部大輔に提出。

八月　伊澤修二文部省学務課を兼務。

十月十六日　伊澤修二東京師範学校長補。

十月二十五日　伊澤修二文部省内に体操伝習所を創設し、その主幹を兼務する。

同十二年（一八七九）

三月八日　伊澤修二「音樂傳習所案」を文部省に提出。

三月二十二日　伊澤修二東京師範学校長。

三月二十五日　メーソンの日本招聘が決る。

十月七日　伊澤修二音樂取調御用掛を兼務、体操伝習所主幹を解かれる。

十月二十三日　文部省内に音樂取調掛が設置される。

十月三十日　伊澤修二、文部卿寺島宗則に宛て「音樂取調ニ付見込書」を提出、この中で三大事業①「東西二洋ノ音樂ヲ折衷シテ新曲ヲ作ルコト」②「將來國樂ヲ興スベキ人物ヲ養成スルコト」③「諸學校ニ音樂ヲ実施スルコト」をかかげる。

同十三年（一八八〇）

三月　本郷文部省用地内第十六番館（現東京大学法文経一号館の場所）を改築し、音樂取調掛官署とする。

三月二日　アメリカ人ルーサー・ホワイティング・メーソン　Luther Whiting Mason　文部省お雇い教師として着任。

四月　音樂取調掛にはじめてピアノが備えつけられる（メーソン持参のピアノ）。

四月　メーソンにより東京師範学校および東京女子師範学校において唱歌教育はじまる。

五月二十八日　アメリカよりピアノ十台および楽譜・図書類が到着（この中に英語版バイエル教則本二十冊が含まれている）。

六月七日　山勢松韻（箏）、国文学者の稲垣千頴、柴田清熙、英学者内田彌一を雇い入れる。唱歌教材の作成開始。同日付伝習生募集案を提出。

六月二十三日　雅楽器十四点、俗楽器七点、清楽器十八点、チェロを購入。

七月二十九日　大阪専門学校（後の第三高等学校、現京都大学）より印度音楽関係図書（タゴールの著書など）四十冊回送。

九月　音楽伝習規則を作成。

十月五日　十八名の伝習生入学、十一日　四名入学、この中に宮内庁雅楽部伶人八名が含まれている。

十月十二日　芝葛鎮（伶人・調絃法）、十八日　岡倉覺三（天心・官吏）、二十八日　西幸吉（能楽手）を雇い入れる。

同十四年（一八八一）

二月　第二回伝習生募集を新聞に広告する。十二名入学。

二月十日　第一回の伝習生雅楽伶人の東儀彭質、上眞行、辻則承、奥好義を雇い入れる。

五月　小学校教則綱領制定、唱歌科は教授法の完備次第実施となる。内田彌一音楽取調掛監事。五月十四日　国文学者里見義、六月十一日　同加部巖夫雇い入れる。

五月二十四日　東京女子師範学校に皇后陛下行啓のおり音楽取調掛員が管弦楽を演奏。

九月　メーソン学習院への出校開始、中村専助教となる。メーソンによる和声講義開始。

九月十五日　芝葛鎮音楽取調掛監事となる。

十月二十六日　伊澤修二、東京師範学校校長兼任を解かれ音楽取調掛長となる。

十一月十日　神津專三郎音楽取調掛監事（音楽史担当）。

十一月二十四日　『唱歌掛圖』初編および『小學唱歌集』初編の出版届。

十二月　本邦第一号オルガン試作。

同十五年（一八八二）

一月　文部卿の命により国歌選定の仕事に着手。

一月　伊澤修二「事務大要」を文部卿に提出。

一月三十、三十一日の両日神田昌平館において「音樂取調掛成績報告」演奏会を挙行。

三月　永井繁（瓜生繁）を雇い入れる。第一回伝習終了者加藤貞、鳥居忱、藤川さゐ助手に採用。

五月　上原六四郎（理化学）専門学務局兼取調掛勤務。

七月一日　昌平館においてメーソン送別演奏会開催、十三日　メーソン横浜より一時帰国の途につく。

九月　四年制のカリキュラムを作成。

十一月六日付メーソン解雇伺提出。

十一月二十日　関東十二府県学務課長に対し伊澤の示論と演奏会を開催

同十六年（一八八三）

一月　文部省から男女共学に対する批判があり、女子の入学を禁ず。

一月二十二日　エッケルト歓迎演奏会開催。

二月十日　海軍省雇教師フランツ・エッケルト Franz Eckert 音楽取調掛を兼務する。管弦楽、和声、楽典を受け持つ。

二月二十七日付四年制の教則および教科細目を含む「音樂取調掛規則案」八章四十八ケ条を本省へ提出、六月二十八日付裁可。

三月　メーソンを正式に解雇。

三月二日　多久隨第一回伝習生、式部寮伶人兼取調掛助教となる。

六月『唱歌掛圖』第二編、『小學唱歌集』第二編出版。

七月十一日　期末演習会開催、ワーグナーの「タンホイザー」より〈夕星の歌〉が管弦楽で演奏される。

七月『約氏音樂問答』『音樂指南』出版。

九月　四年制実施。

十二月一日　奥山朝恭を雇い入れる

同十七年（一八八四）

一月二十三日　大木文部卿巡視に際し演奏会開催。

二月七日付伊澤修二、文部卿大木喬任に『音樂取調成績申報書』を提出。

三月二十九日　『小學唱歌集』第三編の出版届、六月出版。
四月　各府県長宛、府県派出音楽伝習生募集案内を発送。
四月　『樂典』出版。
五月十日　第一回月次演奏会開催。
五月十二日　京都吏員等参観に付演奏会開催。
五月　英国ロンドン万国衛生教育博覧会へ和楽器および音楽取調掛作成の書物を出品。
六月十四日　第二回月次演奏会開催。
十月九日　東京府外十二県連合学事協会員参観に付演奏会開催。
十月十六日　嶋津珍彦外九名参観に付演奏会開催。
十二月　アメリカ・ニューオーリンズ綿百年期博覧会へ和楽器および音楽取調掛作成図書類を出品。
この年『箏曲集』初編の編集完了。

同十八年（一八八五）
一月十七日　第三回月次演奏会開催。
二月九日　音楽取調掛は音楽取調所と改称、本郷から上野東四軒寺跡（現科学博物館の所）へ移転。
四月二日　多忠廉、多忠孝（伶人）宮内庁と兼務で音楽取調所員となる。
五月九日　陸軍省雇教師シャルル・ルルー氏を迎え演奏会開催。
七月二十日　第一回全科卒業生三名幸田延、遠山甲子（キネ）、市川ミチの卒業式を挙行、つづいて演奏会を開催。同月二十七日　前記の三名および加藤精一郎（十七年十二月入学）を助手に採用。
十月　ロンドン万国発明品博覧会に和楽器および音楽取調掛考案の音叉と図書類を出品、音叉はアレキザンダー・J・エリス Alx. J. Ellis の注目をひく。出品物全部に対し金メダルを受賞。
十二月　音楽取調所は再び音楽取調掛となる。
この年より東京師範学校など他校への音楽取調掛員の出向を廃止する。

同十九年（一八八六）
三月三十一日　エッケルト解雇。
四月一日　オランダ人G・ソーブレット Guillaume Sauvlet[1] ピアノ教師として雇い入れる。
十一月　伊澤修二他七名の連署をもって文部大臣森有禮に「音樂學校設立ノ儀ニ付建議」を提出。

同二十年（一八八七）
二月十五日　音楽研究生を置き研究生条規を定める。
二月十九日　第二回全科卒業式挙行（十四名）、つづいて演奏会を開催、ベートーヴェンの交響曲をソーブレットの指揮のもとで演奏、聴衆約五百名。この日の卒業生十名を研究生として在学を許可。
二月　音楽取調掛伝習生三十名入学。
三月　音楽取調掛の女生徒入学を復活する。
七月五日　明宮殿下（のちの大正天皇）および内外の貴賓約五百名を迎え演奏会を開催。
九月　音楽取調掛最後の伝習生六名入学。
十月　音楽取調掛、東京音楽学校となる。十月五日開校（官報告示十月四日）。
十二月　『幼稚園唱歌集』出版。
㊎上眞行（和声・音楽教授法）明治二十八年。大正四年から昭和二年まで嘱託教師として音楽史と雅楽を担当する。
菊地武信（唱歌）明治二十四年
遠山甲子（キネ）（ピアノ・オルガン）明治三十六年
神津專三郎（幹事、音楽史・英語）明治二十七年
瓜生繁（ピアノ）明治二十五年
辻則承（講、ピアノ・唱歌）明治二十四年
納所辨次郎（講、ピアノ）明治三十六年
チーチェ夫人 Johanna Bertha Maria Tietzé（講、ピアノ）明治二十二年

同二十一年（一八八八）
一月　文部省編輯局長伊澤修二、東京音楽学校長を兼任。

十一月五日　ルードルフ・ディットリヒ Rudolf Dittrich（オーストリア人、ヴァイオリン・和声・合唱・管弦楽）明治二十七年。

同二十二年（一八八九）

一月　東京音楽学校規則を制定、学科を分けて予科および本科とし、本科を師範部と専修部に分ける。学年は九月十一日に始まり、翌年七月十日に終る。ソーブレット解雇。

四月　幸田延初の音楽専修者として文部省より海外留学（オーストリア）を命ぜられる。

七月　東京音楽学校専修部初卒業生四名を送り出す。

十一月三日　天長祝賀音楽会開催。

十二月二十二日　師範部生徒八名卒業。

十二月『中等唱歌』（埴生の宿）が含まれている）を出版。

㊛木村作子（雇教員）明治二十三年

森冨子（雇教員）明治二十三年

授業補助　山田源一郎　明治二十四年

同二十三年（一八九〇）

五月　上野公園元西四軒寺跡文部省用地（現在地）の新築校舎（奏楽堂を含み四二二坪）に移転、十二日新築校舎開校式、演奏会を行う（七曲演奏したという記録があるが詳細は不明）。

十一月二十九日　奏楽堂において帝国議会開院式祝賀音楽会、伊澤校長祝辞を述べる。

同二十四年（一八九一）

一月　議会で東京音楽学校存廃論争が起る。伊澤修二、矢田部良吉、神津専三郎ら反論。

六月　校長伊澤修二非職を命ぜられる。神津専三郎校長心得を命ぜられる。

六月十八日　伊澤の非職に対し、生徒代表が大木文部大臣に伊澤の復職を陳情。

七月十三日　教職員ならびに生徒による伊澤氏の慰労会。

八月　理学博士村岡範爲馳校長となる。神津専三郎の校長心得を解く。

十月　文部省は東京音楽学校教職員全員に対し、祝祭日歌詞楽譜選定事業の補助を命じる。

㊛黒川眞頼（文学）明治三十二年

上原六四郎（音楽理論）明治四十五年

鳥居忱（和漢文・音楽理論）大正二年

山勢松韻（箏）明治三十三年

佐藤誠實（文学）明治二十七年

同二十五年（一八九二）

二月十六日　オーストリアの伯爵来校、生徒による箏曲合奏等を披露、賞賛を受ける。

十一月　東京音楽学校学友会の創設。

㊛本居豊穎（和文）一年間のみ

中村秋香（帝国大学書記兼第一高等中学校教授、文学）明治三十六年

大和田建樹（和歌）明治三十六年

小山作之助（唱歌・オルガン）明治三十五年

能勢作（ピアノ・オルガン）明治三十五年

山谷德治郎（音楽的生理）この年のみ

授業補助　橘絲重（ピアノ）、石岡得久（ヴァイオリン）、瀬川朔（英語）

同二十六年（一八九三）

四月十日　医学会員七百名来校、村岡校長の講演と演奏を披露。

四月　シカゴ・コロンブス世界博覧会に日本音楽および本校出版図書等を出品。

六月　高等師範学校附属音楽学校となる。祝日大祭日歌詞および楽譜の審査終了。

九月十日　勅令第六十二号により、東京音楽学校職員は廃官となり高等師範学校附属音楽学校職員となる。嘉納治五郎（東京女子師範学校長）校長となる。

㊛中村秋香（文学）明治三十六年

旗野十一郎（文学）明治四十一年
授業補助　島崎赤太郎（オルガン）、鈴木米次郎（音楽理論・作曲）

同二十七年（一八九四）

六月　入学時は毎学年の始め一回の規定を改め、時宜により臨時試験を行い入学を許可すると定める。小学校唱歌科教員志望者のため小学唱歌講習科を新設、最終学年生が実習を兼ねこの授業を担当することとなる。

十一月　奏楽堂においてグノー「ファウスト」第一幕、在日外国人により上演。

㊎頼母木駒（ヴァイオリン）昭和三年
山田源一郎（唱歌・オルガン・ヴァイオリン）明治三十六年
奥好義（講、唱歌）明治三十五年
橘絲重（講、ピアノ）明治二十八年
島崎赤太郎（講、オルガン）明治三十三年

同二十八年（一八九五）

十一月九日　幸田延、ウィーン留学より帰国。

㊎渡邊龍聖（倫理・教育学）明治四十二年
幸田延（ピアノ・ヴァイオリン・独唱歌・和声学）明治四十四年
高橋忠次郎（体操）この年のみ

同二十九年（一八九六）

三月　本科専修部に対し教育学科の比重を重くする旨規則を改正。

四月　生徒の服装を文部省直轄学校の制服に同じくする。徽章を設ける。
東京音楽学校同声会第一回演奏会。
㊎橘絲重（ピアノ）昭和三年、以後十四年まで嘱託講師
比留間賢八（講、チェロ）明治三十一年

同三十年（一八九七）

四月　小学唱歌講習科の規程を改正し、小学校教員に限らず広く志望者の入学を許可。

同三十一年（一八九八）

五月　東京市神田区一橋通高等師範学校附属地に分教場を設置、選科の一部および小学唱歌講習科を移す。

六月　矢田部良吉（高等師範学校長）、東京音楽学校長となる。

十月　春秋二季に定期演奏会を行うことを定める。

㊎R・フォン・ケーベル Raphael von Koebel（東大専任、ピアノ・音楽史）明治四十二年
武島又次郎（国文学）明治四十三年
下田次郎（教育学）この年のみ
今井新太郎（箏）大正十五年
高木武（オルガン）明治三十四年
橋本正作（唱歌・ピアノ）明治三十四年
天谷秀（オルガン）明治四十一年
多忠龍（伶人、講、クラリネット）大正五年
東儀俊龍（伶人、講、コルネット）大正十五年
大村恕三郎（伶人、講、フリュート）明治三十八年
多忠基（伶人、講、ホルン）大正十年

同三十二年（一八九九）

四月　東京音楽学校再独立、独立祝賀会委員より額面百円の公債証書の寄附を受ける。この利子を奨学金に当てる。皇后陛下行啓。

五月二十六日　幸田幸、文部省よりオーストリア・ウィーン音楽学校へ留学を命じられる。

八月　渡邊龍聖（本校教授）校長となる。

十月　名古屋・京都方面へ生徒の修学旅行。

㊎A・ユンケル August Junker（管弦楽）明治四十五年
岡倉由三郎（英語）明治三十四年
中島半次郎（教育学）明治三十七年
田村虎蔵（唱歌・オルガン）明治四十四年
薗廣虎（伶人、講、コントラバス）大正五年
下村芳子（講、ピアノ・オルガン）明治三十四年

授業補助　瀧廉太郎（ピアノ）

同三十三年（一九〇〇）

九月　本校規則を大幅に改正、学科を分けて予科、本科、研究科、選科とする。本科を分けて声楽部、器楽部、楽歌部とし、師範科を分けて甲乙二種とする。

㊞アンナ・ラール Anna Laehr（ピアノ）明治三十七年

ノエル・ペリー Noël Peri[2]（和声・作曲）明治三十六年

佐方鎭（諸礼）明治三十六年

杉浦（旧姓高木）チカ（唱歌・ピアノ）大正六年

坪井玄道（舞踏）明治四十五年

山縣菊（講、ピアノ）明治三十七年

野村成仁（講、オルガン）明治三十六年

同三十四年（一九〇一）

三月　『中学唱歌』出版（瀧廉太郎作曲の〈荒城の月〉〈箱根八里〉等を含む）。

㊞多梅稚（唱歌）明治三十六年

菊地ミチ（講、英語）明治三十八年

同三十五年（一九〇二）

五月　皇后陛下行啓。

十月一日　校長渡邊龍聖、清国政府の招聘に応ずる。

十月二十七日　大島義脩（本校教授）校長となる。

㊞島崎赤太郎（オルガン）昭和七年

中村（旧姓下村）芳子（ピアノ）大正四年

ヘルマン・ハイドリヒ Hermann Heydrich（ピアノ・管弦楽・指揮法）明治四十一年

神戸絢（ピアノ）昭和七年

幸田（安藤）幸（ヴァイオリン）昭和七年

赤川寅次郎（教育法）明治三十七年

富尾木知佳（審美学）大正六年

楠美恩三郎（オルガン）大正六年

高橋勢以（箏）昭和五年

鈴木代吉（講、体操）明治三十六年

渡邊森藏（講、オルガン）明治四十一年

同三十六年（一九〇三）

七月　ペリー指揮下にグルックの「オルフォイス」奏楽堂において上演。

㊞内田粂太郎（楽典）明治四十一年

芝忠重（伶人、講、オーボエ）大正五年

石野巍（ヴァイオリン）明治三十八年

同三十七年（一九〇四）

二月　高嶺秀夫（東京高等師範学校長）東京音楽学校長を兼任。

㊞星菊太（倫理）明治三十九年

井口あぐり（方舞）明治三十九年

安藤勝一郎（英語）明治三十九年

金森小壽（倫理）明治四十一年

麻生富久（講）この年のみ

授業補助　岡野貞一（楽典・ピアノ・唱歌）、前田久八（ピアノ）、前田襄（ヴァイオリン）、本多かつ（ピアノ）、吉川やま（唱歌・ピアノ）、柴田環（唱歌）、大門トク（オルガン）

同三十九年（一九〇六）

三月　本校規則改正により学年学期は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。創立記念日を十月四日に改める。

㊞岡野貞一（唱歌）昭和七年、以後十六年まで嘱託講師

石倉小三郎（英語）明治四十一年

野村三郎（英語）大正三年

林博太郎（教育学）明治四十二年

多忠告（講、フリュート）大正五年

授業補助　鳥居つな（ヴァイオリン）、東儀哲三郎（ヴァイオリン）

同四十年（一九〇七）
二月　規則改正により従来の成績順席次をやめ、すべてイロハ順席次とする。
六月　湯原元一（北海道庁事務官）校長となる。
十月　邦楽調査掛および文部省唱歌編纂掛を設置。
十二月　定期演奏会において本邦初のチェロ独奏が披露される（演奏者ヴェルクマイスター）。
授業補助　中田章（オルガン）
同四十一年（一九〇八）
一月　楽語調査掛設置。
五月　「オルフォイス」の再演、風紀を乱すという理由で禁止。
八月　風紀問題に関し文部省より厳重な取締りを受ける。
㊙ハインリヒ・ヴェルクマイスター Heinrich Werkmeister（チェロ・コントラバス）大正九年
シャルロッテ・フレック Charlotte Fleck（声楽）この年のみ
吉丸一昌（倫理・国文学）大正四年
乙骨三郎（ドイツ語・英語）昭和七年
倉辻フキ（講、ピアノ）明治四十五年
吉川（旧姓戸倉）やま（講、唱歌）大正二年
喜多襄（講、ヴァイオリン）大正五年
藤井（旧姓柴田のちの三浦）環（講、唱歌）明治四十二年
吉岡郷甫（講、歌文）明治四十五年
薗十一郎（伶人、講、フレンチホルン）大正六年
南能衞（講、オルガン・楽理）明治四十五年
授業補助　多久寅（ヴァイオリン）、川久保美壽々（ピアノ）
同四十二年（一九〇九）
三月　規則改正により予科二年、本科は学年制を廃して三年以上五年以内とする。本科の楽歌部および研究科の作歌部を廃する。
五月　本郷区西須賀町二に女生徒の仮寄宿舎を設ける。
㊙村田ミイ（箏）昭和五年
髙野辰之（国語）昭和十一年
田村寛貞（ドイツ語）昭和三年
ルドルフ・ロイテル Rudolph Ernest Reuter（ピアノ・作曲）明治四十五年
授業補助　大塚淳（ヴァイオリン）、川上淳（ヴァイオリン）、山井基清（ヴァイオリン）、山田耕筰（唱歌）、本居長世（ピアノ・和声学）、久野ひさ（ピアノ）
同四十三年（一九一〇）
一月　『學友會雜誌』を『音樂』と改称、公に刊行はじめる。
二月　制服を制定、男子は本校所定の制服制帽、女子は質素な和服に袴を着用。
五月　規則改正により師範科の学科目中にヴァイオリンが加えられる。
㊙原田潤（唱歌）大正二年
本居長世（ピアノ・和声）大正五年
久野ひさ（ピアノ）大正十四年
ハンカ・ペッツォルト Hanka Petzoldt（声楽・ピアノ）大正十一年
授業補助　貫名美名彦（ピアノ）
同四十四年（一九一一）
三月　本校敷地内に女生徒の寄宿舎を新築、本郷の仮寄宿舎は閉舎。
九月二十一日　湯原校長欧米各国へ出張。
㊙多久毎（伶人、講、ファゴット）大正五年
授業補助　蜂谷龍（ヴァイオリン）
同四十五年（一九一二）
七月　学友会の土曜コンサート始まる。湯原校長帰国。
八月　選科に能楽囃子生徒養成規格を制定、九月一日より生徒募集（科目＝笛・小鼓・大鼓・太鼓および謡）。
㊙松坂春榮（箏）大正八年
山口菊次郎（箏）大正十一年

授業補助　大和田愛羅（唱歌）、信時潔（チェロ）、船橋榮吉（唱歌）

（1）Sauvlet の履歴書は、音楽取調掛に提出されていない。発音は『横浜ゲーテ座』（升本匡彦著）記載にしたがった。これは当時のジャパン・ダイレクトリーに記載されていた発音である。

（2）Nëol Peri は履歴にしたがうとペリーと発音するようになっている。本来ならばeにアクサンがついて Péri ペリと発音するのではないかと思われる。

第一章　音楽取調掛　明治十二年～二十年

（一八七九～一八八七）

第一節　伊澤修二の「音樂傳習所」（仮称）創設の構想

一　『學制』頒布と伊澤修二のアメリカ留学

明治五年、政府が統一的な教育制度を敷くために制定した『學制』は、まさに近代国家形成の象徴であった。この『學制』によって、小学校・中学校の普通教科に「音楽」つまり唱歌教育が「當分之ヲ缺ク」という但書つきであったが、必須科目として位置づけられたのである。このことは、『學制』そのものが、ほとんど外国の模倣であったとはいえ、その後のわが国の音楽教育確立のためには非常に幸いであった。

『學制』制定のために政府が前もって調査した主要な西洋の学校制度には次の二種類がある。一つは『和蘭學制』上下二巻（大學少亟内田正雄訳、開成學校、明治二年出版）である。特にオランダ学制が翻訳されたのは、オランダが進んでいたからというよりも、江戸時代以来蘭学が盛んであったので参考文献も多く、翻訳しやすかったという理由のようである。もう一つは『佛國學制』である。初編（巻之一、巻之二）および第二編（河津祐之閲、佐澤太郎訳）は明治六年九月、文部省出版、第三編（巻之一～巻之五、附録上下二巻）が明治九年二月に出版されている。『佛國學制』の出典は明らかではない。一八三〇年から一八四〇年頃の「教育法規」ではなかろうかと推定されている。出版が明治六年であるが、訳稿は明治五年以前にでき上がっていた。この両者の『學制』と明治政府の『學制』の学校教科に関する箇所は次のようになっている。

『和蘭學制』

第一章、小學校ヲ二種ニ區別シテ、一ヲ通常ノ者トシ、一ヲ稍大ナルモノトス。通常ノ小學校ニ於テハ、左ノ科目ヲ教授ス。

㈠素讀　㈡習字　㈢算術　㈣文章　㈤蘭語ノ大意　㈥地理學ノ大意　㈦歴史ノ大意　㈧理學ノ大意　㈨唱歌

稍大ナルノ小學ニ於テハ左ノ科ヲ增補ス。

㈠外國語學ノ大略　㈡算術ノ大意　㈢農學ノ大意　㈣體術　㈤圖畫　㈥女子ノ手業

（『明治文化全集・教育篇』昭和三年、五頁）

以下教場ならびに教師に関する規定があり、項を改めて公学校の規定がつづく。主要なものに次の条項がある。

全国各村に小學校を設く。

一村一學校にして足らざるときは數個を設く。

其村中の人口に應じて十分に之を備へ宗旨の區別なく村中童幼一般の用に供すべし教科の科目は少くとも第一章㈠より㈨までの學科を授くべし。且其進歩に從ひ㈩より㈥までの學科中一、二を增加しあるいは盡く之を教授すべし。

『佛國學制』「初篇巻之一小學校總論」より

小學に下等上等の二種あり。下等小學に缺くべからざる教科左の如し。

修身及び奉教の道　讀法　書法　佛國語學の大意　數學楷梯　佛國通用の度量　但上達せる生徒には史學の大意地理學の大意を加ふ

ることあり。又罫畫及び唱歌を加ふることあり。

上等小學の教科は、下等小學の科に加ふるに左の件々を以てす。

幾何學の大意　實用幾何學　理學　博物學　唱歌　史學の大意　地理學の大意　但土地の形情により官の許可を受けて、當今通用の外國語學一個或は數種、記簿法、圖畫を加ふることあり。又實用重學、天球學の大意　農學の大意　田舍活計法の大意、地方官事務の大意を加ふることあり。

下等小學に入學を許すは六歳以上十三歳以下を以て限りとす。又以上の諸規則は、女兒小學校にも適用すべきものなれども、女兒小學校の目的とする處は自ら男子の小學校と異なるを以て稍々別則なきを得ず。

女兒小學校も亦下等上等の別あり。

下等小學に欲くべからざる教科左の如し

修身及び奉教の道、讀法、書法、佛國語學の大意、唱歌、針線、罫畫

上等小學の教科は、下等小學の教科に加ふるに左の條件を以てす。

算術、佛國語學、佛國地理學

明治政府の『學制』[1]（明治五年七月「太政官布告」第二百十四号）より

今般被　仰出候旨モ有之教育之儀ハ自今尚又厚ク御手入可有之候處從來府縣ニ於テ取設候學校一途ナラス加之其内不都合之儀モ不少依テ一旦悉令廢止今般定メラレタル學制ニ循ヒ其主意ヲ汲ミ更ニ學校設立可致候事

但外國教師雇入有之場所ハ當省ヨリ官員ヲ派出シ地方官協議之上可及處分候條夫迄之處生徒教授向等不都合無之樣可取計尤當出張ヲ不待學制之目的ニ依リ成丈相運候樣可致事

壬申七月　　文部省

○學校ノ事

第二十章　學校ハ三等ニ區別ス大學中學小學ナリ（學校教則書ハ別冊アリ）

○小　學

第二十一章　小學校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ズ學バズンバアルベカラザルモノトス之ヲ區分スレバ左ノ數種ニ別ツベシ然モ均ク之ヲ小學ト稱ス卽チ尋常小學女兒小學村落小學貧人小學私塾幼稚小學ナリ其外廢人學校アルベシ

第二十二章　幼稚小學ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小學ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ

第二十三章　小學私塾ハ小學教科ノ免状アルモノ私宅ニ於テ教ルヲ稱スベシ

第二十四章　貧人小學ハ貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入學セシメン爲ニ設ク其費用或ハ富者ノ寄進金等ヲ以テス是專ラ仁惠ノ心ヨリ組立ルモノナリ仍テ仁惠學校トモ稱スベシ

第二十五章　村落小學ハ僻遠ノ村落農民ノミアリテ教化素ヨリ開ケザルノ地ニ於テ其教則ヲ少シク省略シテ教ルモノナリ或ハ年已ニ成長スルモノモ其生業ノ暇來リテ學ハシム是等ハ多ク夜學校アルベシ

第二十六章　女兒小學ハ尋常小學教科ノ外ニ女子ノ手藝ヲ教フ

第二十七章　尋常小學ヲ分テ上下二等トス此二等ハ男女共必ズ卒業

スベキモノトス教則別冊アリ

下等小學教科

一　綴字讀竝盤上習字　二　習字字形ヲ主トス　三　單語讀　四　會話讀　五　讀本解意　六　修身解意　七　國體解意　八　書讀解意竝盤上習字　九　文法解意　十　算術九々數位加減乘除但洋法ヲ用フ　十一　養生法講義　十二　地學大意　十三　窮理學大意　十四　體操　十五　唱歌當分之ヲ缺ク

○中　學

第二十九章　中學ハ小學ヲ經タル生徒ニ普通ノ學科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業學校商業學校通辨學校農業學校諸民學校アリ

下等中學教科

一　國語學　二　算術　三　習字　四　地學　五　史學　六　外國語學　七　窮理學　八　圖畫　九　古言學　十　幾何學　十一　代數學　十二　記簿法　十三　博物學　十四　化學　十五　修身學　十六　生理學　十七　國體學　十八　政體大意　十九　國勢學大意

二十　奏樂當分缺ク

政府はほかに『西洋學校軌範』上下（小幡甚三郎訳、慶應義塾、明治三年二月出版）を含め数種の学校法を調査しているが、オランダとフランスに大いに影響されたことが明らかである。しかしながら、たとえ模倣であるにせよ、小学校においても、中学校においても、教育上全く準備のない唱歌の科目を設けたことに、いささか疑問が生ずる。オランダやフランスなど西欧諸国は唱歌が宗教つまりキリスト教と実生活に伴って密着しているから、学校教育上重要な教科であることは当然である。この国情の違いをどのように解したのであろうか。それについて次のような一つの見解が下されている。「學制が大體に於て西洋諸國の制度その儘の模倣であり、他面に於て漢學の影響を多分に受けて居た當時の人々が、儒教に於ける禮樂と云ふ言葉を恐らく考慮に置いて、音樂を教科目として採ったであらうと推察される」[2]と。

（1）明治五年七月「太政官布告」第二百十四号。

（2）『本邦音樂教育史』東京音樂學校内　日本教育音樂協會編、昭和九年、六十五頁。

二　伊澤修二の文部省への働きかけ

このただ面目上の教科である唱歌の状況を憂慮しつつ、師範教育に従事していた伊澤修二は、明治八年（当時愛知師範学校長）文部省の命による「師範學科取調べ」のためのアメリカ留学を機に、音楽研究施設の構想を練るのである。アメリカへはほか二名も同じ目的で派遣された。一人はのちに音楽取調掛で伊澤修二の片腕となる同郷（長野県）の神津専三郎、もう一人は高嶺秀夫である。高嶺は帰国後東京師範学校長となり、明治三十七年には東京音楽学校長となっている。伊澤修二はマサチューセッツのボストン郊外、ブリッヂウォートル師範学校に入学した。当時を回顧した伊澤の手記によると、普通の学科や語学は努力次第でなんとかなついて行けたが音楽だけはどうにもならなかったと次のように綴っている。「從來の余の經歴談を讀んだ人は伊澤は音樂に於ては、最も得意であったらうと想像するであらうが、事實は全くそれと正反對で、音譜などが殆んどものにならず12（ヒーフー）だけは可いが3（ミー）となり4（ヨー）となれば皆上り過ぎて、先生に叱られ自分は尚ほ種々に苦心したけれ共、それでも殆んど唱歌にならなかった。そこで或時校長は余を招き『君はドウも唱歌が出來ぬといふことだが、それは實に無理もないことで、君は極東の日本國人であって、貴國の音律は我米國のとは違ってをる、故に君だけに

は今後唱歌を免除してやるから安心せよ』と云った。余は同情深い免除という言葉に對して、却って非常に幾念に感じた、固より校長の芳志は有り難いのであるけれ共、一體余が政府から選ばれて遙々此地まで留學に來た以上、充分に全部を學んで歸らねば政府に對して面目が立たぬ、何として唱歌だけは出來ぬからなどゝ免除なる片輪修業で國に歸られる者かと實に三日許は泣いて悲しんだのであった。[1]」

一念発起した伊澤は、ボストン在住の初等学校音楽監督兼教師のルーサー・ホワイティング・メーソンを訪ね、毎週金曜日にメーソン宅でレッスンを受けた。その結果、卒業までにはどうやら一人前に音楽を習得することができた。この体験は伊澤に音楽の教授法を打ち立てなければならない義務感を奮い立たせた。そして、留学生監督官としてボストンに在住していた目賀田種太郎（男爵）[2]およびメーソンとともに、その具体策を立案するのである。

次の七種類の文書は、その設置を文部省へ促した上申書および唱歌の教授法とメーソン招聘に関する書類である。出典は七種類とも『音楽傳習所創設書類』（明治十二年十月）である。

（1）楽石自傳『教界周遊前記』伊澤修二君還暦祝賀會、明治四十五年、二十八頁。

（2）目賀田種太郎（一八四八～一九二六）　明治時代の法律学者でのちの貴族院議員、明治七年七月ハーヴァード大学を卒業し帰国後、当時新進の法律学者として文部省八等出仕を命ぜられたが、同八年七月留学生監督官の職務で再度渡米、このおりに伊澤修二とともにメーソンに音楽師事、音楽取調掛設立への道を開拓した。この間十年十一月に、ニュー・イングランド音楽学校で「日本音楽の沿革」を講演している。後年彼は大蔵官僚として稀にみる手腕を発揮した。

（一）「學校唱歌ニ用フベキ音樂取調ノ事業ニ着手スベキ、在米國目賀田種太郎、伊澤修二ノ見込書」

現時歐米ノ教育者皆音樂ヲ以テ教育ノ一課トス、夫レ音樂ハ學童ノ神氣ヲ爽快ニシテ其勤學ノ勞ヲ消シ、肺臟ヲ強クシテ其ノ健全ヲ助ケ、音聲ヲ清クシ、發音ヲ正シ、聽力ヲ疾クシ、考思ヲ密ニシ又能ク心情ヲ樂マシメ其ノ善性ヲ感發セシム是レ其ノ學室ニ於ケル直接ノ功力ナリ、然シテ社會ニ善良ナル娯樂ヲ与ヘ、自然ニ善ニ遷シ罪ニ遠カラシメ、社會ヲシテ禮文ノ域ニ進マシメ、國民揚々トシテ王德ヲ頌シ太平ヲ樂ムモノハ其ノ社會ニ對スル間接ノ功力ナリ、

右ハ其ノ功力ノ大要ニシテ然カク功力アル事照々歐米禮文ノ各國ニ見ルベキナリ、我省夙ニ此々ニ見ルアリテ唱歌ヲ公學ノ一課ニ定メラレシト雖モ、之レヲ實施スル亦易キニアラズ、例ヘバ我國ノ音樂ニ雅俗ノ別アリ、其ノ雅ト称スルモノ調曲甚高クシテ大方ノ耳ニ遠ク、又其ノ俗ト称スルモノハ謳曲甚卑クシテ其害却テ多シ、畢竟此ノ如クニテハ之レヲ學課トシテ施スヘカラズ、然ラバ西洋ノ樂ヲ採リテ直ニ之レヲ用ヰバ事易キニ似タレドモ其ノ我ニ和スルヤ否ヤ又未ダ知ルヘカラズ、就テハ右音樂ヲ興ス方法如何ニ付當國ニテ諸向ニ相質シ、此頃特ニ其筋ニ就キ少シク之レヲ探クルニ音樂詩誦ハ固人情ノ自然ニ出ツル事故、其大体ヨリ之レヲ論スレバ人界中同一タルベキ儀ニテ彼レノ音樂ノ如キモ我ニ適應スベキモノ有之、到底彼我和合シ一種ノ樂ヲ興サバ我公學ニ唱歌ノ課モ追々相立候様可相成ト存候、依テボストン公學音樂監督メイソン氏ト相議シ其ノ編著ノ音樂掛圖ニ據リ、其樂譜ニ我歌詞ヲ插ミ相試ミ候處先々相應ニ相聞候、即チ掛圖雛形別ニ進呈候、其委細ノ事ハ別紙ニ記載候可然御經覧ヲ願フ敬具

明治十一年四月八日

留學生監督　目賀田種太郎

伊澤修二

文部大輔　田中不二麿殿

〔手書き〕

（二）目賀田種太郎「我公學ニ唱歌ノ課ヲ興スベキ仕方ニ付私ノ見込」

前文の詳細な説明書と見られるが、目賀田種太郎個人の意見として書かれている。だが筆跡は伊澤修二のものである。

音樂ノ功力ハ去ル四月八日附ニテ伊澤修二氏ト共ニ上申セシ公報ニ（但シ同人此度歸朝ニ付此ノ公報幷ニ唱歌教授掛圖雛形持參ニ候間着ノ上同人ヨリ呈進可仕候）述ブルガ如シ、然シテ其ノ功力ハ一々我レニ実適可仕ト見込候儘今此ニ我學校ニ唱歌採用ノ方法ニ付愚考ノ儘ヲ左ニ申上候

抑公學ノ大要ハ人ノ其ノ平生ノ用務ヲ達セシムル様ニ教フルニアリ、斯ク教フルニ緊要ナル學課ハ其ノ國語ヲ舌モテ又筆モテ正シク用キルト数學ノ大要トニ可有之ト心得候、然シテ是レ等ヲ教フルニモ其方法能ク人情ニ近クシテ天然ノ理ニ依リ候時ハ容易ニ其趣意ヲ貫達スルヲ得ベシ、學室ニ小童ヲ倦マサラシムルハ緊要ノ事ニ付一日間ニ十分又十五分時間之レニ唱歌セシメハ却テ其常課ヲ學ブニ速ナルベシ、コハ啻ニ音樂ヲ眞ニ休息ノ一具ト見ルニ止マルト雖モ尚其他ノ功力アル事ハ御承知ノ事ニテ差向キ我ガ學校ニ於テ其直接ナル功ハ學童ノ健全ヲ助ケ發音ヲ正シクスル等ニ可有之ト存候、又其ノ漸次我社會ニ對シテ閑接（ママ）ノ功力ハ實ニ善良ニ可有之ト存候、サレドモ人或ハ音樂ヲ些少無益ノ一遊技トシ有要ナル學課ヲ障クルト論スルモアルヘケレド、凡ソ百ノ事皆必ズ大壯ナルモノヨリ成リ立ツニアラズ、學校ノ諸課ヲ一ツ一ツニ論スレバ或ハ其ノ有形ニシテ其ノ益直ナルモ可有之、或ハ其ノ無形ニシテ其ノ益閑接幽微直ニ見ヘザルモノモ可有之、只之レ等ヲ合シ其ノ活用ヲ得テ其益ヲ得ルベキノミ、又或ハ音樂ノ淫聲ニ渉ルモノヲ指シ來タリテ其ノ弊害ヲ論スルモアルヘケレド、是ハ其ノ變ヲ論スルモノニシテ經ヲ論スルニアラズ、況ンヤ諸教育者ノ説皆右等ト反對ニシテ却テ音樂ヲ以テ學校ニ有要ノ一課トスルニ於テヲヤ、音樂ノ我ニ功力アルベキハ疑フベカラザル儀ト存候

故ニ唱歌課ヲ學校ニ興スノ事行ハルヘケレバ之レヲ行フノ御趣意ト相考候

當國ニテ唱歌ヲ學校ニ採用セシハ実ニ輓近ニテ「ボストン」府ニテハ千八百五十七年ニ始メテ其ノ學務局中ニ唱歌ノ課ヲ置ケリ、當時人未ダ唱歌ノ功力ヲ知ラズ、之レヲ公學ニ一學課トセント雖モ、其ノ教授法モ定マラズ、其ノ教師モ乏シカリキ、溯リテ當時ノ報告類ヲ見ルニ小學ノ幼童ニ漫ニ高尚ノ歌詞ヲ教ヘ又ハ街頭ノ鄙猥ナル俚謡ヲ教ヘナドシ、其ノ不都合ナル形況實ニ一笑ニ付スベキアリ、同府學務局殊ニ其ノ監督フィルブリック氏主トシテ之レヲ憂ヘ事ノ實ニ措クヘカラザルヲ知リ終ニ千八百六十四年ニ及ンデ、シンシンナタイ府ヨリ其ノ音樂教師タリシ「ルーサル　ホワイチング　メイソン」氏ヲ招聘セリ、氏ハ夙ニ音樂ヲ公學ニ施スノ術ヲ創メシ人ニシテ其ノシンシンナタイ府幷ニ他處ニ為セシ處多カリシガ、亦其ノボストン府ニ盡セル處最著明ト言フベキナリ、（監督雜報第十号三十六葉唱歌ノ件ヲ見ヨ）當時ボストン公學ノ音樂ノ形勢前ニ記セシガ如キモ、今既ニ其制當國ニ冠タリ、斯カル形情ヲ致セシハ單ヘニメイソン氏ノ功ナリ、此ノ所由ヲ問フニ氏ノ長ズル處ハ全ク前記ノ如ク其ノ教授法モ定マラズ、唱歌ヲ學校ニ用フベキヤノ問ヒモ未ダ究ム

ル能ハザル、我國ノ今ニ於ケルガ如キ草創ノ時ニ方リテ、歐羅巴諸國ニテ最良キ古今ノ曲調歌詞ヲ採擇シ、米國ニ在來スルモノト和シ、又歐羅巴諸國ノ音樂教授方ヲモ合シ、一ツノ創新ナル制ヲ發明シ、終ニ廣ク公學ノ音樂ヲ取立テ善良ナル樂曲ヲ流布セシメシニ在リ、

從テ當國諸地多ク此例ヲ次ギ其ノ公學ニ唱歌ヲ始シナリ、故ニメイソン氏ノ掛圖幷ニ教授法ノ如キ世ニ用ヰラルヽ處多シ嚮キニ閣下ボストンニ購求セシハ即チ此ノ掛圖ナリ、

夫レ既ニ前ニ述フルガ如ク唱歌ノ功力明カニシテ其ノ米國ノ公學ニ行ハルヽ事實ニ輓近ニ屬ス、此レヲ以テ考フレバ此事ヤ實ニ我ニ施スベキガ如シ、

抑西洋ノ樂ハ其ノ源ヲ希臘（グリース）ニ取レリ、然シテ其ノ基ヒタル天然ニ據レリ八音アリテ其ノ元素タリ、

衆音皆之レニ拠ル、然シテ此八音ノ關係節度斯ク天然ニ基クガ故ニ音樂ノ節度曲調精妙和合ヲ致シ千古ニ渉リテ易フベカラズ改ムヘカラズ、斯カル不朽不易ノ基礎アル故ニ此ノ樂ノ行ハルヽ處ニテハ何レノ國々ニテモ其ノ音樂皆同一轍ニ出ツ、然ルニ此ノ基礎ニ據ラザル處ニテハ音樂完全ナル能ハズ

我國固ヨリ禮樂ヲ尊ミ、其ノ雅樂ノ如キ古代ヨリ傳ハルト雖モ其基礎恐ク天然ニ原クモノニアラズ、況ンヤ是迄之レヲ學術上ニ研究セシ事格別ナカリシ故ニ、其ノ彼レノ音樂ノ如ク完全ナラザルハ明ケシ、サレドモ既ニ公文ニ具スルガ如ク詩歌音樂全ク人ノ情ニ出テ其ノ大体ハ彼我同シカルベキガ故ニ尚之レヲ研究セバ必ズ彼ノ究メシ處ヲ採リテ我ガ究メザル處ヲ利スルヲ得終ニ彼我ノ音樂ヲ一致セシムルヲ得ベシ既ニ右ノ如キ意見モ相立チ候ニ付之レヲ行ハントスルニハ先ヅ唱歌ノ課ヲ我學校ニ興ス事ニ取掛リ候ニ可有之、然シテ此ノ事實ニ行ハルベクト存候其方法左ニ具ス

一、唱歌ノ課ヲ興スニハ先ツ之レヲ東京師範學校幷ニ東京女子師範學校ニ設クベシ

二、前條ノ如ク唱歌ノ課ヲ兩師範學校ニ設ケ、然シテ終ニ我國學（ナショナルミュージック）〔ママ〕ヲ興スヲ得ベシ、國學〔ママ〕トハ我國古今固有ノ詞歌曲調ノ善良ナルモノヲ尚研究シ、其ノ足ラザルハ西洋ニ取リ、終ニ貴賤ニ關ハラズ又雅俗ノ別ナク誰ニテモ何レノ節ニテモ日本ノ國民トシテ歌フベキ國歌奏ゾベキ國調ヲ興スヲ言フ、是レ國樂ノ名アル故ナリ、

現今ノ景況ニテハ我レニ國樂碓（シカ）トアル事ナシ、如何トナレバ公報ニモ言フ如ク我ガ雅樂ハ甚ダ高ク又普通ノ俗樂ハ甚卑ク到底上下其ノ樂ミヲ亨クル能ハズ、サレバ西洋ノ歌曲ヲ其儘用ヰル事ハ容易ナリト雖、コハ我ガ國學〔ママ〕ニハアラズ、故ニ我國雅俗ノ音樂歌曲幷ニ西洋ノ音樂曲調ノ中其ノ最モ善良ナルモノヲ混和シ以テ國樂ヲ興スベキナリ本條國樂トハ此ノ意モテ言ヘルナリ、

三、右課ヲ設クルニハ先ツ其ノ教師一人ヲ囑任スベシ、然シテ此ノ教師ハ西洋音樂ノ理ヲ知リ又此ノ知識モテ西洋ト日本ノ音樂ヲ折衷シ我ニ適應スベキ歌共ヲ編輯シ我國學〔ママ〕（前記ノ意）ヲ興スニ尽力スル人タルベシ

四、斯ク教師タルベキ人ハメイソン氏ニ如クモノナカルベシト思ハル、氏ガボストンニ尽セシ功ハ既ニ前ニ記セリ、必ズヤ氏我國学〔ママ〕ヲ起ス事ニ付、一種ノ創新ナル方法ヲ発見シ為ス處多カルベシ、故ニ氏ヲ招傭スルヲ要ス、

五、同氏ハ西洋音樂又ハ其学問ノ理ニ委シト雖モ、日本ノ國語又其ノ音樂ハ知ラザルナリ、故ニ我國ノ文事ニ達シタル人ヲシテ総テ氏ヲ助ケシメ又其ノ教授ヲモ助ケシムベシ、

此度進呈スル歌ノ掛圖ニ付伊澤氏ノ盡力最多シ氏ノ如キ必ズ大ニ助クル處アルベシ

又折々都合ヲ以テ日本ノ各種ノ歌唱ヲメイソン氏ニ聽カスルノ弁利ヲ与フベシ

六、右ノ如クセバ必ズ適應ノ歌ヲ編著シ我國学(ママ)ヲ興ス事容易ナルベシ

七、氏我レニ来ラバ前記ノ事ヲ興スニ着手セシムベシト雖モ併テ師範学校生徒ニ音樂ヲ教授セシムルハ勿論ナリ、然カスル中ニハ生徒中ニモ就中女子生徒ニテ氏ノ助ケニナルモノ直ニ出来ルベシ

八、又師範學校ノ演習所幼稚園ニモ右課ヲ教フベシ且ツ唱歌ハ幼児ヨリ始ムルヲ最良最速ノ法トス、

九、右ノ如クニシテ兩師範学校中ニ試ミナバ漸次奏功スベシ然シテ都合ヲ以テ府下ノ公学ニ唱歌ヲ始ムベシ、然シテ折々氏ヲシテ巡回セシムベシ

十、右ニ見フルガ如ク其ノ最モ重ナル件ハメイソン氏ノ招傭ニ有之、氏ハ單ヘニ其ノ道ヲ專ニスルノ人ニシテ職業上ノ榮誉トシテ必ズヤ我レニ來ルヲ承知スベシ、故ニ其報酬ノ如キ左ノミノ事ニハアルマジ

十一、次ギニ入用ナルハ樂器ナリ、サレドモ一昨年閣下若干ノ樂器ヲ購求セラレタレハ右ノ内ヲ師範学校ノ用ニ充ツルヲ得ベク、又女子師範学校ニハ「ピアノ」アリト聞ケリ、故ニ差向キ樂器ニ不都合ハナカルベシ、尤モ追々公学ニ用フルニ及ハヾ其ノ樂器ノ費金ニ付彼是言フ事アルベシ、サレドモ之レヲ廉價ニ此國ヨリ購求シ又ハ我國ニテ容易ニ造作スルノ法アリ、但シ是等ハ今具スルニ及バサルベシ

十二、費用ハ前條ヨリ相見ヘ候通リ差向キ誠ニ僅ニテ弁スベシ、

右ニ條記スル處ハ我学校ニ唱歌ノ課ヲ採用スルニ付其ノ最モ手早キ仕方ト考候

外國人招傭ノ儀ナドニ付私ヨリ彼是申上候ハ好マシカラズ候得共、右ハ全ク其ノ事ノ成ルベクト考ヘ候餘リ申上候事故、此邊可然御領意可被下候、就テハ前ノ條々幷ニ別ニ送リ候公文等夫々書類能々御照合被下御勘考相成リ、前記ノ見込之次第御内議ニモ被及度存候、此状ハ私ニ意見申上候事故、私信ニテ差進候間、其ノ積リニテ御取計相成リ、御返答ヲモ奉伺度候願候敬具

明治十一年四月廿日　　目賀田種太郎

田中不二麿閣下

副伸

此度進呈スル唱歌掛圖雛形ハ、西洋ノ音樂ヲ我ニ混和採用スルヲ得ベキヲ示スニ足ル丈ケニ候間、此段御承領相成置度候

又右掛圖幷ニ本文ノ次第ニ付自然洋人ノ見込ヲモ御顧問相成度儀ニ候ハヾ、東京大學理学部教授「イドワルト　エス　モールス」氏相應ノ御答ヲナスヲ得ベク候、且氏ハ相應ニ音樂唱歌共心得居リ候人ニ有之候

〔手書き〕

（三）「唱歌法取調書」伊澤修二

この文書は伊澤がボストンにおいてメーソンとともに作成したものであったが、伊澤の帰国後、明治十一年六月、文部省へ提出した。伊澤の帰国はその一カ月前の五月である。これには同時に作製した唱歌掛図が添えてあった。この掛図は一八七八年（明治十一）秋のパリ展覧会にメーソンが出品している。この事実は一八七九年十一月二十日付、伊澤宛メーソンの書簡によって明らかである。

今此唱歌掛圖ヲ文部大輔田中公ノ閣下ニ呈スルニ當リ爰ニ數言ヲ述ベ以テ其掛圖ヲ製スルノ擧ノ由テ起リシ所以ト僕等ガ常ニ目的トセシ本理トヲ略述シ以テ閲者ノ誤了ナカラム事ヲ願ヒ併セテ将来唱歌ノ一科ヲ興スノ一助タラム事ヲ冀フナリ

抑此掛図ヲ製スルノ擧ハ米國ボストン府音楽監督メーソン氏曾テ我教育理事官ニ同氏編著ノ掛図ヲ贈リシ後我國教育ノ學科中唱歌ノ一科未ダ備ラザルヲ傳聞シ頻ニ其道ノ未タ亞細亜地方ニ興ラザルヲ憂ヒ我國ノ學校ニ其良種ヲ施シ他日其良果ヲ獲ン事ヲ思立チシニ根セシナリ彼氏ノ望實ニ此ノ如シト雖モ奈セン彼氏日本語ヲ解スルニ非ズ又其人民ノ風習教育ノ景況等ヲ熟知スルニ非ズ徒ニ其志ヲ懐ク ト雖モ之ヲ達スルノ路ナシ因テ惟ラク日本生徒ニシテ能ク當時日本ノ教育ヲ知ル者ヲ得之ガ助ニ因テ其掛図ニ挿ムニ日本語ノ謡曲ヲ以テシ其國語ヲ以テ其感情ヲ歌頌ニ發スルヲ得セシメバ其道始テ興ルベシ其志始テ達スベシト於是一日途中逍遥ノ際一ノ日本生徒ニ邂逅シ之ヲ我家ニ招キ頻ニ唱歌ノ科ヲ日本ノ學校ニ置クヘキノ理由ヲ説キシカドモ其彼氏ヲ助クベキノ意力ナキヲ知リ大ニ一時ノ失望ヲ懐ケリ一昨年ノ秋僕偶彼氏ニ遭遇シ後目賀田氏ト共ニ彼氏ノ家ニ至ル彼氏僕ニ告ルニ平素ノ志ヲ以テス僕亦曾テ我國ニ在ルノ日學校唱歌ヲ興スノ肝要ナルヲ知リ良師益友ヲ得テ少ク其道ノ何物タルト之ヲ興スノ方法如何トヲ研究セント欲スルノ際ナレハ大ニ其志ノ篤キト其道ヲ尚フノ重キ此ニ至ルヲ感シ且其好機失フ可ラザルヲ知リ遂ニ共ニ心力ヲ尽シテ其擧ヲ全セン事ヲ約セリ

當時僕ブリッヂウヲートル師範学校ニ在学シ他事ニ消費スルノ時間ニ乏シト雖モ彼氏ノ篤志ノ非常ナルヲ感シ且我國ノ唱歌未ダ興ラザルヲ憂ルノ餘リ土曜ノ休日毎ニボストン府ニ至リ彼氏ニ語ルニ我國歌詞ノ成立法及句調法等ノ大概ヲ以テシ彼氏僕ニ授クルニ彼音楽ノ理唱歌ノ法等ヲ以テシ交互談論ノ上其見偶相合フ者アリ相反スル者アリ一曲一詞得ルニ従テ之ヲ插入シ遂ニ大凡二年ノ星霜ヲ経テ其唱歌掛圖略其形ヲナスニ至レリ然リト雖モ僕素ヨリ我音楽ニ精キモノニ非ズ又我歌学ヲ知ル者ニ非ズ其志大物ノ如シト雖モ其業針頭ダニモ如カズ疑問ヲ解クベキノ益友ナク教訓ヲ受クベキノ良師ナシ古典ヲ考ルノ書ナク新作ヲ学ブノ籍ナシ頼ム所ノモノハ唯我一精神ト忍耐力アルノミ其情勢此ノ如キガ故ニ其成果ノ拙劣ナル此ノ如キニ至ルハ理ノ當然ニシテ敢テ僕ガ憾トセザル所ナリ唯諸哲ノ點験批評ヲ経テ我歌詞謡曲ノ彼音楽ノ理ニ基キ彼楽譜ノ則ニ従テ謡ヒ得ベキ者アルノ理ヲ證スルヲ得バ僕ガ満足スル所ナリ

此唱歌掛圖ハ米國ボストン府音楽監督メーソン氏編著ノ最下等ノ小学ヨリ最上等ノ諸学校ニ至ルマデ正シク順序ヲ遂テ教授スベキモノヽ内最下級用ノ一部ニ據リテ製セシモノナリ故ニ其謡詞ノ如キ極メテ簡短ニシテ幼児ノ解シ易キ者ヲ用ルヲ旨トセリ其用語ノ如キ寧ロ甘シテ卑浅ニ近キノ批評ヲ受ルモ却テ高尚ニ陥ルノ弊害ヲ免レン

事ヲ望メリ閲者宜ク其意ヲ了スベシ

此掛圖中用ル謡ハ或ハ我國在来ノ謡曲ヲ採リ或ハ全ク新作ヲ試ミ或ハ原著ノ意ニ擬シテ製セシ者アリ是レ元来此掛圖ヲ製スルノ本旨ハ充備完全ニシテ直ニ諸学校ノ用ニ供スベキノ目的ニ非シテ却テ将来唱歌ヲ起スベキ一箇ノ経験タラン事ヲ要旨トスルヲ以テ其孰レカ正孰レカ否孰レカ便孰レカ不便ナルヲ試ムカ爲ナリ

我國ノ歌謡ハ雅俗ニ拘ラズ新古ヲ問ハズ自ラ一定ノ句調アリテ變易スベカラズ故ニ彼楽譜我謡曲ニ用フ可ラザル者アルニ似タリ蓋各國固有ノ語風然ラシムル所ナリ閲者掛圖中謡詞ナキモノアルヲ怪ム莫シ

我國ノ歌謡古来一定ノ押韻法ナシト雖モ元来押韻ハ自然ニ謡ノ調子ヲ整ルノ性質ヲ具セル者ナレバ古来ノ琴歌俚謡等ニモ知ラズ識ラズ押韻ヲ用ヒシ者其例少カラズ例ヘハ俚謡ニ　冨士の白ゆきや（アノ韻）朝日で消える（ウノ韻）娘島田は（アノ韻）ねてとける（ウノ韻）ノ如シ此例ニハ初句ト第三句ハ五十韻第一ノ緯行即チ「ア」ノ韻ヲ用ヒ第二第四ノ両句ハ第三ノ緯行即チ「ウ」ノ韻ヲ用ヒタル者ノ如シ是レ即チ西洋ノ詩ノ押韻法ニ最モ能ク類似セルナリ

此掛圖中ニ用ル謡詞ハ素ヨリ小学ノ最下級ニ用ルモノナレバ決シテ高尚ヲ旨トスルニ非ズト雖モ押韻ノ如キハ唱歌ノ調ヲ整ルニ最モ肝要タル言ヲ待タザル所ナレバ成ル可キ丈之ヲ用ルヲ旨トセリ然シテ其押韻法ハ今假ニ五十韻ニ據リ五種ノ緯行ヲ同韻ト定メ總テ五韻アルト見做シ各行ノ頭字ヲ用テ「ア」ノ韻「イ」ノ韻等ト區別セリ其當否ノ如キハ諸哲ノ卓見ニ依リ後日自ラ相定ル所アルヲ待ツノミ

明治十一年六月　　伊澤修二

唱歌法凡例

一、掛圖中𝄞（ヘ）ハ「クレフ」ノ（「クレフ」ハ原意鍵ノ義ニシテ楽譜ノ初音ノ起ル度ヲ示スモノナリ）記号ニシテ各國通用ノモノ故其儘之ヲ用ウ

一、一二三四五六七八ハ「スケール」ノ（スケールハ音調ノ順序ヲ定ルモノニシテ梯子ノ義ナリ）名ニシテヒー、フー、ミー、ヨー、イー、ムー、ナー、ヤー、ト讀ムベシコハ謡フニ其調ヨキカ爲ナリ

一、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イ、ロ、ハ「ピッチ」ノ（「ピッチ」ハ諸音相互ニ昇降スル度ヲ示スモノニシテ原意高サノ義ナリ）名ニシテ其ノハ、ヨリ始ル者ハ歐米各國皆其國字ノ第三ヨリ始ムルノ例ニ據ルモノナリ

一、掛圖ニハ總テ假字ヲ用テ左ヨリ右ニ書セリ是レ謡フニ便ナルガ爲ナリ別ニ假字ト漢字トニテ書タル一小冊子ヲ添ヘ以テ看官ノ便ニ供ス

右ハ其大略ヲ摘録スルノミ其他ノ細事ニ至テハ實地ニ臨ミ口舌ヲ以テ論辨スル所アルヘシ

掛圖中ノ謡〔（　）と発音を示すルビおよび「同韻」という文字とを結ぶ線は朱で書かれている〕

祝へ　祝（へ）、はつ春　祝（へ）、
　右新作
四方山（に）　春けら（し）
　右新作
初音　はつ（ね）　囀つる　はつ（ね）

右新作
日の出　日の（で）　曜く　日の（出）
右新作
オー笛がな（る）　オー誰をよ（ぶ）
右原意に擬して製す
千代や　ちよ（と）　君か代　祝（ふ）　此「フ」ハオノ發音ヲ有ス
右新作
頼め　祈れ　賢き　神を
右原意に擬して製す
謡へよ　謡（へ）　謡て　くら（せ）
右原意に擬して製す
坂は照る　て（る）　鈴鹿は　曇（る）　間の土（山轉）　雨が
ふ（る）
右我在来の謡
一ト夜明れは　賑か（に）　飾り立たる　松かさ（り）
右我在来ノ謡
花の　梢に　鳥啼渡（り）　山も　里も　春満にけ（り）
右新作
色は　匂へど　散りぬるを　我世　誰そ　常ならむ　憂の奥山
今日越えて　あさき　夢見し　酔もせす
右我在来之歌
蝶鳥　蝶鳥　菜の葉に止（れ）
菜の葉に　飽たら　桜に止（れ）
桜の花の　栄る御代（に轉）
止れよ　遊べ　遊へよ　止（れ）
右愛知師範学校の作
春の彌生の　曙に　四方の　山邊を　見渡せば　花盛りかも　し
ら雲の　掛らぬ峰こそなかりけれ
右我在来の歌
はちすば　生える　池の邊（に）
一人の児が　あそひし（が）　同韻
遥のきしに　美はし（き）　同韻
はちすの花の　見えけれ（ば）
手折りて　来ばと　一ト筋（に）
迷ぞ　深かき　欲のふ（ち）　同韻
踏入る　様に　おどろき（し）
母は　たゝちに　はせ来た（り）
いとしや　我子　けなけな（や）
助けよ　神と呼さけ（ぶ）　同韻
聲の限りは　しら波（や）
沈みつ　うきつ　漂へ（る）　同韻
果こそ　しらね　藻鹽く（さ）
底のみくづと消えうせ（ぬ）
右原意に擬して製す
〔手書き〕

（四）「音樂傳習所創設議案」

伊澤修二の意見により文部省学務課久保田譲の起案で明治十二年三月八日付省内各課長、少輔、大輔、卿に回覧され、ようやく十一月にこの

案の書類上の決裁が下りた。『學制』改革という政府の一つの政策が陰で折よく作用したのかもしれない。明治十二年九月に施行されたアメリカ式制度による教育令の公布で『學制』は改革せざるを得なかった。メーソン方式（つまりはアメリカ方式）を取り入れた音楽伝習所は期せずして、その波にのり、誕生したのである。決裁後（十一月）、音楽伝習所は太政官の意向によって音楽取調掛と改められた。

音樂ヲ起スハ目今本邦教育上ニ於テ急務タル事別紙伊澤目賀田両氏ノ取調書ニ詳悉セリ然ルニ民為ニテ音樂ノ趣（ママ）ルベキ時機ハ何レノ時ニアルカ期シ難キニ付方今文部省ニ於テ音樂傳習所設置相成候方可然存候尤創始ノ費用及當初一ケ年ノ経費取調候處大概別紙ノ通ニ有之候間音樂傳習所設置ノ儀先以御決定相成度候右決定候ハヽ太政官申稟ヲ始メ夫々着手ノ順序等續テ取調相伺ベキ心算ニ有之候此段仰高裁候也

「音樂傳習所創始費用概算」

一金三千圓　教場七拾五坪
一金千六百八拾圓　事務所雪隠共　五拾七坪五合
一金三千四百七拾圓　寄宿舎浴室共　百二拾八坪
一金九拾圓　井戸　一ヶ所
一金三百圓　表門　一ヶ所
一金貳百圓　門番所一ヶ所
一金四千貳百圓　ピアノ五箇代價　幷ニ運賃
一金五百圓　米國人来航旅費
計金壱萬三千四百四拾圓

「音樂傳習所當初一ヶ年經費概算」

一金三千貳百貳拾圓　俸給
　内譯
　金八百四拾圓　主幹月給
　金千百圓　教員月給　但　三拾円ヨリ貳拾円マテ四人
　金千貳百八拾圓　傭月給　但　三拾円ヨリ拾貳円マテ六人
一金九百貳拾四圓　給與
　内譯
　金百四拾四圓　守門給
　金三百貳拾四圓　小使給
　金百貳拾圓　医員給
　金百四拾四圓　諸職工及臨時雇　人足等給
　金拾貳圓　人力車船雇料
　金貳拾四圓　事務勉勵賞與
　金百五拾六圓　諸賄料
一金貳拾五圓　旅費
一金貳千百九拾五圓　校中費
　内譯
　金千九百七拾圓
　　内
　金四百五拾圓　筆墨紙等
　金三百圓　薪炭油等
　金四百圓　雑品
　金貳百貳拾圓　書籍其他教科用具

金六百圓　ピアノ修繕料
金百五拾圓　刊行費
金拾貳圓　運送費
金拾貳圓　郵便電信
金三拾六圓　接待費
金拾五圓　民費
一金百圓　營繕費
一金千八百圓　生徒學費　但六圓廿五人
一金三千三百三拾六圓　外國人給料諸費　但洋銀貳千五百弗
通計金壹萬壹千六百圓　〔手書き〕

（五）「L・W・メーソンと目賀田種太郎との條約書」英文・和文

明治十二年三月八日付、「音樂傳習所設置案」が文部省内に回付されて間もなく同月二十五日付でメーソンの招聘が決定し、アメリカ在住の目賀田種太郎氏が日本側文部省の代理人としてメーソンと条約を結んだ。音楽取調掛設置は十月であったが、すでにこの時点で決定されていたと思われる。

音樂教師米國人ルーサル、ホワイチング、メイソン氏ト結約候旨等別紙之通在米目賀田種太郎より申来候付先以供高閲候
但條約書原案ト照査候處不都合之廉無之候
一、メイソン氏招傭之件太政官ヘ上申ハ同氏来着之上ニ而可然候得共其前ニ在テ音樂傳習所設置外國教師招聘之件太政官ヘ御上伺可然存候間該案ハ別段ニ取調可相伺候
一、同氏来航旅費ハ未遁送不相成候付手順次第送付之儀於會計課取計相成度存候事
本年四月九日附學第五百八拾七号之御信書ニテ御申達ノ音樂傳習所之教師トシテ　ルーサル　ホワイチング　メイソン氏招傭之件可取計旨領承則チ御来諭之通リ條約取結ヒ申候月給ハ壱ヶ月貿易銀壹円銀ニテ貳百五拾圓ト取定メ候就テハ其條約書壹通在中差進候
一、同氏我國ヘ来着ノ儀是亦御示諭之如ク来十三年二月迄ニ可有之様申含メ置候
一、同氏来航旅費金之儀ハ如例御送致云々御来示ハ候得共今ニ来着不仕候間此段御届ケ申候若シ拙者出立前ニ着致サヽレハ其ノ渡方ハニューヨルク我領事館ニ依頼致シ可申候乍去該金ノ未タ到着セザルハ自然其筋ニテ取洩ラシ居リ候儀ナルヤ一應御問合相成候方可然候
右御回答旁申進候也
明治十二年六月十七日
留学生監督目賀田種太郎
学務課長
文部大書記官野村素介殿

Articles of Agreement between Mr. Tanetaro Megata Senior Clerk of the Department of Education residing in Boston, Massachusetts, in the United States of America on behalf of the Director of the School of Musics in Tokio, under the control of the Department of Education, Japan the party of the first part and Mr. Luther Whiting Mason,

a citizen of the United States of America.

Art. 1 The said Mr. Luther Whiting Mason is hereby appointed Instructor of Musics in the School of Musics for the term of two years to be counted from the day of his arrival at Yokohama, Japan.

Art. 2 The said Mr. Luther Whiting Mason shall receive per month a salary of two hundred fifty(250) Yen in Japanese Boeki Ichi Yen Gin (silver trade dollar) to be paid at the end of each month.

Art. 3 The said Mr. Luther Whiting Mason shall during the term of his engagement be provided with a house and stabling, free of rent or in case no house be provided shall receive the sum of thirty(30)Yen in Japanese Currency as house rent for one month, out furniture, boards, servants, carriages and horses &c. shall be at the said Mr. Luther Whiting Mason's own expenses.

N. B. It shall be understood that if a house is provided for the said Mr. Luther Whiting Mason, it shall be kept in proper repair by the party of the first part, but neither changes in the interior structure of any part of the house nor any addition to it shall be made at the request of the said Mr. Luther Whiting Mason.

Art. 4 The power to fix hours and order of instruction to be given in the School of Musics shall rest with the party of the first part, but the said Mr. Luther Whiting Mason shall in no case be required to teach more than five(5) hours a day nor teach on Sunday.

Art. 5 The said Mr. Luther Whiting Mason shall have the privilege of submitting his opinions in reference to matters connected with his department of instruction at all times to the part of the first part, with whom the right of final decision shall remain.

Art. 6 If the said Mr. Luther Whiting Mason shall wilfully neglect the proper duties of his position or shall be guilty of immoral conduct or shall refuse to comply with the regulations of the School of Musics, this engagement may be annulled and from the day next of such annulling no more salary shall be due or be paid.

Art. 7 If the said Mr. Luther Whiting Mason shall on account of sickness be unable to perform his duties for a period of forty(40) consecutive days, then during the remainder of such sickness he shall receive only one fourth of his salary and if after a period of three(3) months from the beginning of such sickness he be still unable to resume his duties this engagement may be annulled and from the day next of such annulling no more salary shall be due or paid.

Art. 8 If for reason of his own, the said Mr. Luther Whiting Mason shall desire to be released from this engagement before the term of this engagement has expired, he may be released from this engagement if a notice of such desire shall be given to the party of the first part at least eight(8) months before.

Art. 9 If for reason of its own, the party of the first part shall desire to discontinue the services of the said Mr. Luther Whiting Mason, before the term of this engagement has expired, it shall have the right to do so by paying him

his salary for one half the unexpired term.

Art. 10 The said Mr. Luther Whiting Mason at the end of this engagement unless his services shall be continued, and also when his services come to an end under the articles seven and nine of this contract shall receive the sum of four hundred and fifty (450) Yen in Japanese Boeki Ichi Yen Gin for the travelling expenses of his return journey, but when his service come to an end under any other articles, the said Mr. Luther Whiting Mason shall have no right to receive the said travelling expenses.

Dated this fifth day of the sixth month of the twelfth year of Meiji (June 5th 1879)

Tanetaro Megata
Senior Clerk of the Department
of Education

L.W. Mason
Citizen of the United States
of America

〔メーソンと目賀田種太郎との条約〕

在合衆國馬洩(ママ)朱些斯州ボストン府文部一等属目賀田種太郎日本東京文部省所轄音樂校長ニ代テ第一方ニアリ合衆國人ルーサルホワイチングメーソン氏ト取結フ條約左ノ如シ

第一條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏ハ日本横濱着港ノ日ヨリ向二ヶ年間音樂校音樂教師ニ任スベシ

第二條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏ハ給料トシテ二百五拾圓日本貿易壹圓銀ヲ以テ毎月末ニ請取ルベシ

第三條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏在職中居家及厩無賃ニテ貸渡スベシ若居家貸渡サヽルトキハ家賃トシテ一月日本通貨三十圓ヲ請取ベシ尤家具食料僕婢車馬等ハ前文ルーサルホワイチングメーソン氏ノ自費タルベシ

但前文ルーサルホワイチングメーソン氏ニ居家貸渡スニ於テハ第一方ノ者ヨリ相當ノ修理ヲ加フベシト雖モ内部ノ模様替或ハ増築ノ如キハ前文ルーサルホワイチングメーソン氏ヨリ請求スト雖モ之ヲ為サヽルベシ

第四條　音樂校教授ノ時間順序ヲ定ムルノ權ハ第一方ノ者ニ在ルベシ尤前文ルーサルホワイチングメーソン氏ハ一日五時間以上或ハ日曜日ニ教フルヲ要セサルベシ

第五條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏ハ其所管ノ授業上ノ件ニ就テハ何時ニテモ第一方ノ者ヘ其意見ヲ陳述スルヲ得ヘシ而シテ其裁決ノ權ハ第一方ノ者ニ在ルベシ

第六條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏其職ヲ怠リ或ハ品行不正ナルカ或ハ音樂校ノ規則ヲ遵守セサルトキハ此條約ヲ廢シ其翌日ヨリ給料渡サヽルベシ

第七條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏病ニ罹リ四十日間引續其職ヲ務ルコト能ハサルトキハ爾後給料四分一ヲ請取ベシ若病發スルノ日ヨリ三ヶ月ヲ經テ尚其職ニ復スル事態ハサルトキハ此條約ヲ廢シ其翌日ヨリ給料渡ササルベシ

第八條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏若自己ノ都合ニ因リ此條約滿期前ニ解約ヲ請ントスルトキハ少クモ八ヶ月前ニ之ヲ第一方ノ者ニ通知スルトキハ解約スル事ヲ得ベシ

第九條　第一方ノ者若自己ノ都合ニ因リ此條約滿期前ニ前文ルーサルホワイチングメーソン氏ヲ解約セントスルトキハ其殘期ノ給料ノ半額ヲ渡シテ解約スルノ權アルベシ

第十條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏此條約滿期ノ節再約セサルトキ及第七條及第九條ノ旨趣ニ因テ解約スルトキハ歸程旅費トシテ四百五拾圓日本貿易壹圓銀ヲ以テ渡スベシ若此他ノ條款ニ因テ其職ヲ止ルトキハ前文旅費ヲ受取ルノ權ナカルベシ

明治十二年六月六日（千八百七十九年六月六日）

文部一等属目賀田種太郎

合衆國人エル、ダブリュー、メーソン〔手書き〕

この条約のもとに文部省のお雇い外国人教師として明治十三年三月二日に来日した。最初の二カ年の契約期間は十五年三月三十一日に切れ、さらに翌年三月まで一カ年延長の契約を行ったが、十五年七月に賜暇休暇をとって帰国、同年十一月に解雇となった。

次に続く文章は、一八七九年十二月十三日、ボストンにおけるメーソン壮行会の席上、ジョン・D・フィルブリッキ（ボストン公立学校監督官）のメーソンへの餞けの言葉である。この文中で地名には左側にケイ線を、人名には右側にケイ線を付けている。

今日余カ此盛會ニ陪シ得ル所以ハ委員諸君ガ余ヲ以テボストン府唱歌教授改進ノ歴史ヲ熱知セル者トシ今ヤ將サニ此府ヲ去リ他ノ宏大ナル事業ヲ成スノ域ニ向ントスル我高名ナル教師且教育家ノ此府ニ在テ無此ノ美績ヲ該科教授上ニ奏セシヲ精確明瞭ニ記スルニ堪エル者ト思考セラレシニ由ルナラムト信スルナリ

余ハ現今開化ノ世界ニ於テ苟モ學制ノ完備整頓スル公立學校ニシテ唱歌ヲ以テ最要ノ教科トシ之ヲ其課程ニ加ヘザル者アルヲ見ズ然リト雖トモ學校ニ於テ廣ク該科ヲ衆民ニ授ルノ方法整備セシハ實ニ當百年代ニ始ル者トス且今日ト雖トモ學校ノ各級ニ於テ皆充分ニ該科ヲ授ル者ハ人民ノ教育最モ進歩スルノ國ニ於テモ猶稀ニ見ル所ノミ

我合衆國ニ於テ該科ヲ興スノ擧ハ實ニ一千八百三十年ノ頃地理學者コンネクチコツト人ウイルリアム、シ、ウードブリツヂ氏がスウイツル國ヲ歴游シ彼學校ニ唱歌ノ行ハルヽヲ見テ歸國ノ後其要旨ヲボストン府ニ演説セシニ始ルナリ該氏ノ説ニマルチン、ルーサルハ音樂ノ實益ヲ擧示シテ之ヲ一般ニ教授セン事ヲ主張セシ人ナルガ其言ニ曰ク少年ヲシテ此藝ニ習熟セシムベシ蓋シ善良有德ナル士民ヲ造成スルハ之ニ如ク者ナシト又曰ク此優美ナル藝術ノ實用ハ至大無量ニシテ達識ノ學者ト雖トモ未タ充分ニ其理ヲ説キ盡ス能ハズト然ルニ其後コメニアス、ロツク、ルーサウ、ペスタロツジ等ノ教育家輩出シテ心力發育ヲ以テ教育ノ中心トナス論旨ニ基キ音樂ノ教授ヲ一層確實ナル地位ニ置ケリ乃チ其理ニ從ヘバ曰ク各人皆生レナガラニ多少音樂ヲ好ムノ性ヲ有スル者ナルバ豈ニ之ヲ發育セズシテ可ナランヤ是レ音樂ノ教育ニ缺ク可ラザル所以ナリ且人間中全ク音樂ノ感情ヲ具セザル者斷ヘテナキニ非ズト雖トモ其甚ダ稀有ニ屬スルハ經驗ニ由リテ之ヲ保證シ得ル所ナリト是レウードブリツヂ氏カ普通學校ノ教科中ニ音樂ヲ加フベキ論旨ヲ演説セシ概略ナリ

ウードブリツヂ氏ノ説一タビ出テシヨリ其感化ヲ被リ音樂ヲ興スノ擧ヲ賛成スル者尠カラズ就中ジヨージ、エーチ、スネリング氏ハ

一千八百三十一年ノ冬一書ヲボストン府教育局ニ呈シ音樂ヲ公立學校ノ教科ニ加フベキノ理由ヲ詳論セリ然リト雖モ當時一般ノ人ハ猶未ダ此擧ニ同意スルニ至ラズ爾後八年間有志輩ノ盡力ニ由リ遂ニ一千八百三十八年ヲ以テ教育局ニ於テ始テ該科ヲ學校ニ置クニ決スルニ至レリ然リト雖モ最初ハ其進歩遲緩ナリシカ二十年以來其教授ノ方法頻リニ改進整備シテ既ニ今日ニ及テハ殆ド世界中最上ノ位置ニ達セシムルヲ得タリ

此擧ニ就キテハ教育局ノ役員中教育ノ範圍及目的ニ狹隘ノ見ヲ固執スル者始終抗拒ヲ逞ウセシ爲メニ其教授ノ手段モ完全ニ至ル能ハズ又進達ノ程度モ今ヨリ之ヲ回顧スレバ頗ル低下ノ點ニ在リシヲ覺フ又該科ヲ以テ正科トシテ之ヲ教授セシハ唯「グラマ」學校ノ上等二級ニ限リ而シテ其授業モ一週間僅ニ二回ニシテ各々半時間ニ止リ高等學校及(ママ)：初等學校等ハ之ヲ授クル事ナカリキ且音樂教師撰任ノ方法等其宜ヲ得ザルヨリ種々ノ困難ヲ來タシ其成績頗ル拙劣ヲ極メタリ幾クモナク女子師範學校ノ設立アリテ唱歌ヲ教科ニ加フルノ美擧アリト雖モ其成績ニ至テハ亦タ未ダ「グラマ」學校ニ著シキ超過アルヲ見ズ僅ニ二部合唱（高低ノ二聲ヲ合スルヲ云）ヲ授ント試ミシ者アルノミ

一千八百五十六年ノ比ニハ其狀況概ネ斯ノ如クナリシガ爰ニ改良ノ端緒ヲ開キシハ特別委員ヲ命シテ公立學校ニ音樂ヲ興スノ方法ヲ取調ヘ其意見ヲ申報セシメタルノ一擧ナリ抑モ其申報ハ適切ナル意見數條ヲ開陳セシ者ニシテ忽チ認可スル所トナリ一千八百五十八年ヨリ實際之ヲ施行スルニ及ベリ

降リテ一千八百六十一年ニ至リ音樂取調委員長ドクトル、アフアム氏更ニ申報書ヲ教育局ニ致シ當時ニ在テ至良ト認定セシ音樂教授方法ノ要旨ヲ略述シテ曰ク音樂部ニ一人ノ主幹ヲ置キ以テ高等學校ノ教授ヲ司ラシメ且助教若干名ヲ付シテ其以下ノ學校ノ教授ヲ監視セシルベシト其計畫頗ル善ト雖トモ實地ニ之ヲ施行スルニ當リ許多ノ困難ヲ惹キ起シ遂ニ其効驗ヲ現ハス能ハザリキ

是ニ於テ上等諸級ノ進歩ヲ謀ランニハ先ヅ其事業ヲ初等小學ニ起サヾル可カラザルヲ悟ルト雖トモ能ク其教授ヲ整齊完備スベキ人物ヲ得ル能ハズ蓋シ此事業ノ如キハ全ク新奇ニ屬スル者ニシテ此邦ニ於テ未ダ之ガ先規故典アラザレハナリ

玆ニ一千八百六十四年ニ至リ彼委員等ハ幸ニルーサル、ホワイチング、メーソン氏ヲ得テ初等學校ノ音樂監督兼教師ニ任シタリ抑モメーソン氏ハ熟練ノ教師ニシテ此ノ如キ事業ニ熱心シ幼兒ノ教導ニ稀有ノ天才ヲ有シ教育ノ理ニ通シ我慾ヲ去テ事業ニ就キシハ余ヲシテ屢々ペスタロッジノ氣象ヲ回想セシムルニ至レリ該氏負任後幾クモナク判然紙上ノ規則ト生人ノ事業ト其成績ニ差違アルヲ證明シ得タリ何トナレバ數年間紙上ノ規則ニハ既ニ唱歌ヲ以テ正科トナスト雖モ未ダ實施ノ方法アラザリシ故ナリ此際ニ當リ該氏ガ奉行セシ事業ハ小學教員等ニ唱歌ヲ教授スルノ方法ヲ傳ヘ且其教員等ヲ監視シテ小學諸級ニ唱歌ヲ實施スルニ在リ小學教員ガ其教授法ヲ解スル猶難シトスル所ナレバ其監督ノ任タル常人ノ能ク勝フル所ニ非ル可ケレトモ其事績ノ能ク擧タルハ實ニ感スルニ餘アリ

メーソン氏ハ數年間小學用ノ唱歌掛圖ヲ整スルノ事ニ從ヒ許多ノ經驗ヲ經、幾多ノ困難ニ逢ヒ通常ノ人ナレバ殆ド絶望スベキナレトモ該氏ハ能ク之ニ忍耐シテ終ニ今日ノ如キ優等ノ掛圖ヲ製シ之ガ爲

メ大ニ教員ノ教授力ヲ增シ且教授費ヲ減スルヲ得タリ若シ斯等ノ器械ヲ假ルニ非レバ焉ソ些少ノ費額ヲ以テ盛大ノ事業ヲ成スノ美績ヲ望ムヲ得ンヤ

其他切要ナル事件ノ記スベキハ唱歌用書及教師心得書ノ編纂ニシテ是ハ監督長及監督等ガ各々得意ノ伎倆ヲ盡シテ同心戮力遂ニ其功ヲ畢ルニ至レリ就中初等學校ノ用書及心得書ノ編纂ハ一ニメーソン氏ノ功ニ歸スル者トス又幾クモナク樂器ヲ諸學校ニ交付セシヨリ毎年ノ奏樂會ハ當時ニ在テ恰モ教育ノ花ノ如クボストン府民ガ外国貴賓等ヲ優待スルノ具トナリテ大ニ公衆ノ歡心ヲ得ルニ至レリ

斯ノ如ク徐々歩ヲ進メタル成績ハ果シテ如何ゾヤ今日此大都ニ於テ公立學校ニ就學スル五萬人ノ生徒ハ其齢五年ヨリ十八年マデ毎級ニ完備セル唱歌ノ教科ヲ學バザル者ナシ之ガ價格及程度ヲ以テ他ニ比較スルニ余ガ内國及外國ニ在テ數年來觀察スル所ニ據レバ公立學校ニ唱歌ヲ教授スルノ事ニ於テ其方法ノ完備且質素ナルハ世界ノ大都府中ボストンノ右ニ出ル者ナシト斷言シテ可ナリ

余ハボストン府唱歌教授ノ歷史ニ三期アルヲ覺知ス乃チ其第一期ハ一千八百三十八年ニロウエル、メーソン氏ヲ音樂教師ニ任スル時ニ起リ第二期ハドクトル、アフアム氏ヲ音樂取調委員長ニ擧ルノ時ニ起リ第三期ハルーサル、ホワイチング、メーソン氏ヲ初等學校音樂監督兼教師ニ任ズルノ時ニ起ルモノトス或ル名家ノ言ニ曰ク初等學校及「グラマ」學校ノ諸級ニ於テ至當ノ方法ニ據リ唱歌ヲ教授セバ其以上ノ學校ニ於テ之ヲ完成スルハ容易ノ事業ナリ若シ夫レ初等學校ニ於テ之ガ基礎ヲ作ラザレバ其成果ヲ得ン事殆ド期スベカラストメーソン氏負任前ハ其基礎タルヘキ者未ダ成立セザリシヲ以テ上等諸級教習ノ成績モ今ヨリ之ヲ見レバ實ニ不充分ノ極ナリキ而ルニ該氏ハ先ヅ斯基礎ヲ立ルニ當リ小學教員ヲ訓練シテ以テ其事業ニ從ハシメ遂ニ二萬人ノ小學生徒ヲシテ充分ニ唱歌ヲ習熟セシメタリ是レ誠ニ古今未曾有ノ一事業ニシテ該氏ガ功績ト才力ト卓然特立スルハ此擧ニ就テ見ルベキナリ

今日ノ功績斯ク見ルベキモ未ダ以テメーソン氏ノ美績ヲ表章スルノ時熟セリト謂フ可ラズ却テ之ヲ永遠ノ日ニ讓テ可ナラム然リト雖トモ余ハ爰ニ一言ヲ贅シテ將來我ボストン府學制沿革史ヲ編スル者アラバ必ズ正筆ヲ以テ初等學校音樂初代監督在職中ノ事蹟ヲ錄セザル可ラズト明言スルノ自由ヲ得ント欲ス抑モ該氏ノ始テ當府ニ來ルヤ新聞雜誌等ノ論說ニ囂々之ヲ報ゼシニ非ズ唯謙遜ノ服務者トシテ薄給ト機會トヲ求メ熟練ト學識トヲ實地教授ノ際ニ示サントスルニ在リシノミ然ルニ今ニ迨テ之ヲ回想スレバ該氏ノ來府ハ實ニ我音樂教授上ニ就キ一大期ヲ表セシヤ明々タリ

メーソン氏ノ事業ヲ擧ゲシ最要ノ地ハ當府ニ外ナラズト雖トモ公私ノ學校ニ音樂教授ヲ興張スルノ感化力ハ當府内ニ限ラズ我州中ニ止ラズ數年間我國内ノ各部ヨリ或ハ來テ實地教授ノ景況ヲ觀、或ハ書ヲ寄セテ其方法ヲ問フ者等續々相繼キ殆ド間斷ナカリキ又遠隔セル洋外ノ歐洲ニ於テモ音樂ノ中心タル諸都府ニハ多少其感化ヲ及シタリ

夫レ日本國ハ數年來我亞米利加ニ就キ教育ノ事項ヲ拾蒐シ且諸大國ニ就キ至良ノ事物ヲ捜索シ殊ニ其心力ヲ學事ニ竭シタリ彼國今メーソン氏ヲ聘シテ公立學校音樂教師養成所ノ攝理トシ以テ其音樂教授ノ方法ヲ制定、否、創定セシメムトスルヲ見レバ（是ハ傳聞ノ誤

ナルベシ）余ハ彼國政府ガ其目的ヲ誤ラザルヲ信ス想フニ此聘ニ應ズベキ者我米國中メーソン氏其人ヲ舍テヽ他ニ復タ其適任ノ人アラザルベシ

十四年前メーソン氏がボストン府ニ奉務スルニ當リ余敢テ品評シテ曰ク若シ天才ト教育トニ由リ特別ノ事業ヲ成スニ適スル人ヲ擧レバメーソン氏實ニ其人ナリ故ニ至當ノ協力補手ヲ與ヘ其事ニ從ハシメバ其成績ノ完美ニ至ルヤ復タ疑フ可ラズト余ハ今日ニ至リ寧ロ斯語氣ヲ强ムルモ更ニ斯言意ヲ變スベキノ理由ヲ見ザルナリ

以上數章ノ講說ハ敢テメーソン氏ノ聽ヲ瀆スノ意ニ出タルニ非ズ唯臨場諸人ニ向テ之ヲ演述セシノミ故ニ其論ヲ此ニ結ビ更ニ一言ヲ呈シテ以テメーソン氏ノ別ヲ送ラムトス

今君ガ此府ヲ辭シ去ルニ臨ミ余ヲシテ君ガ始テ此府ニ來ルノ時ヲ回想セシムルハ蓋シ思考伴生ノ律自ラ然ラシムル所ナリ乃チ今古ヲ比較スレバ其狀況ノ相異ナル實ニ著明ナル者アリ十七年前君ガ遠隔ノ地ヨリ此府ニ來ルニ當リ保證狀ヲ有セシニ非ズ又名聲ノ廣ク聞ヘシニ非ズ唯其唱歌事業ヲ以テ他ノ判斷ヲ乞ハム爲メ報酬ノ有無ヲ問ハズ僅ニ之ヲ五六ノ小學ニ實施スルノ允許ヲ得、勉勵以テ其明證ヲ表スベキノ途ヲ求メシノミ

今日君ガ此府ヲ去ルノ狀曩日君ガ此府ニ來ルノ狀ニ異ナル何ゾ其レ甚シキ君ノ名聲ト事業トハ業ニ已ニ地球ノ極遠地ニ聞ヘ今ヤ一帝國政府ノ聘ニ應シ其公立學校教員養成ノ爲メ最モ貴ムヘキ事業ニ就ムトス聞ク所ニ據レバ彼國其目的ヲ達セム爲メ相當ノ建物ヲ設ケ適任ノ助手ヲ附シ且各種ノ要品ヲ備ヘ加之君ノ給料館舍等一モ充足セザル所ナシト斯クノ如ク君ノ身ハ昇進スト雖トモ君ノ目的ハ專ラ教育興張ニ盡力スルノ好機ヲ見ルノ外更ニ餘念ナカルベキヲ以テ何等ノ好事甘味アルモ其成績ヲ助ル者ニ非レバ毫モ以テ意ニ介セザルハ余ガ信シテ疑ハザル所ナリ嗟呼君ハ實ニ自己ノ利益ヲ舍テヽ唯事業ノ成就ヲ以テ義務トスルヲ確信スルノ人ナリ

余ハ我ボストン府ガ其最良ノ教育家ヲ送リ日本國民ノ教育事業ニ就カシムルノ特例アルヲ喜ブナリ余ハ彼國民ノ性質ヲ觀察シ常ニ之ヲ尊敬シテ舍カズ君ガ彼國ニ在留スル間ハ唯利益ヲ彼等ニ與フル而已ナラズ亦タ君ガ快樂ヲ增スノ一端ヲ得ルナラン

今君ハ教育ナキノ國ニ赴クニ非ズ日本ニハ既ニ完成セルノ教育アリ特ニ其帝都タル東京ニハ世界ニ冠タル教育書籍館兼博物館アリ一千八百七十八年巴里府博覽會ニ陳列セシ教育品ハ彼帝國理事官九鬼君ノ主裁セシ所ニシテ萬國審査官ノ驚嘆ヲ喚起セシ者尠カラズ余ハ此良辰ノ記念ノ爲メ恭ク彼出品目錄一冊ヲ呈シ君ニ彼ノ國教育ノ景況及進歩ノ概略ヲ明和セシメント欲スルナリ

行ケ我信友、君ノ新任ニ赴キ氣ヲ鼓シ望ヲ懸ケ以テ君ノ新事ニ就ケ余輩ガ君ニ望ム所實ニ大ナリ余ハ今日臨場諸人ガ感發スル所ノ衷情ヲ左ノ歌曲ニ表出スルノミ

余等ノ心、余等ノ望、余等ノ祈念、余等ノ悲涙、
余等ノ懼ニ克チタル余等ノ信心
凡テ汝ト共ニ在リ凡テ汝ト共ニ在リ

（『音樂取調成績申報要略』伊澤修二の抄訳）

第二節　音楽取調掛の事業

音楽取調掛は明治十二年十月、文部省内の一つの掛として誕生した。伊澤修二は、御用掛を命じられ、現職の東京師範学校長と兼務することとなる。翌十三年三月、本郷文部省用地内第十六番館（現在の東京大学法文経の校舎附近）、元教育学の雇外国人教師デイヴィッド・モルレーの官舎を改築した建物が当てがわれ、事業に着手した。

一　音楽取調掛の創置

伊澤修二は、音楽取調掛の任務について間もない十二年十月三十日付で寺島宗則（むねのり）文部卿に左の「音樂取調ニ付見込書」を提出した。これは音楽取調掛の目的および任務について今後行うべき仕事の内容を述べたものである。

明治五年我省始テ學制ヲ全國ニ領布シ國民教育ノ目途ヲ一變セシヨリ今日ニ至ルマテ何レノ地方ヲ論セス其教則中皆ナ唱歌ヲ以テ普通學科ノ一ニ列スト雖トモ實際ニ就テ之ヲ察スレハ未タ一モ行レシノ例アルヲ聞カス是レ豈該科ノ無用ニ屬スルガ故ナランヤ唯其着手ニ當リ種々ノ障礙アルカ故ニ今日マテ之ヲ實行スルヲ得サリシノミ

今其一大障礙ノ由テ來ル所ヲ察スルニ是レ素ト唱歌ヲ實施スルノ難キニ非スシテ却テ適當ナル音樂ヲ撰擇スルノ難キニアルモノヽ如シ請フ其概論ヲ左ニ陳述セン

世ノ音樂ノ事ヲ談スル者ノ言ヲ聞ク其說概ネ三アリ

甲說ニ曰ク音樂ハ人情ヲ感發スルノ要具ニシテ喜怒哀樂ノ情自ラ其音調ニ顯ルヽ者ナレハ洋ノ東西ヲ問ハス人種ノ黃白ヲ論セス苟モ人情ノ同キ所ハ音樂亦同シテ可ナリ抑西洋ノ音樂ハ希臘（ギリシヤ）ノ哲人ピサゴラス以來數千年間ノ研究ニヨリテ殆ント最高點ニ達シタルモノナレハ其精其美素ヨリ東洋蠻樂ノ及フ所ニ非ス故ニ其良種ヲ擇テ之ヲ我土ニ移植ス可シ又何ソ不充分ナル東洋樂ヲ培育完成スルノ迂策ヲ求ルヲ要センヤト

乙說ニ曰ク各國皆ナ各國ノ言辭アリ風俗アリ文物アリ是レ其住民ノ性質ト風土ノ情勢トニヨリテ自然ニ產出セシモノナレハ人力ノ能ク之ヲ變易スベキニ非ス且音樂ノ如キハ素ト人情ノ發スル所人心ノ向フ所ニ從テ興リタルモノナレハ各國皆固有ノ國樂ヲ保有ス未タ全ク他國ノ音樂ヲ自國ニ移入セシノ例アルヲ聞カス是ニ由テ之ヲ見レハ我國ニ西洋ノ音樂ヲ全然移植セントスルハ恰モ我國語ニ代ルニ英語ヲ以テセントスルカ如ク到底無益ノ論ト云ハサルヲ得ス故ニ我固有ノ音樂ヲ培育完成スルニ如カズト

丙說ニ曰ク甲乙二說各其理ナキニ非スト雖トモ皆偏倚ノ極ニ陷ルノ弊ヲ免レス故ニ其中ヲ執リ東西二洋ノ音樂ヲ折衷シ今日我國ニ適スベキモノヲ制定スルヲ務ムベシト

愚ヲ以テ之ヲ見レハ丙ノ說ク所其當ヲ得タルモノニ似タリト雖トモ其實施ノ方法ニ至リテハ難中ノ至難ナル者ト云ハサルヲ得ズ然リト雖トモ既ニ丙說ヲ以テ至當ト認ル以上ハ吾人今日ノ知識ト時勢トニ相應セル手段ヲ以テ將來其目的ヲ達スベキ方法ヲ設ケサル可ラス

若シ其難ヲ恐レテ今日之ニ着手セザレハ何レノ日カ其興ルヲ期スベケンヤ

右ノ如ク東西二洋ノ音樂ヲ折衷シ將來我國樂ヲ興スノ一助タルベキモノヲ造成スルヲ以テ現今ノ要務トナストキハ實際取調フベキ事項大綱三アルベシ曰ク東西二洋ノ音樂折衷ニ着手スル事曰ク將來國樂ヲ興スベキ人物ヲ養成スル事曰ク諸學校ニ音樂ヲ實施シテ適否ヲ試ル事

第一項　東西二洋ノ音樂ヲ折衷シテ新曲ヲ作ル事

凡ソ物ヲ折衷スルハ二物ノ異ナル點ト同キ點トヲ見出シ其同キハ之ヲ合シ其異ナルハ双方ヨリ漸ク相近ケ遂ニ相和セシムルニ在リ故ニ折衷ノ第一歩ハ先ツ東西二樂ノ異點ト同點トヲ發見スルニ在ルヘシ

今西洋ノ時樣唄ト日本ノ端唄トヲ取リ之ヲ比較セハ頗ル異點多クシテ殆ド同點ナキカ如クナルベシ次ニ西洋ノ神歌ト日本ノ琴歌トヲ比較セハ二者異ナラザルニ非ズト雖トモ頗ル同趣ノ存スルヲ見ルベシ終ニ西洋ノ童謡ト日本ノ童謡トヲ比セバ全ク相同キノ想ヲナス是レ他ナシ西洋ノ音樂モ日本ノ音樂モ之ヲ組成スル元素ハ毫モ異ナルニ非ス唯其結合ノ法同ラザルノミ故ニ童謡ノ如キ其結合簡短ナルモノニアリテハ變異至テ少ケレトモ時樣唄ノ如キ其結合愈錯綜ナルニ從ヒ其變異モ亦愈多キヲ加ルナリ

右ノ理由ナルヲ以テ着手ノ始ニ當テハ童謡其他最モ簡短ナル謡類ヲ集メ西洋ノ童謡ニ比較シ二者折衷シテ相當ノ歌曲ヲ作リ將來小學生徒ニ授ルノ資トスベシ

前文ノ目的ヲ達スルニハ西洋音樂ニ精キ者及日本音樂ニ精キ者等ヲ採用シ彼我異同ノ諸點ヲ考究シ協議折衷ノ上漸々新曲ヲ作出スルヲ務ム可シ

第二項　將來國樂ヲ興スベキ人物ヲ養成スル事

音樂ヲ學フノ法二アリ甲ハ音樂ノ理論ヲ學フ者ニシテ物理學中ノ一科タリ乙ハ音樂ノ實用ヲ學フ者ニシテ美術中ノ一藝ナリ理論ト實用ト兩得兼備スベキハ固ヨリ音樂家ノ本分ナリト雖トモ限リアルノ時間ト才力トヲ以テ限リナキノ學藝ニ應ズベカラサルガ故ニ通常ノ音樂家ハ專ラ音樂ノ藝ヲ學ヒ理論ハ唯其一斑ヲ窺フノミ今若干ノ生徒ヲ養成スルニ當リテハ固ヨリ教養ノ完備ヲ冀望スルト雖トモ其本末ヲ錯ラサルヲ要ス故ニ先ツ音樂ノ藝ヲ學バシムルヲ專務トシ理論ノ如キハ多年ノ後ニ讓ルベシ

此ノ目的ヲ達スルニハ生徒ノ種類亦之ニ隨テ撰擇セサルヲ得ズ則其要件概ネ左ノ如クナルベシ

第一、學識　普通ノ讀書ニ差支ナキ者

但英文ヲ解スル者ハ最モ善シトス

第二、年齢　十六年以上二十五年以下ノ者

第三、技藝　雅樂又ハ俗曲ヲ習得シ者

第四、性　男或ハ女

右格ニ合フベキ者大凡二十名ヲ募集シ三年間ノ見込ヲ以テ之ヲ教養シ西洋音樂及日本音樂ヲ習得セシメ漸ヲ以テ國学[ママ]ヲ制定スルノ一助ニ供スベシ

第三項　諸學校ニ音樂ヲ實施スル事

第一項ノ手段ニヨリテ新作ノ歌曲ヲ得ルトキハ之ヲ東京師範學校附屬小學、及東京女子師範學校附屬幼稚園、幷練習小學生徒等ニ

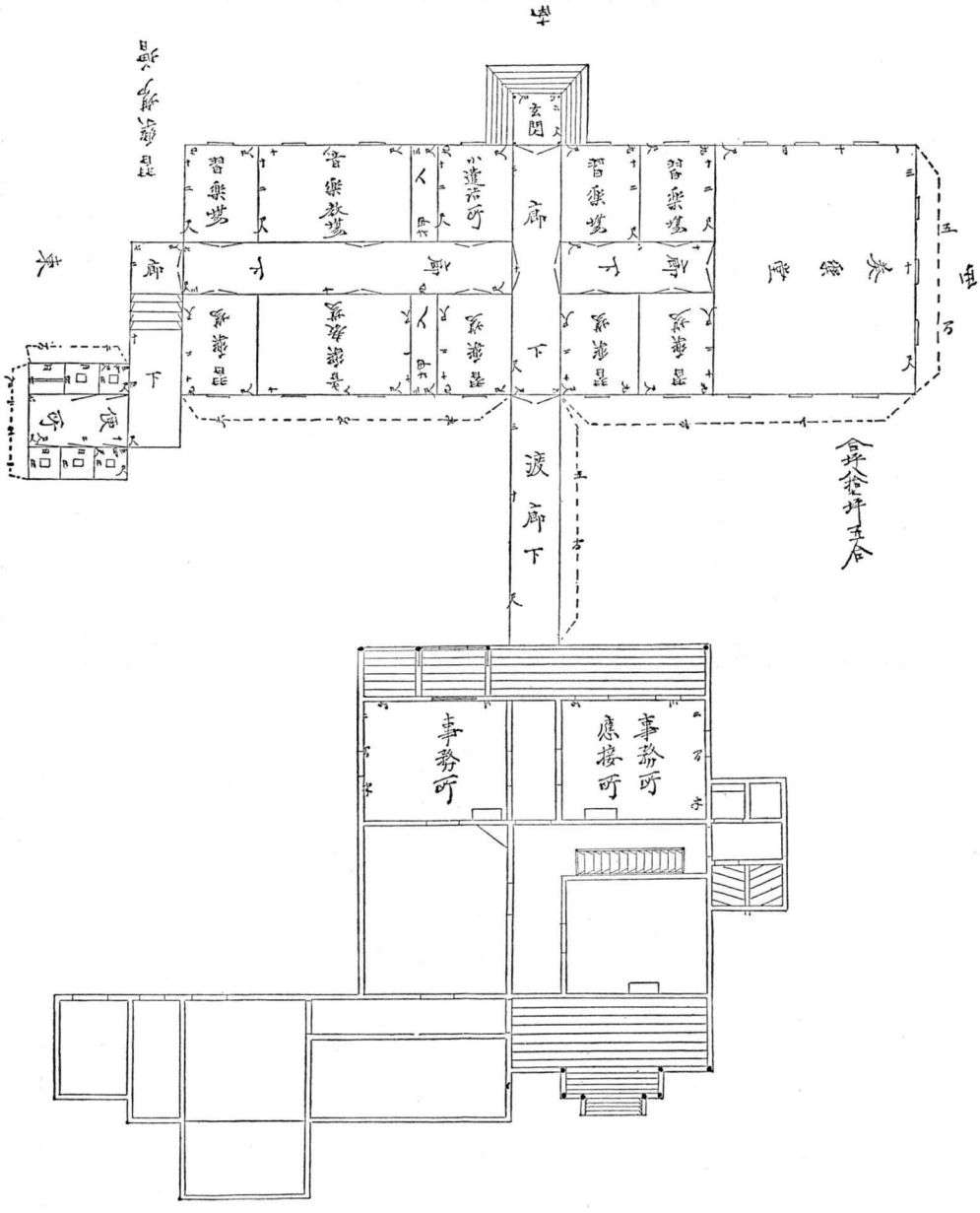

本郷文部省用地内第16番館　音楽取調掛室内配置図

明治18年２月には上野東四軒寺跡（現在の科学博物館の付近）文部省用地の教師館を増改築して移転した

實施シテ其適否ヲ試ミ其可ナル者ヲ撰ンテ掛圖及ヒ謠本ヲ製シ漸々他ノ諸學校ニ普及スルノ途ヲ求ムベシ

右三項ノ事業ヲ實行スルニ付要スル所ノ人員ハ西洋音樂教師一人日本音樂ニ通スル者三人日本文學ニ通スル者一人通辯一人吏員五人ナリ然シテ其費用ノ概略ヲ擧レハ一ヶ月ノ費額左ノ如クナルベシ

一金百九拾圓	吏員五人給料
一金貳百九拾圓	外國教員給料
一金百七拾圓	內國教員五人給料
一金拾貳圓	小使三人給料
一金拾圓	諸賄料
一金三百五拾圓	需用費
一金貳拾圓	營繕費
一金五圓	郵便電信
一金貳拾圓	刊行費
一金五圓	運送費
一金百貳拾圓	生徒學資
計金壱千貳百圓〔ママ〕	

又右取調ノ爲メ相當ノ家屋ヲ備ヘサル可ラス然ルニ當時我省勤儉ヲ旨トセラルヽノ際ナレハ音樂院ヲ新設スルノ擧ノ如キハ暫ク之ヲ他日ニ讓リ先ツ在來ノ家屋ヲ修繕シ止ヲ得サル分ハ增築シテ目下ノ用ニ供スルヲ以テ足レリトス可シ然シテ斯ル目的ニ最モ適スル者ハモルレー氏ノ舊居館ナラン因テ其模樣替增築等ノ見込ハ別紙圖面ニ認メ其費用ノ概略ヲ揭記スル左ノ如シ

一金三千七百七拾七圓五拾錢

內譯

金七百圓	奏樂堂新營　壹棟
金九百九拾圓	習樂場及小使詰所幷押入廊下共新營　壹棟
金七百四拾貳圓五拾錢	音樂教場習樂場廊下共新營　壹棟
金九拾五圓	玄關新營　壹棟
金百五拾圓	教場事務所渡廊下共新營　壹棟
金貳百五拾圓	大小便所同渡廊下共新營　貳棟
金八百五拾圓	本鄕用地內舊教師拾六番館修繕

但窗日除及敷物人力車置所外構周圍柵等ノ分相除ク

右ハ音樂取調ニ付全體ノ計畫及實地着手ノ順序方法等ノ概略ヲ揭ケシノミ其詳細ナル事項ノ如キハ若シ尊問ヲ賜ハヾ縷々口述可仕候也

〔手書き〕（『音樂取調所書類』明治十二年）

明治十三年三月二日、L・W・メーソン（一八一八(1)～一八九七）は横浜に到着し、この日からむこう二カ年間、日本政府雇外国人教師として音楽取調掛に勤務することになった。メーソンを迎え入れた伊澤はただちに学務課長および会計課長にあて、さしあたり着手したい二カ条の伺いを提出している。

第一條　我國在來之音樂取調之事

右目的ヲ以テ雅樂局諸學校其他音樂演習有之候場所ヲ巡覽爲致我音樂之性質等ヲ概了セシムベク候。音樂熟達之者ヲ時々招集致シ琴箏琵琶鼓弓横笛其他之樂器ヲ奏セシメ其西樂ニ合否ヲ試ミ且種々問答ヲ盡シテ彼我異同之點ヲ查閱シ將來新曲ヲ作ルノ材料ニ供スベク

候

但最初者一時ニ樂人數名招集之上諸種之樂器ヲ合奏セシメ我音樂之大體ヲ示シ其後者更ニ兩三名ヲ撰用シテ期日ヲ定メ時々來館之上音樂之事ヲ談セシムベシ尤右ニ付相當之報酬金附與致スベキ目的ニ有之候

第二、東京師範學校附屬小學校及東京女子師範學校附屬練習小學幷ニ幼稚園生徒ニ來週（四月の第一週目）ヨリ唱歌教授爲致候事

〔手書き〕（『音樂取調所書類』明治十三年）

（1）メーソンの生年については従来一八二八年とされていた。音楽取調掛にはメーソンの履歴書が保存されていないためこの点の確認ができなかったが、L・M・マクガレル氏により実は一八一八年生れであることが明らかとなった。同氏は修士論文（東京芸術大学音楽研究科音楽教育学専攻、昭和五十二年度提出）作成に際し、メーソンの生地であるメイン州ターナーの役所でこれを確認した。

二　音楽取調掛の整備と伝習生の養成

（一）音楽取調掛、最初の蔵書

洋楽譜七十八冊、洋楽書五冊は、メーソンがボストンであらかじめ注文してあったものの到着分、およびメーソン個人の寄贈によるものである。楽譜の中には二十冊の英語版『バイエルピアノ教則本』が入っていた。音楽取調掛のピアノの手ほどきはバイエルを使い、メーソンの指導で行われた。二十冊は伝習生が日常の練習に使用し、一年間で全教課を終えることが課せられた。二十冊とも真黒に指垢がつき、破れた楽譜は強い和紙で補強されている。ほとんどの『バイエル』にはメーソンの書込みがあって、これをみると当時の伝習生の真剣なピアノへの取組みが目に見えるようである。わが国で今日に至るまでピアノ教本の定本として使われている『バイエル』のルーツはここにあったのではなかろうか。

〔明治十三年七月二十九日付、文部省内記所に回付して登録を受けた楽譜および図書〕

バイエル、メソデ	貳拾冊
フライジー〔プレイディ〕(1)スタデース	壱冊
ウィク〔ヴィーク〕(2)メソデ	壱冊
セロニー〔ツェルニー〕	貳冊
クレメンチー	貳冊
クーロー〔クーラウ〕	四冊
ベルチニー〔ベルティーニ〕	六冊
ジアバリー〔ディアベリ〕	貳冊
ケーレル〔ケーラー〕キンデルユーブンゲン	貳冊
ミュルレル、ユーブンクスチュック	貳冊
ケーレル、ホルクスメロジー	壱冊
ケーレル、ダンセスポプレー	壱冊
ケーレル、ホルクスタンツエ	貳拾冊
エメリース〔エメリー〕	拾貳冊
リトルフ〔ケーラーの誤りでリトルフは出版社名〕	
出納沿革例規類纂　自明治元至明治十	五冊
音樂讀本	壱冊
シュイネ、スコチスメロジク	壱冊
テーロル、サイアンスオブミュジュック	壱冊
ホント、ヒストリー、オブミュジュック	壱冊
ブラセルナ、シヨ(ママ)オリーオブサウンド	壱冊

バネトル、ミュジュック　壱冊

一　印度音樂ノ理論
二　印度樂器略説
三　ブゴラ、オ、イチハサ
四　マラビカグニミタ
五　印度演劇論
六　公報及輿論
七　ベンガル音樂校第五及第六年報
八　諸家印度音樂説
九　ベンガル文英國略史
十　印度詩類
十一　風琴略論
十二　印度音樂
十三　ヤントラ　コシヤ
十四　タゴレ家略傳
十五　オーエンメレデス古記

以上

乙一号　セキス　プリンシパル　ラガス（印度音樂ノ略論）壱冊
乙二号　エイツ　プリンシパル　ラガス（印度演劇論）壱冊
乙三号　テン　プリンシパル　アヴタス（印度演劇略史）壱冊
乙四号　サンジタ　サラ　サングラハ（諸家サンスクリット音樂説）壱冊
乙五号　ヒンド　ミュージック（諸家印度音樂説）壱冊
乙六号　ウヘニ　サンハラ　ナタカ（バラナラヤナ氏サンスクリット演劇論英譯）壱冊
乙七号　ヤンタラ　クセタラ　デピカ（印度音樂大意）壱冊
乙八号　ハモニヤム　ストラ（和音略論）壱冊
乙九号　カウイ　ラハスヤム　壱冊
乙十号　ヤントラ　カシヤ（古今印度ベンガル樂器略説）壱冊
乙十一号　ブリーフ、ヒストリ、ヲフ、エンギランド（英國史略）壱冊
乙十二号　マサナ　プジャナン（サンクリット詩類）壱冊　十八葉
乙十三号　ローガル　イリハス　ガリタ　ブリタンタ（欧州地史略）壱冊　三十六葉
乙十四号　ムクタバリ、ナテカ（ベンガル演劇）壱冊　六十三葉
乙十五号　マラビ　カグニミトラ　ナタカ（サンスクリット演劇）ベンガル文　壱冊　百十葉
乙十六号　ショルト、ノルテス、ヲフ、ヒンドー、ミュジカル、インストリメント（印度樂器略説）壱冊　四十三葉
乙十七号　エ、フユー、ライリック、ヲフ、ヲーエン、メレデス（ヲーエン、メレデス古記）壱冊　百葉
乙十八号　ボラテヤ　ナタヤ　ラハスヤ（印度演劇論）壱冊　二百六十八葉
乙十九号　ヒフテ　チーユンス（五十調子類）壱冊　五十九葉
乙二十号　ジタワリ　壱冊　百〇八葉
乙二十一号　エ、ウーエデック　エムン（ウーエデック詩類）壱冊

乙三号　エ、ヒュー、スペシメン、ヲフ、インジャン、ソングス（印度歌類集）壱冊　百十三葉

乙三号　ウクトリヤ　サムラジヤム　壱冊　百五十五葉

乙三号　エ、ブリーフ、アカウント、ヲフ、デ、タゴール、ハミレー（タゴール家略傳）壱冊　十七葉

乙三六号　公報及輿論

一　音楽略解　六冊
一　箏曲大意抄　五冊
一　糸の志良扁　壱冊
一　吾嬬箏宇多　壱冊
一　唄ヒ本　四拾壱冊

合計百八拾四冊　〔手書き〕

（『往復書類、會計局ノ部』明治十三年二月～十四年六月）

(1) Louis Plaidy (1810-1874) : Technical Studies for the Pianoforte.

(2) Friedrich Wieck (1785-1873) : Method of Piano-Forte. フリードリヒ・ヴィークはクララ・シューマンの父。彼が娘クララのピアノ教育のために作成した教則本の英語版である。

（二）音楽取調掛における最初期の楽器状況

一、ピアノ　拾箇
一、ピアノ用腰掛　壱箇

このピアノはアメリカ、ボストンのチェッカリン社製のスクェア・ピアノである。明治十三年六月に備え付けられた。

一、ベーカル氏製バイヲリン　四箇
代價米金貳百弗　一箇ニ付五拾弗
内二個音楽取調所用　二個伶人所用

一、ビヲラ　一箇
代價米金五拾弗　音楽取調所用

一、ビヲラ　一箇
代價米金貳拾五弗　伶人所用

一、ビヲリンセロ　一箇
代價米金四拾五弗　音楽取調所用

一、ビヲリンセロ　一箇
代價米金貳拾弗　伶人所用

一、ダブルベイス　一箇
代價米金三拾貳弗　伶人所用

一、ダブルベイス　一箇
代價米金六拾弗　音楽取調所用

一、クラリヲネット　二箇　嚢入
代價米金四拾弗　伶人所用

一、フルート　一箇　箱入
代價米金貳拾弗　伶人所用

〔手書き〕

（『往復書類、會計局ノ部』明治十三年二月～十四年六月）

以上の楽器は、明治十三年六月にメーソンがボストンのワシントン・ストリート、百七十七番地トムソン・エンド・ヲデル社へ注文し、翌十四年二月に到着したものである。

和楽器については、次のような書類を提出して購入手続きを行った。

音樂取調入用樂器別紙目録ノ如雅樂用樂器三管三鼓幷俗樂樂器等御買上相成度就而者音樂取調トシテ出勤之者之内該樂器類豫テ手掛ケ品柄等心得候ニ付取調方申談候處中等之品ニテ概略代價金貳百九拾圓と相見積候右ニテ購求可相成哉此段相伺候也

目録

雅樂用樂器

一 笙 壱
一 笛 壱
一 笛筒 壱
一 篳篥 壱
一 篳篥箱 壱
一 箏 壱
一 琵琶 壱
一 鞨鼓 壱
一 大鼓〔ママ〕 壱
一 鉦鼓 壱

俗樂用樂器

一 琴 壱
一 琴柱 壱
一 琴糸 壱
一 三味線 壱
一 胡弓三味線 壱
一 弓幷白壽 壱

右之通

〔手書き〕

（『回議書類』明治十三年二月～十五年六月上）

（三） 音楽取調掛最初の入学者

音楽取調掛では六項から成る募集要項を、明治十三年六月七日付で会計局長へ提出した。

一、從前音楽（雅樂俗曲等）ニ習熟セシ者ニシテ西樂傳習志願ノ者當分三十名以下ヲ限り當所ニ入ルコトヲ許ス
一、右傳習人ハ一切自費ヲ以テ習學スル可シ尤モ別ニ授業料ヲ納ルヲ要セス
一、傳習科目ハ唱歌及奏樂ノ初歩トス　旦樂器ハ當分ピアノ、オルガン、及ヴァイオリン等ト定ム
一、傳習ニ付要スル所ノ樂器、教科用具等ハ當掛所屬ノ品ヲ用ウベシ　尤生徒ノ爲ニ別段新調スルヲ要セス
一、傳習時間ハ毎日二時間以下タルベシ　但シ教師ニ對シテ別段報酬金等を要セス
一、傳習人入場ニ付テノ費用ハ薪炭等ノ如キ必需品ニ止リ其他費用ヲ要セス

同年十月に次の二十二名が入学を許された。

東京府華族　板倉種　満十八年
東京府士族中村清行長女　中村專　十七年九ケ月

東京府士族内田正雄後家	内田久仁	三十三年一ケ月
東京府平民市川惣太郎妻	市川米子	三十七年
橡木縣士族	鳥居忱	二十五年六ケ月
東京市平民古筆了中長女	古筆文	三十年十二ケ月
東京府士族馬場逸齊妻	馬場カネ	四十四年十ケ月
神奈川縣士族加藤景直妻	加藤サタ	三十六年七ケ月
東京府士族中郁清行長女	上野鈴	十二年十二ケ月
静岡縣士族米田俊德妻	米田テウ	十四年三ケ月
静岡縣士族遠山政友次女	遠山キネ	十四年一ケ月
東京府平民市川惣太郎長女	市川ミチ	十二年一ケ月
東京府平民林新助長女	林榮	十九年八ケ月
同　二女	林蝶	十四年十ケ月
伶人		
	奥好義	
	安倍季功	
	辻則承	
	林廣継	
	上眞行	
	小篠秀一	
	多久隨	
	山登松齢	

〔手書き〕
（『回議書類』明治十三年二月～十五年六月上）

以上の伝習決定者二十二名の届け出に対して、官立学務局内では「男女が教場ヲ同ジクスベカラス」という規則に反するのではないかという意見が交された。しかし島田三郎文部省内記所長は次のような見解を述べ、例外として厳重な取締りを条件に音楽取調掛の男女共学を許可した。しかし十六年の音楽取調掛規則では女子の入学を禁じている。

傳習所ハ名称コソ異ナレ学校ノ類ニ外ナラズ故ニ教育会第四十二条ニヨリ男女教場ヲ同クスルヲ得ザルハ勿論ナルベシ然レドモ傳習志願人寡少ニシテ別時間又ハ別教場ニ教授スルハ事実能ハザル場合モアラン故ニ席ヲ区別シテ教授スル等ノ事ハ傳習方主任者ノ處分心得ニアラシムベキ乎果シテ然ラバ両ツナガラ不便ナシト思考ス

島田三郎〔手書き〕
（『回議書類』明治十三年二月～十五年十二月上）

最初の伝習生への授業は十月から開始されたが、それに先立ち九月十七日付で六項目の「音樂傳習規則」を設けた。

音樂傳習規則

一　樂器上ノ音樂教授ハ各級一週二課トシ毎課一時間トス
　但當分ノ内十時ヨリ十二時ニ至ルノ時間ヲ以テ之ニ充テ其級ニヨリ十時或ハ十一時ヨリ教授スベシ
一　唱歌ノ教授及其教授法ノ傳習ハ一週間一課ト定メ毎土曜日午後ヨリ總級ヲ合シテ之ヲ授クベシ
一　温習時間ハ毎日二時間ト定メ各生徒ハ其級ニ依リ午前八時或ハ午後一時ヨリ各名ニ指定セル習樂室ニ入リ温習スベシ
一　音樂取調掛吏員及教員ヲ除クノ外何人ニテモ主任者ノ許可ヲ得

ルニ非レハ他人ノ習樂室ニ入ルヲ許サス

一　傳習人ハ定時間ノ後教場習學室或ハ應接所留ルヲ得ズ尤モ止ムヲ得サル事情アルトキハ教員ヨリ主任者ニ申出テ特許ヲ得テ留ル事ヲ得ベシ

一　當所ハ毎日午前六時ヨリ午後六時マテ開場スルモノトス故ニ主任者ノ許可ヲ得ルニ非レハ定時外ニ之ヲ開クヲ得ス　〔手書き〕

（『回議書類』明治十三年二月十五年六月上）

さらに翌年三月「音樂傳習規則追加案」三項目を提出し裁可を願い出ている。

音樂傳習規則追加案　明治十四年三月

當掛傳習人之儀者專ラ本邦音樂ニ熟シ居候者ヲ募集致シ音樂之事項為取調且其教授法ヲ研習為致後来諸學校ニ唱歌ヲ施行スルノ際ニ当リ其教員タルベキ者ヲ得ベキ目的ヲ以既ニ半年間着手致シ来候處右輩中ニテ従前音曲之師匠等致シ居候者共者其進歩モ殊ニ著シク自今教授法傳習之際自ラ教授之手傳モ出来候場合ニ迄到候ニ付別紙之通音樂傳習規則追加致シ差當リ右相当之者六名程ニ手當金交付相成可然哉相伺候也

音樂傳習規則追加

一　音樂傳習期限ハ大凡一年ト定メ前半年間ハピアノ及唱歌ヲ研習セシメ後半年間ハ專ラ音樂教授ノ方法ヲ研習セシムベシ

但學術進歩ノ遲速ニ由リ其期限ニ伸縮ヲ生スル事アルベシ

一　傳習人中學術優等品行方正且年齢相当ニシテ音樂教員タラン事ヲ志願シ教授ノ手傳ヲスル者十五名以下ニ限リ手當トシテ壱人ニ付一ヶ月金三円宛交付スベシ

但成業ノ期ニ至ラスシテ退學ヲ命セラルヽカ或ハ自ラ廃學スルモノハ従前給與セシ所ノ金額ヲ一時ニ辨償セシムベシ

一　前條適當ノ者ニハ卒業ノ期ニ至リ當掛ヨリ卒業証書ヲ附與スベシ　〔手書き〕（『回議書類』明治十三年二月～十五年六月上）

この案に対し官立学務局長が意見を朱字で記し、音楽取調掛に回送してきた。

普通學業局の意見〔朱字〕

一　本文音樂傳習規則追加第二項中年齢相當トハ判明ナラズ寧ロ其所謂相當ノ年齢ヲ記スルヲ可トス

一　傳習人中優等者ヲシテ劣等者ノ教授ヲ助ケシムルハ或ハ一便法ナラン、然レドモ今之ニ手當金ヲ交付スルノ事由果シテ教授ノ手傳ニ在リトセバ現今音樂傳習所規則ニ據リ傳習人ノ定員(三十名)ニ比スレバ手傳人ノ員數多キニ過クルガ如シ宜ク之ヲ減シテ十名以下トシ是又内規トシ本則ニ掲ケス特々伺定スルヲ可トス且ツ交付ノ金額モ果シテ手當トシテ教授手傳ノ勞ニ酬ユルモノトスレバ仮令半途ニシテ退学ヲ命ゼラレ又ハ自ラ廃学スルモ其額ヲ償還セシムベキノ理由ヲ見ス故ニ但書ハ刪除スルヲ可トス

一　第三項中卒業證書ノ事見ユ然レドモ音樂取調所ノ儀ハ其学科課程モ未タ整備ノ場合ニ至ラス況ヤ其生徒ハ生徒ト称セズシテ傳習

人ト称シ未ダ学校ノ体裁ヲ為スニモアラザレバ卒業證書ヲ授与スルハ穏当ナラザルガ如シ傳習人中傳習ノ証ヲ受ケン事ヲ願フ者アルトキハ其証ヲ与フルノミニテ足ラン　〔手書き〕

（『回議書類』明治十三年二月～十五年六月上）

この意見に基づき音楽取調掛は追加案を二項目に修正し、決定項とした。（前文書につづく。）

音樂傳習規則追加

一　音樂傳習期限ハ大凡一年ト定メ前半年間ハピアノ及唱歌ヲ研習セシメ後半年間ハ専ラ音樂教授ノ方法ヲ研習セシムヘシ
但學術進歩遅速ニ由リ其期限ニ伸縮ヲ生スル事アルベシ

一　傳習卒業ノ期ニ至リ傳習證書ヲ得ン事ヲ望ム者アルトキハ當掛ニ於テ其品行及學術檢査ノ上之ヲ附與スル事アルベシ

（四）音楽取調掛授業課目表　明治十四年十月作成

表中に「長年生」とあるのは、急いで一通りの伝習を終えさせるコースで、「少年生」は伝習の完成を期すコースであることを意味する。これは音楽取調掛の最も古いカリキュラムである。

音樂傳習教則

長年生之部

高等唱歌　一週五時　但一囲一時ツヽ
二重音ヨリ三重音ニ至ル唱歌樂譜読法旋律研究音声協否研究等
胡弓　一週三囲　但一囲三十分ツヽ
唱歌掛圖其他學校用歌曲ノ練習
箏　一週三囲　但一囲四十五分ツヽ
二重音唱歌唱歌掛圖初編其他學校用歌曲ノ練習及合彈練習
調絃　一週三時　但一囲一時ツヽ
長音階短音階旋律法及諸調移法等
洋琴　一週三囲　但一囲四十五分ツヽ
教授本急読法バイアル氏洋琴教授本等
唱歌　温習　一週一時以上　但土曜日午後
週内學習スルトコロノ唱歌ヲ温習セシム
和聲學講義　一週三時　但一囲一時ツヽ
三和音轉囲法及諸和絃進行ノ理等
唱歌教授法　一週六時　但一囲一時ツヽ
音樂指南　自一至終
複習　一週三時　但一囲一時ツヽ
諸樂器及唱歌ヲ複習セシム

少年生之部

唱歌　一週五時　但一囲一時ツヽ
複音三重音等ノ唱歌樂譜ノ暗射[ママ]音階音調ノ移法等
洋琴　一週三囲　但一囲四十五分ツヽ
バイアル氏教授本等
唱歌温習　一週一時以上　但土曜日午後
長年生ニ同シ
複習　一週十六時　但一日三時以下

専ラ洋琴練習ニ従事セシメ且唱歌ヲ復習セシム

傳習人在學中ハ左ノ諸項ヲ心得ベシ

一、音樂取調掛吏員及教員ヲ除クノ外何人ニテモ主任者ノ許可ヲ得ルニ非レハ他人ノ習樂室ニ入ルヲ許サス

一、傳習人ハ定時間ノ後教場習樂室或ハ應接室ニ留ルヲ得ス尤モ止ムヲ得サル事情アルトキハ教員ヨリ主任者ニ申出特許ヲ得テ留ル事ヲ得ヘシ

一、當所ハ毎日午前六時ヨリ午後六時ニテ開場スルモノトス故ニ主任者ノ許可ヲ得ルニ非レハ定時外ニ之ヲ開クヲ得ス

一、音樂傳習期限ハ大凡一年ト定メ前半年間ハ「ピアノ」及唱歌ヲ研習セシメ後半年間ハ專ラ音樂教授ノ方法を研習セシムヘシ

但學術進歩ノ遲速ニ由リ其期限ニ伸縮ヲ生スル事アルベシ

一、傳習卒業ノ期ニ至リ傳習證書ヲ得ン事ヲ望ム者アルトキハ當掛ニ於テ其品行及學術檢査ノ上之ヲ附與スル事アルベシ

音樂取調所授業課目

月曜日

音樂指南講義　長年生徒　午前八時ヨリ同九時マデ　監事內田彌一

箏、胡弓教授　長年生徒　午前九時ヨリ同十時マデ　取調掛山瀨(ママ)松韻

復習　長年生徒　午前十時ヨリ同十一時十五分マデ

復習　少年生徒　午前八時ヨリ同十時三十分マデ

洋琴傳習　少年生徒　午前十時三十分ヨリ同十一時十五分マデ　教師メーソン

高等唱歌傳習　助教及ビ長少生徒　午前十一時十五分ヨリ正午十二時マデ　教師メーソン

洋琴傳習　助教　午後一時ヨリ同二時マデ　教師メーソン

管絃樂傳習　助教及ビ別生徒　午後三時ヨリ同四時マデ　教師メーソン

火曜日

音樂指南講義　長年生徒　午前八時ヨリ同九時マデ　監事內田彌一

調絃教授　長年生徒　午前九時ヨリ同十時マデ　監事芝葛鎭　取調掛山瀨松韻

復習　長年生徒　午前十時ヨリ同十一時十五分マデ

復習　少年生徒　午前八時ヨリ同十一時十五分マデ

高等唱歌傳習　助教及ビ長少生徒　午前十一時十五分ヨリ正午十二時マデ　教師メーソン

和声講義　取調掛及ビ助教　午後一時ヨリ同二時マデ　教師メーソン

集會　取調掛　午後二時ヨリ同四時マデ

水曜日

音樂指南講義　長年生徒　午前八時ヨリ同九時マデ　監事內田彌一

箏　胡弓教授　長年生徒　午前九時ヨリ同十時マデ　取調掛山瀨松韻　助教中村專

復習　長年生徒　午前十時ヨリ同十一時十五分マデ

復習　少年生徒　午前八時ヨリ同十時三十分マデ

洋琴傳習　少年生徒　午前十時三十分ヨリ同十一時十五分マデ　教師メーソン
高等唱歌傳習　助教及ビ長少生徒　午前十一時十五分ヨリ正午十二時マデ　教師メーソン
洋琴傳習　長年生徒　午後一時ヨリ同二時マデ　教師メーソン

木曜日

音樂指南講義　長年生徒　午前八時ヨリ同九時マデ　監事內田彌一
調絃教授　長年生徒　午前九時ヨリ同十時マデ　監事芝葛鎭　取調掛山瀨松韻
復習　長年生徒　午前十時ヨリ同十一時十五分マデ
復習　少年生徒　午前八時ヨリ同十一時十五分マデ
高等唱歌傳習　助教及ビ長少生徒　午前十一時十五分ヨリ正午十二時マデ　教師メーソン
和声講義　取調掛及ビ助教　午後一時ヨリ同二時マデ　教師メーソン
集會　取調掛　午後二時ヨリ同四時マデ

金曜日

音樂指南講義　長年生徒　午前八時ヨリ同九時マデ　監事內田彌一
箏、胡弓教授　長年生徒　午前九時ヨリ同十時マデ　取調掛山瀨松韻　助教中村專
復習　長年生徒　午前十時ヨリ同十一時十五分マデ
復習　少年生徒　午前八時ヨリ同十時マデ
洋琴傳習　少年生徒　午前十時三十分ヨリ同十一時十五分マデ　教師メーソン
高等唱歌傳習　助教及ビ長少生徒　午前十一時十五分ヨリ正午十二時マデ　教師メーソン
洋琴傳習　長年生徒　午後一時ヨリ同二時マデ　教師メーソン

土曜日

音樂指南講義　長年生徒　午前八時ヨリ同九時マデ　監事內田彌一
調絃教授　長年生徒　午前九時ヨリ同十時マデ　監事芝葛鎭　取調掛山瀨松韻
洋琴傳習　長年生徒　午前十時三十分ヨリ同十一時十五分マデ　教師メーソン
復習　少年生徒　午前八時ヨリ同十時マデ
和声講義　取調掛及ビ助教　午前十一時ヨリ正午十二時マデ　教師メーソン
唱歌傳習　全員　午後一時ヨリ同二時マデ　教師メーソン
集會　取調掛　午後二時ヨリ同四時マデ

（『音監開申書類』明治十四年）〔手書き〕

明治十四年十二月伊澤掛長は文部卿福岡孝弟に伝習人の状況を次のように報告した。またメーソンや助教たちが出向して唱歌の授業をいち早く開始した東京師範附属小学校、同女子師範附属小学校、学習院などの授業状況も合せて報告している。助教たちとは、十三年十月に入学した伝習生の中の中村專および雅楽部の伶人で、彼らは入所から半年後、助教として教壇に立った。

傳習人募集ノ事

本年傳習人ヲ募集セシハ一回ニシテ即チ二月上旬ニ在リ其召募ニ應スル者ヲ試驗シ能ク試格ニ適スル者十二人ヲ得乃チ之ニ傳習假許可ヲ與フ爾後其勤學効アルヲ以テ四月ニ至リ本許可ヲ與ヘリ後更ニ諸縣下ヨリ召募ニ應セントスル者マタ少ナシトセズト雖其人員既ニ滿ルヲ以テ之ヲ許スヲ得ザリシハマタ遺憾トスルトコロナリ

傳習人進歩ノ現況

附洋琴及ビ管絃樂進歩ノ概略

傳習ノ業進歩ノ観ルベキヲ致セシハ実ニ本年在リ前年ハ蓋シ本掛創置ニ際シ業頗ル試施ニ属スルヲ以テ演習ハ未ダ専攻スルトコロニアラザレバナリ然レドモ亦前年試施スル所ノモノ一トシテ本年進歩ノ基礎ヲ成立セザルモノナシ本年傳習人ノ顯然タル進歩ヲ占メシハ其聽力ニシテ之ヲ前年ニ比スレバ大ニ進達シ現時ハ概ネ高低全分ノ諸音ヲ聞別シ随テ能ク諸重音ノ唱歌ヲ為シ得ルニ至レリ又本年九月以降唱歌課程ヲ増シテ專ラ高等ノ唱歌ヲ演習セシメ以テ音聲ノ變轉活動ヲ聞別スル耳力ヲ練リ特ニ毎週三回和聲學ノ講義ヲ授ケ諸聲音ノ協不協及ビ其諸和絃ノ轉回進行等ノ理ヲ講求シ加フルニ音樂教授法ノ講義ヲ以テセリ此數課ノ教授ニ於ケルヤ且練リ且試ミルニ其功マタ既ニ著シキモノアリ蓋シ創業ノ際演習セシ所ノ唱歌ハ要スルニ簡單清純ニシテ其數モ亦少許ナリ故ニ未ダ音樂ノ眞味ヲ表出セザルモノアリ未ダ十分ノ雅興ヲ感発セザルモノアリ而ルニ高等唱歌和聲學音樂教授法ノ諸課ヲ開キヨシリ樂旨始メテ備ハリ演習佳興ヲ生ジ大ニ從来ノ面目ヲ改新スルニ至レリ

洋琴ノ傳習ハ樂音ノ聽力ヲ固定スルト樂譜ノ讀力ヲ増進スルトニ在ルヲ以テ凡ソ音樂ヲ學バントスル者ハ必ズ欠クベカラザルノ一科ナリ故ニ當掛ニ於テ之ヲ必習ノ學科ト定メ從来教養スル所ノ傳習人ヲシテ皆之ヲ學習セシメシガ當今ニ至リテハ其術大ニ進歩シテ教科本ニ諳熟スルハ勿論二人若クハ三人ノ連彈ヲモ為シ得ルニ至レリ又今日両師範學校附属小學及ビ幼稚園等ニ於テ唱歌ニ洋琴ヲ要スル分ハ傳習人ヲ以テ之ヲ試ルニ聊カ不都合ナキノ地位ニ進メリ

西國ノ音樂中最高ノ地位ヲ占ムルモノハ管絃樂トス故ニ本掛ニ於テハ本邦ノ雅樂ニ熟セル者其他音樂ニ才アル者ニ該樂ノ傳習ヲ施セシニ其進歩非常ニシテ屢中外人ヲ驚嘆セシムルニ至レリ本年五月皇后宮東京女子師範學校ニ行啓ノ節該校ノ需メニ應ジ本日之ヲ演セリ是レ即チ管絃樂ヲ高聽ニ供シタル濫觴ナリ

管絃樂傳習人中進歩ノ特ニ著シキハ伶官出身ノ輩ナリ我朝二千五百有餘年大統連綿タル國体ニシテ雅樂モ其成立ヲ之ト倶ニスルヲ以テ古来伶官ノ職アリ世々之ヲ襲ヘリ故ヲ以テ其耳力即チ音聲聞別力ノ鋭敏ナル事非常ナリ蓋シ音樂唱奏ノ細法ニ於テハ彼我東西ノ間小差ナキニ非ズト雖音聲發動ノ自然ニ於テハ古今天下ノ異ナルトコロナキヲ以テナリ是レ即チ雅樂ノ練習セル耳力ヲ以テ唱歌ヲ練習スルノ毫モ障ゲナキノミナラズナホ其進歩ノ特ニ較著ナル所以ナリ

現時教養スル所ノ傳習人ハ分チテ之ヲ二種トナシ一ヲ長年生一ヲ少年生ト為ス長年生ハ速成音樂師範生ニシテ来タル明治十五年二月ヲ期シ其業ヲ卒ヘ音樂教員ノ需メニ應ゼシムル目途ナリ少年生ハ猶多年ノ後ヲ期シテ音樂傳習ヲ完成セシムル者トス本年傳習人ヲ登用シテ傳習助教員ト為ス有五人アリ内男子傳習人四人女子傳習人一人

トス

巡回傳習ノ現況

東京師範學校ニ於テ傳習ヲ受クル者ハ本科二級生一組ナリ此生徒ハ現時專ラ唱歌教授法ヲ演習セリ是レ即チ本校本學期即チ九月以降ノ演習ニ係ルトコロナリ蓋シ教師ノ授業時間ニ之シキト生徒ノ課業ノ多キトニ因テ本校生徒ハ本科二級以下ニ在テハ唱歌ヲ學習スルヲ得ズマタ一級ニ至リテハ附属小學教授ヲ実際ニ練習スルヲ以テ為ニ此科ヲ演習スルニ暇アラズ故ニ二級ニ在テ只一期間之ヲ演習スルノミナリ本校生徒一期六ケ月ノ他ニ之ヲ演習スル能ハザルハ最モ遺憾トスト雖マタ教師ノ熱心ナルト生徒ノ勉強ナルトニ由テ僅カニ數閲月ニシテ能ク唱歌教授法ノ一端ヲ習得スルニ至リシハ寔トニ速成セル者ト云フベシ本校附属小學生徒ハ方今練聲体操ヲ演習シテ聲音ノ発作使用ヲ學ビ併セテ音階ヲ樂譜ニ直シ全音半音等ノ區別ヨリ樂鍵ノ変轉等ヲ學習セリ蓋シ前年ノ末ニ在テハ尚皆音階ノ高低昇降ヲ學ブニ過ギザリシガ既ニ此地位ニ進歩セシハ教師メーソン氏及ビ助教ノ盡力ト該校生徒ノ勤勉トニ因ルモノトス此生徒ハ傳習既ニ日アリトイヘドモ其少年ニシテ前途ノ長キヲ以テ傳習ノ方法緩ニシテ密ナルヲ旨トセリ是レ即チ目下ノ急成ヲ期セズシテ将来ノ大成ヲ謀ルニ由レリ

東京女子師範學校ニ於テハ本科豫科附属小學幼稚園諸生徒ヲ挙テ傳習セリ本校生徒ハ元来唱歌ヲ演習スル事既ニ久シク且女子ノ殊ニ唱歌ヲ好ム性アルヲ以テ其進歩モ亦実ニ速ヤカナルヲ覺ヘリ本科生ハ九月以降諸重音唱歌和聲學初歩及ビ音樂教授法ニ進メリ豫科生ハ傳習上二等ニ分レ上等ハ既ニ諸重音唱歌初歩ニ入リ下等ハ漸ヤク二ケ月以来ノ傳習ニ係リ附属小學生ハ現今專ラ樂譜ニ由テ唱歌ノ演習ニ在リ之ヲ前年音階及ビ唱歌譜ノ記号ヲ演習セシ事情ニ比スレバ唱歌ノ教課ニ進ミシハ今年ニ在テ特ニ著シキモノヽ如シ幼稚園唱歌ハ本年九月以降ノ演習ニ係ルトイヘドモ其進歩ノ見ルベキヲ致セシハ順序ノ整フト調子ノ揃フトニ在リ唱歌ノ効験ノ幼稚発育上ニ及ビ身体ノ強健ヲ増シ心性ノ暢発ヲ促シ遊工遊戯ノ活作ヲ振興セシ等マタ日ニ顯然タリトイヘドモ此數件ノ如キハ該校将ニ上報スル所アラントスレバコヽニ贅セズ

學習院ハ本年九月以降唱歌ヲ傳習シ其生徒ヲ三種ニ分チ長年生少年生及女子生トス長年生ハ長短變變等諸種ノ音聲ヲ演習シ專ラ高等唱歌ニ入ルノ初歩ヲ傳習セリ少年生ハ音階ノ伝習女子生ハ音階演習ニ於テナホ少年生ニ一歩ヲ進メリ本院生徒ハ華族ノ子弟ニ係リ自ラ美術上ニ於テハ高等ノ趣味ヲ有スル者ノ如ク随テ其進歩モ大ニ観ルベキモノアリ本掛ニ於テハ本院ノ需メニ應ジ助教員ヲ派出シテ唱歌ヲ傳習セシメ教師ハ時々其教授ヲ巡察スルニ過ギズ

来ル明治十五年二月音樂傳習人ヲ各府縣ニ募ルノ意見

夫レ音樂ヲ普通教科ニ導クハ頗ル至難ノ問題ナリキ然レドモ教師メーソン氏ヲ始メ當掛諸員ノ盡力ニ依リ非常ノ困難ヲ経古今東西ヲ斟酌シ新タニ試練スル所ノ業既ニ上文ノ好果ヲ結べリ則チ音樂ヲ普通教科ニ導クノ針路略確定セリ而ルニナホ其実施ニ付一ノ困難ハ音樂教員ノ欠乏ナリ故ニ來ル明治十五年二月ヲ期シ音樂傳習人ヲ各府縣ニ募リ凡ソ二ケ年ノ學期ヲ以テ音樂師範科ヲ專攻セシメ以テ良教

員ヲ練リ其卒業ノ日ヲ以テ普ク之ヲ全國ノ師範學校ニ傳習シ漸次此教科ヲ國的各學校ニ普及セン事冀望ニ堪ヘザルトコロナリ本件ハ既ニ過日開申シテ裁定中ニ係ルモノナリト雖此報告ヲ捧クルニ臨シ謹ンデ其概梗ヲ附陳スル事此ノ如シ

〔手書き〕（『音監開申書類』明治十四年）

（五）音楽取調掛規則および教則　明治十六年

この教科課程および教科細目は音楽学校の体裁を充分に備えたもので、明治二十年にほとんど手を加えることなく、東京音楽学校の教科課程として移行した。東京音楽学校ではその後二十二年に新たな規則と教則を制定している。

従来本掛ニ於テ傳習スルトコロノ業程ハ皆音楽取調事業上試施スルトコロニ係リ一般ノ學校教科ト異ナルヲ以テ未タ確乎タル教則ヲ定メ是ニ由テ遂次経進スベキ順序ヲ定メサリキ然リト雖トモ音楽取調ノ事業漸ク緒ニ就クヲ以テマタ既ニ教則ヲ編成シ由テ以テ課程ヲ設定セザルベカラザルニ至レリ是故ニ明治十五年八月廿四日ヲ以テ教則編成ノ為メ會議ヲ開キ爾来十有餘日ニシテ音楽取調掛傳習生教則東京師範学校本科唱歌教授細目」同附属小學校唱歌教授細目」東京女子師範学校本科唱歌教授細目」同附属高等女学校唱歌教授細目」同女児小學校唱歌教授細目都合六種ノ教則ヲ編成セリ乃チ之カ裁可ヲ仰キシニ其中音楽取調掛傳習生教則ハ同九月裁可ヲ経其他ハ同十六年一月裁可ヲ経タリ後チ明治十六年二月音楽取調掛規則草按ヲ属シ同廿四日ヲ以テ之ヲ稟申シ同六月廿八日裁定ヲ経テ制定スル所即チ左ノ如シ

文部省音楽取調掛規則

第一章　總則

第一條　本掛ハ汎ク音楽ノ事項ヲ取調ベ學校用其他ノ唱歌楽曲ヲ撰脩シ且其教方教則等ヲ審按調査スル所トス

第二條　前條ノ目的ヲ達セン為メ左ノ二項ヲ設ク

第一項　本掛中ニ音楽傳習生ヲ置キ音楽専門ノ諸學科ヲ修メシメ以テ音楽ノ上進ヲ謀リ且将来取調ノ事業ニ就カシムベシ

第二項　東京師範學校及東京女子師範學校生徒ニ唱歌、箏、風琴、等ヲ臨教シ以テ小學以下ノ唱歌ノ教授ニ任セシムベシ

但臨教ノ大綱ハ該學校ノ教則ニ據ルベシ

第三條　本掛ノ傳習生タル者ハ年齢十五年以上三十年以下ノ男子ニシテ品行端正身體健康略ホ普通ノ教育ヲ受ケタル者タルベシ

第四條　傳習生中品行端正學藝優等ノ者ニハ前一ケ年ノ勉強ニ依リ試驗ノ上手當金ヲ給與シ卒業ノ後本掛ヨリ奉職ヲ命スル事アルベシ

〔手書き〕（『音監經伺書類』明治十七年上）

總則第三條にあるように十六年から女子の入学が禁じられた。理由は官立の教育機関で男女共学が許されていないからである。音楽取調掛だけは教育の内容上それを認めたが、やはり許し難いことなので男女どちらか一方にしてはというのが文部省からの命令であった。そこで将来国家のために役立つのは男子であるということから、女子を締め出すこととなった。ところがそれも長く続かず、女子に教育音楽は適しており、かつ必要であるという見解から、二十年三月には女子の入学が復活し、その後の東京音楽学校は官立唯一の男女共学学校となった。十六年から女子の入学を禁じたとはいえ、在校生のほぼ半数は女子伝習生である。伊澤掛長は伝習生に発行した「音楽伝習（男生徒／女生徒）取締心得」の第一條で

男女間には一線を敷き、みだりに交流することなく、伝習にはげむよう命じている。

第二章　教授規則

第一條　本掛傳習生修學科目ハ修身、唱歌、洋琴、風琴、箏、胡弓、専門楽器、和聲學、音楽論、音楽史及音楽教授法トス

第二條　修業期限ハ四ケ年ト定メ各一ケ年ヲ前期後期ニ分チテ都合八期トシ一期ヲ以テ一級ノ課程トス授業時間ハ第一年前期ヨリ第二年前期ニ至ルノ各級ハ毎週廿八時間トシ其他ノ諸級ニ在テハ總テ毎週三十時間トス

第三條　學年ハ九月十一日ニ始リ翌年七月十日ニ終ル之ヲ前後ノ二學期ニ分チ其前學期ハ九月十一日ニ始リ翌年二月十五日ニ終リ其後學期ハ二月廿三日ニ始リ七月十日ニ終ル

第四條　休業日ハ左ノ如シ

一　日曜日　毎週
一　秋季皇靈祭　秋分日
一　神嘗祭　十月十七日
一　天長節　十一月三日
一　新嘗祭　十一月廿三日
一　冬期休業　十二月廿五日ニ始リ　同月廿二日ニ終ル
一　孝明天皇祭　一月三十日
一　紀元節　二月十一日
一　前學期後休業　二月十六日ニ始リ　春分日
一　春季皇靈祭　四月三日
一　神武天皇祭　七月十一日ニ始リ
一　夏期休業　九月十日ニ終ル

第五條　各級ノ學科課程左ノ如シ〔四十六頁の學科課程表を參照〕

第六條　本掛傳習生修業學科教科細目左ノ如シ

教科細目

第一年前期

修身　一週一時
小學内篇ヲ授ク
唱歌　一週一時
數字練習
數字コムマ及ダツシヲ用ヒテ長短音ノ區別等ヲ會得セシム
拍子初歩
計數及進行ニ由テ二拍子ヲ授ケ以テ小節區分ノ思想ヲ開發セシメ生徒稍々進ムニ從ヒ圓圈分割ノ法ニ由テ四分一ノ符、半ノ符、一ノ符、八分一ノ符、及其休止符等ヲ學ハシメ漸ク四分ノ四拍子ニ熟セシム
音階練習
唱歌掛圖ニ就キ又ハ黒板上ニ音階ノ圖ヲ作リ階名調名及(ト)字記號ノ位置ヲ教示シ且音階ニ照シテ階名若クハ散譜ヲ指唱スル事ヲ練習セシム
記譜法初歩

音樂取調掛傳習生修業學科課程表

學年	第一年		第二年		第三年		第四年	
學科＼學期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
修身	嘉言善行 一／一	同上 一／一	同上 一／一	同上 一／一	同上 一／一	同上 一／一	同上 一／一	同上 一／一
唱歌	單音 一〇／三	同上 一〇／三	高等單音 一〇／三	同上 九／九	複音三重音 八／八	三重音 八／八	四重音 八／八	高等歌曲 三／三
洋琴	右手、左手、雙手練習 九／九	雙手練習 九／九	手指運用長音階練習 九／九	同上複音 九／九	粧飾彈法短音階練習 八／八	歌曲練習 八／八	半音階練習同上 六／六	同上同上 六／六
箏		調絃法單彈法 四／四	同上同上 三／三	高等單彈法複彈法 三／三	複彈法 三／三	同上 三／三	同上 三／三	同上 三／三
風琴					歌曲練習 二／二	同上 二／二	同上 二／二	同上 二／二
胡弓				用絃法歌曲練習 四／四	歌曲練習 四／四	管絃樂器箏、胡弓 五／五		同上 五／五
專門樂器						反覆進行靜止法等 二／二	轉調、掛留法調和法等 二／二	樂曲製作法 三／三
和聲學			和声初歩 三／三	音程三和音 二／二	三和音轉回七ノ和絃 二／二	同上 一／一	本邦及歐洲音樂史 一／一	實地教授練習 一四／一四
音樂論	樂語解釋寫譜法 八／八	樂典 四／四	同上 二／二	音樂理論 二／二	同上 一／一		同上 一／一	
音樂史					本邦及歐洲音樂史 一／一			
音樂教授法							唱歌教授法 一／一	
通計	四 廿／三〇	五 六／三〇	六 六／三〇	七 三〇／三〇	九 三〇／三〇	八 三〇／三〇	八 三〇／三〇	六 三〇／三〇
								三四／三四

本按音樂科課程等ハ蓋泰西學音樂科ノ教法ト大抵同様ニシテ本掛教科ヲ規定スルニハ之ニ基クヲ可トスヘキニ由リ本按ノ通ニテ然ルヘシ然レドモ本邦固有ノ音樂ヲ欠クハ稍備ハラサルニ似タリ本掛傳習生卒業ノ上ハ本邦歌曲ノ改正ニモ従事スルヲ期スレハ本邦音樂ヲ課程ニ加ヘ卒業前ヨリ之ヲ修習セシムルヲ可ベス尤右ニ就テハ本邦俗樂取調等ヲ要スレハ直ニ之ヲ加フルハ難カルヘキニ由リ今日ニ在テハ先ツ本按ノ儘ニテ然ルヘシ

黒板上ニテ五線、四間、上下ノ間及短線ノ名稱ヲ會得セシメ各線及各間ニ階名ヲ記シ之ヲ音符ニ變ジテ符號ノ活用ヲ教示シ終ニ(ト)字記號ノ結構及位置ヲ會得セシメ且縱線及併合縱線ヲ授ク

單音唱歌

唱歌掛圖初編第一ヨリ第十七ニ至ル歌曲ヲ練習セシム

聽音法

洋琴、風琴、「バイオリン」其他ノ一樂器ヲ用ヒテ與フルトコロニ從ヒ音階ニ就テ其音ヲ指答シ或ハ階名ニテ唱答セシメ以テ耳覺ヲ練習セシム

洋琴　一週九時

右手左手雙手練習

「バイエル」氏教則本ヲ用ヒテ右手練習及ヒ左手練習ノ兩手法ヲ終リ雙手ノ練習ニ進ミ其第一課ヨリ第六十四課マデヲ授ク

音樂論　一週八時

樂語解釋

音樂上ニ用フル文字ノ意義解釋等ヲ授ク

寫譜法

洋筆ノ執法及運法ヲ教授シ漸ク寫譜法ニ熟セシム

第一年後期

修身　一週一時

前期ノ續ヲ授ク

唱歌　一週十時

記譜法

樂曲ノ數字ニテ記シタルモノヲ音符ニ變シテ譜表上ニ寫シ若クハ音符ニテ記シタルモノヲ數字ニ復スルノ法ヲ授ケ漸ク記譜法ニ慣熟セシム

移調法

(ハ)調ヨリ(ト)(ニ)(イ)(ヘ)變(ロ)變(ホ)ニ移スノ法ヲ學バシム

拍子

三拍子及六拍子ヲ授ケ且諸拍子分合ノ活法ヲ習得セシム

聽音法

前期ノ法ニヨリテ稍々難キ部分ニ進マシメ且之ヲ譜表ニ書答スル事ヲ習ハシム

單音唱歌

初編中第十八ヨリ第三十三マデノ歌曲ヲ授ク

洋琴　一週九時

雙手練習

「バイエル」氏教則本ヲ用ヒテ雙手ノ練習ヲ授ケ其第六十五課ヨリ第百五課ニ至ラシム

箏　一週四時

調絃法

最初第一音第三音第四音ニ基キ順八逆六ノ法ニヨリテ調絃ヲ授ク

單彈法

單彈ノ初歩大凡五曲ヲ授ク

音楽論　一週二時
楽典
楽譜論ヨリ旋律論ニ至ルヲ授ク

第二年前期

修身　一週一時
小學外篇ヲ授ク
唱歌　一週十時
移調法
前期二次テ(ホ)(ロ)嬰(ヘ)嬰(ハ)及變(イ)變(ニ)變(ト)變(ヘ)ノ調ニ移スノ法ヲ習ハシメ且橋音ヲ練習セシム
拍子
前期ニ次テ諸種ノ拍子活用ノ法ヲ習ハシム
音程練習
同音度及第二音度順次昇降ニ始リ第三音度第四音度ニ至ルマデ進歩ニ従ヒ逐次之ヲ練習セシム
高等單音唱歌
第二編中ノ歌曲大凡十曲ヲ授ク
輪唱法
簡易ナル歌曲大凡三曲ヲ用ヒテ二部輪唱ヲ授ク
洋琴　一週九時
手指運用法、長音階練習等
「ウルバヒ」氏教則本ヲ用ヒテ手指運用ノ法ヲ授ケ其第七十二課ヨリ第百零九課マデヲ授ケ兼テ長音階ノ各調ヲ練習セシム
箏　一週三時
調絃法
(ハ)調ヨリ(ト)(ニ)(イ)(ヘ)變(ロ)變(ホ)ノ諸調ニ移ス事ヲ學ハシム
單彈法及複彈法初歩
初編中全歌曲ヲ習得セシメ兼テ複彈法ノ初歩ヲ授ク
和声學　一週三時
和声初歩
協音、不協音、大譜表ノ解説、音階ノ比較等ヲ授ケ和声ニ入ルノ階梯トス
音楽論　一週二時
楽典
和声論ヨリ拍子論ニ至ルヲ授ク

第二年後期

修身　一週一時
前期ノ續ヲ授ク
唱歌　一週九時
拍節法
各種ノ拍子ヲ拍チ其拍名ヲ呼ハシメテ實際ニ活用スルヲ學ハシム
音程練習
第五音度ヨリ第八音度マデヲ授ク
諸課復習

既ニ教授シタル科目ニ就キ適宜ニ之ヲ復習セシム

高等單音唱歌

前期ニ次テ大凡五曲ヲ練習セシム

輪唱法

相當ノ歌曲大凡三曲ヲ用ヒテ三部輪唱ヲ習ハシム

複音唱歌

唱歌掛圖中相當ノモノ大凡三曲ヲ用ヒテ複音練習ヲナサシム

洋琴　一週九時

前期ノ法ニヨリテ「ウルバヒ」氏教則本第百十課ヨリ第百四十六課マデヲ授ク

箏　一週三時

單彈法

高等ノ歌曲大凡五曲ヲ授ク

複彈法

唱歌掛圖初編中第廿四曲マデヲ授ク

胡弓　一週四時

最初用絃ノ法ヲ授ケ漸次唱歌掛圖中ノ歌曲ヲ練習セシム

和声學　一週二時

音程三和音等

音程及其轉回、七音ノ性質、三和音ノ解剖、長短音階ノ三和音、三和音結合ノ規則等ヲ授ケ而シテ之ヲ唱和セシム

音楽論　一週二時

音楽理論

音ノ理、自然音ト楽音トノ關係、發音機ノ講解等ヲ授ク

第三年前期

修身　一週一時

論語ヲ授ク

唱歌　一週八時

複音唱歌

適當ナル歌曲ニ就テ大凡五曲ヲ授ク

三重音唱歌

唱歌掛圖中相當ノモノ大凡三曲ヲ撰用シテ之ヲ授ク

洋琴　一週八時

粧飾彈法、短音階練習等

「ウルバヒ」氏教則本ヲ用ヒテ諸種ノ粧飾彈法ヲ授ケ其第百四十七課ヨリ第百六十五課ニ至リ兼テ短音階ヲ練習セシム

箏　一週三時

複彈法

初編中第廿五ヨリ第三十三マデノ歌曲ヲ授ク

風琴　一週二時

歌曲練習

初編中第十七マデノ歌曲ヲ授ク

胡弓　一週四時

歌曲練習

前期ニ次テ初編中ノ全歌曲を學バシム

和声學　一週二時

三和音轉回、七ノ和絃等

三和音轉回及移法、七ノ和絃、其解決等ヲ授ケ而シテ之ヲ唱

和セシム

音楽論　一週一時

音楽理論

音楽上ノ情款、及修身ニ係ル理ヲ講究セシム

音楽史　一週一時

本邦及歐洲音楽史

本邦音楽ノ沿革、歐洲古代音楽ノ沿革等ヲ授ク

第三年後期

修身　一週一時

前期ノ續ヲ授ク

唱歌　一週八時

三重音唱歌

相當ノモノ五曲ヲ授ク

洋琴　一週八時

粧飾彈法、歌曲練習等

前期ノ法ニヨリ「ウルバヒ」氏教則本第百六十六課ヨリ百八十四課マデヲ授ケ兼テ唱歌掛圖中ノ歌曲其他進行曲聯彈曲等ヲ練習セシム

箏　一週三時

複彈法

高等ノモノ大凡十四曲ヲ授ク

風琴　一週二時

歌曲練習

初編中第十八ヨリ第廿四マデノ歌曲ヲ練習セシム

専門楽器　一週五時

管絃楽器及箏、胡弓

各生徒ノ望ニ由リ「バイオリン」「テナ」「セロ」「ダブルベース」「フリユート」「クラリオネツト」以上各種ノ一ヲ専門トシ適當ノ教則本ニ就テ之ヲ練習セシム但シ箏胡弓ヲ専門トスル者ハ他ノ方法ニ由テ之ヲ授ク

和声學　一週二時

反覆進行、静止法等

前期ニ次テ反覆進行、静止法等ノ如キ高尚ナル部ニ進マシム

音楽史　一週一時

本邦音楽ノ沿革前期ノ續及歐洲近代音楽ノ沿革等ヲ授ク

第四年前期

修身　一週一時

前期ノ續ヲ授ク

唱歌　一週八時

四重音唱歌

相當ノモノ大凡五曲ヲ授ク

洋琴　一週八時

半音階練習歌曲練習等

「ウルバヒ」氏教則本ヲ用ヒ半音階ニ就キ第八音第六音等ノ練習ヲ授ケ其第八十五課ヨリ第百九十七課ニ至リ兼テ高等ノ學校用歌曲ヲ練習セシム

箏　一週三時
複彈法
前期ニ次テ更ニ高等ノモノ十曲ヲ授ク
風琴　一週二時
歌曲練習
初編中第廿五ヨリ第三十三マデノ歌曲ヲ授ケ兼テ風琴ヲ和声上ニ用フル事ヲ學バシム
専門楽器　一週五時
前期ノ法ニヨリ相當ノ楽曲ニ就キテ之ヲ練習セシム
和声學　一週二時
轉調、掛留法、調和法等
前期ニ次テ轉調、掛留法、等ヨリ楽曲調和ノ法ニ至ルヲ授ク
音楽教授法　一週一時
唱歌教授法ヲ授ク

第四年後期
修身　一週一時
前期ノ續ヲ授ク
唱歌　一週三時
高等ノ歌曲等ヲ授ケ且既ニ學習セシトコロヲ復習セシム
洋琴　一週六時
前期ノ法ニヨリテ「ウルバヒ」氏教則本第百九十八課ヨリ第二百零九課ニ至リ且各種ノ歌曲ヲ授ケ又既ニ學習セシトコロノモノヲ復習セシム
専門楽器　一週五時
諸種ノ楽曲ニ就キ漸ク合奏ニ熟セシム
和声學　一週二時
楽曲製作ノ法ヲ授ク
音楽教授法　一週十三時
洋琴風琴箏胡弓或ハ「バイオリン」等ノ諸楽器ヲ用ヒテ唱歌ヲ實地ニ教授スルノ方法ヲ學バシム

第七條　東京師範學校生徒唱歌教授細目左ノ如シ
唱歌教授細目
第八級
音楽ノ大意
音楽ノ釋義ヨリ起リ音楽ノ總論ヲ授クルニ止ル
數字練習
數字コムマ及ダツシヲ用ヒテ長音短音等ヲ練習セシム
音階練習
音階ニ由テ楽音ノ高低ヲ教ヘ且階名及調名ノ用法ヲ練習セシム
記譜法
五線、四間、上下ノ間、及短線、(ト)字記號、音符休止符及縦線等ヲ授ケ記譜法ニ熟セシム
拍子
圓圈分割法ニ由テ全音符ヨリ八分一ニ至ルノ音符及其休止符ヲ授ク
單音唱歌

唱歌掛圖初編第一ヨリ第十五ニ至ルノ歌曲ヲ授ク

第七級

記譜法

嬰變本位ノ記號、連結、反覆、反始、終止、延聲、強弱、增減等ノ記號ヲ授ク

移調法

嬰ノモノ三種及變ノモノ三種ヲ授ク

單音唱歌

初編第十六ヨリ第廿四ニ至ルノ歌曲ヲ授ク

風琴

風琴ハ專ラ耳カラ練ルノ一助ト爲シ唱歌ニ就テ之ヲ兼修セシメ別ニ教則本ヲ用ヒズ

第六級

移調法

嬰ノモノ四種及變ノモノ四種ヲ授ケ又橋音ヲ練習セシム

單音唱歌

初編第廿五ヨリ第三十三ニ至ルノ歌曲ヲ授ク

風琴

前期ノ方法ニ從ヒ更ニ之ヲ練習セシム

第五級

楽譜論

楽譜ノ釋義、大譜表ノ解剖、高、中、次中及低音ノ理、同記號ノ用法、鹽梅其他楽譜ニ関スル諸般ノ要項ヲ授ク

拍子論

拍子ノ釋義計數及拍名ニ依リ拍子ノ取リ方、楽句、楽韻大中小節等ノ分ケ方其他拍子ニ関スル要旨ヲ授ク

旋律論

旋律ノ釋義旋行ノ種別、長短音階ノ區別、関係及其特質等ヲ授ク

單音唱歌

高等ノモノ五曲ヲ授ク

輪唱法

相當ノ歌曲ニ就テ二部輪唱ヲ授ク

風琴

既修ノ歌曲ニ就キテ之ヲ兼修セシム

第四級

和声學ノ大意

音程

同音度ヨリ第八音度ニ至ルヲ授ク

音程轉回

第二音度ノ轉回シテ第七音度ト爲ルヨリ第八音度ノ轉回シテ同音度ト爲ルニ至ルヲ授ク

複音唱歌

近易ノモノ五曲ヲ授ク

風琴

唱歌上及和声上ニ用フル所ノ楽曲ニ由テ練習セシム

第三級

和声學ノ大意

七音ノ性質
主和絃、屬和絃、次屬和絃、導音、中和絃、次中和絃、上主和絃、ノ特質及効用ヲ授ク
協音不協音
協音及不協音ノ理、其區別、及其作用ヲ授ク
三和音
三和音ノ解剖、其位置及其轉回ノ規則ヲ授ク
複音唱歌
前期ニ比スレバ更ニ高尚ノモノ五曲ヲ授ク
風琴又ハ箏
前期ノ法ニ由リテ之ヲ授ク

第二級

小學唱歌教授法
小學各科ニ適用スベキ唱歌教授ノ要法ヲ授ク
三重音唱歌
相當ノモノ五曲ヲ授ケテ三重音唱歌ノ大意ヲ知ラシム
風琴又ハ箏
風琴又ハ箏ヲ學校用唱歌ニ應用スルノ方法ヲ授ク

第一級

實地唱歌授業

第八條　東京女子師範學校生徒唱歌教授細目左ノ如シ

唱歌教授細目

第八級

數字練習
數字コムマ、及ダツシヲ用ヒテ長音短音等ヲ練習セシム
音階練習
音階ニ依リテ楽音ノ高低ヲ教ヘ且階名及ヒ調名ヲ學バシム
拍子
圓圈分割法ニ依リテ全音符ヨリ八分一ニ至ルノ音符及ヒ其休止符ヲ授ク
記譜法
五線、四間、上下ノ間、及ヒ短線、(ト)字記號ノ位置、縱線等ヲ授ケ漸ク記譜法ニ慣熟セシム
單音唱歌
唱歌掛圖初編ニ依リ第一ヨリ第十三ニ至ルノ歌曲ヲ授ク

第七級

拍子練習
既ニ習得シタル所ノ諸拍名ヲ総合シ之ヲ楽曲ニ適用スル事ヲ學バシム
記譜法
嬰、變、本位ノ記號、連結、反覆、反始、終止、延声、强弱、增減等ノ記號ヲ授ク
移調法
嬰ノモノ三種及ヒ變ノモノ三種ヲ授ク
單音唱歌
初編第十四ヨリ第十九マデノ歌曲ヲ授ク
風琴

風琴ハ專ラ耳カラ練ルノ一助トナシ唱歌ニ就テ之ヲ兼修セシメ別ニ教則本ヲ用ヒズ

第六級

移調法

嬰ノモノ四種及ヒ變ノモノ四種ヲ授ケ且橋音ヲ練習セシム

音程練習

同音度ヨリ第四音度マデヲ授ク

單音唱歌

初編第廿ヨリ第廿六マデノ歌曲ヲ授ク

風琴

前期ノ法ニ依リ更ニ之ヲ練習セシム

第五級

音程練習

第五音度ヨリ第八音度マデヲ授ク

拍節法

拍子ノ釋義計數及ヒ拍名ニ依リ拍子ノ取方其他拍子論ニ関スル要旨ヲ授ク

單音唱歌

初編第廿七ヨリ第三十三マデノ歌曲ヲ授ク

彈琴

調絃法

(ハ)調ニテ調絃ノ法ヲ習ハシム

單彈法

唱歌集初編第一曲ヨリ第十三曲マデヲ授ク

第四級

音階比較

長短音階ノ區別、關係及ヒ其特質等ヲ授ク

和声大意

音程

同音度ヨリ第八音度ニ至ルヲ授ク

音程轉回

第二音度ノ轉回シテ第七音度トナルヨリ第八音度ノ轉回シテ同音度トナルニ至ルヲ授ク

單音唱歌

高等ノモノ七曲ヲ授ク

輪唱法

相當ノ歌曲ニ就テ二部輪唱ヲ授ク

彈琴

調絃法

(ハ)調ヨリ(ト)(ニ)(イ)(ヘ)變(ロ)變(ホ)ノ諸調ニ移ス事ヲ習ハシム

單彈法

初編第十四曲ヨリ第廿四曲マデヲ授ク

第三級

大譜表ノ解說

高、中、次中、及ヒ低音ノ別ヲ授ケ且其記號ヲ學バシム

和声大意

七音ノ性質

主和絃、屬和絃、次屬和絃、導音、中和絃、次中和絃、上主

和絃ノ特質及ヒ其効用ヲ授ク
協音不協音
協音及ヒ不協音ノ理其區別及ヒ其作用ヲ授ク
輪唱法
前期ノ法ニ依リテ三部輪唱ヲ授ク
複音唱歌
近易ノモノ五曲ヲ授ク
彈琴
單彈法
初編第廿五曲ヨリ第三十三曲マデヲ授ク
複彈法
近易ノモノ大凡五曲ヲ授ク
第二級
小學唱歌教授法
小學各級ニ適用スベキ唱歌教授ノ要法ヲ授ク
三重音唱歌
相當ノモノ大凡五曲ヲ授ク
彈琴
單彈法
唱歌集第二編中ノモノ大凡五曲ヲ授ケ且箏ヲ學校唱歌ニ適用スルノ法ヲ學バシム
複彈法
前期ニ比ベレバ稍高尚ノモノ大凡八曲ヲ授ク
第一級

實地唱歌授業

第三章　入學規則

第一條　本掛傳習生ハ臨時ニ募集スルモノニシテ豫メ其期ヲ定メズ

第二條　本掛ニ入學セント欲スル者ハ試業規則ニ依リ學力檢定ノ上之ヲ許ス

但シ生徒ハ總テ通学生トス

第三條　本掛ニ入學セント欲スル者ハ入學願書及履歷書ヲ出スベシ其書式左ノ如シ

入學願書式（用紙美濃紙）

私儀音楽傳習志願ニ有之候處今般御掛ニ於テ傳習生募集相成候ニ就テハ入學試驗相受申度依テ履歷書相添此段願上候也

何國何區
郡何町
村何番地
藉族
何某子弟或ハ戸主
本人　姓名　印
年月日
何年何ヶ月
現住所

右之者從來之行狀ニ関シ不都合ノ廉無之候條拙者證人ニ相立致保證候也

東京府何區何町何番地
藉族
證人　姓名　印
年月日

文部省

音楽取調掛

御中

履歴書式（用紙美濃紙）

藉族

本人　姓　名

生年何年月日

現齢何年何ヶ月

生所何々

現住所何々

何年月日何處ノ誰ニ就キ何學修業何科目或ハ何書ヲ修メ何年月日何々ノ事故ヲ以テ退廢學又ハ何學ニ轉ス云々

何年月日何校又ハ何某ニ從ヒ何々ヲ修メ何期又ハ何等級卒業云云

何年月日ヨリ何年月日マテ何業經營又ハ何件ニ從事云云

何年月日ヨリ現今マテ何學又ハ何藝從事又ハ何處ニ就職云云

（自己履歴中賞罰等ニ関スルモノアレバ詳細之ヲ記入スベシ）

右之通ニ有之候也

年　月　日

第四條　入學許可ヲ得タル者ハ親戚一名及東京居住ノ戸主ニシテ丁年以上ノ者一名都合二名ノ證人ヲ立テ左ノ書式ノ證書ヲ出スベシ

入學證書式（用紙美濃紙）

私儀今般音楽志願ヲ以テ御掛ヘ入學許可相成候ニ就テハ諸規則堅ク相守專心勤學可仕ハ勿論卒業ノ後ハ御掛ノ命ニ從ヒ就職可仕此段相誓候也

住所

藉族

姓　名　印

年月日生

前書何誰在學中一切ノ事件ハ私共負擔可仕候乃證書如此候也

住所

藉族

證人　姓　名　印

年月日生

年　月　日

住所東京府下何區何町何番地

藉族

同　姓　名　印

年月日生

音楽取調掛長何某殿

尚向後轉居改印等致候節ハ速ニ御届書可差出候也

第四章　試業規則及卒業證書

第一條　試業ヲ分チテ入學試業學級試業ノ二種トス

第二條　入學試業ハ傳習生入學ノ際之ヲ施行ス其科目概ネ左ノ如シ

讀書
　日本外史ノ類
作文
　書翰文、記事文、片假名文ノ類
算術
　比例以下
音楽
　雅楽器　（雅楽ヲ既習セシ者ニ限リ之ヲ課ス）
　箏　（箏曲ヲ既習セシ者ニ限リ之ヲ課ス）
　清楽器　（清楽ヲ既習セシ者ニ限リ之ヲ課ス）
　西楽器　（西楽ヲ既習セシ者ニ限リ之ヲ課ス）
　俗楽器　（俗楽ヲ既習セシ者ニ限リ之ヲ課ス）
　發音及聽音　（初新ノ者ニ限リ之ヲ課ス）
英佛獨書　（既習ノ履歴アル者ニ限リ之ヲ課ス）
　讀本ノ類

第三條　學級試業ハ毎學期ノ終ニ於テ之ヲ施行シ其學期中ニ履修セシ學業ノ成績ヲ檢定スルモノトス

第四條　學級試業ハ各教科皆百點ヲ以テ定點トシ其平均點五十以下ニ至ル者若クハ一科ノ點數四十ニ滿タザル者アルトキハ進級ヲ許サズ

但修身ノ評點ハ平素ノ行狀點ヲ通算シテ增減スルモノトス

第五條　在學中品行端正ニシテ規定ノ學科試業ヲ完了シタル者ニハ卒業ニ至リ左ノ書式ノ證狀ヲ附與スヘシ

	籍族
掛印	姓名
	何年何ヶ月

右者本掛制定ノ教科ヲ卒リ成規ノ試業ヲ完了セリ依テ卒業證狀ヲ附與スル者也

年　月　日

音楽取調掛長姓名　印

第五章　傳習生心得

第一條　凡ソ音楽ハ德性ヲ涵養スルノ一端ナリ故ニ學生モ亦タ身ヲ修メ行ヲ正シクシテ其基本ヲ立テサル可ラス基本ヲ立テ然ル後自ラ音律ノ端正穩雅ナルヲ得ルナリ宜ク左ノ諸項ヲ服膺スベシ

第一項　尊王愛國ノ志氣ヲ存養シテ之ヲ失フ事勿レ

第二項　師長ヲ崇敬シ訓誨ヲ遵守シ妄ニ私意ヲ挾ム事勿レ

第三項　僚友ニ交ハルニ信義ヲ盡シ學藝ノ長ニ誇ル事勿レ

第四項　言語ヲ愼ミ動作ヲ誠メ能ク規矩ヲ踏遵シ鄙猥陋劣ノ毀ヲ招ク事勿レ

第五項　思慮ヲ精クシ懈惰ヲ警メ業ヲ勤メ術ヲ究メ始メ有テ終リ無キ事勿レ

第二條　音楽ヲ修ムルモノハ最モ身体健康ナルヲ要ス可シ否ラザレハ稟性ノ美アリト雖モ其業ヲ成ス事能ハズ因テ左ノ諸項ヲ遵守スベシ

第一項　事ヲ成スハ勉強忍耐ニアリ音楽ハ最モ勉強ノ精神ヲ以テ

練習セサル可カラス己ノ才敏ヲ恃ミ容易ニ輕視スル事勿レ平素其心身ヲ健全ニシテ勉强忍耐ノ力ヲ養フベシ

第二項　声音ヲ發シ心思ヲ運スルハ平生ノ攝養ヲ愼ミ身体ノ運動ヲ適度ニシ居室用具ヲ清潔ニシ其精神ヲ養フニ在リ苟モ放佚懶惰ノ所行アルヘカラス

第三條　猥リニ教場ニ出入シ或ハ他人ノ妨害ヲ爲シ或ハ許可ヲ得スシテ備付ノ楽器書籍等ヲ使用スヘカラサル事

第四條　若シ疾病其他止ヲ得ザル事故アリテ課業ヲ欠クトキハ其欠席ノ事由ヲ記シ保證人連署ノ上遲クトモ翌日マデニ届出ツベキ事

第五條　上所受業中ハ常ニ袴ヲ着クベキ事

右之外臨時可心得事項ハ其時々掲示スベシ

第六章　傳習生手當金規則

第一條　手當金ハ第一章第四條ノ旨ニ從ヒ傳習生入學後一ケ年ヲ経テ試驗ヲ擧行シ品行端正學力優等ノ證アル者ニ限リ之ヲ給與スベシ

第二條　手當金ハ一ケ月金六圓以下ト定メ毎月末ニ至リ之ヲ給與スベシ

第三條　既ニ手當金ヲ給與セシ者ニシテ怠惰不品行若クハ規則ヲ犯シタルトキハ其給與ヲ止メ既給ノ金額ハ一時ニ之ヲ辨償セシムベシ

但本人之ヲ辨償スル能ハザレバ其證人ヨリ辨償セシムヘシ

第四條　願ニ依リテ退學スル者モ亦第三條ニ準ジテ處分スベシ

第五條　手當金ヲ受クル者ハ左ノ書式ノ證書ヲ出スヘシ

證（用紙證券界紙）

今般手當金御給與可被下旨難有致領承候然ル上ハ益々品行ヲ修メ學業ヲ勵ミ御主意ヲ遵奉可仕候萬一御規則第六章第三條及第四條ノ場合ニ立到候節ハ拜受ノ金額御規定之通悉皆辨償可致候此段相誓候也

籍族
年月日　音樂傳習生　姓名　印

前書何誰儀自今手當金致拜受候ニ就テハ厚ク御主意ヲ遵奉可爲致萬一御規則第六章第三條及第四條ノ場合ニ於テ本人辨償金等相滯候節ハ拙者共ヨリ速ニ辨償可致候此段保證仕候也

住所
籍族
證人　姓名　印

年月日　住所東京府下何區何町何番地
籍族
證人　姓名　印

音樂取調掛長某殿

第七章　書籍器械使用規則

第一條　職員ハ其職務上必要ノ書籍器械ヲ借用スル事ヲ得但シ之ヲ

借用スルトキハ書籍及器械係ニ備フルトコロノ備用證印簿ニ定式ノ如ク記載捺印スベキモノトス

附借用ノ書籍若クハ器械ハ使用ヲ了レバ速ニ返納スベキハ勿論毎年七月十一日ヨリ同十五日迄ニ一旦悉皆返納スベシ但シ時宜ニ由テハ臨時返納セシムル事アルベシ

第二條　生徒ハ容易ニ得難キ書籍若クハ器械ハ之ヲ借用スルヲ得又其貧者ハ願ニ依リ自餘ノ教科用書籍若クハ器械モ之ヲ借用スルヲ得但借用ノ節ハ定式ノ借用證書ニ擔當教員ノ檢印ヲ受ケ之ヲ書籍及器械係ニ差出スベシ

附借用ノ書器ハ學級試業終ルノ後返納スベキモノトス

第三條　生徒修學上必須ノ參考用書器モ本掛備付ノ分ハマタ之ヲ借用スル事ヲ得

第四條　凡ソ書籍若クハ器械ヲ借用スル者ハ之ヲ丁寧ニ使用スベシ若シ之ヲ毀損汚染若クハ亡失スルトキハ其現物又ハ代價ヲ以テ辨償セシムベシ

第五條　借用ノ書器ヲサラニ相貸借スルヲ許サス

第六條　借用ノ書器ハ掛長ノ特許ヲ得ルニ非ンバ之ヲ外ニ携出スルヲ得ズ

第八章　罰則

第一條　凡ソ生徒規則告諭等ニ違背スル者ハ之ヲ罰ス

第二條　罰科ハ拘止、退學ノ二種トス

第三條　拘止ハ課業後二時間以下教場ニ止留スルモノト爲シ退學ハ本掛傳習生ヲ除名シ且相當ノ處分ヲ爲スモノトス

第四條　過失錯誤ニ出ル科モ其事由ヲ酌量シテ其處分ヲ爲スベシ

第五條　不品行怠惰放佚ノ行狀アル者ハ速ニ退學ヲ命スベシ

第六條　數度說諭シテ尚ホ改悔セザル者或ハ成業ノ見込ナキモノハ退學ヲ命スベシ

第七條　故意ニ書器ヲ汚染破毀スル者ハ相當ノ罰ニ處スベシ

第八條　出入進退禮節ヲ失スル者ハ之ヲ罰ス　〔手書き〕

（『音監經伺書類』明治十七年上）

（六）各府県派出音楽伝習生の募集

十四年の音楽取調掛報告で伊澤修二が述べていたように彼の構想の中には、小学校の唱歌教員専修課程を設ける案も練り上げられていた。伊澤は全国の公立学校における唱歌授業の一刻も早い実施のためには、すでに小学校の教員で唱歌授業を希望する者を養成する方法が近道であると考えた。明治十四年十二月、開所以来の音楽取調べの実績をふまえて、各府県に希望者の選出を呼びかける伺い文を本省普通学務局へ提出した。伺い文は音楽取調掛監事、神津専三郎が記述している。

當掛設立以降音樂上ノ事項段々取調候処音樂ノ研究ハ理論ト技術トヲ併要シ事頗ル重件ニ屬スト雖從来所得ノ成果ニ依リ音律ニ彼我ノ別無キハ既ニ判明相成我固有ノ樂器ヲ以テスルモ彼西洋樂器ヲ以テスルモ其音律ハ殆ド同一ニ帰スルハ實事ニ於テ證明スルヲ得ル所ニ有之又近日ニ至リ彼國數千年前ニ屬スル希臘ノ古樂ト今日我邦ノ雅樂ト全ク相協フ者アルヲ發見致候是ニ由テ之ヲ観ルトキハ音樂ノ古今東西ヲ問ハズ皆一途ニ帰スルハ蓋シ人ノ性情ノ自然ニ原由スルノ明證ト被存候

又律呂ノ旋法ニ至リテハ我邦及西洋ニ於テモ其種類少シトセズ然リ而シテ音樂ノ眞ニ喜怒愛樂哀悪欲等ノ諸情ヲ感セシムル所以ノモノハ與カリテ律呂ノ旋法ニ在リ故ニ其旋法ノ正シキモノハ聞者ヲシテ嚴肅ナラシメ其亂ルヽモノハ聽者ヲシテ放佚ナラシム是ヲ以テ律呂ノ旋法ハ教育上至大ノ影響ヲ與フベキ事必然ニシテ音樂取調上殊ニ思考ヲ要セシ者ニ有之候然ルニ之ヲ理論ニ考フルモ之ヲ實際ニ徵スルモ能ク教育ノ理ニ適シ學校教科ニ施用シテ其可ナルモノハ現今ノ長短両音階ニ如クモノ無之就中長音階ハ音程純正ニシテ旋律快活ナルヲ以テ殊ニ児童ノ教育ニ適シ候モノニ有之候

前陳ノ如ク音階ノ種類及律呂ノ旋法等彼我酌量ノ上唱歌掛図及唱歌集等編輯刊行致シ既ニ數千部印刷ノ効ヲ竣ヘ候ニ付不日裁可ヲ得テ世上ニ頒布可致ト被存候尤モ此等ハ上述ノ理ヲ研究シ教育ノ主義ニ基キ特ニ學校教科ニ適シ候モノヲ撰定致候儀ニ有之其他次編ノ如キモ日々唱歌撰定罷在候得バ稿成ルニ任セ陸續公刊ノ手順ニ有之候

音樂傳習ノ事業ニ至リテハ當掛創立以降養成罷在候傳習人等既ニ大略所期ノ業程ヲ履踐シ来ルニ月ヲ以テ卒業ノ見込ニ有之候得バ該二月以後ハ右卒業生ヲ傳習助教ニ採用相成候上ハ教員欠乏ノ患ナク益々此事業ヲ擴充スルノ便ヲ得可申候

樂器ノ儀モ段々苦考致シ我邦在来ノ琴胡弓ヲ學校用唱歌ニ用ヰルノ方法ヲ設ケ候儀ニ有之且豫テ試製ニ着手罷在候風琴（オルガン）モ殆ド落成ニ至リ候得バ自今洋琴ノ如キ大價ノ外入樂器ハ唱歌ニ用ヒズシテ聊カ差支ナキ儀ニ有之加之右業ノ如キ内國所造ノ樂器ヲ唱歌ニ用ヒ候ヱハ全國一般ニ於テ樂器購求ノ方法モ意ノ如クニ相成傳習事業モ速成致シ候得バ唱歌ヲ普及スルニ當リ非常ノ便宜ヲ得候儀ニ有之候

音樂取調ノ事業既ニ上述ノ地歩ニ進ミ事漸ク緒ニ就キ基礎漸ク相立候ニ付此際一層規模ヲ更張シ唱歌ヲ全國ニ普及スルノ順序ニ為相運度依テ来ル二月ヲ期シ唱歌傳習人ヲ各府縣ニ募リ學期凡ソ二ケ年以内ニシテ卒業ノ見込ヲ以テ專ラ唱歌ヲ傳習セシメ以テ此學科ヲ全國ニ布クノ資料ヲ養成シ益々當掛設立ノ隆旨ニ添ヘン事冀望ニ堪ヘザル所ニ有之候

尤モ右費用ノ如キハ當掛豫定額中ヨリ支辨シ且其規制細則ノ如キハ本按裁可ノ上詳細取調更ニ可伺出条至急御裁可相成度候也

〔手書き〕（『音監經伺書類』明治十五年上）

普通學務局長辻新次の意見〔朱書〕

音樂ノ教育上ニ須要ナルコト固ヨリ論ヲ待タサレハ其取調事業ノ緒ニ就キ其基礎ノ立チタルハ誠ニ賀スヘク又一層規模ヲ更張シ漸ク唱歌ヲ全國ニ普及セシムルノ順序ヲ立ツルハ誠ニ願ハシキ事ニ候ヘトモ今直チニ之レカ傳習人ヲ各府縣ニ募ラルヽ儀ハ暫ク御見合セ相成度歟ニ存候何ントナレハ今熟々各地方現今教育ノ實況ヲ按スルニ小學校ニ具備スヘキ學科中ニ於ルモ図画生理博物物理化学等ノ教員ハ勿論讀書等ノ教員ニ至リテモ尚適當ノ者ヲ得ルコト甚タ難ク一方ニ於テ教則等ハ漸クニ改良スルモ他ノ一方ニ於テハ之ヲ實行スルノ人殆ント闕如セルニ苦ム程ノ有様ニ候ヘハ若シ本省ニ於ル少シニテモ教員タルヘキ者ヲ養成スルコトノ叶フヘク亦各府縣ニ於テ一人ニテモ傳習生ヲ出京セシムルコトノ成ルヘケレハ先以テ小學校學科中最緊切急要ナルモノヽ教員ヲ養成スルコト順序ノ當ヲ得タルモノナ

ラン歟因テ今日ノ処本省ニ於テ各府縣ノ傳習生ヲ教導スルコト相叶フ儀ナレハ先唱歌ノ傳習生ハ閣キ小學全科ノ傳習生社募集相成度候

（『音監經伺書類』明治十五年上）

各府県の現状では、唱歌よりも小学全科の教員養成の方が急務ではないかという普通学務局長辻新次の意見にしたがって、十五年一月十三日付、同掛の伝習生募集案に唱歌教員の項目を設けたい旨（神津専三郎の文案）再度伺い文を提出した。ところが普通学務局ではしばらく検討の必要があるという理由で、この項目の削除を音楽取調掛に命じた。

十五年一月十三日

音樂取調掛監事

神津專三郎

去十二月中號外ヲ以テ唱歌傳習人ヲ各府縣ニ募リ候様相成度旨裁可ヲ仰キ候処別紙朱書ノ通決裁相成依テ審按候処小學全科教員ノ如キハ別ニ傳習生ヲ募集不致候共官立両師範学校ヲ始メ各府縣立諸師範学校等ニ於テ孳々養成相成候儀ニテ其卒業生陸續輩出致候得者巧拙適否ハ兎モ角モ先ヅ目下非常ノ欠乏ヲ患ヘ実際授業ヲ廃シ居リ候如キ場合ニモ無之様相心得候尤モ此議ハ先以相見合候様御決裁相成居候得者喋々ノ贅論ハ差置キ可申候然ルニ唱歌教員ニ至リテハ全ク創造ノ事ニ有之候得者巧拙適否ハ措テ問ハザルモ其需メニ應ズベキ者断ジテ無之真ノ欠乏ト申スベキ有様ニ有之候且又唱歌教習ハ経久ノ時ヲ以テ始メテ成熟致スベキ者ニ有之候得者少クトモ二ケ年内外ノ歳月ヲ要スベキ見込ニ有之故ニ今日ヨリ此教員ヲ養成候共二三ケ年ノ後ニ至ラザレバ其用ニ供シ難キ次第ニ付現実入用ノ時ニ臨ミ驟カニ之ヲ養成スルトモ決シテ其用ヲ辨ゼザル儀ト被存候又各府縣ノ実況ニ付考按スルモ客歳二月唱歌傳習生募集ノ際諸府縣ヨリ募リニ應ゼントセシ者少シトセズ然レドモ遠國地方ニ於テ自然其手順ノ後ルヽヨリ募集人員既ニ満ルヲ以テ乍遺憾之ヲ許ス事能ハザリシ例モ之アリ尚去秋巳来新潟千葉其他諸縣及ビ京府等ヨリハ唱歌教員ヲ要スルノ件ニ係リ既ニ陸續内照會有之候是ニ由テ之ヲ観ルニ唱歌教員ノ養成ハ各府縣ニ於テモ相望ミ居リ候儀ト推察致候乍併先回御決裁ノ趣モ有之候得者各府縣ニ照會シテ傳習人ヲ相募候儀ハ先以姑ク相見合セ更ニ別紙ノ通新聞紙ヲ以テ廣告シ廣ク有志ノ者ヲ江湖ニ募リ以テ唱歌ヲ傳習セシメ聯カ唱歌教員ノ需メニ備ヘ異日唱歌ヲ各府縣ニ普及スルノ際該科教員欠乏ノ困厄ニ陥ラザル様致度候尤モ其費用ノ如キハ本掛豫定額中ニテ支辨可致候依テ別紙廣告按相添差出候条至急御裁可相成度候也

廣告按

来ル二月音樂傳習生三十六名ヲ限リ試驗ノ上入學ヲ許ス志願ノ者ハ左ノ諸項相心得来ル二月十五日迄ニ本掛へ申シ出ヅベシ

但シ各府縣ニ於テ右傳習生差出度向ハ直チニ本掛へ照會アルベシ

一、男女ヲ論ゼズ年齢十五年以上三十年以下ノ者ニシテ卒業ノ上ハ唱歌教員タルベキ見込ノ者ニ限ルベシ

一、品行方正ニシテ通常ノ文筆ニ差支ナキ者タルベシ

但シ俗曲又ハ雅樂等ニ習熟スル者ナルハ最モ善シトス

一、修業年限ハ凡ソ二ケ年ト定メ卒業ニ至リ唱歌教員タルベキ免状ヲ附與スベシ

一、別ニ授業料ヲ拂フヲ要セズト雖モ學資等ハ一切自辨タルベシ

右ノ外尚詳細ノ規則等承知致度向ハ直チニ本掛ニ照會スベシ

本郷元冨士町文部省用地内

明治十五年一月

文部省音樂取調掛

普通學務局長辻新次の意見〔朱書〕

本按ノ旨趣ヲ要スルニ小学全科ノ教員ハ目下非常ノ欠乏ヲ患フルノ場合ニモ無之候ヘトモ唱歌教員ノ如キニ至リテハ全ク創始ノ事ニ有之巧拙適否ハ措テ問ハス其需メニ應スヘキ者斷シテ無之真ノ欠乏ト申スヘキ有様ニ付音樂取調掛ニ於テ今ヨリ音樂志願ノ者ヲ募集シ之ヲ傳習シテ以テ廣ク唱歌教員ノ需用ニ應センコトスル儀ニ可有之候處抑該取調掛ノ儀ハ即今専ラ取調中ニシテ未タ全ク調了シタリト云フヘカラス然ルニ今直ニ教員養成ニ着手スルハ少シク早計ノ處置ニハアラサル乎且又該掛ニ於テ右取調既ニ十分ニシテ之ヲ各学校ニ於テ教授セシムルヲ得ルノ日ニ至ラハ先其教授ヲ師範学校ニ移シテ之ヲ師範生徒ニ授ケ漸ヲ以テ各地方ヘ普及セシメラレ候事順序當ヲ得タル儀ト存候尤従来迚モ取調ノ傍ヲ試ミノ為メ傳習人ヲ置キ唱歌傳習相成居候儀ニ付今般モ之レト同一ノ者ヲ募集シ唱歌傳習相成候テ可然儀ニ候ヘハ旁殊更ニ右教員ト為ルヘキ者ヲ募集候儀ハ断然御見合セ相成度就テハ廣告文第一項卒業ノ上ハ唱歌教員タルヘキ云々ノ件ト第三項唱歌教員タルヘキ免状云々ノ件ハ削除相成度且其募集人員モ少シク減セラレ度候

追テ本文傳習人諸規則等ノ儀ハ更ニ當局ヘ合議相成候様致度候

〔手書き〕(『音監經伺書類』明治十五年上)

縣案中の各府県派出伝習生案は、明治十七年四月実現の運びとなる。音楽取調掛監事の署名で次のような伺い文とともに、各府県長官宛「府縣派出音樂習生募集案」を提出した。

各府縣ニ於テ追々音樂唱歌施設之見込ヲ以テ従来該教員聘用之儀本掛ヘ頼議ノ向モ不尠并ニ又該施設ノ計畫ニ関シ傳習人ヲ派出シ音樂傳習ヲ受度旨依頼ノ為照會致来候向モ陸續有之然ル処右教員應聘之者ハ固ヨリ未タ無之候処傳習人派出依頼ノ義モ時々區々ニ相成自然是ガ為ニ一人一級ヲ設ケザルヲ得ザル如キ非常ノ不都合ヲ醸成候ヨリ其依頼ニ應シ難キ場合モ有之到底此儘ニテハ各府縣ニ於テモ該科施設準備モ難相立儀ニ有之候就而者今般別紙甲按ヲ以テ各府縣ヘ照會相成同乙按ヲ以テ官報及府下二三ノ新聞ヘ廣告相成大凡二十五名ヲ限リ傳習生募集相成候様致度尤モ右関係ノ経費ハ素ヨリ少額ニ候得者本掛豫定額中ヨリ支弁可致見込ニ有之候条此段至急仰裁可候也

甲按

文部省音樂取調掛長

文部省書記官伊澤修二

各府縣長官宛

兼テ諸府縣ニ於テ音樂唱歌施設之見込ヲ以テ音樂傳習人派出依頼越候向有之處其照會區々相成取扱上不都合不尠ニ付来九月右入學許可致見込ニ候間貴府縣ニ於テモ別記之條項參覧之上右派出之有無共来六月三十日限御申越有之度此段及御照會候也

別記

第一　學識　　普通ノ教育ヲ受ケタル者
第二　年齢　　十六年以上三十年以下ノ男若クハ女
第三　技藝　　雅樂又ハ俗曲ヲ心得タル者ハ更ニヨシ
第四　學習期限　壱ケ年以上滞在見込ノ者
以上

乙按

来九月音樂傳習生二十五名ヲ限リ試驗ノ上入學ヲ許ス因テ諸府縣ニ於テ右傳習生派出致度向ハ左ノ諸項相心得来ル六月三十日迄ニ本掛へ申出ベシ

第一　學識　　普通ノ教育ヲ受ケタル者
第二　年齢　　十六年以上三十年以下ノ男若クハ女
第三　技藝　　雅樂又ハ俗曲ヲ心得タル者ハ更ニヨシ
第四　學習期限　壱ケ年以上滞在見込ノ者

右之外更ニ詳細規則等承知致度向ハ直チニ本掛へ照會アルヘシ

明治十七年四月

本郷元冨士町文部省用地内
文部省音樂取調掛〔手書き〕

（『音監經伺書類』明治十七年）

この案文は問題なく裁可され、これによって応募した十四府県派遣生は、十七年九月九日に入学試験を受けることとなった。試験科目は数学、作文、唱歌、読書、既修楽器など。この結果女子二名が及第した。しかし年々応募する派遣生が増えるに従って合格者も多くなり、彼らは一年間の養成ののちそれぞれ所属府県に帰り、唱歌教員として活躍した。この制度は東京音楽学校の師範科を導く母体となったものと思われる。

（七）音楽取調掛における音楽教育の経過報告　明治十七年、報告者　伊澤修二

音樂唱歌傳習ノ事

音樂取調ノ事業ハ啻ニ理論上ニ之ヲ討究シ若シクハ之ヲ言語詞章ノ問ニ求ムベカラズ特ニ実際演奏上ニ就テ之ガ討究ヲ要スル事甚タ多シ故ニ本掛所撰ノ歌曲ノ如キモ実際試施校訂スルニ非ザレバ其可否得失ヲ察スル能ハズ且教師傭入期限モ僅々数年ニ属スレバタトヒ其尽力非常ニ出ツルモ限リアル年月ヲ以テ限リナキ大業ニ就キ絶大ノ効績ヲ奏スルハ殆ド望ムベカラザルニ近シ因テ従来我國ノ音樂ニ習熟スル者ヲシテ其術ヲ傳ヘシメバ將来我邦音樂ノ上進ヲ計ルノ第一歩タルベキヲ以テ明治十三年九月本掛ニ於テ音樂傳習人三十名ヲ募ル此募ニ應ジ能ク及第スル者二十二人アリ則其十月之ニ入學許可ヲ與フ同十四年二月更ニ之ヲ募リ試驗ヲ経能ク試格ニ適スル者十二人ナリ乃チ之ニ傳習假許可ヲ與フ爾後其勤學効アルヲ以テ本許可ヲ與ヘタリ後更ニ諸府縣ヨリ召募ニ應ゼントスル者マタ少カラズト雖トモ其人員既ニ滿ルヲ以テ之ヲ許スヲ得ザリキ因テ同十五年二月マタ之ヲ募ントセシニ裁可延遷ニ及ビ加フルニ本年ハ教師メーソン氏賜暇帰國掛長學事巡視出張等ノ事故ヲ以テ之ヲ延ス但シ本年九月諸府縣派出師範學科取調員拾七名通學ヲ許シ外ニ東京女子師範學校女教員及京都府派出唱歌傳習員等ニ入學ヲ許ス同十六年二月傳習生三十名ヲ募ル其試格ニ適スル者十二名ニ入學ヲ許ス尋テ更ニ埼玉、福島、滋賀三縣派出唱歌傳習生ニ入學ヲ許ス傳習生中本掛ニ登用シタル者ハ明治十四年二月四人同九月一人同十五年三月二人十二月一人アリ或ハ助教員ト為シ或ハ助手員ト為ス同十六年四月長野縣下上田

中學校ニ聘セラルヽ者一人アリ同七月府縣派出師範學科取調員十一人及埼玉福島二縣派出唱歌傳習生二人都合十三人ニ唱歌風琴箏等若干曲卒業證状ヲ附與ス同月二年後期傳習生三人三年後期同三人合六人ニ見習生ヲ命ス

東京師範學校ニ於テハ明治十三年四月附属小學校生徒ニ傳習ヲ始ム同七月本科第二級ニ傳習ヲ始ム同十五年二月豫科生ニ之ヲ始ム同十六年九月一般ニ及ボス方今唱歌ヲ習學セル生徒ノ現數ハ本校生徒百三拾五人附属小學生徒百九拾五人合計三百三拾人トス

東京女子師範學校ニ於テハ明治十三年四月本科生及附属小學生ニ傳習ヲ始ム同十四年二月豫科生ニ之ヲ施シ同九月幼稚園ニ及ボス方今唱歌ヲ習学セル生徒ノ現數ハ本科百零一人附属高等女學科生（旧豫科生徒）百零壹人同小學生二百九拾人同幼稚園生百六拾六人合計六百五拾八人トス學習院ニ於テハ明治十四年九月長年生幼年生及女生徒ニ唱歌傳習ヲ始ム方今業ヲ受クル生徒ノ現數ハ男子百九人女子四十六人計百五拾五人トス

抑両師範學校生徒ニ唱歌傳習ヲ始メタルハ前ニ陳述セル如ク實際試施ヲ要スルヲ以テ之ヲ開キシモノナリ故ニ最初即チ明治十三年ニ在テハ發音ノ方法ヨリ漸次八音ノ結合等ニ至リ皆自然ノ順序ニ従ヒテ音聲發育ノ大要ヲ授クルニ止レリ同十四年ニ在テハ單音歌曲ノ体ヲ成スニ至リ稍進歩ヲ占ム同十五年ニ在テハ複音ヨリ和聲ノ初歩ニ入ルノ地位ニ至リ其進歩見ルベキヲ致セリ同十六年ニ至テハ則チ本掛制定ノ規則ニ依テ之ヲ傳習シ遂ニ音楽唱歌ヲ以テ正科ノ一ト為スニ至レリ各校進歩ノ情況ニ就テ之ヲ云ハヾ東京師範學校生徒ハ傳習ノ時間ニ乏シト雖モマタ其學業ノ素アルヨリ音楽ノ理義ヲ解スルニ易ク為ニ自助ノ益ヲ得進歩ノ速カナルヲ致セリ女子師範學校生徒ハ女子ノ質トシテ音聲トイヒ氣韻トイフモ自然音楽ニ適スルトコロアリ特ニ進歩ノ著明ナルヲ致セリ両附属小學校及幼稚園生徒ノ如キハ最モ年歯ニ富ミ皆人声變轉ノ以前ニ属スルヲ以テ音声鍛錬ノ最好時節ニ在リ加之其修學年間ノ緩長ナルヨリ唱歌ノ傳習モマタ緩ニシテ密ナリ故ヲ以テ其進歩モマタ正當ノ順序ニ出テ嘆賞ニ堪ヘザルナリ且唱歌傳習以来自然体育上及徳育上ニ感化ヲ及ホシタルハ既ニ見ルベキ所アルモノヽ如シ學習院ニ唱歌傳習ヲ開キシハ本来該院ノ依頼ニ由リ本掛助教員唱歌授業術研究ノ為臨教スルトコロナリ本院生徒ハ華族ノ子弟多キニ居リ美術上ニ於テハ自ラ高等ノ氣韻ヲ有スル者ノ如クニシテマタ其進歩モ大ニ観ルベキモノアリ

洋琴ハ音楽各科ノ基礎トナルベキモノニシテ苟モ音楽ヲ以テ専門トスルモノニハ最モ欠ク可ラザル所ノモノナリ是ヲ以テ本掛ニ於テハ齊シク之ヲ各生徒ニ課シ其傳習ヲ務メタリ従来本邦人中能ク此教授ニ任スベキモノナク當初ハメーソン氏之ヲ傳習シタリシガ幸ニ瓜生繁女ノ米國ニ於テ該科ヲ卒業シ帰國シタルニヨリ方今ニ在リテハ專ラ同人之ヲ教授シ其進歩モ大ニ見ルベキモノアルヲ致セリ又其調律ハ能ク音律ニ達スルモノニ非レハ得テ能ハザル所ナレトモ本掛助教員中其技術ヲ傳習シテ調律ヲ負擔シ得ルモノアリ為メニ外國人ヲ招キテ巨多ノ調律料ヲ支出スルヲ要セザルニ至レリ是レ啻ニ理財上ノ論ノミナラズ又以テ音楽進歩ノ一端ヲ證スルニ足ルベシ

管絃楽ハ西國ノ音楽中最高ノ地位ヲ占ムルモノナリ故ニ本掛ニ於テハ本邦ノ雅楽ニ熟セル者其他音楽ニ才アル者ニ此楽ノ傳習ヲ施セシニ教師メーソン氏能ク力ヲ玆ニ竭シ傳習人ノ進歩見ルベキヲ致セ

リメーソン氏帰國ノ後ハ獨逸國音楽教師エッケルト氏特ニ来リテ其業ヲ執リ教導頗ル嚴勵ナリ是ヲ以テ方今ハ只管教師ノ手ニ倚ラズ楽譜ノミニ依テ楽曲ヲ演奏シ得ベキノ地位ニ至レリ抑此管絃楽ヲ以テ公衆ノ會同セル席上ニ演奏シタルハ明治十四年五月皇后宮東京女子師範學校ニ行啓ノ節ヲ始トシテ爾後音楽取調成績報告會両師範學校春秋卒業式學習院等ニ於テ之ヲ演奏シ屢中外人ヲ驚嘆セシムルニ至レリ管絃楽傳習人中進歩ノ特ニ著シキハ伶官出身ノ輩ナリ抑我朝ハ二千五百有餘年大統連綿タル國体ニシテ雅楽モ為ニ其成立ヲ久シウスルヲ以テ古来伶官ノ職アリ世々相襲ヘリ故ヲ以テ其耳力即チ音律聴別力ノ鋭敏ナル事非常ナリ蓋シ音楽唱奏ノ細法ニ至テハ彼我東西ノ間小差ナキニ非スト雖モ音楽作用ノ自然ニ於テハ古今天下ノ異ナルトコロナキニヨリ雅楽ヲ練習セル耳力ヲ以テ西國管絃楽ヲ練習スルノ毫モ障ナキノミナラズナホ其進歩ノ特ニ較著ナル所以ナリ

〔手書き〕（『音樂取調掛成績申報書』明治十七年、草稿）

参考資料Ⅰ　中村專『和聲學ノート』

メーソンは伝習生の中で特に優秀な中村專および鳥居忱と雅楽部の伶人上眞行、奥好義、辻則承、東儀彭質らに対し、和声の特別講義を行った。これは日本における最初の和声授業である。和声的感覚のなかった日本人にそれはどのように理解され、浸透していったか、その受容過程の研究上重要な資料となるものである。メーソンの講義は英語で行われた。中村專も英語で書き取っている。彼女は第一回（明治十三年十月入学）の音楽取調掛伝習生で、箏、ピアノ、ヴァイオリンに秀れ、英語も達者であったため、メーソンに大変気に入られた。メーソンは通訳官の岡倉覺三（天心）をさておき、彼女の通訳で授業をしていたとのことである。明治十四年九月から助教として英語と箏を教えている。メーソンは帰国に際し、アメリカから持参した愛用の燭台つきピアノを中村專に贈った。このピアノは現在東京芸術大学の芸術資料館に所蔵されている。彼女はのちに東京師範学校長高嶺秀夫夫人となった。高嶺秀夫は明治三十七年から四十年まで東京音楽学校校長をつとめた。現音楽学部の助教授土田英三郎氏は高嶺秀夫・專子夫妻の曾孫に当る。その関係でこの『和聲學ノート』は土田家から提供していただいた。

Lecture〔原文通り〕

No. 1 Prime, Second, Third Intervals, Distinction of Major and Minor Third.
No. 2 Intervals of fourth, fifth and sixth.
No. 3 Seventh, Octave, Triad.
No. 4 Invertions of the Intervals.
No. 5 Invertions Continued.
The Seventh chord of 5th degree, Resolution.
No. 6 The Natural Relation of the Triad. Natural Progression.
No. 7 Progression Continued.
No. 8 Difference between Position of Triad and Inversion.
No. 9 Different movements of parts or voices.
No. 10 The Chord of Ninth.
No. 11 The Passing Note.
No. 12 Practical Exercises of human voices. Interval.
No. 13 The Systematic Review of Harmony.
No. 14 The Use of Inversions. Six four chord.
No. 15 Harmonic Minor Scale.
No. 16 The Illustration of Minor Major Semitone.
No. 17 The Intervals.
No. 18 Perfect and Imperfect Conchords.

No. 19 Conchords and Minor Illustration.
No. 20 Harmonic illustration of word Transposition, Modulation, Transition.
No. 21 Elementary Review of Harmonies.
End

Thursday 15th Sep. 1881.
1 o'clock P.M.
Music Schl. Hongo

Harmony
1st lecture given by Prof. L. W. Mason

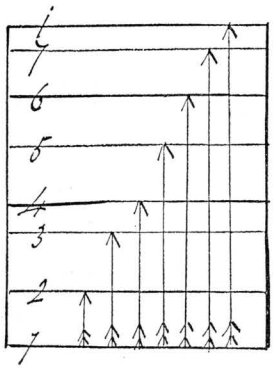

From Prime to Octaves.

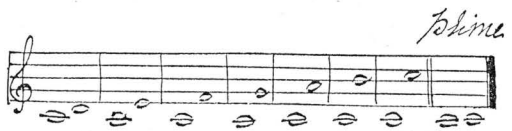

Prime means keeps the same place 和音 or 同意音
As, prime, second, third, etc.
Major & minor from Latin; major greater, minor less.

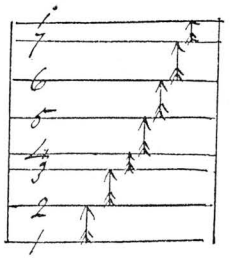

2nd Interval

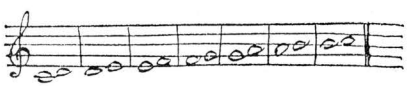

In naming, there will be two ways, one way, in 2nd interval counting, tone, tone, semitone, tone, tone, tone, semitone. While the other counting up with the lines, which distinguishes, major & minor of which Roman number indicates the major I IV V İ, and other small ones for minor.
3rd Interval as follows.

3rd Interval

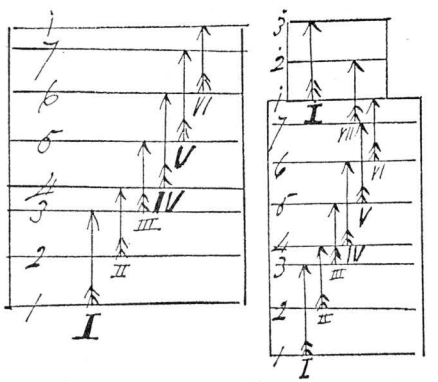

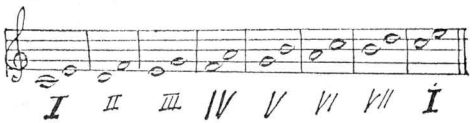

Obs. This is Prof. Mason's idea, in order to anticipate major & minor quickly by knowing, always notes in spaces are major and on lines are generally minor.

In counting by lines, as 1 to 3 will be 3 tones, as it is called & contains two whole tones but 2 to 4 will be 3 tones & contains one tone & half and so it is called minor, being former major. Therefore 1 to 3, 4 to 6, 5 to 7 & i to 3, etc. are called major of perfect intervals.

In this way counting up by one in space & one by lines of which later indicates the most important of harmony called major & minor third.

First lecture ended at 3 P.M.

Discription of between 2nd & 3rd Intervals.

5, 6, 7, 1 —— Soprano
3, 4, 2, 3 —— Alto
1, 4, 5, 1 —— Base

Saturday 11. A.M.
Sep. 17th 1881.

Second Lecture
Fourth, Fifth, Sixth

In Germany used organ or wind instrument instead of piano or string instruments. In London, New College found out the human voice the very best, the next will be organ.

In fourth, there are two ways, instead of calling major and minor call it perfect or imperfect.

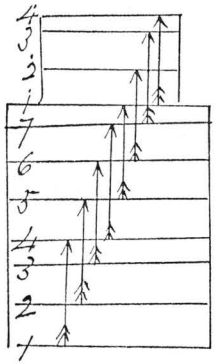

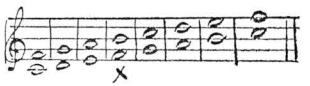

Here 1 to 4, 2 to 5, etc. has two tones & half except 4 to 7 which has 3 whole tones. So it is called pluperfect or imperfect & others are perfect.

Pluperfect means greater perfect being much than others. Sometimes pluperfect or augmented fourth.

Japanese music are generally tuned up in perfect fourth.

No pluperfect, in reason of having no 7th in our music. In Europe formerly sang the fourth, fifth, and octaves for best. But development of Harmony at present, found out that these are all connected too sweet, too much pleasant. Therefore when third comes in makes major and minor & varieties of tones will intermix the sound so at present use third for best.

Fourths are all concord except 4 to 7th.

Strangers wonder remarkably in Japanese music is that almost string instruments tuned up in perfect 4th & 5th. At ancient times in Europe used 4th 5th & octave for part singing.

No. 3.

Thursday P.M. 1 o'clock.
Sep. 22nd 1881.
Music Hall

Interval Fifth

fifth

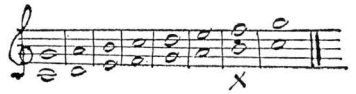

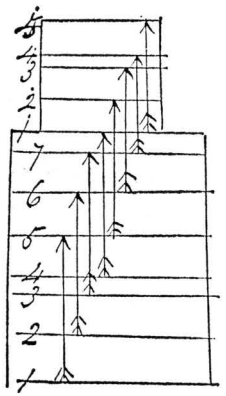

Here 1 to 5; three whole tones & half except 7 to 4; only one, called diminished fifth.

Fifth very important, being triad in it or forms the triad.

Interval Sixth

Sixth, like third, which will be said major & minor.

In this Sixth Interval 4 major & 3 minor; just opposite of third which is 4 minor & 3 major.

Sixth is concord major & minor. Don't call it perfect and imperfect.

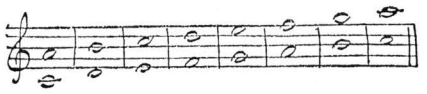

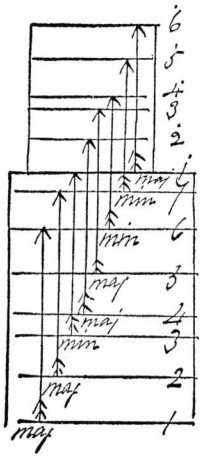

Lecture in Harmony
continued.

Here now, we have passed intervals prime, second, third, fourth, which is called perfect & imperfect instead of major and minor, & sometimes imperfect is called trie-tone, on reason of 3 whole tones which is much or greater than others so it is sometimes augumented fourth. Fifth very important, nothing remarkable, except 7 to 4 which is called diminished 5th.

Sixth is also called major & minor. (illustrated on next page.)

Exercise to show 4th degree (Round) of 4 to 7 which is pluperfect.

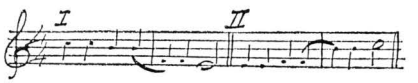

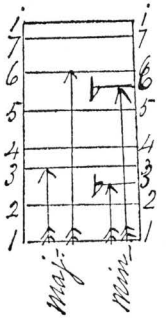

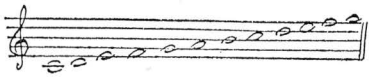

major scale or common scale

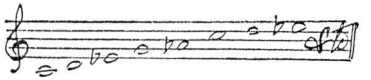

construction of minor scale by flatting

Sixth, being called major & minor of counting intervals, 1 to 3 a major third, 1 to 6 is major sixth, while in other way, using flat ♭, which will be between 2 and 3 and 5 and 6, will be always made minor by flatting 3 and 6 from major scale.

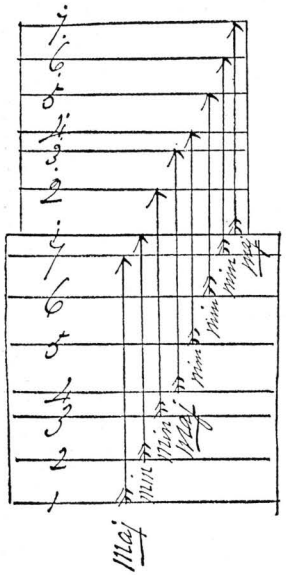

Seventh

Seventh very important, also distinguished by major and minor. At first degree from 1 to 7 is major seventh, 2nd degree minor; 3 minor, 4th major; 5 minor; 6th minor; 7 minor.

Only 2 majors, (1st degree & 4th degree.) Rest are all minors. Five whole tones and one semitone which make up 6th, by counting lines will be 7th, is called major seventh. In minor 4 whole tones, 2 semitones. half tone less.

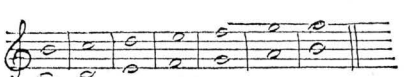

Octaves

are perfect so we need not, pass on.

Triad

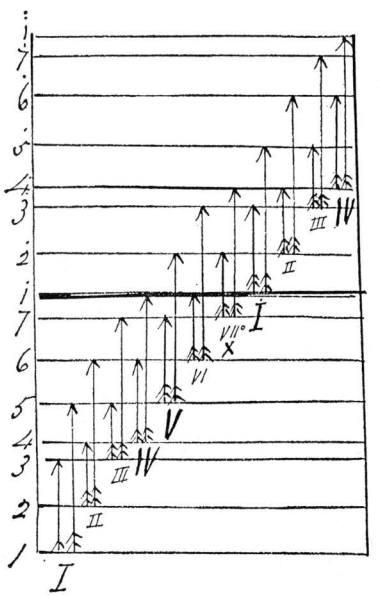

Triad consisted of major third and perfect fifth is called both major & perfect, so it is marked with Roman capital number.

All others are marked major, with Roman

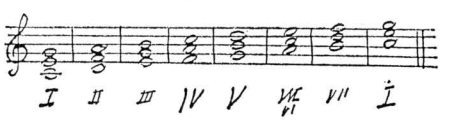

and minor with small figures. (Except one degree from seventh to fourth; is minor third with diminished fifth.)

This is only one execpted.

Most important of all.

Then these triads are distinguished of major & minor, diminished fifth.

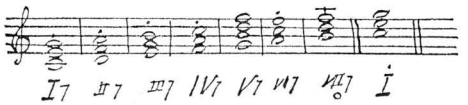

Here now adding the seventh; in 1st degree, consisted of major third, and adding seventh will be also major third. By comparing 2nd degree which will be minor third, and minor seventh will be more pleasing to hear than major third with major 7th.

This is what the ear recognizes. In order to make pleasant of 1st degree, make it flat ♭ will make minor seventh of which nature gives. (In 1st degree 2 major triads. But by ♭ will be / major 4 / minor)



In C always seventh are flattened by the reason of this (1) On (2) F is raised which is raised third, often used in simple song. (1) one flat to F and (2) F♯ to G.

These two are natural modulations.

Finished, the illustration of 1st degree of using minor seventh.

2nd degree minor third with minor seventh.

3rd degree the same.

4th degree is like the 1st degree.

In 5th degree minor seventh with major third makes very pleasant & very important too.

Simply in every easy music uses this, the 7th of 5th degree. In Boston children are taught from their young, naturally these harmonic, 7th chord of the 5th degree.

Ninth

Merely triad or third comes in.

Eleventh

Merely third above fifth.

Tenth is most discussing point of music in Harmony in western musical world. So it is left out this time.

No. 4 Saturday 11 o'clock A.M.
Sep. 24th 1881.
Music Hall

Lecture in Harmony
Inversions
of the Intervals

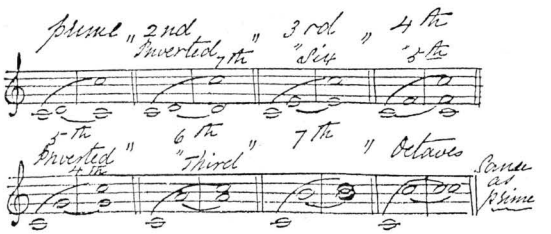

Octaves are all perfect.

In the 1st degree, or prime the first C is inverted to its octave c which is perfect chords and always octave sound well. 2nd will not sound well in succession, so the inverted 7th, that is space between d & ċ will be 7th, these both will not sound well. Reason of minor triad.

3rd will sound well in succession, so also inversion 6th will sound well too.

4^{th}_{-} is perfect but still does not sound well, so too with inversions. 4^{th}_{-} inverted will be fifth.
5^{th}_{-} is the same thing opposite 4^{th}_{-}; will be 4^{th}_{-} inverted.

In Japanese music, octave prevails, will sound very pleasingly, and always avoiding 2^{nd}_{-}, 4^{th}_{-}, 5^{th}_{-}, 7^{th}_{-}.

Sixth and third will always sound well, in succession. Every simple music, consecutive octaves, 6^{th}_{-}, 3^{rd}_{-} will be found.

In Europe and America consecutive octaves are forbidden to use in every music.
Not because like 4^{th}_{-} & 5^{th}_{-}, but in part singing or in tune, need different sound or varieties.

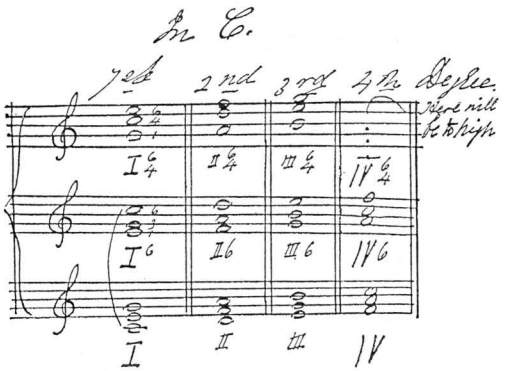

Here in simple tune, the sense of harmony are naturally shown.

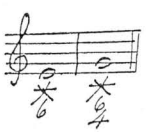

Always the root is in third or 5^{th}_{-} below.

It is 3^{rd}_{-} below, when it is marked 6.
5^{th}_{-} below, when it is marked $\frac{6}{4}$.

No. 5

Tuesday 1 o'clock P.M.
Sep. 27^{th}_{-} 1881.
Music Hall

Lecture in Harmony
Inversions

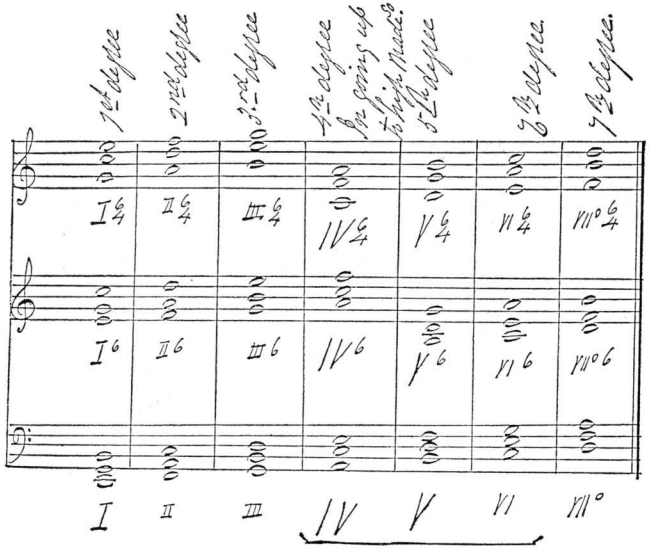

In triad, a major and minor are decided by third so in these triads the third is most important. Therefore when it is mixed or joined with fifth sound major when it is

major third. If it is minor third, why then it will be minor triad. Marked 4, 5, 6, degrees.
The tonic naturally modulates into these three chords. The octaves will be only triad made in octave higher, so I shall need not to write.

In 7^{th}_{-} chord of 5^{th}_{-} degree there will be 4 inversions on reason of four, the 7^{th}_{-} added. Every dischord must be resolved by conchord. The four four chords will be resolved by triad. The chord of 7^{th}_{-}, always leads into tonic.

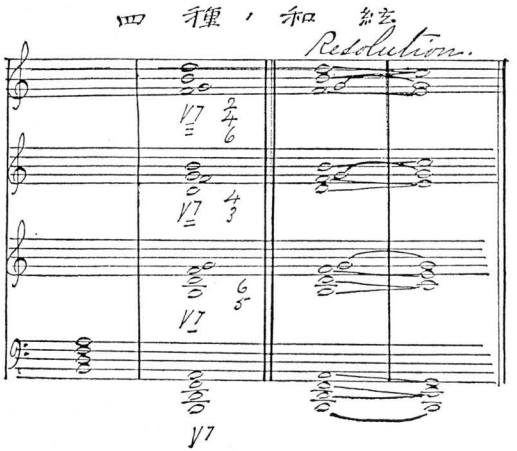

As before said, the chord of 7^{th}_{-} always resolve to tonic.

The rule is always 7^{th}_{-} lead up to $\dot{1}$ and 4 or (yo) comes down to 3 or (mi).

Here in this chord the G is binding chord or tone.

No. 6

Thursday 29^{th}_{-} Sept. 1881.
1 P.M. Music Hall.

Lecture in Harmony
The Natural
Relation of the Triads

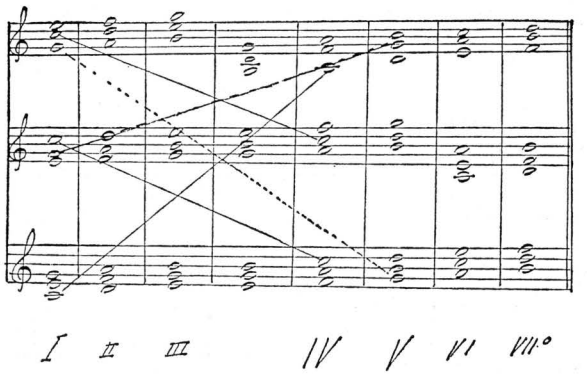

From tonic, the chords of the 4^{th}_{-} and fifth degree are taken out. The reason of I IV V are so well related is that scale is related or related chord.

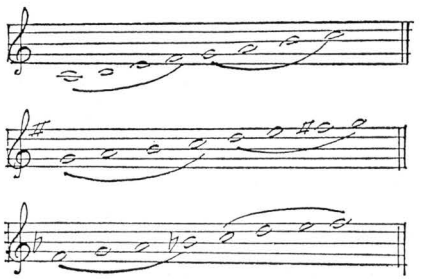

These 4 (succession) (consecutive) of chords are called tetrachord. Of which naturally from up tetrachord of C, the first tetrachord of G scale is shown. From upper part of G scale produce the F scale.

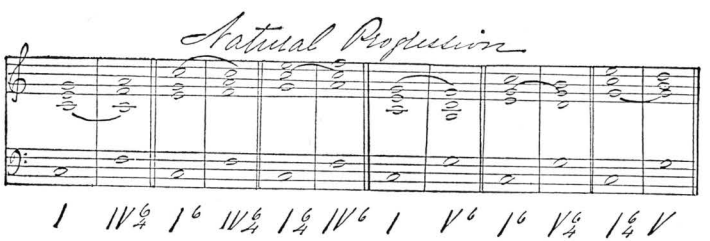

This is the natural progression of from tonic to subdominant and from tonic to dominant. From tonic to subdominant will be the C binding note or tone. From tonic to dominant will be consecutive fifth, not good succession. G the binding tone. Only these object to show is to produce smoothness of succession of most pleasantly melting.

No. 7

Saturday 11 A.M.
1st Oct. 1881.
Music Hall

Lecture
in Harmony
Progression of Chord
continued.

The book about eighty years ago says, don't mind the progression, how its sound will be. In progression, there must be starting place, the motion and rest. And it often rests in tonic, or dominant. When e (ホ) is connected or binding tone, then it is a minor. G Sharpened.

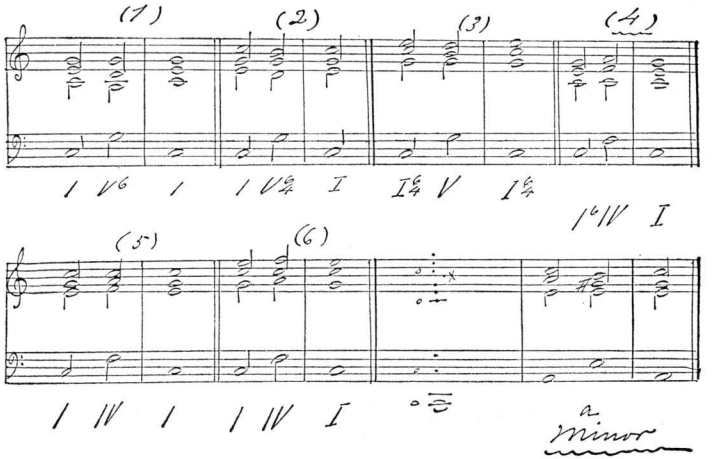

No. 8

Tuesday 1 P.M.
4th Oct. 1881.
Music Hall

Lecture
in Harmony
Difference between position
of Triad & Inversion

Marked es × in No. 1 of last exercise means the common chord or chord doubled, so it may be called triad. In

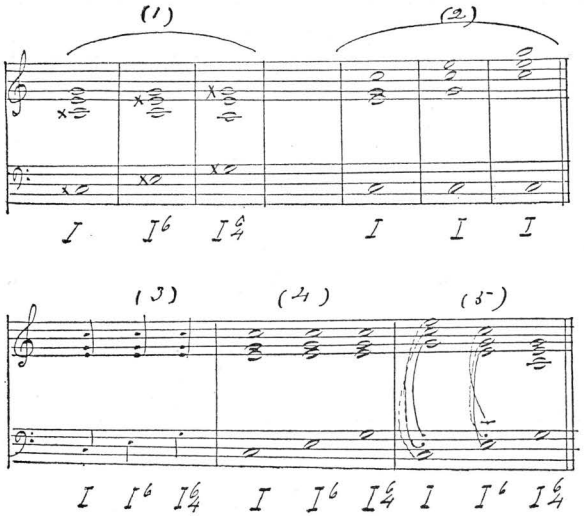

No. 1 Exercise shows inversions with fixed position. When 1 is highest will be 1st position. When 3 highest 2nd position. When 5 highest 3rd position. Lowest note determines the inversions. Highest note determines the positions. In counting the triad, when it is opened, make it close to lower & make triad. In movements, great varieties can be produced. In movements between 3rd & 6th, the fifth usually comes in between them. 〔右段の譜例〕

There are three movements. Oblique, contrary, parallel. One of the best to form children is, in singing, 3rd & 6th, that which is very easy and not troubled in producing hard, unpleasant sound of which Prof. Mason's charts' great success. Intervals of 4th & 6th lies one note in line and

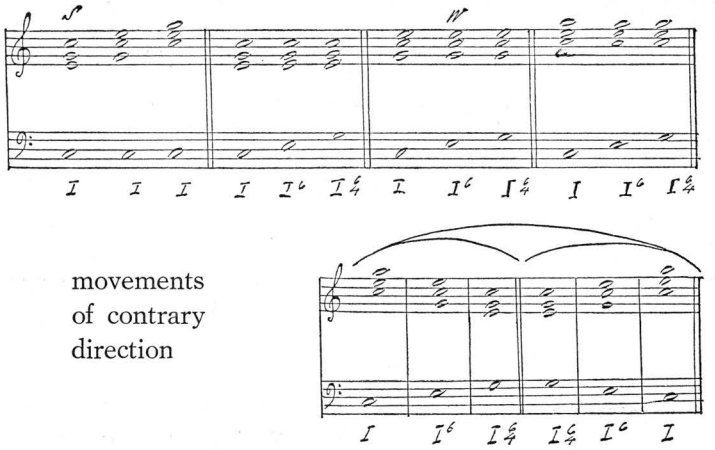

movements of contrary direction

one in space. Interval 3rd & 5th are both notes on lines or either both spaces.

Tenth be the same as thirds. Strongest of all the chord is fundamental position of tonic. Weakest 2nd position of 2nd inversion.

No. 9

Saturday. A.M.
8th Oct. 1881.
Music Hall

Lecture
in Harmony
Movements of different parts or voices

In motion, first the parrallel only up and down. Then the similar motion which is going up and down along with different spaces or intervals. Contrary movements oblique

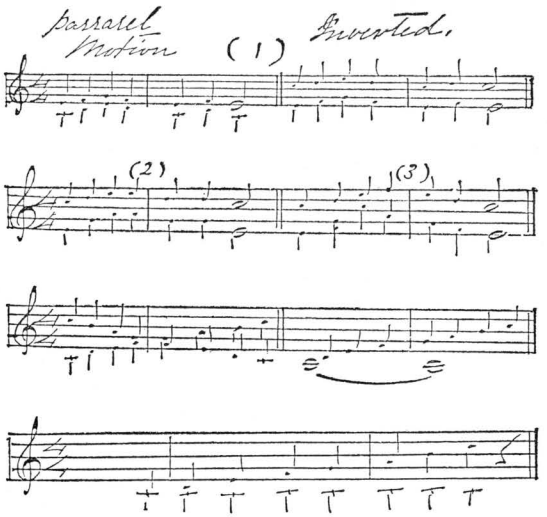

movements etc.

6 & 3rd interval runs often in parrallel. In running six & 3rd, there the 5th comes in between them which makes similar motion. These are great many found found in melodies or progression. German call these the natural harmony or natural progression.

No. 10

Saturday A.M.
Oct. 22nd 81.

Lecture in Harmony
The chord of Ninth

Only the chord of fifth of ninth are generally used in music.

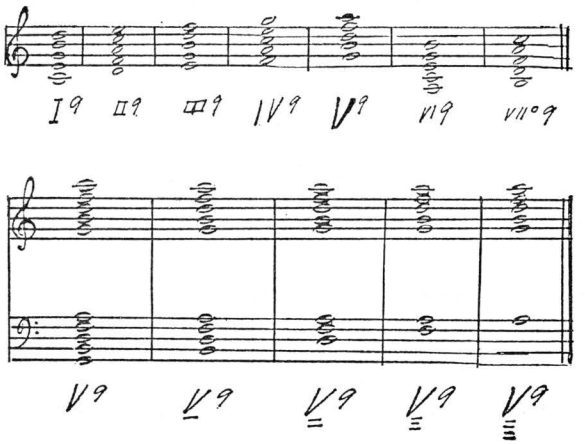

The Passing Note

In melodies sometimes found the note which belongs to chord will be based upon their general base or chord. But sometimes found which does not belongs to chord which those are called passing note. Always give accent of which it belongs to chord or based upon. Unaccent belongs to passing note. Sometimes it is necessary to put passing note to the accented part which is exception.

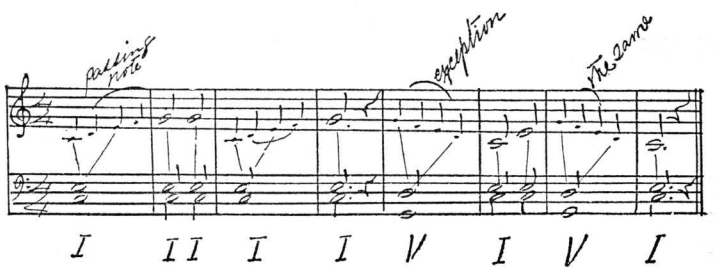

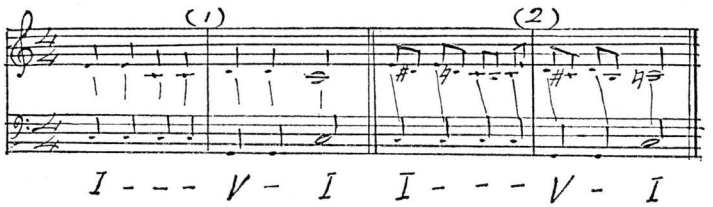

No. 11

Tuesday. A.M.
Oct. 25th 81.

Lecture in Harmony
Passing Note
continued.

The question of which sometimes necessary to put passing note to the accented part. Its illustration on next page. Gives strong accent to each notes which is unfitted to the Base.

These note used to indicate peculiar accent is called Apoggiatura = Fore note, Leaning note.

The Bases are always less ornamented than upper or treble cleff.

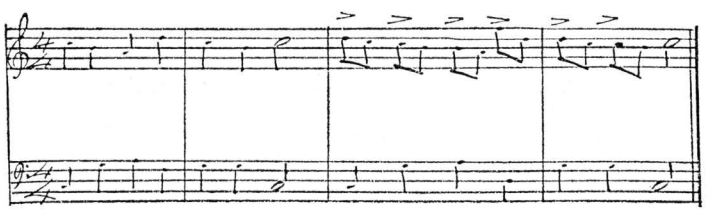

On next page gives the certain melody will be accompanied by bases, first if it is only base with lowest tone & melody with up staff, it will sound just good enough, but it gives not much taste. If it be done as it is in middle staff, it will be very best. And makes the beginning of R.D.

These two slured notes counters to one base & it is called counterpoint.

There are 5 counterpoints connection with harmony & found so much in music that almost whole music with counterpoints with harmonic.

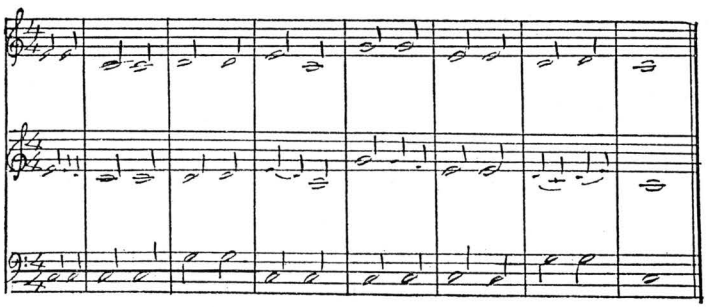

No. 12

Thursday P.M.
Oct. 27th 81.
Music School

Lecture in Harmony
Practical Exercises & Human Voice

In Europe and America, where cultivated music prevails, the voices of men & women are always sung in octave.

But sometimes in writing there will be some difference. The interval called second, will stand always second where the notes will be, only if it is, say from c to d or any other intervals of 3rd 4th 5th etc. if their sound is at each interval will not mind how much notes will be distanted.

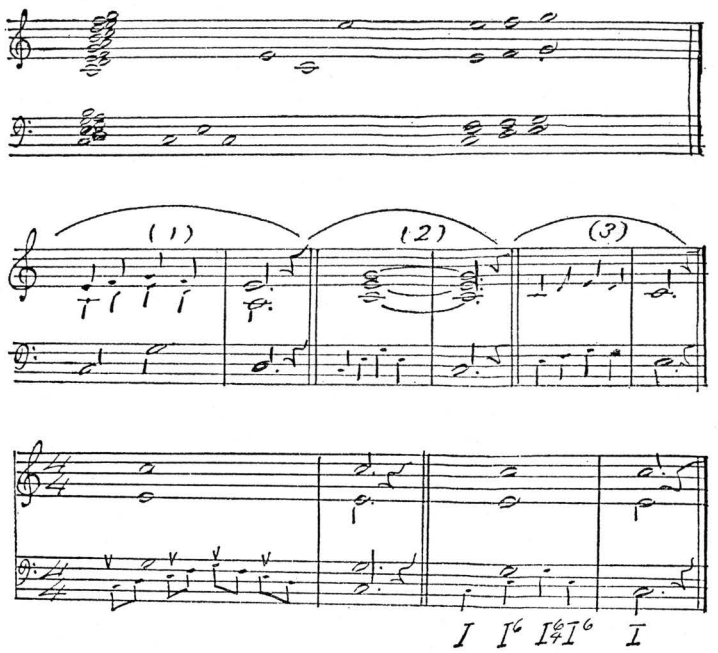

On last page marked (3) is the one that gentlemen & ladies will go with just six. In other cases in going third with ladies & gentlemen, it is not third interval but singing them tenth, because the men's voices are octave below, ladies will sing three tones higher in third, will make just tenth intervals.

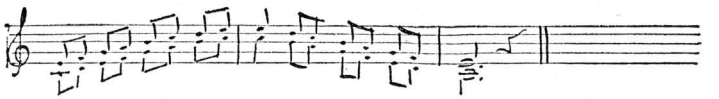

In this case, if lower note for gentlemen & upper note for ladies, it will be just what have said before. Tenth interval.
If this been the upper note for gentlemen & lower for ladies, it will be six intervals.
So the tenth part is always called the third.

No. 13

Saturday. A.M.
Oct. 29. 1881
Music Schl.

Lecture in Harmony
The Systematic
Review of Harmony
Triad the bases of all Harmony.

The common chord consist of 3rd, 5th, 6th, and octave. The first degree conchord, consisted of 3rd fifth. From simple chord of first degree, the three chords are produced. And by counting down to last degree of VII° the chords will be 21, but essential harmony are I, IV, V; the major of which scale consist of.

The rule of harmony is to use the tonic as many times as can.

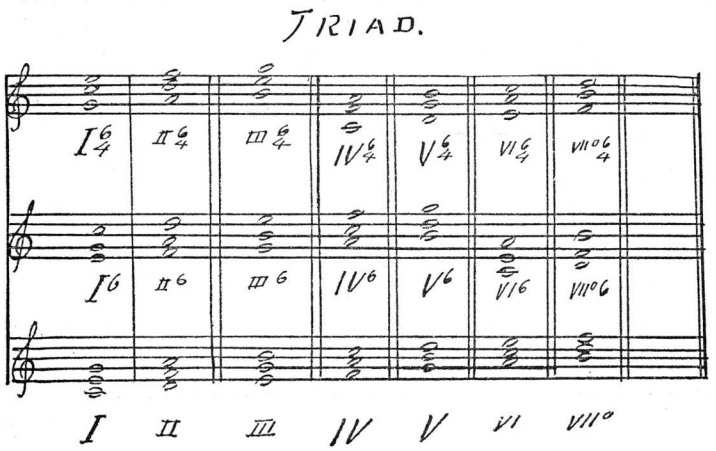

The rule in movements of middle part is very little. In singing the middle part is most difficult to sing.

In counterpoints, there is strict style & free style. The strict style has no dischord no passing note very square music. When passing note enters, it becomes free style and are very extensive in its operation. In simple compositions use the triad, leaving the secondary, as three minors & diminished seventh.

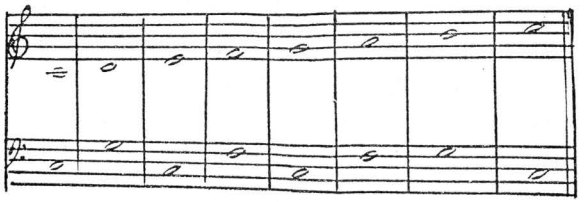

Essential Harmony of Grand Style

This kind of very grand & strict style was used to be in some large temple or Greek church of older times. These essential harmonies will fill up the room & echos to the large hall, will be more pleasant than to use the passing note or of such small style.

No. 14

Tuesday. P.M.
Nov. 1st '81.
Music Schl.

Lecture in Harmony
The Use of Inversions
Sixfour chord

The Sixfour chord comes in very often in music. In No. 1. Exercise shows that two Es of which sometimes considered dominant & it looks so, still it is not so with this case, it is inversion of first degree —— 6 4 chord.

No. 2. Exercise shows the minor comes in base which gives varieties or ornamented on 2nd part, the minor of VI II comes and it is the rule that always ends in Tonic.

No. 2. Exercise, although it is not very good exercise because has no binding tone still it is perfect one. When the base goes up as IV V in smoothly, then the melody

(1)

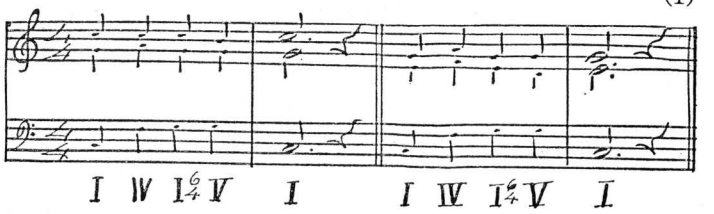

(2)

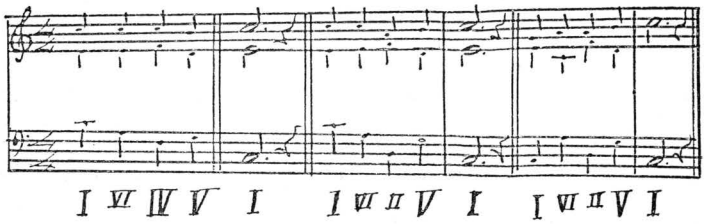

No. 3

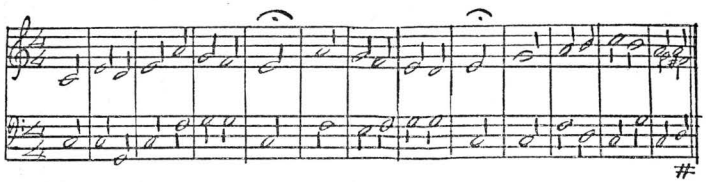

No. 4

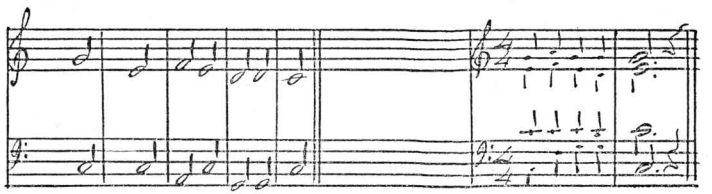

or upper part heeds no binding note.
The next exercise (No. 3) is the very old Grecian Lune. The very often minor comes in and the f is sharpened on reason of minor third into major third.

No. 15

Saturday. A.M.
Nov. 12th 81.
Music Schl.

Lecture in Harmony
Harmonic Minor Scale

The harmonic minor scale which every major scale has its relative minor which is always third below or six above. First in C scale will be its minor a. Which always be remembered that in major scale I. IV. V. these three are the major triad which is major third & perfect fifth. This character ♯ド signifies the minor scale of raised 7th. In singing minor scale with alphabet instead of figures. 1 2 3 etc.

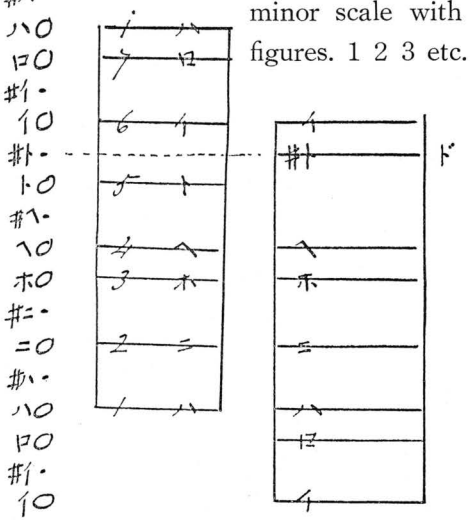

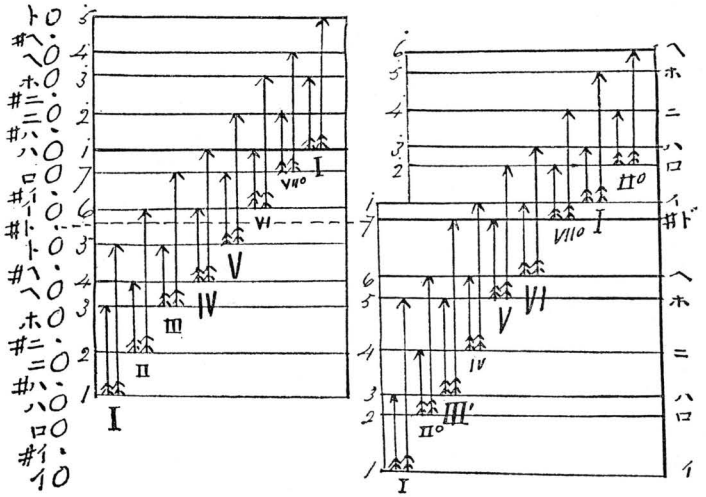

In minor scale, the first degree is a minor, second degree diminished ___

$3^{\underline{rd}}$ degree augmented

$4^{\underline{th}}$ minor

$5^{\underline{th}}$ major

$6^{\underline{th}}$ major

$7^{\underline{th}}$ diminished fifth with minor triad

8 octave same as $1^{\underline{st}}$ degree goes on minor diminished & so on.

No. 16

Tuesday. P.M.
Nov. $15^{\underline{th}}$ '81.
Music Schl.

Harmony Lecture

The Harmony stands one advanced point of studies over general music. As often said the every music consisted of from scales, so we write a scale.

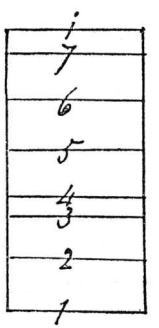

A Scale consist of 8 sounds. Call from 1 to 2 whole tone and so on. Whole, whole, half, whole, whole, whole, half.

These are called the Intervals. Two kinds of Intervals.

1. Scale Interval
2. Staff Interval

1. The scale Interval is the difference of pitch between two or three sounds on the scale. As 1,2, 2,3, etc.
2. The Staff Interval is the difference of distance from one note to another on the staff.

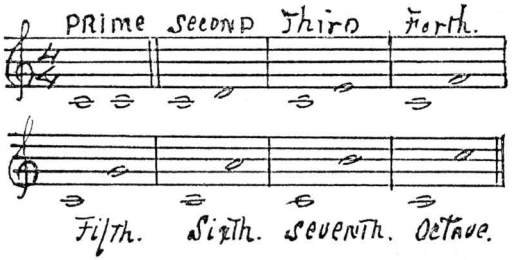

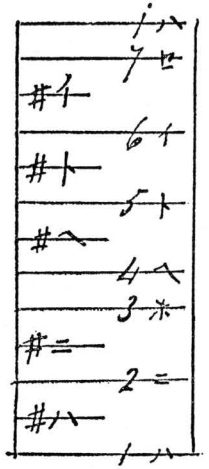

So the prime consist of 2 notes occupies same position. If it keeps its degree of which it comes from whether sharpened or flattened. It may be considered the same as like;

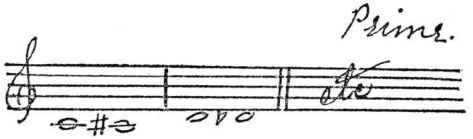

Two kinds of primes.

1. Perfect Prime.
2. Augmented Prime.

These are considered the prime.

In prime, the word Enharmonic often goes with same progression that is c♯ & d♭ s the same thing in keyed instruments. These are called Enharmonic. In advancing to the chromatic semitones, divide the whole interval into 9. When it is subdivided, there will be nine commas.

First four commas will be c♯ remaining. 5 kommas will be one greater than it ought to be. So these are distinguished by major & minor semitones. In going up or down by chromatic that is sharpened or flattened it is always minor. Here occurs one difference of comma. This explains always c♯ & d♭ are not in same position. C to c♯ is minor on account of only 4 commas but from c♯ to d has got 5 commas, this called major semitone.

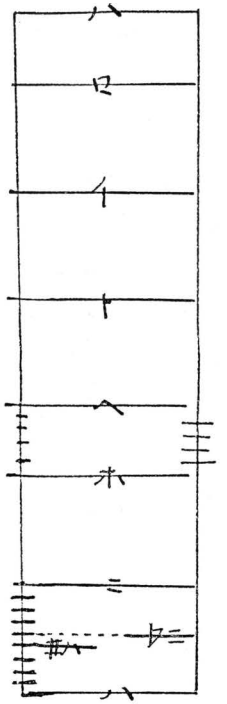

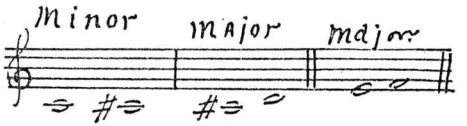

1. Motive.

In motive by which the whole pattern of tune is shown at the beginning.

Two kinds of Motive.

1. Melodic Motive
2. Rythmic Motive.

Cadence

Resting place

1. Half Cadence
2. Whole Cadence.

Bridge Tone

Simply a connecting tones from one scale to another.

Scale Interval by Ear

Staff Interval by Eye.

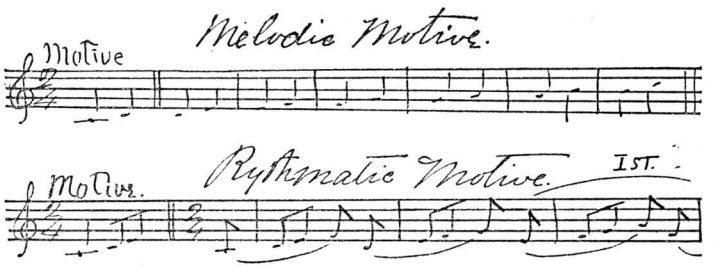



Chant a short tune without Time.

1. Single Chant
2. Double Chant.

Single chant merely has got 2 cadence. Double chant with three cadence connected with former.

In semitones, two kinds of calling.

1. Major & Minor Semitones
2. Diatonic & Chromatic Semitones

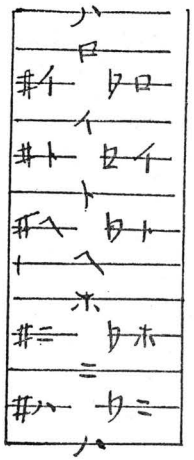

The a♯ & b♭ are same thing in keyed instruments whether to say a♯ or b♭. In writing down by scales, it will be shown on following page.

When it is chromatically raised, it will be chromatic semitone. One whole line will be left without anything, jumping to upper c.

By flattening B, its place will be just the same & going up so even which the degree of semitones will be different And this ___

The diatonic semitone on Next Page.

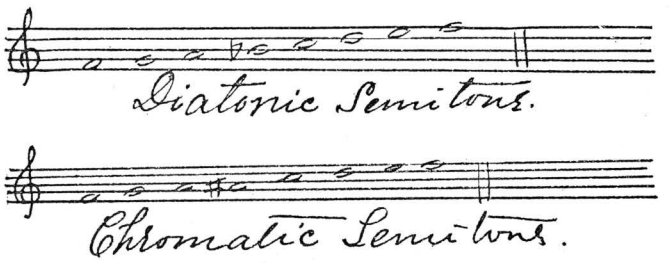

No. 17

Saturday A.M.
Nov. 19th 81.
Music Schl.

Harmony Lecture

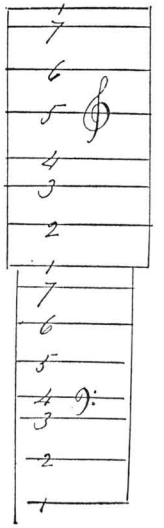

There is one point about interval that I want to make distinct.

1—2 = Second
1—3 = Third
1—4 = Forth
1—5 = Fifth
1—6 = Sixth
1—7 = Seventh
1—8 = Octave

1—$\dot{1}$ = Octave
1—$\dot{2}$ = Ninth
1—$\dot{4}$ = Eleventh

Triad is the basis of all harmony.

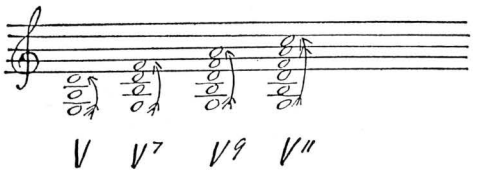

The seventh the only another third added to the triad. If another third be added, it will be ninth. If another be added, it is eleventh. So thirteenth and fifteenth successively. In this case, they are called the 9th or the 11th, but in other cases, they are 2nd & fourth.
So 1 to 5 be twelfth, but as it is not in the chord, it will be simply a fifth.

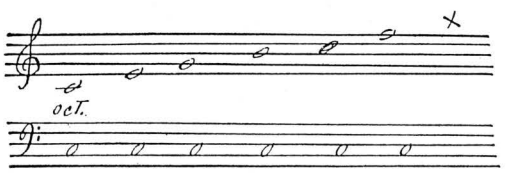

This is important to notice in harmony in making or distinguishing bases. If there is a series of tones in the same chord, we call it a 9th 11th etc.

Eleventh is a dischord but sometimes used as in cadence.

Sound really 15th apart will be only a fifth unless in a chord.

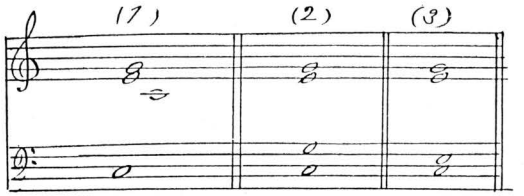

The low note or base for gentlemen & treble cleff for ladies, but one c in first degree belong to gentlemen. Tenor.

Triad of the first degree is 10th apart but it is a 1. 3. 5.

The contradiction of 4 voice triad is by doubling one sound of the triad ____ Still remaining a triad. The tenor fills up the gap by reinforcing & base is reinforced by tenor in 1st degree of last exercise.

2nd The tenor reinforces the Soprano.

3rd The Tenor reinforces the Alto.

The ear judges which of these three will sound the best. Which is best to double. This is better than a whole book or rules. There is a certain rule on this.

1. We double the first octave
   Tenor is the longest reach
2. The fifth
3. The third never doubled.

But we must have something sweet. The third always sweetens the part. These are produced the all on the monochord. The low based third is too near it is unnatural. Tonic Solfa says that fifth is source of strength third is sweetness.

If we are going to leave off, it is regret the reverse

but third does not reinforce much.

No. 18

Thursday P.M.
Nov. 24./81.
Music Schl.

Harmony Lecture
Perfect and Imperfect
Conchords

The prime is perfect, its inversion will be octave. The next perfect is fourth, its inversion fifth. The next perfect is fifth, its inversion fourth.

These are called perfect conchords.

The third is imperfect (major third), its inversion minor sixth. The minor third is also imperfect, its inversion is major sixth.

The imperfect becomes always perfect in inversion.

The major becomes minor in inversion.

The minor becomes major by inversion.

Major sixth becomes minor third by inversion.

Minor sixth becomes major third by inversion.

These are called imperfect conchords

Augmented fourth becomes imperfect fifth by inversion. Imperfect fifth's inversion is augmented fourth. These are scientifically called conchords but in melodic, these are avoided. It is harmonic.

Augmented fourth has semitones on both side so when it comes to resolution, it resolves as in following page. Diminished fifth has semitones on both inside of it. So it resolves like in other page.

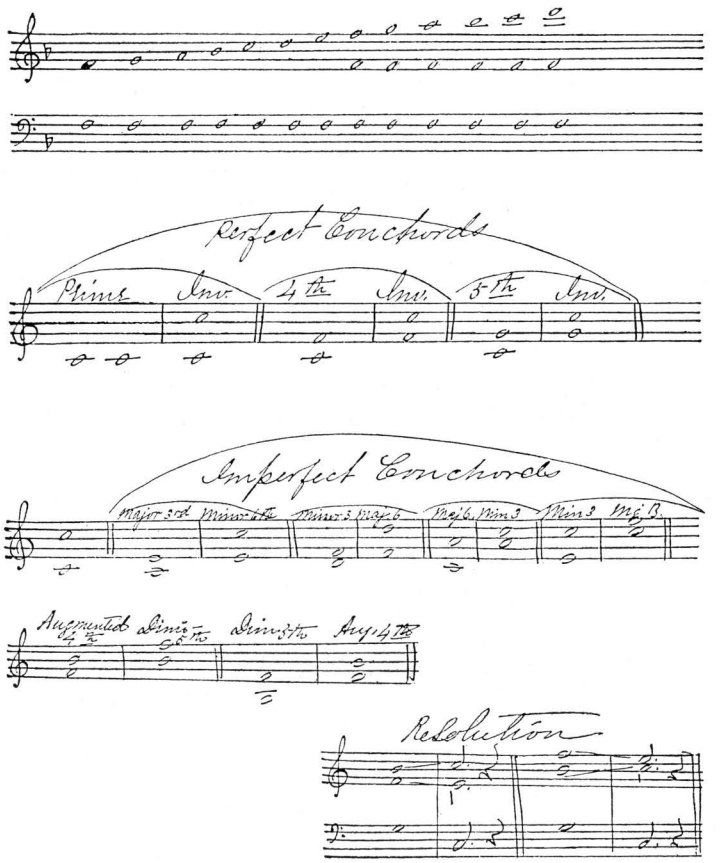

No. 19

Saturday. A.M.
Nov. 26th 81.

Last lesson we treated of conchords perfect and imperfect.

The perfect prime & its inversion octave

fourth	fifth
major third	minor sixth
minor third	major 6th

Perfect can be changed without discordant. But major & minor can be done with ease. Two left now for consideration is second & inversion 7th dischord.

They are related to each other as the conchord.

Fig A. VII & II

Fig B___ is Fig A revised.

Note. Japanese tuning rejects the doubtful chords from Hullers refer to there as harmonic, not melodic.

Third is very important it goes in pairs with sixth. Sixth and seventh are called variable in minor scale. All the others are invariable. Varies according to the feeling of composers.

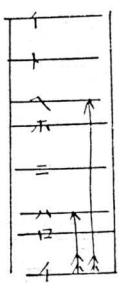

Class of the highest musicians in Germany don't recognize anything but the ♯7 minor scale. This is necessary in harmony but Italian & French think this attraction is unmelodic. So in singing, they don't like such wide interval and so it is changed variable (6 & 7)

In Japanese scale, it is left out entirely, so not disputed. So I have put the (?) mark ___ An interesting subject.

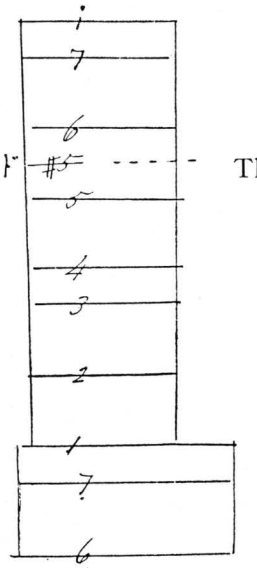

This makes minor impression

Everything goes in pairs ___ Fig A. Here they occur in & major scale. Fig B. without chromatic alterations. We must have the major scale in our mind.

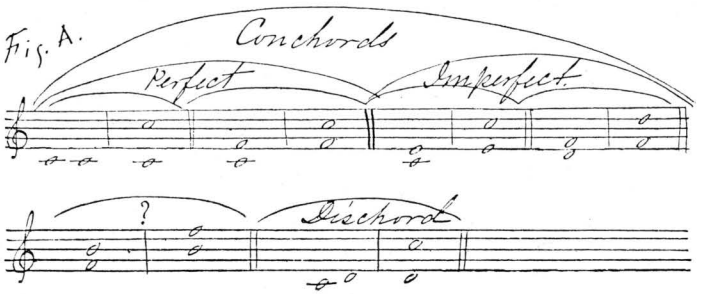

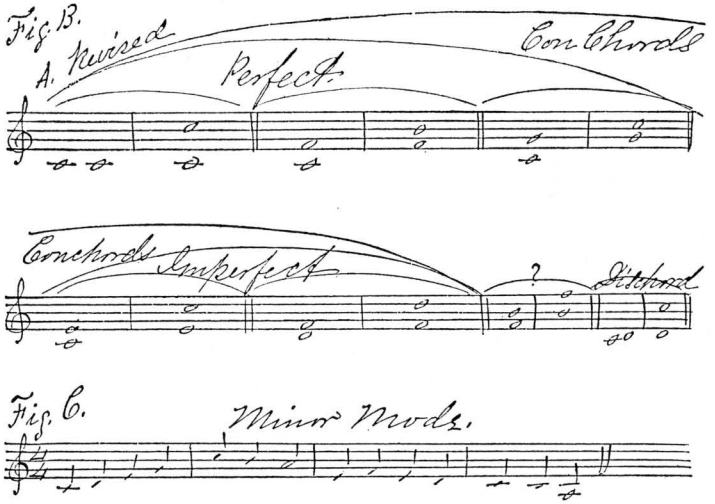

Fig C. on next page has minor mode state of mind.

No. 20

Tuesday. P.M.
Nov. 29th 81.

Harmony Lecture
Transposition
Modulation
Transition

Transposition is a change of whole tune into different keys. This is most necessary things to the practical teachers who find the piano or organ is not in perfect pitch. Then by transposing into higher pitch or sometimes lowered.

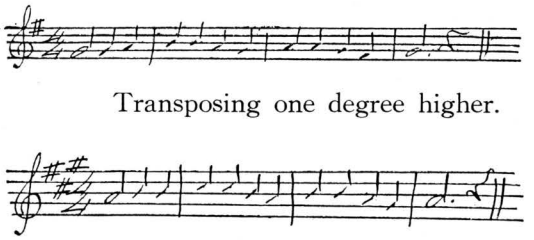

Transposing one degree higher.

Modulation is change of tune into another key of nearly related for short time within the tune. Modulation is almost one quarter of whole tune. It will modulate without knowing, so smoothly, & return to original key & it ends.

The near related is if the tune is in G, it will modulate into neighbor key of D which has 2 sharps or if other way then to C. If original tune in D, it will modulate to a 3♯ or D 2♯, these are its neighbors.

If it is C key, then one higher or modulate in one way to G, the other to F 1♭. So these often occurs in melody or tune that it will be understood when sharpened in some way or flattened, the modulation comes.

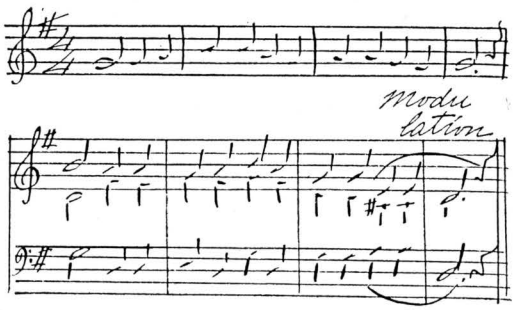

Here from key of G into neighboring key of D, c sharpened shows it. Occurs only few measures within the tune modulated & then goes back to key of G in following melodies, although it is not written.

Transition is the sudden change of keys from one key to another or sometimes from major to minor etc. It is really suddenly jumping ___ over many scales sometimes ___.

No. 21

Thursday. P.M.
Dec. 1st. 81.
Music Schl.

Harmony Lecture

Elementary Review of harmonies

1. Harmony the advanced point of studies over general music. Everythings from scale, so we first refers to the scale.

From this, we shall first write out the different keys on the staff. Instead of signifying at the beginning of scales, mark every one sharpened. Eight scales; from c to c♯.

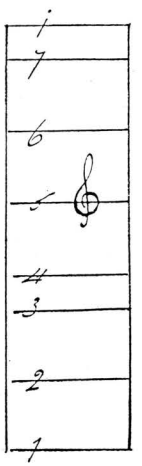

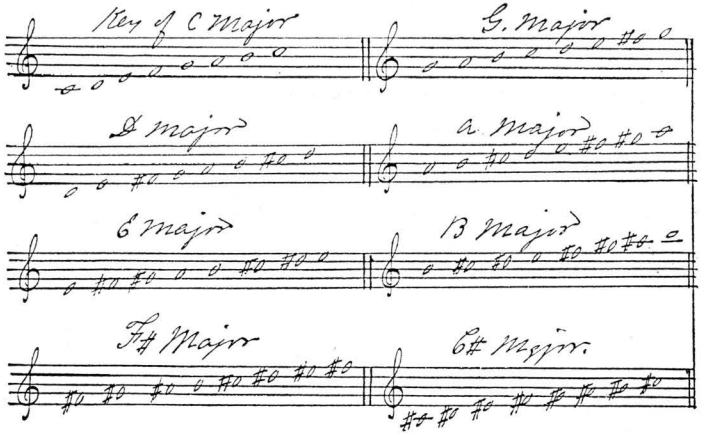

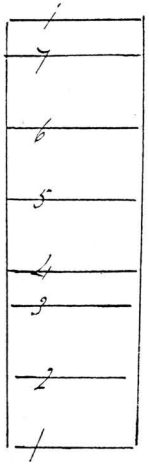

……Tonic
……VII° Leading Tone
……VI Submedient
……V Dominant
……IV Subdominant
……III Medient
……II Super Tonic
……I Tonic

Then the triad. the basis of harmony.

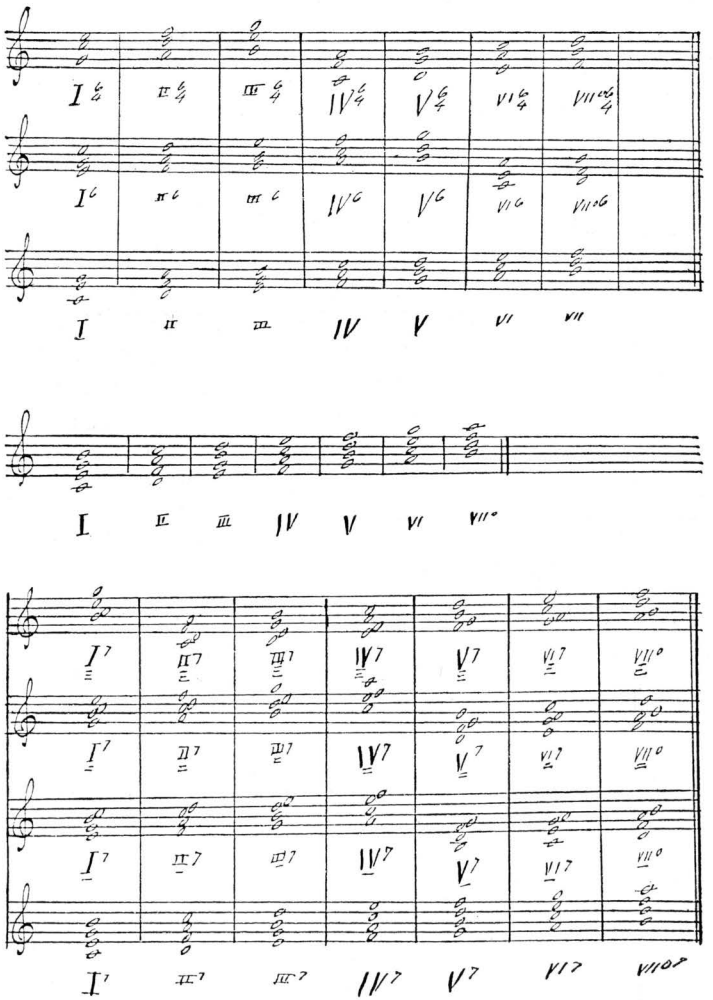

By adding 7th to each triad. Will be 2 8 chords with their inversions.〔左段の中ほどの譜例〕

S. Nakamura
September
17th 1881.

参考資料Ⅱ　試験問題　明治十六年～十八年より

音楽取調掛の重要な文書綴には明治十六年から十八年にかけての入試問題や期末試験問題、その解答、点数などが綴られている。これらの資料は、当時の西洋音楽受容を知る上でも重要である。全部を掲載することはできないので、学科および和声の試験問題から興味深いいくつかをあげておくことにする。

明治十六年四月五日

入学試験　算術　　受持　上原六四郎

第一　$\dfrac{\frac{2}{5}\times\frac{3}{7}+\frac{3}{5}\times\frac{7}{13}}{1\frac{59}{91}-1\frac{2}{13}\times\frac{4}{7}}$

第二　或人其子ニ地面百八十三坪ヲ分与スルニ毎人ノ所得四十五坪ト四分ノ三ナリト云フ、然ルトキハ此人幾人ノ子ヲ持テルヤ

第三　農夫八人ニテ毎日九時ツヽ働キ九日ニシテ畑地三十六段ノ草ヲ刈リ得タリ今畑地十八段ノ草ヲ刈ルニ毎日十二時ツヽ働キ十二日ニテ終ラントスルニ人数幾人ヲ用フベキヤ　〔手書き〕

（『音監回議書類』明治十六年）

明治十七年九月九日　府県派出音楽伝習生入学試験　作文

受持　里見義

遊惰ヲ戒ムル書籍

（俗文体ニテ記スベシ）

學校音樂実施ノ方法ヲ論ス

（漢文又ハ假名交リ文ニテ記スベシ）

（『音監回議書類』明治十七年下）

明治十六年二月十五日第貳年後期生

定期試験問題　　受持　上眞行
　　奥好義

㈠唱歌獨唫（左ノ階名譜ヲ用フ）

1, | 3, 2 3, 4, 3, | 3—2, 3, |

4, 3 4, 5, 4, | 3—0, | 3, |

5, 6 7, 1, 7, | 6—5, 1, |

7, 1̇ 2̇, 1̇, 7, | 1—0, ‖

㈡聽音法（書答法ヲ用フ）

5 6 | 5 3 | 1̇, 7, 6, 5, | 4—0— |

4—3— | 6—5— | 6, 2̇, 1̇, 7, |

1—0— ‖

㈢和聲學（音程）

八音中ニ幾個ノ音程アリヤソノ各音程ノ名ヲ與ヨ　〔手書き〕

（『音監回議書類』明治十六年）

明治十七年十月一日　第二年後期傳習生講讀科再試験問題

受持　助手　鳥居忱

第一問　自然全音階ニ幾種ノ協音アリヤ

第二問　「ラモー」氏ハ三和音ノ初音ニ如何ナル名称ヲ附與セシヤ

第三問　三和音ノ三音ヲ伴音トナシ而シ其低音部中ニ属スル時ハ三和音幾種ノ位地ヲ占ムルヤ

第四問　拍子トハ如何ナル者ソ

第五問　「プリンス」氏ノ所スルトコロニ拠レバニ拍子ヲ幾種ニ分チ又之ヲ持スニ如何ナル者ヲ以テスルヤ　〔手書き〕

（『音監回議書類』明治十七年下）

明治十七年二月見習生第三年後期生期末試験

音樂史科　　受持　神津專三郎

第一問　正変格旋法ヲ説明セヨ

第二問　「オレトリオ」ノ由来ヲ述フベシ

第三問　「ヘーデン」氏ノ傳ヲ明述セヨ

第四問　「クレメンタイ」氏ノ傳ヲ明述セヨ　〔手書き〕

（『音監回議書類』明治十七年上）

この試験は幸田延、遠山キネ、市川道の三名が受けた。答案が保存されている。なお、見習生とは所定の過程を終えたのち、成績優秀な者は手当金を得てさらに四年間在学することができた。

明治十八年二月期末試験見習生三年後期

音樂史科　　受持　神津專三郎

第一問　正変格旋法ヲ説明セヨ

第二問　古代樂ト今代樂トノ関係ヲ述ベヨ

第三問　諸樂器進歩ノ事情ヲ明述セヨ

第四問　ハンデル氏ノ傳ヲ述ベヨ

〔手書き〕

（『音監回議書類』明治十八年一月）

和声の試験問題

明治十六年七月七日期末試業第二年前期生

受持　辻則承

㈠八音中幾個ノ音程アリヤソノ各音程ヲ譜表上ニ記載セヨ

㈡音程並ニ其轉囲ヲ起問シ之ヲ口答セシム

（『音監回議書類』明治十六年）

明治十六年七月六日期末試業第三年前期生

受持　奥好義

㈠長音階三和音ノ轉囲ヲ明記セヨ

㈡



右ノ低音ニ和声ヲ附セシム　〔手書き〕

（『音監回議書類』明治十六年）

明治十七年二月八日期末試業第二年後期生

受持　辻則承

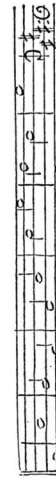

（『音監回議書類』明治十七年上）

明治十七年二月期末試業第三年後期見習生

受持　奥好義

左ノ問題ニ和声ヲ附セヨ

㈠



㈡

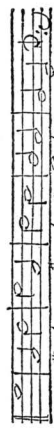

〔手書き〕

（『音監回議書類』明治十七年上）

明治十七年七月定期試験第四年見習生　受持　奥好義





〔手書き〕（『音監回議書類』明治十七年下）

明治十八年二月定期試業第二年後期生

受持　辻則承

㊀主和絃ニ於テ終ルトコロノモノハ其結尾ニ如何ノ感覚ヲ与ヘリヤ並属和絃中和絃等ニ終ルモノハ如何

㊁第三音ノ重復ヲ許スハ和絃進行上ニ如何ノ関係アルニ由レリヤ

㊂



〔手書き〕（『音監回議書類』明治十八年）

明治十八年二月定期試業第三年後期見習生

受持　辻則承

㊀静止法ニ幾許ノ種類アリヤ之ヲ明記セヨ

㊁



三　教材の出版

（一）『唱歌掛圖』および『小學唱歌集』の出版、『幼稚園唱歌』出版

音楽取調掛の最も急を要する仕事は教材の作成であった。明治十三年の春メーソンの着任と同時にその仕事は開始された。国語学者で作詞家の佐藤誠實（生没年不明）、稲垣千頴（ちかい）（生没年不明）、里見義（ただし）（一八二四～一八八六）、加部巌夫（一八四九～?）ら歌詞選定委員とメーソン、伊澤らの選曲委員とに分れ、選定された曲をまず掛図の形で一曲一曲仕上げる方法をとった。でき上がりしだい東京師範学校附属小学校の児童および同掛の伝習生に歌わせ、不適当な部分を訂正しつつ完成していった。掛図は教室で生徒の注意をいっせいに集中させる効果をねらったものである。のちに生徒一人一人が手にする便利さを考慮して『唱歌集』にまとめた。この唱歌作成について伊澤は次のように報告している。

學校唱歌ニ就キ要スル所ノ事項ハ楽譜及ビ歌詞ノ撰定、圖書ノ編輯、樂器ノ練習及ビ唱歌普及ノ方法トス

楽譜ノ本邦人若クハ西洋人ノ作ヲ撰用シ歌詞ハ既有ノ楽譜ニ従テ作為スルモノト楽譜ノ撰定ニ先チテ作為スルモノトノ二種トス

本邦人ノ作ニ出タル楽譜ハメーソン氏若クハ他ノ西洋人ニ托シテ其和声ヲ作ラシメザル可ラズ是レ此和声ノ事タル頗ル高尚ノ學科ニ属シ今日我音楽家ノ未ダ為シ能ハザル所ノモノナリ

既有ノ楽譜ニ従テ歌詞ヲ作ルトキハ先其楽譜ヲ解剖シテ其旋法口調等ヲ考査シ若シ楽譜中歌作ノ法ニ適セザル所アレバ其譜ヲ改メ又歌詞中楽曲ノ法ニ適セザル所アレバ其詞ヲ替ヘ彼我折衷務メテ

歌曲ノ句調ニ合セシムベシ

楽譜ノ撰定ニ先チテ歌作ヲ為ストキハ其句数字数等ヲ定メ他日楽譜ヲ作ルニ當リ極メテ唱歌ニ適切ナラン事ヲ要スベシ

圖書ノ編纂ハ唱歌掛圖、唱歌本、及唱歌教授法トス

唱歌掛圖及唱歌本ハ過般編纂シタルモノヽ体裁ニ従ヒ逐次編製シテ高等ノ唱歌ニ及ブベシ

唱歌教授法ハ目今當掛傳習人及師範學校生徒等ニ教授スル所ノモノニヨリテ選定スベシ是レ唱歌ハ新設ノ學科ナルヲ以テ其教授法モ新奇ニ属シ容易ニ了解シ難キヲ以テ最モ此類ノ書ノ編輯ヲ要スル所以ナリ

唱歌掛圖　本掛創置ノ際ニ在テハ唱歌演習ノ時々之ヲ黒板若クハ黒壁ニ書シ以テ練習スルヲ常トセリ是レ一時ノ止ヲ得ザルニ出ルトイヘドモ之ヲ書冊ニ編シ剞劂ニ属セシモノナキハ授業上許多ノ時間ヲ徒費シ為ニ進歩ノ害ヲ為ス事少シトセズ依テ本掛ニ於テ音階ノ圖長短符ノ區列等ヨリ起リ加フルニ本掛所撰ノ簡易ナル單音唱歌ヲ以テモ初學ノ階梯タルモノヲ編纂シテ唱歌掛圖ヲ製シ之ヲ印行ス明治十五年四月ヲ以テ功ヲ竣ル之ヲ唱歌掛圖初編及其續編ト為ス此月唱歌掛圖初編千五百部同續編之百部ヲ發刷シ之ヲ直轄諸學校幷諸府縣及外國教育家等ニ配付セリ爾後更ニ益々稿ヲ續キ得ルトコロノ歌曲ヲ編輯シテ唱歌掛圖第二編ヲ製ス其功昨十六年六月ヲ以テ竣ル

唱歌集　唱歌集ハ唱歌掛圖中ノモノヲ取テ之ヲ冊子ニ印行シ各自生徒ノ便ニ供スルモノナリ即チ其初編ハ唱歌掛圖初編及其續編中ノモノヲ以テ成ル其刊行落成ハ明治十五年四月ニ在リ時ニ初編三千部ヲ發刊シ之ヲ直轄諸學校幷諸府縣及外國教育家等ニ配付スル事ナホ唱歌掛圖ノ如シ本書ハ最モ江湖ノ望ヲ満タシ後数閲月ニシテ賣捌クトコロノ部数二千有数部ノ多キニ至レリ昨十六年早春更ニ三千部發刷ニ係ルト云ヘリ抑著書ノ世上ニ行ハルヽノ速カナル此ノ如キハ近代ノ著書ニ於テ其例稀ナルモノトス是ヨリ後更ニ高等ノ歌曲ヲ撰定シ之ヲ集メテ唱歌集第三編ト為ス是既ニ昨年十月裁定ヲ経印行ノ業目下着手ノ中ニアリ別ニマタ従来撰定スルトコロノ幼稚園用ノ唱歌ヲ集メ之ヲ幼稚園唱歌集ト為ス是レ目下裁定中ニ属スルヲ以テ剞劂ニ付シ其功ヲ竣ルモ蓋シ遠キニアラザルベシ　〔手書き〕

（『音監經伺書類上下、音樂取調掛成績申報書』明治十七年）

唱歌集中スコットランドやアイルランドの民謡が多くみられるのは、ペンタトニック（五音音階）に基礎づけられた日本人には、この地方の民謡が理解しやすいと考えられたからであった。百年後の今日なお愛唱されている〈螢の光〉や〈庭の千草〉はまさにその証しである。このように日本人の感性に合った外国の旋律を選び、日本語の優美かつ教育的な歌詞を当てて教材とするのが伊澤の基本方針であったが、メーソンにはそれがよく理解されず、しばしば食い違いが生じていたと伝えられている。次の英文書簡はその一つの例とみることができる。伊澤は日本における学校音楽創設のために招聘したはずのメーソンが、彼の方針を確かに認識しているかどうかを問いかけた手紙である。伊澤は「今、私はあなたに大切なことを書かなければなりません。私が話さないで、このような手紙にしましたのは、私の英語の語彙が少ないため私の言いたいことが表現できず、手紙ならばあなたもくり返し読むことができて、話を聞くよりも良策と思いましたので」と手紙にしたためた理由を述べ、日本的音楽の創作を彼にうながしている。

July 1st 1880 〔明治13年〕
Dairokuten chō
Kobinata Tokio

Mr. L.W. Mason.

My dear friend

Now I am in such a position that I must write a few lines to communicate you rather a grave thought. I prefer writing to speaking under such a circumstance, because it is impossible for me to express much complicated idea with a limited vocabulary of English under my command, and also because you will understand me better by reflecting many times on the written accounts than to hear once as the speech goes on.

Please understand me that I am a just and sincere friend of yours always doing the best as my ability permits towards your success, but, having no sort of selfish interest either directly or indirectly on the work which we ventured to undertake.

What I aim at is the good of my country and humanity at large. Up to this day, I have fought many fights to clear off the obstacles which would have stopped the progress of your work if left unchecked.

Although my official influence has been injured to some extent by acting such an awkward part, I did not care the least of such effect, for I took it better to help a friend who is left helpless in a strange land than to gain my influence.

I have not had the slightest wish to tell you these things if I have done sweet things, but take them because they contain healthy ingredients.

If you have eyes to see, please see through my inner heart but not outward appearance.

I think you remember the first words expressed by the junior vice-minister of Education when you first met him.

He said you would learn to hear into Japanese music, and after being acquainted with those you will proceed to make musics for Japanese schools.

Such have been and still is the view which our Educational Department firmly holds.

You can clearly see that our aim is not the total adoption of European or American musics, but the making of a new Japanese music.

You are one of the best musician of higher esteem in America, and every one of us is willing to conform yours opinion, and take it as an authority. But, you as an educated liberal musician must grant a proposition that music should be national if there be any, especially this should be taken into grave consideration in the case of school music.

If we learn musics as some amatures do, foreign music may be learned as they are, and songs may be sung from foreign words Chinese, Hindoo, English, or French as the case may be.

But, if we mean to have music as a branch in the national education the case become, entirely different.

Those pieces imported from foreign lands must more or less naturalized.

The songs must be of necessity of the Native words. I know not any case where the songs were sung from a foreign tongue except in some begotted mission schools.

I have no doubt that you will agree with me in having songs not of foreign language but of native one.

If so then it follows that the melody must in some cases be modified especially in the case where the two languages belong to entirely different families. Because it is entirely impossible to have accents and emphasises just at the places where ought to come according to a fixed melody with two languages.

A great favor, but, now I (have) to tell you all these things so that you shall not entertain (Any) doubt on the sincerity of words which I am going to express.

As our proverb says "A good medicine is found always to be distasteful to the mouth, and a strict advice is mostly unpleasant to the ear," so my words may be coarse and unpleasant in outward expression, but, the inner motive is in reality a healthy one. Who would venture to speak unpleasant but healthy words except ones friend, and who would desire to utter sweet but poisonous words except his enemies? What I intend to say is by no means sweet things, but, take them because they contain healthy ingredients. If you have eye to see (please) do not judge from the outside (shape), but see through the inner heart.

I think you remember the very first words expressed by our junior Vice-Minister of Education when you first met him. He said you should learn to hear into Japanese musics however imperfect they may be, and then proceed to make a plan for musical education in Japanese schools. Such has been and still is the view which our department aims at. You can see from this and also from what I am always speaking that our aim is not entire adoption of European Musics, but the making or refining Japanese Music by assimilating the elements of both Native and European Musics as.

（原資料は上伊那郷土館蔵、信濃教育会編『伊澤修二選集』九六六～九六九頁）

伊澤修二の唱歌作成の趣旨は、次の『小學唱歌集』初編の緒言で明らかである。

『小學唱歌集』

緒言

凡ソ教育ノ要ハ德育智育體育ノ三者ニ在リ而シテ小學ニ在リテハ最モ宜ク德性ヲ涵養スルヲ以テ要トスベシ今夫レ音樂ノ物タル性情ニ本ツキ人心ヲ正シ風化ヲ助クルノ妙用アリ故ニ古ヨリ明君賢相特ニ之ヲ振興シ之ヲ家國ニ播サントト欲セシ者和漢歐米ノ史冊歷々徵スベシ曩ニ我政府ノ始テ學制ヲ頒ツニ方リテヤ已ニ唱歌ヲ普通學科中ニ掲ケテ一般必須ノ科タルヲ示シ其教則綱領ヲ定ムルニ至テハ亦之ヲ小學各等科ニ加ヘテ其必ス學ハサル可カラサルヲ示セリ然シテ之ヲ學校ニ實施スルニ及ンテハ必ス歌曲其當ヲ得歟音其正ヲ得テ能ク教育ノ真理ニ悖ラサルヲ要スレハ此レ其事タル固ヨリ容易ニ擧行スヘキニ非ス我省此ニ見ル所アリ客年特ニ音樂取調掛ヲ設ケ充ルニ本邦ノ學士音樂家等ヲ以テシ且ツ遠ク米國有名ノ音樂教師ヲ聘シ百方

討究論悉シ本邦固有ノ音律ニ基ツキ彼長ヲ取リ我短ヲ補ヒ以テ我學校ニ適用スヘキ者ヲ撰定セシム爾後諸員ノ協力ニ頼リ稍ヤク數曲ヲ得之ヲ東京師範學校及東京女子師範學校生徒幷兩校附属小學生徒ニ施シテ其適否ヲ試ミ更ニ取捨選擇シ得ル所ニ隨テ之ヲ録シ遂ニ歌曲數十ノ多キニ至レリ爰ニ之ヲ剞劂ニ付シ名ケテ小學唱歌ト云是レ固ヨリ草創ニ属スルヲ以テ或ハ未タ完全ナラサル者アラント雖モ庶幾クハ亦我教育進歩ノ一助ニ資スルニ足ラント云爾

音樂取調掛長

明治十四年十一月　伊澤修二　謹識

唱歌選曲の対象となった資料はメーソンがアメリカから持参したフランクリン・スクェアソングコレクション、メーソン編著の掛図およびミュージック・リーダーである。原曲が明記されていない曲の中には〈仰げば尊し〉のように、雅楽部の伶人たちの作曲と思われる曲がいくつかみられる。

『小學唱歌集』

目次

原曲および日本語の歌詞の作家が明らかなものは記しておく。遠藤宏著『明治音樂史考』および伊澤修二の『唱歌略説』に準拠した。本来文部省に版権のある唱歌は作者など個人名は明らかにされない。

初編

1 かをれ　稲垣千頴作詞
2 春山　〃
3 あがれ　〃
4 いはへ　〃
5 千代に　〃　〔アメリカの賛美歌〕
6 和哥の浦　〃　〃
7 春は花見　〃　〃
8 鶯　〔アメリカの賛美歌〕
9 野辺に　〈美しき世〉(Hohman ジョイブリン子供唱歌集)
10 春風　ルーソウ作曲　柴田清熙・稲垣千頴作詞
11 桜紅葉　原曲〈Trust in God〉
12 花さく春　天竺国ヨリ出テ欧州諸国ニ伝ワル　詞は慈鎮和尚〔今様〕
13 見わたせば　天竺国ヨリ出テ欧州諸国ニ伝ワル〔アメリカの讃美歌〕
14 松の木蔭　スペイン民謡　野村秋足・稲垣千頴作詞
15 春のやよひ　スコットランド民謡〈The blue bell of Scotland〉稲垣千頴作詞
16 わが日の本　スコットランド民謡〈Auld Lang Syne〉
17 蝶々　ネーゲリ作曲〈Sowing Flowers〉稲垣千頴作詞
18 うつくしき　ウエプ作曲〈Glorious Apollo〉詞は古今集(読
19 閨の板戸
20 螢
21 若柴
22 ねむれよ子
23 君が代

24 思いいづれば　人知らず）・源頼政　スコットランド曲　稲垣千頴作詞
25 薫りに知らるる　〈Otto〉　里見義作詞
26 隅田川　グレゴリヤン・チャント　里見義作詞
27 富士山　ハイドン作曲　加部嚴夫作詞
28 おぼろ　〈Murmur gentle lyre〉（原曲三部合唱）
29 雨露　シシリア民謡（クリスマスの民謡）
30 玉の宮居　芝葛鎭作曲　稲垣千頴・里見義作詞
31 大和撫子　芝葛鎭作曲　稲垣千頴作詞
32 五常の歌　メーソン作曲　孟子詩集『膝文公』より
33 五倫の歌

第二編

34 鳥の声　ドイツ民謡〈Winter adieu〉
35 霞か雲か　〈All birds come〉
36 年たつ今朝　ネーゲリの作曲したものがドイツ民謡になった曲
37 かすめる空　Schade 作曲〈The rain〉（原曲二部合唱）
38 燕　芝葛鎭作曲　里見義作詞
39 鏡なす　〈The moon〉（原曲二部合唱）
40 岩もる水　南仏民謡といわれるが不詳
41 岸の桜　アイルランド民謡風
42 遊猟　伊澤修二作曲　里見義作詞
43 み谷の奥
44 皇御國
45 栄行く御代　ポルトガル曲、リーディングの作曲ともいわれる〔クリスマス賛美歌〈神のみ子はこよいも〉で親しまれている曲〕

46 五月の風　ロベルト・アラン作曲　加部嚴夫作詞
47 天津日嗣
48 太平の曲　ケラル作曲
49 御寺の鐘の音　〈Hark! The distant clock〉

第三編

50 やよ御民　ハイドン作曲の「四季」最初の合唱〈春〉の歌
51 春の夜
52 なみ風
53 あふけば尊とし　カルコウト作曲
54 雲
55 寧楽の都　ジョン・スコット夫人作曲　里見義作詞
56 才女
57 母のおもひ
58 めぐれる車　G. W. Fischer 作曲〈復活祭前聖金曜日に〉（ジョイブリン子供唱歌集）
59 墳墓
60 秋の夕暮
61 古戦場
62 秋草
63 富士筑波　俗曲〈黒髪〉の初めと終りの旋律
64 園生の梅　箏組歌

65 橘　雅楽唱歌
66 四季の月
67 白蓮　雅楽唱歌
68 学び
69 小枝
70 船子
71 鷹狩
72 小船　〈Row, row, row, your boat〉(輪唱) 里見義作詞
〔モーツァルト作曲「魔笛」のパパゲーノのアリア〈Ein Mädchen oder Weibchen〉から〕
73 誠は人の道　モーツァルト作曲〈Trust and Honesty〉
74 千里の道　〈Charming Sally〉か? 里見義作詞
75 春の野　J. Fr. Reichardt 作曲〈Arrival of Spring〉
76 瑞穂　ドイツ民謡〈夕べの歌 The evening twilight〉
77 楽しわれ　〈Evening song〉 里見義作詞
78 菊(庭の千草)　アイルランド民謡として知られるトーマス・ムーア作曲〈The last rose of summer〉
79 忠臣　ポルトガル民謡
80 千草の花　〈Autumn song〉
81 きのふ今日
82 頭の雪
83 さけ花よ　ドイツ民謡
84 高嶺　Henri Abraham César 作曲の賛美歌〈Lord, we come before Thee now〉
85 四の時
86 花月　〔アメリカの讃美歌〕
87 治る御代　Schade R.P. Lambillotte 作曲〈As the dewy〉
88 祝へ吾君を　〈Song of the Fatherland〉
89 花鳥　H. Werner 作曲〈The wild rose〉 里見義作詞
90 心は玉
91 招魂祭

徳育をモットーとする唱歌歌詞の選定には特に入念な検討が行われた。歌詞の入れ替えをめぐり、文部省と意見を交換した多数の文書が残されている。左記の文書はそれらの中の『唱歌掛圖』初編および『唱歌集』初編に関するやりとりである。

明治十四年十二月一日草稿を文部省に提出。同省よりの意見に対し十二月二十一日付で返答している。

伊澤修二

佐藤誠實稲垣千頴両人ノ意見異同之諸点審按ノ上猶篤ト協議ヲ遂ケ左之通鄙見取調差出候条御検閲ノ上御決裁相成度候

第一図第一曲ノ「ヒラケ」ハ語格ノ議論六ケ敷ニ付「カヲレ」ニ改候方可然候、

同図第二曲ハ佐藤誠実ノ異見有之候得共「サガレ」ヲ「クダレ」ニ改ルトキハ「アガレ」モ亦「ノボレ」ニ改メザレハ語勢宜キヲ得ザルベシ然ルニ雲雀ノ「アガル」ト云フハ常ナレトモ「ノボル」ト云フハ餘リ不聞事ニ有之候、若又之ヲ「オリヨ」ニ改ムルトキハ前ニ島田書記官ノ申サレタルト同一理ニテ「アガレ・オリヨ」ニテハ声曲ニ適セザルノミナラス語勢モ甚悪シヽ且是等ノ曲ハ初学生徒ニ

楽譜ヲ唱ハシムルヲ専旨トシ決シテ高尚ナル語学ヲ教ルヲ要旨トスルニ非ス故ニ言葉ハ可成的俗ニ近キモノヲ取ルヲ目的トセリ依テ此曲ハ旧ノ儘存シ置テ可然候

同図第三曲及第六曲ハ別紙朱字ノ通リ新曲ニ改メ候方可然候

同図第四曲ハ稲垣千頴ノ意見ニ隨ヒ旧ノ儘存シ置キ可然候

同図第七曲ノ「ツモレ、タマレ」ハ「フレヤ、ウテヤ」ニ改メ「オザヽ」ハ「サヽバ」ニ改メ候ハヽ別ニ異議無之事ニ被存候

第二図三ノ第二曲ハ佐藤誠實ノ意見ニ隨ヒ「オホヘ」ヲ「シゲレ」ニ改ム可ク候、

第三図第一曲ノ「秋ミテツゲマセ」ハ稲垣千頴ノ意見ヲ取リ旧ノ儘存シ置キ可然候、

第四図ノ唱歌ハ出處ノ如何ニ拘ラス教科ニ用キテ毫モ差支無之事ト被存候

第六図第二曲及第三曲ハ佐藤誠實ノ意見ヲ取リ「ネタ」ヲ「ネル」ニ改ムベク候

第七図第二曲ノ「オリハヘテ」ハ稲垣千頴ノ意見ノ通リ旧ノ儘存シ置キ可然候

第八図第一曲及第二曲モ前同断の見込ニ有之候

第九図第二曲ノ「ナカバヲ」ハ稲垣千頴ノ意見通リ存シ置キ「木々コソ」ハ佐藤誠實ノ意見ニ隨ヒ「枝コソ」ニ改ムベク候

第十一図唱歌ノ「ヤヽサシソメテ」ヲ佐藤ノ意見ノ如ク「サシソメヌレバ」ニ改ムルトキハ唱歌ノ際口調甚悪シヽ故ニ旧ノ儘存シ置キ然ルベシ尤「霞ノナカ」ハ「霞ノウチ」ニ改メ可申候

第十二図第一曲ノ「螢ノアカリ」ハ佐藤ノ意見ニ隨ヒ「螢ノヒカリ」ニ改メ他ハ當掛ノ見込ヲ以テ朱字ノ通リ訂正致シ候

同図第二曲及第四曲ハ稲垣千頴ノ意見ヲ取リ旧ノ儘存シ置キ可然候

第十三図唱歌ハ小學生徒ニハ少ク不適当ノ箇所有之候ニ付相省候方可然候

第十四図第一曲ノ「サヾレ石」ハ稲垣千頴ノ意見ニ隨ヒ旧ノ儘存シ置キ可然候

〔島田三郎編輯局長の意見〕

音楽ヲ以テ風教ヲ裨ルノ具トスルハ我儘ニ新奇ナルガ故ニ此事ヲ施行スルニ方リテハ世間多少ノ議アルベシト信ズ第一ニハ其益ノ有無ニ就テ論ジツヾイテハ言語ノ正否意義ノ當否ヲモ議スルナルベシ故ニ音曲ノ調和ハ勿論言語ニ至リテモ成ルベク他ニ議論アルベシト認ムルモノハ之ヲ避ル方可然又意義モ允カナラズトノ疑アルモノハ之ヲ除カン事ヲ希望ス因テ左ノ二項ヲ附記ス

第一図第二曲ハ「サガレ」ノ字ハ「クダレ」ノ優ルニ如ズト云フハ稲垣佐藤同説ナレバ「クダレ」トスル方可然哉

第四図ノいろは哥ハ之ヲ習字ニ用キルト哥曲ニ用キルトハ同一視ス可ラズ哥曲ノ方ハ自ラ意義ヲ表スベキ発音ニテ其意義無常ヲ観ズルニアレバ教化ヲ施スノ用ニ供スルハ允ナラズ除ク方可然哉

〔歌詞選定委員佐藤誠實の解説〕

第一圖

第一曲

ひらけにほへ
花ニひらくるト云フ事古人往々用キタルハ世人ノ稔知スル所ニシテ證左ヲ臚列スルヲ俟タザル事ナレドモ其言ハ原来開ノ字ヨリ混シ来レル者ナレバ快カラザルノミナラズひらけト云テ命令ニスル事ハ通常ノ語法ニ協ハサレバ改メタク思ヒシナリ朱書ノ如クかをれトスルトキハ音調諧和シテ豪モ憾ナシトスルナリ

第二曲
あがれさがれ
アガレル世クダレル世ナレド古人ノ常ニ用ルノミナラズ詩経ノ古訓ニ頡頏ヲトビアガリ、トビクダルトモ訓ゼレバヤハリクダレト改メタシ

第四曲
とまれやどれちぐさのほたる
ちぐさハ果シテ千種ニ混ゼザルニモセヨ螢ノ宿所ニハ千ノ字虚設ニ属スルニ似タリ因テくさばト改メタシサレドモくさばニテハ調子ニ適セズトスルトキハ旧ノマヽニシテ置クモ可ナラン

第七曲
つもれたまれ
此條ハ詰問シタルニアラズシテ疑ヲ致シタルナリ今極メテ希ナル事ノ偶有ン事ヲ望ムト云ヘル高諭ヲ聞テ積疑氷釋セリ

第三圖
第一曲
はなみにゆきませ
當初卒然之ヲ見テ頗ル其鄙拙ナルヲ覺エシガ今高諭ヲ聞キ再ヒ取テ熟視シテ始テ圓璧ノ微瑕ナキヲ知レリ謝々

第四圖
いろは
今學校ニ於テ習字ノ初ニ之ヲ用ルハ七字ゾヽヲ截チテ一句トシ濁音ヲ雜ヘズシテ意義ナキ者ノ如クスルヲ以テ四十七箇ノ假字ヲ授ケンガ為ニスルナリ四句ノ偈文ノ意ヲ述タル今様歌ヲ用ルニアラズ且ツ唱歌ニハ有為ノ奥山ナド云フ歌ヲ取ラズトモ差支ナキ事ナレバ餘ノ古キ今様歌ニテモ今新ニ製シテモ用キタキ事ナリ

第七圖
みわたせば云々おりはへて
おりはへてハ新撰萬葉集ニ折蠅トアレバをりはへてト書クベキヲ後ニおりはへてト誤レルニ因テ續拾遺集ノ歌ノ如キ織ニカケタル詞モ出来リシナリ因テをりはへてト改ムルカ外ニ好字面ヲ撰ビテ用タル方宜シカラントト思フナリ

第八圖
第一曲
わが日のもとの
カスメル日影アフギテゾトシテハ曲調穏ナラズトセバカスメル日影アフギミテトセバ如何

第二曲
雲間にさけぶ
雲間を木の間ニ改メタレドモ自ラ穏ナラサルヲ覺エテ前ニ已ニ抹殺シタルナリ

第九圖

第二曲
はるもなかばをすぎのとを
をノ字ハのノ字ノ如ク軽キ字ニアラサレバ重ナリタルヲ厭テ改メントセシナリすぎノ言過ト杉トヲ重タルヲ知ラザルニアラズサレドモをヲのト改メテハ過ノ意明ナラズトセバはるなかばもトシテモ宜シカルヘシ

第十一圖
閨のいたとの
霞のなかヲ霞のうちト改ルトキハ其餘ハイヅレニテモ宜シ

第十二圖
第二曲
とまるもゆくも云々さきくとばかり
鰕生ハさきかれト云ン方慥ニテ宜シト思フナリ

第三曲
ちしまのおくも云々やしまのそとのまもりなり
やしまのそとのまもりト云フ事ヲ八洲ハモトヨリ扞衛ニテ蝦夷ト沖繩トハ八洲以外ノ扞衛ナリト云フ意ナルベシト誤解シタル故やしまのほかト改メタク思ヒシナリ高説ノ如クナラバ國のとのへのまもりなりトモわが大君のまもりなりトシテモ宜シカランサレドモ高説ニ据ルニ内外ヲうちそトヨメル事モアル由ナレバ旧ノママニテモアルベシつゝみなくハアマリ古言ナレバ改メタシ

第十三圖
第三曲
みどり云々みつせ川
鰕生ハ諸行無常ノ説ノ如キ輪廻ノ説ノ如キハ之ヲ教科ノ用ニ供スベカラス況ヤ其偽造ニ出ル者ハ益用キルヘカラスト思ヒシナリ高説ハ真ニ人ヲ以テ言ヲ廢セズト謂フベシ

第十四圖
第一曲
きみがよは云々さざれいしの
サヽヤカ、イサヽカノサヽヲ倶ニ清ミテ讀メバ是モ清テ讀ムベク思ヒシガ證左ノ鑿然タルヲ以テ當ニ高説ニ従フヘシ

〔歌詞選定委員稻垣千頴の解説〕
第一圖
第一曲
ひらけにほへ
ひらくるト下二段活用ニ用ル方正シキハ論ヲ俟タザレドモ今ハ暫ク童謡ニヒライタ、ヒライタ、等ノ詞アルニヨレリ
○日本語法花ニハ必さくト云ヒテひらくト云ハズ云々ノ高論コレマタ論ナシ然レトモ今編成スル所詞ハ悉ク延暦以前ヲ用ヒ人ハ神世ノイハユル青人草ヲ用ルニ非ズ偏セズ頗セス例ヲ中古ニ取ラバ十分ノ者ナルベシ是何トナレバ今ニ適スルヲ主トスレバナリ花ニひらくト言ヒタルハ（但シ下二段ニシテ今用キタル童謡ノ格トハ異ナリ）風雅集見わたせばかすがの野べふかすみたちひらくる花ハさくら花かも続千載集はるのくるかたをてらして法の花ひらくる時を世にぞしらする拾遺愚草あしがきはまぢかき冬の雪ながらひらけぬ梅にうぐひすぞなく新後撰集世々をへてたへなる法の花

ならばひらけん時のちぎりたがふな源氏文字クサリひらくる花にまふ小てふノ類枚挙スルニ堪ヘズ此等皆花ニひらくト言ヘルヲ以テ強ヒテ誤トシ我国語必花ニハさくトノミイフベシトセバ大ニ抵觸スル所アラン奴決シテ上世太古ノ語ノミヲ用キテ明治ノ人民ヲ教育スルヲ目的トセズ請フ再省ヲ玉ヘ

さけやト云フゾ勝ルトノ命ヲ辱クスさくハ花ニハ極メテヨキ詞ナレドモさけやにほヘニテハ語調甚悪シ況ンヤ絲竹ニ旋スニ於テハタヾニ韻ノ調ベザルノミナラズ語勢聞クニ堪ヘズ請フ自ラ唱歌シテ其可否ヲ辨ジ玉ヘ恐クハ畠水練ノ誹ヲ来スニ至ラン都テ音律上ニテハ耳ヲ第一トシ心ヲ第二トシ目口之ニ亜グ目口ヲ以テ耳ヲ害セザラン事ヲ要ス但シひらけト四段童謡ノ格ヲ是トスルニハ非ズ

第二曲

あがれさがれ

是モ俗言アガリ、サガリノ例ニヨル

おりよと改ムベシ云々よトテニヲハニテ命令スルハ第一曲のさけやト改メ玉ヘルト同ジ耳ヲ知ル者ノ言ニ似ズくだれトスル方可ナリ

第三曲

つぼめひらけ

説第一曲ノ條下ノ如シ此曲コトニ童謡ヒライタヒライタ蓮華ノ花ガヒライタ、ツボンダ、ツボンダ、云々ノ語ニヨル

第四曲

とまれ、やどれ、ちぐさのほたる

ちぐさハ千種ニ混ズトノ高論解シ得ズ何トナラバ螢ニ千万種アラバ混ズベケレドモ螢ハタヾ一種（但シ大小ハアレド）ニシテ万種千種ト云フ語螢ニ用キルベキニ非ズ例モイマダミズ（モシアラバ示シタマヘ）サレバ決シテ混ズルノ理ナシ草ニハ百草、千草ト云ヒ漢ニモ万草千草ノ語アリテ甚適セリ（音調モ亦可ナリ）猶之ヲ混ズルガ如キ人ハ其終必言語ヲ以テ談ズ可ラズ一々画圖ニヨリテ語ルニ至ラン河橋ヲ食箸トシ鳥ノ鶴ヲ鍋ノ蔓トシ身ヲ箕トスルノ比ニ非ズシテ釘ヲ莖トシ曲物ヲ負物トシ鎰ヲ柿ト混ズルト同一例ナリ誰カ之ヲ聡耳ノ人トイハン何トナレハ千草ハ濁音千種ハ清音（通常ノ語モ然リ）ニシテ弥混同スベキ語ニ非レバナリ

くさばト改メヨトノ説ナレドサテハ音ノ高低譜面ニツキテ験スルニ甚悪クシテ聞苦シ

第七曲

つもれたまれをざゝのあられ

無キ事ヲ希フニ非ス笹ノ上ノ霰ハ多クスベリテトマル者少シ故ニ希ニアル事ヲ希フニテ児童ノ性情多ク此ノ如キモノナリ譬ヘバ慈父母ノ其子ヲ育スルガ如シ父母必其子ヲシテ天下第一ノ人タラシメン事ヲ願フベシ天下第一ノ人希ニアル所ニシテ決シテナキニ非ズ父母ノ情然リ

笹ノ葉ノ霰ハツモルモノニモタマルモノニモ非ズトノ高論イカヾ侍ラン是ハ日本紀ニサヽバニウツヤアラレノタシタシニ、ナドアルヨリオボシヨラレタルナルベケレドモ今葉ハイハヌニ少シク工夫アリ笹ノ葉間枝岐ニ少シハタマリモツモリモスルハ常ノ事ナリ奴之ヲ験スル事数十年ナリ幼時之ヲ掌ニウケテ遊ビシ事今ナホ覚エタリ但シつもれハとまれニ改メテモヨロシケレドナホ本ノ方可

ナラン餘縷ハ末ニ具ス

第二圖

第二第二曲

しげれ、おほへ、ひめまつ、小まつ、

是ハしげれ、しげれト重ネタル方優ナルコヽチス速ニ改メントス

百拜謝高論

第三圖

第一第一曲

はなみにゆきませよしのヽさくらあきみてつげませたつたのもみぢ

秋見にゆきませト改ムベシトノ高諭ヲ賜フ然レトモ本ノマヽつげ

ませニテ語格違フニ非ズ音調モ美ナリ凡テ對ノ所ハ少シゾヽ語ヲ

異ニセザレバ優ナラズ故ニ律詩長歌和漢ミナ然リつげませニテ悪

シクハ其故ヲ承ラマホシ

第四圖

いろはにほへどちりぬるを云々

此今様歌四句偈文ノ意ナル事今ノ児童ハ必僧侶ノ説法ヲ俟タズシ

テヨク辨知スベシ教科ニ供ス可ラズトノ命アレドモ今天下数万ノ

小学(直轄両師範学校ハ言ニ及バズ)皆此色葉ヲ以テ習字読書ノ第

一着手トス既ニ習字読書ニ用キバ之ヲ絲竹ニ施シ之ヲ唱歌スルモ

必妨害ナキ者ト認テ可ナラン初文部省此歌ヲ以テ小学ニ施シヽモ

諸行無常是生滅法等ノ意ヲ取ルニ非ス必此歌ノ博ク人口ニ膾炙シ

普ク俚耳ニモ入レルヲ以テノ故ナルベシ今モシ之ヲ歌謡ニ施ス可

ラズンバ小学習字読書ノ用ニハ最モ供ス可ラザルガ如シ請省セヨ

第六圖

ねむれよこ云々

平語ヲ以テ綴リタルハ所謂子守歌ニシテ鄙俚ノ子女モヨリ解シエ

ン事ヲ主トスレバナリ第二曲以下よくねるト改ルモ可ナリ

第七圖

みわたせは云々

おりはへては　をりはへてトスベシ云々　月清集さなへとる鳥羽

田のおもにあめをえてをりはへきなくほとゝぎすかな是ハ時節ニ

テヲノ假字ナリ続拾遺集立田姫いまや梢のからにしきおりはへあ

きの色ぞしぐるゝ続古今集久かたのかつらの里のさよごろもおり

はへ月のいろにうつなり此二首織ト時節トヲ言ヒカケタルナリサ

レドオヲの假字タガヘリ今ノ唱歌ノ如キハ全ク織ノ意ニテハヘハ

延ノ意即チ栲繩之千尋繩打延ノ延ノ如クトリナセリカクテハヲノ

假字ニテハ大ニ違ヘリ故ニおりはへてトテノ辞ヲ用キル

第八圖

第一曲

我日のもとのあさぼらけ

かすめる日影あふぎてぞト改ルハ仰グノ詞オモシロキ様ナレド第

四句ニぞノテニヲハヲ用キ第八句ニ至リテべきトきニテ結ブハ少

シク唱歌スルニ當リテ穏ナラヌヤウナリはるたつけふをぞしりぬ

べきト第七八ノ句ニテ係結ヲナスハ調可ナル心地スレドナホ本ノ

マヽノ可ナルニ如カズかすめる日影ヨリかすみそめたるノ方優ナ

リト思惟スルハ第七句ニはるたつけふをぞトアル如ク立春ノ日ノ

意ナル故ナリ且此歌本居宣長ノ「さしいづるこの日の本のひかり

よりこまもろこしもはるをしるらんノ歌ノ意ヲ取レルナレハヤハ

リ日影よりトシテオカン方願ハシ

第二曲

雲間にさけぶほととぎす坂根ににほふ云々なつきにけりと天地に云々

何故ニ雲間ヲ木の間ト改ムベキニカコレハ第六句ニ天地にトアル天ニ応ゼンガ為ニ雲間トセル也木の間ニテハ天地ノ詞何ニヨリテカ来ベキマサカニ神学者流ノ所謂高天原ナル香山ノ榊ノ間ニテモ非ルベシイカヾ

第九圖

第二曲

はるもなかばをすぎのとをおしあけがたに云々

なかばをのをトすぎのとをノをト重リテ聞苦シカルベシトノ説ナレド決シテ聞苦シカラズ音調モアシカラズ凡テ辞ハ自然ニ重ルハ何程重リテモ苦カラズ（但コレハ詞ニツキテイフ音楽上ニトリテイフニ非ズ）然ルヲ却テ作為ヲ以テ強ヒテ他ノ辞ヲ用ントスレバ大ニ害アリ彼ノ風かよふねざめの袖の花のかにかをる枕の春のよの夢又冬がれの森のくちばの霜のうへにおちたる月のかけのさやけさ又いほばらのきよみのさきのみほのうらの又春のかきりのけふのひのノ類ノ決シテ聞グルシカラヌガ如シ故ニ古人此ヲ撰集ニ収メタリ今モシ貴説ノ如ク辞ノ重ルヲ厭ハバ前件ノ歌ノ如キハ評ノ下ス可キ無ラン貴示ノ如クなかばのすぎのとをニテハ甚味ナシ何トナラバすぎハ杉ト過去（スギ）トヲイヒカケタルニテ仲春モスギテ稍季春ノ節ニテ此詞ニテ落花ノ意ヲオモハセタルナリ若シ此イヒカケニ関セズバ杉ニハ限ラズ栗ニテモ榧ニテモ紫檀沈水金銀珠玉或ハ石灰（シックヰ）ペンキ塗ノ戸ニテモヨロシカルベシ（但此ノ杉ノ戸松ノ戸檜ノ戸ノ類是等ノ木ノ多ク生ジテアルアタリノ住家ヲイフトノ説アレド奴ハ是等ノ木材ヲ以テ作リタル戸ナリトイフ説ヲトルナリ）第七句木々ヲ枝ト改ルハ何ニテモアリヌベシ

第十一圖

閨のいたとの云々かをる日影のやゝさしそめて

ヤハリ本ノマヽノ方可ナルベシ強ヒテ改ルニ及バズ且第一句ニ明行空といひ結句ニ明ぼのトアレバ第二句ニ朝日ト再三イハンヨリハ日影トノミイフ方穏ナラン第一句明行空トトヒテ第三句ニさしそめトアレバ日影トノミニテ朝日ナル事誰モ知ルベシ。霞のなかヲ霞のおくト改ルハヨロシサレド霞のなかト云ヒテモ其なかハ中心正中ノ中ニ非ズ中外内外ノ中内ノ意ナレバなかト本ノマヽニテモアシカルマジ

第十二圖

第一曲

ほたるのあかり雪のまど

コレハ改メタル方ヨロシカラン数多ノ月数スギノ戸ヲト改メラレタルハ必モトノ如ク杉ト過トヲイヒカケニトラレタルナルベシ第九図第二曲ニ春モナカバノスギノ戸トセラレタルトハ大ニ異ナリ

第二曲

とまるもゆくも云々さきくとばかり

音の調本ノママノ方ヲヨロシコレニテモさきかれノ意ニナルベシ却リテさきかれトイハンヨリさきくとト言ヒ残ス方餘意アルコヽチス

第三曲

ちしまのおくも云々やしまのそとの

ソハモト背ノ意ナルハ勿論ナレド内外ヲウチトトモウチソトトモヨムベシ難ゼラレタル如クニほかトシテハ外国他国の為ノ守ノ如く聞エテ悪シ外郭(トノヘ)外衛(トノマモリトヤマ)外山ナドほかトヨミテハ意違フナリそとト云ヒテモ中外ノ外ニテ外面ノ意ニナル故ニヨロシ強ヒテ背面(ソトモ)ノ意トノミオモフハ少シク上古ニ僻スルニ近クヤアラン縦ヒ強ヒテ背面トスルモほかトシテ我ニ関係ナキモノヽヤウニスルヨリハ可ナラン

第十三圖

第三曲

みどり云々みつせの川

みつせ川タトヒ我国偽造ノ仏経ヨリ出デタリトモ今仏字梵経ヲ教ル為ニ非ス既ニ源氏談ニモ引用セレバ用ルモ害ナキガ如シ但シ仏経ヨリ出デタル語ナル故ニ教科ニ用ヰズトナラバ兎モ角モアルベシ偽経ヨリ出デタル故ニ取ラズトノコト解シ難シ僧尼及仏道教導職ノ輩ハ何トモイハバイヘ當取調所ハ仏経ヲ講ズル精舎ニ非ズ僧尼ヲ度スル壇ニ非ズ縦ヒ釈尊金口ノ正説タリトモ取ラザルハ取ラズ偽経ナリトモ取ルベキハ取ルベシ何ゾ瑣々タル真偽ヲ論ゼンヤ若又偽経ヨリ出テ(ママ)ダル假托ナル故ニ取ラズト言ンカ釈迦牟尼世尊ノ金口ニモ假托アリ方便アリタバ假托ユエニ取ラズトナラバ可ナリ(併シ歌ヨミ家ハ少シ困スベシ)金口ノ假托ナラザル故ニ取ラズト其口ノ金銀銅鉄ノ分量ト賈値の高下ニヨリテ取捨ヲナスハ少シク商價ノ口ニ似タルコヽチズ(ママ)

此第十三圖ノ唱歌ノ譜西人某氏ノ所作ニシテ歌アリ(此譜甚有名ナルヨシ)大ニ訳ニ困ム故ニ綴リサマヨロシカラズ寛恕ヲ玉へ

第十四圖

第一曲

きみがよはちよに云々さざれいしの

さゞれニ濁点ヲウツ可ラズトノ説一応ハ聞エタル様ナレドモ伏シ難シ抑さゞれ石ノさゞ(さく)ハ小(さく)ノ意ニテ小ヲ清音ニ用ヰタルハ允恭天皇紀ニ佐瑳(サヽラガタ)羅餓多(ニシキノヒモヲ)邇之枳能譬毛弘コレ小紋(さゝラガタ)形錦之紐ヲノ義ニテ清音瑳(さ)ノ字ヲ用ヰ其他小ヲさヽけしナド云フモ清音ナリ然レドモ熟考フルニ小ハ清濁両様ニ用ヰ其上ニ小石(さゞレイシ)ノ方ハ濁音ノ方ヲ古ヨリ用ヰ来タリ例ハ万葉集左射礼思母(サゾレシモ)(小石モ也)ト見エタル此ノ射ノ字ニテハ慥ニ濁音トモシ難ケレド同十三巻沙邪(サザレ)礼浪(なみ)トアリ(小浪ナリ)コレ小ヲサゞ(ざ)ト濁音ニ用ヰタル確証ニテ射ノ字モ万葉ニハ多ク濁音ニ用ヰタリ況ヤ十三巻ノ邪(ざ)ノ字ハ濁音ニシテ決シテ清音ニハ一モ用ヰタル例紀記万葉共ニナキヲヤサテ射ヲ濁音ニ用ヰタル例ハ万葉集ニ可射之(カザシタリ)多里又登毛爾加射(トモニカザサズ)左受ナド見エタル挿之(カザシ)ノ意ニシテ濁音ナリサレバ小連(さゞレなみレイシ)小石ノ類上ノ邪ノ字ト相待チテ清音ナラザル事決スベシ(和名抄ハ強ヒテ清濁ヲ論ズベキ書ナラネバ引カズ)ナホ旁例ラヲ案ズルニ山陵ヲサゞキ(さゝキ)ト濁音ニヨブ(但シ今俗ニサゞギ(さゝキ)トイフハ誤ナレバトラズ)モ即小城(さゝキ)小丘ノ意ニテサゞヲ濁音ニヨフ例ナリ俗ノ箏曲家謡曲家及ビ長唄老松ノ曲等モ(但浄ルリノ老松ニハ此詞ナシ)皆さざれト濁リ宮内省雅楽局君ケ代ノ曲モ亦さゞれト濁リテ歌ヘリ(但シコレモサゞレト歌フヲ誤トナラバ改ムベケレド)古今雅俗皆カクノ如シナホ濁ルベカラ

ズバ改ムベシ今ヤ俊人在官賑養モ文珠遊夏走卒モ富楼那我貢ナリ済々タル編輯ノ士必度越ノ見アラン伏シテ開示ヲ乞フ

特異、コノちよにやちよにノ歌古今集賀ノ部ニ収メテ我君はちよにやちよにトアリ諸書ニ見エタルモ皆然リ然ルニ雅俗共之ヲ管絃ニ施スニハ君がよトノミ謡ヘリ末其故ヲ解セズ（但ウタヒ口ノ善悪ト前後ノ詞ニハヨルベケレド）今幸ニ譴責ヲ免ルト雖モ実ハ奴ノ不幸ナリ希クハ高論ヲ聞カン

つもれたまれ

第一図第七曲ノ下ニ笹ノ葉ノ霰ハツモリモタマリモスル者ニ非ズ是ハ無キ事ヲアレカシト云ヘルニヤト難ゼラレタリ其無キ事ニ非ズシテアヲ事ル希フナルハ既ニ陳ゼリ然シテ無キ事ヲアレカシト願フモ人情常ニアル事ニテ怪ムニ足ラズ下ニ出ス数歌ノ如キ必高評アラン伏シテ開諭ヲ乞フ

俚歌ニ云鳶鳥のはねあるならばとんでゆきたやぬしのそば　末ダ羽翼アルノ人ヲ見ズ但シ是ハ論ズルニ足ラズ

万葉集巻二長歌柿本人磨夏草のおもひしなえてしぬぶらん妹が門見んなびけ此山コレハ人丸石見国ヨリ妻ニ別レテ京ニ上ル時ノ歌ニテ故郷ノ妻ノ家門ヲ望ミ見ントスレドモ高津山具間ニ障リテ見エズ因テ靡ケ此山トイヘルナリ古今集雑上在原業平あかなくにまだきも月のかくるゝか山のはにげて入れずもあらなん（此歌解ヲ下スヲ待タス）此二首一ハ歌聖ノ作一ハ歌仙ノ詠ナリ然シテ其無キ事ヲ願フコトカクノ如シ山ノ靡キモ逃モセザル者ナル事ハ（但山足トイフハアレド此足ハ用ヲナサス又風土記神仙伝等ノ説モトヨリ取ニ足ラズ）稚児も知ルベシ人丸業平ニシテ豈之ヲ知ラザランヤ然シテ痴情斯ノ如シコレ其聖仙タル所以ナリ抑歌ハ人情ノ感ズル所詠嘆恣嗟ノ餘ニ発スル者ニシテ（中世ノ今様ナドニハテニヲハノ調ハヌサヘマヽアリコレハコトニ歌ヒ口ノ調ヲ主トスレバナリ）理論ニ拘泥セザルヲ可トス立田川ノ紅葉ヲ錦ト見玉ヒシハ奈良帝ノ御目利違ヒ芳野山ノ桜ヲ雲トミシハ人丸ノ老衰眼ゾナドトイハヾ此道忽地ニ墜チテ人丸赤人必九泉ノ下那落ノ底ニ泣キ貫之躬恒身ヲ牀下ニ竄シ定家家隆ノ倫ハ将ニ穴蔵ニ逃ゲ入ラントス悚懼ニ堪ヘス寛大ノ處置コソ願ハシケレ

〔編輯局長島田三郎ノ意見〕

小官音学ニ於テ毫モ知ル所ナキノミナラズ国語ノ邊モ亦之ヲ習ハズ故ニ本案ニ於テ評ノ可ト下ナシ幸ニ局員佐藤誠實ノ語学ニ暁ルアルヲ以テ就テ之ヲ質セシ所別冊記スル所ノ意見ヲ差出セシニヨリ進呈シテ御参考ノ資ニ供シ候冊中朱点○ヲ附スルモノハ改正セザレバ不都合ナリト思惟スル廉ナリ其朱線――ヲ字傍ニ附シタルハ改正セバ更ニ可ナルベシト思惟スル廉ナリ但第一図第一曲ハ「ひらけ」ノ句ヲ改メテ「サケヤ」トスベシト云フ誠実ノ案（第三曲モ亦同ジ）有之候得共其首句ニ「ひらけ」ト云ヒ次句ニ「にほへ」と云ヘリ是レ蓋シ「け」と「へ」ト韻調ヲ取リ（第三曲ノ「つぼめ」「ひらけ」ノ「め」「け」も亦同ジ）シ者ナルベケレバ之ヲ「サケヤ」ト修正スルトキハ假令語法ニ適スルモ声曲ニハ合ハザルベシ此ヨリ推考シ来レバ此等ノ点尚ホ多カラン要スルニ厳ニ語法ヲ論ズルモ声曲ニ合ハザレバ唱歌ノ用ニ適セズ獨リ唱歌ノ便ニ取リテ語法ニ違フトキハ世ノ之ヲ誹譏スルニ遭ン仍テ此等ノ諸点ヲ完美ナラシメンニハ更ニ

音楽取調所ニ付セラレ改調相成候様トノ御裁決有之度存ジ候也

第壹圖唱歌

第一曲

ひらけにほへそのふのさくら

○ヒラケハウケ(受)マケ(負)ナド、同ジ働ノ言ニテヒラケヒラクルヒラクレト働ク言ナレバ古言ノ外ハヒラケヨトカヒラケネトカ云ハネバ命令ノ言ニナラズヒラケト云ヒテ都テ命令ニナルハヒカラ(ママ)ンヒラキヒラケト活ク言ニテ書ヲ披クロヲ開クナドノ開クニテ花ノヒラクルトハ自他ノ別アリ況ヤ花ニ開クルト云フハ開ノ字ヲ書ク開クナトノ開クト同シヤウニ訓メル語ニテ花ニハサクト云フソ我國ノ言ナルサレハ此ハサケヤト云フソ勝ルヘキ

第二曲

あがれさがれ

○サガルハ俗ニ云フブラサガル事ナリ此ハオリヨトカクダレトカ云フベシ

第三曲

つぼめひらけ

○ヒラケハ此モサケヤトスベシ

第四曲

とまれやどれちくさのほたる

ちぐさハ千種と混すれバくさばとすべし

第七曲

つもれたまれをざさのあられ

笹の葉ニ霰ハツモルモノニモタモルマノニモアラズ是ハ無キ事ヲ有レカシト云ヘルニヤ

第二圖唱歌

第二曲

しげれおほへひめまつこまつ

覆ハルヽモノヲ擧ズシテオホヘト云フハイカヾアラン是ハシゲレシゲレト重ネタランゾ前ノ唱歌ノサマト同シクテ宜シカルベキ

第三圖唱歌

第一曲

はなみにゆきませ。よし野のさくら。秋見てつげませ。たつたのもみぢ。

秋見にゆきませとすべし

第四圖唱歌

いろは云々

○是ハ諸行無常等ノ四句ノ偈文ノ意ヲ述タル歌ナリ教科ノ用ニ供スヘキモノニアラス

第六圖唱歌

第一曲

ねむれよ子云々

コレヨリ下ノ三曲平常ノ言ヲ以テ綴リテ餘ノ曲ノ言ト均シカラズコレハ必ス其故アルヘシ　第二曲第三曲ニヨクネタ子トアルハ第一曲ノ如クヨクネル子トスル方マサルベシ

第七圖

第二曲

見わたせばやまへには云々

○オリハヘテハヲリハヘテトスベシ

第八圖唱歌

第一曲

我日のもとの朝ぼらけ

カミ(ママ)スソメタル日影ヨリハカスメル日影アフギテゾトスヘシシリヌベシハシリヌベキトスヘシ

第九唱歌

第二曲

はるもなかはをすきのとを

ハルモナカハヲスキノトヲハヲノ字カサナリテ聞キグルシカルベシ春モナカバノスギノトヲトスベシ　木々コソハ枝コソトスヘシ

第十一唱(ママ)歌

閏のいたとの

カヲル朝日ノヤヽサシソメテハカヲル朝日ノサシソメヌレバトスヘシ　○霞ノナカハ霞ノウチ又ハ霞ノオクトスベシ

第十二圖唱歌

第一曲

ほたるのあかり雪のまど

ホタルノアカリハホタルノ光トスヘシ　フミヨム日數カサネツヽイツシカトシモスギノ戸ヲハフミヨムツトメ重ネツヽアマタノ日數スギノ戸ヲトスヘシ

第二曲

とまるもゆくも

サキクトバカリハサキカレトノミト云フヘシ

第四曲

ちしまのおくも

○八島ノソトノハ八島ノホカトノト云フヘシソトハ背面ニテ即チウシロノ事ナリ　ツヽミナクハツヽガナクトスヘシ

第十三圖唱歌

第三曲

みどりさかゆる

○みつ瀬川ハ源氏物語ナトニ引用セレドモモト十王経トイヘル我國僞造ノ佛経ニ出タルナレバ教科ノ用ニ供スヘキニアラズ

第十四圖唱歌

第一曲

きみがよは

サヾレ石ハサヽレトスベシ濁點ヲウツベカラス

第十三圖唱歌三首トモツヽケサマヨロシカラズ　〔手書き〕

（『回議書類』明治十三年二月～十五年六月上）

修正をくり返した掛図にもとづいて『唱歌集』も編集を完了し、明治十四年十一月には出版版権届を出し、一方、その初稿は文部省へ回付された。初稿を受け取った普通学務局長の辻新次は、そのトビラに再訂正の意見を朱書して差しもどしてきた。

「唱歌ニ関スル書籍ヲ文部省ヨリ出版相成候ハ該書ヲ以テ始メトスレバ世間一般ノ模範ト為リ向後唱歌ヲ普及スルノ基礎トモ為ルベキモノニシテ之ニ拠リテ小学生徒ノ徳性ヲ涵養スベキノミナラズ俚歌ノ旧弊ヲモ一掃スベキモノト存候然ルニ該書中記載スル所ノ歌曲ハ唱歌ノ大眼目タル徳性涵養ノ精神極メテ乏シキモノ往々有之候得共只ニ唱歌ノ音調ヲ教

フル材料トセバ差シタル不都合無カラン乎但シ上端貼紙ノ分ハ削除ノ上発売相成方可然存候」（『回議書類』明治十三年二月～十五年六月下）

「上端貼紙」の箇所とは次の部分である。

㈠ 第三曲　初稿の題〈柳すゝき〉

一　なびけ　やなぎ　かはせのかぜに
二　まねけ　すゝき　はなのゝ風に

この歌詞に対する普通学務局の意見

「此歌は何如にも靡弱の体にて雄々しき氣なく俗間に歌ふ所のへ何をくよ〳〵川ばた柳水の流を見てくらす　などの類にて極めて野鄙なる者なり児女等此等の歌曲を諷詠せるに何如なる感動を起すへきか決して其の徳性を涵養する所以に非ざるなり削除せざるべからず」

この意見に従って、第二稿では曲名を〈小草すすき〉と題し一節を「なびけ　をぐさ　はるののかぜに」と替える。

普通学務局再度の意見　曲名〈あがれ〉

「あがれ　あがれ　廣野のひばり」
「はしれ　はしれ　川瀬の若鮎（わかあゆ）」
「のぼれ　のぼれ　川瀬の若鮎」
「すゝめ　すゝめ　浪間の小船（をぶね）」

という歌詞を示す。この歌詞には福岡孝弟文部卿の印および九鬼隆一文部少輔のサインがあり、両者も同意したと思われる。

決定稿

一　あがれ。〳〵。廣野のひばり。
二　のぼれ。〳〵。川瀬の若鮎。

㈡ 第二十曲〈螢〉〔現在〈螢の光〉といわれている曲〕

初稿三節の歌詞

つくしのきはみ　みちのおく。わかるゝみちは　かはるとも。かはらぬこころゆきかよひ。ひとつにつくせ　くにのため

意見

「此歌は児女の諷詠すべき者にあらず　且首尾整はず『かはらぬこゝろゆきかよひ』とは父子兄弟姉妹又は朋友の間には言はぬ事にて重に男女間に契る詞にて互に他の男女に見えすして互に恋ひしたふ心の通ふといふ事なるべし　学校に於て児女の徳性を涵養する目的の唱哥には甚不適当なり　且結句に『ひとつにつくせ　くにのため』とあるは何如にも前句と連続せず此等の歌は削除しては何如」

修正決定稿

三節

つくしのきはみ　みちのおく
うみやまとほく　へだつとも
そのまごころは　へだてなく
ひとつにつくせ　くにのため

㈢ 第二十二曲〈ねむれよ子〉に対する意見

初稿の歌詞

一　ねむれよ子　よくねるこには
　　おめざめの　そのもちあそび
　　なにやろぞ　ねむれよこ
二　ねむれよ子　よくねるこには
　　風車（かざぐるま）　つゞみに太鼓
　　ふえやろぞ　ねむれよこ
三　ねむれよ子　よくねるこには
　　いぬはりこ　おきあがりこぼし
　　鞠やろぞ　ねむれよこ

意見

「第二十二　ねむれよ子ノ三句ハ俗間ニ行ハルヽ『こゝまでお出で甘酒進上』ノ類ニシテ弊害ヲ生スルノ唱歌ト被存候　實ニ如此キ唱歌ヲ謡ヒ甘言ヲ咯シ小児ヲ睡眠セシメ覺ムルトキ之ニ賞品ヲ與ユレバヨシ與ヘサルトキハ欺キテ睡眠セシメシナリ　小児ノ時ヨリ保姆タルモノ欺クコトヲ常トセハ遂ニ習ヒ性トナリ成長ノ後果シテ如何按スルニ今該集ヲ御頒布相成候時ハ世間保姆ノ類漫ニ之ヲ唱ヘ徳性ヲ涵養スルノ御旨趣ヲ以

テ製定セラレシ唱歌モ反リテ徳性ヲ残毀スルノ具ト相成甚シキ不都合ト被存候間右三句トモ刪除相成可然乎」

修正決定稿

一　ねむれよ子　よくねるちごは
　　ちゝのみの　ちゝのおほせや
　　まもるらん　ねむれよ子

二　ねむれよ子　よくねるちごは
　　はゝそばの　はゝのなさけや
　　したふらむ　ねむれよ子

三　ねむれよ子　よくねておきて
　　ちゝはゝの　かはらぬみかほ
　　をがみませ　ねむれよこ

〔手書き〕

『小學唱歌集』全曲の歌詞は巻末楽譜を参照。

『小學唱歌集』と並行して『幼稚園唱歌集』の編纂も行われた。この仕事はメーソン帰国後にとりかかったもので、内容的には『小學唱歌集』中の幼児向きのものが多い。また雅楽部伶人の作曲による『保育唱歌』も数曲含まれている。編集作業は明治十六年に完成していたが二十年まで出版されなかった。

『幼稚園唱歌集』

緒言

一　本編ハ、兒童ノ、始メテ幼稚園ニ入リ、他人ト交遊スル事ヲ習フニ當リテ、嬉戯唱和ノ際、自ラ幼徳ヲ涵養シ、幼智ヲ開發センガ爲ニ、用フベキ歌曲ヲ纂輯シタルモノナリ。

一　唱歌ハ、自然幼稚ノ性情ヲ養ヒ、其發聲ノ節度ニ慣レシムルヲ要スルモノナレバ、殊ニ幼稚園ニ欠ク可ラズ。諸種ノ園戯ノ如キモ、亦音樂ノ力ヲ假ルニ非レバ、十分ノ効ヲ奏スル事能ハザルモノナリ

一　幼稚園ノ唱歌ハ、殊ニ拍子ト調子トニ注意セザル可ラズ。拍子ノ、緩徐ニ失スルトキハ、活潑爽快ノ精神ヲ損シ、調子ノ高低、其度ヲ失スルトキハ啻ニ音聲ノ發達ヲ害スルノミナラズ、幼稚ノ性情ニ厭惡ヲ釀シ、其開暢ヲ妨グル恐レアリ。故ニ本編ノ歌曲ハ、其撰定ニアタリ、特ニ此等ノ要旨ニ注意セリ。

一　幼稚園ニハ、箏、胡弓、若クハ洋琴、風琴、ノ如キ樂器ヲ備ヘテ、幼稚ノ唱歌ニ協奏スルヲ要ス。是レ樂器ニヨリテ、唱和ノ勢力ヲ增シ、深ク幼心ヲ感動セシムルノ力アルヲ以テナリ

明治十六年七月

『幼稚園唱歌集』

目次

一　心は猛く
一　蝶々　〔『小學唱歌集』より〕
一　進めゝ
一　霞か雲か　〔『小學唱歌集』より〕
一　學べよ
一　にはつ鳥
一　友どち
一　子供ゝ
一　若駒
一　大原女

一　川瀬の千鳥
一　竹むら
一　雨露
一　冬のそら
一　花さく春
一　やよ花桜
一　燕
一　真直に立よ
一　我大君
一　こゝなる門
一　うづまく水
一　環
一　毬
一　兄弟妹
一　操練
一　風ぐるま〔保育唱歌より、東儀季熙作曲〕
一　蜜蜂
一　一羽の鳥
一　數へ歌

『幼稚園唱歌集』全曲の歌詞は巻末楽譜を参照。

次の書目は音楽取調掛が出版した唱歌教科書である。

唱歌掛圖初編　明治十四年九月出版届
小學唱歌集初編　明治十四年十一月出版届
唱歌掛圖初編續　明治十四年十一月出版届
小學唱歌集第二編　明治十六年三月出版
唱歌掛圖第二編　明治十六年三月出版
小學唱歌集第三編　明治十七年三月出版
幼稚園唱歌集　明治二十年十二月出版

（二）音楽書の出版　明治十六年～十七年

音楽取調掛は三種類の音楽入門書を出版している。原書はいずれも英語の初歩的な音楽啓蒙書であったが、この訳本はわが国最初の系統立った音楽書として今日重要視されているものである。一部分下訳を買い取ったものを除き、訳業と校訂は取調掛員に課せられた仕事であった。翻訳稿は順次伝習生への授業のテキストとなった。

〔音楽書出版に関する伊澤修二の報告〕

音樂書類刊行ノ事

明治十六年七月音樂問答及ヒ樂典ヲ出版シ各五百部ヲ印刷ス同九月更ニ音樂指南ヲ印行ニ付ス是レマタ不日其功ヲ竣ヘントス音樂問答ハ音樂ノ大綱ヲ問答ニ擧ゲ初學ノ徒ヲシテ此學ニ入リ易カラシメタルモノニシテ最モ便利ノ書トス樂典ハ音樂ノ典則規矩ヲ條述シタルモノニシテ分テ四編百條ト爲シ殆ド音樂ノ要理ヲ竭セリ音樂指南ハ音樂教授法ニシテ音樂ノ初歩ヨリ漸次歌曲ノ練習ニ至リ盡ク本掛所撰ノ唱歌掛圖ニ合セタルモノナリ皆音樂傳習上必需ノ書ナリ抑本掛創置以降音樂教科用書ニ乏シキハ傳習上一大所患ナリシカ該書類印行ニ係ルヨリ傳習上大ニ便宜ヲ得タレバマタ以テ此事業ノ一層進

歩ヲ見ルニ幾カルベシ　〔手書き〕

（『音監經伺書類上下』、音樂取調成績申報書』明治十七年）

音樂問答　ユーシー著　瀧村小太郎訳　神津專三郎校閲　明治十六年七月出版　Jousse's Catechism of Music

訳者の瀧村小太郎は元駿河藩の役人であったようである。音楽取調掛では司法省の妻木頼矩（瀧村と同藩）より訳稿を買いとった。校閲の神津專三郎は、明治八年に伊澤修二とともに「師範学科取調べのため」、アメリカに留学し（彼はニューヨーク州のオルバニー師範学校）、帰国後、明治十四年に伊澤に招かれて音楽取調掛に勤務するようになった。彼は監事として音楽取調掛の運営に尽力する一方、翻訳の仕事と伝習生への音楽史の授業を受け持った。

樂典　ジョン・カルコット著　神津元訳　神津專三郎校訂　明治十六年七月出版　Dr. Callcott's Musical Grammar

訳者の神津元についての手がかりは今日まで何もないが、神津の姓から推して專三郎と何らかの関係があったのかもしれない。

この『樂典』は、その後につづく音楽入門書ならびにわが国の楽語の底本となったが、この時に翻訳された楽語はその例である。

accidental 臨時記号、clef 音部記号、sharp, flat 嬰・変、chromatic scale 半音階、diatonic 全音階、melody 旋律、natural scale 自然音階、principal note 主音、rhythm 拍子、scale 音階、syllable 階名、harmony 和声、musical foot 楽句、transposition 移調、expression 発想

音樂指南　ルーサー・ホワイティング・メーソン著　内田彌一訳　明治十六年九月出版届　Mason, Luther Whiting: The National music teacher, 1872

訳者の内田彌一は、神津專三郎とともに音楽取調掛の監事をつとめた。音楽取調掛に勤務する以前は大学南校で教え、その後正院の反訳局で外国語の翻訳の仕事に当った。長唄の名演奏家であったと伝えられている。

四　楽器の改良および試作

唱歌教育に必要な楽器として最適なオルガンおよびピアノは輸入に頼らなければならないうえに、非常に高価である。もっと身近な楽器、つまり「日本在来の楽器を教育用として改良すること」および「オルガン、ヴァイオリンを模造すること」の試みも音楽取調掛の大きな事業の一つであった。以下の文章はこの問題に関する伊澤修二の報告である。

學校唱歌ニ用ヰル所ノ樂器ハ本邦ノ箏、胡弓、西洋ノ「ヴァイオリン」、風琴、洋琴ト定ムベシ

下等若クハ中等小學ノ唱歌ニハ箏、胡弓、等ヲ以テ足レリトスベシ若シ「ヴァイオリン」又ハ風琴アレバ最モ善シトス

上等小學若クハ中學等ニ在リテハ必ズ風琴ヲ備フルヲ要シ若シ洋琴ヲ備フルヲ得バ最モ善トス風琴ハ其振舌ヲ除クノ外總テ本邦職工ニテ製作スルヲ得ルニ至リ「ヴァイオリン」モ亦本邦人ニテ製作スルモノアレバ決シテ輸入ヲ仰ガズシテ事足ルベシ但シ洋琴ニ至リテハ數年ノ後ニ非レバ本邦人ニテ製作スル事能ハザルベシ

右ノ方法ニヨレバ諸學校唱歌ヲ旋スニ當リテモ樂器ニ於テハ聊差支ナカルベシ

學校唱歌ヲ普及スルハ師範学校生徒ト當掛傳習人トニヨリテ其目的ヲ達スベシ

直轄両師範學校生徒ニハ入學初年ヨリ唱歌ヲ學バシメ傍ラ樂器ヲモ傳習セシムベシ然ルトキハ一ト通リ小學唱歌ヲ教授シ得ベキ者男子ニシテ十中ノ五六女子ニシテ十中ノ七八ハ出ヅベシ

女子師範學校生徒中最モ音樂ノ才アル者ヲ撰ビ卒業前大凡ソ一ケ年間音樂取調所ニ就キ專ラ音樂ヲ修メシムベシ然ルトキハ隨分善良ナル音樂教師トナルベキ者出ヅベシ

從來音樂專門ノ者等ニシテ音樂教師タラン事ヲ望ム者ハ音樂取調所ニ就キ傳習ヲ受クル事ヲ許スベシ然ルトキハ他ノ者ニ比スレバ少許ノ時ヲ以テ其學科ニ熟シ善良ナル音樂教師トナル者出ヅベシ

（一）「樂器試製改造及ビ模造ノ事」

「笙」ハ本邦在來ノ樂器中上等ノ地位ニ居リ音樂ノ理論上ヨリ見ルモ或ハ西國「大風琴」ノ本源トモ云フベキモノニシテ大ニ採ルベキトコロアルヲ以テ之ヲ學校用ニ供セバ何如ト思考シ先ツ之ヲ試製セシニ「笙」ノ舌ハ元來精錬ヲ要スルモノニシテ尋常一般ナル工人ノ手ニ成ラザルヲ以テ廣ク此樂器ヲ製造スルハ意ニ任セザルモノアリ且「笙」ハ之ヲ使用スルニ專ラ口ヲ用フルヨリ學校ニ於テ唱歌ヲ練習スルニハマタ大ニ不便ナルトコロアリ又其舌ノ調子最モ狂ヒ易クシテ樂家ノ聰耳ニ非ルヨリハ常ニ之ヲシテ正調ヲ保タシムル事能ハズ其他唱歌轉調ノ際等不都合ナルトコロ少シトセズ是ヲ以テ此樂器ヲ學校唱歌ニ用フルハ其益ヲ見ルベカラザルニ近キニヨリ遂ニマタ廣ク之ヲ製出スルニ及バザリキ

「風琴」ハ明治十三年同十四年同十五年中之ヲ試製セシニ追々其功ヲ奏スルニ近シトイヘトモ惜イ哉本邦樂器ヲ製スルノ良材ニ乏シクシテ未ダ完成ノ功ヲ奏セズ蓋シ西國ニハ乾材機ナルモノアリテ林中ニ就テ新タニ伐採シタル材木モ之ヲ乾材機ニ附シテ一二週間枯干セシムレバ忽チ數千年間乾枯セシ古木ト異ナルナキヲ得セシムルヲ以テ此ノ如ク良材ニ乏シキノ患ナシ抑乾材機ハ數個ノ蒸瀲管ヲ密室中ニ通シ此密室中ニ將ニ枯干セシメント欲スル木材ヲ入レ置キ該室中ノ熱度ヲ非常ナル高度（二百八十度以上）ニ達セシメ一七晝夜乃至二七晝夜ヲ過サシメ木中ノ津液ヲ蒸發シ該室中別ニ備フル所ノ凝結器ニヨリテ之ヲ凝結シ去ルノ法ニ外ナラザルモノナリ又其用法ハ最モ簡單ナルモノニシテ其價モ僅ニ千餘金ニスギズトイヘトモタダ若干ノ蒸瀲ヲ要スルヲ以テ或ハ遽カニ之ヲ設クルヲ得カタキモノアリ將來該乾材機ヲ設立スルノ便ヲ得バ樂器其他器具製造上マタ點然タル一大進歩ヲ占ルニ至ラン事必然ナリ

「バイオリン」ハ較簡便ノ小樂器ナリトイヘトモ其製作亦頗ル精致ヲ要シ且輸入品ニ屬スルヲ以テ購求ノ便ヲ得ザリシガ明治十五年ノ春幸ニ伶人中「バイオリン」熱心家ノ意ヲ承ケテ老練ナル本邦樂器師ノ模造スル所ロ功ヲ奏シ尋テ本掛教師メーソンヨリモサラニ木材ノ用方及其他製作ノ詳細ヲ說明シテ其注意ヲ喚起セシカバ更ニ完成ノ功ヲ占メタリ然レトモ是レマタ好良ナル古材ニ乏シキノ通患ヲ免カレズ且其絃絲ノ未ダ國製ニ成ラザルハ遺憾トストイヘトモ其職工中意ヲ此絃絲ノ試製ニ用フルモノナキニ非レバ絃絲製造ノ功ヲ奏スルノ日モ必ズ近キニ在ラントス

「胡弓」ハ其音質婉弱駁雜ニシテ卑野ニ近キモノアリ是ヲ以テ明

治十五年以來之ガ改造ニ着手シ先ツ其音質ヲシテ正雅純良ナラシメン事ヲ苦考セリ即チ胴ヲ張ルニハ革ニ易フルニ古キ杉板ヲ以テセシニナホ音質ノ爽朗ナラザルトコロアリ因テ更ニ桐ヲ以テセシニ大ニ其音質ヲ進メタリ然レトモ尚不十分ナルヲ以テ更ニ工夫シテ胴ノ面ニ半月形ノ二孔ヲ穿チ駒ヲ改造シ絲ヲ改メテ羊腸絃ヲ用ヒ棹ノ長ヲ縮メタルニヨリ遂ニ音質ノ爽大ヲ致シ大ニ其進歩ヲ占メ殆ド「バイオリン」ニ次グベキモノト爲レリ又其彈法ヲ易カラシメン爲メ樂律ノ理ニ準據シ一定ノ律穴符ヲ附シ猶方今試施中ニ屬セリ

「月琴」ハ固ヨリ符ノ定付セルヲ以テ便ナルトコロアリトイヘトモ從來ノ符ニテハ其數不足ニシテ數種ノ音ヲ生スル事能ハズ其律モ不定ニシテ改正セザルベカラザルモノアリ因テ客年二月以降其方法ニ苦辛セシニ到底此樂器ヲ唱歌ニ用キンニハ唱歌ニ用フル諸音ノ容易ニ生ズベキ方法ニ由テ之ヲ改製セザルベカラザルハ言ヲ待タサレバ此目的ヲ以テ先ヅ其符ヲ改メテ長音階ト爲シ十二律ヲ付シ其絃數ニ一絃ヲ加ヘ棹長ヲ縮シ胴面ノ板地ヲ改メタル等種々ノ改正ヲ加ヘタルニ大ニ其音質ヲ爽快ニ爲シ且諸音ヲ發作スル事自由自在ニシテ最モ輕便ナル樂器ト爲リタリ此樂器ニ十二律ヲ付シタル方法ハ即チ左ノ如シ

律名	絃長
1	一三、五
♭2	一二、六六
2	一二、〇〇
♭3	一一、二五
3	一〇、八〇
4	一〇、一二五
♭5	五、五弱
5	九、〇〇
♭6	八、四三七五
6	八、一〇
♭7	七、五〇
7	七、二〇
8(i)	六、七五

此内第三音及ヒ第六音ハ物理學ノ理論上ニテハ即チ此ノ如シト雖トモ實際ニ於テハ少シク低クキヲ覺ヘタリ蓋シ實地上ト理論上ト斯ク小差アルヲ以テマタ他ノ音ニ影響ヲ生シ隨テ之ヲ矯正セザルベカラザルモノアリ即チ該第六音ヲ改メンニハ先ツ第二音ヨリ第六音ヲ取ルノ法ニヨリ即チ第二音ノ絃長ニ第五音程ヲ乘ズレバ第六音ヲ發見スベシマタ此第六音ニヨリ第三音ヲ發見シ此第三音ヨリ第七音ヲ發見スベシ抑此方法タル古來樂家ノ實地取用スル所ニシテ今時ノ理論ニハ少シク適セサル所アリト雖トモ却テ實地ニ適スル所アルモノト云フベシ

〔手書き〕

（『音監經伺書類上下、音樂取調成績申報書』明治十七年）

オルガンの試作については、明治十四年三月、メーソン所有のオルガン二台を買い上げ、一台は授業用に、損傷していたもう一台（五十五ドルで購入）は解体して構造を研究し試作することになった。試作にかかる概算見積りが製作者大久保教道によって出されている。

ヲルガン器相仕訳

一金拾八円　杏板　姫古松　桜　樺　ムク　黒檀
一金八円　象牙
一金四円　挽物
一金三円　塗
一金九円　皮羅沙、コム切、紐皮、小切類　但フランスラシャーメン日皮
一金三円　阿京鉄アヲリ板
一金貳拾円　惣定具真鍮捻鋲　ハジキフイゴ　ハジキ大小
外バネハリガネ
一金拾三円　同手間
但木挽手間賃
惣計金九拾三円也〔ママ〕
右ノ通笛舌相除キ　諸成相撰急入出来可申候也

小石川
大久保　教道

大久保は解体研究して二カ月余りで製作にとりかかり、それから六カ月後に組立を終ったようである。だがこのオルガンは現存していない。音楽取調掛はさらに同年十一月、今度は才田伊三郎に対してオルガン製作の注文を二つ出した。

〔見積り〕
〔①オルガンの外部だけの製作
木地代、ニス塗り　ネジ鋲
合計二十九円五十錢〕
〔②オルガン新調〕
「風琴一個新製造」
記
金貳拾八円也　木地一式
但ケヤキ上等幷ショリン
金九円也　ウルシヌリ代
金五円也　パイプユム
金貳円也　ウジベウ
金四円五拾錢也　一式
金貳拾壱円也　製造料　二八人
〆金六拾九円五拾錢
右通製造仕候也
明治十四年十一月

芝区西久保
才田伊三郎

現在資料館に「紀元貳千五百四拾一年（明治十四年）十二月造　第一号西久保　才田光則」という銘のはいったケヤキ木目の美しい堅牢な仕上げのオルガンが保存されている。高さ九八・五センチ、間口一〇三センチ、奥行四七センチ、二列笛。音域は五オクターブ、下一点(ヘ)から三点(ヘ)までの六十一鍵、ストップは六個、フレムラント、ボイクステレステ、メロヂア、ヂァバリン、ビヲラ、セラホンと書き込まれている。しかしこのオルガンには三つの疑問が残されている。第一は二種類の見積りが出されたが、どちらの見積りに該当するオルガンなのか、第二は

「第一号」と記されている意味は、国産第一号の意味であるか、あるいは才田光則の第一号オルガンの意味なのか。第三は才田伊三郎と光則は別人か、あるいは同一人物なのか。このオルガンについて研究された高橋浩子氏（現大阪音楽大学教授）は、次のように回答している。「第一の疑問に対しては、現存のオルガンの美しい木目を見ると後者の見積りではないか。第二に対しては、先に大久保教道が試作したオルガンがいつ出来上がったかによっては国産第一号とは見なされないであろう。したがって才田の作品第一号と解するのが妥当であろう。第三は、音楽取調掛の書類を調査した結果、才田伊三郎の名前でその後もオルガン製造を引き受けているのに対し、光則の名は全く出てこないところをみると同一人物のようである」と（『音楽教育成立への軌跡』一二四頁）。このオルガンは今日なおやさしい音色で弾く者をたのしませてくれる。

（二）「學校用樂器ノ適否研究ノ事」

唱歌ノ樂器ニ於ケルハナホ車ノ兩輪ニ於ケルガ如ク彼此相須テ始メテ用ヲ成スモノニシテ唱歌ニ樂器ナキトキハ音樂モ全功ヲ奏スル能ハス然リ而シテ樂器ニ種々アリ各其得失適否ヲ異ニシ之ヲ取捨スル事甚ダ難シ蓋シ洋琴ノ如キハ至好至良ノ樂器ナリトイヘトモ内國工人ノ未タ製造シ得ザルトコロニシテ悉皆之ヲ外人ニ仰ガザルヲ得ズ故ニ其善ハ則チ善ナリトイヘトモ未ダ之ヲ學校用ニ適セルモノト爲スヲ得ズ「洋琴」ニ亞クモノハ「風琴」ナリ然リトイヘトモ是マタ前章縷述セルカ如ク其製作未ダ充分ナル成功ヲ奏セズ故ニ之ヲ全國ノ學校用ニ普供スベカラザルモノアリ「笙」ノ如キモ種々ノ困難アル事既ニ陳述スルカ如ク又「和琴」ノ如キハ絃數不足ニシテ到底之ヲ學校唱歌ニ用フル事能ハザルモノトス

「箏」ハ本邦在來ノ樂器ニシテマタ民間普通用ノモノニ係リ之ヲ學校唱歌ニ用フルハ頗ル便利ナルトコロアリ然リトイヘトモ茲ニマタ一ノ困難アリ即チ調絃法是ナリ因テ本掛ニ於テハ此困難ノ幾分ヲ除ン爲メ種々ノ工夫ヲ回ラシタリ凡ソ調子ヲ取ルニハ先ツ其基本トスルトコロノ音即チ宮ト定ムルトコロノモノナカルベカラズ例ヘバ平調ナレバ平調ヲ宮ト爲シ雙調ナレバ雙調ヲ宮ト爲スガ如シ故ニ其何調タルヲ定メンニハマタ之ガ標準タルベキ器械ヲ要セリ此器械ハ調音叉子マタハ律管ニテ事足ルベシ夫レ已ニ宮ト定ムルトコロノ音ヲ得ルトキハ律旋ナレ長音階ナレ短音階ナレ其旋法ニ從ヒテ要スルトコロノ諸音ヲ定メザルベカラズ其法例ヘバ宮ヨリ徵ニ至リ徵ヨリ商ニ及ボスガ如ク五音ト四音トノ音程ニ由テ調子ヲ取ルトキハ大ニ其簡易ナルヲ覺フ然レトモ初學ノ徒ニアリテハ此法ニ據ルモ猶難キ所アルヲ以テ旋宮圖ト律管トニ由テ調絃シ又調絃琴（本掛新製ニ係ルモノ）ヲ用ヰテ調子ヲ取ルノ一助トセリ尤モ斯ノ如キ器械ニ據ルハ決シテ本法ニアラザルヲ以テ假令最初ハ此等ノ方法ニ據ルモ到底耳官ヲ練リ聽別力ヲ發育シテ專ラ之ニ據ルヲ務メザルベカラズ是レ固ヨリ學習セバ能スルヲ得ベカラザルトコロニ非ズトイヘトモマタ之ヲ普及セシムルニ當リ大ニ難シトスル所ナリ「胡弓」ノ如キモ民間普通用ノモノニ係リ且他ノ樂器ト異ナリ音力ノ長ク継續スルヲ以テ最モ初學ノ徒ニ便ナルモノニテ音樂ノ理論上ヨク視ルモ大ニ採ルベキトコロアリ然レドモマタ之ニ習熟スルハ歳月ヲ要スルヲ以テ之ヲ普及セシモ亦容易ノ業ニアラザルガ如シ「バイオリン」ハ音質トイヒ音量トイフモ樂器中殆ド進歩ノ極ニ達セシモノヽ一ナリトイヘトモ之ヲ習得スルハ最モ難ク殊ニ音樂ニ長スルノ才アルモノニシテ幼年ヨリ之ヲ學ブニ非レバ其習熟ハ得テ望ム可ラサルモノ

トス故ニ是レ亦未ダ以テ學校用ニ最適セルモノト爲ス能ハズ故ニ今日ノ位地ニ在テハ先ツ「箏」及「胡弓」ノ改良セルモノヲ用ヒ可成ハ「風琴」ヲ備ヘテ其全功ヲ期スルヲ善トス然レトモ猶該唱歌ニ用フベキ適當ノ樂器ヲ製出セン事ハ本掛ニ於テ日夜苦辛スルトコロナリ

〔手書き〕

（『音監經伺書類上下、音樂取調掛成績申報書』明治十七年）

五　伊澤修二の示諭

明治十五年十二月十二日、学事諮問会会員が音楽取調掛を参観のおり、伊澤修二は唱歌の効益および該科開設の方法等について演説を行った。

教育上音樂ノ缺クベカラザル所以ハ本省ニ於テ既ニ諮問會々場ニ於テ諭示セラレ其要旨方ニ顯然タルベシ。然レドモ該会ニ於テ諭示ノ事項ハ教育ノ全局ニ渉リ固ヨリ一科ヲ專示スルノ意ニ出デザレバ勢ヒ其大要ヲ擧ゲテ小細ヲ遺サザルヲ得ズ。是故ニ我ガ音樂取調掛ハ本日諸氏ノ參觀ニ會シ唱歌ノ効益等ヲ詳説セント欲ス。抑古昔漢土ニアリテハ有虞ノ世變ニ命ジ樂ヲ司ラシメ胄子ヲ教フル文アリ。是教育ノ初ニ音樂ヲ用フルノ證トス可シ。我邦ニ在リテモ中世ノ頃唐樂ヲ傳ヘテ縉紳ノ子弟幼ヨリ之ヲ習ヒ声樂ノ助ケニヨリテ文運ノ盛旺ヲ來セシハ史乘以テ徵ス可シ。然リ而シテ今日猶我邦諸學校ニ唱歌ヲ設ケザルモノ何ゾヤ。其ノ因タル蓋シ準備ノ未ダ整ハザルニ在リト雖ドモ亦從來我邦人ノ音樂ヲ以テ光陰ヲ漫過スルノ具ト爲シ教育上其効用鴻大ナルヲ知ラザルニ坐スルヲ免レズ。故ニ當掛ニ於テハ先ヅ実蹟ニ據リテ唱歌ノ効益ヲ示シ次デ該科開設ノ方法及教授ノ順序等ニ及ボシ以テ諸氏ノ注意ヲ興起セントス。

唱歌ノ効益タル要スルニ二項アリ。請フ、次ヲ遂テ左ニ之ヲ陳述セン。

其一　健全上ノ益

夫レ人身ノ健否ハ身體内部ノ機関ニ属シ其外部ニ属セザルハ世ノ知ルトコロナリ。故ニ四肢ノ如キハ之ヲ損傷スルモナホ其健全ヲ保持スルアリ。之ニ反シテ内部ノ機関ニ於テ少シク其宜シキヲ得ザルトコロアルトキハ乍チ全身ニ影響ヲ及ボサヾルモノ殆ド稀ナリ。然リ而シテ内部ノ機関ハ肺ヲ以テ最モ要機トス。抑肺ハ呼吸ヲ司ルノ官ニシテ呼吸ハ人體ニ資スルノ基本ナリ。人ハ數日間食ハザルモナホ其生ヲ保ツヲ得ベシ。數時間モ呼吸ヲ廢シ生存スルモノ未ダ曾テ之アラズ。抑唱歌ハ聲音ヲ練ルノ術ニシテ則チ體格ヲ正シ呼吸ヲ節シ以テ肺臟ノ強壯ヲ來シ人身ノ健全ヲ降フスル所以ナリ。有名ナル音樂家ノ説ニ據レバ歐米ノ諸國唱歌ヲ小學ニ導キシ以來統計上人民健康ノ度ヲ進メタリトイフ。現ニ本掛傳習並ビニ本掛ニ於テ臨教スルトコロノ兩師範學校及學習院生徒ノ如キモ唱歌ヲ修ムル以來日子猶少シト雖ドモ其中往々血色ヲ進メ健康ヲ致セシ者アリ。是唱歌ノ健全上ニ益スル一端ヲ觀ルニ足ルモノト云フベシ。

其二　德育ニ資スルノ益

唱歌ハ人性ノ自然ニ本ヅキ其心情ヲ感動触激スルモノニシテ喜悦ノ歌曲ハ人心ヲ喜バシメ悲哀ノ歌曲ハ人心ヲ哀マシムル第一モ心情

ノ感動ヲ生ゼザル者ナシ。故ニ純正ノ歌ヲ唱フルトキハ心自ラ正シ和樂ノ音ヲ聞クトキ心自ラ和グ。心和ギ正シキトキハ邪悪ノ念外ヨリ入ル能ハズ。心ニ邪悪ノ念ナキトキハ善ヲ好ミ悪ヲ避クルハ人ノ常ナリ。是ヲ以テ心ヲ正ウシ身ヲ修メ俗ヲ易フルハ音樂ニ如クモノナシ。古語ニ曰ク禮樂不可以斯須去身ト。古聖ノ禮樂ヲ重ズル其レ斯ノ如シ。今日我教育ニ此ノ科ヲ缺キテ可ナランヤ。

夫レ樂ハ同ジキヲ統ブルモノニシテ三軍ノ將千万ノ衆ヲ率ヰ其進退井然トシテ序ヲ失ハズ以テ勝ヲ戰陣ニ恣ニスルハ實ニ金鼓ノ力ニ依テ正シク之ヲ司導スルニ由ルニ非ズヤ。教育者ノ子弟ニ於ケルモ亦何ゾ之ニ異ナラム。千百ノ子弟相和諧シテ坐作進退恰モ一教師ノ心ヲ以テ其手足ヲ使用スルガ如クニ至ラシムルモノ平素和諧ノ心情ヲ育成スルニ非ズンバ能ハズ。抑和諧ナキノ子弟ハ校中ニ在テハ或ハ喧闘ヲ好ムノ生徒トナリ一家ニ在テハ不孝ヲ行フノ子弟ト爲リ社會ニ出デテハ或ハ不順ノ人民トナリ君長ニ仕ヘテハ往々不敬ノ臣下ト爲ルナリ。然リ而シテ此和諧ノ心情ヲ發育スルハ音樂ノ力ニ由ラズシテ將タ何ニ由ルベキヤ。蓋シ音樂ハ同情相憐レミ彼是相親睦スルノ至情ヲ感發セシムルノ基礎ヲ爲スモノナリ。

前二章説ク所ノ目的ヲ達センニハ先ヅ何レノ處ニ於テ之ヲ施スベキヤ。曰ク小學ニ於テスルノ善キニ如クモノナシ。夫レ小學ハ嬰兒ヲ薫陶鋳冶スルノ最要緊ノ場ニシテ嬰兒ハ人生ノ萌芽ナリ。蓋シ萌芽軟緑ハ風化感染ノ効最モ鋭シ。故ニ之ガ滋養ニ供シ之ガ周匝ニ布スルモノハ最モ謹デ之ヲ撰擇セザルベカラズ。故ニ歌曲ノ如キモ婉曲ニシテ風致アリ善ク人ヲ正ニ導キ自ラ心ノ邪ヲ去ルヲ以テ妙トスベシ。是ヲ以テ本掛撰スル所ハ多ク此意ヲ主トシ勉メテ平和ニシテ議論ニ渉ラザル者ヲ取レリ。マヽ理義ヲ主トスル者アルモ多クハ花鳥風月ノ辞ヲ其間ニ雑ヘテ心神ヲ悦懌セシメ自然ニ善ニ化シ邪ヲ去ルノ意ヲ寓シ特ニ德育ニ資スル所ノモノヲ取用セリ。凡德謨（トクイク）ノ含有スルトコロノ域甚ダ廣大ニシテ輒（スナハ）ク其要綱ヲ掲出スル能ハズトイヘドモ今ソノ梗概ヲ摘載シテ唱歌ノ德育ニ資スル所以ノ實例ヲ示スベシ。

第一、凡ソ幼稚ノ始メテ學ニ就クヤ猶進學ノ力ニ之シキヲ常トス。故ニ先ヅ進學ノ快情ヲ鼓舞作興セザルベカラズ。

其歌　進めく（バイオリン　箏二面）

進めく、あしとくすすめ、とまれとまれ、一度にとまれ、とまるもゆくも、をしへのまゝに、立つもゐるも、教のまゝに。咲花も、なく鳥も、おもしろきはなぞのや、すゝめすゝめ、あしとくすゝめ。

學べまなべ、つとめてまなべ、習へく、たゆまずならへ、學の道を、たへせずならへ、よむもかくも、教のまゝに、讀むふみも、かくもじも、おもしろき、うひまなび、まなべまなべ、つとめてまなべ。

第二、凡ソ愛ハ德育上缺ク可ラザル所ナリ。故ニ幼年ヨリ事物ヲ愛シ朋友ヲ愛スルノ心情ヲ養ハザルベカラズ。

其歌　霞か雲か（洋琴）

霞か雲か、はた雪か、とばかり匂ふ、その花ざかり、もゝとりさへも、うたふなり、霞は花を、へだつれど、隔てぬ友と、きて見るばかり、うれしき事は、世にもなし、霞みてそれと、見えねども、なく鶯にさそはれつゝも、いつしか來ぬる、はなの陰、

第三、父母天地ノ思ハ人生須臾モ忘ル可カラザル所ノモノナリ。故ニ常ニ其恩惠ヲ思フノ心ヲ存セシメザル可カラズ。

其歌　大和なでしこ（風琴）

大和なでしこ、さまざまに、おのがむきむき、さきぬとも、おほしたてゝし、ちゝはゝの、庭のをしへに、たがふなよ。

野辺の千草の、いろ〳〵に、おのがさまざま、さきぬとも、生したてゝし、あめつちの、露のめぐみを、わするなよ。

第四　父子ノ親ハ人倫ノ最モ重ンズル所ナリ。故ニ父母ヲ愛慕スル心情ヲ養ハザルベカラズ。

其歌　思ひ出れば（風琴）

思ひいづれば、三年（みとせ）のむかし、わかれしその日、わが父母の、かしらなでつゝ、まさきくあれと、いひしおもわの、したはしきかな、

あしたになれば、かどおしひらき、日数よみつゝ、ちゝまちまさむ、わがおもひ子は、ことなしはてゝ、はやいつしかも、かへり來なんと、

ゆふべになれば、とこうちはらひ、およびをりつゝ、はゝまちまさむ。わがおもひ子は、事なしはてゝ、はやいつしかも、かへり來なんと、

あたしになれば、かどおしひらき、ゆふべになれば、とこうちはらひ、ちゝまちまさむ、はゝまちまさん、はやく帰らん、もとの國べに、

第五　朋友ノ交誼ハ亦人倫ノ重ンズルトコロナリ。故ニ其信義ヲ厚クスルノ心情ヲ養ハザルベカラズ。

其歌　螢の光り（箏二面　胡弓二挺）

ほたるのひかり、まどの雪、ふみよむ月日、かさねつゝ、いつしか年も、すぎの戸を、あけてぞけさは、わかれゆく、

とまるもゆくも、かぎりとて、かたみにおもふ、ちよろづの、こゝろのはしを、ひとことに、さきくとばかり、うたふなり、

筑紫のきはみ、みちのおく、海やまとほく、へだつとも、そのまごころは、へだてなく、ひとつにつくせ、國のため、

千島のおくも、おきなはも、やしまのうちの、まもりなり、いたらんくにに、いさをしく、つとめよわがせ、つゝがなく。

第六　古今聖主ノ恩德ヲ欽慕スルハ人臣タルモノヽ至情ナリ。故ニ其仁政治績等ヲ頌賛スルノ心ヲ養ハザルベカラズ。

其歌　雨露に（風琴）

雨露に、おほみやは、荒れはてにけり、御めぐみに、民草は、うるほひにけり、かくてこそ、今の世も、かまどのけぶり、みそらにも、あまるまで、たちみちぬらめ、

飢ゑこゞえ、なきまどふ、民もやあると、身にかへて、かしこくも、おもほすあまり、あられうつ、冬の夜に、ぬぎたまわせる、大御衣（おみそ）の、あつきその、御こゝろあわれ、

第七　君に事ヘテ能ク忠ヲ盡スハ臣タルモノヽ分ナリ。故ニ忠臣ノ功烈ヲ追慕スル情ヲ養ハザルベカラズ。

其歌　湊川（洋琴）

忍びえぬ、人の涙や、むせびゆく、みなとがは、いりあひの、かねぞ身にしむ、そのあはれ、そのいさを、忠臣嗚呼忠臣、兄弟の人、忠臣、嗚呼忠臣、たぐひなや、君がため、散れとをしへし、

みよしのゝ、さくらばな、ちりはてゝ、世にこそかほれ、そのうたと、そのまこと、忠臣、嗚呼忠臣、兄弟の人、忠臣、嗚呼忠臣、たぐひなや、

第八　尊王ノ志氣ヲ養フハ德育上最要スル所ナリ。故ニ昭代ノ永久ヲ願ヒ實祚ノ無彊ヲ祈ルノ心情ヲ興起セシメザル可ラズ。

其歌　君が代（管絃樂）

君が代は、ちよにやちよに、さゞれ石の、巖となりて、苔のむすまで、うごきなく、ときはかきはに、かぎりもあらじ、きみが世は、千ひろの底の、さゞれ石の、鵜のゐる磯と、あらわるゝまで、かぎりなき、みよの榮を、ほぎたてまつる。

第九　愛國心ヲ養フハ德育上特ニ貴重スル所ナリ。故ニ赤心報國ノ義氣ヲ煥發セシメザル可ラズ。

其歌　すめら御國（風琴）

すめら御國の、ものゝふは、いかなることをか、つとむべき、たゞ身にもてる、まごゝろを、君と親とに、つくすまで、すめら御國の、をのこらは、たわまずをれぬ、こゝろもて、世のなりはひを、つとめなし、國と民とを、とますべし、

第十　神恩ヲ謝スルハ人タルモノヽ常ナリ。故ニ敬神ノ心情ヲ養ハザルベカラズ。

其歌　榮ゆく御代（管絃樂）

さかゆく御代に、生れしも、おもへば神の、めぐみなり、いざやこら、神の惠を、ゆめなわすれそ、ゆめなわすれそ、ゆめなわすれそ、ときの間も、

いざや兒等、神のめぐみを、ゆめなわすれそ、ゆめな忘れそ、ゆめなわすれそ、ときのまも、めぐみも深き神垣（かみがき）のみ前の、榊、とりもちて、ちはやぶる、神の御前に、うたひまはまし、うたひまはまし、うたひまはまし、よもすがら、千早振、神のみまへに、うたひまはまし、うたひまはまし、うたひまはまし、よもすがら、

第十一　聖賢ノ格言ヲ尊信スルノ心ハ須臾モ其身ヲ離ルベカラザルナリ。故ニ平素之ヲ諷歌シ常ニ其心ヲ存セシメザルベカラズ。

其歌　五倫の歌（風琴）

父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信あり、

從來本掛ニ於テ撰定スル所ノ歌曲中此類尚多シト雖ドモ他ハ之ヲ略ス。何トナレバ本官ガ今日諸氏ニ向テ望ム所ハ唯要旨ノ一端ヲ示スニ在ルヲ以テ右ノ數例ニテ唱歌ノ德育ニ資スルノ益ハ既ニ明了ナラント信ズレバナリ。

サテ從是直接ニ唱歌ヲ學校ニ開設スル方法如何ニ渉ルベシ。此論点ニ至リテハ乍チ唱歌ヲ教授スルニハ何等ノ圖書ニ據リ其ノ樂器ハ何等ノ器械ヲ用ヒテ可ナリヤ教員ハ何處ニ得ラルベキヤ又其開設ニ就テ幾何ノ費用ヲ要スベキヤ等ノ問題ヲ生ズベシ。此等數条ノ要件ノ如キハ本掛開設以來職トシテ苦慮シタルトコロニシテ今日ニ至リテハ其方法順序等既ニ略定セルモノアリ。卽チ唱歌教課書ハ當春以來既ニ諸府縣ヘモ配布シタルトコロノ唱歌集幷ニ唱歌掛圖ヲ以テ之ニ充ツルトキハ小學初等科及中等科ノ教授ニハ先以テ差支ナカルベシ。猶今後其次編等連綿續出スルヲ以テ用書ノ件ニ於テハ更ニ苦慮スルヲ要セザルナリ。

次ニ樂器ハ何物ヲ用ヒテ可ナリヤノ問題ニ至レリ。樂器ハ其品種多シト雖ドモ初學ノ者ニハ更ニ洋製ノ器ヲ用フルニ及バズ我邦ニ通

用スル所ノ箏胡弓ニシテ足レリ。卽チ箏胡弓ノ如キハ民間普通用ノモノニ係リ。且音樂ノ理論上ヨリ視テモ是等ハ大ニ採ルベキトコロアリ好器トス。殊ニ胡弓ノ如キハ他ノ樂器ト異リ音力ノ長ク継続スルヲ以テ初學ノ徒ニ最モ便ナルモノト爲ス。箏胡弓ヲ箏謠若クハ其他雅俗ノ諸曲ニ合スルト此ノ唱歌ニ合スルトハ唯之ヲ用フル方法卽チ調子ノ取方ヲ異ニスルノミナリ。故ニ其ノ調子サヘ合スレバ唱歌集中ノ歌曲ハ一モ箏胡弓ヲ以テ演奏スルヲ得ベカラザルモノナシト云ベシ。

凡ソ調子ヲ取ルニハ先其基本トスル所ノ音卽チ宮ト定ムル所ノモノナカル可ラズ。例ヘバ平調ナレバ平調ヲ宮ト定メ双調ナレバ双調ヲ宮ト定ムルガ如シ。故ニ其何調タルカヲ定メンニハ標準タルベキ器械ヲ要スルナリ。此器械ハ調音叉又ハ律管ニテ事足ルベシ。既ニ宮ト定ムル所ノ音ヲ得ルトキハ律旋ナレ呂旋ナレ長音階ナレ短音階ナレ其旋法ニ隨ヒテ要スル所ノ諸音ヲ定メザル可ラズ。其法例ヘバ宮ヨリ徵ニ至リ徵ヨリ商ニ及ボスガ如ク五音ト四音トノ音程ニヨリテ調子ヲ取ルトキハ大體先ヅ差支ナシ。（尤モ第三音ハ少シク差アリ耳官ノ聽力ニ任セザルヲ得ズ。）然ルニ初學ノ徒ニアリテハ此法ニヨルコト猶難キヲ覺フルヲ以テ旋宮圖（實物ヲ示ス）ト律管トニヨリテ調絃シ又調絃琴（本掛ノ製造ニ係ルモノ實物ヲ示ス）ニヨリテ調子ヲ取ルノ一助トセリ。尤モ此ノ如キ器械ニヨルハ決シテ本法ニ非ザルヲ以テ假令最初ハ此等ノ法ニヨルモ到底耳官ノ聽別力ヲ發育シテ專ラ之ニ依ルヲ務ムルナリ。

先右等ノ如キ方法ニヨリ唱歌ヲ學校ニ施ス時ハ箏胡弓其他二三ノ器械ヲ以テ足レリトスベシ。然シテ其費用ノ如キモ唯此數種ノ器械ト唱歌集及ビ掛圖等ヲ要スルノミナレバ固ヨリ多額ヲ要セザルコト知ル可シ。

前章ニ於テハ普通ノ小學校等ニ最少ノ費額ヲ以テ唱歌ヲ實施スルノ方法ヲ述タルモノナリ。我國今日ノ狀況ニ在リテハ先右等ノ方法ニ依ルヲ適度トスベシ。然レドモ音樂ノ事タル頗ル高尚ノ一科ニシテ其樂器ノ如キモ段々高尚ナル種類アリ。故ニ猶一層進ンデ中學若シクハ師範學校ニ至リテハ可成的風琴ヲ備フルヲ良シトス。此樂器ハ本邦ニテ製作シ得可ラザルニ非ザレトモ猶不完全ナルヲ免レズ。尤モ目下輸入品ヲ仰グモ其價ハ概ネ一箇ニ付百五十圓内外ナルベシ。サレバ學校ニヨリテハ隨分購入シ得ベキ處ナキニ非ザルベシ。洋琴ノ如キハ頗ル完全ナル器械ナレドモ其價貴クシテ今日地方ノ學校ニ向テ其購買ヲ望ム可カザルモノトス。彼管絃樂器ノ如キニ至リテハ音樂上最高等ノ地位ヲ占ムルモノナレバ大學若シクハ音樂專門學校ニ非ザレバ之ヲ備フルヲ要セザルナリ。

次ニ教員ハ何處ニ得ラルベキヤノ問題ニ至レリ。此教員ハ兩師範學校卒業生中ニハ往々唱歌ニ熟シ其初歩ヲ授クルニハ差支ナキ者アリ。特ニ女子師範學校生徒ニハ卒業ノ後一般ノ唱歌教授ニ堪フベキモノ少カラザルベシ。而シテ將來小學校等ニ唱歌ヲ普及セシムルハ師範學校卒業生ヲ以テ之ニ充テンコトヲ要ス。然リト雖ドモ音樂ノ事タル他ノ學科ト異ナリ僅少ノ年月ヲ以テ成功スベキニ非ズ。又幼時ノ教育アルニ非ザレバ中年ヨリ之ヲ習得センコト甚ダ難シ。故ニ本掛ニ於テハ從前多少普通ノ教育ヲ受ケ殊ニ音樂上ノ教育アル者ヲ撰ビテ入學ヲ許シ相當ノ課程ヲ設ケテ特ニ之ヲ教育シ將來師範學校及中學校等ノ教師トシ該科ノ開設及進歩等ル謀ヲベキ目的ヲ以テ向

來多少生徒ヲ募集スベキ見込アレバ諸氏帰縣ノ後相當ノ生徒ヲ撰ビテ之ヲ派遣セバ當掛ニ於テハ其養成ニ付充分ノ便利ヲ與フベシ。既ニ京都府ノ如キハ右ノ如キ目的ニテ生徒一名ヲ派遣セリ。又師範學科取調トシテ府縣ヨリ派出セシモノヽ内ニモ本務ノ餘暇ヲ以テ十有餘名ハ火木土午后本掛ニ就テ更ニ之ヲ修勵スルアリ。其進歩已ニ見ルベキモノ少シトセズ。ナホ今後幾許ノ手段ヲ盡クサレナバ各地方ニ於テ此學科ヲ開設スルノ便益モマタ隨テ大ナルベシ。

唱歌開設ノ方法ハ前數章ニ於テ略其要ヲ述ベタレバ今其教授ノ方法順序等ノ大綱ヲ示スベシ。

第一　口授唱歌

凡ソ幼兒ニ唱歌ヲ授クルニハ先ヅ其聽力ノ發達ト聲律ノ練習トヲ勉メザル可カラズ。是レ最初ニ此科ヲ設クル所以ナリ。

第二　數字練習

聽力既ニ發達スルトキハ視力ニ假リテ聲律ヲ識別スルコトヲ勉メザルベカラズ。是レ次ニ此科ヲ設クル所以ナリ。

第三　音階練習

音階ハ旋律ノ元基ニシテ諸曲ノ因テ起ル所ナリ。故ニ之ニ習熟セシメザル可ラズ。

第四　譜表ノ練習

繁錯ナル樂曲ヲモ了解シ易カラシムルハ主トシテ譜表ノ助ニヨラザレバ能ハズ。是此科ヲ教フル所以ナリ。

第五　單音唱歌

單音唱歌ハ唯一部ノ聲ヲ以テ唱フモノニシテ小學ノ唱歌ノ如キ多クハ此類ニ屬スルモノナリ。

第六　輪唱歌

輪唱歌ハ單音唱歌ヨリ諸重音唱歌ニ移ルノ豫習ニシテ其目的タル精シク聲律ヲ練ルニアリ。

第七　複音唱歌

複音唱歌ハ二部ノ聲律ヲ和シテ同時ニ之ヲ唱フモノニシテ諸重音ノ最初ニ位スルモノナリ。

第八　洋琴

洋琴ハ音樂專門ノ者ニハ初學ノ時ヨリ聽力ヲ發達シ且樂譜ニ習熟セシムル爲メ特ニ必要ノ一科トスルモノナリ。

第九　管絃樂

管絃樂ハ前ニモ言ヘル如ク最高等ノ音樂ニシテ諸種ノ樂器ヲ合奏シ各種ノ聲律ヲ和叶シ以テ音樂ノ美妙ヲ顯ハス所ノモノナリ。是ヨリ各種ノ例ニヨリテ実施ニ就キ右諸科ノ大要ヲ示サン。請フ聽取セヨ。

口授唱歌　二曲

蝶々

てふてふてふてふ、菜の葉にとまれ、なのはにあいたら、櫻にとまれ、さくらのはなの、榮ゆる御代に、とまれよあそべ、あそべよとまれ、

おきよ〳〵、ねぐらのすゞめ、朝日のひかりの、さしこぬさきに、ねぐらをいでゝ、こずえにとまり、あそべよすゞめ、うたへよすゞめ、

見渡せば

見渡せば、あをやなぎ、はなざくら、こきまぜて、みやこには、

みちもせに、春の錦をぞ、さほひめの、おりなして、ふる雨に、そめにける。

見渡せば、やまべには、をのへにも、ふもとにも、うすきこき、もみぢ葉の、あきのにしきをぞ、たつたひめ、おりかけて、つゆ霜にさらしける。

數字練習

音階練習

音階ノ説明ヲナシ同前ノ曲ニ適用スルノ法ヲ示ス。

譜表練習

同前ノ曲ヲ譜表ニ移シ他ニ一二ノ新曲稍高等ナルモノヲ加フ。

單音唱歌

唱歌掛圖中最初五六曲ヲ唱ヒ樂器ハ箏胡弓等ヲ用フ。

春の彌生（風琴）

春のやよひの、あけぼのに、四方の山邊を、見わたせば、花ざかりかも、しら雲の、かゝらぬみねこそ、なかりけれ、花たちばなも、にほふなり、軒のあやめも、かほるなり、ゆふぐれさまの、さみだれに、やまほとゝぎす、なのるなり、

秋のはじめに、なりぬれば、ことしもなかばは、すぎにけり、わがよふけゆく、月かげの、かたぶくみるこそ、あはれなれ、

冬の夜さむの、あさぼらけ、ちぎりし山路は、ゆきふかし、こゝろのあとは、つかねども、おもひやるこそ、あはれなれ、

こよやく（『音樂取調成績申報要略』では「燕」としてある）（洋琴）

こよやく、こよつばくらめ、おやも雛も、ひねもすかたり、たのしみし、そのすをいでて、とほき國邊に、たちわかるとも、かへりこよや、わがやどに、かへりこよや、つばくらめ。

來なけ來なけ、やまほとゝぎす、われも人も、夜はよもすがら、いねもせず、深山（みやま）をいでゝ、都のそらに、なけほととぎす、なのれなのれ、わがやどに、來なけ來なけ、郭公（ほとゝぎす）。

富士の山（管絃樂）

ふもとに雲ぞ、かゝりける、高嶺（たかね）に雪ぞ、つもりたる、はだへは雪、衣は雲、その雪雲を、よそひたる、ふじてふやまの、見わたしに、しくものもなし、にるもなし、

外國人（とつくにびと）も、あふぐなり、我國人も、ほこるなり、てる日の影、そらゆくつき、つき日とともに、かぎやきて、富士てふ山の、見わたしに、しくものもなし、にるもなし。

太平曲（管絃樂）

ゆはずのさはぎ、飛火のけぶり、いつしかたえて、をさまる御世は、あめつちさへも、とぐろく計り、萬世までと、君が世いはへ。

たいらの都、百敷の宮、御跡になして、むさしのくににしづまりましぬ、としは三千とせ、代はもゝはたち、御功績（みいさを）あふげ。

輪唱歌

三寺の鐘

みてらの鐘の音、月よりおつる、ふみよむともし火、かすかになりて、一二三四五六七八。

つきかげかたぶき、霜さへわたる、ねよとのかねの音、枕にひゞく、一二三四五六七八。

いさり火濕りて、霜天に滿ち、姑蘇城外（こそじやうがい）なるかねかも聞ゆ、一二三四五六七八。

複音唱歌

千里の道

ちさとの道も、あしもとよりぞ、はじまれる、葉末の露も、つもれば淵と、なるぞかし

雲ゐる山も、ちりひぢよりぞ、なれりける、ふみよむみちも、ことわりのみは、ひとつなり、

閨の板戸

閨のいた戸の、あけゆくそらに、朝日のかげの、さしそめぬれば、ねぐらをいづる、百八十鳥は、霞のうちに、ともよびかはし、夢見る蝶も、とくおきいでて、むれつゝはなに、まひあそぶなり、あさいねする身の、そのおこたりを、いさむるさまなる、春のあけぼの。

洋琴及箏曲

独彈曲　一曲

二人連彈曲　二曲

箏曲　六段

管絃樂　三曲

コーラルナイトソング

チャーミングヴァレー

マーチ

右唱歌音樂ノ効益及該科開設ノ方法教授ノ順序等ハ素ヨリ其一端ヲ示スニ過ギズト雖ドモ幸ニ諸氏ノ同感ヲ得テ自今唱歌ヲ學校ニ導クノ端緒ヲ開クニ至ラバ豈惟本掛ノ幸榮ノミナランヤ。實ニ我邦教育上ノ一大幸ト云フベキナリ

〔手書き、長野県上伊那郷土館蔵〕

六　音楽取調掛における調査および研究

音楽取調掛設置に際して、伊澤修二が文部卿に提出した「取調見込書」には「東西二洋ノ音樂ヲ折衷シテ新曲ヲ作ル事」「將來國樂ヲ興スベキ人物ヲ養成スル事」「諸學校ニ音樂ヲ實施スル事」の三項目が目標としてかかげられた。左の報告書はその中の第一項に関する調査・研究の実績を記したものである（『音監經伺書類上下、音樂取調掛成績申報書』明治十七年）。

（一）「諸種ノ樂曲取調ノ事」

諸種ノ樂曲中特ニ取調ヲ要スルモノハ本邦ノ部ニ在テ雅樂俗樂トシ外國ノ部ニ在テ西洋樂清樂トス

俗樂ニ於テハ箏曲、長唄、等ヲ始メ其他各種ニ及ビ西洋樂ニ於テハ古樂今代樂等皆其取調ヲ要スルモノトス

音律ノ事タル固ヨリ人ノ性情ノ自然ニ出ツルモノナレバ古今ヲ問ハズ東西ヲ論ゼズ殆ド同一ニ帰スベシト雖モ其旋法ニ至リテハ各相異ナル所アリ随テ得失アルヲ免レザルモノナレバ博ク諸樂ノ根理ヲ研究シ其得失ヲ考査シ其良否ヲ審覈シ以テ彼長ヲ取り此短ヲ補フノ用ニ供セザル可ラズ是レ第一ニ諸種ノ樂曲取調ヲ要スル所以ナリ

樂曲取調ノ方法ハ従来口傳ニ出デ樂譜ナキモノハ之ヲ精究審解シテ其樂譜ヲ作リ若シ其譜アルモ各種異様ノ方法ヲ用ヰタルモノハ之ヲ各國普通ノ樂譜ニ改メ精確明瞭ニ其曲調ヲ記スル事ヲ務ムベシ

斯ノ如ク諸種ノ樂曲ヲ同一ノ基本ニ帰シ普通ノ樂譜ニヨリテ之ヲ

記シ交互相比シテ其得失良否ヲ考査シ以テ取捨ヲ決定スルモノトス

善良ノ樂曲ハ其何類ニ属スルヲ問ハズ務メテ之ガ和声ヲ作リ其樂曲ハ輯メテ一書トナシ樂譜ト共ニ剞劂ニ付シテ永存スベシ

國歌資料ノ撰定ヲ始メ其他将来當掛ニ於テ作ル所ノ樂曲ハ彼我雅俗流派ヲ論セズ至良ト認ムルモノハ之ニ和声ヲ附シ漸次蒐集シテ書冊ト作シ之ヲ世ニ公ニスベシ

此類ノ歌曲撰定ノ方法ハ先最初ニ當掛員ヲシテ歌詞ヲ作ラシメ之ニ依リテ同掛員中音樂ニ通スル者ヲシテ樂譜ヲ作ラシムベシ然レドモ茲ニ撰定スル所ノモノハ通常ノ和歌ニ異ナリ樂器ニ和シテ歌フベキ歌曲ナレバ其專旨トスル所モ亦樂曲ニ在リテ歌詞ハ之ニ次クモノトス

樂曲ハ總テ普通ノ譜法ヲ用キテ之ヲ記シ其最佳ナルモノヲ撰ビメーソン氏ヲシテ其和声ヲ作ラシメ又ハ歐米各國ノ音樂新誌ニ載セ西人ヲシテ之ガ和声ヲ作ラシムベシ尤豫メ其新誌ニ廣告シテ至良ノ和声ヲ作リタル者ニハ若干ノ賞金ヲ附與スルノ法ヲ設クルトキハ随分有名ノ大家モ喜ンデ其事業ヲ執ルベケレバ少許ノ費用ヲ以テ最良ノ結果ヲ得且本邦人ノ作リタル樂曲モ博ク世界ニ知ラルヽノ理ニシテ頗ル良法ト云フベキナリ

「高等音樂ノ事」

凡ソ音樂ノ高等ナルハ管絃樂ニ如クモノナシ而シテ高等ノ音樂ハ國民ニ高等ノ思想ヲ感發セシムルモノナレバ國歌ノ撰定等宜シク之ニ依ルベキモノトス今之ヲ分チテ本邦及西洋管絃樂ノ二種トス

本邦管絃樂ハ特ニ雅樂局ノ設アリテ之ヲ專修スルガ故ニ當掛ニ於テハ特別ノ理由アルノ際ニ非レバ之ヲ練習スルヲ要セザルベシ

西洋管絃樂ハ傳習ノ日猶浅シト雖モ當掛助教等ハ既ニ譜面ニヨリテ之ヲ合奏シ得ルノ地位ニ進ミタレバ歐米諸國ヨリ此類ノ樂譜ヲ購入シ之ニヨリテ進歩ノ方法ヲ研究スベシ又本邦人ノ作曲ニテモ一旦其和声ヲ作為スルトキハ皆此類ノ樂器ヲ以テ合奏シ得ルモノナリ

和声ノ事タル其理頗ル高尚ニ渉リ本邦人ノ未ダ暁通セザル所ノモノナリト雖モメーソン氏ノ講義及諸種ノ著書等ニヨリテ其理ヲ研究シ且樂器ニヨリテ実際ニ之ヲ試ルノ方法ヲ設クベシ

「音樂傳習ノ事」

當掛ニ於テハ傳習人ニ授クベキモノハ唱歌、洋琴、風琴、箏、胡弓、及歐洲管絃樂器トス

唱歌ヲ傳習スルハ最初簡單ナル単音歌曲ニ起リ漸次高等ノ唱歌ニ及フモノトス

諸重音唱歌ヲ教授スルハ甚ダ難事ニ属スト雖トモ現今ニ在リテハ當掛助教等略其理ニ通シタレバ自今ハ高等ノ唱歌書及メーソン氏掛圖等ヨリ適當ノ歌曲ヲ抜萃シ先ツ之ヲ當掛傳習人ニ施シテ其適否ヲ試ミ次ニ女子師範學校ニ施シ漸ヲ以テ諸學校ニ及ボスベシ

洋琴ノ練習ハ将来彼我雅俗何レノ音樂ヲ學ブニモ必要ニシテ実ニ音樂ノ其礎トモ称スベキモノナレバ當掛傳習人必習ノ科目ト定ムベシ

箏及胡弓ハ将来學校唱歌ニ適用スベキモノナル事既ニ前章ニ述ベタル如クナレバ是亦必習ノ科目ト定ムベシ風琴ヲ授クルモ亦其理由之ニ同シ

管絃樂器ハ高等ノ音樂ニ進ムノ徒必ズ學バザル可ラザルモノナレバ當掛ニ於テハ傳習人ノ志望ニ任シテ之ヲ撰習セシムベシ

當掛ニ箏テ若干名ノ傳習人ヲ置キ之ヲ教養スルヲ要スル所以ハ學校唱歌ノ事タル創設ニ属スルヲ以テ新曲ヲ得ル毎ニ先試ニ之ヲ施シテ其適否ヲ檢スルノ具無カル可ラズ是レ傳習人ヲ置クベキ理由ノ一ナリ音樂ノ事タル頗ル習熟シ難キ一科ニシテ尋常ノ人ニテハ僅々數年ニ成業スル能ハズト雖モ之ヲ本邦音樂ニ熟スル者ニ傳習スルトキハ短少ノ期月ヲ以テ好結果ヲ得ル事既ニ當掛ノ經驗ニ於テ明瞭ナリ故ニ此ノ如キ徒ニ傳習スルハ至少ノ費額ト年月トヲ以テ至適ノ音樂教員ヲ養成スル事ヲ得ベシ是レ傳習人ヲ置クベキ理由ノ二ナリ將來我國樂ヲ振興改進スル事ノ如キハ我音樂ニ熟シ能ク音樂ノ理ニ通スルモノヲ得ルニ非レバ能ハズ是ノ如キ者ハ當掛ニ於テ養成スルニ非レバ決シテ他ニ求ムベカラズ是レ傳習人ヲ置クベキ理由ノ三ナリ

女子師範學校ニ於テ傳習スベキモノハ唱歌、風琴、箏及胡弓トス當掛ニ次キ唱歌ノ最モ高尚ノ地ニ達スベキモノハ東京女子師範學校ニ在リ該校生徒ハ諸重音唱歌ノ初歩モ既ニ練習スルニ至リタレバ自今ハ當掛ニ於テ研究ノ上一層高等ノモノヲ得ルニ随ヒメーソン氏及ビ助教等ヲシテ之ヲ該校ニ施サシムベシ

風琴ハ音調ノ狂ヒ極メテ少ク學校唱歌ノ教授ニハ最モ適當ニシテ且習ヒ易キモノナレバ之ヲ該校生徒ニ傳習セバ他日唱歌ヲ教授スルニ當リ大ナル助トナルベシ

箏及胡弓ハ之ヲ習フ事風琴ニ比スレバ遥カニ難シト雖モ本邦普通ノ樂器ニシテ且其價モ廉ナルカ故ニ學校唱歌ニハ頗ル適當ノモノトス故ニ該校生徒必習ノ一科ト定ムベシ

東京師範學校ニ於テ傳習スベキモノハ女子師範學校ニ大同小異ナリト雖モ甲校ノ唱歌ハ乙校ノ唱歌ニ比スレバ稍下等ニ居リ又箏、胡弓ノ傳習ハ難キニ過キ到底之ヲ施ス事能ハザルモノトス

學習院ニハ專ラ唱歌ノ傳習ヲ為シ特別有志ノ輩ニハ管絃樂器ノ傳習ヲ許スモ可ナルベシ

〔後略〕

このあと明治十五年一月の演習会に及んでいる。一九八頁を参照。

(二)「内外音律ノ異同研究ノ事」

其一　音樂教師メーソン氏来航ノ始メニ當リ本邦在来ノ諸種ノ音樂ヲ審聽セシメ其音律ノ西律ニ異ナル所アリヤ又其声曲ノ正理ニ適スルヤ否ヲ訊問セシニ同氏ノ言ニ本邦音樂ニ熟スル所ノ諸家奏スル所ハ毫モ西律ニ異ナル事ナシ但其旋律ノ法ニ於テハ少ク異ナル所アリト云ヒシカ今日ニ至リテハ愈其真ニ然ルヲ信シテ毫モ疑フ所アルヲ見ズ

其二　本邦音樂家ニ就キ我音律ノ西洋ニ齊キヤ否ヲ訊問セシニ箏曲家山勢松韻ノ如キハ始メテ「ピアノ」ノ音ヲ知リタル時ヨリ其律ト箏ノ調子トハ毫モ異ナル所ナシト云ヘリ又雅樂家ノ諸氏ニ就テ之ヲ質セシニ我十二律ハ「ピアノ」ノ十二音（全音七半音五ヲ合シテ云フ）ニ殆ト相同シト云ヘリ於是乎東西音樂家ノ説ク所恰モ符節ヲ合スルガ如キヲ知レリ

其三　音樂取調掛ニ傳習人ヲ置キシ以来入學セシ所ノモノハ皆従前或ハ箏曲ニ或ハ長謡ニ或ハ清樂ニ或ハ雅樂ニ通セシ者ナリ故ニ若

シ本邦ノ音律即チ従前彼等カ習學セシ所ノ声曲ヲシテ西洋ノ音律即チ今将ニ習學セントスル所ノモノト大異アラシメハ其成業ハ殆ト期ス可ラザル程ノ困難ヲ来スベシ可トナレバ従前習學シテ深ク腦漿ニ浸入セシ所ノモノヲ全ク除却スルニ非レバ新律ニ移ル能ハザルヲ以テナリ然ルニ其實蹟ニ就テ之ヲ考察スレバ雅樂箏曲長謡等ニ熟セシモノハ其進歩特ニ著シク教師メーソン氏ヲ始メ他ノ洋人等モ其習熟ノ迅速ナルヲ驚愕シテ措カザルニ至レリ亦以テ彼我ノ音律異ナラザルヲ知ルベキナリ

其四　以上歴擧セシ所ノ諸證ハ可ハ即チ可ナリト雖トモ皆ナ偏ニ音樂家ノ耳覺ニ頼テ之カ判斷ヲ下セシモノニシテ理學上ノ理論ヨリ之ヲ明決セシモノニ非ス故ニ音樂ニ熟スルモノハ其真ニ然ル所以ヲ知リテ之ヲ確信スベシト雖トモ未タ以テ音樂ニ熟セザルモノヲシテ之ヲ確信セシム可ラス於是更ニ一法ヲ発明シテ理學上ヨリ之ヲ證セン事ヲ務メ乃チ左ノ結果ヲ得タリ

凡ソ我國ノ樂器中廣ク世上ニ行ハルヽハ三絃ニ超ユルモノナシ故ニ三絃ヲ以テ彈スル所ノ歌曲能ク西律ニ合スルモノナレバ以テ我民間ノ声律ノ彼律ニ等キヲ證スルヲ得ベシ故ニ本掛ニ於テハ試驗ヲ施スニ當リ特ニ三絃ヲ用テ其目的ヲ達セン事ヲ務メタリ

音律ノ事ヲ精究センニハ空氣ノ顫動數ニ根スル所ノ數理ニ據ラザル可ラス然レトモ其事タル頗ル精確ヲ要スルモノニシテ實施ノ困難ヲ極ムルカ故ニ今一ノ便法ニヨリテ之ヲ證明スベシ其方法即チ左ノ如シ

今一絃ヲ取リテ其發スル所ノ音ヲ根基ト定メ其絃ヲ二分シテ之ヲ彈スレバ乙音（本邦ノ第十三律即チ西洋ノ第八音）ヲ發シ之ヲ三分スレバ第五音ヲ発シ之ヲ四分スレバ乙音ノ第八音ヲ発スベシ次ニ之ヲ五分シ六分シ七分シ八分シテ逐次諸音ヲ發スルハ自然ノ理ニ出ツルモノニシテ之ヲ天然ノ和絃ト称ス右ノ理ニ従テ各音ラ發スル所ノ絃ノ長ヲ定ムル事左ノ如シ

一ハ	第一音ヲ發ス		
二分ノ一ハ	第八音即チ第一音（乙）ヲ發ス		
三分ノ一ハ	第五音ラ發ス		
四分ノ一ハ	第一音（丙）ヲ發ス		
五分ノ一ハ	第三音ヲ發ス		
六分ノ一ハ	第五音（乙）ヲ發ス		
七分ノ一ハ	第七音短ヲ發ス		
八分ノ一ハ	第一音（丁）ヲ發ス		

右ノ分數ニヨリテ第一第三第五第七短及第八ノ五音ヲ發スベキ絃ノ長サヲ定メ得ベシト雖トモ他ノ諸音ハ之ヲ定ムル能ハズ故ニヘルムホルツチンダルチヤペルノ如キ理學者ニシテ最モ音樂ノ理論ニ精通セシ諸氏ノ説ヲ取リ之ヲ補足スル事左ノ如シ

第一音ヲ一ト定ムレバ	
第一音嬰ハ	十七分ノ十六ナリ
第二音ハ	九分ノ八ナリ
第二音嬰即チ短第三音ハ	六分ノ五ナリ
第三音ハ	五分ノ四ナリ
第四音ハ	四分ノ三ナリ
第四音嬰ハ	二十三分ノ十六ナリ
第五音ハ	三分ノ二ナリ

第五音嬰即チ短第六音ハ　八分ノ五ナリ
第六音ハ　五分ノ三ナリ
第六音嬰即チ短第七音ハ　七分ノ四ナリ
第七音ハ　十五分ノ八ナリ
第八音ハ第一音ノ乙音ニシテ　二分ノ一ナリ
今三絃ノ柱ヨリ棹頭ニ至ルノ距離二尺五寸八分アルニヨリ上ノ比例ニヨリ諸音ノ位置ヲ定ムレハ各音ノ絃ノ長サ左ノ如クナルベシ

第一音　二尺五寸八分
第一音嬰　二尺四寸二分八厘
第二音　二尺二寸九分三厘
第二音嬰　二尺一寸五分
第三音　二尺〇六分四厘
第四音　壹尺九寸三分五厘
第四音嬰　壹尺七寸九分四厘
第五音　壹尺七寸二分
第五音嬰　壹尺六寸一分二厘五毛
第六音　壹尺五寸四分八厘
第六音嬰　壹尺四寸七分四厘
第七音　壹尺三寸三分壱厘
第八音　壹尺二寸九分

右ノ如ク各音ノ絃ノ長ヲ定メ三絃ノ棹ニ横線ヲ畫シテ其位置ヲ記シ山勢松韻ヲシテ本邦ノ俗曲ヲ彈セシメシニ左ノ如キ結果ヲ得タリ

第一　三絃ノ諸調子

本調子ト称スルモノハ一ノ絃ヲ第一音トシ二ノ絃ヲ第四音トシ三ノ絃ヲ第八音トス
二上リト称スルモノハ一ノ絃ヲ第一音トシ二ノ絃ヲ第五音トシ三ノ絃ヲ第八音トス
三下リト稱スルモノハ一ノ絃ヲ第一音トシ二ノ絃ヲ第四音トシ三ノ絃ヲ第六音嬰即チ短第七音トス

右各調子ノ諸音ヲ定ムルニハ山勢ヲシテ三絃ヲ各種ノ調子ニ合セシメ然ル後第一絃ヲ取リ前ニ記スル所ノ諸種ノ横線上ニ於テ之ヲ押ヘ或ル點ニ於テ發スル所ノ音第二絃ト合スルトキハ同律相應スルノ理ニヨリテ忽チ其顫動ヲ第二絃ニ傳ヘ又他ノ點ニ於テ發スル所ノ音第三絃ト同律ニ至ルトキハ其顫動ヲ第三絃ニ傳フルヲ以テ眼能ク律ノ異同ヲ判スルヲ得タリ甲ハ全ク耳覺ニヨリテ音律ヲ調シ乙ハ偏ニ視力ニヨリテ其異同ヲ檢シ甲乙ノ成績恰モ符節ヲ合スルカ如ク前條掲クル所ノ諸音ヲ得タルハ亦奇ナラズヤ

三絃ニ用フル各調子ノ上ニ掲ル所ノ如キハメーソン氏ノ早ニ發見セシ所ニシテ他ノ洋人及日本人中ニモ其然ル所以ヲ説キシモノ既ニ數名ノ多キニ至レリ然レトモ理學上ノ道理ニヨリテ之ヲ證明セシハ蓋シ前記ノ試驗ヲ以テ始トスルモノナリ

本邦三絃ノ調子ノ西律ニ同シキハ既ニ前ニ説クカ如シト雖トモ其奏曲ノ際果シテ正律ニ合スルヤ否ヤハ未タ世人ノ知ラサル所ナリキ然ルニ本掛ニ於テハ又一ノ試驗ニヨリ其真ニ然ル所以ヲ発見セリ即チ横線ヲ棹上ニ畫シテ諸音ノ位置ヲ定メタル所ノ三絃ヲ取リ山勢氏ヲシテ本邦ノ俗曲數種ヲ奏セシメシニ其際同氏ガ指頭或ハ甲ノ横線上ニ或ハ乙ノ横線上ニ至リテ之ヲ押ユルモ未タ曾テ線上

ヲ離レテ他處ニ走ル事ナシ同氏ハ素ヨリ盲人ナルヲ以テ其横線何ノ處ニ畫セルヤヲ知ルノ理斷エテ有ル事ナシト雖トモ其指頭ノ全ク各音ノ位置ニ至ルヲ見レハ以テ我俗曲ニ用フル所ノ声律ハ自ラ西洋ノ律ニ異ナラザルヲ證スルニ足ルベシ尤三絃ノ如キ不完全ナル樂器ハ音調狂ヒ易キモノナルヲ以テ理学的ニ精確ナル結果ヲ求メン事ハ得テ望ム可ラザルナリ

第二　箏曲ノ調子

平調子ト称スル所ノモノハ二ノ絃ヲ第一音トシ三ノ絃ヲ第二音トシ四ノ絃ヲ第二音嬰即チ短第三音トシ五ノ絃ヲ第五音トシ一ノ絃ハ之ト同律ナリ然シテ六ノ絃ヲ第五音嬰即チ短第六音トシ七ノ絃ヲ第八音トス即チ二ノ絃ノ乙音ナリ其他諸絃ハ次ヲ逐テ諸音ノ乙音トナリ又斗為巾ノ三絃ハ丙音トナルモノナリ

箏曲ニ用フル所ノ調子ノ類多シト雖トモ其律ニ異ルトコロナキハ準シテ知ルヘキナリ

右ニ掲ケタル平調子ナルモノハ西洋ノ短音階ニ毫モ異ナル事ナシ抑モ短音階トハ第三音ト第六音ノ短ナルモノヲ称スルナリ

西洋ノ音樂ニハ長音階ト短音階トノ二種アリテ之ヲ併用セザルニ非スト雖トモ多クハ長音階ヲ用ヒ短音階ハ悲哀ノ曲ノ如キ陰氣ヲ帯ルモノニ非レハ之ヲ用フル事甚稀ナリ然ルニ本邦ノ音樂ニハ短音階ヲ用フル事却テ多ク偶々長音階ヲ用ヒント欲スルトキハ第三音ト第六音トヲ高クスト云ヘリ今長短二種ノ音階ヲ示ス左ノ如シ

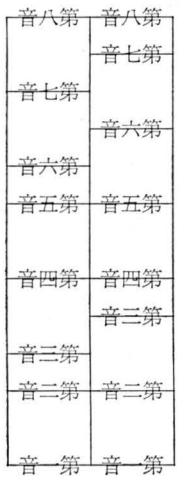

〔上段の図〕

以上歴擧スル所ノ諸證ニヨリテ見ルトキハ我音律ト西洋ノ音律トハ毫モ異ナル所ナシト論決シテ可ナリ

（三）「本邦音階ノ事」

我邦在来ノ音樂ハ之ヲ大別シテ二種トス曰ク雅樂曰ク俗樂是ナリ蓋シ雅樂ハ支那傳来ノ音樂ナリ支那ノ音樂ニ於テハ宮商徴羽ト云フ事アリ之ヲ總稱シテ五声ト曰フ是レ音樂ノ基礎ヲナスモノニシテ支那ニ於テモ其由来最モ久シ然リ而シテ支那ニテハ音律ヲ調スルニ古来三分損益ト云フ事ヲ唱ヘ日本ニテハ順八逆六ト云フ事ヲ唱ヘ来レリ其大略ハ左ノ如シ

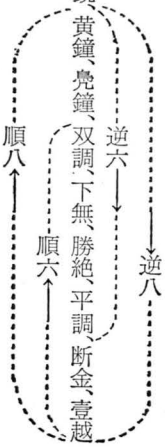

今音樂上ノ術語ヲ以テ之ヲ説ケハ順八ハ第五音ニシテ逆六ハ第四音ニ當レリ即チ順八トハ五音ヲ加フル事ニシテ逆六トハ四音ヲ減スル事ナリ故ニ本邦音樂家ノ云ヒ来リシ順八逆六ト云事ハ五音ヲ加ヘ四音ヲ減スルト同シ但シ呂旋ニ在リテハ此法ヲ以テ諸音ヲ取リ得ベシトイヘトモ律旋ニテハ少シク難キ所アリ故ニ順六逆八ナルモノヲ

用フルヲ便トス即チ壹越ヨリ双調ニ至ルハ順六ニシテ黄鐘ヨリ壹越ニ至ルハ逆八ナリ然レバ則チ順六ハ四音ヲ加フルニ同シクマタ逆八ハ五音ヲ減スルニ同シ

壹越、断金、平調等ノ律名ヲ用フルハ唱歌上ニ演奏上ニ其他記譜上等ニ不便少カラサルヲ以テ本掛ニ於テハ従来(イ)(ロ)(ハ)等ノ假字ヲ以テ其用ニ供セリ即チ二者ヲ對比スレバ左ノ関係ヲ有スルヲ知ルベシ

ニ　ハ#　ハ　ロ　イ#　イ　ト　ト#　ヘ　ヘ

壹越、上無、神儀、盤渉、鸞鐘、黄鐘、鳧鐘、双調、下無、勝絶、

ホ　ニ　ニ#　ニ

平調、断金、壹越、

又宮商角等ニ代フルニハ(1)(2)(3)等ヲ以テセリ是レ要スルニ其理ヲ同シテ其用ニ便ナルヲ以テナリ即チ二者ヲ對比スレバ左ノ如シ

1　6 5　3 2　1

宮　羽徴　角商　宮

抑音樂ノ學理上ニ於テハ宮商角徴羽ノ五声ヲ以テ足レリトスルトコロナリトイヘトモ實地家ニ於テハ樂曲製作上ナホ不完全ヲ覚フルニヨリ更ニ二ケノ変声ヲ要シ之ニ由テ始メテ音律ノ完全ナルヲ得タルモノトス但シ此変声ノ入ルベキ所ハ甚タ不定ナリト雖トモ何レニセヨ変声ヲ要スルハ必定ナリ蓋シ呂旋ニ在リテハ其変声ハ先ツ之ヲ角ヨリ順八ニトルベシ角ヨリ順八ハ即チ變宮ナリ因テ次ニ變徴ヲトル變徴ハ變宮ヨリ逆六ニシテ之ヲ得ベシ是レ本邦音樂實地家ノ要スルトコロノモノナリ

偖之ヲ西樂ニ所謂自然長音階ニ比スベシ該音階ニテハ本掛所製ノ調絃歌ノ如ク先ツ(1)ヨリ(4)ニ至リ次ニ(1)ヨリ(5)ニ至リ次ニ(5)ヨリ(2)ニ(2)ヨリ(6)ニ(6)ヨリ(3)ニ(3)ヨリ(7)ニ至ル然レハ自然長音階ト日本呂旋ト異ナル所如何ト云フニ呂旋ニ在リテハ(4)ノ音程半音高シ即チ嬰第四音ト為ル是レ變宮ヨリ逆六ニ取リタルヲ以テナリ然レトモ若シ之ヲ宮ヨリ順六ニトラバ則チ其第四音ノ正シキモノヲ得ベシ故ニ其相異ナルトコロハ獨リ變徴ノ取方ノミニ存セリ變徴ハ或ハ退徴ニ至リ第四音トナル事アリト云ヘリ夫レ自然長音階ト我呂旋トハ此ノ如クタヾ一ケ不定音ノ異ナルトコロアルノミトス然リ而シテ變徴ハ我音樂ニ出ル事甚タ希ナリモシ此変徴ノ常用ナルモノナランニハ此音ノナキニ苦シムベシ然レトモ変徴ハ至テ希ニ出ルヲ以テ此ノ変徴ノ全ク欠クルモマタ理論上及ヒ技術上敢テ大ナル影響ナキモノトセリ

自然長音階ト呂旋ト相等シキ事其レ此ノ如シ故ニ之ニ(1)(2)(3)等ヲ記入スレバ左ノ如シ

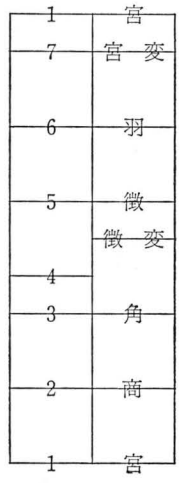

蓋シ變徴ハ(5)(イ)(#4)(ヤ)(5)(イ)ノ(ヤ)ニ當リ西樂ニ於テモ此音ハ最モ動キ易キモノヽ一トス

次ニ律旋ニ就テ述ベントス律旋モ亦宮商角徴羽ヲ以テ成レリ但シ此旋法ニ於テ先ツ呂旋ニ異ナル所ハ角ニ在リトス即チ律角ハ呂角ニ比スレバ一律ヲ高クス其調音ハ宮ヨリ順八ニテ徴ヲトル徴ヨリ逆六

ハ商トナリ商ヨリ順八ハ羽トナル茲ニテ呂旋ナレバ羽ヨリ角ヲ取ルベキナレトモ律旋ナルヲ以テ宮ヨリ順六ニ其角ヲ求メサル可ラズ律旋ノ五声既ニ成ル然レトモ律旋モマタ五声ノミニテハ少シク足ラザルトコロアリ故ニ嬰羽嬰商ノ変声ヲ要セリ嬰羽ハ角ヨリ順六ニ當リ嬰商ハ嬰羽ヨリ逆八ニ當ル順六逆八ハ律旋ヲ調スルニ必要ノモノトス雅楽ニテ箏ヲ調フルニモ実際順六ノ法ヲ用フルト云フ律旋此ニ於テ成ル今之ヲ自然短音階ニ此較スベシ

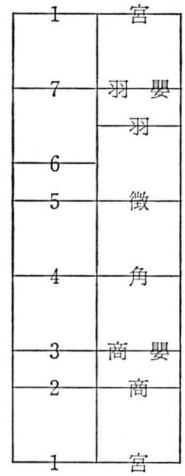

今此ニ音階ヲ比較スルニ自然短音階ニ在リテハ第六音ハ(♭6)ニシテ律旋ニ在リテハ(6)ナリ是レ彼此相異ナル一點トス

然ルニ律旋ノ唱歌ハ理論上ニハ羽ニ至ルベシトイヘトモ樂器ナキトキハ往々(♭6)ニ下ルヲ発見セリ是レ其動キ易キモノナル所以ナリ蓋シ此第六音ハ音階上緊切ナル関係ヲ有スルモノニテ第三音ノ短ナルトキハ此第六音モ又短トナルヲ常トスルモノヽ如シ故ニ呂律ニ旋法ノ自然音階ニ異ナル所ハ律旋ニテハ(♭6)ニ在リ呂旋ニテハ(♯4)ニアルモノニシテ其変異タル全ク不定音ニ属スルモノノミニシテ大体ニ於テハ相同シキ事自ラ明了ナルベシ

偖是ヨリ俗曲音階ニ渉ルベシ此音階ニ就テハ従来研究シタル者ナクシテ未タ之ヲ確定スル能ハストイヘトモ本掛ノ研究ニヨリ先其真ニ近キモノニ據テ論ヲ立ントス但シ今日茲ニ其二音階ヲ講述スベシ

トイヘトモ未ダ決シテ之ヲ以テ本邦内ノ俗曲皆帰ノモノトハ為スベカラザルナリ

凡ソ音階ノ研究ニ就テ一困難ハ宮タルベキ音ヲ発見スルノ難キ是ナリ西洋ノ如ク音階ノ正シク確定セル所ニテハ其事タル其タ容易ナリトイヘトモ本邦俗曲ニテハ未タ音階ノ一定セルトコロヲ発見セサルヲ以テ甚タ之ヲ難シトス熟〻古今ヲ歴観スルニ我俗曲ニ於テモマタミナ多クハ宮音ヲ以テ始リ宮音ヲ以テ終ルモノヽ如シタトヒ或ハ宮ヲ以テ始ラザルモ宮ヲ以テ終ルアリ蓋シ従来研究シタルトコロニ於テハ俗曲ノ宮ハ西楽(ハ)調音階ノ(ロ)ニ當ルモノトス雅樂ニテハ順八逆六或ハ順六逆八ノ取方ニテ調ヲ定ムル事既ニ上述スルカ如シ俗曲モマタ其理然ルヲ信セリ俗曲中一種ノ音階ハ即チ左ノ如シ

(乙)

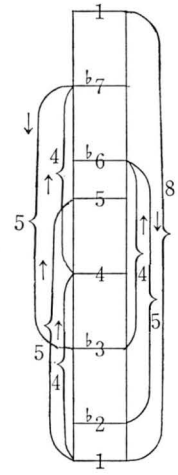

此音階ニ於テハ先ツ(1)ヨリ(4)ニ取リ次ニ(1)ヨリ(5)ニ取リ次ニ(4)ヨリ更ニ四音上ニ取ル即チ(♭7)ナリ次ニ此(♭7)ヨリ五音下ニ取ル即チ(♭3)ナリ次ニ(♭3)ヨリ四音上ニトル即チ(♭6)ナリ次ニ(♭6)ヨリ五音下ニ取ル即チ(♭2)ナリ

音階ノ構成上ニテ調子ヲ取レハ如此ナレトモ実地音楽ニテハ更ニ便法ニ據リテ諸音ヲ調スルモノアリ

俗曲ニハ此他ナホ一種ノ音階アリ此一種ニ於テハ前ノ一種ニ異ナルトコロハ(5)ノ(♭5)トナルノ一點ノミニ在リ律ノ取方ハ即チ記號ヲ以

テ指示スル如シ

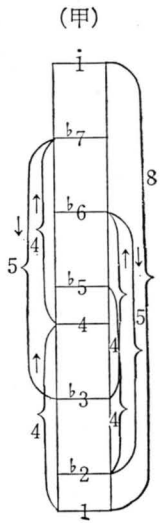

抑俗曲中ニ往々此種類ノモノアリトイヘトモ田舎ノ童謡等ノ如キ風俗歌中ニハ或ハ決シテ此ニヨラズシテ却テ自然音階ニ近似セルモノアリ故ニ斯ノ如キ音階ヲ以テ本邦固有ノ音階トハ為スベカラザルナリ

音律ハ生活物ノ所用ニ属スルヲ以テ演奏ノ際自然ノ変化ヲ来スハ数ノ免レザル所ニシテ従来ノ研究ニヨレバ其律次第ニ上騰スルハ信シテ疑ハザルトコロナリ故ニ今日壹越ト称スル所ノ律モ数百年ノ後ニハ今日ノ断金ニ等シキニ至ルベク又今日ノ黄鐘ハ古昔ノ黄鐘ニ等シカラザルハ唯理論上ニ然ルノミナラズ其證憑分明ナリトス然リ而シテタトヒ音律ハ斯ノ如ク変シ易キモノナルモ其調子ノ取方ニ至テハ千古不変ナルモノトス即チ壹越ノ律ヨリ黄鐘ノ律ニトルガ如キハ壹越ノ律上騰スレバ黄鐘モ亦随テ上騰スベク其四音五音ノ関係ヲ有スルハ未ダ曾テ変ゼザルトコロニシテ天下普通ノ大理ナリ其詳細ノ如キハ次項ニ就テ更ニ之ヲ證論スベシ

（四）「希臘音律ノ事」

音樂ハ史冊ニ由ラズシテ樂曲又ハ樂器ニ由リテモ亦能ク其系統血脈ヲ推究スルヲ得ベシ其理例ヘバ地質學上ニ於テ太古ノ時代ニ属シタル生物ノ化石ト為リテ今日見ルベキモノアルトキハ之ニ因テ數百萬年ノ往時ヲ眼前ニ提出スルヲ得ルカ如シ抑音樂上ノ化石トモ云フベキハ音階ナリ音階ヲ以テハ有史以前ノ太古ニ属スル事情モマタ之ヲ一目ニ證認スルヲ得ベシ然リ而シテ音樂史上古代ニ属スルモノ甚ダ多シトイヘドモ之ヲ證明スルノ最モ確切著明ナルモノハ即チ希臘ナリ

希臘ニテ最モ古キ樂器ハ「ライル」ナリ「ライル」ノ絃ハ初メ四筋ニシテ此樂器演奏ノ際ハ之ヲ左ヘ抱ヘ持チ右手ニテ彈ゼシモノナリ其絃四筋ナルヲ以テ又之ヲ「テトラコルド」（四絃琴）ト称セリ即チ太古ハ此四絃ノモノナリシカ中古ニ至リ一變シテ七絃ノモノトナリタリ希臘ニテハ中絃ヲ宮ト為ス即チ宮ハ常ニ拇指ヲ用ヒテ之ヲ彈シ次ニ食指ヲ用ヒタルモノヽ如シ

太古希臘ノ樂器は此ノ如ク粗末ナルモノナリシガ他ニマタ我篳篥ニ類似シタルモノアリナホ其他二三ノ樂器モアリトイヘトモ其最モ貴重セシモノハ此「ライル」ナリ但シ此ニ於テ專ラ講究スルヲ要スル所以ノモノハ樂器ニアラズシテ其律ノ取方ニアリ故直チニ其要點ニ進ムベシ抑此樂器ニ於ケル律ノ取方ハ之ヲ音階ニ構成シテ解明スレバ即チ左ノ如キモノト為ル

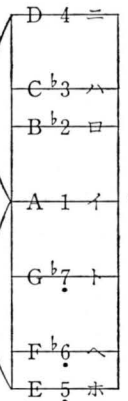

上記スル所ハ希臘最古風ノモノナリ

此ニ一ノ奇異ナル事アリ前項ニ講述シタル所ノ音階中ニ於テ此音階ト符合スルモノアリ即チ俗樂ノ乙種音階是ナリ

夫レ雅楽ノ音階ハ支那ヲ経テ印度ヨリ傳リタリトスルモ俗樂音階ニマタ此ノ如ク符合スルアルハ豈奇ナリト云ハザルベケンヤ今試ミニ其理由ヲ述ベン蓋シ此希臘ノ音階ト現今本邦人ノ俗曲ニ用フル音階ト相同ジキハ是レ即チ音樂ノ人性自然ニ基ク所以ニシテ彼此ノ二國音樂ノ大源ヲ一ニシ其進度ヲ同ウスル所以ナリトセザルヲ得ザルナリ但シ律ノ取方ニナホ一種ノ方法アリ左ノ如シ

開接法即大全法

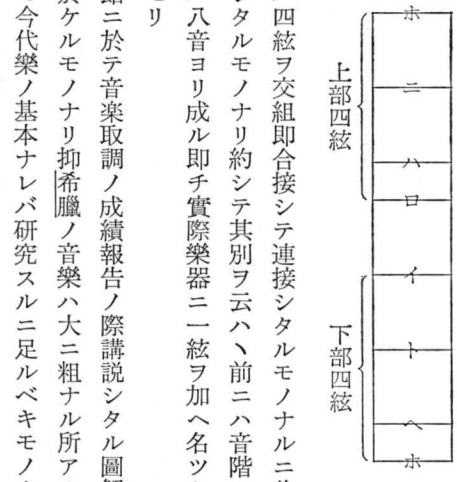

前ノ音階ハ四絃ヲ交組即合接シテ連接シタルモノナルニ此音階ハ粗組即開接シタルモノナリ約シテ其別ヲ云ハヽ前ニハ音階ハ七音ヨリ成リ此ニハ八音ヨリ成ル即チ實際樂器ニ一絃ヲ加ヘ名ツクルニ一新名ヲ以テセリ

曩ニ昌平館ニ於テ音楽取調ノ成績報告ノ際講説シタル圖解ハ即チ此大全法ニ於ケルモノナリ抑希臘ノ音樂ハ大ニ粗ナル所アルヲ免レズトイヘトモ今代樂ノ基本ナレバ研究スルニ足ルベキモノナリ本邦雅樂ノ音階モ俗樂ノ音階モミナ此希臘音階中ニナキモノハ更ニ之ナシ即チミナ既ニ希臘ノ音階中ニ包有セリト云テ可ナリ猶音樂浴革大綱ノ條參照アルベシ遠ク之ヲ史乘ニ徵シ又之ヲ理論ト実際トニ照ラシテ之ヲ考フルニ到底帰スル所音階ナルモノハ如此モノニテ天然自然ニ出ルモノナレバ此理ヲ外レテ出来ベキ理由アル事ナシ其情恰カモ酸素ト水素ト結合シテ水ヲ成スガ如ク水酸二素ハ何ヲ以テ水ヲ成スヤ其成ル理法ニ於テハ人智ノ得テ知ルベカラザルトコロアリトイヘドモ其水ノ成ルハ事実ノ證スル所ナリ音階モ亦然リ此音階ノ成ルハ如何ナル理ナリヲ知ル可ラズト雖トモ其実古今東西ヲ問ハズ決シテ相異ナリタル方法ニ由テ成ルニアラサルナリ唯其少シク相異ナリトスベキハ其宮トスルトコロヲ異ニスルアルノミ然レドモ是レ敢テ音階ノ異ナルニハアラズ宮トマルトコロノ異ナルハ其曲調ノ剛柔勇否ノ度ヲ異ニスルニ因ルモノニテ所謂音樂ノ進歩ニ歸因セリ蓋シ宮ハ即チ樂曲ノ主将ナレバ此主将ノ柔弱ニシテ其樂曲ノ勇壯ナルヲ致スベキ理由ナシ彼ノ羅馬希臘等ニ於テモミナ既ニ音階ノ柔弱ナルニ困シミ勇壯ナル人民ヲ作ランニハ勇壯ナル樂曲ヲ用ヒザルベカラザルヲ悟リシモノヽ如シ當時樂曲ノ主音即チ宮ノ一大勢力ヲ存シ樂曲ヲシテ勇壯ナラシムルニ適スルモノヽミヲ選ミ以テ遠ク今代樂ノ源ヲ發セシハ亦疑ヲ容レザル所ナリ

附希臘古樂「アポロ」讃歌發見ノ事(1)

(1) 音楽取調掛員が〈アポロの讃歌〉として音律の研究に取り組んだこの曲は、メソメディスの三つの讃歌の一つ〈大陽神ヘリオスへの讃歌〉であった。これはチャペル William Chappell (1809-1888) の原書 The History of Music (Art and Science), Vol.1 においてすでに間違っていたもので、A. Schering: Geschichte der Musik in Beispielen で確認することができた。

希臘古樂ノ今代樂ニ須要ノ関係ヲ有スルハ前段縷述スルカ如シト雖トモ其樂曲ノ今日存在シテ研究ノ資料トナルベキモノ甚少ク正真ノ希臘樂トシテ信ヲ置クベキモノハ全世界中唯二三曲ニ過ギザルノミ此「アポロ」ノ讃歌ハ古昔希臘人カ美術ノ神トシテ信敬シタル「アポロ」ノ徳ヲ頌シテ作リタルモノニシテ実ニ二千有餘年前ノ古

樂ナリ抑モ此曲ノ始メテ世ニ知ラレタルハ西暦一千五百八十一年ニ於テ有名ナル天文學士ガリレオノ父ヴィンセンツ、ガリレオガ以太利國羅馬ノ「カーヂナル、セント、アンゼロ」ノ書庫ニ希臘曲ノ寫本アルヲ發見シ之ヲ其著書中ニ載セタルニ因レリ其後第十七世紀ノ頃英國にマーク、メーボムナルモノアリ同國オックスホルド學士社會ニ希臘文學及ビ音樂ヲ振興スベキ企アルニ際シ希臘有名ノ音樂家ノ作ヲ蒐集シテ一書ヲ著サン事ヲ謀リ大ニ諸家ノ助成ヲ得タリシガ遂ニ果サズ博士ジョン、ワリス其遺業ヲ継ギ一千六百九十八年頃ニ至リ始メテ著書ヲ完成セシガ其中ニ亦「アポロ」ノ讃歌ヲ載セリ又佛國ニブレットナルモノアリ巴里府佛王書庫中ニ希臘古樂ノ寫本ヲ發見シ一千七百二十年ニ至リ之ヲ或ル学社ノ報告書中ニ載セタリシガ「アポロ」ノ讃歌ハ即チ其一ナリキ是レ歐洲ニ於テ此曲ヲ傳来シタル略史ナリ

本邦ニ於テハ明治十三年本掛長此曲ヲチャペル氏音樂史中ニ得爾後其旋律ノ方法等ヲ研究セシニ元来希臘古樂ノ調律及ビ旋律ノ理論等は実ニ本邦ノ音樂ニ符合シ此曲ハ我盤渉調ニ當ルモノナルヲ發見セリ依テ取調掛員芝葛鎭ニ謀リ全ク本邦雅樂ノ法則ニ據リテ之ヲ調和シ三管二絃ヲ用キテ之ヲ奏セシメシニ其律呂ノ旋法ノ如キ殆ド彼我ノ別ヲ知ル能ハザルニ至レリ是レ我音樂ハ啻ニ理論ニ於テ歐洲ノ古樂ト其趣ヲ同クスルノミナラズ実際ノ奏曲ニ至リテモ亦大ニ異ナルトコロナキヲ證スルニ足ルモノナリ

希臘「アポロ」讃歌本邦樂器譜

琵琶　箏　鳳笙　篳篥　龍笛

盤渉調律旋

琵琶譜　只拍子

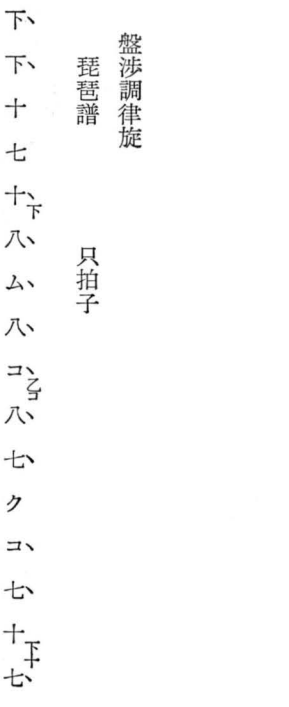

箏譜

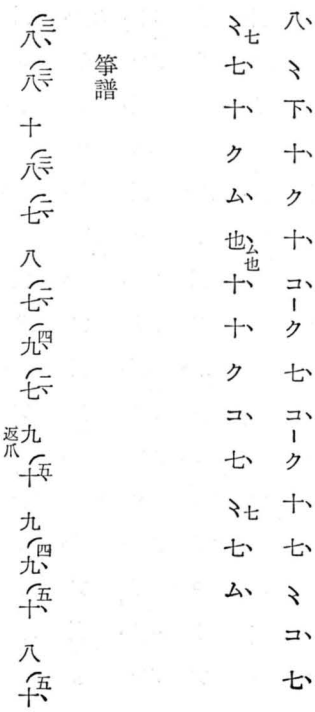

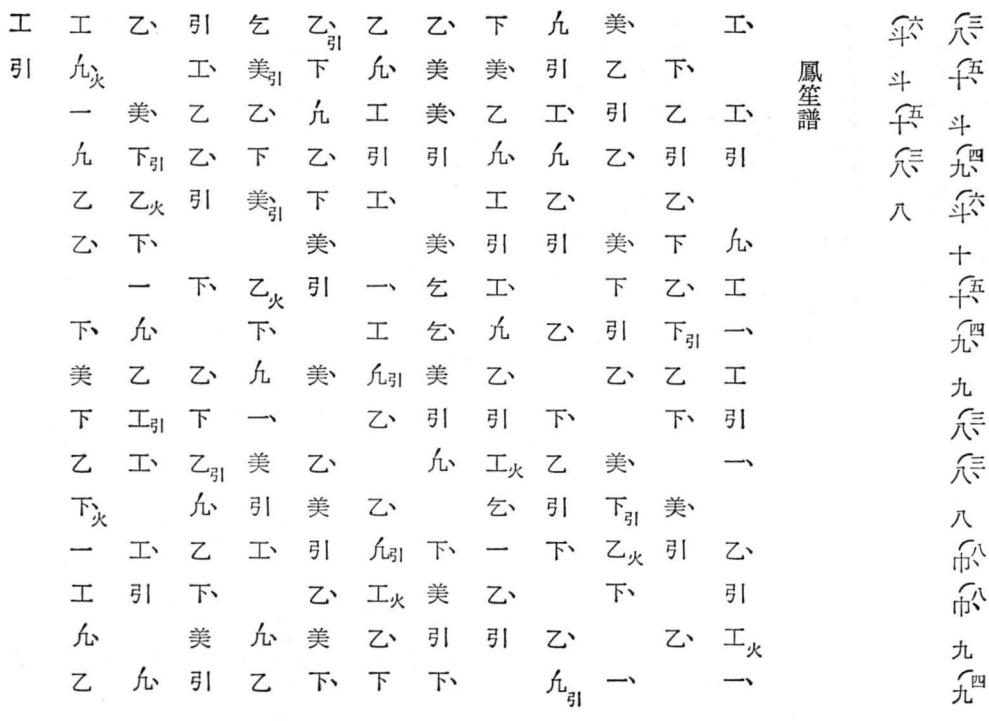
鳳笙譜

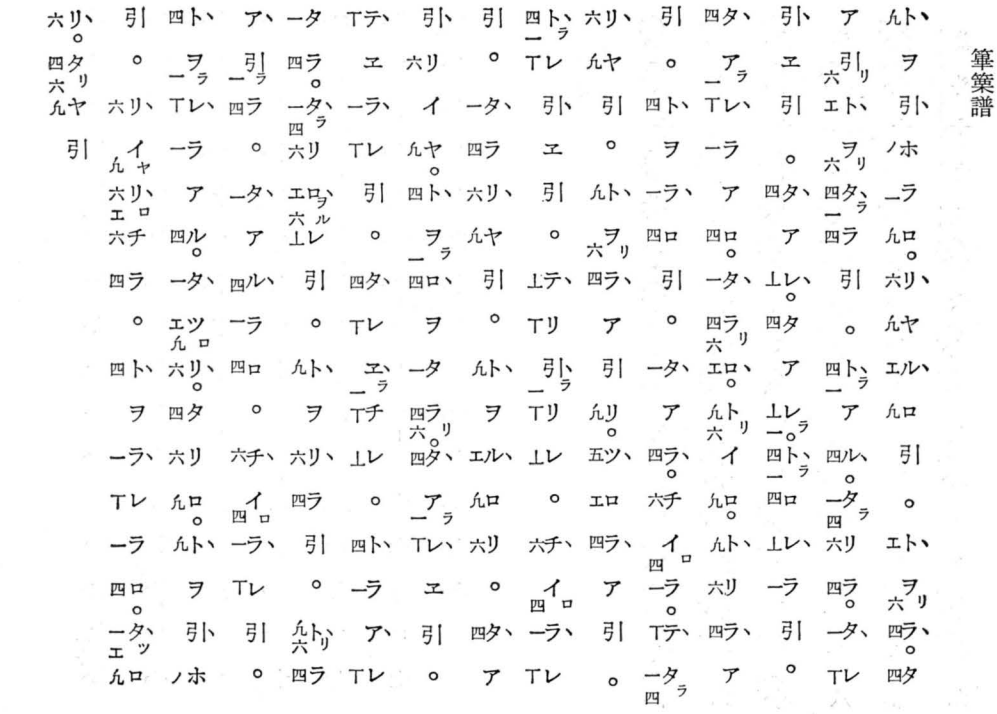
篳篥譜

龍笛譜

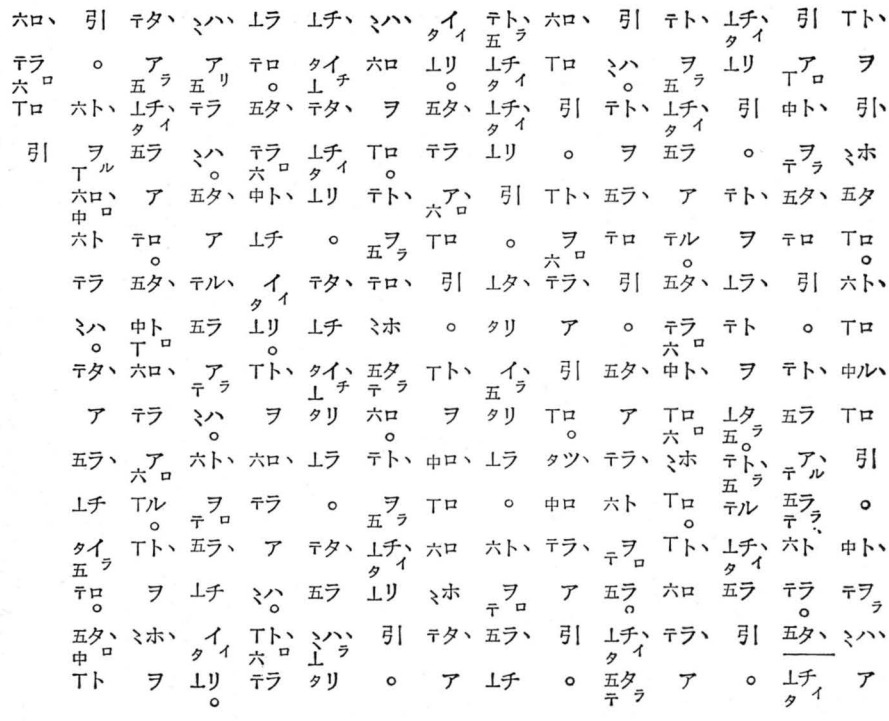

〔伊澤修二、希臘古楽〈アポロの讃歌〉を発見した時の短歌二首〕

（アポロは希臘人の尊崇したる美術の神なり）

聞けアポロ
二千年余の
後の世に
調べる琴の
音やは
乱るゝ

希臘古来の四絃琴の我旋法と同じきを見て

希臘も日本も
同じこゝ路ねを
こめて伝へし
四ツの緒琴に

修

（自筆巻紙片一通、長野県上伊那郷土館蔵）

（五）「音樂沿革大綱」

インゲルノ説ニ據ルニ欧洲ノ音樂ハ之ヲ希臘ヨリ傳ヘ希臘ハ之ヲ埃及ヨリ傳ヘ埃及ハ之ヲ印度ヨリ傳ヘタリト云ヘリ而シテ本邦ノ音樂ハ之ヲ支那ヨリ傳ヘ支那ハマタ之ヲ印度ヨリ傳ヘタリ其間多少變出轉生ニ係リ且事ノ頗ル太古ニ属スルヲ以テ或ハ未タ直接ノ関係ヲ詳カニセザルアリトモマタ間接ノ餘流ヲ汲ムニアラザルハナシ故ニ東西ノ音樂ハ印度ヲ以テ共同ノ大源トスベシ抑印度ノ音樂ノ埃及ニ傳ハリシハ「アリヤ」種族ノ一部ガ西移ノ際ニ在リ即チ印度語ノ欧

洲ニ移植セルト同一ノ機期ニ属セリトス蓋シ埃及ノ五声音階ハ印度ノ五声音階ニシテ希臘ノ「エンハーモニックジーナス」ハマタ此埃及ヨリ傳リタル五声音階ナリ而シテ埃及ニ流行シタル最古ノ樂器ハ笛ナリ笛ハ上古「アレキザンドリア」ヨリ埃及ニ至ル地方ニ於テ貴賤尊卑ヲ問ハズ誰アリテ一人モ之ヲ吹キ得ザリシ者ナク殊ニ「クレオパトラ」ノ父モ之ヲ好ミ吹笛王ノ綽名アリトムーアノ説ニ見エタリ此笛ハ即チ印度ヨリ渡リシモノトス蓋シ笛ハ所謂五声ヲ具ヘ印度ニ於テ最モ古キ樂器ノ一ニシテ上古此樂器ノ印度ニ行ハレシハ其證ニ乏シカラズ即チ印度人ガ上古ヨリ厚ク信仰スル偶像ナル「クリシナ」ノ如キハ若年ナル吹笛者ナリ其人民ノ吹笛ヲ愛称シタル事以テ知ルベシ抑笛ハ古今ノ称シテ音樂ノ母トスルトコロニシテ畢竟音樂ナルモノハ一片ノ竹端ニ風氣ノ偶觸シテ音響ヲ生ゼシニ由来シ笛ハ天下万國樂器ノ始祖タル事疑ヲ容レズ故ニ今日管絃ノ演奏ニ於テモ現ニ其諸樂器ノ律ハ尽ク笛ニ由テ之ヲ調フル事一定ノ規則ニシテ其律ノ調フモ乱ルヽモ皆此笛ニ由レリムーアノ説ニ拠ルニ埃及ノ音樂ノ希臘ニ傳ハリシハ埃及ノ人民ガ地中海ヲ航シテ對岸ニ渡リ今ノ希臘地方ヲ開拓セシ其日ニシテ即チ希臘開闢ノ際ニ在リ又ピサゴラスハ業ヲ埃及ノ僧侶ニ受ケ殊ニ音樂ヲ皆傳セリトモイヘリ希臘ノ「ドリアン」「フリージアン」及ビ「リジアン」ハ埃及ヨリ移シタル音階ニシテ樂器モ彼ノ笛ハ云フニ及バス其他種々之ヲ傳ヘタリ就中希臘ノ最古樂器ノ一ナル「ライル」ハ埃及直傳ノモノニシテ埃及ノ殿堂ニハ往々此樂器ヲ彫刻セルモノアリテ其證今ナホ現然タリ「ライル」ハ譯シテ立琴ト云フ其律ニ係リテハ希臘樂律ノ條ニ就テ見ルベシ偖此ノ加ク印度ノ音樂ノ埃及ヲ経テ希臘ニ傳リシハ歳月トイヒ距離トイフモ皆非常ニシテ音階ニ至大ノ變革ヲ来スベキニ然ハナクシテ其却テ現時我邦ノ音階ト相同シキハ「アポロ」ノ讃歌發見ヲ以テモ之ヲ概知スルニ足レリ実ニ希臘ノ音階ト本邦ノ音階ト符合スルモノアルハ其證分明ナリ今ヘルムホルツ音樂論ヨリ彼数種ノ音階ヲ抄譯シテ之ヲ本邦雅俗ノ音階ニ照合シ其要ヲ示ス事左ノ如シ

希臘「フリージアン」即チ
本邦雅樂律旋

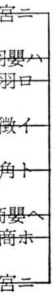

希臘「ドリック」即チ
本邦俗樂第一

希臘「ハイポライジアン」即チ
本邦雅樂呂旋



希臘「ミキソリジアン」
即チ本邦俗樂第二

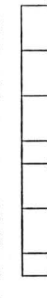

希臘ノ音樂ノ延ヘテ羅馬ニ傳ハリシハ紀元三百年代ノ終ニ在リジョン、ハラ音樂史ニ據ルニ「ミラン」ノ教正セン、アンブロース西曆第四紀ノ終ニ方テ希臘ノ遺音ヲ採拾シ始メテ四種ノ旋法即チ四音階ヲ撰定セリ之ヲ安氏ノ旋法ト云フ其第二旋法ハ即チ希臘ノ四聲音階二個ヲ直接連合シタルモノニテ第一及ヒ第四ハ其變体ニ属シ第三

第一旋法即チ
本邦雅樂律旋

第二旋法即チ
本邦俗樂第一

第三旋法即チ
本邦雅樂呂旋

第四旋法

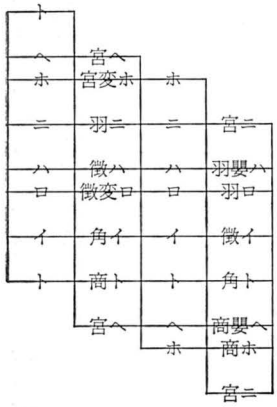

ハ稍々新種トス此四旋法中ニ於テモ三旋法ハマタ全ク本邦雅俗樂ノ音階ト符合セリ即チ左ノ如シ〔前頁下段左の図〕

後西暦第六紀ノ末ニ及ビ羅馬ニ於テ國體ト共ニ呂律モ乱レ音樂ノ衰頽ヲ致セシカバグレゴリー大法王之ヲ憂ヒセン、アンブロースノ遺業ヲ紹キ音樂ノ振興ヲ謀リシニ奈何セン其旋法ノ種類僅少ニシテ人心ヲ維持スルニ足ラザリケレバ更ニ苦考シテ四旋法ヲ撰定ス是ニ於テ安氏ノ旋法ヲ名ヅケテ正格旋法トイヒ當時撰定シタルモノヲ名ツケテ変格旋法トイヘリ合セテ八旋法ヲ得タリ変格旋法ノ第一音ハ其正格旋法ノ第五音ニシテ正格旋法ノ第一音ハ其変格旋法ノ第四音ナリ此変格四旋法中ニ於テモ二旋法ハマタ全ク本邦雅俗樂音階ト符合セリ即チ第二旋法ハ俗樂音階ノ第二種ト符合シ第四旋法ハ雅樂ノ律旋ト符合ス即チ左ノ如シ

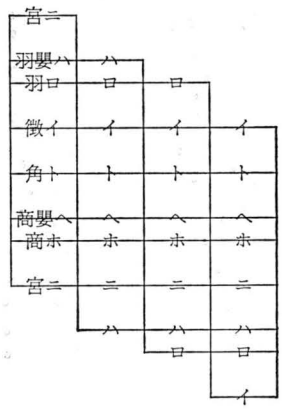

正変都合八種ノ旋法ヲ通覧スレバ本邦雅樂ノ律旋呂旋モ俗樂ノ第一種及ヒ第二種ノ音階モ皆此中ニ存在セシ事一目瞭然タリ啻ニ然ルノミナラズ樂書樂譜ノ体裁モマタ我邦ノ情態ト密ニ符合ス即チ樂譜ニ譜表モナクシテ歌詞ノ側ニ黒点ヲ附記シ以テ其曲調ノ記符ト為セリ其情本邦現用ノ謡本浄瑠璃本等ト一般ナリ即チジョン、ハラ音樂史ヨリ抄訳セル左ノ一例ヲ見ルベシ

「プロース、オフ、モントペリル」讃美歌名

西暦第十世紀ノ頃普通用ノモノニシテ此樂譜ノ原書ハ即チ古寫本中ニ發見スル所ナリ但シ此曲ハ彼ノ第十世紀ノ終ニ方テ流布シタル此世界ノ将ニ滅セントスルトノ妄説ノ人心ヲ蠱惑シタル際ニ成リタル樂曲ノ一部也

譜表ニ用フル線ハ第十一世紀ノ初メニギドーノ發見セル所ナリト云フ此線モ最初四線ニシテ次ニ十一線トナリシガ後之ヲ分ケテ各五線ノ二部ト為セリ今ノ五線ハ即チ是ナリ音符嬰変等ノ如キ樂譜用ノ記號ハ尋テフランコノ發見セシトコロナリトイフ

其後羅馬ノ音樂ハ耶蘇教ト共ニ欧羅巴全洲ニ傳播セリ然レトモマタ其人物ノ輩出シタル順序及ヒ其多寡ニ就テ之ヲ考フレバ此傳播モマタ自カラ次序アルモノヽ如シ蓋シ羅馬ニ次テ音樂ノ盛ンナリシハ白耳義トス白耳義ノ音樂ハ千三百年代ノ終ヨリ同四百年代ノ始ニ方リジュヘーノ振起セシトコロナリ白耳義ニ次クモノハ以太利ナリ以太利ニ於テ音樂ノ興リシハ千四百年代ノ中葉ニ方リテ白耳義音樂ノ大家ジョスキンガ其節ヲ以太利ノ地ニ觸ルヽノ日ニ起源セリ尋テ音樂ノ日耳曼、佛蘭西、英吉利、西班牙、其他欧洲ノ各國ニ傳播セシハ皆此ジョスキンガ以太利ニ養成シタル門弟子ノ業ニ出テタリ

偖彼ノ正変旋法ノ進ンデ今日ノ欧洲樂ニ至リシ所以ヲ推スニ其原由ニ種々アリ蓋シ該八旋法中(ロ)ニ始ルモノ（俗樂音階ノ第二種）ハ不完全第五音ヲ有シ其(ヘ)ニ起ルモノ（雅樂呂旋）ハ三連全音ヲ存スル等ノ如ク多少ノ病患アリ特ニ主調音ノ不規則ナルハ此等ノ旋法ノ

原譜

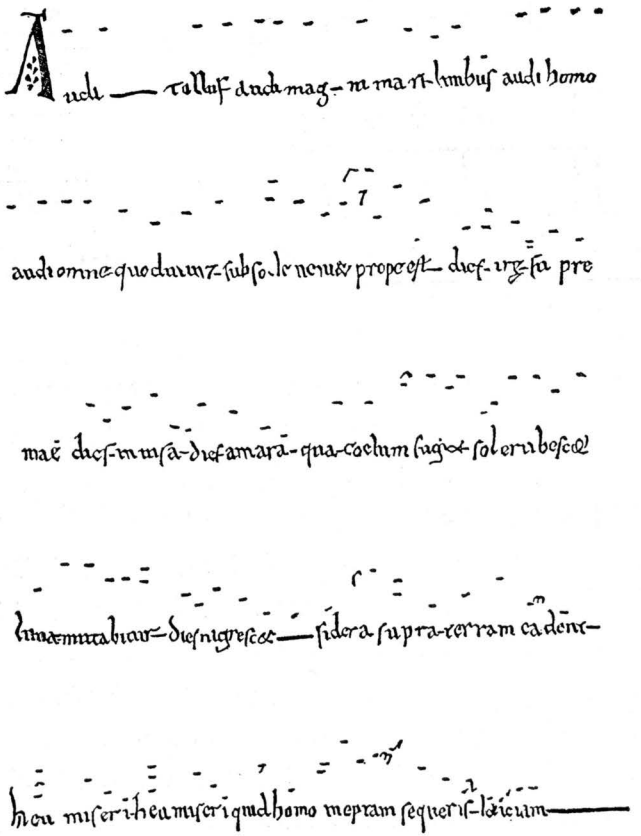

譯譜

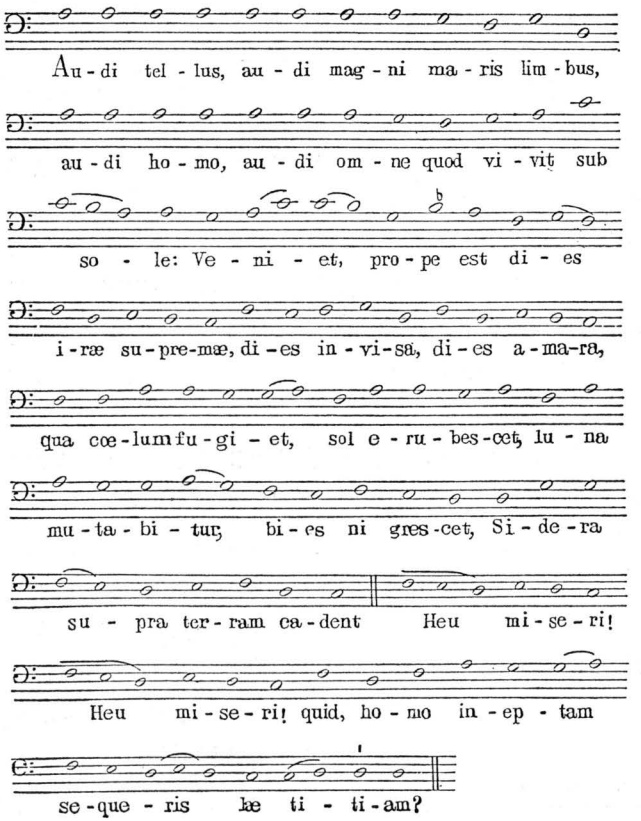
Au - di tel - lus, au - di mag - ni ma - ris lim - bus,
au - di ho - mo, au - di om - ne quod vi - vit sub
so - le: Ve - ni - et, pro - pe est di - es
i - ræ su - pre - mæ, di - es in - vi - sa, di - es a - ma - ra,
qua cœ - lum fu - gi - et, sol e - ru - bes - cet, lu - na
mu - ta - bi - tur, bi - es ni gres - cet, Si - de - ra
su - pra ter - ram ca - dent Heu mi - se - ri!
Heu mi - se - ri! quid, ho - mo in - ep - tam
se - que - ris læ ti - ti - am?

通患ニシテ主調音ハアレトモ無キガ如シ蓋シ樂曲ニ主調音ノ不定ナルハナホ三軍ニ主將ナキガ如クニシテ其呂律調ハズ故ニ當時ノ樂曲ハ一モ靜止法ニ於テ其宜キヲ得タルモノナシ其情ナホ俗樂ノ主調音ノ自然長音階ノ導音ニ終ルノ宜キヲ得ザルト一般ナリキ然ルニ千五百年代ノ中葉ニ当テ彼ノパレストリナガ出テ天下ニ大名ヲ轟カセシヨリ千五百六十二年トレントノ大會議ニ馴到シ遂ニ其議決ヲ以テ數百年来襲用シタル旧樂曲ヲ一朝ニ禁斷シパ氏ヲ以テ新樂曲ノ撰者ニ任ジ爾後パ氏生ヲ享クル三十有餘年ノ間殆ド一日ノ如ク新樂曲ノ撰定ニ從事シ其撰述スルトコロ啻ニ曲目ノミニシテ數部ノ大巻ヲ成スニ至リマタヲルランダス、ラッサスハ獨力ヲ以テヨク二千餘曲ヲ撰述シ其他ナニノ兄弟、アネリオ、ガブリーリ、バレンジョー等ノ如キ非常ノ豪傑輩出シテ各其力ヲ極メ妙ヲ競ヒ自由自在ニ主調音ヲ創用シ遂ニ自然音階ヲ表出シ由テ以テ音樂ノ体面ヲ一新セリ即チ此自然音階ハ彼ノセンアンブロースノ第三旋法ニ於テ本位(ロ)ニ易フルニ變(ロ)ヲ以テシ第四旋法ニ於テ本位(ヘ)ニ易フルニ嬰(ヘ)ヲ以テシタルヨリ導キシモノナリトイフ説アリ左ニ掲クル中古用ノ七音窮用十四音階ヲ檢閲セバセン、アンブロースノ音階ヨリ正格旋法ヲ經進シテ現今ノ長短音階ヲ表出シタル所以ノ一端ヲ見ルニ足ルベシ〔下段の図〕

ヘルムホルツニ據レバ希臘ノ「ドリック」「エオリック」「フリージアン」三音階ノ轉化シテ今ノ短音階ト為リシハモンテウェルデノ時ニ創リ第十七世紀ニ至テ完成セリトイヒマタムーア、ハラ等ニ據レバ長短第三音ノ関係ヲ檢出シ調自然音階ヲ第一旋法ト為シ始メテ完全靜止法ノ効用ヲ看破セシ者ハザアリノニシテ今代樂ノ大成セシハ第十八世紀ノ中葉ニ在リトイフザアリノハ西紀千五百十九年ウエニスニ生レ同千五百七十年ノ頃卒シモンテウェルデハ即チ創メテ彼ノ第五度ノ七ノ和絃ヲ豫備セズニ用ヰタル豪傑ニシテ同千六百年代ノ初ニ属セリ由是観之該自然音階ノ表出セシハ西紀千五百五六十年(永禄元亀ノ頃)ヨリ同千七百五六十年(宝暦明和ノ頃)ニ至ル間ニ在リ則チ其完成ニ達セシ後ナホ二百年ニ至ラザルモノトス從是西樂ハ日ニ進ミ我

七音窮用十四音階ノ圖 ジョン、ハラニ據ル

第一 安氏第一正格旋法即チ本邦雅樂律旋
第二 額氏第一変格旋法
第三 安氏第二正格旋法即チ本邦俗樂第一
第四 額氏第二変格旋法即チ本邦俗樂第二
第五 安氏第三正格旋法即チ本邦雅樂呂旋
第六 額氏第三変格旋法
第七 安氏第四正格旋法
第八 額氏第四変格旋法即チ本邦雅樂律旋
第九 正格旋法即チ今代短音階
第十 変格旋法即チ本邦俗樂第一
第十一 正格旋法即チ本邦俗樂第二
第十二 変格旋法即チ本邦雅樂呂旋
第十三 正格旋法即チ今代長音階
第十四 変格旋法

樂ハ否ズ此等ノ事情ヲ考フルモ西樂ハ実ニ近年ニ至ルマデ我樂ト同一ナルモノトイフベシ

印度樂ノ欧洲ニ傳ハリシ轉末ハ大略上述スルガ如シ因テ是ヨリ其マタ本邦ニ渡リシ所以ヲ述フベシ蓋シ「アリヤ」種族ノ一部ハ西方ニ向テ移轉シナホ一部ハ東方ニ向テ故郷ヲ出テシガ印度ノ音樂ヲ支那ニ傳ヘタルハ即チ此東方ニ向テ漂泊シタル者ナルベシ彼ノ支那ノ五聲音階モ印度ヨリ出テ本邦ヘハ更ニ支那ヨリ轉傳セシモノヽ如シ方今支那ノ音階ニ欧洲五声音階ト符合スルモノアリ本邦ニ於テモ亦然リトス是レ其證ナリ且支那ニ於テ最モ古キ樂器ハ笛ニシテ本邦ニ於テ最モ古キ樂器モマタ笛ナリ是レ所謂印度ノ「クリシナ」ヲ拝セシ人民ヨリ傳ハリタル樂器ニシテ而シテ其印度ヨリ支那ニ渡リシハ最モ太古ニ属シ黄帝ノ頃ハ既ニ世ニ行ハレシモノト信セリ故ニ彼ノ黄帝命伶倫、取竹嶰谿之谷、以生空竅厚鈞者、斷兩節間吹之、以為黄鐘之宮トイヘル如キハ是レ彼ノ印度傳来ノ笛ヲ模造シタルヲイヘルモノトス何トナレバ帝之ヲ伶倫ニ命シタルハ當時已ニ音樂ヲ業トスルモノアリシ所以ニシテ其竹ヲ印度ニ接スル嶰谿ニ取リタルハ笛ニ適スル竹ノ出所ヲ知レル所以ヲ證シ両節ノ間ヲ斷リ之ヲ吹キタルハ其製法及ビ使用ノ方法ニ通ジ而シテ其音ヲ以テ黄鐘ノ宮ト為シタルハ業已ニ黄鐘ノ宮タル音律ヲ熟知セル所以ナレバナリ後マタ印度地方ヨリ笛曲ノ傳ハリタル事ニ就テハ杜氏ノ通典ヲ見ルニ横吹有雙角、即胡樂也、張騫入西域、傳其法於西京、唯得摩訶兜勒一曲、李延年因胡曲、更造新声二十八解、乗輿以為武樂トアリ此事マタ律書樂圖等ニモ見エタリ懐竹抄體源鈔等ニハ張騫天竺ニ渡リ初メテ摩訶兜勒ノ一曲ヲ傳フトモ云ヘリ蓋シ張騫ガ月氏ニ使シ十有三年西域諸國ヲ歴遊シテ帰リシハ資治通鑑ニ據ルニ漢武帝ノ元朔三年ニアリ抑支那ノ音樂ハ唐虞三代ヨリ周室ヲ歴テ漢ニ至ルノ間樂器モ多少其数ヲ増シ且歴代ノ樂ト称スルモノモアリシヤニ云ヒ成セドモ其実ハ漢ニ至リ第二回印度樂渡来ヲ以テ其中興ノ紀元トス即チ張騫帰朝ノ後何クモナク武帝ガ元狩三年ヲ以テ始メテ樂府ヲ置キ宦者李延年ヲ以テ協律都尉ト為シ司馬相如等数十人ヲ擧テ詩賦歌章ヲ造為セシメ以テ音樂ノ振興ヲ謀リシ如キハ誠トニ前代未聞ノ盛擧ト云ベシ後マタ殊ニ明帝ノ時佛法中國ニ入ルヨリ重譯來貢男伎者也其後國子為沙門、来遊又傳其方音、漢安帝時天竺獻伎等ノ事文獻通考ニ歴載スル如ク益〻印度樂渡来ノ大道ヲ聞キ是ニ於テカ遂ニ支那樂ハ漢廷ヲ以テ大成セリト云フモ証言ニアラザルヲ致セリ後漢以後三國晋南北朝等ニ及ブマデハ概ネ漢ノ制ニ倣フ梁ノ武帝ハ頗ル音律ニ達シ自ラ四通ヲ制セシホドノ人物ナレバ音樂ヲ隆興シタルハ言ヲ俟タズ隋文帝ハ開皇ノ初メニ詔ヲ下ダシテ七部樂ヲ置キ即チ天竺樂ヲ其一部樂ト為シタリ初メテ音樂ヲ雅俗ノ二部ニ分チシモマタ此文帝ノ時ニ在リ唐高祖武徳九年ニ太常少卿祖孝孫等ニ詔シテ更ニ雅樂ヲ考定セシム孝孫以為ラク梁陳ノ樂ハ呉楚ノ聲多ク周齊ノ樂ハ胡虜ノ音多シト是ニ於テ南北ヲ斟酌シ参フルニ古聲ヲ以テシ卒ニ太宗ノ貞観二年ニ至ルマデニ唐雅樂凡八十四調三十一曲十二和ヲ作ルマタ豫テ協律郎張文収ニ詔シテ孝孫ト同ジク之ヲ修定セシム即チ其六月乙酉孝孫等新樂ヲ奏シ以テ叡聴ニ供シタリ太宗ガ即位ノ初メ群臣ヲ宴シ秦王破陳樂ヲ奏セシ事ハ載テ正史ニアリ爾後モ宴會ニハ必ズ之ヲ用ヒシトソ蓋シ此樂ハ太宗初メ秦王タリシトキ劉武周ヲ破ラレシ軍中ノ作ニ係ルヲ以テ其本ヲ忘レザルヲ示スノ意ニ出テタリ是ヨリ音樂ハ代ヲ逐

テ旺盛ニ赴キ唐室全盛ノ時ニ至テハ内外ノ教坊二千人梨園弟子三百人ニ及ビ其他宜春雲韶ノ諸院及ビ掖庭ノ伎ハ其数ニアヅカラズマタ太常ノ樂工ハ萬餘戸ニ至レリ盛ナリト云ベシ蓋シ支那ノ音樂ハ唐室ヲ以テ極進ノ度ニ達セシモノニシテ其本邦ニ傳ハリシモマタ唐室ヲ以テ殆ド其限リトス

本邦最古ノ樂器トスル笛ハ其傳来甚タ舊シ論者或ハ此笛ヲ以テ秦徐福ガ傳フルトコロナリトナシ欧陽公文集日本刀歌ニ徐福行時書未焚逸書百篇今尚存トアルハ是其證ナリトイヘリ雅樂ノ傳来ハ三韓ノ朝貢以来ニ属シ三韓ノ朝貢ハ人王十代崇神天皇ノ頃ヨリ始レリ漢書モ已ニ此頃渡来シ爾後彼國ヨリ文學技藝ノ百工ヲ曆朝ニ貢進シタレバ樂人モ其中ニ在リシ事明カナリ蓋シ三韓ノ樂ハ箕子ガ傳フルトコロニシテ印度ノ樂ノ初メテ支那ニ渡リシ後ナホ何クモナク更ニ轉傳セシモノニ係リ却テ其純質ヲ保有セルアルモノヽ如シ其本邦ニ渡リシ事ノ明文ヲ國史ニ掲ケタルハ人王十九代允恭天皇紀ニ四十二年正月戊子天皇崩云々新羅王聞天皇既崩、驚愁之、貢上調船八十艘及種々樂人八十云云トアルヲ始トスマタ人王三十代欽明天皇十五年二月百濟ヨリ別ニ勅ヲ奉ジテ樂人德三斤等数人ヲ貢シ且請ニ依テ代ラシムトアリマタ欽明天皇元年秦漢及ヒ諸蕃投化者ヲ檢シ七千五十三戸ヲ諸國ニ編貫セラレシ一事ヲ以テモ業已ニ学藝百工ノ人ノ渡リシハ辨ヲ竢タズシテ知ルベシ百濟人味摩之帰化シテ呉國ニ学習セル伎樂ノ舞ヲ傳ヘタルハ人王十四代推古天皇ノニ十年ニ在リ且欽明天皇十三年佛法我邦ニ渡来セシヨリ百般ノ佛事起リ音樂モ隨テ世ニ行ハレ會マ聖德太子ノ出テ天下ニ令ヲ布キ偏ネク伎樂舞樂ヲ学習セシメ玉ヒシヨリ樂道遂ニ勃興セリ國朝夙ニ音樂ノ効用ヲ看破シ且之ヲ享有セラレシハ抑此聖德太子ニシテ太子ガ守屋太臣ヲ討タレシトキモ現ニ陪臚ヲ奏シテ其軍ヲ進メラレタリトイヘリ人王四十一代天武天皇紀ニ十二年春正月云云奏高麗百濟新羅三國樂於庭中云云同四十二代持統天皇紀ニ七年正月云云漢人等奏踏歌云云トアルハ共ニ雅樂ノ朝廷ニ用キラレシ紀元トス同四十三代文武天皇ノ朝ニ成リシ大寶ノ令ニ歌師歌女師歌人歌女儛師儛生笛生笛工ナドアルヲ伊藤長胤ノ制度通ニコレハ何レモ本國ノ樂師トミエタリト解説セリ因テ考フルニ此等ハ即チ唐三韓等ノ樂家ヲ採用シテ在来ノ歌ニ節ヲ附ケ舞ノ手ヲ撰マシメシ人ヲイヘルモノナラン其文中ニ樂ノ字ノナキヲ以テモ其稍ミ音樂ト称スルニ足ラザルモノタル事言ヲ待タザルナリ次ニ叙シテ唐樂師、高麗樂師、百濟樂師、新羅樂師云云トアルハ共ニ規律ノ正シキ音樂ヲイヘル事特ニ樂ノ字ヲ加ヘタル一点ヲ以テモ之ヲ断了スルニ足レリ由是観之當時ノ音樂ハ殆ド唐高麗百濟及ビ新羅ノ樂ニ帰セリト云フモ可ナリ且茲ニ笛生笛工ナドノ名ノミ見ユルモマタ笛ノ所謂最古樂器タル所以ニシテ笙篳篥琵琶琴瑟箜篌羯鼓等ノ如キ諸樂器ハミナ後来ノ輸入ニ係リ當時未ダ之ヲ用キザリシ所以ナルヲ知ルベシ然リ而シテ此ニ所謂唐樂ナルモノハ其傳来ヲ按ズルニ由テ来ルマタ已ニ久シ蓋シ従来我邦ノ文物ハ概ネ之ヲ三韓ニ取リ人王三十二三代ニ至テハ文化頗ル蔚興セリ然ルニ當時三韓ハ兵革相尋キ其文學日ニ衰頽シ而シテ我文学ハ日月ニ上進シ厩戸皇子ノ如キ秀才積學輩出シテ遠ク三韓學者ノ上ニ超過セリ因テ朝庭更ニ道ヲ海外ニ求ム是ニ於テカ遣隋唐使ノ擧アリ則チ推古天皇十五年始メテ小野妹子ヲ隋國ニ派遣セラレシヨリ爾後遣隋唐正副使學生學僧等陸續往来シ制度文物凡百ノ事業皆師法ヲ彼ニ取レリ是レ隋唐ノ樂マタ我邦ニ渡来セ

ル所以ニシテ即チ我邦ノ音樂史上一大紀元ヲ開キシモノナリ但シ此際ニ渡来セル各樂曲器樂士ノ名籍、傳統ノ由緒等ハ煩擾ヲ厭ヒ之ヲ省略ス其詳細ハ載テ體源鈔、樂家錄、樂道類聚等ニ在リ就テ見ルベシ然リ而シテ世ニ所謂雅樂中林邑乱声、菩薩、迦陵頻、胡飲酒、蘇莫者、抜頭、陪臚、輪鼓褌脱、劍氣褌脱、河水樂、青海波、安摩、扶南、蘇合、河南浦等ノ如キハマタ皆天竺傳来ノ樂ナリ是レ即チ印度樂ノ支那ヲ歴テ日本ニ渡レル史傳ノ歴然タルモノトス且其安摩ノ如キハ笛ノミヲ以テ演奏スルトコロニシテ印度ニ於テモマタ殊ニ古樂ニ属スルヲ知ルベシ偖斯ノ如ク唐樂等頻リニ渡来セシヨリ朝廷ノ大儀ハ云ニ及バズ堂塔ノ開眼供養其他民間ノ小儀ニ至ルマデ擧テ斯樂ヲ用フルノ風俗ヲ成セリ其情際ハ江家次第及ビ其他ノ家記ヲ見テモ之ヲ概知スルニ足レリ寧樂ノ朝ニ於テハ人王四十六代聖武天皇佛道ニ由テ之ヲ大用セラレシヲ始トシ平安ニ遷都ノ後モ人王五十二代嵯峨天皇同五十四代仁明天皇ノ両主殊ニ音樂ヲ好マセ玉ヒ就中仁明天皇ハ斯道ニ堪能ニオハシマセシカバ親ラ樂曲ヲモ作ラセ玉ヒシホドニテ是ヨリ歴代ノ聖主ハ言ニ及ハズ公卿以下縉紳等ニ至ルマテ苟モ朝廷ノ上ニ趨走スル者ハ大小トナク皆斯道ニ通ゼザルナキニ至レリ豈盛ンナリト云ハザルベケンヤ然ルニ人王五十九代宇多天皇ノ寛平六七年唐室ノ衰乱ニ際シ學生等留止スルヲ得ズ因テ菅原道眞奏シテ遣唐使ヲ罷メシカバ留学ノ事等遂ニ廢止ニ属セリ抑我邦中古文運ノ衰頽ヲ致セシハ其兆ヲ茲ニ發ス乃チ音樂モマタコヽニ於テ其傳来ノ途ヲ失セリ故ニ雅樂ノ命脈ハ既ニ是時ニ絶エタリト云モ可ナリ然レドモ當時本國傳習以来ノ諸豪モナホ赫々タルヲ以テ會ゝ延喜天暦ノ隆盛ヲ致スヲ得シモ雅樂ノ全体ニ就テ之ヲ云ヘバ其実此等ハ僅カニ其餘涎ヲ引キタルニ外ナラザルベシ然リ而シテ一廢一興ハ事物ノ常理ニシテ新異ヲ好ムハ人情ノ自然ナレバ音樂ノ外ヨリ入ル途絶エテ後ハ人心ノ方向一轉シマタ既ニ内國ニ崩生セルモノヲ採テ之ヲ編纂修定スルノ点ニ向ヘリ是ニ於テカ神樂催馬樂東遊等起ル俗樂モマタ是レ雅樂ノ沈底ニ乘シテ起ルモノトス蓋シ神樂ハ寧樂ノ朝ニモ豐樂院ノ中ナル清暑堂ニ於テ臨時御宴ノ際執行セラレシ事モアリシガ朝廷ノ大儀ニ例用セラルヽニ至リシハ人王六十六代一條天皇ノ時ニ始レリ神樂歌ハ中右記ニ據レバ天仁（人王七十四代鳥羽天皇元年）元年ノ撰定ニ係ルヲ最古トストイヘリ又催馬樂ハ讀教訓抄ニ拠レバ催馬樂トイフ曲ヨリ出デタリトイフ其名ハ前張ヨリ起ルトモイヒ我駒ヨリ出ルトモイフ者アレドモ皆信ズルニ足ラズ催馬樂ハモト薩摩ノ催馬樂村ニ住ミシ人民ヨリ起リシトノ説或ハ中レリトス其史乘ニ見エタルハ三代實錄貞觀（人王四十六代清和天皇元年）元年ノ條ニ尚侍廣井女王ノ事ヲ述ベテ特ニ催馬樂ヲ善クストアルヲ始トス然レトモ今傳フル所ノ譜ハ人王六十四五代圓融花山両朝ノ間ニ一條左大臣雅信公ノ撰定ニ係ルトイヘリ朗詠ハ延喜ノ頃ヨリ起リ東遊ハ貞觀三年三月東大寺大佛供養ノ條ニ東舞トアルヲ始トス為シ東遊又ハ駿河舞ナドト唱ヘテ世ニ行ハルヽニ至リシハ遥カニ後ノ事ナリトゾ彼遣唐使廢絶ノ後ハ朝廷ノ樂モ此ノ如キ雜駁ヲ極メタリ之ヲ要スルニ雅樂ハ次第ニ興起進往ノ力竭キ維持保存ノ一点ニ帰着シ降リテ戦國乱離ノ世ト為リテハ悉滅セザルヲ幸トシ委靡今日ニ至ルハ豈マタ斯道ニ於テ遺憾ノ極ト云ハザルベケンヤ

俗樂モマタ印度傳来ノ雜樂ヨリ変出セルモノニテ其勃興セシ所以ハ雅樂ノ衰退蝟縮セルト其勢力上流士人ニ止リテ下民ニ及バザルトニ帰因セリ然リ而シテ今ノ所謂俗樂ハ其種固ヨリ多雜ナリトイヘド

モ基本ヲ類推スルニ概ネ皆彼ノ猿樂雜戲ニ出テタルモノヽ如シ猿樂ハ散樂ノ假字ニテマタ散更トモイヘリ即チ文獻通考ニ散樂雜戲多幻術、皆出西域、始於善幻人至中國、後漢安帝時、自是歷代有之トアル是ナリ其支那ヨリ我邦ニ傳ハリシハ遣唐使以來ニ在リ但シ人王六十二代村上天皇御製ノ散樂策ニハ島滸来朝而有解頤之觀ト書セ玉ヒテ散樂ハ鳴滸人来朝シテ始メテ之ヲ演セシヤニ見ユレドモ是レ恐ラクハ舊史ノ誤ヲウケテ書セ玉ヘルニヤ鳴滸人来朝ノ事ハイカヾト嬉遊笑覽ニ見エタリ本邦ニ於テ其史籍ニ顯ハレタルハ三代實錄貞觀三年六月廿八日ノ條ニ有雜伎散樂透撞咒擲云云之戲トアルヲ始トシ同書元慶四年庚子秋七月廿九日ノ條ニモマタ右近衞内藏富繼長尾米繼善散樂令人大笑云云トアリ然レバ散樂ハ清和天皇ノ時頃ヨリ始レリトス然レドモ宇多天皇ノ御宇即チ廢遣唐使以後ハ猿樂モマタ人心ノ風潮ニ沿フテ一変シ遂ニ新猿樂ノ名アリ藤原明衡（一條天皇ヨリ後冷泉天皇マテ五朝ニ係ル）新猿樂記ヲ以テ知ルベシ此新猿樂中ニハ田植ノ時農夫ノ労ヲ慰ムル任方ノ曲ナドモ出来シ之ヲ名ヅケテ田樂トイヒシガ後其一種ノ歌舞ト為リシハ人王七十三代堀河天皇ノ時ニ在リ永長元年夏洛陽田樂ノ流行セシ事ハ大江匡房ノ洛陽田樂記ニ詳ナリ是ヨリ田樂頻リニ流行シ猿樂ハ一旦衰ヘタリ田樂ハ其後本座新座ト分レ互ニ其業ヲ競ヘリ太平記ニ人王九十六代後醍醐天皇ノ元弘年間田樂一層洛中ニ流行シ貴賤之ヲ玩フ北條高時之ヲ聞キ新座本座ノ田樂ヲ鎌倉ニ呼下シ興行セシメタリ已ニシテ北條滅ヒ南北ノ乱トナリテモ足利尊氏マタ甚ダ之ヲ好メリ貞和五年十月十一日四條橋ヲ架セントシテ勧進ノタメニ新座本座ノ田樂ヲ合セテ競能ヲ四條河原ニ興行ス攝籙大臣将軍ヲ始メ之ニ臨ミ朝野群衆ヲ極ム此時傾亂、拍子、刀玉等ノ曲終リタル後新座ノ樂屋ヨリ新工夫ヲ設ケテ猿樂ヲ出セシニ群衆皆興ヲ催シ二百四十九間ノ桟敷倒レテ死傷多カリシト云フ是レ猿樂ノ再変シテ世ニ出テタルモノニシテ今ノ猿樂ノ正シキ書ニ見エタル始トス然リ而シテ此前後ハ支那ノ雜劇ノ再ヒ我邦ニ入来リシ時代ニテ新井白石ノ俳優考ニモ云ヘルアリ鎌倉ノ末室町ノ始ニハ漸ク漢土ヘ往来セル人ノ多ケレバ彼元朝ニテ盛ニ行ハレシ傳奇雜劇ナド云フ態ヲ見聞シヤガテ田樂猿樂ノ輩ノ古ヘニ有シ事ノ悦ブベク恐ルベク樂シムベク驚クベキ事ナドヲ謡ヒモノヽ詞ニ作リナシテ歌ヒ舞ケル也此レ彼ノ雜樂散更ノ餘風ナルガ一変シテ傳奇雜劇ノ體ニ倣ヘルハ先ツ田樂ニ始レルナルベシトイヘリ以テ徵スベシ足利ノ始ヨリ猿樂ノ能マタ漸ク行ハレ應永文安ノ頃マデハ田樂ト對行ノサマナリシガ終ニ猿樂盛ニナリテ田樂ハ廢レタリ足利義滿ノ時ニ伊賀國服部某ガ猿樂ヲ能スト聞キ其頃ニ始メテ置キシ童坊ノ役ニカカヘ觀阿彌ト名乘ラセ猿樂ヲ謡ヒ舞ハセテ之ヲ賞玩セリ此觀阿彌ハ即チ觀世流謡ノ遠祖ナリ保生流ハマタ比觀世ヨリ出テタリマタ觀阿彌ノ頃竹田ノ住人禪竹トイフ者アリ猿樂ニ堪能ニシテ且和漢ノ才學ニ長シ新曲ノ作ヲ以テ業トセリ此禪竹ハ猿樂ノ舊家田備ノ後ヲ継興ス之ヲ金春トス金剛ハマタ此金春流ヨリ分出セリ且狂言モマタ皆田樂猿樂ニ附属シタル能狂言ヨリ出テタリ今ノ長唄ハマタ重モニ能狂言ヨリ変出セルモノナリ元和頃杵屋勘五郎トイヘル者アリマタ猿若勘五郎トモイヘリ猿若ハ猿樂ヨリ出テタル称ナリ即チ此勘五郎狂言師ニシテ小唄ヲ善クシ一派ヲ開キタリ之ヲ長唄ノ元祖トス杵屋ハナホ長唄ヲ以テ業トセリ其枝葉マタ少シトセズマタ中古琵琶法師ナルモノアリシガ琵琶法師ノ物語ハ明衡ノ新猿樂記中ニ在ル曲名ノ一ニシテ其先ハ即チ新猿樂ヨリ出デ

タリ而シテ此琵琶法師ノ物語ハ彼朝ニ之ヲ陶真トイヘリ堯山堂外記ニ杭州男女瞽者、多学琵琶、喝古小説平話、以寛衣服謂之陶真トアル即是ナリ琵琶ハモト印度ノ古樂器ニシテ其原語ニ之ヲ「ビナ」トイヘルモノヨリ出ツ支那ノ書ニ琵琶ハ胡中ニ出ルトアルハ即チ其印度ヨリ渡リシヲイヘルナリ琵琶ノ我邦ニ渡リシハ承和ノ遣唐使藤原貞敏ガ唐ノ廉承武ニ得テ傳フルヲ始メトス偖琵琶法師ノ物語ノ一変セシモノハ平家ナリ平家ハ人王八十二代後鳥羽天皇ノ時信濃前司行長入道源平盛衰記ヨリ撰ミテ平家物語ヲ作リ之ヲ琵琶法師生佛ニ教ヘ語ラセケルニ生佛ノ平家ヲ語ル事他ニ勝絶セシニヤ後ハ平家ノミ流行シ琵琶法師ノ物語ヲ平家ト呼做スニ至リシヲ以テ其起源トス平家ノマタ一変セシモノハ浄瑠璃ナリ浄瑠璃ハ平家物語十二段ニ擬シテ浄瑠璃御前十二段草子ト名ツケタル物語ヲ濫觴トス故ニ浄瑠璃ハ語ルトイヒ又浄瑠璃節ト云ナリ浄瑠璃ノ作者ハ通俗ニ織田信長ノ侍女小野阿通ナリトスレドモ此事ハ還魂紙料ニモ論ズル如ク妄説ニシテ享禄四年ノ宗長日記天文九年ノ守武千句等ニ拠リテモ其起リハ概ネ足利義晴ノ頃ナルベシ浄瑠璃ハ琵琶法師瀧野澤住ヨリ興リ目貫屋長三郎薩摩浄雲等之ニ嗣キ後ニ薩摩、長門、虎屋、左内等ニ分レ薩摩ハ更ニ淡路大薩摩、下リ薩摩、土佐等ノ数家ト為リ長門ハ半太夫河東等ニ分レ虎屋ハ伊勢島、角太夫喜太夫播摩等ニ分レ播摩ヨリ義太夫ヲ出シ角太夫ヨリ文彌、一中、宮古路等ヲ出シ宮古路ヨリ新内、常盤津ヲ出シ常盤津ヨリ富本、富本ヨリ清元ヲ出ス等其枝葉末流毛擧ニ遑アラズ又佛家ニ梵唄声明等アリ梵唄声明ハ體源鈔樂道類聚等ヲ見ルニ承和四年六月十七日慈覺大師ガ唐ノ竹林寺ニ入テ引声念佛ヲ法道和尚ヨリ傳受セシニ大師ノ音不足ニシテ其音曲ヲ得ガタク故ニ笛ヲ以テ之ヲ渋河鳥ニ合セテ習得セリトアリ是即チト梵唄声明ノ傳リシ由来ナリ然レトモ此梵唄声明モマタ印度傳来ノモノニシテ其由来ハ釋氏要覽、法苑珠林、笈埃隨筆等ニ詳カナリ引声阿彌陀経跋ニ云ク引声阿彌陀経者在昔慈覺大師於五臺山傳此曲節云ト今ノ声明ハ更ニ是ヨリ起リ其流派種々ニ分ル其明細ハ魚山蘆芬集ニ見ユ声明ハ即チ後世ノ歌念佛、歌説経、念佛踊、説経、與八郎歌念佛、等ノ遠源ナリ念佛踊ト能狂言トノ婚シテ生セシハ歌舞妓ナリ歌舞妓ハ天正ノ頃京師ニ於テ出雲ノ神子阿國ガ為セシヲ以テ始トス阿國諸國ヲ徘徊シ江戸ニ来リテ興行セシハ慶長十一年ナリトイヘリ落穂集ニ拠レハ江戸町割ノ始茨原町ニ女歌舞妓ヲ願出デ開キタリトイフ之ヲ江戸芝居ノ權輿トス已ニシテ元和ノ頃女歌舞妓ヲ停止セラル尋テ猿若彦作若衆歌舞妓ヲ願出テ之ヲ今ノ中橋廣小路辺ニ開クマタ寛永九年頃泉州堺ノ若衆歌舞妓師村山又三郎江戸ニ来リテ芝居ヲ堺町ニ始ム此頃ヨリ猿若座モ堺町ニ移レリ江戸浄瑠璃ノ元祖薩摩浄雲モマタ泉州堺ヨリ江戸ニ来リ一派ヲ開キ寛永ノ頃堺町ニ操座ヲ始メ猿若村山両座ノ歌舞妓及ヒ説経太夫ノ操座ト繁昌ヲ競フ蓋シ操座ハ古ノ所謂傀儡子ニシテ傀儡子ハ大江匡房ノ傀儡子記ニ詳カナリ鎌倉足利ノ頃モ世ニ行ハレタリ是レマタ彼ノ散樂雜戲ニ出ヅ浄瑠璃ハ初メ一番ヅヽノモノ多カリシガ薩摩浄雲始メテ二番三番續ノ浄瑠璃ヲ作ルトイヘリ天神記ハ延享三年八月成リ忠臣藏ハ寛延元年ニ成ル要スルニ十有餘段モ續キタル長物ハ多ク此時代ニ出テタリ浄瑠璃ノ作者モ始メハ井原西鶴ノ如キ俳諧師流ナリシガ近松門左衛門出テ竹本義太夫ト相投シ陸續名作ヲ以テ相著ハルヽヨリ遂ニ局面ヲ一変セリ且浄瑠璃ハ始メ皆操ニ用ヒシモノナリシガ元禄享保ノ頃ヨリ歌舞妓俳優モ

本色ノ踊ノミヲ専門トセズ人形ノ仕形ヲ模シテ段續キノ芝居ヲ為シ旧風ヲ一変シテ今ノ芝居ト為リタリ始メテ浄瑠璃ニ説経歌念佛ヲ附和シテ漸々節奏ヲ易ヘタルハ江都創業ノ頃ニシテマタ之ヲ三味線ニ合セテ曲調ヲ進メタルハ瀧野澤住ニ始レリトスレドモ其專ラ流行セシハ寛永以後ニアリ長唄ノ流行シタルモ喜三郎ガ之ヲ三味線ニ合セタルモマタ此頃ヨリ始レリトス三味線ハ通俗ニ琉球ヨリ渡レリトストイヘドモ嬉遊笑覽ニハ貞宜ガ浅草舟行ノ記ニ三線ハ蛇皮小弓ハ「ラヘイカ」トイヘルモ誤レリ按スルニ「ラヘイカ」ハ「バライカ」ノ誤ニテ即チ三絃ノ名ナリ魯細亜ニテシカ云魯細亜ハ爰ニ古ク渡リ来シ國ナラネドモ是ハ「ラテン」語ナルニヤ欧羅巴洲ノ通称ト見エタリ云云トアリ由是観之三味線ハ往時和蘭葡萄牙等ノ通商ガ舶載スルトコロニアラザルカ胡弓月琴等モマタミナ琉球ヨリ渡来トスイヘリ太宰獨語絲竹初心集藝苑日渉等ヲ見ルベシ箏曲大意抄奥書ニ據レバ箏モ或者ノ筑紫ニ於テ異朝ノ人ヨリ傳ヘシヲ筑後國善導寺ノ僧之ヲ得テ世ニ弘メシモノニテ寛永ノ末ニ至リ八橋検校越天楽ノ「ふきといふは草の名」ノ歌ヲ本ト為シ組ト為シタルヨリ大ニ世ニ行ハルト云蓋シ以上ニ縷述スルトコロハ音樂源流ノ一斑ニシテ古今沿革ノ全豹ヲトスルニ足ラズ然リトイヘドモ彼此ノ音樂ノ其源ヲ印度ニ發スル所以ハ古来欧洲ニ行ハレシ音樂ト我邦ニ行ハルヽ音階ト相符合スルアル一事ヲ以テモ既ニ之ヲ徴スルニ足レリ況ンヤ其統緒歴然観ルベキモノアルヲヤ

〔手書き〕

（『音監經伺書類上下、音樂取調成績申報書』明治十七年）

（六）「明治頌撰定ノ事」

明治頌ノ撰定ハ始メ國歌ノ資料ヲ撰定スルノ旨趣ニ出デタリ其命ノ下リシハ實ニ明治十五年一月ナリ抑國歌ノ事タル聖世ノ大典ニシテ其與カルトコロ至重至大ナレバ妄リニ断了スベカラザルモノナルヲ以テ汎ク海外各國々歌及ヒ其史傳等ニ據テ彼此参互深ク之ヲ研究セシニ彼國々歌中ニハ人心ノ向背ヲ決シ邦國ノ禍福ニ與リ億兆ノ幸否治道ノ進退ヲ来スニ至リシモノ尠シトセズ是ヲ以テ先ツ尊王愛國ノ大義ニ基キ汎ク古今ヲ斟酌シ明治聖世ノ隆徳ヲ發揚スルヲ以テ主義ト為シ得ルトコロノ歌按六篇ヲ以テ其三月中之ヲ文部卿ニ呈シ其体裁内定ヲ請ヒシニ果シテ本掛ノ所見ニ違ハズ右ノ体裁ヲ以テ更ニ一層精選シ速カニ撰定ノ功ヲ竣ヘ稟申スベキノ旨ヲ得タリ是ニ於テ乎國歌資料撰定ノ体裁相決シ更ニ規模ヲ張リ上ハ歴代ノ天業ヨリ下ハ勤王愛國ノ偉勲ニ至ルマデ普ネク古今ノ故事故實ヲ綜核シ國體ノ在ルトコロヲ研究シ且本邦和歌ノ作法雅俗樂ノ規則及ビ西樂ノ理法ヲ商量シ尊王愛國ノ大義ニ基キ拮据黽勉サラニ得ルトコロノ歌按四篇ヲ以テ次ク四月之ヲ上申シタリキ夫レ國歌ハ上述スル如ク其関係至大至重ノモノナルヲ以テ我邦音樂ノ現情ニ在リテハ其資料ヲ撰定スルノ難キ事殆ト云フベカラズ歌作高キニ勤ムレバ社會一般ニ適シ難キ恐レアリ低キニ着意スレバ野鄙ニ失スルノ患アリ純然タル和風ニ拘泥スレバ外交日新ノ今日ニ適セザルノ恐アリ妄リニ外風ニ模スレバ國歌タルノ本体ヲ謬ルノ患アリ歌詞ニ得ルトコロアルモ曲調ニ欠クトコロアリ曲調ニ得ルモ歌詞ニ欠クトコロアリ豈之ヲ難シト云ハザルベケンヤ本按ハ方今ナホ裁定中ニ属スルヲ以テ目下其何如ヲ開報スル能ハザルハ遺憾ナリト云ベシ茲ニ従来取調タル所ノ歐米諸

國ノ國歌及其史傳ノ梗概ヲ附記スル事左ノ如シ

英吉利國々歌「ゴット〔ママ〕、セーブ、アワー、クヰーン」語譯

イトモ尊キ我君ヲ、守ラセ玉ヘ大神ヨ、ミ恵深キ我君ハ、千代マセ八千代イマセカシ、神ヨ我君ヲ守ラセ玉ヘ」、三軍常ニ勝ヲ得テ、サキハヘユカン、我君ノ、御代萬歳ト祈ルナリ、神ヨ我君ヲ守ラセ玉ヘ、

實ニモ惶キ大神ヨ、怒ラセ玉ヘタヽセ玉ヘ、我大君ニマツロハヌ、其敵ヲバ打散ラシ、タフサセ玉ヘヤ追ハセ玉ヘヤ」ソガ政事乱レヨカシ、ソガ謀事破レヨカシト、我等ハ汝ニ祈ルナリ、神ヨ我等ヲ守ラセ玉ヘ、

イトヾ愛タキ御寶ハ、我大君ニ惠マセ玉ヘ、ソモ君ガ御世ハ八千年ノ、永ク榮エユク春ニ、實ニ愛タケレ、榮エユケカシ、榮エユケカシ、我國法ヲ保チ玉ヒテ、千万人モ一言ニ、神ヨ我君ヲ守ラセ玉ヘト、歌ハシムルゾ有ガタキ、

右史傳

此國歌ノ出處ニ就テハ其説區々ニシテ甚ダ不分明ナリ千八百二十二年發行ノクラーク氏國歌論ニ拠レバ千六百七十六年ニ於テ既ニ此曲ト同一ナルモノアリトイヘドモインゲル氏ハ此説ヲ以テ信ズベカラザルモノト為セリ而シテインゲル氏ノ説ニ拠レバ此曲ハ英王ジョージ第二治世以前ニ決シテ之ナシトイフ則此治世以後ハ往々此曲ニ類似スルモノ出タリ「フランクリン、イス、フレッド、アウェー」、「ア、チューン」、「ア、クリスマス、カロール」、「アイレ」等ノ如キ是ナリ今此諸曲ノ古書ニ見ヘタル其最モ古キモノヲ按スルニ「フランクリン、イス、フレッド、アウェー」ハ千六百六十九年アポロ氏ノ高音胡弓歌曲集ニ見ヘ「アチューン」ハ彼ノ有名ナルパルセル氏ノ作ニシテ千六百九十六年ノ發行ニ係ル同氏ノ遺稿ナル「ハーピスコルド」歌曲集ニ出テ「クリスマス、カロール」ハ千六百十一年ラベンスクロフト氏ノ「メリスマタ」中ニ在リ「アイレ」ハブル氏ノ作ニシテ千六百十九年ニ成リシ其撰曲集ノ寫本中ニ發見セリ然リト雖モ此諸曲中一モ「神ヨ我君ヲ守ラセ玉ヘ」ノ語又ハ之ニ類似スルモノアルナシ但シブル氏所作ノ「アチューン」ハ第一部ノ六小節ト第二部ノ八小節トニ於ケル非凡ナル拍子ノ意匠ニ於テ方今ノ「神ヨ我君ヲ守ラセ玉ヘ」ニ髣髴タルトコロアルモノヽ如シ然レトモマタ此寫本ニ就テ撰譜ノ体裁ヲ審察スルニ曲中往々近代音樂家ノ為ニ改竄ヲ経タルトコロナキニシモアラズ而シテ此改竄ノ箇所ハ今一々之ヲ明示スル能ハズトイヘドモ因テ以テソノ更ニ類似スルヲ致セシ所以ハ明晰ナリトス且此國歌ノ首ノ二小節ニ属スル拍子ノ体裁ハ敢テ通常ニ異ナリトスヘキモノニアラズ他ノ撰曲家トイヘトモマタ自然此ノ如キ思想ヲ生ズベキハ一般ノ通情ト信ゼリ全体一ノ歌曲ヲシテ其体裁ヲ以テ此國歌ニ類似セシメンニハ此調ニ存スル種々ノ音程ヲ重複セシメバ事足ルベキヲ以テナリ其所以ハ此國歌ニ類似スルモノ獨リ英國古来ノ歌曲ニアルノミナラズナホ他國ノ歌曲ニ於テモ往々之ヲ發見スレバナリ例ヘバスウィーデンノ「エン、ガング、アイ、ブレッド、ミッグ」、デンマークノ「コング、レグネルス、ウェジー」ノ如キハ其表々タルモノトス然リトイヘドモ方今ノ國歌ハ敢テ此等ノ諸曲ヨリ出デタルモノニアラズシテ或ハ「リブレロイ」トイヘル古曲ヨリ變出セルモノナラントノ説モアリ「リブレロ

イ」ハ蓋シチャールス王第一及其後嗣スチュワード(ママ)家ノ諸王ヲ讃揚シタル風俗歌ニシテ實ニ方今ノ國歌ニ先ツテ世ニ行ハレシモノナリ然リ而シテ此「リブレロイ」ハチャペル氏ノ古歌集中ニハ「ゴット、セーブ、ザ、キング、オフ、チャールス、フォルスト、オフ、チャールス、セコンド、アンド、ゼームス、セコンド」ノ題名ヲ付シマタハリウェル氏ノ「バレッド」歌曲集中ニハ之ヲ「エングランドス、オノーア、アンド、ロンドンス、グローリー」、ト名ヲ付スルニ千六百六十年五月八日英国々會上下両院、ロンドン府知事區長、府會等ニ於テチャールス第二ヲ英吉利國王ト奉戴スル所以ノ大式ヲ以テセリ抑此曲ハ當時全國ニ流行シタルモノニテ第十七世紀ノ音樂家殊ニパルセル氏ノ如キモ最モ之ヲ愛親セシモノト信セリ故ニ方今ノ國歌ノ作ハタトヒ殊更ニ之ヲ模倣セズトモ知ラス識ラズ其影響ヲ受ケタルハ論ヲ俟タザルベシ且「リブレロイ」ト「ゴッド、セーブ、ザ、キング」トニ於ケル小節ノ數ノ不同モマタ敢テ「ゴット、セーブ、ザ、キング」ノ「リブレロイ」ヨリ出タルニアラザル所以ノ證憑トモ為スベカラザルモノニ似タリ何トナレバ古典ヨリ新曲ニ變遷シタル歌曲中斯ヽル變化ヲ経歴シタルモノアルハ其證跡ニ乏シカラズトイヘリ

佛蘭西國々歌「マルセーユ」語譯

汝ゝ佛國(フコク)ノ赤子、ヨクモ心ヲ榮譽ニ留メ、ゲニ大軍ヲ募リタリ、父母ト妻子ノ流涕(ナミタ)ヲ忘ルナ、父母ト妻子ノ哭泣(ナゲキ)ヲ忘ルナ、父母ト妻子ノ流涕ヲ忘ルナ、父母ト妻子ノ哭泣ヲ忘ルナ、無道ノ君ハ汝ノ子孫ヲ亡サン、無道ノ君ハ汝ノ國土ヲ亡サン、太平自由モ絶エンノミ、太平自由モ絶エンノミ」合唱 鎧ヘ鎧ヘ勇アル汝、仇打ツ太刀ヲ拔ケ翳シ、進メ進メ、負ケタラ死ナフト心ヲキメテ、淫佚放肆ニ耽ケリテモ、飽ク事シラヌ暴君ハ、黄金(カネ)ト権力(ケン)トニ飢ヱ渇ヱ、日光(ヒカリ)モ大氣モ競賣(セリ)ニ出シ、日光モ大氣モ競賣ニ出シ、人民塗炭ニ苦シムモ、己レ神ヨリ高ク居ル、彼モ人ナリ我等モ然リ、我等ヲ惱ス理アランヤ」合唱 鎧ヘヨロヘ勇アル汝、仇ウツ太刀ヲ拔カザシ、進メスヽメ、負ケタラ死ナフト心ヲキメテ、鳴呼自由ヨ、一旦汝ノ氣ヲ吸フカラハ、世ノ人汝ヲ棄(ス)テ得ンヤ、囹圄鐵鎖ハイフモヲロカ、笞モ汝ヲ懲シ得ズ、笞モ汝ヲ懲シ得ズ、國ノ苛政ニ沉ミシ事ハ、イトモ久シキ年月ナレド、自由ハ我等ガ干戈ナリ、苛政ノ劍ヲ怖レンヤ、苛政ノ劍ヲ怖レンヤ」合唱 鎧ヘヨロヘ勇アル汝、仇ウツ太刀ヲ拔カザシ、進メスヽメ、負タラ死ナフト心ヲキメテ、

右史傳

世ニ所謂「マルセーユ」ハ人心ヲ激發セシムル戰歌ニシテ專政君主ノ毎ニ禁ズルトコロナリシガ今ハ即チ佛國ノ國歌ト為リタリ本歌ノ作者ニ係リテハ其説區々ニシテ一定セズトイヘトモ抑此ノ如キ論題ニ関シ其信ヲ置クベキモノハ獨リセーンガーロット氏ノ説アルノミナリ同氏ハストラスボルグ繫累革命記ニ於テ當時ニ属スル諸家出版ノ新聞紙類ヲ詳説セシガ即チ之ニ拠レバ本歌ハローゲット、ド、リスリー氏ノ作ニ係リ同氏ハ本歌ヲ作リシ頃一武官ニシテマタストラスボルグ府知事ノ所持シタル本府有名ノ新聞紙ニ數々投書セシ者ナルヲ明カニセリ蓋シ本歌公行ノ端緒ヲ按スルニ同氏ノ細君ナル者頗ル音樂ニ長スルヨリ此歌ノ秀逸ナルヲ明断スルヲ以テ之ヲ樂譜ニ合セ世ニ公行セシ事ヲ其良人ニ説キタリ因テ本歌ハ千七百九十二年

四月ニ於テライン軍用戦歌ノ名ヲ以テ世ニ公行セルモノナリ即チ該府知事ノ細君ナルデーリッチ氏ヨリ其友人ニ贈リシ一書ヲ観ルニ文アリ曰ク「屢〻樂譜ヲ寫スハ余ガ耳ヲ政談ニ閉ルノ機會ヲ與ヘリ實ニ方今當地ニ於テハ政談ニアラザルモノナシ故ニ愚夫ハ一種ノ新論題ヲ提出シテ看客諸君ノ思想ヲ慰メント欲シ府民報國ノ赤心ヲ包藏セル一歌ヲ得ン事ヲ謀リシニ工兵隊長ローゲット、ド、リスリー氏トイヘルハ詩歌ノ達人ニシテ早クモ一首ヲ詠出シ樂譜ニ合セテ之ヲ投ゼラレタリ本歌ハ頗ル人心ヲ感動セシメ且新異ノ思想ニ富メリ其体裁グラック氏（旧耳曼有名ノ音曲作者ノ名）ノ氣性ヲ帶ブルトコロアリトイヘドモ更ニ活潑ニシテ勇氣アリ時々拙宅ニ於テ之ヲ試ルニ聞ク者嘆賞セザルナシ」ト隊長ローゲット、ド、リスリー氏ハストラスボルグノ現況ト人民ノ熱心トニ拠テ歌曲ヲ詠出セン事ヲ要メラレシモノニテストラスボルグハ一ノ邊塞ニシテ巴理ヨリ陸續新聞ノ到着スルト開戰布告ノ出デタルトニ因テ人心ノ洶々タルヲ致セシモノト信ゼリ本府ハ實ニ敵軍ノ衝ニ當リ戰野ノ中心ナレバ政談ノ時論トナリシハ勢ヒ止ムヲ得ザルニ出テタルモノ歟抑デーリッチ氏ノ新聞中ニ絶ヘズ歌曲ヲ登録セシト隊長ローゲット、ド、リスリー氏ガ政談ニノミ傾倒シタル人心ヲ轉回セシメントシテ此新曲ヲ作リシトノ事情ハ實ニ奇異ナル影響ヲ生ジ遂ニ邦人ノ目途ヲ確立シ之ヲ斷行セシムル所以ノモノトハナリタリ且此歌ノ先ツ巴理ニ流行スベキヲ左ハナクシテ直チニマルセーユニ行ハレシモマタ太ダ奇ナリ是レ疑モナク一ノ軍隊ガ之ヲ唱フテ直ニ南方ニ進行セシニ因レリトス巴理ニ於テ始メテ此歌ヲ唱ヒシハマルセーユノ革命隊カ本府ニ操込ミシ其日ニ在リ本隊ハ即チ此歌曲ヲ奏シ興ニ乘シテ進入シタリ従是己来本歌ハ即チマルセーユ隊進軍歌トシテ世ニ知ラルヽ事トハナレリ此歌一タビ大都ニ入ルヨリ普ネク人口ニ繫リ直チニ全國ニ流行セシハ宛カモ猛火ノ冬野ヲ走ルガ如クナリキ嘗テ府知事ノ細君モ云ヘル如ク非常ニ人心ヲ激發セシムルハ本歌特別ノ性質ニシテ巴理ノ人心ヲ激發シ竟ニ世ニ恐ルベキモノ無キノ猛烈ナル度ニ到ラシメタリ此歌佛國人民ニ就キカヽル非常ノ感力アルヲ以テ佛國王政時代中ハ反乱ヲ激發スル歌曲トセラレタレバ得テ之ヲ公唱スル者殆ド稀ナリキ然シテ始メテ此歌ノ反乱ヲ激發スル者ニアラズトシテ政府ノ公認ヲ経佛國々歌トナリタルハ實ニ千八百七十八年萬國博覧會開場ノ日ニ在リキ

リチャード、グランド、ホワイト氏ハ其著述ニ係ル萬國々歌集ニ於テ萬國々歌中ノ秀逸タル此人心ヲ激發スル國歌ノ成リシ所以ヲ細録セリ今姑ク其説ニ拠ルニ本歌ハ一點ノ瑕疵ナク句々玉ノ如クニシテ能ク句外ノ意義ヲ發達シ僅カニ六ケ月ニシテ文武百官ハ勿論全國ニ流行シテ實ニ戰叫即チ挑戰ノ號叫トナリタリ本歌ハ榮譽ヲ賞スルノ外一ノ他意ナク自由ヲ讃スルノ外一ノ鬼神ニ及バズ本歌ノ作者ナルローゲット、ド、リスリー氏ハ堂々タル一武官ニシテ且自由ノ主唱者ナリトイヘドモマタ非常ニ正義公道ヲ貴重シ立憲王政ヲ推保セル者ナリ同氏ハ千七百九十二年ニストラスボルグニ在リ本府ノ知事デーリッチ氏ハ素ヨリ同氏ヲ知ル者ナレバ一日ライン軍ニ赴ク義兵六百人ノ首途ニ臨ミ唱ハン為ニ軍歌ノ作ヲ同氏ニ托セリ因テ同氏ハ即夜本歌ヲ作リ詰旦之ヲ知事ニ致セリ蓋シ樂曲ノ作ハ始メ歌句ヲ作リ後曲譜ヲ作ルモアリ始メ曲譜ヲ作リ後歌句ヲ作ルモアリ彼此ノ前後ニ一定ノ例則ナシ同氏ハ作者ノ通情トシテ始メ此ノ如キ卒爾ノ作ヲ是認セズ本歌ノ草稿ヲ知事ニ致セシ際モ是レ畢境貴下ノ要メニ出

テタルモ尚甚ダシキ杜撰ナルヲ恥ツルトイヘリ然レドモデーリッチ氏ハ一目シテ其真義ヲ洞見セリ両氏ハ夫人デーリッチ氏ト共ニ先ツ立琴ニ由テ之ヲ試ミ次ニ戯曲連ヲ小集シテ之ヲ合奏セシメタリ而シテ此歌幾何モナク四方ニ傳播シテ街衢ニ愛唱セラルヽニ至リ頗ル人心ヲ激發シ彼ノストラスボルグヲ出テ革命軍ニ赴ントスル義兵六百人ニ超越シ卒ニ九百人ノ大衆ヲ致セリ其感動ノ峻烈ナルマタ以テ思フベシ後数ケ月ヲ出ズシテ此歌益〻南方ニ流行シコトニマルセーユ人ノ愛歌ト為リ此マルセーユ人ニ由テマタ卒ニ巴理ニ傳播セリ巴理ノ人民ハ歌ノ題名モ作者モ詠作ノ原旨モサラニ知ル者ナクシテタヽニ之ヲ目シテマルセーユ歌ト為セリ因テ本歌ハ永遠「マルセーユ」トシテ世ニ知ラレマタ暴政ヲ一新シタル佛國人民ノ號叫トシテ無窮ニ傳ル事トハナリタリ本歌ノ作者ハ後乍チ官軍トシテ罰セラレタレバ佛國ヲ脱シアルプスノ山中ニ逃レシガ其嘗テ無心ニ發行シタル音曲ノ返響ハスウィスルランドノ山嶺マデモ其身ニ纏フテ随従セリロージェット、ド、リスリー氏會〻國境ノ山砦ニ於テ軍歌ヲ聞キシカバ一ノ賤シキ導者ニ向ヒ今聞クトコロノ汝〻仏國ノ赤子云云ノ歌ハ何ナリヤト尋ネシニ是レ「マルセーユ」ナリト對ヘタリ同氏ハ嘗テ識ラズ覺ヘズ人心ヲ激發シタル凶果ニ罹リシモ是ニ於テ始メテ其所作ノ歌ニ國人が下ダセシ名ヲ知リ得タリトカヤ

獨逸國々歌来因河戌兵歌語譯

ライン、ライン、獨國ノライン、流ヲ戍ルハ誰ナリヤ、流ヲ戍ルハ誰ナリヤ、左様云フ聲ハ雷ノ轟ロク如キ計リニテ、サカマク浪モ、鳴ル金鼓モ、タヾ趣ヲ添フルノミ」合唱 國ノ防禦ハ堅固ナリ、國ノ防禦ハ堅固ナリ、國民戍レリ、ラインノ河ヲ、國民戍レリ、

ラインノ河ヲ、

戍兵ハ億萬數ナキモ、胸ハ忠ロ唯ダ一ツ、敵コソ来レト待カケテ、邊塞堅ク備ヘタリ」合唱 國ノ防禦ハ堅固ナリ、國ノ防禦ハ堅固ナリ、國民戍レリ、ラインノ河ヲ、國民戍レリ、ラインノ河ヲ、

國ノ矢玉ト士卒ノ呼吸ノ、竭ヌ其間ハ一人モ、敵ヲ河邊ニ寄スベキヤ」合唱 國ノ防禦ハ堅固ナリ、國ノ防禦ハ堅固ナリ、國民戍レリ、ラインノ河ヲ、國民戍レリ、ラインノ河ヲ、

響く叫ビモ流ルヽ河モ、トモニ應ジテ絶ヘヌ日ノ、光リニ輝ク國ノ旗、飽マデ流ヲ戍ルベシ」合唱 國ノ防禦ハ堅固ナリ、國ノ防禦ハ堅固ナリ、国民戍レリ、ラインノ河ヲ、國民戍レリ、ラインノ河ヲ、

日耳曼國々歌日耳曼本國語譯

第一

日耳曼本國ハ何レノ地ナリヤ、スワビア歟、プロシア歟、ラインノ葡萄園歟、バルチックノ怒浪ヲ聞ク沿岸歟、日耳曼本國ハ、サラニ廣大ニシテ、自由ナル地ナルベシ

第二

日耳曼本國ハ何レノ地ナリヤ、ババリア歟、ストリア歟、軍功無双ノオーストリア歟、此本國ノ境界ハ、更ニ廣大無邊ナリ」合唱

此本國ノ境界ハ、更ニ廣大無邊ナリ、

第三

日耳曼本國ハ何レノ地ナリヤ、ポムラニア歟、ウェストフハリア歟、瀑波地方歟、ダニューブ沿岸歟、此本國ノ境界ハ、サラニ廣

大無邊ナリ」合唱 此本國ノ境界ハ、サラニ廣大無邊ナリ、

第四

名ノレヨ大國、日耳曼本國タル大國ヨ、「タイロル」コソハ答ヲ為ン歟、土地モ四民モ好性質ナリ、汝ハ未ダ本國ノ、境ヲ測定セザルナリ」合唱 汝ハ未ダ本國ノ、境ヲ測定セザルナリ、

第五

日耳曼本國ハ何レナリヤ、名ノレ大國ヨ、日耳曼國語ヲ用フルトコロト、日耳曼國歌ヲ唱フルトコロトハ、是レソレ所謂本國ナルベシ、是レソレ所謂本國ナルベシ」合唱 是レコソ即チ日耳曼ナリ、是レコソ即チ日耳曼ナリ、

第六

土ニハ天ヨリ冥護ヲ與ヘ、人ニハ天ヨリ権力勇氣ヲ賦與セル土地ハ、是レミナ日耳曼本國ナリ、我輩何ソ之ヲ愛護セザルベケンヤ、是レソレ所謂本國ナルベシ、是レソレ所謂本國ナルベシ」合唱 是レコソ即チ日耳曼ナリ、是レコソ即チ日耳曼ナリ、

亜米利加合衆國々歌「ヘールコロンビア」語譯

賀スベシ華旗ハ天幸國ナリ、賀スベシ其士ハ天與ノ武夫ナリ、自由ノ為ニ彈丸雨注モ冒シタリ、自由ノ為ニ彈丸雨注モ冒シタリ、天下太平独立自主ハ、彈丸雨注ノ嵐ヲ経シ、其恩賞ニアルゾカシ、堪ヘシ千辛萬苦ヲ記シ、享シ恩賞果報ヲ謝シ、光ヲ虚空ニ照スベシ」合唱 自由ノ権ヲ以テ、獨立共和ヲ保護セン、獨立共和ヲ保護セバ、太平治安ハ求ムベシ、大平治安ハ求ムベシ、出デヨ愛國義膽ノ士人、防ゲ国家ノ大権大理、攘ヘ大膽不敵ノ奴ヲ、攘ヘ大膽不敵ノ奴ヲ、國ハ生血ノ獲モノナリ、子孫平和ニ信義ニ拠ラハ、天豈萬世ヲ奪ンヤ、真理公道亡ビヌ中ハ、君臣上下ハナカルベシ」合唱 自由ノ権ヲ以テ、獨立共和ヲ保護セン、獨立共和ヲ保護セバ、太平治安ハ求ムベシ、太平治安ハ求ムベシ、見ルベシ流石ハ大将ナリ、再ビ國ヲ靖ントハ、國ハ浪ウツ岩根ナリ、國ハ浪ウツ岩ニシアレド、徳望義勇ヲ具足シテ、天下人トニ任セタリ、華旗ハ曇レド望ミハ絶ユレド、心ハ動カヌ磐石ナレバ、死ヲ以テ自由ヲ護ントハ」合唱 自由ノ権ヲ以テ、獨立共和を保護セン、獨立共和を保護セバ、太平治安ハ求ムベシ、太平治安ハ求ムベシ、

右史傳

本歌ノ曲ハ千七百八十九年ニ於テモフヒラデルフヒアノ博士フハイロノ作ルトコロニシテ華盛頓即位ノ式ヲ擧ン為メ紐約ニ入ルノ際トレントンニ於テ始メテ之ヲ奏セリ故ニ往時ハ大統領進行曲ノ名アリ本歌ハ後殆ド十年ニシテ判事ジョセッフ、ホプキンソンノ作ルトコロナリ千八百四十年ニ於テ本歌ノ紀原ニ係リ其自述スルトコロアリ左ノ如シ

本歌ハ千七百九十八年ノ作ナリ時ニ本國ハ将ニ佛國ト干戈ヲ交ヘントスルノ時運ニ際シ國會方ニフヒラデルフヒアニ開會シテ戰和何如ノ大事ヲ議シ且實際發起シタル敵國ノ暴擧ヲ處セントスルノ日ナリキ抑其所以ヲ述ベンニ當時英佛ノ間ニ戰争アリ我合衆國ノ人民モ為ニ説ヲ以テ相分レ或ハ以為ク佛國ニ左祖スルハ止ヲ得ザル義務ニシテマタ至當ノ政略ナリト或ハ英政ノ實着ニシテ保續セン事ヲ信ジ英國ニ與スルヲ利トセリ加之英佛二國共ニ已ニ我國権ヲ冒シ國人ノ憤怒ヲ極メタリ然ルニ大統領華盛頓ハ局外中立ヲ主張スルヨリ益々

彼ノ論者ニ逆ヘ特ニ佐佛黨ノ不逞ヲ激發シ一時民衆騒然タリ實ニ建國已来ノ一大事変ナリキ適マ府下ニ演スル一隊ノ戯優アリ中ニ一人名ヲフォックストイヘル者アリ天資唱歌ニ長シ将ニ一席ヲ張ントセリ是レ余ガ竹馬ノ友ナリ故ニ土曜日ノ午後ヲ以テ一日余ヲ訪ヘリ即チ次ク月曜日ハ其出席ノ當日ナリキ時ニフォックス余ニ謂テ曰ク生ガ演曲ノ日已ニ近キニ在リ而ルニナホ一人ノ来リテ桟敷ヲ買フ者ナシ恐ル此回ノ擧ハ利ヲ得ズシテ却テ失敗ヲ取ン事ヲ然レドモ生モシ大統領進行ノ曲ニ協フ一首ノ愛國歌ヲ得バ必然満場ノ衆ヲ得ベシト蓋シ本曲ハ當時國曲ニシテ戯優社會ノ作者タル者汲々トシテ之ニ協フ一首ヲ得ン事ヲ維レ勉メシガ百擧ナラズシテ已ニ之ヲ得ベカラザルモノト為シタレバナリ因テ余モ聊カ試ルトコロアラント告シカバ翌日午後ニ至リ彼レ再ビ余ヲ訪ヘリ時ニ本歌ハ已ニ大成シテ稿ヲ脱スルノ栄ヲ得タリ尋テ明クル月曜日ノ朝ヲ以テ之ヲ廣告セシニ果セル哉満場ノ衆ヲ得連夜聴客群集シテ實ニ立錐ノ地ナキヲ致セリ聴客毎夜此歌ヲ感賞シテ止ズ為ニ複奏ヲ促ス事数回ニシテマタミナ合唱（コーラス）ニ其音声ヲ添ヘタリ加之府民毎夜路頭ニ集結シテ頻リニ之ヲ愛唱セリ其中ニハ往々國會ノ議員モアリシトイヘリ遠近ミナコゝニ出デ乍チ聯邦各部ニ流傳セリ抑作者ノ目的ハ彼ノ英佛二國ニ對スル是非曲直ノ末節ヲ去テ國栄國権ノ大本ニ向フベキ愛國心ヲ喚發セントスルニアリキ然レドモ未ダ嘗テ英佛二國ニ及ブノ一句ナク其暴擧ニ関スルノ一言ナシ因テ英佛二党ハ云ニ及バス全國諸人ノ愛唱スルトコロトナリタリ是レ即チ本歌ノ純然タル愛國心ニ出デ闔邦愛國心ノ返響ヲ得タル所以ナリ蓋シ歌曲ノ精神一ニ愛國ニ發スルノ然ラシムルトコロトイヘドモ此ノ如キ非常ノ人望ヲ得シハマタ以テ作者ノ意外ニ出デ且本曲ノ純價ニ洋溢スルモノトイフベシ

魯細亜國々歌語譯

嗚呼全慈全愛ナル上帝ヨ、世俗ノ者ハ、汝ノ教ヘニ背キタリ、汝ノ戒メ破リタリ」合唱 烈シキ怒ヲ押鎮メ、免シ玉ヒテ安全ニ、スゴサセ玉ヘ我神ヨ、

世俗ノ者ハ、危キ時ニ救ハレシ恩人ヲ、謝シテ必ズ忘レマジ」合唱 烈シキ怒ヲ押鎮メ、免シ玉ヒテ安全ニ、スゴサセ玉ヘ我神ヨ。

阿蘭陀國々歌語譯

國民ヨ、トモニ祝ヒテ歌フベシ、祭司ヨ御供ヲ捧グベシ、山川江河モウタフマニ、我等ガ先祖ノ上帝ヲ、讃スル歌ヲウタフベシ」合唱 我等ガ先祖ノ上帝ヲ、讃スル歌ヲウタフベシ、

我々ノ主宰ナル、彼ハ即チ上帝ナリ、其為ストコロハ、仁慈ニアラザルモノゾナキ、聲ヲ張リ揚ゲ喇叭ヲ鳴ラシ、主ナル耶和華（ヤホバ）ヲ讃スベシ」合唱 主ナル耶和華（ヤホバ）ヲ讃スベシ、

澳國々歌「アワー、フハーザーランド」語譯

人民ノ、口ニ出デタル雅頌コソ、愛國心ニ基ケリ、人民ノ、誠ヲコメタル詞韻コソ、天地モナドカ動カサヾラン、忠誠無二ヲ表スルハ、歌ニ優レルモノゾナキ、歌ハ中心（ナカゴ）ニ透ルナリ」合唱 忠誠無二ヲ表スルハ、歌ニ優レルモノゾナキ、歌ハ中心ニ透ルナリ、

嗚呼國ヨ、神モ福祉ヲ與フベシ、歌ハ冥護ヲ祈ルナリ、汝ハ何ゾ洩ルベキヤ、忠信正理ノ大道ハ、子孫ヲ萬世ニ致スベシ」合唱 忠信正理ノ大道ハ、子孫ヲ萬世ニ致ス可シ、

輝ケル、國ノ光リヲ見ン事ハ、愛國赤子ノ所願ナリ、真理ト名譽ヲ全ウシテ、身ノ一生ヲ終ヘンコソ、愛國赤子ノ職務ナレ、獨立

雄偉ノ國体ヲ、永遠無窮ニ傳ヘテヨ、吾億兆ノ同胞モ、其民タルヲ喜バン」合唱 獨立雄偉ノ國体ヲ、永遠無窮ニ傳ヘテヨ、吾億兆ノ同胞モ、其民タルヲ喜バン、

前段説述スルガ如ク英吉利ノ「ゴット、セーブス、アワー、クヰーン」ハ年代末詳ノ古時ニ出テ漸ク今日ニ至テ英國々歌ト仰カレ佛蘭西ノ「マルセーユ」ハ西紀千七百九十二年四月ニ出テ千八百七十八年佛京巴理ニ於テ萬國博覧會開場ノ日ニ至リ始テ佛國々歌ノ為リ亜米利加合衆國ノ「ヘールコロンビア」曲ハ千七百八十九年ニ成リ其歌詞ハ千七百九十八年ニ出テ今日即チ亜米利加合衆國々歌ト成レリ若シソレ此明治頌中明治聖世ノ大徳ヲ發揚シ愛國ノ士気ヲ奮興スルニ足ルアリテ他日我邦ノ國歌ト為ルアラバ誠トニ鴻業ノ餘光ト云ベシ

〔手書き〕

（『音監經伺書類上下、音樂取調成績申報書』明治十七年）

〔国歌按歌詞〕

日本國歌按　二首

神器

国を照すは鏡なり、國を守るは劍なり、
国の光りはまが玉の、妙なる玉にぞたとふべき、
天津日嗣のつぎ〳〵に、三種の寶傳へ來し、
すめら御國は大君の、千世萬世も治しめす國、

合唱

いざ國民よ君萬歳と歌へかし、
君萬歳と祝へかし、
いざ國民よ君萬歳と祈れかし、

國旗

艸木も靡く大昭代の、風は四海にみてるなり、
仰ぐも高き天津日の、御旗は雲を拂ふなり、
六大洲の民艸も、などかは靡き仰がざる、
我日の本は日と共に、千世萬世も輝ける國、

合唱

いざ国民よ國長久と歌へかし、
国長久と祝へかし、
いざ國民よ國長久と祈れかし、

其二　三首

日出處

やまとの國を日の本と、外國人も傳へしは、
天津日繼のうごきなく、御稜威かゞやくしるしなり、
くにゝあだなすえみしらを、討退けし御いさをは、
冨士の高根のいや高く、仰がざらめやするゑのよも、

日本武尊

東の國のえみしらを、うち平げて天皇の、
大御心をなごめてし、やまとたけるの名もしるし、
その神御靈大鳥と、なりて羽たゝく大空の、
はてなき如く万代も、つたへざらめや今もかも、

蒙古来

筑紫の海の波くらく、蒙古の舶ぞ襲ひくる、

吾益荒男の劍(ツルギ)こそ、國を守りの寶なれ、
其えみしらを切り盡し、唯三人(タヾミタリ)をぞかへしつる、
我日の本の御稜威をぞ、怕(オ)ぢざらめやは異邦(コトクニ)も、

其三　四首

尊王愛國

六百餘年(ロッピヤク)のむかしより、武家にうつりし兵權(ヘイケン)も、
天下(テンガ)の政事(セイジ)ものこりなく、一時に復(カヘ)る君が御世、

合唱

盡せや盡せ、國の爲、
いはへや祝へ、君が御世、
農工商(ノウコウシヤウ)とさまぐに、しなこそかはれ君が爲、
盡すこゝろしかはらずば、國のかためとなりぬべし、

合唱

盡せや盡せ、國の爲、
いはへや祝へ、君が御世、
千百萬(センピヤクマン)の兵船(ヘイセン)を、海にうかへてよせ來(ク)とも、
やまとこゝろしうごかずば、あたもかたきもおそれめや、

合唱

盡せや盡せ、國の爲、
いはへや祝へ、君が御世、
國は日の本の光り、いたらむ極み仰ぎ見よ、
君は萬世一系(バンセイイツケイ)の、わがおほ君ぞしろしめす、

合唱

盡せや盡せ、國の爲、
いはへや祝へ、君が御世、

其四　二首

神功皇后

海原(ウナバラ)とよみ押(オシ)よする、其荒浪(ソガ)は陸にみち、
其兵(ソガツワモノ)は天がける、神ともかみよたらし姫(ヒメ)、
ありなれ川の水かれず、棹(サホ)かぢほさぬ貢もの、
男子にまさる御績(ミイサヲ)は、神ともかみよたらし姫(ヒメ)、

豐臣秀吉

浪風響(トヨ)みて海くらし、其(ソ)が雄叫(ヲタケ)びに山ゆるぎ、
其が勢に雲をまく、仰げやあふげ豐臣(トヨノオミ)、
荒ぶる虎も身をちゞめ、泣くなる乳兒(チゴ)も音(ネ)をひそむ、
旭(アサヒ)に匂ふ花と見て、仰けやあふげとよのおみ、

〈聖世頌〉（山松風も滝津瀬も）および〈蒙古来〉Ⅱ（天地ゆすりて海くらし）は没になったので歌詞を略す。

〔国歌判定案　文部省の各方面諮問の文書〕（明治十五年）

音樂取調掛議案

過般國歌撰定之儀御下命有之候ニ付早速歌曲撰定ニ着手候處元来國歌之儀ハ之ヲ欧米ノ史乘ニ徴スルニ僅カニ一首一曲ニシテ人心ノ向背ヲ決シ邦國ノ禍福ニ與リ億兆ノ幸否治道ノ進退ヲ策スルニ至リシモノ其例少ナカラス實以テ容易ナラザル事業ニ有之且音樂取調ノ事業ハ事頗ル創始ニ属シ我邦古今ノ雅樂俗樂ヲ始メ清樂洋樂等目下取調中ニ有之候得ハ将来此事業成了之後ニ至リ即チ我邦ノ音樂高等

ノ進歩ヲ占メ歌曲ノ編成意ノ如クニ相成候日ニ至リ之ヲ撰定候如ク諸般ノ準備相整居候儀ニモ無之候得バ固ヨリ完全ノ歌曲ヲ得候事ハ期望スベカラザルトコロニ有之候得共本掛今日ノ情況ニ在テ及ブトコロノ力ヲ尽シ可成丈ケ汎ク本邦和歌ノ作法雅樂俗樂ノ規則及ビ西樂ノ法理ヲ商量シ各國々歌ノ體裁ヲ参酌シ尊王愛國ノ大義ニ基キ撰定候目的ヲ以テ既ニ其歌曲四篇ヲ得候ニ付先以テ電覧ニ供シ候前顕ノ情実御参按ノ上歌篇ノ當否御審決相成度候尚樂譜ノ儀ハ既ニ夫々着手罷在不日成了ノ運ヒニ相成居候ニ付實際演曲ヲ以テ御審決ヲ仰キ申度此段至急相伺候也

國歌案此ニ略ス　原案ニ就テ見ルヘシ

編輯局長意見

下官ハ歌曲ノ事ハ甚不案内ナレバ何トモ申ベキ様ナシ、然レトモ國歌ハ詩経ノ國風ノ如キ者ノ由嘗テ承ハリ及ベリ、西洋ノ國歌ノ一二ヲ見タル事アリシガ、何レモ大体國風ニ類セル者ナリ、果シテ然ルトキハ、國風ノ体ニ擬シテ作ルヲ宜シトスベキニ似タリ、今此本按ニ記スル所ノ歌曲ヲ見ルニ、多ク詩経ノ頌ノ体ニ類スル者ニシテ、國風ニ類スル者ヲ見ズ、是ヲ神殿宗廟ノ祭祀ニ用フルハ可ナルベケレドモ、民間常用ノ唱歌ニハ其体ヲ失ヘルニ似タリ、國歌ノ名ヲ付スルハ大事ノ事ナレバ、何卒御熟考有之様致シ度事ニ候也

普通学務局意見

〔国歌は各国の言語、国情にもとづいて、それぞれに適した歌を制定する。ゆえに国によっては巷に流れる歌謡をもとにしたものや、牧歌的なものもあろう。したがって〕今日國歌ヲ制作スルニ國風ニ倣フヲ要セザルコト明カナリ尤本案ノ歌曲ノ全体ヲ閲スルニ或ハ精神ヲ鼓舞スルノ力ニ乏シキカ如クナレドモ其慷慨劇烈ニシテ精神ヲ鼓舞スルノ効力強大ナル者ハ其害モ亦甚シク佛國有名ノ國歌ナル「マルセレーズ」ノ同國及ビ歐洲諸邦ノ國政顛覆ヲ助成シタリト云フモ殆ど虚言ニアラサレバ寧ロ本案ノ如キ穏當ナルモノヲ取ルヲ宜シトスベシ依之本案ノ歌曲ノ全体ニ對シテハ別ニ異論ナク唯各條ニ付キ意見アルモノハ夫々付箋致シ置候然シナカラ國歌選定ノ事タル容易ナラザル事業ナレバ原案ノ如キ歌曲ヲ以テ直ニ國歌ト御選定相成候儀ハ然ルベカラズト存候条編輯局長モ云ヘルガ如ク何卒御熟考アランコト可然存候就テハ原案歌曲ノ外更ニ数多ノ歌曲ヲ制作セシメラレ其中ニテ至當ノ良歌曲ヲ選擇セラレ之ヲ以テ國歌ト御定メ相成候様致シ度且ツ國歌ナル者ハ必シモ國歌トシテ制作セル者ニモ無之前陳「マルセレーズ」ノ如キモ一時ノ作ニ過キサリシモノ忽チ國歌トナリテ全國ニ行ハルヽニ至リショシ聞及ビ候得バ國歌トシテ制作セサルモノニテモ世上ニ行ハルヽ唱歌中國歌トシテ至當ナルモノアラバ之ヲ抽用シテ國歌ノ中ニ加ヘラレ候様漸ヲ以テ御選定ノ儀可然存候

追テ國歌御選定ノ後ト雖モ單ニ國歌トシテ御公布相成リ万一其効無キトキハ甚タ不都合ト存候条先ツ國歌案ノ名義ヲ以テ御公布相成候儀可然存候

専門學務局意見

國歌撰定ノ困難ナルハ其主旨及歌曲ノ廣ク國体ニ適シ民情ニ合フヲ要スル儀ニ有之唯タ本邦ノ歐米各國ト異ナル所ハ國歌中ニ飽クマテ皇室ヲ尊宗スルノ主旨ヲ表彰スルモ決シテ党歌若クハ政歌トナルノ患ナキヲ以テ主旨ノ撰定ニ至テハ外國ヨリ大ニ易キ所有之候得共更ニ困難トナスヘキハ歌ニ曲ニ雅俗ノ中間ヲ得ルニ在リテ現今本邦

ノ文学及音樂ノ進度ニテハ寔ニ容易ナラサル儀ト被察候条廣ク考ヘ深ク按シテ率爾ニ國歌トシテ撰定セス先ツ通常ノ唱歌トナシテ学校其他ニ於テ充分ニ試験シ後チ果シテ能ク國体ニ適シ民情ニ合フモノヲ撰ンテ國歌ト定メラレ可然存候

集中（ママ）古代人物ノ頌ニ係ルモノハ其適否如何哉抑モ國体ニ據リテ建國祖先ノ君主ノ偉徳ヲ頌スルハ格別ナレトモ當代ノ君主ノ大徳ヲ頌スルノ外ニ一人ノ事績ヲ稱スル時ハ感情ヲ起スノ區域狹隘ニシテ其人ノ賛歌（オード）タルニ過キス且ツ著明ノ事績ト雖トモ星霜ヲ經ルニ隨ヒ自然感動ノ力ヲ失フニ至ル現ニ佛國「ビーブ、ハンリ、クワツル」（顯理第四世ノ萬歳ヲ祝セル歌）ノ如キハ當時國歌タリシモ今日ハ通常ノ歌トナレリ蓋シ國体ノ變遷ニ由ルト雖トモ亦星霜ノ經過ニ由ラスンハアラサルナリ加之現在ノ君主ノ徳ヲ頌セス古代ノ皇族若クハ人臣ノ徳ヲ國歌トシテ唱フハ順序ヲ失ヘルニ似タリ故ニ第二篇ノ日本武尊第四篇ノ神功皇后ノ歌ノ如キハ皇子皇后ノ賛歌ニハ恰當ナルヘキモ國歌ニハ不適當ナルヘク殊ニ第四篇ノ豐臣秀吉ハ不都合ナルヘシ但人臣ノ功績ヲ引用シ君主ノ威徳ヲ表スルノ一助トナス如キハ時ニ採ルヘキモノナキニ非スト雖トモ此場合ニ於テハ必ス主客ノ區分ヲ判明ナラシメザルベカラス將又第二篇ノ蒙古來ハ固ヨリ一個人ノ事績ニ係ラスト雖トモ一時ノ武威ヲ叙スルニ止リ稍狹クナルヲ免カレス是等改正相成可然存候

四篇中稍々國歌ノ体裁ニ近シト被考候モノハ第一篇ト第三篇トニ有之第一篇ハ少シク高雅ニシテ所謂戎服朝冠ノ時ニ唱フヘキモノト相見ヘ一般ノ流行ニハ如何ト存候ヘ共外國ニモ此例アリテ格別不都合ト申儀ニハ無之唯タ其合唱ハ一ハ君萬歳ト云ヒ一ハ國長久ト云ヒ二首一様ナラサルハ如何哉但合唱ハ本歌ノ勢力ヲ増シ且ツ数首間ニ連絡ヲ通スルモノニシテ大抵ハ同一ノモノト相見ヘ候間本篇モ合唱ノ中孰レニテモ一ヲ撰ヒ若クハ之ヲ合併シテ新タニ一種ヲ製スル方可然且本按ハ稍幽微ニ過クルヲ以テ一層勢力ニ注意有之度又第三篇第三首第四首ノ如キハ簡短ニシテ能ク盡セリト存候条猶此体ニテ数篇撰ハレ度但シ第三篇第一首ニテ維新ノ業ヲ頌スルハ差支無之存候ヘ共六百餘年来王政ノ衰頽ヲ國歌ニ明言スル事ハ皇室ニ對シ忌ムヘキ事ニ有之又第二首ハ本邦ニ適切ノ字面ヲ插マス故ニ外國ニ移スモ可ナル儀ニ付可成ハ本邦固有ノ性質ヲ含有スル様修正相成度候

第一第二第四ノ諸篇ニ一首毎ニ別々ノ題ヲ附ケタル事ハ如何哉例ヘハ第一篇ニ一ハ神器ト云ヒ一ハ國旗ト云ヘリ然レトモ全篇ヲ總括スルノ題名ナシ故ニ變歌ナルヤ又ハ別々ノモノナルヤ相分ラス寧ロ第三篇ノ如ク一題ヲ以テ掩フ方可然存候

本按全体ヲ考フルニ稍氣力ニ乏シク相見ヘ候然ルニ深ク人心ニ感染シ長ク尊王愛國ノ情ヲ涵養スルニハ氣力ニ乏シクテハ相叶ハサル儀ニ有之且ツ主旨ノ方向ヲ誤ラサル以上ハ字句ノ間ニ氣力ヲ増スハ更ニ不都合有之間敷下存候条猶ホ此邊ニ注意有之度第三篇日本武尊ニモ大鳥ニ化スト云フハ固ヨリ詩歌ニハ想像ヲ要スルヲ以テ引用セシ事ナルヘケレトモ右ノ如キハ規模ヲ小ニスル儀ト存候又同篇蒙古来ニ唯三人コソト有之右三人ト云フ字面甚タ狹ク聞ヘ候条是等モ勢力ノ関係ヲ謀リ夫々御修正相成可然哉

前陳國歌撰定ノ困難ニシテ容易ノ事業ニアラサルハ既已ニ知悉セラルヘシト雖トモ西人ノ所見中左ニ譯出スルモノヽ如キハ言簡ニシテ意盡セリ亦以テ参照ニ供ス

凡人民ニハ國旗アリテ其獨立、自治、氣風、勢威、氣運等ヲ表スル如ク國民タルモノニハ亦必ス國祉ノ根基タル帝室ヲ頌シ或ハ他國ノ羈絆ヲ脱シテ獨立シ若クハ其一大時期タルベキ事績ヲ表シテ民心ヲ固フスルノ歌曲アリ之ヲ神歌(イムヌ)又ハ國歌(シヤン、ナショナール)ト名ケ以テ一黨一族ノ所向所願等ヲ表示スル所ノ政歌ナルモノト區別ス國歌ハ其性公正ニシテ人民一般ノ祝祭ノ時ニ之ヲ唱ヘ殊ニ政府ノ採用シテ礼式ノ一分トナスモノニ係レリ至美ノ國歌ハ其民情ヲ籠絡スルヤ太甚シ始メニハ之ヲシテ安息堅確ナラシメ尋テ之ヲシテ於邑短氣セシメ人ヲシテ自カラ其國ニ對シ愛慕悲憂ノ情ヲ交発セシム之ヲ聞クモノハ其身卑弱ナルモ覚エズ識ラズ鼓舞セラレテ剛邁撓ムヘカラス安堵以テ足レリトスルニ至ル須臾ニシテ其感想漸ク豹變シテ謂ハントス我國ハ此ノ如ク強ク此ノ如ク盛ナルモ隣國ハ皆我兄弟ニアラス必スヤ我ヲ娼嫉シ我ヲ侵掠セン況ヤ彼モ亦皆我ノ如ク強盛ナルニ於テオヤト

國歌ノ趣向ハ此ノ如ク國民ノ愛國心ヲ培殖スルノ一途ニ在リト雖トモ其体裁ニハ概ネ二種アリ「テ、デオーム」ノ如ク甲ハ現在ノ國威ヲ稱揚シ乙ハ既往ノ國威ヲ追慕シテ将来ノ希望ヲ揚言ス文学上ヨリ之ヲ観ルトキハ乙ハ其人心ヲ感動スル最モ烈シクシテ甲ニ比スレバ賞スヘキモノ殊ニ多シト雖トモ政略上ヨリ之ヲ論スルトキハ其有趣自ラ逕庭シ有用ノ點ニ至リテハ甲乙共ニ優劣ナキモノトス

國歌ハ礼式ノ一分タルヘキモノニシテ文学上ヨリ之ヲ論スルトキハ概ネ一二ノ瑕疵アルヲ免レズ澳國ノ國歌英國ノ「リユルブリタニヤ」ノ如ク其体裁ハ至美ニシテ能人民ノ氣風ヲ表スルモ精神ヲ鼓舞スルノ力ニ乏ク徒ニ平穏ニ失スルノ弊アリ如之其趣嚴粛ニ過キ礼服ヲ着ケ威儀ヲ正フスルノ時ニアラサレハ之ヲ唱フル能ハス従テ人民平素ノ嗜好ニ適セサルノ嘆アリテ為ニ其目的ヲ充分ニ達スル能ハス此類ノモノニテ俗好ニ偏セス厳粛ニ過キス能ク王國当時ノ氣風ヲ表セルモノハ佛國ノ古歌「ビーブ、ヘンリー、クワツル」アルノミ

國歌ノ尤有効ナルハ人民ノ所向ヲ指シ将来ノ國勢ヲ豫言シ即チ國歌ヲ作ルノ時ニ見ル所ナキモ異日其言ノ果シテ験アルニ在リテ此手段ヲ用ユレハ必然前陳ノ瑕疵ナク人民之ヲ愛嗜シ真ニ國歌ノ本体ヲ得然トモ此類古今甚僅少ニシテ其成ルヤ多クハ偶然ニ出ツ佛國ノ「マルセイエーズ」ハ即チ其巨擘ニシテ人民ノ所願未タ達セサルノ往時ニ成リテ遂ニ今日ノ國歌トナレリ概ネ國歌ハ既往ノ事跡ヲ唱フ「マルセイエーズ」ハ之ニ反シテ未タ見サルノ事ヲ唱起セリ故ニ佛國々歌ハ文学上ヨリ之ヲ観ルモ眞ノ歌曲ト謂フヘク政略上ヨリ之ヲ論スルモ亦能ク人民ノ所向ヲ表示スルモノト謂フヘシ故ニ之ヲ唱フルモノハ能ク自ラ饜足シ又能ク自ラ警戒ス

國歌ヲ制定スルニ第一ニ困難ナル事ハ非凡ナル詩人ト樂人ヲ求ムルニアリテ樂人ハ較々得易キモ文人ハ極メテ得難シ古今ノ歌曲ヲ玩味スルニ英國ノ「リユル、ブリタニヤ」佛國ノ「シヤン、ヂユ、デパール」ノ類ノ如キ曲調ノ文詞ニ優リテ文意ヲ壓倒シ為ニ大ニ其体裁ヲ損フ又其最モ困難ナルハ歌旨一方ニ偏セス人民一般ノ感情ヲ表スルニアリ故ニ一黨若クハ一族ノミ特ニ之ヲ愛スルコトアレハ輒チ其体裁ヲ失ヒ黨歌若クハ政歌トナラン例ヘハ一帝國ノ國歌ハ概ネ其君ヲ頌賛スルヲ常トスレトモ之ヲ頌シテ過重ナル

トキハ其文意一方ニ傾キ或ハ王黨歌トナリ暗ニ反對ノ影響ヲ釀スノ憂ナキヲ保セズ故ニ編者タルモノ王家ヲ思ハヽ陽ニ其國体ヲ颺言シ暗ニ王威ヲ表示スル如ク豫メ斯ニ注意シ我持論ニ拘泥セズシテ虚氣平心以テ中道ヲ得ルヲ旨トスヘシ然レトモ斯ニ一難事アリ其心一タヒ公正ナレバ文意自ラ活潑ノ氣象ヲ失ヒ人心ヲ感動スルノ力ニ乏シク甚シキニ至テハ人民ヲシテ之ヲ厭ハシムルニ至ル蓋シ世ノ名家ト称スヘキノ士ハ必ス其説ニ多少ノ偏僻アルハ自然ノ勢ニシテ名家ノ免ルヽ能ハサル所ニシテ亦名家ノ缺クヘカラサル要点トナス賢明ノ人ト雖トモ太平無事ノ國ニ居ルニ非レハ或ハ亦此弊アルノ誹謗ヲ免レサラントス

以上論スル如ク國歌ノ主旨ハ本國ヲ愛慕スルノ情ヲ保護スルニアリテ其目的ヲ達スルニハ許多ノ手段アレトモ就中國体ヲ賞賛スルヲ以テ捷径トナシ且ツ多クハ其旨ヲ誤ルノ憂ナキモノトナスナリ

〔手書き〕（『音監經伺書類』明治十六年）

次の譜例1は第一節が「神器」で第二節は「国旗」である。明治十七年一月二十一日、新任の大木喬任文部卿が音楽取調掛を巡視した際に、薩摩琵琶の伴奏で試奏された。作曲者は不明。

譜例1（注 独唱）

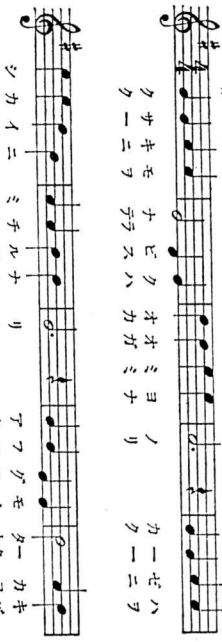



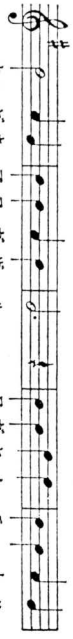









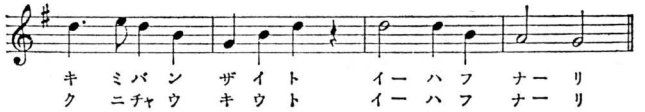

（長野県上伊那郷土館蔵）

譜例2は伊澤修二が「聖世頌」に作曲を試みたもので、三味線の伴奏で歌ったようである。長野県上伊那郷土館に断片がある。

譜例2

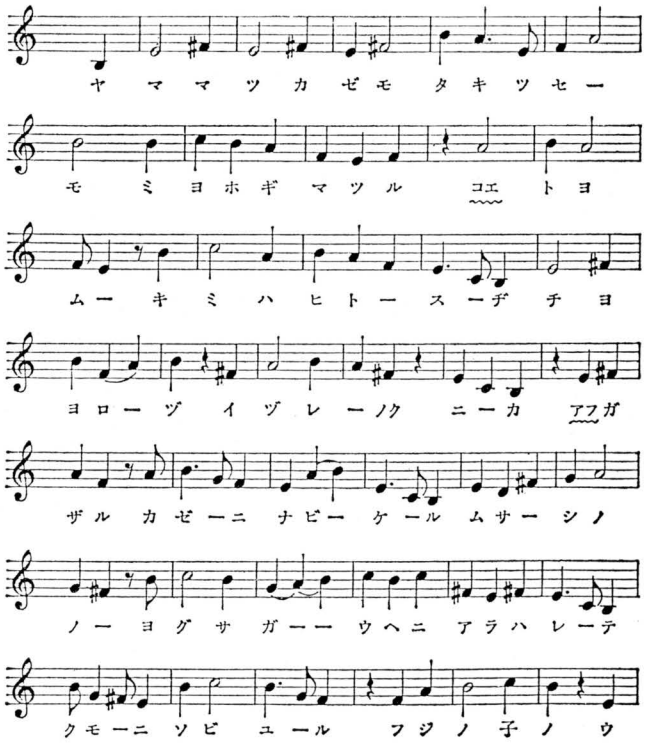

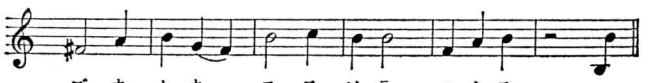

譜例3は「日本武尊Ⅱ」里義義原作、訂正歌詞、作曲は伊澤修二。

譜例3

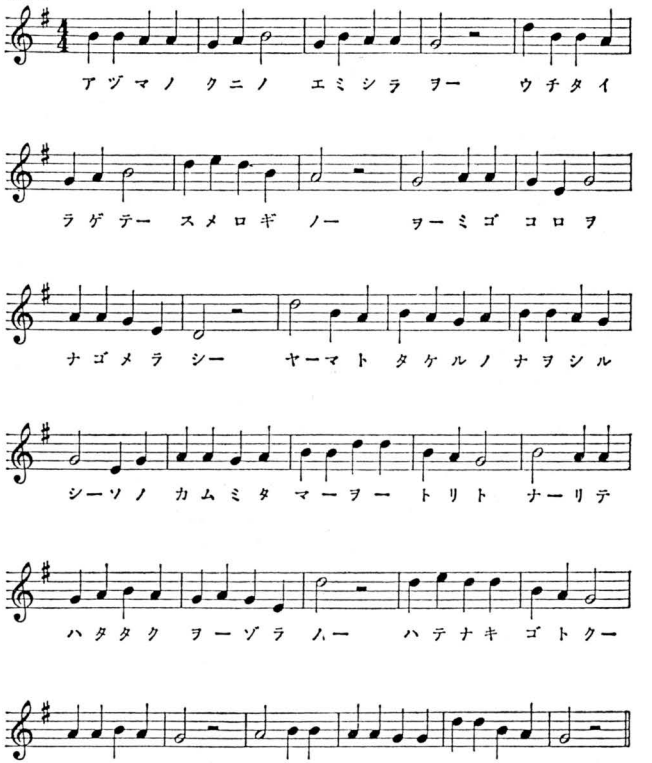

（信濃教育会編『伊澤修二選集』三七三頁）

（七）「俗曲改良ノ事」

本邦俗曲ハ古来識者ノ為ニ放擲セラレ擧ケテ之ヲ無学ノ輩ノ手ニ委スルヨリ音樂ノ本旨ニ悖リ人事至底ノ用途ニ帰シ隨テ野卑ニ流レ其歌曲ノ成立ハ今日最モ下流ノ極ニ達セリ是ヲ以テ其弊害勝テ言フベカラザルモノアリ試ニ其一二ヲ述ベンニ俗曲ノ淫奔猥褻ナルハ風教ノ酖毒ヲ為ス是其一也、俗曲ノ旋律淫風ヲ極ムルハ士人ノ趣味ヲ淫佚ニ導キ為メニ雅正善良ナル音樂ノ振興ヲ妨害スル是其二也、俗曲ノ淫邪ナルハ誘惑ノ途ヲ開キ徳教ノ涵養ヲ妨害スル是其三也、外交日新ニ際シ彼此ノ文物相融通スルノ今日ニ在テナホ此ノ如キ音曲ノ盛ニ行ハルヽハ國家ノ体面ヲ毀損スル是其四也、然ルニ俗曲ハ今日民間流行ノ甚タシキモノニシテ下民ノ風俗ハ殆ト茲ニ根據スルノ勢アリ故ニ人民ヲ猥褻淫行ニ誘致スルハ職トシテ此俗曲ノ然ラシムルトコロトスルモ敢テ過言ニアラザルベシ即チ今ノ人情ヲ察スルニ父母ノ困窮ニシテ其子女ヲ學校ニ送ル資力ナキモ朝ニタニナホ此俗曲ヲ勉学セシメザルハナクマタ雅正善良ナル音樂ヲ聽テ心身ノ修養ヲ正路ニ要メンヨリハ寧ロ淫野ノ音曲ヲ聞テ目前ノ快ヲ取ラザルハナシ是ヲ以テ上流ノ婦女ニ在リテハ間々口ヲ掩フテ演シ耳ヲ掩フテ聽クナキニアラザルモ此曲ヲ學ビ此曲ヲ聽カザレハ殆ド世間ニ歯スル能ハザルノ弊勢ヲ致セリ故ニ此淫曲ニシテ此勢力ヲ逞スル間ハタトヒ雅正善良ナル音樂ヲ與ストモタトヒ千百ノ校舎ヲ連ヌルトモマタタトヒ盡善盡美ノ教育ヲ布クトモ稍赤手ニ狂瀾ノ勢アリ功豫メ期スベカラザルニ似タリ然レバ則チ之ヲ處スルノ方略如何ハマタ既ニ識者社會ノ一大問題ト為レリ或日俗曲ハ擧テ之ヲ禁断スベシ或日俗曲ハ下等社會ノ樂ト為シ中人以上ニ用フベカラズ或日舊来ノ俗曲ハ一時ニ之ヲ廢絶シテ新曲ヲ撰定スベシ云ト此等ノ諸説各一理ナキニアラザレドモマタ皆言フベクシテ行フベカラザルノ説ナリタトヒ之ヲ嚴禁セントスルトモ如此民心ニ蟠屈シタルモノハ已ニ容易ニ抜クベカラザルノ根幹ヲ成セリ加フルニタトヒ現存ノモノヲ禁ズルトモ之ニ易フル良樂ナキ以上ハ又其害ヲ他ニ發出セン事疑ナシ之ヲ下民ノ樂トナシテ中人以上ニ用ヒザラントスルトモ此樂曲ノアラン限リハ勢其害ヲ上流ニ及ボス事ナキ能ハズ況ンヤ下民ノ間ニ於テ其弊害ノ甚ダシキニ於テヲヤマタ之ヲ一朝ニ全廢シテ之ニ易フルニ新曲ヲ以テセントスルモ一朝全廢ノ件タル已ニ擧グベカラザルノ難事ナルニ新曲ヲ起スノ件モマタ頗ル難事ナリ故ニ此説二難ヲ併受スルノ大業ニシテ難中ノ至難ト云ハザルベカラズ然ラバ則チ俗曲ハ之ヲ處スルノ方策ナシトセンカ曰否俗曲ハ之ヲ改良スルノ宜キニ如クモノナカルベシ改良ハ所謂毒ヲ以テ毒ヲ救フノ策ニシテ之ヲ誘導前進セシムルノ最良好擧トス是即本掛カ茲ニ見ルトコロアリテ已ニ此改良ニ着手セル所以ナリ然ルニ本掛創置ノ日タル尚浅クシテ昇平無事ノ聖治ニ際シ音樂ノ勃興ヲ致シ掛務百出殆ド苦難ヲ極メタリ故ニ此改良ノ為ニ未ダ曾テ十全ノ精力ヲ傾注スル能ハズ且従来俗曲現及ノ害ノミニシテ既ニ頗ル深大ヲ極ムルノ際マタ本掛此俗曲ニ渉ルノ説一朝世間ニ流布セバ蠢爾タル愚民其改否善悪ヲ問ハズ靡然トシテ風ニ嚮ヒ却テ淫樂ノ勢炎ヲ加ヘントスルノ恐レアリ是此改良ニ躊躇シタル所以ナリ然リト雖モ今日ニ至リテハ本掛ノ事務既ニ緒ニ就キ學校音樂ノ基礎定立シ一方ニ向テハ雅正ノ趣味ヲ養成スルノ法ヲ設ケタリ又歌曲編制ノ事ニ至リテモ諸員ノ熟練前日ノ比ニアラズ故ニ進ンデ他ノ一方ニ向テ俗樂ノ事ニ及ボシ十分ノ精力ヲ盡スベキノ機ニ達

セリ是本掛カ益々此改良ヲ振作勉勵セントスル所以ナリ故ニ先ツ従来着手セル俗曲改良ノ方法ヲ左ニ陳述シ次ニ此改良歌曲ヲ實施セント欲スル所以ノ方法ニ及ブベシ

抑俗曲ハ上文ニ反覆スル如ク固ヨリ淫野ヲ極ムルトイヘトモ又悉皆萬種徹頭徹尾然ルモノニアラズ其中婉美ノモノモ少カラズ弊害モ多少浅深ノ度ヲ異ニスルモノアリ即俗曲中其弊害ノ至少ナルハ箏曲トス箏曲中ニ於テモ其作愈古キモノハ其弊害愈少キヲ見ル是ヲ以テ従来着手セルトコロノ改良ハ箏曲ヲ以テ第一着手ト為セリ是即チ箏曲ハ上流ノ社會ニ行ハルヽノ最モ廣クシテ其弊害ノ最モ少ナキヲ以テ其改良ノ一日モ猶豫ス可ラズシテ其成果ヲ検スルノ最モ容易ナルヲ以テナリ蓋シ箏曲諸曲ヲ審察スルニ箏曲中組歌ハ最モ古代ニ属シ稍純良ナルモノヽ如シ故ニ此等ハサラニ考フルトコロアリ姑ク之ヲ措キ第二歩ニ譲リ其普通一般ノモノヲ取リテ之ヲ改良スルヲ第一歩トス此改良ノ順序ハ先掛員中箏曲ニ熟スルモノ及箏曲指南ヲ業トスルモノ等数名ヲシテ無数ノ箏曲中ニ就キ曲品好佳ニシテ改良ノ材料トナルベキモノヲ検出撰抜セシメ其報告スルトコロヲ以テ之ヲ定日掛員ノ評議ニ付シ其歌詞ノ意匠文義ノ處在曲調ノ善悪旋律ノ邪正等ヲ審議討究シ然後之ヲ箏胡弓三味線尺八等ニ合セ實地ノ演奏ヲ以テ更ニ反覆討究シ其成歌成曲ノ何如ヲ實察シ歌詞ノ鄙猥ニシテ取ル可ラザルノミナラズ曲質モ到底改良ノ望ナキモノハ此ニ於テ全ク廢按ニ属セリ而シテ其成曲稍可ナルニ以テ一部ノ改良ヲ要スルモノハ之ガ改良ヲ處分シ其全部可ナリト認ムルモノハ先ツ直チニ其歌詞ノ改製起稿ニ着手セリ故ニ歌詞ハ全体ノ改作ニ係ルトイヘドモ曲調ハ舊作ヲ存スルモノアリ其一部ノ改作ヲ謀ルモアリ已ニシテ其歌稿ノ成ルニ及ンデハ更ニ會議ニ付シ再ビ諸樂器ニ合セ實地演奏ヲ以テ反覆評論ヲ盡シ校正刪訂ヲ加ヘ歌曲協和ノ宜シキヲ得タルモノハ取テ之ヲ衆多試唱ノ方法ニ處シ否ルモノハ再三再四修正ヲ加ヘナホ其宜シキヲ得ザルモノハ更ニ歌稿ヲ属シテ之ヲ評論討議スル事マタ故ノ如シ總シテ歌作ハ嫺雅優美ノ徳性ヲ涵養スルノ主意ヲ基ト為シ併セテ風韻ノ高致ニ務メ曲調ハ卑猥乱野ノ旋法ヲ禁ジ清純雅正ナルヲ主トセリ第二ニ着手シタルハ長唄改良是ナリ長唄モ世ニ行ハルヽノ盛ナルモノニシテマタ多少弊害アルヲ免カレズトイヘドモ俗曲中ニ於テハナホ採ルベキトコロアルモノニ似タリ是マタ近代ニ降テ益々其弊害ヲ極メ愈古キハ愈純良ナルヲ覺ヘリ然リト雖モ長唄ハ元来能狂言ヨリ變出セルモノニテ狂言等ノ幕間ヲ繕ヒ又ハ技態ヲ助ケンガ為ニ起シタルモノナレバ時ニ臨ミ變ニ應シテ作出セルモノ多キニ居リマタ隨テ其時々時ノ用ニノミ属シ敢テ之ヲ重用永存シタル事稀ナルヲ以テ其古物ノ今日ニ傳ハラザルハ最モ遺憾ト云フベシ故ニ其曲ヲ得ル太ダ難シトイヘドモ本掛ニ於テハ汎ク古今ヲ渉獵シテ弊害至少ナルモノヲ索メテ以テ此改良ノ材料ト為セリ此改良方法モ前述スル如ク本掛員其他此道ニ熟セルモノヲシテ材料ヲ検出セシメ其報告ヲ以テ之ヲ定日掛員ノ評議ニ付シ以テ之ヲ改良撰定スル事ナホ箏曲改良ノ順序ニ於ケルカ如シ此改良ハ都テ字句文章ノ改正ハ勿論ナリトイヘドモ其呂律ノ旋法ニ於テ不正ナルトコロアルハ盡ク之ヲ刪除シ易フルニ純良ナル旋法ヲ以テシ特ニ其出處撰製ノ由来正シキモノヲ取ルヲ定規トセリ凡ソ唱謡ノ主眼トスルトコロハ呂律ノ旋法雅正ニシテ心情ヲ養ヒ其詞句理義ヲ離レテ自ラ趣味ヲ保チ文章ノ語路流暢ニシテヨク曲調ニ協和スルニアリ故ニ此俗曲改良ノ事業ハ獨リ歌詞歌

章ヲ改良スルニ止マラズマタ獨リ旋律曲調ヲ改良スルニ止マラズ数百言ノ歌詞ト数十段落ノ曲調トヲシテ相協和セシメ以テ一曲ヲ完成スルニ在リ且タトヒ理論上ハヨクコヽニ適合スルモ其曲質風致ノ何如ニ由テマタ自ラ世ニ行ハルヽト否トヲ致スモノアリ是此改良ニ於テ言語文字ニ委スベカラザル困難ヲ経ル所以ナリ然リトイヘトモ従来ヨリ此困難ヲ凌キ已ニ改撰既成ノ分無慮数十曲ノ多キヲ致セリ此中数曲ハ既ニ去明治十五年以来音樂取調成績報告ノ際等ニ於テ大方ノ公聴ニ供シタルモノアリ且改良俗曲ハ其固有ノ國質ヲ失ハシメザル以上ハ西樂ノ理ヲ斟酌シ以テ之ニ和聲ヲ付シ歐洲各國普通ノ歌曲ト對峙セシメ以テ愈其妙趣ヲ發達シ音樂ノ音樂タル所以ノ真利正用ヲ大成セシメントス

倩従来着手セル俗曲改良ノ方法ハ先ツ上述スルガ如シ因テ是ヨリ該改良諸曲ヲ實施セント欲スル所以ノ方法ヲ略述スベシ蓋シ本掛改良ノ俗曲ハ呂律ノ旋法ヲ解剖シテ之ヲ樂譜ニ製シ紙上ニ寫シテ目ニ視ルトコロト音声ニ發シテ耳ニ聞クトコロト彼此一致ニ帰スル所以ノ方法ヲ設ケ以テ之ヲ教授スル者ノ便ト之ヲ學習スル者ノ利トヲ謀リ天下普通ノ樂譜法ニ由テ迅速習得ノ簡法ヲ立テタリ故ニ相傳相受ノ速ナルマタ前日白文ノ歌書ニ就テ演曲ヲ練習スルノ迂遠徒労ナルノ比ニアラズ今従来内撰ニ係ル改良諸曲ヲ以テ裁可ヲ仰キ之ヲ印行ニ付シ斯道適宜ノ教科書ヲ公行スルヲ得バ改良諸曲ノ實施上駿功ヲ奏スベキハ掛中ニ於テ已ニ之ヲ試施スルノ際ニ徴シテ疑ヲ容レザルトコロナリ由是観之一朝此改良歌曲ヲ公行スルニ至ラバ新異ヲ好ム人情ト教育ノ稍進歩セルヨリ致セル風潮トニ相投シテ必ズヤ此改良歌曲ノ流行セン事預メ之ヲト知スルニ足レリ且此改良歌曲ヲ實施スルノ途ニ方テ特ニ其便宜ヲ得タルモノハ本掛ニ出仕シテ現實此改良ニ従事スル諸員是ナリ此等ハ私ニ門戸ヲ張テ俗曲ヲ教授スルヲ専門トスル者ニシテ東京府下ハ云ニ及バズ全國ニ於テモ此道ニ於テ頗ル樞要ノ権機ヲ握有スル者多キニ居レリ故ニ彼改良諸曲ヲ公行スルノ日ニ至ラハ外ニ之ヲ該諸員ノ私門ニ開施シ内ハ之ヲ本掛傳習生及東京女子師範学校生徒等ニ施行スルヲ始ト為シ漸次従来音樂ヲ業トセルモノニ傳習ヲ許スノ途ヲ開キ以テ闔國ニ及ボスノ方法ヲ設ケ之ヲ實施スルノ計畫ヲ為サントス愈此實施ヲ公許スルトキハ則既成ノ曲数ナホ僅少ニシテ人心ヲ維持スルニ足ラズ故ニ今ニシテ此改良ヲ擴充シ静思審撰ノ材料ヲ畜積セザレバ流行騒忙ノ際ニ乗ジテ浅日急成ノモノヲ發行シマタ憾ヲ千歳ノ後ニ遺スナキ能ハズ是此改良ノ継續ハ勿論サラニ之ヲ擴充セザルベカラザル所以ナリ然リ而シテ此改良實施大略確定スルニ及ンテハ在来ノ諸曲ニシテ其害毒最甚シクシテ風教ノ妨ヲナスモノヽ如キハ嚴令ヲ下シテ之ヲ禁断スルニ至ルモ可ナルベシ又音曲ヲ業トスル者ノ取締法ヲ設ケ其事業ヲ監督彈察スル良法ヲ制定セバ淫曲ハ益其勢力ヲ失ヒ良曲ハ愈普及シテ音樂ノ局面ヲ鞏新スルニ至ル事亦期シテ待ツベキナリ

〔手書き〕

（『音監經伺書類上下、音樂取調掛成績申報書』明治十七年）

俗曲改良ニ係ル経費ノ事

俗曲改良ノ件ニ係ル費目ハ従来豫算外ニ属シ更ニ其出途ナシ然ルニ之ヲ今日ニ維持シタルハ前年度中傳習生ノ募集延期セシニヨリ其給貸ニ充タル費目中ヨリ一時融通流用セルトコロニ由レリ然リト雖トモ其後傳習生募集アリテ其給付ノ費目ハ夫々支消セザル可ラサルニヨリ當年度ニ在リテハ此上聊モ流用スベキ費目アル事ナシ故ニ俗

曲改良ノ一擧ハ萬ニ一経費ノ目途立難キ節ハ不得止之ヲ廢停セザルヲ得ズトイヘドモ已ニ前條ニ陳述スル如キ手順ニ達セルヲ以テ今日ノ情勢ニ就キ之ル論ズレハ益〻之ヲ擴充スルトモ之ヲ廢停スルヲ得ザルノ機運ニ到際セリト云ベシ若シ今日此事業ヲ中廢セバ従来消費スルトコロノ労資ハタヽニ水泡ニ属スルノミナラズナホ再ビ此事業ヲ興スノ日断ジテ之ナシト云モ可ナラン豈慨嘆ノ至リナラズヤ且夫レ所要ノ費額ハ實ニ些少ナリトイヘトモ所要ノ人ヲ得ルハ最モ難シトス然ルニ本掛中ニ於テ俗曲改良ノ為ニ要スル準備ハ略整ヒ其人モ稍之ヲ得ルニ幾シ故ニ今日経費出途ノ一項確立セバ是ヨリ一擧ニ此業ヲ取リ益〻歌曲ノ改良ヲ謀リ改良歌曲ノ撰成ルニ随ヒ其教科用書ヲ印行シ教授ノ順序方法ヲ制定シ俗曲改良ノ基礎ヲ確立セントス依テ前陳ノ條項ヲ篤察セラレ本年度ヨリ該費目トシテ金壹千圓ヲ別途ニ交付セラレ該俗曲改良ノ基礎ヲ確立スルノ業ヲ助成セラレン事企望ニ堪ヘザルトコロナリ抑我邦音樂ノ興廢民俗ノ改否、教化ノ隆替ハ此俗曲改良ノ成否ニ関スルトコロ多ニ居リ而シテ此改良ノ成否ハ経費出途ノ有無ニ繋リ此経費出途ノ有無ハ實ニ本按裁定ノ何如ニ属シ候ヘハ特別ノ御詮議ヲ以テ本按御裁可相成度候也

本省會計局意見

本件俗曲改良ノ趣旨ハ目下頗ル緊要ノ問題ニ可有之候得共為メニ増費ヲ要スルニ至テハ茲ニ一言セサルヲ得サル者有之抑本省経費タル一モ教育ノ改良進歩ニ関スル事務ヲ所弁スルノ費途ニアラサルハナク目下直轄學校等ニ於テ全部若クハ一部分ノ改良進歩ヲ計ランカ為メ増費ヲ要スルモノ一ニシテ足ラス然レトモ本省経費素ヨリ限アリ且庶務節減ノ御主意ヲ奉體シ諸般ノ事概ネ節約ヲ旨トシ所弁致シ居候半該掛経費ニ如是増額相成候儀ハ何分不穏ノミナラス本省経費實ニ餘裕無之既ニ其學科改良ノ為メ該掛経費ヨリ千円程減額ノ省議モ有之タル程ニテ到底本案ノ通増額ハ御聞届難相成方ニ被考候將又該掛十七年度経費豫算ヲ審査スルニ従来傭入ノ外國教師ハ同年度ニ先チテ解傭スルノ見込ニ相見然ルトキハ其給額金千貳百円ハ理ニ於テ減額シ得ヘキモノナルニ之ヲ他ノ科目ニ流用支弁スヘキ取調ニ相成居自然増額ノ姿ニ有之是等餘裕アル金額ヲ以テ本案俗曲改良ノ費途ニ向ケ候トキハ別ニ増費ヲ要セシテ計畫ノ方法相立可申乍併本件ノ如キ亦教化上難止次第ニ有之且該掛事務近来頗ル擴張シ経費亦多端ニ赴クノ勢被認候ニ付前年度繰越金ノ内ヨリ操合セ金三百円程先以テ十七年度限リ別途御交付相成可然乎

〔手書き〕

（『音監經伺書類』明治十七年上）

俗曲改良の成果はまず『箏曲集初編』としてまとめられることとなった。音楽取調掛では改良曲がある程度出そろった明治十七年六月、十五曲を選んで出版したい旨、文部卿に伺いを出している。ただちにその裁可を得ていたが、その後採譜者の入念な手直しがあったと思われ、実際の出版は明治二十一年であった。英文の前書きがあり、五線譜の和装本で大変興味深い曲集である（巻末の楽譜資料参照）。

箏曲集

緒言

一　本編ハ、曩ニ音樂取調掛ニ於テ査定セシ、本邦俗曲中ニ就キテ、箏曲ノ稍階梯ト爲ルベキ者ヲ輯録シタルナリ。

一　本編ハ、多ク舊箏曲中ノ佳良ナル者ヲ選録スト雖モ、其詞調ノ

卑猥陋俗ニ失シテ、教化ニ害アル者ハ、易フルニ高雅純正ナル者ヲ以テシテ、微ヲ防ギ漸ヲ杜ガンコトヲ圖レリ。又從來箏譜ト稱スル者無キニハ非ズト雖モ、歌詞ト樂譜トヲ併セテ明記スル者無ク、又歌曲ノ難易ヲ量リテ、學習ノ順序ヲ定ムル者無キヲ以テ、今本編ニハ、音樂上普通ノ記譜法ヲ用ヒ、徑チニ樂譜ヲ歌詞ノ上ニ附シテ、其曲調ヲ詳ニシ、又易キヲ先ニシ難キヲ後ニシテ、學習ノ際、授受ニ便ナラシメンコトヲ期セリ。

一　本編歌詞ノ改良ニ於ケル、或ハ全文ヲ改作シ、或ハ一部ヲ修正ス。而シテ全部ノ稍佳ナル者ハ、別ニ潤色ヲ加ヘズ。曲調ニ於ケルモ亦然リ。此ノ餘、又歌詞曲調俱ニ新製ニ係ル者アリ。要スルニ皆箏曲本來ノ性質ヲ失ハザラシメントスルノ意ニ出デタルナリ。

一　本編歌詞ノ選定ハ、該掛員里見義、加部巖夫ノ擔當ニ係リ、曲調ノ査定ハ、山勢松韻、山登萬和、山登松齢、山多喜松調、荒木古童、奥山朝恭等ノ擔當ニ係レリ。而シテ並ニ同掛長伊澤修二ノ統理考定スル所ナリ。

Price 55 sen.

COLLECTION

OF

JAPANESE KOTO MUSIC

BY

Tōkyō Academy of Music,

Japan.

Published by the Department of Education.

October, 28th, 1888.

PPEFACE

The present collection consists of those pieces of Japanese popular Koto music which may be deemed suited to serve as first steps to learning the Koto music and which were selected as such by the late Institute of Music.

Though most of the pieces contained in this collection are selected from the better portion of the old Koto music, yet for those words and tunes occuring therein, which are liable to offend the public feelings on account of their vulgarity and meanness, pure and elegant ones have been substituted, thus preventing their baneful effects upon the character.

Even in our old Koto music, there has not been wanting what may be called musical notation, yet there was none in which both tunes and words were precisely represented by close combinations. Nor has there existed any text in which is indicated the order of learning the music, as considered with due regard to the graduation from the simpler and easier to the more complex and difficult. The present collection aims at supplementing these deficiencies.

As to the revisions made in the words, some of the songs have been reconstructed as a whole, while some

have been only modified in parts, those which were tolerably fair as a whole being left entirely untouched. Although some few entirely new compositions as regards both words and tunes have been added to the present collection, all these have been prepared with a care not to injure that virtue which is inherent in our old Koto music. And the best originals are left entirely untouched in regard to their tunes.

The compilation of this work was shared among the following persons under the superintendence and direction of S. ISAWA, Director of the late Institute of Music—present Tōkyō Academy of Music—The selection of the words, by Y. SATOMI and I. KABE, belonging to the said Institute, and the selection of the music, by S. YAMASE, S. YAMATO, S. YAMATO, S. YAMATAKI, K. ARAKI and T. OKUYAMA, musicians whose speciality is the Japanese popular music.

Tōkyō, September, Ist. 1888.

（八）「音樂ト教育トノ関係」（伊澤修二の論説）

(1) 長短二音階ノ関係

音樂ノ人心ニ感動スル影響ノ大ナル所以ハマタ更ニ喋々スルヲ要セザルモノヽ如シ然リト雖トモ呂律ノ旋法ニ種々アリ其良否ヲ審察シテ之ヲ取舍セサレバ其得失利害ヲ異ニシ音樂ノ妙用却テ其反對ノ結果ヲ来スハ古今ノ史乘ニ徵スルトコロナリ蓋シ音律ノ旋法ハ古今東西其種アリトイヘドモ之ヲ約スルニ長音階ト短音階ト此長短二音階ヲ混同セルモノ少許トニ止マレリ此混同ノ一種ハ姑ク之ヲ舍キ單ニ長短音階ノ得失利害ヲ照査スルニ長音階ノ旋法ニ属スル樂曲ハ勇壯活潑ニシテ其快情實ニ極リナシ之ニ反シテ短音階ノ旋法ニ属スルモノハ柔弱憂鬱ニシテ哀情ノ甚ダシキモノトス故ニ長音階ノ樂曲ヲ演スル者ハ心性ノ淵底ヨリ歡樂ヲ覺ヘ其快情發シテ容貌ニ顯ハレ之ヲ見聞スルモノトイヘトモ知ラス識ラズ亦其快樂ヲ享クルニ至ル而ルニ短音階ノ樂曲ヲ演スル者ハ哀情計ラズ悲歎ノ感ヲ催フシ其外貌ニ露ハルヽヤ覆ハントスルモ得ベカラザルニ至ル是ヲ以テ幼時長音階ニ由テ薫陶ヲ受ケシ者ハヨク勇壯活潑ノ精神ヲ發育シ有德健全ナル心身ヲ長養スルヲ得マタ幼時短音階ニ由テ教練ヲ受ケシ者ハ柔弱憂鬱ノ資質ヲ成シ無力多病ナル氣骨ヲ求ムベシ而シテ勇健ハ人ノ要スルトコロニシテ柔病ハ人ノ免カレントスルトコロノモノナリ是故ニ歐米ノ各國其唱歌ヲ學校教科ニ充ツルヤ皆此長音階ヲ採テ短音階ヲ棄ツ是其子弟ヲシテ勇偉快活ナラシメン事ヲ期シ鬱閉無力ナラシメン事ヲ避クル所以ナリ希臘ノプラトハ則チ國人ヲシテ強豪ナラシメントノ熱心ヨリ啻ニ婉柔ナル樂曲ヲ禁セシノミナラズナホ此類ノ樂器モマタ盡ク之ヲ禁セリ即チ四絃琴、立琴、牧羊笛ノミヲ用ヒ横笛及ビ一切ノ絲樂器ヲ廢シ音階モ心身ノ勇壯ヲ致スニ適セル「フリージアン」ノ如キモノヽミヲ用ヒタリペインノ如キ音樂ヲ知ラザル者モナホ其教育學中グロートヲ援キ之ヲ辨ズル事詳カナリ且長音階ハ東邦ニ於テモ固ヨリ之アリトイヘドモ西邦ニ於テハ實ニ近世表出ノモノニシテ理論ヨリスルモ教育上ニ於テハ此音階ノ優レルニ若クモノナシ短音階ハ古代ノモノニシテ樂曲ニテハ益々古製ノモノニ属セリ故ニ長音階製ノ樂曲ハ文教最進ノ國ニ多ク短音階的ハ其未進ノ國ニ多シ實ニ此一事ヲ以テモ教育上ニ用フベキ樂曲

ハ長音階ニ帰スルヲ知ルベシ即チインゲル萬國音樂論ヨリ左ニ抄譯セル表ハ長短調樂曲ノ多少ニ由テ其國教育ノ進度ヲ察スベキ一助トス

國名	長調	短調	長起短止	短起長止
ゼルマン	九八	二		
スウィス	九二	八		
ポーランド	八八	一〇	二	
セルビア	八八	一〇		二
ボヘミア	八七	一二	一	
ポルチュガル	八五	一二		三
アイルランド	八二	一六	二	
スペイン	七八	二〇	二	
イングランド	七八	二二		
スコットランド	七二	二五	三	
フランス	七〇	二八		二
グリース	七〇	三〇		
ウェールス	六九	三〇	一	
トルコ	六四	二六	六	四
イタリー	五八	四二		
ホンガリー	四九	五〇	一	
フィンランド	四八	五〇	二	
デンマーク	四七	五二	一	
ワラキーア	四〇	五二	八	
ノルウェー	四〇	五六	二	二
ロシア	三五	五二	一二	
スウェーデン	一四	八〇	四	
				二

(2) 健康上ノ関係

人体中重要ナル機器ハ其数少ナカラズト雖モ中ニ就キテ呼吸ニ関セル諸機ノ最モ重ズベキハ皆人ノ知ルトコロニシテ人ノ生命ハ呼吸機ノ建否ニ依リ身体ノ強弱ハ此機関ノ良否ニ依ルト云フモ可ナルベシ是レ人ハ数日食ハザルモナホ其生命ヲ保ツヲ得ベシト雖モ呼吸ヲ廢シテ秒時モ之ヲ保存スル能ハザル所以ナリ人幼時ニ在テハ其筋肉骨骼柔軟ナルガ故ニ適当ノ良法ヲ用キテ之ヲ発育スルトキハ能ク胸膈ヲ開暢シ肺臓ヲ廓大スル事ヲ得ルモマタ難カラズ然リ而シテ此目的ヲ達スルノ方法ハ現時教育家ノ研究セル結果ニ據レバ適當ナル唱歌ヲ施スヲ以テ最良トス何トナレバ自然ノ定律ニ従ヒテ教授スルトコロノ適当ナル唱歌ハ声音ヲ練リ体格ヲ正シ呼吸ヲ適度ニ使用シテ胸膈ヲ開暢シ以テ肺臓ヲ強健ナラシムルノ効益アルヲ以テナリ有名ナル音樂家ノ説ニ據レバ歐米ノ諸國唱歌ヲ小學ニ導キシ以来統計上人民健康ノ度ヲ進メタリト云フ現ニ本掛傳習生并ニ本掛ニ於テ臨教スルトコロノ両師範學校及学習院生徒ノ如キモ唱歌ヲ修ムル以来其日タル尚浅シトイヘドモ其中往々血色ヲ進メ健康ヲ致セシ者アリ是レ各種ノ因由ノ致ス所ニシテ一二ノ單因ニ帰ス可ラズト雖トモ亦以テ唱歌ノ健全上ニ益スル一端ヲ見ルニ足ルモノト云ベシ

(3) 道德上ノ関係

音樂ハ人性ノ自然ニ基キ其心情ヲ感動激觸スルモノニシテ喜悦ノ歌曲ハ人心ヲ喜バシメ悲哀ノ歌曲ハ人心ヲ悲歎セシムル等ノ如ク一モ心情ノ感動ヲ生ゼザルモノナシ故ニ正雅ノ歌ヲ歌フトキハ心自ラ正シ和樂ノ音ヲ聞クトキハ心自ラ和ラク心和キ正シキトキハ邪悪ノ念外ヨリ入ル能ハズ心ニ邪悪ノ念ナキトキハ善ヲ好シ悪ヲ避クルハ人ノ常ナリ是ヲ以テ心ヲ正シ身ヲ修メ俗ヲ易フルハ音樂ニ如クモノナシ古語ニ曰ク禮樂不可以斯須去身ト聖賢ノ禮樂ヲ重スル其レ斯ノ

如シ抑幼時ハ人ノ畢生ニ於テ最モ感化ノ速ナル時期ニシテ後来善悪ノ別ヲ顕ハスハ則チ此時ノ薫陶ニ因由セザルモノナシ故ニ此幼稚ニ授クルニ至良ノ歌曲ヲ以テセバ温良純正ノ徳性ヲ發育スルニ足ルヤ疑ヲ容レズ

夫レ樂ハ同ヲ主トス故ニ三軍ノ將千萬ノ衆ヲ卒ヰ其進退井然トシテ序ヲ失ハズ以テ勝ヲ戦野ニ恣ニスルハ実ニ金鼓ノ力ニ依テ正シク之ヲ指揮スルニ由レリ教育者ノ子弟ニ於ケルモ亦之ニ異ナラズ千百ノ子弟相和諧シテ坐作進退恰カモ一教師ノ心ヲ以テ其手足ヲ使用スルガ如クニ至ラシムルモノ平素和諧ノ心情ヲ育成スルニアラズンバ能ハズ抑和諧ナキノ子弟ハ校中ニ在テハ或ハ喧闘ヲ好ムノ生徒ト為リ家庭ニ在テハ或ハ不和ヲ生スルノ子弟ト為リ世上ニ出テハ或ハ不信ノ人民ト為ルナリ然リ而シテ此和諧ノ心情ヲ發育スルハ音樂ノ力與リテ効アリトス蓋シ音樂ハ同情相憐ミ彼此相親睦スルノ至情ヲ感發セシムルノ基礎ヲ為スモノナリ

凡ソ人ハ貴賤長幼ヲ問ハズ皆快樂ナクシテ一日モ生活シ得ベキモノニアラズ概スルニ多ク勞苦スル者ハ隨テ多ク快樂ヲ求メザル事ヲ得ズ然ルニ快樂ノ類タル一ニシテ止マズ情慾ニ関スルアリ智德ニ係ルアリ其孰タルヲ問ハス此等ノ一一ニ依ラズシテハ日々夜々我心身上ニ起リ来ルトコロノ憂苦ヲ去リテ我生存ヲ樂シミ我生命ヲ保ツ事能ハズ既ニ快樂ノ人身上缺クベカラザル事斯ノ如ク然リトセバ不良ノ快樂ヲ去テ善良ノ快樂ニ就カザル可ラズ抑快樂ノ類タル千差萬別ナリトイヘドモ其至善至良ナルモノハ音樂ニ如クハナシ何トナレバ雅正ノ音樂ハ人心中最高ノ感情ヲ発動シテ無窮ノ愉快ヲ與ヘ邪慾ヲ去テ心根ヲ浄潔ニシ耽色酖酒ノ醜行ニ陥ルヲ妨グノ効アリ然シテ音樂ノ物タル之ヲ行フ決シテ巨多ノ浪費ヲ要セザルヲ以テ貧福ヲ問ハズ之ヲ享有スルヲ得ベケレバナリ現今我諸学校ノ生徒ヲ見ルニ或ハ酒食ニ関スルノ快樂ヲ求メテ困学ノ苦ヲ免カレン事ヲ謀ル者少カラザルニ似タリ是レ他ナシ別ニ適当ノ快樂ヲ求ムルノ途ナキヲ以テ遂ニ酒食ノ如キ最下等ノ快樂ニ陥ルニ至レルモノナラン故ニ此弊風ヲ除クノ良法ハタヽ音樂ノ如キ善良ナル快樂ヲ得セシメテ他ノ不善ナル快樂ニ易フルニ在リトス佛帝ナポレオン嘗テ曰ク音樂ハ人情上ニ至大ノ感化ヲ與シ人心上ニ非常ノ勢力ヲ及ボスモノナリ故ニ政府ハ音樂ノ一学術ニ就テハ他ノ諸学術ニ於ケルヨリモ一層奨励スルヲ勉ムベシ名家ノ作ニ係ル道德上ノ歌曲ハ深ク人心ヲ感動セシムル事道德ヲ論スル書ノ唯智力ニ訴ルモノヽ如ニアラザルナリト

前述ノ目的ヲ達センニハ先ツ何レニ於テ之ヲ施スベキヤ曰ク小學ニ於テスルノ善キニ如クモノナシ夫レ小學ハ嬰児ヲ薫陶鑄冶スルノ最緊要場ニシテ嬰児ハ人生ノ萌芽ナリ蓋シ萌芽軟緑ハ風化感染ノ効最モ鋭シ故ニ之ガ滋養ニ供シ之ガ周匝ニ布スルモノハ最モ謹ンテ之ヲ撰択セザルベカラズ故ニ歌曲ノ如キモ快活優美ニシテ風致アリ善ク人ヲ正路ニ導キ自ラ其心ノ邪穢ヲ去ルニ足ルベキモノヲ以テ妙トス是ヲ以テ本掛ニ於テ撰定スルトコロハ多ク此意ヲ主トシ勉メテ平和ニシテ議論ニ渉ラザルモノヲ取レリ間々理義ヲ説クモノアルモ多クハ花鳥風月ノ辞ヲ其間ニ雑ヘテ心神ヲ悦懌セシメ識ラズ知ラズ善ニ化シ邪ヲ去ルノ意ヲ寓シ專ラ德育ニ資スルトコロノモノヲ取用セリ例ヘハ幼稚進學ノ快情ヲ鼓舞スルモノニハ「進め〳〵」ノ如ク朋友ヲ愛慕シ交際上信義ヲ厚ウスルノ心情ヲ養成スルモノニハ「霞か雲か」「螢の光」等ノ如ク父母ノ恩惠ヲ慕ハシムルモノニハ「大和

撫子」「思ひ出れば」等ノ如ク聖主ノ德澤ヲ欽慕シ臣道ヲ盡スベキ至情ヲ養成セシムルモノニハ「雨露に」「忠臣」等ノ如ク尊王愛國ノ赤心義氣ヲ喚發セシムルモノニハ「君か代」「皇御國」等ノ如ク敬神ノ心ヲ起サシムルモノニハ「榮かゆく御代」ノ如キ是ナリ

以上述ブル所ニヨリテ唱歌ノ教育上ニ關シ特ニ体育及ビ德育ニ資スルノ大ナルハ自ラ明了ナルベシ　〔手書き〕

（『音樂取調掛成績申報書』明治十七年）

七　英文『音樂取調掛成績申報書』

明治十七年二月

EXTRACTS FROM THE REPORT of S. ISAWA, DIRECTOR OF THE INSTITUTE OF MUSIC, on the RESULT OF THE INVESTIGATIONS CONCERNING MUSIC, undertaken by order of the DEPARTMENT OF EDUCATION Tokio Japan. Translated by the Institute of Music.

これは伊澤修二が音樂取調掛設置以來四年間の實績を記し、文部省へ提出した『申報書』の抄錄を英訳したものである。文中に〈アポロの讃歌〉の五線譜スコアがある。全文七十七頁の中から「音樂取調掛沿革」と「学校音樂」に関する部分は割愛した。

His Excellency
OKI TAKATOU,
Minister of Education,

SIR,

It is now more than four years since I had the honor to be entrusted with the task of superintending the Commission of Musical Investigations and of directing the then newly established Musical Institute.

During this time I have been closely investigating Japanese and foreign Music with a view to the introduction of a suitable system into our schools.

History teaches us that Music has, in all ages and countries, proved a valuable instrument of government administration, as well as educational. The general introduction, however, of this to us new branch of education has not yet been fully accomplished throughout the country; though much has been already done by means of the strenuous exertions of all members of the Institute, concerned in the work. The result is briefly sketched in the following Report, which I beg to submit to your Excellency's kind consideration.

I have the honor to be,
With hearty respect,
Your Excellency's
Most obedient servant,
Shuji Isawa,
Junior Secretary of the Department of Education;
Director of the Institute of Music.
2nd Month of the 17th year of Meiji.

CONTENTS.

HISTORY OF THE INSTITUTE 1
RESEARCHES ON ORIENTAL AND EUROPEAN MUSIC ... 14
JAPANESE SCALE 21
SIMILARITY BETWEEN THE ANCIENT GREEK AND THE PRESENT JAPANESE MUSIC—HYMN TO APOLLO ... 30
SCHOOL MUSIC 45
MUSIC CHARTS, READERS, AND GUIDE BOOKS FOR TEACHERS 45
MUSICAL INSTRUMENTS 46
PRESENT STATE OF MUSICAL INSTRUCTION 48
COURSE OF STUDY FOR THE SPECIAL STUDENTS ATTACHED TO THE INSTITUTE 50
ORCHESTRAL MUSIC 52

APPENDIX.

OUTLINES OF THE HISTORY OF JAPANESE MUSIC 54
IMPROVEMENT OF POPULAR MUSIC 61
SPECIMENS OF JAPANESE KOTO MUSIC 65

RESEARCHES ON ORIENTAL AND EUROPEAN MUSIC.

Of the Several Kinds of Music. Gagaku (Japanese Classical music) *Zokugaku* (Japanese Popular Music) and European and Chinese music should be thoroughly investigated. In *Zokugaku*, *Kotouta* and *Nagauta* (a kind of song) should be first examined, and in European music, ancient as well as modern music should be examined.

Musical Tones, Intervals, and *Scales.* There has been a question as to the tonality of Japanese music, whether it is similar to, or dissimilar from, European music. As all musical tones, indeed, arise from the emotional nature of man, there certainly exists some similarity between them, in spite of the difference of ages and countries. But, the modes in which they are combined, being different in each, there must necessarily have resulted more or less imperfection in either. We found it very important, for the above reason to collect, at first, several kinds of music to be used in the future investigations. In Japanese music, especially in the case of popular songs, there has been scarecely any method of notation by which an accurate estimate of their tonal relations could be made. We therefore made several experiments with a view of determining this important point, and the results obtained are essentially as follows;—

1st. When Mr. L.W. Mason first arrived here, we asked him if he detected any difference of tonality between our music and that of Europe. After attentively hearing many popular and classical pieces of music for the purpose, he said that there was no difference as to the tonality, but only a little difference in the mode of the tonal combinations. This opinion was afterwards attested by many experiments, and there is hardly any doubt of the truth of this fact.

2nd. Several enquiries have also been put to the best Japanese musicians whether they thought the European tonality dissimilar to their accustomed tones. They all say

that there is no difference to be detected by their ears. The most striking instance to be mentioned here is that, when Yamase Shoin, the best Koto-Musician, who had never heard European tones before, first touched the pianoforte keys, he detected at once the variation of some tones, of which he expressed his opinion, that such tones could not be true according to his ear, and those tones criticized by him were, indeed, found by Mr. L. W. Mason be out of tune.

3rd. The students who entered the Institute since its establishment were those who formerly studied *Kotouta*, *Nagauta*, Japanese Classical or popular music. Now if the musical tones of the above music, to which they are accustomed, had been entirely different from the European music, which they are now going to study, attainment of skill in the new would have been almost hopeless; because they would have first to shake off what they had already learned, in order to enter upon the new and different music.

Experience, however, shows no such results: those most skilled in either *Kotouta*, *Nagauta*, or Classical music made such remarkable progress as quite surprised Mr. Mason and other European musicians. This fact also shows the similarity of our musical tone with the European.

4th. The foregoing proofs are good so far as they appeal to the ear of musicians. But they have not yet been attested by scientific methods. We, therefore, contrived a method to attest their truth scientifically, and the following results were obtained.

Since the *Siamisen* is the instrument most extensively used throughout this country, if those pieces played on it be similar to European music, then it will be sufficient to prove the case. We used the *Siamisen*, for this reason, to make the experiments.

Although it is necessary to use accurate mathematical calculations of the vibratory number of sounds to make musical investigations scientifically, yet we preferred to use a more convenient, though not a very accurate, method in the demonstration, because this was not only the most available means within our reach, but also the most practical way of obtaining the required results.

Now taking a sound which is produced by a string of certain length as a fundamental tone, its Octave that is the thirteenth *ritsu* (semitone) of Japanese, or the European interval containing twelve semitones should be produced by one half of the length; and the Fifth, that is our eighth *ritsu* (semitone) or the European interval containing three tones and a half by two thirds of that length; and the Fourth or our sixth *ritsu* should be produced by three fourths of the same length in the following manner; —

1, or unit produces the Tonic,
$\frac{2}{3}$ „ „ Fifth,
$\frac{3}{4}$ „ „ Fourth,
$\frac{1}{2}$ „ „ Octave.

By referring to the above fractions, the length of a string which produces the Tonic, the Fifth, the Fourth and the Octave respectively could be determined. But for the lengths appropriate to other tones, we took the method indicated by such eminent scientific men, as Helmholz,

Tyndall and Chappell, who made thorough investigations on the theory of music, and supplying the other required tones and semitones by the addition or subtraction of the Fifth or Fourth, the result is as follows;—

Taking the Tonic as		1.		
The Minor Second is		$\frac{249}{256}$	or	$*\frac{15}{16}$
„ „ Third	„	$\frac{27}{32}$	or	$\frac{5}{6}$
„ Fourth	„	$\frac{3}{4}$		
„ Minor Fifth	„	$\frac{729}{1024}$	or	$\frac{45}{64}$
„ Fifth	„	$\frac{2}{3}$		
„ Minor Sixth	„	$\frac{81}{128}$	or	$\frac{5}{8}$
„ „ Seventh	„	$\frac{9}{16}$		
„ Octave	„	$\frac{1}{2}$		

* In the older style of tuning the interval of natural third ($\frac{4}{5}$) is found between the 4th and 5th strings of Koto, that is between the minor Six and Octave; —accordingly the minor Second, minor Third, &c. are changed as above indicated.

Now the length which extends from the top of the finger board to the bridge in the *Siamisen* is two *shaku* and six *sun*, which being divided according to the above fractions will give the position of each note as follows;—

	Shaku,	Sun,	Bu,	Rin,	Mo,		Sh.	S.	B.	R.	M.
The Tonic	2	6	0	0	0						
„ Minor Second	2	4	6	7	9 +	or	2	4	3	7	5
„ „ Third	2	1	9	3	7 +	or	2	1	6	6	6 +
„ Fourth	1	9	5	0	0						
„ Minor Fifth	1	8	5	0	9 +	or	1	8	2	8	1 +
„ Fifth	1	7	3	3	3 +						
„ Minor Sixth	1	6	4	5	3 +	or	1	6	2	5	0
„ „ Seventh	1	4	6	2	5						
„ Eighth or Octave	1	3	0	0	0						

Thus having settled the length of string of each tone or semitone, and marking the appropriate positions with cross lines on the finger-board of a *Siamisen*, we let Yamase Shoin (a Japanese blind musician) play Japanese *Zokukiyoku* (popular music,) and got the following results:

1. *In regard to several tunings of the Siamisen,*—

In one of the tunings called *Honchoshi*, the first string is tuned as the Tonic; the second as the Fourth, and the third as the Octave.

In another named *Niagari*, the first string is tuned as the Tonic; the second as the Fifth, and the third as the Octave.

In yet another named *Sansagari*, the first string is tuned as the Tonic; the second as the Fourth, and the third as the minor Seventh.

To attest the accuracy of each tone in a certain tuning we let Mr. Yamase tune those strings in his own way, and by stopping the first string at any cross line marked on the finger-board as already mentioned, and making it vibrate by percussion, we found that the vibration produced in the first string was at once transmitted to the second or third string, whenever it came into unison with either of the other tuned strings, according to the law of resonance. By this method, we could easily detect each tone by sight, while Mr. Yamase being blind himself, could use only his ear as a guide in tuning. The results thus obtained were as stated in the preceding paragraph.

Although the tunings of our *Samisen* are essentially in accordance with European principles, yet the tonal relation in its play was hitherto unknown: We contrived therefore a method to detect the relations of each tone, while in play; using the same *Samisen*, marked on the

finger-board in the manner already mentioned. Now, we let Mr. Yamase play several Japanese popular songs with that *Samisen*, and to our astonishment his finger never ran to any other position than those tonally marked. This will be sufficient to show that the tonality of our music is not dissimilar to the European theory of music. It must be remembered, however, that we could not expect very accurate results scientifically considered, with so imperfect an instrument as the *Samisen*, on account of its variability of tuning during the experiment.

2. *In regard to the tuning of the Koto,—*

In the tuning called *Hiradioshi*, the 1st and the 5th strings being in unison, are taken as the Tonic; the 2nd string is tuned as the Fifth, the 3rd as the Fourth, the 4th as the Third, below the Tonic; and the 6th string is the Fourth above the tone last obtained, or minor second from the Tonic. The 7th, 8th, 9th, 10th, and 11th strings come successively in Octave of the 2nd, 3rd, 4th, &c, strings, and the two final strings, 12th and 13th are in turn the octaves of the 5th and 6th strings. But if we assume the 2nd string to be the Tonic, then, the relations of the several tones will stand in the following order which is essentially the same as the natural minor scale, thus:

1st string	The Fifth
2nd „	„ Tonic
3rd „	„ Second
4th „	„ Minor Third
5th „	„ Fifth
6th „	„ Minor Sixth
7th „	„ Tonic of 2nd Gamut,
8th „	„ Second of „
9th „	„ Minor Third of „
10th „	„ Fifth „ „
11th „	„ Minor Sixth „ „
12th „	„ Tonic of 3rd „
13th „	„ Second „ „ „

The foregoing statements will be sufficient for our present object, to show the relation which exists between Japanese and European music in regard to tonality.

JAPANESE SCALE

Hitherto Japanese music has been divided into two kinds; Classical and Popular music. The classical music was imported from China. In Chinese music, there is an expression *Kiu*, *Shō*, *Kaku*, *Chi*, and *Oo*, which are known by the general name Gosei (five voices) equal to *Do*, *Re*, *Mi*, or *Fa*, *Sol*, *La*, in European solfaing. This is the foundation of Chinese music, and has existed from almost unknown times in China. In Chinese music, there is a designation in general use, —*San bun son yeki* (addition or subtraction of one third) and in Japanese music there is a term *Junpachigiyakuroku* (direct eighth and inverse sixth). A general idea of these can be shown as follows; —〔次頁の図〕

Explained in musical terms, the direct eighth is addition of Fifth, and the inverse sixth is subtraction of Fourth. Therefore the direct eighth and inverse sixth are in effect



the addition of Fifth and subtraction of Fourth. In *riosen* (mode of *rio*) all the tones required may be tuned on this principle, but in *ritsusen* (mode of *ritsu*) the rule is rather difficult of application, so another process, direct sixth and inverse eighth, is resorted to for the sake of convenience; for instance, from *Ichikotsu* to *Sōjō* is direct sixth, and from the Octave of *Ichikotsu* to *Waushiki* is inverse eighth, then direct sixth is addition of the Fourth and inverse eighth is subtraction of the Fifth.

As the use of the names *Ichikotsu*, *Tangin*, *Hiōjō*, &c., caused no small inconvenience in singing, playing, noting, and many other ways, the Japanese alphabetic characters イ (*i*) ロ (*ro*) ハ (*ha*), &c., are adopted for this purpose in the Institute. The relation of the two systems to each other is as follows ;—

Ichikotsu	ニ	(n̄i)	=	D̄
Kamimu	ハ♯, ニ♭	(hă♯ or ni♭)	=	C♯ or D♭
Shinsen	ハ	(hă)	=	C
Banshiki	ロ	(ro)	=	B
Rankei	イ♯, ロ♭	(i♯ or ro♭)	=	A♯ or B♭
Waushiki	イ	(i)	=	A
Fushō	ト♯, イ♭	(tŏ♯ or i♭)	=	G♯ or A♭
Sōjō	ト	(tŏ)	=	G
Shimomu	ヘ♯, ト♭	(hĕ♯ or tŏ♭)	=	F♯ or G♭
Shōzetsu	ヘ	(hĕ)	=	F
Hiōjō	ホ	(ho)	=	E
Tangin	ニ♯, ホ♭	(ni♯ or ho♭)	=	D♯ or E♭
Ichikotsu	ニ	(ni)	=	D

And **1** (hi), **2** (fu), **3** (mi), &c., are used instead of *Kiu*, *Shō*, *Kaku*, &c., which are the same in theory, and more convenient in practice. The comparison is as follows ; —

Kin	1	(h̄i)	=	D̄o
Oo	6	(mu)	=	La
Chi	5	(i)	=	Sol
Kaku	3	(mi)	=	Mi
Sho	2	(fu)	=	Re
Kiu	1	(hi)	=	Do

Although in the theory of music, the *Gosei*, —*Kiu*, *Shō*, *Kaku*, *Chi*, and *Oo*—are enough for general purposes, yet in practice, musicians find them insufficient for the purpose of composing music; therefore two variated sounds or semitones are required. The places into which these semitones should be put, are very variable, but at any rate they must certainly be put in somewhere. For instance, in *riosen*, these semitones ought to be at the direct eighth from *Kaku* or the Third, and the direct eighth from *Kaku* is variated *Kiu* or the Seventh, which is required by the practical Japanese musician.

Now this may be compared with what is called the natural major scale. In this scale, the harmonical order of

tones may be taken as from the Tonic to the Fourth, again from the Tonic to the Fifth, from the Fifth to the Second, from the Second to the Sixth, from the Sixth to the Third, from the Third to the Seventh, as in the tuning song composed in the Institute. Now let us see what is the difference between the natural major scale and Japanese *riosen.* In *riosen* the interval of the Fourth is a Semitone higher, or sharp Fourth, which is because it is tuned by the inverse sixth from the variated *Kiu* or by taking the Fourth below the Seventh. But if it be tuned by the direct sixth from *Kiu* or by the Fourth above the Tonic, then the right Fourth will be obtained. Hence, the difference rests only in tuning the variated *Chi.* Even this variated *Chi* is said sometimes to be made right Fourth in the case of *Tai Chi* (descending *Chi*). So the natural major scale and the Japanese *riosen* only differ in respect to this uncertain variable semitone, and this semitone occurs very rarely in Japanese music. If it were used very often, it would be very hard to be without it, but as it is so rare, the want of this semitone will not be of great consequence in practice any more than in theory.

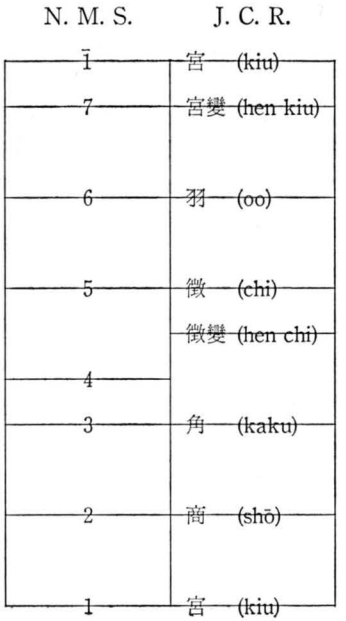

The similarity between the natural major scale and *riosen,* is as stated above: therefore, when the 1, 2, 3, &c., are put for the former, the result will be as follows; — 〔左段の図〕

The variated *Chi* is ♯4 which comes immediately before or after 5, and even in European music, this seems to be one of the most variable tones.

Now we shall explain the *ritsusen* (mode of *ritsu*). It also consists of *Kiu*, *Shō*, *Kaku*, *Chi*, and *Oo.* In this mode, the only point which differs from the *riosen*, is on *kaku*, *ritsukaku* being a semitone higher than *riokaku.* The order of tuning is from *Kiu*, the Tonic, to *Chi*, the Fifth, by the direct eighth, from *Chi* to *Shō* the Second, by the inverse sixth, from *Shō* to *Oo*, the Sixth, by the direct eighth, and though in *riosen*, *Kaku* is obtained from *Oo*, here *Kaku* is from *Kiu* by the direct sixth or the Fourth, for it is *ritsusen.* Now the five tones of *ritsusen* are all right. However, *ritsusen* is also not yet satisfactory with only five tones, so it requires the two variated sounds of *ei-oo*, minor Seventh, and *ei-shō* minor Third. The *ei-oo* is obtained

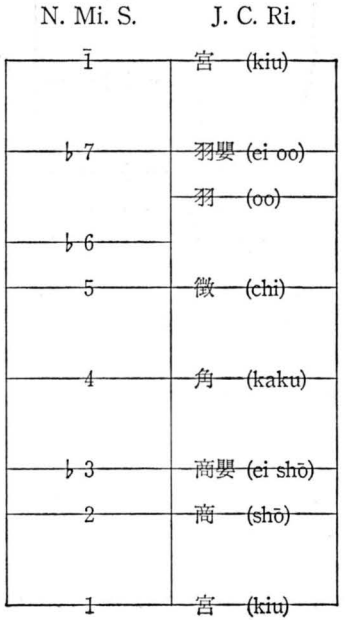

from *Kaku* by direct sixth and *ei-shō* is from this *ei-oo* by the inverse eighth. This direct sixth and inverse eighth are very useful in the tuning of *ritsusen*, and even in the *Koto* tuning in Classical music, the principle of direct sixth is actually used. Now the *ritsusen* is completed, and being compared with the natural minor scale, stands thus ;— 〔前頁の図〕

On comparing these two scales, we see that the only difference is that the sixth is minor in the natural Minor scale, and major in *ritsusen*. But singing on *ritsusen* has a tendency often to descend to minor sixth, when without any help of instruments, though it ought to be major in theory. This is the direct consequence of its variability. The sixth has an important relation to the musical scale, because whenever the third is minor, the sixth ought also to be minor. Therefore the two modes of *rio* and *ritsu* differ from the natural scale in the two semitones, both of which are the so-called variable, or uncertain, sounds. Therefore these two scales are similar to the natural scales in most respects.

In the next place, we will pass to the scales of popular music, which have never yet been investigated by any body, except in the Institute. The approximate results gained by the investigation will be given in the following lines. We shall treat here only in reference to two scales, but it must not be supposed that these are the only scales used in Japanese popular music. The difficulty met with in the scientific investigation of the scale, is to find out a note used as the Tonic. This is a very easy matter in music having a scale strictly settled, as in European music, but it is extremely difficult in such as Japanese popular music, where the scale is not yet determined. From observations on past history as well as on actual facts, it is found that almost all pieces of popular music begin with a tonic and end with a tonic, and although there may be some pieces that do not begin with a tonic, yet they seem invariably to end with a tonic. According to the investigations hitherto made in the Institute, the tonic of Popular music seems to be the same as the B in C major or the Seventh of the European scale. As the process of direct eighth and inverse sixth, or direct sixth and inverse eighth, is used in the construction of the scales of the Classical music as already explained, so it is also in Popular music. One of the scales of Popular Music is as follows;—

Scale of Japanese Popular Music.
No. I.

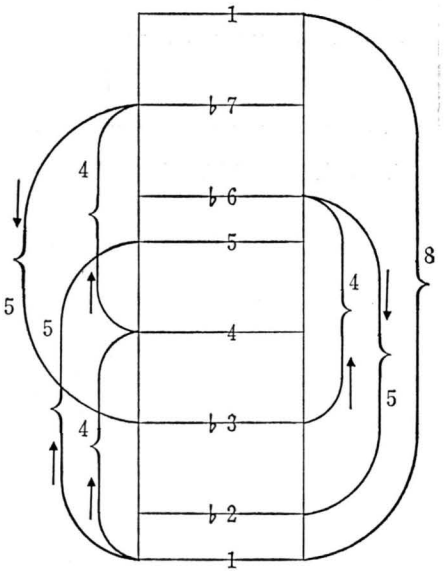

In this scale, the order of the construction of tones is first from the Tonic to the Fourth, next from the Tonic to the Fifth, then taking the fourth above from the

Fourth, we get Minor Seventh. Now we proceed from the Minor Seventh to fifth downward or minor Third, from the Minor Third to fourth above or Minor Sixth, from the Minor Sixth to fifth downward or Minor Second. The principle of the scale construction is as stated here, but practically the tuning is done in a more simple way.

Scale of Japanese Popular Music.
No. II.

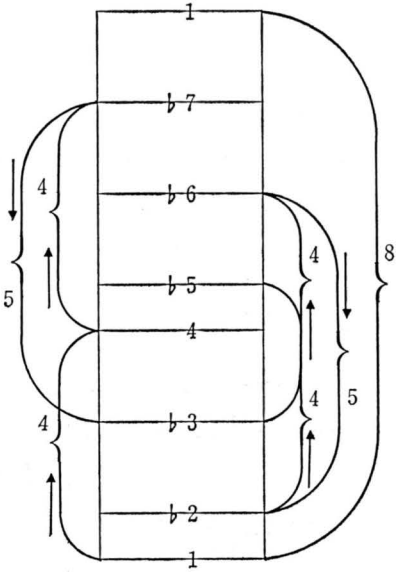

In the Popular music, there is one more scale which differs only in having a minor Fifth instead of the Fifth as in the preceding. The construction of the tones is as follows:— 〔上図〕

Though these are found in the popular music frequently, yet something like a natural scale is observed often among the national songs such as folksongs in the country, therefore the above can by no means be considered as the Japanese national scales.

The pitch of tone being preserved by living beings, is always liable to change by natural laws; and so it has, no doubt, been gradually raised. Therefore, it is conceivable that the pitch known by the name of *Ichikotsu* to-day, may be something like the present *Tangin* after many centuries, and the present *Waushiki* may not be the ancient *Waushiki*. Though a musical pitch is liable thus to change, yet the relation of intervals would be unchangeable at all times, that is, in case of getting *Waushiki* from *Ichikotsu*, if the pitch of *Ichikotsu* is raised, that of *Waushiki* must be raised also, but the relation of Fourth and Fifth in the scale is established on natural laws, and has never changed, and will never change.

SIMILARITY BETWEEN THE ANCIENT GREEK AND THE PRESENT JAPANESE MUSIC.

In Greece, the oldest musical instrument was the lyre, which had at first four strings, and being held to the left side, was played with the right hand. The term tetrachord was derived from the number of strings which was four at first, and afterwards seven. In this instrument, the middle string is tonic, which was played at first with the thumb and after a while with the first finger.

Though this ancient Greek musical instrument was so rudimentary, yet there were also instruments something like the Japanese *Hichiriki* and a few others, but the favourite instrument was this lyre.

The tuning of this instrument is shown by the following diagram:—

First Greek Tuning of the Seven-Stringed Lyre.

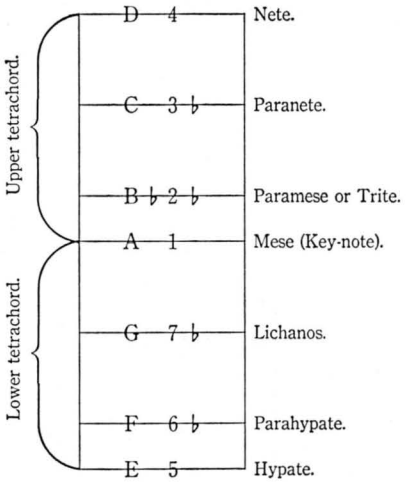

It is very remarkable that this scale which has a semitone above the Key-note corresponds with one of the scales of Japanese popular music explained in the preceding section. Though the scale of Classical music may be allowed to have been imported from Hindoostan through China, and therefore may agree with Hindoo and Chinese scales in consequence of their common origin, yet it is very curious that the scale of Japanese popular music also agrees in its construction. The correspondence which exists between the Greek scale and the present scale of Japanese popular music, can be explained only on the ground that as music is founded on human nature, the common source of the music of both countries is the same, and the progress of musical science is in the same direction. There was another way of tuning in Greece thus: 〔右段の図〕

The preceding scale is formed by closely connecting the two tetrachords, and this one is formed by openly connecting them, in other words, the former one consists of seven strings, and the latter, of eight, which is the result of adding a new string under a distinct name, to the instrument.

The Disjunct System.

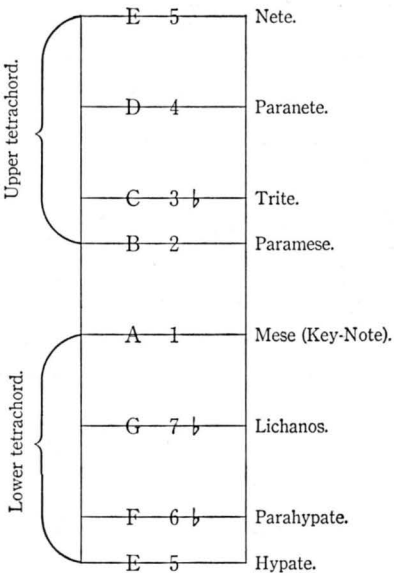

Although the Greek music was so rudimentary, yet it is the foundation of all modern music, and it is, therefore, worthy to be studied at any time. There is no scale in the Japanese Classical or popular music which is not found in the scales of Greek music. This agreement of the several scales may be looked upon as the necessary outgrowth of natural laws, and we cannot see why it is so, but only know that it is, just as we cannot see why oxygen uniting with hydrogen forms water, but we know that it is so. The musical scales in both countries, should not be, and are not, governed by different laws, but by the same law; they ought to be the same, and they are the same. The only difference, which exists between various kinds of music, is found in the position of tonics which is owing to a difference in the degree of strength of musical pieces,

or the degree of musical progress in various nations. The tonic is the leader or commander-in-chief of the music, and strong music cannot be formed under a weak leader. Greece and Rome long since suffered from the weakness of their musical scale, and at last seem to have discovered that strong pieces must be used in order to create a strong nation, because this is clear from facts that only pieces of music which had the elements of strength were used at one time even by those nations, and thus formed the original source of modern strong music.

Hymn to Apollo.

It is stated above that ancient Greek music has a very important relation to modern music. However, the genuine Greek pieces which exist still and give any help to investigations on music, are very few; perhaps only two or three altogether. This Hymn to Apollo was composed to praise Apollo, adored as the God of fine arts, among the Greeks, and is more than two thousand years old. It was first made known to the modern public by Vincenzo Galilei, father of the great astronomer Galileo Galilei, who having found the manuscript of Greek music in the library of Cardinal St. Angelo at Rome, extracted it in his *Dialogo della Musica Antica e Moderna* at Florence in 1581.

During the seventeenth century, there was an Englishman named Mark Meybaum. In his time, there was great earnestness among the learned at Oxford, in reviving ancient Greek literature including that of music, and Mark Meybaum having been engaged himself in compiling the master-pieces of Greek music, got much help from those learned men, but he did not carry out his purpose.

About 1698, Prof. John Wallis followed up his labor, and completed the work, which also contained this Hymn to Apollo. M. Burrette also found some old manuscripts of Greek music, in the King of France's Library at Paris, and he printed them in the fifth volume of *Memoires de l'Academie des Inscriptions* 1720, and this Hymn to Apollo was one of them too. This is a short history of this piece in Europe.

In Japan, S. Isawa, the director of the Institute, found this Hymn in the *History of Music* by Mr. Chappell, and by close study of its melody recognised the similarity of the tonality and theory between the melodies of Greek and Japanese music, and at last discovered that this piece just conforms with the *Banshiki cho* in Japanese Classical music. Therefore he charged F. Shiba, a Court Musician and a member of the Institute, to harmonize it purely according to the principles of Japanese Classical music, and to set it for three wind and two stringed instruments. When the piece was played on those instruments, nobody could find any difference between the ancient Greek and present Japanese music. This circumstance clearly proves that the present Japanese music agrees with the theory of ancient Greek music, and also renders it very probable that a similar agreement existed even in the mode of performance.

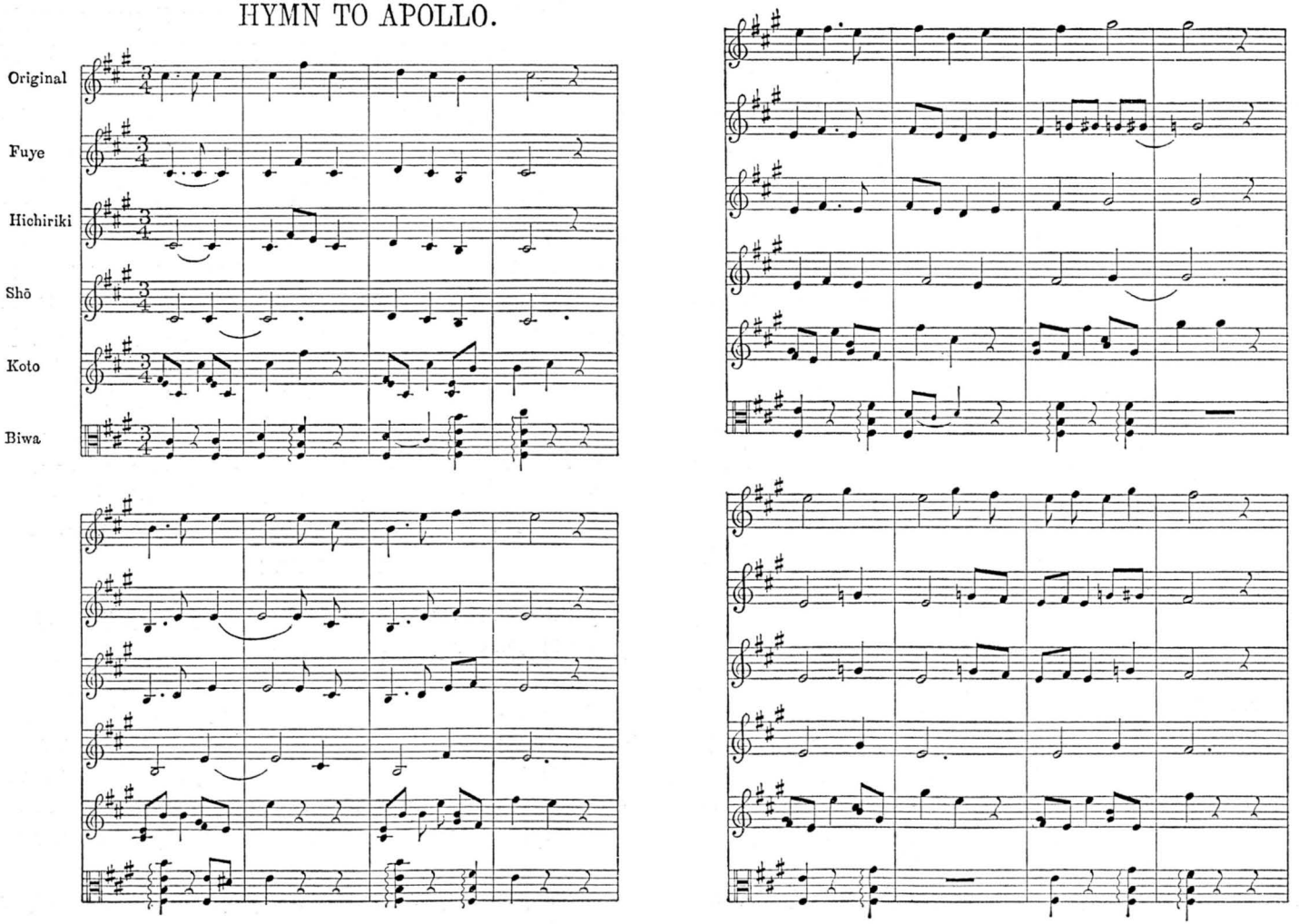
HYMN TO APOLLO.
Original
Fuye
Hichiriki
Shō
Koto
Biwa

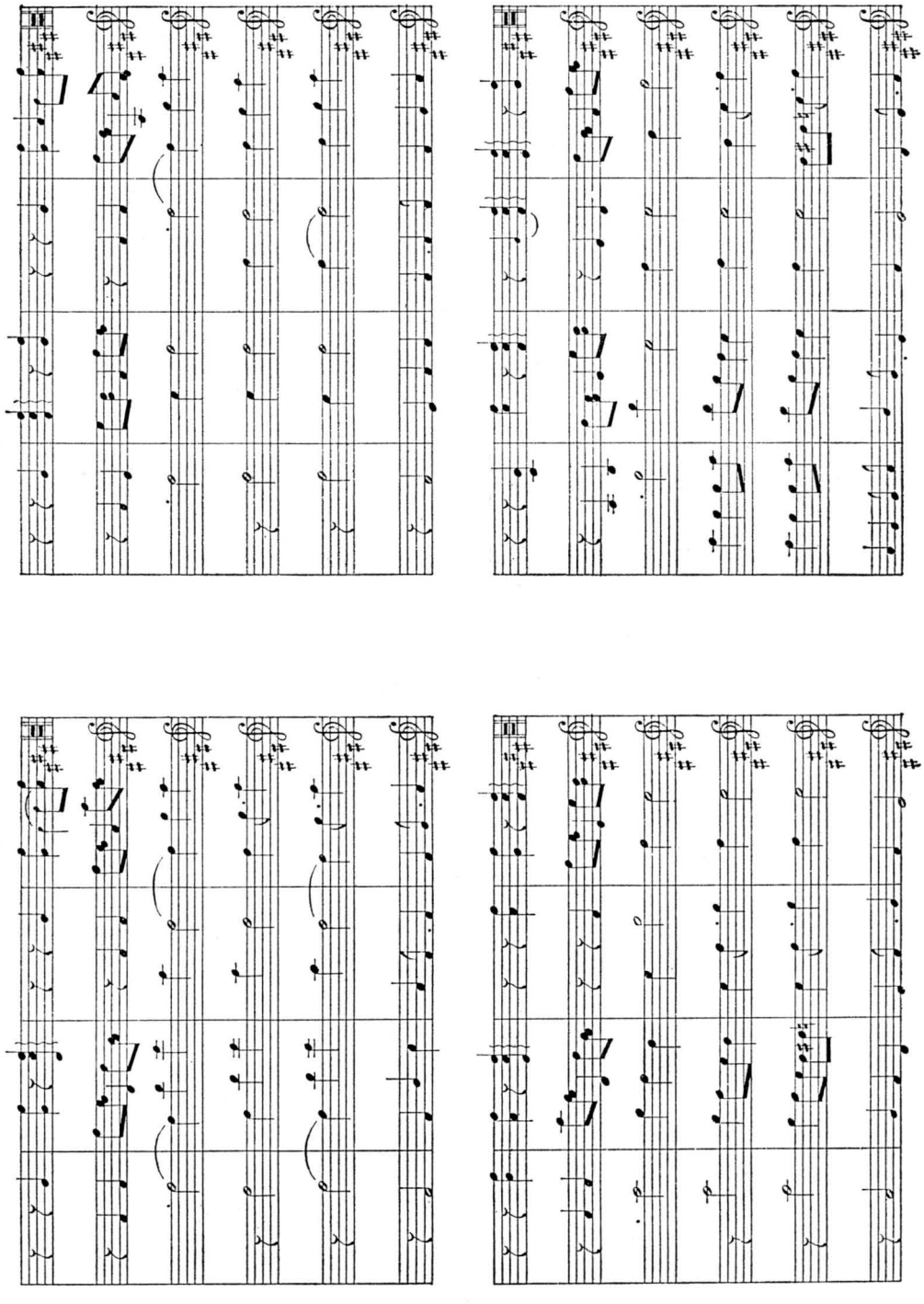

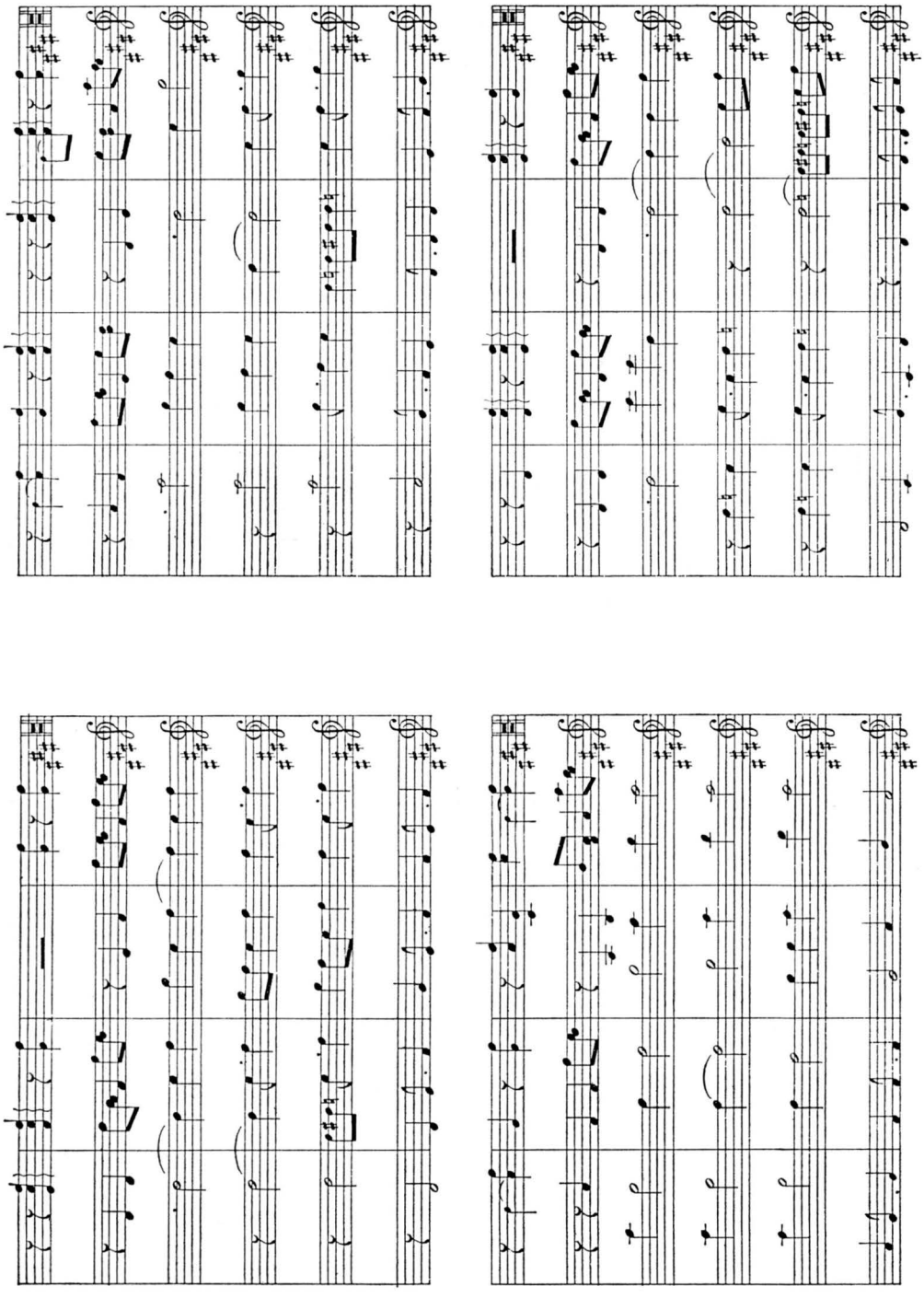

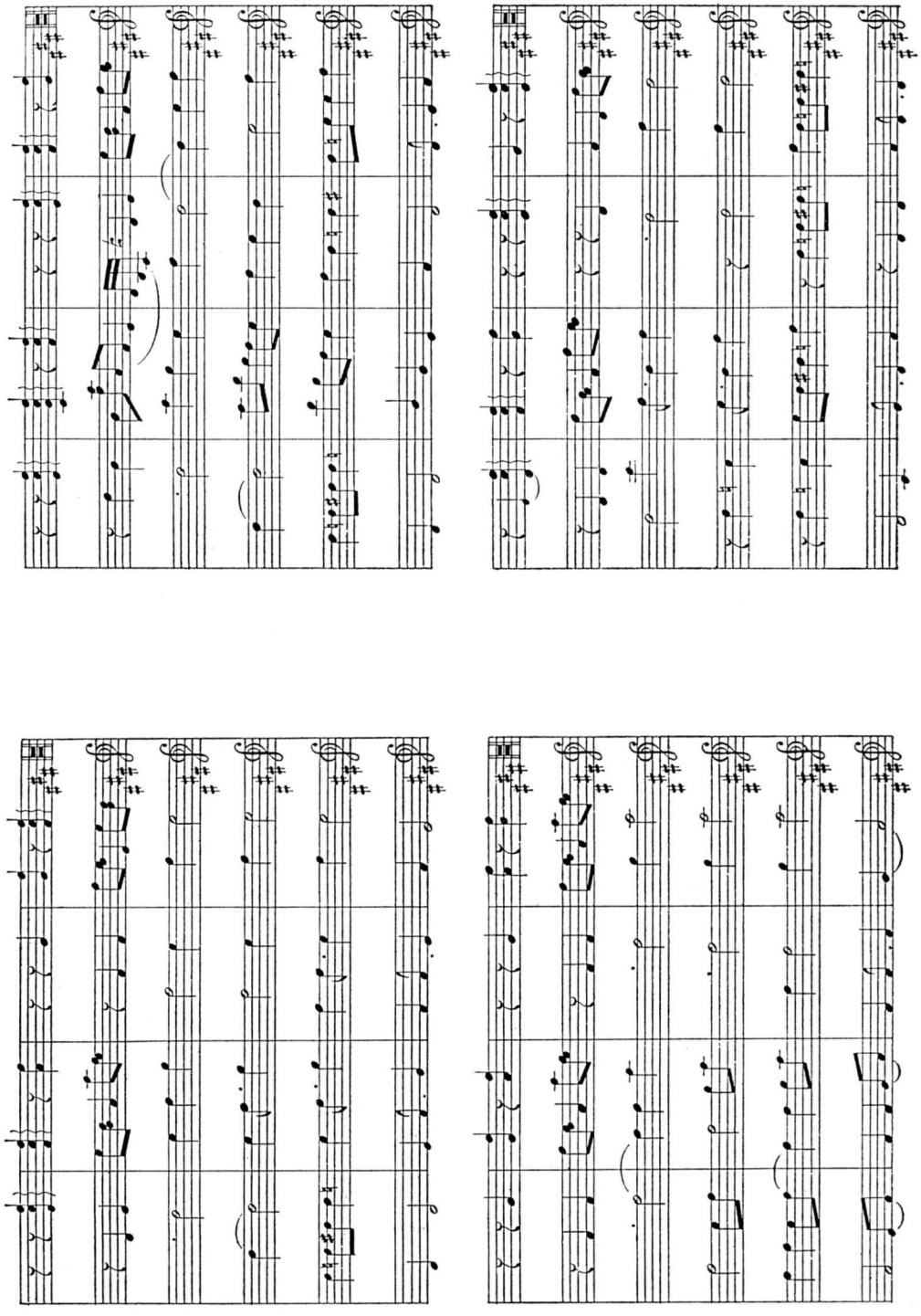

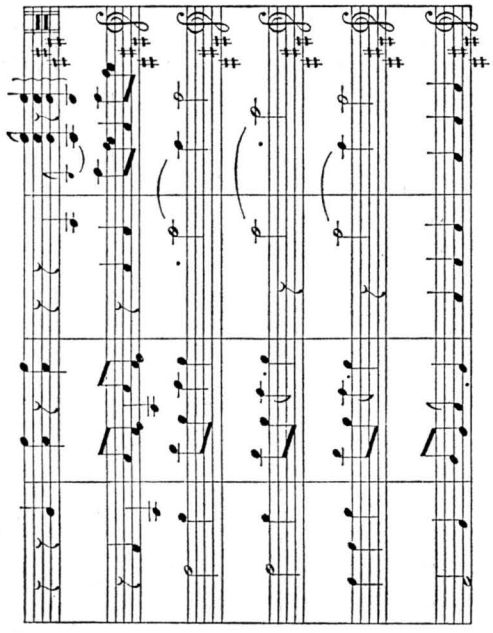

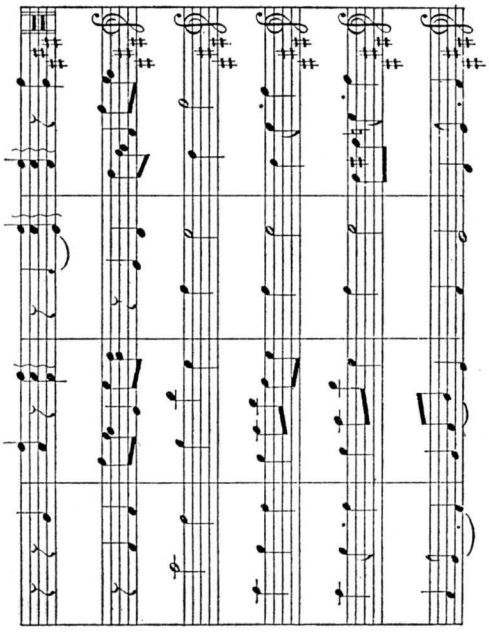

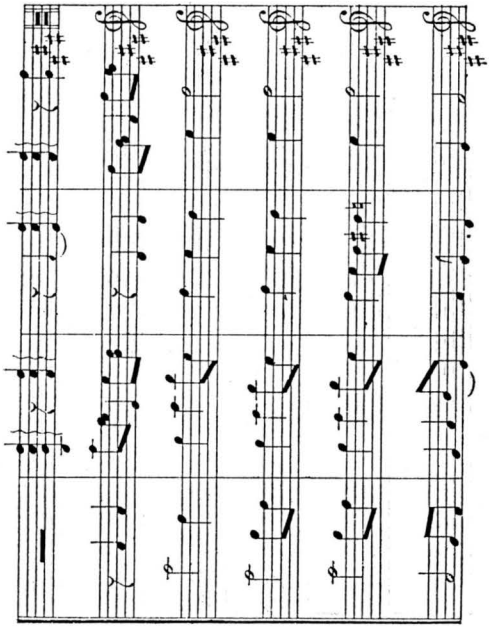

SPECIMENS OF JAPANESE KOTO MUSIC.

FUKI (富貴)

Andante affett'o. Arr. by S. Yamase

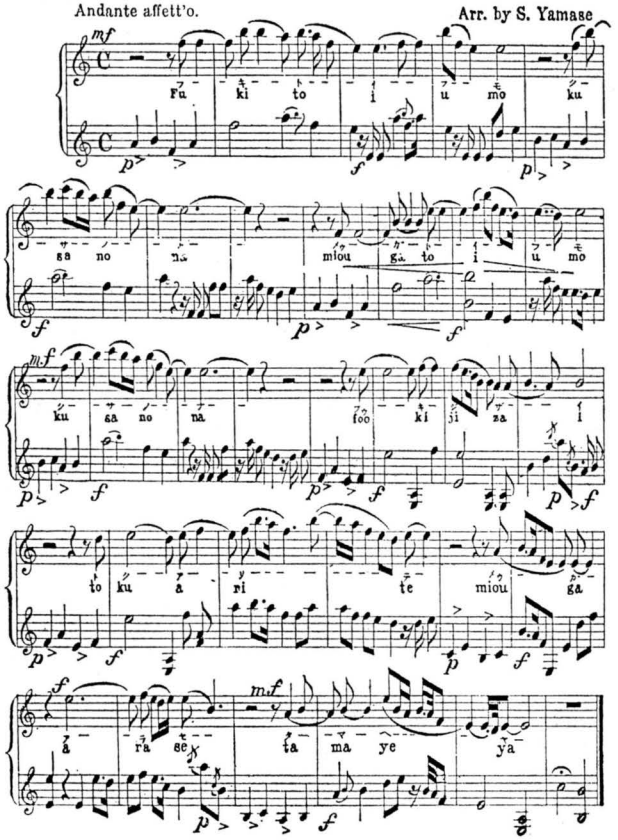

ROKUDAN (六段)

Allegratto Moderate. Arr. by S. Yamase.

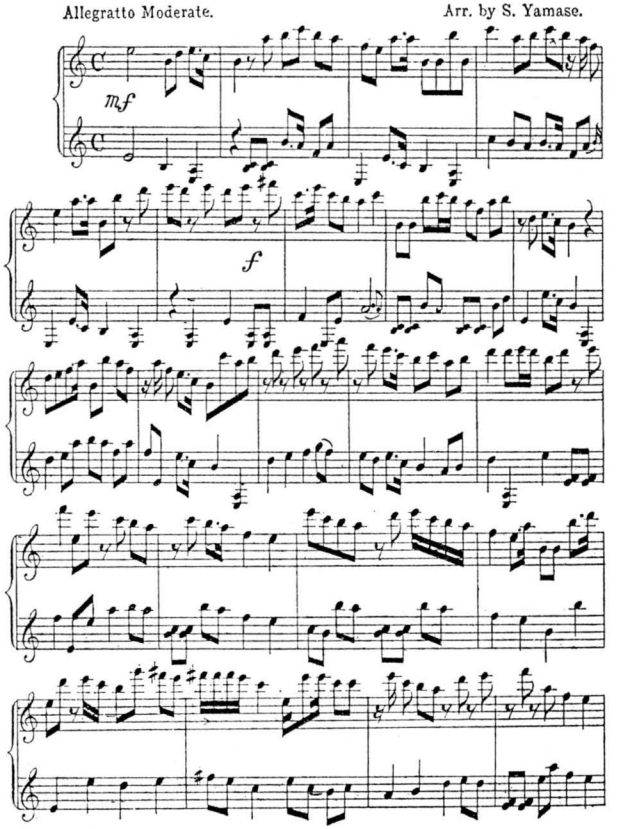

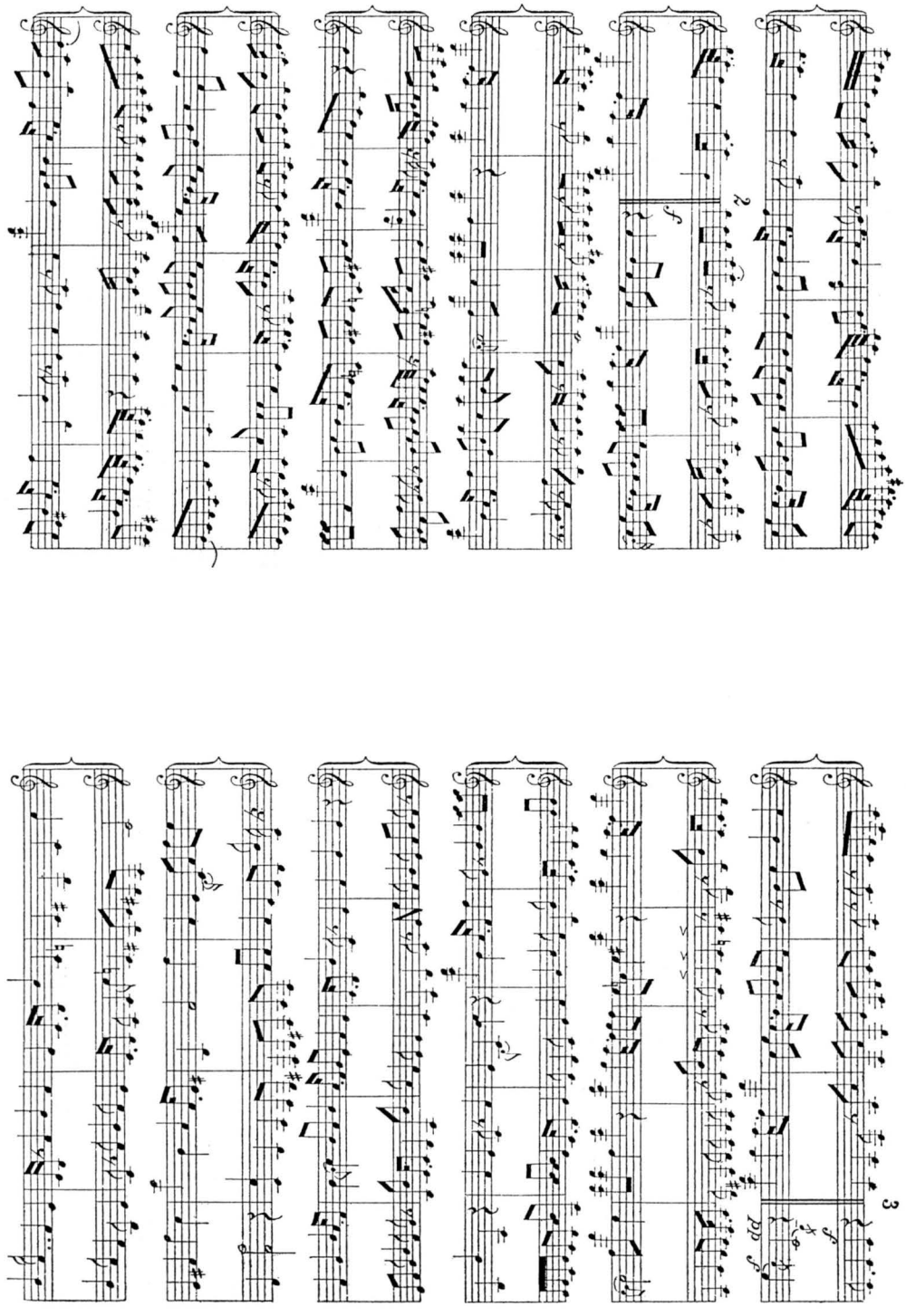

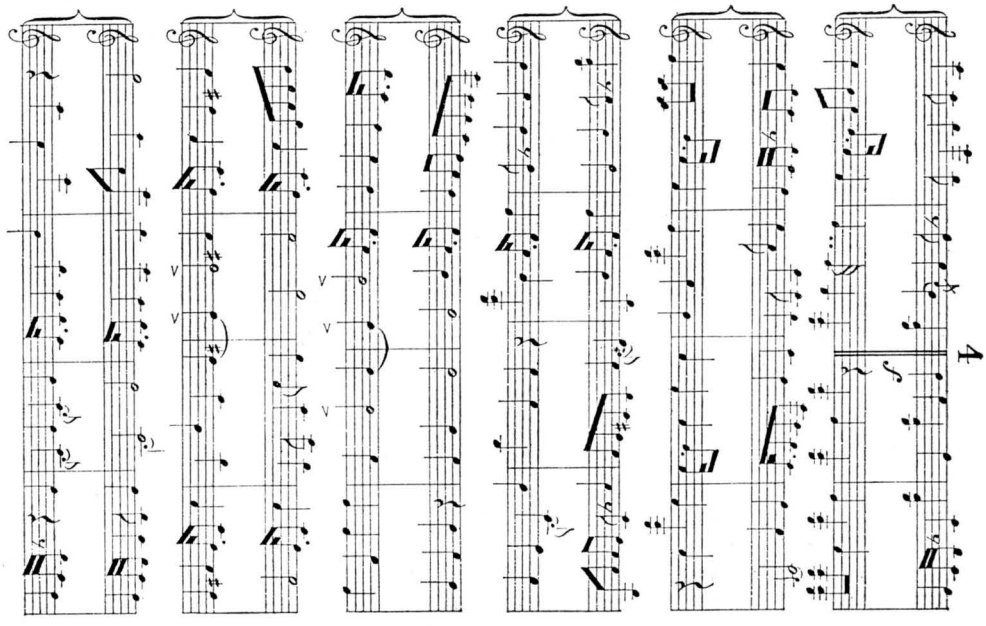
4

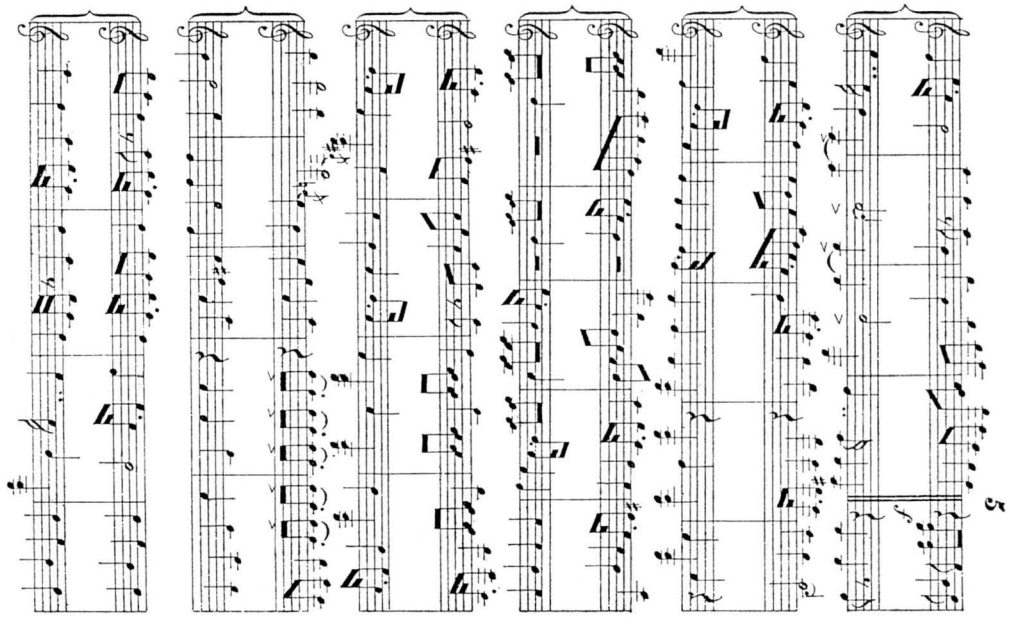
5

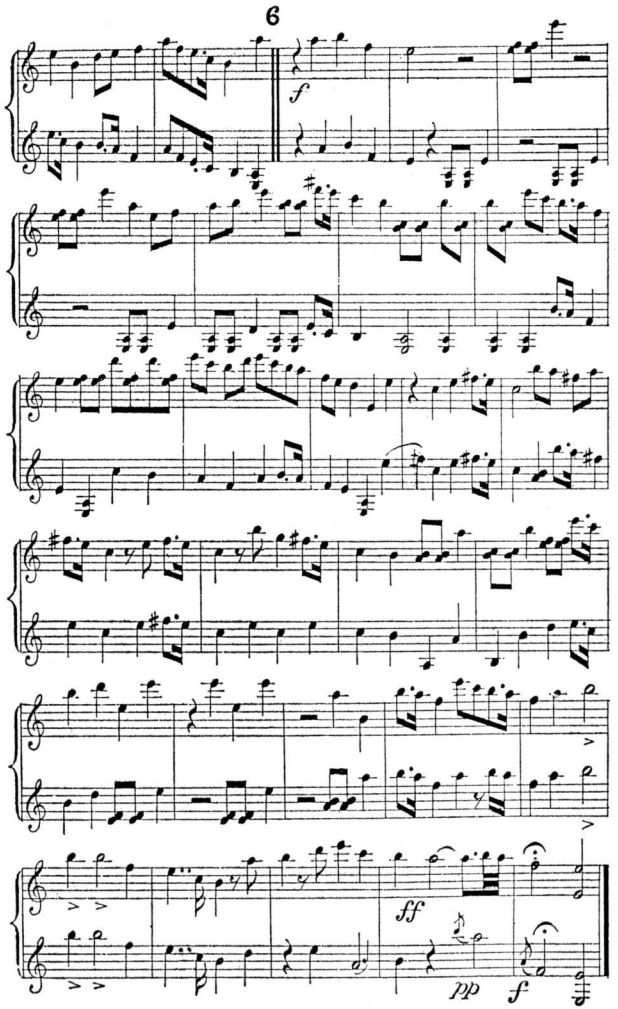

HARU NO HANA（春ノ花）

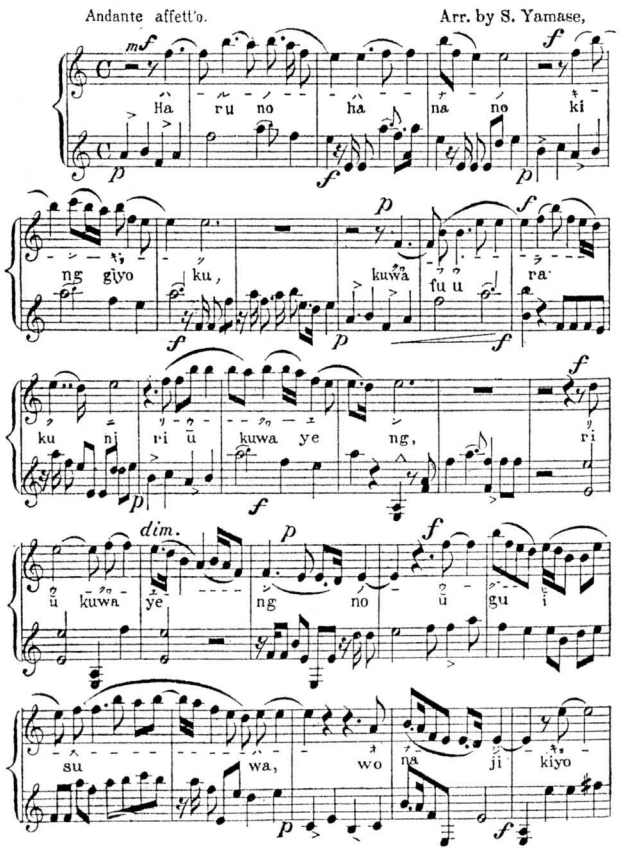

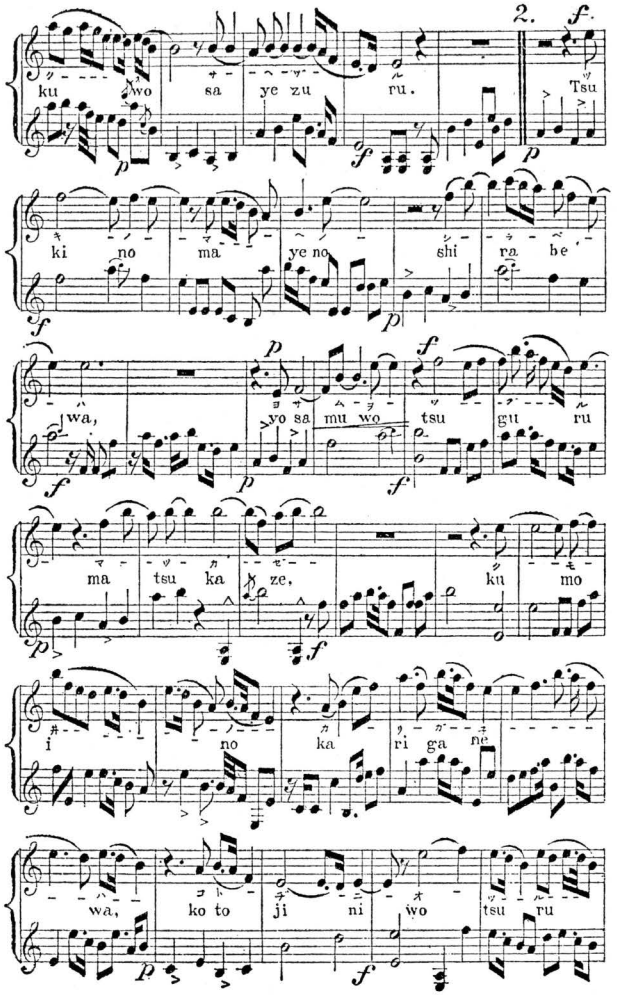
2.
ku wo sa ye zu ru.
Tsu
ki no ma ye no shi ra be
wa, yo sa mu wo tsu gu ru
ma tsu ka ze, ku mo
i no ka ri ga ne
wa, ko to ji ni wo tsu ru

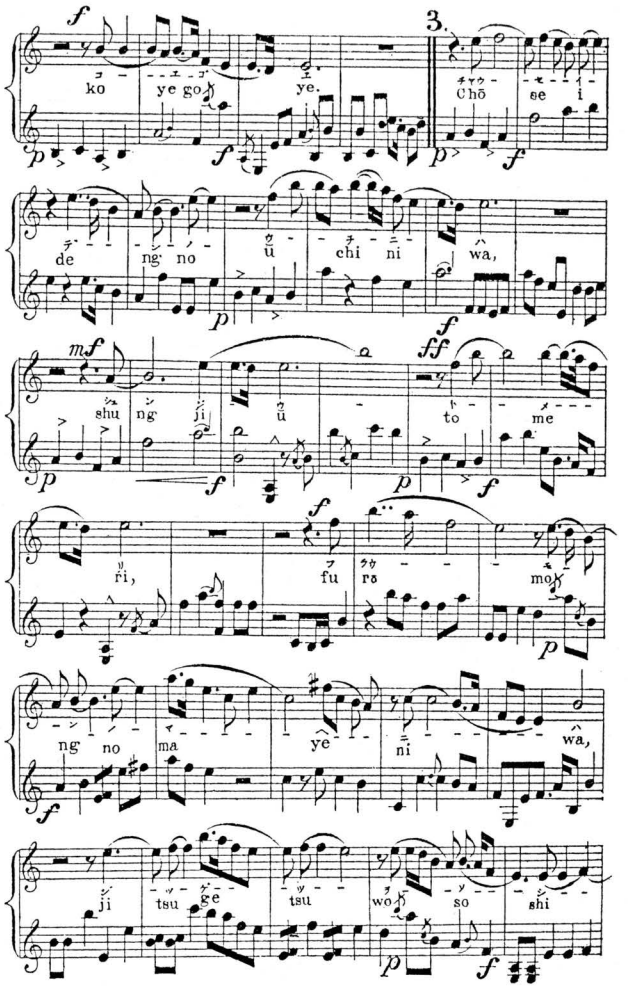
3.
ko ye go ye.
Chō se i
de ng no ū chi ni wa,
shu ng ji ū to me
ri, fu rō mo
ng no ma ye ni wa,
ji tsu ge tsu wo so shi

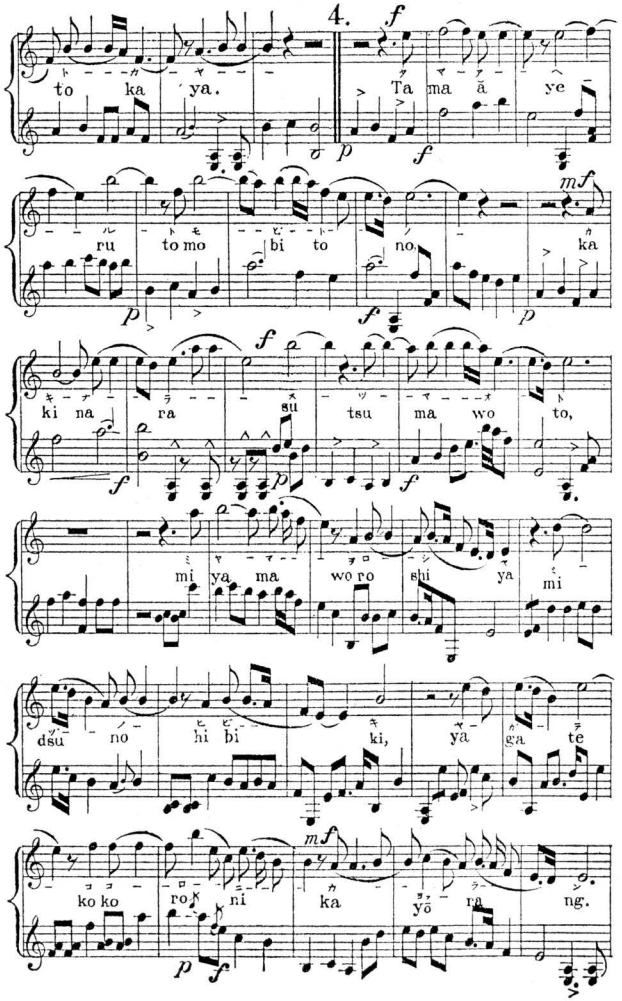
4.
to ka ya.
Ta ma ā ye
ru to mo bi to no ka
ki na ra su tsu ma wo to,
mi ya ma wo ro shi ya mi
dsu no hi bi ki, ya ga te
ko ko ro ni ka yō ra ng.

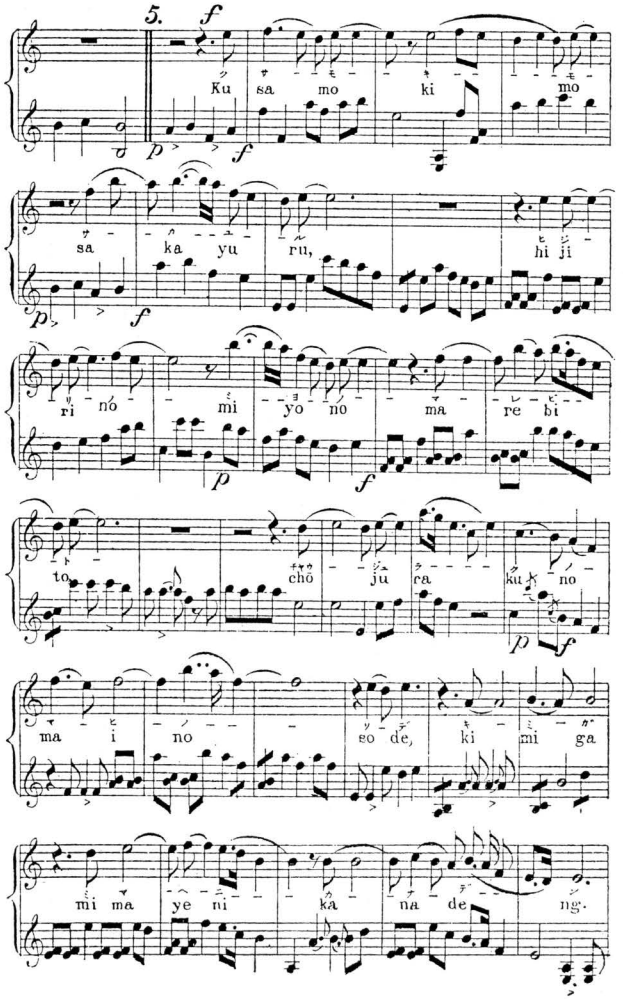
5.
Ku sa mo ki mo
sa ka yu ru, hi ji
ri nó mi yo no ma re bi
to chō ju ra ku no
ma i no so de, ki mi ga
mi ma ye ni ka na de ng.

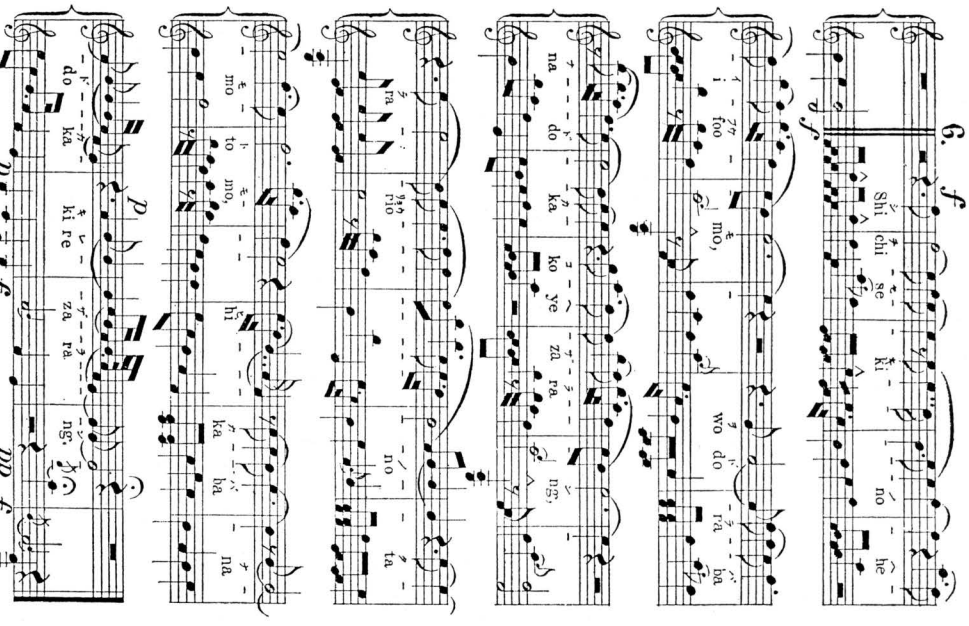

八　英米における博覧会への参加

音楽取調掛では明治十七年から十八年にかけて三回、海外の博覧会に取調べ事業の成果を公開している。

（一）イギリス、ロンドン万国衛生博覧会への参加

明治十七年（一七八四）四月八日、音楽取調掛の駒井道義から、取調掛長、および会計局長にあてて、次のような緊急書類が提出された。

「今回英國倫敦博覽會へ出陳相成ル可樂器別紙概略見積ノ價額ヲ以購入然可哉……」という伺い文に続いて、「雅樂々器中等品概略見積書」、「俗樂々器中等品概略見積書」が添えられた書類であった。

結局、同年五月の「英倫敦萬國衛生博覽會」へ出品された楽器および書籍類は次のようなものであった。

雅樂々器中等品概略見積書　〔費用〕

鳳笙一管　袋共　貳拾八圓

篳篥一管　筥袋共　五圓

龍笛、高麗笛、双管　筒袋共　拾八圓

神樂笛一管　筒共　三圓五拾錢

和琴　一面　柱絃共　拾八圓

箏　一面　柱絃共　貳拾八圓

琵琶　一面　撥絃共　貳拾圓

俗樂々器中等品概略見積書

琴　一面　柱絃共　貳拾五圓

三味線　一個　七圓
水牛撥　一個　五拾錢
琴爪　一組　三拾錢
胡弓並弓白須共一組　七圓五拾錢
同　駒一個　貳錢五厘
尺八　一個　貳圓
琴其外嚢　三個　三圓
琵琶其外嚢五個　貳圓
取調掛撮影　一面　貳圓拾錢
同　額縁　一個　五圓拾五錢
雅俗樂器調音法解説圖　八幅　壱圓貳拾錢
傳習生書寫類　五冊　貳圓拾錢
小學唱歌集　初篇、二篇　二冊
唱歌掛圖　初篇、続篇、第二篇　三綴
樂典　一冊
音樂問答　一冊
音樂指南　一冊
文部省音樂取調掛規則　一冊
音樂取調成績申報書〔英文〕　〔手書き〕
（『緊要書類』明治十六年上、『本省會計局往復書類』明治十六年七月～十七年十二月下）

これらの楽器は博覧会陳列の後ベルギーのブリュッセル国立音楽院附属博物館館長ヴィクトル・シャルル・マイヨン（Victor-Charles Mahillon, 1841–1924）の懇請により洋楽器と交換された。その後、翌年二月十一日、マイヨンから伊澤にあてて次のような手紙が届いた。

拝啓兼而手島君ヨリモ御通信ニ可相成通、貴下ヨリ野生主管ノ博物館ヘ御深切ニ御贈與被下候樂器ノ儀渾而無事ニ到着仕爾來本館縦覧人大衆ヲ喚起致候既ニ疾ヨリ一書ヲ呈スヘキノ所本邦政府ヨリ貴下ヘ公然我政府答謝ノ意ヲ表スヘキ様致度依而段々政府ヘ其手續ヲ致居旁以延引ニ相成遺憾ニ有候右御答謝之儀モ今以聢ト確定不仕候ヘ共早晩必ス其手順ニ可相運儀ニ御座候固ヨリ野生儀ハ本邦政府ニ於テ右ニ關スル負債ヲ消却致候迄ハ片時モ安堵不仕候尤モ既ニ政府ニ於テモ此美麗ナル御贈與ニ就而者貴下幷手島君ヘ巨大ナル物ヲ御返禮ニ可及事ニ内定致候儀ト相心得申候

當時野生儀ハ右御贈與ニ預リ候結構ナル諸樂器ノ総目録ヲ編成セン事ヲ企テ、甚タ多忙ニ御座候御深切ニ諸樂器ヘ添御贈與被下候掛圖ノ儀ハ渾テノ樂器ニ付正シキ略解ヲ得仕合之儀ニ御座候然レトモ不幸ニシテ和琴即彼六絃琴調律ノ事ニ就而者何等ノ説明モ無御座候得者右調律ノ方法ニ付其内御指教ヲ得候ハヽ大幸奉存候将又俗箏調律ノ儀モ其方法数種有之趣ニ候得共右ニ関スル説明ノ儀モ無御座様相心得候即チ貴下ニ於テハ右俗箏ハ左ノ十二様ニ調律相成候事ニ承知仕候即チ

平調子　曙第一　曙第二
雲井第一　雲井第二　半雲井
片雲井　櫻　岩戸
半岩戸　片岩戸　雲井変

右様数種ニ致候所以ハ如何ナル儀ニ御座候哉結構ナル貴下ノ御著述（英文申報書ヲ云フ）中ニモ拝見仕候通欧州ニ於テ所謂長短旋法ハ既ニ呂旋律旋ト御譯ニ相成候得者此等トモ相異リ候様想察仕候

箏（雅樂用）調律ニ就而者七種ノ方法有之孰レモ雅樂用（訳者曰ク俗樂用ノ誤歟）箏調律ノ方法ヲ示シ候十二種ノ名目ト其名ヲ異ニ致候儀ト承知仕候

琵琶調律六種ノ方法モ雅樂用箏調律法最初ノ六種トマタ相同シキモノト相心得候且胡弓調律ノ二方法モマタ三味線調律ノ終ノ二方法ト同様ノ儀ト承知仕候誠以テ恐縮之至御座候得共前条御指教被成下候ハヽ此上モナキ大幸奉存候

日本樂譜ノ方法ヲ説明致候英書又ハ獨逸書ナリトモ御貴下ニ於テ幸ヒ御承知被存有右購入被下野生迄御送付被下候儀相叶候ハヽ實以難有仕合奉存候尤モ其費用ハ被仰聞次第速ニ返上可仕候野生友人ニテ清國税関ニ奉職罷在候「バンオールスト」氏ト申者ノ著シ候書ハ一覧仕候得共右者書名ヲ支那音樂ト題シ候モノニ御座候間若思召モ御座候ハヽ横濱ケレー及ワルシ商社ニ而販賣致居申候日本音樂ニ就テモ定メ而同種ノ書籍既ニ發行致可申候貴下御編成之結構ナル申報書ニ加フルニ右様ノ書ヲ得候ハヽ貴國音樂ノ大体ヲ解スルヲ得可申候上文相願候儀ハ御深切ニ御取計被下候様前以テ茲ニ一言御礼申上置候随テ野生儀當方ニ於テ何ナリトモ御用弁ニ相成候儀御座候ハヽ無御遠慮可被仰聞候様奉願候尚野生御依頼ニ及ヒ候儀ニ就而者貴下ノ最モ御親友ニ於カセラレ候様反覆奉懇願候

過般手島君モ「ブラッセル」ヘ御尋被下御面會仕大慶奉存候明年ハ龍動府ニ第一等ノ萬國音樂博覧會開設ニ相成候得者野生儀モ此機ヲ以テ歐州ニ於テ貴下ヘ拝顔仕候様相成候ハヽ大幸此事奉存候此儀ハ最モ野生ニトリ快悦之儀ト熱望仕候

右御禮ノ儀ハ更ニ紙上ニ難尽御座候得共不取敢如此尚速ニ貴報奉待上候頓首敬白

千八百八十五年二月十一日　ブラッセルニ於テ　ウヰクトル・マヒロン（マヽ）

日本東京

音樂取調所長伊澤修二殿

貴下

〔手書き〕

（『伊澤修二関係書類』F十六）

（二）アメリカ、ニューオーリンズ綿百年期博覧会への参加

明治十七年（一八八四）十二月一日から翌十八年五月三十一日まで開催されたニューオーリンズ綿百年期博覧会は、またの名称を万国工業博覧会といった。この博覧会はアメリカ南部所産の綿類の海外へ輸出開始から百年を記念した催しで、音楽取調掛では「斬新な進歩を示す教育状況を」という呼びかけであった教育部門に、先のロンドン万国衛生博覧会の出品とほぼ同様な物品を展示する計画を立てた。だが本省ではロンドンの博覧会には無代価の出品物が多く、経費がかさんだので、今回は全経費二千円のわくで参加することを打ち出してきた。ロンドンの博覧会経費と比較すると次のようである。

英京博覽會費

一、金千五百圓　物品調整本省支出

一、金千五拾八圓六拾九錢六厘

物品調整及荷造費トシテ農商務省ヨリ支出

一、金六百圓　運搬費及海上保險料　農商務省ヨリ支出
但此金額ハ全ク推測ニ付増減計リ難シ
計金三千百五拾八圓六拾九錢六厘
米國博覽會費
一、金貳千圓
内譯
千四百圓　物品調整費
六百圓　荷造幷運搬保險料
差別
金千百五拾八圓六拾九錢六厘　今回ノ方減ス

（『文部省往復書類』明治十七年）

ニューオーリンズの博覧会には千四百円の範囲で物品を選択して参加することとなった。

出品目錄
雅樂器之部
一　鳳笙　一管　筥、嚢共　此代金貳拾七圓
一　篳篥　一管　筥、嚢、義嘴共　此代金九圓五拾錢
一　龍笛、高麗笛　双管　筒、嚢、箱共　此代金拾三圓
一　神樂笛　一管　筒、嚢、箱共　此代金三圓五拾錢
一　和琴　一面　柱、琴軋、嚢共　箱入　此代金拾八圓
一　箏　一面　柱、義甲、嚢共　此代金貳拾五圓
一　琵琶　一面　撥、嚢共　此代金拾八圓
一　和琴、箏、琵琶、箱三個　此代金拾壱圓
俗樂器之部
一　箏　一面　柱、龍手、義甲、嚢、筥共　此代金三拾五圓三拾錢
一　三味線　一挺　撥、駒、嚢、筥共　此代金九圓
一　胡弓　一挺　弓、白須、駒、嚢、筥共　此代金九圓九拾五錢
一　尺八　一管　嚢、箱共　此代金三圓五拾五錢
書類之部
一　小學唱歌集初編、二編、三編、合三冊
一　唱歌掛圖初編、續編、二編、壹、格共箱入　三綴
一　樂典　一冊
一　音樂問答　一冊
一　音樂指南　一冊
一　音樂取調成績申報書抜萃英文　三十冊
一　雅俗樂及唱歌用樂器調音法解説圖　八幅
一　外附録アッペンテッキス　一冊
和文出品目錄
洋文出品目錄

（『本省各局往復書類』明治十六年七月ヨリ十八年五月迄）〔手書き〕

これらの物品は博覧会開会の前明治十七年十一月六日付で、当時取調掛長代理であった神津専三郎より庶務局長伴正順へ「今般米國博覽會へ本掛出陳諸品之儀ハ兼テ同國波斯敦府音樂院ト樂器等交換ノ内約モ有之候ニ付右閉場後ハ同府エル、ダブリュー、メーソン氏へ送致交換可致見込ニ有之候　總而同氏若クハ其代理人へ引渡候様御取計相成候様該博覽會出張本邦事務官へ豫メ御打合セ置相成度和文幷洋文出品目錄相添此段

及御照會候也」（『往復書類』明治十七年下）という照会文が寄せられ、閉会後は博覧会事務局より全出品物がメーソンの仲介で、ボストン音楽院と楽器交換の手はずが整えられた。その後ボストンではこれらの物品にどのような興味を示したか記録は残っていない。

この博覧会に関して日本の出品物に対する一般人の興味の一端をのぞかせる一通の手紙が文書綴に保存されている。明治十八年（一八八五）六月十三日サンフランシスコ発信、発信人名は明らかではないが、おそらく博覧会の関係者であろうか。内容は、ニューヨーク・トリビューン紙が、ニューオーリンズの博覧会を通して取調掛の成績状況を紹介したところ、その反響で次の四名が英文申報書を欲しがっており、送付するようにとの依頼文である。

Miss M. P. Mason, Care P. O. Box 218. Montclair, New Jersey.
H. C. Andrews, No. 2 Wall St. Room 64, New York City.
Edward S. Clinch, No. 115 Broad Way, New York City.
F. A. Christie, Johns Hopkins University. Baltimore. Md.

外国人にとっても日本という特殊な事情のもとで、このような短期間に難事業を成し遂げたその偉業は賞賛に価するものであったろう（『諸向往復書類』明治十八年、手書き）。

（三）イギリス、ロンドン発明品博覧会への参加

明治十八年（一八八五）の秋、ロンドンで開催する「英国発明品博覧会」に音楽取調掛は東京大学、東京師範学校、東京女子師範学校とともに参加することとなり、同年三月末に決裁のおりた、次のような物品を出品することになった。

第二部
第三十二區
第百七十五類

音樂取調所調整〔1〕

番號	物名	數	發明改良者姓名	製造人	原價円銭厘
第一號	雅樂用笙	一管			三六〇〇〇
第二號	同　篳篥	一管			二〇〇〇
第三號	同　龍笛	一管			八〇〇〇
第四號	同　高麗笛	一管			八〇〇〇
第五號	同　神樂笛	一管			六〇〇〇
第六號	同　箏	一個			吾〇〇〇
第七號	同　和琴	一個			六〇〇〇
第八號	同　琵琶	一個			吾二〇〇
第九號	俗樂用箏	一個		市川儀平	吾七〇〇
第十號	同　三味線	一個		高木榮左エ門	三二〇〇
第十一號	同　胡弓	一個		同　人	三二〇〇
第十二號	同　尺八	一個	荒木古童改良	荒木古童	吾五〇〇
第三號	雅樂俗樂両樂器ノ構造ヲ示スヘキ掛圖	八軸	文部省御用掛内田彌一外數名編製	淺井　忠	二三八〇〇

第三十二區
第百七十六類

第一號	雅樂琵琶平調ノ調子ヲ示スヘキ調音叉	四個	文部省御用掛芝葛鎭調定	富岡米藏	一八二〇〇
第二號	俗箏平調子ヲ示スヘキ調音叉	八個	同　山勢松韻調定	同　人	一七六〇
第三號	日本音樂十二律ヲ示スヘキ調音叉	十二個	同芝葛鎭調定	同　人	二七六〇〇
第四號	俗曲音調ノ基本ヲ示スヘキ調音叉	一個	同　上	同　人	三五〇〇
第五號	日本音樂律管	十二個	雅樂師辻高節調定	辻神田高節重助	二三〇〇〇

第六號	俗箏並ニ雅樂琵琶雅樂箏等各種ノ調子ヲ定メ各種ノ音階ヲ示スヘキ調音琴	一個	音樂取調所長伊澤修二改良	才田伊三郎	九三〇	
附一	琵琶各種調定尺度	六枚	同人測定	柳下藤五郎	七七〇	
二	箏（雅樂）各種調定尺度	三枚	同上	同人	三八〇	
三	和琴各種調定尺度	四枚	同上	同人	五一〇	
四	箏（俗樂）各種調定尺度	五枚	同上	同人	六四〇	
第七號	小律管	一個	雅樂手林廣海調定	林廣海神田重助	五〇〇	
第八號	諸樂器ノ調子ヲ示スヘキ掛圖	二軸	文部省御用掛内田彌一外數名編製		一七二〇	

第三十二區
第百七十七類

第一號	盲人教授用樂譜表	一個	音樂取調所長伊澤修二発明	才田伊三郎	三九〇
附一	音符	五百個	同上	同人	三六〇

第三十二區
第百七十八類

第一號	雅俗樂譜	一冊	音樂取調所編輯		一〇〇
第二號	唱歌集	三冊	同上		二九

附録

一、音樂取調所長ノ音樂取調成績拔萃英文申報書　二十冊　三六〇

以上

〔手書き〕

（『本省各局往復書類』明治十六年七月～十八年五月）

この博覧会では音楽取調掛の出品物に対して金賞牌および賞状が贈られた。

（1）音楽取調掛は明治十八年二月に音楽取調所と改称されたが、同年十二月、再び元の取調掛にもどった。

これらの出品物は博覧会閉会後、民族音楽研究で世界的に高名なアレキサンダー・エリス（一八一四～一八九〇）に依頼して、調音叉類を除きサウスケンジントン・ミュージアムに寄贈されることになった。一方、博覧会への出品物を取調掛から英国へ発送するとき "Presented to Alx. J. Ellis" と表記した荷がともに荷積みされた。これはエリスの要請によって博覧会に出品する取調掛調製の俗箏平調子調音叉と同一のものを、別個に彼に贈呈されたものであった。後日エリスから届いた伊澤修二あての手紙によると、九月末に博覧会事務官渡瀬寅二郎氏を通してこれを受け取ったようである。書簡は明治十八年（一八八五）十月十一日と二十四日付の二通が文書綴に保管され、それには音叉保管上のていねいな注意とその偉大な仕事に自分が援助できるなら喜んで協力したいと述べてあり、音楽取調掛調製の音叉は今までに知っているものとは全く異なっており、その特徴と日本における音叉調製の事情を "Journal of the Society of Arts" の今月号（一八八五年十月号）に紹介したことが記されている。エリスは大学では法律を専攻したがのちに音声学と音楽音響学に転じ、著書『和音の物理的構造とその関係 On the Physical Constitutions and Relations of Musical Chord』（一八六四）、『固定音をもつ楽器の調律について On the Temperament of Instruments with Fixed Tones』（一八六四）、『声楽家のための発音 Pronunciation for Singers』（一八七七）、『言葉と歌 Speech in Song』（一八七八）ほか注目すべき重要な研究を発表し、さらにヘルムホルツの『音感覚論』、プレイヤーの『聴覚の限界について』の英訳でこの分野に大きな功績を残した。また諸民族の楽器研究によって『諸民族の音階』を著し、民族音楽学研究の基礎を開いた。特に、この研究から音階、音程の研究を進め、音程の単位セントを考案してイギリス政府から銀賞を得たことは有

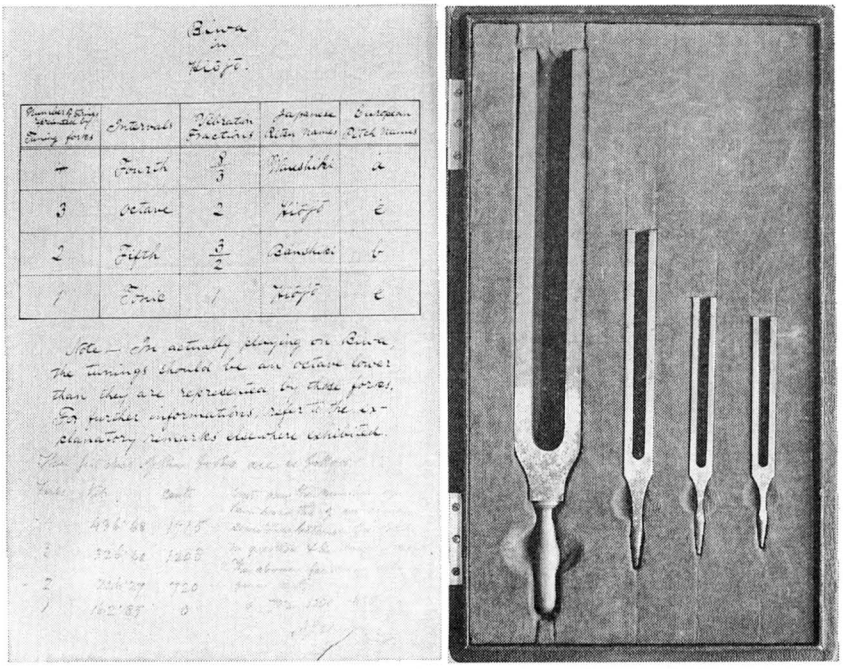

Biwa
in
Hiojo.

Number of Tones represented by Tuning forks	Intervals	Vibration Fractions	Japanese Ritsu names	European Pitch names
4	Fourth	$\frac{8}{3}$	Waushiki	a
3	Octave	2	Hiojo	e
2	Fifth	$\frac{3}{2}$	Banshiki	b
1	Tonic	1	Hiojo	e

Note — In actually playing on Biwa, the tunings should be an octave lower than they are represented by those forks. For further informations, refer to the explanatory remarks elsewhere exhibited.

音楽取調掛考案製作音叉(1)　琵琶楽（平調）の音叉とその説明書（５つの欄は左から音叉の番号，音程，振動比，日本律名，西洋音名）。東京芸術大学附属芸術資料館保存

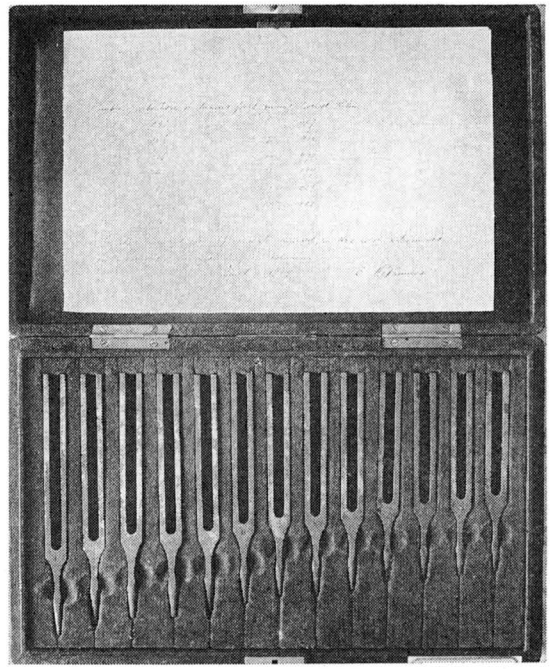

音楽取調掛考案製作音叉(2)　日本音名の十二律を示すための音叉。東京芸術大学附属芸術資料館保存

名である。したがって日本の伝統楽器についても見識が高く，このエリスの媒介で英国に保存されることとなったこれらの楽器は，その後の民族音楽研究に大いに寄与したことであろう。

エリスの書簡全文

Dear Mr. Isawa　　11 Oct '85

The French forks were exactly turned a fortnight ago, but I wished to give them into the hands of Mr. Watase, & he could not meet me at the Exhibition till last Monday 5 Oct. when an unfortunate could prevented me from meeting him & still prevents me from making appointment.

With the forks I have put up a bottle with the proper oil for occasional oiling. Rub in with the finger & clean off with washleather. Don't let the oil clog on the forks. Be very careful to prevent rust. Use very little oil.

I hope you will be pleased with the forks and that they may be of assistance to you at the Institute. They may prove serviceable for tuning your pianos by. You will find all the Fourths & Fifths very correct.

I have written an account of your forks for the 'Journal of the Society of Arts' which I will send you when printed, probably at the end of this month. It will also contain an account of the Siamese musical scale, which is quite different from anything I have yet met with.

For striking the forks I usually employ a piece of stick bound round with several folds of soft wash leather. I hold this in one hand & strike the fork against it with the other.

When I am working at tuning I use a lump of lead

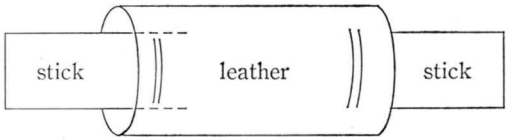

covered with leather, which enables me to strike two forks at once easily to compare them, but of course produces a tinkle at first, but it soon goes off & must be disregarded.

I will keep this letter open till I have given the forks into the hands of Mr. Watase.

24 Oct. 1885

I have at length been able to meet Mr. Watase & I have given the box of forks into his care as also the little box containing the small bottle of gun-lock oil.

Mr. Watase mentioned that you had been good enough to refer to me in a speech you had made lately at the graduation of musical students. I am glad if you think that I have been of any service to you in the great work you are doing for Japanese music.

The paper upon your forks &c. is already in type & Mr. Watase says that he has sent you the proof of what relates to Japan. It may be some weeks yet before I get copies but I will not fail to send several to you.

With best wishes for your success in the efforts you are making to promote the improvement of Japanese music.

I remain

Truly yours

to Mr. Sh. Isawa　　Alex. J. Ellis
Institute of Music
Tokio Japan

〔手書き〕

（『諸向往復書類』明治十八年）

伊澤修二はこのような海外の博覧会に参加できたことに対し「音樂取調上ニ於テ望ヲ将来ニ属スベキ一新途ヲ開キタルモノト云ベシ」と述べている（『音監開申書類』明治十七年）。

博覧会への出品は、こののち東京音楽学校になってからも二度行っている。一度目は明治二十二年五月開催のフランス・パリ万国博覧会、二度目は二十六年五月開催のシカゴ・コロンブス世界博覧会で、いずれも明治十八年秋のロンドン発明品博覧会と同様の物が出品されている。

なお、シカゴの博覧会閉場後（九月二十九日）同会の事務官は各国役員を招待して晩餐会を開き、その際日本人による〈君が代〉〈紀元節〉〈六段〉および各国の音楽演奏を披露し、招待者の賛辞を得たということである（『博覽會關係書類』明治二十二年、二十六年）。

九　音楽取調掛の演奏会

（一）「明治十四年七月七日音楽取調掛期末試業略記」

ここで歌われている唱歌はすべて『小學唱歌集初編』に含まれているもので、この試験が実施された当時、唱歌集作成の仕事は選曲を終え、最終的な完成に至る段階にあった。いわば期末試験演奏の場をかりて、でき上がった歌を歌わせ、その適否を検討する目的もあったのであろうか。

唱歌ノ部

樂器ヲ用キズシテ唱フ分

第一図第一曲　カヲレ
　第二曲　ハルヤマ
下第三図第七曲　ハルハハナミ
上第二図第六曲　ワカノウラ
第四図第十曲　ハルカゼ
第五図第十一曲　ハルミニユキマセ
洋琴（ピアノ）ヲ用キテ唱フ分
第十図第十七曲　蝶々
第十二図第十九曲　閨の板戸
風琴（オルガン）ヲ用キテ唱フ分
第十四図第廿二曲　眠レヨ子
第十五図第廿三曲　君が代〔現行の〈君が代〉とは別のもの〕
号外第二曲　玉ノ宮居
　第三曲　隅田河原
　第四曲　大和撫子
〔第二～第四曲は号外として番号がつけられているが、後にそれぞれ第三十、二十六、三十一曲として第一編に編入された〕

琴及胡及ヲ用キテ唱フ分
第六図第十三曲　見渡セバ
第八図第十五曲　春の弥生
第十三図第二十曲　螢〔〈螢の光〉のこと〕
ヴァイヲリン、テナ、ヴィヲレンセロ、横笛、クラリオネット、琴ヲ用キテ唱フ分
第十四図第二十一曲　若紫
第十六図第廿四曲　思ヒ出レバ
ヴァイオリン、テナ、ヴィオレンセロ、横笛、クラリオネットヲ用

キテ唱フ分
号外図第一曲　雨露ニ
　第五曲　冨士山
　第六曲　朧
奏樂の部
洋琴演習教則本中試験〔傳習人〕
風琴演習教則本中試験〔〃〕
洋琴二人連彈　〔〃〕
洋琴三人連彈　〔〃〕
管絃樂演習〔助教および傳習人〕
　當掛助教
三等伶人　東儀彭賓
同　上眞行
四等伶人　奥好義
五等伶人　辻則承
　傳習人
三等伶人　山井基萬
同　東儀俊慰
同　林廣繼
四等伶人　多久隨
五等伶人　芝祐夏
六等伶人　安倍季功
第一　冨士山
第二　ヘールコラムビア
第三　朧〔〈ローレライ〉の作者 Friedrich Silcher のものと思われる〕
第四　エルピンワルツ
第五　澳斯太里亜国歌〔ハイドンの弦楽四重奏曲「皇帝」より〕
第六　若紫
第七　雨露
第八　ウェルシ国歌〔ウェールズ国歌〕　〔巻紙三枚、手書き〕
（『音樂取調掛日誌その他』）

（二）「明治十五年一月三十日及三十一日昌平館ニ於テ音樂取調報告ノ節唱歌幷音樂演習手續書」

一月三十日
午後第一時　諸員着坐
音樂取調掛助教及傳習人等奏樂
　洋風管絃樂二曲〔指揮役メーソン〕
　大平曲（各種管絃合奏）
　ウェイルス國歌（同）
音樂教師メーソン氏唱歌幷音樂進歩ノ情況ヲ報告ス
午後第一時半
東京師範學校附属小學上下等諸級生徒進入（洋琴進行曲）
上下等諸級生徒〔合百拾五名〕
唱歌掛圖第一曲ヨリ第十二曲迄ノ練習（箏・胡弓合奏）〔箏・山勢松韻、鳥居忱、胡弓・林蝶〕
下等諸級生徒唱歌　四種〔百拾五名〕
　見渡せば（箏胡弓合奏）〔同上〕
　春の彌生（風琴）〔メーソン〕
　幼稚唱歌　二曲〈進メ進メ、マスラヲ武士〉（洋琴）〔同上〕
上等諸級生徒唱歌　三種〔九十一名〕

うつくしき我子（風琴）〔メーソン〕
閨の板戸　（同）〔同上〕
墨田河原（洋風管絃樂合奏）
右終テ退出（洋琴進行曲）
午後第二時半、音樂取調掛傳習人奏樂
洋琴　六曲
獨彈曲　四曲〔鳥居忱、林蝶、加藤定、谷澤久良〕
二人聯彈曲　一曲〔千村筆、吉田キサ〕
三人合彈曲　一曲〔遠山杵、米田蝶、幸田延〕
午後第三時
女子師範學校生徒進入〔本科七十九名、豫科百四名〕（洋琴進行曲）
音樂取調掛助教及傳習人之ニ合ス
單音唱歌　三種
五日ノ風（洋琴）〔メーソン〕
鏡ナス　（同）〔同〕
燕　（同）〔同〕
複音唱歌　一種
隅田河原（風琴）〔同〕
三重音唱歌　一種
薫ニ知ラルヽ（風琴）〔同〕
高等單音唱歌　二種
榮ユク御代（洋風管絃樂器合奏）
富士山　（同）
右終テ退出
午後第四時　休憩（來客ニ茶菓ヲ供ス）
午後第四時半　音樂取調掛員山勢松韻等奏曲本邦俗樂等
新晒（洋琴箏合奏）〔箏・山勢松韻、三味線・加藤定〕
午後第五時一同退散

一月三十一日
午後第一時諸員　諸員着坐
音樂取調所助教及傳習人等合奏洋琴管絃樂　一曲
クワルテツト（各種管絃合奏）
音樂取調掛長伊澤修二音樂取調ノ現況ヲ報告ス〔第二節五を參照〕
午後第一時二十分
東京女子師範學校附屬幼稚園生徒進入〔百十三名〕（洋琴進行曲）
唱歌　三種
數へ歌　五回（ヴアイオリン）〔メーソン〕
進メ進メ　（同）〔同〕
マスラオ武士（同）〔同〕
我門　（同）〔同〕
右終テ退出（洋琴進行曲）〔同〕
音樂取調掛傳習人奏曲
洋琴　六曲
獨彈（四曲）〔加藤定、遠山杵、米田蝶、市川道〕
二人連彈（一曲）〔市川道、谷澤久良〕
三人合彈（一曲）〔林蝶、千村筆、吉田キサ〕
午後第二時

東京女子師範學校附属小學生徒及學習院小學生徒進入（洋琴進行曲）

兩校生徒、唱歌掛圖第一曲ヨリ第七曲迄ノ練習〔箏・山勢松韻、千村筆、胡弓・加藤定〕

學習院生徒唱歌〔百廿八名〕

見渡せは（箏胡弓）〔箏・山勢松韻、胡弓・吉田キサ、加藤定〕

春の彌生（洋琴）〔メーソン〕

若紫　（同）〔同〕

君か代　（洋風管絃樂）

東京女子師範學校附属小學生徒唱歌〔百四十三名〕

蝶々　（洋琴）〔メーソン〕

霞か雲か（同）〔同〕

薫に知らるる（風琴）〔同〕

大和撫子（洋風管絃樂器合奏）

右終テ退出（洋琴進行曲）

午後第二時四十五分

音樂取調掛員芝葛鎭等奏曲

本邦雅樂〔音取〕蘇莫者〔一反〕（三管二絃合奏）〔笙多・久隨、辻則承、篳篥東儀彭質、安部季功、笛・山井基萬、芝祐夏、琵琶・林廣繼、箏・芝葛鎭〕

午後第三時　休憩（來客ニ茶菓ヲ供ス）

午後第三時半

音樂取調掛長伊澤修二取調掛諸員ト共ニ本邦及西洋各種ノ音律ヲ解說ス〔第二節六の(二)を參照〕

希臘古樂〔笙・辻則承、篳篥・東儀彭質、笛・山井基萬、琵琶・上眞行、箏・奥好義〕

本邦雅樂ノ三管二絃ヲ用ヰテ凡二千年前ノ希臘曲アポロノ讃歌ヲ奏シ之ヲ解說ス

本邦俗樂

箏三味線胡弓洋琴等ニヨリ各種ノ歌曲ヲ用ヰテ之ヲ解說ス

童謠（三味線）數へ歌

箏曲（箏洋琴）シラブル琴〔箏・山勢松韻、洋琴・辻則承〕

同　（洋琴）六段〔山勢松韻、奥好義〕

長唄（三味線箏洋琴）村雲〔三味線・加藤定、洋琴・奥好義、箏・山勢松韻〕

音樂取調掛內田彌一唱歌

西洋長音階　洋風管絃樂器及箏ヲ用ヰテ之ヲ解說ス

我日ノ本

本邦雅樂律旋　三管二絃ヲ用ヰテ解說ス

〔音取〕越天樂〔一反〕〔笙・林廣繼、多久潛、篳篥・東儀彭質、安部季功、笛・上眞行、芝祐夏、琵琶・辻則承、箏・山井基萬〕

本邦雅樂呂旋　三管二絃ヲ用ヰル事前ニ同シ

〔音取〕酒胡子〔一反〕〔笙・林廣繼、辻則承、篳篥・東儀彭質、安部季功、笛・山井基萬、奥好義、琵琶・芝祐夏、箏・多久潛〕

音樂取調掛其他諸員共同大合奏

本邦雅俗及西洋管絃樂器ヲ悉ク混用シテ合奏ス〔笙・辻則承、篳篥・安部季功、笛・芝葛鎭〕螢ノ光

午後五時一同退散

〔手書き〕

（『取調掛日誌その他』）

唱歌略説〔前記の演習会の解説書で、伊澤修二自筆によるものである〕

一月三十日

洋風管絃樂

太平曲

此曲ハ千八百七十二年合衆國ニ於テ萬國太平協會ヲ開キタル時米人ケラル氏ノ太平ノ精魂ヲ頌シ作レルモノニシテ原歌ハ有名ナルドクトル、ホルムス、氏ノ作ニ出ツ其意ハ太平ノ氣ヲシテ長ク國家ヲ保護セン事ヲ祈ルナリ

ウエイルス、國家

此曲ハ古来ウエイルス國ニ傳ハリ作者ヲ詳ニセス其意ハ士氣ヲ鼓動シ命ヲ棄テ戰場ニ赴キ國家ノ為メニ忠ヲ盡ス事ヲ勸ムルニアリ

東京師範学校附属小学生徒唱歌

かをれ

○かをれにほへそのふのさくら
○とまれやどれちくさのほたる
○まねけなひけ野はらのすすき
○なけよたてよかはせの千鳥

春山

○はるやまにたつかすみ
○あきやまにわたるきり
○さくらにももみちにも
○きぬきするこゝちして

柳すゝき

○なひけやなき河瀬の風に
○まねけすゝきはなの風に

いはへ

○いはへ〳〵君か代いはへ
○しけれ〳〵ふたばの小松

千代に

○千代に〳〵千世ませ君は
○いませ〳〵わか君ちよに

和歌の浦

○わかの浦わに夕しほみちくれは
きしのむら鶴あしへになき渡る

春は花見

○春は花見みよしのおむろ
○あきは月見さらしなをくら

鶯

○うくひすきなけうめさくそのに
かりがねわたれきりたつそらに

野邊に

○のへになひくちぐさは四方の民のまごゝろ
○はまにあまるまさごは君が御世のかずなり

春風

○春かせそよふくやよひのあした
あきかぜみにしむはつきのゆふべ
○弥生は野山のはなさくさかり

はつきはみそらの月すむよごろ
　櫻もみぢ
○春見にゆきませ吉野ゝ桜
　秋みてつけませ龍田のもみぢ
○よしのはさくらの花さくみやま
　立田はもみぢのちりしくながれ
　花さく春
○花さく春のあしたのけしき
　かをる雲のたつこゝちして
○秋はきをはな花さきみたれ
　もとも末もつゆみちにけり
以上十二曲ノ歌ハ皆稻垣千頴ノ作ナリ是レ唱歌ノ尤初歩ナルモノニシテ唯第二音ヨリ第六音迄ノ正律ヲ生徒ニ學ハシメンカ為ノ作歌ナレハ其譜ニ隨テ簡短ナル言辞ヲ塡充スルニ過キス固ヨリ深意アルニ非ス

　見渡せば
○見渡せはあを柳花ざくらこきまぜて都には路もせに春の錦をぞたてもなくぬきもなくさほ姫のおりにける
見渡せは山辺には尾上にも麓にもうすきこき紅葉はの秋の錦をぞ立田姫おりなして露霜にさらしける
第一歌ハ以前音樂取調掛ニ出勤セシ柴田清熙ノ作ニシテ古今集春ノ部ニ載タル素性法師ノ歌ニ「見渡せば柳櫻をこきまぜて」云ゝトアルヲ句ヲ足シ意ヲ取リテ樂譜ニ合セタルモノ也
第二歌ハ第一歌ニ擬シテ稻垣千頴ノ作レルモノニテ春秋二季ノ景色ヲ取合セタルナリ
　樂譜ハ佛國ノ學士ニシテ音樂ニ著名ナルルーソウ氏カ睡眠中ニ作リタル曲ニシテ廣ク諸邦ニ行ハルヽモノ也其意ハ雅正婉美ナル感情ヲ暢フルモノナリ

　春の弥生
○春の弥生の曙に四方の山辺を見渡せば花ざかりかも白雲のかゝらぬ峯こそなかりけれ
○花橘も匂ふなり軒のあやめも香る也夕暮さまの五月雨に山ほととぎす名乗るなり
○秋の初めになりぬれば今年もなかばは過にけり我よふけゆく月かけの傾く見るこそ哀れなれ
○冬のよさむの朝ぼらけ契りし山路は雪ふかし心の跡はつかねとも思ひやるこそ哀れなれ
此歌ハ慈鎮和尚ノ作レル今様ノ歌ニシテ更ニ増刪變改ヲ加ヘズ直ニ採リ用キシモノ也如何トナレハ此ハ古今名家ノ佳作ニシテ幽玄餘情有ルモノナレハ児童ニ記臆[ママ]セシメントノ意ナリ
樂譜ハ作者ヲ詳ニセサレトモ元来天竺國ヨリ出テ歐洲諸國ニ傳ハリ現今ニ至リテハ殆全地球ノ各國皆之ヲ歌フト云フモ可ナリトス然シテ其出處亜細亜ニ在ルヲ以テ我國語ニハ最適當ナル處アリ其音律ニ至リテモ亦我神儛調ノ呂旋ニ異ナル處ナシ

　進め進め
○すゝめ〳〵あしとくすゝめとまれ〳〵一度にとまれとまるもゆく

もをしへのまゝにたつもゐるもをしへのまゝにさく花もなく鳥も

おもしろき花園やすゝめ〳〵あしとくすゝめ

○まなへ〳〵つとめてまなへならへ〳〵たゆますならへまなひの道

をたへせすならへよむもかくもをしへのままによむふみもかくも

しもおもしろきうひまなひまなへ〳〵つとめてなまへ

此歌ハ取調掛加部巌夫ノ作ニシテ第一歌ハ起居進退共教師ノ指揮ニ従ヒ決シテ背キ忤フ事ナカレト云フナリ此歌元来運動ノトキナド唱フ所ニシテ即チ進行ノ曲ナレバ花鳥ナドノ眼ヲ悞マシムル状ヲイヒテ花園抔ニ遊歩スルトキノ歌ナル事ヲ知ラシメシナリ第二歌ハ初學ノ徒讀書習字ナド撓ミナク勉メヨト奨励スルノ言調ニシテ即チ第一歌ニ對シ教師ノ命令ニ従ヘトイヘルナリ

樂譜ハ最古代ノモノニテ何者ノ作タルヲ知ラス其意ハ小児ノ列ヲナシテ歩行シ相唱和シテ樂ム様ヲ顕ハシタルモノナリ

心は猛く

○心は猛く気はつよく疑ひなくてよく学へ出逢へる事に動かぬ人をますらをとしもいふぞかし

○力もつよくいさましく後れすゝめ子供らよ出逢へる敵に恐れぬ人をものゝふとしもいふぞかし

此歌ハ取調掛里見義ノ作ニシテ幼稚園生徒ニ唱ハシムル處ナリ凡人ハ幼少ノ時ヨリ耐忍力ヲ養成セザレハ何レノ業ニ従事スルモ功ヲ遂ル事能ハズ故ニ心ヲ勇猛ニシ気ヲ剛強ニシテ狐疑躊佇ノ念ヲ去リ教師ノ命令ヲ能ク体認シテ学ハン事ヲ専ラ教ヘタルモノ也出逢ヘル事トハ事々物々ニ當リ更ニ畏縮セサルヲ云フ終句ニ大丈夫（マスラヲ）トシモ言ゾカシト結ヒテ一層幼児ノ憤發心を励マシタルナリ

第二歌モ同前ナレド聊趣意ヲ異ニシテ君上ヲ護シ國威ヲ張ルハ兵ノ強壮ニ在リ故ニ力強ク勇マシク進ミテ人ニ後レズ強敵ヲ恐レズヨリ耐忍スル者ヲ武士（モノノフ）ト言フゾト云ヒテ励マシタル也

樂譜ハ米国有名ノ音樂家ローエルメーソン氏ノ作ニシテ其意ハ物ニ逢フテ屈セスシテ益々勉励スル事ヲ勸メタルナリ

うつくしき

○うつくしき我子やいづこうつくしき我かみの子は弓とりて君のみさきに勇み立て別れ行にけり

○うつくしき我子やいづこうつくしき我なかの子は太刀はきて君の御許に勇み立て別れ行にけり

○うつくしき我子やいづこうつくしき我末の子は鉾とりて君の御後（ミアト）に勇み立て別れゆきにけり

此歌ハ稲垣千頴ノ作ニシテ君上ニ隨ヒ征討ナドニ行タル時ノ情況ヲ述ヘタルモノニテウツクシキハ愛スヘシト云ハンガ如シ愛ス可キ我子ハ君前ニ先立チ勇ミ進ミテ出陣セリト云ヒテ留守ナル父母ノ國事ニ尽力セルヲ喜悦シタル様ヲ言ヘリ第一首君の御先、第二首、君ノ御許、第三首君ノ御後、ト云ヒ又カミノ子、中の子、末ノ子、又弓取リテ、太刀帯キテ、鉾トリテ、ナド云ヒタルハ聊文ヲ変ヘタル迄ニテ別ニ深意アルニ非ス

樂譜ハ古来蘇格蘭土ニ傳ハリテ戰場ニ赴キタル人ヲ思フ歌ナリ

閨の板戸

○ねやの板戸のあけゆく空に朝日のかけのさしそめぬればねくらを出る百八十鳥は霞の中に友よびかはし夢みる蝶もとく起出てむれつゝ花に舞ひ遊ふなりあさいねする身の其怠りを諫むるさまなる春のあけぼの

此歌ハ稲垣千頴ノ作ニシテ春暁暖和ノ光景ヲ述タリ春暁我居室ノ間隙ヨリ光リ指シ入リテホノボノト明ヌレバ百鳥モ己カ栖カラ出テ霞中ニ弄吟シ我友ヲ喚カ如ク草葉ニ眠レル蝶モ花ニ戯レ露ヲ吸ヒ心善ゲニ樂メル有様ハ偶小児ノ朝寐シテ暁モ知ラサル怠懈者ヲ喚起セト訓誨スルカ如キ情態アリト云ヒタルニテ甚タ幼年生徒ドモノ朝寐シテ学校等ニ遅々スル者ヲ誡メタル者ニテ風流ニ寄セテ春ノ曙ガ深切ニ諫ムルカ如キ景色有リト云ヒタルナリ

樂譜出處ヲ詳ニセス其意ハ朝ノ様ヲ形状シタルナリ

墨田河原

○隅田川原の朝ぼらけ雲も霞も香るなり水のまに〳〵船うけて花に遊ばんちらぬまに

○隅田川原の秋のよは水もみそらもすみ渡る風のまに〳〵船うけて月に遊はんよもすがら

○隅田川原の冬の空世は白妙にうつもれて木々のこと〳〵花さきぬ雪に遊ばんきえぬまに

此歌ハ里見義ノ作ニシテ雪月花ノ折ニフレタル遊覧ハ都下ニテ隅田川ヲ第一トスレハ之ニ遊ヘル悠々閑雅ノ意ヲ含メタルナリ花ハ曙ヲ賞シ散リ易キヲ恐ルヽモノナレバ雲モ霞モ香レル迄ニサキ満タル花ノ散ラヌ間ニ早ク小船ヲ浮ヘ逍遙ス可シト言ヒタルナリ

第二歌モ同意ニシテ空モ水モ一様ノ看ヲ做シタル清霄ニ清風徐々ト吹来レリ終夜之ヲ賞ス可シト云意ナリ

第三歌モ同意ニシテ地上ハ銀世界ト変シ樹樹皆華ヲ粧ヒタル暫時ノ間ニ遊行ス可シト云ヒタルナリ

寓意幼年生徒ノ修行ス可キ年月ハ花ノ散ラヌ間、月ノ曇ラヌ間、雪の消エヌ間、ニモ譬フベク實ニ暫時ノ事ナレバ此時ヲ空シク経過セサラン事ヲ希望セルナリ

樂譜ハグレゴリヤン、チヤント、トテ古代羅馬ノ寺院ニテ歌ヒタル短曲ヲ集メテ一曲トナシタルモノニテ其意ハ心ヲ清潔ニスルニ在リ

東京女子師範生徒及音樂取調掛

助教傳習人等唱歌

五日の風

○五日の風もとをかの雨も時に隨ふわか君か世やにしの國より高麗百濟よりより来る人も御代いはふなり

○豊葦原のみつほのくには千世萬世も動きなき國わか君か世はちよよろつよも動きなきみよいはへもろひと

此歌ハ加部嚴夫ノ作ニシテ第一歌ハ太平ヲ樂ムノ哥ナリ五風十雨ハ太平ノ祥ニシテ陰陽則ニタガハズ上下輯睦シテ治國平天下ナル故皇國人ハ勿論外國ノ人迄モ太平ヲ樂シミ天皇陛下ノ萬歳ヲ祝シ奉ルヨト云フナリ西ノ國ト云ヒ高麗百濟ト云者ハ句ノアヤニシテ單ニ外國人ト云ガ如シ

第二哥モ亦昭代ヲ祝スルノ哥ニシテ豊芦原ノ瑞穂ノ國ト云フハ我國ノ美稱ナリ即チ我邦ハ外国革命ノ国ト差ヒテ皇統一系万古不易ノ

国体ナレハ決シテ動カスヘカラザル国ナリ動カスベカラザル聖代ナリ故ニ我同胞兄弟ハ斯太平ヲ樂シミ斯太平ヲ樂ムノミナラズ尊王愛国ノ心ヲ鞏ウシ益国威ヲ海外ニ耀カサン事ヲ希望スルノ意ヲ寓スル者ナリ

樂譜ハ蘇格蘭土ノ曲ニシテロベルトアランノ作ナリ其原意ハ人民ノ衣食足リテ清世ヲ樂ムニアリ

鏡なす

○鏡なす水のみとりの影うつる柳のいとの枝をたれ氣晴ては風新柳
の髪を梳り氷消えては波旧苔の髭を洗ふとかや實に面白の気色や
なけにおもしろのけしきやな

此哥ハ里見義ノ作ナリ然レドモ其ヅク処ハ實盛ノ謡曲一節ヲ撰出シ前後ノ詞ヲ加ヘテ新ニ一曲ト成シヽナリ尤此詩ハ都良香ノ作ニシテ對句ヲ鬼神ニ授リタルナド世ニモテハヤス作ニテ新春ノ景色ヲ善ク寫セル詩ナリ哥意ハ水清クシテ鏡ノ如キ池中ニ翠柳ノ枝ヲ垂レタルヲ觀テ此詩情ヲ追想シテ古人ノ句ヲ詠スルノ意味也ゲニ面白ノト云結句ハ詠歎ノ意ヲ添ヘタル迄ナリ最斯ノ如キ古人ノ詩句ヲ撫用スルハ幼少ノ時ニ覺エタル事ハ生長後ニ至リテモ忘ルヽ事ナクシテ詩哥ノ助ケトナル事少カラザレバナリ

樂譜ハ音樂取調掛芝葛鎭ノ作ル所ナリ

思ひ出れば

○思ひ出れば三年のむかし別れし其日我父母のかしら撫つゝまさき
くあれといひしおもわのしたわしきかな

○朝になれば門おし開き日數よみつゝ父まちまさむわがおもひ子は
事なしはてゝはやいつしかもかへりきなんと

○夕になれば床うちはらひお指をりつゝ母まちまさむ吾おもひ子は
事なしはてゝはやいつしかもかへりきなむと

○朝になれば門おしひらき夕になればとこ打拂ひ父まちまさん母ま
ちまさむはやくかへらむもとの国辺に

此歌ハ稻垣千頴ノ作ニシテ學生ノ遠地ニ在リテ其郷国ヲ出シ時ノ形状ヲ追憶シ又今時ノ情ヲ寫出シ父母ヲ愛戀スルノ情頻ニ興リヤマザル有様ヲ述ヘ孝愛ノ美徳ヲ涵養熟成セシメントスルノ旨趣ナリ

樂譜ハ古来蘇格蘭土ニ傳リタルモノニシテ何人ノ作ニ出タルカヲ詳ニスル能ハズトイヘドモ懐旧ノ情ヲ暢フルヲ旨トシ英語ニテ歌フ時ハ彼国有名ノ詩人ボルン氏ガ退隠ノ後河邊ノ茅盧ニアリテ旧時ヲ回想シテ作リタル美川（ボネーソン）ノ歌ヲ用ヰタルモノ也此曲ノ律モ我国ノ双調呂旋ニ異ナル事ナシ

薫りにしらるゝ

○かをりにしらるゝ花さく御園霞にかくるゝ鳥啼林君か代いはひて
幾春迄もかをれやかをれうたへやうたへ

○月影てりそふ野中の清水もみち葉にほへる外山のふもと君か世た
へせす幾秋迄もてらせやてらせ匂へやにほへ

此哥ハ里見義ノ作ニシテ春秋ノ美景ヲ二首ニ作為シ聖代ノ昇平無事ナルヲ祝セルナリ第一首ノ意ハ馥郁タル薫リヲ認メテ花咲ク園生ヲ知リ鳥声ヲキヽテ林樹ノアルヲ知ルハ春霞濛朧タル暖風和照ノ時ニ乘ジテ聖壽万歳ヲ祈リ無情ノ花木モ遠近ニ薫リヲ散シ鳥類迄モ喈

々ト鳴キテ好時節ヲ弄ベト詠ジタルナリ第二首モ同意ニシテ月影ハ野中ノ清水ニ移リ紅葉ハ外山ノ麓ニ匂フト云フモ昇平無事ノ景況ニシテ聖寿万歳ヲ祝シ幾千秋モ月ハ光リヲ磨キ紅葉ハ匂ヒヲ著ハスベシト云ヒタルナリ

榮ゆく御代

○さかゆく御世にうまれしもおもへは神の恵なりカヘスヘいさや子ら
神の恵をゆめなわすれそ〳〵〳〵〳〵ときの間も
○めくみも深くねさしたる御前の榊とりもちてカヘスヘちはみふる神
の御前にうたひまはまし〳〵〳〵〳〵いつまても

此歌ハ加部巌夫ノ作ニシテ神祭ノ時ノ哥ナリ故ニ第一哥ハ人ハ神恩ニヨリテ生レ神恩ニヨリテ世ニ立モノナレバ其神恩ヲカリソメニモ忘ルヽ事勿レト云ヒ第二哥ハ神前ノ榊ノ枝ヲトリテ神楽ヲ奏シ神慮ヲ慰スルノ形状ヲ云ヘルナリ抑此哥第一第二トモ神恩ノ深遠ナル神祭ノ厳粛ナル状ヲ述ベ聴者ヲシテ敬神ノ念慮ヲ発サシムルニアリ楽譜ハ葡萄牙ニ出ツ其意ハ神前ニ集リテ神徳ヲ歌頌スルヲ云フ

冨士山

○ふもとに雲ぞかゝりける高嶺に雪ぞつもりたるはたへは雪ころもは雲その雪雲をよそひたるふしてふ山の見渡しにしくものもなしにるもなし
○とつ国人もあふくなりわか国人もほこるなりてる日の影そらゆく月つきひとゝもにかゝやさてふしてふ山の見渡しにしくものもなしにるもなし

此哥ハ加部巌夫ノ作ニシテ其第一歌ハ萬葉集中山辺赤人ノ冨士山ノ哥「白雲モイユキハバカリ時ジクゾ雪ハ降ケル」トアルニ據リ雪ト雲トヲ對シテ艶美秀峻觀無比ナル形状ヲイヘルナリ第二哥モ亦同集ヨミ人不知ノ冨士山ノ哥ノ句中「天津日ノ影モ隠(カクロ)ヒ照月ノ光モミヘズ」トアルニ據リテ作レルナリ抑此山ハ同歌中ニモ「日本ノヤマトノ國ノ鎮(シヅメ)トモイマス神カモ宝トモ成レル山カモ」トモアリテ内外ニ渉リテ普ク賛美スル所ニシテ日月六合ニ照徹スルガ如ク國威ヲ万國ニ耀カスノ表準トモナルベキ名山タルヲ称揚シ并セテ聴者ヲシテ愛国心ヲ感発セシメン事ヲ希望スルノ意ニ出ル者ナリ

楽譜ハ独乙国有名ノ音楽家ヘイドンノ作ニテ日光ノ国旗ニ光リ輝キテ皇威ノ磐石ノ如ク千古動カスヘカラザルノ意ヲ顕ハセリ

本邦俗楽

新晒

此曲ハ取調掛員山勢松韻ノ作ニシテ箏曲ノ妙處ヲ現ハスベキモノナリ

唱歌略説

一月三十一日

東京女子師範学校附属幼稚園

生徒唱歌

數へ哥

一(ヒトツトセ)人は心か第一よ〳〵みかいてをさめて世を渡れ〳〵
二(フタツトセ)二度かへらぬ光陰を〳〵空しく過してすむものか〳〵

三(三ツトセ) 三ツ四ツ五ツのをさな子が〳〵智識を育つる幼稚園〳〵
四(四ツトセ) よき友撰ひて交はれよ〳〵善き友善き師は身の守〳〵
五(五ツトセ) いつまでいへども尽せぬは〳〵我身をそだてし親の恩〳〵
六(六ツトセ) 昔をわきまへ今をみて〳〵今より開けん世もおもへ〳〵
七(七ツトセ) 何より大事は人の為〳〵人々はけめば國もとむ〳〵
八(八ツトセ) 八千世と寿ふく君かよを〳〵助くる人こそ人そかし〳〵
九(九ツトセ) 心を納むる学問の〳〵光りさやけし窓の月〳〵
十(十トセ) 處は日の本日の光り〳〵普ねき國恩忘るなよ〳〵

此歌ハ福羽美静君ノ戯作ニシテ其旨意ハ世俗流行従来ノ數へ哥ハ其言詞最モ鄙俚ニシテ児童之ヲ口誦スルモ更ニ益ナキを患へ其口調ニ倣ヒ一ヨリ十迄次々ニ暗記セハ聊徳性ヲ涵養スルノ資タラン事ヲ意ニ寓セラレシナリ哥ノ意ハ解ヲ俟タズシテ明亮ナリ今此レニ西洋ノ樂器ヲ用ヒ現今幼稚園ニ於テ児童ノ唱フ処ナリ

進メスヽメ　前ニ出ツ

マスラヲ武士
我門

一　こゝなる門は誰か門とほらば通れこゝの門
二　とほれやとほれ爰の門我らか立てしこゝの門
三　とほれとならば通らましかへるもゆくも打つれて
四　樂しき哥をうたひつゝ後れすゝめ友どちよ

此哥第一第二ハ加部巌夫ノ作ナリ第三第四ハ女子師範学校教員豊田芙蓉ノ作ナリ而シテコハ幼稚園ニ於テ幼児ノ遊戯中門ノ形ヲナシ此哥ヲ唱フ者ニシテ即遊戯ノ哥ナリ

東京女子師範学校附属小学校及
學習院小學生徒
唱歌掛圖第一曲ヨリ第七ニ曲至ル　前ニ出ツ

學習院生徒唱歌

見渡せば　前ニ出ツ
春の弥生　前ニ出ツ

若紫

○若紫のめも遥なる武藏野の霞のおく分つゝ摘むはつわかな
○若菜はなにぞすゞしろすゝな佛の座はこべら芹なづなに五行七つなり
○七の宝夫より殊に得かたきは雪けのひま尋ねてつむ若菜なり

此歌ハ稲垣千頴ノ作ニシテ早春ノ野色ヲ詠シ第一哥ハ武藏野名産ナル紫草ヲ以テ冠詞トシ春陽ノ快情ヲ通暢シタルモノナリ
樂譜ハ瑞西国ノ大家ニテ學校用唱歌ニ有名ナルネゲリー氏ノ作ニシテ山河田園ノ景色ヲ感賞スルノ意ヲ顕ハシタルモノナルヲ少シク取捨シテ我国語ニ適用セシナリ

君かよ

○君がよは千世に八千世にさゝれ石の巌となりて苔のむすまて動きなくときはかきはに限りあらし
○君かよは千尋の底のさゝれ石の鵜のゐる磯とあらはるまて限りなき御世の栄えをほきたてまつる

第一歌ハ古今集賀ノ部ニ載スル処ノ讀人シラスノ哥ニテ我君ハ千世ニ八千世ニ云々ノ歌ノ我君ヲ君ガ代ト替ヘシモノ也又第二哥ハ源三位頼政ノ作ニテ今撰和哥集ニ載スル処君ガ世ハ千尋ノ底ノサヾレ石ノ云々ト云フ哥ヲ用ヒ両首共結尾ノ三句ハ稲垣千頴ノ補足ニシテ聖代ヲ景仰欽慕スルノ意ヲ表セシモノナリ

樂譜ハ英國古代ノ大家ウェブ氏ノ作レルナルモノニテ其本旨ハ恩徳ノ廣大無量ナル感情ヲ顕ハシタルモノナリ

東京女子師範学校附属
小学生徒唱歌

蝶々

○てふ〳〵てふ〳〵菜のはにとまれなのはにあいたら櫻にとまれ櫻の花の栄ゆる御代にとまれよあそべ遊べよとまれ

○起きよ〳〵ねぐらの雀朝日の光のさしこぬさきにねぐらをいてゝ梢にとまりあそべよすゝめうたへよすゝめ

第一哥ハ旧愛知師範学校教員野村秋足ノ作ニシテ児戯ニ蝶々々々菜ノ葉ニトマレ云々トイフニ基キ櫻ノ花ノ栄エル御代ニ以下ヲ補足シテ唱哥ノ体ニナシタルモノニテ其意ハ我皇代ノ繁栄スル有様ヲ櫻花ノ爛熳タルニ擬シ聖恩ニ浴シ大平ヲ樂ム人民ヲ蝶ノ自由ニ舞ヒツ止リツ遊ベル様ニ比シテ童幼心ニモ自ラ國恩ノ深キヲ覚リテ之ニ報セントスルノ志気ヲ興起セシムルニアル也

第二哥ハ第一歌ニ擬シテ稲垣千頴之作ル処ニシテ雀ヲ以テ学ビニ遊フ児童ニ比シ雀ノ夙ニ起出テ梢ニ歌ヒ遊ブガ如ク児童等ノ朝寝ヲ戒メ早ク出デヽ文牀ニ行キ終日学藝ニ遊ベトイフ意ヲ述ベテ戒トシタルモノナリ

樂譜ハ其出所ヲ詳ニセザレトモ西班国ヨリ傳来シテ諸邦ニ行ハレタルモノナルベシトイヘリ其意ハ幼児ノ精神ヲ活潑ニシ志気ヲ快通スルニ在ルナリ

霞か雲か

○霞か雲かはた雪かとはかりにほふ其花ざかり百鳥さへもうたふなり

○霞みは花を隔つれとへだてぬ友ときてみるはかりうれしき事は世にもなし

○霞みてそれと見えねども鶯の音に誘はれつゝも花さくかげに我はきぬ

第一哥ハ櫻花ノ爛漫タル啼鳥ノ宛囀タル状ヲ述ベ陽春ノ佳景ヲ賞讃セルナリ第二哥ハ衆ト共ニ樂シムノ意ヲ寓シテ朋友相親愛スルノ情ヲ感發セシムルニ在リ第三哥ハ第一第二ノ意ヲ受ケテ陽春觀花ノ情ヲ言ヘルニテ共ニ加部巌夫ノ作ナリ

薫に知らるゝ　前ニ出ツ

大和撫子

○大和撫子さま〴〵に己かむき〳〵咲ぬとも生し立てし父母の庭の教に違ふなよ

○野辺の千草のいろ〳〵に己かさま〴〵咲ぬとも生し立てし天地の露の恵みをわするなよ

此哥前一首ハ稻垣千頴ノ作後一首ハ里見義ノ作ナリ幼児ノ親ノ教育ヲ受ケ生長シテ各自業を異ニストモ父母ノ教誨ニ違フ事ナク其恩徳ヲ報イヨト云ヒタルナリ和歌ニ撫子ヲ以テ幼児ニ譬フル意ハ親ノ撫テ愛シム子ト云フ意ヲ瞿麥ニ寄セタルナリ

第二哥モ同意ニテ野草ノ千差万別種々各々ニ錦ヲ舗ケルガ如ク花を染メナセドモ元来天地ノ恵ミヲ受ケテ露ノ養ヒヲ得ズハ一花一叢モ生育スル事能ハズ故ニ天地ノ恵ミヲ忘ル可ラズト云フニテ譬喩ノ意ハ君恩ニヨリテ無事ニ清世ニ暮スモ元来ノ恵ミヲ忘ルナト云ヒタルナリ

樂譜ハ取調掛芝葛鎭ノ作ニシテ優美ナルヲ旨トシテ作レルナリ

本邦雅樂

蘇莫者

此曲ハ昔時天平年間林邑国ノ僧佛哲ノ本邦ニ相傳セシ八曲ノ一ニシテ菩薩抜頭等ノ諸曲ト共ニ今ニ現存セルモノナリ

希臘古樂

アポロ讃歌

此曲ハ古昔希臘人ガ美術ノ神トシテ崇尊シタルアポロノ美徳ヲ頌シテ作リタルモノニシテ實ニ一千有餘年前ノ古樂ナリ抑此曲ノ始メテ世ニ知ラレタルハ一千五百八十一年ニ於テ有名ナル天文学士ガリレヲノ父ヴインセンゾガリレオガ伊太里国羅馬府ナルカヂサル、セント、アンゼローノ書庫ニ希臘樂曲ノ寫本アルヲ發見シ之ヲ其著書中ニ載セタルニ因レリ其後千七百世紀ノ頃英国ニマークメイボムナルモノアリ同国オックスホルド学士社會ニ希臘有名ノ音樂家ノ作ヲ蒐集シテ一書ヲ著サン事ヲ謀リ大ニ諸家ノ助成ヲ得タリシガ遂ニ果サズ博士ジョンワリス其遺業ヲ継キ一千六百九十三年頃ニ至リ始メテ其書ヲ完成セシカ其中ニ亦アポロノ讃哥ヲ載セタリ又一千七百二十年ノ頃佛国ニブレットナルモノアリ巴里府佛王書庫中ニ希臘古樂曲ノ寫本アルヲ發見シ之ヲ或ル学社ノ報告書ニ載セタリ斯ノ如ク此曲ハ前後三回出處ヲ異ニスト雖トモ羅馬府ニ出タルモノトオックスホルドニ出タルモノトハ全ク相符合シ巴里府ニ出タルモノハ唯少ク異ナル所アリシニ過キズト云是レ歐洲ニ於テ此曲ヲ傳来シ本邦ニ於テハ取調掛長伊澤修二此曲ヲチヤペル氏音樂史中ニ得テ其旋律ノ方法等ヲ研究セシニ元来希臘古樂ノ調律及旋律等ノ理論ハ更ニ本邦ノ音樂ニ異ナル事ナク此曲ハ實ニ我盤渉調ニ當ルモノナルヲ發見セリ依テ取調掛芝葛鎭ニ謀リテ之ヲ調和シ三管二絃ヲ用キテ之ヲ奏セシメシニ其律呂ノ旋回等相同キ殆ド彼我ノ別ヲ識ル能ハザルモノアリ是レ我音樂ハ啻理論ニ於テ歐洲ノ古樂ト其趣ヲ同クスルノミナラズ實際奏曲ノ方法ニ至リテモ亦異ナル所ナキヲ證スルニ足ルモノナリ

本邦俗樂

數へ歌

西洋音樂家ノ理論ニ隨テ三味線ノ棹ニ寸法ヲ畫シ之ヲ取調掛山勢松韻等ニ附シテ通常ノ數へ歌等ヲ彈セシメ彼我ノ音律殆ンド相同キヲ證スルモノナリ

しらぶる琴

○しらぶる琴もふく笛もふしさたまれる人の道親子兄弟むつましく
尽せぬ栄へそたのもしき

此歌ハカゾへ哥ノ後ヘニ付シテ作ラレシ福羽美静君ノ哥ナリ父子親愛シ兄弟友愛スルハ人倫ノ大道ニシテ天地ノ自然ニ出デ萬古不易ノ定則ナレバ人々果シテ此道ニ背ク事ナク父子兄弟相親睦シテ世ニタツモノナルヲ即尽セヌ栄エトイフナリ琴笛ノ類モ自ラ其定律厳然紊ルヘカラサルモノニシテ誤テ之ヲ紊ルトキハ琴モ琴ニアラズ笛モ笛トイフベカラズ故ニ其道ノ紊ルベカラザルヲ琴笛ノ定律アルニ比喩シテ少年ヲ箴メタルナリ

此曲ハ山勢松韻ノ作ニシテ静雅ヲ旨トシテ作レルモノナリ是レ全ク我俗楽ノ旋法ニ従フモノニシテ亦希臘古楽ニ酷似スルヲ示スベキモノナリ

村雲

○村雲も人の心も月ゆゑにすみゆくよはゝくさむらのまつむしさへもねに立て露のうらばになくものを学ひのともよとへかしな

此哥ハ里見義ノ作ナリ之ヲ作リタル趣意ハ凡本邦三絃箏琴等ニ懸ル哥枚擧ニ暇アラスト云ヘドモ大凡猥褻ニシテ稠人廣座ニテ專ラ唱フベカラザルモノ多シ然ルニ律旋ニ至リテハ遥ニ後人ノ及バザル妙所アレトモ徒唱哥ノ休裁[ママ]ニ飽カヌ処アリテ此儘用ユベカラズ此ヲ以テ音楽所ニ於テハ傍ラ俗歌改良ニ着手セントシテ撰ヒタル也尤基ク処ハ宵ヤ[ママ]待チト云フ歌ニテ之カ句調ニヨリ之ガ律旋ヲ其儘用ヒテ秋夜友ヲ待ツノ意ヲ詠ジタル也大意ハ月色皎々トシテ人ノ心モ朗カニナリ村雲モ消失セテ草間ニ人ヲ待ツカ如キ声ニテ松虫ノ吟スルヲ聞ケバ吾ノミカ小虫ダニモ友ヲ待ツノ意アリ哀レ同志同學ノ友人ヨ早ク来リテ吾ト此清夜ヲ共ニ賞スベシト云ヒタルナリ

此曲ハ世ニ［原資料脱落］ノ作ナリト言傳フルモノナリ然シテ其律呂ノ旋法ハ俗楽中ノ一法ニシテ亦希臘楽ニ同シキ所アリ

六段

此曲ハ尋常ノ箏曲ニシテ世人ノ熟知セルモノナリ今之ヲ洋琴ニテ彈スレハ彼我ノ音律異同ナキニ依リ彼楽器ヲ以テ直ニ我音楽ヲ奏シ得ベキヲ示スモノナリ

西洋楽長音階

我日ノ本

此曲ハ作者ヲ詳ニセザレトモ元来天竺国ヨリ出テ歐洲諸国ニ傳ハリ現今ニ在リテハ殆全地球ノ各国皆之ヲ歌フニ至レリト云是レ音楽ハ世界各国ニ渉リテモ交互ノ間殆大差ナキヲ示シ得ベキモノニシテ我国ノ律ニ比スレバ壱越調ノ呂旋ニ當ルモノナリ

本邦雅楽律旋

越天楽　平調

此曲ハ唐楽ノ一種ニシテ文宗皇帝ノ作ナリト云ヒ傳フ従来世上ニ行ハルヽ今様哥ナルモノハ此曲ヲ假リテ詞章ヲ塡スルヲ常トセリ是レソノ音節ノ優雅ニシテ自カラ本邦ノ言語ニ適應スル所有ルヲ以テナリ

本邦雅楽呂旋

酒胡子

此曲亦タ唐樂ノ一種ニシテ醼飲ノトキ之ヲ奏スルニ宜シトス樂書ニ云フ諸葛相如ガ酒胡子ノ賦ニ日本ヲ用キテ形ヲ成シ人質ニ象トル掌握ニ在リテ翫ブベシ杯盤ニ遇ヘバ則チ出ヅト蓋シ酒胡子ハ酒筵上酒杯ヲ勸ムルノ戲器ニシテ清俗ニ所謂酒〔寧〕類ナルベシ

本邦雅俗及西洋管絃樂器混同大合奏

螢ノ光

此曲ハ蘇格蘭土ノ古傳ニ出テ其作者ヲ詳ニセズト雖トモ其意ハ告別ノ際自他ノ健康ヲ祝スルニ在リトス今東西二洋雅俗諸樂器ヲ悉ク混用シテ之ヲ奏スルモノハ音樂ニ彼我東西ナキ以上ハ異風ノ樂器ヲ合同シテ一曲ノ音樂ヲ奏シ得ベキ理ナリ果シテ之ヲ奏シ得ハ實地ニ其然ル所以ヲ證スベク又他ノ贅辨ヲ要セザルヲ示スモノナリ

右ハ明治十五年一月三十日及三十一日ノ両日ヲ以テ音樂取調成績報告ノ節取用セシ所ノ音樂及唱歌ノ條理ヲ解説セルモノナリ

文部省音樂取調掛

次の文章はこの演奏会について、伊澤修二が、明治十五年度音樂取調掛報告書中に記したものである。

音樂取調ノ成績報告ノ為大演習擧行ノ事

本掛創置以来其日タルヤ尚浅シト雖トモ本掛ニ於テ従来研究スルトコロヲ以テスレハ既ニ本邦雅俗樂ノ音律ト西國ノ音律ト道理ニ於テ相異ナラサル所以ヲ詳カニシ且本掛傳習生直轄両師範学校及學習院生徒等ニ試施スルトコロノ唱歌洋琴及管絃樂等モ成果ヲ結ビ其進歩ノ見ルベキヲ致セリ因テ實際演奏ヲ以テ之ヲ報告スル事本務上ノ要件ト為レリ是ヲ以テ為ニ裁可ヲ経本年一月三十日及三十一日ノ両日ヲ以テ音樂取調ノ成績報告ノ為メ大演習ヲ昌平館ニ開キ本省卿輔以下諸官及ヒ内外貴紳ノ臨場ヲ牒請シ本掛傳習生両師範學校及學習院等ノ總生徒ヲ會集シ諸樂演奏ヲ擧行セリ即チ一月三十日ニ於テハ音樂教師メーソン氏唱歌幷音樂進歩ノ情況ヲ報告ス其要旨ハ蓋シ今日此處ニ報告スルヲ得タル音樂取調ノ事業ハ數年前伊澤修二目賀田種太郎ノ二君等米國ニ在學ノ際既ニ其萌芽ヲ発シタルモノニテ當時此二君本務ノ余暇ヲ以テ余カ宅ニ會シ音樂ノ事ヲ研究セラレ終ニ西樂ト日本樂ト其道理ニ於テ異ナル處ナキ所以ヲ明カニシ其由ヲ文部省ニ開陳セラレタリ然シテ二君帰朝ノ後適文部省音樂取調掛ヲ置カレ伊澤修二君ヲ以テ其事ヲ掌握シマタ遠ク余ヲ迎ヘシメラル元来唱歌ヲ以テ東京師範學校東京女子師範學校及學習院等ノ生徒ニ授クルニ其進歩ノ著シキモノアリ今日該諸學校ノ生徒ヲシテ演奏セシムルトコロニ由テ諸君之ヲ實際ニ徴セラレヨ云々ノ事ヲ述ベリ

右終テ東京師範學校附属小學生徒唱歌掛図第二曲及單音唱歌七種ヲ演ス右退出シテ音樂取調掛傳習人洋琴六曲ヲ奏ス後東京女子師範學校生徒音樂取調掛助教及傳習人合併ニテ單音唱歌三種複音唱歌一種三重音唱歌一種高等單音唱歌二種ヲ演ス後休憩後本邦俗樂ヲ奏ス

同三十一日ニ於テハ音樂取調掛長伊澤修二音樂取調ノ現況ヲ報告ス其要旨ニ従来音樂取調掛ニ於テ我邦ノ音樂ト他ノ文明國ノ音樂ト

ニ別アリヤ如何ヲ研究セシニ抑此別ノ有無ヲ辨センニハ彼眼ヲ以テ物ノ長ヲ量ルニ尺度ヲ用フル如ク耳ヲ以テ物ノ顫動ヲ測ル其即チ音律ニ據ラザルベカラズ然シテ此音律ニ據テ之ヲ測レハ彼我ノ音律ハ理論上ニ於テハ小差アリトイヘトモ實際ニ於テハ全ク相同シキモノト為スハ東西音樂家ノ證認スルトコロナリ

然リ而シテ彼我ノ音律相同シトスルトキハ其旋律ノ法如何ヲ究メザルベカラズ是レマタ彼我ノ旋律ヲ同一ノ標準ニ帰セザレハ能ハズ即チ各國普通ノ樂譜ニ據ルニ如クモノナシ然ルニ我邦ニ於テハ笙ハ笙ノ符アリ笛ハ笛ノ符アリ俗曲等ニ於テハ樂譜ナクシテ一ニ記臆ニ属スルモノ多シ故ニ本掛ハ從來本邦風ノ樂譜アルモノハ之ヲ普通ノ樂譜ニ移シ其無キモノハ新タニ之ヲ附スルニ據リテ我國旋律ノ法ヲ研究スルヲ得タリ音樂歴史ニ於テハ一ノ大進歩ヲ標記スルモノト云ザルヘカラズ

斯ノ如ク本邦ノ音樂ヲ解剖シテ其美悪ヲ比較判定スルヲ得ルニ至テハ樂曲ノ善美ナルモ歌作ノ宜キヲ得サルモノハ其歌ヲ改作シマタ樂曲ノ旋律宜シキヲ得ルモ和声ニ乏シキモノハ之ヲ調和シテ其和声ヲ作ルベシ既ニ本掛ニ於テ調和セシモノ数曲アリ大和撫子、仁義禮智、鏡ナス、等是ナリ

然リ而シテ彼我ノ音樂要スルニ相同シトセハ何ゾ彼カ長ヲ取リテ我短ヲ補フニ憚ランヤ此レ本掛カ樂曲ノ採ルベキモノハ彼樂曲中ヨリ之ヲ採ル所以ナリマタ本邦ノ古歌中ニ於テモ取ルベキモノハ採テ之カ曲ヲ作レリ昨日女子師範生徒ノ唱フタル「鏡ナス水ノ緑ノ影ウツル」ノ歌ハ有名ナル朗詠ニ新タニ樂曲ヲ作リタルモノニテ又大和撫子ハ歌モ樂曲モ共ニ新タニ作リタルモノナリ

此他唱歌集出版ノ事樂器試製ノ事國歌撰定ノ命ヲ蒙リシ事情等ヲ縷述シ後来音樂ノ力ニ倚リテ我國人民ヲシテ益〻聖代ヲ欽慕シ奉リ尊王愛國ノ誠心ヲ感發セシムルニ至テハ豈タヽニ本掛ノ栄ノミナランヤ實ニ我國家ノ為ニ賀シ奉ルベシ云云ヲ述ベリ

抑該両日ハ天気清朗ニシテ寒将ニ去テ春将ニ来ラントスルノ好晷ニ際シ本省卿輔已下諸官ハ云ニ及バス皇族大臣外國公使其他朝野ノ紳士学校生徒親族朋友ノ臨場實ニ意外ニ出テ満館立錐ノ地ナキニ至リ既ニ入館ヲ斷ルモノマタ其數ヲ知ラス蓋シ和漢洋雅俗諸樂曲ヲ一場ニ演奏セルハ本會ヲ以テ嚆矢トス本會ノ執行ハ音樂ニ係ル思想ヲ社會ニ興発シ尋テ音樂會ノ興行等陸續世ニ行ハルヽニ至リシハ本會與リテ力アリトス

〔手書き〕（『諸向往復書類』明治十五年一月～十二月下）

記録によるとこの演習会に取調掛が招待を予定した人々は次のようである。

北白川宮殿下、同妃殿下、東伏見宮殿下、同妃殿下、有栖川宮殿下、同妃殿下と高官たちすなわち太政大臣三條實美同夫人、右大臣岩倉具視同夫人、外務卿井上馨同夫人令嬢、外務大輔上野景馨同夫人北堂、大蔵卿松方正義同夫人、参事院副議長田中不二麿同夫人、文部卿福岡孝弟同夫人、文部少輔九鬼隆一、文部大書記官濱尾新、同西村茂樹、同辻新次、東京大学総理加藤弘之、同総理心得池田謙齋、同予備門主幹服部一三、学習院長立花種恭、東京師範学校長高嶺秀夫、同女子師範学校長那珂通世、同女子師範学校摂理福羽美静、外国語学校長内村良藏、東京府知事松田道之同夫人、判事目賀田種太郎、東京博物館手島精一、大坂中学校長折田彦市、ドイツ国公使、農商務大書記官町田久成、文部少書記官伴正順、同久保田讓、小林小太郎、同権少書記官江木千之、同岩崎維謙、吉村寅太郎、同安東清人、文部省御用掛西周、箕作秋坪、式部六等

出仕國司仙吉、日報社長福地源一郎、益田孝妹、永井繁等。
（『音樂取調掛日誌その他』）

（三）明治十五年七月一日メーソン送別演奏会（詳細はメーソンの項、二三四頁を参照）

（四）「明治十六年一月二十二日エッケルト氏来所ニ付演樂手續書」（詳細はエッケルトの項、二四七頁を参照）

（五）「明治十六年七月十一日期末演習會」

取調員幷新募生

唱歌　受持　辻則承
　大和撫子
　若紫
掛長演說
俗曲
長唄　受持　内田彌一
　高砂
箏曲　受持　山勢松韻
　関の清水
　紅葉の賀
清曲　月琴合奏
箏曲　六段
管絃樂　受持　エッケルト
　霄星歌（演劇タンハイセルノ曲ワグネル氏作）
　大洋歌（シューベルト氏作）
洋琴　受持　瓜生繁女
　歓農歌
　一ツトセー
　三人合彈曲
唱歌　受持　上眞行
　鏡なす（箏胡弓合奏）
　太平曲（同）
　花や紅葉
　仰げば
休憩
掛長演說
唱歌　受持　上眞行
　寧樂の都
　母の思ひ
　おぼろ
洋琴　受持　瓜生繁女
證状授與
　取調員十一名へ
唱歌　受持　鳥居忱
　螢の光
　以上

〔手書き〕
（『音樂取調掛奏樂錄』明治十六年）

（六）「明治十七年一月二十三日大木文部卿巡視につき本掛事業供閲」

立案者、神津、永井、上、辻、加藤、林、藤川、飯沼
唱歌＝傳習生徒男子
唱歌初歩＝冨士山、霞カ雲カ、鏡なす、五倫、ヤヨ船子（輪唱）、大平曲
洋琴＝傳習生徒男子、三曲
唱歌＝箏、胡弓合奏、見習生女子
鳥ノ聲、霞カ雲カ、五月ノ風
高等唱歌＝見習生女子
白蓮、菊
箏曲、改良歌＝見習生女子
螢、三の船
洋琴＝見習生女子
マーチ、二人彈曲、三人彈曲
洋風管絃樂＝助教員
マタ氏ノ演劇音行樂
俗樂、三曲合奏、改良歌＝取調掛員及出勤人
吾妻（東）獅子
長唄、改良歌＝助手及出勤人
寄見祝
明治頌薩摩琵琶＝取調掛員
神器、國旗

〔手書き〕
（『音監回議書類』明治十七年上）

（七）明治十七年五月十日月次演奏会

洋琴
四人合彈曲
唱歌　箏胡弓合奏
霞か雲か
岩もる水
同　高等單音及諸重音
寧樂の都
誠は人の道
才女
めぐれる車
霞にきゆる
管絃樂
ポルカ
改良俗曲
長歌
夢見草（元歌　初時雨）
箏歌　三曲合奏
石橋（元歌　東獅子）
洋風管絃樂　三曲
汝可憐ノ夕星（演劇「タンハイセルノ曲」）ワグネル氏作
落花（踏舞曲（ポルカ））ヘルマン氏作
演劇「マルター」ノ曲改作　フロトウ氏作
唱歌　箏バイオリン合奏　四曲

大和撫子
鏡なす
五月の風
遊猟
本邦俗曲　三曲合奏　二曲
晴天鶴
石橋（元歌　東獅子）
以上

〔手書き〕
（『音監回議書類』明治十七年下）

月次演奏会は、音楽取調掛の進歩の状況を広く世間に披露する目的で計画された定期演奏会風のものであり、毎月第二土曜日に行うことを決めた。これは第一回のプログラムである。

（八）「明治十七年五月十二日京都府吏員等参観ニ付演習曲目」

唱歌　三曲　傳習生
初歩
1 忠臣　2 誠ハ人ノ道
3 イツシカユキハ
洋琴　三曲　同
一人彈
一人彈
二人彈
唱歌　箏胡弓合奏　三曲　見習生
霞カ雲カ
母ノ思ヒ
雨露（風琴）
洋琴　二曲　同
二人連彈
三人連彈
箏曲　改良歌一曲　同
三の船
管絃樂　一曲　助教員
ポルカ

〔手書き〕
（『音監回議書類』明治十七年下）

（九）明治十七年六月十四日月次演奏会

洋琴
連彈曲　クラリオネット合奏　二曲
三人合彈曲　一曲
唱歌　高等單音
雲
花月
白蓮白菊
ウツクシキ　箏胡弓合奏
遊猟　同
イツシカ雪モ　複音
管絃樂

演劇「マルター」ノ曲改作　フロトウ氏作
野生薔薇（踏舞曲）　ヘルマン氏作
改良俗曲
長唄
晴天鶴
箏曲　三曲合奏
竹生島（原歌　住吉）
以上　〔手書き〕

（『音監回議書類』明治十七年下）

（十）「明治十七年十月九日東京府外十二縣聯合學事協會員参観ニ付演奏手續」

午後第一時ヨリ二時マデ　唱歌　2見習生
3傳習生徒
1府縣派出生
同二時ヨリ二時半マデ　洋琴　見習生
傳習生徒
同二時半ヨリ三時マデ　洋風管絃樂　教員
俗箏　取調員及出勤人
長唄　助手員及出勤人

演奏曲目

唱歌
音階練習數字練習平易ノ歌曲等　府縣派出生徒
橘　見習生
千草の花
春の夜（箏胡弓合奏）　傳習生徒
秋草（〃）
學び（輪唱）
誠は人の道（複音）
五倫の歌（風琴）　見習生傳習生合奏
冨士山（〃）

洋琴
「ポルカ」　見習生　小木
三人連彈　傳習生徒　比留間、白井、小山
數へ歌　傳習生徒　納所
二人連彈　見習生　幸田、遠山

欧洲管絃樂
「ポルカ」　教員
改良俗曲
長唄
花見車（旧名　花見車）助手員及出張員　林、加藤、杉本
箏曲
石橋（旧名　吾嬬獅子）取調員及出張員　山勢外四人
以上　〔手書き〕

（『音監回議書類』明治十七年下）

（十一）「明治十七年十月十一日司法省雇佛国人アッペール氏参観ニ付演奏曲目」

唱歌
見渡せば（單音）　派出生徒
橘（〃）　見習生
春の夜（箏胡弓）　傳習生徒
五倫の歌（風琴）　〃
誠は人の道（複音）　〃

洋琴
數へ歌　傳習生　納所
バブリング、ポルカ　見習生　木村
ジョイフル、ペザント　〃　遠山
シューベルトス、ソナタ　〃　幸田

欧洲管絃樂
ポルカ　教員

改良俗曲
長唄　助手及出張人
老松　晴天鶴

箏曲　取調員及出張員
松竹梅　楓の賀
以上

〔手書き〕
（『音監回議書類』明治十七年下）

（十二）「明治十七年十月十六日嶋津珍彦外九名参観ニ付演奏手續」

唱歌
見渡セバ（單音）　派出生徒
螢（同）
春ノ夜（箏胡弓合奏）傳習生徒
秋草（同）
誠ハ人ノ道（複音）
青穂（同）

橘　見習生徒
五倫（風琴）　傳習生徒及見習生徒
冨士山（同）

洋琴
數へ歌　傳習生徒
三人連彈　同
ジョイフル、ペザント　見習生徒

欧洲管絃樂
ポルカ　教員

改良俗曲
箏曲　取調員及出張員
石橋（旧東獅子）
以上

〔手書き〕
（『音監回議書類』明治十七年下）

（十三）「明治十八年一月十七日月次音樂演習會演奏曲目」

洋琴
　ウェデング、マーチ（メンデルソン氏作）（遠山見習生）
唱歌
　皇御国　風琴合奏　（派出生）
　春の夜　箏胡弓合奏　（見習生／傳習生）
　千里の道（複音）　（　同　）
　祝へ吾君を　管絃樂合奏
改良俗曲
　箏曲
　　六段　（見習生）
　　雪の朝（原歌　雪の朝）（　同　）
　　甘泉殿　三曲合奏（原歌　八重垣）
洋琴
　ゼネラル、スミッス、マーチ（連彈曲）（見習生）
休　憩
洋琴
　ブリューメン、リーデ（ガスタール、ランゲ氏作）（見習生）
　ノクチュールン（トーラル氏作）（見習生）
洋風管絃樂
　路易第十三世ノ作曲
　夕星（演劇「タンハイセル」ノ改作）（ワグネル氏作）
改良俗曲
長唄
　翁（原歌　雛鶴三番叟）
唱歌
　君が代　洋琴合奏

〔手書き〕
（『音監回議書類』明治十八年）

この演奏会は月次演奏会として第三回目である。毎月行う計画であったが、実際には一年間に三回開いたのみで終ってしまった。三回とも会場は満員の盛況で「聴衆はみな大変に満足して帰宅した」と伊澤は報告している。

（十四）明治十八年六月八日ヴァイオリン奏者モーレルを招待して音楽演習会開催

音樂取調所は六月八日午後八時音樂演習會に際し上野公園内東四軒寺町文部省新築館に於て佛國の音樂師ウヰオロン獨奏家モーレルを招聘して音樂を催し山勢松韻山登萬和山田貴松調山登松齢荒木古童の三曲合奏あり其演奏曲目は

第一部
一　ファンテージー　曲名　○カプリス　曲名　作者ヴヰウタン
　白耳義風クラシツク音樂
二　ロマンス、アン、ファ　曲名　作者ハン、ビートーブェン
　獨逸風クラシツク音樂
三　新晒　日本俗樂三曲合奏
四　フヲースト　曲名　作者グウノー
　オペラ
　ファンテージー　調和者デ、アラール

佛蘭西風近代樂

第二部

五　グラン、コンセルトー　　作者シヤール、ド、ベリヲー

佛蘭西風クラシツク音樂

六　スーヴニール、デードン 曲名　作者エードン

澳地利ノ頌歌　　調和者レヲナール

七　巢籠 日本俗樂三曲合奏

八　イル、トロヴアトール 曲名　作者ヴエルヂー

オペラ

フアンテージー　　調和者デ、アラール

伊太利風近代樂

左に西洋音樂家所用の數語の解釋を錄す

クラシック」ハ古代風ノ樂ニテ其趣味深沈優雅ニ渉リ高等ナル音樂ナリ

モデルン」ハ近代風ノ樂ニテ其趣味快活ニシテ通俗人衆一般ノ耳ニ入リ易キ人情ニ近キ音樂ナリ

フハンテージー」ハ幻樂ト譯ス即幻想ノミヲ空構シタルモノニテ其作法一モ音樂ノ規則ニ據ラズシテ作者ノ幻想ヲ自由自在ニ表出シタルモノナリ

カプリス」ハ樂曲製作ノ通規ニ拘泥セスシテ想像ニ耽ケ飽クマテ我欲スルトコロノ幻想ヲ長ゼシメタルモノニテ之ヲ「フハンテージー」ト比較スレバ「フハンテージー」ハ現在スルトコロノ幻想ニシテ樂曲ノ影響即チ此「フハンテージー」ノ爲ニ感動スルトコロノ情ハ演曲ノ時ノミニ係リ「カプリス」ハヤヽ猛烈ナル氣色ヲ帶ヒ「フハンテージー」ヨリ更ニ荒々シキトコロアリテ其影響引テ永感スルモノナリ更ニ之ヲ約言スレバ「フハンテージー」ハ即席ノ作ノ體ノモノニテ「カプリス」ハ熟考深按シテ作リタルガ如キモノナリ

ヲペラ」ハ戲曲ト譯ス此樂曲ハ節（フシ）ヲ附ケテ唱フ部分ト誦讀體ニ演述スル部分ト衆多合唱スル部分等ヲ含有シ豫テ廣大ナル模樣ヲ交ヘ勢強キ箇所ヲ加ヘ其他種々ノ潤色ヲナシ而シテ活發ナル動作ヲ表出スルモノナリ蓋シ「ヲペラ」ハ西紀千六百年フロレンスノ人ヲツタビオ、リナクシニー發明創作スルトコロナリトイフ

シンフォニー」ハ雅樂ニ所謂序破急ノ如キ序部、結部ヲ全備シタル器奏的ノ樂ニシテ大合奏ニ用フベキモノナリ

ロマンス」ハ優美ナリトイヘトモ甚タ不規則ナル製作ノモノナリ

コンセルトー」ハ特ニ某樂器（○○）ノ妙所ヲ呈出センガ爲ニ作レル樂曲ニシテ他ノ諸樂器合奏ノ部分ヲモ具備セルモノナリ

クランド、コンセルトー」ハコレセルトーノ更ニ大仕掛ケナルモノヲイヘリ

（『大日本教育會雜誌』二十号、明治十八年六月）

（十五）「明治十八年七月二十日午後二時ヨリ上野公園地内文部省新築館ニ於テ音樂取調所卒業演習會」

（全科卒業演奏会、卒業生幸田延、遠山甲子（キネ）、市川チミ）

第一部

洋琴独奏曲　遠山甲子女

ポロネーズ　ショパン氏作

唱歌　本所生徒
指揮　上眞行
仰げば尊とし　箏　野中武雄、高田銛女
胡弓　傍島萬年女
鏡なす　箏　金津鹿之助、亀井虎三郎
胡弓　門奈矩理女
大平曲　箏　遠山甲子女、森冨女、傍島萬年女
胡弓　市川道女
埴生の宿　四部合唱
洋琴連彈曲　小山作之助、白井規矩郎
レ、セーゾン　ルルー氏作〔作曲者は陸軍楽隊傭外国人教師〕
伊澤音樂取調所長報告
卒業證書授與
森文部省御用掛閣下演述
洋琴独奏曲　市川道女
ポラッカ、ブリアンテ　ウェバル氏作
連奏曲　ヴァイオリン　幸田延女
洋琴　遠山甲子女
ラスト、ローズ、オブ、サンマー　フンテン氏作
本邦俗樂
其一　七草　箏　幸田延女、遠山甲子女、森冨女
胡弓　市川道女
尺八　加藤精一郎
三味線　山勢松韻
其二　乱れ　箏　（其一に同じ）
三味線　山勢松韻
第二部
洋琴独奏曲　幸田延女
アウフォルデルング、ツム、タンツ
欧洲管絃樂
ヴァイオリン　多久隨
ヴィオラ　辻則承
ヴィオロンセロ　上眞行
フルート　奥好義
リーダー　エッケルト氏
テレセン、ワルツ　フォースト氏作
絃樂クワルテット　ヘーテン氏作
伯爵大木文部卿閣下演述
唱歌
其一　本所生徒
不二山　樂曲　ヘーデン氏作
歌詞　加部巖夫氏作
ヴァイオリン、ヴィオラ、ヴィオロンセロ、フルート共奏
其二
君ハ神　樂曲　ビートーベン氏作
欧洲管絃樂器共奏
所長伊澤修二君報告

今日ハ本所生徒卒業演習會ニ際シ伏見宮二品親王殿下ヲ始メ奉リ大臣參議文部卿閣下幷ニ各國公使其他貴顯紳士貴婦人ノ來臨ヲ辱クシ茲ニ其盛典ヲ執行スルヲ得タルハ職ヲ本所ニ奉スルモノヽ無限ノ幸榮ト存スル所ナレハ聊其事業ノ概梗ヲ申報シ以テ此ノ千歳不遇ノ好機ヲ空シクセサラント存スルナリ

抑本所ノ濫觴ハ明治十二年十月文部省中ニ音樂取調御用掛ヲ置カレタルノ時ニ在リ當時音樂ノ事猶未タ明カナラスシテ本邦ノ音樂ト西洋ノ音樂トノ關係如何ノ論ノ如キニ至リテハ漠トシテ歸着スル所ヲ知ラス隨テ事業ノ方向モ確然定立スル能ハサリキ然ルニ爾來該掛僚屬諸員ノ協心戮力其調査考定ニ從事セシニヨリ遂ニ能ク今日ノ成績アルヲ效タスニ至レリ

今日卒業ノ生徒ニハ數年間本所ニ在學シテ本所々定ノ學科課程ヲ全ク卒ヘタルモノト一時諸府縣ヨリ派出シテ唯其若干部ノ傳習ヲ卒ヘタルモノトノ二種アリテ各其教養ノ方法ヲ異ニシタルモノナリ

本所々定ノ全科ヲ卒業セシモノハ三名アリテ此生徒ノ內二名ハ明治十三年十月中本所ニ入リ四ケ年有餘ノ勉學ニヨリ今日始メテ其卒業ノ榮ヲ得タルモノナリ始メ此等ノ生徒ト同時ニ入學ヲ許可シタルモノ男九名女十三名合計廿二名ナリシカ內十二名ハ半途ニテ退學シ七名ハ卒業ニ至ラスト雖當時音樂教員ノ缺乏ニ際シ事情不得止ニヨリ半途ニシテ就職ヲ命シ其他一名ハ死亡シ去リ唯僅ニ此二名ヲ殘シテ今日ノ榮ヲ擔ハシメタルノミ是レ音樂ノ事タル其學藝ノ高妙ニシテ學ヒ易カラサルニヨリ能ク之ニ耐フルモノ少キト其事業ノ艸創ニ屬スルヲ以テ各般ノ困難ノ進路ヲ妨ケタルモノアリシトヲ證示スルニ足ランカ他ノ一名ノ生徒ハ明治十四年夏ヨリ本所ニ通學シ十五年四月ニ至リ始メテ入學ヲ許可シタリシト雖トモ其學藝ノ進歩非常拔群ナリシニヨリ今日此榮典ニ與ルヲ得タルモノナリ

今此生徒等カ學得タル所ノ學科目中特ニ各長技トスル所ノモノヲ擧クレハ一名ハ洋琴「ヴイヲリン」、箏、唱歌ニ長シ一名ハ洋琴、箏及唱歌他ノ一名ハ洋琴、胡弓及唱歌ニ長シタルモノナリ其ノ技藝ノ巧拙ノ如キハ諸賢ノ總聽ヲ仰クヘキニヨリ茲ニ小官カ贅辨ヲ費サヽルナリ

諸府縣派出傳習生ハ唱歌、風琴、箏、胡弓等ノ內普通學校ニ要スル所ノ若干部ノ傳習ヲ卒リタルモノニシテ總計二十名アリ內十四名ハ客年九月ノ入學ニ係リ其他六名ハ入學ニ數ケ月間ノ先後アリト雖トモ要スルニ僅ニ一ケ年內外ノ日月ヲ傳習ニ費シタルモノニシテ其內六名ハ四科ノ傳習ヲ卒ヘ八名ハ三科五名ハ二科一名ハ一科ノ傳習ヲ卒ヘタルモノナリ此等ノ生徒ハ其傳習期日ニ限リアルヲ以テ素ヨリ學藝ノ完成ヲ望ム可カラスト雖トモ其生徒ノ才力ニ從ヒ各得タル所ヲ以テ之ヲ實地ニ施サハ今日唱歌教員缺乏ノ秋ニ際シ其一分ヲ裨補スルヲ得ヘシト信スルナリ

右二種ノ生徒ノ教養ハ本所教員全體ノ協力勤勉ニヨルト雖トモ特ニ主トシテ各科ノ教授ニ任シタルモノ唱歌ニハ上眞行、鳥居忱、洋琴ニハ瓜生繁女、風琴ニハ奥好義、辻則承、箏ニハ山勢松韻、加藤貞女、胡弓ニハ林蝶女等ナリ然シテ高等ナル專門歐洲絃樂樂器即チ「ヴイオリン」等ハ特ニ教師エツケルト氏ノ擔當セシ所ナリ

此ニ本所設立以來大ニ與リテ功アリタル一人ノ教育家ヲ記セサル可カラス卽チ米國ボストン府ノ音樂師エル、ダブリユー、メーソン氏ナリ氏ハ明治十三年三月二日我省ノ聘ニ應シ來テ本所ニ職ヲ奉シ

爾來二ケ年有餘一日ノ如ク孜々諄々能ク生徒ヲ教誘シ今日卒業セル數名ノ生徒モ當初ハ皆ナ氏カ教養薫陶ヲ被リタルモノナリ

以上ハ本所事業ノ一部分タル生徒教養ノ事項ヲ略報シタルモノナリ是ヨリ音樂取調ノ事項ヲ申報セントス然ルニ本所設立以來客年二月ニ至ルノ成績ハ既ニ文部卿閣下ニ申報シ其後廣ク之ヲ諸方ニ頒チタレハ喋々茲ニ贅辯スルヲ須キス其後ニ興リタル事蹟ニシテ較ゝ記スヘキモノヲ擧クレハ英米二國ノ萬國博覽會ニ際シ始メテ日本ノ音樂ノ何者タルヲ廣ク歐米ノ學士社會ニ知ラシルムノ機ヲ得タル事ナリ抑本邦ノ音樂特ニ俗樂ノ如キハ古來一定ノ記譜法ナキニヨリ口傳耳受ノ外之ヲ外人ニ知ラシムルノ途斷エテアル事ナク恰モ野蠻無文字ノ國ニ於テ其人民ノ思想ヲ他人ニ傳フルニハ口耳ノ外他ニヨルヘキ手段ナキト一般ナリキ故ニ本所ニ於テハ其創立ノ始ヨリ彼我音律異同ノ點ヲ研究シ彼我同一ノ基本ニ歸スヘキヲ發明シ彼俗曲歌謡ノ如キ如何ニ旋律拍節ノ錯綜ナルモノト雖モ之ヲ萬國普通ノ記譜法ニ錄スルノ法ヲ得既ニ箏曲集、長歌集ノ如キハ此方法ニヨリテ樂譜ヲ編製シ不日發刊ノ運ニ至ラントス此法ニヨルトキハ其教授ト樂習トノ利便ヲ得テ舊法ニ比スレハ其進歩ノ速ナル事三倍若クハ四倍スルノミナラス歐米諸國ノ學士及音樂家ヲシテ一見ノ下忽チ極東數萬里外ノ我音樂ヲ悟リ容易ク之ヲ演奏シ且之ヲ研究スルノ途ヲ得セシムルノ益アルモノナリ是レ我音樂ノ始メテ世界ノ音樂中ニ列セラルヽノ法ヲ得タルモノニシテ恰モ無文字ノ國民カ世界普通言語文字ヲ學ヒ得タルカ如ク自今始メテ彼我音樂上ノ思想ヲ交通スルヲ得ヘキナリ

客年英國龍動府ニ萬國衛生教育博覽會ノ開設アルヲ機トシ本所取調成績ノ一分ヲ陳列セシカ大ニ彼國諸學士ノ注意ヲ喚起シ「フエロー、オフ、ロヤル、ソサイチー、オフ、ロンドン」ノ一人ナル學士アレキサンドル、ゼー、エリス氏ノ如キハ「オン、ゼ、ミユージカル、スケールス、オフ、ヴァリアス、ネーシヨンス」ト題セル冊子ヲ著シ之ヲ著シ之ヲ同府ナル「ソサイチー、オフ、アーツ」ニテ讀ミタリシカ特ニ本所取調成績申報書ヲ以テ引證トセリ惜ラクハ彼ノエリス氏ノ如キモ未タ自ラ眞正ナル日本音樂ヲ聞クノ機ヲ得サリシヲ以テ漫ニ疑念ヲ生シ一二ノ點ニ就キテハ小官ト其說ヲ異ニスル所ナキニ非スト雖トモ日本音樂論ノ一部分ハ本所ノ申報ニヨリテ解シ得タル如シ且又彼氏ノ疑點ノ如キモ目今開會中ナル同國發明品博覽會音樂部ニ本所ヨリ出陳セシ調音叉子ニヨリ大ニ釋然タル所アリシナラン否今日唯今之ヲ研究シ居ルヤモ知ル可ラス又本所取調ノ成績英國及白耳義ニ於テモ之ヲ一二ノ雜誌等ニ載セタリト云ヘリ

米國ルイジヤナ洲萬國工業兼綿百年期博覽會ニ於テハ本所取調成績ハ大ニ同國人ノ貴重スル所トナリ「ニユーヨルク、トリビユーン」「ハーパルス、バザー」等數種ノ新聞ニ之ヲ記載シ爾後同國人ヨリ特ニ申報書ノ寄贈ヲ乞ヒ來リタルモノ其數甚多ク一々其需ニ應スル能ハスト雖トモ著名ノ人物ニハ更ニ之ヲ贈付シタリ

夫レ音樂ハ協同和音諧ヲ以テ其本旨トシ日本支那印度等ノ東洋諸國ニモ其効果ヲ說キタルモノ少カラス又歐米文明國ニ於テハ古來其調和ノ美德ヲ以テ殆ント神授ノ藝術トシ之ヲ愛重シテ措カサルハ諸賢ノ夙ニ熟知セラルヽ所ナリ今ヤ此神聖平和ナル美術上進ノ機ニ遇ヘリ自今世界各國ノ人ト共ニ其樂ヲ共ニスルヲ得ハ彼我ノ間大ニ同感ノ情ヲ發起シ啻ニ交際上ニ裨益アルノミナラス我文化ヲ輔翼スル

ニ於テ豈効益ナカランヤ謹テ本所事業ノ概略ヲ報シ以テ諸賢ノ聰聽ニ達スル事如此

（明治十八年七月二十二日『官報』第六百十七號）

大木文部卿演述

音樂ノ起ルヤ人類ト其ノ舊ヲ同ウセルナルヘク爾來變遷進化シ以テ今日ノ隆盛ヲ致シ其ノ文化ヲ裨補スル一大要具タル事余カ言ヲ俟スシテ明ナリ夫音樂取調所創立以來日尚淺シト雖當該諸氏ノ能ク力ヲ致セルヲ以テ今ヤ第一回卒業證書授與ノ典ヲ擧クルニ至レリ是文化ヲ裨補スル一大要具ヲ備フルノ方ニ於テ端緒ヲ得タルモノト謂フヘシ抑技術ヲ修ムルヤ終身ノ業ニシテ僅々數年間ノ業ニアラス諸子夫今日ノ成ニ安セスシテ他日ノ大成ヲ期セラレヨ茲ニ聊カ一言ヲ陳シテ祝辭ニ代フ

（『大日本教育會雜誌』第二十二号、明治十八年八月）

全科卒業生とは、一カ年の修業年限を終りその間の成績優秀な者は奬学金を得て見習生となり、三年間の研修をつむことができる。この過程を経た者を全科卒業生といった。しかしこの時の三名は、十七年から実施された四年制教科過程にもとづいて四年見習生として卒業している。

次の表は三名の試験点数表である。

明治十七年二月音樂取調掛見習生期末試験點數表

唱歌	洋琴	箏	胡弓	和聲	樂史	風琴（バイオリン）	俗箏	計點	約點	三年後期
98	85	99	99	95	95	88	96	853	97,717	幸田　延
93	85	90	92	93	95		92	737	88,999	遠山甲子（キネ）
93	65	89	90	89	85	90	92	693	85,625	市川　道

明治十八年二月

第四年前期見習生期末試験點數表

〔手書き〕（『音監回議書類』明治十七年～十八年）

唱歌 ○	洋琴 □	箏 ○	胡弓 ○	風琴 □	専門箏 ○	教授法 △	バイオリン ×	和声 △	点計	点約	
92,5	92,5	97,5									
70	95	95						87	713,5	89,18	市川　道
92	94	99						95	760,5	95,06	遠山甲子（キネ）
90	95	100						95	873,5	99,28	幸田　延
91	95	94									
95	98	100									
96	96	98									

（十六）明治二十年二月十九日音樂取調掛最後の卒業演奏会

この日はオーストリア公使ザルスキー閣下、フランス公使シェンキュウイッチ閣下、高崎東京府知事ら内外人五百人余りの来賓を迎えて卒業証書授与式ならびに演奏会が取り行われた。

管絃樂　　卒業生一同

メジテーション　　グノー氏作

ラ、レーン、ド、バル　ソーブレツト氏作

洋琴

ラ、チェーテレー　メーエル氏作　　木村　作子

グランド、ワルス　ゴバルト氏作　　小山作之助

唱歌　　生徒一同

君か代　　四重音

寧樂の都　　同

わかな　　同

箏曲　森　富子
越後獅子　幸田　延子
　　山勢　松韻
洋琴
二人連彈　白井規矩郎　ソーブレツト
トロバドーア　ウエルデー氏作
エコー、ダメリキュー　クレマー氏作　林　蝶子
バイオリン曲　洋琴合奏　バイオリン　森　富子
　　洋琴　林　蝶子
セレネード　シューベルト氏作
洋琴　二人連彈　比留間賢八　納所辨次郎
ワイセ、ダーメ　ボイルドー氏作
唱歌
ザオ、スター、オフ、エブニング　アプト氏作　卒業生一同
セレネード、オフ、ドンパスクエール　ドニゼツタイ氏作　生徒一同
管絃樂　卒業生一同
シンフォニー　ビートーベン氏作
唱歌　生徒一同
ほたる

プログラムはベートーヴェンの「シンフォニー」で閉じられた。この演奏は卒業生の数から推しはかってみると室内楽にアレンジされ、一つの楽章だけの演奏ではなかったかと言われている。いずれにしてもわが国にはじめて響いたベートーヴェンの「シンフォニー」であり、日本の洋楽史に輝く記念すべき日であった。

卒業生　小山作之助（新潟縣平民）　比留間賢八（東京府平民）　納所辨次郎（東京府平民）
內田久米太郎（群馬縣士族）　松本　長（和歌山縣平民）　山本　生（東京府士族）　深澤登代吉（群馬縣平民）　白井規矩郎（東京府士族）　倉田久太郎（神奈川縣平民）　倉知甲子太郎（東京府平民）
木村　さく（東京府平民）　森　とみ（東京府士族）　林　牒（東京府平民）　小木　友（石川縣士族）

卒業証書授与式には辻文部次官の祝詞と音楽取調掛主幹神津專三郎の報告が行われた。

辻文部次官の祝詞

諸子音樂取調掛の教科を修め今や其業を卒へたるを以て茲に卒業證書授與式を行ふ抑音樂は古來之を以て教化の一要具と爲し以て化育に資益し以て治道に裨補せし等其効用固より大なりとす然るに後世世俗音樂の効用を熟知せす或は單に一時娯樂の具の如く認めて深く注意せさるの情無きにしもあらさりしか近時に及て音樂又漸く盛に行はれんとし學校の教科中多くは之を加へ世上亦往々其効用を知るに至れり此時に際して諸子の其業を卒へしは獨自ら榮とするに足るのみならす其得る所の業を實行すへき地も亦自ら乏しからすとせん宜しく奮て其技倆を盡し融々以て人の性情を涵養し洋々以て人の志氣を作興し以て音樂の効用を發揚せしむへし夫れ然り諸子の責任も亦輕しとせす乃今よりの後更に自修の功を加へ益其技を研磨せん

ことをこれ望む

音樂取調掛主幹神津專三郎君の報告

本日音樂取調掛第二回卒業證書授與式に際し內外朝野の紳士貴婦人其他の光臨を辱くしたるは獨卒業生の爲のみならすまた音樂取調掛の爲實に絕大の榮光とす謹て卒業生徒在學中に係る學事の一斑を進報し以て諸賢の淸聽を瀆し併せて不肖か卒業生諸氏に望む所を一言すへし抑〻本日卒業の生徒は之を分て二種とす一は見習生一は傳習生是なり見習生は即ち女生徒四名にして明治十五年四月の入學に係り其在學五ケ年に及ふ者なり此生徒と同時に入學を許す者計十七人なり其十三人は種々の事故を以て中途退學に屬す傳習生は男生徒十名にして明治十六年四月の入學に係り其在學四ケ年に及ふ者なり當時入學を許す者計十二人なり後種々の事故を以て退學する者四名にして殘る八名と明治十七年二月及七月の兩度に入學を許す者二名とを合せて今回卒業の十名とす右生徒か在學中に修むるところの學科は各相異なるところありといへとも今之を略述せんに唱歌、箏、胡弓、洋琴、風琴、バイヲリン、フィオラ、フィオロンセロ、ダブルベース、音樂論、和聲學、音樂史、英語及倫理の數科とす而して專ら此諸科の敎授に任せし者は上眞行、鳥居忱、辻則承、奧好義、多久隨、山勢松韻、瓜生繁子、エッケルト氏及ソーブレト氏等の諸氏なり今回卒業の生徒は見習生を除き其他は孰れも明治十六年以降の募集に係り即ち本掛創置の際に在て盡力せられたる彼米國有名の樂師メーソン氏か既に去て國に歸るの後にして此生徒全體の薰陶は抑〻前音樂取調所長伊澤修二君の力最も多きに居る

本日卒業の生徒に關する學事の一斑は先つ上述するか如し是より當に卒業生諸氏に望む所を一言すへし蓋し諸氏か今日を以て此處を去り社會に立て音樂者と稱するに至ては宜しく先つ我邦の社會と我邦の音樂者との關係を詳にせさるへからす即ち我邦從來の社會は音樂を以て酒宴遊興を相くるの具と爲し音樂を以て貴重なる光陰を徒消し貴重なる財寶を徒費するの具と爲すにすきす甚たしきに至ては淫欲を培養するの具と爲すに至れりまた樂師か其音樂を勤むるの目的とする所も音樂をして此數件の要具と爲すの利用を長せしむるにすきす是を以て樂曲の製作益〻猥褻に流れ律呂の旋行益〻淫聲を成すに至りしは勢の自然なり故に樂師は社會最下の位地を占め社會最賤の待遇を享くる者にして其情恰も社會は樂師の集合主人にして樂師は社會の共同奴隷の如し社會か此共同の奴隷を仕役するを以て其德と爲し樂師か此集合の主人に奉事するを以て其榮と爲すこと相沿ふて風俗を成すに至りしは豈慨歎に堪ふへけんや然れとも凡そ天下の事物一として偶然に成るものなし其之をして然らむる所以のものなかるへからす今其原由を推究するに蓋し一も樂師の無學無文なるに坐せさるはなし適〻社會の上流に立て世の人望を繫くに足る位地を占むるものに音樂を勤めたる者なきにあらさるも此等は漸く此に恥けり此に忱溺したる者にすきされは到底此音樂を以て性情を治め此音樂を以て德性を涵養し此音樂を以て體育上の効を衛生學に徵するか如き人生至要の途に充てんことはまた絕て望むへからさるところなり尤も音樂を以て德性を涵養し高尙の志想を通し高尙の行爲を激勵するの要具と爲したるは西國に於ても近代日耳曼のワグネルの如きか出て漸く之を稱道する所にして我邦の從來に於ては固より敢

て尤むるに足らさるところとす然りといへとも今熟〻従來の樂師を歴觀するに技術は姑く措て問はさるも一として學識を具ふる者なきはまた甚しと謂ふへし不肖嘗て之を聞く壹岐判官知康は鼓を善し鼓判官の綽名を得たり然るに木曾義仲か曾て知康に云へるに足下は人に天窓を打たるゝを以て鼓判官とは世に呼はるゝなりやと罵詈せしとまた藤村檢校は三絃を善したるか毎に其云へる言に予三絃を演するに坐中の客に種々の趣向あり此方の氣韵に叶へは彼方の氣韵に叶はす故に予は技倆を盡して人を感動せしめんとは爲さす常に神に奉納するの意を以て之を演せりといへりとそ知康は專門の樂家に非すといへとも音樂に關する者の世に待遇を享くるの一斑を見るへし藤村は專門の樂家なりといへとも樂を奏するの精神約ね此類なり此二氏にしてなほ然り況や其他をや故に樂師に慷慨義烈とか忠勇愛國とか云ふ如き節操を立て名を竹帛に垂れんとするの精神を具有したる者は絕てあるなし英國にはブロンデルがリチャルト第一世に十字軍に從て歸路王の澳侯レオポルトに囚はれたるを償ひ救ふたる如きもあり支那には荆軻か謀破るゝに至て高漸離か筑を擊て秦始皇を劫したる如きもあり其他樂師の名を青史に留むる者少しとせす我邦に在ては皇極の朝中大兄の藤原鎌足と謀て逆臣入鹿を除かるゝ時俳優をして入鹿の劒を解かしむるの如きもあり元弘元年八月關東勢か上洛するに際し尊雲親王の建議に由て後醍醐天皇を南都へ潜幸のときに豊原兼秋か天皇の御輿を舁き奉りし如きあり樂師か天下の大事に與りたるは先此等にすきす然れとも此等といへとも事皆偶然に出て故さらに勤めて此に及ひたるものにもあらされは樂師の技術を以て事を擧けたると一般視すへからさるものあり約するに日本從來の樂師は其業といひ事蹟といふも憫然に堪へさるものゝみと謂ふへし然るにブロンデルが一ケの琴を以て重囚の王を救ひ高漸離か一ケの筑を以て强國の王を侵す如きは千歳の下生氣凛然ともいふへき美事なり豈盛なりといはさるを得んや但し德川治世の初めに大久保石見守か猿樂より出て天下の大政に與りたる如きもありといへとも德川家康と大久保石見守と相投したるは實に千歳の一遇とも謂ふへくして我邦開闢以來殆と其類例を見さるところなり但し支那に於ては北齊の曹明達、安馬駒、五代の敬新磨その他の如きもありまた中には往々大膽不適の徒も少なからすといへとも殊に五代の變亂の如きは彼佛國革命の變亂と同しく例外にして論するに足らす且大久保石見守か出たるは天下の大政に與りたるも專ら財政の一事に止りて樂師の眞面目とする音樂を以て國政に與りたるにも非す又石見守は晩節を全くしたる者にも非されは此か爲に天下の音樂に影響を與へたるところ毫末もなし到底日本音樂の今日に至りしは日本樂師の其責を免かるへからさるところなり然りといへとも今方に此の如く一言に論下せは地下の樂師は之を聞て則ち曰はん當時天下に音樂を教育するの道立たす啻に音樂を教育するの道立たさるのみならす普通教育の道もなほ未た立たさる所にして西國の開花といへともまた未曾て我邦に入らさる所なり故に此等の學といへとも當時に在ては則ち皆盡善盡美のものにして未た其淫猥なる所以を知らすと實に然り今時淫聲なりとするものも往時は即ち堂々たる雅聲にして往時の樂師か貴重したるはなほ今時の人のモザートビートーベン諸氏の作曲に於けるか如くなりしこと疑なし此等の樂師は惟其遭遇する時の古今を異にするか爲めに榮辱の至變を致し卒に後人の批判を免れさるに至りし

は豈また惜まさる可けんや然れとも樂師か實際學問もなくまた自らも學問を勤めさりしはたとひ時勢とはいふといへとも何爲そ恥なきを得んや我邦音樂の事情は先此の如し之を約するに從來の音樂は不具不全にして野鄙を極め樂師は無學無文にして卑屈を極むるの甚たしき者と謂ふへし然れは則ち之を救はすして可なりや將た之を救ふの道なしとせん歟豈萬々其理あらんや是皆將來の樂師か當に負擔せさるへからさるところなり故に今日の音樂者は宜しく技術と學問とを兼有せさるへからす苟も樂師にして技術に欠く所あるときは固より論するに足らすといへとも其學問に欠くところあるもまた舊轍を履むの外なし然れともまた樂師の技術のみを進めるも今日に於て決して望まさるところなり樂師は須く學問を基礎と爲し斯學問に由て技術を進め之を統ふるに德行を以てし斯三の者鼎立して始めて我邦に望む所の樂師たるを得へし諸氏の本掛に在るや限りある年月を以て限りなき學藝を修むる能はす故に今日此處を去て明日更に實地修業の學社に入り益斯三の者を研精鼎立せしめ以て其身を立るに至らは啻に一身の幸福を享くるのみならすまた今日の盛典に與るの大榮を全くするに庶幾るへし是れ不肖か諸氏に望て止まさる以所のものなり

（『大日本教育會雜誌』第五十号、明治二十年二月）

（十七）明治二十年七月九日音樂取調掛演奏会

明宮（はるのみや）殿下（大正天皇の皇太子時代の宮号）、諸官省諸官吏、外国公使の臨席を仰ぐ。

音樂取調掛音樂演習會奏樂順序

第一部

一　唱　歌　夏　祝　四部合奏　鳥居忱作歌　シー、グノー作曲　研究生等

二　管絃樂　懷古曲　ジー、ダム作　第二年生一同

蹈舞會招待曲　ウェーバー作　同　上

三　洋　琴　好伴侶曲　二人連彈　エフ、バイイル作　中島茂千代子　大久保鈴子

モザート作、エー、フラット、シンフホニー中蹈舞曲體ノ部　山田源一郎

ジユールホツフ編

四　唱　歌　遊　獵　單音　第一年生一同

庭ノ千草　複音　第一及第二年生一同

五　洋　琴　セビラノ理髪工　獨彈　ロジニー作　林　蝶子

軍人進行曲　二人連彈　エフ、シューベルト作　高木次雄　小出雷吉

六　唱　歌　保　昌　四部合奏　研究生等

七　管絃樂　春花曲　ジー、ソーブレット作　同　上

小品物曲　ジエー、ストラウス作　同　上

第二部

八　二部合奏唱歌　洋琴合奏
　螢　獵　鳥居忱作歌　高音　林　蝶子
　カンパナ作曲　中音　幸田　延子
九　洋　琴　洋琴　ジー、ソーブレット
　幻想曲　イー、カーペンチーア作　小山作之助
十　唱　歌
　獵人歌　四部合奏　エッチ、トムソン作　研究生等
十一　洋　琴
　輪回曲　二人連彈　エル、ビートーベン作　木村作子　小木友子
十二　管絃樂
　娘　シー、ルルー作　研究生等
　演劇曲トラビアータノ序部　ジェー、ウォルデー作　同　上
十三　バイオリン獨奏曲
　一器用合奏曲　レオナード作　ジー、ソーブレット
十四　唱　歌
　將基ノ盤　男爵高崎正風作歌　研究生生徒等
　上　眞行作曲

上の奏樂は何れも高尚の曲にして吾等記者のごとき辛ふじて小學唱歌の初歩を解するが如きものには得て委しく評論せらるべきことにあらずされど之を前會の演習會に比較せば其技の進歩せし程は明にして數多の研究生中には自ら樂器に長ぜられたるものもあり唱歌に妙を得たるものもありて大に内外人の聽衆を感動せしめたりまたジー、ソーブレツト氏のバイオリン獨奏曲は流石に妙なる技術にてよしや音樂を耳と目とにて聽くものにても此曲には誰しも感動したるものの如く場内一時は靜まりきりて耳を欹てたるは誠に同氏の能と申すべしソーブレツト氏が音樂に妙を得たることは今に始めて聞きたることならねどかかる教師の我國に在るからは久しからずして日本に音樂の隆盛を期すべきことにして吾等記者も誠に末頼母しくこそ思ふなり

（『教育時論』第八十一号、明治二十年七月）

第三節　音楽取調掛を支えた人々

一　外国人教師

（一）ルーサー・ホワイティング・メーソン Luther Whiting Mason　一八一八年（四月三日）～一八九七年（七月十四日）

メーソンは明治十三年（一八八〇）春まだ浅い三月二日横浜に到着した。彼の履歴書は提出されていないので第一章第一節二項の（五）を参照されたい。住いは本郷文部省用地内十六番館、雇人はコックの松浦芳藏一家（四人）と車夫の高橋金次郎の五人である（『音樂取調所書類』明治十三年）。四月六日文部卿主催によるメーソンの歓迎晩餐会が文部省内修文館で催され、文部卿はじめ高官十五名とメーソンの十六名が出席した。席順は下図の通り（出典は前掲書類）。

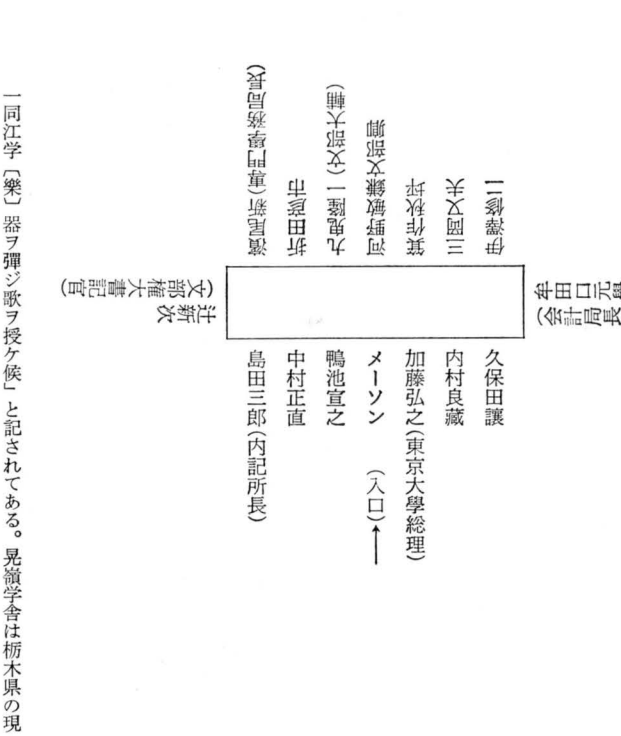

メーソンは音楽取調掛内での授業や唱歌教材作りのほか、文部省直轄学校である東京師範学校、東京女子師範学校、体操伝習所および外国語学校が所有しているピアノと、学習院のピアノ調律を受け持った。このほか自由な時間は日本の伝統音楽鑑賞とその研究にいそしみ、また夏・冬の休暇には北海道、日光[1]、関西方面へ教育事情視察をかねて旅行することを楽しみにしていた。その資料は今回扱わないが文書綴に保存されている。

（1）メーソンは明治十四年七月二十一日から九月十日まで「保養ノタメ陸路奥州街道ヲ経テ日光へ旅行」という届けが提出されている。日光では当地の小学校で唱歌の指導を行った。このことは「晃嶺学舎日誌(抄)」によって明らかである。この日誌には同年八月十九日から二十四日まで「文部省御雇樂人メリス氏幷大学予備門教師神田乃武樂生之女貳名当校江出頭学〔樂〕器ヲ持参生徒一同江学〔樂〕器ヲ彈ジ歌ヲ授ケ候」と記されてある。晃嶺学舎は栃木県の現日光市立日光小学校で、この貴重な日誌（抄）は現校長の佐藤治由氏より提供していただいた。

最初の任期二カ年の契約は十五年三月三十一日で満了となる。そこで伊澤修二は十五年一月、さらに二年間の契約を文部省へ上申した。

御傭音楽教師メーソン氏傭継ニ関スル上申書

音楽教師メーソン儀当掛設立以来音楽上之事項取調ニ付精々竭力候ハ勿論諸学校ニ唱歌実施ニ付テハ自ラ両師範学校生徒ヲ教授シ且当掛伝習人等ニハ洋琴幷唱歌之科ヲ伝習致シ且其余暇ヲ以テ伶人等

ニ管絃楽伝習致シ候等早朝ヨリ日暮ニ至ルマデ殆ド間断ナク其業務ニ勉励致シ候次第ニテ通常之人物二三人之事業ヲ一人ニテ担当致居候ト申候モ敢テ過言ニハ有之間布ト被存候。

右ノ如ク全ク其心力ヲ傾尽シテ従事致居候ニ付事々皆信切懇到ニ赴キ自ラ事業ノ挙蹟モ著ク相見ヘ現今ニ至リテハ女子師範学校生徒幷当掛伝習人ノ唱歌幷弾琴ノ如キハ其純良秀絶ナル屢内外国人等之驚嘆ヲ来セシ程ノ事ニ有之候。

将又音楽上之事項ニ就テハ時々当掛ノ委嘱ニ応ジ音律調和之理ヲ講ジ又ハ彼我音律之異同ヲ精査シ且本邦在来之歌曲ニ和声ヲ附シ若クハ本邦之名歌格言等ニ和唱スベキ楽譜ヲ製シ候等皆与リテ功績不少事ニ御坐候。

前條申陳之次第ニ有之候故向後両三年間同氏ヲ使用相成候ハバ曾テ御設立ノ音楽取調掛之事業モ必ズ相挙リ他日省意ニ報ズベキ之期可相至被存候。然ル処同氏儀ハ来二月傭満期ニ候故兼テ政府之御旨意モ有之該期限リ御傭止メ可相成儀ト被存候得共前条之次第ニ付今更同氏相去リ候様相成候上ハ未ダ本邦人ニテ其事業ヲ継続シ得ベキ者無之ニ付是迄順序相運来候事業モ所謂九仞之効一簣ヲ欠キ候理ニテ到底水泡ニ帰スベキ次第、実以遺憾之至ニ候条出格之御詮議ヲ以テ来二月ヨリ向二年間従前之給料ニ月額五十円増給相成銀貨三百円ヲ以テ御傭継相成候様致シ度、然ル上ハ猶一層取調之方法等夫々整頓イタシ右期間内ニハ助教又ハ伝習人中同氏之事業ヲ継続シ得ベキモノ輩出可致随テ同氏帰国ニ際シ候テモ本邦人ヲ以将来音楽取調幷唱歌実施之事業等拡張致シ候様可相成ト被存候条至急御裁可相成度此段相伺候也。

（原資料は長野県上伊那郷土館蔵。『伊澤修二選集』昭和三十三年、二七三～四頁）

福岡孝弟文部卿からは、伊澤の上申書より四カ月前、十四年九月に太政大臣三條實美あて、メーソンの再契約案が提出されていた。文部卿はこの案の中で取調事業を促進させたメーソンの業績をたたえたあと、経費節減の達しによって開始した同掛であったから満期後は再契約をしないよう音楽取調掛に申し入れておいたのだが、唱歌教育の必要から特別のお取り計らいをもってご返答いただきたいと言及している。

ルーサル、ホワイチング、メーソン傭継之件伺

當省雇教師米國人ルーサル、ホワイチング、メーソン儀去ル十三年三月以来校業用唱歌幷音樂取調之事業委囑致置候處日夜黽勉其業務ニ従事シ既ニ我國小學校ノ教科ニ適スヘキ唱歌數十曲ヲ撰定シ我國音ヲ用ヒテ之ヲ東京師範學校及東京女子師範學校小學生徒等ニ施行シ又将来小學校唱歌教員志願之者ニ唱歌幷音樂教授ノ方法等ヲ授ケ且我伶人等ニモ管絃樂ヲ傳習致候等一人ニシテ殆ント通常ノ人物二三人ニ當ル可キ事業ヲ擔任シ毫モ倦厭ノ状ナク其心力ヲ傾盡シテ従事致居候ヨリ今日ニ至リテハ其擧蹟モ著シク相見ヘ候然ル處客年中當省經費減額之御達有之且正貨定額十萬圓ニ被定候ニ付非常之時ニ際シ非常ノ節減ヲ行フ目的ヲ以テ右メーソンノ如キモ来十五年三月雇滿期ニ付爾後傭止之目途相立即チ其旨開申致置候次第ニ有之候然ルニ右唱歌幷音樂ノ事タル人ノ意向ヲ正フシ徳性ヲ涵養スルノ要具ニシテ最モ子弟ノ勧善ニ切ナルヲ以テ我國樂ト歐洲樂トヲ折衷シ精ヲ擇ヒ英ヲ取リ特ニ今日ノ教育ニ適スル者ヲ撰定候義ニ付固ヨリ容易ニ速成ヲ期スヘキ者ニ無之乍去昨年非常ノ節減被仰出候節ヨリ

来三月ニ至リ候ヘハ急増整頓ニ可及見込相立居候得共元来創立之事業ニ有之向後本邦人而已ニテ継続スル事ヲ得セシムルニ至テハ何分確乎タル目途難相立萬一基礎僅ニ成テ間モナク頽敗候様ニテハ実ニ遺憾ノ至ニ堪ヘス候望ム所ハ右メーソンヲシテ満期後当一ケ年モ引続キ従事セシメ候ヘハ今日ノ基礎ハ十分完定シ同人帰國ノ後ニ至リテモ果シテ之ヲ維持擴張候様可相成哉ト存候尤同人義ハ従来一ケ月銀貨弐百五拾圓ノ給料ニ有之処即今正貨濫費ヲ防クハ政府ニ於テ深キ御趣意モ有之義ニ候ヘハ更ニ條約ヲ改メ来十五年三月一日ヨリ向一ケ年間傭継キ期限中其時々ノ銀貨現相場ヲ以率トシ一ケ月銀貨弐百五十圓ニ代ル所ノ紙幣ヲ以月々給与候様致度且右金額ハ當省経費中他ノ費目ニ非常ノ節減ヲ加ヘ流用支辨可致見込ニ候条特別之御評議ヲ以至急御允可相成度此段相伺候也

明治十四年九月廿九日　　文部省福岡孝弟

太政大臣三條實美殿

伺ノ趣聞届候事

明治十四年十月二十八日

（『回議書類』明治十三年二月～十五年六月下）〔手書き〕

三條太政大臣からは一カ月後の十月二十八日に「伺の趣聞届候事」という回答を得て十六年三月までの契約が成立した。左記の条文は伊澤修二とメーソンが十四年十一月にとり交したものである。

音樂取調掛長文部省書記官伊澤修二第一方ニアリ合衆國人ルーサルホワイチングメーソン氏ト取結フ條約左ノ如シ

第一條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏ハ明治十五年三月二日ヨリ向一ケ年間音樂校音樂教師ニ任スベシ

第二條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏ハ給料トシテ銀貨二百五十圓ト同價ノ紙幣ヲ毎月末ニ請取ルヘシ

第三條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏存職中居家及厩無賃ニテ貸渡スベシ若居家貸渡サヽルトキハ家賃トシテ一月日本通貨三十圓ヲ請取ベシ尤家具食料僕婢車馬等ハ前文ルーサルホワイチングメーソン氏ノ自費タルベシ

但前文ルーサルホワイチングメーソン氏ニ居家貸渡スニ於テハ第一方ノ者ヨリ相當ノ修理ヲ加フベシト雖モ内部ノ模様替或ハ増築ノ如キハ前文ルーサルホワイチングメーソン氏ヨリ請求スト雖モ之ヲ為サヽルベシ

第四條　音樂校教授ノ時間順序ヲ定ムルノ權ハ第一方ノ者ニ在ルベシ左前文ルーサルホワイチングメーソン氏ハ一日五時間以上或ハ日曜日ニ教フルヲ要セサルベシ

第五條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏ハ其所管ノ授業上ノ件ニ就テハ何時ニテモ第一方ノ者ヘ其意見ヲ陳述スルヲ得ヘシ而シテ其裁決ノ權ハ第一方ノ者ニ在ルベシ

第六條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏其職ヲ怠リ或ハ品行不正ナルカ或ハ音樂校ノ規制ヲ遵守セサルトキハ此條約ヲ廃シ其翌日ヨリ給料渡サヽルベシ

第七條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏病ニ罹リ四十日間引續其職ヲ務ルコト能ハサルトキハ爾後給料四分一ヲ請取ルベシ若病發スルノ日ヨリ三ケ月ヲ經テ尚其職ニ復スル事能ハサルトキハ此

條約ヲ廢シ其翌日ヨリ給料渡サヽルベシ

第八條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏若自己ノ都合ニ因リ此條約ヲ滿期前ニ解約ヲ請ントスルトキハ少クモ八ケ月前ニ之ヲ第一方ノ者ニ通知スルトキハ解約スル事ヲ得ベシ

第九條　第一方ノ者若自己ノ都合ニ因リ此條約滿期前ニ前文ルーサルホワイチングメーソン氏ヲ解約セントスルトキハ其殘期ノ給料ノ半額ヲ渡シテ解約スルノ權アルベシ

第十條　前文ルーサルホワイチングメーソン氏此條約滿期ノ節再約セサルトキ及第七條及第九條ノ旨趣ニ因テ解約スルトキハ歸程旅費トシテ四百五拾圓日本貿易壱圓銀ヲ以テ渡スベシ若此他ノ條款ニ因テ其職ヲ止ルトキハ前文旅費ヲ受取ルノ權ナカルベシ

明治十四年十一月　日（千八百八十一年十一月　日）

音樂取調掛長
文部省書記官伊澤修二

合衆國人エル、タブユー、メーソン〔手書き〕

（『音監經伺書類』明治十五年上）

十五年（一八八二）六月、メーソンは文部卿へ賜暇帰国願いを申し出た。理由はアメリカで著述した音楽教科書ならびに掛図を改訂するためで、もし放っておけば廃物同様となってしまうので、この改訂の仕事をする期間として七月中旬から七、八カ月の賜暇が欲しいと述べている。

〔メーソンの賜暇帰国願〕

謹呈陳者今般不得止事故出来候ニ付其詳細左ニ具状候条特別ニ御詮議ヲ奉御度候

抑方今米國一般ニ行レ候唱歌教科書及ビ掛圖之儀ハ私嘗テ編撰仕候モノニ有之候処該書及ビ掛圖ノ儀ハ發行後既ニ十ケ年ノ星霜ヲ閲シ候処爾後未ダ校正候儀無之然ルニ今日諸校一般音樂教育ノ進歩ヲ占メ随而該書類□悉皆校正ヲ要シ若シ今日乏ヲ校正セサレバ永ク廢物ニ属シ候儀ニ有之因テ該書類発賣人ハ不申及諸友人ヨリモ至急帰国致シ該書類校正候様頻リニ申来リ候儀モ有之若シ今日因循致シ右校正ニ着手不仕候ハヽ他人ノ新著續出致シ該書類及ヒ掛圖ノ儀ハ悉ク廢物ト相成候儀必然存候然ル上ハ従是十五ケ年乃至二十ケ年間一ケ年殆ト二千弗ノ歳入ヲ損失候儀ニ相成此事一身ニ取リ候而ハ後来家族ヲ維持候目途ニ関シ不容易儀ニ御座候

就テハ前顕ノ目的ヲ達候為来ル七月上旬若クハ中旬ヨリ七八ケ月間賜暇相成候様奉願候実ニ方今之御用筋モ不顧妄ニ賜暇相願候儀ハ甚以遺憾ニ不堪儀ニ奉存候尤モ来学期中諸校授教ノ儀ハ助教員ニテ聊モ差支無之且本掛洋琴伝習ノ儀モ永井氏及ビ其他ノ助手ヲ以テ更ニ差支等無之儀ト相心得候

因テ来ル千八百八十三年一月若クハ二月迄賜暇之儀若シ御許可相成候ハヽ該時日ニ至リ幸ニ健康ヲ享ケ候ニ於テハ尚音楽教育ノ為新材料ヲ採集シ屹度帰殿□益々此事業大成ノ為鞠□可仕ト奉存候

前顕特別之御詮儀ヲ以テ願意御聞届相成候ハヽ生前之大幸何事不過之伏テ御仁典奉仰候頓首再拝

イル、ダブリユー、メーソン〔手書き〕

文部卿殿
閣下

（『音監經伺書類』明治十五年上）

明治十五年六月廿一日

御用掛

岡倉覺三

音樂取調掛長

當省雇米國人ルーサル。ホワイチング。メーソン儀嘗テ著述セシ音楽書幷ニ掛圖等今日訂正ヲ要スル場合ニ至リ帰國ノ上其訂正ニ着手不致候テハ非常ノ不都合ヲ醸シ候次第ニ付来ル七月上旬若クハ中旬ヨリ向フ七八箇月間賜暇相成度旨伺出候ニ付調□ニ右帰國ヲ要スル事情ハ全ク止ム□得サル儀ニ有之且ツ同人受持授業ハ賜暇中音樂取調掛助教ニテ擔當相叶ヒ候趣ニ有之且又同氏ノ如キハ来航以来其業ニ勉勵シ生徒ヲ進歩ノ域ニ導キ功勞実ニ尠シトセス仍テ特別ノ御詮議ヲ以テ右賜暇ノ儀御聽許相成可然哉尤モ同人條約ハ来ル十六年三月ニ満期ニ付若シ伺出ノ通リ同二月ニ帰朝候テハ纔ニ一ケ月アル而已ニテ其利益ハ僅少ナルヘシ就テハ同氏雇継ノ儀緊要ニ候ヘトモ今日之ヲ確定相成難キ儀ト存候又同氏再度来航ノ有無ハ健康其他ノ事情ニヨリ之モ確定シ難キモノニ付若シ孰与ニテモ差支ヘアルトキハ遅クモ賜暇満期前三月先チテ報知ノ儀御取極相成候ハヽ便宜ノ儀ト存候条左按ノ通リ同人ヘ御申遣相成可然哉御高裁候也

按

肅啓

貴下米國ニ於テ著述致サレ候音楽書幷掛圖訂正ノ為メ賜暇ヲ請ハレ候儀ニ付御送翰ノ趣篤□致候目下肝要ノ場合ニ於テ貴□事業ヲ止メラルヽハ甚遺憾ノ至リ□モ貴下ノ情実誠ニ止ム可ラサルヲ□七八ケ月間賜暇ノ儀貴意ニ任スヘキ事ニ決定致候尤モ賜暇ノ時期ハ一千八百八十二年七月上旬又ハ中旬ヨリ一千八百八十三年一月又ハ二月迄ノ中御隨意ニ御取極有之度候併貴下再ヒ日本ヘ帰航ノ成否ハ健康及其他ノ事情ニ関スル事ニ有之且帰航ノ利否ハ一千八百八十三年三月以後貴下ノ條約即チ目下未定ノモノニ関スル事ニ有之候故爾後貴下ニ於テ帰航ヲ妨クヘキ事件相起リ候ハヽ可成的速ニ御通報有之度候又當方ニ於テ貴下ノ條約再締ヲ妨クヘキ事件相起候節ハ速ニ御通知可申尤双方其通知ハ必ス賜暇期限三ケ月前ニ取計フ事ニ可致候右ノ措置ハ貴下ノ便ニ適スベクト冀望致候也頓首

明治十五年六月二十二日　　文部卿福岡孝弟

エル。ダブリユー。メーソン殿　　〔手書き〕

（『音監經伺書類』明治十五年上）

帰国決定後の資料　帰国旅費の申請

〔メーソン氏より申出書翰訳文〕

賜暇之件文部卿ニ於テ御裁可相成候ニ付條約面ニ明文有之候ヘトモ猶ホ帰國旅費下賜ノ儀御省ニ於テ御決定可相成哉之趣承知仕候右下賜ノ趣ハ今般一先事業ヲ完結スルニ際シ御省ノ厚意ヲ證スルニ足ルヲ以テ拙者ニ於テ実ニ満足ノ至ニ存候仍テ右金額表向貴下迄請求致候ヘトモ其手續等不案内ニ付貴下ニ於テ宜敷御取計被下度候併セテ奉職中貴下ノ厚意ヲ謝ス頓首

六月廿日　ルーサル。ホワイチング。メーソン

伊澤修二殿

帰国旅費交付のための条約

帰国旅費は契約文によれば満期解雇で帰国する場合に交付するとなっている。ところがメーソンのこの場合は賜暇帰国であるから該当しない。だが特例として銀貨四百五十円が交付されることになった。特例とした理由について音楽取調掛は「翌年も契約するかどうかが未決のまま帰国するので、本来の賜暇とは少し意味が違うことから満期帰国と同じ扱いを申請した」と述べている。

〔メーソン氏へ旅費交付に付条約書訳文〕

文部少書記官伊澤修二君ト亜米利加合衆國人エルダブリユメーソン君トノ間ニ約定ヲ取結ビ今般文部卿福岡孝弟君ガメーソン君ノ帰國ノ請求ヲ許可セリ就テハ千八百八十三年三月二日以後更ニ之ヲ雇ヒ續キ又之カ為ニメーソン君ノ再ビ日本ニ来ルヤ否ヤ未タ判然タラサルニ因リ此度メーソン君ニ向テ帰國旅費トシテ銀貨四百五拾圓ヲ交付スベシ然レトモ若シ本年三月二日以後更ニ之ヲ雇ヒ續キ又メーソン君ノ再ヒ日本ニ来ル事アレバ其節日本ニ来リ復タ合衆國ニ帰ル往来ノ旅費ハ支給セザルヘシ若シ雇ヒ續ガサル節ハ今般交付ノ旅費ハメーソン君ヨリ返還ニ及バザル事

明治十五年即チ千八百八十二年六月三十日

エル、ダブリユーメーソン記名印

伊澤　修二　　記名印〔手書き〕

（『音監經伺書類』明治十五年上）

〔メーソン送別演奏会〕

今般教師メーソン氏賜暇相成暫時帰國ニ付同氏従事之業程概略報告之為メ且當学期中本掛音樂取調之概略報告旁之見込ヲ以テ来ル七月一日（土躍）午前ヲ以テ當掛ニ於テ其事業之成績報告致シ午後ヨリ東京師範学校同附属小学校東京女子師範学校同附属小学校同幼稚園生徒并ニ本掛傳習人等盡ク昌平館ニ招集シ唱歌音樂演習致度且右ニ就而者本省卿輔各局長其他貴紳ニ臨場ヲ請ヒ并人員ヲ限リ衆人ノ来聴ヲモ許シ度見込ニ有之候尤モ實地擧行之次第并手續等ハ本按御決裁之上更ニ詳細具状可致候得共先以右擧行之儀仰裁可候也

追而午前ニ臨場相請候分者本省卿輔并ニ各局長ノミニ限リ度見込ニ有之候也

明治十五年七月一日音樂取調掛ニ於テ演習之分

午前第九時

音樂取調掛助教及傳習人等合奏

唱歌　メーソン氏　山勢松韻　辻則承　受持

掛圖第壹曲ヨリ第十三曲ニ至ル（箏胡弓合奏）

松の木蔭　（同）

春の弥生　（同）

蝶々　（同）

若紫　（同）

ねむれよ子　（同）

君が代　（同）

螢　（同）

思ひいづれば　（同）

午前第十時

音樂取調掛傳習人

洋琴　永井繁女　鳥井忱　加藤定女　受持

獨彈曲　二十曲

午前第十時半

音樂取調掛助教助手及傳習人

和聲講説　メーソン氏　神津專三郎受持

午前第十一時半

音樂取調掛傳習人

洋琴　永井繁女受持

獨彈曲　二曲

三人合彈曲　一曲

同年同月同日昌平館ニ於テ演習之分

午後第一時

メーソン氏演説

東京女子師範学校附属幼稚園生徒進入（洋琴進行曲）

唱歌　メーソン氏受持

蝶々

心は猛く

霞か雲か　其他數曲

數へ歌

進めく

右終テ退出

午後第一時半

學習院生徒進入（洋琴進行曲）

唱歌　メーソン氏受持

掛圖練習

若紫

霞か雲か

大和撫子

右終テ退出

午後第二時

東京女子師範学校附属小学生徒進入（洋琴進行曲）

唱歌　辻則承受持

掛圖練習

うつくしき我子

隅田川

君が代

右終テ退出

午後第二時半

音樂取調掛傳習人奏樂

洋琴　二曲　永井繁女受持

獨彈　一曲

三人合彈　一曲

午後第三時　休憩

午後第三時半

文部卿演説

東京師範学校附属小学生徒進入（洋琴進行曲）

唱歌　奥好義受持
掛圖練習
東京師範学校生徒及同校附属小学生徒合併
複音唱歌　三曲
虫の聲
薫にしらるる
隅田川
右終テ退出
午後第四時
東京女子師範学校生徒進入（洋琴進行曲）
複音唱歌　三曲　メーソン氏受持
掛圖練習
閨の板戸
誠は人の道
千里の道
高等單音唱歌　上眞行　受持
鏡なす
冨士山
螢
右終テ退出
午後第四時半
音樂取調掛助教及傳習人合奏
洋風管絃樂　三曲　メーソン氏受持
大平曲
ウエルス國歌
日耳曼國歌
午後第五時一同退散

〔手書き〕（『音監經伺書類』明治十五年上）

〔メーソン送別演奏会における福岡孝弟文部卿の送別の辞〕

我國音樂ノ傳フルヤ遠ク古昔ヨリシ其制大ニ備ハリトス晩ニシテ漸ク衰ヘ之レヲ講スル者益々少ナキニ至レリ我文部省前キニ音樂取調掛ヲ置キ首メニ吾メーソン君ヲ聘シテ托スルニ音樂教習ノ事ヲ以テス幸ニ吾メーソン君其善美ノ樂ヲ以テ懇ゴロニ此ニ從事シ真ニ托スル所ニ負カス即今日尚浅キモ條緒粗備ハリ我樂頗ル振興スルニ庶幾セリ君ノ我レニ力アル豈大ナラスヤ是レ偏ヘニ君カ自ラ任スルノ切ニシテ人ヲ教フルノ篤キニ由レリ君カ帰期未タ至ラス一旦已ムヲ得サルノ事アリ去テ國ニ返ル蓋シ君ノ再游期ス可ラサルニ非スト雖トモ我徒ニ在テハ誰カ別ヲ惜ムノ情ナキヲ得ン唯我音樂ニ從事スル者今後愈々益々励精シ之レヲ善美ノ域ニ期シ以テ今日ノ成功ヲ頽サヽランニハ即チ我徒ノ君ニ報フヘキ者實ニ此ニ外ナラス若シ不幸ニシテ君カ再游或ハ意ノ如クナラサルモ彼我同シク共ニ其善美ノ樂ヲシテ益々盛大ヲ致サシメンニハ是レ又我徒ノ大ニ冀望スル所ナリ況ヤ又君ノ再游ヲ得ルニ於テハ其我國ノ音樂ヲシテ大ニ完良ニ進マシムル事期シテ俟ツベキナリ聊カ眷々ノ意ヲ表シ併セテ君カ涯リナキノ健康ヲ祈ラントス

明治十五年七月一日　福岡文部卿

〔手書き〕（『諸向往復書類』明治十五年一月～十二月下）

この日来賓の接待費として

サンパン	三拾貳本	一金拾七円
カステラ		一金貳拾円
上茶	壱斤	一金貳円
紙包煙百本入四箱		一金四円
合計	四拾三円	

が見積られている。続いて七月三日の夕方には、小石川植物園内新築館において送別晩餐会が行われた。招待者は専門学務局長、普通学務局長、同副長、会計局長、同副長、東京外国語学校長、同幹事、東京師範学校長、同御用掛、女子師範学校長、同御用掛、体操伝習所長、学習院長、伊澤修二、音楽取調掛員依田百川外五名、計二十五名、予算は百二十円と記録されている。メーソンは七月六日に任を解かれ、十三日横浜より帰国の途についた。賜暇休暇として再来日のつもりの帰国であったが、実際は解雇同様、以後日本を訪れる機会を得ることはなかった。

〔メーソン宛、明治十六年以降の契約についてその成否を問う書簡　伊澤修二による原文〕

十一月六日付、この原文は単に儀礼的な伺い文とも受けとれる。伊澤はメーソンから学び取るものは終ったという考えと、今後良き協力者として求め得る人であるかどうかという疑問をいだいていたようである。事実、内部では同日付で彼の解雇を決定し、十六日付で海軍省雇音楽教師、エッケルトに来校の交渉を進めるよう文部省に依頼していた。メーソンに渡った書簡は、原文の傍点の部分と〔　〕内を職務上差出人となった福岡文部卿によって削除された文面である。

一別以来未タ何等之御左右モ不得候得共爾来益御安全之儀ト遠察致候却説去六月中賜暇御申出之際返書中申進置候通賜暇期限之儀者去七月初旬若クハ中旬ヨリ向七八ケ月以内ヲ以テ御随意ニ御取極可相成儀ニ有之候得共其節豫而締約致置候通貴下再ヒ日本へ帰航ノ成否ハ健康其他ノ事情ニ属シ并ニ帰航ノ得失ハ来一千八百八十三年三月以後ニ係ル貴下之條約再締ノ成否ニ関シ候得者若シ貴下ニ於テ再ヒ日本へ帰航ヲ妨クベキ事情相起候歟又ハ当方ニ於テ該二月以後ニ係ル條約取結ヲ妨クベキ事情差起候時ハ速ニ可相報儀ニ有之且其事情ハ雙方共賜暇期限三ケ月前ニ通報可致儀ニ有之因テ當方ニ於テモ篤ト遂熟考候処九月以降實験ノ成績ニ據ルニ學校唱歌教授之儀ハ段々ノ御盡力ヲ以テ先ツ音樂取調掛助教員ニ而大概不都合有之間敷様被存且洋琴等之教授モ永井子ニ而一通リ差支無之様相心得候抑音樂取調掛創置ノ日タルヤ尚淺シト雖モ既ニ能ク前述ノ成果ヲ得ルニ至リシハ是偏ニ貴下在職中非常ノ御盡力ニ與リ候故ト深ク鳴謝ニ不堪候就テハ来ル一千八百八十三年三月以後者貴下ノ勞ヲ煩スルヲ要セズ且會計其他種々ノ都合モ有之該三月以後ハ貴下ノ條約再締致兼候様被存候ニ付先ツ該三月ニ至リ現條約滿限ノ後ハ更ニ條約ヲ継續セザル儀ト御承知相成度候〔故ニ賜暇期限後現條約残餘ノ期日（即チ来一月若クハ二月ヨリ同三月マデ）ハ僅カニ一ケ月内外ニ過ギザレバ此ガ為而已ニシテ貴下再ヒ日本へ帰航相成候儀ハ固ヨリ無益ニ属シ且實際不可出来事ニ有之候得者貴下ニ於テ別段御不都合無之儀ニ候ハバ該期日ハ賜暇中ノモノト看做候共又ハ該期日ニ就テハ條約取消ニ致候共當方ニ於テハ聊カモ異論無之儀ニ有之候間此儀ハ渾テ貴下ノ御便宜ニ属シ可申候〕尚御着郷後ノ事情モ承知致度旁以テ本書到達ノ上ハ早速御一報ヲ投ゼラレ候様期望ニ不堪候也

大日本明治十五年十一月

文部卿福岡孝弟

エル、ダブリュー、メーソン殿　〔手書き〕

（『音監經伺書類』明治十五年下、明治十五年）

〔メーソンから伊澤修二あて書簡　明治十五年十一月二十日付〕

この手紙は当時オーストリア領であったボヘミアから差し出されている。したがって音楽取調掛解雇の通知はまだ見ていない。自分の教科書改正と日本の音楽教育のために新資料を収集吸収する目的でヨーロッパを旅行していること、健康状態も非常に良いのでぜひ再契約して日本で働きたいと記している。

肅啓

野生　日本発航後既ニ數回御投翰與リ候儀ト相心得候得者着郷後更ニ発足歐洲周遊罷在候得共未タ其貴翰ヲ不得ルハ遺憾ニ堪ヘズ候

偖野生　儀ハ「メーン」州ニ罷在候家族共ニ面會致候後八月三十日ヲ以テ新約定ヲ解纜シ日耳曼ニ渡リ九月十五日「ハンボルグ」ニ着シ同府諸等ノ學校ヲ巡覧シ幼稚園ヨリ訓盲院ニ致ルマデ音樂教授ノ方法等訊禔ヲ遂ケ且高等ノ音樂演習會ニ臨ミ管絃樂ノ事項ヲ研究致候既チ即ニ送呈致候樂譜ハ助教員ノ為該地ニ於テ一ノ伶官ニ托シ撰定致候モノニ有之候

拙著米國出版音樂教科書校正ノ為新材料採集ノ側ラマタ日本音樂教育ノ為ニモ種々ノ材料採集致候此儀ハ特ニ恩命ヲ奉シ資料ヲ賜リ候モ同様盡力罷在候全体今般該材料採集ノ儀野生ヘ特ニ御委任無之儀ハ却テ御不利トモ相成候様愚考致候畢竟野生欧洲周遊ノ儀豫テ聢ト御承知相成居候ハヽ右ニ付御計劃ニモ相成候事件不少儀ニ有之候事ト在候

東京女子師範学校附属幼稚園ニ於テハ特ニ諸教員幷諸幼稚ノ篤キ御優待ニ預リ候御禮旁ノ為「ハンボルグ」ニ於テ方今天下第一ト申スベキ完全ナル幼稚園々制ヲ取調併セテ諸遊具等モ購入致候該幼稚園ハ今日海内一人ノ幼稚園師ナル博士「エドワード、ウェーブ」氏ノ設立掌理スルトコロニシテ同氏は實ニ「フロイベル」氏ヨリ直傳ヲ受ケ候人ニ有之候牌子ノ細工ハ都テ同氏ノ自作ニ係リ其説明モ亦同氏ガ英文ヲ以テ附述スルトコロニ有之候該細工物新調ノ為幷其他遊工ノ材料ノ採集ノ為同氏ヘ交付候金圓ノミモ殆ド五十弗ニ及候此等ハ即チ文部卿閣下御管理ノ幼稚園ヘ送呈可致心得ニ有之候該幼稚園ヘ送呈可致見込ノ贈品ハ惣金高ニテ殆ド貳百弗ニ相成候此等ノ品々ハ貴國人民ノ才器ヲ以テ模造複製スルヲ得ベカラザルハナキモノニ有之候若シ之ヲ模造複製セザルニ於テハ廣ク之ヲ活用スルノ途絶ヘ甚タシキ失費ノモノトモ可相成様存候

次ニ兼テ野生調印致置候條約之儀ハ来ル三月一日ヲ以テ満限ニ相成候得者モシ再ヒ日本ヘ歸航奉職致候ニ於テハ全ク新條約ト相成候様相心得候

依テ新條約之箇條ニ就テハ既ニ文部省ヘ呈書致候儀ニ有之モシ該箇條御採用ニ相成再ヒ日本ヘ歸航可致手順ニ相成候ハヽ幸甚之至有之候

野生病氣ノ儀ハ全快致シ健康ニ相成候得者日本ヘ再ヒ歸航ニ付此儀ニ於テハ聊カモ差支無之候

尤モ今後文部省ニ於テ野生條約継續難相成旨ハ兼テ締結ノ約條ニ依リ既ニ御文通ニ相成候事乎ト存候

若シ未タ右ノ御手順ニ相成居不申候ハヽ既ニ先便ノ書中ニ開陳致置候箇條ハ貴下ニ於テモ何卒御賛成被成下候様奉願候

尤モ奉職期限ハ三ケ年ト為シ給料ハ年俸銀貨四千圓并ニ日本ヘ渡航旅費銀貨五百圓本國ヘ歸航旅費同五百圓ヲ賜リ度候右ハ貴下ニ於テモ御驚不被成下様企望仕候全体ボストン友人モ渾テ野生年俸六千圓已下ニテハ決シテ條約再締不可致様望居候且又右友人モ野生儀モシ貴國ノ御為ニ相成候ハヽ右俸額ノ如キハ固ヨリ至當ニ有之加フルニ本國ニ於テモ野生俸給ハ右ノ金高ニ相成候様申居候

且野生儀向後日本政府ノ為ニ忠信ヲ盡スヘキ心底ニ有之候得者貴國人民一般ニ此意ヲ證明セン為「アメリカ」人民タル権理ヲ棄テ本國政府ノ保護ヲ受ケザル様可致儀モ既ニ申上置候得者是又御参覧被成下度候

若シ野生日本ヘ歸航致候ハヽ家族ノ儀ハ従来ノ事情ニ依テモ忽チ貴國人民ト親睦ニ相成候儀ト企望致候得共此等ノ者共ニ就テハ聊モ心配無之儀ニ相成可申ト存候

野生條約再締ノ成否ニ付キ貴下ニ於テ若シ未ダ御投翰ニ相成不申候ハヽ左記ノ宿所ヘ宛テ至急御発被成下候様奉庶幾候

マッサチュセッツ　ボストン

トレモント街十三番　ジン、ヘース組寄留

〔後略、歴訪した国・都市名が記されてある〕

千八百八十二年十一月二十日「オーストリア」ノ「ボヘミア」ニ於テ

エル、ダブリュー、メーソン

伊澤修二殿貴下

〔手書き〕（『音監往復書類』明治十六年下）

〔解雇通知に対するメーソンからの返信　明治十六年一月十五日付〕

謹啓

陳者野生儀長々歐洲周遊罷在漸歸郷仕候処御書到来罷在忙手拝見仕候御書中来三月後ハ野生條約継續難相成旨被仰聞委細奉拝承候尚貴國在留奉職中野生事業ニ付御懇篤之御言葉ヲ戴キ實以奉恐縮候唯〻野生儀更ニ奉職仕候ニ不相成儀ハ遺憾至極奉存候爾後野生身體ノ儀ハ至極健全ニ相成候ニ付此段御降慮奉祈候歸郷後ハ貴國教育之為殊ニ盲人教育之為種々計畫仕候事等御座候得共先ハ不取敢奉職中御懇情ヲ戴キ候御禮并ニ御懇書奉後旁捧愚札候頓首再拝

千八百八十三年一月十五日

在波斯敦　イル、ダブリュー、メーソン

文部卿福岡考弟殿閣下

（『音監開申書類』明治十六年）〔手書き〕

音楽取調掛では十六年一月、メーソン在職中の営に感謝して褒賞を贈ることになった。先の東京師範学校雇教師米国人M・M・スコット（三年余奉職金凡そ百円）と体操伝習所教師米国人G・E・リーランド（三年余奉職金九拾三円西陣織物）の例にならって大和錦（百四拾八円七拾五銭）に決定した。文部省はメーソンへの贈与を機に次のような賞与基準を設けている。

〔雇年限〕　〔賞与〕

二年～三年　百円～二百円

四年～五年　二百円～三百円

六年～七年　三百円～四百円

〔メーソンへの贈与伺い案〕

本掛雇教師米國人エル、ダブリュー、メーソン儀去明治十二年六月米國ニ於テ招聘ノ儀結約同十三年三月ヨリ今十六年三月マデ締約

奉職ノトコロ去十五年七月中賜暇ヲ以テ帰國ノ末今般彌解雇相成候ニ付テハ同人在職中職務勉勵ノ賞與トシテ相當ノ物品ヲ贈貽致度候抑同人儀去十三年三月本掛ヘ奉職以降生徒授業向ハ勿論諸事親切出精殊ニ同人就職ノ節ハ本掛創置ニ際スルヲ以テ諸般ノ事業ニ注意致シ側ラ管絃樂ヲ傳習シ和聲学講義ヲ授ケ加フルニ東京師範学校東京女子師範学校及学習院ヘ日々出張唱歌ヲ傳習シ殊ニ両師範学校ニ於テハ唱歌教授ヲ精究シ其他在職中拮据黽勉候ハ今日唱歌教授ノ事業ヲ保續スルヲ得ルニ至リ候一點ヲ以テ判然致候依テ去明治七年七月中東京師範学校雇教師米國人エム、エム、スコット及同十四年六月體操傳習所雇教師米國人ジョージ、エ、リーランド満期解雇ノ節奉職功績有之候廉ヲ以テ金圓凡ソ壹百圓ノ物品賞與贈貽相成候例モ有之彼此奉職創業ノ際ニ在テ苦心勉勵候ハ殆ト相同シキ者ニ有之候得共メーソン儀ハ特ニ職務ニ専心勉勵イタシ候者ト可申儀ニ有之依テ今般解雇ニ際シ慰勞ノ意ヲ表シ金百五拾圓以下ノ物品ヲ賞與致度存候尤モ右費額之儀者當年度豫算中ニ見込置候処過般減額ノ際控除相成候ニ付外國人俸給ノ科目中ヨリ流用支辨可致見込ニ有之候条前顯ノ事情御洞察至急裁可相成度候也

贈與品ヘ附書按

肅啓

貴下奉職中拮据黽勉其功不尠候ニ付文部卿ニ於テモ満足不淺依テ賞與トシテ（物品ヲ記入ス）贈與呈候条御領収相成度也

音楽取調掛

文部少書記官伊澤修二

明治十六年一月　日

〔手書き〕

エル、ダブリュー、メーソン殿

（『音監經伺書類』明治十六年）

メーソンへ贈与の経費は送料を含め一切で洋銀十五弗九十五セントかかったことが記録に残っている。だがこれを受け取ったメーソンは七十七弗五十セントの輸入税をかけられた。この件に対し音楽取調掛は十八年一月に別途予算を計上して彼に返却している（『緊要書類』明治十六年～二十年上）。

〔メーソンから大和錦に対する礼状　明治十六年五月三十一日付〕

謹啓

陳者野生儀御省ニ奉職中職務勉勵之御賞與トシテ文部卿閣下ヨリ思モ寄ラザル貴重美麗ナル御國産一品御惠投被成下難有奉拝受候尚再ヒ美麗ナル貴國ニ奉職スルヲ得ザル儀ハ不幸至極ト奉存候尤モ是トテ當國ニ於テ好事業無之ヨリノ儀ニハ無御座全ク従前ヨリ一層御用ニモ可相立儀有之候哉抔ト愚想候ヨリノ儀ニ御座候乍去爾後音樂取調所事業モ益隆盛之域ニ至リ加旃エッケルト氏モ奉職罷在候趣ニ承知仕候得者是而已遠悦至極奉存候猶今般御惠投被成下候美麗ナル御贈物ノ御禮幷奉職中未熟ナル事業ニ係リ恐入候御言葉等萬々ノ御禮何卒宜敷貴下ヨリ被仰上被下候様伏テ奉懇願候頓首

千八百八十三年五月三十一日ボストン府ニ於テ

エル、ダブリユー、メーソン

文部少書記官　伊澤修二殿

副伸野生　健康幷家族共健康モ最好ニ有之候間此段御降慮奉祈候美

麗ナル貴國ニモ投影致候東邦戦雲モ速ニ経過致シェンジェル・オフ・ピース（太平ノ曲）ノ日出國ニ永奏セラレン事企望ニ不堪候再拝〔手書き〕

（『音監開申書類』明治十六年）

メーソンは再びボストンを本拠に音楽教育者として活動し、伊澤修二への書簡を通して音楽取調掛の参考となる助言や日本での仕事を嘱望する次のような手紙を寄せていた（原資料は上伊那郷土館蔵。アメリカン・スクール教師D・ベーガー氏の解読）。

Boston, Dec. 5, 1884〔明治17年〕

My dear Mr. Isawa.

The organs have been shipped more than a week. They are made in Brattleboro, Vermont. The [(?)] have fallen into difficulty in their business on account of the death of the principal man in the Company. So they directed me to Mr. Carpenter who they knew to make good organs. I went to his factory and saw the kind of work they do, and was very much pleased in every way.

The English, Germans, and the French, are very jealous of the Americans, and if they had an opportunity they would speak lightly of our work. I hope if they do so, you will not be disturbed. Our work was good, so far as we went, and was on a good foundation.

My aim was to give your people the true instruction and let your people work it out in the Japanese way. I believe my plans were good and true, and your cooperation with me was above all praise.

Now if you had employed an Englishman he would have had everything English. If a German, he would have had everything German nomenclature and all. If a French man everything must have been French. But we at once put everything into Japanese.

Now how was it in my case as an adviser. In 1872, I visited France, Italy, Switzerland, Austria, Germany and England to look into their system of school and popular or National Music. In 1874 I visited England and Scotland again. Now you will not find another man, in all the world who has taken so much pains to learn all about this particular class of music as I have. Then on leaving Japan, I went directly to Europe, and made a more extensive visit taking into my journeys, Norway, Sweden, Denmark, also Germany, Austria, France and England, with the expectation of returning to Japan. Now I am very sure that you are continuing to pursue the right course for Japan, viz. to base the hope of reforming the national ear for the future music of Japan by means of the cabinet organ.

Therefore I attend to this matter of the organs for you with a great deal of pleasure.

It is the height of my ambition, after I have made proper promise for my family, to return to Japan with one or two expert organ makers to instruct such of your ingenious mechanics who may wish to learn, to make and repair cabinet organs. Of course, I have given up all hope of doing this under your government, but still hope to do

so in connection with the American Missionaries who are your true friends.

The plans for my going (to) Japan are complete and hope to be in your country within a year. I expect to spend most of this winter in New Orleans, so I shall see your exhibition there and shall take great interest in it. I expect to see Mr. Kuki on my way south. My health is good, so is that of Mrs. Mason, Katie and Mrs. Irish, with another little boy four months old.

With my best regards to Mrs. Isawa and any who remember me in our work.

I remain.
Your truly

Boston, June 8, 1885〔明治18年〕

Mr. S. Isawa.

My Dear Friend,

I have just returned from the World's Exposition at New Orleans, and find your letter of the date of April 16, 1885. Also a package containing "nail sticks, 3 music books and tuningfork."

I have also received the documents which I sent you, and a check for $77 55/100 from your Consul in New York on account of the present your Government kindly sent to me.

I congratulate you on the success of your Educational Exhibit at New Orleans—I think your exhibit stands among the very highest including France and the United States.

I am especially pleased with the success of Mr. A. Furukawa, Director of the Asylum for the Deaf Mute and Blind—I Kioto [in Kyoto?].

I visited this Institution while in your country, and was exceedingly interested in his work. I think he is one of the most remarkable and ingenious men as a Special Educator, that I have ever met with.

I understand that he has received a gold Medal for his Special Exhibit.

As to the musical instruments which I propose to send to you in return for those you turn over to me for the Great New England Conservatory of Music under the Direction of Dr. E. Tourjee: I would take the liberty to suggest:

1. That you consult Prof. Eckert as to what he will most need.

2. I should think you would need two valve French Horns and one or two oboies. It is not common to have two oboies in a small orchestra, but as your Court Musicians would manage those instruments so well, being accustomed to one of their own which is much more difficult to play, and as I understand, that is a favourite instrument with Mr. Eckert, I thought I would suggest them.

The wind instruments for orchestra must be first class

and all of the same system as to pitch. Mr. Eckert will know all about that:

I believe you have the best material as to men in the Court Musicians for a good European Orchestra in the world. You need a good teacher of stringed instruments like the Violin, Viola, Violonecello and Double Bass. Please write me and I will attend to your business with pleasure.

Yours, truly.
L. W. Mason.

伊澤修二の訳による次の書簡文は、留学間もない幸田延について報告してきたものである（遠藤宏著『明治音樂史考』一四二頁より転載）。

拝呈迂生等は幸田嬢と共に只今メーン府より歸着致し候。幸田嬢には亞米利加渡航以來壯健に有之、休暇前かなりの進歩を著はし、メーンに到着以來熱心に演習被致居候。當時は毎日二時間バイオリンを、一時間ピアノを練習被成且餘暇には彼の雙兒（註、メーソンの孫）にバイオリンを御教授下候まゝ其報酬として迂生が日本に携へ候品と同じ形の見事なる婦人持金時計を贈り申候。又嬢は去る十二日より音樂院に於て稽古を始め、バイオリン、ピアノの外にエメリー氏に就きハーモニーの稽古を被成候故に當時嬢の教師にはピアノには彼のピアノ彈奏家の王と呼ばれたるフヒールトン氏又バイオリンには世界に有名なるマール氏有之且エメリー氏はハーモニーに最も熟練なる教師中の一人に御座候。貴下に於ては拙者に係る訂正「ナショナル・ミュージック・コース」並に掛圖を御所持無之候はゝ御送附申上べく候間御遠慮なく御申越し被下度又幸田嬢の勉強被致居候樂譜御入用候へば御送可申上候。

御承知の事と存候得共當時ツールヂー氏は家族一同音樂院に住居罷在候得ば、幸田嬢を恰も家族の如く諸事御世話被成居候。嬢の話に由れば近頃日本の樂器製造人中風琴を製造する者往々有之候由誠に欣然の至に存候。貴國にては歐米各國より以前に義舌を製作候由（註、雅樂樂器笙の意か）其技術も隨分發達致居候はんが、低音の分を製作する事は至難の業に可有之又低音と高音との中間の音聲をして平均を得せしむることは困難に有之べく候。

當國にてはオルガンに適する笛を製造する工場有之皆器械を以て製作致居候。何事に依らず若し迂生にて間に合ひ候の事有之御遠慮なく御申付被下候はば誠に本懐の至に御座候。家内一同無事、御令閨様及び知己諸君へ宜しく御鶴聲被下度奉願候

一千八百八十九年九月十九日

明治二十九年（一八九六）彼は日本政府から勲四等に叙せられた。その前年、芝葛鎮、奥好義、上原六四郎、上眞行、辻則承、高嶺專子（旧姓中村）、加藤錦子、鳥居忱らが叙勲のための調査書を、高等師範学校長嘉納治五郎の諮問により作成している。この全文は『東京音樂學校同聲会雑誌』第五号（明治三十年前期）に転載されているが、現物を手にすることができなかったので『明治音樂史考』一四四～一四六頁より引用させていただいた。なお彼は叙勲後、この年の冬七十九歳で世を去った。

一、明治十三年來朝以來伊澤掛長を補けて唱歌の編纂に從事し教育的學校唱歌の基礎を確立した。在職中文部省取調掛編集の小學唱歌集初編、同第二編を完了した。取調掛では毎木、土兩日唱歌取調

日と定め、樂曲撰輯にはメーソン、掛員、助教全員、樂曲解剖には芝、内田、神津、歌作には里見、加部、鳥居、調和にはメーソン、永井が擔任した。材料の蒐集は廣く、歌題に意を注いで、日本人作詞者、稲垣千頴、里見義、加部巖夫等に原樂曲の精神及歌詞内容に關して懇篤な注意をしてゐる。作詞者作曲者名は唱歌集中に省略されてゐるが、伊澤先生の『唱歌略説』に明記されてゐたので、後世我々が知ることが出來たのであつた。

一、諸學校教授。東京師範學校、同附屬小學校、女子師範學校、同豫科、同附屬小學校、幼稚園、學習院等にメーソンは一人で教授してゐた。取調掛で十三年九月からは本務である傳習人教授に多忙を極め、唱歌、器樂（ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、管絃樂）を本格的に教へてゐる。

一、和聲學の特別講義。聽講者は助教上、奥、辻、東儀彭質（亡）、鳥居の五名であつた。

一、唱歌集中に自己の作曲を編入したのはたゞ一曲「五倫」（初編）があるばかりである。

「父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信あり」とその歌意困難なものであつたが通譯官御用掛文學士岡倉覺三に就き其意を尋ね、千思萬考の末作曲したと報じられてゐる。

一、作曲の奬勵。日本人作曲を奬勵すること甚だ熱心であつた。その一例として御用掛芝葛鎭の「大和撫子」「五常の歌」がある。共に初編に編入された雅樂調唱歌で、メーソンの稱讃措くあたはざるものあり、前者は米國の音樂雜誌に登載した位ひであつた。又伊澤先生は「皇御國」（加藤司書、加部巖夫作詞、第二編中）を壹越調律旋で作曲した。この曲は非常に立派な曲でメーソンをして感服せしめた。之等の人々及その後の人々が幾多の新作唱歌の名曲を後世に遺したことはメーソンの奬勵に因をなしてゐるとも言へよう。

一、唱歌練習に調名には「いろは」を附し階名には一二三（ヒーフーミー）を以てした。

一、教授の準備。氏は朝餐前、夕食後に餘暇のある限り、教材を自ら作製した。又ピアノの調律を行つた。着任後文部省交附のピアノ十三壹が箱詰のまゝ昌平館に保存してあつたので、それを調律したのであつた。尚文部省體操練習所にも一壹ピアノがあつたが、これもよく面倒を見に出掛けてゐた。

一、オルガンの製造組立を傳授した。これが我國洋樂器製造の最初であつた。勿論伊澤先生の方針に從つたのであるが、十三年から試作してゐた。

一、御前演奏。明治十四年五月二十四日　皇后陛下東京女子師範學校に行啓あらせられたる際、氏は特に拜謁仰付けられ、優渥なる令旨を賜はつた。

一、本邦音樂の嗜好。我國雅俗の音樂に理解をもつてゐた。特に箏の大家山勢松韻とは仕事の上で密接な關係にあつた。松韻作「新晒」荒木古童の「鹿遠音」を聽いて驚歎してゐる。明治十五年某月、米國軍艦「リチモンド」が横濱港へ來た際など、松韻古童等七、八名を連れて軍艦を訪問、日本音樂の神技を賞讃紹介した。そのために彼は五拾圓程自費を投じてゐる。

一、教育熱心であつた彼は、夏休みに旅行許可を得て日光中禪寺湖畔に避暑したが、夏授業をなす小學校へ出掛け、ヴイオリン（ママ）で唱

歌を教えてゐる。

一、樂器、樂譜の寄贈。歸國に際し、所藏の樂器、ピアノ一壹、オルガン五壹、ヴァイオリン、チェロ各一個を分與してしまつて、自分は一個のヴァイオリンを携へて歸國した程、清廉無慾の君子であつた。歸國後も女子師範學校附屬幼稚園に多くの恩物を寄送して來てゐる。

大正二年（一九一三）十一月十五日、東京市長は東京市立日比谷図書館主幹守屋三郎に対し、外国人でわが国に功労のあった人々を選出し、その人の履歴または小伝を作成して日比谷図書館に保存するよう命じた。音楽関係者ではメーソン、ディットリヒ、ユンケルで、メーソンについては叙勲のための調査書をもとに作成したことが記録されている。

日比谷図書館作成「メーソン氏功績」

メーソン氏ハ明治十三年三月来朝シ音樂教師トシテ文部省ニ雇入ラレ音樂取調掛長伊澤修二ノ命ヲ受ケ唱歌ノ編纂ニ従事セリ是レヲ教育的唱歌ノ嚆矢トス

氏ノ初テ来朝スルヤ直チニ東京師範學校同附属小學校女子師範學校同豫科同附属小學校幼稚園竝ニ學習院等ニ於テ自カラ生徒児童ニ唱歌ノ教授ヲナセリ而シテ当時未タ一人ノ助教アラス纔カニ通辨ノ力ヲ藉リテ一身數校ノ教授ヲ擔任セシハ決シテ容易ノ業ニアラス況ンヤ氏来朝日尚浅ク風俗自カラ異ナル所アリ人情隨テ同ジカラサル所アリ其人情同ジカラス風俗異ナル所ニ於テ新ニ試設ノ學術ヲ授ク又決シテ容易ノ業ニアラス

氏ハ國家ニ對シテハ誠忠個人ニ對シテハ敬愛其ノ為人ヤ所謂有道ノ君子ナリ其在職年間ハ僅ニ二年九ケ月（従明治十三年二月〔ママ〕至同十五年十月〔ママ〕）ニ過ギスト雖本邦教育的音樂ノ創制ニ当リ其基礎ヲ立テ其實効ヲ顯シヽコトニ至リテハ其功績實ニ著大ナリトス　〔手書き〕

（『外國人教師關係書類』明治三十二年～大正十一年）

（二）フランツ・エッケルト Franz Eckert　一八五二年（四月五日）～一九一六年（八月六日）

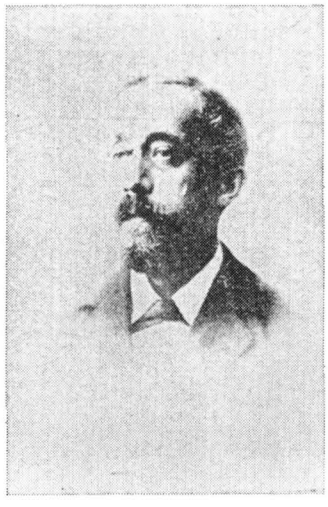

フランツ・エッケルト教師

ドイツ人フランツ・エッケルトは宮内省の『式部職欧州音楽教師雇入録Ⅰ』（自明治九年至三十二年）によると、明治十二年春、海軍軍楽隊教師として来日、ドイツ・プロシア国シュレジア州出身、月俸二百円で最初は二年間の契約であったが、数回更新している。住居は来日当時芝公園内から十七年頃に芝区伊皿子町六十七番地に転居した。音楽取調掛には明治十六年二月から十九年三月まで海軍省との兼務で出向した。彼の受持は管弦楽、和声、楽曲制作で、毎週火木の午後指導に当った。エッケルトの雇い入れに関しては、メーソンの解雇に先立ち準備されていた。次の文章は海軍卿河村純義へ宛てた交渉文である。

海軍卿河村純義殿

先年来當省ニ於テ音樂取調掛相設ケ學校唱歌幷管絃樂之事項等取調之為メ外國教師壹名相雇居候処過般同人帰國致シ事業上差支候ニ付貴省御雇音樂教師エッケルト氏當省ヘ兼務之後相叶候ハヽ大ニ都合ヲ得候事ニ有之候尤同人ヘハ和聲(ハーモニー)学質問管絃樂教授之事項等嘱托可致見込ニ付一週三回即チ火木土三曜日午後ヨリ出張相成候得者満足之至ニ候右向分之御差操ヲ以御承諾相成度此段及御照會候也

尚以本文御承諾之上ハ主務吏員差出該教師擔當事業幷手當等詳細御打合セ之上條約等可取計心算ニ有之候也

明治十五年十一月十七日

當省雇軍樂教師エッケルト氏御省兼務云々編第百二十六号御照會ノ趣承了然ルニ壱週三回出張ノ義ハ當省樂隊教授上差支候間一週二回ニテ御都合相成ル義ニ候ハヽ兼務差支無之候條御端書ノ趣等ハ當省軍務局ヘ御打合セ有之度此段及御答候也

明治十五年十二月四日　　海軍卿川村純義

文部卿福岡孝弟殿　　〔手書き〕

（『音監經伺書類』明治十五年下）

〔エッケルトと伊澤修二との条約書〕

今般文部卿ハ海軍卿ヘ協議ノ上海軍省軍樂教師獨乙人フランツ、エッケルト氏ヲ文部省ヘ傭入ルヽニ付音樂取調掛長文部少書記官伊澤修二第一方ニ在リ右フランツ、エッケルト氏第二方ニ在リテ取結フトコロノ條約左ノ如シ

第一條　前文フランツ、エッケルト氏ハ明治十六年二月十日（千八百八十三年二月十日）ヨリ同十七年三月三十一日（千八百八十四年三月三十一日）迄文部省音樂取調掛ニ傭ヒ絃樂及ヒ之ニ附属スル管樂ノ教授及本邦幷欧洲ノ樂曲調和ノ事項ヲ嘱托スベシ

第二條　前文フランツ、エッケルト氏ハ一週四時間即チ各火木曜日ノ午後二時間宛文部省音樂取調掛ヘ出張スベシ

但右四時間ノ内二時間ハ管絃樂教授二時間ハ樂曲ノ調和等ニ充ツベキモノトス

第三條　前文フランツ、エッケルト氏ハ右事業ノ報酬トシテ一ケ月ニ付紙幣壱百圓ヲ毎月末ニ受取ルベシ

第四條　前文フランツ、エッケルト氏ハ總テ掛長伊澤氏ノ指揮ニ従フベキモノトス殊ニ学科教授ノ時間及順序等ヲ定ムルノ権ハ掛長伊澤氏ニ在ルベシ

第五條　前文フランツ、エッケルト氏ハ其教授ノ事項ニ付充分其意見ヲ陳述スルヲ得ベシ然レドモ其決定ノ権ハ掛長伊澤氏ニ在ルベシ

第六條　前文フランツ、エッケルト氏音樂取調掛ヘ出張中ハ同掛制定ノ諸規則ヲ遵守スベシ若シ之ヲ遵守セザルカ又ハ他ニ不都合ノ行跡等アルトキハ海軍省ヘ照會ノ上條約ヲ解ク事アルベシ

第七條　前文フランツ、エッケルト氏自己ノ都合ニ由テ條約ヲ解カン事ヲ望ムトキハ少クトモ二ケ月前、掛長伊澤氏ニ通報スベシ然ルトキハ海軍省ヘ照會ノ上其望ニ應スベシ但第六條及七條ノ場合ニ於テ條約ヲ解クトキハ其日ヨリ報酬金ヲ交付セザルベシ

明治十六年二月十日　　〔手書き〕

（『音監經伺書類』明治十六年）

この条約はそのまま明治十九年三月三十一日まで更新された。

明治十六年一月廿二日エッケルト氏来所ニ付演樂手續書

エッケルトは音楽取調掛出向の決定後、下見聞に訪れたようである。

第一　和聲ノ部
　既習ノ分複習
第二　管絃樂ノ部
　君が代（是レハメーソン氏ヨリ傳習シタルモノ）
　〔現行の〈君が代〉ではなく『小學唱歌集』中のもの。しかし歌詞は同一〕
　マーチ（是ハ此頃航来シタルモノニシテ未タ傳習ヲ受ケサルモノ）
第三　箏胡弓ノ部
　思ヒ出レバ　箏　幸田
　　胡弓　林
　若紫　箏　遠山、山勢
　　胡弓　幸田、林
第四　新曲調和ノ事
　在来日本ノ分（御所車、六段）
　新作ノ分　（天津日嗣、大和ノ國ハ）
第五　洋琴ノ部
　ヅエット　幸田、遠山
　〃　市川、高坂
　以上　〔手書き〕

（『音樂取調掛奏樂錄』明治十六年）

明治十九年、音楽取調掛解任後二十一年三月海軍軍楽隊専務も解かれ、宮内省雅楽課専務となった。この間にドイツ皇帝からプロシア王室楽長の称号を授与されている。三十二年宮内省を辞したあと同時に勲六等に叙せられた。同年四月一時帰国の後朝鮮季王家楽長に就任（一九〇一年）、大正五年（一九一六）八月六日当地で没。お墓は京城郊外にある（中村理平氏の調査による）。

附属図書館には、エッケルトによる小学唱歌の箏編曲および和声づけの原稿が保存されている。それは二つの包みになっていて、一つは「唱歌箏單音及諸重音」と記され、もう一つは「複音以上唱歌箏和聲エッケルト氏調和原本」と記されている。エッケルトは日本の伝統音楽に非常な興味をもち、「小學唱歌集」第三編の編纂に加わって、和声づけのほか日本楽曲の西洋旋法採譜なども行った。伊澤修二はエッケルトに「和洋音樂を折衷して國樂を興す」仕事の良き協力者となることを求めた。これらの編曲は、その一助となる音楽を作る目的の一端であって、エッケルトに託した仕事と見ることができるであろう。なおこの目的の試みとして F. von Flotow (1812–1883) の〈Jubel Ouvertüre〉箏二面合奏の編曲および Johann u. Josef Strauss の〈Pizzicato Polka〉箏三面のための編曲原稿がある。

(三) ギヨーム・ソーブレット Guillaume Sauvlet（生没年不詳）

ソーブレットは明治十九年四月、エッケルトの後任として音楽取調掛に雇い上げられた。しかし彼は必ずしも音楽取調掛が望む人材ではなかったようである。前任のエッケルトについては、海軍省との兼務であるため一週四時間しか受け持てない実状を理由にエッケルトの契約を打ち切り、イタリアに管弦楽専門の教師を求める願い書を十八年四月二十一日付で文部卿大木喬任へ提出していた。ソーブレットの雇用はこの間の暫定的な措置と思われる。ソーブレットは一八八五年に来日したマスコット歌劇団とエミリー・メルビル歌劇団のピアノ伴奏者であった。横浜

でたびたびピアノ演奏会を開き、当地ではかなり名が知られていた。升本匡彦著『横浜ゲーテ座―明治・大正の西洋劇場』一一二～一一三頁（横浜市教育委員会発行）によると、ソーブレットが横浜に住むようになったのは左記の歌劇団来日以来と推定されるが詳細は不明である。ジャパン・ダイレクトリーに横浜居住として彼の名が記載されるのは、一八八六年版から一八八九年版までの四年間だそうである。横浜山の手に住み、毎週月水金の三日、東京上野に通っていた。



エミリー・メルビル歌劇団とともに来日のソーブレット。ワーグマン筆。1885年11月

音樂教師雇入レノ儀ニ付伺

本所音樂傳習生徒之儀追々學業進歩之域ニ進ミ既ニ夫々専門樂器傳習致居候者モ有之該傳習生徒将来成業之儀ハ大ニ教師之良否ニ關シ候處未タ適當之教師ヲ不得甚タ差支罷在候就而者次學期ヨリ月俸凡銀貨四百五四拾円以上内三百円以下ノ見込ヲ以テ管絃楽専門ノ教師ヲ以太利國ヨリ大凡ソ三ケ年間聘用致度右裁可ヲ得候上ハ聘用之儀紹介手續等更ニ可伺出候得共右用之儀ハ本所経費中ニテハ支弁難致候間別途御交付相成度候尚次學期モ既ニ切迫ノ儀ニ有之候得者至急裁可相成度此段相伺候也

明治十八年四月廿一日

音樂取調所長
文部省書記官伊澤修二

文部卿伯爵大木喬任殿

追而海軍省ヨリ兼傭致居候エッケルト儀ハ其授業時数僅ニ一週四時間ニテ如何共致方無之加フルニ来十九年三月限リ満期ニ相成候得者其際解雇之見込ニ有之候也

〔手書き〕

（『参考書類』明治十八年）

肅啓

今般當音樂取調所ニ於テ管絃樂器專門教師一名伊太利國ヨリ傭入致度候ニ付右傭入之儀大木文部卿ヨリ閣下へ及御依頼候処豫テ御承知之通當音樂取調所ノ儀モ追々事業進歩致シ既ニ聊專門樂器モ傳習致居候得共未タ適當之教師ヲ不得候ニ付御駐箚地ヨリ善良ノ人物聘用致度省議ニ有之将又當所ニ於テ右ヘ教授嘱托見込ノ箇條ハヴィオリン、ヴィオラ、ヴィオロンセロ、ダブリューベース等ノ如キ絃樂器、和聲ノ理論及実地幷管樂器一般ノ教授ヲ掌トル教師ニ命スベキ旨條約案中ニモ記載致置候得共固ヨリ以上教科ノ專門樂器教授ノ任ニ堪フベキ学力ヲ一人ニ望ミ候儀ハ大ニ困難之儀ト想察仕候依テ右望之通ノ学力ヲ有シ聘ニ應シ候者有之候得者大幸之儀ニ有之候得共若シ萬一否ザレバ管樂器教授ノ学力ヲ欠キ候者ニテモ無餘儀次第ニ有之候乍去本邦之儀ハ豫テ御熟知之事情ニ有之候得者特ニ一樂器一科目ノミニ長シ居リ他ノ樂器ニ就テハ一向不心得者ニテハ甚タ不都

合ニ有之又音樂技術上ニ於テハ申分無之者ニテモ訓練教授上不親切ナル者ニテモ甚タ不都合有之且言語等之儀モ本邦ノ現情ニテハ特ニ伊太利一國ノ語ノミニテ他ノ國語ニ心得無之者ニテモ當惑致シ候ニ付少クトモ英、佛、獨中ノ一國語ニハ通居候者ヲ企望致候儀ニ有之候間右等之邊篤ト御諒察之上適當之者御周旋被下度此段小官ヨリ更ニ懇請任候敬具

明治十八年七月十九日　　本所長
伊澤修二

在伊國
田中特命全権公使宛

（『外國人教師關係書類』明治十八年～三十二年）

〔ソーブレットの条約書〕

この条約文は、明治十九年四月に契約した一年間が満期となり、引続き翌年三月までの更新契約書である。音樂取調掛ではソブレーと発音していた。

日本文部省總務局長文部次官辻新次第一方ニ在リ和蘭人プロフエスール、デウ、ピヤノ、「ジー、ソブレー」氏第二方ニ在リ取結フトコロノ條約左ノ如シ

第一條　前文「ソブレー」氏ハ明治二十年（千八百八十七年）四月一日ヨリ同二十一年（千八百八十八年）三月三十一日マテ一ケ年間文部省總務局所屬音樂取調掛ヘ雇ヒ唱歌、洋琴、風琴、絃樂、管樂、和聲、樂曲製作ノ理論及實地教授ヲ嘱托スヘシ

第二條　前文「ソブレー」氏ハ毎週月水金ノ三日前文音樂取調掛ヘ出頭スヘシ但授業時間ハ一日五時ヲ限リトス

第三條　前文「ソブレー」氏ハ給料トシテ一ケ月ニ付日本紙幣貳百七拾五圓ヲ毎月末ニ受取ルヘシ

第四條　前文「ソブレー」氏ハ總テ第一方ノ指揮ニ從フヘキモノトス殊ニ學科教授ノ時間及ヒ順序ヲ定ムルノ權ハ第一方ニ在ルヘシ

第五條　前文「ソブレー」氏ハ其教授ノ事項ニ付充分其意見ヲ陳述スルヲ得ヘシ然レトモ其決定ノ權ハ第一方ニ在ルヘシ

第六條　前文「ソブレー」氏ハ疾病ニ罹リ三十日間引續キ其職ヲ廢スル事アルトキハ此條約ヲ廢シ其翌日ヨリ給料ヲ相渡サヽルヘシ

第七條　若シ第一方又ハ第二方ノ者各自ノ都合ニヨリ此條約期限前ニ解約セン事ヲ欲セハ少クトモ三ケ月前ニ其旨ヲ他ノ一方ニ通知スルトキハ之ヲ解約スルヲ得ヘシ但本條ノ場合ニ於テ條約ヲ解クトキハ其翌日ヨリ給料ヲ相渡サヽルヘシ

東京ニ於テ
明治二十年（千八百八十七年）三月三十一日
日本文部省總総局長文部次官　辻新次
和蘭人　ジー・ソブレー

〔手書き〕

（『外國人教師關係書類』明治十八～三十二年）

ソーブレットには次のような日本を題材にした作品がある。
〈日本皇帝に捧ぐ〉“A Majeste L'Empereur du Japon”, G. Sauvlet（一八八六）
〈日本ワルツ〉“Nippon Valse”, G. Sauvlet（一八八六）

二　音楽取調掛員

この項の資料は自筆による『舊職員履歴書』を中心として、音楽取調掛および東京音楽学校の在職中に関する資料に限った。

伊澤修二（いさわ　しゅうじ）　長野県士族、音楽取調掛長・東京音楽学校初代校長

伊澤修二に関しては音楽取調掛の事業すべてが彼の資料となるので、ここでは履歴書のみに留める。



アメリカ留学当時の伊澤修二
写真提供者 Dr. Bruce D. Wilson, Curator ABA Research Center Hornbake Library, University of Maryland

履歴（要約）

嘉永四年（一八五一）六月二十九日信濃国上伊那郡高遠町に於て生る。

幼年より旧高遠藩学校進徳館に入り和漢の學問を修め後同校教員及寮長となる。

明治三年（一八七〇）高遠藩貢進生に選ばれ大學南校に入り同校の科程を修める。

同五年（一八七二）九月三日文部省（十一等）に出仕し第一番中學監事を命ぜられたるにより退學す。

同八年（一八七五）六月十九日愛知師範學校長に任命される。七月八日米國に派遣せられ同國麻沙土設（マサチューセッツ）州官立ブリッヂヲートル師範學校へ入り師範學科を修める。

同十年（一八七七）七月卒業、次いでハーバルト大學に入り理學諸科を修める。

同十一年（一八七八）明治九年調査のマサチューセッツ州教育制度調査の結果を『米國學校法』と題して文部省より出版。四月八日「學校唱歌に用ふべき音樂取調の事業に着手すべき見込書」を目賀田種太郎と連名にて文部大輔田中不二麿に上申す。五月二十一日アメリカより帰國。六月「唱歌法取調書」および「掛圖解説」を文部省へ提出。六月十七日東京師範學校へ雇われる、一ケ月金九拾圓宛交付。八月二十三日文部省學務課兼務。十月十六日東京師範學校長補を嘱される。十月二十五日文部省内に体操傳習所を創設、「新体操法実施」についての構想を発表。

同十二年（一八七九）三月八日音樂傳習所設置の意見を発表。三月二十二日東京師範學校長の任を嘱され一ケ月金百圓交付される。九月新体操法実施の成績報告書を提出。十月七日文部省内に音樂取調掛を創設、御用掛を申し付けられる。十月三十日音樂取調に付見込書を文部郷寺島宗則へ提出。

同十三年（一八八〇）四月アメリカより恩師メーソンを迎え、取調事業に着手。

同十四年（一八八一）六月二日任文部少書記官。八月三十日叙従六位。十月二十六日音樂取調掛長を仰せ付けられる。

同十五年（一八八二）一月音樂取調事務大要を作成して福岡文部郷に上申する。四月會計局副長を免ぜられ、編輯局副長を仰せ付けられる。

同十七年（一八八四）九月十五日秋田山形両縣下學事巡視。

同十八年（一八八五）四月三十日任文部権大書記官。六月五日叙正六位。

同十九年（一八八六）三月三日任文部省編輯局長。四月十日叙奏任官二

等。
同二十一年（一八八八）一月二十七日兼任東京音樂學校長、叙奏任官二等。
同二十二年（一八八九）十一月二十九日大日本帝國憲法發布記念章受領。
同二十三年（一八九〇）二月十一日國家教育社を創立。六月六日東京盲啞學校長兼任を仰せ付けられる（九月十日まで）、叙奏任官一等。
十一月二十九日奏樂堂において「帝國議会開院」につき祝辞を述べる。
十二月二十六日叙勲六等賜瑞宝章。
同二十四年（一八九一）六月十三日東京音樂學校長非職を命じられる。翌日辞表提出。

伊澤修二氏非職となりし理由

去る十二日の事とか芝紅葉館にて大木文部大臣新任披露の宴會を開かれたる際伊澤修二氏は文部省が從來統一を缺ける所以を直言して大木新大臣に其の弊を改められたしとの希望を述べたるに何か言葉の行掛りより辻文部次官との口問答となり果ては互に腕力にも及ばんずる勢なりしに其の座に居合す人々は頻りに双方をなだめ其の場は一先づ無事に治まりし由なりしが翌日伊澤氏は音樂學校に在りて何心なく稽古を始め居たる際大臣の秘書官より前夜酔中の過言と辻次官に謝すべしとの注意を書面にて送り越したるを元來一徹の伊澤氏なれば容易に之を承引く様子もなく直ちに内閣に赴き大木大臣に面會を求めしも已に退出の後なりければ更に其の官宅に赴き色を正して滿腔の不平を吐露し殊に小學令若くは小學校設備準則の如きは僅々二三人の秘密會議にて決したるものゆゑ他日地方より伺ひ出る疑点に對しての指令も省中の人々其解釋を異にするより自ら指令の精神まち〳〵に流れ如何とも爲し難きに至るべし云々と滔々と述べ出でたるに大木大臣は夫は兎も角暫くは現今の地位に勉強し呉ずやと慰諭する處ありしも伊澤氏は斷じて彼等とは椅子を並べ難しと答へて立ち歸りたるに其翌日に至り終ひ非職の沙汰を蒙るに至りたりと云

（『讀賣新聞』明治二十四年六月十七日）

伊澤修二は一般の誤解を解くため『國家教育』第十号（明治二十四年七月十二日、社員通信の欄、三十五～三十六頁）にその真相を寄稿した。

本社長伊澤修二氏通信

客月十三日小生非職の儀に付早速諸君より御見舞被下深く奉謝候右に付種々御問合の次第も有之候へ共一々御回答も難致に付先以當時往復の書面を左に掲げ御一覽に入れ申候

六月十三日午後六時頃非職の辭令を領せし際小生より辻新次氏に送りたる書面は左の如し

拜啓仕候陳は小生儀今日非職被命候閣下には年來御厚誼相蒙り候處近來教育事業統一の點に就き意見を異にするに至りたるは誠に遺憾の至りに御座候乍併小生教育上の素志は從來と毫も異なる所無之候間不相變御交際被下候はゞ大幸の至りに御座候敬具

其翌十四日辻氏より一封の回答書を送られたり今同氏の承諾を得て其本文を左に掲ぐ

拜見貴君今般非職を被命候に付御懇書を領し所謝に候然る所貴君には年來別して御厚誼を蒙り居候に付甚だ遺憾の至りに御座候得共職務上不得止儀如何とも致し方無之候併向後とも不相變御交際被下何事も御心添被下度切に希望仕候先は貴酬迄早々下悉

右の往復文御照覧被下候はゝ辻氏と小生とは全く公務上の點に就き意見を異にしたる次第にて教育上の私交に就ては少も從前と異なり候事無之は明瞭に候間諸君にも宜く御諒察被下度候偖其後十六日朝に至り國會新聞、都新聞、東京新報等に小生非職に關する顚末なりとて記載せし事項相見候其中東京新報に掲載せし記事の如きは大に事實を誤りたるものと認め候に付早速永井久一郎氏に宛て右記事は大に事実を誤り小生一身上の迷惑も不少且去る十三日午後大木文部大臣に面謁直に意見上陳候節同大臣の應答に據るも小生非職の理由は右記事の如き次第に無之は明白と被存候へは何卒十分事實を明にするの効力ある方法を以て右取消の御處置相成間敷哉否ざれば不得止小生より逐一の顚末を公示するの外無之と存候旨を申送候處同日午後永井氏より回答ありて文部省より非職の理由を新聞紙上に記載せしむる儀は難相成小生に於ても非職に關する顚末等を公示することは難出來筋と考られ候申來候

右の如き次第に付小生當時の顚末を通報致し候事は德義上愼まさるを得さる儀と存候間乍遺憾詳細の事情は難申上候間宣布御推察被成下度候頓首

東京音楽学校を退いてのち、二十五年（一八九二）三月『小學唱歌集』全六冊を出版した。翌二十六年、伊澤修二の薫陶を受けた教え子有志は彼に紀恩章を贈った。それは表面に天の岩戸鶏鳴の図、裏面は楽器と花紋を彫刻した直径六センチ余りの金牌である（『音樂雜誌』第二十九号、明治二十六年二月）。

明治二十八年（一八九五）五月伊澤は台湾に渡った。台湾総督府学務部長として、同地の日本語（国語）教育に力を入れ、『日清字音鑑』『日台小字典』などを編集した。三十年（一八九七）貴族院議員。三十六年（一九〇三）樂石社を創立（英語音、支那語音、台湾語伝習、視話法、吃音矯正、方言矯正、唖子発音等諸科伝習規則を設けて、希望者を訓練する機関）、以後貴族院議員としての活躍と並行して台湾教育および吃音・聾唖者の矯正事業に生涯を投じた。大正六年（一九一七）五月三日脳出血のため没す。六十七歳。昭和十三年（一九三八）四月、長野県上伊那郡高遠町の生家前に、東京音楽学校同声会によって「伊澤修二先生出生之地」という碑が建てられた。

伊澤修二著（訳・編）書目録

『教授眞法初篇』（輯訳）　明治八年十月二十四日
『生種原始論』（翻訳）Huxley's Lectures on Origin of Species　明治十二年十二月
『學校管理法　正編』　明治十五年八月
（續編　明治十五年九月・正續合卷　明治十五年十月）
『教育學　上卷』　明治十五年九月
（下卷　明治十六年四月・上下合卷　明治十六年十二月）
"Director of the Institute of Music"　明治十七年二月
『小學唱歌集』（編輯）三卷（ほかに『唱歌略說』）　明治十四年十一月～十七年三月
『進化原論』（翻訳）　明治二十二年
『音樂取調成績申報要略』（編輯）　明治二十四年三月二十七日
『帝國憲法圖解』　明治二十四年四月
『聖論大全』（編輯）全四卷　明治二十五年九月～二十七年十一月
『生理的心理新說　上卷』　明治三十二年（下卷は未刊）
『日清字音鑑』　明治二十八年六月
『日台小字典』（編輯）　明治三十一年十二月
『視話法』　明治三十四年四月二十九日
『視話應用清國官話韻鏡及同意字解說書』　明治三十七年十二月

（このほか『視話應用音韻新論』『視話應用東北發音矯正法』）
『同文新字典』（漢字統一会編）　明治四十一年八月
『發音練習會話篇』　明治四十二年七月
『視話讀法』　明治四十二年八月十二日
『視話應用國語正音法』　明治四十三年六月
『吃音通信矯正傳習』　明治四十四年
（このほか『國定小學讀本正讀法』『吃音矯正練習書』
いずれも明治四十四年）
『支那語正音練習書』　大正四年八月
『支那語正音發微』　大正四年十月
『視話應用支那語正音韻鏡』　大正五年三月
『視話應用支那語正音法』　大正六年四月
その他、教科書（『小學唱歌』『小學讀本』など十八種）、校閲本二十四種

昭和十四年十一月二十四、五の両日、奏楽堂において教育音楽研究大会が行われ、その二日目の午後伊澤多喜男、鈴木米次郎、永井幸次の三名によって伊澤修二の思い出が語られた。次の談話はその抄録である。人間伊澤修二の素顔を垣間見る思いがする。また明治十年代から二十年代にかけての東京音楽学校の状況をつかむことのできる貴重な資料である。

伊澤多喜男（明治二年～昭和二十四年〔一八六九～一九四九〕）は十人兄弟（姉妹）の第九子、修二は第三子で修二からみると下から二番目の弟である。台湾総督、東京市長、勅選貴族院議員として政界で活躍した。

鈴木米次郎（明治元年～昭和十五年〔一八六八～一九四〇〕）は明治二十一年（一八八八）東京音楽学校を卒業、東京師範学校の教師を経て二十六年から三十七年まで東京音楽学校の教務嘱託となった。

永井幸次（明治七年～昭和四十年〔一八七四～一九六五〕）は明治二十九年（一八九六）東京音楽学校専修部を卒業、静岡師範学校、鳥取中学校教諭を経て大阪に居を定め、大正四年十月大阪音楽学校を設立、同学校の校長として大阪の音楽文化向上に尽力した。「関西音楽界の父」と称されている。

貴族院議員　伊澤多喜男

〔前略〕修二は私の兄でありますけれども、實際は親のやうな關係であります。私の父が早く歿くなりましたので、私は殆ど子供の時からして修二に育てられたのであります。私と修二とは十八年も違ふのであります。で私は明治八年に父に伴はれまして、さうして修二の在職して居る名古屋に出たのであります。其時に修二は官立の愛知師範學校の校長をして居りました。明治七年からでありますけれども、私の參つたのは八年であります。其時に私の多少音樂に關係する記憶と云ふものを申上げれば、私は丁度七つの年と記憶します。兎に角其の愛知師範學校に私は入つたのでありますが、そこで私は初めて學校で唱歌と云ふものを習つたのです。唱歌と云ふ名前であつたかどうか記憶しませんが、唱歌と云ふものを習つたのは明治八年に愛知師範學校の附屬小學校の子供として習ひましたのが初め。それはどう云ふものかと云へば、「蝶々、蝶々菜の花に止まれ」斯う云ふ歌であります。之を私は愛知師範學校の附屬の子供として習つた。是は甚だ可笑しいのですけれども、私は子供の内からどうも音樂の天才であつたらしいのです。能く姉の背に負ぶさつて……、貧乏士族の子ですからして、姉の背中に負ぶさつて、さうして頻りと姉が當時の俗謡など歌ふのを小さな三つ四つ頃からして直きに覺えて、さうして眞似して居たものださうです。で今のやうな事で、明治八年頃兒の所へ行つて兎に角學校で歌を教へられたと云ふことですからして大變に得意であつたらしいのです。其の時分の事を申上げますと云ふと、一體侍ひと云ひますか士族と云ひますものは、歌を歌ふと云ふやうな事は非常に擯斥されたものです。彼奴はどうも歌を歌ふ、丸で話にならんぢやないか。是がまア其の當時の考へ方です。一體學校で歌を歌ふのは何の爲だらう、歌を歌ふのは藝者か賣笑婦でなくては歌はないものだと思つて非常に卑しんだ次第です。是は日本が一體どうしてさう云ふ風になつたかと云ふことは色々研究しなければならぬ

事だと思ひますれども、孔子が禮樂を以て世を治めると云ふことを云つて居られたに拘らず、當時の封建時代と云ふものは非常に禮樂と云ひますが、音樂或はもう少し普通の言葉で云へば、歌を歌ふとか三味線を彈くとか云ふことは墮落の極だ、斯う云ふ風に考へた。今でもさう云ふ考へをする人が相當に多いと思ひます。さう云ふ時代に、私の兄が學校に唱歌と云ふものを持つて來たのは明治七年です。現に私はそれを習つた。さう云ふ事實を御話します。

それから兄は明治七年八年愛知師範學校の校長をして居りましたが、まア當時の政府に認められまして、さうして教育學科取調と云ふ命を受けましてアメリカへ派遣されました。それは留學ではありません。要するに教育の學科と云ふ事は教育制度と云ふ風に申した方が宜いか知れません。何と云つたか、傳記の中に書いてありませうが、兎に角教育制度の取調と云ふ名前を掲げましてアメリカに派遣されました。さうして其の時目賀田種太郎君なども一緒に行かれたのであります。目賀田君は留學生の監督に行かれました。私の兄は學生ではありません、役人であります。役人として教育取調の爲に派遣されたのであります。さうして教育を取調べると云ふことの爲には高等師範學校に入れば宜しいと云ふ風に考へて、それでブリツヂオーターの師範學校に入つたのであります。其時に音樂以外の學科は常に先づ一番か二番位の非常に好い成績でありました。所が音樂だけは丸きり點數を附けられん、要するに音樂と云ふことに就ては丸きり理解が無い。それでどうしたかと云ふと、日本人は音樂と云ふものに就ては全く無能力であるからして、お前は氣の毒だからして音樂の學科は免除してやると云ふことを云はれたのでありますが、彼は非常に殘念がつて、さうして何とかして自分は他と同じやうな扱ひを受けたいと非常な努力をしたのであります。非常に努力をしてさうして兎に角先づ相當の成績を音樂に於ても擧げて立派に學校は卒業しましたが、其の時に私の兄を指導して呉れたのはメーソンと云ふ先生です。此の方が非常に立派な音樂教育家であつたのであります。音樂家であつたかどうか知りませんが、音樂教育家で兄は此のメーソンと云ふ人に指導されて、實に立派な教育家だと云ふ風に考へまして後日日本へ同氏を招聘したのであります。さうして日本人と云ふものは丸で音樂に附ては無力だと云ふことはない、又所謂情操教育から云つて音樂と云ふものは非常に大事だ、先刻云つた禮樂を以て世を治めると云ふことから云つても非常に大事だと云ふので、非常に音樂と云ふ事に就て熱を持つたのであります。

そこで明治十一年でありますか内地に歸つて參りました。さうして今日の高等師範學校の教頭のやうな地位に就いたのであります。所謂アメリカ歸りの非常に教育の研究をして來た人間でありますからして、當時非常に重要視されたのであります。それで今日の師範教育と云ひますか、先づ其の創始者と云ふのは私の兄であります。

で茲で申上げますが、私の兄は、私から申すと烏滸しいのですけれども、所謂物の創造、クリエートすると云ふことに就ては非常な偉い人だと思つて居るのであります。例へば音樂、例へば體操、例へば聾啞教育、例へば師範教育は無論の事でありますが、それからして國民精神教育外地の教育卽ち臺灣教育とか、兎に角教育と云ふ方面から行きまして各方面の事は私の兄が全部創始したと云ふ風に私は申して差支へないと思ひます。晩年になつて今の吃音矯正と云ふやうな事もやりましたが、是は彼のやつた仕事の内の實は一端で、是は所謂音韻學と云ふものゝ一つの適用と申しますかアツプリケーションに過ぎない。世の中では伊澤修二と云ふと、何か吃音矯正の先生のやうに考へて居る者がありますけれども、左樣なものではありません。ほんの音韻學の一端の現はれで、吃音矯正と云ふやうな事は唯一つの現はれで、東北などの訛音矯正、訛の矯正と云ふやうなこと。それから尙ほ擴がつて行きまして、私の兄が終ひ迄熱心にやつたと云ふことは所謂人類愛と云ひますか、其の現はれと思ふのでありますが、詰り支那語の統一を圖ること、是は私の兄が數十年努力した事であります。どう云ふ動機であるかと云へば、詰り支那と云ふものは四百餘州で四億の民衆が居る。所が支那人がお互に話をしようと云ふ時には丸で話が出來ない。例へば福建の者と廣東の者とは言葉が違ふので話が出來ない。北の者と南の者は無論出來ない。彼等が互に話をする時には英語を使つて居ると云ふ。

誠に氣の毒千萬な事です。是は支那の四億の人が氣の毒である、何とかして支那に持つて行つて基礎的にスタンダードランゲージと云ふものを與へたいと云ふことを私の兄が考へて居つた。それが自分が非常な長い二十數年間の時を費し、さうして甚だ金持ではなかつたのですけれども、自分の私財を投じて支那人とか臺灣人とか、それからして東亞同文書院の卒業生と云ふものを使つて、數十年努力をして、それを完成した。完成してそれで死ぬ前年に滿洲に行きました。さうして支那人を集めて之を講習し、內地人も此の中に居りました。之を實際やつて見て非常に成績が好かつたと云つて兄は喜んで、來年はもつと行つて、來年再來年、自分の生きて居る間に此の仕事を完成して、さうして支那の國民に共通の國語を與へてやらう。是は私の兄が死ぬ迄やりました。其の死ぬ時は兄は腦溢血に罹つて死んだのでありますが、其時に書いた絶筆があります。それにはずつと今のやうな事を書いて、自分は斯う云ふ事をやつて來た、是は完成した、さうして今年になつて實地に試みたが大變成績が好かつたと云ふ事を書きまして、さうして微意のある所を察せられたしと書かうと思つた時には迚もいけなくなつて、其の先が書けなくなつて筆を投げて殪れたのですが、所謂非常に大きな人類愛と云ひますか、さう云ふやうな考へを終始持つて居つた。でそれが唯だ何か氣紛れに、一時何かやると云ふことではなく、完成する迄は何處迄も行かうと云ふ考へであります。總ての努力をそれに傾注して行く、さうしてやつて行つたのだと私は考へて居るのであります。

私の兄は非常に氣の短い人間で、彼是と云ふと直ぐに腕力を出す、斯う云ふ風に云はれて非常な氣短かな人間だと云ふことになつて居ります。私は子供の時に、殆ど明治七年からして兄の膝下に居り、其後又東京に來ましてもやはり兄の家の玄關番をして居りましたが、幾度び毆られたか知れません。殆ど鐵のやうなものです。叩かれて〳〵私は實は何と云ひますか、鋼のやうになつたかも知れません。どの位叩かれたか知れません。確かに能く腕力を揮つたのであります。自分の弟を毆り附ける、それは尤もでありますが。弟ばかりではないのです。實に自分の長官なども幾度びか毆つて居るのです。（笑聲）さうして同僚は無論のこと、殆ど伊澤と一緒に勤めて取つ組合ひをしない人間は無いだらうと云ふ位によくやつたのであります。或る時には品川彌二郎さんの農商務大臣の時でありましたか、大分昔の事でありますが、其の品川さんの書生をして居つた人の話であります。二階の梯子段からガタ〳〵と何か轉がつて落ちて來た。どうしたのだらうと思つた所が、品川彌二郎さんと伊澤修二の二人が取つ組合ひをして梯子段の上から轉がり落ちて來たと云ふ逸話が殘つて居るのであります。それだから詰り上だらうと下だらうと、下の者とも能くやる。貴君方御承知か知らんが、私の同鄕の者で法學博士の高橋作衛と云ふ私と殆ど同期の人間です。後に法制局長官になつたり、それから貴族院議員にもなつたりして遂ひ二十年程前死んだのです。私の兄が保證人をして居つたので、年にすると十五六も違ふのです。私が家へ歸つて見るとバタ〳〵やつて、高橋作衛を捩伏せてかうして上から頻りに毆つて居つた。（笑聲）私は之をどう云ふ風に見るかと云ふと、私の兄の非常な熱、それからして人を差別的に考へない。上の人間でも同僚でも下の者でも喧嘩する。所が下の者とは多くの人は喧嘩しません。下の者だと云ふ意味で見下して居るからです。所が私の兄は非常に正直であるからして、自分より下の者でも自分と同等に考へるから、間違つた事があると直ぐ取つ組合ひを始める。（笑聲）さう云ふ譯です。それで多くの人は私の兄が非常な短氣者で無暗に腕力を揮ふと云ふやうに云つて居るけれども、是は私の兄の非常な熱、非常な愛です。それはどう云ふ風にそれを私說明するかと云ふと、例へば日本で啞に物を云はせたのは私の兄が初めです。吉川金藏と云ふ人を兎に角摑へて來て、私の兄は盲啞學校の校長でしたが、是は學校で教へるのでなく、所謂盲啞學校の生徒の內で比較的頭の好い者で、是ならば教へて出來るだらうと斯う云ふ風に考へて、さうして非常に忙しい中でありますけれども、一週間に二度かと思ひますが、自分の家へ伴れて來て、さうして非常な熱、非常な愛を以て之を教育しました。それで其の時には非常に氣を長くして、何時も能く腕力を揮ふ人間が、あゝ云ふ風に幾ら云つても分らない者を摑へて一生懸命にやつて居る。隨分氣の長い人間だと思ひました。それが何年か掛つたと思ひます。二三年掛つたでせう。

到頭唖が物を云ふやうになりました。是はヴキジブル、スピーチ(視話法)と云ふものゝ應用でありますが、物を云はせた。吉川金藏と云ふ人は名古屋の人でありますが、名古屋に歸つて父母に向つて、「お父さん、お母さん、只今歸りました」と云ふことを云つた時に父母は慟哭して、實に有難いことだと云つて、生れながらにして物が云へなかつたものが、「お父さんお母さん只今歸りました」と云ふことを云つて呉れたと云ふので非常に感謝したのであります。兎に角人間を一人物を云へるやうにしてやつたので、子供が斯う云ふ風になつたと云つて實に慟哭した。さう云ふやうな人間であつたのであります。唯だ無暗と理窟無しに人を毆ると云ふのではなくして、毆るのは毆つて此の人間を善くしようと云ふ考へ、それからして正しい議論をして行く時には何處迄もやる。到頭今のやうに品川彌二郎さんと取つ組合ひをして二階から落ちると云ふやうな非常な熱を持つて居つたのであります。私は毆ることは決して好いことではないと思ひますが、男と生まれて其の位な熱が欲しいと思ひます。殊に今の世の中には斯様な者が欲しい。唯だもう自分の云ひたい事も云はずに、何處からか壓迫を受けると云ふと參つて、自分の一念と云ふものを發表することが出來ないと云ふ今の世の中です。私は今日の世の中を見て自分の兄を追想することは非常に深いのであります。

それから私の兄は精力絶倫と申しませうか、實に驚くべき精力家でありました。で是は非常の時に處すると云ふか、もう少し云ふならば日々に處すると云ふこともなければならぬと思ふのでありますけれども、殆ど病氣と云ふことをした事がありません。さうして働く時には三日や四日は徹夜しても何等差支へないと云ふやうな非常に強い身體で非常な精力家であつたものであります。私共は終始接して居つて、朝は相當に早く起き、夜は大抵十二時前に寢たことはありません。遲くなれば徹夜もします。それで自分の意見書などゝ云ふものは悉く自分で書いて提出して居る。是はまア私が此處で御披露したやうな例へば音樂取調掛りと云ふ時代からして音樂學校長時代、長い間學校に居り、音樂界には多少貢献をしたと思ひますけれども、其の時分の記錄などが兄の家に保存してあるかどうか、恐らくもう無くなつて居るのではないかと思ひますが、それは實に何と云ひますか、汗牛充棟と云ひますか、非常なものがあるのであります。悉くそれは自分で書きました。餘り人の手を掛けんと云ふやり方であります。段々時間が長くなりますから色々な項目に少しづゝ觸れて參ります。

それから今日えらい喧しいのは思想問題と云ひますか、或は日本精神と云ひますか、さう云ふ事が近頃大變高調されて來て私非常に結構な事だと思つて居ります。私も全く今の國民精神の振興と云ふことに就ては同感であるのみならず、吾々共は數十年實は努力して來て居るのでありますが、是は私の兄が最も早く、最も強く主張した事であります。それは此の書物にも書いてありますけれども、明治二十三年に私の兄が國家教育社と云ふものを創立したのであります。で此の國家教育社の創立精神と云ふものに非常に力を入れたのです。さうして相當に詳しく國家教育社の精神と云ふものを說明して居る。國家教育社の要綱と云ふのに、例へば第一に忠君愛國の元氣を養成喚發すべきとゝ云ふことを第一番の要綱に書いてあります。此の事の爲に私の兄が非常に長い間自分の大きな犧牲を拂つて、さうして國家教育社の爲に盡したのであります。で其の當時の大日本教育會と云ふものは、是は或る意味の官憲の背景を持つた半官半民のやうな教育會であつたのでありますが、それに對抗すると云ふ意味ではなかつたでありませうが、兎に角此の國家教育社と云ふものを創めて、國家教育社と云ふものは名前に示す如く國家主義と云ふことを高調しまして運動をしたのでありますが、それが非常な大勢力になりました。それで結局後になつてから大日本教育會と云ふものも是と同化すると云ふか、此の趣旨を賛成して、二つのものが對立する必要はないと云ふので到頭是は合併しましたが、それが今日の帝國教育會と云ふものになつたのであります。近頃日本精神或は國民精神と云つて何か偉い大發明の如く世の中に之を振廻す人がありますけれども、さう云ふやうな事は珍らしい發見でもなくて、或る意味から云へば我が國は開闢以來、肇國以來の皇國でありまして、唯だそれが一時歐洲の物質文明を輸入するに急であつたからして、それで暫らく、何と云ふか、餘り云ふ必要はなかつたのですけれども、其の弊が現はれ掛つた時に

私の兄は、是は最早さう云ふことではいかんと云ふ考へからして、明治二十三年に今日やつて居るやうな運動を始めたのであります。さりながら私の兄は相當に廣い心持を持つて居りました。國家主義と云ひますか、國家と云ふものを無論第一に考えること、日本の國體の尊嚴と云ふものを尊重することは云ふ迄もありませんが、ヨーロツパでもアメリカでも良い所があつたら之を取つて宜いぢやないかと云ふ私の兄の考え方であります。それで音樂教育に就きましても音樂取調掛りで、詰り日本の固有の音樂であるとか、或は長唄であるとか、琴であるとか三味線であるとか云ふ日本の音樂を研究して、是は無論保存し且つ高調してやらなければならぬと同時に、西洋音樂と云ふものを是は好い所が多いからそれを取らなければならぬと云ふ考へ方からして、詰り日本の音樂の好い所は之を保存し、のみならず西洋の音樂の好い所を取入れやうぢやないかと云ふ考え方で、さうして今日に至つて居るのだと私は素人ながらさう思つて居る。大體兄の考え方はさう云ふやうな考え方をして居るかと思ひます。其の事は澤山私の兄のやつた仕事に就て御檢討下されば分ると思ひます。

大體さう云ふやうな輪廓を御話して置きますが、私素人でありますけれども、素人ながら兄がどんな風に音樂と云ふものを考へ、それから音樂と云ふものに盡したとか云ふことを門外漢として御話します。私の兄は先刻も御話しましたやうに、日本人は迚も音樂の能力が無いから免除してやらうと云はれた位な音樂に就ては無智であります。所がそれではならぬ、是非一つ日本人に音樂と云ふものを與へなければいかんと云ふことからして、そこで自分が歸つてからどうしたとか云ふと、自分が非常に尊敬したメーソン先生を雇教師として日本に招聘しました。さうして時の東京師範學校、今の東京高等師範學校の副校長と云ふ地位に居る。其頃でありますからしてそれでメーソン先生を招聘して來て、さうして學校に音樂と云ふものを正科として課すると云ふことを考へて、さうして東京師範學校の附屬小學校及び幼稚園に唱歌と云ふものを入れたのであります。其時に私は附屬小學校の生徒でありまして、さうして今日御出でになり居るか知れませんが、幸田延子さんなどゝ一緒に、其の時分は男女一緒であつたと思ひますが、それでメーソン先生からして唱歌の直傳を受けたのであります。（笑聲）其時にメーソン先生の通辯を爲さつて下さつたのが後に高嶺さんの奥さんになつた方で吾々は「春の彌生の曙に」とか、「螢の光」とか、私は直接メーソン先生から唱歌と云ふものを學びまして、其方では吾々が大學などに行つても若くは高等中學、今の高等學校ですが、私が唱歌の先生でした。

それから私の兄は丸きり音樂と云ふものに何も智識が無かつたのですけれども、私は子供の頃の事を覺えて居るのに、琴を山勢松韻先生に學びました。怪しげながら琴を彈きまして六段位はどうやら彈ける程度になりました。

それからオルガンを、其の時分にはオルガンと云ふものは日本に幾つといふ位しかなかつたのですけれども、オルガンを買つて來て、さうして單音だけならばどうやら彈ける程度になつて居りました。それで例の紀元節の歌「雲にそびゆる高千穗の」あれは私の兄が作曲したのでありますが、其時に私は兄の助手に使はれました。兄が之を作曲してさうしてオルガンで彈いて私に歌はせるのであります。私の方が兄よりうまいのですからして歌つたのですが、（笑聲）所が一と所兄がオルガンを彈くけれども、私が自然に歌つて行くと云ふとどうしても兄の彈いて居る譜と違ふのです。さうして兄が何遍もやらして見た所が、お前の方が好いかも知れないと云ふ譯で、（笑聲）成程お前の方が自然だと云ふ風なことで、私の歌ひ方を採用して呉れまして、それが何處の所であるかはつきり記憶しませんけれども、兎に角私が紀元節の歌の一部分だけ作曲した。（笑聲）斯う云ふ誇りを感じて居る次第であります。

それから貴君方に私の兄が音樂學校の校長としてどんなに盡したかと云ふことを申上げることは是は殆ど釋迦に說法で、さう云ふやうなやぼ臭い事は申しません。私の兄は音樂學校の校長として音樂教育と云ふものに非常に努力したと云ふことゝ同時に、音樂其物を國民の間に普及し、さうして發展さすると云ふことに就て非常な努力をしました。それは大日本音樂會の創立であります。是にはやはり相當な有力な人々の贊成を得なければ

ならぬと云ふことからして、其の時分には富豪と云ふものは餘り世の中になかつたし、大してさう云ふ者を尊敬しない時代ですからして、華族の内の地位の高い人々、それからして役人とか大臣とか云ふ連中です。さう云ふ者を說いて大日本音樂會と云ふもの作つて、是は確か會長には侯爵の鍋島直大さんがなられて居つた事があるのではないかと思ふのです。さうして月に一遍であるか二た月に一遍であるか知らないけれども、年に數回音樂會を開いて、さうして所謂國民の間に音樂と云ふものを普及させると云ふことに非常な努力をしました。是は相當長く續きまして、今でもあるかどうか知りませんけれども、少なくとも最近まで相當貢獻して居つたのであります。

私が其頃の事で朧氣な記憶は、大日本音樂會の主催と云ふか或は後援と云ひますか、此のホールが出來た時にコンサートがありました。さうして私は切符を貰つて來たことがあるのであります。此ホールは明治二十三年とかに出來たですからして、或は其の時の演奏會ぢやないかと思ひます。其時の私の記憶からすると、實に私のやうな何も音樂に關する智識の無い者であつたけれども、實は門前の小僧習はぬ經を讀むで、私には非常に愉快な氣持がしたのです。能く兄が話したのですが、自分が大日本音樂會で演奏會をやつて西洋音樂を紹介した、其時エツケルトとかソブレーとか云ふような人が來て、さう云ふ人が中心になつて西洋音樂をやる、それから立派な紳士が澤山來て聽いて呉れる、そこで今日の音樂で何處が好かつたか。初めに來てやる所が一番好かつた。さうか何處だ。大勢出て來てピン〳〵ポン〳〵頻りにやつて居る、あれが一番面白かつた。所がよく聞いて見ると初めの調子を合せて居る所なのです。（笑聲）それが一番好かつたと云ふ。まアさう云ふ程度のものであります。それは立派な大臣とか、やれ華族さんとか、其外金持もちつとは來たかも知れませんけれども、さう云ふ日本の所謂上流社會の人が來た。其の大日本音樂會の切符は其の頃の五圓位で今はそれが百圓位になるでせう、非常に高い切符です。さうして音樂を普及しようと云ふ考へですから、聽いて何處が好いかと訊くと調子を合せるのが面白かつたと云ふ、斯う云ふ時代であつたのです。それを兎に角非常な熱と非常な努力を以て開拓して、さうして今日のやうな隆盛になつたのであります。私自分の兄の事を樂屋から褒めて甚だ可笑しいのですけれども、私はさう思つて居ります。

私は最後に申上げますが、無論音樂と云ふことに就ては、又音樂教育と云ふことの爲には私の兄が相當に盡し且つ貢獻したと思ひますが、是は實は私の兄の大きな人格の一つの現はれであります。私は七十一の年になつて兄と云ふものを追想して見ると實に非常な人格者である。之を若しも政治家に移しますならば、總理大臣位にはなつて何等差支へない。之を又外の方面に使ふならばどんな事でも出來たのだと云ふ風に考へるのであります。で私は結論だけ申しますけれども、教育家と云ふものは大人格者、もう少し違つた言葉で云ふならば、例へば孔子とか孟子とか云ふやうな人が是が教育家で、是は大人格者で又大爲政家であります。聖人と云ふ言葉を使ひますが、大爲政家であります。大爲政家が大教育家である。さうして大爲政家と云ふものは大人格者であらねばならぬ、さうなるのであります。所謂學校で以て生徒に教へると云ふことはそれはさう云ふ形で現はれて來るのであつて、其の人の人格と云ふものゝ反映すると云ふことに依つて教育と云ふものゝ效果が遂げられるのであります。それで私の兄の如きは大人格者であり、一面から云へば大爲政家であつたが、次に大なる音樂教育家であつたのであると斯樣に私は思ふのであります。〔後略〕

鈴木米次郎

私は只今御紹介下さいました東洋音樂學校に居ります鈴木米次郎であります。第三回の卒業生でございます。學校の名簿を見ますと第三回は高天原にでもあるやうな風に、神代の人のやうに書いてある。音樂取調係出身とか何とか書いてあるやうですが、私はさうではありませんで、やはり東京音樂學校の第三回の卒業生の免狀を頂いて居るのでございますから、茲で私から訂正することは可笑しいけれども、學校の御當局の方にそれを申上げて、何だか神代の人のやうに考へられると大いに若返りたいと思ひまして段々年を取つて行くやうに思つては甚だ殘念であります。

今日は丁度昨日校長から、伊澤多喜男先生が見えて伊澤校長の御話をして下さるさうであるから出て其の當時の思ひ出を話せと云ふ御懇切な御手紙がありまして、どうも色々考へて見ましたけれども、斯う云ふ大家、我が國の教育の大家であらせられる伊澤先生のやうな、我が國の維新以來我が國民教育に偉大なる貢献を致された先生の思ひ出を語ると云ふことは餘りに大きな事で、未だ私の先輩も澤山居りますのに、私が差出がましく出ると云ふことはどうかと思ひまして、一旦御斷りをしようと思つて居りましたのです。所が斯う云ふ大家を自分の先生と仰いで教へを受けたと云ふことは今から考へますと實に名譽の事だと思ひまして、又思ひ直して厚顔ましくも今日出た譯でございます。又先生の事を申し上げると或は自然自分の事を申上げるやうなことになりまして、或は自己宣傳がましい所も出て參りませうと思つて居りますが、是は御容赦を願ひたいと思ひます。

實は私も思ふ所がありまして明治十九年に音樂取調所に歐洲管絃樂の傳習生として入學を許可されたのであります。明治十九年と申しますと餘程前の事であつて、伊澤多喜男先生の今の御話を伺つて見ますと、是は最も古いのでありますけれども、亦隨分古い事でありますから一寸考へましても汽車は未だ上野の下には無い時代で、無論電燈も電話も無い時代であります。皆徒歩で歩かなければならないやうな時代であつて、東海道も汽車は國府津邊迄きり無い、其の先は無い時代の事でございますから、我が國の教育も文化も實に程度の低かつた時代だと思ふのであります。其の取調所は何處にございますかと云ひますと、丁度上野公園の電車の終點の公園口の所を入りました所で、あすこは高い所で、兩大師の所に至ります所でずつと見晴しになつて居ります。あすこは樹木鬱蒼として古狸が棲むかと云ふやうな時代であつて、あすこに外國の教師の官舍が五六軒列んで在りまして、其の一番最初の所に昌平館と申します建物がありまして、其處が音樂取調所でありました。殆どあの邊はもう晝猶ほ暗いと云ふやうな鬱蒼とした所で、此の邊は又藥原であつたのであります。藥草を植ゑて置いた所の場所だと記憶して居ります。僅かに此の角に昔の墓が殘つて未だにあるだらうと思つて居りますが、さう云ふやうな淋しい所であつたのであります。

でさう云ふ所で授業を先づ受けまして唱歌を初めて習つたのでございますが、私は違つた方面から入りましたから全く學校に入つてから音樂を學んだのであります。其の當時は１２３４と書いてヒフミヨと云つて歌つた。後で又其の事に就いて御話し致しますが、１２３と數字を書いてヒフミと云つて歌つた。是は伊澤先生の御考案であつたのであります。誠に歌を歌ひますのには都合の好い事で、數字の勘定で音が高くなつたり低くなつたりして行くと云ふことは考えても面白い。それから又半音をちやんと歌ふ。今は半音の名稱が無いが、ヒト、フタ、ミヨ、ヤイ、斯う云ふ風に半音をちやんと歌つて行くやうになつて居つて、中々教授方法から考へて見ましても凝つたものである。そこで其の稽古を致しました時には始終立派な紳士が正裝をして臨席されて居る。唱歌の時と云ふと必ず臨席される。初めは誰であるか分らなかつたのですけれども、所が分つて見るとそれが伊澤先生であつて、伊澤先生は必ず其の席に居られて新入生の聲を始終檢査されて居つたのであります。誠に今から考えて見ますと云ふと、校長御自身が來て初めて入つた生徒に試驗をされて居る。誠に恐縮の至であつたのであります。

それから段々色々の稽古がありまして、オルガンの練習を始めました時分にやはり唱歌が聞える。其時やはり同じ聲で以て御話がある。後で訊いて見るとそれは新曲の試演ださうです。新しい歌を生徒に歌はせて先生が御自身で以て檢討して居られた。又或る時は五六人寄りまして音樂を合奏して居る。所謂清樂を合奏して居る。其の時分は支那の音樂をやつて居られたのです。其の研究もやつて居られた。能く先生は直接さう云う事をやつて居られる。時間がございませんやうでございますから簡單な事を省きますから齒の拔けたやうな事になるかも知れませんが、其頃又竹の之臺と申しまして、今の美術展覽會のある所に共進會と云ふものがありまして、天皇陛下が行幸になり、私共もやはり先生に伴れられまして其の場所に參りまして新作の歌を歌つた。是は陛下の上聞に達するやうにと云ふので、先生御自身で生徒を伴れて行かれ、職員も一緒に行つて歌つた。陛下が遙

かに御廻覽になります後ろ姿を拜しながら歌つて居つたのです。實に恐れ多い事でありましたが、伊澤先生はどうかして音樂の位置を高め、さうして普及をさせると云ふことを非常に御苦心になつて居られたのでありますから、凡ゆる機會にさう云ふやうな色々な事を御考へになつて、生徒を伴れて行つて、始終成るたけ上流の方面、又有識者の集會の場所に常に伴れて行かれて、さうして一方に於てはさう云ふ行儀作法を生徒に教授されまして、他方面に於ては音樂の發展を考へられて居つたのであります。誠に今日其の事を考へますと云ふと、先生の御苦心と云ふものは實に涙のこぼれるやうな御働きであつたのであります。其の後先生は又日本音樂會と云ふのを鍋島侯爵と、今一寸伊澤先生から其の御話がありました。あの會を御拵へになつて、さうして常に吾々共を演奏會に御引伴れになつて、歌を歌へる者は其處の中で働くと云ふやうな風に色々な社會の教育をされたのであります。誠に其の當時は社會の有樣と云ふもの、又交際社會の有樣と云ふものは實に程度の低いものでありまして、指導者がなければ高貴の席に出ると云ふことは中々難かしかつたのであります。先生はさう云ふ事にまで生徒を誘導して下さつたのですから、誠に後では幸ひをした事が澤山あつたのであります。

丁度私は二十一年に卒業致しまして、直ぐ樣講習に出ろと云ふことで、田舍の講習に參りまして歸つて參りまして報告を致しますと、先生は是から私に神奈川縣の師範學校に行けと云ふことで私は無論東京に居る者であつて、田舍に行く事は望まないと云ふと、先生は一言、口答をせずに直ぐ神奈川に行けと中々烈しいのです。それで横濱と云ふ所は自分の教師のソーブレツト、それの居る所であつて、外國人も澤山居るから、當時私は英語の方もやつて居るので、英語の研究にもなるけれども、あすこは英語の音樂の教師が居るからお前に一番適當だ、校長に約束してあるから直ぐ行けといふので、はいといふ譯で、近いから行つたり來たりして居りました。所が二十二年に憲法の發布がありまして、こちらの學校では色々準備を爲されて居る。私の學校の方でも東京から通ふのだから東京と打合せをしろといふので打合せをして居りました。丁度其の時分に、外山正一博士が萬歲を唱へるといふ事を始められて、其の稽古をした。さうして稽古をしたり、こちらの先生をして居た坪井玄道といふ人が指導者となつて其の練習をやり、さうして初めて憲法發布の時に、二重橋の前で、陛下を迎へ奉つて、さうして丁度其時國民皆兵といふことがあつて、皆制服が一定され、學生服を學生が着て、今の金釦で各學校の生徒が整列したのであります。其時に特に差許されて青山の練兵場で觀兵式の拜觀したのであります。其日は泥濘の非常に惡い道でありましたが、其道を陛下の鹵簿の後を驅けて參りまして、さうして拜觀したのであります。丁度其時から初めて例の萬歲々々といふことが始められたのであります。そこで其年の暮でありますが、憲法發布が過ぎましてから後、直ぐ伊澤先生から私に東京に歸れといふことで、私は喜んで飛んで參りました。さうして第一高等學校に行けといふ。あすこは惡戲の學生が居て難かしい十分やれ。其時にはその多喜男先生も生徒であつて暴れた方であつたのであります。中々管理が行屆かないから、どうもうまく行かないからあすこへ行つてうまくやれと云ふ。それから自分も其氣でやりまして自分の友達が生徒になつたものだから、家に歸れば友達である。學校に行けば生徒である。其の當時はまだピアノが無く、オルガンを理科大學から貰つて來まして、それで稽古をしました。所が教材は何かといふと小學唱歌集三冊、それから祝祭日の歌を稽古しろ。其の命令以外の教材を使ふと大目玉を被むるのですから仕方がないが、是は學科が違ふから法科も居るし、佛蘭西語の生徒も居るし、英語の生徒も居る。各國の言葉で教へた方がよいだらうといふので、それを其の國々の言葉で教へた。生徒の方では言葉に釣込まれて知らず知らず歌を憶えて行く。日本語の歌は歌はない。西洋の歌を歌ふのですが、其の方が便利だらうと思ひまして、伊澤先生には内密でやつたのでありますが、それが大成功を收めまして、そこで音樂フアンが出來まして、段々うまく行く樣になつて來ましたが……餘り時間が長くなりますのでこれで中止致しますが惡しからず御容赦を願ひます。伊澤先生の事を申上げるには、中々一時間や二時間は愚か三日か四日かゝると思ひますから、大勢先輩の御方も居られますので是で御勘辨を願ひます。

永井幸次

私は丁度伊澤先生が御辭めになつた翌年入つて來たので、先生の授業は受けませんでしたけれども、在校中に三度程先生に接したのです。それで私のクラスに河野虎雄といふ江戸つ子のちゃきゝが居りまして、其頃の學生の間には隨分劍舞をやる事が流行つて居つたのです。私等も河野と二人で神田の錦輝館に行つて劍舞を見たり詩吟を聽いたりしましたが、それから歸り途に河野君が、唱歌に一つ劍舞の手を附けて見ないか、それは一つやつて見ようといふので、私は其時河野の家に居つたものですから、河野の家で、二尺差を腰に差して、「敵は幾萬」を私がオルガンを彈いて歌つたのです。それに合せて河野が劍舞をやつて見た。それが何うも面白くない。（笑聲）それから日本少年の歌といふ歌の曲で歌つて居りますあの曲に、破邪曲といふ歌が山田美妙齊の作で出來て居る。それを彈いてやつた所が、とても面白く合ふのです。それで夜ドタンバタンやつて居つた所が、河野君のお母さんが上つて來て、面白さうだから刀を出して來てやるといふので、河野のお母さんが刀を出して來て、私がオルガンを彈いて、劍舞をやつた。とても面白いのです。丁度其事を翌日鳥居先生に話した所が、一つやつて見いといふ事で、下の部屋でやつたのです。刀が無いのでステツキを持つてやつたのです。さうした所が、是は面白いと、大いに鳥居先生は賛成された。此時に翌日帝國教育會の發會式か何かあつたのです。それは明治二十七年でしたから、日清戰爭が始まつた時で、此所で三日ばかり大會がありました。其の大會で湯本武比古といふ方が講演された後で、其の劍舞をやつて見せて呉れといふことで（笑聲）それから河野がやつたのです。所が非常な喝采だった。（笑聲）所謂劍舞の格好で、襷を十字にかけて、白鉢巻をして、股立をからけて、前奏から彈出してやつた所が、とても面白くいつた。鳥居先生も其の前日、刀の扱ひ方のすべ、鞘に納めるすべも知らぬのだかといふので、鳥居先生に、教育會の幹事の方に居合拔の名人が居るから作法を習へと云はれて、前の日に下の室で一時間習ひました。其人が歸つてからも河野が頻りに練習して、其の翌日發表した譯です。それが非常な喝采を博したものですから、あちこちから來た教育家が見て歸つて、忽ちそれが流行したのです。それが劍舞附の唱歌でありますが、それが後に體操唱歌になり、それから段々變化して今の童謠舞踊になつて來て居る譯です。色々な變遷を見ますと面白いのです。それで其の教育會でやつた時に、其の河野と私と關根といふ人が同じクラスでピアノを彈いたのですが、其の三人が歸らうとして玄關の所に來ますと、鳥居先生が一寸待てと云はれて、私等三人を、伴て行く所があるから來て呉れと云はれる。それから行つた所は上野の廣小路の所で、何所に行つたか今覺えませんが、何でも料理屋に伴れて行かれたのです。それで後から教育會の幹事連が見えまして、私等は鳥居先生の傍で小さくなつて居りましたが、さうする內に御馳走が出て來まして私等學生としては珍らしい御馳走です。……まア大した御馳走でもないが學生としては珍らしい御馳走で喜んで食べて居つた。さうして私等三人が坐つて居る前へ伊澤先生が來られてドカツと坐られた。紋付羽織袴で來て居らつしやつたのです。さうして劍舞を先生が非常に褒められた。それで好い事を始めて呉れた。新機軸を創つて呉れた。之を益々研究して呉れる樣に（笑聲）……やがて發展したらば日本のオペラになるだらうといふ樣な事で、私等も非常に喜んで、鳥居先生も居合拔の稽古までしたといふ事を話されて、非常に喜んで下さつた。益々研究する樣にといふ事でしたが、それから段々樣子を見ますと、東京の師範學校の生徒が翌年の會には、「敵は幾萬」に手を附けて出して居つた。あちこち小學校の生徒などが、「朝日に匂ふ山櫻」といふ樣な歌に手を附けたりしてやつて居りました。さういふ樣な事で、是から童謠舞踊に變化したと思ひます。もう一つ御話したい事は、或日の事私等クラスの者が、盲啞學校に、伊澤修二先生が今日はいらつしやる日だから生徒を伴れて來いといふ事で、多分其時は小山先生の引率であつたと思ひます、先程伊澤多喜男先生から御話がありました樣に、丁度伊澤先生が教育なさつた啞の生徒を舞臺に上げて、其の啞の生徒と問答をなさつたり、啞の生徒に「君ケ代」を歌はせなさつたり、それから其の生徒に演說をさせたりなさつたのです。實に明瞭で、それはもう驚いたのです。それで啞の生徒と先生が問答をなさつたり、先生が云ひなさつた事を口眞似させたりして、

色々の事を實驗して見せて下さったのですが、其の生徒が一寸間違へますと、生徒の手を取って、喉の所に手を取って、喉に手を當てゝ聞かせなさる。さういふ時の態度を見まして、實に溫情の籠った親切な教授の仕方であると、私はしみ〴〵其時に感じたのです。あゝいふ風に不具の生徒を導くのには本當に親切と努力と熱を以てやらなければならぬものであるんだと思ひました。又此の學校ばかりでなく、東京の盲啞學校、或は吃音矯正、さういふ様な事で澤山の人を御救ひになって居るといふ様な事を考へます時に、本當に先生は大教育家であったといふことを思ひ、吾々の母校が其の先生の御仕事の一つであって、吾々は其の恩惠に浴して今日あることを得たのであるといふ事を感じまして、何處までも先生を思ふと共に、此の母校の發展を祈りたいと思って居るのであります。詳しい御話をしたいと思ひましたけれども、時間がありませんから是で失禮させて頂きたいと思ひます。

（『教育音樂』第十八卷一号、昭和十五年一月）

山勢松韻（やませ しょういん） 旧名慶賀一、東京府平民

履歴（要約）

弘化二年（一八四五）七月二十八日東京市下谷區仲徒町三丁目三拾貳番地に於て生。

嘉永四年（一八五一）六月五日故山勢検校慶風一に就き拾七年間箏曲修業。

万延元年（一八六〇）四月十三日山清勾當慶賀一と称し箏曲指南を始む。

明治元年（一八六八）二月十三日先師山勢検校死去に付同家を相續し松韻と改名す。

同十三年（一八八〇）六月七日音樂取調として出勤に付為手當一ケ月金拾五圓。俗曲改良を担当。

同十四年（一八八一）五月十八日音樂取調掛御用掛申し付けられ、取扱判任に準し月俸金貳拾円。

同十五年（一八八二）九月十三日自今月俸金廿五圓。

同十七年（一八八四）二月五日職務勉励候に付為手當金貳拾五圓を受く。

同十八年（一八八五）三月三日自今月俸金三拾圓。

同十九年（一八八六）一月二十一日依願御用掛差免。同日音樂取調掛雇申付月俸金廿五圓。二月十日訓育啞院兼務申し付けられる。

同二十年（一八八七）二月二十二日訓育啞院雇申付月俸金拾八圓。三月三十日東京府廳より工藝品共進會審査員を依嘱される。

同二十二年（一八八九）一月二十四日明治二十一年十月中大須賀万和外四名と申合せ養育院へ施入の目的を以て井生村楼に於て琴曲合奏會を催し該収入金百七拾圓同院へ寄贈候段奇特に付為其賞木杯壱個下賜される。二月二十二日箏曲集第貳編樂譜校正を嘱托される。三月二十九日箏曲集第貳編樂譜校正を嘱托され手當金拾貳圓を受く。

同二十三年（一八九〇）五月新築校舍開校式に自作の〈都の春〉被露する。

同二十四年（一八九一）四月十七日東京音樂學校教授に任ぜられる。同日叙奏任官六等。同日年俸金百貳拾圓下賜される。同日當校盲生彈琴教授を嘱托され一ケ月手當金拾圓を贈られる。

同三十三年（一九〇〇）東京音樂學校退職。

同四十一年（一九〇八）九月九日没す。

作曲作品

〈朧月〉〈花の雲〉〈松島八景〉〈四季の友〉〈新年〉など。

山勢松韻の紹介文（『音樂雜誌』第三十二号、明治二十六年五月）

正八位山勢松韻君之履歴

君は幕臣吉田義方（ぎほう）氏の男（なん）にして弘化二年七月廿八日江都（こうと）下谷仲徒（なかおか）町（まち）に生る三歳にして明を失ひ姉某の手に養育せられ五歳の時自ら箏の調子を合せ人をして其敏捷に驚かしめたり君が性として常に遊戯を好み或は火の見臺に登りて凧を揚げ或は塀を渡る等毫も常人に

異なるなく十歳の時先代山勢檢校に就き箏曲を學ぶ漸く十三四歳頃よりして修業に餘念なく彈琴の絶ゆる時なし隣家の前田氏試みに氏の彈琴止むを待て喫煙せんと己れも共に其業を働きしに遂に止む時なかりしかば其勉學に負けて一吹せりと云ふ氏が幼時の勉勵此の如し後日大偉人となれるも亦偶然にあらざるなり

氏獨り箏曲のみの研究に止まらず三絃の必要なるを感じ嘉永五年五月杵屋六四郎氏の門に入りて該樂を學ぶ氏已に其業の熟せるに及び箏曲指南に從事し名を山清勾當慶賀一と稱す實に萬延元年四月より明治元年先師の遺業を繼ぎ松韻と改む爾來箏曲の業に專任しつゝありしが明治十三年六月音樂取調掛員を命せられ同十九年訓盲啞院傭を拜命し同廿年三月工藝品共進會審査員を依囑せらる同廿二年一月琴曲會を開き収益を養育院へ寄附せしにより木盃を下賜せられ同廿二年二月箏曲集第二編校正を囑托せらる同廿三年権少教正に補し廿四年四月東京音樂學校教授に任せられ奏任官六等に叙せらる同時に東京盲啞學校教授を囑托せらる同年十二月正八位に叙す

氏はかく公務に執掌しありと雖も又一方には民間子弟に箏曲を教授し明治六年より廿六年に至るまで門下にありて薫陶を受け免許を得し者千有五十七名内箏曲指南に從事せる者五十四名奥許を得し者貳百十五名ありとされば音樂界に恩澤ある實に少々にあらざるなり且つ氏常に弟子を誡めて曰く世間何樂を問はず其善惡を評論すべからず人各其特性あり能技あり知らざる處に妙を有し思はざる所に機變あるものなれば必ず謹で其眞意を味はざるべからずと實に弟子たるべきものゝ心得べき格言にして氏が人の師表となる亦自ら言外に存すと云はざるべからず

殊に氏の箏曲に於ける方針に就て實に記臆せざるべからざる事は古來本邦箏曲に改良を施すの一事にあり氏は時勢の已むべからざるを觀破せられ歌曲を西洋音符の組織に改め何人も必ず一目以て瞭然たらしむるに務めたり是れ琴曲家の一大勇擧にして本邦音樂の變遷を早からしむるの良策なり今や氏は此針路を取り孜々として從事さるゝを以て名聲は是と共に嘖々たり

内田彌一（うちだ やいち） 東京府平民

履歴（要約）

天保十二年（一八四一）八月生れ。
明治二年（一八六九）八月二十二日大學南校少助教に任ぜられる。同四年九月二十五日大學南校辞職。
同五年（一八七二）八月二十五日正院反譯局十等出仕用し付けられる。同八年九月二十日正院反譯局辞職。
同十三年（一八八〇）六月七日音樂取調掛に取調員として出勤一ケ月金十五円。
同十四年（一八八一）五月十八日文部省御用掛に任ぜられ、取扱判任に準し月俸金二十円。九月からは三十円となり、監事兼音樂取調掛申し付けられる。『音樂指南』の譯業ならびに講義、唱歌の授業を受け持つ。さらに俗曲改良を担当。
同十九年（一八八六）三月三十一日音樂取調掛非職を申し付けられる。
明治二十四年（一八九一）十二月二十八日大逓信省より臣官房報告課勤務を命じられる。月俸金二十円。
同二十六年（一八九三）十二月一日郵便為替貯金書記補月給金十五円交付される。
同三十一年（一八九八）五月三日非職を命ぜられる。
同三十六年（一九〇三）八月三十一日東京音樂學校雇いとなり大正六年ま

で俸職した。

内田彌一は専門家をしのぐほど長唄に長じていたと伝えられる。この履歴には長唄に関する修業歴がないが、彼が明治四十一年七月に記した「長唄ニ関スル考案」の中に、次のような長唄修業の自己紹介があった。

生ハ素ト旗下ノ家ニ生レシカ、幼稚ノ頃ヨリ性来音楽ヲ好ミ、十五、六才（安政年間）ニ至テ文武修業ノ余暇ヲ以テ近隣ノ嗜好家ニ三絃ノ雑曲ヲ学フ。後チ某女師ニ就テ富本、清元ノ唱謡ヲ学フ事三、四年、然ルニ我カ嗜好に適セス。依テ爾後審カニ長唄ヲ聴取シ、始テ三絃ノ妙ハ爰ニ在ルヲ悟リ、二十一歳（文久年間）ノ春、当時有名ナル杵屋弥吉（後チ弥十郎ノ名籍ヲ継ク）ニ就キ三絃ヲ修業スル事四、五年、然ルニ聯カ感スル処アリテ憤然志ヲ転シ、其唄謡ヲ以テ世ニ鳴ラント欲シ、一日之ヲ師ニ請ヒシニ、師モ亦幸ニ之ヲ許ス。是ニ於テ爾後職務ノ余暇之カ修業ニ粉骨勉励スル事幾数年、其ノ傍ラ歌沢ヲ学フ。其師さく、勝蔵ハ当時共ニ有名ノ者。其後チ数年ニシテ時恰モ維新ノ際ニ接ス。不幸ニシテ之ヲ中止スルノ已ムナキニ至レリ。後チ明治三、四年ノ頃、更ニ復其ノ志ヲ起シ、当時有名ナル杵屋六松、唄謡師岡安喜代八、仝喜代松等ニ就キ専ラ唄謡ヲ学フ事多年。後チ又杵屋三郎助（元音楽取調掛雇員）ニ就テ愈々其技練磨シ、漸ク独吟ヲ以テ一席ニ四、五曲ヲ連唱スルノ技ヲ得ルニ至タリ。是ニ於テ数々友人ヲ介シテ貴顕紳士ニ招聘セラレ、聯カ賞讃ヲ辱ウスルヲ得タリ。然ルニ悲カナ、近年齢老テ発声意ノ如クナラス。

（蒲生郷昭氏〔東京国立文化財研究所音楽舞踊研究室室長〕の校訂による）

彼の翻訳書の主なものにポナブッヤン・ホント著『音樂歴史』第三章「樂術の略説」訳稿およびL・W・メーソン著『音樂捷徑』（明治十六年四月）がある。前者は音楽取調掛の音楽史の授業用テキストであった。

岡倉覺三（天心）（おかくら かくぞう）

履歴（要約）

文久二年（一八六二）十二月二十六日横浜本町一丁目の自宅に生る。幼名角藏。

明治二年（一八六九）ジョン＝バラーに就き英語學習を始む。

同六年（一八七三）官立東京外國語學校に入學す。

同八年（一八七五）官立東京開成學校に入學す。名を覺三と改む。

同九年（一八七六）奥原晴湖女史に就いて南画を学ぶ。

同十年（一八七七）四月東京開成學校改めて東京大學となる。文學部に入り政治學・理財學を學ぶ。

同十三年（一八八〇）七月東京大學卒業、文學士となる。十月十八日文部省御用掛、音樂取調掛を命ぜらる。月給四十五円。〔主に外国文書の翻訳とメーソンの通訳を担当。〕

同十四年（一八八一）十一月文部省専門學務局勤務となる。音樂取調掛兼務。

同十五年（一八八二）四月文部省音樂取調掛を免ぜられ、内記課兼務となる。夏フェノロサ及びビゲローと京都・奈良地方古社寺を歴遊す。九月九鬼文部少輔に随伴し、京幾の古社寺を巡遊す。

以後、十九年文部省図画取調掛掛員、二十三年には、東京美術学校長となって、日本の美術界に君臨する。大正二年（一九一三）九月二日静養先の赤倉山荘で没した。同日従四位に叙し、勲五等双光旭日章を授けられた。

神津專三郎（こうづ　せんざぶろう）　長野県平民

履歴（要約）

嘉永五年（一八五二）三月五日信濃國小縣郡芝生田村に於て出生。
文久元年（一八六一）一月信濃國旧小諸藩中山仲に就き漢學を修業。
明治二年（一八六九）六月東京神田神保小路箕作麟祥に就き英學修業。
同三年（一八七〇）三月同濱町箕作秋坪塾へ轉學。
同五年（一八七二）一月同小石川江戸川町中村正直塾へ轉學。
同八年（一八七五）六月二十七日補文部省八等出仕、七月八日師範學科取調の為米國へ派遣、九月十一日ニュー・ヨルク州ヲルバニー州立師範學校へ入學。
同十一年（一八七八）四月二十三日歸國、五月一日東京女子師範學校訓導一ケ月金六拾圓交付される。
同十三年（一八八〇）六月五日東京女子師範學校訓導依願退職。
明治十四年（一八八一）十一月十日音樂取調掛勤務を命ぜられ、監事を申し付けられる。音樂史および英語を担当。月俸六拾圓。
同十五年（一八八二）九月十三日音樂取調掛長伊澤修二旅行中同掛長の心得を命ぜられる。
同十七年（一八八四）二月二十五日准奏任扱月俸金七拾五圓。
同二十年（一八八七）十月十四日東京音樂學校幹事を申し付けられ、叙奏任官四等職。音樂史および英語を担当。
同二十四年（一八九一）五月十一日東京音樂學校教授、幹事。六月十五日校長伊澤修二非職につき東京音樂學校長心得を命ぜられる（八月十日まで）。年俸金千貳百圓。
同二十五年（一八九二）三月十八日祝日大祭日歌譜及樂譜審査委員を命ぜられる。十一月十六日女子高等師範學校教授兼任を命ぜられる。
同二十六年（一八九三）九月十一日高等師範學校附属音樂學校教授並女子高等師範學校教授に任ぜられる。高等官六等に叙される。年俸金千圓（金六百圓東京音樂學校支給、金四百圓女子高等師範學校支給）。
同二十九年（一八九六）三月高等師範學校附属音樂學校を依願退職。

同年四月、伊澤修二（台湾学務部長）の招きにより台湾に渡った。伊澤は神津を学務部編集課長として迎え入れた。伊澤のもとで『日台對譯大辞典』の編集に従事していたが、翌三十年（一八九七）マラリヤにかかり、腸チフスを併発して、辞書の完成を待たずに八月十八日没した。四十五歳であった。神津は伊澤と同じ信州に生れ、同じくアメリカに留学し、帰国後の仕事のすべては伊澤とともにあった。音楽取調掛から東京音学楽校まで、わが国の音楽教育確立のために伊澤の文字通り片腕となって尽力したのである。次の文章は神津専三郎の葬儀に際して伊澤修二が読み上げた弔辞である。『東京音樂學校同聲會報』第七号より掲載した。伊澤の切実な思いが込められている。

弔　辭

維時明治三十年八月十八日正六位神津專三郎君歿ス、噫悲イ哉、君信州小縣郡芝生田村小林氏ニ生レ、出デヽ神津氏ノ家ヲ繼グ、幼ニシテ穎悟學ヲ好ミ、小諸藩儒中山仙ニ就キテ廣ク和漢ノ學ヲ修メ、壯ナルニ及ンデ奮然志ヲ立テヽ東京ニ出デ、初メ箕作氏ノ門ニ入リ後中村氏ノ同志社ニ入リテ、英學ヲ修メ、大ニ得ル所アリ、遂ニ選バレテ師範學科取調ノ官命ヲ帶ビ、米國ニ至リ新約州オルバニー師範學校ニ入リテ、教育ノ學術ヲ講究シ其業ヲ終ヘテ歸朝シ、東京女子師範學校、東京音樂學校ニ幹事又ハ教官トナリ、孜々黽勉公務ヲ奉ズルコト十年一日ノ如ク、遂ニ音樂學校長心得ニ任ゼラレシガ、後故アリテ其職ヲ辭シ退キテ音樂書ノ譯述ニ從事シ、和聲樂初歩、音樂利害等ノ著アリ、會々明治二十七、八年ノ役終ヲ告ゲ臺灣ノ我版圖ニ歸スルヤ、往キテ學務部編纂課ノ長ニ任ゼラレ、炎熱燒クガ如キ日モ、暴雨瀉クガ如キ朝モ、敢テ少シモ懈ラズ、僚屬ヲ督

勵シテ教育圖書ノ編著ニ從事セシメ、自今專ラ任ズルニ日臺對譯大辭書ノ編輯ヲ以テシ、其稿積デ一千數百葉ノ多キニ達シ、今ヤ其効將ニ成ラントスルニ際シ、一旦瘴癘ノ氣ニ侵サレ、溘然此世ヲ去ラル、噫悲イ哉、君ガ死ハ獨リ一家親戚ノ不幸ノミナラズ、實ニ臺灣教育ノ一大不幸ナリ、否其ノ不幸ハ彼地教育界ニ止マルニ非ズシテ、彼我人全體ノ一大不幸ナリ、蓋シ君ガ從事セラレタル辭書ノ編纂ハ臺灣統治上時々刻々不便不利ヲ感ズル言語不通ノ障害ヲ除クガ爲メ、實ニ必要措ク可ラザルノ事實ナルニ君ガ易簀ニ依リ九仞ノ功ヲ一簣ニ虧キ其完成ノ期豫知ス可ラザルガ如シ、噫國家ノ爲誰カ之ヲ惜マザラン、然リト雖君ガ一身ヲ犧牲トシテ盡クシタル事實ハ、冥々ノ中ニ好果ヲ結ビ自ラ報ヒ來ル時アルベシ、況ンヤ朝廷君ガ病革マルニ臨ミ特ニ位一級ヲ進メラレタル光榮ヲ荷フヲヤ君以テ瞑スベシ

明治三十年九月七日

臺灣總督府學務顧問

正五位勳五等　伊　澤　修　二

謹　白

神津專三郎の最も有名な著書に『音樂利害一名樂道修身編』（明治二十四年十一月十日発行）がある。この書物は彼が読破した哲学、歴史、文学、芸術、宗教など各分野の膨大な書物から得た音楽的知識の集大成である。参考とした書物は日本の古典および東西の名著四四四種類で、この中から音楽家たちの逸話、音楽史上の出来事、民族的な話題、精神的体験談など三五〇の音楽的事柄を収集した。これらは文字通り「利」と「害」に分類された三編二十四のテーマの中で、あるものは譬喩的に、あるものは格言的に、またあるものは史実を伝えるものとして語られ、彼自身の音楽的教養を条文化して整理している。したがって音楽論としての前後の脈絡はないが、神津の音楽観ともいうべき独特のテーマとその整理法に注目すべき重要な問題点を見出すことができる。

〔三編二十四のテーマ〕

上編、音樂ノ一人一家ニ關スル利用ヲ論ス
- 卷之一、音樂ノ孝節ニ關スル事
- 卷之二、音樂ノ性情ニ關スル事
- 卷之三、音樂ノ衛生ニ關スル事
- 卷之四、音樂ノ志向ニ關スル事
- 卷之五、音樂ノ前徵ニ關スル事
- 卷之六、音樂ノ救難ニ關スル事
- 卷之七、音樂ノ英雄ニ關スル事
- 卷之八、音樂ノ榮譽ニ關スル事
- 卷之九、音樂ノ高棲ニ關スル事
- 卷之十、道樂ノ勤勉ニ關スル事

中編、音樂ノ邦國天下ニ關スル利用ヲ論ス
- 卷之十一、音樂ノ勤王忠君ニ關スル事
- 卷之十二、音樂ノ愛國利民ニ關スル事
- 卷之十三、音樂ノ風化ニ關スル事
- 卷之十四、音樂ノ宗教ニ關スル事
- 卷之十五、音樂ノ儀式ニ關スル事
- 卷之十六、音樂ノ諫諷ニ關スル事
- 卷之十七、音樂ノ外交ニ關スル事
- 卷之十八、音樂ノ軍略ニ關スル事
- 卷之十九、音樂ノ鳥獸及草木ニ關スル事
- 卷之二十、樂道ノ功勞ニ關スル事

下編、淫樂ノ弊害ヲ論ス
- 卷之二十一、淫聲ノ害ニ關スル事
- 卷之二十二、凶聲ノ害ニ關スル事

巻之二十三、淫樂寵幸ノ弊ニ關スル事
巻之二十四、淫樂耽溺ノ禍ニ關スル事

次の「日本音樂史要」は白井規矩郎（明治二十年二月音樂取調掛卒業）が在学中に神津專三郎から受けた講義の一部である。

日本音樂史要（一）

白井規矩郎

此篇は拙者嘗て音樂學校に在學中、當時の教授神津專三郎先生の講述せられしものに基き、聊か卑見を加へたるものなり、故に其の大綱に於ては全く先生の講述せられし所に同じ讀者乞ふ之れを諒せよ

緒論

日本の樂は其の源茫漠として是れを探研すること得て望むべからず、讀書に渉りて參校するも其の要領を得るに難し、然れども之れが沿革を大別して以て

神代より人皇に至るまでの間　第一期
外國樂の傳來　第二期
傳來樂の變生　第三期

と爲すは隱當の區分なるが如し

古代樂

古代樂は實に粗造にして之れを何歌々々と云へり、神代の頃に於ても不完全なから樂を有せり、然れども其の當時にありては樂を稱するに遊びと云ひしこと諸書に證する所なりそれよりして後世なほ遊びとしいへば奏樂のことゝはなりにき、即ち嬉遊笑覽に源氏物語桐壺の巻を引いて

月の面白さに夜たくるまであそびをぞし給ふなどゝいへるは管絃を遊びと云ひし例の一なり

要するに三韓と交通するまでは樂の体裁猶ほ至極不完全にて有りしが、外交をなす頃よりして漸く樂も体裁を備ふるに至りたり、我が國外交の嚆矢は支那にして次きて高麗、新羅、百濟に及ぼせり、是れに伴ひ高麗樂、百濟樂、新羅樂及呉樂を輸入し、其連續のすること殆んど百五十年の長きに渉れり、故に三韓の文明を日本に移植せりといふも敢て過言に非るべし

隋唐樂

推古帝の十五六年頃隋唐と交際を開く故に隋唐樂をも傳來するに到り當時唐樂は最も盛大を極めたり、後、宇多帝の寛平六年菅原道眞建言して遣唐使を止む、之れ當時室唐潰亂兵役等ありて技藝百般の美術を修むるに便ならざるが故なり、是れに因りて漸次新樂の傳來も其の後を絶つに到れり

雅樂

雅樂は高麗樂と唐樂との一致を以て成立せり、換言すれば唐樂は今世用ゐらるゝ雅樂の基礎にして之れに我が國の風俗樂を加へ、漸次大成を見るに到れり、風俗樂は外邦遣唐使の廢止と共に新種供給の途を絶ちしより、自然國内に於て産出したるものにして、今様催馬樂、東遊（或は駿河舞と云ふ）等は其の重なるものなり、猶ほ他に風俗歌と稱すべきものもありしならむ、要するに此れ等の樂も重に當時の上流社會に用ゐられたりしが如し

俗樂

俗樂の起原は其の說區々紛々として參考すべき書籍も乏しく、又確實なる記錄もなし、會々鸚鵡石の如きものあるも之れ全く一見する價値を有せず、要するに此の樂は散樂より派流せしものにして散樂は雜樂の一部として漢書に見ゆる所なり

一說には神代の始め吾田（今の大偶薩摩）に行はれたる隼人の歌の舞より出で之れより變じて散樂を出す、（俳優考に依る）猿樂は田樂を出し、田樂より能及び念佛踊等を出し、變化して歌舞伎となり歌舞伎は繰つりを出し、繰つりは一變して人形芝居となり、之れ又變じて演劇となり、之れに伴うて淨瑠璃、義太夫等種々の俗樂を出すと云ひ、一說には古代の語り物より浄瑠璃を出し、淨瑠璃より平家物語等を出し、之れより淨瑠璃十二段を出し、之れより變じて繰つりを出し、繰つりと淨瑠璃と一致して人形芝居を出し、又之れが一變して演劇となれりと、各說多少據る所ある說にして今劇かに是れが系統を一定して俗樂正傳を求むるは實に困難なる事業と云ふべし　（緒論終）

（『音樂雜誌』第七十一号、明治三十年）

このほか注目すべき彼の音楽論に、明治二十四年五月、神奈川県足柄上郡私立教育会の招きに応じ「音楽と足柄上郡教育會との關係」という題で行った講演がある。東西にわたる彼の造詣深い音楽知識にもとづき、地域の伝統的芸能を再確認した講演として重要なものである。『音樂雜誌』第九号および十号（明治二十四年）にその全文が掲載されている。

瓜生繁（うりゅう　しげ）（旧姓永井〔静岡県士族旧幕府〕）　石川県士族瓜生外吉妻

履歴（要約）

文久元年（一八六一）三月二十日江戸湯島に於て生れる。
明治四年（一八七一）十一月アメリカ留學を許され、岩倉大使一行と共に渡航。
同五年（一八七二）十一月七日カナテカット州ニウヘブンにおいて普通小學へ入學、三年間ののち中學へ進み明治十一年六月修了。
同十一年（一八七八）ニウヨーク州ポキプセ府バッサ女子大學音樂專門科及び文學科に入學。
同十四年（一八八一）六月二十日同女子大學音樂專門科卒業。十月三十日帰國。
同十五年（一八八二）三月二日音樂取調掛に於て教授向を嘱托し年金三百六拾円を受く。ピアノおよび唱歌の樂曲分析を担当。
彼女は音樂取調掛でウルバッハ Urbach, Karl: Prize Piano School. (Translated from the 8th German Edition by Eliza M. Wiley) というピアノ教則本を使用した。この教則本は彼女の留学していたバッサ女子大学所属の教師によってドイツ原本から英訳されており、彼女もこの教則本で習得したものと思われる。
同年十二月一日石川縣士族瓜生外吉と結婚。
同十七年（一八八四）九月十九日年報金四百貳拾円を交付される。
同十九年（一八八六）十月一日東京高等女學校教授向を兼嘱。
同二十年（一八八七）東京高等女學校教諭。十月二十五日奏任官四等に叙せられ翌月東京音樂學校兼勤を命ぜられる。年報六百六拾円。
同二十三年（一八九〇）四月東京音樂學校嘱托講師を申し付けられる。同月女子高等師範學校教諭に任ぜられる。十一月一日叙正七位。
同二十四年（一八九一）四月十七日東京音樂學校教授兼任。
同二十五年（一八九二）七月東京音樂學校辞職。

瓜生繁は帰国以来明治二十年代にかけて盛んに演奏活動を行った。明治二十五年の春、読売新聞社は婦人和洋音楽家の人気投票を行った。その結果彼女は幸田延に次いで二位であった。『音樂雜誌』第十九号（明

治二十五年四月）には上位得点者が次のように発表された。参考までに記す。

西洋音樂家

三百〇七点	小説家幸田露伴令妹	幸田延子
二百八十八点	東京女子高等師範學校兼東京音樂學校教授	瓜生繁子
百〇四点	東京音樂學校教師	遠山甲子

日本音樂家

九十五点	麹町區富士見町	長原梅園
五十八点	高嶺秀夫夫人	高嶺專子
三十二点	改進新聞社主寺家村逸雅夫人	寺家村愛子

舞踏家

五十点	海軍々医總監高木兼寛夫人	高木富子
三十七点	衆議院末松謙澄夫人	末松生子

まもなく瓜生繁は家庭夫人となり、ピアノの個人教授で子弟を育てた。晩年は瓜生海軍大将夫人として多忙な生涯を送った。昭和三年十一月三日没す。

奥山朝恭（おくやま ともやす）東京府士族

履歴（要約）

安政五年（一八五八）八月六日生。

明治七年（一八七四）十二月七日海軍水兵本部より五等鼓手申し付けられる。同日砲兵隊附申し付けられる。

同八年（一八七五）三月十一日三番小隊附申し付けられる。六月五日四等鼓手申し付けられる。

同九年（一八七六）二月十五日三等鼓手申し付けられる。

同十年（一八七七）二月十四日東海鎮守府より三等水兵申し付けられ、軍樂隊專務となる。

同十一年（一八七八）十二月二十七日樂手に任ぜられる。

同十五年（一八八二）五月二十日海軍省より本官を免ぜられる。

同十六年（一八八三）五月五日音樂取調掛に雇い上げ小使取締を申し付けられる。日給金貳拾貳錢。

同年十二月一日願いにより退職、同日寫字生を申し付けられる。〔俗曲改良の仕事を分担、箏曲や長唄の採譜を行った。〕

同十七年（一八八四）十一月一日再び雇となり當直員を申し付けられる。

十二月四日生徒取締に転ずる。

同十八年（一八八五）七月二十七日取調掛兼庶務掛生徒掛を命ぜられる。

同十九年（一八八六）一月二十一日、三たび雇となり宿直員を申し付けられる。

この間奥山は音楽取調掛に所属している身分を活用して、音楽教員の資格を取得するための力を養っていたようである。二十年（一八八七）七月八日、彼は音楽科の教員免許を取得した。そして一カ月後の八月二日付で兵庫県尋常師範学校に助教諭として赴任した。したがって音楽取調掛はこの時点で退職しているようである。明治三十九年（一九〇六）彼は教員生活をやめ、全く一新して岡山市内に西洋料理店を開き後半生を送った（『音楽教育成立への軌跡』昭和五十一年〔一九七六〕、二〇一頁）。昭和十八年四月九日没。有名な唱歌〈湊川〉〈青葉しげれる櫻井の〉（明治三十二年六月）は彼の作曲である。

宮内省式部寮雅楽課伶人

音楽取調掛における伶人たちの足跡は今日高く評価されている。田中康子氏が彼女の論文[1]で「彼らは海軍々楽隊を先行者として西洋音楽の伝習を開始し、中心メンバーの多くが参画した音楽取調掛では逆に自らが先行者の役割を担った」と述べているように、伊澤修二を主軸とした音楽取調掛の事業は、彼らなくして成し得なかったといっても過言ではない。雅楽部の伶人が西洋音楽を習得はじめたのは明治七年で、明治新政府の国際化に伴い宮中での西洋音楽の需要が多くなったためであった。田中氏の論文をかりると、それまでは宮中で西洋音楽の奏楽が必要となると、軍楽隊が宮中に上がっていたのだそうである。当時、国内で西洋

音楽の演奏できる団体は陸海軍の軍楽隊だけであった。宮中に専属楽団の必要を認識した当局は、低経費で実施する方策として同じ楽人である伶人に西洋音楽の習得を命じたのである。宮内庁楽部に保存されている『御沙汰留』には明治七年八月十九日付で式部寮から太政官宛に提出された次のような伺い文がある。

従前伶人奏スル所ノ樂ハ本邦固有ノ樂ハ勿論或ハ唐高麗百済等諸邦ノ樂モ亦コレアリ如此他國ノ樂相傳リシモ自ラ時勢ノ変遷ニ因リテ人情ノ然ラシムル所ト相考候今ヤ歐洲諸邦ノ樂相開ケ陸海軍ハ勿論儀式内燕等ノ節ニ御採用有之時ニ當テ伶人之ヲ知ル時ハ其用博ク其職缺事ナク便宜ト存候因テ自今伶人伶員ニ命シ歐洲ノ樂傳習爲致度就テハ教師ハ當分ノ内海軍省ニ就キ學ハシメ候得ハ格別御入費モ不相嵩ト存候因テ海軍省打合回答相副此段高裁候也

欧州楽伝習許可の達しは十二月十四日に下りて、年齢四十歳以下、十五歳以上の伶人三十五名が海軍省楽隊につき伝習することになった。海軍省と式部寮との共同で雇い上げたジョン・ウィリアム・フェントン（月給二五〇円）の指導を一年間受けた伶人たちは明治九年十一月三日（太陽暦）、天長節宴会に最初の奏楽を行っている。

曲　目

君が代（出御の樂）
グランド・マルチ
グランドネーショナルマルチ
ビュウーテフルフロラル〈美花〉
クイキマルチ
御民われ（入御の樂）
演奏者

辻則承bフラットコルネット
多忠孝bフラットバリトン
奥好義eフラットピッコロ
多久隨eフラットクラリネット
東儀彭質bフラットクラリネット
山井基萬eフラットボンバルトン
芝葛鎭gフラットベーストロムボーン
上眞行bフラットテノールトロムボーン

（『御沙汰留』）

このののち天長節には欧州楽を奏することが恒例となり、マーチやワルツが賑々しく奏された。吹奏楽から入った伶人の西洋音楽の習得は次にピアノへ及び明治十二年三月四日付[2]で一等伶人芝葛鎭、二等伶人東儀季芳、四等伶人奥好義、御用掛小篠秀一にピアノを習得させたい旨伺いが出された。

明治十二年三月十四日

雅樂課　庶務課

先年来伶人へ歐洲樂傳習被命一同勉強罷在候トコロ元来歐樂音律之調査新曲撰譜等ニ於テハ洋琴相學ヒ不申候而者精密之調難出来候然ルニ幼稚園保姆松野クラヽ儀者壞國人ニテ該洋琴練熟之趣ニ候處幸幼稚園唱歌傳習之因モ有之ニ付同人ヨリ伶人へ相傳候様仕度依之前同人ヨリ内議候處授業人四人ニテ壱ケ月拾ケ度毎度一時間之教授被相定月謝金貳拾円ヲ以相傳可致之趣ニ付左之四名へ傳習被命候様仕度此段奉伺候也

一等伶人　芝　葛鎭
二等伶人　東儀季芳
四等伶人　奥　好義

御用掛　小篠秀一

宮内卿徳大寺實則殿

（『御沙汰留』）

このようにかなり高度の洋楽の基礎を習得して、明治十三年十月、音楽取調掛の最初の入学者二十二名に混じって八名の伶人が伝習生となった。その八名は奥好義、安倍季功、辻則承、林廣繼、上眞行、小篠秀一、多久隨、山登松齢で、彼らはメーソンからピアノ・唱歌はもとより、和声の特別講義と管弦楽の指導を受けた。メーソンは伶人たちのするどい感覚と吸収力に驚き「いちじるしい進歩で管絃楽を奏することの出来たのは実に雅樂課の伶人たちであった」と賞賛している（四十二頁参照）。その力量がうかがえる演奏会を一つ紹介しよう。明治十四年七月九日の官中御陪食の奏楽である。

曲　目

雨露に〔『小學唱歌集』より、原曲はシシリー島の民謡〕
ナイト・ソング
冨士山〔『小學唱歌集』より〕
エルフィンワルツ
螢〔螢の光、『小學唱歌集』より、スコットランド民謡〕
ヘール・コロンビヤ

演奏者

ヴァイオリン＝多久隨、芝祐夏
ヴィオラ＝辻則承
フリュート＝奥好義
クラリネット＝東儀彭質
チェロ＝上眞行
ベース＝山井基萬
唱歌＝芝葛鎭、多忠廉、小篠秀一

（『御沙汰留』）

御陪食演奏は雅楽と洋楽が交互に奏されるのが常となり、このしきたりは現在につづいている。だが今日ではお料理が和食の場合は雅楽、洋食の場合は洋楽を奏する。

この伶人たちは半年間音楽取調掛で伝習を受けたのち、助教となって教壇に立ち、ピアノ・唱歌・聴音法・和声学の教授に当った。雅楽課からは明治十四年二月十七日付で次のような復命書が出されている。

三等伶人上眞行、同東儀彭質、四等伶人奥好義、五等伶人辻則承等此度音樂取調掛文部省御用掛兼務被申付候ニ付テハ當稽古所出仕其他諸參勤左之通相心得サセ可然哉此段相伺候也

一、稽古所日課右當分ノ内一週間両日出席
一、恒例臨時儀式祭典
一、稽古所宿直右順番ヲ以勤仕
一、御陪食
一、他所出張
一、諸向ヨリ依頼、但本人直チニ依頼之分ハ別段ノコト、右順番參勤ヲ除ク

（『雅樂錄』明治十四年）

伶人たちは音楽取調掛のみならず東京師範学校、同女子師範学校および学習院に出向する。さらに十四年からは音楽取調掛の幹事となった芝葛鎭とともに伊澤修二を助け、小学唱歌集の作曲（雅楽調・日本的歌調）、選曲ならびに音律研究（日本・西洋の音律）に成果を残した。またメーソン帰国後はメーソンが受け持っていた各所のピアノ調律を担当した。音楽取調掛の業績と並んで重要視されている伶人の仕事に、雅楽調で作曲された「保育唱歌」約百曲の編成がある。これは明治十年に東京女子

師範学校から依頼をうけて作曲したものであった。平出久雄の『「保育唱歌」覺え書』（『東亞音樂論叢―田邊先生還暦紀念』昭和十八年）中に記されている保育唱歌の墨譜の序文をみると、その事情が明らかである。

明治十年十一月ヲ起源トシテ漸次撰成スル此謌曲ハ、東京女子師範學校幼稚園保育謌謳ノ譜ヲ同校攝理中村正直ヨリ式部寮ニ請ヒ、寮ヨリ雅樂課ニ下附セラレ、伶人ヲシテ墨譜ヲ撰定シ、寮頭ノ調査ヲ経由シテ、之ヲ該校保姆ニ教授シ、生徒ヲシテ謳ハシム所ナリ。謌ハ該校ニ於テ西洋原謳ノ意味ヲ譯シ、或ハ日本ノ古歌ヲ撰拔シテ之ヲ用ユ。〔以下略〕

この序文につづいて伴奏楽器の指示がある。

唱謳ノ哥ハ笏拍子ニ節ヲ拍チ、琴ニ聲ヲ應和シテ謳フ。遊戯ノ歌ハ笏拍子ヲ拍チ、節ヲ左右ノ歩ニ踏ミテ謳フ

田邊尚雄氏は著書『日本音樂講話』（改訂版、大正十五年）で、初めは笏拍子を打ち、伴奏に笙、篳篥、笛、琵琶、箏を用いて全く平安朝式であったが、後には純学校用としてオルガン伴奏のみにしてしまったと記述しているが、これらの唱歌のいくつかは音楽調取掛の『小學唱歌集』や『幼稚園唱歌集』に取り入れられた。保育唱歌は平安朝の声楽と西洋の唱歌との融和を計って作られたはじめての教育用唱歌であった。それは音楽取調掛の唱歌作成に先行する事業としてわが国の洋楽史上重要な存在なのである。

（1）「式部寮伶人の欧州楽伝習」『雅楽界』第五九号、一一六～一一九頁。
（2）右に同じ。

音楽取調掛で教鞭をとった伶人の履歴書（要約）

芝 藤原朝臣 葛鎭（しば ふじつね） 東京府士族、旧楽人、従五位下左近衛将監兼大隅守

嘉永二年（一八四九）正月二十八日生。麻布区山元町四拾六番地。
明治二年（一八六七）七月二十七日百官受領被廢に付各位階を称す。但上下の称自四位に至迄被廢。
同三年（一八六八）十一月十九日自今舊官人元諸大夫侍并元中大夫等位階総て被廢。十一月二十四日御用に付東上申し付けられる。十一月二十七日任少伶人。
同四年（一八七一）六月六日叙従九位。八月十二日雅樂長助權助被廢更に式部寮へ合併被仰付。八月二十三日任中伶人。
同六年（一八七三）六月二十三日家督願之通聞き届けられる。
同七年（一八七四）三月十日神武天皇御例祭參向并京都雅樂課御用に付出張申し付けられる。十二月十四日歐洲樂傳習申し付けられる。
同八年（一八七五）七月二十三日東京府士族附替願之通聞き届けられる。
同十年（一八七七）九月二十八日除服出仕申し付けられる。式部寮中大伶人以下被廢更に一等伶人以下被置。十一月一日任二等伶人。
同十一年（一八七八）四月四日佛國博覽會出品樂譜書寫申し付けられる。七月二日佛國博覽會出品樂器整理方一層勉勵に付賞與金七円下賜。八月二十九日一等伶人以下被廢更に一等伶人以下被置。同日任一等伶人。九月二日神宮神嘗祭參向申し付けられる。
同十二年（一八七九）三月十九日洋琴傳習申し付けられる。
同十三年（一八八〇）十月十二日文部省御用掛兼務申し付けられる。音樂取調掛可相勤為手當一ケ月金拾五円附与。
同十四年（一八八一）一月二十日内國勸業博覽會審査官申し付けられる。九月二日内國勸業博覽會審査勉励に付為其賞銅牌壱個授與。同日内國勸業博覽會審査勉勵に付為慰勞金拾五円給與。九月十四日今後一ケ月金貳拾五円給與。九月十五日監事兼取調掛申し付けられる。調絃法の授業を担当。

明治十五年（一八八二）九月十三日　職務勉勵に付為手當金拾圓給與。

この間明治十三年六月、東儀季熙、東儀季芳、林廣守らとともに海軍省の依嘱により〈君が代〉の新譜作曲に努力し、芝葛鎮、中村祐庸（海軍楽長）、四元義豊（陸軍楽長）らがエッケルトを顧問として撰定委員となり、国歌制定に功績を残した。音楽取調掛には、明治二十年二月まで在職した。その後は楽部の伶人として雅楽の研究・演奏に従事した。大正六年七月楽部を依願退職、翌七年二月十九日没。

唱歌作品（『東亞音樂論叢』一一三頁）

祝日大祭日歌　元始祭、明治二十五年頃作曲。神武天皇祭歌壹越律旋雅樂唱歌、伊澤修二編『小學唱歌集』二巻、二十五年出版所載。須磨明石平調律旋雅樂唱歌、同三巻、二十六年出版。〈大和撫子〉取調掛編纂『小學唱歌集』初編、十四年出版、メーソン賞賛の唱歌でアメリカの雑誌に登載された。〈五常の歌〉同。〈鏡なす〉同。〈繼命（つぐいのち）〉本居宣長作詞、三十年。〈秋の夕〉作歌不詳、三十年。〈護國の音樂〉芝・永井建子共作、二十七年。〈鳥の歌〉大和田建樹作詞『明治唱歌』第一集、二十一年。〈若竹若松〉大和田けい子作詞、同。山里（「いさり火」より）同第四集、二十二年。〈古きあと〉大和田建樹作詞、同。〈國の姿〉物集高見作歌詞『唱歌萃錦』第一、二十二年。五月二十八日（地久節の歌）『國民唱歌』二十四年七月。〈皇御國〉『大東軍歌』。その他。

上眞行（うえ　さねみち）　東京府士族

嘉永四年（一八五一）七月二日山城國愛宕郡塔之段北横町に於て生。

文久元年（一八六一）より慶應四年（一八六八）まで樂道練磨の暇を以て平瀬元淳江馬天江橋本眞齊等に就き漢学詩文を講究す。

慶應四年（一八六八）一月四日内侍所勤番被仰付。同月二十八日太政官代勤番被仰付。

明治二年（一八六九）二月十七日太政官代勤番被免。同日太政官代勤番褒美として金円下賜。

同三年（一八七〇）十二月二十七日伶員申し付けられる。

同四年（一八七一）十一月二十七日任少伶人。

同七年（一八七四）十二月十四日東上申し付けられる。一月十四日欧洲樂傳習申し付けられる。

同八年（一八七五）四月八日任權中伶人。

同九年（一八七六）二月二日記録課出仕被命。三月十九日記録課出仕依願被免。

同十年（一八七七）十月三十一日式部寮中大伶人以下被廃更に一等伶人以下被置。十一月一日任三等伶人。

同十一年（一八七八）七月二日佛國博覧会出品樂器整理方一層勉励に付金円下賜。八月二十九日一等伶人以下被廃更に三等伶人以下被置。同日任三等伶人。

同十四年（一八八一）二月十日文部省御用掛兼勤申し付けられる　オーケストラ、内外の音律研究、和声の研究、唱歌の選曲。同日音樂取調掛勤務申し付けられる手当として一ケ月金拾圓給與。

同十五年（一八八二）二月二十五日除服出仕。九月十三日職務勉勵に付為手當金七円給與。

同十六年（一八八三）三月十九日自今一ケ月金拾五円給與。

同十七年（一八八四）九月二十日教員申し付けられる。唱歌ピアノの授業を担当。十月二十九日樂道保護の為め毎年金八拾五円下賜。十一月十四日任雅樂師。同日十二等相當年俸金貳百四拾円支給。十二月二十六日文部省御用掛兼勤申し付けられる、但手当として一ケ月金拾五円給與。同日音樂取調掛勤務申し付けられる。

同十九年（一八八六）一月二十一日文部省御用掛兼勤差免。同日音樂取調掛教授方嘱託月手当拾五円交付。三月九日兼高等女學校教授方嘱託。三月十八日第二囲中學校師範學校教員免許學力試驗委員を命ぜられる。五月三十一日第二囲中學校師範學校教員學力試驗委員命に付府為其報酬花生一個贈與。

同二十年（一八八七）三月二十二日神武天皇御例祭に付参向申し付けられる。三月二十四日明治二十年尋常師範學校中學校高等女學校教員學力試

驗委員を命ぜられる。七月十三日明治二十年尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員學力試驗委員中勉勵に付硯筐一個贈與。十二月十六日自今一ケ月金貳拾圓給與。同年明治二十一年の尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員學力試驗委員を命ぜられる。

同二十一年（一八八八）本年第三回小學教員授業生學力檢定試驗委員を嘱託される。五月十五日任樂師兼伶人下級俸給與。同年本年第四回小學校教員授業生學力檢定試驗委員を嘱託される。

同二十二年（一八八九）四月十日兼任東京音樂學校教諭。同日叙奏任官六等。同日年俸金貳百円下賜。

同二十三年（一八九〇）三月二十五日中等唱歌集校正嘱託に付為手當金五拾円給與。四月五日元東京高等女學校教授方嘱託を解かれる。同日元東京高等女學校教授方嘱託を勉勵に付為手当金拾貳円給與。十月十五日兼任東京音樂學校教授叙奏任官六等。同日年俸金貳百圓下賜。

同二十四年（一八九一）三月二十六日神武天皇御例祭參向を命ぜられる。九月十一日明治二十四年尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員學力試驗委員を命ぜられる。十月二十日年俸金貳百四拾圓下賜。同日祝日大祭日歌詞及樂譜審査委員を命ぜられる。十二月十七日七級俸三分の一下賜。十二月二十六日叙従七位。

同二十五年（一八九二）三月三十一日本省の嘱託に依り時々教科用図書の檢査に従事相成に付報酬として花瓶一個贈與。四月三十日二十四年尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員學力試驗委員擔当相成候報酬として重箕函一個贈與。四月二十八日一月一日孝明天皇祭神武天皇祭天長節勅語奉答唱歌用樂譜製作を嘱託される。祝日大祭用歌詞及樂譜審査委員長。十二月十九日明治二十六年の尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員學力試驗委員命をぜられる。

同二十六年（一八九三）三月三十一日職務格別勉励に付為其賞金百拾圓下賜。五月十六日大臣官房図書課兼勤を命ぜられる。五月二十四日祝日大祭日歌詞及樂譜審査委員を免ぜられる。七月七日祝日大祭日歌詞及樂譜審査委員擔当中勉励ノ廉を以て大臣より謝状ヲ贈與せらる。同日祝日大祭日唱歌用樂譜当撰に付報酬として金拾円贈與。七月十四日職務格別勉励に付為其賞金百五拾円下賜。七月十五日先般尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員學力試驗委員擔当勉励の廉を以て大臣より謝状を贈らる。八月二十八日教科書図書檢定上格別勉励に付為其賞金五拾圓下賜。九月十一日兼任高等師範學校附属音樂學校教授。叙高等官七等。十一月九日職務格別勉勵に付為其賞金七拾五円下賜。

同二十七年（一八九四）二月二十六日依願免兼高等師範學校附属音樂學校教授。三月六日本校附属音樂學校の教務を嘱託される。三月二十四日音樂に関する教科書調査方を嘱託される。同日第七回尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定委員を嘱託される。三月三十一日教務嘱託為手当金八拾五圓贈與。同日自今教務嘱託為手当一ケ年金三百六拾円贈與。

同二十八年（一八九五）二月十四日自今報酬一ケ年金四百貳拾円給與。三月二十八日第八回尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定試驗委員を嘱託される。

同二十九年（一八九六）三月二十五日第九回尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定委員を嘱託される。

同三十年（一八九七）三月二十九日第十回尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定委員を嘱託される。九月十六日尋常中學校教科細目調査委員を嘱託される。十二月二十日任雅樂師給准四等下級俸。

同三十一年（一八九八）一月二十八日第十一回尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定委員を嘱託される。三月四日兼任樂師准四等。六月二十八日叙勲八等授瑞寶章。五月十二日修学旅行として女生徒を監督し埼玉縣下大宮へ出張を嘱託される。七月三十日自今報酬として一ケ年金五百円贈與。十月十八日師範學校尋常中學校教員講習会講師擔当報酬として金七拾円贈與。

同三十二年（一八九九）二月八日尋常中學校教科書唱歌選定委員を嘱託される。三月第十二回師範學校中學校高等女學校教員檢定委員を嘱託される。七月七日第十二回師範學校中學校高等女學校教員檢定委員擔当の慰労として金二十円贈與。十月十三日第十三回師範學校中學校高等女學校

教員検定委員を嘱託される。十二月十四日樂音に関する教科書調査嘱託の手当として金三拾円支給。十二月教科書調査嘱託の手当として金拾円贈與。

同三十三年（一九〇〇）二月三日自今報酬として一ケ年金六百圓贈與。二月二十一日依願第十三師師範學校中學校高等女學校教員検定試験委員を解かれる。

同三十四年（一九〇一）七月十日名古屋大阪京都及奈良の四市へ出張を嘱託される。九月本月十六日限り当分の内報酬贈與せす。十二月十一日准三等給下級俸。十二月二十三日教科書調査嘱託の手当として金百円贈與。

同三十九年（一九〇六）三月三十一日依願解嘱託。

大正三年（一九一四）一月八日本校講師を嘱託される。

その後昭和四年十月まで講師としてつとめた。東京音楽学校はもとより、わが国の音楽教育に尽力した。

昭和十二年（一九三七）二月二十八日没。

初期の唱歌作品（『東亞音樂論叢』一一五頁）

祝日大祭歌　一月一日、二十五年頃。天長節（上・大和田建樹編『明治唱歌』第一、二十一年）。帝國議会開院之頌、二十三年十二月六日演奏。〈國民〉中村秋香作詞、二十五年。〈月の大小の歌〉故里見義（取調掛歌人）作詞、二十五年。〈御結婚滿二十五年御祝儀の歌〉黒川眞頼作詞、東京音楽学校用、二十七年。〈開校式〉中村秋香作詞、二十七年。〈義勇奉公〉（軍歌）中村秋香作詞、二十七年八月。〈學の力〉大和田建樹作詞、二十一年。〈筋骨〉烏山啓作詞、二十七年八月。幸田令嬢の官命をうけて海外留學せらるるを送る歌、二十二年。〈國之光〉三十七年。〈鐵道唱歌〉上・多梅雅共作、三十三年。〈日露戰爭國民唱歌〉上・小山作之助共作、三十七年。〈軍神廣瀬中佐〉三十七年。〈遊歩の庭〉大和田建樹作詞、『明治唱歌』第一集、二十一年。〈日本男子〉同、同。〈競漕の歌〉上作詞、同。〈あすは千里〉大和田作詞、同第二集、二十二年。〈自然の友〉同、同。〈朝ぼらけ〉同、同第四集、二十二年。〈父の墓〉同、同第五集、二十三年。〈山陵〉同、同。〈亞細亞の海〉同、同第六集、二十五年。〈わが教師〉同、同。〈三育〉西山實和作詞、『唱歌萃錦』第一、二十二年。〈大皇國〉湯本武比古作詞、『國教唱歌集』三十年。〈國の德〉小中村清矩作詞、『新編中學唱歌』二十五年。〈燕〉同、同。〈打てや懲せや清國を〉横井忠臣作詞、二十七年。〈招魂社〉小中村清矩作詞、二十七年。〈琴〉林甕臣作詞、三十一年『おむがく』に発表、複音譜。〈勸學の歌〉高崎正風作詞、『唱歌萃錦』第二、二十三年九月。〈暮春〉稅所敦子作詞、『日本唱歌集』三十九年九月。〈皇國の光〉中村秋香作詞、『國民唱歌』小山作之助編、二十四年七月。〈稻村が崎〉鳥居忱作詞、同。〈福島中佐歡迎歌〉佐藤誠實作詞、二十六年六月『音樂雜誌』。〈義勇奉公〉中村秋香作詞、二十七年九月『音樂雜誌』。〈皇太后陛下の崩御を悼み奉る歌〉黒川眞頼作詞、三十年。〈橋本左内〉河津直入作詞、『若越郷土唱歌』。同聲合唱曲、花下懐友（鳥居）、落花、旅の道、秋の暮（以上大和田）、春風（佐々木）、以上『女子日新唱歌』三十九年、大和田建樹編。

上眞行の音楽談義（インタビュー記事、『音樂雜誌』第二十七号、明治二十五年十二月）

音樂上に關する上眞行君の談話

樂道粹士

一片の名刺少女の手に渡るや、暫時にして一室に伴はれぬ、室は樂書を以て充たされ、亦樂器を備ふ、問はすして音樂家たるを知る、正面にありて應接する人は、是なん主人公上眞行氏なり、氏は音樂校創設以來の教授職に在りて、理論技術共に秀ひてぬる名士、其整然たる体度と、温乎たる風采とは、一見人をして師父に接せしむるの思ひあらしむ、先つ一通の挨拶終りて、談學友會演奏會に移り、話頭一轉直に

我國音樂唱歌問題

に入る、今日の音樂唱歌の有様を見るに、本邦在來の音樂より、其

普及の度も感情も宵壤の差あり、加之多數の本邦人は、泰西の音樂唱歌を嫌忌するものゝ如し、左れは之に對する音樂家の覺悟及採るへき將來の方針は、如何なるべきやの問に對し、主人公口を開きて曰く、然り、泰西音樂の東洋音樂に優れるは、識者が許す處の事實にして、別段蝶々を要せすと雖も、本邦音樂の如きは、三韓、吳、隋、唐の古樂、明、清樂、各種、の俗樂等あるが上に、泰西樂の傳來せるなれば、其駁雜なること、萬屋の如く、掃溜の如く、其嗜好も千差萬別なれば、完全統一の域に達し得ざるも偶然にあらざるなり、殊に方今の唱歌に至ては、本邦人作曲術の未だ進歩せざるにより、多くは泰西の曲譜を採りて之に附するに、本邦の歌詞を以てしたるものなれば、詞、曲、一致の點に於ては、往々妥當を欠けるものなきにしもあらず、是れ亦泰西音樂の完備整然たるに拘はらず、會々本邦人の耳に嫌忌せらるゝ一因ならんか、唱歌集中にも螢の光、玉の宮居、五日の風數曲の如きは、喝采を得つゝあり、素と是れ等は蘇蘭格（スコツトランド）の旋律にして、音律も音階も歐州古代的の者、所謂支那、日本と大同なるものなれば、歌詞の適合して、本邦人の感情嗜好に合するの致す所ならん、されば舶來の音樂此儘に應用せんとする時は、音樂の眞の教育ある部分を除く外、一般本邦人の心裡に適し、遍く普及するの結果を見るは、甚だ困難なることゝ信す、然れ共如何なる方針方法によりて、本邦人に適せしむる融化法を考ふべきやに對しては、曠大遼遠の問題なるを以て、余輩等の窺へ知る所にあらざれ共、兎に角古來より我國音樂の變遷を考へ、少しく將來の方針を述べんとす、遠く

本邦音樂の變遷

を尋ぬるに、遼遠にして發端測知すべからず、唯本邦樂第一革命所謂支那樂傳來以前の音樂は、笛、和琴、の類と單純なる唱歌とありしのみ、其音律の不完全なる固より言を要せざるべく、此時に當り隋唐の發達したる音樂は、樂師と共に渡來したりと雖も、此音樂は却て大和民族の優待を受けずして、彼等の感情には不可思議に聞へたりしなり、彼等は元來單純なる音樂にのみ涵養せられたれば、高尚にして複雜なる音樂は五月蠅感ぜしも、無理ならざるなり、此冷淡なる境遇時代に當り、彼の文明の神性を帶べる聖德太子、嚴肅なる法律を規定して、新音樂を研究せしむる事に奬勵せしと雖も、如何せん感情嗜好の無形的行爲は、流石壓制の法も抑へるに由なく、殘酷にも外國樂は不充分なる本邦樂の爲に、頭を上ぐる能はざりしが、慧眼敏捷なる太子、早くも之を覺り、之を普及し隆盛ならしめんには、人心の感所を抑へて之に代らしむるに如かずと、遂に万古未曾有の法律を發布したり、曰く

外國傳來の音樂を爲すものは、課稅を免ずべし

と、此妙なる法令と共に、新音樂は其歩を進め、稍一般に普及したりと雖も、こは是れ支那從來の國狀其儘を移したるものなれば、感情嗜好に伴はざるため、思はしくあらざりしなり、有司之を憂へ、音樂專門の遣唐留學生を派し、彼國音樂の奥を究めしむ、而して彼等留學生の歸朝するや、大に其組織を變じて、從來の新音樂を一變し、專ら本邦人の人情嗜好に合せん事を務め、遂に今日の雅樂を大成したる者なり、是れ余輩が討究を下したるの事實、歷史上の証說なり、そも此れが討究を下すに至りたるは、實に一昨年奈良漫遊の際、彼の有名なる正倉院に於て、奈良朝の樂器を拜觀したる時にあ

り、則ち其樂器の種類は左の如し、

正倉院御樂器

樂器種類	同名同形	同名異形	異名異形
絃面	琵琶數類	和琴一 琵琶五絃一 七絃一	新羅琴其他 阮咸二 箜篌一
管類	笙小	笛數ケ 笙大中、數ケ 大篳篥	簫 尺八數管
鼓類			腰鼓數ケ 方磬九枚
面類			伎樂面百數十ケ
	二	五	八

是に由て觀れば、奈良朝以前卽ち革命前までは、幾多の樂器より組織したる半成和聲的の者に疑ひなく、所謂今日雅樂に用ゐる者と、同名同形なる者は二、同名にして異形なる者は五、而して全くなきものは八種あり、此等を以て考ふれば、今日の樂器は奈良朝時代樂器の一部則ち最小なる者を採り、之に改良を加へたるものゝ如く、他は皆煩はしきか爲に、放棄したるに似たり。

吁々彼等遣唐留學生の大偉人が、大英斷と大卓見とを以て、本邦人の嗜好感情に伴ふ新音樂を組織し、從來の神樂の如きは、之を敬して祭祀の一部に供へ、其他雜樂の譜の如きは、高閣に束ねしめたるなり、（此革命に方り、和聲上の樂器を煩しとて排棄したるは、實に千古の遺憾にして、余の常に歎惜止む能はざる所なり）要するに此結果を收め得たる所以の者は、音樂の偉人が顯出して、其國人に適合したる新奇の音樂に融化せしめたる故のみ。

本邦の音樂夫れ此くの如きの事實を以て、今日に至りたるものなれば、是に依り歸納して斷定を下さば、今日の泰西音樂も此と同一の途を蹈んで、始めて普及すべきを豫言せざるを得ず、何となれば今日の音樂唱歌は、恰も聖德太子時代の如く、邦人が悉く好愛するに至らざるは、止むを得ざるの事なり、最も未た年淺き事なれば、俄に在來の音樂に打勝ちて、遍く普及發達せしむる事これ望むべからず、蓋し之を能くする所以の者は、能く西洋の音樂を研究し、其奥を極め、其性を考へて本邦音樂と、競進せしむるにあるのみ、然らは一定期間に秀吉家康の如き、海內を一統する偉人否な、音樂上の大偉人輩出して、今日の本邦樂と泰西樂とを程よく融合し、天晴れ何とも謂ひ能はさるの新音樂顯出して、第二音樂の革命始めて成らん。

樂器の種類

本邦には樂器の種類、甚た多しと雖も、俗樂器にて完全に近く發達せる者は、三絃なるへし、然れとも其彈法に至ては、寧しろ風雅上品の箏は人の嗜好に適し、採用せらるべし、泰西の音樂器にて、後來盛んに行はるへき者は、第一にヴヮイオリン第二に風琴なるへく、ピアノの如きは生計の度に適せさるを以て、二器と同しく弘く採用せらるゝは難かるべし、無論大革命の日には、今日本邦に行はるゝ瑣々たる樂器は大半掃蕩せのれんのみ、されば今日に於て之を攻究し、之を討議する機關なかるへからす、幸に

音樂雜誌

あり、近比メッキリ發達したり、余輩影なから萬歲を稱ふ、是れ蓋し四竈氏の先見と忍耐の生みし處ならん、余輩は同氏の世を看破す

るの敏なるに驚く、所謂當時書肆か音樂書の出版を以て、難物の一に置きたりしに、獨り四竈氏の出版書に至ては、少くも四五版に至らさるなしと聞く、是れ氏の慧眼ならすして何ぞ、氏の音樂界に跋渉する地位、近日朗々の音にて歡迎せられん、今述へし所は上眞行一己の愚見のみ、敢て問に答へて音樂の爲めに心底の一班を吐露するのみ、請ふ笑察あれと、時に粹士明治廿五年十二月某日月光に導かれ、牛込矢來町廿三番地を立出たり。

奥好義（おく よしいさ）　式部職楽師兼伶人、東京府士族、旧楽人

安政五年（一八五八）九月二十日。京都塔之段毘沙門町に於て生。

明治二年（一八六九）七月二十七日百官受領被廢に付各位階を禰。但し上下の禰自四位初位に至迄被廢。

同三年（一八七〇）十一月十九日自今舊官人元諸大夫侍幷元中大夫等位階総而被廢。十一月二十八日依願東上。十一月伶員申し付けられる。

同四年（一八七一）九月十二日雅樂長助権助被廢更に式部寮江合併被仰付。

同七年（一八七四）六月二十八日上等伶員申し付けられる。十二月十四日歐洲樂傳習申し付けられる。

同八年（一八七五）三月十三日任少伶人。四月八日任権中伶人。

同十年（一八七七）十月二十八日除服出仕。十月三十一日式部寮中大伶人以下被廢更に一等伶人以下被置。十一月一日任四等伶人。

同十一年（一八七八）八月二十九日任四等伶人。

同十四年（一八八一）二月十日文部省御用掛兼勤申し付けられる。オーケストラ、内外音律、和声の研究。唱歌の選曲。音樂取調掛勤務申し付けられる為手當金拾円給與。

同十五年（一八八二）九月十三日職務勉勵に付為手當金拾円給與。

同十六年（一八八三）三月十九日自今壹個月金拾五円給與。

同十七年（一八八四）九月二十日教員可相勤。十一月十四日任雅樂師。十月二十九日祖先以来連綿樂道に從事に付一家保護のため毎年八拾五円下賜。

同十八年（一八八五）六月一日東京女子師範學校御用掛兼勤申し付けられる。八月十七日職務勉勵に付為手當金拾円給與。九月七日兼東京師範學校詰申し付けられる。十月二十七日文部省御用掛差免。東京師範學校御用掛兼勤申し付けられる。兼音樂取調所詰申し付けられる。

同十九年（一八八六）一月二十一日東京師範學校兼勤差免。音樂教授方嘱託される。兼音樂取調掛教授方嘱託を解かれる。東京高等女學校兼務を免ぜられる。唱歌、オルガン、ピアノを担当。六月二日兼任高等師範學校助教諭。叙判任官六等。年俸金百二十円給與。

同二十年（一八八七）二月三日音樂取調掛教授方嘱託を解かれる。東京高等女學校兼務を免ぜられる。月俸金拾五円給與。

同二十三年（一八九〇）三月三十一日免兼高等師範學校助教諭。兼任女子高等師範學校助教諭。叙判任官四等。月俸金拾五円給與。七月二十三日補樂師兼伶人。月俸拾五円支給。

同二十五年（一八九二）二月十九日免兼官。兼任女子高等師範學校助教授。七月十二日兼官職務勉勵に付為慰労金九拾円給與。十二月兼官職務勉勵に付為慰労金百四拾五円給與。

同二十六年（一八九三）四月十四日尋常師範學校尋常中學校高等女學校音樂科教員たる事を免許される。五月三十一日職務勉勵に付為其賞金三拾六円給與。免兼女子高等師範學校助教授。當校生徒の授業を嘱託される。壹個月手當金拾八円給與。

同二十七年（一八九四）二月七日本校附属音樂學校の教務を嘱託される。三月三十一日教務嘱託為手當金五拾五円給與。

同三十四年（一九〇一）六月二十七日叙勲八等授瑞宝章。

同三十五年（一九〇二）三月三十一日授業嘱託を解かれる。四月八日遠山御用掛所労引籠中常官、周官御用掛兼務を命ぜられる。

同三十六年（一九〇三）十一月二十七日依願免本官并兼官。

この間明治十九年には神田裏猿楽町の尚綱小学校内で「唱歌會」を設立し、鳥居忱、上眞行、辻則承らとともに民間の音楽学校を始め、二十年設立の芝唱歌會（小山作之助主宰）と併立していた。奥好義は唱歌作曲者として又芸術的演奏家として当時の潔出した若い秀才であった。

明治三十六年（一九〇三）から七年間山形県立酒田高等女学校で教鞭をとった。この間に山形県内の数校の校歌を作曲している。

酒田から帰京後は再び楽部にもどり、伶人としての職務の他、唱歌の作曲および音楽教育に従事した。

昭和八年（一九三三）三月九日没。

初期の唱歌作品（『東亞音樂論叢』一一九～一二〇頁）

祝日大祭日歌　天長節、黒川眞頼作詞、二十五年頃。『明治唱歌』（奥、大和田共編）――第一集より〈紀元節〉下田歌子作詞、〈勸學の歌〉高崎正風作詞、〈新年〉〈春風〉〈千里の友〉〈沖と磯〉以上大和田作詞、二十一年。第二集より〈浦の夏〉〈岩間の清水〉〈舟あそび〉〈夜半の曲〉以上大和田作詞、二十二年。第三集より〈霞む夕日〉〈皆物眼〉以上大和田作詞、〈海のあれる〉〈かたみの琴〉〈あられ〉以上「いさり火」より、二十二年。第四集より〈未來の旅〉〈墳墓の土地〉〈招け來る春を〉以上大和田作詞、二十二年。第五集より〈去年の友〉〈故郷の文〉〈農夫の吟〉以上大和田作詞、二十三年。第六集より〈汽車〉〈ただ望〉〈星かと見えて〉〈あすの空〉以上大和田作詞、二十五年。『唱歌菜錦』（奥好義選）――第一集より〈國の基〉高崎正風作詞、〈御垣の內〉同（学習院生徒奉祝立皇太子式の歌）、〈教への庭〉下田歌子作詞、〈別れの歌〉加部巌夫作詞、〈流るる水〉下田歌子作詞、二十二年。第二集より〈御代の秋〉税所敦子作詞　二十三年。『儀式唱歌』（奥編）二十六年――〈開校式〉〈終業式〉以上本居豊頴作詞。『新編中學唱歌』（奥編）二十五年――〈五月二十八日〉阪正臣作詞、〈かざしの櫻〉下田歌子作詞、〈暮秋〉税所敦子作詞、〈いざ進め〉中村秋香作詞。『歷史唱歌』（奥編）二十七年――〈神の御告〉〈巨勢山〉以上阪正臣作詞、〈關の白雪〉〈磯邊の波〉鳥山啓作詞、〈ゆかりの色〉菊間義清作詞。御製〈金剛石〉二十六年。『新編軍歌集』（奥編）二十七年。小學唱歌（奥編）二十七年。軍國軍歌〈喇叭の響〉二十七年。〈金糸雀（かなりや）〉菊間義清作歌、二十七年。〈御垣の梅ケ枝〉御結婚満二十五年御祝儀唱歌、二十七年。〈婦人従軍歌〉菊間義清作詞、二十七年七月。〈旭の御旗〉四竈納治作詞、二十七年。〈平壌の戰〉中村秋香作詞、『大捷軍歌』第一より、二十七年。〈勇敢なる水兵〉佐々木信綱作詞、二十八年二月。〈皇統〉小中村義象作詞、『明治軍歌集』より、二十七年十一月。〈道の先〉『音樂雜誌』二十七年六月。〈町田大尉〉阪正臣作詞、大捷軍歌、二十七年。〈出陣の曲〉〈進軍の曲〉〈凱陣の曲〉以上大和田作詞、新編軍歌より。幼稚の曲（大和田・奥共編）二十一、二年――〈朝の歌〉〈曇らぬ日〉〈來鳴や鶯〉〈鴨ぞなく〉〈日は山に〉〈日本の名〉。〈鳥〉田邊友三郎作詞、『幼年唱歌』二編下より、三十四年。〈家の風〉佐々木信綱作詞、『國教唱歌集』より、三十年。

なお、奥はわが国で最初のピアノ教則本を編集したことでもよく知られている。『洋琴教則本』寛裕舎、明治二十三年九月発行、はバイエルを軸に小学唱歌の編曲を挿入したもので、楽部では大正時代までこの教則本を使用していたそうである。

辻則承（つじ のりつぐ）　東京府士族、旧楽人

安政三年（一八五六）四月一日大和國添上郡奈良御所馬場に於て生る。
明治三年（一八七〇年）十一月伶員申し付けられる。
同六年（一八七三）七月依願東上。
同七年（一八七四）六月二十八日上等伶員申し付けられる。七月十七日任少伶人。十二月十四日歐洲樂傳習申し付けられる。
同八年（一八七五）四月八日任權中伶人。
同十年（一八七七）十一月一日一等伶員申し付けられる。
同十一年（一八七八）三月十四日神武天皇御例祭御陵へ参向申し付けられる。八月二十九日任五等伶人（改正のため）。
同十二年（一八七九）五月二十二日洋琴傳習申し付けられる。

同十四年（一八八一）二月十日文部省御用掛兼勤、音樂取調掛兼務申し付けられる。オーケストラ、内外音律の研究、和声の研究、唱歌の選曲に従事。唱歌、オルガン、ピアノの授業を担当。
同十七年（一八八四）十一月十四日任雅樂手。
同二十一年（一八八八）五月十九日任樂師兼伶人。
同二十四年（一八九一）四月東京音樂學校授業嘱託解任される。
以後雅楽の研究および演奏者として活躍。
大正十一年（一九二二）八月二十九日没。
辻則承には次のような唱歌作品がある。いずれも雅楽調を主として作曲している（『東亞音樂論叢』一二二頁）。
〈別れの歌〉加部巖夫作詞、〈故郷の山〉大和田建樹作詞、この二曲は『明治唱歌』第一集（二十一年）に掲載。〈隔てぬ影〉大和田建樹作詞、『明治唱歌』第二集（二十二年）。〈少女の死〉「いさり火」より、『明治唱歌』第三集（二十二年）。〈秋はいま〉大和田建樹作詞、『明治唱歌』第四集（二十二年）。〈雪ふまん〉大和田建樹作詞、『明治唱歌』第五集（二十三年）。〈四恩の歌〉加部巖夫作詞、『音樂雜誌』第十六号、明治二十五年一月。

多久隨（おおの ひさより） 東京府士族

嘉永三年（一八五〇）七月二十六日生。
慶應四年（一八六八）正月三日内侍所勤番仰せ付けられる。同月二十八日太政官代勤番仰せ付けられる。
明治二年（一八六九）二月十七日太政官代勤番被免。
同三年（一八七〇）六月十五日御用に付東上申し付けられる。十一月二十日伶生申し付けられる。同月二十九日伶生被廃。同日任少伶人。十二月十日東京府貫属士族仰せ付けられる。
同四年（一八七一）正月二十日春日祭に付上京申し付けられる。六月六日叙従九位。
同七年（一八七四）十二月十四日歐洲樂傳習申し付けられる。
同八年（一八七五）四月八日任權中伶人。
同九年（一八七六）十一月二日除服出仕。
同十年（一八七七）十月三十一日式部寮中大伶人以下被廃。十一月一日任四等伶人。
同十一年（一八七八）七月二日佛国博覧會出品樂器整理方一層勉勵に付金圓下賜。八月二十九日一等伶人以下被廃更に一等伶人以下被置。同日任四等伶人。
同十三年（一八八〇）十一月十一日光格天皇御式年祭參向申し付けられる。
同十六年（一八八三）三月二日文部省御用掛兼勤申し付けられる。取扱准判任。同日音樂取調掛申付爲手當一ケ月金拾圓給與。三月三日助教可相勤。
同二十年（一八八七）二月音樂取調掛を辞職ののちは二十一年から二十九年（一八八八～一八九六）まで東京盲学校を兼任し、同校でヴァイオリンおよび唱歌を教えた。大正十年（一九二一）十二月楽部を依願退職、十三年（一九二四）八月十九日没。

多忠廉（おおの ただきよ） 東京府士族、旧楽人（従五位下右近衛将曹多忠廉）

弘化二年（一八四五）十一月十六日生。
慶應四年（一八六八）正月三日内侍所非常附勤番申し付けられる。二月二十八日内侍所非常附勤番被免太政官代勤番申し付けられる。
明治元年（一八六八）九月十七日叙従五位上。
同二年（一八六九）七月二十七日百官受領被廃に付各位階を称する、但上下の称自四位初位に至迄被廃。
同三年（一八七〇）三月十五日御用に付東上仰せ付けられる。十一月十九日自今旧官人元諸大夫侍并元中大夫等位階総て。十一月二十九日任少伶人。

同四年（一八七一）六月六日叙従九位。
同六年（一八七三）五月十日兼任權大舎人。十月二日淳仁天皇、順徳院天皇、土御門院天皇三帝神霊御還遷に付奉迎参向申し付けられる。
同七年（一八七四）三月九日順徳院天皇奉迎参向被免。五月十七日免兼官。十二月十四日歐洲樂傳習申し付けられる。
同八年（一八七五）四月十三日除服出仕。四月八日任權中伶人。
同十年（一八七七）十一月一日任四等伶人。
同十一年（一八七八）七月二日佛国博覽會出品樂器整理方一層勉勵に付賞與金賜られる。
同十二年（一八七九）九月二十三日神宮神嘗祭に付奏迎参向申し付けられる。
同十五年（一八八二）十月四日任三等伶人。
同十七年（一八八四）十月二十九日祖先来樂道従事段奇特被恩召一家為保護毎年金円被下。十一月十四日任雅樂師。
同十八年（一八八五）四月二日文部省御用掛兼勤被申付、但為手當一ケ月金七円五拾錢。同日音樂取調所詰申し付けられる。十月十三日文部省御用掛を解かれる。
以後樂部伶人として専任。大正三年（一九一四）七月二十日宮内官分限令第六條第一項第四号により休職を命ぜられ、大正五年（一九一六）四月二十九日没す。

多忠孝（おおの ただたか）　東京府士族、旧楽人

嘉永二年（一八四九）三月十一日生。
明治四年（一八七一）二月十三日伶員申し付けられる。
同七年（一八七四）六月二十八日中等伶員申し付けられる。
同八年（一八七五）四月八日任權少伶人。
同十年（一八七七）十月三十一日二等伶員申し付けられる。
同十一年（一八七八）三月四日神武天皇御例祭に付山陵参向申し付けられる。八月二十九日任六等伶人。
同十三年（一八八〇）十二月二十三日任五等伶人。
同十七年（一八八四）十月二十九日祖先以来連綿樂道に従事に付一家保護の為め毎年金八拾五円下賜旨辞令を蒙る。十一月十四日任雅樂手。同日十五等相當年俸金百四十四円支給。
同十八年（一八八五）一月十七日孝明天皇御陵祭参向申し付けられる。四月二日文部省御用掛兼勤申し付けられる、但為手當一ケ月金七円五拾錢。同日音樂取調掛詰申し付けられる。
同年六月には文部省御用掛兼務が解かれ、東京女子師範学校御用掛兼務を命ぜられてピアノと唱歌の授業を行った。十九年（一八八六）一月同校との兼務も解かれ楽部専任となって、大正十年（一九二一）依願退職した。忠廉の弟。大正十四年（一九二五）十月二十日没。

以上の音楽取調掛員のほか、同掛を支えた若い助教たちも忘れることはできない。まず、明治十三年十月に入学した第一回の伝習生の中からは中村専、加藤貞、鳥居忱、藤川さゐ、林蝶らが助手となった。中村専は英語と箏を教え、鳥居忱は明治十五年三月から助教となり唱歌を受け持った。のちに東京音楽学校教授となる。加藤貞、藤川さゐも唱歌を、林蝶は胡弓を受け持った。十八年七月に全科卒業の幸田延、遠山甲子、市川道の三名と、十七年十二月入学の加藤精一郎らも卒業と同時に助教となり、ピアノおよび唱歌の授業を担当した。遠山は鳥居忱につづいて明治二十一年から東京音楽学校に俸職した。幸田はのちにアメリカのボストンとウィーンに留学し、明治二十八年帰国後、ただちに東京音楽学校教授となった。以後彼らは明治時代を代表する音楽家として盛んな活動を展開するのである。なお幸田延、鳥居忱に関する年譜および資料は第二巻で扱う予定である。
音楽取調掛にあって重要な役割を果した国語学者の稲垣千頴、里見義、加部厳夫らは智育、徳育、花鳥風月を詠じ、多くの歌詞を残した。明治二十四年東京音楽学校出版の『中等唱歌』にも多く用いられている。

第二章　明治時代の東京音楽学校

第一節　音楽学校の設立

一　音楽学校の設立に至るまで

明治十八年七月、音楽取調掛は全科卒業生として幸田延、遠山甲子、市川道の三名を送り出した。職業音楽家として充分なその実力は、教育機関としての取調掛の成果を明らかにするとともに、音楽取調掛がすでに学校に昇格するにふさわしい水準に達したことを示すものであった。掛長伊澤修二は、同年文部省権大書記官、ついで編輯局長心得に抜擢されていたが、俗曲改良費の削減に対して復活要求を出すなど音楽教育の向上になおも尽力しつづけ、十九年秋には音楽学校設立のための建議書の原案を自ら作成した[1]。この原案はその後訂正増補され、十一月、伊澤修二、櫻井錠二、矢田部良吉、外山正一、穗積陳重、村岡範爲馳、箕作佳吉、菊地大麓の八名の連署で文部大臣森有禮に上申された。その全文は次のとおり。

音樂學校設立ノ儀ニ付建議

方今教育ノ制度大ニ舊來ノ面目ヲ改メ上ハ大學ヨリ下ハ小學ニ至ルマテ其秩序整然定立シ吾國將來教育ノ方針ハ業ニ既ニ確定ヲ告ケントスルノ期ニ達セリ是レ吾輩カ國家ノ爲メ大ニ慶賀シテ措カサル所ナリ然リト雖モ猶其間苟モ缺典ト見ルヘキモノ一モ存スル所アラハ敢テ議ヲ閣下ニ献シ以テ明鑒ヲ懇請スルハ吾輩教育ニ從事スルモノヽ本分ト思惟スルニヨリ謹テ鄙見ヲ左ニ開陳ス

抑教育ノ要ハ身體ヲ強健ニシ知識ヲ增長スルヲ以テ重シトスルコト素ヨリ論ヲ待タスト雖モ之ト同時ニ亦心情ノ養成ヲ怠ル可ラス蓋シ邦國ノ開明進歩ヲ致スハ單ニ人智ヲ物質上ニ施スニ職由スルカ如シト雖モ其實高尚ナル心情ノ之カ主トナリ之カ因トナルモノアルニ非サレハ盛大善美ノ化域ニ達スル能ハサルハ識者ノ皆許ス所ナリ然リ而シテ心情ヲ高尚ナラシメンニハ一般ノ趣味ヲ優美ナラシメサルヘカラス優美ノ趣味ヲ養成スルハ主トシテ美術ノ力ヲ假ラサルヘカラス是ニ於テカ美術教育ノ要起ル

我輩今日教育施設ノ方向ヲ察スルニ諸般ノ學藝皆完美ニ至ルニ拘ラス獨美術ノ一點ニ於テハ或ハ缺クル所ナキカヲ疑ハサルヲ得ス曩者吾省音樂取調所ヲ設ケラレ近頃又圖畫取調委員ヲ置カル抑音樂圖畫ノ二者ハ美術上ノ高位ヲ占ムルモノナレハ是レ此擧タル美術教育奬勵ノ旨ニ出タルヲ證スルニ足ルト謂フヲ得ヘキカ圖畫ノ如キ暫ク之ヲ措キテ論セスト雖モ音樂ノ事ニ至リテハ吾輩同志ト共ニ其改良進歩ニ熱心スル所ナレハ敢テ一二ノ忠言ヲ閣下ニ呈セン惟フニ音樂取調所ハ數年前ノ設立ニ係リ爾來汎ク本邦及西洋ノ音樂ヲ考査シ佳良ノ樂曲ヲ撰定スルヲ以テ其職トシ旁ラ音樂生徒ヲ養成シタルモノナレハ今日ニ至リテハ既ニ幾多ノ經驗ヲ積ミ進テ一個特立ノ音樂學校トナルヘキノ期既ニ熟セリト謂フモ可ナラン然ルニ今日音樂取調掛ノ實況ヲ窺ヘハ其規摸或ハ前日ヨリ縮少スルアルモ更ニ之ヨリ伸張シタルノ實ヲ見サルカ如シ是レ吾輩ヲシテ美術教育奬勵ノ點ニ於テ或ハ缺クル所ナキカヲ疑ハシムル所以ナリ顧テ世上一般ノ情勢ヲ察スレハ社會ハ益改良ノ運ニ赴キ頃日既ニ演劇改良ノ美擧アルヲ見ルニ至レリ然ルニ音樂其他優美ニ屬スル藝術ヲ授ケ實地演技ニ堪

フヘキ人物ヲ養成スル所ハ全國中未タ一モ其設立ヲ見サルニ非スヤ是レ吾國民ノ一大不幸ニシテ亦社會ノ缺典ト謂フヘシ故ニ今ニシテ吾省音樂學校ヲ設立シ優等ノ藝術家ヲ養成シ且最良ノ音樂ヲ擴張普及スルノ責ニ任スルニ非スンハ啻社會ノ大勢ニ背クノ譏ヲ招クノミナラス將來吾國ノ開明進歩ヲ妨クルノ憂ナシト謂フヘカラス依テ吾輩ハ速ニ一個ノ音樂學校ヲ設立セラレンコトヲ閣下ニ建議ス冀クハ吾輩カ微衷ヲ察セラレ本議ヲ嘉納セラレン事ヲ謹白（明治十九年十一月）

（『大日本教育會雑誌』第四十四号、明治十九年十一月）

この建議書が採納されたことにより、明治二十年十月四日、勅令第五十一号、ついで文部省告示第九号をもって、音楽取調掛は東京音楽学校と改称され、ここに文部省直轄の音楽学校が誕生する。

文部省告示第九號

東京商業學校ヲ高等商業學校ト改稱シ訓盲唖院ヲ盲唖學校ト改稱シ圖書取調掛ヲ東京美術學校トシ音樂取調掛ヲ東京音樂學校トス

明治二十年十月五日　　文部大臣子爵　森有禮

（『官報』明治二十年十月五日）

同月十四日、元音楽取調掛主幹神津専三郎は同校幹事に任ぜられ、また翌二十一年一月二十七日には文部省編輯局長伊澤修二が東京音楽学校長を兼任、初代校長となる。

敍任及辭令　明治二十一年一月二十七日

文部省編輯局長正六位　　伊澤修二

兼任東京音樂學校長

（『官報』明治二十一年一月二十八日）

同年十月、文部省より官制の改正が公布された。

東京音樂學校官制

第一條　東京音樂學校ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ音樂師マタハ音樂教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

第二條　東京音樂學校ニ左ノ職員ヲ置ク

學校長　奏任三等以上　　教授　奏任　　助教授　判任

幹事　奏任四等以下　　書記　判任

第三條　學校長ハ文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ統督ス

第四條　教授ハ七人トス生徒ノ教授ヲ掌ル助教授ハ八人トス教授ノ職掌ヲ助ク

第五條　幹事ハ一人トス學校長ノ指導ヲ承ケ庶務會計ヲ幹理ス

第六條　書記ハ五人トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第七條　文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ商談委員會ヲ設クルコトアルヘシ其委員ハ文部大臣之ヲ命ス

第八條　教官ノ缺員アルトキ又ハ特別ノ必要アルトキハ學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ得テ外國教師ヲ雇入レ又ハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

此他臨時ノ須要ニ依リ學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ得テ判任官俸給豫算定額内ニ於テ雇員ヲ使用スルコトヲ得

（『官報』明治二十三年十月十五日）

（1）この原案は『伊沢修二選集』（昭和三十三年）に収められている。

二　創草期の東京音楽学校

明治二十二年一月に制定された東京音楽学校規則は、冒頭で同校の目的が音楽家および音楽教師の養成にあることを謳っており、十九年秋の建議書の趣意を具現するものとなった（本章第四節参照）。

移行期に当る明治二十年（一八八七）の前半は音楽取調掛の最後の時代として、さらに音楽学校となるに充分な力を証明する時期として注目される。この年の二月十九日、音楽取調掛第二回全科卒業生十四名が同掛を巣立った卒業演奏会では、ソーブレットの指揮でベートーヴェンの交響曲（第一番の一部の楽章のみと思われる）を披露した。同日三十名の伝習生が入学し、さらに九月、音楽取調掛として最後の伝習生六名を入学させた。翌年彼らは十九年に入学した伝習生とともに東京音楽学校生徒に移行した。音楽取調掛は二十一年（一八八八）二月、最後の卒業生を送りその幕を下ろした。伊澤修二は二十年の年報の中で音楽取調掛が東京音楽学校に昇格したにもかかわらず、今まで堪えてきた取調掛の官署をそのまま使用しなければならない現状を次のように報告している。

本年中ニ在テ特ニ記載ヲ要スルモノハ音樂取調掛ヲ以テ東京音樂學校トセラレタル一事是ナリ顧フニ音樂取調掛ハ明治十二年十月ノ創置ニ係リ同十八年二月音樂取調所ト改称シ單立ノモノトナリ同年十二月更ニ音樂取調掛ト爲リテ總務局所属ト爲リ本年十月サラニ特立ノ學校ト爲ル其間年ヲ経ル事凡ソ九年ナル抑モ天下太平ノ治況ニ浴シ音樂ノ隆盛ヲ促スナリト雖モ音樂取調掛カ従来執ル所ノ業務モマタ頗ル苦難ヲ経タルモノトイフベシ然レトモ今新タニ一ノ學校ト爲リ音樂有志ノ女子ヲ養生シ博ク之ヲ教育上ニ施設スルヲ専務トスルノ時ニ有テ校舎其処ヲ得ズ演習其便ヲ得ザルモノアルガ如キハ頗ル遺憾ニ堪ヘザルトコロナリ本校ガ今切ニ望ム所ハ速ニ音樂修業志願ノ者ヲ容ルヽニ足ルベキ相當ノ校舎ヲ得テ十分ニ之カ教育ヲ施コシ今日音樂ヲ聴カントスル者ヲ十分ニ容ルヽニ足ルベキ演習場ヲ得テ技藝ヲ競勵精磨シ以テ一ハ更ニ之カ普及ヲ謀リ一ハ更ニ之ガ上進ヲ謀リ遂ニ以テ音樂學校ノ名ト實トニ背カサラン事ヲ望ムニアリ

二十一年の状況をみると生徒数は四十七名で、その内訳は研究生七名、専修部三年生四名、同一年十二名、師範部一年九名、予科生十五名と報告している。二十三年五月には待望の新築校舎が現在地に落成し、その後は募集人員がそれまでの三十五名から五十名になった。二十四年には全校生徒が約百名に達したことを報じている。また東京音楽学校当初の設備品としての書籍および楽器類については、次のような数が記録されている。

書籍＝和書四三八二冊、漢書一八七二冊、英書二八七冊、独書九七冊、佛書二五冊、印度書四一冊、楽譜五七一冊、
西洋楽器＝洋琴十台、風琴（リードオルガン）十台、ダブルベース二、バイオリン十五、セロ三、テナ三、洋笛二、ギター一、
雅楽器＝笙二、篳篥二、笛五、琵琶三、箏二、和琴二、
清楽器十七、明楽器二四、二十五絃琴、四絃琴、紙腔琴各一、
俗楽器＝琴二〇、胡弓三一、三絃四、尺八七、
物理器械壱組

二十二年七月六日、専修科の生徒四名の卒業式が行われた。東京音楽学校としては初めて本科生を送り出したこの日、伊澤校長は、同校の沿革とそれまでの事業について説明し、卒業生に音楽社会人としての自覚をうながす演説を行った。ここではまた、明治十七年の『音樂取調掛成

績申報書』をふまえ、数学を例にとりながら、わが国の音楽と西洋音楽を比較すると、その根本原理に差異はないが進歩の度合において異なっているとする伊澤校長の見解が示されている。演説はさらに長音階と短音階の教育上の問題点にまで及んでいる。次に伊澤校長の演説と、これに続いて述べられた辻新次文部次官の祝辞、そして卒業生総代山田源一郎の謝辞を挙げておく。

伊澤学校長演述

今日ハ文部大臣並ニ次官閣下其他貴顕ノ方々ノ御来臨ヲ辱ウシ爰ニ卒業證書授與式ノ典ヲ擧ゲル事ヲ得マシタノハ誠ニ本校ノ光榮ト申ス可キ事テ御座リマス此度ノ卒業證書授與式ハ本校ガ東京音樂学校トナッテ以来始メテ本科ノ卒業證書ヲ出スニ至リタル事デ御座リマスレバ此好期ニ際シ数分時間御来臨諸賓ノ清聽ヲ煩ハシテ聊カ本校従来ノ沿革幷ニ事業ノ大要ヲ申シ述ベタイト存シマス

サテ本校ノ起リハ元音樂取調掛ト申マシテ今ヨリ大凡十年ノ昔明治十二年ノ十月ニ文部省内ニ置カレタ者ヨリ始リマシテ其後四年間ハ内外音樂ノ異同並ニ古今ノ樂曲ノ沿革等ヲ研究致シマシテ遂ニ明治十七年ノ二月ニ至リ其取調ノ成績ヲ報告シテ先ツ大略ノ所音樂上ノ理論ト實地トニ就テ定見ヲ立テ時ノ文部卿タリシ大木閣下ニ申報シタル事ガアリマシテ即チ此事ハ音樂取調成績申報書トシテ既ニ世ノ中ニ公ニシタ事デ御座リマスレバ爰ニ再ビ詳説ハ要セヌ事デハ御座リマスルガ沿革ヲ申述ブル序ニ其大略ヲ摘ンデ一言御聞(ママ)ニ入レタイト存ジマス抑々音樂ト申ス者ハ人ノ性情ノ自然ニ出ヅル者デ御座リマスレバ古今東西其大本ノ原理ニ於テハ聊カ違フベキ道理モナク又實ニ殊ナル所ハナイ者デゴザリマス例ヘバ音樂ニ於テ宮商角徴羽ノ五声ノ相関スル理法ノ古今東西ニ通ジテ異ナル所ナキハ恰モ數学ニ於テ數理ノ相関スル道理ガ古今ノ差異ナキト殆ド一般ナル者ト申シテ宜敷御座リマセウ夫故ニ本邦ノ雅樂ニアル呂旋ト律旋トノ二旋法ハ「ギリシヤ」古代ノ音樂ノ旋法中ニ存シ本邦ノ俗樂ニ在ル二種ノ旋法モマタ「ギリシヤ」古代ノ音樂ノ旋法中ニ存シタル事ハ誠ニ明カナル證據ニ依ッテ論證イタシ毫モ疑フ所ハ無イ次第デ御座リマス只今日ノ歐洲ノ音樂ト本邦ノ音樂トノ異ナル所ハ音樂ノ進歩ノ度ニ於テ異ナル計リデ決シテ音樂ノ大本ニ於テ殊ナル譯デハ御座リマセヌ今又數學ノ例ヲ假リテ之ヲ説明シマスレバ我邦ニ於テ和算ノミヲ用ヒテ居リマシタ頃ニハ或ハ點竄トカ極形トカ云フヤウナ者ハ有ッテモ今日用フル西洋流ノ代數トカ或ハ幾何学トカ申ス様ナ者ハ御座リマセヌ事デアリマシタシカシ昔ノ點竄モ今日ノ代數学モ昔ノ極形モ今日ノ幾何学モ別ニ數理ニ於テ異ナル所ガアル訳デハナク唯今日ノ代數学ヤ幾何学ハ昔ノ點竄極形ナドニ比スレバ其方法ガ進歩シテ遙ニ精微ニ至ッタ計リデ御座リマセウ音樂ノ旋法ニ於テモ其通リデ今日ノ西洋ノ音樂モ昔「ギリシヤ」時代ノ音樂モ今日ノ日本ノ俗樂ナドモ其音律ノ原理ニ於テ違フ所ハナケレトモ只其進歩ノ度ニ於テハ西洋ノ今日ノ音樂ハ「ギリシヤ」時代ヨリ羅馬時代ヲ経近代ニ至ッテ大ニ進歩シテアルノニ我邦ニ存スル所ノ旋法ハ依然トシテ恰モ二千年前「ギリシヤ」ニ在ッタ頃ノ者ト殆ド同ジ者デアリマスルノデ即チ其進歩ノ度ニ於テ大ニ異ナル次第デ御座リマス此事ハ既ニ申シマシタ通リ今ヨリ五年前ニ報告シタル所ノ申報書ニモ詳シク申シテ御座リマスレバ今又此上貴重ノ時間ヲ費ス事ハ致シマスマイ

斯ク内外ノ音樂ニ就テ其異同ノ點ヲ考査シタル上ハ自然ノ結果ト

シテ如何ナル音樂ヲ以テ我國家ニ施シ教育上ノ裨補ヲナサウカトノ點ニ進ミマセウソコデ猶其音階ノ種類ニ就テ講究スルニ音階ニハ要スルニ二種ガ御座リマシテ一ハ長音階ト申シ一ハ短音階ト申シマス其長音階ニ属スル所ノ樂曲ハ概シテ勇壯活潑ノ気ヲ帶ビ短音階ニ属スル所ノ者ハ柔弱搖靡ノ風ヲ帶ルト申ス事ハ學理上ニ徴シテモ實地上ヨリ検シテモ誠ニ明瞭デ御座リマス此理由ガ御座リマスル故ニ普通教育ニ施ス所ノ音樂ハ概シテ長音階ニ属スル所ノ物ヲ用ヒ以テ勇壯活発ノ気象ヲ養ヒ且又信實忠愛等ノ情ヲ養ハナクテハナリマセヌ今日マデ本校ニ於テ普通教育ニ用フルニ適スベキ樂曲トナス所ノ者ハ多ク此種類ノ物ヲ取リマシタ事デ御座リマス悲哀ノ情モ愛憐ノ心ヲ音樂上ニ無クシテ可ナリト申ス事デハ御座リマセヌガ是等ハ人生々長ノ後ニコソ始メテ其趣味ヲ知ル事ナレ決シテ幼年ノ教育ニ必要ナル者デハゴザリマスマイ然ルニ若我在来ノ或ル種類ノ樂曲ノ如キ終始悲哀ノ気ヲ帶ビ或ハ云フニ忍ビザル感情ヲ引キ起スガ如キ者ヲ用ヒタランニハ其結果ハ如何テ御座リマセウカ寧ロ音樂ヲ学バシメザルヲ優レルトスルニ至ラウカト思ハレマス

前條中述ベマシタ如キ次第故前四年間ノ調査ヲ終ヘタル後ハ凡テ学校ニ用ヒ教育上ニ益ヲ為ス可キ所ノ唱歌音樂ノ撰定ニ其力ヲ盡シ遂ニ今日ニ至リマシテ過ギ来シ昔ヲ顧ミレバ最早殆ド十年ノ星霜ヲ経タル事デ御座リマス偖其成績ハ如何ト申シマスルト音樂ノ如キモノハ其成長實ニ徐々タル者デ御座リマシテ中々一朝一夕ニシテ其効ヲ見ルベキ者デハ無ク其十年ノ星霜ヲ費シテ数多ノ生徒ヲ教育シタルモ能ク其卒業ニ至ラシメタル者ハ僅ニ六十五人ニシテ其中男ノ者四十七人女十八人ノミデゴザリマス併ナガラ此男女六十五人ノ者ハ今ヤ殆ド全國ノ各府縣ニ在ッテ音樂教育ノ職ニ従事シ全國ノ各都府至ル所殆ド唱歌ノ声ヲ聞カザル所ハナイト申シテモ宜シイ程ニ至リマシタノハ又望外ノ結果トモ申ス可キ事ト存ジマス凡人心ヲ感動シ精神ヲ発揮スルニ至大至強ノ感勢ヲ有スルコト唱歌ニ優レルモノハゴザリマスマイ古人モ歌ハ天地ヲ動カシ鬼神ヲ泣カシムルノ力アリト申シ古来聖主賢相ノ音樂ヲ以テ治國ノ要具トセラレタルハ今又爰ニ申シ上ゲル迄ノ事モ無イト存ジマス夫故ケ様ナ事例ハ省キマシテ先目下直ニ我國ニ不完全乍ラモ行ハルル唱歌ニ就テ見テモ例ヘハ貧民子弟ノ教育ニ唱歌ヲ用ヒ之ガ為メニ猥褻ノ歌謡ヲ頓ニ一掃シタルノ實例モアリマセウ天長節ノ朝ニ當リ全國各都府数十萬ノ生徒等ガ我聖天子ノ聖寿萬歳ヲ頌シ奉リ忠愛ノ情ハ海内ニ溢レ山河モ遠ク相應シ天人共ニ相和スルノ盛意ヲ表シタルコトモアリマセウ紀元節ニ當リテハ全國数十萬ノ生徒ガ遠ク二千五百有餘年前日本開始ノ大帝ノ浩徳ヲ敬慕シ無限ノ感情ヲ唱歌ニ発シタルコトモゴザリマセウ又聖天子ノ臨幸ニ當リテハ万口一齊ニ君ガ世ヲ唱ヘ無量ノ愛敬ヲ表シタルハ實ニ諸君ノ耳底ニ猶存スル所デゴザリマセウサレバ今日マデ我等音樂ニ従事スル者ガ聊カ國家ノ為ニ盡シタルノ徴忠ハ早クモ既ニ其結果ヲ現ハサントスルニ至リマシテ實ニ感喜ニ堪ヘザル次第デゴサリマス又来年ハ本邦未曾有ノ一盛時ニテ全國中ヨリ議員ヲ招集シ帝國議會ヲ開カルヽノ大典ガゴザリマセウ此時ニ際シテ全國民一致合同ノ意志ヲ一結シ以テ帝室ヲ尊ビ國家ヲ愛スルノ感情ヲ顕揚シ全國一齊ニ此盛時ノ祝意ヲ表スルノ音樂唱歌ニ伝ラスシテ他ニ何物ガゴザリマセウゾ

サテ言甚ダ多岐ニ渉リ思ハズ長時間ヲ費シマシテ實ニ恐縮ノ至リ

デゴザリマス爰デ一言此度卒業ノ諸子ニ向テ望ミ置タイコトガアル夫ハ他ノ儀デモゴザラヌガ今日斯ク諸来賓ノ臨場ヲ辱ウシ爰ニ卒業ノ栄ヲ得タルハ實ニ諸子ノ為ニ喜ブ所デゴザリマス是モ喜ブト同時ニ猶諸子ニ望ム所ガアル是ハ拙者ガ常々申シ居ルコトナレバ今日改メテ申スニモ及ハヌコトナガラ諸子音樂ヲ以テ畢生ノ目的トスル上ハ必ズ此國家ニ報ズルニ音樂ヲ以テセンコトヲ日夜心ニ銘シテ忘レヌ様ニ致シタイト存ズル諸子今日マデハ人ニ教ヘラルヽノ地位ニアリタレド明日ヨリ人ニ教フルノ地位ニ就クベキコトデアレバ益々其行状ヲ慎ミ其学藝ヲ練磨シ之ヲ小ニシテハ教ヲ受ケタル所ノ学校ノ恩ニ報ジ之ヲ大ニシテハ此學校ヲ保護セラルヽ所ノ政府ノ恩愈ニ之ヲ大ニシテハ此國家ノ恩ニ報ゼン事ヲ以テ其志トセラレン事ヲ是拙者ガ一日モ諸子ニ長タルヲ以テ爰ニ聊カ忠言ヲ申シ述ベ置クコトデゴザル

辻次官祝詞

諸子積年ノ刻苦其功ヲ空ウセズ茲ニ本校ノ業を卒フルニ至リタルハ余ノ最モ慶賀スル所ナリ抑々本邦ノ音樂アルヤ其来ルコト舊シト雖モ之ヲ學理上ニ考ヘテ改良シ以テ之ヲ教育ニ加ヘタルモノハ輓近ニ属ス而シテ本校ノ目的ハ之ヲ擴張普及セント欲スルニ在ルナリ因テハ諸子ノ如キモ既ニ本校陶冶ノ恩ヲ受ケ其學業ヲ完成シタル上ハ亦本校ノ目的ヲ目的トシテ公ニ私ニ事ニ此ニ従ハサルヘカラス諸子ニシテ此志ヲ有セン乎本邦ノ音樂由テ以テ漸ク興隆スベシ諸子ニシテ此志ヲ忘レン乎本邦ノ音樂由テ以テ竟ニ廃替スヘシ本邦音樂ノ興廃ハ一ニ諸子志操ノ如何ニ存ス論シテ此ニ到レハ諸子ノ責任實ニ重レト謂フヘシ故ニ諸子ハ自今以後其既得ノ學業ヲ益々研磨練習スベキハ勿論其志操ヲ堅固ニシ其品行ヲ高尚ニシ以テ先ツ音樂ノ價値ヲ各自ノ一身上ヨリ表彰センコトヲ要ス是レ余カ諸子ノ卒業ヲ慶賀スルト共ニ又諸子ノ前途ニ責望スル所ナリ

明治廿二年七月六日　　文部次官辻新次

卒業生総代山田源一郎謝辞

私共此度本校所定ノ学科ヲ卒業致シマシテ本日卒業證書ヲ受クルノ榮ヲ得マシタノハ誠ニ有リ難キ仕合ト存ジマス私共ハ生来學理ニ暗ク藝術ニ拙キモノニテ敢テ此榮譽ヲ荷フニハ堪ヘマセヌコトデゴザリマスレド幸ヒニ今日ニ至リマシタハ特ニ本校長ノ薫陶ト教師幹事諸君ノ教誡トニ由リテシテ實ニ此恩賜ヲ得タル事ト存シマス今又校長閣下ノ諭旨ト文部次官閣下ノ訓辞トヲ賜リ感佩ノ至リニ堪ヘマセヌ源一郎不肖ナカラモ同窓ノ卒業生ト共ニ堅ク相誓テ益々勤メ益々励ミテ其諭旨ヲ体シ其訓辞ヲ奉シ終始之ニ戻ラザル様仕ルベシ源一郎不敏ヲ顧ミズ卒業生四名ニ代リ謹ンデ謝辞ヲ呈ス　〔手書き〕

（『明治二十二年度東京音樂學校學事年報』）

三　新築校舎の落成

明治二十三年五月十二日、上野公園元西四軒寺跡（現在地）の新校舎完成に伴い、東京音楽学校は明治十八年二月以来の上野公園東四軒寺跡より移転し、落成を祝う新校開業式を挙行した。この木造二階建の新校舎は、音楽学校の当時の実情と将来への方針に従って構想されていた。校舎の二階中央には講堂を兼ねた音楽用のホールが据えられていた。これが奏楽堂である。奏楽堂は、校舎の中核をなすと同時に東京音楽学校のいわば象徴的存在であったが、それ以上に日本最初の演奏会場として

長くわが国の楽界を育て、リードする舞台となったのである。

開業式当日の様子を伝える記事を挙げておこう。

東京音樂學校新築校開業式

東京音樂學校にては、兼て上野櫻岡に新築中なりし新校舎落成せしを以て、去る十二日午後二時より其開業式を擧行せり。當日は初めに歐州吹奏樂あり、次て洋琴聯彈、次に中川文部會計局次長新校工事竣功の報告をなし、終て、辻文部次官、榎本文部大臣の代理として、新校舎を授與する旨の書を、伊澤音樂學校長に交付し、次に辻次官の祝詞、伊澤校長の答辭、開業式祝歌合唱本邦箏曲絃樂合奏等あり、來賓には各公爵幷夫人を始め、各國公使等無慮千餘人にて、新校舎内清音嘹亮中々の盛式なりき。

（『教育時論』第一八四号、明治二十三年五月）

このときの演奏曲目等の詳細は不明であるが、校舎の設計者や規模、総工費等については次に挙げる中川文部省会計局次長の報告のなかで述べられている。また音響設計については、表面にはまったく出ていないが、主事であった上原六四郎の講義録等から、上原が何らかの形で関与したことは充分考えられる。(1)

(1) この上原六四郎の音響設計に関して田邊尚雄氏はのちに次のように語っている。「東京音楽学校の二階中央にある奏楽堂は、上原六四郎先生の設計で、その音響効果が非常に良好で、当時西洋にも賞讃されていた。ステージの下の一階の室は共鳴装置になっていて、この室には何も入れてはいけないことになっていた。ところが上原先生が学校を去ってしまわれると、後の人は音響学の知識などはないので、これを物置室にしてしまったので、音響は悪くなってしまった。――奏楽堂のステージの下に共鳴の用をする一室を設けることは、当時ウィーンの大奏楽場がそうなっている。もっとも音楽学校の奏楽堂のステージはその後数回改造して広くし、また二段にした。」（『明治音樂物語』二三八頁）

以下、中川文部省会計局次長の報告、達書、辻文部次官の祝詞、伊澤校長の答辞を挙げる。

なお、「新校舎授與達書」の中でいわれている「別紙繪圖面」は、残念ながら今日見ることができない。

中川文部省會計局次長新校工事竣功ノ報告

茲ニ東京音樂學校々舎新築ノ工事竣功ヲ告ク本日開業ノ式ヲ擧ラル仍テ聊カ該工事ノ顚末ヲ左ニ陳述セン

抑當校々舎ハ曩ニ上野東四軒寺跡當省官舎及在米ノ教師館ヲ修繕シ假リニ其用ニ供シ來リタルモ爾來該校ノ規模擴張セルヲ以テ其場所狹隘ヲ告クルノミナラス其構造モ不完全ナルニ由リ之ヲ他ニ移設スルノ計畫ヲ立テ金貳萬圓ヲ以テ此敷地ニ新築スル事ニ確定セラレタリ即チ文部三等技師山口半六文部四等技師久留正道之ガ設計ヲ爲シ客年十月ヲ以テ起工シ茲ニ全ク落成ヲ告ルニ至ル實ニ其間僅ニ七ケ月ヲ經過シ完了ニ至リシハ當校ノ慶幸ト云ハサルヘケンヤ

當校敷地面積七千百十八坪七合七勺ニシテ而シテ新築校舎面積三百八十二坪余之ニ要セシ建築費ハ金貳万七百圓ナリ之ヲ細別スレバ左ノ如シ

一　本校ハ木造二階建三百貳拾五坪五合此建築費金壱万七千八百七圓五拾三錢四厘

一　厠貳棟木造平家建拾貳坪八合三勺貳才此建築費金六百五拾六圓貳拾錢

一　湯呑所小使部屋及渡廊下等四拾四坪三合三勺三才此建築費金六百八拾一圓四拾三錢五厘

一　地均シ樹木植替等ノ諸雑費金八百五拾四圓八拾三錢壱厘

一　其他装飾費金七百圓

今ヤ此敷地建物ハ當校ノ所用ニ歸セントスルヲ以テ爾來一層保存ニ注意セラレンコトヲ切ニ希望スル所ナリ

明治廿三年五月十二日

文部省會計局次長中川元

新校舎授與達書

東京音樂學校

上野公園當省用地面積七千百十八坪七合七勺并ニ新築建家合面積三百八拾貳坪六合六勺五才別紙繪圖面之通

右其校ノ所用トシテ相渡ス

明治廿三年五月十二日

文部大臣子爵榎本武揚㊞

辻文部次官祝詞

本校々舎新築功ヲ竣リ茲ニ其開業ノ式ヲ擧クルニ至ル音樂教育ノ爲メ寔ニ祝スヘキナリ蓋音樂ノ用ハ人心ノ和平ヲ致シ德性ヲ感發スルニアリ古昔之ヲ以テ治國ノ一要具トナセシモ亦此理ニ外ナラズ要スルニ音樂ノ盛衰正邪ハ世道ノ汚隆ニ關スル事甚タ大ナリトス本校創置以來日尚淺シト雖其事業既ニ觀ルベキモノアリ今又校舎新ニ成リテ其授業上便益ヲ與フルコト亦少小ナラズ乃チ望ラクハ本校從事ノ諸員益此教育ノ完全ヲ圖リ益其効用ヲ全國ニ發揚セラレンコトヲ聊カ一言ヲ陳シテ祝詞トス

伊澤校長答辭

本日本校新築工事成ルヲ告ケ新校舎授與新校開業ノ典ヲ擧ケラルルニ際シ朝野内外ノ貴顯貴婦人其他ノ臨場ヲ辱フシタルハ本校ノ榮何事カ之ニ過ギン顧フニ本校ハ明治十二年音樂取調掛ヲ文部省ニ置カルニ濫觴シ本日新校開業ニ至リ茲ニ十有餘年音樂ヲ我邦ノ教育上ニ實施スルノ途ニ當リ難事頗ル多端ナルモ幸ニ本日アル所以ノモノハ職トシテ文部省ニ惟レ由ルト雖モ抑亦明治聖世ノ餘澤ニ非ザルハナシ是レ不肖修二等日夜感泣ニ堪ヘザル所ナリ蓋音樂ノモノタルヤ人心ノ和平ヲ養ヒ國家ニ缺クベカラザル事既ニ文部次官閣下ノ祝詞ニ盡ス所ノ如シ即チ支那ハ往古ヨリ禮樂刑政ト稱シテ之ヲ國家政務ノ一トナシ西國ハ夙ニ之ヲ教育ノ一部ニ置キ由テ以テ億兆ヲ陶冶シ聖朝ハ遠ク上古ヨリ之ヲ大用セラレ延喜天歷ノ至治ニ馴致スト雖中葉干戈邦内ニ動クヨリ之ヲ休用セラルルモ明治聖世ニ至リ復之ヲ教育ノ一部ニ置カレ遂ニ全國ニ及ブ此時ニ方テ本校新授業ヲ開クノ榮ヲ荷フハ洵ニ千歳一遇ノ賜ト云フベシ不肖修二等願クハ是ヨリ更ニ勵精努力シテ今日ノ盛榮ニ答フルアランコトヲ聊カ茲ニ蕪辭ヲ呈シテ

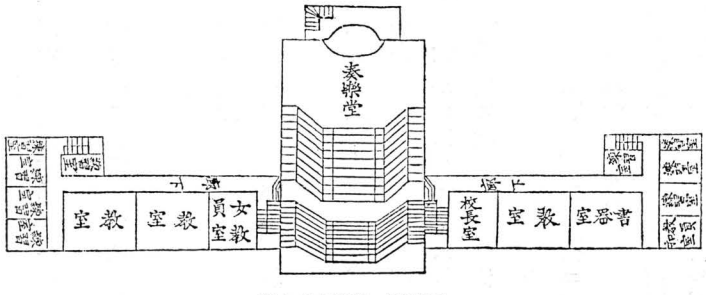

東京音楽学校二階部図

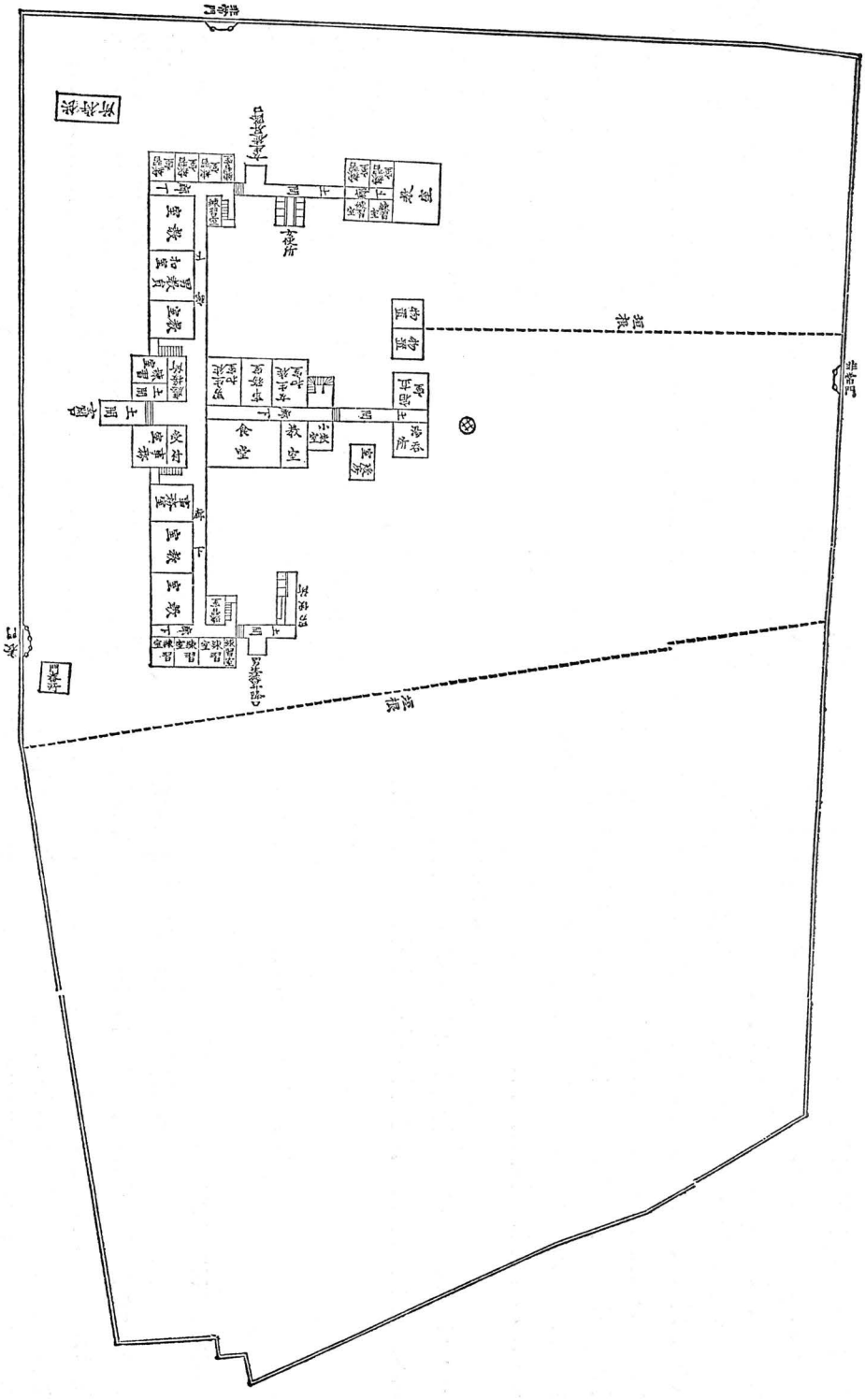
東京音楽学校
正門
裏門
池之端門
表門
講堂
奏楽堂
図書館
教育参考品陳列室
音楽取調掛
教室
寄宿舎
食堂
教室
教室
教室

以テ答辭トス

（『東京音樂學校明治二十三年度學事年報』）

『東京音樂學校一覽　自明治廿三年至明治廿四年』によれば、五月二十六日、「更ニ練習室一棟文部大臣ヨリ交付セラル此面積四十坪ナリ」（十四頁）とある。そして、同第六章「敷地建物」の項には、「東京音樂學校ハ東京市下谷區上野公園地内舊西四軒寺跡ニ在リテ本年五月十二日新築落成セルモノニ係リ敷地面積七千百十八坪七合七勺ニシテ建物ノ面積四百二十二坪六合六勺五才ナリ」と記載されている（五十四頁）。校舎はその後も二十五年、三十二年と徐々に拡張されていった。『東京音樂學校一覽　自明治三十二年至明治三十三年』には初めて「敷地建物圖」が折りこまれ、建物の面積は四百六十二坪九合壹勺五才と記されている。前二頁の図面はこのときのものである。

四　帝国議会開院

明治二十三年十一月二十九日、帝国議会が開院し、当日、東京音楽学校奏楽堂では祝賀演奏会が催された。そのおおよそは次の記事で知ることができる。

帝國議會開院祝賀音樂會は當日午後二時より東京音學校の奏樂室に於て催されたり其順序は(1)式部職諸氏の歐洲管絃樂に伴れて同校教員及生徒諸氏の憲法發布之頌(2)同校女生徒の洋樂聯奏(3)伊澤校長の祝辭幷音樂の沿革及必要と代議士諸氏に音樂を重用せられたしとの旨を述べられたり(4)同校教員生徒及來賓一同起立して國歌を合唱せらる(5)ヂツトリヒ氏の洋琴伴奏に麹町番町坂本城東久松泰明寶田櫻川櫻田の九小學校生徒百名許にて帝國議會開院の兒歌(6)ヂツトリヒ氏の洋琴伴奏にて高等商業學校生徒四十余名の帝國議會開院の頌第二(7)同校バイオリン專修生のバイオリン合奏(8)式部職諸氏の歐洲管絃樂伴奏に同校生徒諸氏の帝國議會開院之頌第一なり之れにて伊澤校長は終式の旨を告けられ一同散會せしは午後四時頃なりき當日來會せしは八百余名にして頗る盛式なりし

（『音樂雜誌』第四号、明治二十三年十二月）

伊澤校長の祝辭は次のようなものであった。

帝國議會開院祝辭

本文ハ、明治二十三年十一月二十九日、即チ帝國議會開院ノ當日、東京音樂學校ノ講堂ニ於テ、社長伊澤修二君ノ演述セラレシヲ筆記セルモノナリ。

閣下、貴婦人、並ニ諸君。明治二十三年十一月二十九日ト云フ今日ハ、如何ナル日デアリマスカ。遠ク太古ノ世ニ在テ、我天祖天照大神ガ、天孫瓊々杵尊ニ「葦原ノ千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆當下與二天壤一無上窮者矣。」ト宣リ賜ハセタル、大御言ノ御證ノ、最モ著ルク顯ハレタル日デアリマセウ。近ク明治維新ノ始メニ於テ、今上天皇陛下ガ、五事ヲ以テ天地神明ニ誓ヒ賜ヒ、以テ我國是ヲ定メサセ賜ヒ、明治十四年十月十二日ヲ以テ、我等臣民ニ、明治二十三年ヲ期シテ、立憲政治ヲ布キ給フノ勅諭ヲ下シ賜ハリ、昨年二月十一日ニ、萬世不磨ノ大典タル、帝國憲法ヲ發布セラレタル、其大御功績ヲ、目出度ク

實行アラセラレタル日デアリマセウ。苟モ我大日本帝國ノ臣民ニシテ、誰カ、此佳辰ニ際シ、聖恩ノ深厚ナルヲ感謝シ、國運ノ隆昌ヲ賀セザルモノガアリマセウゾ。特ニ昭代ノ美術タル音樂ヲ以テ、國家ニ盡サントスルモノニ在リテハ、一層感謝ノ情ニ堪ヘヌコトデアリマス。抑音樂ハ、生民ト其成立ヲ共ニシ、國トシテ此術アラザルハ無ク、民トシテ此道ヲ傳ヘザルモノ無シト雖トモ、世ノ盛衰ト、其興廢ノ跡ヲ同スルモノデアリマス。我國ニ於テハ、神代ニ在リテ、天照大神ガ、天岩崛ニ幽居ラヒ賜ヒシ時、八百萬神等愁ヒ迷ヒ賜ヒ、種々ノ業ヲナシ、「天鈿女命則手持ニ茅纏之稍一、立ニ於天石窟戸之前一、巧作ニ俳優一、亦以ニ天香山之眞坂樹一爲レ蔓、以レ蘿爲ニ手一、襁云々」トアルヲ以テ、正史ニ見エタル始トシ、其後、高麗百濟ノ樂、隋唐ノ樂、天竺ノ樂ナド入リ來リテ、大ニ我音樂ノ進歩ヲ助ケ、治道ニ裨補セシガ、今ヨリ數百年前ニ至リテ、一種不完全ナル樂律ガ、當時ノ所謂南蠻、即チ葡萄牙ヨリ傳ハリ來リ、俗曲ト變性シテ、大ニ世上ニ蔓延シ、我樂律ヲ亂シ、我風俗ヲ壞リタルコト、實ニ少カラザルコトデアリマス。然ルニ明治ノ昭代ニ至リ、純正ナル樂律ニ依テ、學校唱歌ヲ編制シ、普ク全國ノ學校ニ行ハセラレ、今ヤ都鄙到ル處、其聲ヲ聞カザルハナク、漸ク將ニ風ヲ易ヘ、俗ヲ移スノ實功ヲ見ントスルニ至リマシタ。

凡ソ我臣民トシテ、忠君愛國ノ心情ヲ有セヌモノハ、一人モアリマスマイ。內ニ此忠愛ノ心ヲ養ヒ、外ニ此忠愛ノ情ヲ發スルニ適セルハ、唱歌ノ外ニ何物ガアリマセウ。唱歌ハ、深ク人心ノ底ニ徹シ、遠ク九天ノ上ニ達スルモノデアリマス。吾等ハ、明治ノ昭代ニ生レ、今日瑞雲靉靆、和氣雍々ノ中ニ在テ、我四千萬ノ同胞ト共ニ、帝國議會ノ開院ヲ祝スルノ好運ニ會シタルヲ慶賀シマス。我等ハ今日全國到ル處、各府縣ノ學校生徒ト共ニ、同聲同律ノ歌頌ヲ以テ、此千古未曾有ノ盛典ヲ祝スルノ榮譽ヲ得タルヲ喜ビマス。猶今日以往、貴族衆議、兩院ニ雲集セル俊傑ノ士ノ賛助ト、賢明ナル政府ノ庇護トニ依リ、此昭代ノ美術、治國ノ要具タル音樂ノ、愈々益々隆盛ニ至ランコトヲ偏ニ祈ルコトデアリマス。茲ニ謹テ君カ代ノ歌ヲ唱シ、天皇陛下ノ萬歲ヲ祝シ奉リマセウ。來賓諸君ニモ御起立ノ上、和唱アランコトヲ望ミマス。

君ガ代　　合唱二回

是ヨリ帝國議會ノ長久隆昌ヲ祈リ、開院ノ歌頌ヲ謳歌致シマス。

帝國議會開院之兒歌　三回

東京府下小學校生徒之ヲ合唱ス。

帝國議會開院之頌第二　三回

高等商業學校生徒之ヲ合唱ス。

帝國議會開院之頌第一　三回

東京校音樂學生徒之ヲ合唱シ、宮內省式部職歐洲管絃樂隊之ニ伴奏ス。

（『國家教育』第三号、明治二十三年十二月十二日）

なおこの日歌われた「帝國議會開院之頌」と「帝國議會開院之兒歌」ができ上がったいきさつは次の記事に示されている。「伊澤修二君の首唱に係る礫川表町國家教育社にては帝國議會開院の頌となる歌詞を普く世上に募集し秀逸の作には有名なる音樂家と謀り樂譜を附して開院の當日全國の學校生徒に唱はしめんと其計畫を爲し居らるゝといふ」（『音樂雜誌』第二号、明治二十三年十月、二十七頁）。その歌詞を次に挙げる。

帝國議會開院之頌

（第一）　上眞行氏作曲〇ヂトリヒ氏調和〇中村秋香氏作歌

四千餘萬の同胞よ、擧りて祝へいざ祝へ、天津日嗣國の憲法、我日の本は天津日の、照さん限り富士か根の、動かぬ基いやがたし

朝日に匂ふ山櫻、日本男兒が言論て、寶祚の隆國家の福、萬世永く守るべき、帝國議會開けたり、祝へや祝へや國民よ

（第二）　芝　葛鎭氏作曲〇加部嚴夫氏作歌

動かぬものは高御座、動きて進むは人ごゝろ、動かぬ帝位進むは御代、すぐれし人の集ふなる、帝國議會ひらけたり、帝國議會開けたり

帝國議會開けたり、萬世經とも動かじな、動くは人堅固きは憲法、みのりの儘に從がひて、皇國の爲にやよ盡せ、みくにのためにやよつくせ

皇國の爲にやよ盡せ、わがせと恃む代議士よ、天皇には忠、臣民には信、忠と信とを守りてぞ、言辭の花も實を結ぶ、ことばの花もみをむすぶ

帝國議會開院之兒歌

伊澤修二君校閲〇小山作之助氏作曲〇雪の舍主人作歌

祝へや祝へ皆共に、たぐいもあらぬ此御世を、古へにも今にもなき、めでたき法は世に布きぬ、祝へや祝へ此御代を、いはへやいはへこの御代を

歌へやうたへ皆共に、かぎりも知らぬこの國を、萬代まで匂はん花、色香も深く今さきぬ、歌へや歌へこの國を、歌へやうたへ此くにを

仰げやあふげ皆共に、はつ國しらす我君を、くぬがのはて海外まで、惠みの露は世にみちぬ、仰げやく我君を、仰げやあふげ我君を

（『音樂雜誌』第三号、明治二十三年十一月）

第二節　東京音楽学校存廃論争

帝国議会開院の祝賀演奏会から一カ月もたたないうちに、二十四年度予算を審議していた予算委員会では、経費節減を理由に、高等中学校、女子師範学校とともに東京音楽学校の予算が問題となり、これらの学校を廃止せよとの声があがった。これには議会の内外から種々の議論が湧き起り、ついには音楽学校存廃論争へと発展した。[1] 明治二十四年度の東京音楽学校の予算は、あとで資料に見るように、原案で一万四千五百円、そのうち政府支出金が一万二千百二十二円となっている。これは当時の学校予算としてけっして多額とはいえない。しかしこの予算をめぐって、誕生からわずか三年を経たばかりのわが国唯一の音楽学校の存廃をかけて議論が戦わされたわけである。議会では立憲自由党が音楽学校の廃止を主張し、一方の改進党は原案に修正を加えるにせよ、ともかくも存続させる方針を打ち出した。激論の末、結果的には同校はようやく廃止を免れた。当時の関係者の努力の甲斐あって音楽学校は今日まで歴史を刻み続けることができたのである。しかし音楽学校の経費を節減すべしとの声が議会内から消え去ったわけではなく、二十六年九月にはその解決策として、同校は高等師範学校附属の時代を迎えることとなる。そして三十二年に再独立するまで、東京音楽学校が独立した学校としての地位を確保するまでには、まだ長い道程が必要だったのである。

(1)　音楽学校存廃論争の記事に関しては、遠藤宏著『明治音樂史考』(東京、有朋堂、昭和二十三年)二五七～二六二頁でもかなり詳しく取り上げられており、今回の資料の中にはこれを手掛りとして捜したものも多い。

帝国議会を舞台とした学校存廃論争は、当時の各紙で連日のように報道され、また関係各誌でもさかんに取りあげられた。一方、創刊後間もないわが国最初の音楽専門誌『音樂雑誌』はすでに音楽の論壇となっていたが、唯一の音楽学校が廃止の危機に瀕したとあって、音楽の効用や音楽学校の必要を説く議論を次々に生んだ。これらの記事や論文などは、当時の議会や世間一般において音楽や音楽教育がどのようなものとして理解されていたか、そして音楽文化を擁護し育てようとしていた人人の努力と熱意がいかに大きいものであったかを今日に伝える貴重な資料となった。

今回入手した音楽学校存廃論関係の資料はかなり厖大なものであるが、それでもなお、今日、音楽学校存廃論争の全容を知ることはきわめて困難である。ここでは関係資料をとりあえず次のように四つに分類・整理して当時の情況を知る手掛りとしよう。

㈠　まず帝国議会での存廃論争を報じた新聞雑誌記事や議事録によって存廃論争の経緯をたどる。

㈡　次に音楽学校存廃争の関連資料を挙げ、当時の情況や音楽に対する考え方に触れる。ただし資料の性格上、分類しにくいものも多いこと、整理の都合上、㈠にくるべきものがやむを得ず㈡に入れられている場合があることをあらかじめお断りしておく。

㈢　次に学校側の資料として『帝國議會關渉綴』を挙げる。これは学校側の対応の一端を物語る資料である。

㈣　最後にこの時期の卒業式ならびに紀元節祝賀式における学校長と文部大臣の演説を取りあげる。

なお、帝国議会での学校廃止論に端を発して活発化した音楽論および音楽学校論は、東京音楽学校が高等師範学校附属となってからも続いていたことを付記しておく。

一　音楽学校存廃論争の経緯

まず、東京音楽学校の二十四年度予算の数字を示した記事を挙げる。

東京音樂學校經費豫算

此程帝國議會へ下附せられたる廿四年度の豫算案中官立學校の經費に係るものゝ中より拔抄せるに東京音樂學校特別會計は明治廿三年法律第廿六號官立學校及圖書館會計法に據り設置せし者にして明治廿四年度に於て豫算する所の歳入額は壹万四千五百圓歳出額は壹万四千五百圓なり而して其歳入額の内壹万二千百廿貳圓は政府支出金に屬するを以て總豫算に於ては歳出經常部文部省所管第二款第十二項に編入せりと

（『音樂雜誌』第四号、明治二十三年十二月）

しかしこの雑誌が発行される前日の『東京新報』を見ると、このときすでに予算委員会において音楽学校の廃止が議題に上り、検討され始めていたことがわかる。

豫算委員會の模様

同委員會にては日數動すべからざるものと決心し各員勉勵して其進歩著しく昨日午後五時頃には遞信省の部に移り陸海軍を除くの外は全く議了したりと云ふ今其結果を聞くに

一　鐵道廳は原案の如く内務省に据置く事
一　郡長給縣廳費警察連帶費は原案通り國庫支辨の事
一　高等中學廢止の事
一　女子高等師範學校廢止の事
一　音樂學校廢止の事
一　盲啞學校は原案に復す
一　紙幣消却高より減じたる百萬圓は原案に復す

以上は本社連日の紙上に揭載する所の豫算案に付存廢したるものなり且此委員會は遲くも本日の晝頃迄に決了すべし又改進黨選出の豫算委員諸氏は一昨日より一人も同委員會に出席せずと云ふ

（『東京新報』明治二十三年十二月二十四日）

また明けて二十四年一月九日付の『讀賣新聞』には、予算に対する議員集会所の意見として、政費節減の方針は元来集会所において調査した結果に基づいているのであるから、これにほぼ賛成であると述べている。そして学校費については、教育は長期にわたってなるべく変動のない状態で続けられることが望ましいものであるから、今回は諸学校費に然るべき節減を加えた上で存続させるのがよいとしている。

豫算に對する議員集會所の意見　豫算委員の中硬派と軟派あり豫算委員の査定は硬派の意見なること及び議員集會所より出たる豫算委員は所謂硬派に屬することは世人の知る所なるがこの事に關し議員集會所其ものゝ意見如何を聞くに同集會所にては大体に於て固より硬派の意見を賛成し豫算委員の査定は元來集會所に於て調査したる政費節減の方案と大同小異なればこれを賛成するは勿論の事なり豫算委員の査定は事務事業に立入らず專ら俸給の上に節減を加へたれば行政機關の運轉を妨ぐべき謂はれなく又官制に立入りたりとの說あれど直接に其の變更を議決したるにあらず單に節減の理由として見込を立てたるに過ざれば憲法に違反すべき筈なし現に豫算委員會に於ても官制の改革を行ふ等の事は固より大權に屬し委員會に於て爲す可ことにあらざれば其の目的を達するの手續きは有志の運動

に付すべしとの議決を爲せしことにて大權に干渉すると否らざるとの區別は更に辯ずるを要せずとの說なる由又同集會所は豫算委員の政費節減案は民力の休養を圖るに足るのみならず一層事務の敏活を促がすものなり「之れを急激なりと言ふものあれども明治十年に於て地租五厘を減じたる改革に比すれば毫も急激ならず」と唱へ居る由なり左りながら議員集會所と雖ども盡く豫算委員の報告に同意なるにあらざるも豫算委員の意見を大体に於て贊成する以上は成べく丈相讓は勿論左の如きは利害の關する所較や大なれば本會議に於て査定案に修正を加ふる見込なりと言ふ

……中略……

第二　學校費　高等中學校女子高等師範學校音樂學校等は皆な現行學制の下に在て漸く發達せるものなれば今俄かに之れを廢止するが如きは尤も不可なり教育のことは數年に亘り纔かに効果を見るべきものなれば始終連續を保ち成るべく變動を受けずして靜かに生長を遂げしめんことを要す或は學制上改正を要するものありて事情の眞に已む可からざるものあれば格別なれども斯の如き改正案は十分なる調査を遂げたる上にあらざれば決行す可からず未熟なる考案を以て唐突に一部の變更を爲すが如きは策の得たるものにあらず故に本年は諸學校費に相當の節減を加へて之を存續せしむるを可とす云々

（『讀賣新聞』明治二十四年一月九日）

十一日付の『東京日日新聞』では「豫算査定案議場通過の曉」という見出しで「行政機關に如何なる澁滯を生ずべきやとは過激派ならぬ人々の心配する所なるが今左の明細表を得たれば爰に掲ぐ心あらん人々はよく〳〵翫味あるべきなり」と書かれている。そして「廿三年度に有りて廿四年に無き費目」の文部省所管の項目中に「東京音樂學校　五、〇〇〇、〇〇〇」（五千円）の記載が見える。

十二日発行の『國家教育』では、無記名で、俗曲の品位が非難されるとすれば、その罪は音樂よりもむしろ稽古本の方にある、それどころか善良雅正な歌曲は忠君愛国等の情操を養成するものである。このような音樂を盛んにするためには国立音樂学校の力がぜひとも必要なのであって、国家はこれを育てる責任がある、と説いている。

音樂學校　風ヲ移シ俗ヲ易フルハ樂ニ如クハナシトハ唯古來ノ金言トシテ之ヲ尊ブベキノミナラズ今日時々刻々實地目前ニ顯ハレ來ル事實ナリ抑子女ヲ婬逸ニ導キ遊蕩ヲ勸メ猥褻ヲ唆シ情死ヲ教ヘ遂ニ諸般ノ醜行ヲ實地ニ演シ靦然恥ル所ナキニ至ラシムルハ何物カ與リテ最モ罪アリト爲ス我俗曲中婬聲猥歌ヲ以テ充テタル所謂稽古本ニ非ズヤ國家ハ國民ノ風俗ニ對シ責任ナシト言ハヽ止マン苟モ責任アリトセバ之ガ矯正ノ方案ヲ立テズシテ可ナランヤ假ニ刑法ニ照シテ處分スルトセンカ恐クハ法律ノ力ノ及ブ所ニハ非ルベシ唯善良雅正ナル歌曲ヲ一般ニ普及シ漸次雅ヲ以テ婬ニ代ヘ善ヲ以テ惡ニ代ラシムルノ外良方名案ナカルベシ況ンヤ善良雅正ナル歌曲ハ忠君愛國等ノ情操ヲ養成スルニ至大ノ感勢ヲ有スルモノナルヲヤ斯ル目的ヲ達スルハ國立音樂學校ノ力ニ依ラザル可ラズ噫僅少ノ費額ヲ吝ミテ國家ノ責任ヲ忘ルヽガ如キモノアルハ何ゾヤ

（『國家教育』第四号、明治二十四年一月）

また矢田部良吉の『音樂學校論』と題する論説が発表されて反響を呼

んだ。

音樂學校論來る

音樂の風教上欠くへからす而も我邦俗曲の卑猥にして訓と爲すに足らさるを論し俗曲改良の方法中學校唱歌を盛にするは最も行ひ易くして最も勢力ある者なりと論し且「君カ代」の歌の如き「天長節」の歌の如き「紀元節」の歌の如き忠君愛國の感情を喚起する者「父子親あり」の歌の如き道德の大本を教訓する者「螢ノ光」の如き友愛の情を勃興せしむる者ある等の例證を擧け東京音樂學校の此等の美風を作興するに與りて大に力ありしを述へ此故に東京音樂學校の以て廢止すへからさる所以を論斷せり論者は誰そ元東京音樂學校々長矢田部博士なり

（『郵便報知新聞』明治二十四年一月十二日）

音樂學校廢止論に對する矢田部良吉氏の意見　音樂學校廢すべしとの議論一度世上に喧傳するや矢田部良吉氏は大に其不可を論じ百方之れが維持説を主張せらるゝ由今其議論の要領を掲ぐれば左の如し

一　音樂は風教上教育上欠くべからず
二　我邦俗曲の卑猥なる事
三　俗曲は下等社會の教科書なり
四　俗曲改良の方法
　學校唱歌を盛にする事
　俗曲中取るべきものは之れを取り或は修正を加ふる事

優美高尚なる音曲の嗜好を奨勵する事

五　東京音樂學校を永存すべき事極めて緊要なり

（『讀賣新聞』明治二十四年一月十二日）

矢田部の論説の全文は、他の存廃論とともに『國家教育』にまとめられたものを次の項に載せてあるのでそちらを参照されたい。

国家の経費節減が教育事業に及びかねない事態を憂慮する声は、『教育時論』の社説にも聞かれる。社説は、直轄学校の全廃、それに官制の変更により専門の視学官を廃して書記官に兼任させることが教育上いかに大きな損失であるかを述べ、国民の代議士である衆議院議員が教育家の意見を容れるよう訴えている。

衆議院議員諸氏教育社會の説を容れよ

帝國議會の議員諸氏が、議員召集の日より叡聖なる天皇陛下の聖意を奉戴して、我が帝國の福利を上進せしめん事に汲々たるは、吾等の夙に知る所なり。而して昨年十一月に開院式を行はれてより今日に至るまで、議了せられたる議案は鮮からずと雖、本年の議會に最重大なる議案は、明治二十四年度に於ける政府の歳計豫算案即ち是なり。此議案は先づ衆議院に下附せられて、豫算委員は之を調査するが爲に數十日を費し、遂に其總額中より多額の經費を減することに査定したりと聞く。然れども此議案につきては穏和派、過激派など云へる黨派ありて、或は反對し或は賛成すと云へば、此査定案を以て直に衆議院全體の輿論を制するや否は、未だ知るべからざれども、兎に角豫算委員會に大多數を以て、此査定案を定めたりと云へば、吾等は之に對して懐抱する所を述べざるを得ず。面して今茲

に論ぜんとするは、政府の歳計豫算案中、唯文部省の經費に屬する教育費の部分たるに過ぎざるなり。吾等は素と穩和派にもあらず過激派にもあらずして、議員諸氏が政府の經費を節減せんとするは、全く國民の負擔を輕減せんとの旨意に出でたるを知るものなれば、其冗費を省かんとせらるるは誠に同意を表する所なれど、之が爲に我國の教育を衰頽せしむるが如きことありては、之を冗費の節減と見做す能はずして、同意を表するを得ざるなり。

豫算委員の査定によれば、文部省の經費中に七万四千八百圓餘を節減せんとするものの如く、其中には隨分無用の經費にして、減却するも差支無き樣のものあるべしと雖、多くは女子高等師範學校、高等中學校、及東京音樂學校を全廢して計算せしに因るものにて、此他は文部省の官制を變更せしめんとするによるもの多し。而して此三種の直轄學校を全廢すること、及文部省の官制中視學官を廢して書記官より兼ねしめんとのことにつきては、吾等は決して之に同意する能はざるのみならず、教育社會の輿論も亦之を容るること無かる可し。吾等は多年教育社會に在りて、其好友は全國に散在し、常に教育を以て畢生の事業と爲すものなれば、教育上の意見に就きては、已に全國數万の教育家と共に研究し得たるもの無くんばあらず。而して衆議院議員は、如何なる責任を負へる人なりや、國民の代議士として國政に參與するものなれば、專ら自家一已の意見を述ぶるよりは、寧國民の輿論に從ふことを務めざる可からず。現政府に對しては如何なる反對の決議を爲すも、國民の輿論に從て之を爲さば天皇陛下は喜んで之を採納せらるべく、國民の輿論に戻ることあらんか、是れ代議士たるの職を盡さざるものにて、陛下の信任に負くものと云ふべし。然らば外交の事兵事のこと等は知らず、教育上のことは宜しく教育社會の輿論に從はざるを得ず、彼の豫算委員の査定の如きは、未だ嘗て教育社會の是認するを聞かざる所にして、今吾等は自ら教育社會の代表者なりと云ふこと能はざるも、此の如き問題は已に幾回も論辨して、多數の教育家より贊成を得たるものなれば、茲に女子高等師範學校、高等中學校、東京音樂學校及文部省視學官の四問題につき、吾等の宿論を條述せんとす。若し果して教育社會より異論者を生する無くんば、衆議院議員諸氏は、誠に此說を容るるの義務あるものと云ふべし。

（第一）　女子高等師範學校、女子師範生徒を養成するの必要なるは、啻に我國のみならず、泰西諸國の教育家中已に定論ある所にして、今茲に盡く陳述するの暇なしと雖、今より一二年前のことなりき、全國に女子教育の必要を論ずるもの甚多く、普通の新聞雜誌にも屢〻論述して、或は此問題の爲に、特に懸賞論を募りたる程なり。此の如く女子教育を太切（ママ）なりとすれば、抑女子を教育するには、男教師に任ずべきか、女教師に委すべきか。之を簡言するに、到底女子は男子と終始同一に教授する能はず、又女子は女教師にあらざれば誨ゆる能はざるものあるは、少しく教育の理法に注意するものの、直に知り得べき所にて、例へば裁縫科の如き體操科の如きは、男教師に任ずれば其弊害云ふべからざるものあり。故に女子の教育を必要とすれば、各府縣にも現在の如く女子師範科を置くと共に、女子高等師範學校の如く、高等の女教師を養成し、兼ねて女子の教育法を專攻するの場所無かるべからず。去れど其規摸の大なると小なるとは、國家經濟の容す所に從はざるを得ずして、現在の女子高

等師範學校は宏大に過ぐると云はば、之を縮小して高等師範學校に併せ置くも可なり、國民の多數は女子教育の必要を論ずるにも拘はらず、豫算委員が女子高等師範學校を全廢せんとしたるは、是即ち輿論に戻りたる第一なり。

（第二）高等中學校、高等中學校は文部省の直轄に属するもの五個と、山口、鹿兒島の二所にあるものを合せて全國に七校あり。而して今一時に之を廢すれば、將に高等なる實用の知識を得る道を失ふもの、及大學に入るの階梯を失ふものは、全國中四千人に下らざるべし。豫算委員諸氏は高等中學を廢して此多數の學生を如何に處置せんとせらるるか、或は佐竹義和氏等の說の如く、之を二分して上半は大學に、下半は各府縣の尋常中學校に合併せんとするものなるか、甚實情に迂濶なる論と云はざるを得ず。見よ各府縣の尋常中學校は、今如何なる狀態なるかを。何れも經費の不足によりて、直に高等中學へ入學し得る卒業生を出すもの甚稀なるにあらずや、然るに尚高等中學の一半を割きて尋常中學に負荷せしめば、地方經濟は果して之に堪へ得べきか、多言を要せずして其行はれざるを知るべし。其上級生を驅りて一時に帝國大學に輻輳せしめんか、甚教育の分配を失ふものにして、父兄か負擔する學資は俄に增加して其力に堪へざるもの多かるべく、又益々中央集權の奬を助長すること鮮からざるべし。故に佐竹氏の說か實際に不都合なるは明白のことにして、豫算委員諸氏は何を以て高等中學に代用せしめんとするか、吾等は其意のある所を知るに困むなり。現在七個の高等中學には四千人に下らざる國民の子弟を教育しつつあるによれば、全國の輿論が之を無用なりとするの理無かるべし。吾等は少數なる專門學者を作らんより、多數なる高等普通の智識を備へたるものを出すの、國家に大裨益あるを知るものなれば、寧大學の經費を節減するも、高等中學校の生徒を多く養成せんと希望するなり。然れども尚國家の經濟に於て之を容るさざることあらば止むを得ず、其經費を節減し其校數を少ふして、民力に適應ならしむべし。高等中學を全廢して一時に我國の高等普通教育を廢絶せんとするは、國民の決して從はざる所にして、豫算委員が輿論に戻りたるの第二なり。

（第三）東京音樂學校、音樂が學校教育の上にも、又國風を維持し國民の元氣を振作するの上にも、頗太切なるは、之を論じて數枚の誌面を費すも尚盡さざるべしと雖、東京音樂學校の創設尚淺きと其功績の間接なるとにより、未だ顯著なる裨益を與へたるもの少きが如し。去れど今之を全廢するときは、大に國家の爲に憂ふべきもの無くんばあらず。凡そ必要と不要との界限は、甚漠然たるものなれば、强て之を不要と云ふこと能はざるにあらざるも、暫く之を一家の狀態に考察せよ、苟も中等以上の生活を爲すものの女子に、盡く音樂の教育を廢するを得べきか、尚一層卑近の例を取りて云はば、若し數月間にても國中の樂器を廢して宴席にも集會にも、其音を絶つことあらんか、其弊害は種々の点より湧出して、殆ど社會の秩序を保ち得ざるに至るべし。況や國樂の源泉とも謂つ可き東京音樂學校を廢するに於てをや、僅に一ヶ年一万四千圓に過ぎざる一學校の經費を廢するも存するも、一國の經費上に幾許の影響かある。若し吾等の意見を充分ならしめんとせば、東京音樂學校を宮內省に属せしめて、式部局の雅樂も、海陸軍の軍樂も、皆茲に統轄するものとなしたらんには、各部の經費上に鮮からざる節減を見ることあら

んか、尚是等の問題は他日に譲らざるを得ざるも、現在各府縣の師範學校、及中學校小學校に行はるる、唱歌の源は皆東京音樂學校より發したりと云ふも不可なかるべく。此の如き實蹟は、決して他に代用の途もなき音樂學校を廢して、僅に其經費を節減せんなどは、國民の敢て好まざる所なるべし、是即ち豫算委員が、輿論に戻りたる第三なりとす。

（第四）文部視學官、文部省視學官のことは昨年中屢々吾等の論じたる所にて、本誌第百七十二號及第二百二號の社說を閲覽せられたるものは、詳に吾等の意見を知らるることなるべく、此論につきても未だ嘗て教育社會に一人の反對を見ざるのみならず、吾等と同樣なる議論を爲すもの多きを見れば、殆ど之を教育社會の輿論なりと云ふも敢て不可なからんか。今吾等が屢々論じたる主意を單簡に述ふれば下の如し。曰く少數なる一科專門の學者を作らんよりも、高等なる普通の知識を備ふるもの多きは却て國家に必要なるべく、尚此中等教育を受けたるものよりは、國民の子弟に廣く普通教育を與ふること一層必要にして、國家教育の大目的は小學校にありと云ふこと世人の一般に公認する所なり。去れど此小學校の數は全國中公私立を合せて二万六千餘校、其生徒の數は三百三万餘ありて、此多數の小學教育を完全ならしめんとせば、視學の事は最重大なる事業にして、素より其職務の幾分かは地方官に委任するなれども、文部省視學官の掌る所甚大なるにより、之を以て文部省中にても最大切なる事業と云ふべし。此主意よりして吾等は現在の文部省視學官は其數足らざるを感ずる者ありて、飽までも之を擴張せんとするなり。而して是必ず吾等が當路者の意を迎へんとするにあらず、實に此の如くならざれば以て國民教育の實を擧ぐること能はずと確信すればなり。然るに豫算委員は之を書記官に兼任せしめんとて其費用を減却したるは、甚以て教育上の實情に暗きものと云はざるを得ず。若し斯の如き實情を知らずして査定せりとせば、速に之を改むるに吝なるべからず。若し之を知るも唯經費をのみ減せんとて此の如く爲したるに於ては、國民の多數は必ず之に同意するの理なし。是即ち豫算委員が輿論に戻りたる第四なり。

以上に條論したるは豫算委員諸氏が、文部省の經費を減じたる部分中吾等の不同意なる點を述べたる者にて、尚此他の査定條項には、盡く反對ならざるのみならず、却て同意を表するもの無くんばあらず。唯此四項の査定條件につきては、吾等は飽までも衆議院議員諸氏の之を改められんことを希望する者にて、教育社會の輿論も亦必ず之に反對なるべし。嗚呼夫れ衆議院をして議員中の衆論を決する所ならしめば、豫算委員の査定の可決せらるるも止を得ざる所なれど、苟も國民の輿論に從て可否を決する眞正の立法府たらば、教育上の事は宜く教育社會の輿論に從ふべし、衆議院議員諸氏暫く虚心平氣にして吾等の說を熟讀せられよ。

（『教育時論』第二〇七号、明治二十四年一月）

同じ頃、『大日本教育會雜誌』の論説もこの問題を取り上げている。ここでも、二十四年度廃止が提案された三校の必要性が論じられている。全文はかなり長いので、ここではやむを得ず、全体の前書きに相当する部分と、音楽学校論の部分のみを載せておく。音楽の起源は遠く上代にさかのぼり、国家が音楽を保護するということも新しいことではない。わが国の音楽教育の向上と発展のために東京音楽学校の存在は必要

不可欠であると説いている。

高等中學校高等女子師範學校及東京音樂學校ノ必要ナル理由。

客歲、我帝國議會ノ開會前ニ當り、高等中學校ノ不必要ヲ唱フル者アリテ、一旦開會ノ日ニ至ラハ、以テ議會ノ問題トシテ提出セントスルノ說アルコトハ、我輩ノ耳朶ニ達セシカ、當時我輩以爲ク、堂々タル帝國議會、何ソ斯ノ如キ說ヲ容レ以テ議題トスルコトアランヤト、然ルニ、近日衆議院豫算委員會ノ査定セル二十四年度ノ豫算額ヲ見ルニ、高等中學校、高等女子師範學校及東京音樂學校ニ對スル、査定額ナキヲ以テ考レハ、豫算委員ハ此等ノ學校ヲ不要視シ、之ヲ廢セントシタルコト、思ハルヽナリ、圖ラサリキ、衆議院豫算委員會ニ於テ斯ノ如キ議アリトハ、然トモ、是レ豫算委員會ノ議決ニシテ全院ノ議決ニアラサレハ、愈々院議ニ付スルニ至ラハ、其存廢未タ知ルヘカラスト雖、苟モ衆議院ノ一部タル豫算委員會ニ於テ、斯ノ如キ議決ヲ爲ス以上ハ、我輩教育者トシテ默止スヘキノ時ニアラサルヲ以テ、聊カ世ノ注意ヲ喚起センカ爲ニ、爰ニ此等學校ノ、必要ニシテ廢止スヘカラサルノ理由ヲ陳述スルコト左ノ如シ。

……中略……

東京音樂學校ノ必要ナル理由。

夫レ音樂ハ優雅ノ心思ヲ舒暢シ、淳良ノ感念ヲ提起シ、敦厚ノ志氣ヲ振作シ、忠君愛國ノ感情ヲ鼓舞スル等、其効用擧テ言フヘカラス、抑々音樂ノ起ルハ、遠ク上世ニアリテ、國家ノ之ヲ保護シタルモ、亦今代ニアラサルコトハ、歷史ニ徵シテ明ナリ、而シテ獨本邦ノミナラス、何ノ國ト雖、古ヨリ音樂アラサルハナシ、而シテ音樂ヲ以テ心意ノ鬱憂ヲ開通シ、以テ快樂ヲ促スカ如キハ、蠻野ノ種族中ニ於テモ亦之アリ、音樂ノ人生ニ缺クヘカラサルコト知ルヘキナリ、況ヤ音樂ノ雅俗ニ依リテ、國民文運ノ一班ヲ窺フニ足ルヲ以テ考フレハ、其國家ニ對シテ密接ノ關係アルコト、復タ掩フヘカラサルニ於テヲヤ、而シテ文運ノ隆盛ヲ圖ルハ、國家ノ當ニ任スヘキ所タル以上ハ、其國民ノ風尙品位ヲ養フヘキ音樂ヲ奬勵保護スルハ、其國家ノ當ニ務ムヘキ所タリ、豈復忽ニスヘケンヤ、是我政府ノ曩ニ東京音樂學校ヲ設立シ、教育上ヨリ音樂ノ發達ヲ奬勵セラルヽ所以ナリ。

我政府ノ始メ學制ヲ布カルヽヤ、學校教科中、音樂唱歌ノ科アル亦故ナキニアラサルナリ、然トモ適良ノ教員其人ニ乏ク、未タ其目的ヲ達スルコト能ハサルノ憾アリ、是レ東京音樂學校ニ於テ音樂師範部及專修科ヲ設ケ、以テ普通及高等音樂教員ヲ養成シ、以テ音樂教育ノ普及完備ヲ圖ル所以ニシテ、即チ音樂教育施設上ニ關シ、特ニ緊要ナル事項ノ第一ナリ。

從來ノ俗曲ナル者ハ、其樂章概ネ鄙猥ニシテ、風俗ヲ害スルコト少カラス、故ニ文明ノ生活ニ適スヘキ典雅ノ樂譜ヲ作リ、一方ニ於テハ、公會祭祀私燕ニ用ヒ、一方ニ於テハ子女ヲシテ、日常之ヲ諷誦セシメ、以テ教育ノ進歩ヲ助クルコト緊要ナリ、然レトモ是レ固ヨリ教育上ニ最モ密接ノ關係アルヲ以テ、自然ノ發達ニ一任スヘキニアラス、是レ東京音樂學校ニ於テ樂章曲譜ヲ編纂シ、典雅ノ唱歌ヲ作リテ普ク之ヲ傳誦セシメ、以テ國民ノ風俗ヲ優美ナラシメントスル所以ニシテ、即チ音樂教育施設上ニ關シ特ニ緊要ナル事項ノ第

二ナリ。

俗曲中、其曲風ノ優秀ナル者ナキニ非ラスト雖、歌詞ノ卑猥ナルカ爲ニ、他ノ淫曲ト同視セラルヽ者アリ、是レ東京音樂學校ニ於テ其歌詞ヲ修正シ、樂譜ヲ附シテ永ク之ヲ普及シ、且歐洲音樂ノ所長ヲ採リ、之ヲ斟酌シテ本邦ノ國風ニ適セシメ、以テ音樂上ノ趣味ヲ高カラシメントスル所以ニシテ、即音樂教育施設上ニ關シ、特ニ緊要ナル事項ノ第三ナリ。

以上ハ教育上ヨリ音樂ノ發達ヲ圖ル所以ノ概略ナリ、是レ亦國家自ラ此事業ニ任セサレハ、良結果ヲ得ルコト能ハサルヤ必セリ。

（『大日本教育會雜誌』第一〇二号、明治二十四年一月）

また『東京朝日新聞』の社説は、一月二十五日から十回連載で学校存廃論を取りあげた。この社説は、高等中学廃止論、女子高等師範学校廃止論、音楽学校廃止論、尋常師範学校中学校合併論、および高等師範学校帝国大学合併論のおのおのについて論じている。とくに女子高等師範学校や東京音楽学校については、この問題がもっぱら経費の側面から取りあげられていることを指摘し、このような理由で国家の教育施設を廃止することは誤りであると主張している。東京音楽学校に関しては、すでに存続の決定している東京美術学校とともに六回目で言及される。ただしこの社説は、音楽学校廃止に一応反対してはいるものの、その姿勢はいささか消極的で、論点は「四五十日の借家賃に一萬圓を拂ふ程の帝國議會」が一万二千円程度の出費を惜しむのは納得しかねるということに集中している。したがって音楽学校や音楽教育の必要性を積極的に論じたものとはいい難い。ここでは長大な社説のうち第一回、第二回、それに第六回後半を挙げておこう。

學校存廢論（一）

「學校存廢」素より総ての學校を廢すべし抔いふ論者なし若し有らば狂人のみ茲に所謂「學校存廢」とは曰く高等中學廢止論曰く女子師範學校廢止論曰く音樂學校廢止論曰く尋常師範學校中學校合併論曰く高等師範學校帝國大學合併論、是等目下漸く世上の問題となりたる存廢論の謂なり是れ「學校存廢論」なる文題を下すに當りて先づ一言の注意を下す所なり

今や是等學校存廢の議論否な學校廢止の議論は漸く世上に發生せり是れ抑も何の爲に發生したりや學校其ものを存立し置くは有害無益なりといふに依て之を廢すべしといふなるや將た學校其ものを存し置くは本來の希望にはあれども經費多端の折柄先づ以て之を廢せざるを得ずといふなるや抑もまた此兩説の中間に彷徨するものなりや吾人を以て之を觀察するときは最一の理由は蓋し經費論に外ならざるが如し若し仔細に之を分析するときは經費論八分有害乃至無益論二分ならん乎而かも此有害乃至無益論は高等中学廢止論及び尋常師範學校中學校合併論高等師範學校帝國大學合併論のみの一材料にして女子師範學校廢止論音樂學校廢止論等に於ては單一に經費論に外ならざるが如し縦し之ありとするも一附帶の理由なるのみ詮し來れば各學校廢止論皆是經費の問題たるに外ならざるなり

經費節減、嗚呼誰か經費の徒らに增加することを好まんや成るべく丈け僅少の金額を以て多くの利益を獲得するは吾人事々しく經濟學の本旨なりと言はず蓋し世態人情の常なり今國家の財政を理するに當りて偏に經費の節減を企望すること固より其當然なりといふべし然れとも此經費節減なるものは凡そ二種の意味を有す之を約言す

るときは曰く消極的經費節減曰く積極的經費節減、只何事も約やかにすべし節儉又節儉、儉約又儉約、手を縮め足を縮め規模偏に褊小ならんことを企て所謂只生きてさへ居れば可なりといふ的のもの吾人の所謂消極的經費節減なり、儉約すべき所は儉約すべし然れども必要の事物に對しては充分に規模を張るを要す冗費は素より之を節すべしと雖も經費の爲に事業を沮害すべからずといふもの吾人の所謂積極的經費節減なり吾人は經費節減を希望す然れども消極的節減に至りては斷じて吾人の與せざる所なり吾人の所思は過般の「先後論」に於ても略ぼ之を述べたる如く政費節減の一事は人の多く唱道する流行語誠に以て民力休養の一策として人々の甚だ感佩する所なりと雖も吾人は先づ其主義を聽かざるべからず何の爲に政費を節減するや如何なる目的を以て政費を節減するやといふの根據を聞かざる可らず漠然たる政費節減民力休養、俗人は感佩すべしと雖も吾人は未だ遽に是等漠然論に感服するを能はず今我國は甚だ貧乏なり故に大に政費を節減すべしといふ其所論の大体に至りては吾人素より異論なしと雖も然れども我國は未だ子弟の教育を廢しても尚且つ儉約せざる可らずといふ程の貧乏にてはあらずと信ず彼の所謂政費節減論者間には今日の貧乏世帶先づ以て當座日用欵く可らざるものゝみを經營すべし之を例へば先づは只風を引かぬ程に着、腹の空ぬ程に食ひ其家の如き雨露を凌ぐに足れば可なり絹布肉食小奇麗なる家是等の如きは當分不用なり粗衣粗食借家住ひにて辛抱すべしといふの説を唱ふるものあるが如しと雖も吾人は決して之に感服せず節儉すべき所は充分に節儉するも例へば食物は身體の健康に關するゆゑ決して粗食を爲す可らず又世間附合は大に此身分に關するゆゑ宜しく思ひ切て張込むべしといふの主義を取るものなり彼の徒らに經費節減を唱へ萬般の規模を縮少して而して得たりと爲すが如きは抑も無智細君の家政節儉共に國家の長計を談ずるに足らざるなり夫れ國家は國家其ものを永遠に保持し且つ進歩發達せしむべきの最大義務を要す國家は決して此義務を怠るべからざるなり此施設を忽がせにすべからざるなり徒らに目前の小節儉に拘泥して此國家當然の義務をも猶ほ廢止せんとするが如きは國家目前の小偸安を計りて而して國家永遠の目的を沮絶する所以なり若し國家が此國家當然の義務を施設するの力だになしとならば是れ最早國家衰滅の時なるのみ我大日本帝國如何に貧なりと雖も豈斯く迄に貧ならんや

教育は國家を永遠に保持し且つ發達せしむる所以の基礎なり教育は國家が國家自らの爲に施設すべき最大義務なり教育は國家百年の長計を定むる所以にして其施設の如何は直ちに國家の運命如何に關す若し教育施設の方法宜しきを得ざるに依り之を改良すべしといふならしめば可なり只經費の點より之を論じて學校の存廢を議するに至りては抑も目前の小偸安の爲に國家の長計を誤まるものと謂はざる可らす彼の學校廢止論なるものは即ち是れならずや偏に經費の點より立論して學校の廢止如何を斷ぜんとす豈誤まらずや抑も一時の儉約の爲に子弟の就學を廢するは普通教育に於ても學齢児童保護者の最も忌むべく愼しむべき所なり況んや國家をや一時の經費節減の爲めに國家の教育的施設を廢するが如きは吾人の斷じて與みせざる所なり尚號を重ねて之を詳論するあらんと欲す

學校存廢論（二）

國費支辨的諸學校廢止の議論を生ずる其最要點は一に經費の點にあり曰く若干の國費を費やして設立し置く程の必要なしと然らば先づ其經費の額は凡そ何程なりや明治二十四年度豫算案文部省の直轄に係る諸學校の經費は左の如し

帝國大学	四一六、六二・〇〇〇圓
高等師範學校	三九、六〇〇・〇〇〇
女子高等師範學校	三〇、二二二・〇〇〇
第一高等中學校	八八、四九九・〇〇〇
第二高等中學校	四五、六九一・〇〇〇
第三高等中學校	六四、八〇〇・八五五
第四高等中學校	四四、七二〇・〇〇〇
第五高等中學校	五〇、五五二・〇〇〇
高等商業學校	三四、〇二六・〇〇〇
東京工業學校	三七、〇八二・〇〇〇
東京美術學校	一九、三〇〇・〇〇〇
東京音樂學校	一二、一二二・〇〇〇
東京盲啞學校	三、〇〇〇・〇〇〇
東京圖書館	八、〇〇〇・〇〇〇
合　計	八九三、七七二・八五五

歳出總額を八千万圓とすれば諸學校に要する經費僅かに其一分一厘強なり蓋し多しとすべからざるなり否之を以て國家の高等教育を施設し得るとせば實に安直なるものならずや然るに論者は尚之を以て多きに過ぐるとするにや之を減少せんと企だつ論者も亦吝嗇なる哉(かな)査定案等論者の減少廢止せんとするもの左の如し

女子高等師範学校	三〇、二二二・〇〇〇
第一高等中學校	八八、四九五・〇〇〇
第二高等中學校	四五、六九一・〇〇〇
第三高等中學校	六四、八〇〇・八五五
第四高等中學校	四四、七二〇・〇〇〇
第五高等中學校	五〇、五五二・〇〇〇
東京音樂學校	一二、一二二・〇〇〇
合　計	三三六、六〇二・八五五

歳出總額を八千万圓とすれば是れ只僅かに其四厘強に過ぎざるに非ずや八千万圓の四厘、三十三万圓嗚呼國家の歳計に於て抑も何かあらんや若しまた之を全國の人口戸数に配分せば如何全國人口を三千九百万とすれば一人當り只僅に八厘六毛餘、全國戸数を七百八十万とすれば一戸當り只僅に四錢三厘一毛餘に過ぎざるに非ずや一ケ年に於て四錢三厘一毛餘、之を減ずれば果して所謂民力休養の實を得るとなすや左りとては亦輕易なる民力休養ならずや蓋し一錢一厘の微(び)と雖も租税は濫に費消すべからず無益の事業に費やすべからずと雖も是等諸學校豈(あに)全く無益ならんや豈全く有害ならんや單に經費の點より立論して而して是等諸學校を廢せんとするは到底根據ある理由と爲すに足らざるなり蓋し論者必ずしも經費の點よりのみ立論して廢止説を唱ふるにあらず或は是丈けの經費を掛けて設立し置く程の必要なしといひ或は必要は必要なれども經費多端の折柄先づ以て之を廢せざるを得ずといひ或は是等官立學校を存し置くは私立學校の妨害なりといふ敢て各々一理なきには非るべし然れども其主なる要點は經費の點に外ならず何となれば若し國費より一文半錢をも

支出することなきものならしめば敢て論者の口の端に上るべくも非ればなり只是等諸學校は其基礎未だ大ならずして皆政府支出金を要す是に於て乎即ち論者の問題に上る然れとも經費の點より之を見るときは是等諸學校實に九牛が一毛にだも如かず之を存し置きたりとて經費上大なる負擔を重ぬることなく之を廢したりとて經費上また左したる負擔を減ずることなきなり經費の上を以て之を論ずるときは是等諸學校の如き實に齒牙に懸くるに足らざるのみ

然らば則ち之を學制上教育上より論ずれば即ち奈何(いかん)先づ之を論ずるに當りて吾人は第一に論者の反省を請はざるべからざるものあり何ぞや曰く教育制度なるものは容易に之を變更すべからずといふの一事是れなり抑も制度を屢々變更するとは獨り教育制度のみならず實に非常の弊害を與ふるものなり一事業之に着手しては其成否未だ全く明かならざるに之を改め更に他の制度によりて之を施行し見れば又思はしからざる所ありとて又之を改め、改めては又改め終始其制度を變更するときは常に新舊交代の混雜にのみ經過して又一の實効を見るべからず只事業を試驗視するのみにして曾て其止まる所を知らざるなり我明治政府が二十年來施設したる事業なるものは實に此試驗的事業の外に出でず廢置變更二三にして止まらず萬般の事業制度悉く其轍を履まざるは無き中に就いても教育制度の如きは實に其最なるものなり普通教育の制度より高等教育の制度に至るまで其數(しばし)ば變更を見たること實に幾許ぞや天下皆擧げて其弊に苦しみたるに非ずや天下皆擧げて其弊を唱へたるに非ずや然る斯く其弊を論じたる人今や却て自ら其弊を演ぜんとす何のことぞや高等中學の如き其設立以來果して幾許の年所をか經たる果して幾許の歷史をか與へたる高等中學其實効なしといふも有効も無効も只僅かに數年を經たるに過ぎざるに非ずや未だ實効あるや否やも正確に認めざる中に早く先づ之が制度を廢せんとす實に從來の弊害を襲ふものならずや女子師範學校廢止論の如き音樂學校廢止論の如き皆是れならざるなし論者先づ此點に於て大に考察するあらんことを希望するなり

學校存廢論（六）

高等中學の次に世人の問題に上るものは曰く音樂學校なり曰く美術學校なり就中音樂學校の如きは査定案に於ても之を廢止するに決せり殆んど風前の燈(ともしび)の如し而して其廢止論を生ずる所以のものは實に單一に經費論に外ならず經費多端の折柄之を設立し置く程の必要なしと然らば其費用は如何

東京美術學校	一九、三〇〇・〇〇〇圓
東京音樂學校	一二、一二二・〇〇〇
合　計	三一、四二二・〇〇〇

僅々三万圓、音樂學校の如きは一万二千圓に過ぎず四五十日の借家賃に一万圓を拂ふ程の帝國議會が兎に角國家教育の一校舍たる音樂學校に一万圓を投ずるを惜む如きは甚だ異樣の感に堪へざるなり蓋し音樂學校の如き吾人も左迄必要を感ぜず是非、無くてならぬものとは思はれず曰く唱歌は兒童の精神を發揚す曰く音樂は國の品位を高尚にすと勿論吾人も全く然らずとは言はず音樂は人の精神を高尚ならしむるものにして而して現今の唄なるものは多くは卑猥聞くに堪へず音樂の改良、音樂師の養成、唱歌教員の養成、必ずしも必

要ならずとは言ひ難けれども畢竟貴族的、優長的、創業時代なる此國には未だ左迄の必要を感ぜずと思ふ何事も充分に施設せんとせば唱歌教員も無くてならぬとは勿論なれど左迄必需のものには非ずと思考す故に吾人も敢て熱心に音樂學校維持説を唱ふるものに非ずと雖も只其費用如何と顧みれば僅かに一万餘圓に過ぎず僅々たる一万餘圓の支出を惜んで、兎に角折角是迄に仕立てたるものを一朝廢絶に歸せんも遺憾なれば先づ以て之を維持せんと主張するのみ

若夫れ美術學校に至りては是亦貴族的施設の如くにして音樂學校と相似たるものありと雖も吾人は決して然らずと思考す美術は素より貴族的事物なりと雖も美術は即ち我日本國産の一なりといふことを記臆せざる可らず美術は即ち我日本國特有の長所にして所謂國粋の存する所なりといふことを記臆せざるべからず然るに此美術は大に衰退し又主として之が發達を計るものなし美術の進歩、美術家の養成、美術品の發達は獨り貴族的視察に於て必要なるのみならず之を國家經濟、外國貿易の點より見るときは更に甚だ必要を感ずるものなり美術品は外國貿易上の一重要品なり美術品は外國に多くの得意を有するものなり我が商業の爲め我が外國貿易の爲め美術教育豈必要ならずや一概に貴族的視し優長的視して之を無用視するは淺見の甚しきものなり而して今美術學校の爲に支出する所の國費は如何亦漸く一万九千三百圓に過ぎず僅に二万圓弱の金を惜んで美術教育の發達を計らざるは吾人の感服せざる所なり査定案の流石に美術學校をば廢止せざるに決したるもの固より宜しきを得たりといふべし然るに近來は又一種の論者あり此美術學校と音樂學校とを帝室費の支辨に移さんことを主張せり吾人また然か思はざるに非ず此兩校の安全を願はんには此策甚だ可ならん兩校の性質より論ずるも之を帝室の所屬と爲すこと亦敢て失當に非ざるべし兎に角吾人は其何れの所屬たるを擇ばず只之を破壞せざらんことを希望するのみ

（『東京朝日新聞』（一）明治二十四年一月二十五日、（二）同一月二十七日、（六）同二月一日）

一月二十九日付の『毎日新聞』には「音樂學校美術學校」と題する社説が掲載された。社説は、美術というものはとかく国家創業の時代には育ちにくいものであるから、今日の情勢からみて、衆議院でこの二つの学校の存続が認められることは困難であろう、としている。さらに社説は、いっそこれらの学校の費用を帝室に仰いではどうかと提案する。宮内省の雅楽部と音楽学校とは「種類同じき者」であり、しかも両校合わせて三万四百二十二円にすぎないのであるから、これなら三百万円の帝室費を揺がすには及ぶまい、というものである。この提案については、前出の『東京朝日新聞』社説でも言及されている。

音樂學校美術學校

方今官立學校にして殘息喘々死生旦夕に迫る者四あり一に曰く高等中學校二に曰く音樂學校三に曰美術學校四に曰女子高等師範學校是なり此四の者は豫算委員會にて廢棄することとせられたり本會議は豫算委員會議決のマヽを採用する歟將た存置することとなる歟今日に豫知すべからずと雖ども委員會之を廢止に決したりとせば委員會の決議を廢し舊に復すること隨分難事なるべき歟高等中學に就ては余輩先きに數日間の紙面に於て意見を述べたり女子高等師範學校は余輩別に意見あり本論に於ては美術學校音樂學校の二の者に就て鄙見を述んと欲するなり余輩は音樂美術の二校を以て之を高等中學

に比すれば必要の度幾分か少き者と思考せり然れども之を廢するを可とする歟將た存するを可とする歟と云はゞ之を存するを可なりと思考せり然れども明治今日の形勢に當り現在のまゝ之を存すること隨分難事なるべしと思はる凡そ美術の思想は國家創業の時代に養成せらるゝこと難く昇平長く續きたる時代に發達し易き者なり維新草創の頃日本人の思想を見よ美術の思想は德川政府と共に絕滅せんとしたり上野公園の樹木を切り拂ふて茶園と爲さんとする說出でたることあり日本美術の保存場と云ふべき寺院を燒き拂ひ其拂像を毀ちて薪に代へ洪鐘を下して大砲を鑄造せんするの說出でたることあり日光の宮殿を燒き德川氏の驕奢を懲らしめんとしたることあり蓋し美術の思想は革命的の思想と兩立せず革命的の腦髓は乾燥し美術的の腦髓は光澤あり革命的の腦髓は武に偏し美術的の腦髓は文に偏するに由るなり

美術學校音樂學校は廢すべからずと云ふ說を持する議員なきにもあらざるべし故に本會とならば委員會が廢したる此二學校も復活するの機ある歟は知らざれども今日の情態を以てせば衆議院議場にて二學校存置說が勝利を得ること稀有なることなるべし何となれば日本今日の形勢は二十年の泰平を繼續したりと雖も未だ美術流行の時代とならず創業的の思想社會を支配するの時代なればなり良し今日議會にて存置說勝利を得ることとなるも美術音樂二學校の衆議院に於ける猶地方稅支辨の中學校醫學校と同一運命に遭遇し今年存置說勝利を得るも次回の議場に廢止說出で次回の議場に廢止說勝利を得る歟と見れば其次回の議場に創立說出で一死一活年々運命を異にするの奇狀を呈出し到底學校設立の目的を達するに至らざるべき歟是に於て余輩は一の新按を呈出し讀者の熟慮を請はんと欲するなり其新按とは何ぞや曰く此二學校の費用を帝室に仰がんとすること是なり上文述べし如く美術の思想は亂世の思想と兩立すべからざる者なり今後の日本は容易に干戈の騷亂なかるべしと雖も政黨の競爭保守改進二主義の軋轢は年々跡を絕たざること必然なり即ち血を流すの戰爭なしと雖ども亦一種の戰場なり此競爭戰場の中に無事に音樂學校美術學校を設置すること急流激浪の中に一葉の船を浮ぶと同一感なきにあらず轉じて帝室費管理の部內如何と云ふに陛下の眼中黨派なし保守派も改進派も一視平等の臣民なり帝室費三百万圓あるも帝室附屬の財產から生ずる收入年金百万圓あるも政治海の風浪は一點宮牆を越へて帝室費の安寧を動搖せしむる能はず此風塵不達の安樂城中に音樂學校美術學校を置かば議場は如何に節減非節減の戰場となるも風塵は學校門內に達するを得ず近頃世上の風聞に帝室費三百万圓と云へる名は大なりと雖ども支出の道年々增加し蓋上の供用となる費用は極めて僅少なりと或は然らん余輩も濫りに費用を帝室費に歸するの奔なるを知る然れども現在帝室費より支出を仰ぐ者と雖ども精密の調查を爲さば廢止すべき者他に支途を移すべき者なきにあらざるべき歟若し斯る種類の支出あらば之を變更し美術の保護を帝室に仰ぐこと學校其物の性質より云ふも至當のことなるべしと思考せり

二十四年歲入出豫算案を見るに美術學校は一万九千三百圓音樂學校は一万千百二十二圓とあり合金三万四百二十二圓なり金額の多からざること知るべし又之を聞く宮內省には雅樂部なる者あり雅樂部と音樂學校とは種類同じき者にして其費額も三万圓餘とせば之れが

費用を帝室費に仰ぐも帝室の財政に格別の變動を與ふる者にあらず音樂美術の二學校を安全の地位に置くは此外に良法なかるべしと信ぜり若し他に良法あらば讀者請ふ余輩に教ふる所あれ

（『毎日新聞』明治二十四年一月二十九日）

この二十九日、音楽学校の問題は、衆議院議員安田愉逸の質問をきっかけとして、ついに音楽学校の必要如何が議論の中心となるに至る。すなわち経費の多少よりも、音楽教育をどのようなものとして捉えるか、国立の音楽教育機関は必要かといった事柄が問われることになるのである。この質問は早速紙上で公にされ、物議をかもした。『東京新報』は翌日、質問の内容を、そして翌々日には議院の速記録を紹介している。

面白き質問

昨、下院に於て例の安田愉逸氏問ふて曰く古來音樂は唯耳目を喜ばしむる者とのみ思ひしに今此等の事に向て一ケ年一萬有餘圓の大金を投じて音樂學校を維持せざる可らざる理由何處にある、又文部省は教育を智育德育體育の三部類に分つと聞きしが音樂は何の部類に屬するやと

或人評して曰く音樂は耳目を喜ばしむとはチト變ならずやと應變子傍にあり之を駁して曰く窈窕たる佳人樂を奏すを視且聞くこれ耳目を喜ばしむるにあらずやと

（『東京新報』明治二十四年一月三十日）

音樂は德育か智育か將た體育乎

安田愉逸氏が音樂は德育か智育か將た體育乎と云ふ面白き質問を起したることは載せて昨日の紙上にあり而して此質問に就ては多年教育の局に當り鍛ひに鍛ひたる流石の辻次官も答辯に窮せられたることは左に抄錄する議院の速記錄を見るも明なり江湖幾多の有識諸君幸に此面白き問題を研究して以て安田君に滿足を得せしめよ

政府委員（文部辻次官新次君）（前略）先刻の其ノ德育、智育、體育ノお話ガ出マシタケレドモ、之ヲ直グニドノ事ト云フコトニハ當リマセヌ、併シナガラどう云フモノニ多ク含ンデ居ルカト申シマシタラ、德育ナドノ部ニハ大分ナ近イ事デアリマセウト思ヒマス故ニ、詰リ云フト音樂學校ハ音樂師ト音樂教員ヲ拵ヘル目的ト、お答ヘ致スヨリ仕方ガナカラウト思ヒマス、ソレカラも一ツハ…安田愉逸君　一寸述ベマスガ、然ウシマスルト音樂學校ノ必要ハ豫テ文部省デ唱ヘテ居ラレル智育、體育ニハ無關ナモノト云フ御答デアリマスカ

辻新次君　德育、智育、體育ニ關係ナキモノカト云フ御尋……

安田愉逸君　左樣

辻新次君　關係ハアリマセウ、音樂教員ナドノコトハ小學校、師範學校ナドニ要リマスノデス、ソレデ小學校、師範學校ナドトヲ以テ德育、どれヲ以テ智育ト云フ區域ハ附キマスマイト思ヒマス、授ケル唱歌モ其品性ヲ正シ、父ニ孝ヲ盡セトカ云フ樣ナ唱歌ヲ教ヘマスレバ即德育ニナリマスノデス

高津仲次郎君　只今ノ音樂ノ講釋ノ樣ナコトハ御免蒙リタイ

（『東京新報』明治二十四年一月三十一日）

また三十一日の衆議院でも音楽学校の廃止問題が取り上げられ、廃止

を支持する議員がその理由として、国費でこれを維持する必要のないことを挙げている。

濱野昇氏　高等中學校を全廢せんとする理由幷に之を廢する以上は大學生は何れの學校より入るべきやを說明せられたし

豊田文三郎（ママ）氏　女子高等師範學校及音樂學校を廢する理由如何幷に此等の學校を廢するとせば現在在學の生徒を如何せんとするや

天野爲之氏　從來各學校の豫算を定むるや國庫より一定の金額を付與し置き餘剩あれば資本として積立つるが故に其請求額及定額共に掛け直あるものなり是れ豫算調製の體裁を失する事大なるを以て委員に於ては必要の經費のみを支出せんとす又高等中學校等を廢せんとするは同學校の今日に必要なしと云ふにあらず只今日の教育上の有樣より見れば國費を以て之れを維持する必要なし更に國立の高等中學校を廢する以上は私立若は府縣立の學校之に代るに至るべしと云ふに在り女子高等師範學校及音樂學校を廢せんとする理由亦然り而して現在在學生徒の處分方に付ては豫算委員會に於て別に議論なかりしが其議論なかりし一事を以て見るも已むを得ず其儘に放任するより外なしとなせる者と信ず

近藤準平氏　高等商業學校東京盲啞學校を廢せざりし理由如何

天野爲之氏　此等の學校は今日民間に於て設立すること容易ならざるなり

（『東京新報』明治二十四年二月一日、「衆議院の議事」より）

当時の帝国議会における問答の一部始終は、今日でも『官報』附録の「衆議院議事速記錄」に見ることができる。二十九、三十一両日の委員会の速記録が『國家教育』に転載されているのでこれを次に挙げておく。

明治廿四年一月廿九日豫算按ニ關スル全院委員會

全院委員長（島田三郎君）　質疑ガ盡キタト考ヘマスカラ、文部省ノ政府案ニ移リマス

木暮武太夫君（百四十八番）　本員ハ經常部第二款高等中學校ノコトニ就イテ質問致シマス、今日ノヤウニ教育ノ進マナイ時デモ、カノ大學豫備門ハ一ツ外ナカツタ、然ルニ此ノ頃ハ私立學校モ出來テ云ハヾ文運隆盛ノ今日ニ當ツテ、此ノ五箇ノ高等中學ヲ置キ三十万圓ノ金ヲ費シテ、是非トモ五箇ノ高等中學ヲ置カネバナラヌト云フ理由ヲ聽キタイ、又今一ツハ高等中學校ハ高尚ナル普通科ヲ置ク場所デアル、然ルニ此ノ高等中學校ノ中ニ法學ナリ、醫學部ナリ置クノハどう云フ理屈デアルカ專門學科ヲ修ムルニハ帝國大學ガアルニモ拘ハラス、此ノ高等中學ニ專門科ヲ入レタルノハ如何ナル理由デアルカ

（政府委員辻新次君演壇ニ登ル）

政府委員（文部次官辻新次君）　只今ノ百四十八番ノお問ニ答ヘマス、此ノ高等中學校ハ御承知モアリマス通リ、十九年ニ高等中學ノ制度ガ改マリマシタ、其前ニハ即大學豫備門ト云フ名ノ如ク、唯大學ニ入ルノ生徒ノミヲ養成スルモノガ東京ノミニアリマシタガ、段々進ンデ（大聲ニ願ヒマスちつとモ聽ヘマセヌト呼ブモノアリ）段々此ノ維新以來教育ノコトニ手ヲ着ケマシテ遂ニ高等中學ノヤウナモノヲ拵ヘナケレバナラヌト云フ必要ヲ見マシタカラシテ、即高

等中學ヲ起スニ至リマシタノデ御坐イマス、ソレデ高等中學ハ豫備門トハ些ト性質ガ變ツテ居リマステス、高等中學ハ丁度豫備門ト云フ性質ノ外ニ、尚其ノ實業ニ就ク者ヲ養フト云フコトガ這入リマシタノデ、丁度高等中學ノ性質ヲ申シマスト云フト、實業ニ就カント欲シ、又高等學校ニ入ラント欲スル者ニ、須要ノ教育ヲ與フルト云フコトニナツテ居リマス、豫備門ノ時ハ只今ノ高等ノ學校ニ入ル者丈ノモノデシタケレドモ、何分ニモ此ノ小學校ヲ進ンデ尋常中學、尋常中學位ナコトデハ十分ナ人ニナル譯ニ行キマセヌカラシテ、即高等中學ヲ拵ヘルコトニナリマシタ、ソレデ其ノ高等中學ハ大凡全國ヲ見マシタ所デ、先ツ五ツ位ヲ置イタラバ、大抵日本ノ度合ニ適フダラウト云フコトカラシテ、即五ツ拵ヘルコトニナリマシタ、只今最ウ一ツノお問ハ高等中學校ノ生徒ハ、只今ノ實業ニ就カントスル者ト、高等ノ學校ニ入ラント欲スル者ヲ拵ヘルノデスケレドモ、尚高等中學デハ法科、醫科、工科、文科、理科、農業、商業等ノ分科ヲ置クト云フコトガ……出來ルコトニナツテ居リマス、是ハ矢張其ノ必要ヲ見マシテ置ク譯デアリマス、デ先ヅ最初最モ醫學ノ必要ヲ見マシタカラシテ、醫學ヲ置クコトニ致シマシタ、就イテ法學部ヲ第三高等中學校即京都ニ置クコトニ致シマシタ、其ノ只今ノ醫學部、法學部ハ、餘程其ノ大學ノ學生トハ違ツテ居リマスデス、餘程低ウ御坐リマス、併シナカラ其ノモノニ就イテハ、先ツ可ナリ一本達ニ其ノ業務ヲ執ルコトモ出來ルコトニハナリマスガ、汎ク大學ノ學生ノ如キ譯ニハ行キマセヌノデス、故ニ大學生ノ次ノモノト云フ位ニお見認メ下サリマシタナラバ、宜カラウト思ヒマス、何故ト申シマスト云フト、此ノ高等中學ノ分科ハ即其ノ高等中學ヲ終リマセヌノデス、大學ニ這入ルニハ高等中學ヲ終ツテ居リマスノデアリマスカラ、先ヅ普通ヲ受クル間ニ就イテ二箇年ノ相違ガアリマスデス本科ニナリマシテハ幾分カ學科ガ缺ケテ居リマセヌケレドモ、矢張少々ツヽ學科が薄イ譯デアリマス、然ウ云フ性質デアリマスカラシテ、大學ノ各分科トハ餘程違イマシテ、矢張丁度其ノ位ナ大學ノ次キ位ナモノガ、矢張入用ト云フコトカラシテ、此ノ分科ヲ置イタ譯デアリマス

杉浦重剛君（百十四番）　只今ノ高等中學ノ續キノコトニ就イテ少シ伺ヒマス、高等中學ノ豫科ト云フモノハ、府縣ノ尋常中學ト同ジ課程ニナツテ居リマス、今高等中學ヲ五ツ置イテ、ソレニ本科並ニ豫科ヲ置クト其ノ高等中學ノアル地方ト云フモノハ、他ノ地方ニ比較シテ餘程都合ノヨイヤウニナツテ居リマス、然ウ致シマスト學生ヲ出シテアル方ガ利益ヲ得テ、他ノ方ガ利益ヲ得ナイト云フコトニナリマスガ、其ノ邊ノ所ハ敢テ差支ナイト云フお見込デアリマスカ其ノ事ヲ伺ヒタイ、ソレカラ其ノ次ニハ一體ニ教員ノ俸給ノコトデスガ、是ハ教員ノ俸給ハ時間ノ少ナイモノハ都合ニ依ツテ俸給ヲ減スルト云フコトガアル然ルニ此ノ大學あたりノ教員ノ俸給額ヲ見ルト云フト、和漢學ノ教員ニハ或ハ官等ニ相當シナイ少イ所ノ俸給モアリマスガ、他ノ所デハ隨分時間ガ少クテモ官等相當ノ給料ヲ給シテアルノガアル、又其時間ガ少イノミナラス生徒ノ數モ極メテ少イ、生徒ガ一人デモ教員ハ矢張同ジヤウニシナケレバナラヌコトデアリマスケレドモ、併シナガラ殆ント……位ノ所ガアル、然ウ云フヤウナ所ニハ大學あたりニ於キマシテハ、大學令ニモアリマス通リ只生徒ニ教ユルバカリデナク、自分ガ學問ノ學理

ヲ研究スル、其ノ學理ノ研究ト云フモノヽ成績上カラ、然ウ云フモノガ勘定ニ這入ツテ……ソコラノ生徒ヲ教授スルト云フバカリデナク、大學ニ於イテハ學理ヲ研究スルト云フコトモ一ツノ原素ニナツテ居リマスカ、ソレガ伺ヒタイ、ソレカラ大學ノ學科中、理學部ノ學科中ニ、近頃簡易講習生ト云フモノヲ置キテ、其ノ簡易講習生ト云フモノハ、詰リ高等師範學校ノ生徒ヲ養成スルト粗ゞ同一ノ目的ヲ以テ養成スルヤウデアリマスガ、是ハ或ハ其ノ教師ノ時間ガ餘リガアルカラ、ソレヲ補フガ爲ニコウ云フモノヲ設ケテ御座イマスノカ、又必要上カラ是非トモサウ云フ教師ヲ養成シナケレバナラヌノデアリマスカ、又モ一ツ伺ヒタイ、ソレカラ此ノ高等師範學校ノ方ニ於テハ、之ニ反シテ時トシテハ、文科ノ方ノ生徒バカリ、時トシテハ理科ノ方ノ生徒バカリ募ルト云フコトニナツテ居リマスガ、大學ノ方デハ……教師ヲ養成スル必要ガアレバ……高等師範學校デ然ウ云フモノヲ養成シタラどうでアラウカ、何カ特別ノ事情ガアツテ高等師範學校ノ……往カヌ理屈ガアリマスカソレヲ承リタイ、ソレ丈ノコトヲ一ツ……

政府委員（文部次官辻新次君）　第一番ノお問ハ或ハ私ノ答ヘマスコトガ、十分ニお問ニ合ヒマセヌカモ知レマセヌガ、大抵然ウ云フコトダラウト思ヒマスカラお答致シマスガ、此ノ高等中學校ノ場所デ御座イマス、どうシテモ自然ト其處ニアル場所ノやつハ、生徒ガ多ウ御座イマス、併シナガラ大抵其部内カラ出テ居リマス、人口ナドニしつかり平均シマシタナラバ、其ノ場所ノモノガ多イデアリマセウガ、どうモ是ハどう云フ場所ニ於キマシテモ、勢免レヌコトカト思フテ居リマス、是ハ表ガアリマスカラ御都合ニ依レバ表ヲ御覽ニ入レマスデアリマセウ、然ウ云フお答デヨカツタカ、若シ不十分デアツタナラバ、最ウ一遍お問ヲ願ヒマス、ソレカラ大學ノ教官ノお問ハ大抵お問ノ如キ譯デ、即中ニハ生徒ノ教授時間ノ少ナイモノガアリマセウト思ヒマス、併シ其ノ多イ人ノ割合ニ俸給ガ低クナイト云フモノガアルカ知レマセヌガ、ソレハ學科ニ依リマシテハどうシテモソレハ研究セヌケレバナリマセヌシ、ソレカラ生徒ヲ受持ツ時間ガ少クテモ、學科ニ依ツテハ矢張出テ居ルコトガ長ク出テ居ラヌケレバナラズ、加之十分ニ調ヲセヌケレバナラヌト云フコトモアリマスカラシテ、是ハ大體ハ丁度お問ニナリマシタヤウナ譯デ、矢張其ノ果シテ教授時間ノ少イノデ給料ノ多イモノガアルナラバ、ソレハ矢張他ニ調ベルコトガアルモノト御覽下サツテ宜シカラウト思ヒマス、ソレカラ此ノ理科大學ノ簡易科デアリマス、是ハ實際必要ヲ感ジマシテ一時置キマシタノデス、御承知モアリマス通リ此ノ何分ニモ其ノ理科ナドノ此ノ教官ハ乏シウ御座イマシテ、文部省ガ二三年教員ノ試驗ヲ施行致シマシタケレドモ、どうモ理科ニ關係シタヤウナ人ハ、何分ニモ乏シキニ就イテ、此ノ一二年ハ實施致シマシテモ、好結果ヲ得マセヌト云フヤウナ譯デ、ソレ故一方デハ昨年デス、昨年ハ夏ノ休中、數學ノ講習會ヲ開クト云フコトモシマシタ、ソレモ一ツノ手順デ、此ノ理科ノ方ノ人ヲどうモ養成センケレバ、獨教育ノミデナクシテ、一體理學思想ノ方ガ何分ニモ乏シイカラ、取敢ズ此ノ教員ニナルモノヲ拵ヘルト云フコトガ大主眼デ御座リマス、然ウシテ御承知デモアリマス通リ、理科大學ノ方ハ一體生徒ガ少ナウ御座リマス少ナイガ、中ニハどうシテモ要ル丈ノ學科ノ教官ヲ置カナケレバナリマセヌ、是等モ別ニ增サズシテ簡易科ヲ置

ガタメニ、幾分カ費用ヲ增シマシタケレドモ、ソレガ爲ニ特別ニ非常ナ費用モ要リマセヌ、是ハ矢張便宜上同ジ文部省ノ部内ノ中デアリマスカラ、便宜ヲ計ツテ大學ニ簡易科ヲ置キマシタノデアリマス、併シ是ハ長ク置クベキモノデハナク今日ノ急務デアリマス、高等師範學校ノ文科理科トハ餘程趣ヲ異ニシテ居リマシテ、勿論教官ニナリマスモノヲ拵ヘルノデハ御坐イマスケレドモ、一方ノヽハ此ノ師範學校デ卒業シマシテ然ウシテ教員ナドヲシタモノヲ呼ブコトデ、是ニハ何箇年ノ間責務ヲ負ハセルト云フ性質ノモノデ、餘程コレトハ異ツテ居リマス、ソレカラ高等師範學校デ生徒ヲ募リマスノハ、大體需用ヲ見テソレト學校ノ幅ヲ見マシテ、出來得ル丈ノ順序デヤツテ居リマス、先ヅ大抵右様ノお答デ宜シカラウカト思ヒマシタガ尚足リマセヌナラバ再ビお問ヲ願ヒマス

高木正年君（百十番）　私ノお問ヒ申シタイノハ文部省所轄ノ地所ノ事デアリマスカ、前ハ農商務ノ所轄デアツタガ、此ノ處分ヲスル時分ニ文部省ニ移ツタト云フ事デアルカラ、此ノ際ニお問ヒ申シマスガ、自分ノお尋ヲスルノハ曾ツテ農商務省ノ所轄デアツタ三田育種場拂下處分ノコトデアル、此ノ事ハ文部省ニ參ツテカラ僅デ拂下ゲタト云フカラ、其ノ間ノ關係ハ甚ダ薄イカモ知レマセヌガ、處分ハ文部省デやツタト云フコトダカラ、お問ヒ申シマスガ、此ノ一万九千八十五坪ノ拂下地ヲ木村莊平ト云フ人ニ五万〇五百七圓二十五錢二厘デ拂下ゲラレタガ、是ハ何故ニ入札ヲ以テ拂下ゲラレナカツタカト云フコトデアル、第二ニハ此ノ坪一坪二圓五十錢若クハ二圓ヲ以テ拂上ゲルレタノハ、如何ナル標準ニ據ラレタモノカヲ伺ヒタイ、元來此ノ疑問ノ起リマシタノハ外テモアリマセヌ、凡ヘテノ官有地ナリ建坪ナリヲ拂下ゲル時分ニハ、公ニ入札法ヲ以テ施行セラルヽコトハ、是マデ明治政府ノ執ラレタル方針デアル、又或場合ニ於テハ入札デナク緣故ノモノ、或ハ其ノ省ノ見込デ定メタ價値ヲ以テ拂下ゲラレタガ、併シコレハ誠ニ少數デ且ツ何レカノ標準ニ據ラレタト云フコトハ明デアル、然ルニ自分ノ疑ハ文部省ガ之ヲ拂下ゲラルヽニ何故ニ入札ヲ以テセザリシカ、之ヲ評價スルニ何故ニ箇様ノ廉價ヲ以テセラレタカト云フコトヲ問フノデアル、ソレデ自分ガ之ヲ以テ廉價デアルト云フノハ、文部省ガ之ヲ拂下ゲラレタノハ實ニ明治十九年十月十九日デアツタガ、一箇月ノ間ニ海軍省ニ買上ゲラルヽ時ハ二圓五十錢デアツタモノガ、是ガ八割程增シテ一坪四圓バカリ、即一万五千四百五十九坪三合八勺ヲ六万千八百三十七圓二十四錢四厘デ買上ゲラレタ、前ニ拂下ノ時ト買上ゲノ時デハ金高デ一万……地所デ四千程ノ相違ガアル故ニ、自分ハ此ノ事ニ就イテハ如何ナル理由デアツタカヲ確メタイト思フノデアリマス

政府委員（文部次官辻新次君）　只今ノお問ニハ一寸お答ハ出來マセヌ此ノ豫算ニ關係シタコトハ隨分取調ベテ參リマシタガ、其ノ事ハ一寸豫算ニ關係ガナイカラ記臆致シマセヌ

高木正年君（百十番）　お調ノ上デ宜シウ御坐リマス

中村榮助君（三十七番）　曩キニ杉浦君ガ說明ヲ求メラレタ引續キデアリマスガ、高等中學校ノ人員表――文部デ直轄ニナツテ居ル總ヘテノ中學ノ人員ノお見セヲ願ヒタイ

政府委員（文部次官辻新次君）　文部省ノ……

中村榮助君（三十七番）　文部省デ直轄ニナツテ居ル人員表デアリマス

政府委員（文部次官辻新次君）　承知致シマシタ

青木匡君（百二番）　私ハ第二款ノ第三項女子高等師範學校ノコトニ就イテ問フノデアリマスガ、是ハ元ト女子高等師範學校ト云フモノガ獨立シテアツタノヲ、文部省ガ之ヲ廢シテ高等師範學校ニ合セテ、其高等師範學校ノ中ヘ女子部ヲ置カレタノデアツタガ、其ノ後又女子部ヲ割イテ獨立ノ女子高等師範學校トシテ、舊ノ如ク復サシタノハ種々ノ入組ンダ事情ガアラウト思フ、即女子部ヲ高等師範學校ニ置イテ、之ヲ管轄スルニハあゝ云フ不都合ガアルトカ、斯ウ云フ不都合ガアルトカ云フ事ガアラフト思フ、其ノ事情ヲ私ハ承ツテ置キタイ、ソレカラ最ウ一ツハ今迄女子高等師範學校ヲ卒業シタ所ノ生徒ハ凡幾名アルカ、其ノ卒業シタル生徒ト云フモノハ各地ノ女學校カラノ需用ニ依ツテ、ソレ〳〵訓導ト云フカ教員ト云フカ其ノ方ニ雇ハレテ居ツテ、卒業ノ後職業ナクシテ遊ンデ居ルノガアルモノカ無イノカ、此ノ事ハ餘程女子高等師範學校ノ存廢ニ關係アルコトヽ思フカラ、其ノ事ノ說明ヲ願ヒマス

政府委員（文部次官辻新次君）　最初東京師範學校ト申シマシタ時分ニ矢張男女別ツテ居リマシタ、（東京師範學校、東京女子師範學校ト）ソレハ丁度十九年カ……十九年カト思ヒマスガ、……其ノ時ハ違ツタカハ知レマセヌカ慥カ十九年カ二十年デス、……ウ――いや十八年カ十九年……

青木匡君（百二番）　時ノコトハ宜シウ御座イマス

政府委員（文部次官辻新次君）　……デ此ノ男女ヲ一ツニシマシタ、一體此ノ男女ヲ別々ニシマシタト云フコトハ……或ハ一ツニスル方ガ便利デナイカト云フコトハ、種々ニむつかシイ問題デアリマスガ一體女子ノ氣性ハ……氣風ト申シマスカ如何ニモ柔弱ノ風モアルカラシテ、色々教育ノ上カラ一ツニスルガ……却ツテ之ヲ一ツニシテ管理シタナンラバ、大ニ好結果ガアラウト云フナコトヲ見込ンデ實ハ一ツニシマシタデス、所ガ一ツニシマシテ段々やツテ見マシタ所ガ、却ツテ一ツニナリマシテ後ノ方ガどうモ結果ガ宜シクナイト云フノハ、一體男女違ツテ居リマシ、其ノ性質ノ違ツテ居ルコトハ申迄モナイ、特ニ其ノ時分カラ一體ニ體操ハ男女共ニアリマシタケレドモ、其ノ時カラ兵式體操ヲ入レルコトニナリマシタ、寄宿ノ取締ノコトカラシテ兵式ヲ用ユルやうニナツテ、前日男女ノ異ツテ居ル時ヨリモ、一層男女ヲ一ツニスルコトガ出來ヌト云フ、色々ノ現象ガ起ツテ來マシタ、又經費ノ上カラシテモどうモ大變ノ相違ガナイト云フコトヲ見マシテ、終ニ男女ヲ別ニスルコトガ、其ノ宜シキヲ得ルト云フコトカラシテ別ニ致シマシタ、矢張本日ノ所デハ男女ノ教育ハ一ツニスル方ガ、却ツテ宜シクナカヲウト云フコトカラシテ別ニ致シマシタ、ソレカラ女子師範生徒ノ卒業生ハ、是迄たしか五十二人、其ノ中四十九人ハ皆此ノ教育ノコトニ從事シテ居リマス、……五十二人ノ中四十九人ハ教育ニ從事シテ居リマスデ、現在ノ所ハ是ハ餘程一體都合宜ク參ツテ居ラウカト思ヒマス

豐田文三郎君（八十番）　此ノ高等中學校ノ經費ハ、半ハ國庫カラ支辨シ、半ハ地方稅カラ支辨スルト云フコトガ、今尚現存シテ居ルト考ヘマスガ、果シテ現存シテ居ルナラバ、どう云フ場合ニ地方ニ賦課スルお考デアルカ之ヲお尋ネ申シマス

政府委員（文部次官辻新次君）　高等中學校ノ經費ハ國庫ヨリ支辨スルト、最ウ一ツハ矢張國庫ト其ノ府縣ノ地方稅ヨリ支辨スル、

此ノ二ツノ道ガアリマス、ソレデ一體國庫デ爲シ得ル場合ガ出來得ル丈ハ、國庫デやらウト云フコトノ標準ヲ執ツテ居リマス、一時又地方ト半分持合ニ致シマシタケレドモ、なか〳〵そいつヲ議シタリ、ソレヲスルコトノ費用ガカヽリマスシ、一體ニ數府縣連帶シテやルコトノ制度モ充分ニ整フテ居リマセヌシ、却ツテソレヲ取ル爲ニ費用ヲ增シマシタリシマスルシ、又文部省ノ經費ノ中デ、とうナリ支辨シテ行クコトガ出來ルト云フ見込ヲ立テマシタカラ、即國庫デ支辨スル事ヲ執ツテ居リマス

豐田文三郎君（八十番）　然ウシマスルト政府ハ尙將來ニ向ツテ、時ニ依レバ尙高等中學校ノ費用ノ幾分ヲ、地方ヨリ徵收スル必要ガアルト云フノデアリマスカ

政府委員（文部次官辻新次君）　ソレハナイトモ斷言ハ出來マスマイト思イマス、併シ今日ノ場合デ然ウ云フコトヲ執ルカト云ヘバ、執ラナイト云フガ、然ウ云フコトハ不用カト云フコトハ斷定出來マセヌ

工藤行幹君（百八十一番）　本員ノお尋シタイコトハ先達豫算委員會ノ場合ニ於テ承リマシタケレドモ、火災ノタメソレヲ失ヒマシタガ、即第一高等中學校ヨリ第五高等中學校迄ノ各生徒ノ數、例ヘバ一年生ハ何程、二年生ハ何程、又本科ハ何程、又豫備生ハ何程ト云フヤウニ、第一ヨリ第五迄ノ所ヲ年期ニ分ケタル生徒ノ數、各府縣ノ……數丈デ宜シウ御坐リマスカラ、高等師範學校ノ所ヲ今一應……只今ニハ限リマセヌ、明日デモ明後日デモ宜シウ御坐リマスカラ、今一應政府委員ヨリどうゾお取出シニナランコトヲ希望致シマス、最ウ一ツ續イテ政府委員ニ說明ヲ請ヒマスノハ、鹿兒島山口ノ如キ中學校ハ國庫カラ金ヲ出サンノデアル、是ハ何ノ必要ガアツテ金ヲ出サヌデアリナガラ、文部省デ之ヲ管轄セヌケレバナラヌ必要ガアリマスカ、其ノ必要ガ誠ニどうモ解シ難イ所デアリマスカラ、其必要ノ譯トソレカラ最ウ一ツハ、中學校ノ費用ヲ只今質問モアリマシタデ御坐リマスケレドモ、尙一歩ヲ進メお尋ネ申シタイハ、全ク地方稅ト國庫ノ金デアルノヲ、畢竟本員等ノ聞ク所ニ依レバ地方稅ノ方デハ度々之ヲ減ジタリ、或ハ金ヲ出サヌダリシテ餘程困難スル所カラ止ムヲ得ズ國庫ノ支辨ニ之ヲ繰替ヘタヤウニ承ツテ居リマスガ、只今ノ御答辯ニ依ルト、或ハ入費ガ掛ルカラトカ、何ントカ云フ所ヲ言ヒマスケレドモ、本員ノ考フル所デハ、一向ニ入費ハ掛ラヌト思ヒマス、何ントナレバ是ハ地方稅ノ一部分デ、左程費用ハ要サヌ、只費用ヲ要スルノハ聯合ノ會ニ止マルト思ヒマス、然ルニ度々之ヲ國庫ニ移シタノハ、畢竟金ガ出來ヌカラ止ムヲ得ズ國庫ニ移シタノデ御座リマスカ、果シテ然ウデアリマスカ、或ハ他ニ關係デモアリマスカ

政府委員（文部次官辻新次君）　只今ノお答ハ直グニ致シマセウガ、決シテ當時地方費ニ依ランナラヌト云フ事實デ御坐リマセヌ、是ハちやんト金額ヲ當ガツテ取ルコトニナツテ居リマスカラシテ、其ノ方ノ憂ハ少シモ御坐イマセヌノデス、何故ナレバソレハ矢張規則デ極メテアリマス、ソレ丈ハどうデモこうデモ殆ント府縣ハ出スコトヲ議スダケト云フ迄ニ至ツテ居リマスカラ、其ノ事實ハ御坐イマセナンダ、ソレカラ最ウ一ツノハ、今ノお需メニ直ニ應ズルコトノ出來ルノハ、本科ハ何人、豫科ガ何人、ソレハちやんと出來テ居リマス、ソレカラ何處ノ縣カラ何人出テ居ルト云フコトモ分ツテ居

リマス、只各級デス、各級ニナリマスレバ一寸調ベガ……大抵出來テ居ラウト思ヒマスガ、其ノ調ベマデニナリマスト、少シ時日ガ掛ラウカモ知レマセヌガ、今迄ノ調ベハ此處ニモ持ツテ居リマスカラ、寫シテ直クニ上ゲヤウト思フテ居リマス

立石岐君（百二十六番）　此ノ中學校ノ……

工藤行幹君（百八十一番）　本員ガ後デ質問シタ鹿兒島中學校ノ事ハ……

政府委員（文部次官辻新次君）　あゝ落シマシタ、御承知モアリマス通リ、此ノ大學ト云イ、ソレカラ殆ト大學ニ亞クやつは高等中學デス、ソレデ高等中學ノ十九年ノ事業デス、之ヲ完全シマスノニハ、丁度其ノ生徒モ少年……極血氣ノ盛ンナ年ノ者ガ這入ルモノデアリマス、ソレカラ教育モ是ハ餘程大事デ、一歩誤ツテハナラヌ、深ク注意セヌケレバナラヌ場合デアリマス、又是ハ地方ニアルト云フト、ソレニ向フ教官ノヤウナモノモソレ相應ノ才幹ガナケレバナリマセヌ、彼此コノ高等中學位ノモノデアルナレバ、文部省ガ直接ニ之ヲ管理センケレバ充分デナカラウ、高等中學ト云フモノハ文部省ガ管理スルコトニ今日ノ處デハ極マツテ居リマス、故ニ殷令國庫カラ金ハ出シマセヌデモ、其ノ高等中學ト云フ教育ハ、必ズ只一二ノ人ノ管理デハ所詮充分ニやレマイト、斯ウ云フ事カラ來マシタノデス、詰リ云フト高等中學ノ教育ト云フモノハ、文部省ガ直接ニ關係シテやルノガ好結果ヲ得ヤウト云フ事カラ、即文部省ガ管理シテ居ル譯デアリマス

立入奇一君（百七十四番）　本員モ二三點承リタイノハ、矢張第二款ノ大學校ノ內ニ就イテ各學校ノコトヲ承リタイガ、只此ノ學校ノコトニ就イテ一應承リタイト云フノハ大學校其ノ他ノ專門學校デアリマスガ、ソレ〳〵悉此ノ東京府下ニ設立シナケレバナラヌト云フノハ、一ツハ何カ利益ノ點トカ、又全國ノ都下ニ集メナケレハナラヌト云フ樣ナ事實ガアツテ、例ヘバ商業學校デアレ、工業學校デアレ、美術學校デアレ、皆ナ此ノ邊ノ目的デアルノデアラウカト云フコトヲ一ツお尋ネ致シタイ、斯ノ如キお問ヲ起シタ理由ハ何カト云フニ、例ヘバ高等中學校ノ如キハ各府縣ニ配置ニナツテ居リマス、仄ニ承ルト東京ニ全國ノ生徒ヲ多ク集メルハ、幾分カ其ノ邊ノ上ニ就キマシテ年ノ往カサル內ニ都下ニ出マシテモ、未ダ性質ノ確ナラザル以上ハ、輕薄ノ習慣ガ附クト云フ所カラ深ク慮モアツテ、成丈東京府下ニ生徒ノ集マラヌ樣ニト云フ考ヲ以ツテ、斯ノ如ク全國ニ高等中學校ヲ置キ配ラレタ樣ニ承ツテ居リマスカ、然ウ云フ所カラ實ハ其ノ東京府下ニ專學門校ヲ置カナケレバナラヌト云フノハ、何カ理由ガアルノデアリマセウカト云フ疑ヲ起シマシテお尋ヲ致シマス、ソレカラ尙學校ノ新築ノコトニ就イテ承リタイハ他デモナイガ、既ニ工部大學校デアリマスガ種々變革モアルデアリマセウガ、此ノ工部大學校モ今日ノ場所ニ移ラレタト云フノハ、何ニカ矢張大學ノ部內ニソレ〳〵各專門大學校ヲ建築サレタハ便宜上ノ爲ニ移サレタ譯デ御坐リマセウカ、何カソレニ理由ガアツテデアリマセウカ、私共ノ素人考ニハ斯ノ如ク大學校ノ立派ナ建築ガアリナガラ、殊更移サナケレバナラヌト云フ理由ハどう云フコトカラ起ツタカ、沿革ヲ詳シク知リマセヌガ唯然ウ云フ感情ヲ起シマシタ、起シマスガ尙一緒ニ集メナケレバナラヌト云フハ便宜上ガアル譯デアリマスカ、例ヘバ今日臨時部ノ第一款ニアル所ノ高等商業學校ト云フ

様ナモノモ、或ハ其ノ大學ノ部ノ内ニ新築ニナル方ガ、取締上トカ其ノ他ニ便宜デアリマセウカ、然ルニ場所ハ獨立シテ殊更臨時部ノ方デ新築ニナルト云フ様ナコトガアルガ、どう云フ譯デ箇様ナコトニナルノデアラウカ、箇様ナ疑ヲ起シマシタ、是ニハ定メテ種々ノ……唯私共ハ外形上ノコトヲノミ目ヲ著ケテ考ヘルノデアルカラ、斯ノ如キ疑ガ起ルノデアリマセウガ、本省ノ目的ト云フモノハどう云フ譯デ箇様ナ事ニナツタノデアリマセウカ、ソレヲ概略承リタイ、尚高等中學校ノ事ニ連レテ居リマスカラ今一應承リマスガ、今日全國各府縣中學校ノ興廢ノ模様ハどう云フモノデアリマセウカ、昨年ノ通常府縣會ニ於キマシテ或ハ廢シタ校モアリ、又ハ更ニ興ス場所ガどう云フ矩合ニナツテ居リマスカ、其ノ邊ヲ參考ノ爲ニ承ツテ置キタウ御坐リマス

政府委員（文部次官辻新次君）　此ノ學校ノ場所ノコトニ就キマシテハ、段々沿革上カラシテ……大學ノ興リマシタノモ、舊幕ガ醫學所、昌平校、開成學校抔ト云フモノヲ拵ヘ置キマシテ、ソレガ段々變化シマシタノダラウト思ヒマス、最初大學ヲ置ク時ニモ詰リ此ノ東京ハ大政府モアリマスシ一體便利……ソレカラ隨分此ノ大學ノ如キモノハ大切ノモノデアリマスカラ、餘程文部省ノ出來ヌ前カラ、直接ニ政府ニ於テやツテ參ラナケレバ、充分デナカラウ、一時鴻ノ臺ヘ移スト云フ様ナコトモアリマシタケレドモ、却ツテソレデハ餘程費用抔ニモ關係シマスシ、ソレカラ勿論大學ハ一ツデ止ラヌ以上ハ他ニモ若シ置クコトニナレバ、どノ場所ニ置クカ知リマセヌガ、日本デ一ツ置クナレバ東京ニ置クノガ便利ト云フコトダラウト思ヒマス、ソレカラ商業學校、工業學校モ然ウ云フ様ナ成立カラ興ツテ來マシタ、先刻ノお問ノ通リ少年子弟ハ、成丈然ウ都下ニ住マヌコトヲ勉メル譯デアリマセウケレドモ、又學校ノ都合ニ依ツテハ其ノ方ニハ利益ガアリマシテモ、教育上ニ取ツテ大變ノ不利ガアル様ナコトデ東京ニ置クコトニナリマシタノデス、併シ高等中學抔ヲ置ク時ニハ餘程時勢モ變ツテ來マスシ、殊ニ高等中學ト云フモノハ一ツノ專門デ御坐リマセヌカラ、矢張リ地方ニモ置キ易ク、中ニハ工業學校抔ニモなか〳〵東京ヲ離レバ、あれ丈ノ裝置ハどうカト思ヒマス、今日ノ有様デハ商業學校モ然ウダラウト思ヒマス、尤大阪抔デ言ヘバ然ウ往カヌコトハ、アリマスマイガ、前カラノ沿革ガアリマシテ置イタコトダラウト思ヒマス、ソレカラ此ノ工科大學ヲ所謂今日ノ大學ノ在ル所ノ本郷ニ移シマシタコトハ是ハ餘程便利デ、詰リ平日ノ經費モソレガタメニ餘程減ラスコトモ出來マセウシ、ソレカラ教官ノヤウナモノモ兼ネラレマスシ、又器械抔モ中ニハ餘程外ノ大學ト相待ツテやルヤウナコトモアリマシヤウ、シテ是ハ一ツニナリマシタ方ガ生徒ヲ教授スル上、研究スル上且費用ノ上ニモ、餘程都合ガ宜シイコトト見込ミマシタ、ソレカラ府縣ノ學校ノ有様ハ、餘リ一二年ニハ大キナ變動ハアリマセヌ、大變ニ學校ガ變ルトカ新規ニ出來ルトカ云フコトハアリマセヌ、二三年ノ處ハ大ナル變化ハナイト御答ヘシテ宜シイト思ヒマス、ソレカラ以前農業學校トカ云フ實業學校ガアリマシタガ、然ウ云ウモノモ近年ハ減リマシタ、又尋常中學校ナルモノハよそうト云フモノハアリマセヌシ、又別ニ澤山新規ニモ出來マセヌ、先ツ近年ハ餘リ大イナル變化ハ無イトお答ヘシテ宜シイト思ヒマス

立石岐君（百二十六番）　此ノ特別會計ノ大學校ヲ始メ、高等中

學校ニ至ル迄資金歳入歳出ト云フモノガアリマス、是ハ毎年アルモノデアルト思ヒマス、此ノ臨時歳出ノ方デ維持資金支出ト、財産購入トアリマス、此財産購入ト云フモノハ、年々增シテ行クコトデアラウト考ヘマス、此ノ財産購入ト云フモノハ、或ハ公債證書トカ株金トカ、又ハ地所ノ様ナモノヲ買入ルノデアリマスカ、是迄ニモ財産ト云フモノガ出來テアラウト思ヒマスガ、此ノ總高ハドノ位出來テ居リマスカ、之ヲ承リタイト思ヒマス

政府委員（文部次官辻新次君）　財産ハ餘程出來テ居ル所モアリマス、諸學校ノ分デ現金ガ十三万五千九百九十六圓餘アリマス、ソレカラシテ整理公債證書ガ六万八千八百五十圓餘アリマス、鐵道公債證書モアリマス、是ガ千二百圓位デス、合計ガ二十三万五千二十圓餘デ御坐イマス、□ラズデ二十四万七千五百餘圓丈ニナツテ居リマス

立石岐君（百二十六番）　山口高等中學校ト鹿兒島高等中學校ガ、此ノ國庫カラ出マス所ノ支出ハナイヤウデアリマスガ、是ハ矢張資金ノ利子カ何カデやツテ居ルノデアリマスカ、又實際地方ノ負擔ニナツテ居ルノデアリマスカ

政府委員（文部次官辻新次君）　是ハ皆寄附金デアリマス、鹿兒嶋造士請モ山口高等中學校モ、地方税デハナイノデ、一個人ノ寄附金カラ成立ツテアリマス

立石岐君（百二十六番）　寄附金丈デアリマスカ、又利子抔モアリマスカ

政府委員（文部次官辻新次君）　寄附金デやリ、又矢張資本モアリマシテ、其ノ利子モアリマス

立石岐君（百二十六番）　其ノ資本ハドノ位カ分ツテ居リマスカ

政府委員（文部次官辻新次君）　分ツテアリマスガ、只今ハ此處ニアリマセヌ

濱野昇君（八十七番）　第一高等中學校デアリマスガ、醫學部ト云フモノヲ千葉ニ置イタト云フノハドウ云フ譯デアリマスカ、ソレカラ醫學部ノ學生ノ臨床患者ト云フモノハドノ位アリマスカ、一箇年ノ學事ニ最必要ナル解剖ト云フヤウナ材料ガ御坐リマスカ、其ノ邊ノ事ニ就キマシテ御調ベヲ願ヒマス、ソレカラ第一高等中學校醫學部ニアリマス各縣ノ生徒ノ割合ハドノ位デアリマスカ、今政府委員ハ總テ東京ノ方ガ便利ト云フ事ヲ云ハレタニ、故ラニ醫學部ヲ千葉ニ持ツテ行ツテ置イタノハ、どう云フ見込デ置イタノカ此ノ事ヲ伺ヒタイ

政府委員（文部次官辻新次君）　先ヅ第一高等中學ノ醫學部ヲ千葉ニ置イタコトヲお答ヘシマス、是ハ何事モ裝置ノアリマス處ヲ見テ、ソレヲ擴充シテ行クコトハ一體ノ都合ガ宜シウ御坐イマス、此ノ近邊デハ千葉ノ醫學校ガ宜シイノデ略ホ器械モアリマスシ、此ノ第一地方デハずツト遠ク行クト名古屋抔モ餘程宜シウ御坐イマスガ、此ノ部内デハ千葉ガ宜シウ御坐イマス、殊ニ千葉ハ餘程あすこニ醫學校ヲ保ツダケノ用意ヲ致シマシタ、總ヘテ創業費ヲ出スト云フ様ナコトデアリマシタ、デアリマスカラ一體此ノ近邊デハ千葉ニ置イタ方ガ宜シイ、ソレカラ病人モ可ナリ多クアリマシテ、前ノ目的通リ都合ヨクナツテ居ラウト思ヒマス

濱野昇君（八十七番）　病人ガ可ナリ多クデハ往カナイノデアリマス、どノ位デアリマスカ

政府委員（文部次官辻新次君）　ソレハ直クお話スレバ分リマス

濱野昇君（八十七番）　どれ丈ノモノデアリマスカ、四年學科ノ中一年臨床科ヲ置ク、此ノ臨床講義ヲ聽イテ醫若ガ出來ルカどうカ、取調ベテアリマスレバソレダケヲ……

政府委員（文部次官辻新次君）　ソレハすツカリ出來ル樣ニナツテ居リマス

濱野昇君（八十七番）　ソレカラ裁判醫學抔ヲやツテ居リマスカ、是ハ千葉デやツタコトガアリマスカ、其ノ事ヲ併セテ承ツテ置キマス

政府委員（文部次官辻新次君）　是レハ解剖ノ數トカ、今ノ一年ノ間ニどノ位ノ患者ノ數ヲ持ツカト云フノハ、數デアリマスカラ書イテ上ゲタ方ガ宜シイト思ヒマス

奈須川光實君（百五十一番）　第二款ノ高等中學ノ事ニ就イテ……先ヅ此ノ高等中學ヲ各地ニ設ケルト云フニ當リ、莫大ナ寄附金ヲ政府ハ爲サシメタト云フガ、其ノ代リトシテ高等中學校所在地ニハ尋常中學校ヲ設ケテ、高等中學校ノ豫科ト云フ樣ナモノヲ設ケテ、尋常中學ト云フ樣ナ生徒ヲ養ツテ居ルト云フコトデアリマス、最ウ一ツハ豫科ト云フモノハ尋常中學ト同科程デアルモノカ、是等モ元設ケルニ於テ必要ノナイ樣ナモノデアリマス、然ルニ尚ソレヨリ一層卑イ補充科ヲ置イテ、然ウシテ生徒ヲ補充シテ居ルノハ何等ノ必要カラ起ツタモノデアリマスカ、詰リヲ云フト補充科ハ尋常中學科以下ノモノト云フ感情ヲ起シマスソレハどう云フ理由ガアツテ、どう云フ必要カラ起ツタモノデアリマスカ承リタイ

政府委員（文部次官辻新次君）　高等中學ヲ建テルト云フノハ、凡場所ヲ指定シマシテ然ウシテ其處ノ土地ノ希望ヲ採ツテ獻金サセマシタ、ソレハ創業費ニ、併シナガラソレヲ以テ尋常中學ヲ拵ヘルト云フノハ然ウ云フ事實デハアリマセヌ、尋常中學ハ決シテ各府縣ガ拵ヘナケレバナラヌト云フコトニハナツテ居リマセヌ、各府縣ガ拵ヘ得ルダケデ勢高等中學抔ガ出來マシテ、高等中學ハ一體ノ組立ハ、高等中學ノ本科ガ二年、豫科ガ三年、其ノ豫科ハ尋常中學校ノ五年ノ上、三年ノ分ニ當リマスノデス、ソレデ此ノ豫科ハマダ中々今日ノ處デハ矢張ナケレバナルマイト思ツテ居リマス、ソレカラ然ウ云フ譯デアリマスカラシテ、詰リ云フ尋常中學ノ二年丈ノモノヽ用意ガ出來マスレバ、まあ其處ノ土地ノ人ハ結構便ヲ得タル譯デアリマス、其ノ二年位ノモノハ又高等中學ガアル位ノ場所デ、教官モアリマスシ、總テノモノガ例ヘバ熊本ニ致シマセウ、仙臺ニ致シマセウ、尋常ノ場所デアリマセヌカラ、又中ニハ私立學校ノ宜シイモノモアリマセウシ、是ハ便宜上カラ置カナイノデ、獻金ヲシナイカラ置カナイト云フノジヤナイノデス、大抵ソレハ足リ樣ト云フノデス、熊本ノ如キハ矢張私立學校ガアリマス、又宮城抔ニモ然ウ云フ樣ナコトデ、外ニ道モアラウ、ソレカラ金澤アタリニモ現ニ尋常中學校ガアリマス、他府縣ニハ御坐イマセヌガ……ソレカラ今日ノ場合デ、此ノ豫算ノ外ニ補充科カアリマス、是ハ丁度此ノ高等中學ヲ起シタ際ニハ、何分ニモ創業ノ始デアリマシテ、然ウ上ノ生徒許リガ餘計來ルト云フ譯ニ行キマセヌ、故ニ便宜上デ置キマシタ譯デ、是ハ決シテ置クベキ品デハ御坐リマセヌ、ソレ故ニ只今マデモ此ノ補充科ハ矢張一年丈ノ等級ガ……どふシテモ補充科ニ入レニヤナラヌト云フコトヲ能ク詮議シテ然ウシテ一年科ニ便宜を與ヘテ置イタ

ルコトデアリマス、所ガ幸ナルカナ本年カラハ各高等中學トモ……尤昨年マデモ外ノ學校ハ出來テ居リマシタガ、第二モ第五モ當年カラハ本科ガ出來マシタ、所謂高等中學ノ本科ト云フモノガ當年七月カラ揃ツテ參リマシタ、然ラバ最ウ此ノ補充科ノ樣ナモノハ追々要ラヌコトニナリマセウト思ヒマス、補充科ガ全ク便宜上デ此ノ創業ノ際デ、どうシテモ置カニヤナラヌ譯デ置イタノデアリマス、是ハ始終置クベキモノデハナイノデス、豫科ハ矢張當分ナケレバナリマスマイト思ヒマス

菅了法君（六十一番）　先刻木暮武太夫君カラお問ヒガ御坐リマシテ、又お答ガ御坐リマシタ、此ノ高等中學校ノ事ニ就イテ、其ノお答ヲ尚一層進メテ御說明ヲ請ヒタイト思ヒマス、高等中學校ニ段々專門ノ學科ガ置イテアル、法學ダノ、工學ダノ、醫學ダノ置イテアルガ、是ハどう云フモノデアルカ、大學ノ豫備デアレバソレニ及バナイモノデアラウト云フお尋デアリマシタレバ、お答ハ高等中學ト云フハ大學ノ豫備ノ爲ノミデナイ、即此ノ實業生ヲ育テネバナラヌト云フ必要ガアルニ依ツテ立テタモノデアル、是丈ノ御說明デ御坐リマシタガ、其ノ必要ガアルト云フノハ、どう云フ必要デ御坐リマスルカ、例ヘハ此ノ法學ノコトデアレバ、司法省ニ於テ監督シテ居ル民間ノ法學校モアリ、既ニ之ニハ補助金モ與ヘテアルト云フコトガ一方ニアリ、又ハ工學デアレバ既ニ工業學校モアル、既ニ醫學ノコトナレバ、內務省ニ於テ年年試驗ヲシテ、民間ニ於テ修業ヲシタ醫學生ヲ試驗シテ、之ニ及第スル者モ年年數百名アル所、此ノ上ニモ文部省ニ於テ高等中學ヲ建テヽ、ソレラノ學生ヲ仕立ネバナラヌト云フ必要ハ、今ノ民間ノ學校デ育テヽアル學生ガ、尙此ノ數ガ足リナイノデアルカ、又ハ學科ガ恐ロシク低ウテ、どうモ氣ニ喰ナイト云フノデアルカ、どう云フ必要ガアツテ、果シテ此ノ高等中學校ト云フモノガ、法學工學其他ノ專門學ヲ教ヘネバナラヌト云フ譯ニナツテ居リマスカ、其處ヲ最ウ一層明瞭ニ御說明ヲ願ヒマス

政府委員（文部次官辻新次君）　高等中學ノコトハ極簡單ニお話シマシタカラ、少シ混雜致シマシタロウガ、高等中學ハ今ノ實業ニ就クモノト及高等ノ學校即大學ナレバ大學ニ這入ル者ヲ拵ヘルノガ即高等中學デス、ソレデソレハ同時ニ行ク譯ナンデス、最ウ一ツ外ノ高等中學校ニハ、法科ナリ、工科ナリ、醫科ナリ置クコトニナツテ參リマスノデス、是ハ大學ヘ行クモノトハまるデ緣ガ違フノデアリマス、大學ニ行キマスノト實業ニ就クモノトハ、尋常中學ガ五年デアリマス、其五年ヲ仕舞ツテ尙二年やリマシテ、然ウシテ高イ學校ヘ行クやつト、行カヌやつトアリマスガ、今ノ法科ダノ、醫科ダノハ、其ノ上ノ二年ハやリマセヌ、丁度尋常中學校ヲ終ツタ所デ、直クニ專門ニ行クノデアリマスカラ、是ハ試驗ヲ受ケテ大學ニ行ケヌト云フ譯デハアリマセヌガ、先ヅ大學ニ行クベキモノデハナイノデス、其處ダケヲ仕上ゲテ仕舞フノデアリマスカラ、ソレデ當リ前ノ高等中學ハ其ノ分科ヲ置カナケレバ、高等中學ハ尋常中學ヲ終ツテ二年やリマシテ、其ノ二年やルノハ別ニ區別ガナイノデ、實業ニ就ク者ト大學ニ入ル者トヲ一緒ニ育テ上ケルノデアリマス、其ノ外ニ高等中學ニハ別ニ分科ヲ置クモノト、斯ウ御覽ニナレバ能ク分リマセウト思ヒマス、ソレガ今ノ醫科ダノ、工科ダノデス、ソレデ其ノ醫科ヲ置カナケレバナラヌト云フコトハ、凡ソ矢張醫師ノ數抔ヲ見マシテ、どうシテモソレ丈ノ用意ヲシナケレバナラヌト云フノ

ハ、一體此ノ醫學校ハ各府縣ニアツタ位ノ有樣デアツタデス、所ガ餘程費用モ上リマスシ、且小サナ部分デハ充分ナコトガ出來マセス、ソレデ段々世ガ進ムニ從ツテ、醫學ノヤウナモノモ進ンデ行カナケレバナリマセヌ、殊ニどノ專門ヲやリマスニモ、一ト通リノ普通教育ヲ與ヘテ、然ル後專門ノ學問ヲシナイト、完全シタト云フ譯ニ行キマセヌカラ、斯フ云フ者ヲ拵ヘナケレバナラヌ、大學ヘ行クモノハ、今お話シタ通リ尋常中學ヲ終リテカラ、高等中學ヲ二年やツテ、ソレカラ又四年掛リマス、大變然ウ云フ者トハ違ヒマス、又ソレダケノモノデ、今日ノ醫師ヲ例令バ試驗デ及第スル者ガアリマシテモ、充分ニ充タスコトハ出來マセヌ、醫科ノミナラズ今お話シタ通リ、普通教育ヲシタ上、尙專門ノ醫學ヲシタ者ガ、大學ニアラズ、又低イモノニアラズ、中等ノ醫師ヲ拵ラヘナケレバ、衞生上差支ガ起ラウト斯フ云フコトデ醫學部ヲ置キマシタ、其ノ醫學部ヲ置イタトキニハ、丁度各府縣ノ分ハ無クナリマシタ、ソレ故ニ府縣デやツテ居ル程ノ人數ニハ行キマセヌノデス、ソレカラ法學部ヲ置キマシタノモ、段々司法官其ノ他代言人ノ樣ナモノガ矢張大學ノ數丈デハ應ジキレヌデス、是モ今お話シ申ス通リ亦高イ所ガ要リ又矢張普通教育ヲシタ上ニ法學ヲシタモノガ必要デアルノデ、然ウ云フモノヲ置キマシタノデ又私立學校モアリマスガ、ソレ丈デハ未ダ充分ニ人數モ足リマセヌカラ斯フ云フコトデ必要上カラシテ、京都ニ置クコトニナツタノデス、ケレドモ各高等中學ニ是非分科ヲ置カナケレバナラヌト云フノデナイノデス、置キ得ル丈デスカラ必要ヲ見タ場合ニハ、外ニモ置ク場合ガアルカモ知レマセヌ、又有ルモノヲ減ラス場合モアルカ知レマセヌガ、今日ノ所デハ、先ツ此ノ關西地方ナドニ一箇所拵ヘナケレバ、充分ニ其ノ需用ヲ充タスコトハ出來マセヌ見込デアリマス

加藤六藏君（二百四十七番）　私モ一ツ伺ヒタイ第一款第七項デアリマス……（以下聽取スル能ハス）

政府委員（文部次官辻新次君）　何處デスカ

加藤六藏君（二百四十七番）　文部省所管ノ萬國測地學協會費デス

政府委員（文部次官辻新次君）　今一應

加藤六藏君（二百四十七番）　此ノ協會ニ加盟シタコトニ就イテお尋ネ致シマス、即其ノ協會ト云フモノヽ成立ノ大意ヲ承ハリタイ、然ウシテ六百圓ト云フモノハ、何年頃ヨリ此ノ會ニ出シテ居リマスカ、然ウシテ將來何時迄年々出スノデアリマスカ、之ヲ承ハリタイ、其ノ次ハ第二款ノ第十二項ノ東京音樂學校デアリマスガ、今日隨分地方ト云フモノハ負擔ノ重キニ苦シミ生活ニ困難スルモノガ多イ、然ルニ音樂學校等ニ一万二千圓モ使フノハ何ノ爲デアリマスカ、加之昨年ヨリハ二千四百圓モ增シタト云フノハどう云フ譯合カ、其ノ必要ノあらましヲ承ハリタイ、然ウシテ此ノ音樂學校ノ生徒ノ數ト云フモノハ、幾許デアルカ序ニ承リタイ、且此ノ生徒ト云フモノハ、或ハ如何ナル人デアルカ、其ノ人ニ取テハ必要ガアルカモ知レナイガ、音樂學校ノ生徒ハ、どこノ縣カラ多ク出テ居ルカ、或ハ東京ノ人……どこノ府縣カラ出テ居ルカト云フコトヲ承リタイ、今一ツ序ニ願ヒタイハ、臨時費ノ方ノ獨逸學會ノ項デ御坐リマスガ、獨逸協會學校ノ補助ト云フハ、是ハ當年ハ御坐リマセヌガ、明治廿三年ニ於テハ七千圓ト云フモノヲ補助シテアルト云フコトガ

アルガ、當年ハナイカラシテ如何ニモ不必要ナ質問ノヤウデアリマスガ、此ノ獨逸協會學校ニ付キマシテ司法省デ明治廿三年ニ貳万圓ト云フモノヲ補助シテ居リマス、然ウシテ當年ハ大分……カラシテやラナクテモ好イト云フコトデ御坐リマスガ、明治二十三年ヲ見レバ、司法省デ二万圓、文部省デ七千圓ト云フモノヽ補助ヲ受ケテ居ルカラ、合シテ二万七千圓、之ヲ月割ニシテ見ルト一箇月二千餘圓ニナリマス、二千餘圓ヲ以テ一人ニ付一圓ノ授業料ヲ取ルト見マスレバ、二千人ノ生徒ト云フモノガ、其ノ學校ニ保險附ノ生徒ガアルト同ジコトデアリマスカラ、箇様ナコトノアツタ以上ハ、一寸質問セネバナリマセヌ、誰デモ箇様ナ有様ナレバやリサウナ話デ御坐リマス、充分一己ノ學者ガ骨ヲ折ツテソレヲやツテモ、中々生徒ノ出來ルモノデハナイ、假令バ例ヲ擧ゲルモ如何カハ知リマセヌガ、慶應義塾トカ同人社トカ云フモノハ、即二十年モ三十年モ骨ヲ折ツテ、千辛万苦シタ所ガ中々二千人所デナイ、千人ニモ滿タナイ、ソレニ唯如何ナル譯カハ知リマセヌガ、文部省デ七千圓、司法省ニ於テ貳万圓ヲ補助セラルヽニ於テハ、學者ノ生活ノ爲ニ隨分職業ニナリマスガ、然ルニ當年ニアリマシテハ何故司法省ニテ二万圓、文部省ニ於テ七千圓ノ補助ヲ止メラレタノハ、今日政費節減ノ趣意カラシテ廢セラレタノデアリマスカ承リタイ、然シテ又何年カラ之ヲ補助シテ行ツタト云フコトヲ承リタイト云フモノハ、過去リタルコトデハアリマスガ、ソレニ就イテハ本員ハ文部省ガ學事ニ就イテノ方針如何ヲ察スルニ充分デアリマスカラシテ委ハシク承ハリタイ

政府委員（文部次官辻新次君）　此ノ万國測地協會ハ伯林ニアリマシテ、十九年カラ開ケテ居リマス、廿一年カラシテ加盟シマシタンデ、獨文部省計リデナク此加盟ハ此ノ利益ヲ受クル丈ノ各省ガ、協議ヲシテ這入ツテ居リマス、能ク覺ヘテハ居リマセヌガ、陸海軍、農商務、文部抔ガ這入ツテ居リマス、ソレデ此ノ性質ハ教育……學術ノヤウナ性質デアリマスカラシテ、文部省が主トナツテ加盟ヲシテ居マス、是ハ餘程學術上僅ナ金ヲ出シテ居ツテ、益ハ多イ譯デアリマシテ、其ノ何年ト云フ事ヲ先キヲ極メテ居ル事ハナカラウト思ツテ居リマス、併シ確カニ記憶シテハ居リマセヌ、ソレカラ東京音樂學校ハ、音樂教師音樂ノ教員ヲ養成スル目的デアリマシテ、是ハ教員ノ方ハ小學校ヲ初メ此ノ唱歌が這入ツテ居リマス、又此ノ唱歌ハ一體ノ教育ニ必要デアリマシテ這入ツテ居リマス、之ヲ教ヘ之ヲ導イテ行テ行ク人ガナケンニヤナリマセヌカラシテ、ソレヲ拵ヘル、最ウ一ツハ音樂師ヲ拵ヘル、此ノ音樂ハ段々必要ナコトデアリマセウガ、國ノ品位ヲ高メルトカ、風俗ヲ美ニシテ行クト云フヤウナコトニハ、餘程音樂ハ力ノアルモノト云フ譯デ御坐リマシテ、ソレニ當ル人ヲ拵ヘナケリヤナリマセヌ、殊ニ從來ノ日本ノ音樂ト申シマスモノハ、隨分改良シナケリヤナラナイ品ガ多イ譯デアリマスカラシテ、ソレ是必要ヲ見テやリマシタノデス、ソレカラ生徒ノ數ハ本科生ガ六十三人豫科ガ十七人、撰科生ガ二十七人、研究生ガ三人デ都合七十六人デアリマス、現在……ソレカラ此ノ獨逸學協會學校ヘ補助シマシタノハ、何年カラデアリマシタカ、一寸充分記憶シマセヌガ、確カ三年許リダト思ヒマス、是ハ最初文部省が與ヘタモノデハアリマセヌガ、教育事業ノコトハ事業ト倶ニ文部省ニ引繼イデ參リマシタガ、之ヲ與ヘルノハ先ツ一體ニ獨逸ノ學術ヲ取ルニハ、余程汲々トシタ譯デアリマシテ、必要上カラシテ之ヘ政府ガ與ヘタ

コトト思ヒマス、併シナガラ段々此ノ獨逸ノ學問モ開ケテ參リマスルシ、文部省ハ遂ニ補助スルノ必要ガナイト云フコトデ之ヲ止メテ仕舞ヒマシタノデ……先ツ大要ハソンナコトデ御坐リマス

宮崎榮治君（四十六番）　第二款ノ事ニ就キマシテお尋ネ致シマス、高等中學校ニ對シマスル政府ノ支出金ハ餘程各學校トモ、金高ガ違ツテ居リマスガ、ソレハ全ク生徒ノ員數等ニ從ヒマシテ多イト少ナイトアルモノデアツテ、是等ノ各學校ニ置キマシテ、教科ニ至ツテハ同一ノ程度デアラフト思ヒマスガ、果シテ左樣デ御坐リマスカ、其ノ教科ノ程度ガ同一ナルモノトシマスレバ、是等ノ高等中學校ニ於キマシテ、卒業後ノ好果ニ至リマシテモ、同一デアラウト思ヒマスガ、如何デ御坐リマスカ、是迄ノ處デ聞ク所ニ據リマスト、第一高等中學校ヲ卒業致シマス者ト、其ノ他ノ高等中學校ヲ卒業致シマシタ者トノ區別ガアルヤウナコトガアツタト承ハツテ居リマスガ、其邊ハ實際ノ有樣及將來ノお見込ヲ承リタイ

政府委員（文部省辻新次君）　此ノ費用ノ違イマスルノハ、第一ニ生徒ノ數ニ依ツテ居リマスルケレドモ、ソレノミデハアリマセヌ、第一第三丈ハ高等中學校ト云フコトニ名ガ變ツタノデ、ずツト前カラアリマシテ、其ノ沿革モ幾分カ含ンデ居リマスガ、外ノ方ハ大抵新ラシク拵ヘタノデ、生徒ノ數ニ凡依ツテ居リマス所ガ、土地ト……東京トノ遠近抔デ生徒ガ幾人丈ト云フ其ノ割合ニ丁度同ジヤウニ行クト云フ譯ニハ詰リ行キマセヌノデ、一寸云ヘハ熊本デ、教官ヲ一人東京カラ呼ヒマスニモ、仙臺デ呼ヒマスヤウナ譯デ、僅ナ旅費デハ行キマセヌ、そんナヤウナコトデ色々ナ關係カラシテ多少ノ違ガ起ツテ居リマスガ、矢張學校ノ太イト細イノトデ極タノデアリマスカラシテ違ツテ居リマス、大體ハ生徒ノ數ニ依ツタト云フ答デ宜シカラフト思ヒマス、ソレカラ高等中學校ヲ卒シタ者ニ就イテ差別ガアルカト云フコトデアリマスケレドモ、優劣ハナイ譯デアリマス、勿論外ノ高等中學校カラシテ、高等中學ノ本科ヲ卒ツテ參リマシタト云フモノハ、誠ニ少ナフ御坐リマス、何ントナレバ先刻モ述ベマシタ通リ、第二第五ノ如キハ、初メテ當年本科生徒が出來マシタノデ、ソレ故二年ヲ經ナイト大學ニハ參リマセヌノデ、第四ダノ第三ダノハ、最早今日マデ一二年モ送ツテ居リマスガ、決シテ送ツテ居ルノハ矢張高等中學ヲ卒リマシタノハ、大學ニ這入ツテ居リマス、其ノ生徒ノ數モ分ツテ居リマス、其ノ高等中學ヲ卒ラズニ出テ來タモノハ違ツテ居リマスガ、卒ツタモノハ同ジモノデ御坐リマス

安田愉逸君（二百八番）　二百八番モ一寸お尋致シマス、第一款第六項ニ就キマシテ學生貸費ノコトデ御坐リマス、其ノ學生貸費ニ於キマシテハ、前年度中ニ前年度ノ學生貸費ト云フモノヲ廢セラレタカラシテ、本年カラ五十五圓國庫ノ負擔ヲ輕フシタト云フコトデ御坐リマスガ、然ルニ此ノ本年度ハ又此ノ學生給費ト云フモノニ於キマシテ、三百四十圓ト云フモノヲ特ニ設ケラレタ、其ノ目ノ二項ニ掲ゲテアリマスノハ、中學校等教員養成ノ目的ヲ以テ帝國大學々生ニ給費ヲ給與スルト云フ所カラシテ、此ノ項ガ新ニ出來タト書イテ御坐リマスカ、此ノ學生貸費ヲ廢セラレタ趣意ハ、一體政費節減ノ爲デ御坐リマスカ、若クバ然デナクテ此ノ貸費ヲ望ム者ガナカツタカラシテ、之ヲ廢スル譯デ御坐リマスカ、其處ヲ一應承ハリたう御坐リマス、若シ此ノ貸費ヲ願出タ者ガアルニモ拘ハラズ、政費節

減ノ爲ニ此ノ貸費生ヲ廢サレタモノト見マスレバ、殊更ニ廿四年度ニ於テ、學生給費ヲ設ケラレタル趣意トハ矛盾スルデハナイカト思ハレマスガ、矛盾スルコトハ御坐リマスマイカ、ソレガ第一ノ問デ御坐リマス、第二ニハ此ノ第二款ノ第三項ニアリマスル女子高等師範學校ノ校長ハ、是迄他ノ官廳カラ兼任シテ居ツタケレドモ專任校長ヲ要スルカラシテ、二千圓ノ增加ヲ要スルト云フコトガ原案ニ出テ居リマス、ソレカラ又同款第十一項ノ東京美術學校ニ於テハ、從來校長ハ文部省ノ高等官ガ兼任シテ居ツタカラシテ、專任校長ハ要ラナイケレドモ此ノ處デハ是非專任校長ヲ要スルカラシテ千八百圓ヲ要スルトアル、又十二項東京音樂學校ニ於テモ從來ノ校長ハ兼任ヲ止メテ、今度ハ更ニ專任校長ヲ要スルカラシテ、二千四百圓ヲ要スルト云フコトデ御坐リマスガ、右三ツノ學校ニ於キマシテハ是迄他ノ高等官ヲ以テ校長ノ任ヲ盡クサレマシテ、本年度ヨリ此ノ三ツノ學校トモ恰モ言合シタ如クニ、專任ノ校長ヲ要サレル理由ハドウ云フモノデアリマセウカ、他ノ高等官ニ於テ是迄ノ樣ニ兼任サレテハ不都合デアリマセウカ、之ヲ一應承リタイ、其ノ次ニ伺ヒタイハ音樂學校ノ部デ御坐リマスガ、只今音樂學校ニ就キマシテハ或議員ノお尋モアリマシテ、又答辨モ御坐リマシタケレドモ、尙本員ハ此ノ東京音樂學校ノ……音樂學校ノ要求額ハ一万二千九百二十二圓デ御坐リマシテ、昨年ニ比シマスレバ二千四百圓ノ多額デアリマス、從來我邦ニ於キマシテハ音樂ノ如キモノハ、單ニ人ノ耳目ヲ怡バセルモノ如キモノデ御坐リマシタ、成程文明ノ今日ニナリマシテハ幾分カ必要ガ御坐リマセウ、併シ此ノ音樂ヲバ研究ノ爲ニ、一万圓以上ノ國庫ノ負擔ヲ要ス價ガアルカナイカト云フハ、豫算上我々ガ大ニ熟考シナケレバナリマセヌガ近來文部省ノ趣意ニハ三ノ趣意ガアルト聞イテ居リマス、即學問スルニハ德育、智育、或ハ體育ト云フ三ツヲ趣意トシテ教ヘルト云フ、抑ミ此ノ音樂ハ德育ノ爲テ御坐リマセウカ、若クハ智育ノ爲デ御坐リマスルカ、或ハ體育ノ爲デ御坐リマスルカ、文部省デハ如何ニ此ノ音樂ヲ見ラレテ居ルカ、ソレヲバ承リタイ、尙最ウ一ツ承リタイハ此ノ高等中學ノコトデ御坐リマス、此ノ高等中學中第二、第三、第四、第五、此ノ高等中學ヲ始メテ新設セラレマシタハ、故森文部大臣即森有禮氏ガ現ニ文部大臣ノ地位ニ出ラルヽヤ、間モナク此ノ學校……的ニ起サレタ、且又高等中學ヲ置ク趣意ニ就キマシテハ、各地方議會ノ意見ヲ問合サレタコトモナイ樣ニ考ヘル、只專斷的ニ東京、大阪、西京、熊本、石川ト云フ如キニ新設セラレタモノヽ樣ニ思ヒマスガ、果シテ然ウデ御坐イマセウカ、然ウデナイト云フ反證ガアレバ承リタウ御坐イマス、又此ノ高等中學ヲ置カレタル以後、學事上ニ來シタル所ノ進歩ハ之ヲ置カレザル以前ニ比シマスレバ、如何ナ違カアリマスカソレヲ承リタイ、尙此ノ聞ク所ニヨレバ高等中學ガ五ツアリマス、時ニ大概生徒ハ東京ノ第一高等中學ヲ望ンデ這入ル、他ノ所ニハ餘リ這入ラナイト承ツテ居リマスガ、然ウ云ウ傾ガ御坐リマスガ、ソレモ併セテ承リタイ、是丈デ御坐リマスどうゾ辯明ヲ願ヒマス（最ウヨイノカト呼ブ議員アリ）

政府委員（文部次官辻新次君）　貸費生ヲ廢シマシタノハ、貸費ト云フコトノ貸費マデシテモ生徒ヲ拵ヘナンデヨイト云フ上カラシテ止メタンデス、そんナラなぜ別ニ給費生ト云フモノヲ置クカト云フお問デアリマスガ、是ハ此ノ貸費ト云フノハまあ一寸申シマス

ト、幾分カ見込ガアツテ然ウシテつい少シデモ費用デモ借リナケレバ、其ノモノハ中途ニシテ出來ナイコトニナル、一方じや又教員ナドニ使フ必要ガアルカラシテ、ソレヲ捨ヘ上ゲレバ使フ便利ガアルト、斯ウ云フ幾分カ性質ヲ含ンデ居リマスガ、最ウ然ウ云フ様ニシテ金ヲ政府デ貸サンデモ、大體此ノ大學ノ學生ナドニハ他ニ望ヲ屬シテ、隨分今日デハ其ノ商家或ハ會社ナドカ貸費スル様ナ有様ニナツテ來マシタガ、ソレデ是ハ止メタンデス、ソレニ他デ然ウ云フ途ガ就キマスカラ、ソレカラ前ニ給費生ヲ置イテスルハ少シ事情ガ違ヒマシテ、近年ノ高等中學、尋常中學ノ有様ヲ見マスト、理科ノ教員ト文科ノ教員ト云フハ最請求シマスノデス、いツモ文學士ト理學士ト云フハ、各校ノ求ニ應ズルコトガ出來ヌ有様ガアリマスノデス、ソレカラやル者モ法律トカ、醫學トカ工科ナドノ方ハやつテ居リマスガ、さツぱり文科ヤ理科ノ方ハやり手ガ少イ、ソレデ束縛シテ金ヲ與ヘテ然ウシテ終ツタ時ニハ使フト云フ約束デ、漸ク二人ヅヽ文科ニ二人理科ニ二人ガ、今日ノ有様デ入要ト見タンデス、是ハ今ノ高等中學ノ方ナドハ入要ガ充チマスレバ直グニ止メル品デアリマス、當年あたりノ有様デハ、どうシテモソレ丈ノ需要ニ供給シテやらにや差支ヘルト認メマシタ譯デ、自ヲ性質ガ違ヒマスノデス、ソレカラ先ツ此ノ學校長ノ話ヲ致シマス、エー此ノ女子高等師範學校ハ兼勤デ其ノ便利ヲ得テ差支ガナイコトデアリマシタ、併シ一學校ヲ置イテソレカラ十分ニシヤウト云フニハ、どうシテモ學校長ヲ置カにや――ナラヌト、斯ウ云フ見込デ此ノ學校長ノ給料ヲ要求シマスノデス、ソレカラ音樂學校、美術學校ナドハ略ボ似タコトデアリマシテ、兼勤デどうカ便利ヲ與ヘテ置キマシタンデスケレドモ、是ハ追々此ノ官制ナドノ改正デ、餘程本省ノ書記官ニシマセウ參事官ニシマセウ、大分ニ人數ガ嚴シクナツテ一體ノ人モ減リマシタコトデアリマス、ソレカラ學校モ最初出來マシタ時ニハ、却ツテ文部省ガ方針ヲ持ツテ居ツテ、文部省ニ居ル者自身ガやルト云フハ便宜デアリマスガ、最早略ボ整頓シテ其ノ事業ノミヲ受ケテやつテ行クト云フ場合ニハ、又專任者ヲ置ク方ガ詰リ此ノ生徒養成上ニ都合ガヨイト云フコトデ、專任者ヲ置クコトニシマスカラシテ、隨ツテ給料ヲ要求シマスノデアリマス、詰リ云フト學校ニ專任ノ校長ガナケラにや――ナラヌト斯ウ云フ譯デ御坐リマス、ソレカラ此ノ音樂學校ノ必要ハ先刻一應述ベマシタ通リ、音樂師ト音樂教員ヲ養成シマス譯デアリマシテ、先刻ノ其ノ德育、智育、體育ノお話ガ出マシタケレドモ、之ヲ直グニどノ事ト云フコトニハ當リマセヌ、併シナガラどう云フモノニ多ク含ンデ居ルカト申シマシタラ、德育ナドノ部ニハ大分ナ近イ事デアリマセウト思ヒマス故ニ、詰リ云フト音樂學校ハ音樂師ト音樂教員ヲ捨ヘル目的ト、お答ヘ致スヨリ仕方ガナカラウト思ヒマス、ソレカラも一ツハ……

安田愉逸君（二百八番）　一寸述ベマスガ、然ウシマスルト音樂學校ノ必要ハ、豫ネテ文部省デ唱ヘテ居ラレル智育、體育ニハ無關係ナモノト云フお答デアリマスカ

政府委員（文部次官辻新次君）　德育、智育、體育ニ關係ナキモノカト云フお尋……

安田愉逸君（二百八番）　左様

政府委員（文部次官辻新次君）　關係ハアリマセウ、音樂教員ナドノコトハ小學校、師範學校ナドニ要リマスモノデス、ソレデ小學

校、師範學校ナトヲ以テ德育、どれヲ以テ智育ト云フ區域ハ附キマスマイト思ヒマス、授ケル唱歌モ其ノ品性ヲ正シ、父ニ孝ヲ盡セトカ云フ樣ナ唱歌ヲ教ヘマスレバ即チ德育ニナリマスノデス

高津仲次郎君（百七番）　只今ノ音樂ノ講釋ノ樣ナコトハ御免蒙リタイ

全院委員長（島田三郎君）　まだ問答ガ盡キマセヌ

政府委員（文部次官辻新次君）　中學校ノ位置……

安田愉逸君（二百八番）　高等中學ノ……

政府委員（文部次官辻新次君）　生徒ノコトデスカ

安田愉逸君（二百八番）　只今ノ學校ニ或地方ノ……

政府委員（文部次官辻新次君）　分リマシタ、是ハ文部省ガ全國ヲ略ボ見計ツテ五ツニ分ケテ、丁度斯ウ云フ處ニ置ク方ガ一體ノ教育上宜カラウ、斯ウ云フ事デ文部デ極メタンデス、丁度ソレヲ極メタ時ノ時代ハ森文部大臣ノ時代デアリマシタ

神野良君（百五十番）　此ノ外國留學生費、是ハ日本政府ニ向ツテ外國ノ約束ハ大要如何ニナツテ居ルモノデアリマスカ、又二万二千餘圓ト云フモノハ現員ノ入費丈ノ豫算デアリマスカ、二十四年度ニ新規ニ派遣ニナルト云フ豫算ハアリマスカ、ソレ丈ノコトヲ……今一ツハ第二款ノ第十三項盲啞學校、此ノ盲啞學校ト云フモノハ僅ニ三千圓ノ金デアリマスガ、ソレ丈ノ金ヲ以テ東京一箇所ニ取ラレルノハ餘程變ニ思フ、又僅ニ一箇所ノモノヲ以テ、全國ノ盲啞ノ教育ヲ普及センコトハ、固ヨリ望ンデ得ベカラザルコトデ、詰リ此ノ東京一局部ノ必要ノ爲ニ設ケテアルモノト考ヘル、果シテ然ルトキハ國費ヲ以テ一局部ニ盲啞學校ヲ設ケルコトハ餘程變ニ思フ、併シナガラ從來是ガ爲ニ成蹟ガアリマシタモノデアリマセウカ、將今後如何ナル望ノアルモノデアリマセウカ、從來ノコト及ビ將來ニ渉ルコトニ就イテ盲啞學校ノ必要等ヲ承リタイ

今一ツハ追々私立學校中ニハ高尚ノモノガ出來マスコトハ、豫ネテ見聞致シテ居リマスガ、現在ノ私立學校デ高等中學ノ性質ヲ有ツテ居ルモノト、お見定メニナツタモノガアリマスカ、其ノ邊ニ就イテ文部省ノ御見定ノ邊ヲ……

政府委員（文部次官辻新次君）　留學生ハ矢張毎年出シテ行クコトニ成ツテ居リマス、ソレデ此ノ豫算デモ矢張新規ニ出シテ行ク分ト、前ノモノトノ二ツガ含ンデ居リマス、此ノ今ノ見込デハ四人出ス譯ニナツテ居リマス、――新シク出スモノハ……外ハ往テ居ルモノヽ往復ノ旅費、學資ニナル譯デアリマス、ソレカラ海外留學生ノ規則ハ堅ク矢張約束ヲシマシテ、ソレハ此ノ官費海外留學生規則ト云フモノガ出來テ居ルカラ、之ニ當嵌メル譯デ御坐イマス、是ハ留學生ノ規則ヲ御覽ニ入レマスレバ尚はつきり致シマセウガ、出ストキニすつかり極メテ誓ヲサセマシテ然ウシテ、向フニ往ツとる間モ、不都合ガアレバ、直グニ歸國ヲサセテ相當ノ處分ヲスル、又歸ツタ後ハ文部大臣ガ指命スル所ノ職務ハ、決シテ辭スルコトガ出來ナイ箇條ニナツテ居リマス、ソレハ留學ノ年限ニ倍シ三年ノ留學生ナレバ六年ノ間ハ文部大臣ガ指命スル、ソレカラ他ノ職ニ就クニモ許ヲ受ケナケレバナラヌ規則ニナツテ居ル、其ノ他數箇條アリマス、ソレカラ盲啞學校、此ノ盲啞學校ノ今日文部省ノ有ツテ居リマスノハ、一體此ノ盲啞ノ教育ハ是マデ餘リ就イテ居リマセナンダ、ソレデ一ツハ我國ノ盲啞ハどう云フコトニ教込ンデ見タナレバ、或

ハ生活ヲ得易カラウト云フヤウナコトノ、手本ヲ拵ヘナケレバナラヌ秋ニ當ツテ居ラウト思ヒマス、さう云フ盲唖ノ教育ノ模範ヲ拵ヘルト云フヤウナコトハ、中々一箇人ノ力デ出來ルモノデアリマセヌ、今日ノ盲唖學校ハ一通リノ盲唖ト云フモノハどう云フ塩梅ニ教育シタラ宜カラウト云フ模範ヲ拵ヘル間ノモノナンデス、我國ノ盲唖ト云フモノハ、斯ウ云フ風ニ教育シテ行ケバ、生活ノ道ヲ得ラレルト云フ一ノ研究ガ付キマスレバ、又世間デモシマセウシ、慈善家ナドモ拵ヘテ行キマセウ、實ハ今ノ間ハ盲唖教育ノ研究中デアル、併シナガラ大分近頃發明ガ出來マシテ教育ヲナスコトガ出來マス、然ウ云フ間ハどうシテモ、文部省ガ有ツテやラネバナラヌト云フ考デアル、ソレカラ今迄盲唖學校ト云フモノハどう云フモノデアツタカト云ヘバ、大分慈善金カラシテ出來上ツテ相應ノ資本ガアリマスノデス、其ノ資本ニ幾分ノ補助ヲスレバ、大抵研究スルニ足リルト云フ上カラシテ、當時ノ所ハ持ツテ居リマスノデス、三千圓デ出來マスノデス、其ノ他ハ其ノ學校ノ資本金ナドガアリマスカラシテ、コレコレ辨ズル譯デ、盲唖學校ヲ文部省ガ有ツテ居リマスル譯ハ、今日ノ處カラ參リマスト、盲唖教育ノ模範ヲ取ルコトヲ研究スルコトニ爲ツテ居リマス

（此ノ時會長々々ト呼ブ者アリ）

全院委員長（島田三郎君）　マダ問答中デ御坐イマスカラ之レヲ終リマシテ……

政府委員（文部次官辻新次君）　ソレカラまだお諮ガアリマシタカ

神野良君（百五十番）　私立學校……

政府委員（文部次官辻新次君）　私立學校ノ事ノヤウニ聽込ンデアリマシタ……、高等中學位ナモノガアルカ、と云フヤウナお詞デアリマシタト私ハ承リマシタガ、純粋ノ高等中學ハナイト申スヨリ外ニ致方ガナカラウト思ヒマス、卽專門ノ一部分ノ學科ニ至ツテハ、可ナリ高尚ノ學科ヲ教ヘル所ガアリマスガ、高等中學モ詰リ普通教育デアリマスカラ、程程學科ナドガ普通教育ノ全科ヲ揃ヘマセヌデハ成リマセヌ、故ニ高等中學ノ全學科ヲ揃ヘテ居ル所ハ無カラウト思ヒマス、併シナカラ或ル部分ガ高等中學ニ同ジ位ナ丈ニ往ツテ居ルカト云フニ、勿論ソコ丈ハ同ジ丈ニ成ツテ居ル學校モアリマセウ、ケレドモ高等中學ト云フヤウナ全部ノ揃ツタモノハアリマスマイ、私立學校ノ中ニハ……

全院委員長（島田三郎君）　本日ハ是デ會ヲ終ラナケレバナラヌ必要ガ御座リマス、デ今日ハ是デ終ル事ニナリマス、ソレハ先刻議長ヨリ申シタ通リ點燈ノ都合デアリマス、此ノ室丈ハ點燈ガ出來マスガ他ノ各課ハまだ出來マセヌ、ソレデ時間ヲ引上ゲルト云フ事ハ、今日ハまだソレヲ實行スルヤ否ヤト云フ事ハ定メテ居リマセヌガ、事實ノ必要カラ茲ニ點燈ノ時ニ迫リマシタカラ議長ノ復席ヲ請ヒマス、然ウシテ質問ノ件モまだ澤山アリマスレバ明後日ニ讓リマスガ、一二ノ質問デアリマスレバ、今日ハ政府案ニ對スルノ質問ハ是デ終リマシテ、明後日カラ査定案ニ移リマス

鹿島秀麿君（三十一番）　最早終結ト考ヘマス

全院委員長（島田三郎君）　ソレデハ例ニ依リマシテ、明後日カラ査定案ニ移リマス

同三十一日全院委員會ノ續キ

全院委員長（島田三郎君）　是ヨリ全院委員會ノ前日ノ續ヲ開キマス、査定案ニ對スル文部省ノ部ノ質疑會デ御坐イマス

此ノ際御報道致シテ置キマスルコトハ、過日此ノ省ト連帶シテ外務省ト考ヘマシタガ、農商務ト外務省トノ關係ノ地所ノ賣買ノ質疑デアリマシタガ、赤坂榎町地所拂下ニ關スル書類……此ノ書類ガ廻附ニナリマシタカラ、矢張例ニ依ツテ談話室ニ備置キマス

阿部興人君（二百五十七番）　本員ハ査定案ノ……

全院委員長（島田三郎君）　どうカ演壇デ

〔阿部興人君演壇ニ登ル〕

阿部興人君（二百五十七番）　本員ハ說明ヲ致シマスル前ニ當ツテ委員長ニ一寸請ヒ置キマスガ、此ノ以前取調ベマシタ所ノ順序ガアリマスル、且答辨ノ都合がアリマシテ、本員ハ文部ノ一款ト臨時部トニ就イテ只今質疑ニ答ヘマシテ、第二款トソレヨリ二款ニ聯帶致シテ居リマス特別會計ノコトハ、天野爲之君ヲ以テ答辨スルコトニ致シマス、左樣ニ御承知

〔些ツトモ分リマセヌト呼ブ者アリ〕

全院委員長（島田三郎君）　唯今阿部君カラノ請求デ、阿部君ハ此ノ部ノ主査デ全體ヲ答辨セラルルノガ今マデノ例デアリマシタガ、調査ノ節ノ都合ニ依ツテ第一款ト臨時部、ソレ丈ヲ阿部君ガ答辨ニナリマシテ、第二款ト並ニ特別ノ部分ハ天野爲之君カラ答辨スル都合ニナツテ居ルサウデス、之ニ就イテ一應混雜ヲ防グカ爲ニ申シテ置キマスガ、說明ハ即二人ノお方カラお答ニナルト、矢張臨時ノ質問モ其ノ部ニ就イテ切分ケテ御質問ニナルヤウニ致シタイト思ヒマス、然ウ致シタナラバ混雜ヲ防ルダラウト思ヒマス、即第一款ト臨時部ハ阿部君ノ說明ノ節ニ御質問アランコトヲ希望シマス、其ノ他ノ部分ハ天野君ノ說明ガ終ツタ後ニサレタラ混雜ヲ避ケ、質疑ニ便利デアラウト思ヒマス

濱野昇君（八十七番）　私モ此ノ査定案ニ對シテ問フコトハ御座リマセヌガ、天野君ノ所ノ高等中學ヲ全廢シタノハ……

全院委員長（島田三郎君）　ソレハ天野さんノ……別に御質疑ガナケレバ次ニ移リマス

井上角五郎君（八十八番）　私ハ會長マデ御注意ニ申上ゲタイノデ御座リマスガ、此ノ全院委員會モ大變長ク續キマシタシ、且ツ質問モ色々アツタガ、固ヨリ必要ノ質問ノミデアリマシタケレドモ、此ノ上、文部省、遞信省、農商務省ヲ濟セマシテ、ソレカラ本議ニ參ルマデニハ是迄ノ通リニシタラ、大變時間ガカヽルダロウト思ヒマスカラ、會長ガ此ノ位マデハシテモヨイガ、此ノ上問ハヌデモヨイト思フモノハ、會長ノお見込ヲ以テ何時モ私ノ發言ヲお差止ニナルヨウナ、お差止アランコトヲ望ミマス

全院委員長（島田三郎君）　至極御同意デ是迄ハ無遠慮ニ致シマシタガ八十八番ナドニお氣ノ毒ト思フテ實ハ遠慮致シテ居リマシタ、今八十八番カラ御發議ガアリマスカラ、一層其ノ精神デ捗ノ行クヤウニ致シマス、天野君演壇デ一應御說明ニナリマスカ、或ハ只今ノヤウナ發議モアリマスカラ、質疑ヲ待ツテお答ニナリマスカ何レデモ……

濱野昇君（八十七番）　天野サンノ高等中學ヲ全廢シタ理由、併セテ高等中學ヲ廢シタラ外ノ高等中學ハどうカ知ラヌガ、第一高等

中學ハ大學ニ這入ル階梯デアルガ、第一高等中學ヲ廢スルト、大學ニ這入ニハどう云フ風ニスルカ、ソレヲ……

〔天野爲之君演壇ニ登ル〕

豊田文三郎君（八十番）　本員がお尋ヲシマスノハ、高等中學ナリ女子師範學校、東京音樂學校、是レ等ヲ廢シヤウト云フお見込ノ理由ヲ詳細ニ承リタイコト、ソレカラ他ノ學校ハ暫クヲキ高等中學校ヲ廢スルトセバ、現在ノ生徒ハ如何ニ處置セラルヽカ、之ト適當ノ學校ガアレバ其處ニ轉ジヨウガ、又學校ヲ廢シテモ、生徒ノ學業ヲ止メルモノモアルマイト思フケレドモ、一時許多ノ生徒ガ其方向ニ迷フコトヲ思フ、之ニ就イテノ御方案ハ如何デアルト云フコトヲ伺イタイ

天野爲之君（三十四番）　私ハ委員長ノ許可ヲ得マシテ、大體ニ就イテ初ハ極簡短ニ御報道致シテ置カウト思ヒマスガ、ソレヲ致シヲ致シマシタル肝要ナル事件ニ就イテ、二ツ丈前以テお話シヲ致シテ置カウト思フコトガアリマス、一ツハ第一ヨリ第五ニ至ル迄ノ高等中學ヲ廢シ、並ニ女子高等師範學校及ビ音樂學校ヲ廢シタルノ理由ト、ソレカラ今一ツハ是迄ノ政府ノ執ツテ參リマシタ所ノ財政ノ策ヲ、小シク變換シタト云フコトノ二ツデアリマス、ソレデ初ニ會計上ノ上ニ、一種ノ改正ヲ行ツテ見タト云フ所以ノお話ヲシマスト云フト、是迄外ノ諸官省デモ其ノ傾ガアツタノデアリマスガ、就中學校ノ經費ニ至ツテハ一定ノ極ガアリマシテ、所謂定額ト云フコトガ土臺ニナツテ居ルデス、ソレ故ニ是迄ノ政府ガ行ヒ來ツタ所ノ豫算ノ組方ニシマスト云フト、學校並ニ圖書館ニ對スル政府ノ支出金ノ上ニ刪減ヲ加フルト云フコトハ、少シク目的ノ上ニ違ツテ居ルヤウニナツテ來ル、是迄ハ總テ定額デ、其ノ定額ノ中デ餘ツタナラバ資本トシテ積立テ、餘ラナケレバソレヲ皆使ツテ仕舞フト云フノデ、少シノ異動ハアリマスケレドモ、大體ノ上カラ云ツテ見ルト云フト、國庫支出金ノ上ニ餘リ削減ヲセヌト云フノハ、是迄ノ政府ノ極リノヤウニ思ヒマス、又年々歲々少シモ資本ノ出來ナカツタモノハ、皆ナ餘ツタ金ヲ使ツテ行クト云フコトカラ起ツテ居ルノデアリマスカラ、資本カ出來タト云フ一點カラ見テモ、豫算ノ極方ノ上ニ餘リ、ガアルト云フ證據ニナツテ來ル、其ノ土臺ハ學校ニ資本ヲ積ムト云フコトガ、甚得策デアルト云フコトハ政府ノ意見デアルカラ、ソレニ依ツテ豫算ノ極メ方が綿密デ、必要欲クベカラザル費用ヲ積ツテスルノデナク、幾ラ遣ルト云フ定額ヲ極メテ、其ノ定額デいゝ加減ナ科目ヲ當嵌メテ然ウシテ餘シテ行クノデアル、年々餘ツテ行クノハ豫算ノ極方ノ粗漏デアルト云フノデアル、即掛直ガ入ツテアルノデアル、若シ掛直ガナケレバ年々資本ノ餘ル氣遣ハナイ、故ニ政府デモ其ノ掛直ノアルコトヲ認メ、學校ノ方デモ掛直ヲ致シ、一年ノ後ニ餘ツタモノヲ積ンデ資本ニスルカラ、此ノ會計ノ方法ガ宜シクナイト云フ理由ニ至ツテハ、本會ニ於テ色々御議論モアリマセウケレドモ、今支出ノ上デ私ハ此ノ方法ヲ廢メテ、然ウシテ國庫支出金ノ上ニ於テモ刪減廢除スベキモノハ刪減減除シ、若シ資本ヲ積ムト云フコトガ得策デアルト云フコトニナツタナラバ、外ニ財產買入ト云フ費目ヲ設ケテ、特別國庫カラ寄附スル資本ハ積マヌト云フ矩合デ、外ノ費目ヲ是非見出シテ餘ツタカラ是非トモ積ムト

云フノハ、不體裁ナ間違ツタ會計法デアルト思ヒマスカラ、是迄ノ政府ノやリ來ツタ定額式ト異ツテ居リマスカラ、一應其ノ事ヲ申シテ置キマス

ソレカラ其ノ次ニ多クノ學校ヲ廢シタト云フ理由ト、又其ノ後ノ處分方ト云フコトニ就イテノ返答ハ、幾ラカ私一個ノ意見ト云フモノト、豫算委員全體ノ意見トハ異ツテ居ルノデアリマスガ、私ハ只豫算委員ノ意見、豫算委員ノ議決ヲ御報道申上ケルノデアリマスカラ、豫算委員會ノ說ヲ此處ニ申上ゲルヨリ外ニ仕方ガナイノデアリマス、ソレデ何故ニ所々ノ高等中學校ヲ廢シタカト云フノニ、國ニ高等中學校ノ必要ガナイト云フノデハ決シテナイノデアリマスガ、今日ノ教育上ノ有樣カラ見タ時ニ、必ズシモ國費ヲ以テ高等中學校ヲ維持スルノ必要ハ最ウ既ニ絕ヘテ居ルソレデ若シモ高等中學校ガ倒レタト云フ……國立ノ高等中學校ガ倒レタト云フコトニナツテモ、社會ニ必要ガアリ需要ガアツタ時ニハ私立ノ學校ガ起ル、若シ私立ノモノガナケレバ或ハ地方ノ設立シタ高等中學ガ起ツテ來ルデアラウ、中央政府ノ國庫ノ費用ヲ以テ維持シナケレバナラヌト云フノ必要ハ最ウ絕ヘテ居ルカラ、此ノ費目ヲ削除スルト云フノガ、是ガ豫算委員會ニ於テ削除ノ理由デアル

ソレカラ女子師範學校並ニ音樂學校モ是ト同樣ノ譯デアリマシテ、或ハ女子高等師範學校ヲ設ケル必要ガアルデアリマセウシ、又音樂學校ノ日本ニ必要デアラウガ、併シナガラ國立ノ斯ノ如キ學校ヲ立テル必要ハ今日ハナイ、若シ是等ノ學校ガ倒レヽバ私立ノ學校ガ立ツテ此ノ缺乏ヲ補フ故ニ、斯ノ如キ學校ハ必要デナイト云フノデハナイケレドモ、國費ヲ以テ維持スル必要ガナイカラ、斷然是ハ止メルト云フノガ豫算委員會ノ之ヲ廢スル理由デアルノデアル、ソレデ其ノ後ニ生徒ノ處分方ハどう云フ風ニスルカト云フノお尋ネガ一ツアリマスガ、之ニ向ツテハ豫算委員會デハ別ニ議論モナカツタコトデアリマスガ、別ニ議論ノナカツタト云フコトカラ推シテ見テモ止ムヲ得ズ是等ハ其ノ儘ニ放任スルト云フヨリ外仕方ガナイ、高等中學ノ下ノ方ニ居ルモノハソレ相當ノ尋常中學校ニ這入リ、其ノ他ノ學校ニ這入リ、又上ノ方ニ居ルモノハ自然ノ需用供給ノ關係デ、新タノ學校ガ起レバソレニ這入ルトカ、若シソレガナカツタナラバ甚是ハ氣ノ毒デアルガ、仕方ガナイト云フノガ豫算委員會ノ意見ト、私ハ信ジテ居ルノデアリマス、ソレデ尙此ノ各學校ノ經費ヲ節減シマシタコトニ就イテノ詳細ノコトハ、特別會計ト關係ヲシテ居ルカラ其ノ方ヲ御覽ニナレバ、略ホ分ツテ居ツテ私ノ說明ヲ要セスト思フカ、尙御質疑ガアレバ總豫算ノ方モ特別會計ノ方モ御質シヲ願フ譯デアリマス

近藤準平君（七十番）　只今ノ御說明デ高等師範學校其ノ他高等中學校ヲ廢スルト云フコトハ分リマシタガ、然ルニ此ノ高等商業學校第……九項カラソレカラシマシタ十三項迄、是等ヲ存シテ置クト云フノハどう云フ譯カ、之ヲ一應……矢張高等中學校ナドヲ廢スル以上ハ、無論是モ廢シテ宜カラウト思フガ、之ヲ存シテ置ク理由ヲ承リタイ

天野爲之君（三十四番）　其ノ理由ヲ述ベルノハ、本會ノ方デスベキデアラウト思ツテ居ルガ、極簡短ニお答ヲ致シテ見レバ、此ノ高等商業學校ナリ、東京工業學校ナリ、美術學校其ノ他ノ學校ハ、今日ノ處デハ、末ダ世間ニ此ノ學校ヲ維持スル丈ノ需用ガナイ、言

換ヘテ見レバ、若シ是等ノ學校ヲ政府デ立テテ置カナカツタナラバ、容易ニ民間デ此ノ如キ學校ノ起ルマイカラ暫ク其ノ儘ニシテ置クノデ、而シテ若シ自然民間ニ斯ノ如キ學校ノ起ル傾ガアレバ、之ヲ廢スルコトハ素ヨリノコトデアラウト思フ

天野若圓君（百九十二番）　先キニ此ノ査定書ニ就イテ數冊ノ正誤書ガ出マシテ、本員モ之ヲ書入レマシタガ、ソレガ火災ノ爲ニ再版ニナツタモノヲ配布サレマシタガ、其ノ再版ノハ原書ニモナク、又正誤ニモナキ金額ガ書イテアリ、或ハ正誤シタ分ガアリマスガ、何レヲ正シキモノト見テ宣シイカ、之ヲお尋ネシテ置キマス、先ヅ其ノ例證ヲ擧ケレバ既ニ此ノ總說明書ノ所ニ於テ七千九百十四万云々ト云フノガアルニ、正誤ニハ七千八百万云々ト云フ樣ニ正誤書ト違フテ居リマス、又其ノ次ニ査定額ガ七千四百九十七万云々トアルノヲ、正誤書ニハ七千四百十四万云々トアル、其ノ次ニ經常歲出額ガ六千三百五十一万云々トアルノガ、原書デハ六千三百三十四万云々トアリ、正誤ニハ六千三百三十四万云々トアルノガ、是ハ孰レニ依ツテ正シキト認定シマスカ、どうモ不明瞭デアルガ孰レヲ正シキモノト見テ宜シイカ、一應御辯解ヲ願ヒマス

天野爲之君（三十四番）　其ノ事ニ就イテハ今扣ヲ持ツテ居リマセンシ答辯スル譯ニハ參リマセヌガ、是ハ總體ノ說明ノ時ニ委員長ニデモお質問ヲ願ヒマス、若シ文部省ダケノコトデアリマスルナラバ此處デ……

武富時敏君（二百三十七番）　其ノ事ハ私ガ心得テ居リマスカラ、お答ヘ致シテ宜シウ御座イマスカ

全院委員長（島田三郎君）　宜シイ

武富時敏君（二百三十七番）　ソレハ再版ノ方ガ正シイノデアリマス、再版ト申スノハ……前ニ差出シマシタ正誤書ト云フノモ至ツテ數ガ多クテ、一々諸君ノお書入レニ御困難デアラウト云フノデ、其ノ正誤書ニヨリマシテ、査定書ノ如キハ一々正誤ヲ加ヘテ、更ニ再版ニ付シタノデアリマス、然ルニ再版ノ方ニ又少シノ誤ガアリマシテ、其ノ正誤ハ昨日各部ニ向ツテ御配付致シマシタ、其ノ重ナル所ハ只今何番カカラお尋ノ此ノ査定額總說明ノ一行ヨリ六行マデノ、即第一段落ノ所デ歲入ノ全額ヲ加ヘテアルノガ、前ニ正誤ヲ致シマセヌ前ニ……つい是丈ノ正誤ヲ加ヘ損ツテ再版ニシマシタ、之ニ依ツテ昨日印刷シテ既ニ各員ニお廻シ申シタ……イヤ昨日デハアリマセヌ一昨日デス、一昨日ノ午前ニお廻シ致シマシタ、是デ御承知ヲ願ヒマス

天野若圓君（百九十二番）　然ラバ念ノ爲ニお尋ネ致シマスガ、是迄ノ正誤書ハ總ベテ反古ト心得テ、今度再版ニナツタモノヲ以テ、正シキモノト心得テ宜シウ御坐イマスカ

武富時敏君（二百三十七番）　左樣デ御坐イマス、是迄ノ正誤ハ反古ニナツタノデアリマス、前ノ正誤ニ依ツテ前ノ査定書ヲ一々正誤ノ上再版ニシタノデアリマス、カラ前ノ正誤書ハ不用ナノデアリマス

山口左七郎君（九十七番）　委員ニお尋ネ致シマスガ、只今ノ御說明デ大概分リマシタガ、資本金積立テノコトハ是マデ年々積來ツタ學校モ御座イマセウシ、又單ニ特別會計ニ依ツタモノモアリ、又豫算案ニ依ツテ見レバ今年度あたりカラ生ジマスルモノモアルヤウニ思ヒマスガ、此ノ高等師範學校カラ以下東京圖書館ニ至ルマデノ

各學校ニ於テ、今日マデニ積立テマシタ金額ガ若シお分リニナツテ居リマスナレバ、心得ノ爲ニ承リタウ御座イマス

天野爲之君（三十四番）　ソレハ豫テ政府委員カラ委員等ガ受取ツタ分ガ、現ニ此處ニアリマスガ、昨日アタリ何番ヨリカノお請求ニヨツテ、政府委員ヨリ談話室ニ備付ケル手順トカニナツテ居ルト思ヒマスガ、若シソレガナケレバ私カラお答ヲ致シテモ宜シウ御座リマス

鹿島秀麿君（三十一番）　本員ハ最早農商務ノ質問ニ移ランコトヲ望ミマス

全院委員長（島田三郎君）　若シ御質疑ガアリマセヌナラバ、農商務ノ方ニ移ラウト思ヒマス

〔異議ナシト呼ブモノアリ〕

（『國家教育』第五号、明治二十四年二月）

音楽は徳育・知育・体育のいずれに属するかという安田議員の質問は、こうして新聞を通じて世間の知るところとなり、数々の議論を呼んだ。哲学博士井上哲次郎が朝比奈知泉に送った書簡もその一つである。この書簡は二月四日付の『東京新報』に掲載された。井上は、教育を智・体・徳の三つに分類する方法がスペンサーの考え方に基づいていること、ギリシャやドイツの哲学者はこのような区別を行わなかったことを指摘し、プラトン、リーケ、ワイツ（＝ヴァイツ T. Waitz）、モンテスキューらの分類例を挙げる。さらにヘルバート（＝ヘルバルト J. F. Herbart）、アリストテレス、孔子、クセノフォンの音楽論を紹介している。また、音楽が国家にとって必要であることを説き、これを認識しないわが国の文化の低さを指摘する。そして議員に、音楽学校へ行って心洗われるような音楽を聴くよう勧めている（この書簡は次項で挙げる）。

同じ頃、伊澤修二、神津專三郎の両氏も、それぞれ明快で説得力のある論述を発表している（次項参照）。

こうしたさなか、紀元節祝賀式が、この年も東京音楽学校で開かれ、伊澤校長および島田三郎衆議院議員の演説があった。島田の演説の趣旨は、音楽は洋の東西を問わず、古くから教育上不可欠のものとされてきた。しかし、わが国では封建時代には音楽は算術とともに教育の範囲から外れていたために、正雅ならざる俗曲が横行して風俗を乱してきた。しかし音楽が心身の健全な成長に必要であることは、西欧や中国の思想と実践が示してきたところである。現在、わが国では音楽は他の芸術に比べて遅れているが、今後音楽に携わる人は音楽の発展にいっそう尽力してほしい、というものであった（四の項参照）。

大荒れの帝国議会に対し、議会の前後や休憩に陸海軍の演奏を入れてはどうかと提案する記事も現れた。

帝國議會に音樂を用ひよ

眞理を發見し正論を案出するは、常に喧囂の街衢に於て爲す能はずして、幽邃の地に虚心平氣を保つ時にあり。近時帝國議會の紛擾日一日より甚く、曰く硬、曰く軟、曰く中軟、口角沫を飛し、舌頭火を吐きて、目眥將に裂けんとす。此喧囂の中にありて或は正當の議決を爲すこと甚難し。然らば議會の前後若くは休息の時に於て、海陸軍の音樂を奏して、議員の激熱を融和すること甚太切（ママ）なり、又此の如くせば兼ねて安田氏の如き音樂上の聾者を、不言にして服せしむるに足るものあらん。

（『教育時論』第二一〇号、明治二十四年二月）

衆議院ではその頃特別委員九名が選ばれ調査を依頼されていた。委員

長は岩崎萬次郎であった。二十日付の『東京新報』には岩崎の報告が載っている。特別委員の審議の結果では「第一高等中學校以外の學校に對しては支出せざるべし」、「各地方高等學校の本科は之を第一高等中學校に集め以て政費を節減するに在り」なっていた。これに対して、政府委員として説明に立った辻文部次官は、第一高等中學校だけでは地方高等中学校の役割を背負いきれない、地方で人材が育たなくなるなどの点を挙げて地方高等中学校の必要を説いている。続いて女子高等師範学校について、女性教師の存在が女子教育のみならず男子においても幼少には必要であること、加えて、女性教師は男性教師よりも給料が低廉ですむなどの点を挙げて存続を求めている。そして音楽学校については「東京音樂學校唱歌音樂を教授するを主眼とし此校を措て他に之を教授するの學校なし特に音樂唱歌は兒童の精神上の教育に必要なるが故に今日には到底此學校を廢すべからず　又天野君等の意見にては此等の各學校を廢せられざるも經費は非常に節減を加へられたり此にては機關の運轉望むべからざるなり」として、原案のまま可決するよう訴えている（『東京新報』明治二十四年二月二十日）。この結果、特別委員による審議は越権ではないかとの意見が出され、天野爲之他二名による修正案を議題として再審査されることとなる（さらに詳細は『官報』附録参照）。

二月二十五日発行の『音樂雜誌』には、この予算審議の経過が記され、音楽学校の存続がようやく決定されたことが報告されている。安田議員の質問のことは重複するが、それを含めて引用しておく。

東京音樂學校の存廢論に就ては世論も喧しく文部省政府案に對する衆議員の質問中にも安田愉逸氏の曰く音樂學校の要求額は壹万貳千九百貳拾圓で御座りまして昨年に比すれば二千四百圓の多額で有升從來音樂の如きものは單に人の耳目を悦ばせるものの如きもので御座りました成程文明の今日になりましては幾分か必要が御座りませう併し音樂研究の爲に壹万以上の國庫の負擔を要するか否と云ふは大に熟考しなければ成せぬが近來文部の趣意には三つの趣意があると聞いて居り升即ち學問するには体育智育德育と云ふ三つを趣意として教へると云ふ抑も此音樂は德育の爲で御座りませうか若くは知育の爲で御座りまする或は体育の爲で御座りまするか文部省では如何に此音樂を見て居らるゝかと論しられ遂には特別委員九名を撰ばれ其委員長岩崎万次郎より●十八日に報告されたるものは即ち文部省所管第二款諸學校經費の審査特別委員會報告として其本文には本會に付托せられたる文部省所管諸學校經費審査候處其結果即第四項なる第一高等中學校に對し其經費金八万七千六百八十五圓九十三錢五厘を支出するものとし第三項の女子師範學校第五第六第七第八項の各高等中學校及第十二項の東京音樂校の經費は凡て支出せざるものと決定す但し天野爲之外二名は本文の議決に反對なる意見を有するが故に議院規則第五十七條に依り特に意見書を提出す右報告に及ひ候也と嗚呼今音樂校の命脈も已に絶たんとするの勢其關係の人々にも薄氷を踏か如くの思ひにて其終決を待しに天野爲之外二名の脩正説にて起立多數を得依然と存置する事に決議したり吾邦音樂の爲めに賀すべきなり只願ふ音樂學校は尚ほ一層奮て有爲の志士を養成し美妙の技師を出して音樂の眞價をあげられんことを希望して止まさるなり

（『音樂雜誌』第六号、明治二十四年二月）

この時の『音樂雜誌』は、巻頭で音楽学校がようやく廃止を免れたことを報じ、音楽関係者に「豈に徒らに眠れる獅子を學ぶの時にあらざるなり」と呼びかけた（二項の「猶務めよ」）。ほかにも〈君が代〉さえ満

足に歌うことのできない人が多いことを指摘し、音楽教育の普及を訴えるもの（二項の「時來れり」）、国立音楽学校の必要を強調したもの（二項の「東京音樂學校の件に就き意見書」）が同時に発表されている。同校の存続を求める声はこの頃いちだんと盛り上りを見せているが、これらは二の項に一括して挙げる。

三月に入ると議員の音楽学校参観が実現し、このための演奏会が開かれた。伊澤校長はここでも同校の事業を説明し、その重要性を強調した。

議員の音樂校參觀

三月十日と十七日との二回貴族院衆議員の諸氏數名つゝ參觀されたるにより同校にては種々の樂曲を演奏し且つ伊澤校長には樂曲說明として左の如く陳べられたり

今日は本校に議員諸君の來校を辱なし校員一統謝する所なり此幸機に際して少しく本校の事歷を陳べ來校諸君の參考に供せんとす

本校は已に諸君の了せらるゝ如く先つ一方には教育に關して幼稚園、小學校、中學校に對し其子弟の德性を涵養し愛國の氣象を養成するに適する所の歌を作て此種の學校に用ゆる事を務るを以て今此本校に養ふ所の生徒は卽ち其之を傳教する人たるべき者なり又一方には俗間の樂多くは卑猥に陷りたり故に俗曲の改良に一層注目せり先つ俗曲中には第一箏曲が正しき者なれば之が樂譜を作る事を務たり將來の子弟は概ね學校就學中に樂譜を讀を知が故に自然に之を吟奏することを得べし及樂譜なる者は仮令万代の後に至るも其樂譜に依て其當時の現況曲質を存すへし先つ今日用ゆる所の唱歌の本は幼稚園唱歌集、小學唱歌集、中等唱歌集、高等唱歌集又其他俗曲改良には箏曲集とす次に本校の學科は（唱歌）此科は人間の發音を善し且つ健康上大に益ありて肺氣あるものゝ如きは能く之か爲めに治するを得へし又た總て學問を研究する爲めに精神を勞するものは此優美なる音樂を以て其精神を怡慰する實に智育に効あり併せて歌章の正雅高尚なるものを授くれば自然に其德性を養へて愛國の心情を育すへし（洋琴）此科は音樂を學の階級にして恰も學問する時に文典を學ぶに等し而して洋琴の曲は尤も高尚なるもの多し（洋胡弓）此科は稍や高尚にして樂器中の帝王と稱せらるゝ程の高尚なる且つ便利なる樂器なれは隨て其奏法の練習も至て至難なる者の代に亦洋の東西を問はず何れの國の樂曲たりとも容易く之を彈奏する事を得へきものなり（風琴）此は調糸の永く狂はさるものにして唱歌の聲を練るには至極適當なるものなり（箏）此は吾邦の樂器中にも其上位を占むる故に之を教ゆ先つ今日演奏する所のものは唯た其の大体の一班のみそれより種々の奏樂ありて最後には山勢松韻の箏原如童の尺八遠山甲子子の洋琴三曲合奏箏曲六段を奏して了られたり

（『音樂雜誌』第七号、明治二十四年三月）

結局、二十四年度の東京音楽学校に対する政府支出金は、査定案で零となり、その後修正されて、原案より千七百十二円八十銭少ない一万四百九円二十銭となり、この段階で歳出額、歳入額ともに、一万二千七百八十七円二十銭となる。そして最終的には、原案より五百円少ない一万四千円、政府支出金一万千六百二十二円で可決された（『大日本教育會雜誌』第一〇四号、明治二十四年三月の「文部省所管明治二十四年度歳出入豫算ニ關スル帝國議會議事ノ要略」一二七〜二一三頁参照）。

ついでながら、明治二十五年度の東京音楽学校の予算案は、「歳入経常費金一万三千九百七十七圓内政府支出金一万千六百二十二圓諸収入二千三百五十五圓　歳出経常費一万三千九百七十七圓内俸給及諸給一万千四百六十圓廳費千八百二十四圓拾六錢修膳費金二百圓旅費金四圓九十八錢雑給金四百八十七圓八十六錢　資金部歳出維持資金支出内金三百三十三圓六十九錢五厘内財産購入代金三百三十三圓六十九錢五厘なり」（『音樂雑誌』第十五号、明治二十四年十二月、十四～十五頁）となっていた。

二　関連資料

次の二つの文は、ともに帝国議会開院の少し前に書かれたものである。当時、音楽と風教、音楽と智徳といった問題に関心が寄せられていたことをうかがわせる。

音樂の風教上に及ほす影況

在德島　妹尾繁松

風教とは何ぞや曰く社會風俗の教育に關係するもの是なり委しく之を云へば時人の品行及び衣食住生業の有樣冠婚葬祭其他の儀式作法圖書歌舞音樂等なり而して此等社會の風俗は教育上に至大なる勢力あるものにて家庭に於る父母の教訓學校に於る教員の訓論と殆んと並行するものなり何となれば家庭及ひ學校の教育にして善良なるも若し社會紊乱して流風汚俗滔々として此社會に漲りたりとせん乎ペスタロツヂー、スペンサー、が幾人出て來るも其功なかるべし蓋し學校及ひ家庭の教育は正面的にして多少の弊害あるにもせよ皆な人を正道に導かんが爲めに正面に働きつゝあるものなり然れとも社會の風俗は錯雜にして善もあれば不善もあり善なれば良し然れとも若し不善なれば其弊害の及ぶ處最も鮮少にあらさる可きなり是を以て之を觀れば家庭、學校及び社會の教育は實に鼎足の如く一も偏廢すべからざるものなり

時の古今と地の東西とを問はす又上下貴賤の別を論せず音樂は社會に流行する一の風俗にして風教上最も勢力ある關係を有し常に等閑に附すべからさるものなり蓋し音樂は其國人道德品位の差に據り區別あるべけれとも人の情緒の感發するものなれば自然に社會に存するものなることは明なり然らば之を禁せんとして禁せらるべきに非ず自然に人情に出つるものなればこそ其知覺に至ても人の性情に固有するなれ然らば則ち音樂の事たる吾人人間社會より之を捨て去らんとするも天賦の固有にして能はざること恰も人身中に存する機能を除去せんとするが如し焉ぞ能ふ可けんや故に音樂は一般に社會に之を奬勵して其社會に益ある事營養機能の人身を益するに異ならさるなり然りと雖とも音樂に種々あり其良否を審察して之を取捨せざれば其利害得失を異にし音樂の妙用却て其反對の結果を來すことあるは古今の歴史に徵する處なり只夫れ閑雅勇壯の音樂にして世に行はるれば其風俗を易へ教育上に利益を與ふること大なる可けれとも淫樂柔弱を旨とし其好向の何たるを問はされは其風俗を紊し教育上に妨害を及ほすは勿論國家の大勢に關係を及ぼすこと大なり去れば支那の樂書にも云へり凡音者生人心者也。情動於中。故形放聲、聲成文、謂之音、是故治世之音、安以樂、其政和、乱世之音、怨以怒、其政乖、亡國之音、哀以思、其民困、聲音之道與政通矣、又希臘のプラトは云へり總て新規なる音樂を論入する事は全國家を危く

するが故に忌憚せさるべからず何となれば苟も音樂の格式を乱す時は最も緊要重大なる國家の制度を風動せさる事無ければなり我看守人の看守臺を設立すへき此處に此音樂にあり何んとなれば無法不正の歡樂遊戯を外貌とし更に害を爲さゞるを口實とし容易に人の知らさる内に潜入匍行し來るは此に此音樂に在れはなり此無法次第に寄寓する所を得て遂に全く風俗習慣に浸潤す是より一層勢力を增し出ては互の約束に立入り約束より進んで遂に法律憲法にまでも潜入し此上もなき厚顔無恥を見はし遂に公私を問はす何事をも皆顚覆して止むと

如斯東賢西哲も音樂の社會に關する意見は皆一轍にして之を國家に播し化育に資し以て治道を裨補せしこと史乘に明かなり凡そ事の最も社會に勢力あるものは何事によらず巨多の人に通有するものたり而して音樂は上下貴賤を問はず是程社會に行はるゝもの比なし隨て其社會に大なる影況を及ほす事其他の風俗よりも甚だしく風教上最も重大なる關係を有するなり

抑も世人食物を以て身体の費耗を充たす事を理解すれとも心意の疲勞を養ふに快樂を以てするの必要なるを信するもの鮮し人は身体と心意との二種より成立ち居れは身体に食物を給するの必要あれば心意を養ふに快樂を以てせざるべからざる事見易きの理なり且つ人世は漸次多忙繁雜を增し安閑坐食すべきものにあらざれば人の此世に處する多少其心身を費耗せざるを得すされは誰も其心身を費耗する度位に隨ひ快樂を求めて之を慰せざるべからざるの必要なる事明なり而して快樂なるものは只に精神を慰するに止まらす實に道德の本源は之れより出づるもの多し然れとも快樂に種々あり肉体に關するものあり智德に關するもの等ありと雖ともしかも貴賤に通し最も高尚にして快活なる快樂は音樂に若くものなし從來我國の習慣によれば音樂は女子の弄ぶべきものとし男子の之に近くは柔弱の至りとし甚た之を輕んぜしものなりし尤も從來行はれし音樂には婉柔にして男子には適當ならさりしものもありしなれとも之が反動は武骨殺風景にして上等の人士も肉体上の快樂を以て此上なきものとし鯨飲馬食其不德なるを知らす其心意を養ふの道を斯る卑劣なる境遇に求むるの已むを得さる實に慨歎すべき至りならずや夫れ音樂のものたる決して女子の特有物にあらずして優美高尚なる情操を養ふに足るへき音樂は男子の求むへき快樂として最も適當なるものなり平和の時には家内團欒歌唱して其神意を怡撫し以て其心身を養ひ國家の祝日には國歌を咏吟して聖上の恩澤を敬思し國家の萬歳を祈り事ある時には軍歌を謡徹して敵愾の心を鼓舞し愛國心を奮勵すべし如斯んは其風教上に及ぼす影況大にして其國家を利する事少なからざるべし之を要するに音樂は風教上に重大なる關係を有するが故に亡國の音は之を退く可きは勿論高尚快活なる音樂は之を社會に奬勵するを務む可きなり

（『音樂雜誌』第三号、明治二十三年十一月）

智德上に及ふ音樂の勢力を論す

長崎　伊東達彦

抑も音樂は甚た博濶の問題にして其他に關涉する所亦繁ければ此限りある紙上に於て其効力を論し盡すは蓋し容易の業にあらず然れとも人間の智性德性に於ける其感化力を論するは敢てなし得可らさ

る事にも非ざるべし故に茲に聊か卑見を吐露せんとす

現今社會に於て人々の注意を惹く所の問題は其數勝て算ふ可らすと雖とも其眞相の未た能く人に知られさる事此音樂の如きはあらさるべし故に人多くは音樂を修むるを以て一種の閑散事業若くは遊興の如く看做し之を以て人畢生の業務と爲すもの甚た罕なり故に其結果として音樂の修業は獨り天與の妙調を以て胸襟を滿たし未見未知の新利益を發揮せんとの希望を懷ける少數者に放任し去れり蓋し此少數の音樂者は遂に他の學術技藝が人の品格上に感化力を有すると同しく音樂も亦感化力ある事を世に公にせり

夫れ人を動かすに足るの感化力は必す人を左右し得るの勢力あるものなれば若し其感化力にして不良ならんか必す吾人の品格を賤陋ならしむへし然れとも若し其感化力にして高尚純潔ならんが爲に吾人の知覺力は鋭敏を加へ希望は高尚壯大に進み而して全幅の精神氣性は新なる勢力と眞美を以て充溢するに至るや言を待たず音樂の如きは則ち斯る感化力を有するものにして吾人人類は斯く感情を經過し來る所の感化力に對し最も鋭敏なる受感性を具ふるものなり蓋し斯の音樂が其大感化を吾人に及ほすには冷淡なる思考力を經由するに非すして則ち此感情を經由するなり

夫の彫刻繪画は美の外表に關るものにして熟思深察を遂くるに非ざれば充分の快情心に發せさるなり然れとも音樂は熟思深察するを要せずして直接に人心の極奥に秘める感情を衝動するものなり又夫の詩歌は人生の喜樂悲哀の物語りをば最も優雅なる最も美麗なる辭を以て說くものなれとも人の思想感情の餘りに奥深く之を言ひ出すに辭盡るに至れば則ち音樂のありて其靈妙なる音調は人間感情の千態萬狀なるを唱ひ出して餘蘊なからしむ試に日は西山に春きて黃昏咫尺の間に迫り虫聲四方に起る秋の夕朗々として響く妙へなる調べを聞け或は故山の晩景忽然として目前に湧出し或は永逝せる愛友の温顔見へ其慕はしき聲音聞ゆ又靈精一たび音樂の翼に乘すれは忽ち飛んて天堂に到り羔の頌を唱へる天軍と相和するを得べし而して古へより勇將猛卒を激勵して勝利の戰場死戰の地に突進せしめし軍の歌は今に吾等の口にあり夫の殉教者の魂魄は頌歌の聲に纏れて獅子の穴、火刑柱、血塗れなる斬首臺血腥き沙場の邊より飛んて天の故鄉に入りしなり音樂と人生との關係は其れ斯の如く緻密なり斯く緻密なるか故に音樂の眞想を知悉する亦た難きなり

然れとも音樂は啻に各個人の品性を作るに於てのみ感化あるにあらず一國の元氣性格を作るにも亦然りしなり曾て或人が「予をして國民の歌を作らしめよ國民の法律は何人を制定するも予れ與らず」と疾呼せしを以て謳歌音樂が大勢力を國民の上に有するの事實を明言したるものと謂ふべし吾人詳に歷史を考ふれば各時代の音樂は即ち當時に於る智德發達の狀態を寫せる眞畫たるを知らん例せは蠻民の音樂は粗野にして不調子なり肉樂に耽けりし羅馬人の音樂は多くは淫猥卑陋にして見るへきものなく古昔基督教徒の詩歌音樂は其單純なる信仰を表代して清潔質朴なり而して宗教改革時代には多難多艱の境遇に處して失望喪沮せる心靈を鼓舞振作する勇壯快活なる頌歌を多く生せしなり

夫れ基督教は唱歌を重んするの宗教にして其到る處には其音樂も亦必す之に伴ひ信徒の心意中に新思想を刱造し以て大に人の眞理を受くるを助けたり而して音樂か教訓の手の達し及はさる處に達して

福音の傳播を助成したる功績は實に偉大なるものなり」人或は問はん音樂を學ふは人間の德義上に於ける如く智識上に於ても亦利益あるかと余は之に答へて然り若し之を學ふに其法を以てせは必す利益ありと云はん是れ唯だ音樂に於てのみ然るに非す何等の學業と雖も其根源より究め來るに非されば以て人の品性に善良なる感化を及ほす能はさるなり從令百般の學藝技術を併せ修むるも若し唯皮想を以て滿足せば安ぞ眞に人の智識を進めたりと言はん哉抑も音樂を學ふとは單に樂器を按し音譜を習ふのみの謂にはあらず夫れ音樂は輕快なる性質を含有すると共に歷史傳記心理美學宗教の部門をも含有するものなれは忍堪精勵以て此等雜多の性質部門を推究して後始めて音樂を學ひ得たりと謂ふべし

音樂的心理學なるものは現今稍世人の注意する所となりたれとも之れに關する著書は未た多からす歷史傳記の類は稍多しと雖とも之れすら未た充分の需要あるに至らず

之を要するに吾人々類が感情に於て音樂の勢力を受くるの天性を有する事は明白なれとも其智識上にも亦大關係を有することに至りては學者有識家と雖とも猶ほ未た之を知らさるもの多し故に音樂を專修するが如きは彼等の以て甚だ迂遠となす所なり然れとも音樂を學ひ專ら是と人間智德との關係を究め音樂を以て人生に必要なる天の恩賜となすの輩は其心靈を開達し理想を高尙にし志操を鞏固にし而して感情を淸淨濃厚ならしむるを得るは更に疑なき也

（『音樂雜誌』第三号、明治二十三年十一月、同第四号、明治二十三年十二月）

当時の伊澤修二校長も、自ら主幹を務めていた『國家教育』の中で、学校唱歌が聴覚の育成を通じて智育に貢献すること、また『音樂取調成績申報書』を抄出して、唱歌が健康にも良いことを説いている。

學校唱歌ノ智育體育ニ於ケル關係　伊澤修二

音樂ノ事ハ近時一ノ問題トナリ學校唱歌ノ何物タルヤモ漸ク世人ノ注意ヲ惹起シ遂ニ堂々タル帝國議會ノ衆議院ニ於テ音樂ノ智育體育ニ就キ關係ノ有無ヲ問ハルヽ君子アルニ至リタルハ兎ニ角喜ブベキノ一時トヤ言フベキ此時ニ當リ余輩斯道ニ從事スル者己ガ知リ且信スル所ヲ吐露シ以テ諸君ノ參按ニ供スルハ當ニ盡スベキノ本分ナリト信ズ是レ余ガ此一文ヲ草シテ本誌ニ揭載スル所以ナリ

先ツ最初ニ唱歌ノ智育ニ關係アリヤ否ヤヲ述ベンニ吾人ノ知識ハ其始メ皆耳、目、舌、鼻、身ナル五官ノ助ニヨリテ物理界ヨリ心理界ニ收メ來リ以テ各自所有ノ知識ニ同化シテ之ヲ保存增殖シ時ニ臨テ之ヲ運用スルモノナルハ何人モ自己ノ經驗ニ照ラシテ自ラ悟ルコトヲ得ン然ラバ則右五官中ノ頗ル重要ナル二官即チ耳ト舌トヲ教養スルハ智育ノ宜シク務ムベキ所ナルハ明ニシテ唱歌ハ主トシテ此目的ヲ達スベキ一科ナリ尤モ此說ハ決シテ新奇ノ立論ニ關カルニ非ズ余ガ今ヨリ八九年前ニ著シタル教育學智育ノ部五官教養ノ法及其要ヲ論スルノ章ニ左ノ一節アリ

聽官（耳覺）ヲ教養スルハ音ニ非レハ能ハス小學ノ教科ニ讀方唱歌等ノ科ヲ設クルハ主トシテ該官ヲ教養スル爲メナリ人ハ聽官ノ教養ニヨリテ美育ヲ喜ブヤウニモ惡音ヲ好ムヤウニモナルヘク正音ヲ學ブモ不正音ヲ習フモ唯其方法如何ニ在ルノミ故ニ我國東隅

ノ人ハ「ユキ」ヲ「ズキ」ノ如ク言ヒテ正シキト思ヒ西陲ノ人ハ「リヤウゴク」ヲ「ヂヤウゴク」ノ如ク言ヒテ正シきト思フ是レ他ナシ聽官ノ教養正シカラサルカ故ニ自ラ其音ノ不正ナルヲ悟ラザルニ因スルノミ抑人ノ思想ヲ通ズルニ最要ナルモノハ言語ニシテ其發音を受ケ其意義ヲ傳フルノ具トナルモノハ聽官ナリ啞子ノ言フ能ハサルモ必竟(ママ)聽官ノ具備セザルニヨルモノ多シト云フサレバ聽官教養ノ教育上忽ニス可ラザルヤ明ナリ

此ニ少シク實地上ノ經驗ヲ述ベンニ曾テ靑森縣師範學校長某氏卒業生徒數名ヲ伴ヒ來リ東京師範學校ノ事業一覽ノ後話次東北人ノ言語發音不正ノ事ニ渉リ余ニ向テ該生徒等ノ發音ヲ正サンコトヲ求メタリ乃チ之ヲ諾シテ發音矯正法ヲ施シタルニ二週間餘ノ學習ニ依リ其五名中三名ハ既ニ東隅人ノ通癖ナル鼻音ノ訛ヲ正スヲ得タリ其後余ハ同法ニ依リテ純然タル啞生徒ニ正シク言語ヲ發セシムルコトヲ試ミ又今日ニテハ東京音樂學校ニテ生徒ノ發音ヲ正スコトヲ務メ居ルガ皆能ク其奏功ヲ見ルニ至レリ余ガ實驗ニ依レバ世ノ中ニハ發音甚ダ正カラズシテ殆ド半啞ト稱スベク聽音甚ダ鋭カラズシテ殆ド半聾ト稱スベキモノ少カラズ此等ノ人々ハ自ラ其不完全タルヲ悟ラズト雖トモ之ガ爲メ其知識ノ收得運用上ニ缺失アルコト明ナリ若シ斯ル人ニシテ幼時ヨリ純正ノ唱歌ヲ習ヒタランニハ一層完全ノ發達ヲ爲シタランコト疑ナシ又時ニ雄辯家ニシテ善ク樂律ヲ解スル者ガ堂々辨論ノ際巧ニ音聲ニ抑揚高低ヲ施シ金玉ノ名論ヲシテ益々鏘々ノ音ヲ發セシメ爲ニ聽衆ノ心膽ヲ奪ヒ多衆ノ同感ヲ得ルガ如キモ亦今日稀ニ見ル所ナリ抑知識ハ圖書ノ文庫ニ於ケルガ如ク徒ニ頭腦中ニ貯蓄シ置クベキニ非ズ能ク之ガ增殖運用ヲ計リテコソ眞ノ知識トハ云フベケン今日ノ活世界ニ立チ實用ノ知識ヲ收得スルモノ聰耳ノ助ヲ假ラズシテ可ナリト云フヲ得ベキカ其知識ヲ運用スルモノ快舌ノ力ニ依ルヲ要セズト云フヲ得ベキカ此二官ノ教養ニ資スル唱歌ノ智育ニ必要ノ關係アルコト又明ナラズヤ

次ニ唱歌ノ體育ニ關係アリヤ否ヤヲ述ブベシ是亦別ニ新說ニ關カルモノニハ非レトモ明治十七年ニ余ガ音樂取調掛長トシテ時ノ文部卿ニ呈出シ爾後印刷ニ附シテ廣ク世上ニ公布シタル音樂取調成績申報書中音樂ト教育トノ關係ノ條下ノ一節ヲ抄出シ以テ我社友ノ閱覽ニ供セン

健康上ノ關係

人體中重要ナル機器ハ其數少カラズト雖トモ中ニ就キテ呼吸ニ關セル諸機ノ最モ重ズベキハ皆人ノ知ルトコロニシテ人ノ生命ハ呼吸機ノ健否ニ依リ身體ノ强弱ハ此機關ノ良否ニ依ルト云フモ可ナルベシ是レ人ハ數日食ハザルモナホ其生命ヲ保ツヲ得ベシト雖トモ呼吸ヲ廢シテ秒時モ之ヲ保存スル能ハザル所以ナリ人幼時ニ在テハ其筋肉骨骼柔軟ナルガ故ニ適當ノ良法ヲ用キテ之ヲ發育スルトキハ能ク胸膈ヲ開暢シ肺臟ヲ廓大スル事ヲ得ルモマタ難カラズ然リ而シテ此目的ヲ達スルノ方法ハ現時教育家ノ研究セル結果ニ據レバ適當ナル唱歌ヲ施スヲ以テ最良トス何トナレバ自然ノ定律ニ從ヒテ教授スルトコロノ適當ナル唱歌ハ聲音ヲ練リ體格ヲ正シ呼吸ヲ適度ニ使用シテ胸膈ヲ開暢シ以テ肺臟ヲ强健ナラシムルノ効益アルヲ以テナリ有名ナル音樂家ノ說ニ據レバ歐米ノ諸國唱歌ヲ小學ニ導キシ以來統計上人民健康ノ度ヲ進メタリト云フ現ニ本掛傳習生幷ニ本掛ニ於テ臨敎スルトコロノ兩師範學校及學習院生

徒ノ如キモ唱歌ヲ修ムル以來其日タル尚淺シトイヘトモ其中往々血色ヲ進メ健康ヲ致セシ者アリ是レ各種ノ因由ノ致ス所ニシテ一二ノ單因ニ歸ス可ラズト雖トモ亦以テ唱歌ノ健全上ニ益スル一端ヲ見ルニ足ルモノト云フベシ

以上ハ教育ノ學説ト實地ノ經驗トニ就キ其大要ヲ掲ゲタルニ過キザルノミ社友諸君請フ之ヲ諒セヨ

因ニ云フ本論ノ旨意ニ就キテハ古來東西諸名家ノ定説數多アルニ拘ラズ專ラ自著ノ書ヲ引用シタルハ他日大方ノ教示質正等アルニ際シ若シ其説ノ謬妄ナルヲ發見スルコトアラバ其責ヲ全ク一身ニ負擔セント欲シタルニ依レリ更ニ他意アルニ非ス

（『國家教育』第五号、明治二十四年二月）

同志は、毎号「國家教育」という欄を設け、国家と教育に関する問題に正面から取り組んでいる。第五号と第七号は、教育制度のあり方、教育機関の運営のあり方などを論じ、音楽学校にも言及している。個人主義を宗とする合衆国においてすら国家が教育事業に巨額の費用を投じていること、また、今日わが国を開明に導き立憲政治の基礎となったものは、徳川幕府が昌平黌や藩学校を国費で維持した成果にほかならないことを指摘し、教育機関が国費によって設立・維持されるべきであると説く。

國家教育

凡ソ一國ノ教育制度ヲ研究セントスル者ハ一二ノ學説理論ヲ基礎トシテ理想的ニ之ヲ論斷ス可ラズ必ズヤ遠ク之ヲ其國ノ歷史民俗習慣等ニ考ヘ近ク之ヲ其ノ國ノ時勢ニ照ラシテ而シテ後始メテ其論據ヲ明確ニシ其斷定ヲ錯ラザランコトヲ務ムベシ然リ而シテ其研究ノ法種々アリト雖トモ二個ノ大ニ相異ナレルモノヲ取リ來リテ交互對照シ其異同ノ點ヲ指摘シ以テ眞理ノ存スル所ヲ明ニスルハ研究上頗ル便捷ノ法ナルニヨリ今此法ニヨリテ現今我教育制度ノ一般ヲ概述セン

吾儕カ見ル所ニ依レバ我教育制度ヲ究ムルニ當リ最モ對證ノ便ニ供スルニ適セルモノハ蓋シ亞米利加合衆國ナルベシ遽ニ此言ヲ聞クモノ或ハ其説ノ甚タ奇異ナルニ驚クモノアルベシト雖トモ靜慮熟思スルトキハ決シテ奇説ニ非ルヲ知ルベシ抑彼ハ共和政治ノ國ナリ彼ハ最モ自主自由ヲ尊ブ民ナリ彼ハ個人主義ヲ以テ世界ニ名高キ國ナリ彼國民ニシテ懷抱スル所ノ教育上ノ思想如何、施設スル所ノ方法如何ヲ覺悟セバ個人主義ヲ主張スル者モ亦大ニ省慮スベキノ點ヲ發見スルナルベシ

凡ソ一國ノ教育制度ヲ論ゼンニハ先ツ其國ノ歷史ト風俗トヲ觀察セザル可ラズトハ吾儕ガ前提ニ明掲セシ所ナリ抑米國ノ成立ハ如何彼國ハ始メ英國殖民ノ一部ヨリ成レル新建國ニシテ廣漠タル國土ヲ有シ原野ノ未ダ開墾セザルモノ幾百千萬頃ヲ以テ數フベシ故ニ立國ノ始ニ當リ中央政府ヨリ此未開墾ノ土地ヲ各州ニ附與シ各州ニ於テハ此土地ノ讓與又ハ貸付ニヨリ收入スル所ノ金額ハ或ハ大學及專門學校ノ資本金トシ或ハ公學校ノ資金トシ以テ高等教育又ハ普通教育ノ資ニ充ツルコトヽナセリ又彼國ノ風俗ハ大ニ我國ニ異ナリ其相續法ノ如キモ家督相續ニ非ズシテ遺囑相續ナルガ故ニ富豪ノ生前又ハ死後ニ其巨額ノ財產ノ一部又ハ全部ヲ擧テ大學其他ノ學校ニ寄附スルモノ甚ダ多シ彼有名ナル「ハーバルド」大學校等ニ於テハ今日ニ

テモ時トシテ一週間ノ寄附金數萬圓ニ上ルガ如キハ決シテ異例トセザルナリ又彼國ニ於テハ國民皆ナ教育ヲ尚ブヲ以テ教育ノ爲ニ課稅セラルヽハ毫モ意トセザルモノヽ如ク或ル州ニ於テハ憲法ヲ以テ教育ノ爲メ一人ニ付一弗五拾セントマデノ分頭稅ヲ課シ得ルコトヲ定メタリ又或州ニ於テハ分頭稅ハ苛酷ノ性質アルモノナレトモ學稅ニ限リ之ヲ許スコトヲ憲法ニテ認許セリ（因ニ云フ試ニ米國ノ例ニヨリ我四千萬ノ人民ニ分頭稅ヲ課スルトセバ六千萬圓ノ巨額ヲ得ベシ）又彼國ニ於テハ親族ナキ者ノ財產ハ死後ニ沒收スルノ法ニシテ此財產モ多クハ教育資金トナル徵兵免役料ヨリ生スル金額ノ如キモ亦教育資金ニ入ルヽヲ例トス斯カル方法ニ依リ國費ヲ以テ無謝義ノ公學校ヲ設立シ以テ國民教育ノ基礎ヲ鞏固ニシ又大學校專門學校等ニハ鉅額ノ元資金ヲ附與スルモノ少カラズ噫彼個人主義ヲ宗トシ自主自由ヲ尚ブノ極度ナル米國ニ於テスラ國家カ教育ノ事ニ鉅額ノ費用ヲ費シ以テ高等及普通ノ教育ヲ維持スルコト斯ノ如キコトヲ知ラバ或ル論者モ思半ニ過グル所アラン

翻テ我國教育ノ歷史ト習慣トヲ觀察セバ如何ナル現象ヲ發見スルカ抑上古及中古ノ事ハ暫ク措キ德川氏治世以來ノ事蹟ヲ考フルニ幕府ハ昌平黌ヲ立テ當時ノ國費ヲ以テ之ヲ繼持シ各藩ニハ藩學校アリ勿論藩費ト稱スル國費ヲ以テ之ヲ設立維持ス藩ニ依リテハ藩學校ノ外鄕校ナル者ヲ置キ之ニ若干ノ學田ヲ附シテ維持ノ資トナシタルモノアリト雖トモ是レ實ニ稀有ノ事タリ明治維新ノ世トナリテハ首ニ昌平黌ト開成所トヲ合セテ大學ト爲シ漸次小學中學師範學校專門學校等ヲ置キ勿論國費ヲ以テ之ヲ維持スルノミナラズ高等ノ學校ニ於テハ始メハ生徒ニ官ヨリ學資ヲ給シテ之ヲ教養シ以テ國家ニ必要ナル人物ヲ造成セリ中頃宮費ヲ廢シテ貸費生ト爲シ今日ニ至リテハ其貸費モ既ニ廢セラレタリ此ノ如キ事蹟ヲ見テ議者或ハ以テ我國家ノ教育ニ國費ヲ費スノ過多ナルヲ訝ランカ是レ我國ノ歷史ト情勢トニ通ゼザルモノト云ハザルヲ得ズ何トナレバ我國ニ於テハ古來國費ヲ以テ高等ノ學校ヲ設立シ以テ國家ノ必要ヲ充タスノ習慣ニシテ他ニ高等教育設備ノ法無キニヨリ國庫金ヲ支出シテ之ヲ設立維持セザルヲ得ザレバナリ此事ハ後ニ詳論スルコトヽシ我國家ガ斯ク教育ニ國費ヲ費シタルノ結果如何若シ其成功費用ト相償ハズンハ斷然今日其方途ヲ改ムルモ不可ナカルベシ諸君考一考セヨ今日我國ヲ開明ニ導キ遂ニ此立憲政治ノ基ヲ立ツルニ至リタルハ前ニ費シタル國費ノ効果に非ズト云フヲ得ベキカ例ヘバ斯憲法ハ何人ノ力ニ成リ法典ハ何人ノ力ニ成リ鉄道ハ何人ノ力ニ成リ電信ハ何人ノ力ニ成リ高等及普通ノ教育ハ何人ノ力ニ成リ其他重要ナル文藝技術ノ何人ノ力ニ成リシカヲ考一考セバ其大部分ハ前ニ國費ヲ給與シ又ハ貸付シテ着成シタル人士ノ力ニ依レルコト自ラ明ナルベシ果シテ然ラバ我國家ハ決シテ教育ノ爲ニ濫費ヲ致シタル者ニ非ズシテ十分良好ノ報酬ヲ得以テ國家ノ必需ニ充タシタリト云テ可ナリ

二十餘年來我國ノ教育文藝技術進マザルニ非ズト雖トモ之ヲ他ノ開明諸國ニ比スレバ猶甚幼稚ナルヲ免レズ故ニ今日ハ益高等教育ヲ盛ニシ以テ國家必須ノ人物ヲ養成スベキノ時期ナリ決シテ小成ニ安ジテ揚々自得ノ色ヲ顯ハスベキ時ニ非ルナリ而シテ此事タル大學及專門學校ニ委スルノ外他途アラザレバ國費ヲ吝マズシテ此等高等及專門教育ノ事業ヲ擴張セザル可ラズ議者或ハ以テ大學及專門學校獨立セシムベシト爲ス其說固ヨリ可ナリ然レトモ其獨立ノ方按ニ至テ

ハ如何彼米國ノ如ク廣漠ナル土地ノ以テ其資金ニ充ツベキモノアルカ豪農巨商ノ一時ニ數百萬圓ヲ寄付スルガ如キモノアルカ抑亦別ニ學稅ヲ課スルノ方按アルカ之ヲ我歷史ト習慣トニ照セバ自ラ悟ル所アルベシ我國ノ歷史ハ高等及專門教育ハ國費ヲ以テ維持スベキモノナルコトヲ證示ス歷史ハ累代ノ結果ナリ一朝ニシテ其方途ノ變シ難キコト亦明ナラズヤ

議者或ハ曰ク大學及專門學校ノ維持ハ國費ヲ以テセザルモ私立ニ任セテ可ナリト嗚呼何ゾ思ハザルノ甚シキ此極ニ至ルヤ英米諸國ノ大學ノ如キ今日其體面私立ノ如キモノ無キニ非スト雖トモ是亦自ラ其歷史アリ習慣アリテ此ニ至レルモノニシテ之ヲ我國ノ現狀ニ適用セントスルハ猶木ニ緣テ魚ヲ求ムルノ類ナランノミ其歷史トハ何ソヤ彼大學ハ昔時或ハ其政府ノ設立ニ關リ或ハ巨大ノ土地資金等ヲ附與セシモノ又ハ富豪ヨリ巨額ノ財產ヲ寄附シテ設立シタルモノニシテ今日ニ至ルモ彼國ノ風習ニ依リ常ニ巨額ノ寄付金アルモノナリ之ヲ我國ノ今日ニ適用シ難キハ慶應義塾を大學ニセント企テタルガ如キ恰モ一好例ヲ與ヘタルモノト云フベシ福澤氏ノ名譽ト熱心トヲ以テスラ今日マデノ寄付金幾許ニ至リシゾヤ歐米人ノ眼ヲ以テスレバ實ニ憫笑ニ堪ヘザルコトナラン是レ發起者ノ罪ニモ非ズ我國民ノ冷淡ニモ非ズ唯我歷史ト習慣トガ許サヾルニ依リ之ヲ奈トモスルコト能ハザルノミ（大學及專門學校ヲ國家ニ於テ維持スルハ十分ニ國家ノ目的ヲ達セン爲ナルコト又之ヲ私立ニ委スルトキハ營業上利益アル學科ノミニ力ヲ用ヒ不利益ナル學科ハ最モ國家ニ必要ナルモ之ヲ棄テヽ顧ミザルノ弊アルガ如キノ論ハ世人ノ多ク唱フル所ナルヲ以テ之ヲ略ス）

（未完）

（第五號ノ續）

吾儕ハ前號ニ於テ我大學及專門學校ノ國費ヲ以テ設立維持セラルベキモノナルコトヲ論述セリ然リ而シテ專門學校ニハ其種類ニヨリ全ク私立ニ委シテ可ナルモノナキニ非ス法律學校ノ如キハ即チ其一例ニシテ設立維持ノ費用ハ巨額ノ金員ヲ要セズシテ學習者ハ其數甚ダ多シ故ニ此種ノ學校ハ之ヲ營業的ニ考ヘテモ得失相償テ餘アルモノナレバ國費ヲ以テ維持スルノ要アラザランカ之ニ反シテ其設立維持ニ巨額ノ費用ヲ要シ却テ學習者ノ少キモノニ至テハ國費ヲ以テ之ヲ支持シ國家ノ須要ヲ充タサヾル可ラス此類ニ亦二アリ一ハ國家ノ富强ヲ謀リ開明ヲ導クニ緊要ノ關係ヲ有スルモノ一ハ國家ノ品位ヲ尙シ風敎ヲ正スルニ切要ノ關係ヲ有スルモノニシテ各種ノ兵學校高等ノ醫學校工業學校商業學校農業學校等ハ甲ニ屬シ高等ノ文學校美術學校音樂學校等ハ乙ニ屬シ是レ皆國家ノ開明進歩ノ上ニ必要欠ク可ラサルモノナリ

次ニ中學校ノ敎育ニ關シ國家ノ任ズベキ範圍如何吾儕ガ見ル所ニ依レバ中學敎育ハ歷史上ヨリ觀察スルモ學理上ヨリ考究スルモ全然國家ノ專任スベキ性質ヲ有スルモノニハ非ルガ如シ何トナレバ中學ノ主トスル所ハ高等諸學校ニ進ムノ階梯タルニ過ギズシテ其生徒ハ將來果シテ國家ノ必要ニ應スベキ人物トナルベキヤ否ヤ言ハヾ猶未定ノ地位ニ在ルモノナレバ之ニ向テ直接ニ國費ヲ支出スルノ當否ハ吾儕ガ疑ヲ存セザルヲ得ザル所ナリ然リト雖モ中學敎育ハ大ニ中等人士ノ智德ニ關係シ中等人士ノ智德ノ深淺厚薄ハ直ニ國家ノ治亂興廢ニ影響スルモノナレバ國家ハ其固有ノ目的ト精神トヲ達シ得ベキ程度マデハ之ニ關涉セザルヲ得ズ其法如何概言スレバ中學校ノ敎則

規則ハ國家ノ制定スル所ニ依ラシムベキコト中學校長及中學校正教員ハ總テ國務官トシ國庫ヨリ俸給ヲ支辨スルコト是レナリ而シテ俸給外ノ費用ノ如キハ總テ授業料寄附金等ヲ充用支辨スルヲ適當トスベシ議者或ハ言ハン此ニ中學教育ト稱スルモノヽ中ニハ勿論尋常高等ノ二種ヲ包含スルナルベシ果シテ然ラバ其結果タル所謂教育ノ地方分權ニシテ其說ヤ好ミスベシト雖トモ我今日ノ國費ノ堪フヘキ所ナリヤ否ヤト吾儕固ヨリ之ニ應ズベキ成算ナキニ非ズト雖トモ此實地問題ノ如キハ單ニ後ノ君子ヲ待タンノミ

次ニ師範學校ニ就テハ如何吾儕ハ此問題ヲ講究スルニ先チ此ニ數言ヲ費シテ師範學校ト稱スル所ノモノヽ性質ヲ確定セザルヲ得ズ彼文科理科博物科等ノ專門ヲ設ケ其授業ノ方法モ分科大學ト紛ハシキニ至レルモノヽ如キハ吾儕ガ所謂師範學校ニハ非ルナリ生徒ノ寄宿舍ヲ兵營ト異ナラサラシメ武官ヲ以テ要職ニ充テ兵式體操ヲ以テ特ニ主要ノ一科ト定メ殆ド士官學校ニ異ナラザルガ如キ訓練ヲ施スモノヽ如キハ吾儕ガ所謂師範學校ニハ非ルナリ又單ニ生徒ノ勞力ヲ養成センコトヲ是レ務メ和漢文ニ歷史ニ地理ニ其授クル所毫モ中學ト異ナル所アルヲ見ザルモノヽ如キモ亦吾儕ガ所謂師範學校ニハ非ルナリ吾儕ガ見テ以テ師範學校トスル所ノモノハ教育ト稱スル一科專門ノ學藝ヲ授クルヲ目的トセル學校ニシテ教授モ訓練モ皆其目的ニ從テ施行セラルヽモノヽ特稱ナリト知ルベシ

師範學校ノ性質ヲシテ果シテ前章述ブル所ノ如キモノナラシメバ國家ガ之ニ對スルノ責任如何是レ吾儕ガ喋々ヲ要セザルモ全ク國費ヲ以テ設立維持スベキモノナルコト明ナリ何トナレバ國民ニ普通教育ヲ施スハ國家ノ責任ニシテ吾儕ガ所謂師範學校ハ國家教育ノ源泉ナレバナリ故ニ國家ハ其教則規則等ヲ定ムルハ勿論學校長正教員等ヲ國務官トシ國費ヲ以テ其俸給ヲ支辨シ且學校設立維持ノ費用ヲ支出スルヲ適當トスベシ然レトモ生徒費ニ至リテハ悉ク官費ヲ給スルハ稍過當ニ失セルガ如シ故ニ一般ノ生徒ハ新入生ヨリ漸ヲ以テ自費ニ改メ貧困ナルモノニ限リ其學資ヲ補給スルノ法トシ別ニ月謝金ヲ納付スルヲ要セザルノ特典ヲ附與セバ可ナラン是レ吾儕ガ內外ノ歷史ト經驗トニ徵シテ其當ヲ得タリト信スル所ノモノナリ

議者或ハ曰ハン我國今日改進ノ時ニ當リテハ一般ノ進步ニ從ヒ師範學校ニ於テ專門教師ヲ養成スルノ必要アラザルカ又外國ノ例ニ照ラスモ佛國ノ如キハ高等師範學校ニテ專門教師ヲ養成スルニ非ズヤト此言一理アルガ如シ然リト雖トモ凡ソ事物ハ何事ニモアレ絕對的に其得失ヲ判斷スベカラズ況ンヤ國費ニ關係アル教育問題ノ如キハ常ニ國家經濟ノ點ニ注目シ最少ノ費額ヲ以テ最大ノ成果ヲ得ンコトヲ務メザル可ラズ若シ文科理科等ノ分科大學ニ學生多クシテ此上專門教師ヲ養成スルノ餘地ナシト云ハヾ止マン若シ然ラズンバ此種ノ教師ノ養成ハ該分科大學等ニ托スルモ可ナラズヤ而ルモ猶師範學校ニハ何レノ分科大學又ハ專門學校ニテモ其目的ヲ達スル能ハザル一種ノ專門家即チ教育家ヲ養成スルノ事業ハ存スルナリ若シ斯ノ如クナランニハ高等師範生徒ノ修業年限モ減縮シ從テ種々ノ點ヨリ少額ノ費額ニテ良好ノ結果ヲ得ルニ至ラン又或ル論者ノ佛國ノ例ヲ引證スルガ如キハ教育ノ法、國各其宜キヲ制スベキヲ知ラザルノ空論ト評セザルヲ得ズ現ニ佛國ノ如キハ專ラ普通教育ニ適スベキ教育專門ノ教員ヲ養成スベキ師範學校アリ其外ニ猶高等ノ一校ヲ置ケルニ非

ズヤ苟モ我國ノ現狀ヲ知悉セルモノ豈ニ空論家ノ妄言ニ瞞着シ去ラレンヤ

議者或ハ言ハン尋常師範學校ニテ生徒ヲ養成スルニハ務メテ教育的ニ智德ヲ啓發シ各科皆教授法ニ關聯シテ授業ヲ施サントスルモ生徒ノ學力乏クシテ此目的ニ適セザルヲ奈セン故ニ不知不識中學ト異ナラザルノ教授ヲ爲スニ至ルノミト此言誠ニ理アリ今吾儕ガ見ル所ニ依レバ此欠ヲ補センガ爲メ一ノ機關ヲ備フルヲ要ス即チ師範中學豫備科ノ設立是レナリ

今假ニ斯ノ如キ一機關具備セリト見ルトキハ將來師範學校若クハ中學校ニ入ラントスル生徒ハ先ヅ豫備科ニ入リテ專ラ必須ノ學科ヲ修メテ其學力ヲ養ヒ大凡二年ヲ經テ各望ム所ノ學校ニ入ルベシ然ルトキハ師範學校ニ於テハ生徒入學ノ後殊更ニ學力養成ノ目的ヲ以テ各種ノ學科ヲ授クルヲ要セザルニ依リ假リニ其修學年限ヲ二ケ年ニ短縮ストスルモ十分師範學校ノ目的ニ適セル教授ヲ施シ良教員ヲ養成スルヲ得ベシ於是經費ノ何分ヲ節スルモ猶從來ニ比スレバ同一年限內ニ二倍ノ生徒ヲ卒業セシムルヲ得ン

以上論述スル所ハ我教育上ノ歷史ト學理トニ照ラシ教育制度ノ大要ヲ揭ゲタルニ過ギズ其實地問題ニ涉レル事項ノ如キハ謹テ諸君ノ自ラ研究セラレンコトヲ望ムノミ

（『國家教育』第五号、明治二十四年二月、同第七号、明治二十四年四月）

以下の十篇は、同誌第五号に収録された学校存廃論である。明治二十四年度予算を廃止する対象として名前の挙がった三校に対する意見がそれぞれの立場から述べられている。このうち六篇が音楽学校関係である。音楽学校関係の論説のうち、初出の新聞を確認することのできたものについては該当する文の終りに記した。

高等中學校、女子高等師範學校、東京音樂學校ニ關スル論題　曩ニ衆議院ノ豫算委員等ガ本題三校ノ經費ヲ全廢セシヨリ其當否ハ漸ク學者教育者間ノ論題トナリ外山文學博士ハ高等中學校ノ廢ス可ラザルヲ痛論シ經費節減ハ講スベキナリ亡國ノ策ハ唱フ可ラザルナリトマテ警戒シ增島法學士ハ之ニ對シテ少シク攻擊ノ色ヲ顯ハシタルニ外山博士ハ第二ノ意見ヲ世ニ公ニシテ大ニ其妄ヲ辨ジタリ又中村文學博士ハ女子高等師範學校ノ廢ス可ラサルヲ懇々說示シ矢田部理學博士ハ音樂ノ利害ヲ切論シテ學校唱歌ノ德育ニ資スルノ大ナルヲ示シ從來我邦ノ俗曲ノ弊害ヲ指斥シテ假借スル所ナク優良ナル音樂ヲ普及シテ漸次此弊害ヲ矯ムルハ最モ方法ノ宜キヲ得タルモノナルヲ論シテ東京音樂學校ノ廢ス可ラザルノ理由ヲ明ニセリ井上哲學博士ハ頃ロ衆議院議員中音樂ハ智育カ德育カ體育カトノ問ヲ發シタルモノアルヲ聞キ慨嘆ノ餘リ最モ剴切ナル一文ヲ東京新報記者ニ送リ教育史上ヨリ古今諸名家ノ音樂ニ關スル定論ヲ揭ゲ來リ衆議院議員モ紛雜喧豗ノ議論ノ閑暇ヲ以テ少シ音樂校ニテモ往イテ劉亮タル音樂デモ聞イタナラバ心モ和ラキ情モ靜ニナリテ忽チ音樂ノ効用ヲ領解スベシト諷諭シ猶進デ若シ國會ノ議員ニシテ音樂ノ國家ニ必要ナルコトヲ知ラザル者アルトキハ日本文化ノ程度ハ之ニ由リテ其極メテ卑キコトヲ推知スルヲ得ベシ無用ノ費用ハ固ヨリ節減セザル可ラズト雖トモ國家進歩ノ上ニ須要ナルモノマデモ之ガ爲ニ併セテ廢スルトキハ大損小益ニシテ不學無識ノ爲ニ國家ヲ誤ルコト多カルベシトノ痛切ナル箴言ヲ與ヘラレタリ其他文學士松軒居士ノ音樂學校ノ

必要ノ説中井喜太郎ト云フ人ガ何ノ縁モ無キ魯人ト平氏トヲ論據トシテ音樂學校廢セザル可ラズトノ説アリ之ニ對シテ第一高等中學唱歌教員鈴木米三郎氏ノ音樂學校存廢ノ説一喙一飲居士ノ敢テ世ノ識者ニ質ス等ノ文アリ何レモ今日教育上ノ一大問題ニ關係アルモノナレバ此ニ之ヲ輯錄シテ社員諸君ノ閲讀ニ供スルコトヽセリ

高等中學存廢ニ關スル意見　　外山正一

政費節減の爲めに高等中學は宜しく廢すべきものなりと言ふの説あり甚だ面白き説なり然れども余輩の説は大に之れと異なるものなり其大要は即ち左の如し

一　高等中學の上部を大學に移し其下部を尋常中學に移さんと言ふの考案の如きは一應甚だ便利の如くに聞ゆれども實際甚だ行はれ難きの説なり尋常中學は今日に於てすら其教育の甚だ不滿足なるもの多きにあらずや之をして高等中學本科一年級の學科に該當する所までを授けしめて滿足の結果を得んことは非常の骨折を用ゐても數多の星霜を經たる後にあらずんば到底望むべからざる所ならん而して書籍器械給料等に要する入費の點に至りてはそれ相當のものを要すべきは固より論を竢たざるなり高等中學を廢さんには費用は丸儲にならんと思ふが如きは誤解も亦甚しと謂はざるべからざるなり又高等中學の上部を大學へ移さんことの如きも容易に行はるべからざるの考案なり大學の書籍器械教員は增加せずんばあらざるなり大學の歳費は增加せざるを得ざるなり大學をして本科外の事業に餘り多く從事せしむるが如きは外面は經濟の樣に見ゆることあるも其實却て不經濟なるを免かるゝ能はざるならん又大學以下の教育は成るべく普通教育たるべきなり普通教育の高等なるものを受けたる者が多くなるにあらずんば國民の品位を高めんことは到底望むべからざるならん今日動もすれば普通教育は成るべく之を省略して少しも早く專門學科を修めんとするの傾向あり今日に在りては高等中學の學科の如きも或は幾分專門に分れ過ぎたるの恐れなしとせざるか如し實に今日吾邦の如く專門の學科に熟達したる野蠻人の如きものゝ多き國は他に其例を見ざる所ならん若し高等中學の上部を大學に移さんには此弊は益增長せんとするの恐れあらん左れは高等中學の下部を尋常中學へ移すことも其上部を大學へ移すことも共に難事と謂はざるべからざるなり

一　中央集權は如何なる業務に於て行はるゝも國家隆盛の爲めに有害なることなれども就中教育上の中央集權は其弊害最も甚だしきものと謂はざるべからざるなり余輩本邦子弟就學の有樣を顧念することに未た嘗て地方少年の今日の如く都下にのみ輻湊するの流弊を憂へざるはなし身心未熟なる子弟をして自由に都下の惡風に感染せしむるは歡ぶべきことなるや今日の如く若年子弟が就學の爲めに都下に輻湊するは余輩の常に憂ふる所なり

一　よしや第一高等中學は之を縮小するも地方の高等中學は之を擴張せずんばあらざるなりとは余輩の常に主張する所の持論なり

一　府下幾多の營業的私立學校の爲めには氣の毒なるも地方の高等中學其他の學校を擴張して地方の子弟をして地方に於て就學し得るの道を大いに開發するは今日の急務なりとは余輩の深く信する所なり

一　身心未熟なる東北人をして都下に來て就學せしむるは余輩の

甚だ憂ふる所なり身心未熟なる四國人をして都下に來て就學せしむるは余輩の甚だ憂ふる所なり身心未熟なる九州人をして都下に來て就學せしむるは余輩の甚だ憂ふる所なり

一　仙臺の高等中學の擴張せられんことは余輩の甚だ願ふ所なり金澤の高等中學の擴張せられんことは余輩の甚だ願ふ所なり京都の高等中學の擴張せられんことは余輩の甚だ願ふ所なり熊本の高等中學の擴張せられんことは余輩の甚だ願ふ所なり

一　鹿兒島に高等中學の設立せられたるは余輩の甚だ歡ぶ所なり山口に高等中學の設立せられたるは余輩の甚だ歡ぶ所なり高知の尋常中學の擴張せられて高等中學とせられんことは余輩切望に勝へさる所なり

一　京都の同志社仙臺の東華學校の如き私立學校の設立は固より歡ぶべきことと謂ふべし然れども斯る學校に本邦子弟の教育を專ら委ねんとするが如きは國家の爲めに憂ふべき謀計と謂はずんばあるべからざるなり

一　日本の教育は日本の教育たらずんばあるべからざるなり如何に善良なるも日本子弟の教育を外人お助けの學校に專ら委ね置んことは余輩の決して願はざる所なり

一　如何に善良なるも本邦子弟の教育を外國教會お助の學校に專ら委託せんとするが如きは余輩の決して同意すること能はざる所なり

一　一國の獨立を維持する爲めには一國の民心を鞏固にする爲めには一國の國體を保護せん爲めには其子弟を教育するの學校は其國の學校たらずんばあるべからざるなり

一　露西亞がポーランドの學校に關渉するは其目的晰かなるにあらずや獨逸がアルサス、ロルレインを佛蘭西より奪ひたる後直ちにストラスブルグの大學を設立したる如きは實に卓見と謂ふべきにあらすや

一　土爾其の文明教育は今日尙職として外國教會の掌中に在るは余輩常に土爾其人の爲めに惜む所なり支那の文明教育は今日尙ほ職として外國教會の擔任する所なるは余輩常に支那人の爲めに惜む所なり天竺の文明教育は今日尙ほ外國教會の專任する所なるは余輩常に天竺人の爲めに惜む所なり

一　余輩は此點に於ては日本をして土爾其たらしむることを欲せざるものなり支那たらしむるを欲せさるものなり印度たらしむるを欲せざるものなり

一　印度に英人が學校を設立するが如く外國教會に於て日本に許多の學校を設立し呉れんとせんか余輩はあら有難たや學校は別に設くるに及ばず政費節減專一なりと言て公税學校は悉皆之れを廢すべきか否余輩は斯る場合に於ては政費は何程嵩むことあるも民力の及はん限りは公税學校は益々擴張せずんばあらざるなりと斷言せんとするものなり余輩は信ずるなり外國教會お助學校が多ければ多き程國立學校は益々多からずんばある可らざるなりと

一　政費の節減は出來る限りは固より務むべき所なり然れども政費節減の爲めに外國教會お助學校をして國立學校に換はらしめんとするが如きは余輩に於て決して左袒する能はざる所なり

一　公税學校は決して特り本邦にのみ存するものにはあらざるなり歐洲諸國は申すに及ばず北米合衆國の如き自由國に於ても新開の

諸州中には公稅大中小學校の設けあるもの決して其例なきにあらざるなり

一　余輩は身心未熟なる地方子弟の都下に輻湊するの流弊を止むるは今日の急務なりと思ふものなり余輩は地方の高等中學及び尋常中學校を擴張するは目下の急務なりと信ずるものなり

一　余輩は國民の教育を外國教會お助の學校に專任するが如きは國家の爲めに有害なりと信ずるものなり余輩は仙臺に東華學校あるにも拘はらず第二高等中學は必要なりと信ずるものなり京都に同志社あるにも拘はらず第三高等中學は廢すべからずと斷言せんとするものなり

一　余輩はこの問題に關して議員諸君に全國の父兄に有らゆる日本人民に質さんとする二個の疑問あり即ち左の如し

第一　今日の如く地方の少年子弟が就學の爲めとて東京府下に輻湊するは甚だ憂ふべきの情況にはあらざるか

第二　若し仙臺には東華學校あり故に第二高等中學は不必要なり京都には同志社あり故に第三高等中學は不必要なりとなし若しジェシュイト教會に於て金澤に盛大なる學校を設立したらんには第四高等中學は不必要なりとなし若しギリイキ教會に於て熊本に盛大なる學校を設立したらんには第五高等中學は不必要なりとなして外國教會お助學校が增加するに隨ひて國立學校を廢さんとするか如きは果して日本の國是なるか

政費節減は講すべきなり亡國の策は唱ふべからざるなり

外山博士の意見を讀む

日芳學人　增島六一郎

政費節減講ずべきなり亡國の策は唱ふべからざるなりとは高等中學の存廢に關し外山博士が論じたる所の結論なり學人も本月三日及五日の國會新聞紙上に國家教育の經濟を論じたるが博士の論中學人の例を取り其高等中學存在說を助けんとしたる所あるを見る博士の論鋒は其結論を生ぜんが爲めには相當の命題なるべく舊弊家の信仰する愛國論を支へんが爲めには一應道理ある樣に見え其論鋒の巧みなる一點に於ては流石博士の筆に成るものなるを疑はざるなり今日の人情より察するときは其說或は有志家の幾分を呟惑せしむることあるも驚かざらんと欲す

右の意見は汎く高等中學の存廢說に對するものなるべく獨り學人の論じたる所に對し殊に論ずるものにあらずとは信ずれども蓋し然りと信ずる人ありとせんか之れを一言せずんばあるべからず學人の主眼は歸する所如何なる程度に於て公稅に依り學事を維持すべきかの標準を得んとするにありて公稅に依らざるも目下既に私立學校にして高等中學に代るべきものなきにあらず之を利用して高等中學の用を爲さしむべしと云ふに在り仙臺の高等中學校の擴張せられんことは博士の願はるゝ所なりとするも試に同高等中學校の現狀を擧げんに其地方に於ては高等中學の學力に堪ふべき生徒なきが故豫備科とか何とか云へる程度の低き科目を教へ教諭等の無事に苦しむことなからしむるの策を取りたるより東華學校の如き其影響を蒙りたりとは學人の例としたる所なり博士蓋し之を知らざるべし是れ第二高等中學を擴張するにあらず其萎靡如〔ママ〕は沙汰の限りにあらず現に存

立すること能はざるものなるも偶々國稅に依れるものなるが故强て維持せらるゝものと云ふて可なり

學人は相當なる範圍內に於て學制の取締をなし又は之れを奬勵するの道を講ずるこそ文部の職なれ時勢を察せず民力を論ぜずして官立の學校を作り其結果たるや今や將さに發達せんとする私立教育の國運を妨ぐるが如きことあるべからずと云ふに在り鹿兒島造士館の如き山口高等中學の如き學人が望みたる通り已に文部が其私立學校を助けて高等中學とならしめたるものにあらずや慶應義塾大學部の如き同志社大學の如き其他の私立學校の如き其程度の許さん限りは之を待遇するの道を以てし其及ばざる所は之を改良せしむるの制を設け其道にして過まらざるものとせば右の諸學校之を奉ずることを欲せざるものとも云ふべからず教育の弊其道を得ざるものとせんか文部直轄の官吏教授が之を司り文部支出の國稅を以て之を維持することのみ其制を改良するの道にあらざるべし彼の獨り專門の學術に達したる野蠻人の如きもの多きの弊を救はん爲め高等普通教育を普からしむべし地方の少年は獨り地方に學ばしむべし專ら外國教會の學校に我子弟の教育を委托すべからずと云ふが如きは學人の論ぜんとしたる所即ち如何なる程度に於て公稅により學事を維持すべきやの問題に關係なき別派の問題なり獨り問はんと欲す政費は何程嵩むことあるも民力の及ばん限りは益公稅學校を擴張すべきものとするも是れ果して今日の時勢と民力を察したるに出づるの論なるや否如何程政費に重きを加ふるも教育の力獨り能く國力を回復し亡國の憂なからしむる者なるや否謹で識者の教を俟たんと欲す

高等中學存廢に關する意見の二　　外山正一

予輩は頃日高等中學存廢に關する卑見を世に公にしたり然るに之れを舊弊家を瞞着せんとする爲めのものなり有志家を眩惑せんとするの手段なりと誣ひんとするものあり甚だ巧なる駁擊の手段と云ふべし而して予輩は此の誣言は甘んじて受けんとするものなり其理由左の如し

一　予は故森有體君が文部大臣たられし時に早く既に文部大臣に說くに身心未熟なる地方子弟が就學の爲めに東京府下に輻輳するは國家の大患なり大いに地方教育を振起せしめて此の流弊を矯正するの急務なることを以てしたるものなり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を眩惑せんとするものなり

一　予は數年前早く既に地方教育を大いに振起するの必要を說き高知縣に高等中學を設立すべきことを主張したるものなり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を眩惑せんとするものなり

一　予は地方教育を大いに振起せしむるは今日の急務なりと確信するものなり故に優等なる學士に地方教員と成て地方教育の爲めに盡力するの必要を常に說くものなり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を眩惑せんとするものなり

一　予に誣ひるに予は官立學校存立而已を歡ぶものなりとするものあり然れども予は官立と私立とを論ぜず善良なる學校の地方に興るは常に歡ぶ所なり故に予は鹿兒島造士館山口高等中學の如き學校の設立は甚だ歡ぶ所なり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を眩惑せんとするものなり

一　予は文部大臣には第一高等中學は之れを縮小し其の經費の剩餘を以て地方の高等中學を擴張せられんことを建言せんとするものなり予は第一高等中學校長には其良教員を割愛して地方の高等中學へ譲るべしと說かんとするものなり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を眩惑せんとするものなり

一　仙臺の高等中學の現狀は予固より之れを知れり本科生の尚ほ少なきは一は設立以來日尚ほ淺きに因り一は其の地方の子弟の多く東京に遊學するに因るなり其地方の子弟中に高等中學の學力に堪ふべき生徒なき故にはあらざるなり故に予は其地方の身心未熟なる子弟が東京に來らずして其の地方の高等中學に於て就學せんことを願ふものなり予は仙臺の高等中學は益々擴張すべきものなりと信ずるなり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を眩惑せんとするものなり

一　政黨學校にもあらざる教會學校にもあらざる善良なる私立學校のあるにも拘らず尚ほ其土地に強いて官立學校を設立すべし抔と云ひたる覺えは予は少しもあらざるなり然れども予が斯る暴論を唱へしことあるが如くに誣ひんとするものあり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を眩惑せんとするものなり

一　教育の制其の道を得ざるものとせんか文部直轄の官吏教授が之を司り文部支出の國稅を以て之を維持することのみ獨り其の制を改良するの道なりとは何人が唱へしか予は少しも知らざるなり然れども予が斯る說を唱へしことあるが如くに誣ひんとするものあり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり予は即ち有志家を眩惑せんとするものなり

一　仙臺高等中學の設立は東華學校を衰微せしめたり故に仙臺高等中學は廢すべきなり京都の高等中學は同志社を衰微せしめんとするの恐れあり故に京都の高等中學は廢すべきなりと主唱するは即ち外國教會お助の學校に我子弟の教育を專ら委托すべしと云ふにあらずや外國教會お助の學校に國民の教育を專任せんとするが如きは國家の爲めに有害なりとは予輩の斷言せし所なり予輩は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり有志家を眩惑せんとするものなり

一　國民の教育を外國教會お助の學校に委托するが如き淺間敷境遇に陷らんか政費節減は將た何人の爲めなるや予輩は其の心を解するに苦むなり然れども予輩は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり有志家を眩惑せんとするものなり

一　外國教會にて善良なる學校を本邦に設立して呉れるは有難きことなり歡ぶべきことなり本邦父兄の其の意志に隨て子弟を斯る學校に於て就學せしむるは固より妨なき所なり然れども何れの地方と雖も父兄の意志は如何なるも其の子弟を就學せしむべきの學校は斯る外國教會お助の學校而已ならしめんとするが如きは予輩の決して歡ばざる所なり然れども予輩は舊弊家を瞞着せんとするものなり有志家を眩惑せんとするものなり

一　獨逸が多くの學校を佛蘭西に設立したらんには佛蘭西は自國にて學校を設くるに及ばずとて歡で居らんとするか佛蘭西が多くの學校を獨逸に設立したらんには獨逸は自國にて學校を設立するに及ばずと云て歡で居らんとするか羅馬法王が多くの學校を英吉

利斯に設立し呉れんとせんか英吉利斯は自國にては學校を設立するに及ばずと云て歡で居らんとするか決して歡では居らざるならん彼等は自國設立の學校を益々多からしめんと圖らんこと決して疑ひあらざるなり然れども予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり有志家を眩惑せんとするものなり

一　予の主張せんとする所は學校は必ず官立學校なるべしと云ふにはあらず教育上の中央集權は有害なりと云ふにあるなり官立と私立とを論ぜず地方に善良なる學校を多からしめて地方の子弟を地方に於て就學せしめ今日の如く都下に而已輻輳するの風は成るべく速に之を止むべきなりと云ふにあるなり予は即ち舊弊家を瞞着せんとするものなり有志家を眩惑せんとするものなり

一　日本人の氣質を保存する爲めには地方の子弟を地方に於て教育するは最も必要のことなり日本人をして悉く東京人たらしめんことは決して願ふべきことには非ざるなり英人が悉く倫敦人とならんことは英人の爲めに決して歡ぶべきことには非ざるなり佛人が悉く巴里人にならんことは佛人の爲めに決して歡ぶべきことには非ざるなり米人が悉く紐育人とならんことは米人の爲めに決して歡ぶべきことには非ざるなり地方地方の英人の氣質が存すればこそ英人の氣質は存するなり地方地方の佛人の氣質が存すればこそ佛人の氣質は存するなり地方地方の米人の氣質が存すればこそ米人の氣質は存するなり日本人の氣質を存する爲めには地方地方の日本人の氣質は存せんこと必要なり而て日本人の氣質を存するは必要なりとは予輩は信じて疑はざる所なり然れども予輩は舊弊家を瞞着せんとするものなり有志家を眩惑せんとするものなり

一　本邦の教育上予輩の切望に勝へざる所は地方の子弟をして官立と私立とを問はず地方の小學に於て就學し地方の中學に於て就學し地方の高等中學に於て就學し最高等の教育即ち大學の教育の如きものを受けんとするの場合に於て而已都下に來て就學せしむるが如き順序になしたしと云ふにあるなり然れども予輩は舊弊家を瞞着せんとするものなり予輩は有志家を眩惑せんとするものなり

一　法學は今日我邦人の競て學ばんとする所なり府下幾多の法學校は皆な生徒を以て充滿するは即ち之を證するに足れり府下幾千の法學生は即ち之を證するに足れり高等中學の醫學部の如き法學教授所の地方に設立せられんことは今日の急務なりと予輩は信ずるなり而して其法學校の官立なると私立なるとは予に於て固より擇ばざる所なり然れども若し私立の適當なる法學校が地方に存せざる場合に於ては官立高等中學中に醫學部と同樣に法學部を置くは教育上必要のことなりと斷言せんとするものなり然れども予輩は舊弊家を瞞着せんとするものなり予輩は有志家を眩惑せんとするものなり

一　予輩が國民の教育を委托すべき學校なりと思ふものは官立と私立とを問はず眞正教育的の學校の謂なり政黨的學校の謂にはあらざるなり宗教的學校の謂にはあらざるなり然れども予輩は舊弊家を瞞着せんとするものなり有志家を眩惑せんとするものなり

一　都下教育の惡弊を排撃するは果して舊弊家を瞞着せんとするの手段なるや地方教育の擴張を主張するは果して舊弊家を瞞着せんとするの手段なるや本邦人氣質の保存を切望するは果して舊弊

家瞞着の手段なるや教會學校には隨意に就學せしむべき者なり教會學校に就學するを必要ならしむ可らずと云ふは果して舊弊家瞞着の手段なるや予輩は此誣言は歡で受けんとする者なり予輩は此の瞞着手段には數年前より日夜苦心せし所なり此の瞞着は政費節減論排撃の爲めに頓に思ひ付きたるものにはあらざるなり又政費節減論の熾なるに乘じ營業的私立學校繁昌の爲めに思ひ付きたるものにあらざるなり

女子高等師範學校廢すべからず

中村正直

拿破崙第一世嘗て歎して曰當今法蘭西の大欠乏は母なりと我か日本帝國今日の狀態將に此歎を再ひせしめんとするものあり封建の夢覺め社會の形勢一變し舊德既に破れて新德未た其緒を開かす維新の新天地に於て開明進歩の聲都鄙に喧しきも開明の徹進歩の跡は果して何の邊にあるや多くは是れ外形の事物のみ政府は文部省を設立して此弊を矯めんことを務むるも人心の向ふ所尚主として知識に偏し道德の點に至りては寧ろ昔日に劣るも優ることあるを見ず抑も道德は天下の大勢力なり女子教育は道德の本源なり婦德の長短は以て邦國開明の度を知るべし我か日本帝國の議會既に開けて更に外面の光輝を加へたるも女子の教育にして之か改良を計らすんは後來の國運果して奈何そや知らす世人は拿翁の歎を以て尚早しとするか或は又之を無用とするか仄かに聞く目今政費節減の爲めに女子高等師範學校を廢止すへしとの説ありと余嘗て文部の囑托に依り乏を攝理の任に承けしか昨年更に又校長の命を受く余不肖と雖常に社會の道德は女子の教育に存することを信するの厚きを以て敢て此大任に當れり然るに今や女子教育の淵源たる學校を廢止するの説あるを聞き茲に默止すること能はす聊か卑見を述へて識者の高評を仰く

一　婦人の版圖は家にあり家齊而后國治

一　一家團欒の和氣は邦國文明の原素なり

一　女子は教育の母なり善母は人類を新にす

一　教育ある婦妻は暗に良人を輔翼し之をして國家有益の事業を成さしむ

一　貴賤男女の別なく國民たるものは普通の教育を受けさるへからす是に於て小學校の必要起る

一　學校の教育は教師の摸範を主とす故に女兒生徒の教員は主として女子たらさるべからず是に於て女兒小學校の必要起る

一　中人以上の社會に立つ女子は稍高等の普通教育を要す是に於て高等女學校の必要起る

一　女兒小學校の必要あり故に尋常師範學校女子部の必要起る

一　尋常師範學校女子部及ひ高等女學校の必要あり故に之か教員たるへき女子を養成する所の女子高等師範學校の必要起る

一　されば女子高等師範學校は女子教育の淵源なり之を維持するは國家の必要なり政府の義務なり我か立憲政體を維持するの基なり

一　女子高等師範學校の設置維持は巨額の資金を要す而して私立營業的企圖に適するものにあらす

一　日本の女子教育は日本國民的なるへし獨り之を外國人に委ぬへからす

一　二十四年度の豫算政府支出に係るもの三万圓なり之を男子教育の全額に比すれば最微の分數なり之を國庫支出の總額に照せは九

牛の一毛に過きす之を投すれは女子教育の根抵を得へく之を投せされは女子の教育萎靡して振はす天下の大勢力生するに由なし豈に僅少の政費節減の爲めに國家の大計を誤るへけんや

余此稿を草するや目下女子高等師範學校長の任にあるを以て熱心の餘り或は公平を失はんことを恐れ深く自ら省みて筆を執れり若し世の識者公平ならすと思惟せらるゝ點あらは乞ふ明教を吝むことなかれ

音樂學校論

矢田部良吉

頃日東京音樂學校を廢止すべしとの說ありと聞く余此事に付少しく意見あれば今之を簡略に開陳して以て識者の教を乞はんと欲す

音樂は風教上教育上欠く可らず

音樂の風教上必要なるは東洋西洋を問はず先哲の旣に論ぜし所にして今又喋々するを要せず輓近我邦に於ては教育家の音樂に注意すること益々多く德性涵養の爲め發聲機呼吸機發達の爲めに諸學校に唱歌科の設あるに至れり此事たる歐米諸國に於ては多年行はれて好結果を呈したるものにして我邦に於ても亦續々其結果の善良なるを報ずるものあり「君が代」の歌の如き「天長節の歌」の如き「紀元節の歌」の如き忠君愛國の感情を喚起するもの「父子親ありの歌」の如き道德の大本を教訓するもの「螢の光」の如き友愛の情を勃興せしむるもの其他勇氣を鼓舞するもの審美的感情を發達せしむるもの等学校唱歌中に多し其曲と云ひ其辭と云ひ兒童が學習の間に於て之を謠ふのみならず遊戲の間にも喜で之を謠ひ不知不識の間に德育の補助を爲すこと夥多し唱歌科を學校課程中に設けたるは實に明治教育家の大功とすべきものなり

我邦俗曲の卑猥なる事

倦眼を轉じて我邦俗歌の如何なるものなるやを尋るに其曲と云ひ其辭と云ひ野鄙猥褻を極め言語同斷なるもの比々是なり古の聖賢は音樂の風教上緊要なるを論ぜしと同時に亦鄭聲の惡むべきを論じたり而して我邦の俗曲の如きは其最も甚しきものなり余は之を此に引證するをも嫌忌する所なれども余の言辭の決して不當ならざるを證明せんが爲に其一二を此に摘出せん

古今端唄大全と云ふ一小冊子あり然かも明治十六年九月十七日出版届濟の書なり世間此類の書多しと聞く此の如き書の届濟になりて居るは余の訝る所なり余を以て之を見れば啻に普通道德を破壞するのみならず刑法第二百五十九條にも抵觸するものとせざるを得ず余此書中の唄一二を揭げんとして揭ぐるに忍びず筆止めたること數回なれども今勇氣を振ひて一二を擧ぐれば

一　口說廢して痴話うち消してどふでも主は寐なんすかと云つゝ（以下書くに忍びず）

二　燈火かくして夜着引被て（以下書くに忍びず）

三　暮て寢るのになにはゞかるふ（以下書くに忍びず）

四　お竹さん……の毛がながいな……

五　口舌して思はせぶりな憎らしい（以上書くに忍びず）

六　まてどくらせど女郎衆はこない（以上書くに忍びず）

七　因州因幡の鳥取川の（以下書くに忍びず）

又此に常盤津本數種あり此類は端唄より一層丁寧反復して長たらしく卑猥の事を述べたるものなり例へば「濃楓色三股」（一名高尾）

は娼妓となりても情夫に操を立つればよしとの心得違ひを記し「倭假名色七文字」は源太に擬して遊廓の狀況を記し「藪橋誰轉寢」は娼妓と遊治郎との口説の眞況を記し「禿絞日雛形」は遊廓の情況を記し「明烏夢泡雪」（一名浦里時次郎）は娼妓が遊治郎に情を立て何程呵責を受けても改めず遂に出奔することを記し「七條河原新釜煎の段」（一名石川五右衞門）は勸惡の虞あり「三世草錦文章」（一名お園六三）は兄殺しの藝妓、放蕩の情夫、强慾の兄、情死の仕損じ、道行き、冥土の道行き迄を記す又此に淸元本數種あり其卑猥なる常盤津本に一歩を讓らず例へば「袖浦誓中偕」（一名お駒德兵衞）は或る屋敷に奉行中不義を働き女夫となることを記し「其噂櫻色時」（一名おしゆん傳兵衞）は義理を立つる爲め淫事を以て人を誘惑することを記し「梅柳中宵月」（一名淸心）は娼妓破戒の僧と固く契り其胤を宿し遊廓を出奔し痴情の極遂に情死するを記し「其噂吹川風」（一名玉屋新兵衞）は遊治郎と藝妓の情死を記し「月友桂川浪」（一名お半長右衞門）は幼き時養育したる女子と伊勢參詣の歸途通じて遂に情死するを記す。

此他皆大同小異なり其記事卑猥なれば其言辭も亦卑猥ならざるを得ず今之を摘出するを要せず

俗曲は下等社會の教科書なり

上に列擧せる端唄常盤津淸元等は下等社會の最も學ふ所にして其餘波上流社會にも亦達せり殊に常盤津淸元等の如きは不德の方法順序を丁寧親切に教導するものなり下等社會の者は之を聽き之を習ひ之を暗誦して頭腦に染み込み居れば其感化力實に强大にして學校教育の比に非らず故に余は曰んとす俗曲本は下等社會の修身教科書なり「バイブル」なりと然るに此教科書たる學校讀本の如く面白からざるものに非らずして凡夫の凡情に訴へ卑猥心に訴ふるものゝみならず加ふるに卑猥の音曲を以てするものなれば感化力のみより云へば天下無双教育社會絶無の好教科書なり此の如き無二の教科書を以て薫陶せられたるもの豈卑猥の事を恥辱とするものあらんや宜なる哉日本の都市到る處大道の兩側に娼家を列せざるもの無きに非ざると日本の婦女は東洋到る處支那に印度に浦鹽斯德に布哇に澳斯太利亞に淫を賣り國辱を海外に晒すこと、我邦の西洋諸國と對峙することは我等日本人の常に切望する所なれども我邦社會にして歐洲人の賤む所とならば假令條約改正に於て滿足なる結果を得るとも安ぞ交際上對等なることを得べけんや世に廢娼妓論者あり廢藝妓論者あり余は其心志を贊成すと雖ども廢娼論を唱ふると同時に我邦下等社會學校外の教育の改良に注意するに非らすんば惜むらくば其計畫は水泡に屬せん恐くは末を先にして本を後にするに了らん

俗曲改良の方法

前述の如くなれば俗曲は到底改良せざる可らす然れども此事たる決して容易の業に非らす固より法令を以て之を改良すること能はず假令端唄常盤津淸元等を禁止し得るとするも人は各發聲機關あり聽機關あるものなれば何か之れに代へて謠ふべきもの聽くべきものなくんばあるべからず國の開明と草昧とを問はず未だ曾て音樂なきものあらす故に俗曲改良の事は徐々として之を計畫するの外なし其方法は左の三條を以て良とするは識者の普く認定する所ならん

第一　學校唱歌を盛にする事

第二　俗曲中取るべきものは或は之を取り或は修正を加ふる事

第三　優美高尚なる音曲の嗜好を奨勵する事

右三條の內第一は最も行ひ易くして最も勢力ある者なり如何となれば純良唱歌の發聲機關を發達せしめ德性を涵養するは幼時にありて其功最も著しければなり其行ひ易き一例を擧れば高等師範學校にては貧民子弟の教育に供する單級教場の設あり初めは此教場に於て兒童が休暇時間等に「おやばかちやんりん」の如き野鄙の歌を謠ひて之を制するも聽かざりしが小學唱歌を教ふるに至り休暇時間と雖も歸宅の後と雖ども野鄙の歌を謠ふものなく皆な音律言辭の端正なる唱歌を謠ふに至り所謂る德孤ならず必ず隣ありにて近隣の兒童も之を謠ふに至りたりと此の如き類例は余が東京のみならず二三の縣に於ても親しく見聞せし所なり第二の方法は俗曲中箏曲の如きは見るべきものあれば之を少しく修正し且つ西洋風の樂符を以て之れを記し學習に便ならしめば益々流行するに至るべし第三の方法は音樂會を數々開設する等の手段に依て世人をして優美なる音樂を聽くに慣れしむるにあり斯くして漸次に鄙猥の音曲を廢して純良の音曲の流布せんことを圖らざるべからず

東京音樂學校の事

右の方法を施行するには音樂學校を設立して音樂上の研究と教授とを爲さしむること極めて緊要なり而して東京音樂學校は既に此事に從事して其成績も亦顯著なり蓋し現今全國の小學に唱歌科の設ありて學齡兒童が鄙猥の歌曲を謠ふを止め純良なる者を以て之に代へ加之天長節紀元節等には擧て聖天子の盛德を頌し皇國の隆盛を祈るの唱歌を合唱するに至りたるは即ち東京音樂學校の力なり其他俗曲修正の事優美なる音樂會開設の事等此學校の目的とする所なり而して此校より出でたる數十名の卒業生は概ね皆地方に於て教員となり唱歌の教授を擔當せり斯かる次第なるを以て我邦音樂の爲めには東京音樂學校を永存すること極めて緊要なり

結論

然れども或は曰はん音樂學校の設立は緊要なれども之を官立とするの必要なしとされど此の如き學校は教育上大に國家に關係ある者なれば一箇人の勝手に任せ若くは一派の宗教會社の如きものに任せて其執る所の特殊の主義に依らしめんよりは寧ろ日本國が日本の國費を以て不偏不黨の學校を設立し永遠の結果を圖るに如かず而して現今の東京音樂學校が要する所の金額は一ケ年僅かに一万二千圓なりと聞く此些少の金圓を惜みて設立以來數年を經既に好結果を收め尚一層進歩せんとするものを一朝にして廢止せんとするが如きは決して策の得たるものに非らざるなり

音樂は德育か智育か體育か　（井上哲次郎氏の書簡）

衆議院に於て音樂は智、體、德育何れに屬するかとの質問をなすものあり此事に就き非上哲次郎氏より左の書簡を寄せ來る（東京新報）

拜啓陳れば一月卅一日の雜報中に音樂は德育か智育か將た體育かとあるに付き鳥渡申上度こと有之候抑々教育を智、德、體の三項に分つは英國のスペンサー氏の教育篇に本づくことにて希臘より獨逸にかけての哲學者は此の如き區別を爲さずプラトンの如きは教育を二つの部分に分ちムジカー即ち音樂とギムナスチカ即ち體操の二つを立て智育も德育も音樂の部に入れたりカント氏の如きは教育を體

育と實際教育の二つに分ち實際教育の下に技育、德育、智育の三者を類屬せり又リーケ氏は別に美術教育を設けワイツ氏は感情教育を設くるが如く一定せざるなり要するに智、德、體の三教育に漏るゝもの少しとせず例へば手工教育の如きも元と手先の熟練を主とすれば全く智育とは言ひ難きなり然れども音樂の如きは之を學ぶ方より之を言へば智育なり之を聽いて樂む方より之を言へば體育にも德育にも關係なしとせずモンテスキユー氏は音樂は德義を稗益するものにあらざれども人心の猛烈なるを化して溫良とならしむる點より之を見れば德育に關係なしとせずと論ぜり又音樂の心意を怡ばしむ所より之を言へば其健康上に裨益あること少なからざるを以て多少體育にも關係なしとせず然れども之を要するに音樂の德育と體育に關するは唯だ間接なるのみ尤も智育には直接の關係を有すと雖も之を智育の一部分とするより寧ろ別に美育と云へる部類を立つるに如かざるなり總じて英國は希臘や獨逸の如く美術の精神に富まず隨て彼國の哲學者は審美學を講究すること少く又他國ほど美育の事を重んぜざる所より智、德、體の三育と定めたるなり然るに音樂は油の車軸を圓滑ならしむる如く室內を裝飾して人目を悅ばしむるが如く又酒席に美人を出して興を添ふるが如く人は日々の勞働に堪へざる故音樂を以て悶を遣り鬱を散ぜしむるを要すヘルバート氏も此意に本いて音樂の効用を論ぜり衆議院の議員も紛雜喧豗の議論の閑暇を以て少し音樂校にでも往いで劉亮なる音樂でも聞たならば心も和かに情も靜になり忽ち音樂の効用を領解すべしさればこそ古の賢哲は往々音樂の國家に有益にして教育上に缺くべからざることを論ぜりアリストーテレズ氏は音樂は勞働に添ふべき必須のものとして之を教育科中に存しストラボー、テオフラストス、プルタルヒユス諸氏皆略ぼ同說にして同じく音樂を以て國家に必要なりとすること孔子の禮樂を尙ぶ精神と異ならざるなり獨りクセノフオン氏は之に反し音樂を訾りて云く美術は大抵皆之を學ぶ人の身體を儒弱にし樹陰若くは爐邊に安座せしむ然るに人は自己の精神の爲めにも國家の爲めにも此の如き餘光を有せざるなりと然れども是れ極めて僻說にて凡そ人は徒に飮食し勞働し睡臥して生死するときは螻蟻虱蚤と相異ならず同じく人と生れたならば少しは眞、美、善の三者を曉得して眞成の人となるべきなり即ち物象世界の人たるに止まらず又心象世界の人たらんことを務むべし是故に歐洲にては古より各國とも大抵皆音樂を教育の一部分とする事となれり若し國會の議員にして音樂の國家に必要なることを知らざるものあるときは日本文化の程度は之に由りて其極めて卑きことを推知するを得べし無益の費用は固より節減せざるべからずと雖も國家進歩の上に須要なるものまでも之が爲めに併せて廢するときは大損小益にして不學無識の爲めに國家を誤まること多かるべし故に多數を以て事を決するは善きことなれども又往々大害を生することあり多數は不學無識の短見なること多ければなり近來餘り馬鹿々々しきこと世上に發表する故一寸愚見を申上候匆々敬具

二月二日　　井上哲次郎　頓首

朝比奈知泉様

（『東京新報』明治二十四年二月四日）

音樂學校の必要に就て　　文學士　松　軒　居　士

近頃聞く所によれば帝國議會議員諸士中高等中學校音樂學校等の廢止論を唱ふる者ありと其廢せざるべからざるの理由あるが故に此を廢するは則ち可なりと雖も單に政費を節減すると云ふことを目安として當然廢すべからざるものまでをも此節減主義の爲めに犧牲とするに至りては予輩の大に服せざる所なり高等中學校の必要は學者教育家の夙に唱道して措かざる所にして予輩も亦嘗て此を論ぜる事あり獨り音樂學校の必要に就ては之を論ずるもの少し此れ予輩が謭陋を顧みず敢て一言する所あらんとするものなり

一　風俗の隆汚は國家盛衰の關はる所なり國家正に起らんとするに當りて風俗必ず敦厚隆尚ならずんばあらず風俗漸く汚下に赴くに至りて國家必ず衰頽せずんばあらず予輩古今東西の史乘に徵して其然るを知る故に古人も風俗を觀て其國の運命を卜知すべしと云へり而して俗を移し風を易ふるは樂より善きはなし古人曰く雅頌之音理而民正、嗚呼之聲興而士奮、鄭衞之曲動而心淫と實に知言と云ふべし故に苟くも風俗を隆尚にして國家の盛大を致さんと欲せば典雅高尚の樂を起すに若くはなし

二　今日宇內列國の競爭場裡に立んには啻に國家の實力を養成し其富強を致さんことを謀るのみならず又國民の品位を高ふすることを勉めざるべからず國民の品位を高ふするには風俗好尚を隆ふし卑猥の俗を去り溫雅優和の風を養ふを善しとす近時世上の喧しかりし風俗改良論の如きも亦國民の品位を高ふし宇內列國に對し恥る所なからんとするの主意に外ならざるべし典雅高尚の音樂を起し此を普及せしめ日常歌詠快を取るの間自から溫雅の風尚を養成するを得ば國民の品位を高ふするに於て豈に偉効なしと云はんや

三　普通教育は兒童に道德的訓育と其生活に必要なる智識技藝とを與ふるを以て目的とするなり而して音樂唱歌が兒童の德性を發達し忠君愛國の情を鼓舞發揮し國民教育及道德教育の裨補をなすの効實に大なりとす故に普通教育上唱歌教員を養成すること實に必要なりとす

四　從來民間に行はれたる俗樂は啻に教育上德性を發達するの効益なきのみならず偶々以て子女淫猥の風を誘導するの害あるもの實に過半を占む然れども其中往々又取るべきもの少なからず故に此を改良して純善のものとなし宣鬱排悶の助を爲すと同時に德性を涵養するの効あらしむるを謀ること今日の急務なりとす

以上の事業を仕遂げんには必ず音樂學校にして始めて此に當るを得べし高尚典雅の樂を制し俗曲を改良することは決して民間自然の發達に任せ置くべきことにあらず民間に起る所のものは俗耳に入り易く時好に投合するを主とするが故に往々其詞卑猥に其曲汚下なり予輩が所謂る高尚典雅なるものに至ては萬に一を僥倖するも猶ほ得べからざるなり唱歌教師を養成するの必要なるは師範學校等にて一般の教師を養成するの必要に劣らざるものとす是れ予輩が教育上及風教上音樂學校の施設を必要とする所以なり

（『讀賣新聞』明治二十四年一月二十四日）

音樂學校廢せざる可らず　　中井喜太郎

日本民族をして平氏たらしめ日本國をして魯たらしめんと欲せは音樂學校を廢すべからず一族海に沈むも管絃を奏するを罷めず敵兵

城下に迫て猶彈琴の聲を聞く音樂の人心をして儒弱たらしめざる夫れ此の如し音樂は實に武を揚げ威を張るに最も必要なるものと謂はざる可からざるなり嗚呼優勝劣敗弱肉强食の今日に當り誰か音樂學校は必要にあらずと謂ふや然りと雖も日本民族をして平氏たらしめ日本國をして魯たらしむるを欲せざれば音樂學校は之を廢せざる可らざるなり

夫れ音樂は傳て之を知るを咎めずして誨て之を習はしむるを要せず人は曰ふ「螢の光」の如きは友愛の情を勃興せしむと今の小學生徒にして能く「螢の光」の意を解し得るもの幾人かある生徒の之を諳ふ蓋し無心なり無心に之を諳へば諳はざると何ぞ擇ばん人は曰ふ我國の俗曲は卑猥なりと然れども之を諳ふの兒女は其意義を解して後之を諳ふにあらず蓋し亦無心なれば諳ふことなきと何ぞ擇ばん

人又曰ふ音樂の人心に影響するや大なり故に宜しく音樂學校を設立して音樂上の研究と教授とを爲さしめ世人をして優美なる音樂を聽くに慣れしむること極て緊要なりと若し論者の如く音樂果して人心に影響する大なれば音樂は實に危險なものなり優美なる音樂を聽くに慣れし世人の成行きは果して如何なるべきか平氏は優美なる音樂を聞くに慣れし族なり魯は優美なる音樂を聞くに慣れし國なり音樂學校を置くの害豈昭々たらずや

嗚呼余は音樂學校の唱歌が後庭花たらんことを恐る（東京新報）

音樂學校存廢に就て

鈴木米次郎

琵琶の亡國の音なるは先儒既に論する所なり鄭衞の聲淫なるも亦先哲の說かれたる所なり世に亡國の音を教へ鄭衞の聲を盛にするの音樂學校あらんか余輩は第一に之が廢止を唱へんとするものなり之に反して日本男兒の勇氣を鼓し心膽を練り宇內に卓立し金甌無缺の國體を萬世に傳へ古來曾て外侮を受けざる國威を愈〻內外に發揚せんとするが如き歌曲を以て我次代の國民を養成せんとする音樂學校あらんか余輩は第一に之が維持擴張を主唱せざるべからず論者試に左の數歌を吟誦せられよ是はこれ東京音樂學校にて編成せられたる歌曲に係るものなり

○皇御國

一、すめらみくにの、ものゝふは、いかなる事をかつとむべき。
たゞ身にもてる、まごゝろを、君と親とに、つくすまで。

二、皇御國の、をのこらは、たわまずをれぬこゝろもて。
世のなりはひを、つとめなし、國と民とを、とますべし。

○矢玉は霰

一、矢玉は、あられと、降るなかを、進めよ、ますらを、おくるなよ、たとひ命はすつとても。

御國の民の、をゝしさを、見せよ、示せや、そのをゝしさを。

二、暴風は、さわぎて、海くらし、おそへる、敵はおになりと、ほふりつくして、とつくにゝ。

御國の民の、をゝしさを、見せよ、示せや、そのをゝしさを。

三、數萬のつはもの、拔きつれて、きらめく稻妻、ときの聲、人のおどろく、いくさして。

御國の民の、おゝしさを、見せよ、示せや、そのをゝしさを。

○御國の民

一、御國の民よ、わが同胞よ、國の爲めつくせ、君のためつくせ、

家のため身の爲、つくせよつくせ。
矢玉ふるなかも、おそれずすゝめ、大刀うつ下も、ひるまずすゝめ。
旭の旗のひるがへるところは、これ我が國ぞ、みな我が國ぞ。
二、御國の民よ、我が同胞よ、つゝのおとひゞき、ときの聲きこゆ、君のためこゝろを、つくせよつくせ。
かばねつむ山も、ふみこえすゝめ、ちしほの川も、おどりてすゝめ。
旭の旗のひるがへるところは、これ我が國ぞ、みなわが國ぞ。
（已下略す）

○國旗

一、御國の旗こそ、旭のかげ、かゞやきわたらぬ國やはある。
軍の場にも大昭代にも、いやましひかれり旭のはた。
あはれ、はれ、日のはた、わが日の旗、六大洲中、てらせ日の旗。

二、御國を守れる、つはものども、朝日にまばゆき、さくらの花、ちりてもかほりはいやますらを、ゆめゆめけがすな、朝日のはた。
あはれ、はれ、日のはた、わが日の旗。六大洲中、てらせ日の旗。

三、日出る國なる、わが日の本、稜威はあめつち、さかゆく國。
あふげや、のぞめや、あさひのはた、ちかひてまもれや、朝日のはた。
あはれ、はれ、日のはた、我日のはた。六大洲中、てらせ日の旗。

○火砲の雷

一、火砲の雷なり、矢玉の雨ふる、筑紫の海邊を、たれかはまもれる。
おそるな國民、おそるな國民、日本男兒守れり、日本男兒守れり。

二、我兵十萬、忠勇無比なり、心を一つに、せとぐち守れり。
おそるな國民、おそるな國民、日本男兒守れり、日本男兒守れり。

三、矢玉はつくとも、刀はをるとも、生血のあるまは、敵をばとほさじ。
おそるな國民、おそるな國民、日本男兒守れり、日本男兒守れり。

四、雲霧をさまり、日の旗かがやく、かためよ守れよ、長門のせと口。
おそるな國民、おそるな國民、日本男兒守れり、日本男兒守れり。

右は或る一種の論者の疑を解かん爲め唱歌中特に禦侮折衝に關する數歌を擧げたるに過ぎざるが猶他に疑問もあらは余輩は喜で之に答ふるに躊躇せざるなり。

或は論者の言に曰く幼年子女にして唱歌の意を解するもの甚だ少なり彼等の之を謠ふは無心なり無心に之を謠ふは謠はざると何ぞ擇ばんと又曰く我國の俗曲は卑猥なれど兒女の之を謠ふは其意義を解して後之を謠ふに非ず蓋し又無心なれば謠ふことなきと何ぞ擇ばん

と余輩唱歌の教授に従事すること茲に數年之を實地に徵するに歌詞の大意は一二回の解説にて兒童に能く解せしむることを得るのみならず旋律上より十分其感情を興起し得るは確く保證する所なり而して彼俗曲中屢〻散見する淫奔猥褻の醜行を實地に寫出する言辭の如き白痴の兒童に非ざるよりは之を解せざらんとするも能はざる所ならん余輩は其證例の實に多々あるを憾むものなり今特更に之を茲に排列するを快しとせざるにより或論者願くば深く自ら猛省し牽强附會の說を作して世の父母を誤らしめ子女をして惑はしむること莫れ

（東京新報）

敢テ世ノ職者ニ質ス

二啄一飲居士

此頃或る新聞に平氏と魯人とを論據として音樂學校廢せざるべからずといへる論文を揭げたる人あり余閱讀の餘感する所あり因つて聊か所思を述べんとす是れ敢て論者の說を駁せんとするにもあらず余は唯余が言はんと欲する所をいひて世人の參考に供せんとするのみ

世に人文進化の理法なし智德涵養の必要を見ず故に經世至要の美術も無用物なりとせば宜しく音樂學校を廢すべき世之に反して世界は進化の理法に支配せられ吾人は苦樂相繼ぎ善惡相混ずる境遇にあるものなりとせば純正優良なる音樂を發達せしむる學校を置かざるべからず目今宇內各國を通觀するに之を小にして競爭場裏に錙銖を爭ひ汲々利を營む者と雖ども其晩餐に際しては時に琴瑟を和調して一家團欒の樂を廢せず之を大にしては敵國の君主會同して好みを結び盟を尋ぎ使節往復饗宴の際或は冠婚喪祭の禮に關し或は出軍凱旋の時或は一群の艦隊怒濤天を衝くの海上に在るの時といへども必ず之に適應すべき音樂を奏することを廢せず然る所以のものは何ぞや一國の人心を導和易優良ならしむるも又勇壯活潑ならしむるも音樂の作用に關し經世上必要缺く可からざるものあればなり

嗚呼優勝劣敗弱肉强食の今日に當り我國の地位を高かめ我文明の歩を進めんとするに誰か音樂學校の設置を以て必要ならずと謂ふや然りといへども日本の民族をして其地位を高かめしむるを欲せずして永く鄙野の域に沈淪せしめ文明國に貴重する經世上必要なる美術を以て無用の長物なりと斷定せば音樂學校は廢するも不可なかるべきなり

夫れ音樂は傳へて之を知るを咎めざるも其是非善惡は擇ばざるべからず誨へて之を習はしむるも其方法は講明せざるべからず人は曰ふ「いろのいろはの御師匠さん」能く無心なる兒女の心に浸淫して早くも其イヤラシサに堪へざらしむと是れ教へて風俗を亂さしむると何ぞ擇ばん人は曰ふ我國の俗曲は鄙猥なりと端唄都々一を謠ふの兒女は假令その感情に疎からしむるも聽くもの浮かれて知らず覺えず癡情を動かすに至りては蓋々また其深からざる感情をして轉た深からしむると何ぞ擇ばん

人又た曰ふ音樂の人心に影響するや大なり故に宜しく音樂學校を設立して音樂上の研究と教授とをなさしめ世人をして優良なる音樂を聽くに慣れしむること極めて緊急なりと論者の此言眞に然り何となれば音樂の純正優良なると鄙猥淫靡なるとは實に一國治亂の胚胎する所にして其撰擇取舍は最も愼しみ且つ重ぜざる可からざればなり請ふ其人心に影響して危險なる例證を擧けん然るも或る論者の如

く遠く之を平氏魯人に求むるを要せず近く徳川氏末路の實迹に鑑みて足れりとすそも文政天保以來幕府の旗本御家人の輩至治年久きに慣れて其中漸く職務を忘るゝもの多く甲も乙も丙も丁も長唄ならざれば常盤津、常盤津ならざれば富本、富本ならざれば清元、清元ならざれば新內と三絃を弄し俗曲に心醉して鄙猥淫靡の歌謠を諳誦せざるはなく笛に太鼓に鼓に踊りに時に新曲を作爲して新手を工夫し赤坂の氷川、山王の祭禮、劇場に、寄席に竊かに此かに此の輩の携はらざるはなく其伎藝を衒らひ其聲調を誇るに至りては手巾をもて面部を覆ひ夜陰人の戸外に立ちて所謂門づけなる賤業をなすも恥ざるに至り逐年逐日風俗壞亂して其極武夫銳卒の末孫變じて遊治郎色男と化しさり終に徳川氏滅却の大變を釀成するに至れり音樂の人心に影響して危險なる例證既に斯くの如し豈に恐るべく戒しむべく愼しむべく重んぜざるべけんや

嗚呼余は純正優良なる音樂の唯一の源泉たる東京音樂學校を廢せば風俗益す壞亂して徳川氏の末路たらざらんを欲するも得べからざるを恐るゝなり

因みに云ふ徳川氏一世音樂上に於て嚴然たる制規なしといへども大抵朝廷上は雅樂を主とし武家は能樂を專らとしたりき然かるも伶人能役者の輩皆其職を世々にしたるが故に能く其舊物を失はず士大夫の家亦大半三絃等の鄙猥淫靡なる俗曲を入るゝを禁じて其兒女に教ふるに優美なる琴曲を以てせり故に國持大小名及び其藩士の輩は花街遊廓等に於て當時無意氣の評あれども其閨門亂れずして能其品位を全ふすることを得たり然るを幕府寬大に失して旗本御家人の輩本文の弊あるを致せるは眞に遺憾といふべきなり況んや今日一般世襲の業廢たれて變遷無量なる時會に際し日本民族の爲めに風俗を維持せんと欲するに於けるをや嚴然たる音樂學校を設けて新舊の歌曲を研磨し折衷し以て其正を持するの必要なるは論を待たずして知るべきなり

論者云はく平氏一族海に沈むも管絃を奏することを罷めずと是れは何の書に書載したるか余は平の經正が都を落つるの時竹生島に詣うでゝ琵琶を彈じたると無官大夫敦盛が最後の際まで青葉の笛を携へたるの二事あるを知るのみ這は近世赤穗義士中の一人たる小野寺十內が吉良家打入の夜迄も尙ほ平生好む所の琴爪を携へたると古今同一の說話にして好事家の情緒を明かせしのみ魯人が敵に圍まれし時尙ほ絃歌の聲を絕たざりしといへるは其禮義を尙ぶの國柄にして其主の爲めに節を守るといふことを明かさんが爲めの例の支那流の形容的說話に過きるのみ是等の不完全にして毫も今日の音樂に關係なき事迹をもて實際我邦民族一般の利害毀譽に關せる音樂學校の存廢を論ずる證據とせられしは聊か論者の爲めに惜しまざるを得ざるなり

（『國家教育』第五号、明治二十四年二月）

また『國家教育』には、創刊以来ほぼ毎号「本欄ニ掲ケタル答義ハ社員諸君ノ實地ニ利用セラレン事ヲ望ム」と付記された「問題答義」の欄が設けられていた。当時の教育上の問題を具体的に示し、自由な解答を求める欄である。その中には、たとえば「師範學校長ニハ如何ナル資格アル人ヲ以テ適任トスベキヤ」「女子教育ニ對スル國家ノ責任如何」「國立女子師範學校ヲ置クノ必要如何」「國立高等中學ヲ置クノ必要如何」といった項目も含まれる。東京音楽学校と直接関わりのある、第十一問

「風教ニ對スル國家ノ責任如何」、第十二問「國立音樂學校ヲ置クノ必要如何」に対しても、神津専三郎氏の解答を皮切りにいくつかの解答が掲載されている。

問題答義

第十一問　風教ニ對スル國家ノ責任

第十二問　國立音樂學校ヲ必要トスル理由

神津專三郎

余ハ先ツ一國人民ノ風俗ハ其國ノ政府カ與カリ知ルベキ所ニ非スヤ否ヤノ問題ニ答ヘ次ニ一國ノ音樂ト一國ノ風俗トハ密接ノ關係ヲ有セザルヤ否ヤニ及ボシ終ニ國立音樂學校ノ必要ヲ說カントス蓋シ第一ノ問題ニ就テハ其理由甚タ明白ニシテ一國ノ政府ハ其人民ノ風俗ヲ保持スベキ責任ヲ負フ事殆ト辨ヲ竢タズシテ明ナリ凡ソ一國ノ野蠻未開トイフモ文明開化トイフモ要スルニ其國民ノ風俗良否ニ基因スルトコロノ名稱ニスギズシテ即チ風俗ノ良否ハ文野ノ分ルヽ境界ナリトイフモ不可ナキニ似タリ故ニ一國ノ文化ヲ進メテ人民ノ品位ヲ高クシ以テ國威國權ヲ擴張スベキハ國家ノ責任ノ重要ナルモノナリ是ヲ以テ苛モ獨立不羈ノ國ニシテ其人民ノ風俗ヲ矯正保持スルノ法律アラザルハナシ即チ我ガ刑法第二百五十九條ニハ風俗ヲ害スル冊子圖畫其他猥褻ノ物品ヲ公然陳列シ又ハ販賣シタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ストアリ「スタイン」氏モ行政學ニ風俗警察ヲ以テ一般教育ノ範圍ニ屬セシメタリ彼ノ德川氏治世ノ如キニ在テモ中世ニ至ルマテハ其政正シキヲ以テ最モ風俗ノ矯正ニ鋭意ニシテ或ハ風俗ヲ害スル歌舞伎舞踏ヲ禁シ或ハ此類ノ歌謠唄曲ヲ禁スル等枚擧ニ遑アラズ是レ即チ一國民ノ風教ハ其國家カ管治スベキ責ヲ負フノ明證ナリ

次ニ音樂ト風教トノ關係ヲ述ベンニ今日我俗間ニ流行スル淫樂ノ詞章ハ狂色、道行、姦通、欠落、情死等ノ淫奔猥褻ヲ述ベ其曲調聲節モ淫靡ヲ極メ加フルニ手振身振ヲ以テ其情勢ヲ逞ウセザルナシ然ルニ我ガ邦從來ノ習俗タル子弟兒女ノ家富有ナル者ハ固ヨリ言フニ及ハズ其家貧ニシテ學校教育ヲ受クル能ハザル者モマタ此淫樂ヲ學習セザルハナシ然レバ則チ淫樂ノ普及セルハ普通教育ヨリモ更ニ廣大ナル有樣ニテ全國到ル處市街トシテ淫聲ヲ聞カザルナク演劇演伎ノ場トシテ之ヲ見ザルハナシ是ヲ以テ將來醜業女子ト爲ル者ノ如キハ幼ヨリ淫聲ノ教訓ヲ受ケ日夜淫猥ノ理論ヲ實地ニ演習スルヲ以テ專業トシ今日世間ニ流布スルトコロノ淫樂書類ノ如キハ猥褻ヲ教育シ醜行ヲ養成スルノ教科用書ニアラザルモノ殆ト稀ナリ故ニ今日ノ風俗ヲ矯正セントセバ宜ク先ヅ淫風ノ本源即チ淫樂ヲ撲滅セザルベカラズ

此時ニ當テ余輩ガ宜ク講究セザルベカラザルモノハ此害毒ヲ除去スルノ方法如何ニ在リ熟々人性ノ自然ヲ察スルニ苦ト樂トハ常ニ平行ノ勢力アリ人ハ身ニ苦ノナキハナクマタ樂ミヲ欲セザルハナシ而シテ人ノ苦ムトコロ愈々大ナレバ其樂ミヲ欲スルモマタ愈々大ナリ故ニ人ノ境遇ニ由テ苦樂ノ大小ヲ異ニスルアリトイヘトモ到底人ハ一日モ樂ミナクシテ世ニ生存スル能ハザルヲ以テ國ニ善良ナル音樂ノ發達ヲ圖ラザレバ其不良ナルモノヽ益々增長スベキハ勢ノ自然ナリ故ニ淫樂ノ害毒ヲ除去センニハ善良ナル音樂ヲ興シ漸ヲ以テ之レニ代ラシムルニ如カズ善良ナル音樂ヲ興スハ國立音樂學校ヲ設ケ學

理ニ根據シタル純良雅正ナル樂曲ヲ作リ廣ク之ヲ子弟兒女ニ授クルニ如カズ我カ邦從來民間ニ淫聲ノ盛ナルハ國立音樂學校ノ設ケナクシテ之ヲ下等社會ニ放任シタルノ失ニ坐セリ抑一國ノ音樂ノ風俗ニ關係スルノ大ナルコトソレ此ノ如クナルノミナラズ其教育上ニ於テ智德ヲ涵養シ身體ヲ强健ニスルノ効モマタ頗ル大ナルハ更ニ余ガ喋々ヲ要セザルトコロナリ

以上列記ノ理由アルヲ以テ余ハ斷言シテ曰ク國家ハ國民ノ風教ニ關シ責任アルモノナリ其風教ノ如何ハ音樂ノ正否ニ關スルコト大ニシテ純正ナル歌樂ハ人民ノ智德ヲ高尚ニシ身體ヲ强健ニス淫猥ナル聲曲ハ人心ヲ淫行ニ導キ一身ヲ誤ラシムルモノナリ然ルニ淫邪ノ聲曲ヲ制止スルハ純正ノ歌樂ヲ以テ之ニ代ラシムルノ他ニ良策アルコト無シ盛ニ純正ノ歌樂ヲ興シ以テ此目的ヲ達スルハ國立音樂學校ノ力ニ依ラザルベカラズ故ニ國家ハ國立音樂學校ヲ置キ以テ其責任ヲ全ウスルヲ要スト

同　群馬縣　岩崎廣次

風教ノ美ナル國家必ズ榮ヘ風教ノ紊ルヽ國家必ズ亡ブ德川氏三百年榮枯ノ夢ハ昭トシテ吾人ノ目前ニ在リ何ゾ必ズシモ遠引博捜然ル後ニ之ヲ知ランヤ吾人ハ固ヨリ兵船ノナカルベカラザルヲ知リ軍人ノナカルベカラザルヲ知ル然レトモ是只存スル者ヲシテ存セシメ立ツ者ヲシテ立タシムルノミ苟モ風教地ニ委シ道義跡ヲ掃ハヾ是レ既ニ基礎ナキ也敵國外患ナシト雖已自ラ仆レンノミ此時ニ當ツテ鐵艦騎士幾百万ノ多キヲ積ムモ其レ之ヲ何處ニカ用ヒンアヽ兵船ヲ造リ軍人ヲ養フノ國家事業タルニ疑ナクンバ國教ヲ維持シ道義ヲ進ムルノ亦國家ノ責タルヲ知ルベキ也

聳震ノ賦ヲ奏スル者誰カ　神祖ノ宏業鏖德ヲ仰望セザラン君か代ノ歌ヲ唱フル者誰カ　聖恩ノ優渥ナルニ感泣シテ　聖壽ノ萬歳ヲ祝セザラン夫レ之ヲ奏シ之ヲ唱フルノ始ニ於テ固ヨリ既ニ之ヲ奏シ之ヲ唱フル所以ヲ知ル然トモ之ヲ奏シ之ヲ唱フルノ後ニ於テハ更ニ深ク其然ルベキ所以ヲ感ズ余ハ此類ノ事業ガ現今學校教育ノ一部ニ立テルヲ見テ欣ンデ措カザル者也知ラズ誰カ之ヲシテ此ニ至ラシメタル者ゾ豈國立音樂所ノ功績ニアラズヤ抑モ鄭聲ヲ禁ジ雅頌ヲ起ス事頗ル風教ニ關ス是固ヨリ片片タル私人ノ業ニ委スベキニアラザル也而シテ又他ノ一事ニ從フ者ヲシテ强テ之ヲ兼ネシムベキニアルザル也若夫之ヲ疑ハバ頭ヲ回ラシテ過去十餘年ノ事蹟ヲ顧ヨ公平ナル死物ノ口ハ豈公平ナル證言ヲ吐ク者ニアラズヤ

（『國家教育』第五号、明治二十四年二月）

第十二問　國立音樂學校ヲ置クノ必要

福井縣　加藤寛六郎

人心ヲ感動スルモノ音樂ニ及クハ莫シ音樂ハ德性ヲ涵養スル無二ノ機關ナリ歌詞都テ溫雅優美ニシテ而モ忠孝貞節ヲ奬勵シ樂曲モ亦隨而良好ナランカ不知不識ノ間ニ忠愛ノ情ヲ喚起シ卑陋醜猥ノ情ヲ鎭制スルノ理ハ古今學者ノ皆共ニ許ス所ナリ之ニ反シテ歌詞樂曲共ニ卑猥ナランカ之ヲ聞クモノ亦卑猥ノ感情ヲ勃起スヘシ見ヨ當時坊間唱フル所ノ俗歌俗曲多クハ是レ高尚風教ヲ益スルモノニ非スシテ却テ之ヲ害スルモノナリ甚シキハ實ニ聽クニ堪ヘサルモノアリ若シ之ヲ自然ニ放置セハ其國風ヲ如何故ニ國家ハ其責任トシテ自ラ音樂

ノ事ヲ改良奬勵シ決シテ佗ニ委スヘカラサルナリ去レハ國費ヲ以テ音樂學校ヲ維持スルモ敢テ不必要ト云フ能ハサルナリ今ヤ明治十二年既設ノ東京音樂學校ハ曾テ內外音樂ノ異同幷ニ古今音曲ノ沿革等ヲ研究シテ我國音樂ヲ改良シ又兼テ其道ノ教師ヲ養成シ以テ今日ニ至ル目下我國ノ祝祭日ニ在リテハ全國到ル所ノ小學ニ於テ我國體ノ美聖德ノ忝ヲ頌スルニ至リタルカ如キモ一ニ此學校ノ功績ナリトサレハ苟モ我邦ノ德育、風教ニ留意スルモノナレハ飽マテモ此學校ヲ維持セサルヲ得ス蓋シ音樂ノ一事ニ就テハ世上或ハ其人心上ノ影響ヲ疑フモノナキニアラスト雖モ本朝古代傳來ノ隋唐ノ雅樂ヲ始メトシテ鎌倉政府以后ノ田樂猿樂及德川時代ヨリ盛ニ行ハルヽ各種ノ俗曲カ我國民ノ精神上ニ非常ノ影響有リシ事ハ事實ノ最モ顯著ナルモノニアラスヤ從來ノモノ尙且然リ而シテ今其優美善良ナルモノニ於テハ蓋シ効力ノ倍蓰スルモノアラン況ヤ今ハ乃チ之ヲ國家教育ニ適用セルモノナルオヤ國家豈之ヲ放置スヘケンヤ國立音樂學校廢スヘカラサルナリ

第十一問　風教ニ對スル國家ノ責任

第十二問　國立音樂學校ヲ置クノ必要

新潟縣　吉田宇之造　鈴木秀一郎　高橋謙吉　原澤米吉　大原敬吉

國家成立ノ本源ハ法律ニ在ラズシテ道德ノ發達ニ在リ社會ノ人心鄙曲俗謠ヲ聽キテ苦痛ヲ感セス高雅純正ノ樂譜ヲ聽キテ快樂ヲ感セサルトキハ道德正ニ地ニ墜チ國家衰滅ニ近ヅキタルノ兆ナリ故ニ國家ハ常ニ平和ノ間ニ於テ風教ヲ庇護シ以テ自體ノ安寧ヲ計ラサル可ラズ孔夫子ノ禮樂ヲ說キ希臘哲教家ノ盛ニ審美學ヲ講シタルカ如キ之レヲ局スレバ雅樂ノ治國平天下ノ妙具タルヲ證スルニ外ナラズ左レバ國家ノ音樂學校ヲ設立シ善良ナル音樂ヲ振起シテ鄙猥ノ樂曲ニ代ヘントスルハ至當ノ責任ト云フベシ

第十一問ノ答

新潟縣　稻葉長藏

音樂カ風教上教育上大ニ功用アル事ハ予輩ノ論ヲ俟タス我國古來音樂ヲ貴ヒ中古大學ニ音樂ノ科ヲ置キタリ支那ニモ音樂ハ六藝ノ首ニ置キ風ヲ移シ俗ヲ變フルハ樂ヨリ善キハナシト云フハ定論トナレリ然ルニ近世風俗ノ類敗ト共ニコノ道モ廢レ只三絃ノ如キ淫逸ニ誘フ音ノミ盛ニナリショリ世人動モスレハ之ヲ無用視シ之カ眞理ヲ解スルモノ至リテ少シ今國家カ之ニ干涉シテ教育セサレハ到底其目的ヲ達スル事能ハス故ニ之ヲ國立トシテ維持シ其功ヲ奏セシムヘキナリ

（『國家教育』第六号、明治二十四年三月）

次はすでに前項でもふれた『音樂雜誌』からの三篇である。

猶務めよ

諸君の業に已に熟知せらるゝ如く議場にありて硬派の勢力風の草を薙きるが如く火の野を燒が如く連戰連勝余輩が熱望して其存置を願ひし東京音樂學校も一度は否決せらるゝの不幸に遭會し余輩をし

て腸斷へ膽寒からしめたり然れとも東京音樂學校の存廢如何は吾邦音樂の消長に關し風俗の美醜如何に影響すること少からず其廢止を聞て徒らに唬泣するの時にあらす故に力微に体弱きを顧みす只一片の眞情身を音樂の犧牲として東奔西馳朝に論し夕に談し殆んと寢食を廢して存置の方策を祈りたるなり

天命の期する所か世論の許す所か幸に天野爲之氏外二名の脩正說議題となりて出るや余輩は一は欣ひ一は恐れり何をか欣ひし吾邦の音樂未た地に墜ず余輩が常に辛勞せし結果の顯れて國に盡すの眞情或は伸ひんとするの機あらんかと何をか恐れし連敗の餘痍未た愈へす說く所未た洽からす況んや本誌の世に出る日猶淺く期する所の業未た其緒だに達せす万一再度の敗に逢ひて肝腦地に塗り余輩をして熱情迸しるの餘り血淚漲るの余り死以て酬ひ義以て斃れ淋漓たる鮮血或は議場の神聖を汚すかを然れとも幸にして天に妖雲なく地に怪氣なく東京音樂學校は茲に存置に逢ふを得たり

嗚呼前に廢止の報を得るや心茲に決し知らす〳〵秋水の鞘を拂ふて刃を撿するに至る當時余輩の心情果して如何想へは慘として肺肝寒し後に存置の報に接するや覺へす卓を叩て快哉を叫はしめたり欣極りて將に狂せんとせり當時余輩の心情果して如何想はへは綽として心腸潔し

嗚呼余輩の希望は茲に達せり余輩の宿志は茲に成れり今より何を以てか世に處し事に衝りて其責を全ふせんや期する所は本誌發刊の主旨をして實効あらしむるのみ一片の丹心國に報するのみ

世豈に苦境憂域のみならんや世豈に怡士樂地のみならんや峻嶺大澤ありて平地廣野あり嚴冬雪凍ふるの候去りて春暖花笑ふの時來る音樂社會の天地茲に一變す世の音樂家か舊套を脫して活潑々地の運動を起すへき時なり小成に安し小計を甘んし再ひ議會をして東京音樂學校廢止の言を提出せしむる勿れ本誌も亦鋭意熱心輿論の期する所を容れ着々歩を進めんとす輿論已に東京音樂學校の存置を許せり是に於てか余輩は本誌か世に處するの責益々重きを知れり

帝國議會は余輩の命脈を斷たんとして而して再生せしめたり余輩をして死地に陷らしめんとして而して生地を與へり世の音樂に從事するもの豈に徒らに眠れる獅子を學ぶの時にあらざるなり起きて汝か爲すへき所を爲せよ起きて汝か務むる所を伸へよ余輩は茲に讀者諸君に東京音樂學校の存置を報し謹んで代議士諸君が國に盡すの赤心を謝せんとす

東京音樂學校の件に就き意見書

新田義繁四竈訥治西川寅吉の三氏有志總代として其意見を論記し之を印刷に附して議員を始め知己の各々に配付せられたり卽ち左の如し

音樂の教育上に要用なるは古今東西の學者教育家の齊しく認むる所にして今日我國に在りても唱歌を普通教育の一科に加へたり既に唱歌を普通教育の一科に加ふる以上は之が教師たるべきものを養成せざる可らず是れ東京音樂學校の設けある所以なり

聞く東京音樂學校は今より十數年前即ち明治十二年冬文部省中に音樂取調掛を設けたるに濫觴し爾後當局者は孜々として音樂と教育との關係如何音樂教員養成の方法如何學校唱歌實施の方法如何等を研究し五年有余の歳月間に古今東西各種の音樂を取調べ音樂の歴史

と學理とに據りて教育上に適せる樂調を定め音樂唱歌教則を編成し唱歌集及音樂書類を編述刊行し學校用樂器の適否を研究し俗曲改良の方按を立て又明治頒撰定の事等に從へり斯の如くして一方には音樂の取調を爲し一方には音樂生徒養成の實を擧げ漸次我國教育上の一欠典を補ふことを勉めたりしがば全國教育家の輿論も音樂の教育上欠く可らざるを認め今日にては一般に之を其教科中に加ふるに至りしものなりと

尋で明治廿年の頃に至り音樂取調の事業既に其一班を終へ唱歌の教員を各府縣師範學校等より求め來ること益々急なるに依り音樂取調掛を東京音樂學校と改め引續きて今日に至れるものにして既に該校を卒業せしもの七十余名なるが曾て音樂唱歌の教育に從事せざる者一人もあることなく多くは現に各府縣の師範學校唱歌教員となり又は高等師範學校高等中學校等の唱歌教員となれりと云ふ而して今日に至るも各府縣より唱歌教員を求め來るもの續々斷ず殆と之が供給に應すること能はざるの景況なるは事實の甚だ明確なる者なり

夫れ普通教育は各教科の全備を待ちて始めて其効を奏すべきものなれば一種の教科も之を偏廢す可らざるは吾等の喋々を要せずして諸君の業に既に明知せらるゝ所ならん然るに古今東西の教育家が皆認めて以て普通教育上必須有益なりとする所の唱歌を欠かしむるが如きは啻に遺憾とすべきのみならず到底爲し得可らざるの一事なら ん故に各府縣の尋常師範學校には唱歌の科目を設けざる所なし既に其科の設けあれば隨て其教員無かる可らす其教員の需に應するは東京音樂學校の他に適當のもの無きを奈せん議者或は之を高等師範學校に求むべしとせんか現今高等師範學校教科目中には唱歌の設あること無し假令ひ之を設けんとするも唱歌の如き專門學科は一般の高等師範學科と同一に教授する能はず是れ從來唱歌教員の養成は專ら之を東京音樂學校に委したる所以ならん。

議者或は言はん唱歌教員の養成は私立學校に委して可ならんと今日府下に一二の私立唱歌會等と稱するもの無きに非ずと雖も是れ最も程度の低きものにして僅に小學校に於て一時の急需を充すが如き者を出すに過ぎざるのみ若し其程度を高くし十分の唱歌教員を養成し以て師範學校中學校等の需要に應ぜんとするか是れ巨額の費用を以て各種の樂器を備へ多數の專門教師を傭入れ許多の歲月を費して僅に少數の生徒を養成し得るに過ぎざるが如き性質の事業にして啻に今日民間其設なきのみならず將來に至りても損益相償ふ能ざるを以て到底私立學校の企及ふ所に非るべし

吾等は政費節減民力休養に熱心なる者にして不要の國費は厘毛たりとも刪除し盡して更に假す所なからんことを切望する者なり然りと雖も本件の如く一見の下には事體甚た小なるが如くなるも再三考究すれば其實教育上に頗る大なる關係の存するものにして不幸にも諸君の明察審按を被るなく十數年間巨多の國費と心力とを費して漸く將に生長せんとするに至りたる純正音樂の萌芽の漫然絕滅に附せらるゝが如き事ありては惟り教育上の爲め深く之を惜むのみならず我帝國議會の爲め我國家經濟の爲め亦大に之を惜まざるを得ざるにより親しく實地に就きて其狀況を審にし以て諸君の公明正大なる判斷に訴ふるものなり冀くば諸君局外者たる我等か斯まて熱心に斯音樂の爲めに盡すは全國惟一の音樂學校にして萬一廢止の不幸に陷るが如きことあらば其害の及ばす所決して勘少ならざるを固信するの

餘遂に此意見書を呈するに至りたる衷情を察せられ我國人民の進歩上最も有益なる議決を與へられんことを

附言歐洲各國に於ても國立音樂學校の設あらざるものなく就中佛國の如きは最も音樂の勸奬に力を盡し國立音樂院と國立音樂學校とを設け此二校維持の爲め毎年政府より支出する所の國費實に三十二萬圓の巨額に達すと云ふ獨逸國の如きも高等音樂學校音樂教師養成校等全く教育に關するものゝ爲に支出する文部所管の國庫金は六萬數千圓に至り其他の音樂學校へは帝室費より補助するもの少しとせず澳國の如きも音樂院に數萬圓の補助金を給し其他各國皆大同小異にして音樂の爲に國費を支出せざるものは殆ど其例を見出す可らすと聞けり是れ固より外國の例に係り直に之を本邦に適用すべきに非ずと雖も幸に諸按の料に資せらるゝことあらば我等の光榮亦之に過ぎざるなり

時來れり　　岩田要輔

人間社會に最も必要缺く可らさるものは道德なり道德は實に社會を成立せしむる所の元素なり此社會を成立せしむる道德にして腐敗しなば之れ社會の腐敗なりと謂はさるを得ず若し又之に反して個々人々の道德進歩し來らは當に法律規則も必要なき黄金時代なりと云ふべし然り而して今日は如何なる時ぞ帝國議會開けて立憲政治の時代卽ち道德必要の社會とはなれり然るに我國民の道德を觀察し來らば一般に腐敗せり之れ教育家か數年前より道德教育上に就て討論演說に喋々せられし所なるが如何せん德育の方針確定せす爲に我國民の道德は益腐敗し來り當に救治すべからざるに至らんとせしかば文部大臣に於ても儒教主義なとを唱道されて之が救治の策に充てんとしたれども容易に其實の擧かるべき摸樣もなかりしこそ殘念なれ遺憾なれ然るに

我至聖至尊なる天皇陛下には近來の風敎を御覽あらせられ此儘に進み行きなば如何なる風潮にも至らんかと深く大御心に掛けさせ給ひて昨明治廿三年十一月卅日を以て我四千有余万の臣民に臨み給ひ親しく敎育に關する敕語を下賜りたり余輩謹て之を拜讀し奉り實に感奮の至りに堪へず是に於てか敎育社會も恰も暗夜に燈火を得たる心地しければ爾後愈此聖旨に答へ奉らん爲め吾々敎育者たるものは殊に道德敎育には一增の力を盡さゞるべからざる時來れり

嗚呼時來れり時來れり吾々敎育家が勉むべき盡すべきの時當に來れり嗚呼俗曲改良の急務なる時來れり抑も音樂唱歌か深く人心を感動せしむること道德を論する書の智力に訴ふる者の比にあらざることはナポレオン既に云ひし言あり實に音樂の風敎上に及ほす影響は大なるものなれば其音樂の性質たる最も高尙に最も優美ならしめば人に無究の快樂を與ふるものにして其音樂を聞くときは如何なる無賴放蕩のものも邪惡の念を去りて愛憐の情を起さゞるを得ず如何なる狡猾殘忍のものも其心情を淸潔にして道義の感情を起さゞるはなし若しこれに反して世間到る所に流行する淫猥野卑なる俗曲なりせば如何社會に鴆毒を流布すること莫大ならん之れ今日我國人の道德を輕薄ならしめ腐敗せしめつゝあるものなれば吾々音樂敎育者の奮進して俗曲改良の任に當り聖旨に答へ奉らずんばあるべからざる時來れる所以なり

終に望て尙一言すべき事あり曰く一國民として心得べき大日本帝

國の國歌たる君か代の唱歌も謡ふ能ざる者多き況んや世人の摸範たるべき教育家に於てをや口に野卑なる度々逸を唱へ得るも君が代を謡ふ能はざるこそ口惜しけれ而のみならず堂々たる帝國議會の代議士中音樂を目して社會の贅澤物視せられ音樂學校は國家に直接の利益を與へざれば之を廢止すべしなと喋々せらるゝ無鉄砲なる論者あるは慨嘆に堪へざるなり且亦全國各小學校音樂唱歌科の實施せらるゝを觀察すれば尋常小學校より高等小學校に重きを置くものゝ如し余輩は教育上より經濟上より考ふるも尋常小學校に重きを置かざるを得す（幼稚園を見ても知るべし）如何となれば音樂の感動を與ふる幼年生徒に盛んなればなり敢て一言すること斯の如し

（『音樂雜誌』第六号、明治二十四年二月）

音楽学校存廃論争は、音楽教育の意義を問い、音楽学校の存在理由を確認するものであったが、そこから、音楽学校の急務、すなわち当時の音楽学校に対して切実に求められているものが何であったのかが明らかにされたともいえる。音楽に関して当時の社会が求めていたものは、音楽教育の普及であり、唱歌教育を正しく行うことのできる教員の養成であった。次に挙げる三篇は当時のそうした情況を裏付けるものであろう。なお、これは第四節の規則中、明治二十五年～二十六年のところで取りあげた「東京音樂學校生徒募集ノ儀ニ關シ專普兩學務局長ヨリ各府縣へ通牒」と関係があるのでそちらも参照されたい。

音樂學校に豫備校を設く可し

本邦世連の革命は明治の初年に在りし而して我音樂の維新は今日なり何を以て今日は我國音樂の維新時代なりと云ふか今や西洋文明の餘波は惜氣も無く我國を襲ひ制度文物一として進化改革せざるなし獨り音樂のみは元と是れ國民の氣風と嗜好とが輸入を容さずして僅に一局部にのみ躊躇せしむ然れども音樂てふものは政治人情風俗に干係尤も密なるものなれば社會進化に支配され今や拒むの餘地なく西洋と日本との混合せる一種の音樂に變化すべく餘氣なくされ居れり當局者が改良の一端として鋭意熱心に從事さるゝと雖も其時機未だ全く熟せざる時代にして言はゝ蒙昧中に時代を過さしめしなり然るに今や政治は立憲政に進歩し文物一として文明に進まざるなし豈獨り音樂のみ頑固に墨守するの理あらむや是れ吾人が茲に今日は音樂維新の熟機なりと云ふ所以なり諺に曰ふ機を見て爲さゝるは勇なきなりとされば吾人同志の奮發奔走すべきの機は今日を措て他に存するを見さるなり

我音樂の機斯くの如くなるに拘はらず改良普及を以て任ずる學校の音樂を鑑よ師範學校すら猶未た專門の教師に乏しく剰へ小學校の如きに臻ては變則に養成せられたる訓導或は私立の會等に於て僅々五六ケ月甚しきに至ては二三ケ月の速成を以て情實を以て漸く唱歌集中容易の曲のみを研究せるものも最も多きに居る故に音樂の理論は腦裡に存するなくオルガンに對するも發音と彈音とは區々にして眞正の唱歌教授を受けしむるに難くバイオリンを手にするも調子を整ふる能はずして曖昧變調にて教授する往々然り況んや歌詞理論をや嗚呼是等の音樂者が今日の大切なる時機に立ち果して傍若無人的に横行せる猥褻歌を壓倒し得るか改良普及の大目的を擧け得るか寧ろ音樂の本領を汚かしに非さるかそも此罪を表はすものは誰の責ぞ私立會私立學校が情實を以て速成を以て卒業生を出すにあらずして

何れに存するされば吾人が大聲特呼して此弊を改め音樂の眞正改良を天下に訴ふるの已むを得さるに至れり

第一音樂學校の師範科をして猶一層盛大ならしめ師範生を多分に養成する事

今や音樂は革命の幼稚時代なれば當局者が及ふ限りの力に於て此革命を立派に仕遂けしめさるべからず宜しく先つ音樂學校の師範部生を多く募り多く出して目下唱歌教員の不足に充つべし然らは私立會等に於て未熟の教員を養成するの必要を感せさるのみならず一方には音樂革命の新知識を一般に普及せしむるを得へし第二音樂學校の管轄に属する豫備音樂學校を府下適當の地に設立する事

大學の高等中學校に於ける士官學校の教導團に於ける如く音樂學校にも豫備校の必要を信ず言はゞ音樂の大學校は音樂學校なり豫備校無用にあらさるべし宜しく年期を定め音樂校の監督教師研究或は生等をして授業を採らしめ且つ音樂校は總て之を督裁すべし若し此方法にして行はるゝとせん乎一方には音樂學校に入るの一階梯と成るく一方には私立會等の弊を防くを得へし尤も時間配當の如きは午后にても然らん

吾人が今急激の場合策是等に在るを信するなり嗚呼音樂界の人よ時來りあるなり失ふ可らず此好機新知識を涵入せしむべき間隙ある腦裡は今日に在り二元素抱合して新物質を現出せしむるの策は此一擧に在り捕へて放つ勿れ放つ事なくして努力せらるゝを企望する也

（『音樂雜誌』第十八号、明治二十五年三月）

音樂學校に豫備校設くべしと云ふ論に就て

岩田要輔

昨年中國家教育社諸君には國立音樂學校設立の必要なるを詳論せらるゝの際余輩は府縣立音樂學校の必要急務なることを其餘白を借りて陳述せし事ありしが今亦た我音樂の良友として交るところの音樂雜誌に於ては第十八號の紙上に音樂學校に豫備校設立の急務なるを論辨せられたり前後共に吾論旨に適合するを以て敢て一言を述べ益々其旨を貫徹せられんこと希望に堪へざるなり、

同誌の申す如く實に音樂は革命の幼稚時代なれば民度の許す限りは音樂專門の教員養成に努力せられたきものなり然り而して此等音樂教員の養成には是非共吾等の唱道せる音樂學校の必要を感する所以なり、

普通教育の感化よりも尚一增激しき速力を以て社會を横行しつゝある淫猥なる俗曲を撲滅改良せんとする目的は迚も府縣立師範學校卒業の教師や私立音樂會等にて卒業したる者にては到達し能はずと雖ども是も一概には斷言し難し如何となれば前述の如く今日の音樂は至つて幼稚の者なれば成長の期も亦近にあらん然りと雖ども現時の有樣を見て某生の如く冷評を下すは余輩の好まざる所にして世人も亦た必當の評言とも許すまじ夫れ府縣の師範學校たるや音樂專門に非らずして種々なる學科を修むるの必要あり且つ音樂上の智識に至ては皆無の者と云ふも不言にあらず此等初學者が僅少の間に學び得たる智識なれば不完全なる言を待たず教授者其人に於ても決して甘じ居る筈はなかるべし彼山間僻陬なる小學校教員を見られよ生徒數十人に訓導一人にて教授しつゝあるなり故に不完全なる雇教師に

て補授を爲さしむ亦止むを得ず不完全なりとて廢止せば改良の岸に達する事は能はざるべし況んや小學の音樂唱歌は善く謠ひ善く彈くを以て足れりとせず必ず其歌詞をも教ゆるの必要あれば技術は如何に不完全なりとも其歌詞上の智識に至ては却て師範卒業者の深きやも知るべからず否余輩は此等の如き鎖々たる事に辨難するは嫌ふ所なり不完全なる師範生にても實行する其精神こそ目的に達すを得べきなり、

余輩は音樂唱歌隆盛なる時代を切望に堪へずと雖ども器械的の音樂は如何に盛大なりとも希ふ所にあらず即ち精神的なる音樂の旺盛を望ましけれ是れ音樂專門教師養成の急務にして此等音樂學校設立の必要なる所以なり而して幼少なる小學校の音樂教師には益々專門なる良教師の肝要なるを感す之を小學校に於て生徒愈下級なれば下級なる程教師愈々善良らざるべからざる所以なり

右は文章錯雜其意を盡し難し然れども讀者諸君の熟讀の勞を賜はりて其意の萬分の一をも御了承せらるれば幸福の至りなり或は極端論とも斗り知るべからず其邊は御遠慮なく御示を垂れられよ、

（『音樂雜誌』第十九号、明治二十五年四月）

東京音樂學校に謝し併せて音樂志願の諸君に訴ふ

岩田要輔

「苦に止むな、金は世間に、預け置く、それを欲しくば、起きて働け」、とは某出世家の唱謠せられたる歌なれど實にも此社會の情態を畫き盡されし言葉なり嗚呼苦樂世界勞働の社會なる哉な勞働は人生の條理の如き者なれば此勞働社會をして圓滑に運轉せしむるの資料は快樂に一事あるのみ此快樂の需むる所各人異なりあると雖ども絶對的より考ふるときは天地間の者一として歌謠たらざるはなし斯の如く社會の風教に大潜勢力を保有せらるゝものなれば此等改良の業たる容易のものに非らざるや疑なし之れ吾等の特別音樂學校の必要急務なるを唱道せし所吾等の幾回となく當局の者に向て其希望を促したりしが今や東京音樂學校に於ては特選音樂生募集せらるゝ旨過般文部省普通學務局長より通牒に相成りたりとは之れ音樂專門科の良教師を養成し以て社會風教に大改革の大責任を負はしむる所以吾等の希望に大滿足を與へたるこそ深く感謝に堪へさるなり、

借問す世の音樂改良に熱心なる諸君よ音樂は實に革命の稚なき時代なり社會の音樂は駸々乎として進歩しつゝあるなり而かも國力の消長國家の衰盛に最大關係を有せらるゝ俗曲が社會を壞乱しつゝ有るも等閑に附し去るは何事ぞ未だ其技倆に乏しく學力の淺薄にして此等俗曲と戰するの勇氣の乏しきの致す所ならん今や其技藝の學ぶべき學校あり學資の之を補助せしむるあるあり心意の許す限りは奮進入學して以て角闘の準備を爲されんことを乞れ諸君に向て訴ふ所のものなり余輩も亦自稱熱心家の一人なれば心は已に勃然たるも身邊を圍繞せる二分子の許す限りは必ず其手續を爲さんと欲するなり諸君乞ふ勤學以て國家の爲め社會の風教に最大關係を有せる俗曲撲滅の大任に當り國民をして泰山の安きに在らしめよ

（『音樂雜誌』第二十一号、明治二十五年六月）

この項の終りに、音楽学校存廃論の行方を辿るべく、高等師範学校附属となる以前に書かれた記事および論述のなかから、重要なものを発表

された順に挙げておこう。

東京音楽学校の存続決定後まもなく書かれた「音楽の必要」は、音楽の教育上の必要性が認められたことを歓迎し、音楽教育のいっそうの隆盛を促すものである。しかしこれ以外はいずれも、音楽学校や音楽教育をめぐる情況が依然として厳しいものであったこと、唱歌教育も、まだ一般に理想とはおよそほど遠い水準にあったことを示唆している。

音樂の必要

新田義繁

左の一篇は去月中新田義繁君歸省の折其郡内の教育上に就き其所感を草され以て同郡珠洲教育雜誌へ掲載せしものなりしが今又請ふて本誌に掲載するを得たり

音樂の一部なる學校唱歌の何物たるやは世人の注意を惹起し既に堂々たる帝國議會に於ても音樂の智德体の三育につき關係の有無を問はるゝものあるに至りしは兎に角喜ぶべきの一事なり、此際教育に從事するもの及ひ音樂に志あるものは意見のある處を吐露し以て社會の參按に供せざる可らざるなり、余も音樂の一事に就ては夙に見る所あつて恒に是が擴張を企圖し居るものなり、近頃我が珠洲郡教育上の景勢を觀察するに是が要路にある諸氏は孜々として怠らざるより旭日の登る如くに其進歩を視ると雖も獨り學校唱歌の一科に至ては未た完全の設けなく爲めに兒童をして滿足なる教育を受けしめざるは憂ふべきの一事なり將來教育の一層盛大なるを望む者は智德体の三育を補益する學校唱歌を盛にせざる可らず因て余は聊か愚見を掲けて以て教育上經驗に豐富なる諸君子の意見を問んと欲す

夫れ音樂の教育上に必要也とは洋の東西を問はす既に先輩識者の論する處にして近時我邦の教育家も音樂の必要を說き德性を涵養し併せて發聲呼吸の機を健全ならしめん爲め諸學校に唱歌の一科を加へたるは一大美効と云ふべき也、又其曲目に至りても忠君愛國の情を喚起するあり道德の大本を教訓するあり友愛の心を興さしめ或は勇氣を鼓舞する等の辞ありて兒童が學習の間に於て之を謠ふ而已ならす遊戯の中にも喜で之を謠ひ不知不識の間に智德体の三育を補助するの大益あり、而して普通教育は兒童に道德的訓育と其生活に必要なる智識技藝とを與ふるを以て目的とするものなれば兒童の德性を涵養し忠君愛國の情を鼓舞發揮し國民教育及ひ普通教育に裨益ある唱歌を盛にするは教育上の一大急務と云ふも虚に非ざるなり

亦眼を轉して是を一國の情態に徵視するも風俗の隆汚は國家盛衰の關はる所にして國家將に起らんとするに當りては風俗必ず敦厚隆尚ならずんは非ず、風俗漸く汚下に赴くものは國家必ず衰頽せずんば非ず是れ古今東西の史乘に徵して其然るを知るなり、故に古人も風俗を視て其國の運命を卜知すべしと云へり、而して風を移し俗を易ふるは音樂に若くもの非ざれは風俗を隆尚にし國家の盛大を致さんと欲せば宜しく典雅高尚の音樂を盛んならしむるに務むべし今日宇内列國の競爭場裡に立んには啻に國家の實力を養成し其富强を致さんことを謀る而已ならず國民の品位を高尚ならしむる事に勉むべし、是を力むるには風俗を隆ふし温雅優美の思想を養ふを善しとす、近時世上に喧しかりし風俗改良論の如きも即ち國民の品位を高め宇内列國に對し恥る所なからしめんとするの主意に外ならざるべし。然れば典雅高尚の音樂を盛んにし國家の品位を高むると共に教育の隆盛を致すに於ては音樂の德豈に偉効と云ざるを得んや

以上陳る如く音樂は教育上より云ふも一國の風教上より云ふも缺

く可らざるものなれば國家の寶玉とも云ふべき人物を製出する學校には是非とも音樂唱歌を盛んに流用せざる可らざる所以なり

（『音樂雜誌』第十号、明治二十四年六月）

音樂學校に就て

重徽小仙

好尚を修練し世の風化を矯正するは音樂にあり而して天下庶民の好尚を修練し風化を矯正する基は今日の兒童所謂小學校生徒に存す故を以て吾人は小學校音樂教師の源音樂學校の完全なるを望むものなり

そも本邦音樂は王政維新以來其局面一變し今や泰西の音樂に依りて教育せり而して樂理及技術に於て富みたる人の存せざるは二十有余年の今日敢て無理にはあらず是れぞ音樂學校に一週二三時間の授業にて數百弗の大金を拋ち外國教師を聘しある所以ならん吾人敢て外國教師を聘用する惡しと云ふにあらずさり乍ら限りなく（否な良く知らざれ共）外國教師を聘用せんよりは寧ろ本邦人を洋行せしめ之をして代らしめば一は經費に於て一は授業上非常の利益あるを信ず聞く音樂學校は此方案の爲か一名の女子を洋行せられたりと吾人は一名の女子のみの洋行にて足れりとするものにあらず寧ろ少なくも男子二三名をして洋行せしめん事を必要なりとす是れ目下のみの策にあらず將來に於ける。方策なり假りに。五ケ年にして歸朝するとせよ其後は數百弗の五六分一にて採用するを得べく授業は二三時間に留まらず一週十八時乃至二十時授業をなさしむるを得べし然らば十ケ年にして支出相和するのみならず日本に音樂師を出せしと懇切なる授業を與へしとは經費外の餘慶となるや明かなり尚進んでは音樂學校の經費非常に減ずるを來たし議會をして廢せしめよの言なからしむるに至らんのみ。文部大臣恐らく認可せざるなからんや。見よ音樂學校は當時一ケ年の豫算一萬四千圓余に上り之を現在籍生六十三名に配當すれば二百圓余なり而して此十分九即ち一万二千圓は政府の補助金にぞある吾人臣民は音樂の大切なるを信愛すると共に國家の經濟を思ふや亦滿腔なり爲に卑見を陳ずるなり

（『音樂雜誌』第十六号、明治二十五年一月）

東京音樂學校を獨立せしむべき議

木村匡稿

音樂の國家に必要なる事は天下萬人の認むる所なれば今更之を解說するを要せずと雖ども本邦に於ける音樂は今や新舊音樂交代の時代なれば之が發達に注意するは極めて緊急の要務なりとす何を以て新舊音樂交代の時代と云ふ我國從來の音樂之れなきにあらざりしと雖音樂も亦世運と俱に進歩せざるべからざる者たるは勿論なるを以て當局者は鋭意歐州樂を輸入し長短相補はんとす乃ち新舊交代の時代に非ずして何ぞ然れ共其着手以來日尚淺く未だ彼此れの音樂折衷親和したる日本新音樂なるものを見るに至らずされば今日は我邦音樂に於ける最緊要の時なり夫れ然り音樂學校も國家必要の事業にして其設備を完全にすべきは當然なりと雖苟くも之を政務の一として設立する上は其經費豫算は憲法の命ずる所に隨ひ帝國議會の協賛を經ざる可らず然るに一國の政務は百般に渉り又帝國議會議員の思想も百端に分るゝが故に一國政務の緩急を論ずる時は音樂の如き國家積極の必要に屬するものは常に其緩なるものと見做され易きは現に第一期の帝國議會の實蹟に徵して明かなり音樂の必要斯くの如く此

費用の支出を協賛する帝國議會の有様斯くの如し折角進歩せんとする東京音樂學校の地位を寧ろ之を風前の燈火に比すべきかさりとては國家の爲に心痛の至りなり

されば予は將來東京音樂學校を獨立せしめ政務機關の外に置くを緊急と思惟するなり文部省が第二期の帝國議會に提出したる豫算なりとて新聞紙上に記せる所に依れば東京音樂學校の經費は一萬四千五百圓にして內政府より支出すべきもの一萬二千百二十二圓なり一萬二千圓の金多きに非ずされども二千圓の東京盲啞學校の經費すら削除を企つる豆孔眼の議員には一萬二千圓の金は大ならん依て予は寧ろ是丈の金をは將來他途に取らん事を企望するなり其財源を得るの方法凡を左の如し

(イ)帝室に奏請し奉り保護金を仰ぐ事

(ロ)中小學校用の唱歌書を出版し其利益を收入する事

(ハ)每月一回若しくは二回音樂會を開き其收得金を收入する事

(ニ)音樂學校卒業生及有志の人々より東京音樂學校維持社員を募集し若干つゝの積立をなす事

(ホ)音樂學校生徒樂隊を組織し他の依賴に應じて音樂を奏し練習を主とするの傍ら其謝儀を受け學校に收入する事

(ヘ)樂器の製造若しくは修練の事業を起し其收得金を收入する事

以上の方法を以て收入金を得るの途を啓くと同時に一方に於ては學校諸般の用度を節せは一年間通常の經費を支辨するに難からざるべき歟

然れ共予は尙心に安んせず蓋前述の方法は之を平時に行ふべくして學校に臨時の費用を要するか又は學校の收入を減少するの現像を現はす時は學校の維持上に困難を引き起す事鏡にかけて見るが如き事情あればなり然れば學校に於て別に確定資本を備るの途を求め其經濟の基礎を鞏固にし一は以て學校不時の用度を補充し一は以て學校收入の不足を充さざる可らず而して如何して其確定資本を構成すへきやと言へば予の所見にては音樂は國家の上に必要なる機關なりとせば國家も亦之に酬ふるの方法なかる可らず況してや現に國庫は一萬二千百二十圓を供給しつゝあるに拘はらず其方法を更改して國庫の供給を謝せんとする事なれば國庫も亦特別の恩惠を與へて可なるべし其恩惠とは何ぞや一時に或は數年に金五萬圓乃至十萬圓を國庫より交付して其資本となすこと是なり今の帝國議會は如何に積極的事業に吝なればとて永久に一万二千百二十圓を交付するよりは一時に五万乃至十万圓を交付するの國家に對する利弊得喪は胸算にても分別し得べし實に此策一たび行はれん乎我日本帝國の東京音樂學校を獨立の法人となして政費の盈縮の爲に規摸を變更せらるゝ事なからしめ而して一は帝室の恩惠を浹浴するの手段となり二は學校は學校自身の爲に働らくの摸範を示し三は我二千五百九十年代の帝國議會をして音樂の父母にてありしてふ榮譽を享有せしむるを得べし予は我當局者の切に此方針を嘉みし拮据之に從事せられん事を祈ると云爾

(『音樂雜誌』第十七号、明治二十五年二月)

唱歌教授の弊害

凡そ教育の要は、智德体の三者を完全に養成するに在り。殊に小學校に在ては、最も宜く德性を涵養するを以て、先務とすべきは、

今更吾輩の喋々するを要せざる所にして、我政府が、學制を、頒布するに方て、唱歌を普通學科中に掲げて、一般必須の一科目と定められたるは、即此趣意に外ならざるべし。爾來未だ數年ならざるに、都會の地は云ふ迄もなく、村落の學校に至る迄、少しく頭角を露はしたる所は、「オルガン」「ヴァオリン」[ママ]抔を買入れて、ブューブュー、キュー〳〵、毎日其聲の外に聞へざるはなく、誠に結構の次第にして、教育の爲め喜ぶべきが如くなれども、茲に吾輩の憂慮に堪えざる一事ありと云ふは、他にあらず。音樂の教授を擔任する教師の中には、間ま音樂教授の眞の目的を解せず。或は之を解するも、之に頓着せずして、唯藝娼妓が三絃を弄する様の心得を以て、徒らに調子に連れて、只面白半分に之を翫弄すれば、生徒も、只面白半分に其調子に乘りて、歌ふのみにて、人をして德性涵養の趣意は、何所に在るやを疑はしむる者あり。音樂は、固より面白き者にして、其調子に乘るは無理ならざる次第なれ共、馬鹿噺しの調子に乘り、三味線の調子に乘りて、懽呼する様の具合にては、唱歌を普通學科中に掲けて、必須の一課目と定めたる所以の本旨にあらず。先年某學校の女教師が、「オルガン」の調子に乘りて、「カツポレ」を踊りたりとて、頗る八ヶ敷き議論ありたり。是れは、當時の訛傳なるやを知らざれども、稍この傾向ある音樂教授法を、村落の小學校に於て見ることなきにあらず。若し此儘にて經過せば、今の唱歌教授は、玩弄的に流れ、生徒も、父兄も、教師自身も、之を玩弄視して、文部省が唱歌を奬する所以の本旨に背馳するに至るやも知るべからず。右は吾輩が、二三の學校に就て、實驗したる事實に依て、立言したる所なれば、一般に斯る弊害ありと云ふにあらざれども、音樂なる者は、其効力の強き割合に弊害も甚き者なれば、牖戸綢繆の警戒、專一なるべしと思惟して、一言すること如レ件。

（中川柳村）

（『教育時論』第二五五号、明治二十五年五月）

唱歌論

横濱　田中敬義

現時我國小學校教科目ノ一ニシテ、德育上必要トスル所ノ唱歌ハ、果シテ能ク生徒ノ德性ヲ涵養スルノ効力アルヤ如何。恐ラクハ、其効力甚ダ微弱ニシテ、本來ノ目的ヲ達スルコト能ハザルノ感アラン。

歌詠ハ即チ言語ヲ永言シタル者ナリ。夫レ人ノ世ニ在ル遇フ所ノ境遇ニ從テ、喜怒哀樂ノ情動カザルヲ得ズ。歌ハ情內ニ動テ之ヲ外ニ發シタル者ナリ。所謂心ニ思フ事ヲ見ルモノ聞クモノニツケテ言ヒ出セルナリ。情內ニ動テ不知不識嗚呼ノ歎聲ト共ニ、言語トナリテ外ニ發スル故ニ其音聲自然ニ抑揚高低アリテ永ク引延ス所謂永言是ナリ。

言語ハ萬國其風土自然ノモノニシテ、其音調亦自然ノモノタリ。我國語ニハ、我國語自然ノ音調アリ。英語ナリ、佛語ナリ、支那語ナリ、皆然リ。何レノ國語ニテモ、其國語自然ノ音調ヲ離レテ、抑揚高低其節ニ當ラザルトキハ、必ズ耳ニ障リテ、聽取惡キ事ナルベシ。彼ノ英米人ノ日本語ニ未熟ナル者、日本語ニテ談話シ、若シクハ演說スルヲ聞クニ、吾人ノ耳ニハ笑カシク、耳障リアリテ、聽取惡キノ一事ヲ以テ其他皆必ズ然カアラン事ハ推知スベキナリ。

既ニ論セル如ク、歌謠ハ則チ永言ナリ。扨永言スルトテ無法ニ引

延ニハアラズ。必ズ、其本國言語ノ性質ニ應ジテ、自然ノ調子アル者ナリ。平生ノ言語ニ、其自然ノ調子アルヲ知レバ、則チ之ヲ永言セル歌謠、亦自然ノ音調アル事ヲ知ルベシ。而シテ、言語已ニ其自然ノ音調ニ從ハザレバ、其國人ノ耳ニ聽取惡キ事ヲ知レバ、則チ歌謠亦必當サニ然ルベキヲ知ルベシ。

現時小學校唱歌ノ調子ニ就テ言ハン。富士筑波園生の梅ノ如キハ、其音調、我國人ニ適當スベケレトモ、其他多クノ調子ハ、不適當ノ樣ニ思ハル。詳言スレバ、我國ノ言語ヲ永言スル調子ニ非ズシテ、外國語永言ノ調子ナラン。之ヲ言語ニ譬レバ、英人ガ英語ノ調子ヲ以テ、日本語ヲ話スル如クナラン。余ハ謂フ、是レ明治十年後外國ヨリ舶來セシ新調子ナラン。余ハ此調子ヲ不可トナル者ナリ。之ヲ不可トスルハ、其新調子ナルノ故ヲ以テスルニアラズ。吾人ノ耳ニ、不適當ニシテ音樂上一大要素、即チ人ヲシテ感動セシムルノ力ナカラン。縱令之アリトスルモ、其力甚微ニシテ、折角結構優美ナル歌ノ効用ヲシテ、微ナラシムルノ恐レアレバナリ。

唱歌集中ニハ新納氏ノ「すめらみ國」ノ歌、慈鎭和尙ノ「秋のはしめに成ぬれば云々」ノ歌、其他古今ノ佳作少カラズ。是等、皆我國人ノ感動スベキ適當ナル音調ヲ附シタランニハ、噫ヤト、余ハ平生思ヒ居ルナリ。嘗テ耶蘇教信者ナリケル一人ノ談話ノ際、余ハ問テ、教會堂ニ於テ用ヒラルヽ贊美歌、其他ノ唱歌ハ、其語ハ日本語ニ飜譯シタレトモ、其歌ヒ方ハ、日本調子ニ非ル樣ニ覺ユ。アレデモ日本人ハ、感ジ升カト曰ヒシニ、其人答テ、外國ニ於テハ、惡人モ會堂ニテ唱歌ヲ聞テ感動シ、忽チ飜然トシテ善心ニ立歸ル者往々アリト聽ケリ。然ルニ、僕ハ横濱ニ於テ信者トナリシ以來、殆ト十年ニモナレトモ、未ダ一ノ日本人ガ唱歌ノ爲ニ感動セラレタル者アルヲ聞カズ。日本人ニハ唱歌ハ殆ド効用ナキ樣ニ思ハルト云ヒキ。

信ニ是人ノ言ノ如クナレバ、歐米人ハ、音樂ヲ用フルニ適當ナル人種ニシテ、我國人ハ不適當ナル人種ト云フベキカ。彼レハ、感情深キ人種ニシテ、我ハ否ラズトセンカ、嘗テ聞ク、日本人ハ、最モ感情深キ優美ナル人種ナリト。抑〻我國古來忠孝節義ノ人多キ事、萬國ニ勝レタリ。是ヲ以テ觀ルトキハ、我國人ハ感情深キ優美ナル人種ト云ヘル事信ナラズヤ。然レハ、則チ彼ノ教會堂ニテ用フル所ノ音樂ハ、彼國人ヨリモ我國人ニ効用多カルベキニ、其然ラザル者ハ、其用法ヲ誤ルニ由ルニ非ズヤ。他語之ヲ言ヘバ、其唱歌ハ、彼レニ適當ニシテ、我ニ不適當ナル調子ヲ用ヒテ、我國人ノ心情ヲ動サザルガ爲ナラズヤ。

小學校ノ唱歌ニ就テ、閭巷ノ風說ヲ聞ケハ、學校ニテハ、耶蘇教會堂ノ眞似シテ、贊美歌ヲ教フルナラント云フ者アリ。其他何々ト二三ノ說話ヲ聞キツレトモ、誹謗ニ近キヲ以テ茲ニ言ハズ。兎ニ角、民間ニ於テモアマリ感心セヌ者多キ樣ニ思ハル。是亦其調子ノ耳ニ適セヌニ由ルナラント余カ疑フ所ナリ。

人ヲシテ感動セシムト云フ一事ハ、音樂專有ノ効力ナリ。故ニ音樂ハ、古來人心ノ感動ト云フコトヲ利用シテ。以テ教化ノ一要器トセラレシ者ナリ。サレバ、若シ音樂ニシテ、人ノ心情ヲ動カスノ力ナキトキハ、徒事ナル事言ヲ俟タス。現今、我國小學校ノ唱歌ハ、能ク人ノ心情ヲ動カスノ力アルヤ否ヤ、余ハ思フ、蓋シ之アラン。乍併、甚ダ微弱ニシテ、書生ガ甘ク詩ヲ吟ズルノ人ヲ感ゼシムル程ノ力モナカルベシ。是故ニ、折角ノ音樂、其本來ノ目的ヲ達スル事

能ハザラント云フナリ。此事ハ、數年來ノ所思ナリ。嚮キニ屢々之ヲ言ハントセシカトモ、何レ音樂專門家ノ一議論出ル事アルベシト思フテ、毎ニ控ヘタリ。今考一考スルニ、若シ德育上緊要不可缺ノ音樂ニシテ、徒事ニ属ストセンカ、默々トシテ、他ノ議論ノ出來ルヲ俟ツベキニ非ルナリ。乃チ自ラ淺陋ヲ顧ミズ、此ヲ書シテ以テ江湖ニ質ス。江湖ノ識者教示スル所アラバ幸甚。

（『教育時論』第二五八号、明治二十五年六月）

音樂美術に關する文部大臣の意見

去月二十五日河野文部大臣は、辻次官、濱尾、久保田兩學務局長と共に、美術學校、音樂學校等を巡視せる節には、其校教授等に對して、種々の意見を述べ、質問等もなしたる由なるが。今同大臣の談話せし音樂に關する意見なりと云ふを聞くに。我國の美術は、獨得の妙所ありて、海外諸國をして後に瞠若たらしむるもの少なからざれども。維新以降外物を輸入する事にのみ、力を用ひたるの結果、古來流派の道統を酌んで、今に至るもの、多くは白髪皺面の古老に過ぎず。彼等にして死せば、道統全く絶え、我國固有美術の消滅する憂なしとせず。誠に危機眼前に逼り、之を救ふの策を講ぜざるにあらざれども、如何んせん、經費の不充分なる、充分其意を達する事能はず。と云ふにありて。音樂に關しては、和洋を折衷し、國情に適せしめ、可成上下に普及せん事を是勉むべし。と云ふにありし由。

（『教育時論』第二六九号、明治二十五年十月）

評論子の架空案

架空なるかな、評論子の學制改革案、論者は聖清高潔など云へるが如き、單に高尚の理論に走りて、更に實利實益を重んぜざるなり。啻に心をのみ是貴として、物が浮世の要素たるを知らざるなり。此考より割出したる論者の改革案中、大學院に關するが如き、少しく尤らしきものなきにあらざれども、夫すら到底行はるべしとも見えざるに、其東京音樂學校、東京美術學校、東京工業學校、高等師範學校、女子高等師範學校を全廢し、東京大學中の一科として、之を存置し。高等商業學校を全廢し、京坂大學の一科となし、而して、是等諸學校の廢止によりて得たる、政府從來支出金の全額を擧げて、之を小學校費國庫補助の財源に供せんとす。吾等之を讀んで、實に論者の有頂天なる架空說に驚けり。論者は、果して、大學と全廢せんとする諸學校との區別を知るか、是等を大學に合併して、而して幾何の費用を省き得ると思ふか。其節減し得べき額は、僅々學校長若しくは、一二職員の俸給に止まりて、其害は遙かに金錢を以て、償ふべからざるものあるを知らざるか。論者は、終りに臨んて、慷慨して曰く、悲しき哉、方今到底、此案の實行者なきをと。吾等は世間に此案を實行せんと欲する程の、癡愚なきを喜ぶなり。

（『教育時論』第二九六号、明治二十六年七月）

音樂は國家事業なり

凡そ國家的事業には間接と直接とありと雖とも、國家的事業の間接なる元素は、國家成立の上に於て、最大なる勢力を有し、然も完

全なる國家の元氣たり、一旦間接的元素をして國家より分離せしめなば、國家の成立を見さる可しと云ふも、豈に夫れ徒然にあらさるを知らん、所謂國家的事業の間接的なるものとは、教育の如き是なり、何となれば教育に因て其國家の多數分子なる人民を養成し、人民は教育に由て一國家を形成し一國をなす、此の如く教育なるものは、國家元素の本分なるが故に、國家が教育に向ては、充分の報酬をなすべきの義務あるや明かなり。

音楽は教育の一部なり、道徳教育の要素なり、凡そ野蠻文明の如何を問はす、人類の生存する限りは、音樂の存せさる者あらざるべし、所謂音樂は自然の教育にして、人類が天性擔ひ居るの德たり、此性此德は自然の發達を遂け天然界と人世の發達とに誘はれ、人身の欲望に合して、一種の人造的音樂となる是れ天性音樂の反象なり、其人心を支配左右する諸形而下形而上の者に比して幾何ぞや、去れは音樂が社會人生の精神を支配する偶然にあらさるべし、此が爲に古來より國王君主は之を禮刑政と並び稱し此が發達を詮考し、此か普及を謀りて以て眞正天然音樂と、人造反射の音樂とを協和したり、決して一個單獨のものにあらざるなり、論し去り論し來れは、音樂は教育の一部たるに止まらず社會秩序的の一要素なり、國家的の事業として、國家か負擔する固より然るべきのみ。

本邦に於ける音樂には數種ありて神樂、雅樂、能樂、清樂、俗樂等なり神樂は神社等の神官社會に行はれ雅樂は古來帝室の保護を受け今日に至るまて宮中の儀式等に行はる能樂も亦上流の風流社會に立ち清樂は一般の人手に於て彈せらるゝと雖も極めて少數のみ而して俗樂なるものは天正年間の初めより本邦に行はれ其支派分れて常盤津、長唄、清元等となり漸々野卑に流れ概ね云ふに忍びさる卑猥の歌曲のみ敗德の養材となる近く一例を擧れば、高尾、明烏、戀路通ふ千鳥等の如き是れ皆妓婦情郎の事にあらずんば戀情の豫想なり此の俗樂が民間にありて十中の八九部を占め益々其の猖獗を極むるに至れるは自ら感化さるゝの不得已結果たれはなり

音樂が本邦に普及しあるの有樣此くの如し本邦人の音樂心亦此の如く風紀改良の音樂が却て風紀壞乱者と成り居れるが如し蓋し此が今日我國音樂の眞況ならん、何んすれぞ之を以て道德涵養者たらしむるを得んや風紀道德已に壞乱の地位にありとせば人間の道義自ら敗るゝこと茲に言を俟たさるなり、風教上國家の事業として此等音樂の改良方針を講するは是れ方今の急務にして改良の点は主に俗樂に存す。

俗樂の改良は實に至難なる事業にして一時に之れを多數の腦裡より奪ひ去る事容易ならず、去れば先つ正樂の種子を蒔きて漸々其卑猥の觀念を除き音樂の神聖なる事を印象せしむると聲樂即ち歌詞を改撰し進んては樂器をも改良するに在り、又一方には寄席其他風教上妨害ありと認められたるものは繪畫と均しく其演奏を禁せらるゝに於ては自然淫猥なる俗樂の勢力衰へ自ら消滅の現象を呈せん、文部省が音樂學校を設立し唱歌を小學科中に課せらるゝも道德改良の一端にして俗樂改良の本旨ならん

歐洲諸國が今日の音樂まで發達を致したる歷史を考ふるに、其初めは所謂本邦今日の現況と毫も異なるなく俗樂が跋扈を極め其曲譜も亦單音的なりしが漸次人智の進歩と學術發達とが其範路を擴め正樂の普及が俗樂心を奪ひ單音的は複音的に進みて和聲的の協和樂と

はなれり、單音的音樂は決して非なるに非ずと雖も、音樂の眞味は和聲の音樂に比して其價少し

以上の事業に因て考究せば、我國に於ても文物已に發達し居るの有様なれば、之に伴ひ進歩せさる可からざるに、獨り俗樂の跋扈しあるは正樂の普及せざるによる、人智が古來俗樂に甘んじ正樂を放棄するに原因せすんばあらず、斯道の當局者は之を憂ひ孜々普及に熱中せらるゝ事ならんも日猶淺く未た其效果少しと雖も學校唱歌の結果としてお竹どんの代りに「忠臣の曲」を唱が如きは明白なる事實なり此上良歌曲を作り卑猥の鄭樂に代ふるに足るへき端正なる音樂の出づるあらば不音樂の眞象自ら發揮し敗徳の風是に於てか消滅せん之を要するに音樂は徳育上及風教上強大なる勢力あるのみならず國家組織の心柱なれば、宜しく國家事業として、國民が待すべきもの而して音樂の正邪を區別して、其眞正を穿つは國民の本分なり、之を斷するは今日に在り

四竈訥治

（『音樂雜誌』第三十三号、明治二十六年六月）

三　『明治廿四年以降帝國議會關涉綴』

次に、音楽学校存廃論争の関連資料として、本学附属図書館に永久保存されている『明治廿四年以降帝國議會關涉綴』を全文紹介しておこう。これは一冊に綴られた六十六丁からなる書類で、東京音楽学校が官立学校として存在する妥当性および必要性を説明するためのさまざまな内容の資料を順不同にまとめたものである。表紙には小さく「草稿モノ」と記されている。音楽学校廃止説を論破すべく、国内外の音楽行政に関する種々の調査資料をもって音楽学校の存続を訴えている。調査資料のなかには同じ内容のものが、二度、三度と手を経て整然と書き直されているものもある。しかし、今日内容的に興味の持たれる肝心の論述のほうは、かなり解読困難な箇所が多く含まれている。内容から察するに、これらは、音楽学校の存続を主張するために文部省に提出された書類の控えか、あるいは帝国議会もしくはそれに準ずるような公の場で演説するための草稿か、あるいはまた演説の記録であろうと思われる。しかし今回、これらの書類が実際どのような場でどのように生かされたのかについて確証を得ることはできなかった。

しかしいずれにせよ、音楽学校存廃論争にさいして、伊澤校長を中心としてごく短期間で綿密な調査が行われ、音楽学校の存続を主張するに充分な資料が学校側で用意されていたことは事実であろう。そしてその難解な筆跡は、この古ぼけたひと綴りの書類がいかに緊急に作成されたものであるかを物語っているようである。しかしそこには、今日、しかるべき努力を払っても解読するに価するだけの内容が盛り込まれている。『帝國議會關涉綴』は、校長を始めとする当時の音楽学校関係者の想像を絶するような尽力の、わずかな、しかし強力な証言であるといえよう。

今回この資料を解読し活字にすることができたのは、音楽学部楽理科助手の田邉史郎氏の惜しみない協力の賜である。ここに編集部として感謝の意を表する次第である。

さて、書類は内容上、ほぼ九つに分類することが可能であるが、ここでは内容を筋立てて整理するという目的から、それらを元の綴り方とは変えて、とりあえず次のような順に並べておく。

一、東京音楽学校の二十四年度経費予算に関する説明。同校の沿革、これまでの成果、将来の計画が説明され、わが国に良い音楽を育てることが同校の使命であると強調する。

一、音楽教育の国家に欠くべからざる所以の大要。

国の文化を高め、国民の品位を高めることは政府の責任において行

われるべきである。人間生活に楽しみは必要不可欠であるから、良い音楽を発達させなければ不良な音楽を増長させることになる。東京音楽学校は創立以来まだ日は浅いが音楽教員を養成し、俗曲を改良するなど音楽文化の向上に貢献してきており、国家事業にとって必要不可欠な機関であると説く。

そしてこれらを裏付ける資料として

一、東京音楽学校生徒調。

現在生徒数ならびに卒業生徒数、そして卒業生の活動状況が報告されている。

またヨーロッパ各国で音楽教育が国費によって維持されている実態を具体的に数字で示している。

一、国家の保護を受ける欧州音楽院等の主なるもの。

一、欧州諸国音楽学校経費。

一、各国音楽学校に対する国庫の支出金。

次に中国について

一、支那における音楽保護の歴史。

そして日本について

一、本邦楽政概梗およびその関連資料。

わが国で、推古帝の昔から音楽がどのように考えられ、保護・助成されてきたか、またそのためにどのような機関が設けられてきたかを詳説。

そして最後に

一、日本東京における東京音楽学校。

この一文は「澳國音楽博士テルシヤツク氏が日本音楽校参觀記と題してメール新聞に左の一論を掲載せられたり」という説明が付され、「澳國音楽大博士テルシヤツク氏述」として、すでに『音楽雑誌』第一号（明治二十三年九月）に発表されていた。

わが国では手工芸を始め、種々の芸術が開花しているが、その中で音楽は最も遅れをとっていると指摘する。東京音楽学校の歴史はまだ浅いが、その業績には見るべきものがあり、また将来日本の音楽教員を養成するうえで東京音楽学校の責任は重大であると説く。

東京音楽学校を理解させ、存続させるために、当時、これだけの努力が払われたのである。言い換えれば、東京音楽学校の存続を要求するためには、これだけの資料をそろえ、論陣を張らなければならなかったのである。

本校廿四年度経費豫算説明ニ際シ茲ニ聊カ本校設立ノ起因、将来ノ計畫、及従来沿革ノ大要ヲ略陳スベシ

抑モ音樂ハ人性ノ自然ニ基キ其情ヲ感動セシムルノ甚タシク所謂徳性ヲ涵養スルノ最大要具ニシテ喜悦ノ樂曲ハ人心ヲ喜ハシメ悲哀ノ樂曲ハ人心ヲ悲歎セシムル等ノ如ク音樂ハ頗ル心情ニ密接ノ関係ヲ有セリ故ニ正雅ノ歌ヲ歌フトキハ心自ラ正シク和樂ノ音ヲ聞クトキハ心自ラ和ラキ心和ラキ正シキトキハ邪悪ノ念外ヨリ入ル能ハズ心ニ邪悪ノ念ナキトキハ善ニ嚮ヒ悪ヲ避クルハ人ノ常ナリ古語ニ曰ク禮ハ外ヲ修メ樂ハ内ヲ治ムト又曰ク礼樂ハ以テ須臾モ身ヲ去ル可ラズトハ此謂ナリ是ヲ以テ支那ノ如キハ古来禮樂刑政ト稱シ天下國家ヲ治ムル政道ノ一ニ置ケリ彼ノ夙ニ窮理ノ学ニ長スル西洋諸国ニ於テハ音樂唱歌ヲ以テ徳性ヲ涵養シ加フルニ唱歌ハ声音ヲ使用シテ肺腑ヲ練操スルヨリ身体ノ健全ヲ保進スルヲ以テ普通教育ノ一部ニ置キ全国子弟児女ノ修メサルベカラサルモノト為セリ（唯ニ然ルノミナラズ刑罰ハ之ヲ既發ノ後ニ防キ禮樂ハ之ヲ未發ノ前ニ防クヲ以テ刑罰ヲ以テ天下國家ヲ治ムルハ礼樂ヲ以テ之ヲ治ムルノ善キニ若カサルモノト為シタリ）然リト雖モ翻テ我邦ノ情況ヲ按スルニ雅樂ハ三韓隋唐已来ノモノニシテ依然朝廷ノ上ニ崇用セラルヽモ其意蓋

シ古物ヲ保存スルニ外ナラズシテ普ネク之ヲ民間ニ及ホスベカラズ（即チ未タ音樂ノ音樂タル靈用ヲ肆ニスルヲ得ザルモノナリ）退テ民間ノ樂ヲ察スルニマタ絶テ正雅ノ音アルナシ其稍音樂ニ類スルモノハ琴三絃ノ如キモノニスギズシテ隱遁避世ノ翫具ニアラザレハ淫奔猥褻ノ極ニアラザルハナシ而シテ我下邦民ノ情況ヲ察スルニ貧ナルモ之ヲ習ヒ幼ナルモマタ之ヲ習フヨリ国民殆ト此ニ由テ乳養セラレ漸ク長スルニ及テハ飲酒ヲ佐クルノ要具ト為スニアラザレバ淫猥穢倫ノ媒介ト為スニスキズ言ヲ換レバ人民ノ淫風ハ俗曲ノ淫靡ナルニ基由セザルナシ俗曲ノ淫靡ナルハ其下流ニ沈シタル所以ニシテ即チ我邦古来未タ嘗テ音樂教育ノ道立サルノ失ニ坐セリ本省即チ茲ニ覩ルトコロアリ明治ノ初年学制ヲ頒布スルニ当テ始テ之ヲ教育ノ一部ニ置キ導キテ明治十二年音樂取調掛ヲ創置ス東京音樂学校ハ実ニ此ニ濫觴セリ蓋シ本校ノ事業ノ主眼タル音樂ニ種々アリ其良否ヲ審察セザレバ利害得失ヲ異ニスルモノアリ故ニ社會一般音樂上ノ趣味ヲ進メ淫猥ヲ去テ正雅ニ向ハシムルハ即チ風ヲ移シ俗ヲ易フルノ第一歩ニシテ茲ニ比カ方向ヲ立ルハ風教ノ最モ急務トスルトコロナリマタ是ヲ教育上ニ施用スルハ実ニ我邦新設ノ学科ニシテ其材料ヲ精選セザルベカラザルモノアリ即チ幼稚園ヨリ小中学以上ニ至ルマテ各其度ニ適スル好良ノ歌曲ヲ選択シ教科用書ヲ編撰シ樂器ノ適否ヲ研究セザルベカラズ音樂ハ他ノ学科ト異ナリ特別ノ教習ヲ要スルモノアリ即チ此カ養成ノ方法ヲ設ケテ其人ヲ出シ音樂唱歌普及ノ途ニ充テザルベカラズ以上諸件ハ本校カ従来既ニ着手スル所ニシテ将来益大成セサルベカラザル事業ノ大綱ナリ本校ハ所謂明治十二年音樂取調掛ヲ文部省中ニ置カルニ濫觴セリ当時本郷文部省用地中第十六番旧教師館ヲ以テ音樂取調掛官署トス当初ヨリ明治十七年ニ至ルマテ内外音律ノ異同ヲ研究シ、音樂ト教育トノ関係ヲ講究シ、音樂唱歌教則ヲ編成シ、音樂唱歌伝習ヲ開キ、唱歌集及唱歌掛圖等ヲ編成出版シ、音樂唱歌ヲ印行シ、樂器ヲ試整改造及模造シ、学校用樂器ノ適否ヲ研究シ、俗曲ヲ改良シ、明治頌ヲ選定スル等ニ拮据黽勉シタル巨細ノ事情ハ同年二月音樂取調掛長伊澤修二ヨリ大木文部卿ニ差出シタル音樂取調成績申報書ニ明カナリ明治十八年二月文部省本掛ヲ本省ノ所属ト為シ音樂取調所ト改称ス同年七月文部省上野公園地東四軒寺跡文部省用地舊教師館建物ヲ本所ニ交付ス同年十二月文部省本所ヲ更ニ音樂取調掛ト改メ文部大臣官房付属トス蓋シ太政ノ釐革ニ由レリ明治廿年十月音樂取調掛ヲ東京音樂学校ト改称セラル明治廿二年一月東京音樂學校規則ヲ制定ス現行規則即チ是ナリ明治二十三年五月文部省上野公園四軒寺跡ニ新校舎ヲ建築シ之ヲ本校ニ交付ス現今ノ校舎即チ是ナリ本校規則ニ豫科本科ヲ置キ本科ヲ分テ師範部専修部トス尚此地ニ選科及研究科ヲ置ク豫科ハ音樂普通ノ学科ヲ授ケ其期限ヲ壱ケ年トス師範部ハ音樂教員ト為ルニ必要ノ学科ヲ授ケ其期限ヲ二ケ年ト為シ専修部ハ音樂上特□ノ才能ヲ有スル者ニ一科ノ専門音樂ヲ授ケ其期限ヲ三ケ年トス方今在学スル所ノ生徒ハ専修部廿九人師範部二十人豫科十六人選科二十二人ナリ本校事業ハ新設ノ学科ニシテ設置以来頗ル多難ナルモ常ニ経費ノ為ニ制限セラレ未タ十分ノ力ヲ伸シ所期ノ目的ヲ達スル能ハズトイヘトモ経費ノ少額ナルト事業ノ難大ナルトヲ比較スレバ幸ニ今日アルヲ致セシ者ニシテ目下全國数万ノ小学中唱歌ノ声ヲ聞カザルトコロ殆ト是ナクマタ唱歌ヲ歓修スル生徒ノ日ニ増加スルハ年ニ数万部ノ唱歌集ヲ

刷出スルヲ以テモ之ヲ證スルニ足レリ是ニ因テ是ヲ観レバ国民一般音樂上ニ関スル思想モマタ随テ稍其度ヲ進メ有害ノ絃歌ヲ授ケテ其子弟ヲ腐敗セシムルヨリ寧ロ正雅ノ音樂ヲ修メシムルノ善キニ如カサルヲ発見シタルハマタ即チ明了ナリ是皆本校與リテ力アル所ト云フベシ是故ニ本校豫算ヲ議スルニ方テ為政者宜シク音樂教育ハ國家ノ風教化育ニ至大ノ関係ヲ有スル所以ヲ詳ニシテ本按ヲ賛成セラレ益本校経費ノ前途ヲ得セシメハ独リ本校ノ幸福トスルノミナラスマタ国家ノ幸福ナルベシ

音樂教育ノ國家ニ缺クヘカラサル所以ノ大要

抑モ國立音樂學校ヲ置ク必要如何ノ問題ニ答ヘンニハ音樂教育ノ國家ニ缺クベカラザル所以ヲ述ヘ先ツ一國人民ノ風俗ハ其國ノ政府カ與リ知ルベキ所ニ非スヤ否ヤノ問題ヲ論究シ次ニ一國ノ音樂ハ一國ノ風俗トハ密接ノ關係ヲ有セザルヤ如何ニ及ブヘシ蓋シ一國人民ノ風俗ハ其國ノ政府カ與リ知ルヘキ所ニ非スヤ否ヤノ問題ニ就テハ其理由甚タ明白ニシテ一國ノ政府ハ其人民ノ風俗ヲ保持スヘキ責任ヲ負フ事殆ト辯ヲ竢タスシテ凡一國ノ野蠻未開トイフモ文明開化トイフモ要スルニ其國民ノ風俗良否ニ基因スルトコロノ名稱ニスキズシテ即チ風俗ノ良否ハ文明ノ分ルヽ境界ナリトイフモ不可ナキニ似タリ故ニ一國ノ文化ヲ進メテ人民ノ品位ヲ高クシ以テ國威國權ヲ擴張スルヘキハ政府ノ責任ノ重要ナルモノナリ是ヲ以テ苟モ獨立不羈ノ國ニシテ其人民ノ風俗ヲ矯正保持スルノ法律アラザルハナシ即チ我カ刑法第二百五十九條ニハ風俗ヲ害スル冊子圖畫其他猥褻ノ物品ヲ公然陳列シ又ハ販賣シタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ストアリスタイン氏モ行政學ニ風俗警察ヲ以テ一般教育ノ範圍ニ屬セシメタリ彼ノ德川氏治世ノ如キ□ニ在テモ□世ニ至ルマテ其政正シキヲ以テ最モ此風俗ノ矯正ニ鋭意□シテ或ハ風俗ヲ察スル爲ニ歌舞伎ヲ□シ或ハ此類ノ歌謡唄曲ヲ禁スル等枚擧ニ遑アラズ是レ即チ一國人民ノ風俗ハ其政府カ管理スベキ責ヲ負フノ明證ナリ故ニ現今國家ノ風俗ヲ害スル冊子圖畫其他猥褻ノ物品ニ就テハ既ニ夫ゝ之ヲ禁止セラルヽトイヘトモ彼ノ俗樂淫聲ノ民風ヲ敗壞スル甚タシキ者ニ至リテハ却テ未タ之ヲ禁止スルノ制アルヲ聽カズ是レマタ甚シキ國家ノ缺典ト云フベシ凡ソ今世俗閒ニ流行スル淫樂ノ詞章ハ狂色道行姦通缺落情死ノ淫奔猥褻ヲ宣ヘ其曲調聲節モ淫靡ヲ極メ加フルニ手振身振ヲ以テ其情勢ヲ逞ウセザルナシ是即チ活動春畫トイフモ定ソレ不可ナランヤ然リ而シテ我國從來ノ習俗ヲ察スルニ子弟兒女ノ家富有ナル者ハ因ヨリ言フニ及ハズソノ家貧ニシテ學校教育ヲ受ル能ハザル者モマタ此淫樂ヲ學習セサルハナシ然レバ則チ淫樂ノ普及セルハ普通教育ヨリモ更ニ廣大ナリト云フモ可ナリ是故ニ戸ゝトシテ淫聲ヲ聞カザルナク演劇演技ノ物トシテ之ヲ見聞セサルハナシ今日淫樂ノ社會ニ及ボス害毒ノ甚大ナル豈ニ勝テ道フベケンヤ方今世上ニ廢娼論ノ如キヲ唱フル者アリ其主意ハ即チ此ニ由テ人民ノ風俗ヲ改良セント欲スルニ外ナラズ是レ誠ニ國家ノ爲ニ慶賀スヘキ美擧ニシテ其說ハ即チ因ヨリ贊成スルトコロナリ然レトモ其廢娼ノ方法ニ至テハ未タ驟ニ同意ヲ表スル能ハザルモノアリ何トナレバ世ノ廢娼ヲ唱フルノ說約ネ皆娼妓ヲ解放シ妓樓ヲ撤却スルヲ以テ廢娼ノ實擧ナリトスルニスギサレバナリ惟フニ國家ニ公娼ノ設置アルハ猶人身ニ病アルカ如シ凡ソ人身ノ物ヲ生スル必スヤ其由ルトコロナカルベ

カラズ國ニ公娼アルモマタ其由ルトコロアリ故ニ娼源ヲ絶タスシテ廢娼ノ實ヲ擧ントスルハ卽チ病源ヲ絶タズシテ病ヲ治セントスルニ異ナルナシ然ラバ何ヲ以テ娼源トイフ所謂淫樂ハ其主タルモノナリ卽チ將來娼妓ト爲ル者ハ初ヨリ淫聲ノ教訓ヲ受ケ日夜淫猥ノ理論ヲ實地ニ演習スルヲ以テ專業トスル者ニシテ今日世閒ニ流布スルトコロノ淫樂書類ハ猥褻ヲ教育シ娼妓ヲ養成スルノ教科用書ニアラザルモノ殆ト之ナシ故ニ今ノ娼妓ヲ廢絕セントセバ宜シク先ツ娼妓ノ本源卽チ淫樂ヲ拍滅セザルベカラズ然リトイヘトモ若シソレ淫樂ノ患ヲ外ニシテ廢娼ノ急ヲ說クアラバナホ泄痢ヲ治セントシテ恰モ後門ヲ閉ルカ如ク他處ニ壞裂ノ災ヲ來スベシ果シテ斯ノ如クナラバ風俗ノ改良何ノ日カ之ヲ見ン故ニ曰ク廢娼ノ說ハ因ヨリ之ヲ贊成スルトイヘトモ廢娼ノ方法ハ未タ驟ニ同意ヲ表スル能ハズトマタ彼ノ條約改正論ノ如キニ至テモ論者往々彼此對當ノ締約ヲ主張スル者アリ是レ素ヨリ適當ノ議論ニシテ四千萬ノ同胞中誰カ之ヲ願セサルモノアランヤ然レトモ若シ少シク茲ニ我カ邦ヲ反省スルトキハ人民ノ風俗ナホ斯ノ如ク淫靡猥褻ニシテ其品位ナホ斯ノ如ク野鄙下劣ナルヲ以テ每年幾萬ノ□ヲ海外ニ流出スル事實ヲ發見スルニ至ルベシ故ニマタ人民ノ風俗矯正ヲ圖ラズ其品位ヲ高尙ニスルヲ務メザルハ彼此對當ノ權理ヲ條約改正上ニ占ムル所以ニアラズヨシヤタトヒ理論上此彼此對當ノ權理ヲ占ムルモ人民ノ風俗品位依然トシテ茲ニ止ル以上ハ文化長進シタル諸外國ト交際シテ到底實地ニ此權理ヲ享有シ之ヲ利用スル事甚タ難カルベシ故ニ人民今日ノ風俗ヲ矯正シ其品位ヲ昇進セシムルノ計圖ヲ爲サベルハ今日海外諸強國ニ對峙シテ彼此對當ノ權理ヲ得ントスルモ遺憾ナガラ能ハサルコトヽナラン卽チ條約改正ニ關シ利ヲ我カ國家ニ占ムル所以ニアラザルベシ故ニ此時ニ當テ國政ノ責ニ任スル政府カ宜シク講究セザルヘカラザルモノハ此害毒ヲ除去スルノ方法如何ニ在リ熟々人性ノ自然ヲ察スルニ苦ト樂トハ常ニ平行ノ勢力アリ人ハ身ニ苦ノナキハナクマタ樂ミヲ願セザルナシ而シテ人ノ苦シムトコロ愈大ナレバ其樂ミヲ欲スルモマタ愈大ナリ故ニ人ノ境遇ニ由テ苦樂ノ大小ヲ異ニスルアリトイヘトモ到底人ハ一日モ樂ミナクシテ世ニ生存スル能ハザルヲ以テ國家ニ善良ナル音樂ノ發達ヲ圖ラサレバ其不良ナルモノヽ益增長スヘキハ勢ノ自然ナリ故ニ淫樂ノ害毒ヲ除去センニハ他ナシ善良ナル音樂ヲ興スニ如カズ善良ナル音樂ヲ興スハ學理ニ根據シタルノ純良雅正ナル音樂ヲ以テ之ヲ子弟兒女ニ開クニ如カズ是レ卽チ音樂教育ノ國家ニ缺クベカラサル所以ナリ音樂ノ一國ノ風俗ニ關係スルノ大ナル事ソレ此ノ如クナルノミナラズ其教育上ニ於テ德性ヲ涵養スルノ効モマタ頗ル大ナリトス凡ソ小兒ハ其性トシテ口ヲ閉チテ默止スル能ハズ故ニ此時ニ教フルニ善事ヲ言フ事ヲ以テセザレバ則チ惡事ヲ口ニスルノミ而シテ小兒ノ最モ好ムトコロノモノハ卽チ歌謠ナリ故ニ歌謠ヲ以テ其德性ヲ涵養スルハ最モ適當ノ方法ニシテマタ最モ功ヲ占ムルニ容易ナル方法トス□茲ニ其一例ヲ擧ン嘗テ東京農學校ニ於テ單期教授ヲ試施センカ爲貧民ノ子弟ヲ集メ之ヲ教授シタル事アリシカ此生徒所謂貧民ノ子女ニシテ居常口ニ鄙猥ノ歌謠ヲ絕タズ百方之ヲ矯正スルモ更ニ其効ナシ奈何トモスル能ハズシテ終ニ授クルニ小學用ノ唱歌ヲ以テス卽チ其効神速ニシテ忽チ鄙猥ナル歌謠ヲ罷メ一變小學用ノ唱歌ヲ口ニスルニ至レリ古語ニ風ヲ移シ俗ヲ易フルハ樂ヨリ善キハ莫シトハマタ是ニ於テモ之ヲ實證スルヲ得タリトソ今ヤ東

京音樂學校ノ設ケアル卽チマタ以上陳述スルトコロノ旨意ノ外ニ出テザルモノニシテ其創立以降日尙淺シトイヘトモ樂曲ヲ編纂シ音樂教員ヲ養成シ樂器ヲ試製シ俗曲ヲ改良シ音樂演習會ヲ開ク等皆音樂敎育ノ實施ヲ圖リ在來ノ歌曲ヲ改良シ人民音樂上ノ旨味ヲ進メ風俗ヲ矯正シ其品位ヲ高尙ニスルヲ務ムルニアラザルハナシ然レトモマタ多年民俗ニ一大根幹枝葉ヲ成シタルモノハ容易ニ之ヲ芟除スルヲ得ベカラズ何トナレバ現時ノ人民多ク茲ニ由テ其糊口ヲ得ルアリ若シ一朝ニシテ之ヲ廢絕スル如キ過激ノ方法ヲ處セバ忽チ數萬ノ人民其糊口ノ途ヲ失フニ至ルベキハ必然ナリマタ音樂呂律ノ細ニ至テハ忽激ニ發シテ往々一世ヲ風靡スルモノアリ其影響頗ル大ナリ是レ新ニ國樂ヲ興スニ當テ謹マザルベカラザル所ナリ加フルニ財政ノ縮迫ニ由テ事業屬意ノ如クナラザルモノアリ是レ皆音樂敎育事業ノ性質トシテ成功ヲ急奏スルヲ得ズシテ最モ之ヲ遠キニ期セザルヘカラザル所以ナリ而ルモナホ幸ニシテ今日全國ノ小學ニ於テ唱歌ノ聲ヲ聞カザルトコロ殆ト之ナク而シテ此諸學校ニ於テ唱歌ヲ敎授スルハミナ東京音樂學校ノ卒業生ニアラザルナキハ萬人ノ知ルトコロニシテマタ新年朝拜紀元節天長節等ニ全國ノ學生生徒等異口同音ニ國家ノ德ヲ頌スルニ至リシハ是レミナ東京音樂學校ノ功績ノ著明ナルモノトイフベキナリ而ルニ茲ニ風ニ聞ク或ハ道路ニ說ヲ爲ス者アリ曰ク音樂學校廢スベシト此說或ハ數々帝國議會ニ出ルトモ云ヘリ果シテ然ハアラバ是レ他ノ議題ノ爲ニ誘出セラレタル一時ノ勸議ニスギサルベシ我カ議員諸君ニシテ實ニ此設立ノ今日我邦ニ必要ナル所以ヲ知ラサルアランヤ何トナレバ若シ此學校ヲシテ一朝廢撤ニ歸セバ卽チ日本全國ニ於テ學理ニ基キ善良ナル音樂ヲ興スノ道絕エテアルナク隨テ淫聲ノ蔓延ヲ防キ風俗ノ矯正ヲ圖ルノ路當ニ地ニ墮ツベシ此ノ如ク國立音樂學校ヲ置キ善良ナル音樂敎育ノ國家ニ必要ナル所以ノ明白ナルニモ係ラズ今此音樂敎育ノ道ヲ斷絕シテ恬然淫樂ノ國家ニ及ボス目前ノ大害ヲ救ハザルハソレ國家ノ風俗ヲ矯正シ人民ノ品位ヲ高尙ニスル所以ニアラサルナリ人民ノ品位ヲ高尙ニシテ國威國權ヲ擴長スルノ計ヲ爲ザルハソレ今日海外諸强國ト對峙シテ對當ノ權理ヲ占ル所以ニアラサルナリ故ニ此東京音樂學校ノ如キ必要ノ設立ヲ廢セントスルハ卽チ國家ノ長計ニアラザルベシ東京音樂學校經費ノ如キ僅々一萬二千圓內外ノ費額ヲ吝惜シテ國家須要ノ事業ヲ絕滅ニ歸セシムルハ蓋シマタ國家經濟ニアラザルベシ

東京音樂學校生徒調

一　卒業證書及修業證明書付與者

計七十六人　內　男　五十三人

女　二十三人

內

諸學校奉職者　六十二人

內

官　立學校　九　人

府縣立學校　四拾六人

私　立學校　七　人

海外留學生　二　人

嫁　者　四　人

死　亡　四　人

未詳　四人

一　現在生徒

計六十七人　内　男　廿五　人
女　四拾二人
以上

卒業生合計　三十二人
男　二十人
女　十二人

内

澳国留学生　女壱人
独国在留　男壱人
本校教員　女二人
同　男壱人
女子高等師範学校教員女壱人
私府縣師範学校教員男十三人
同　女一人
高等　男貳人
学習院　男一人
府立高等女　二人
私立　女四人
就職者
計　二十九人
嫁者　女二人

死亡　男一人

修業證明書付與者　計四十四人
男　三十三人
女　十一人

内

本校教員　男一人
第二高等職員　男一人
府縣尋常師範学校　廿二人内男十七人
女四　人
縣立中学教員　女一人
府立小学校長　男一人
警察訓導　男一人
府縣職員　男二人
共立幼稚園教員　女一人
自営　男一人
就職者計　三十一人
死亡　三人
未詳　十人

現在員　男生徒　廿五人
女生徒　四十二人
計　六十七人

國家ノ保護ヲ受ル歐洲音樂院等ノ重ナル者

英國ロンドン府ローヤルアカデミーオフミューシック
　政府補助費年額英貨五百ポンド

英國ロンドン府立ギルドホール音樂學校　千八百七十九年創立
　同府市會ニ於テ創立以来年々維持費ヲ増シ千八百八十五年ニ至テハ既ニ年額二千五百ポンドトス

佛國パリー音樂院
　千七百九十三年官命ヲ以テ創立ニ係リ千八百年ナポレオン第一世ノ為ニ大ニ擴張セラル時ニ歳費年額二十四万フラント定ム後多少異動アリ

伯林音樂院　千八百六十九年帝立ト為ル

墺國維世納音樂院　千八百十六年創立
　政府ノ補助費年額計二万九千零五十六グールデン

白耳義國ブルッセル府帝立音樂院
　千八百三十二年創立國費年額計十萬八千四十フラン（千八百七十年ニヨル）

サキソニー王國ライプチック音樂院
　千八百四十三年國王ノ保護ニヨリ創立ス

フランクフォルト、オン、ゼ、メーン國立音樂学校
　千八百六十年創立

ウェルツボルグ王國々立スタッガート音樂院
　千八百五十六年

欧州諸国音樂學校経費

獨逸

普国千八百九十年度文部省歳出入豫算中左ノ項アリ

一　在伯林寺院本山及宮内省付寺院音樂學校
　補足金　二三、九八八マルク

一　伯林音樂大學校俸給　八〇、九二〇

一　同手当　四五、六七〇

一　寺院用音樂學校俸給　四、三八〇

一　同手当　四、七四〇

一　音樂改良所ノ俸給　五、四〇〇

一　其他音樂ニ関スル支出　五、三一二
　計拾七万〇四百拾マルク
　即チ日本金貨四万二千六百〇貳円餘

右ノ外伯林音樂大學校及寺院用音樂學校事務費アリトモ其金額他ノ學校ト混淆シアレバ分明ナラズ

右ノ外　ウュルツブルグ、スツットガルト、フランクフルト　アムマイン、ザクセン、ライプチヒニ音樂大學校アリ各政府ノ保護ヲ仰ク其金額調査ニ由ナシ
　内政府ヨリ補助費我カ金貨壱万四千五百二十八円（銀貨二万零三百三十九円）

白耳義国（小国）
官立ブルッセル府音樂院
　千八百三十二年ノ創立ニシテ
　千八百七十年ニハ歳費年額十万八千四十フラン
　即我金貨貳万壱千六百零八円（銀貨三万円）

英国

ロンドン府立ギルドホール音樂學校

千八百七十九年ノ創立ニ係ルロンドン市會ニ於テ創立以来補助費ヲ増シ千八百八十五年ニ至テハ既ニ年額貳千五百ポンドニ至レリ

即チ我金貨壱万二千五百円（銀貨壹万七千五百円）

佛國

國立巴里音樂院（コンセルバトアール）

本院ハ千七百九十三年ノ官設ニ係ル千八百年ナポレオン第一世ノ為メニ大ニ擴張セラレ歳費年額二十四万フラント定ム爾後多少異動アリ千八百七十五年ニハ年額英貨三万二千ポンドトナル

即チ我金貨拾六万円（銀貨貳拾貳万円）

國立アカデミー　オフ　ミユジック

千六百六十九年創立千八百七十五年維持費年額三万三千ポンド

即チ我金貨拾六万円（銀貨貳拾貳万円）

墺國

維也納音樂院

本院創立ハ千八百十六年ナリ

千八百九十年ノ経費収入総計十七万一千九百九十グルデン

内政府ヨリ補助費年額二万九千零五十六グルデン

即チ経費収入総計大凡我金貨八万六千円（銀貨拾貳万円）

日本

東京音樂學校

二十六年度要求額　壹万三千五百九十円

内政府支出金　壹万壹千六百貳拾貳円

此内外國人ノ俸給及借家料ハ合計五千百六十円ニシテ幾ト

政府支出ノ半額ヲ要ス

現今多数ノ生徒ヲ養成シテ全國ニ正樂ノ教員ヲ配賦スルノ必要アルニ依リ（即チ漸々擴張ノ必要アルニ依リ）文部省ハ右要求額ヨリ猶數千円ヲ要求セルモ閣議ノ為メ右ノ額ニ減セラレタルヲ以テ右要求額ノ通リ通過スルモ音樂學校ハ樂器新調ノ如キハ勿論、充分ニ生徒ヲ募集スルコトサヘ思ツカナキ有様ナリ

各國音樂學校ニ對スル國庫ノ支出金

孛國

國庫ノ支出金（千八百九十二年ノ豫算表）

官立伯林「ホーフ、ウント、ドームキルヘー」音樂學校　二三、九八八馬克

音樂奨励ニ要スル支出　五、三一三

官立伯林技術大學及其所属學校　四六六、五三二

（所属學校中ニハ音樂學校及技術學校ヲ包含スルヲ以テ今音樂学校ニ支出スル全額ヲ詳細ニ知ルヲ得ス）

宮内省ヨリ音樂學校ニ支出スル金額ハ莫大ナリト雖モ此又知ルヲ得ス

佛蘭西

国庫ノ支出金（千八百八十九年ノ豫算表）

國立音樂講談學校　二五八、七〇〇法

國立音樂講談學校ノ所屬學校及諸縣ノ國立音樂學校二二〇、五〇〇法
諸縣ノ庶民音樂會及音樂協會　五五、〇〇〇法
合計　五三四、二〇〇法
我國ノ貨幣ニ換金スレハ　一四九五七六圓

英合同王國學術研究費支出金額

		千八百九十二年ヨリ九十三年	千八百九十一年ヨリ九十二年
一	官立音樂中學校（ローヤル アカデミー、オフ、ミュージック）	五〇〇磅	五〇〇磅
一	官立音樂大學校（ローヤル コレージ オフ ミュージック）	五〇〇	五〇〇
一	官立愛耳蘭音樂中學校（ローヤル アイリシ アカデミー オフ ミュージック）	三〇〇	三〇〇
	計	一三〇〇	一三〇〇

我國ノ貨幣ニ換金スレハ　九壱二六圓

墺利亜

國庫ノ支出金（千八百九十一年ノ豫算表）　一四、〇〇〇グルデン
官立維也納音樂學校　五〇〇
官立リンツ音樂協會　一、〇〇〇
官立サルツブルク音樂学校　一、〇〇〇
官立インスブリュク音樂協會　五〇〇
官立クラツ音樂協會　五〇〇
官立クラーゲンフルト音樂學校　四〇〇
官立ライバッハ音樂組合　四〇〇
官立ライバッハ音樂協會　五、二〇〇
官立プッラーグ音樂學校　一、四〇〇
官立ペッチヤウ音樂學校　五〇〇
官立ブリユン音樂協會　一、二〇〇
官立レムベルク音樂協會　一、〇〇〇
官立クラカウ音樂協會　五〇〇
官立ブゴキナー音樂奬励協會　一、〇〇〇
新設スル音樂學校ニ支出スヘキ金額　六〇〇
樂器購買入費　一、〇二〇
校舍ノ賃借料修繕費及其他ノ費用　三〇、七二〇
合計　二一一九六圓八〇銭
我國ノ貨幣ニ換金スレハ

支那

太常寺

太常ハ唐虞ノ世ノ秩宗（伯夷）ト典楽（夔）トヲ合併セルモノナリ周ニ宗伯ト曰ヒ秦ニ奉常ト曰ヒ漢初テ太常ト曰フ惠帝更ニ秦ノ旧ニ仍ル景帝中元六年マタ太常ト為ス其属官ニ太楽、太祝、太宰、太史、太卜、太医、均官、都水、諸廟、寝園、令長丞アリ後漢及魏ニ些少ノ沿革アリ晋ニ至テ協律校尉ヲ増置ク梁ニ至テ寺ノ字ヲ加フ北斉ニ卿少卿各一人ヲ置ク其属ニ博士、協律郎、八書博士等ノ員アリ諸陵、太廟、太楽、衣冠、鼓吹、太祝、太史、太医、廩犧、太宰等ノ署ヲ統フ隋ノ高祖之ニ因テ博士四人協律郎二人奉礼郎十六人ヲ置キ諸署ヲ統フ唐ハ太常寺ニ卿一人少卿二人ヲ置ク龍朔元年改メテ奉常寺ト曰フ咸亨元年旧ニ復ス武后ノ光宅元年又改メテ司礼寺ト曰フ神龍元年旧ニ復ス凡ソ太饗ノ器服ヲ蔵ス天府、御衣、楽懸、神厨ノ

四院アリ宋ハ太常ニ命シテ宗正ヲ兼ネシム元ニ太常寺ハ礼楽、効廟、社稷ノ事ヲ掌ル卿、少卿、丞、博士、太祝、奉礼郎、協律郎等ノ官アリ太廟、郊社、諸陵、太楽ノ四署ヲ兼領ス

太常卿

舜ハ伯夷ニ命シテ秩宗ト作シ夔ニ命シテ楽ヲ典ラシム周ニ春宮太宗伯之ヲ掌ル漢ハ列侯忠孝敬謹ナル者ヲ以テ之ニ居ク秩中二千石ナリ後漢ニ太常卿ハ事ヲ行フニ及テハ天子ヲ賛ケ事重ク職尊クシテ九卿ノ首ニ在リ後魏ニ太常ハ光祿勳衛尉ト三上卿ト為ス位従一品下ナリ唐ハ太常卿一人正三品龍朔二年卿ヲ正卿ト為ス宋ノ元祐官品令ニ太常卿ヲ正四品トス元ハ古制ニ仍テ太常寺ニ卿一人ヲ置キ少卿丞等ノ官ヲ以テ之中貳トス

太常少卿

後周ニ小宗伯ト為ス景明ノ初少卿ヲ第一ノ清選ト為ス隋ハ二人ヲ置ク唐ハ貞観ニ二人ヲ置ク宋元等ニ至テモマタアリ

太常寺丞

漢ハ多ク博士議郎ヲ以テ之ト為ス唐ハ隋ニ因リ太常丞ハ従五品ノ下ナリ宋元時之ニ同シ

太常博士

漢ハ叔孫通ヲ始メ数十人ヲ置ク後漢ハ十四人ニ定ム魏晋隋唐宋元其数ニ沿革アリ

協律郎

漢武帝李正年ヲ以テ協律都尉ト為ス晋ニ協律校尉ト改ム後魏ニ協律郎ト為ス北斉ハ二人ヲ置ク隋唐之ニ因ル宋ハ元祐ノ令ニ従八品ト為ス元マタ之ニ因ル

太楽署

周官ニ大司楽ナル者アリマタ之ヲ楽尹ト云フ楽舞ヲ以テ国子ニ教ユマタ太師アリ六律六呂ヲ掌リテ以テ陰陽ノ声ヲ合ス秦漢ニ至テ奉常ノ官ニ大楽令丞アリ又少府ノ官ニ楽府令丞アリ後漢太常楽令一人秩六百石ナリ魏ニ太常令丞ト為ス晋ノ元帝ハ之ヲ鼓吹ニ合ス宋ノ太常ニ太楽令丞アリ斉梁ハ共ニ之ニ因ルマタ別ニ清商丞ヲ領ス陳之ニ因ル後魏太和ノ間大楽博士ヲ置ク北斉令丞ヲ置ク後周ニ司楽上士中士アリ隋ニ令丞二人アリ唐ハ之ニ因ルマタ武徳後内教坊ヲ禁中ニ置ク永徽元年改メテ雲韶府ト曰フ中官ヲ以テ使ト為ス開元二年又内教坊ヲ蓬萊宮ノ側ニ置ク□声博士アリ京都ニ左右ノ教坊ヲ置ク徘優雑伎ヲ掌トル是ヨリ太常ニ隷セズ開成三年ニ曲法所處ノ院ヲ改メテ仙韶院ト曰フ唐室全盛ノ時内外ノ教坊二千人ニ及ヘリ又梨園弟子三百人其外宣□雲韶ノ諸院並ニ掖庭ノ伎ハ其数ニアヅカラズ又太常ノ楽工ハ萬餘戸アリト云フ之ハ令丞ヲ置キ太常寺ニ隷ス

教坊

教坊ハ唐ノ開元二年内教坊ヲ禁中ニ置クニ始リ之ハ教坊ヲ置キ使副使判官外一人アリ

鼓吹署

周礼ニ鼓人アリ六鼓四金ノ音ヲ掌ル後漢ニ承華令アリ黄門ノ鼓吹ヲ典リ少府ニ属ス晋ニ鼓吹令丞ヲ置キ太常ニ属ス元帝大楽ヲ省キ鼓吹ニ并ス哀帝後鼓吹ヲ省キテ大楽ヲ存ス梁ニ鼓吹令丞アリマタ清商署ナルモノアリ北斉ニ鼓吹令丞及ヒ清商部ハ並ニ太常ニ属ス隋ニ鼓吹清商ニ令丞アリ煬帝ニ至テ清商署ヲ罷ム唐ニ

鼓吹署令丞各一人アリ所掌ハ頗ル大樂ト同シ

本邦樂政概梗

○伎樂

推古帝二十年百濟人味摩之歸化、謂学伎樂於呉、太安置櫻井、使諸氏少年子弟傳習呉鼓舞樂

是年奏請、令天下隷鼓舞、又奏供養三寶、必用蕃樂、而人或不学習、学習亦未精、自今後宜使樂工為世業免課役、敕従之、（聖德太子傳曆）新羅百濟高麗呉諸樂、自此而起（大日本史）

○雅樂寮

文武帝大寶中雅樂寮ヲ治部省ニ置ク其職員令ニ曰ク

雅樂寮頭一人掌文武雅曲正儛雜樂、男女樂人音声人名帳試練曲課事

助一人、大允一人、小允一人、大属一人、少属一人

歌師四人掌教歌人

歌女師二人掌臨時取有声音堪供奉者教之歌人三十人歌女一百人

儛師四人掌教雜儛

儛生百人掌習雜儛

笛師二人掌教雜笛

笛生六人掌習雜笛

笛工八人

唐樂師十二人掌教樂生（高麗百濟新羅樂師准此）

樂生六十人掌習樂（餘樂生准此）

高麗樂師四人、樂生二十人、百濟樂師四人、樂生廿人、新羅樂師四人、樂生二十人

伎樂師一人掌教伎樂生、其生以樂戸為之、腰鼓生准此

腰鼓師二人掌教腰鼓生

使部二十人直丁二人、樂戸、（大寶　大寶令による）

聖武帝天平三年六月乙亥定雅樂寮雜樂生員

大唐樂三十九人百濟樂二十六人高麗樂八人新羅樂四人度羅樂六十二人

諸縣儛八人筑紫儛二十人其大唐樂生不言夏蕃、取堪教習者、百濟、高麗、新羅樂生並取當蕃堪学理、但度羅樂諸縣筑紫者生並取樂戸（天平　續日本紀による）

平城帝大同四年三月丙寅定雅樂寮雅樂師

歌儛師四人笛師二人唐樂師十二人横笛師二人高麗樂師四人横笛、篳篥莫目、儛等師也、百濟樂師四人横笛、篳篥莫目儛等師也新羅樂師二人琴儛等師也度羅樂師二人鼓儛等師也伎樂師二人林邑樂師二人（以后欠史）（大同　類聚國史による）

延喜式曰

凡蕃樂人料、飯四斗、日別永給

歌女三十人各日黒米八合

歌女居地一町（左右京三條四坊八町）

公廨田一十町（在近江國）

甲賀郡二町　野洲郡五町　愛智郡三町

右件田地子米充年中用度

大歌所

隋唐ノ樂盛ニ世ニ行ハルヽニ至テハ雅樂寮ハ專ラ之ヲ主管シ我邦ノ古風歌舞ニ至テハ別ニ大歌所ノ説アリ之ヲ主掌ス大歌所ノ創置ハ未ダ之ヲ詳カニセズト雖モ文德實録ニ従四位下治部大輔書主能ク和琴ヲ彈スルヲ以テ弘仁七年為大歌所別當常供奉節會トアリ故ニ大歌所ノ創置ハ弘仁以後ノ制ナラントス乃チ爾後ハ五節舞ヲ始トシテ神樂、催馬樂、風俗歌等ノ類ハ総テ此大歌所ノ主管ニ属セリ

（歌舞音樂略史による）

大歌所別當（知大歌事）

納言已上補之上古親王之中又補之　（職原抄による）

内教坊

内教坊別當（知女樂事）

大中納言中堪其道之人補之　（職原抄による）

鼓吹司　（兵部）

令義解曰

正一人　掌調習鼓吹事

佑一人

大令史一人

小令史一人

吹部三十人

使部十人

直丁一人

鼓吹戸

隼人司

大寶令曰　（衛門府）

正一人掌検校隼人及名帳教習歌儛事

佑一人、令史一人、使部十人、直丁一人、隼人　（令による）

延喜式曰　（兵部）

凡元日即位及蕃客入朝等儀、官人二人、史生二人、率大衣二人、番上隼人廿人、今来隼人廿人、白丁隼人一百三十二人、分陣應天門外之左右、群官初入自胡床起、今来隼人發吠声三節云云

（延喜式による）

幕府

建久初源頼朝将修鶴岡八幡祭、召伶官多好方於鎌倉、令畠山重忠梶原景季等傳習神樂曲又撰家人山城久家等十餘人、愛其秘曲、好方盡授之、莫所顧吝、頼朝賞以飛彈荒木郷傳之子孫　（東鑑による）

田樂、猿樂

後醍醐天皇ノ元弘年間洛中ニ田樂盛ニ行ハレ貴賤皆之ヲ玩フ北條高時之ヲ聞テ新座本座ノ田樂ヲ鎌倉ニ呼下シ興行セシメ大ニ之ヲ愛シ諸将士ニ附スルニ田樂法師各一人ヲ以テシ装スルニ金玉錦繡ヲ以テシ互ニ相誇耀ス宴ヲ設ケ曲ヲ奏スル毎ニ高時ヨリ以下ノ将士競フテ衣服ヲ解キ以テ纏頭ト為ス其費幾千萬ナルヲ知ラズ幾何モナク北條氏滅フ依テ高時遂ニ是ヲ以テ滅フトマテ誣ヘラレタリ南北ノ乱ト

ナリ足利尊氏甚タ之ヲ好メリ貞和五年十月十一日祇園ノ執行行直四條橋ヲ架セントテ勧進ノ為ニ新座本座ノ田樂ヲ合セテ競能ヲ催ス攝籙、大臣、將軍ヲ始メ四條河原ニ桟敷ヲ打テ之ヲ観ル簑乱、拍子、刀玉等ノ曲終リタル後ニ新座ノ樂屋ヨリ猿樂ヲ出シヽニ見物皆興ヲ催シ二百四十九間ノ桟敷倒レテ死傷夥多カリシト（太平記による）

田樂、猿樂ノ式樂

應永ノ初大和ノ人結崎次郎（本姓服部）此伎ヲ善クセシカバ足利義滿童坊ノ役ニカヽヘ觀阿彌ト名乘ラス其子左衞門大夫元清又同朋トナリテ世阿彌宗全ト称ス又將軍ニ寵セラル此父子猿樂ノ舞ニ田樂ノ能及ヒ諸ノ舞ヲ折衷シテ舞フリヲ定メ幾多ノ新曲ヲ作為シテ謡曲ヲ興ス義滿將軍以来猿樂ヲ以テ武家ノ式樂ト定メシカバ此業年月ニ盛ニシテ義政ノ頃ハ觀世、金春、保生、金剛各座ヲ分チテ四座ノ猿樂ト称スルニ至レリ（歌舞音樂略史による）

樂家再興、樂領

德川氏覇業ノ始天下ノ喪乱ヲ承ケ伶官耗散シ朝典廢闕スルモノ茲ニ数百年ナリ家康之ヲ憂ヘ招撫年アリ終ニ先職ニ復ス朝廷ノ樂マタ是ヨリ起ル（日本外史による）

寛文五年將軍家綱マタ樂人ニ賜フニ樂領許多ヲ以テス同六年樂所ノ年老幕府ニ詣テ之ヲ謝ス

附言幕府ヨリ樂所ニ賜フトコロハ二千石ナリ（樂家錄による）

御樂人衆　　寺社

現米五十石十人　多主計允
同　断　東儀越前守
同八十石十五人　山井安藝介
同七十石十人　岡近江守
同　断　東儀右兵衞尉
同五十石十人　園左兵衞慰
同　断　多甲斐守
同　断　東儀將曹
同八十石十五人　東儀筑後守
同五十石十人　辻土佐介
（元治武鑑による）

幸若　越前丹生郡西田中村住居（若年寄実地三千石トイフ）
一番　三百石　幸若歌也　同與一右衞門
二番　二百三十石　幸若伊八郎　同彦次
三番　三百四十五石　幸若官二郎　同重藏
百石　同紀十郎（敦賀田島村住）
計九百七十五石
（元治武鑑による）

御能役者　（若年寄）
二百五十六石　觀世大夫　五十石　觀世太郎
外座中ノ者七十五人
三百石　金春大夫　百五十石　金春明之助　五十石　大藏庄左衞門
外四十四人
百石　寶生九郎　十人フチ大夫次男　寶生重次郎　百石廿人フチ五人フチ　寶生金五郎　寶生喜勢太郎

外四十人
百石　金剛大夫　十人フチ　金剛鈴之助
外四十五人
二百石　喜多六平太
外廿七人
御能觸流　二百俵三人フチ　松井小三次　二百俵三人フチ　山田鉉之助　見習三人フチ
松井小三郎

（元治武鑑による）

日本東京ニ於ケル東京音楽学校

凡ソ一国ノ文明ハ其学術家ト藝術家ノ数ニ由テト知スベキ事之ヲ史乗ニ徴スル所ナリ往時工藝学ノ志操未ダ嘗テ欧洲人ノ脳裡ニ萌芽セザルノ前ヨリ日本ハ既ニ工藝ノ花ヲ満開セシメタリ即チ彼ノ有名ナル絹縮緬錦繡ノ如キ薩摩焼ノ意匠卓絶金光燦然タルカ如キ漆器塗物類ノ如キ金銀銅鐵細工物ノ如キ畢ク天下ノ清賞ヲ得ザルハナク万國ノ人目ヲ驚カサヾルハナシ以上ノ物ハタヽニ其完全ヲ感服セシムルノミナラズマタ其工術ノ善美ナルヲ歎賞セシムルノ外ナシ然リ而シテ其事タルヤ未タ毫モ既往ノ業ト為スヘカラズ今尚現存スル所ナリ故ニ此日本人民ニシテ尚其固有ノ伝説ヲ保信シテ動カズ苟モ他ニ模似スルノ危念ヲ起サヾランニハ日本ハ即チ此工藝ヲ以テ争フヘカラザル最高ノ位地ヲ世界ニ保續スベシ蓋シ才能ト好風采ト穎敏ナル藝術上ノ感情トハ其眼中ニ入ルモノヲ吐露スルモノナリ

工藝上ノ部内ニ於テ此ノ如キ勤勉奮興シタル成績ト反對シテ彼ノ美術中ノ最美ニシテ最後進ナル音楽ハ大人ニシテ児歌ヲ唱フ如ク世ニ棄却セラレテ殆ト下流ニ沈ミ之ヲ度外ニ置ケリ是レペルシヤ及アラヒヤニ於ケル諸例ト同シク一種頑固ノ弊風ヨリ音楽ノ十分ナル進歩ヲ障碍シタルモノナリ所謂ペルシヤ及アラヒヤノ人民ハ数学、天文学、窮理学、医学、詩学等ノ如キ学藝ニ於テハ頗ル高等ノ度ニ進ミタリシモペルシヤ数学ノ大家アルフハラビーヲシテ音楽ヲ修メ他ノ諸学藝ト均シク高等ノ度ニ達セシムルヲ得ザラシメタリ故ニアルフハラビーモ音楽ニ精通スルヲ得ス勢ヒ誤解ノ過失ニ陥リ音程ノ部分ニ於テ第三音ヲ以テ不快ノ音ト認メ之ヲ不協和音ト為シタリ而シテ此ノ如キ理論ナルヲ以テ協和絃ハ稍アリトイヘトモ其進行ハナキヲ以テペルシヤアラビヤノ音楽ハ終ニ其度ヲ進ムルヲ得ザルニ致レリ然リトイヘトモアルフハラビーカ第五音ヲ不協和音ト為シタルハ今日ノ我輩等ト異ナル所ナク而シテ第四音ノ上行ニ悪シク下行ニ宜シキヲ以テ一種ノ不定音程ト為シタル如キハ此鋭異ナル理論家カ細微ナル感覚ヲ有シタル事想見スルニ足レリ此音程ノ如キハ今日欧洲ノ学者トイヘトモ尚其説ヲ一定スルニ至ラザル所ニシテ第四音ノ如キハ現ニ今日ニ於テモ総テ不定音トスル所ナリ古代希臘楽ノ如キモ今日ニ伝フルトコロ毫モ之ナク近代希臘楽ハ近代伊太利楽ニ平呑セラレタリ希臘ニ於テ今日唱謡スルトコロノモノハ希臘語ニ係ルトイヘトモ其旋律ニ至リテハ一般ニ伊太利ニ用ヒラルヽ所ノ風俗歌ト同流ナリ而シテ第三第六第七ノ和絃ト更ニ第三ノ和絃トハ希臘音楽ノ今日変動スル所以ノ根本ナリ古代希臘楽ト近代希臘楽トノ親密ナル接續ノ点ヲ発見セント欲シ古代希臘楽ノ奥儀ヲ講究スル者少シトセズ然レトモ其同種タル所以ヲ證明スルモノハ甚タ卑キ第三音タル事普通一般ノ規則ト云フベシ然ラバ即チ此卑キ第三音ハ何処ヨリ由来スルモノナルカハ當ニ一考セサルベカラザル所ノ問題ナリ蓋シ笛ハ

天下万國最モ古ク最モ普通用ノ楽器タル事世人ノ熟知スル所ナリ是レ即チ各人容易ニ自己ノ楽器製造人ト為ルヲ得ヘク即チ何時ヲ問ハス小刀ヲ以テ此ノ如キ楽器ヲ自製スルヲ得ルノ単一ナル理由ニ出ルモノタルベシ人自ラ支那ノ笛ヲ其手ニ把テ一吹スル時ハ実ニ此事ノ容易ナルヲ知ルニ至ラン抑モペルシヤアラビア及希臘ニ至ルマテ従テ東邦ニ於ケル此種類ノ楽器ハ盡ク第三音ノ甚タ卑キモノトス是レ此楽器ヲ製造スル者ニシテ特ニ之ヲ欲スルノ所以ニアラズ止ムベカラザル理由アル所以ニシテ此第三音ノ由テ以テ基礎トスル成ル他ノ音ナカルベカラズ音楽ヲ奏スル者モ音楽ヲ聴ク者モ此ノ如ク第三音ノ卑キ者ヲ聴ク習慣ヲ成シタリ依テ人民ハ其由テ来ル所以ノモノヲ発見スルニ鋭意ニシテ既ニ支那ノ音階ニ於テモマタ欠典アルヲ発見スルニ至リシナリ是ニ由テ之ヲ観レバアルフハラビーカ此理由ヨリシテ第三音ヲ不協和音程ト見做シタルハマタ一理アルニアラズヤ抑モ希臘ペルシヤ等ノ諸国ニ於テ笛ノ有用ナル位地ヲ占有シタルハ其國史ニ由テ之ヲ明證スベシ笛ハ悉ク歌曲ニ和奏スルトコロニアラズヤ笛ハ他ノ諸楽器ノ由テ以テ其律ヲ整フル所以ノモノニアラズヤ是ヲ以テ今日上進ノ目途殆ト絶念スヘキモノハ却テ之ヲ敬服セザルヲ得ザルモノトス例ヘハ我徒ノ自ラ製作スル笛曲ノ如キハ最良ノモノニシテ殊勝ノ趣味アリトイヘトモナホ甚タシキ賤微ナルモノニシテ純古ノ原物トモスベキモノハ実ニ微々トシテ勢力ナキモノニアラザルハナシ

今ヤ日本カ長足ノ進歩ヲ為シタルト欧洲ノ文明カ此日出國ノ地ニ通路ヲ發見シテ突入シタルトハ既ニ欧洲人ノ眼目ヲ驚ストコロニシテ今マタ此愛スヘキ國土ニ音楽ノ成行如何即チ如何ナル音楽ヲ如何ニ處置スルカノ一斑ヲ知ルニ至ラハマタ大ニ其好奇性ヲ満足セシムルニ至ルベシ

嘗テ日本音楽會開會ニ際シ東京音楽学校生徒ノ演奏ハ該好奇性ヲ満足セシムルノ最好機會ヲ與フルモノナリ本會ノ演奏曲目ハ多ク有旨ノモノヲ以テ成リ中ニ就キ欧洲諸国ニ於ケル聴衆ヲモ興セシムルニ足ルモノ甚タ多シジョン、セバスチアン、バハ氏ノ作クルシフィキサス曲、メンデルソン、バルソルデー氏ノ作ポーラス中ヨリノ抜萃曲ノ如キハ男女ノ声ヲ合セタル唱歌曲ニテマタルドルフ、ヂットリヒ氏作ノソナチン曲ハ十一張ノバイオリンニ洋琴ヲ伴奏シタルモノナリキクルシフィキサス曲ノ結果ハ豫想外ノ好成果ヲ呈シタリ唯惜ムラクハ女子中十分口ヲ開クニ乏シキ者アルヨリ天與ノ美聲ヲ完全発出セシムルニ至ラザルヲ然レトモ其奏法ノ抑揚頓挫アリテ始終ノ規律正シキハヨク其度ニ協フタリポーラスノ抜萃曲モマタ優劣ナキ好成果ヲ奏セリ

茲ニ聴衆ヲシテ大ニ驚カシメタルハ今唱歌ヲ奏シタル女子中ヨリ十一名ノ女子更ニ出テバイオリンヲ奏シタル是ナリヂットリヒ氏ノ秀作ソナタノ初部ハ奏法殊ニ宜シキニ適ヒヨク作曲ノ旨意ヲ写出シタリ作曲者自ラ洋琴ノ坐ニ就キタル時ハ既ニ其成果ノ好妙ナルベキヲト知スルニ足リシナリ抑モヂットリヒ氏ノ伎倆ヲ知ラント欲セバ先ツ其生徒ノ唱歌ヲ聴キ其女生徒ノバイオリンヲ聴クヲ要セリ此有為ノ技術家ヲ得タルハ我輩実ニ東京音楽学校ノ為ニ祝スル所ナリヂットリヒ氏ノ音楽上ノ知識ハ鞏固ナル其礎ヨリ成リ虚飾ナク表裏ナキ純乎タルモノナリヂットリヒ氏ハ東京音楽学校ノ目的ニヨク適シタル技術家ニシテ今後モ同校ニ勤續任用セラレン事ヲ切望ニ堪ヘス

マタ同氏カ日本ヲ去ルノ後モ同氏ノ記憶ハ永ク同校ニ遺留セン事ヲ望メリ同氏ノ伎倆ハ東京音楽学校其レ自ラヲ以テ判スルニ足ルベシ同校第二年生中村松嬢ハスポーア氏ノ教科書第一巻第六ヲ演スルニ音響清朗ニシテ用弓ノ法宜シキヲ得奏楽ノ體裁寔ニ純良ナリ岩原嬢（玉ノ如キ美服ニ光ヲ放チ處女ノ常習トシテ物珍シケニ見回シタリトノ説アリ）ハ勇氣ヲ奮ヒ著明ナル音調ヲ發シテウィヒテル氏ノ教科書中ヨリ一課ヲ奏シタリ石岡嬢ハ更ニ柔和ナル性質ヲ具フル者ノ如クニ見受ケタリシガマタスポーア氏ノ教科書中第壹巻ノ第十二ヲヨク奏シ得テ稍其労ヲ覚フルマテニ至リタリ幸田嬢[1]ハ十三才ノ妙齢ニシテ好良ノ音響ヲ発シ用弓法モ宜シキ得奏楽ノ體裁純良ニシテ其活潑ノ性質ヲ以テ演奏シタルハ更ニ優等ナリトス其学藝ノ益々上進セン事ハ其體育ト共ニ必然ナルヲ信望セリ此少女トイフヘキヨリハ寧ロ其通称ナル幸田嬢ハ後来大ニ其業ヲ成ン事今既ニ之ヲ豫言シテ可ナリ

洋琴ノ部ニ於テハ根岸嬢ノ演奏アリ是ハヂットリヒ氏ノ教授ヲ受ケタル事尚僅ニ壱ケ年半ニスキズシテ少シク怯懦狼狽スル氣性アリベルチニーノ教科書中ヨリ奏スルニ未タ十分ノ勢力ヲ発揚スル能ハズトイヘトモ尚後来勤勉ト忍耐トニ依テハ必ス其業程ノ進歩ヲ見ルヘキモノトス最終ニ聴キタルモノハポーラス中ヨリ引出シタル半途練習中ノモノナリ此唱歌ニ於テハ高音部ハ真ニ死ヲ怖レサル勇気ヲ以テ高音度ノ(イ)ヲ踰越セリ其歌詞疑モナク勇壮ノ意ヲ含ムモノト見ヘタリ東京音楽学校ハ其規模ヲ欧洲ニ則トリ各楽器各級ニ分立セリ其創立ノ日ノ尚浅シトイヘトモ従来ノ成績甚タ宜シク後来サラニ日本人民カ音楽上ノ進歩ヲ企図スルノ念モ成達シテ国内ニ其好結果ノ花実ヲ得ルニ至ラン事疑ナシ凡ソ事物ニ自然ノ順序アリ殊ニ此学科ノ進歩ノ如キハ決シテ急激ヲ以テ得ベカラザル所タリ学藝技術ノ百科ニ於テ第一ニ必要ナルハ鞏固ナル基礎ナリ音楽モマタ然リ其結果ノ国民ニ有益ナル事ヲ期センニハ先ツ其初等教育ヲ確実ナル原則ニ由テ設立セザルヘカラズ生徒ハ其学習スルトコロヲ中心ニ會得セシムルヲ要ス即チ道理ヲ弁ヘシメザル練習ハ無益ノ業ナリ無益ノ教授ハタトヘニ之ヲ受ル者即チ生徒ヲ害スルノミナラズナホ此生徒ヨリ更ニ轉シテ授業ヲ受クル者ヲ害スルニ至リ其弊害ノ轉傳窮リナキニ至ルベシ故ニ音楽ヲ教授スルヲ許可スルノ権ハ東京音楽学校ニ於テ教官ヲ以テ試験ヲ挙行シ其成績ニ由テ之ヲ許否セラレン事ヲ望ムナリ其故ハ唱歌或ハ洋琴ノ一科ニ於テハ甚タ巧妙ナルモ教ヲ人ニ伝フルノ技ニ於テハ却テ拙劣ナルモノアレバナリ今後日本国中ニ適当ナル音楽教員ヲ供給セントスルノ一挙ニ至テハ東京音楽学校長ハ実ニ大ナル責任ヲ負フ者トイフベシ凡ソ音楽上ノ風采ト愛トノ存スル所ニハマタ之ヲ学習セントスル企望ノ存スルモノナリ故ニ東京音楽学校ハ上ニ芳川大臣辻次官伊澤校長アリ日本音楽會ニハ鍋島侯蜂須賀侯等アリ此諸君ハ国家ノ教育ニ鋭意ニシテ日本将来ノ為ニ音楽教育ノ軟芽ヲ保護スルニ力ヲ餘サヽルトコロナリ所謂一国ノ文明ハ其学術家ト藝術家ノ数ニ由テト知スベキ事之ヲ史乗ニ徴スル所ナリトハマタ之ヲ日本ニ於テ実験スベシ

テルシャックはオーストリアのフルーティストで、明治二十三年ピアニストのシューレルと来日、大日本音楽会の主催する演奏会に出演した。ディットリヒとともに宮中で御前演奏も行っている。

（1）幸田延の妹、のちの安藤幸子。

四　この時期の演説

まず、明治二十四年二月十一日の紀元節祝賀式に行われた演説を挙げる。『音楽雑誌』に掲載されたものである。

伊澤修二校長の演説の大意は次のとおり。

今日は紀元節の祝日に當り諸君と共に此愛度靄々たる聖世に遭ひて祝歌を奏せしは欣々は堪へず就ては紀元節に因しみて音樂の紀元を少しく述へんとす最も本日は衆議院議員島田三郎君の演説せらるゝあるを以て余は尤も簡短に之を述へんとす抑も音樂なるものは國の分野を問はず何れの國々にも皆あるものなれとも吾日本の如きは最も遠く古代に在り或る説には吾國樂の創めは神代に於て天照大神天の窟に隠れ給へたる時八百万神御神樂を奏し鈿女の命が茅纏の綃を持ちて舞ひしに創まるとも傳ふれ恐らくば音樂は世界の創めと共に在るは疑ふに足らさるべし古事記にも記す如く神武天皇の歌は大概軍歌多く又皇妃を娶る時に用ひたるなり其中の巻にある兄猾を討する條の（伊賀）云々は昨年已に詳述せり

昔神武天皇の代には此日本に尾のある一種の變なる人種八十建（やそたける）ありて忍坂の大室に穴居せり天皇之を征討するに惱ませられ即ち策を設けて八十建を饗し八十膳夫（やそかしわで）をして一人毎に八十建に侍せしめ一斎に歌を唱ふと共に一時に此の族を皆捕獲せんことを示し合せて悉く之を捕獲せりといふ云々

また衆議院議員島田三郎の演説は次のとおり。

今日紀元節の式を行ふに際し校長よりも一場の演説をせよとの委囑もあれば私は音樂の事に就ては恥づべき經歴を有する者なれとも或は私の考が御參考ともなれば幸なり而して世の音樂に如何なる思想を懐く者あるかを觀察すれば世人は唯一種無益の娯樂に過ずと思ふ者あれども決して然らざるなり茲に其疇昔を温れば洋の東西を問はず何れも音樂は教育上に缺く可からずとなせり然るに我國封建時代に於ては算術及音樂の思想は教育の範圍外に措たり古の教育は先づ四書五經を讀み夫より史記左傳等を讀み之を解讀するのみにして學者には音樂の思想を懐く者殆んとなき如く實に放棄して之を顧みざる故に全く俗間の一方にのみ行はれたり世の開明に赴くに從ひ明治六年學制を布くに當り歐洲の教育書を翻譯せし時音樂を普通學科の中に加へたれとも其緊要を感せし人は無かりし當時私は伊澤君と机を並へて時務を論せし事ありしが伊澤君は師範學校長の職にありて音樂の擴張を主張されたり其後私は歐洲に渡りて彼の國の文物を實驗せしに音樂上の事に就ては尤も感する所多かりし今其經歴を引證して音樂の必要を論せんとするに即ち音樂の教育上に關する事と音樂の風俗上に關する事の二要点あり

昔支那にて孔子の弟徒三千人の中六藝に通する者七十二人ありたり此六藝といふことに一は書經詩經易經禮記春秋樂記の六經と云ひ一は禮樂射御書數の六藝と云ふ二説あれとも私は六藝を適當と思ふ而して支那の數學音樂は教育上に最も立派なる位地を占めたり猶能く其源を温ねれば堯舜の世に專門の音樂の教育者を置きしは明なり

人間か世界に成立ちたると同時に音樂の種類は成立てり然れとも之が律を作り樂器に合せたるは黄帝の鳳鳴を聞いて笙を造り伶倫嶰谷の竹を以て笛を造り黄鐘の律に合せり當時已に專門の樂政を執りし職を置き事業家才能家も音樂を以て天下を誘導せり舜五絃の琴を造り南風の薫を誦して天下治まる先王の天下を治むる禮樂刑法の四を以てす支那の古代にありて斯く迄禮樂を重んじたるに拘はらす禮の尊ふべきを知て樂を實事に施さゞりしは所謂正しき音樂が成立たずして俗曲が天下を横行したる弊なり利器は大功を奏する代りに其害を釀すも亦大なり音樂も之れと同しく正雅ならさる俗曲の風俗を乱し大害を與ふる事實に恐るべきなり不幸にも我國古代の雅樂は獨り朝廷の儀式にのみ行ひ一般の俗間には俗樂のみ行れたれば害を恐れて音樂を教育上に用ひざりしなり中には有志者ありたれとも力乏しく世の勢を變すること能はざれば實行上には顯はれざりし元祿時代の儒者に荻生徂徠なる人ありて頻りに音樂の緊要を説き大宰春臺も此事を論したるは百七十余年前なり

凡そ人あれば感情あり感情あれば音樂あり彼の希臘（ぎりしや）は古より美術の思想發達し十九世紀の開化か段々布演して今日の隆盛を致せり亞典（あてん）の政事家ゾロンは音樂を以て治國の要具としピサゴラス、プラトウ、アリストートルの時代には体操、音樂の議論強く特にプラトウは音樂は最も撰ふべきものにして其採るべきと捨つべきとの二類に注意すべし其短音階の悲哀なるものは成的之を捨て長音階の勇壯活潑なるものを採用すへき事に最も注意すへしと論せり音樂の勢力の著しき知るへきなり凡そ美術中に音樂程普通の性質を具へ賢愚貧富貴賤老幼の差別なく一般に効力の通するものなし小兒が繪畫彫刻に感動するか音樂に感動するかと云へは其音樂たることは明なり又年齢によりて考ふるも人心を感動せしむるは音樂に及ふものなし孔子は樂を聞て三月肉の味を知らずと云へり又梁上の塵を動かし行雲を停むるとも形容せり感動を與ふること深き知るへきなり又音樂は貧富貴賤に通して尤も効力あるものにて上は朝廷の宴會廟堂の祭祀に又軍歌に又一家團欒の奏樂となりて上より下に及ふものなり故に此音樂をして風俗を乱す音樂たらしめば其弊害甚しく遂には國勢を衰頽せしむるに至らん

凡て人間は適當に身体を利用し適當に心を養はさるべからす一張一弛は文武の道にして人間の身体も又斯の如し支那春秋の時鄭國に子產と云へる賢相ありて能く隣國の侮を防きしが嘗て朝廷にあるよりは野外にある方却りて名案大策を考へ得ると云へり然らは快樂は社會必要的の者なり必要的の者にして勢強き者は音樂なり此の音樂をして人心を正しくし身体を成長せしむることに用ゆるは教育上必要なることなり英國のチエスタフイルドは其子にバイオリンを習ふ事を禁したり其後アルベルトは勞働社會をして必要の樂しみを稟けしめんとて專ら此事に意を盡したり爲めに國人は其記念として音樂堂を建設せり昔しは貴族チエスタフイルト其子に音樂を習ふことを禁し今日は至尊と位置同しき人をして奬勵せしむるに至りしは必竟理論上實地上社會の勢を一變したる証據なり然らは賢愚貧富の別なく普通の性質を有つ處の音樂をして適當なる進路を取らしむる事は政治上必要なりと考ふ

日本にては實際上實事上其音樂によりて力ありしば薩摩の新納武藏守か「肥後の加藤か來るならは焔硝肴に團子まうす夫でもきかす

に來るならは首に刀の引出物」と云ふ歌を國内の少年に歌はせて勇氣を鼓舞せり即ち頼山陽此意を譯して兵兒謠を作れり必竟薩摩の少年が氣力を惹起したるは此の歌の結果なり獨逸來因(らいん)の戍兵歌の如きは實に佛人をして來因の境を越さしめさるの傾勢あり獨逸聯邦か今日の結果は種々の原因あらんが來因歌及祖國歌の興りて力ありしは疑ふべからざることなり佛國の「マルセーユ」歌の如きは那拿翁三世政府は嚴禁せり是れ人心を激發せしむるこの甚しければなり斯の如く音樂の志氣を鼓舞するは明なれば我日本に於ても正しき音樂を成立たしめば大に國を益するならん今迄我國に音樂の必要を知らざりしは元来の偏僻の致す所なり維新の際は最も美術的の思想に乏しく此の上野の公園をして木を伐り地を拓ひて茶畠となさんとの評議ありしに或る西洋人の之を聞き嗚呼此松樹は僅かの年代に生長したるにあらず實に惜むべき事なりと稱へられて其評議を停め今の樂しき公園とはなれり繪画彫刻は今日漸く世に重せらるゝに何故に音樂は無用視せらるゝか是れ從來の偏僻なる教育の余習と俗樂のみが行はれたる結果なり凡て無形のものを見ると云ふのは余程開けた人にあらざれば能はず今日音樂の必要を認むる者の少なきは怪しむに足らざるなり斯く今日迄我國の音樂は不幸の經歴にて充されしが後來は如何なる有様に成行くを考ふれば我日本は支那よりも音樂の成長は立派に行くべきを信ず支那古代の音樂は成長せず年を經るに從て衰へ歐洲は漸々成長し來りしは支那は古來屢々北方人種侵入して國内一般北人の勢力に壓せられたればなり音樂は柔かな言葉を出す所の土地に發達強くして朔北寒冽の土地には余り生長せす故に支那の音樂は我日本の如く揚々たる性質を受くること難し然るに日本の國語は母音多くして流暢に活動する言語なれば人間社會に欠く可らざる快樂の一元素たる音樂か日本の國語に於て成長せさる事なし假令從來の經歴に於て他の美術に劣るも後來大に望みあれば此事を擔任する諸君は一層盡力有んことを希望するなり

（『音樂雜誌』第六号、明治二十四年二月）

次は明治二十四年七月十一日の卒業式である。当日行われた順に、外山文学博士、校長心得神津専三郎、伯爵大木文部大臣の演説を挙げる。

外山文學博士の演説は前以て府下各社の諸新聞に廣告もありし事なれは此日博士の登壇するや滿場の拍手が涌くが如く博士は徐に說き出して曰く

卒業生諸氏凡そ物事の輕重は見る人の心に大に由る事て有升るが如何なる學校の卒業生でも將來其任の重からさる者は非ず中に就て當音樂學校の卒業の如く其任の重きものは他には多く無き事と思はれ升る其譯は音樂は人間社會に於ては最も大切なるものゝ一てありまして音樂の善惡は國の人情風俗等に著しき影響を及すもので有ると云ふ事で有升る若し國の音樂にして不良ならんには如何程道德を唱へても何程學校で修身を設けても其結果は決して充分なる事を得升まい左れは今日我邦に於ては音樂の改良程大切なるものは他には多くあるまいと思ふ若し今日の如く廣く猥褻の歌を唄はしめ廣く亡國の節を行はれしめんには學校にて修身科を何程嚴しくするも道德の改良も氣質の養成も決して充分なる事能はさるへし故に今日に在ては音樂の改良程大切なる者は他には多く

有るまいと申すので有升若し明治の代に於て音樂改良のみ唯た一つが出來さるも實に一大事業を奏したりと謂ふても宜しき程の事では無からうかと存します諸氏は卽ち今や音樂上の修業を卒へ是より社會に出て此重大なる任に當らんとする者なれば今日は諸氏の身の爲に實に祝すへき時なり又國家の爲めにも甚た喜ふへき時なり故に其祝意を表する爲め聊か御餞の印までに一篇の拙き文を讀まする私か今日諸氏に對して祝意を表するの榮を得たる次第を簡短に述ふれば去る頃文部大臣閣下より招れし宴席に於て當時音樂校長たりし伊澤修二君が四方山の話の序に本邦には未た演說法の開け居らさる事を之を研究するは音樂校抔が最も適當の場所なるへきや抔と例の熱心を顯はして說れしが私も斯ることは聊か研究し居るか抑も我邦には未た演說法發達し居らさるのみならず書物を讀むの法も至て發達し居らぬ樣に思ふ我邦にて書を讀むは論語ても中庸ても新聞ても八犬傳ても彌次喜太ても皆一樣に妙な高調子て唄ふか如く伸るか如くに讀むの習慣なるが書物も夫々適當なる讀方を以て讀まねはならぬ事と思ひ聊か研究せし所を先年明治美術會總會の席に於て試みしが其后も少しは研究せし故何時か好き折を得て御聞に入れ御批評を願ひたしと申したる所幸ひ七月十一日の卒業に述へよと伊澤君の御所望に依て卽ち夫を當日祝詞の代りに述ふる事に致しますうと御約束せり然に後數日を經て伊澤君は校長の任を解かれし故私は神津校長心得に此事を御話し申したる所其約束の通に致し呉れよとの御意で有ましたに依て卽ち今日諸氏を祝するの榮を得たる次第て有まする此事情を御諒察ありて拙き文の朗讀を御聽あらん事を願まする是迄は演說の前置にて是より（忘れがたみ）てふ安政の地震記を「風の音さへ」云々と或は壯快に聲を張り揚け或は悲哀に身を振はせ緩急疾徐朗讀の妙自ら其態に表はしつゝ「深きは親の恩惠にて忘れ難きは母の愛」と讀了りて檀を下られしが傍聽中には種々に評し合へ成田屋と褒め又は川上音次郎の演劇と一對なる外山座を見た樣だと抔と評したる人もありたり

（『音樂雜誌』第十一号、明治二十四年七月）

校長心得神津專三郎の演說

本日ハ当校第四回卒業證書授與式挙行ニ際シマシテ大臣閣下朝野ノ貴紳及貴婦人其他滿堂ノ御臨場ヲ辱ウ致シマシタルハ本校ニ於キマシテ無究ノ榮光ト存シマス本日當校卒業ノ生徒ハ本科卒業十一名ト預（ママ）科を卒テ其證明書ヲ附與シマスル者十一名ト選科修業證明書ヲ附與シマスル者一名トテアリマスル本科卒業生ハ師範部專修部ト二種ニ分レテ居リマシテ師範部ハ二名專修部ハ九名テアリマスル此中師範部生徒ハ去ル明治廿一年九月廿七名入學ヲ許シマシタル其二名デアツテ卽チ預（ママ）科本科ヲ通計シテ三ケ年ノ課程ヲ卒ヘタル者テアリマスル專修部ハ明治廿年春秋兩度ニ入學ノ三十七名ト明治廿二年一月東京高等女學校卒業生一名ニ臨時本科ヘ入學ヲ許シマシタル者トヲ合セテ三十八名ノ內九名テアリマスル此專修部生徒ノ入學致シマシタル時代ハ尙本校モ音樂取調掛ト稱シマシテ文部省總務局ノ中ニ屬シテ居リマシタル事テアツテ卽在學稍四ケ年餘ニ渉ル生徒テアリマスル

本日卒業ノ本科生在學中ニ大關係ヲ有シマスル件ハ本校ニ於キマ

シテ新ニ歐洲ヨリ招聘致シマシタル墺國音樂教師ヂツトリヒ氏ノ來航致サレマシタル此一事デアリマスル此件ハ去ル明治廿一年ノ秋テアツテ本日卒業ノ專修部ノ生徒ハ即チ此秋ヨリ專門樂器ヲ專攻致シマスル學期ニ臨ミマシタルノデ最初ヨリヂツトリヒ氏ノ熱心ナル教授ヲ受ケマシテゴザリマスル即專門樂器ニ於キマシテハ是カ始ヨリ教師ノ鍛錬ヲ經マシタル始メテノ卒業テアツテ本校カ東京音樂學校ト爲リマシテヨリ第四回ノ卒業生テアリマスルマタ本日ノ式ハ當校舍カ昨年文部省ヨリ交付ニナリマシタ以來第一回ノ卒業證書授與式ニ當リマスル

以上ハ本日卒業ノ生徒在學中ニ關スル報告ノ大意テアリマスル是ヨリ例ニ依テ一言卒業生諸氏ニ致シマスル諸氏ハ只今申シタル如ク從前ノ卒業ニ比スレハ實ニ好機會ヲ得テ業ヲ修メラレ加フルニ平日勉强ニナリマシタル功カ著ハレテ遂ニ今日ノ盛榮ヲ荷フニ至リマシタルハ獨リ諸氏ノ幸福ナルノミナラスマタ本校ノ幸福テアリマスル方今諸氏カ既ニ得ルトコロノモノハ諸氏カ當得ヘキ蒼溟ノ一滴ニスキシノデ殊ニ音樂ハ品行ト學藝トヲ併セ修ムルニ非レハ身ヲ立テ名ヲ成ス事ハ出來マスマイ故ニ諸氏ハ益茲ニ勵精努力シテ益帝國々家有用ノ器ヲ成シ益今日ノ光榮ヲ發揚セラレン事ヲ企望致シマスル

〔手書き〕（『東京音樂學校明治二十四年度學事年報』）

伯爵大木文部大臣祝詞

凡そ人の心情物に感して動けば則ち聲に形れ以て歌謠吟哦と成る隨て淸濁高低の調を生ず其音を比合して之を樂器に施し手の舞足の蹈むを知らさるに至る此狀卽ち音樂は人間自然の性情に出るものにして人類が世界に現出すると同時に相伴ふたるものたるは明なり但人智の異なるあると習俗の同しからさるとにあり正邪雅俗巧拙整否の差異あるは免れさる所にして而して此差異たるや仮令毫釐に外ならさるも其誤必す千里を致すものなり況んや相去る甚た遠きに於てをや

故に人智の發達と相伴ふて音樂亦進化せざるべからさるば社會必要の事にして明治維新世運漸く進み人智益々開くるに及んて舊態古式の時に適せざるものなきに非ず俗謠鄭曲の改良を加へさる可からさるもの勘しとせず茲に於て當局者孜々として之が講窮を怠らず遂に明治二十年本校設立に至り其業漸く緒に着き今や第四回の卒業生を出すに會ふ本校の目的は音樂師と音樂教員とを養成し併せて我邦音樂の改良上進を圖るに在り而して其改良上進決して永々の年月を待つにあらざれば期すべからさるなり故に卒業生諸子は宜しく此責任に當るの覺悟なかるべからず今や諸子は本日成業の光榮を博すと雖も諸子の前途亦甚遠きを銘せられん事を諸子其之を勉めよ

（『音樂雜誌』第十一号、明治二十四年七月）

次に明治二十五年七月九日の卒業式に行われた、村岡範爲馳校長および大木文部大臣の演説を挙げる。

學校長理學博士村岡範爲馳氏の演說

本日は本校第五回の卒業證書授與式を執行するに際し朝野の貴顯貴婦人は炎暑をも厭はず來會を恭くせり小官は本校の教員卒業生一同に代りて深く之を謝す

今や卒業生に卒業證書を授與するに先ちて一二の報告を爲さんに學事上前學年と異なる点を擧くれは二年生及三年生に音樂的性理學を課したり是は昨年發布せられたる小學校教則大綱第十條に唱歌は耳及發聲器を練習し云々の箇條あれは本校の卒業生は耳、咽喉、口洞等の構造其攝生法及聽音發音の學理等を知らしむる事必要ならんと信し試に之を授業せり又唱歌は常に和歌と相伴ふものなれは生徒に充分和文學に通せしむるの必要あるを以て從來授け來りし和文學の外に猶ほ一二の和歌講議等を以てせり本年當校に於て爲せる事業は本邦箏曲調査の事、風琴樂譜出版の事、小學唱歌集及高尚なる複音唱歌集編纂の事、本校の編纂に係る唱歌集の歌詞修正の事、祝日大祭日歌詞及樂譜撰定の事、是は小學校等に於て祝日大祭日の儀式を執行する際唱歌すへき歌詞樂譜の件也恐れ多くも我帝室の大禮に關する事なれば鄭重に之を選定すへき旨を以て文部大臣より本校に命せられたれは目今謹撰中なり右の外研究せるは本邦の音曲に和聲を附する事なり是は本邦の樂曲は主として單音なるか之に和聲を付して更に其趣味を增加し以て本邦の音樂を改良せんとするの計畫なり從來之に從事する人間々ありと雖も其業極めて困難にして和聲を付したるものは多くは日本の趣味を失ひ獨り西洋人の嗜好に適せさるのみならす又日本人の耳をも滿足せしむる事を得ず然るに過般來本校の教師デツトリヒ氏に依囑して調和せしめたるものは往々聞く可きものあるか如し本日の演奏中にも同氏の調和に係る三筒の俗間に行はるゝ樂曲あり卽ち第一「地つゞき」是は九州地方に行はるゝ曲にて地形を固むる時唱ふ音曲の一部なり「第二琉球ぶし」にて是は支那流の曲なれとも本邦人の耳に隨分浸み渡りたるものなり第三は「目出度」なる曲にて祝賀の席に於て唱ふるものなり右三曲共に後刻演奏せしむへければ謹んて高評を賜はらん事を乞ふ右の諸項は皆目今調査中にて未た完結せるものなし本年は師範部に卒業生なく今將に卒業證書を授與せんとする所の生徒は專修部卒業生五人なり其中洋琴卒業生三人「バイオリン」卒業生二人なり學校長は此五人の諸子に向ひて一言せんとす僅々たる五人の諸子の爲めに朝野の紳士貴婦人は焦くか如き炎熱も厭はすして此廣大なる廈室に殆んと立錐の地なき程臨席せられたるは實に諸子か積年螢雪の効果にして無上の榮譽と云ふへし校長は每々諸子に告けし如く人の最も嗜好する所の音樂なるものは教育上風教上實に著大なる勢力を有するものなり音樂と伴ふ所の周南召南は以て文王の德化を視るに足將仲子狡童の如きは以て鄭國の淫風を察するに足る音樂は能く猛惡の人を温和にし又能く怯懦の人を奮起せしむる等其效擧けて數ふるに暇あらず孔子曰く風を移し俗を易ふるは樂より善きはなしと故に支那に於ては伏羲神農の古代より既に樂典の官を設けて天子以下士庶人の子弟を教育し周の世の盛なるに至ては詩書禮樂射御書數なる諸科を學校に設置し就中音樂か殊に重要なる學科なりし事は孔子の一二の語を以て之を徵するに足る曰く樂は倫理を通するものなり曰く禮樂は斯須も身を離るへからず曰く詩に興り禮に立ち樂に成る等の語の如き是なり西洋に於ても音樂は古昔より羅典語宗教と共に教育の必要科なりしか今世普通學の諸科其數益々增加するの今日に當りて音樂は依然舊時の價値を有てり我日本國に於ても數十年來音樂は普通教育の一科となり政府に於ては當東京音樂學校を設置して善良なる音樂教員及音樂師を養成し當校卒業生をして風を移し俗を易ふるの先導

者たらしめんとす卒業生の任亦重くして道遠しと云さるへけんや本日唱歌すへきの歌に曰く「振延て、いざ分けん、嗚呼、行手の道、嗚呼々々、行手の道嶮しとも、岨しとも、何かは厭ふへき、高き嶺、深き谷、何かは難むへき、其栞、其先導、今日の此卒業證書」と今學校長が諸子に授與せんとする所の卒業證書は諸子か風教を矯正するに適當なる音樂上の諸科を學修せし事を證明するものなり學校長は諸子か奮て國家の爲めに其業務に從事し以て本日の光榮に報ゆる所あらん事を希望す

大木文部大臣祝辭

本日東京音樂學校生徒に卒業證書を授與するに當り茲に和氣靄然たる式場に臨みて聊か所思を述ふるを得るは予か深く喜ぶ所なり

抑々音樂は人生自然の性情より發する者にして古今東西の別なく其理皆一徹に出づ而して其用たるや人心を融和し志氣を鼓舞し德性を涵養し國風を淳化するものなれは古來之を以て邦家政務の要具となせしは故なきに非ず蓋し本邦の音樂あるや其來ると甚た遠しと雖も之を學理に考へて改良し之を教育に加へて實施せしは寔に輓近に屬するに拘はらず其成蹟の觀るべきものあるに至りしは予が滿足に堪へざる所なり

今諸子は本校陶冶の恩を受け多年螢雪の苦を積み茲に成業の榮を享くるを得たるは諸子の爲め本校の爲め慶賀措く能はず然れども諸子の前途たる甚た遼遠にして其責任亦極めて重きものなり故に諸子は內益々德性を養ひ善行を修め外音樂の改良と普及とを圖り以て我國風をして益々敦厚ならしめんことを期せざるべからず諸子其れ之を勖めよ、

（『音樂雜誌』第二十三号、明治二十五年八月）

次は東京音楽学校が高等師範学校附属となる直前の明治二十六年七月八日の卒業式の演説である。村岡校長は、同校が九月一日から高等師範学校附属となることに触れ、この改革のために落胆することなく、わが国の音楽の発展に尽すよう励ましの言葉を贈った。演説の半ば過ぎに、西洋音楽を基準として、音楽の進歩の段階について述べられる件がある。これは初めての本科生を送り出した二十二年の卒業式における伊澤校長の演説と通じるところがあり興味深い。

東京音樂學校長理學博士村岡範爲馳氏演說

宮殿下各國公使閣下及朝野ノ紳士諸君ヨ本日ハ本校第六回ノ卒業證書授與式ニシテ專修部及師範部ノ卒業生諸氏ハ多年刻苦勉勵ノ結果トシテ最モ貴重ナル卒業證書ヲ受領スルノ光榮ヲ有スルノ吉日ナリ小官ハ今此式ヲ擧グルニ當リ例ニ依リ東京音樂學校本年中ノ概況及後來ノ希望ニ就キ聊カ一言セントシ

本校ハ汎ク音樂專門ノ教育ヲ施シ善良ナル音樂教員及音樂師ヲ養成スルノ目的ヲ有シ其生徒ハ各自ノ志願ニ係ル者ト各府縣廳若クハ諸學校ノ特撰ニ係ル者トノ二種アリ然ルニ從來ハ主トシテ各自志願者ノ入學アリテ各府縣廳ノ特撰ニ係ル者ハ明治二十二年山形縣ヨリ僅ニ一人ノ選拔アリシノミナリシガ昨年ハ文部省ヨリ各府縣ニ通牒アリテ知事ヨリ特撰生ヲ選拔派出セシムル事ト爲レリ其主意タルヤ目今普通學上音樂ノ良教員欠乏セルニ付尋常師範學校中學校ノ卒業生又ハ授業上既ニ經驗アル者ヲ本校ニ入學セシメテ其欠ヲ補フニ在

リ來ル九月モ亦昨年同樣ニ募集スル事ト爲レリ勿論各自ノ志願ニ出ルモノハ通常ノ通募集スルモノトス又本年中學科及規則等ノ變更ハ本科二年ニ音響學ヲ科シ且一般ニ文學ノ時間ヲ增加セシ事ナリ音響學ヲ科セシハ通常ノ音樂理論ノ外ニ稍高尙ナル學理ニ通ゼシメンガタメニシテ文學科ヲ增加セシハ後來教員タル人ヲシテ獨リ音樂ヲ教授シ得ルノミナラズ又作歌ノ力ヲモ備ヘ且文學上ノ教授ヲモ擔任スルノ能ヲ有セシメンガタメナリ校則ノ上ニ於テハ試業規則ヲ改正シ且病氣ノタメ數ケ月間登校スルコト能ハザル者ノタメ休學規程ヲ設ケタルノ件ヲ重要ナルモノトス又本年中本校ノ事業ニ就キテ一見スレバ先ツ昨年來着手セル小學唱歌集ノ改正及改正小學唱歌集ノ解釋脫稿セルモ文部省ノ方針ニ於テ稍々變更セル所アルガタメ未ダ之ヲ世ニ公ニスルコトヲ得ス次ニ前校長伊澤修二氏ノ事業ヲ繼續セル箏曲集二編三編モ既ニ調査ヲ遂ゲタリ是レモ當分出版ヲ見合セラレタルカ是等ハ方針ニ大ナル關係ナキコトト信スルヲ以テ不日出版ノ運ニ至ランコトヲ希望シ小學唱歌集風琴ノ調モ又同樣ナリ其他高尙ナル諸重音唱歌平易ナル兒童唱歌等多數製作セルモ未ダ之ヲ編帙スルノ暇ヲ得ズ本年ハ又一昨年來文部大臣ノ命ニ依リ着手セル祝日大祭日儀式用ノ歌調樂譜ノ調査ヲ終ヘ之ヲ大臣ニ申報セリ其ノ發表ハ近キニアルベシ右歌詞ノ解釋ハ作歌者勝伯爵始各作者ノ撰ニ係ル者及ヒ樂譜ノ和聲ハ本校ノ調査ニ係ルモノ脫稿ニ付之モ亦不日發表アランコトヲ希望シ本年ハ又本邦音樂ノ實況ヲ外國ニ示スノ好機會ヲ得タリ即チ米國「コロンブス」博覽會ニ本邦ノ雅樂能樂其他ノ俗樂及西洋ノ諸樂器ヲ擬製セル者等其說明書音樂書類音樂上ノ論文數種ヲ出セシ件是ナリ

本年ハ又本校ノ生徒相謀リ學友會ナルモノヲ組織セリ其目的ハ生徒ノ智德ヲ增進シ相互ノ交誼ヲ厚クスルニ在リテ每月一回談話會ヲ開キ時々遠足會ヲ催シ又會員中ニテ音樂會ヲ催シ折々ハ公衆ニ對シテ音樂演奏會ヲ催シ等ノ事ヲ爲セリ昨年十一月二十七日及本年二月十九日ヲ以テ催セルモノ即チ此音樂演奏會ナリ外ニ又六月十一日ヲ以テ學友會男子部演習會ヲ催セリ是レ生徒既得ノ學業ヲ公衆前ニ演シ其實用上ノ經驗ヲ試ミルノ意ニ出ルナリ又本年ノ卒業ハ專修部ニ於テ四人內男三人女一人師範部ニ於テ六人內男二人女四人合計十人ナリ豫科卒業生ハ廿三人內男十人女十三人ナリ偖テ之ヨリハ當校後來ノ事ニ就キ小官ガ希望スル所ヲ述ントス先月二十九日ヲ以テ發表セラレタル如ク東京音樂學校ハ來ル九月十一日ヨリ高等師範學校ニ附屬スルコト爲レリ此事タルヤ學校ノ職員生徒ヲ始メ局外ノ人ニ至ルマデ文部省ガ音樂ヲ見ル事從前ヨリ稍輕クナリタル如ク信スル者アルガ如シ然レトモ余ヲ以テ之レヲ見レバ決シテ然ラズ此度ノ改革ハ文部省ガ音樂ヲ重ンセラルヽノ殊ニ大ナルコトヲ證スルニ足ルモノナラント信ズ其故如何トナレバ政費節減ノ必要アル今日ニ於テ實業敎育ニ熱心ナリトノ呼聲高キ現大臣ノ事ナレバ素人ノ目ニハ泰平ノ聲澤物ト見ユル音樂學校ノ如キハ或ハ廢止セラルヽナラント豫想セシサヘアリ然ルヲ東京音樂學校ハ其儘之ヲ高等師範學校ニ託シ反テ實業ニ直接ノ關係ヲ有スル主計學校ヲバ廢止セラレタリ此正反對的ナル廢合ヲ以テ之ヲ見レバ文部大臣ノ音樂ニ於ケル意見ハ甚厚キモノト言ハザルベカラズ故ニ音樂海ハ決シテ此度ノ改革ノタメニ落膽スル事ナク益々改良ヲ圖ラレンコトヲ希望ス嘗テ小官ハ音樂ノ必要ニ於テ聊カ信ズルトコロアリシヲ以テ今日迄敢テ當校々長ノ重任

ニ當リシガ今ヤ將ニ其任新當局者ニ譲ラントスルニ際シ兼テヨリ考案シツヽアル音樂改良ノ意見ニ就キ其大要ヲ述ベントス來賓諸君幸ニ尚ホ數分間ノ時ヲ假シ賜ハランコトヲ乞フ

抑々音樂は有形の理學と無形の感情とを兼ぬるものなり音樂に用ふる或音と他の音との關係即ち宮商角徵羽の音程の如きは度量衡を以て測定するを得べし是れ音樂の有形なる所以なり物の是非善惡喜怒哀樂等は之を測定するの尺度あることなし是れ音樂の無形なる所以なり有形なる理學の西洋に高くして日本に低きは爭ふべからざる事實なり無形の感情を無理に變せんとするの誤れることも亦多辨を俟ずして明なり左れば感情に需むる所は之に滿足を與へ學理上不完全なる所は之が改良を圖るは蓋し事の其宜きを得たるものならんか故に小官は常に折衷的の改良を圖らんことを希望せり日本の音樂を改良せんと欲するものは先日本音樂と西洋音樂とは進歩の度に於て如何なる關係ありやを明にせざる可からず熟々西洋音樂の進歩を考ふるに凡そ三級の階級ありとす卽ち音樂の最も幼稚なる時代は單音音樂の時代なり例へば數人合唱するも數個の樂器を合奏するも皆同音又は第八音と合して奏する者なり是は此頃東京に來れるサミ殿にもホツテントツテンの黑奴にも出來ることなり單音音樂は音樂進歩の初期なり之に次ぐ所の第二期は複音音樂の時代なり卽ち二個或は數個の音曲にして拍子「リズム」同一なるものを合奏する時代なり是は最初より合奏の目的を有せずして作りし曲も拍子「リズム」に差等なきときは同時に奏して能く合ふこと故に宴會等の際之を試るときは一段の興味を添ふることなり漸々人の注意を惹き起し從て追々複音の見込を以て作曲する者あるに至れるなり日本に於て六段の平と替手を合せ又は組の表裏中等を合奏するが如き是なり此第二期に於ては最初は唯二曲又は數曲の拍子と「リズム」か合て亂れざるの一事のみにて合する所の音卽同時に鳴る所の音は聽者の耳に如何なる感を與ふるや否に至りては幾と問はざるなり然るに複音の曲を聞て聽者の嗜好追々高尚となるに從ひて唯拍子と「リズム」か合ふのみにては承知せざる樣に成行くなり拍子と「リズム」のみならず同時に耳に入る音が快き感覺を與ふるやうに調合するの希望を生するなり是れ複音時代の音樂が進化して和聲的の時代と成れる所以なり歐洲に於て今日行るゝものは卽ち和聲的音樂にして音樂進歩の第三期に當るものなり左れば草昧の時代より今日に至るまで音樂の進歩には三期あり單音期、複音期、和聲期、是なり此後進歩して如何成行くかは勿論知るべからざるも兎に角西洋音樂が此順序を蹈來れることは明なり音樂の進歩に右の順序より外の順序ありやなきやは勿論問題なり然れども是順序は多分歐羅巴外の諸國も蹈來りたることと信ぜらる卽ち日本の如きは余猶主として單音的音樂を用ふるも既に段物の平及び替手或は組の表裏中奥の合奏の如きものありて既に複音音樂の端緒を開きたるものなり而して余は日本音樂にして今後獨立に進歩せば卽外國音樂の干涉を受けずして進歩する時は數十百年の後には同しく和聲的音樂に變することを信するなり果して然りとせば西洋音樂は第三期に位し日本音樂は第一期と第二期の中間に居るものなり此三個の音樂時代の差は獨り單音複音及和聲のみにあらず樂用に用ふる所の音の數及一の音より他の音に移行く音の飛方に差等あるなり卽音階なるものに不同あり而して雅樂俗樂等の五聲に馴れたる耳には西洋七聲の樂は悟り難きなり是れ譬へは兒童が

鹽砂糖の味は能く之を辨ふことを知るも未だ唐辛胡椒等を味ふ能はざるか如きものなり若し此說にて誤らざるときは日本音樂は音樂上の一點に於ても（風敎上の改良に關係なく論ずるも）大に改良を要するものなり今假に西洋の音樂が最も進歩せるものと看做して之を直接に輸入せんには如何なる方法を以てせんかと云ふに一番捷徑は人民に成るたけ屢々西洋音樂を聞かしむるの機會を興ふるに在りとす即東京音樂學校の如きものを多數設置き人をして隨時之を聞くの便利を得せしむるに在り何んとなれば音樂は聞馴れざれば分らぬものなり全く音樂には素人なる日本人にても自國の音樂は西洋音樂より分り易し是れ平生道路を往來するも又は自宅に在るも三味線の音や角力甚句等は絕えず聞馴れ居るが故なり即日本人の耳には日本の音階（即ち音の飛工合）が自然染渡り居るが故なり仍て前にも言ふ如く西洋音樂を世人の嗜好に適せしめんと欲せは先づ人をして屢之を聞くの機會を得しむるに在るなり又第二の方法は學校に於て進歩せる端正なる音樂を學ばしむること是なり是れ文部省が既に實行せる所にして自今學校唱歌は益々普及しつゝあるなり若し學校唱歌か尙廣く普及し且改良して（現今小學の唱歌は甚拙なるもの多きに居る）之を學びたる兒童が成長する時は彼俗間に行はるゝ猥褻の馬子歌船歌田植歌機械歌木遣歌等も追々端正なる唱歌となること現今西洋の民歌及び民樣歌の如き有樣に至る可し斯の如くなる時は所謂鄭衛の音を變して周南召南と爲したるものなり果して然らば音樂の効力は決して兵力或は金力に讓らざる可し以上は西洋音樂を直接に輸入するの方法なるか是は第一期第二期の間に位する音樂より一足飛に第三期に移らんとするの方法なるが故に勿論少しく無理なる所ありとす特に音樂は無形の感情に關係あるものなれば日本在來の音樂執分け人情に近き俗樂を改良して漸々第三期に進ましむるの方法を攻究すること甚緊要なることならんと信ず故に余は嘗て單音なる日本の音樂に和聲を附して和聲的音樂に變することを務めたることあり是は一昨年來當校敎師チツトリヒ氏に詫して研究せしめたることなるか中々難題にして到底授業の傍に爲し得べき事にあらず現今僅に六曲を得しのみなり若し之を繼續して其効を奏せしめんと欲せば更に數名の外國音樂師を聘して單に之のみに從事せしめざる可らず是れ勿論經濟の許さゝる所なり又俗樂の改良は獨り音樂上の改良に止るべからず其歌の言葉を改作し又は端正なる言葉に新曲を附せざる可らず現今世上に行るゝ箏曲、清元の猥褻なる音曲は公衆を集むる寄席等に於て禁ずべきなり既に法律上猥褻なる繪畫に對しては其制あり素と音樂に於ける其必要は決して繪畫に讓らざるべし箏曲を西洋の樂譜に執り且之が歌言葉を改正する事は當校に於て前校長の時より實行し來れることなれども授業の余暇を以て爲すことなれぞ調査甚遲々たり是等の事業は別に其掛を置き着手するの價値あるものならん

右の外尙陳述したき事項もあれども是より尙多數の演奏もあることなれば右大体の希望を述べて來賓諸君の高評を乞ふ

終に臨みて殊に卒業生に一言す諸君は今日宮殿下各國公使閣下其他內外紳士諸君列席の前に於て最も貴重なる卒業證書を受領するの光榮を有せらる諸君は是より社會に出て本校に於て學修せる藝能を實地に應用するに當り常に敎育に關する勅語の御主旨を奉戴し風を移し俗を易ふる音樂の先導者と爲り國家のため自身のために力を盡

し以て本日の榮に報いられんことを希望す

（『音樂雜誌』第三十四号、明治二十六年七月、同第三十五号、明治二十六年八月）

牧野文部次官祝辭

本校此ニ第六回ノ卒業式ヲ擧行シ諸子積年修業ノ成績ヲ表彰スルニ當リ大臣自ラ臨席スルコト能ハズ茲ニ代テ蕪辭ヲ陳フルハ本官ノ深ク榮トスル所ナリ

夫レ音樂ヲ學理ニ徵シ其改良發達ヲ圖リ廣ク之ヲ社會ニ施シテ以テ衆人ノ德性ヲ涵養シ志氣ヲ鼓舞スルハ教育上最モ緊要トスル所ニシテ其目的ヲ達シルハ實ニ諸子向後ノ責任ナリ而シテ之ヲ普通教育ニ施スニ至テハ徒ニ高尙ニ鶩スルコトナク能ク生徒ノ性情ニ適セシメ之ヲシテ容易ニ感化セシメンコトヲ勉メザル可ラズ是レ余ガ諸子ニ注意ヲ促ス所ナリ

諸子ヨ音葉〔ママ〕ハ人ヲ感化スルノ具吾身ハ人ヲ感化スベキ重任ヲ荷ヘルコトヲ頃刻モ忘レズシテ益々其業ヲ研キ以テ音樂ノ品位ヲ高メ一層其功用ヲ發セシメンコト是レ余ガ尤モ諸子ニ望ム所ナリ

（『音樂雜誌』第三十四号、明治二十六年七月）

第三節　高等師範学校附属から再独立へ

明治二十六年六月二十八日、勅令第六十二号の発令により東京音楽学校は同年九月十一日から高等師範学校附属音楽学校となることが決定する。約五年半にわたる附属時代の始まりである。

朕東京音樂學校ヲ高等師範學校附屬トシ及高等商業學校附屬主計學校ヲ廢止スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十六年六月二十八日　文部大臣　井上　毅

勅令第六十二號

第一條　東京音樂學校ヲ改メテ高等師範學校付屬音樂學校トシ高等師範學校ニ附屬セシム

第二條　〔略〕

第三條　本令ハ明治二十六年九月十一日ヨリ施行ス

（『官報』二九九九号、明治二十六年六月二十九日）

三年ほど前に起った学校存廃論の荒波をようやく乗り越えた音楽学校であったが、明治政府の朝鮮進出への野心が高まり、すでに日清戦争の遠鳴りの聞え始めていたこの時代に独立した官立学校として存続することは許されなかった。東京音楽学校は、明治二十四年五月二十四日に退官した伊澤校長のあとを受けた村岡校長によって、内容の充実が計られていた最中であった。同年七月の卒業式における村岡校長の熱のこもった演説はすでに見たとおりである。この演説について『教育時論』はこう記している。「博士の演説中、來る九月より、東京音樂學校を廢して、高等師範學校の附屬とせらるべき旨の勅令に對しては、世間にて、種々噂を爲す者あり。或は、現文部大臣は、非常に實業教育に熱心なるが故に、音樂を以て泰平の贅澤物と思惟せるより、音樂學校を廢して、高等師範學校の附屬となしたるならん抔と、思ふものもあるべけれども、余の考にては、決して然らず。文部大臣が、噂の如く實業に熱心なるにも拘はらず、經費節減の爲めには、實業に、直接の關係ある高等商業學校附屬主計學校をも廢しながら、音樂學校は、之を廢せずして、高等師範學校の附屬となしたるが如きは、井上文部の音樂の價値を重せらるゝこと知るべきなり云々と云はれたるが如き、言外の餘意窺ひ得て氣の毒なりと言ふべく。」（『教育時論』第二九七号、明治二十六年七月、三十三頁）

附属時代を迎えるとともに、校長は高等師範学校長嘉納治五郎となり、上原六四郎が主事の任にあたった。「音樂學校高等師範學校附屬となる」の記事で、『教育時論』は「音楽を一の美術として、美術學校に合併し、以て經費を節減するのは議は、時々耳にせる處なりしが、圖らざりき、今回高等師範學校の附屬となれり。若し、音樂を教育上の一要素とし、小學校唱歌の根原的矯正を圖るにありとすれば、此度の改正も一理なきにあらざるなり」（第三九六号、明治二十六年七月、三十二頁）と伝えているが、世間一般の反応はともかく、音楽関係者はほぼ一様に、この出来事に落胆し、あるいは憤慨し、あるいは奮起して、音楽学校の意義を主張し、改善策を提案するとともに、再独立を求めたのであった。しかしともかくも音楽学校は廃止されたわけではなかった。芸術音楽への夢を託された奏楽堂も鳴り止んでしまったわけではない。ただし、音楽学校が教育のための音楽を司る機関としてかろうじて存続が認められた以上、音楽学校としても、教育者、それも唱歌教師の養成に主眼を置かざるをえなくなる。富国強兵のこの時勢にあって、芸術音楽を育てる

べき土壌が国家政策によって準備されることなど、とうてい考えられない状態だったのであろう。

東京音楽学校が高等師範学校附属となった当初の反響をその頃の雑誌記事から捜しておこう。まず七月の『音樂雑誌』の巻頭文である。音楽学校が附属となったことがいかにわが国の音楽の発展に手痛い打撃を与えるものであるかを述べ、今回の決定を深刻に受けとめている。

東京音樂學校

想ひ起せば明治八年[1]の頃、音樂取調掛が文部省内に設置せられてより、本邦の音樂上に一大變遷を來たし、音樂界爲に競爭場裡と化し去りぬ、爾來新音樂の熱度高く、新樂器新歌曲が、從來の本邦音樂とは消極的の地位に立てり。

音樂は人生の感情に隨伴して、其感情を發表するものなるに係はらず、俗樂は獨り依然として舊來の儘、單音的なる簡單の未開時代に蟄居し、剩さへ其歌詞に至ては卑猥下賤の感情を發するのみ也、取調所の任は之を改め、眞正の音樂をして人世の發達に隨伴し、一般に普及發達せしめんが爲には、材料を泰西に輸入し、彼の樂理に訴へて曲譜を作り、本邦の歌詞を配合したり、此が結果は先つ小學唱歌集となりて、將來に於ける多數國民の腦裡を見舞ひたり、此新音樂は茫漠たる原野に孤立投棄せられたるに拘はらず、幾ばくならずして、國民の歡迎を受けたるは照々たる事實なり、夫れこの事業此改良策が、茲に至れる所以の者は、在來の音樂より數等遙かに得る所あるが故なるのみ。

既にして音樂取調所が、此進歩と共に進化して、音樂學校となり、音樂上の大學校となれり、東京音樂學校は其事業として採りし方針は、專ら本邦樂を改良し、正樂を發達普及せしめんが爲め、鋭意學生を養成したり、又た音樂會を開きたり、音樂書の編纂をなせり、夫れ此くの如く東京音樂校が、本邦樂改良の點には務めつゝ來りたると雖も、無形なる感情的のものなれば、恰も建築士が時日を定めて工事を落成せしむるが如き現象は、到底望み得べきものにあらず、況して國の經濟が許さゞるの事情あるをや、然るに如何なる事情の存するかは知らずと雖も、文部省は突然勅令第六十二號を發して、音樂上唯一たる東京音樂學校をして高等師範學校の附屬たらしめ、單に唱歌教師傳習所と變化せしめたるなり。

聞ならく此改革は經費節減の爲め設立せられたる、行政委員會決議の影響なりと、是れ或は繡縫主義に出でたる耶情實的に出てたる耶は吾人の知るによしなきも音樂を以て一種遊藝の贅澤物と見做したる、皮想の考へに出でたるに非る乎、若し果して此くの如くんば、太た慨嘆に堪へさるなり、願ふに第一議會には廢校の論さへありしが、結局必要と認定せられたるは、風教上欠くべからざるもの、亦教育の主元なるの故なるのみ、加ふるに第二第三第四の議會をも通過したるの今日、政府自らが消極的の方針を採て、國民の輿望を買はんとするが如きは、實に吾人の好まざる所なり、何ぞ高等中學を廢して其甘心を求めざる、彼れには同種の學校が巍然存立しあれば、國家が別段保護すべきの必要あらざるべし、況んや議會が幾度となく不必要の說を唱へしにあらずや。

之に反し音樂に至ては今や改革期中にありて、發育せんとするの時機たり、勿論同種の學校が絕無なるに於ては、國家が國家事業として、充分の保護を與ふべきは當然なるのみ、泰西等に於ては音樂

大學は勿論演劇さへ保護しあり、本朝も古代より音樂寮の存せるは、已に世の知る所なり。

嗚呼東京音樂校をして附屬學校とならしめしは、日本音樂の前途を遮ぎりたり、俗樂をして一層氣焰を吐かしむるの餘地を與へしなり、是れ唯一ケ年數千圓の故を以て、吾人は年々附屬學校より養成せらるゝ、速成的の音樂教師が、果して良く音樂の眞智を備へて、風教矯正の大任を完たからしむるや否やを疑ふ、獨り疑ふに止まらす、到底本邦音樂を發達せしめ、文物に隨伴せしめ人々の嗜好に叶はしめ、俗樂の跋扈を防滅せしむるの地位に立ち難きを信ずる者也、事過去に屬せり、亦何をか云はん、敢て多數の同志者及帝國議員諸氏に訴へて、第五議會の場裡に本問題の如何を見んとするのみ。

（『音樂雜誌』第三十四号、明治二十六年七月）

（1）音楽取調掛は明治十二年十月、文部省内に設置された。八年というのは誤りである。

同誌九月の巻頭文でも、東京音楽学校が充分な存在理由をもって設立されたことを指摘し、今回の決定が音楽学校設立の趣旨にそぐわないものであるばかりか、「正樂」の発展を妨げるものであると述べて、この措置の撤回を求めている。

將來の音樂

百足　登

東京音樂學校なる名稱は、一少些事の爲に、一種〇〇説の爲に埋沒せられたり、噫……噫本邦人が音樂に注ぐ眼光の鋭鈍は、之に由てトすへき而耳、所謂彼音樂學校は我國音樂の泉源、而して本邦音樂の普及發達を進むへき發動基点たりしなり、是れに由て將來の音樂が、如何に成り行く可きやは、將に讀者諸君の眼腦に幻ろしに存せるならん。

近頃同校が高等師範學校に附屬せられたる理由てふものを掲くるあり曰く

東京音樂學校ニハ元ト二個ノ目的ヲ以テ施設シ來レリ一ハ唱歌教育ヲ施ス事二ハ西洋音樂ヲ移シテ國樂トナス事ナリ西洋音樂ハ目下教授ノ必要ナシサレバ唱歌教育ノミナルヲ以テ高等師範學校ニ附屬セシメタルナリ

と是れ果して東京音樂學校を動かすべきの理由となるや否や、甚た疑はしき事共なり、勿論西洋音樂を抑へて直に國樂となすべき否やに就ては、大に議論のある所にして、吾人亦説なきにあらす、然れ共西洋音樂が本邦音樂に優れる數等なる事は世の認識する所、宮内省雅樂部にも目下吹奏樂を設け、雇外国人エツケル氏をして教師たらしめ、以て彼我兩樂の折衷に吸々たるの今日なり、東京音樂學校とても亦強ち西洋樂の研究のみに止まるを聞なす、況んや東京音樂學校の設立建議書を見るに左の如くあり、

上略惟フニ音樂取調所ハ數年前ノ設立ニ係リ爾來汎ク本邦及西洋ノ音樂ヲ考査シ佳良ノ樂曲ヲ撰定スルヲ以テ職トシ傍ラ音樂生徒ヲ養成シタルモノナレバ今日ニ至テハ既ニ幾多ノ經驗ヲ積ミ進デ一個獨立ノ音樂學校トナルベキノ期既ニ熟セリト云フベシ下略

とあるに於てをや、されば音樂學校が專ら西洋音樂を移して我國樂となすをのみ務めたらんには、是れ當局者其人にして音樂學校自身

の責任にあらざるなり、何故に當局者が本邦音樂の方針を一定せざるぞ、此一定せざる方針の唱歌音樂を未定問題となし乍ら、高等師範學校及び各小學校に應用せしむるは何故ぞ、現に附屬東京音樂學校は、未た改革の運びに至らざるや知らずと雖も、其程先見卓識者ならば、何が爲に從來の儘を襲用するか。

吾人は斯かる前後瞳着の改革を見んよりは、寧ろ先代に遡りて音樂學校設立の趣旨（建議書に基きて立てられたる）を擴張し、一は音樂の專門家を作り、一は風紀の上進を圖り、一は音樂教師の養成せん事こそ希望に堪へざりし也、

今や音樂の改良主源は幻となれり、普及發達を謀る基點は此くの如くなりし、此が爲に蒙むる所の影響果して如何、小學校の唱歌は益其歩を縮め、坊間鄉里の邪樂が益威を逞ふし、猥褻なる唱歌が市街に横行せん、何となれば正樂の普及發達の方法は、遲々緩々として彼等の蹂躙に當るに足らざるべく、新音樂の元氣が吾人多數の腦裡に、正樂の眞味を與へ得ざるを以てなり。嗚呼今後本邦人の音樂心が、正樂よりは寧ろ野卑の感情を以て浸潤せられたらんには、感情界に養成せらるゝ道德心は、如何に成り行くべき乎、さては勢力の大なるものゝ爲に厭服せられ、區々末々其手を拱して自滅するの外あらざるなきか。要するに本邦人は天然特別の音樂心を有しあり乍ら、かゝる野卑に陷いるは吾人社會の罪ありとするも、其大なる責任は、他の管理者養育者が保護の不足なる結果ならずんばあらず、我有識者幸に挽回の策あるこそ切望に堪へざる也。

（『音樂雜誌』第三十六号、明治二十六年九月）

そして「音樂界の一變動」と題する記事においても、このような措置がとられる以上は、東京音樂学校で教育された人に高等師範学校の学力を身につけさせ、「完全無缺の專門教師」とし、卒業後は高等師範学校の卒業生と同等の待遇をしなければならないと述べている。

みきくことに（第九回）

樂天子

音樂界の一變動

古人曰く既往は尤めず將來を戒しめよと實に成言です聞くが如くんば吾東京音樂學校は勅令第六十二號を以て高等師範學校附屬音樂學校として高等師範學校に附屬せられたりとこれ近來音樂界の一變動です如何なる目的にて附屬校となしたるや其趣旨は探知するに由なしと雖も斯の如く確定したる今日となりては亦た何をか云はん唯將來に向て一言を述ぶるのみ此後は音學（ママ）科も高等師範學校の一專門科として同校生徒の主格を以て教授し養成せしむるに於ては從前の東京音樂學校にて養成せられたる者を同等の學力技能を兼備せる完全無缺の專門教師を得るや難きに非らざるべし然る以上は卒業後人物の價値も等差なきに至るべし彼我の關係に異動の生せさる限りは世人か今日の如き杞憂は朝露の如くに至らんか、

（『音樂雜誌』第三十六号、明治二十六年九月）

それでは時の文部大臣井上毅の意見はどうであったか。氏は東京音楽学校を置いた目的を二つ挙げる。一つは唱歌教育、もう一つは洋楽を取り入れ国楽を育てることである。そして氏は唱歌教育の必要は認めるが、もう一つの目的のために経費を支出することは適当ではないとして、同校を高等師範学校附属とすることは当然であるという見解を示し

ている。

井上文相の音樂意見

頃日大日本教育記者が同大臣を訪ひ東京音樂學校を以て高等師範學校の附屬となせし事につき音樂教育の前途を縮少せしめし者にあらざるなきかを非難するものあり敢て問ふ閣下か此施設を取られし要旨如何と大臣は微笑しつゝ答ふ

此疑問に答ふるに先だちて先一言せざるべからざるは我國今日の音樂教育上東洋音樂と西洋音樂とか何れか能く我れに適するや否やの問題なり而して今日我國の教育家中此定見の確乎たる者少し現に我が宮内省の如き我國固有の雅樂をのみ用ひられ居るにあらずや然るに從來の東京音樂學校には元と二個の目的を以て施設し來れり一は唱歌教育を施す事、一は西洋音樂を移して我が國樂となすこと是なり德性の涵養美情の發育上唱歌教育の必要なるは勿論のこと乍ら西洋音樂を移して國樂となすの適否は尚ほ未定の問題なる上は余は此未定問題の施設に向ひて良し其の金額の左まで多からざるものあるにもせよ經費の支出をなすことを欲せざるなり已に同校に於て西洋音樂の教授をなすの必要なくんば其の餘の目的乃ち唱歌教育なるものは勿論普通教育の一部にして之を高等師範學校に附屬せしむること當然なるべし

（『音樂雜誌』第三十六号、明治二十六年九月）

高等師範学校附属時代の校長嘉納治五郎の音楽観は次の記事に示されている。

嘉納治五郎校長と音樂

嘉納氏統轄の高等師範學校の下には附屬音樂學校なるものあり此人亦教育と音樂との關係に冷かなる能はす。氏嘗て人に語て曰へらく

附屬音樂學校、國風音樂講習所、日本雅樂協會等の人々を一堂に集め、最も勇壯なるもの最も悲哀なるもの、最も優美なるもの、この三者の比較奏樂をなさしめ、後ち教育に應用すへき音樂の大方針を決定しては如何、と。氏爾後その言を改めず、近日愈之を實行せんとし、先つ音樂學校職員に向てその意見を問ふ、然るに音樂學校は或る理由を附してその擧の不可なるを答へしと云ふ、所謂或る理由とは何等の理由なるか、吾儕未た之を詳にせすと雖、音樂學校の爲めに大に惜まさるへからす。音樂學校は西洋音樂の奴隷にあらさるべく、亦た日本音樂の仇敵にもあらさるべし、自ら信する處の樂を奏して以て世間公衆に問ふ、是れ果して何等の障害が存す希くは學ふ處に僻する勿れ。

（『教育報知』第四一三号、明治二十七年三月）

附属となって初めての卒業式で主事上原六四郎は一年間を次のように報告している。

附屬音樂校主事上原六四郎氏の報告

當校は明治二十六年六月二十九日勅令第六十二號の結果に依り同年九月十一日より高等師範學校の附屬學校と爲りて稍々組織を變せり然れとも其事業は概ね從前と異なることなし而して昨年九月入學

を許可せるは各自の志願に係るもの十五名又各府縣廳若くは諸學校の特選に係る者七名合計二十二名にして當今本科豫科其他の生徒を合せて總計七十四名なり就中特選生を各府縣に募るの主意たるや目今は尚ほ普通學上音樂の良教員缺乏する時なるに係り尋常師範學校中學校の卒業生又は教育上既に經驗ある者を入學せしめて其の闕を補ふに在り兩三年間の經驗に係るに頗喜ふるへき結果あるか如き故に來る九月も亦例に依りて此種の生徒をも募集することゝせり本年は師範部に卒業すへき者なくして本日卒業證を受領すへき者は皆專修部生にして其數六名なり內「ピヤノ」專門の者女四名「バイオリン」專門の者二名內一名男生なり豫科卒業生は十八人內男十三名女五名なり

本學年中學科諸規則等の變更は豫科生入學の試業課目を改正して稍々其程度を高くせると新に小學唱歌講習科と云ふ一科を設けたるとに在り從來豫科生の入學程度は高等小學科卒業以上の學力ある者とし其旨とする所は入學試業を容易にし成るへく耳官指手の柔軟にして教化し易き弱年者を募集するに在り此事たる今後とても音樂の熟達を期するには必要なる事柄なりと雖も實際は然るを得す幼弱にして入學する者多からす男子に於て殊に然りとす隨て入學者學力も自然に入學程度より高き現狀なり加之一昨年來實施せる文學の變更に依りて在學生徒に相應なる學問の素地あるを要するのみならす當校の卒業生は概ね諸學校の教職に從事するか故に其品位上より考ふるも獨り音樂に係る技術のみならす少しく教育ある者たるへきは論を竢たさるなり是れ本學年に於て入學の程度を稍々高くせる主旨にして來る九月より此程度に依りて募集することゝせり又新に小學唱歌講習科を設けたる所以のものは當校に於て從來授業法の設なきにあらされと其結果は猶ほ望む所あるに依り今回該講習科を設けて一には最終學年の生徒をして實地に授業を擔任せしめ當校教官之を監督し以て授業法練習の足らさる所を補ひ又一には僅々一箇年の課程に依りて小學用の唱歌樂器の練習及音樂理論の一班を授け以て目今世間に不足せる小學校唱歌科に適當なる教員を養成するに在り尤も小學校とても成るへく唱歌科專科の教員を採用するを望むと雖も方今の事情猶ほ許さゝるべく且つ他科の教員と同しく教育上一般知識あるを要するを以て該科に入學すへき者は既に教育上相應の資格ある者即ち教員免許狀を有する者に限れり是れ亦來る九月より實施する見込を以て既に其募集に着手せり以上本學年に於ける當校事業の大要なり

（『音樂雜誌』第四十六号、明治二十七年七月）

このように、附属となって教員の養成に力が注がれるはずの音楽学校であったが、その事業内容に格別の変化はなく、また偶然にもこの年は師範部の卒業生がいなかった。

次に二十九年七月十一日の卒業式における加納校長の告辞と牧野文部次官の祝文を挙げる。ちなみにこの年の卒業生は専修部が十三名、師範部は七名であった。

加納校長の告辭

本日を卜し本校生徒卒業証書授與式を擧行す朝野の紳士貴女各位の貴臨を辱くす本校の先榮何ぞ之に過ぎん

諸子は幾多の歳月本校に在りて刻苦淬礪能く生徒たるの本分を守

り學成り業終へて本日此光榮を荷ふに至れり是れ固より諸子が平素勤勉事に從ひしと本校教授講師の薫陶其宜しきを得たるとに由ると雖抑々亦昭代の餘澤に出づるものなれば諸子は將來努力して之が報效を期せざるべからず夫れ教化を宜べ風俗を正すは經世の要道なり而して風を移し俗を易ふるは樂より善きはなし諸子は益々學藝を練磨し我國音樂の改良進歩を計り以て教化を助け風俗を正さゞるべからず諸子の責任亦實に此に在り

余は此光榮ある式場に臨み諸子の卒業を祝すると共に余が將來諸子に望む所を述ぶること此の如し

牧野文部次官の祝文朗讀

音樂は文明社會の一要素にして以て人心を融和すべく以て風俗を敦厚にすべし音樂の國家風教に關係ある頗る大なりと云ふべし然れども徒に纖佻風を成し鄭聲俗を亂すものに至ては宜しく愼重を加へざるべからず我國從來の音樂は輒もすれば卑猥に流るゝの弊ありて充分に社會の風教を扶持するに足らず而して泰西輸入の音樂は頗る聞くべきものありと雖未だ廣く世間の嗜好を喚起するに至らず今日に於ける我國の音樂は尚頗る改良の餘地を存するものと云ふべし

諸君は既に音樂に關する學理と技術とを研修して今や社會に立たんとす其幸榮大なりと雖其責任も亦重しと云ふべし

宜しく小成に安んせず益々研究の歩を進め西樂の長所を採り我短所を修補し以て我音樂の大成を期するは諸君の如き少壯有爲の音樂家の手腕を假らざるべからず諸君幸に自重して其責任のある所を誤らずんば世道人心を扶植するに足るの國樂を成すに至ること難事に非ざるべし諸君夫れ旃を勉めよ

（『音樂雜誌』第五十九号、明治二十九年八月）

経費節減という国家経済の要請により、音楽学校は、突然しかも半ばむりやりに高等師範学校附属という枠に嵌められることになったのであるが、それはもともと音楽学校自身の自然な方向だったわけではなく、したがって音楽学校の実情に合うものではなかった。実際、附属時代の音楽学校は、二十七年八月のディットリヒ帰国以後、教育関係を中心に内容の充実を図り最大限の努力を続けていた。しかし規模が縮小され事業内容が小ぢんまりとしたものになっていくなかで、その成果も中途半端にならざるをえなかった。またカリキュラムなどの方針にもさしたる変化はなかったようで、そのあたりも非難の対象となった。

二十八年七月に専修部を卒業し、のちに言文一致唱歌の推進者として知られることになった田村虎藏の文章は、当時の混迷状態に陥った音楽学校と、一貫性を欠いた音楽教育の実態を浮き彫りにしている。

教育的音樂學校と樂器統一說

田村虎藏

故井上大臣、一度文部の椅子を占められしや、俄然一訓令の下に、我が東京音樂さして僅に餘命を高等師範學校の附屬に繋ぐに至らしめたり、當時吾人は共に其の措置を悲嘆したりしも、其も故井上大臣は、當時の教育卓見家として普く世に知られたりし人なれば、此の訓令を下したる、素より輕々の斷案にあらずして、深く職由する處ありてなるべしと、吾人は兎に角に敬服し來しなり、

今や我が東京音樂學校は高等師範學校の附屬校となり、茲に星霜を重ぬること四、五、尚校則は依然として舊の如く（小學唱歌講習

科を加へ、此の他多小の參酌あるを見れど、其の大体に於ては）教育の方針、亦從ひてさしたる變動あるを聞かす、吾人聊か怪訝に堪へざる者あり、夫れ東京音樂學校と云へば、内容は偖て措き、外觀上既に一箇の專門學校なり、非教育的教授を施すべき所なり、故にこれが校則に徴するも、其の生徒養成法に就いて、緊要なるものは、專修部、師範部の二部にして、前者は專門の音樂家を作るを目的とし、年限を四個年とし、後者は音樂教師養成を目的として其の年限を三個年となす、而して又前者は技術に重を置き後者は教才に重を置き、尚兩者共に卒業生をして研究科生たることを得せしむ、是れ特志者に向ひて益々進みて其學術技藝を練磨すべき餘地を與へたるなり、此の如きは蓋し專門學校の特性にして理の當さに然るべき所なり然り而して高等師範學校の附屬と云へば既に一箇の教育的學校なり、教育的教授を施すべき所なり、吾人は實に斯くあるべき道理なりと信ずるものなり、世人或は曰はん、音樂學校をして高等師範の附屬校となしたるは、單に其の一箇人の費用を節減したるのみにて、其の内部に於ては些の變動あるなりと、予思ふに縱し其の實其の内部に於て變動なしとするも既に其の体面上普通教育の淵源たる高等師範學校の附屬と云ふ上は最早專門學校にあらざるは論を俟たざるなり、然るを況んや故文部の意旨もこゝにありきと云ふをや、果して然らば從來の音樂學校々則は、茲に大革新を加へざるを得ず、教育の方針亦應に一變せざるべからず、若し否らずして從來の儘施行せんには世人は普通か、專門か、其の歸着すべき所に惑ひ、延びて其の進路を妨碍して、斯道發達の樞機を誤るものあらむとす、言ふ心は畢竟、地方音樂教授者を待てる我が國情は、豊富なる音樂志想を保ち健全なる技術を得たる音樂教育者なりと信ずることなり　吾人は斯る誇大の言を吐き、奇語を列ねて公上を罵倒せんとするものにあらず、而も行く〳〵は悟領し得ん、過去素より追ふべからず、既住亦咎む可からずと雖、前車の覆る様を見て、後車の戒鑑となさむがため、實に吾人の實歴に徴して、左に少しく開陳する所あらむとす、最も從來音樂教師養成法の不充分にして即ち前項の如き音樂教育者の少なきが爲め、我が國教育界上に數多の困難を感ぜしめて、甚だしきは某地方の如き音樂の不必要をぞ唱へしむるものあるに至らしめたる、其の源因（ママ）は實に種々ありて、其の間に蟠れる事情も亦頗る錯雜なりと雖、其の中最も重大の源因として見るべき一は、地方教授上採用せる樂器の統一せざる事なりとこゝに導火綿を伏設し置かん

一昨乙未の年は、其も如何なる厄年なりしか、天吾人に研學餘裕の時間を籍さず、忽然一家の大災難に遭遇せしめ、空しく東天を怨みて故郷には歸らしめぬ、一寸時家事上の故を以て、難波に向ひしは、八月中旬なりけり、始めは二三週日餘滞在の豫定なりしが、家事大に捗取り、僅かに其の半週日間に事終へにければ日頃の宿念油然として起り、こゝに近縣音樂の景況を視察せんとて大坂、兵庫は言ふも更なり、福井、滋賀を迂回して、歸路香川、岡山、鳥取等を經て各縣の師範學校及び小學校を訪ひ、懐かしきわが同窓の友に、或は其の當路者に會して、斯道教育の如何に就き、或問或答、交々至りき、喜ぶべきあり、悲しむべきあり、怨むべきあり、驚くべきあり、一顰一笑、此の間得る所も亦尠少ならざりしなり、而して其の劈頭第一に吾人の注意を惹きたるは音樂科程度の差異にぞあり

ける、等しく一校必須の一科目としてこれを課しなから或縣に於ては單音唱歌すら完全に諧ひ得ざるあり、又某地方に於ては爽快なる進行曲を奏し得る生徒あるに、其地方に於ては、文部省編纂の單音唱歌曲さへ未だしきあり、如斯不調不整理なる學科、復た他に於て是れを見るを得べしやはこれ蓋し一大因由なかる可からざるなり」

抑も音樂科は新設實施以來、日尚ほ淺きものとて、各府縣の之れを課したる時日にも大に遲速あらむ、又耳新しき西洋樂の地方人種の感情に適應せると否とによりて、多小の進不進もあらむ、然れども之れ等は只一の小妨碍にて、其の重なる原因は誠に斯道教育者の技倆何如によりしなる可し、若し切言せば其の各自修得樂器の統一せざりしに歸せずんばあらず、今試に某縣當路者との問答中の一節を左に揭げん

某氏曰はく、教育上に採用すべき樂器は、風琴、洋琴、ヴアイオリンの中、何れをか良しとなすべき、又これ等の統一はなきかと、余答へて曰はく、右三種の樂器は共に教育上に採用せられたる樂器にして、何れを良しともわき難きなり、即ち各々其の器に巧なる人は何にても然るべしと思惟せり、又樂器統一の事別に確たる規定あらずと、某氏曰はく、されども此の各器を比較して、其の利害を講究し、之れを一定する能はざるかと、余曰はく、然り、各器何れも其の利害なからずやは、但し我が國教育上、經濟上、普及を望む點より云はば余は風琴を以て最も教育上に適當なる者なりと思ふと、某氏曰はく、此の事に就いては我が縣下教育上、大に困難を來せし事あり、今其の一例を擧ぐれば、曩に奉職せし某氏はヴアイオリン奏者なりしが、教育上の樂器は、該品最も適當なりと賞揚して、生徒には一般にヴアイオリンを練習せしめたれば縣下到る處の小學校にも、皆僅々の校費を割き以てヴアイオリンを購求したり、然るに一朝某氏去りて他の新教師を迎ふるや、氏は風琴奏者と見え、大にヴアイオリンを駁撃ち、教育上の樂器は、風琴に若くはなしと、頻りに縣下に吹聽したり、樂に疎き吾が輩、こゝに迷路に立ちしのみならず、縣下各小學校に於ても、大に疑を抱き、何れか是、何れか非なるを辨知し難く、教師の交代に連れて使用の樂器迄を變更し、一旦僅々の校費を割きて買入れしをば今は無用の廢物となり、復た新たに風琴を購入せさるを得ぬ狀態に陷り、爲めに我が縣下教育上、一大妨碍を生したりき、故に敢て一問せしなりと、余點然答へむに辭なく、嗚呼さもありにしか、其は嘸困却を感せられしならむ云々と

右の問答を讀まむ人、誰が其の不都合に驚かざらむ、誰か其の不届者なるに嘆息せざらむ、然りと雖も、深く既往音樂教育の狀態を懷顧し、其の裏面の事情を觀察すれば、此の如き事あらば、理の當さに然るべき所にして、決して怪しむに足らず、寧ろ憫然の至なりと謂ふべきなり、原此の科は新設のものとて、其の當時教師に乏しく、一時に多數の需要ありて、充分之れが供給に應ずる能はざりしかば、各樂器專門の士女、相當の待遇を得て、職を師範、中學等に奉ぜしより、風琴を脩めしむるものは、ヴワイオリン〔ママ〕の運用を知らず、洋琴を習ひたるもの、又風琴を奏し得ざれは、位置上、信用上、止むなく自己修得の樂器を賞揚し、未だ修得せざる樂器は之れを排斥し、遂に前問答の如き不都合の結果を來したるなるべし、されば是れ等の地方にては斯道の發達斯上なからぬ障碍を蒙りたるに

て其の當路者の如きは、新斯教授上の困難は斯程迄にあるべきか、はた之れを小學校に用ゐて果して効果ありや否やと迄質問せられたるものありき、

（以下次號）

（承前）

畢竟ずるに、地方教育上音樂の位置は、各學科の下位に立ち、恰も當局者をして持て餘しものゝ如き感あらしめたるは事實にして、從ひて其の意外にも發達し居らざる事は、各地方に奉職の學友諸君が、時々其の機關雜誌上に報導（ママ）せられし事實に徵しても明白なり、是れ等の事實に鑑み、是れ等の情實を目擊したる吾人をして、我が國情は實に左の數語を世に紹介せしめたるなり、讀者幸に座上の空論と同一視するものを許す勿れ、

從來の音樂學校々則を改正して、專修部、師範部の名義を廢し、以て同一名義の下に、年限を豫科本科併せて四個年以上に定め、（註此の年限に就きては別に意見あれど、其はこゝに要なければ省く）專ら教育的教授を施し、而して教育上使用の樂器は之れを統一せられて（註其の風琴に統一すべきことは次に述べたり）他は副とし課して只其の運用法と使用法とに止め、斯くて所謂完全なる音樂教育者を養成せられたき事（註但し時に己人の特性に從ひて參酌すべき特例は之れを次に述べたり）

と、これ實に吾人滿腔の熱血を濺いで、賢明なる當局者諸公に切望して止まざる所のものなり、蓋し之れ我が國家が要求する自今の一大急務にして、而も重大の問題たるべしと確信せるものなり、余在京中、某當局者は嘗て師範部專修部の區別を全廢せんとする意見を披陳せられし事ありきと覺ゆるに、未だ其の實行を見る能はざるは、吾人大に遺憾となす所なり、當局者には此の際一大鋭斷を以て其のこゝに出でられん事を重々謹みて懇望せんと欲するものなり、

元來樂器統一の事は、文部省令に於て明かに指定する所もなく、加ふるに前陳音樂者の弊害を以てしたれば、地方教育上大に其の發達を害し、當路者亦五里霧中に彷徨せるもあれば、是れ目下の最も緊要なる事なりと信ず、然らば即ち從來教育上に採用し來りし三個の樂器（琴風、ヴアイオリン、洋琴）中何れに之れを一定せしむべきか、洋琴かヴアイオリンかはた風琴か、蓋し是れ等三個の樂器、皆共に教育的好良なる樂器たるべしと雖、又此の間豈に多少の得失なからむや、吾人は今我が國生活の程度に鑑み、樂師養成の難易に基き、專ら普及を望み得る方面よりして、下に之れを論斷するあらむとす、且つ其れ尋常師範學校は、地方普通教育の淵源にして、小學教育を掌る者なれば、師範校生徒を教養せんには、まづ小學校の事を念頭に置かざる可からず、而して師範校と小學校とは、經濟の大小に於て非常の徑庭あれば、師範校に於て購入し得べき樂器も、必ずしも小學校に要め得べきにあらず、又師範校生と小學校生とは其の年齡に於て大に差異あれば、師範生に忽ち傳習し得るも、必ずしも亦小學校生徒に傳習し得べきに非ず、是れ等諸般の點より爾來教育に採用せられたる、ヴアイオリン、洋琴、風琴の三器を比較し、以てこの統一說を結はむとす（以下次號）

記者曰はく、人各持論のあるあり、而して必ずしも同じからず、亦必すしも正ならず、只其の介抱する所を發表し、彼是對照研磨して始めて世の輿論こそは作らるゝものなれ、本論の如きも記者

固より別に所論なきにあらず、今は只同氏の説けるがまゝに任じぬ、讀者幸に之れを諒せよ、

（『おむかく』第七十一号、明治三十年七月、同第七十二号、明治三十年八月）
（なおこの文は結局ここで終っている。）

また存廃論争のところですでに登場した外山博士は、音楽学校について「アレハ速に獨立させて充分金も與へ是非教師を歐洲から迎へて、澤山の技術家を養成しなければならぬ」と再独立を訴えている。

外山博士音樂談

音樂學校の衰微は、爭ふ可らざる事實である、音樂取調掛以來段々金も遣ひ、色々骨も折つた揚句、是迄の方針を替へて俄に附屬學校に改めて仕舞つたのは、實に惜む可きことだと考へる、當路者はドー思つて居るか知らぬけれど、アレハ速に獨立させて充分金も與へ是非教師を歐洲から迎へて、澤山の技術家を養成しなければならぬ、今日の生徒は往時に較べたなら、屹度成蹟が惡からうと思ふ、何時迄も同し人計りが呼物になつて居るやうでは困る、以前は有力な熱心家を頭に戴いて居つたから、學校の仕事がドシ〳〵歩を進めたけれど、今日は其人が居らないから迚も發達の仕樣がないのである、

吾輩は日本樂と西洋樂と優劣何れかといふ問題に對しては、和樂よりも洋樂は優つて居ると斷言する、其理由は說明を要せぬと思ふ、洋樂は將來は大に流行するに至るであろう、然し其れ迄に餘程の年所を費すのは必然で、是は止むを得ない次第である、去りとて吾輩は決して和樂を輕んずる者でない、義太夫如き者すら世間では大變ケナス者もあるけれど捨てたものではない、餘程音樂として價値があると考へる、歌の文句が卑猥だとか、淫靡だとか咎める者もあるが、成程同感だけれど餘り障りにはならぬと思ふ、百人一首の「むべ嵐」をむべ山の風と解して居る者が多いやうに、歌ふ者も聽く者も共に其意義を知らず、不都合な句にも別段心付いて居らないのである、然し無論歌詞を改良する必要がないといふのではない、只歌句云々を口實として輕斷するのは惡るいと思ふのである、

日本は寰宇の美術國として自分も誇り、外國人も褒めて居るが、音樂に就ては毫も見るに足るべきものがないと思つて居る者もあるが、是は大間違ひの議論である、繪畫とか彫刻とかの美術も外國人が近年頻に賞贊したので始めて自分も氣が付いて、self-confidenceを起したのである、日本は音樂國としても即ち繪畫彫刻等と音樂とを併せて廣義にいふ、美術國として泰西諸國と比し敢て遜色がない、現に多年我國に居つて能く國情を知り和樂を味はつた者は皆日本樂の特色を稱揚して居る、和樂が洋樂と性質を異にするからといふ點で、直ぐに和樂は到底洋樂の足許にも追附かぬと速斷する輩は、我美術が歐洲美術と種々の點で違つて居るに拘はらず、彼と匹敵して優劣を爭つて居る事を知らないのである、演劇の大薩摩なんか中々イヽではないか、文科大學の英文學講師小泉八雲氏（歸化英人ヘルン氏）は非常な觀察家で、日本の事情を述べた著述も隨分ある人だが、瞽女の門附は特絕の妙味があると賛評して居る、

又日本人は音樂思想に乏しいといふ者が多いけれど、必ずしもさうではあるまいと思ふ、一體日本人は花を愛するとか月を賞するとか、世界中に自然の美を日本人程好く者は他に其類がない、日本人

が元來斯くの如く高尚な風流心を有つて居るのは、萬國に對して大に誇る可き事だと信ずる、假令今日一層高雅靈妙な洋樂が行はれて居らぬからといつて、輕々しく一概に日本人は音樂を翫賞する心に乏しいと斷言し去るのは不都合である、吾輩は日本人は音樂を愛好する念に富んで居ると認めるのである、

（『おむかく』第七十四号、明治三十年十一月）

初等教育における唱歌教授をはじめとする学校音楽の低迷を指摘し、教師の方針や教材が徹底していない点を非難する文も現れた。そしてこの著者は、音楽学校に対しても「彼れ音樂學校は學校音樂の上に一定の方針を有する教育行政府の下に立つものに非すや」として教育界への責任を促している。

學校音樂に關する調査會の設立を望む

前川幸作

予も亦、現今の音樂事業に對して幾多の希望を懷抱するの一人なるが、別けて其の教育に關する方面に就て最も切實の感を有す。予は、敢て茲に提揭せる題目を以て予の希望の最大至要なるものと爲すに非されとも、目下の情況に於て之を一言するの必すしも無用たらさるを信す。

予は、斷言せん我音樂事業目下の樞要は、猶ほ教育の方面に存せり、否、存せしめさる可からすと。無論政府の方針も然り又、輿論の聲も然り或は技術熱心家の中には、反對の見解を爲す人尠からさるへしと雖も、願くは、目下の二字に重きを與へて暫時予の舞臺たらしめよ。

今夫れ學校音樂の實況を觀んと欲せは、先づ眼眸を初等教育界に注くを要す。其範圍より言ふも其効果よりも見るも、小學校に於ける唱歌教授を指して之を學校音樂の主髓なりとするの敢て過當に非されはなり。

小學唱歌教授の狀況果して如何。予をして忌憚なく言はしめは、多くは是れ技術家の唱歌教授たり。教育者の唱歌教授に至りては、殆んと觀るを得ず。若し人あり何を以てか此酷辭を爲すやと問はゞ予は、枚擧の煩に堪へさる缺點を逐示するの愚を學はんよりも寧ろ實際に一顧せんことを促すこそ却つて正鵠の答を與ふへしと信す。

技術家の唱歌教授たり。而も教育者唱歌教授たらさるの源因は、之を種々の事情に於て求め得へしと雖も、教材の撰擇其當を得ざる事。教授の方法其規を具へざる事。教師の識見其任に偕はざる事。これ予が最近最大なる源因として指摘するを憚らざる所。彼の或は、兒童に耳官教養の素なきを謂ひ、或は其俗樂的嗜好を更めしむるの難きを說き、若くは世間か唱歌其物教師其人に重きを置かざるの不理を擧げて以て免責の辭柄と爲さんとするが如きは、抑も末なり。

教授材料の撰擇は、實に教科の目的を達すると否とに關するもの、而も一度實際に顧れば殆んど混沌の狀態に在りとや言はん。勿論我國樂は、將來果して如何なる樂風に於て大成すべき乎。一般の俗樂的嗜好は、今後如何なる方向を取りて消長すべき乎。舊樂想より新樂想に遷るの難關は、何等の滑車を用ふべき乎。此等の問題に付て世間未だ有力なる意見の發表を聞かざる今日、唱歌科の目的さては、他教科との關係に付てすら一個の定見もなき唱歌教師輩が其

教材を撰擇する方針の十人十色なるは、云ふまでもなく甚しきは、自己一人の方針さへ定まらずして唯、手の觸るゝに委するが如き弊あるは、決して訝るに足らざるなり。

教授法の具備せざる事は、今日の唱歌教授が如何なる狀態を以て茲に推移し來れるかを回顧せば、自ら明白ならん。嘗て音樂其物に伴隨して教育界に入りたる當年の飜譯的教授法が爾來何等の研究を蒙り何等の新案を加へられたるの形蹟あるか。却て覺ゆ轉顚十數年の間、其形式は殆んど趣旨を失へるまでに破壞せられ、其教理の幾分は夙く既に陳腐に歸せるものあるを。而して今や纔に其殘骸に被らすに思ひ々々の假裝を以てして紅綠黃白こきませたる樣は、實に一種の奇觀とや云はん。

教師の識見其任に偕はすとは何の謂ぞ彼等の性行に付ては、世間既に叱咤の聲あり、彼等の技能に於ても亦往々未熟の嘆なきに非すと雖も、殊に其識ること薄く、見るところ卑きに至りては、之を教育の任に偕はずと言ふも何の不可かあらん。彼等の學に乏しく、理に闇きは、自他共に之を謂ふ。而かも彼等に恥ぢたる色なく世間に怪むの聲なし。曰く我等は、技藝を以て立つ者、何ぞ學理を講ずるの遑あらんと。曰く彼等は技藝を以て立つ人。共に學理を語るべきに非ずと。技藝に專なる者の學識に迂なる。或は、古來自然の數なるべし。然かも教育に當るの人にして、教理に闇き誰れか之をも自然の數なりと言はん。教壇に立つ者は、教育者たるべし。此間一個の學者をも畫師をも音樂家をも認むへからす。況して初等教育の如きに在りては、單一の教鞭能く各教科を貫通するに等しき結果を望むか故に、唱歌教師の如き特種の地位に偏し易き者は、一層教育者たるの識見を失はさるやう注意すへきに、何そや彼等の多數は、恰も自己の教育者たるを忘れしものゝ如く、世間亦、彼等の教育者たるを想はさるか如き觀あるは。

斯く放恣なる教材の撰擇を以て斯く賴むへからさる教授の方法に依り、斯くも信しかたき教師が打揮ふ教鞭の下に一の唱歌教授あるべしやは、唯是れ教室は、音の陳列場たるのみ。會々技術家の唱歌教授あるも斷じて教育者の唱歌教授を觀る能はざるなり。

夫れ此の如くにして而かも一校管理の任に在るもの多く之を默過するか如き迹あるは、何そや。好し不幸にして教養を欠きたる彼等の耳朶には、無益なる音の陳列を識別し得さるまでも炯々として絲微を分たんとせる彼等の眼底には、爭でか不條理なる其教室を映出せさるへき。而して猶ほ「技術の事我等門外漢の嘴を容るへきに非す、擧けて足下に一任せん」との好辭柄か濫用せらるゝを見れは蓋し彼等は、唱歌教授の全面を批判するの能力なきか爲めに寧ろ之を拋置して己れ責任の外に超然たるを得策なりとするにこそあれ。噫、唱歌教室は、此治外法權あるか爲めに却つて眞正の發達を見る能はさるなり。

學校音樂の主髓たる初等教育界の唱歌教授にして、此の如し。進んて之を中等教育界の狀況に問ふも幾何の軒輊をか見ん。教室教具の整備或は少しく優れるものあるへく、教師生徒の理想或は稍々超ゆる所あるへしと雖も、其教授の實績如何に至りては、茲に同一の筆鋒を再ひするの要なし等しく是れ治外法權の下に其眞相を晦ますに過きさるのみ。

現下の學校音樂に對する予の觀測此の如し。是れ或は酷に失せる

ものあらん。然かも大に輒を謬ることなしとせは、予は疑ふ。世の識者が徒に音樂の調和又は、改良なとの問題に對して空漠たる論議を放つの外、本邦新音樂事業の根底たり、又目下の樞要たる此教育方面に向て一片の誠情を捧くるに吝なるを。嘗て奔流の勢を以て教育界に侵入せる音樂が纔に其榮華を過去の一夢に委して爾來漸く沈淪の狀態に在るの源因を探究せんとせは、其採用せる樂風の我國體民情に適せりや否やと云ふか如き廣漠たる問題に付て、無用の論議を爲さんよりは、先つ其施設方法に於て遺算なかりし否やを考慮するこそ至當なるへきに、新作の歌章樂曲は、繽紛として降るか如く、吾人の身邊に堆積するに反し、事業の設營、教授の方法に關する明論確說寥として聞くなきは何そ。

或は曰く我國樂の大成は、如何にすへき乎。俗曲の弊は、如何に治むへき乎。東に範せん乎、西に摸せん乎。改良乎調和乎。此等の問題にして決するなくんは、教育上の音樂を論すること既に難し。況して其施設教授に關する細說をやと。是れ理なるか如くにして而かも理ならす。我學政は、夙に歌曲採用の方嚮を示し、我教育は、方に一定の針路を進みつゝあるか故に遠き將來は、暫く措き現下其方嚮に從ひ其針路を行くに於て充分施設教授の方法を盡すに非すんは、他日何に據りて其利害得失を論證するを得へきや。

或は曰く、我等は技術に專なる者なり。技術家に經綸なし。學校音樂の事須く之を教育者の手腕に委せさるへからず。我等は只管技を練り、樂を製して以て其需用に應せんのみと。彼等をして眞の技術家ならしめは、是れ光輝あるの言なり。然れども彼等の多くは、其技能より見るも眞の技術家たるべき者に非ず。其職責より言へば、實に教育者たる者なり。而かも平然として此等の言を爲さんか、一般の教育者流は、將に對へんとす學校音樂の事は、特種の技能ある者の鋭意計畫すべき所、門外の我等曷んぞ與り知らんと。是れ比較的に道理ある言なり。予をして言はしめば、學校音樂の事固より音樂なき教育者の能くする所に非ず。又學識なき技術家の及ばざる所、二者互に協力依扶して始めて爲すを得べし。而して音樂上の技能あり、且教育上の責務ある音樂教師實に之が中堅たるの覺悟なかるべからざるなり。

教育的音樂の經營を忽諸に付すべからざるや固より論なく、其責任の在する所、亦此の如く明なるに或は事物の緩急を轉倒し、若くは責任の有無を誤了して顧ざるが如きは、實に教育の爲めに憾み、音樂の爲めに恥づべしと雖も、退て一考すれば、獨り之を個人の怠慢に歸すべからざるものあり。蓋し此創設事業に於て未だ是非得失の確論をも認めざる間に處し、一人一己の見識を以て新案を構へ舊模を排せんとするは、凡庸の企及すべからざる事情なきに非ざればなり。故に冷淡無頓着なる彼等樂音教師の心事を警醒するに於ては、毫も假借するの必要を見ずと雖も、現下學校音樂の經營に關する要急は他に得るの外なし果して然らば、之を那邊に得ん歟。予は斷じて其責務の高等師範學校附屬音樂學校に歸すべきを曰ふなり。

彼れ音樂學校は學校音樂の上に一定の方針を有する教育行政府の下に立つものに非すや。彼れ音樂學校は、技術上の目的と教育上の目的とを並持して其責務を盡さんとするものに非すや。彼れ音樂學校は、老練秀逸なる技術家、教育に經驗ある音樂者、音樂に精通せる教育學者、歌學者を蒐めて多士濟々たるものに非すや。之に對し

て教育的音樂の經營を責むるも誰れか失當なりと言はん。

予は單に之を彼れの當然たる責務と言ふに止まらす。彼れ自身にも亦大に必要を感せるならんと思惟するなり。試に想へ彼れは、一面に於て本邦學校音樂の本山に非すや。左れは其の天下に教示するところ、確乎たる一定の旨趣なかる可からさるは勿論。又其教門に出つるの徒をして布教上必す準據する所あらしめさる可からさるに一般教育界は、彼れの旨趣とする所のものを解するに苦み。彼れの布教者も亦往々其方針を一致せさるの觀あるは、蓋し教門の內、未た具備せさる所あるに因らんか。彼れ豈、必要を感せさらんや。

予は、此頃の毎日新聞に於て音樂學校將來の經營を汎論するに方り、實に調査事務を以て其一項に擧けたり。今茲に學校音樂に付て特論するに際し考ふるまでもなく亦調査會の設置を以て、彼れか學校音樂の振興に對する第一著歩なりと曰はんとす。

調査會組織の如き、彼れ既に逸物富贍の冀北たり。直ちに以て本體たるに適す。加ふるに普通教育の實際に通曉せる外部の人士數名を以てし、而して之を総理するに公權公命を用ゐなは、決して足るなきを患へす。又其調査事項の如何に至りては、頗る重要の問題にして言若し正鵠を得さるときは、爲めに却て調査會必要の眞意を傷くるの恐あるが故に、茲に漫言するを好ますと雖も唯、予の確信する點のみを一言すれは、調査の主點を初等教育の上に置く事、教授法考定の事、教科用唱歌集編纂の事、唱歌教師改善の事、別けて切望するは、諸端の調査徒に皮想の見に陷り、形式の弊に流るゝことなく、能く學校唱歌の旨趣を發揮するに足る所のものを立案せん事なり。若夫れ調査の材料を得るの途は、固より之を內外に於てせさるへからすと雖も、先つ既往十數年の經歷に就て深く利害の存する所を精査し、而して後必要に從ひ好型を外國に求むるの順序に出てさるへからす。之が爲めに全國の音樂教師を招集して諮問會を開くも可なり。一般教育界に向ひて其所感を徵するも可なり。巡視に依りて報告せしむるも可なり。恰當の人物を歐米へ派遣して其音樂と教育との關係を視察せしむるか如きは、寧ろ必要なりと謂ふへし。然るに世間往々此順序を轉倒し、先つ新案奇例を外方に捜り、而して內、未た其必要を感せさるに早く之を適用せんとし、若くは事情の基根を異にするをも顧みすして、強ひて施設を試みんとするか爲めに却て其成功を愆ること尠少ならす。而して我音樂事業の過去に於ても亦此弊を免れさりき。

調査の結果は、速に之を公示して以て一般に依據する所を得しめ、又一方には其生徒に施して卒業の後社會の實際に於て、親しく眞意の在る所を說明せしむることゝせは、大に冷淡無頓着なる彼等唱歌教師を警醒するに足るへく、又一校管理の任に在る者をして、完全に其職責を盡さしむるの便となるへく、隨て音樂唱歌の教室を治外法權の下に置くか如き幻象も消え去るへく、全國同一の旨趣を以て學校音樂を觀るに到らん。

勿論、予と雖も今日調査の結果能く不朽の則を得へしとは信せす。要するに只、茲に進行の一段階を與へ、之を立脚の地歩として更に幾多の實驗を重ね研究を加へ、以て他年の大成を希望するのみ。

今や學校音樂の氣運は、頗る沈靜の狀況に在りと雖も更に其眞相を洞見すれは、却て是れ浮華より着實に遷るの好現象なりと謂ふを

得へし。之を拋置に委せんか。乃ち或は容易に回復すへからさるの淵に沈淪せんも知るを得すと雖も今にして大に振興の道を講したらんには、其結果意外に見るへきものあらん。夫れ然り新案を試むるの好機、舊模を改むるの時期今日を措きて復た何日かあらん。予や徒に曲筆を弄して樂界の不備を摘發せんと欲する者に非す。一片の婆心止みかたきに出るのみ。嗚呼、有爲の士起きて共に論せよ。笑而不答起着山の閑味は、樂界今日の事と謂ふへからす。

（『教育時論』第四六五号、明治三十一年三月）

しかし、附属となって以来しばらくは発展の道を閉ざされたかに思われた音楽学校も、三十一年四月に入ってからは、上原六四郎の後任として主事の任に当った矢田部良吉を中心に次第に勢いを取りもどし、新たな進展を見せるようになる。矢田部は、音楽学校を早急に独立させることは無理であるとしても、事業の拡張と内容の充実を図り、外国人教師を招聘し、わが国の音楽振興という大計のためにも教育音楽を重視するとの方針を打ち出した。そして事実、この方針に違わず音楽学校は着々と新たな歩みを始めていたのである。

矢田部音樂學校主事の方針

多年高等師範學校附屬音樂學校主事の職にありて、力を盡されたる上原六四郎氏は、本月四日其職を免ぜられ、理學博士矢田部良吉氏、之が後任を襲がれたるが、今ま氏が毎日新聞記者に語られたる處なりと云ふを聞くに、稍や同校今後の方針も、窺ひ知らるれば、左に錄す。

世上往々音樂學校獨立論を唱ふる者あれども、今日の如く生徒數僅々五六十名に過ぎざる微々たる音樂學校を獨立せしめんは、感情の上に於て既に世人の容認せざる所なるべし。予は、獨立の名は姑らく後るゝとも擴張の實を速ならしめんと欲するもの故に、漸次に同校の內部に改革を行ひ出來得べき丈け經費を增額して、音樂の學理と技倆とを兼有せる外國教師を歐洲より迎へ、以て生徒の學力を進捗せしむると同時に英語を奬勵し、大に文學の研究に力を致さしめて眞正の音樂者を養成すべく、同校が上野公園の一隅に存在する一事は、生徒の通學に支障を與ふること少なからざれば、時宜に依りては、都下中央の地に分校を設置し、生徒の增員を計らんとす、專門家の養成は、固より我國現下の急務に屬すと雖も、日本人一般の聽官を幼時より修養することは、寧ろ音樂振興上永遠の大計なれば予は特に教育的音樂の作振に盡力せんと欲す。

（『教育時論』第四六八号、明治三十一年四月）

『明治三十一年度年報』の冒頭「附屬音樂學校年報案」の概況には「該校ノ概況ハ前年末ト大差ナキモ社會ニ於ケル音樂ノ氣運高マリシト同時ニ聊カ隆盛ニ赴ク兆候（ママ）ヲ呈セリ」とある。このような書出しは附属となって初めてである。そして「本年五月神田一橋通町附屬學校構內ノ建物ヲ以テ分教場ニ充テ選科ノ一部及小學唱歌講習科ノ授業ヲ開始シ其授業時間ハ他學校ヘ通學スル者ノ便宜ヲ圖リ午後二時ヨリ八時迄トセリ分教場設置以來入學志望者甚ダ多ク年末ニ至リテハ既ニ滿員トナリ新ニ志望スル者ヲ許可スル能ハザルニ至レリ」と続く。概況の終りまで挙げておこう。「十一月十三日附屬小學校ノ講堂ヲ會場トシ第一回試業會ヲ開キ分教場生徒ノ父兄保證人ヲ招集シ分教場ノ實況幷ニ授業ノ成績ヲ報告シタリシガ其結果甚ダ良好ニシテ單ニ生徒ノ技術奬勵ノ方便トナリシノミ

ナラズ又同時ニ普通音樂ヲ傳播スルノ楷梯トナリタリ從來音樂學校ニ於テ種々ノ音樂會アリシニモ拘ラス是等ハ皆奏樂堂ヲ貸付スルニ過ギスシテ該校ノ事業トシテノ演奏會ハ一回ダモ施行セザリシヲ以テ十月二十七日春秋二季ニ一回ツヽ演奏會ヲ公開スルノ許可ヲ得十二月四日其第一回秋季音樂會ヲ開ケリ此日招待狀ヲ發シタル賓客ノ外ニ入場ヲ志望スル者非常ニ多ク爲ニ同日午前午後ト二回開演セシカ両回共滿堂ノ來會者アリタリ」

そして実際、五月十一日にはケーベルの雇い入れが実現し、秋からは定期演奏会も始められた（詳細は第九節「外国人教師」および第二巻所収の「演奏会プログラム」参照）。

六月二十日、矢田部は高等師範学校長となり、二十三日、高等師範学校教授渡邊龍聖が附属音楽学校教授を兼任、主事を命じられた。音楽学校の事業は附属という条件のもとで続けられていたが、しかし経費の面で行き詰まる点も多かったようである。当時の音楽学校評もこれを指摘している。

音樂學校に就ての所感

今を距る五年前、音樂取調掛より變形したる東京音樂學校を廢して、高等師範學校に附屬せしめたることは、井上子の失政として、吾人の記憶に留まる所なるが、爾後、同校は、外國樂師の教鞭を執る者なく、規模益々縮少し、隨て、之に入るもの、多くは、轉顚流落の輩にして、授業の成績愈々惡しく、同校本來の目的として、技術上幷に教育上の責務を盡さゞるべからざるに拘はらず、教育的經營と技術的研究とを怠り、文部省の直轄學校の列に加はりながら、恰も、治外法權の下に瞼喁しつゝありて、世間の監視を脫れ居る爲め、弊害宿積して芟除し難く、風紀墮壞して振肅する能はず、曩に現高等師範學校長失田部氏が主事の任に就くや、些額なる經費の範圍内に於て、鋭意改善を計りしも捗々しからず、只同校多年の希望を實行して、分教場を神田一ツ橋外に設け、又名手の譽高き文科大學哲學教師ケーベル氏に洋琴の教授を托せるに止まりしが、先頃渡邊氏主事に進みて、目今其年來の抱負を實地に施さんことに努めつゝある由、夫れかあらぬか來學年より專修部の課程を改めて、「ピアノ」、「ヴアイオリン」、「オルガン」の專門科の外、新に理論、作曲、作歌の專門科を置く計畫ありとぞ幷は兎に角、音樂教員の需要乏しきと、同校の衰微甚しくして、先年に比し、顯著なる退歩を來たせることゝは、入學志願者の數をして漸く減少せしむると同時に、年々卒業生の數少きを加へ、本年の如きも、專修部に五名、師範部に二名の卒業生を出せるのみなるに拘はらず、就職の場所なきに困却し居る姿なれば、遠からず中學校長會議あるを幸ひ、全國各中學校に音樂教員を置かんことを勸めて、同校卒業生の需要を增すの外策なかるべしといふ。猶ほ同校生徒現員は、各科合せて四十名に滿たず、其半數は、女子の占むる所に係り、合唱歌の授業にも差支を來たし居れりといふは信か、又外山前文相は、高等商業學校に附屬せる外國語學校と、同校とを、共に獨立せしむる計畫にて、之に要する費額も、來年度の豫算に編入しありたるに、現文部は、之を不急の事業視して、獨立の議を見合せたりと聞く、豈遺憾ならずや。

（天眼生投）

（『教育時論』第四八一号、明治三十一年八月）

次に挙げる「音樂學校の過去現在及未來」では、「東京上野公園の一隅に最も不幸なる官立學校あり」と、苦境に立たされている当時の音楽

学校について、その歴史にふれながら述べられている。そして将来のあるべき姿について、具体的かつ明快な案を示している。

音樂學校の過去現在及未來

坂部行三郎

余は國民教育授業科の全廢に就き、教育稅なる新稅を累加稅率により中產以上の公民に賦課するの適當なるを信じ、之に關する調査意見の寄稿を時論記者に約したるは、昨春四月の事にてありき。爾來塵事紛糾、遷延今日に至りて未だ果さず、爰に音樂學校改革論を草して聊か寄稿の責を塞ぐと云爾。

東京上野公園の一隅に最も不幸なる官立學校あり、文政の中樞機關たる文部省の直轄學校の列に加はりながら、近數年來當局大臣の顧る處とならず、小規模小費額、恰も治外法權の下に喰喁しつゝあるもの、是れ即ち高等師範學校附屬音樂學校なり。今や校內の空氣全く腐敗の極に達し、職員生徒の任免進退一に情實に籍らざるはなし、東台山中、世間の監視を脫せるは、幸か不幸か、弊害は宿積して芟除し難く、風紀は墮壞して振肅する能はず、路上其醜聲を耳にすること屢次なるに至つては、管理者の無能も極まれりといふべし。

國立の音樂學校は、明治十二年十月創めて音樂取調掛を文部省中に置かれたるに濫觴し、爾來幾多の變遷を經て今日に至れり、十八年二月音樂取調所と改稱し、十二月大政の釐革と共に再び音樂取調掛となり、二十年十月に及んで東京音樂學校と改稱し、成績稍々觀るべきものありき、余は歐化主義の流行に伴へる音樂學校當年の盛況を想起する每に、伊澤氏の功勞を謝するの念已む能はず、而かも故井上文相の淺見なる、些々たる政略的口實の下に、東洋の大帝國より風敎の維持、美性の發揚に關すること深き、音樂學校の獨立を奪ひ、僅に高等師範學校に附屬せしめたりしは、明治失政史の一題目として永く後人の記憶に留まるべし。當時同校事業の發達に盡力中なりし校長村岡博士を逐ひて一校不振の緖を啓きたりしは、抑々誰の咎責ぞや、一萬數千金を出でざる同校の經費額中より二千金の校長給を支拂ふの不經濟なるより、文部經費欠乏の餘、事務費を減じて敎務費を增すの方針を執れる折柄、之を高等師範學校の附屬校に改めたるは、決して過失の譏を享くべきものにあらずと辯ずる者ありと雖も、余は之を以て意氣地なき當局者が藝術專門の學校を誤て單に敎員養成所たるに止めんとしたるに基因せる一大失策なりと斷ずるに躊躇せじ、國家の財政上音樂學校を獨立せしむること能はずとするも、之を高等師範學校の配下に置くは大なる誤謬なり。借問す、音樂學校は中學校師範學校女學校の音樂敎員養成所たるに安んずべき耶、否耶、若し其獨立を許さゞる事情あらば、寧ろ美術學校に歸せしむるに若かざるなり。

然れども、熟ら考察する時は、何人と雖も國運勃興の今日、音樂學校の獨立を許さゞる事情なるものは一も存在せざることを發見するに苦まざるべし、獨立後の經費の如き、必ずしも深く之を憂ふるに足らざるなり、假令現在經費額より校長給を支出するの途なしとするも、兼任校長を置きて獨立の体面を保つを以て得策とすべし、第一議會に於て衆議院の音樂學校廢止案に對し、當局者は熱心に運動し、嶋田氏其他數氏にも依賴して漸く復活の効を奏するを得たるに拘はらず、多少の事情ありしにもせよ、突如其獨立を奪へるは、

責任を重んずる政府の所措として遺憾大なりといふべきなり。上原前主事が、嘉納前校長の自ら爲めにする所ありて、音樂學校の永久附屬を主張せるを排し、獨力の氣運を進めんことに盡力したるが如き、洵に多とすべきところ、却て怪む、矢田部校長（前主事）が口を生徒の少數なるに籍り、獨立の輿論を遏めんとしたりしことを、歳出總額二億金を超ゆる我日本に、一箇の音樂學校すら獨立せしむる能はざるは、蓋し國家の恥辱と謂ふへきものにして、諸官立學校の時運に促されて、漸次舊模を改め來れるに比較しなば、寔に權衡を失せる妄措と見做さゞるを得ず。濱尾氏の大臣となるや、音樂學校獨立の議を決せるも、發表に先ちて其任を去り、外山大臣また其獨立と擴張を企て、來年度の豫算に其費額を編入せられたるも、某局長の掌裡に捕捉せられたる前文相尾崎氏が、無經綸なる某氏の議を容れ、獨立の事業を不急視して中止したるは、何等の不明ぞや。

音樂教員の需要乏しきと同校の衰微甚しくして先年に比し顯著なる退歩を來たせることは、近年頓に入學志願者の數を減ぜしめたると同時に、年々卒業生の數少きを加へしむるに至れるは事實なり、而かも先年に於ても、在學生の數は今日に比して左迄多かりしに非ず、余の希ふ所は多數の庸劣者よりも、少數の俊秀生が、音樂研究の志操堅く、同校に勉學するあらんことにあるのみ。去る二十六年六月勅令第六十二號を以て東京音樂學校を高等師範學校に附屬せしむることを發表してより、外國樂師の同校に教鞭を揮ふ者なく、規模益々縮少し、隨て之に入る者多くは轉顚流落の輩にして、授業の成績愈々惡しく、同校本來の目的として技術上幷に教育上の責務を盡さゞるべからざるに拘はらず、教育的經營と技術的研究とを怠れることは、少しく同校の事業に注目しつゝある者の何人も首肯する所なり、故に余は、一方には外國樂師の雇聘と共に一大改革を斷行して取調掛を置き、一方には學科程度を高めて入學試驗を嚴にし、寧ろ技術家養成を本來の目的となし、在學年限を長うして善良なる卒業生を出だすの方法を盡されんことを望むや切なり。

余の見聞する所に依れば、音樂學校の當事者は妄りに教育的音樂を主張し、之に準據して一般の施設を定むるが如し、嗚呼文部省彼が如く、校の當事者なほ此の如しとせば、音樂學校の獨立と擴張とは能く何の日に於てか始めて決行せらるゝの運に達し得べきか、其れ同校にして教育的方針を執らんか、是れ正しく消極的なり、將た技術的方針を執らんか、是れ愷に積極的なり、消極的か積極的か、今後の方策として其の孰れに從ふの適當なるべきかは、余の判斷を待たずして讀者の既に決定せらるゝ所ならん。若し音樂學校にして教員養成のみを以て甘んぜんか、固より獨立せしむるを要せず、更に現時の規模を縮少して校舍を高等師範學校内に移し、一箇の音樂教員養成所たるに止めしむべし、而かも其本來の目的を遺却し去りて、音樂學校を單純なる教員養成所たらしめんとする當事者にして、獨立を希望する念ありとせば、余は窃に其心事を疑はざるを得ざるなり。

音樂學校の現制に於て、最も怪訝に堪へざる者は、專修部師範部の區別ある一事なりとす、專修部には技能に富める者をして「ピアノ」、「バイオリン」、「オルガン」の内一科を選んで之を學ばしめ、師範部には專門家たる技能なき者に「オルガン」唱歌等他日專ら教員たるに要する音樂知識を授くるのみ、然れども余は授業の實績を

揚ぐるの點より又無用の經費を節するの點より、同校獨立の曉には、專修師範兩部の區別を廢するの適切なるを見る、今後幾年間は教員以外に卒業生の生活問題を解釋すること或は難かるべきも、教育學教授法の如きも、從來と雖も專修部に於ても、師範部と同じく之を生徒に課したりしなり、而して此二部の區別を廢すると同時に、唱歌、理論、作曲、作歌等の選修科を設くべく、又昨秋來雅樂部樂師に囑托して管樂を兼修せしめ居れども、是又「バイオリン」、「ピアノ」等と同樣選修科たらしむるの至當なるを認むるなり、蓋し「フリユート」の如き「トロンボーン」の如き「アルトホルン」の如き他の絃樂器樂に比するも、學習の困難は寧ろ是等に勝れるを思へばなり。

帝國大學を初め各官立學校に於て、引續き外國教師を雇用し來れるに鑑みなば、西洋樂研究を主とせる音樂學校にも、外國教師を聘するの必要なるを知るに餘りあらむ、然り、外國樂師は同校に取りて特に必要なり、而して、余の希望する所は、少くも三名以上の洋人を雇用して、特絶の技術家を育成するの途を啓かんことにあり、嘗て音樂學校に教師たりしヂットリヒ氏は、澳國の有名なる樂師なりき、而かも彼は最も「パイプオルガン」に長じたれど、諸種の樂器を彈ずるには、巧妙の度を等うせず、否、「パイプオルガン」の備なき同校の音樂教員として、甚だ不充分なりしにあらずや、故に余は、是非共三四名の外人を聘用し、聲樂、器樂、絃樂、管樂、作曲等各其特長を選んで其教師に任せしめざるべからざることを思ふ者、數名の外人悉く歐洲より遠く雇聘するを要せず、先頃來同校の教務を擔當せる大學教授ケーベル氏の如き、又横濱在留のヤンカー氏の如き、共に同校教官として充分なる資格あるを認むるなり。又之に伴て樂器幷に曲譜の購入は、事業擴張上の要件なるを疑はず、上原氏か主事在任中、些額の經費を節省して數年間の苦心僅に二千金の「ピアノ」一臺を購求したる爲め、他方には構内草刈費にすら窮したるが如き珍話を、重ねて世人の耳朶に觸れしむるが如き情狀にては、實際の改新擴張も覺束なかるべし。其他職員の淘汰も必要なり、生徒の取締も亦必要なり、而して、若し望むべくんば、獨立と同時に、勅任校長を戴かしむべし、幵は兎に角余は常に思考す、今日音樂學校に校長たらしむべき者の資格に二種ありと、一は音樂上の知識に富み各般の技術に長ずる者、一は同校多年の歷史と内部の實情に通ずる者、(兩者共に管理の才幹ある者たるべきは勿論なり)是れなり。又研究生中前途有望の者に對しては時宜により相當の學資を補助するの法を立て、其中より優秀の者を選拔して歐洲に留學せしむべし、其人物は可成男子に限り、學成り業積みて歸朝するの前、音樂上諸般の調査を遂げしむるを要す、

音樂學校の改革に關する意見を列擧し來れば概ね右の如し、彼の神田一橋外に設けたる分教場の如きも、獨立の曉に至らば、須らく廢止せざるべからず、分教場に於ける授業の如きは、官立學校の施設として甚だ其措置を誤れるものといふべし、撰科生講習科生の爲めに分教場を置き、而かも無意味に箏曲科を設けて、所謂琴のお稽古を爲さしめ、其生徒の多數なるに誇らんとするに至ては、余は當事者が精神の常覺を喪失せる迹あるを確めずんばあらず、更に以上陳述し來れる音樂學校改革に關する考案の要旨を條記すれば左の如し。

一　高等師範學校附屬音樂學校を獨立せしめて、東京音樂學校と改稱すること。
一　專門技術家養成を以て目的とすること。
一　專修部師範部の區別を廢すること。
一　新に管樂、聲樂、樂理、作曲、作歌等の撰修科を置くこと。
一　外國樂師數名を雇聘すること。
一　諸種の樂器類と曲譜を購入すること。
一　學科程度を高め入學試驗を嚴にすること。
一　在學年限を長うすること。
一　研究生に補助を與ふること。
一　海外へ留學生を派すること。
一　職員を淘汰すること。
一　男女生徒を取締ること。
一　適任の校長を迎ふること。
一　分教場を廢すること。
一　取調掛を置くこと。

（『教育時論』第五〇一号、明治三十二年三月）

しかしこのように音楽学校再独立を求める声が高まるなかで、遠藤宏氏によれば、かつて「音樂學校設立ノ儀ニ付建議」を起した初代校長伊澤修二が、すでに三十一年には、音楽学校再独立に関する建議案を発議し、二十名の賛成者を得て高等教育会議に提出していた。残念ながら、今回、この建議案を正式な書類の形で確認するには至らなかった。『伊澤修二選集』に収められている建議案も遠藤氏の著書からの引用である。しかしこの建議案が音楽学校再独立への道を開くうえで何らかの重要な役割を果したことは確かであると考えられるため、ここでは遠藤氏の『明治音樂史考』より、解説を含めてこの建議案に関する部分を引用しておく。

このやうな情勢の折、圖らずも音樂學校獨立に關する建議案が高等教育會議に提出された。發議者は伊澤修二會議員であつた。賛成者には、高嶺秀夫、田中敬一、江原素六、大窪實、大谷喜久藏、勝浦鞆雄、河原一郎、隅本有尚、杉浦重剛、篠田利英、湯本武比古、井上哲次郎、野尻精一、世良田亮、平山藤次郎、島田三郎、長谷川泰、中澤岩太、澤柳政太郎、木下廣次の名が連ねてある。建議案は次のやうである——

音樂學校獨立に關する建議案

國民の道德を維持し品位を高めんが爲めに高等なる音樂の國民教育上必要缺くべからざることは遠くは之を內外の歷史に徵するも近くは現在歐米諸國が如何に之れが發達に力むる所あるかを視るも事實甚だ明瞭なり然るに我邦に在ては明治廿六年六月已後本邦唯一の音樂學校は高等師範學校附屬となり其事業日に月に衰頹に傾く者の如し此は是れ外は文明諸國に對する我帝國の面目に關し內は教育上併に治安上の一大缺點たれば速に同校を獨立せしめ大いに其事業を擴張せられんことを茲に建議す

發議者　伊澤修二
賛成者　（上記の人々）

（遠藤宏『明治音樂史考』東京、有朋堂、昭和二十三年、二七一～二七二頁）

そして念願かなって翌三十二年四月四日、勅令第一一六号により、音楽学校が東京音楽学校として再独立することとなる。次に勅令第一一六号とこれを報ずる記事を挙げておく。

勅令

朕、高等師範學校附屬音樂學校及高等商業學校附屬外國語學校改稱ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治三十二年四月四日

内閣總理大臣　侯爵山縣有朋

文部大臣　伯爵樺山資紀

勅令第百十六号

高等師範學校附屬音樂學校ヲ東京音樂學校ト改稱シ、高等商業學校附屬外國語學校ヲ東京外國語學校ト改稱ス

（『官報』明治三十二年四月五日）

音樂學校の獨立

是亦久しく獨立說囂しかりしが前内閣の際にて柏田嘉納氏等の反對せし爲め決行に至らざりしが、今回上田局長等の主張に依り漸く近日に實行することゝなり、校長は勅任とし同時に分教場を廢し其組織を變更して師範部專門部の別を廢し專ら技術家養成を以て目的とし、又本年は海外留學生一名を出し三十三年度よりは外國教師三名を傭聘し經費も從來の倍額となす見込なりと。

（『教育時論』第五〇三号、明治三十二年四月）

音樂學校外國語學校の獨立

高等師範學校附屬音樂學校と、高等商業學校附屬外國語學校とは、本月四日の勅令を以て遂に獨立したり。兩校の獨立は、吾等の夙に稱道せし所にして、亦世の教育家の一般に冀望せし所、今回兩校獨立の勅令を見るに至りしは、吾等の大に喜ぶ所のものなり。教育界輿論の結果として、右兩校の斯く獨立したる以上は、當局は之を將來に永續せしめて、當然の功果あらしむべき責任あり、之が爲め今後更に幾多の經營を要すべきは勿論の儀にして、筆舌を費すまでもなし。吾等は唯、今回の獨立を喜ぶと同時に、今後に於ける經營の更に宜しきに適し、校長の撰任、事業の擴張、倶に輿に宜しきに適せんことを、冀望して已まざるものなり。

（『教育時論』第五〇四号、明治三十二年四月）

第四節　規則およびカリキュラムの変遷

一　規　則

明治二十二年一月、「東京音樂學校規則」が制定された。これは前年四月に仮定された「入學志願者心得」を検討し、より詳細に規定する形で作成されたものである。「心得」の内容は、のちの「規則」の「教旨」（二十五年以降は「總則」となる）、「入學、在學、退學」、「試業及卒業證書」などに相当する部分を含み、ことに「教旨」などにおいてはほとんどそのまま受け継がれているが、選科、研究科に対する規定はなく、二十二年の「規則」を準備するために、文字通り仮定されたものと推測される。諸書式に関しては変更はないが、「規則」では「入學證書」に続いて、保証人に関する「保證書式」が規定されている。ここでは「入學志願者心得」のうち、「規則」にそのまま引き継がれている書式の部分を除く全文を挙げておこう。「心得」と「規則」の冒頭の一文、それに入学試験科目に関する規定を比較されたい。二十一年の「心得」では、まだ「高等小學校卒業以上若クハ之ト同等ノ學力」という規定はなく、音楽取調掛の「傳習生心得」に近い形がとられている。

入學志願者心得假定

一　本校學科ヲ分チテ豫科、師範部、及ヒ專修部トス

一　入學生徒ハ最初一ケ年間ハ豫科ニ入學ヲ許シ音樂普通ノ學科ヲ修メシメ一年ヲ經テ更ニ試驗ノ上其學部ヲ定ムルモノトス

但豫科ノ修業ヲ卒ヘ何レノ學部ニモ入學許可ヲ與ヘカタキ者ニハ其節退學ヲ命スベシ

一　師範部ハ音樂教員タルベキ志願ノ者ニ入學ヲ許シ修業年限ハ豫科共通シテ凡ソ二ケ年トス

一　專修部ハ音樂ニ特別ノ才能ヲ具フル者ヲ特ニ撰拔シテ入學ヲ許シ修業年限ハ豫科共通シテ凡ソ四ケ年トス

一　授業料ハ當分一ケ月金壹圓トス

一　本校生徒タルヲ得ベキ者ハ男女ニ係ラズ滿十四年以上廿年以下ニシテ品行端正ノ證明ヲ具ヘ且父兄若クハ親族ヨリ修業中ノ費用其他學習上一切差支ナキ保證狀ヲ出シ左記ノ試驗ニ及第スル者タルベシ

體格　身體健康
發音　發音及聽音
讀書　國史略、日本外史ノ類講讀
作文　書翰文、假名交リ文
算術　四則、比例等ノ中
英語　綴字、讀法、文法ノ類

以下、「入學願」「履歴書」「學習保證狀」「入學證書」の各書式については「東京音樂學校規則」と同一であるため省略する。

一　生徒ノ證人ハ丁年以上ニシテ相當ノ資產ヲ有シ一名ハ父兄親族尙一名ハ府內ニ住居シ一家計ヲ立ル者ニ限ル

但入學證書ニ證人財產調書ヲ添付スルヲ要ス

一　在學中品行端正ニシテ所定ノ學科ヲ完了シタル者ニハ卒業證書ヲ授與スベシ

以上

〔手書き〕

（『明治二十一年東京音樂學校學事年報』）

「東京音樂學校規則」が制定された明治二十二年から、『東京音樂學校一覽』の発行が開始される。今日、本学に残されている資料のうち、二十一年の規則を知る手掛りとなるものは、前出の書類『東京音樂學校學事年報』のみであるが、二十二年以降に関しては、この各年の『年報』に基づいて作成され、毎年発行される『一覽』に見ることができる。以下、明治時代の本校の規則の変遷を『一覽』に基づいて整理してみよう。第四節中の以下の資料の出典はすべて『東京音樂學校一覽』である。

二十二年に制定された規則は、明治時代のうちにその後三度、大幅に改正されている。まず高等師範学校附属となった二十六年、ついで再独立後の三十三年、そして四十二年である。このうち四十二年に改正された規則はその後、大正、昭和を通じて、少しずつ改正されながらも東京音楽学校の間じゅう基本として生かされているため、ここでは明治四十一年までの規則を扱い、四十二年以降については第二巻で取りあげることとする。規則の変遷の扱い方としては、二十二年、二十六年、三十三年の三回についてはその年の規則全体を記載し、それ以外の年については改正の行われた箇所のみを記すこととする。なお年ごとの区分については、『東京音樂學校一覽』に倣い、たとえば「明治二十二年～二十三年」という表記法をとる。ただしこの場合、学年の始まりは、以下の資料に見られるように、二十二年当初は九月十日であったが、三十八年から師範科が四月一日となり、四十年には全科四月一日と改正される。

明治二十二年～二十三年

第一　教旨

第一條　本校ハ汎ク音樂專門ノ教育ヲ施シ善良ナル音樂教員及音樂師ヲ養成スル所トス

第二條　本校ノ學科ハ大別シテ豫科本科トス本科ヲ分チテ師範部及專修部ノ二部トス

第三條　豫科ハ音樂普通ノ學科ヲ修メシムルモノニシテ其修業年限ハ一ケ年トス

第四條　豫科卒業ノ上試驗ヲ行ヒ音樂ニ特別ノ才能ヲ有スルモノハ專修部ニ入ラシメ音樂教員ニ適當ナルモノハ師範部ニ入ラシムベシ

但何レノ學部ニモ入學許可ヲ與ヘ難キモノハ此際退學セシメ又ハ選科ニ轉ゼシムルコトアルベシ

第五條　師範部ハ音樂教員タルベキ學科ヲ修メシムルモノニシテ其修業年限ハ二ケ年トシ之ヲ分チテ二學級トス

第六條　專修部ハ各科專門ノ音樂ヲ修メシムルモノニシテ其修業年限ハ三ケ年トシ之ヲ分チテ三學級トス

第七條　各生徒ノ學部及專門科ヲ定ムルハ本校ノ指示ニ從フベキモノトス

第八條　本校生徒ハ各自ノ志願ニ係ル者ト各府縣廳若クハ諸學校ノ特選ニ係ル者トノ二種トス

第九條　本校生徒タルヲ得ベキ者ハ男女ヲ論ゼズ滿十四年以上二十年以下ニシテ品行端正ノ證明ヲ具ヘ且各自志願ニ係ルモノハ父兄若クハ親戚ヨリ各府縣廳諸學校ノ特選ニ係ルモノハ當該官廳諸學校ヨリ修業中ノ費用其他學習上一切差支ナキ保證狀ヲ出シ入學試驗ニ及第スル者タルベシ

第二　學科課程

〔本節二項「カリキュラム」に別記〕

第三　學年、學期、休業

第一條　學年ハ九月十一日ニ始リ翌年七月十日ニ終ル

第二條　學年ヲ分チテ三學期トシ第一期ハ學年ノ始ヨリ十二月廿四日ニ至リ第二期ハ翌年一月八日ヨリ三月三十一日ニ至リ第三期ハ四月八日ヨリ學年ノ終ニ至ル

第三條　年中休業日左ノ如シ

日曜日	毎週
秋季皇靈祭	秋分日
神嘗祭	十月十七日
天長節	十一月三日
新嘗祭	十一月廿三日
冬期休業	十二月廿五日ヨリ翌年一月七日マデ
孝明天皇祭	一月三十日
紀元節	二月十一日
春季皇靈祭	春分日
第二學期後休業	四月一日ヨリ同七日マデ
夏期休業	七月十一日ヨリ九月十日マデ

第四條　授業時間ハ毎週三十時間トス

第四　入學、在學、退學

第一條　入學ノ期ハ毎年一回ニシテ其學年ノ始ニ於テス

第二條　入學志願者ハ左ニ掲クル科目ニ合格スル者タルヘシ選科ヨリ正科ニ轉スル者モ亦同シ

入學試驗科目

體格　身體健康

學力　高等小學校卒業以上若クハ之ト同等ノ學力

唱歌　唱歌集初編卒業以上

英語　綴字、讀法、文法ノ類

第三條　入學志願者ハ左ノ書式ニ據リ入學願書履歷書及學習保證狀ヲ本校ヘ差出スベシ

第一號

入學願書式（用紙美濃）

入　學　願

私儀音樂修業志願ニ付入學御許可被下度依テ履歷書及學習保證狀相添此段相願候也

何府縣何國何區郡何町村何番地
族籍
何某子女兄弟姉妹或ハ戸主
本人姓名印
年　月　日　何年何月日生
現住所何々

右之者從來之行狀ニ關シ不都合ノ廉無之候條拙者證人ニ相立致保證候也

東京府何區何町何番地

族籍
證人姓名印

年　月　日
東京音樂學校
御中

第二號
履歷書式（用紙同上）

履歷書

族籍
本人姓名
生年何月日
現齡何年何ケ月

本人生所何々
現住所何々
父職業何々

何年月日何處ノ誰ニ就キ何學修業何科目或ハ何書ヲ修メ何年何月何々ノ事故ヲ以テ退廢學又ハ何學ニ轉ス云々
何年月日何校又ハ何某ニ從ヒ何々ヲ修メ何期又ハ何等級卒業云々
何年月日ヨリ何年月日マデ何業經營又ハ何件ニ從事云々
何年月日ヨリ現今マデ何學又ハ何藝ニ從事又ハ何處ニ就職云々
自己履歷中賞罰等ニ關スルモノアレバ詳細之ヲ記入スベシ

右之通ニ有之候也
年　月　日

第三號
學習保證狀書式（用紙同上）

學習保證狀

私（子女兄弟姉妹又ハ何親戚）何某儀今般音樂修業志願ヲ以テ御校へ入學願出候處本人儀若シ幸ニ入學御許可相成候上ハ御校在學中學費ハ勿論學習上一切之儀ニ付聊モ差支無之樣可致仍テ此段保證仕候也

右何某父兄又ハ何親戚
何誰印

年　月　日
東京音樂學校長何某殿

第四條　入學許可ヲ得タル者ハ左ノ書式ニ據リ入學證書ヲ出スベシ

第四號
入學證書式（用紙同上）

入學證書

私儀今般音樂修業志願ヲ以テ御校へ入學御許可相成候ニ就テハ諸規則等堅ク相守專心勤學可仕此段相誓候也

何府縣何國何區郡何町村何番地
現住所何々
族籍
姓名印
生年月日

年　月　日

右何某在學中一切ノ事件ハ私共負擔シ且學習上一切差支無之樣

可仕候乃チ證書如此候也

住所
族籍
證人　姓　名　印
年　月　日　生年月日

住所
族籍
右何某父兄又ハ何親戚　證人　姓　名　印
生年月日

東京音樂學校長何某殿

尙向後轉居改印等致候節ハ速ニ御届書可差出候也

第五條　生徒ノ證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ相當ノ資產ヲ有シ一名ハ其父兄親戚尙一名ハ府内ニ住居シテ一家計ヲ立テ身元ノ正確ナル者タルベシ

但證人資產ノ證明ヲ爲サシムルコトアルベシ

第六條　保證人ノ内死去若クハ他府縣ヘ轉居若クハ其他ノ事故アリテ證人ヲ變更スルトキハ其届書ニ保證書ヲ添ヘ其旨速ニ届出ベシ

第七條　保證人一ケ月以上ノ旅行ヲ爲ントスルトキハ代理人ヲ立テ出發及歸京共速ニ其旨ヲ届出ツベシ

第五號

保證書式（用紙同上）

保　證　書

舊保證人　姓　名

右生徒何某ノ保證人ニ相立居候處何々ノ事故ニ由リ拙者引繼キ保證人ニ相立在學中ノ事件ハ一切私共負擔シ且學習上一切差支無之樣可仕候依テ證書如此候也

住所
族籍
姓　名　印
年　月　日　生年月日

住所
族籍
右何某父兄又ハ何親戚　姓　名　印
生年月日

東京音樂學校長何某殿

尙向後轉居改印等致候節ハ速ニ御届書可差出候也

第八條　生徒ハ左ノ諸項ヲ堅ク相守ルベシ

第一　生徒就學中校則及告諭等相守ルベキハ云フニ及バズ家庭ニ在リテモ其進退擧動ヲ謹ミ品行ト學藝トヲ共ニ進修スルヲ務トスベシ其校内校外ニ在ルヲ問ハズ若シ此ニ背戻シテ怠惰不品行ナル者ハ退校其他相當ノ罰責ヲ免レザルベシ

第二　生徒疾病其他事故アリテ一日缺課スルトキハ當日乃至翌日中ニ保證人若クハ父兄ヨリ其旨届出ツベシ二日以上缺課スルトキハ其事由及ビ日數ヲ詳記シ届出ツベシ若シ疾病七日以上ニ及ブトキハ醫證ヲ添テ其旨届出ツヘシ

第三　生徒本校在學中ハ何レノ場所ヲ問ハズ校外ニ在テ其學藝ヲ

他人ノ前ニ演ズルヲ許サズ
但特ニ學校長ノ許可ヲ得タル場合ハ此限ニアラズ
第四　生徒本校ニ在リテ學習スル所ヲ校外ニ於テ更ニ餘人ニ就テ學習スルヲ許サズ
第五　生徒在學中校外ニ在リテ他人ニ教授スルヲ許サズ
第六　本校ノ書器ヲ汚染毀損スルモノハ之ヲ辨償セシム
第七　轉居改印等其他身上ニ異動アルトキハ其旨速ニ届出ベシ
第九條　學業不進歩ニシテ成業ノ目途ナキモノ數度規則ヲ犯シ告諭ニ背クモノ等ハ退學ヲ命ズベシ
第十條　生徒疾病ニ罹リ若クハ其他止ムヲ得ザル事故アルニ非レバ半途退學スルヲ許サズ

第五　選科

第一條　洋琴、風琴、バイオリン、唱歌ノ中特ニ一科目若クハ二三科目ヲ選ビテ學習セント欲シ入學ヲ願出ル者アルトキハ試驗ノ上選科生トシテ入學ヲ許ス
第二條　選科生ハ男女ヲ論セズ年齢滿九年以上ニシテ所選ノ科目ヲ學修スルニ堪フルト認ル者ニ限ルベシ
第三條　選科生ハ所選ノ科目ニ就テ正科生ト同シク課業及試業ヲ受クベシ
第四條　選科生ハ在學期限ヲ定メズトイヘトモ一學年以上在學シ試驗合格ノ者ニハ願ニ依リ退學ノ際修業證明狀ヲ付與スベシ
第五條　選科生授業料ハ一ケ月金壹圓以上三圓以下トス
第六條　選科生ハ特ニ該生徒ノ爲メニ設ル所ノ規則ノ外ハ渾テ正科生ト同シク之ヲ遵守スベシ

第六　研究科

第一條　專修部卒業生ニシテ猶其學術ヲ精究セント欲シ研究生タランコトヲ願出ル者アルトキハ詮議ノ上許可スルコトアルベシ
第二條　研究生ノ研究期限ハ二ケ年ヲ以テ一期トス
第三條　研究生ハ保證人ヲ要セズ授業料ヲ徵收セズ
第四條　研究生ハ實地研究ノ爲メ時々本校ノ授業ヲ補助セシムルコトアルベシ
但此場合ニ於テハ授業補助時間ノ多少ニヨリ相當ノ手當金ヲ給與スルコトアルベシ
第五條　研究生ハ文部省直轄學校若クハ他官廳ノ依賴ニヨリ其學校等ニ派出シテ授業ヲ實修スルコトアルベシ
第六條　研究科二ケ年以上ヲ經タル者ニアラザレバ本校教員ノ選擧ニ當ルコトヲ得ベカラザルモノトス
第七條　研究生ハ特ニ該生徒ノ爲ニ設ル所ノ規則ノ外ハ渾テ正科生ト同ジク之ヲ遵守スベシ

第七　試業及卒業證書

第一條　試業ヲ分チテ定時試業及臨時試業ノ二種トス定時試業ハ每學期ノ末ニ施行シ臨時試業ハ各教員ノ見込ニヨリ一學期內二度以上六度以下臨時ニ施行スルモノトス
第二條　生徒平素ノ品行ハ教員會議ニ於テ其良否ヲ判定ス
第三條　定時及臨時試業ノ評點ハ各科目一百ヲ以テ最高點トス

第四條　各生徒一學期間一科目ノ評點ハ其學期中臨時試業ノ評點平均數ニ其定時試業ノ評點ヲ加ヘテ之ヲ二分シタルモノトス

第五條　各生徒ノ一學年間一科目ノ評點ハ三學期ノ得點ヲ合計シ之ヲ三分シタルモノトス

但一科目ノ授業一學期ニ止ルモノハ其得點ヲ以テ學年評點トス

第六條　各生徒一學期間學習セル全科目ノ評點ハ其總科目ノ評點ヲ平均シテ之ヲ定メ以テ其席順ヲ進退シ且及第ト落第トヲ定ムルモノトス

第七條　學年評點ハ全科目ノ評點數五十點未滿ノ者若クハ其五十點以上ニ至ルモ一科目ノ評點三十點未滿ノ者ハ落第トス二科目以上三十點未滿ノ者及再度落第スル者ハ退校ヲ命ズベシ

但臨時及定時ノ試業成績全科目ノ評點數六十點以上ニ及ブ者ハ此限ニアラズ

第八條　凡ソ試業ニ欠席スル者ハ渾テ零點ヲ與フルモノトス但止ムヲ得ザル事情アリテ其證判明ナル者ハ詮議ノ上次學期若クハ次學年ノ始業後二週間以內ニ於テ追試業ヲ許スコトアルベシ

第九條　學藝品行共ニ特ニ優等ニシテ後來大成スベキ見込アルモノハ特待生トナシ一學期若クハ一學年間ノ授業料ヲ免除スルコトアルベシ

第十條　成規ノ試業ヲ經所定ノ學科ヲ完了シタルモノニハ卒業證書ヲ付與スベシ

但シ專修部卒業生中優等ノ者ニハ卒業證書ノ外猶第一等若クハ第二等ノ賞狀ヲ付與スルコトアルベシ

豫科修業證書式（用紙鳥子）

第　何　號

豫科修業證明書

族籍

姓　名

生年月日

右ハ本校所定ノ豫科ヲ履修セリ仍テ之ヲ證ス

年　月　日　東京音樂學校

校印

師範部及專修部卒業證書式（用紙同上）

第　何　號

卒業證書

族籍

姓　名

生年月日

右ハ本校師範／專修部所定ノ學術全科ヲ修メ成規ノ試業ヲ完了シテ能ク其業ヲ卒フ仍テ之ヲ證ス

年　月　日　東京音樂學校長位勳姓名印

校印

第十一條　生徒在學中ノ人物ヲ查定シ優等及尋常ノ二種トシ卒業ノ際其證書ヲ付與ス

第八　授業料

第一條　授業料ハ一ケ月金壹圓トシ每月十五日限リ本校會計員ニ納付スベシ

第二條　夏期休業ノ七八兩月分及本校ノ都合ニヨリ三十日以上休業スルトキハ其分ノ授業料ヲ徵セズ但生徒ノ都合ニヨリ欽席三十日

以上ニ及ブ者及一ケ月未滿ニシテ退學スルモノアルモ其月ノ授業料ヲ徵ス

第三條　定日ニ於テ授業料ヲ納付セザルモノアルトキハ未納中停學ヲ命シ之ヲ保證人ヨリ徵收ス

明治二十五年～二十六年

四月十五日、文部省専門普通両学務局長より本校特選生募集について道庁府県に照会があり、三十日、特選生の年齢に関する通牒が追加された。九月にはこれに応じて推薦された十二名が仮入学を許可された。

東京音樂學校生徒募集ノ儀ニ關シ專普兩學務局長ヨリ各府縣へ通牒（二十五年四月十五日）

音樂唱歌ハ普通教育上必要ナル一科目トシテ小學校中學校師範學校ニ於テ追々之ヲ課スル樣相成候ヘ共相當ノ技能ヲ具ヘ授業ノ方法等ニ通スルノ教員ハ目下欠乏ノ姿ニ候ヘハ之ヲ養成スルハ緊要ノ儀ト存候抑モ音樂唱歌ハ一種ノ技藝ニ屬スルモノナレハ一般ノ教員ハ勿論尋常師範學校卒業生ニ於テモ悉ク此藝ヲ具ヘシムルコトハ事實ニ於テ困難ナル儀ニ有之隨テ音樂唱歌ノ爲メニ自然專科ノ教員ヲ要スルノ場合ナキニアラス又大ナル高等小學校等ニ於テハ唱歌教授時間ノ合計十數時ニ渉ルモノ少シトセサレハ一人ノ專科教員ヲ任用スルモ經濟上不都合有之間敷ト存候尤モ音樂唱歌ヲ教授スルモ他ノ諸學科ト連絡ヲ保チ互ニ相補益セシムルコトノ十分ナラサルカ爲メ眞ニ普通教育ノ旨趣ヲ達スルコト能ハサルヤノ憾ナキ能ハス故ニ成ルヘク教員免許狀ヲ有スルモノ若クハ教授上經驗アルモノヽ中其技能ニ長スルモノヲ撰ヒ地方ノ公費又ハ其他ノ方法ヲ以テ學資ヲ給シ若クハ學資ノ幾分ヲ補助シ東京音樂學校ニ在學セシメ卒業ノ上音樂唱歌ノ教員ニ充テ以テ將來普通教育上音樂唱歌ヲシテ眞正ノ價値ヲ保タシムルハ頗ル緊要ノ儀ト存候右ノ目的ヲ達センカ爲メ東京音樂學校ニ於テハ生徒ノ一部ニ特選生ナルモノヲ置キ天稟ノ音樂ニ適スルモノニシテ將來地方ニ於テ小學校尋常中學校及尋常師範學校等ノ教員タラシムヘキ見込アルモノヲ地方廳若クハ學校等ノ特選ヲ以テ入學セシムル規程ヲ設ケ本年モ來九月中募集可致候條貴道廳（府縣）ニ於テモ成ルヘク右特選生ヲ派出セラレ候樣御計畫相成度致希望候右入學在學等ニ關スル諸項ハ豫テ同校ヨリ及御送付置候規則書及別記條項ヲ參考セラレ來六月三十日ヲ期シ特選生派出ノ有無御回答有之度此段及御照會候也

別記

一　東京音樂學校規則第一章

第八條　本校生徒ハ各自ノ志願ニ係ルモノト各府縣廳若クハ諸學校ノ特選ニ係ルモノトノ二種トス

第九條　本校生徒タルヲ得ヘキモノハ男女ヲ論セス滿十四年以上二十年以下ニシテ品行端正ノ證明ヲ具ヘ且各自志願ニ係ルモノハ父兄若クハ親戚ヨリ各府縣廳諸學校ノ特選ニ係ルモノハ當該官廳諸學校ヨリ修業中ノ費用其他學習上一切差支ナキ保證狀ヲ出シ入學試驗ニ及第スルモノタルヘシ

一　修業年限

當該生徒音樂上ノ學力ニヨリ二年乃至四年トス

小學校教員免許狀ヲ有スル者若クハ尋常中學校卒業生ハ音樂科ノミヲ授ケ二箇年間ヲ以テ卒業セシムルコトアルヘシ

一　入學者ノ學力

高等小學校卒業以上若クハ之ト同等ノ學力ヲ具ヘ小學唱歌集初編卒業以上ノ者

右地方長官ニ於テ適當ト認定シタル者ハ試驗ヲ要セス直ニ假入學ヲ許スヘシ

一　學資

修業月費凡金六七圓內外ノ見込但授業料共

一　生徒ハ總テ通學トス

一　生徒修業上校舍內ニ於テ用フル必要ノ樂器ハ貸附スヘシ

特選生ノ年齡ニ關シ通牒（明治廿五年四月三十日）

本月十五日普甲七八六號ヲ以テ東京音樂學校生徒募集ノ儀ニ關シ及御照會置候別記第一項ニ該校ノ生徒タルヲ得ヘキ者ハ其年齡十四年以上廿年以下ト有之候處教員免許狀ヲ有シ若クハ教育上經驗アルモノニシテ生來音樂ノ技能ヲ具ヘ成業ノ目途確實ナリト認定セラルヽ者アルトキハ二十年以上ト雖モ特ニ入學ヲ許スコト可有之儀ト御承知相成度此段及御通牒候也

この制度は三十三年九月一日の規則改正のさい廃止されたが、実質的にはこれを引き継ぐような形で乙種師範科が生れた。

なお参考のため、この特選生の実際に関する報告を、その後の『東京音樂學校學事年報』の中からいくつか挙げておこう。

〔『明治二十六年度學事年報』より〕

學年ノ始メ募集ニ應シ道廳府縣長官ノ撰拔ニヨリ派遣セラレ假入學ヲ許シタル特選生ノ內學藝共ニ優等ニシテ尋常師範學校卒業及之ト同資格ヲ有スル者七名ヲ撰擇シ本科師範部一等級ヘ編入シ其他ハ豫科ニ編入セリ

〔『明治二十八年度學事年報』より〕

明治二十五年九月北海道廳長官其他ノ縣知事ヨリ薦（ママ）選シ特選生トシテ入學ヲ許可シタルモノヽ內師範部生徒五名ハ本年三月所定ノ學術分科ヲ履修シタルニヨリ經伺ノ上特ニ假卒業證書ヲ授與セリ

〔『明治二十九年度學事年報』より〕

九月上旬生徒ヲ募集シ競爭試驗ノ上若干名ヲ入學セシメ明治廿五年文部省專門普通兩學務局長ヨリ本校生徒募集ニ關スル地方長官ヘ照會ノ趣旨ニ據リ京都岐阜及岡山等ノ府縣知事ハ尋常師範學校卒業生若干名ヲ選拔シテ派遣セリ其特選生ハ皆相當ノ學力アルモノト認メ無試驗ニテ豫科ヘ假入學ヲ許可セリ

〔『明治三十年度學事年報』より〕

本學年ノ始メ入學志望者ヲ募集シ二回競爭試驗ヲ行フ此試驗ニ合格シタル者ハ第一回ニ八名第二回ニハ僅一名ニ過キス其他臨時試驗合格者一名アリタリ又本校規則第八條第九條及明治二十五年文部省專門普通兩學務局長ヨリ生徒募集ニ關シ地方長官ヘ照會シタル趣旨ニヨリ埼玉山梨及奈良縣知事ノ特選ニ係ル尋常師範學校卒業生小學校教員免許狀ヲ有スルモノ等ノ內二名ハ相當ノ學力アリト認メ無試驗ニテ假入學ヲ許シ一學期間ノ成績ニヨリ本科或ハ豫科ニ編入スルコトトシ其他ノモノハ學力不充分ト認メ競爭試驗ニ附シタリ

明治二十六年～二十七年

六月二十九日に発せられた勅令第六十二号により、東京音楽学校は九月一日より高等師範学校附属音楽学校となる。これに先立ち、「三月實際ノ授業時間ヲ增スノ必要ヲ感シ規則第六章中試業規程ヲ改正シ同年六月生徒疾病ニ罹リ數ケ月間修學シ能ハザルモノヽ爲メニ休學規程ヲ設ク」（この年度の『一覽』の該当箇所欠落のため『高等師範學校附屬音樂學校一覽　從明治廿七年至明治廿八年』十六頁参照）という趣旨に沿って規則改正が行われているが、これが規則中に成文化されたのは二十六年度からである。

この年の変更に関して記しておくと、「授業料」の項目がこれまでの規則第八から第五に、また「試業及卒業證書」が第七から第六へとそれぞれ繰り上がり、そのあと、これまでとは逆に「研究科」「選科」の順で続く。そして新たに第九「休學規程」が付加される。

第一　總則

第一條　本校ハ汎ク音樂專門ノ教育ヲ施シ善良ナル音樂教員及音樂師ヲ養成スル所トス

第二條　本校ノ學科ハ大別シテ豫科本科トス本科ヲ分チテ師範部及專修部ノ二部トス

第三條　豫科ハ音樂普通ノ學科ヲ修メシムルモノニシテ其修業年限ハ一ケ年トス

第四條　豫科卒業ノ上試驗ヲ行ヒ音樂ニ特別ノ才能ヲ有スルモノハ專修部ニ入ラシメ音樂教員ニ適當ナルモノハ師範部ニ入ラシムヘシ

但何レノ學部ニモ入學許可ヲ與ヘ難キモノハ此際退學セシメ又ハ選科ニ轉ゼシムルコトアルベシ

第五條　師範部ハ音樂教員タルヘキ學科ヲ修メシムルモノニシテ其修業年限ハ二ケ年トシ之ヲ分チテ二學級トス

第六條　專修部ハ各科專門ノ音樂ヲ修メシムルモノニシテ其修業年限ハ三ケ年トシ之ヲ分チテ三學級トス

第七條　各生徒ノ學部及專門科ヲ定ムルハ本校ノ指示ニ從フヘキモノトス

第八條　本校生徒ハ各自ノ志願ニ係ルモノト各府縣廳若クハ諸學校ノ特選ニ係ル者トノ二種トス

第九條　本校生徒タルヲ得ヘキ者ハ男女ヲ論セス滿十四年以上二十年以下ニシテ品行端立ノ證明ヲ具ヘ且各自志願ニ係ルモノハ父兄若クハ親戚ヨリ各府縣廳諸學校ノ特選ニ係ルモノハ當該官廳諸學校ヨリ修業中ノ費用其他學習上一切差支ナキ保證狀ヲ出シ入學試驗ニ及第スル者タルヘシ

第二　學科課程

〔本節二項「カリキュラム」に別記〕

第三　學年、學期、休業

第一條　學年ハ九月十一日ニ始リ翌年七月十日ニ終ル

第二條　學年ヲ分チテ三學期トシ第一期ハ學年ノ始ヨリ十二月廿四日ニ至リ第二期ハ翌年一月八日ヨリ三月三十一日ニ至リ第三期ハ四月八日ヨリ學年ノ終ニ至ル

第三條　年中休業日左ノ如シ

日曜日　　毎週

秋季皇靈祭　秋分日
神嘗祭　十月十七日
天長節　十一月三日
新嘗祭　十一月廿三日
冬期休業　十二月廿五日ヨリ翌年一月七日マデ
孝明天皇祭　一月三十日
紀元節　二月十一日
春季皇靈祭　春分日
第二學期後休業　四月一日ヨリ同七日マデ
夏期休業　七月十一日ヨリ九月十日マデ

第四條　授業時間ハ毎週三十時間トス

第四　入學、在學、退學

第一條　入學ノ期ハ毎年一回ニシテ其學年ノ始ニ於テス

第二條　入學志願者ハ左ニ掲グル科目ニ合格スル者タルヘシ選科ヨリ正科ニ轉スル者モ亦同ジ

入學試驗科目

體格　身體健康
學力　高等小學校卒業以上若クハ之ト同等ノ學力
唱歌　唱歌集初編卒業以上
英語　綴字、讀法、文法ノ類

第三條　入學志願者ハ左ノ書式ニ據リ入學願書履歷書及學習保證狀ヲ本校ヘ差出スヘシ

第一號

入學願書式（用紙美濃）

入學願

私儀音樂修業志願ニ付御校附屬音樂學校ヘ入學御許可被下度依テ履歷書及學習保證狀相添此段相願候也

何府縣何國何區郡何町村何番地
族籍
何某子女兄弟姉妹或ハ戶主
本人姓名印
何年何月何日生

年月日

現住所何々

右之者從來之行狀ニ關シ不都合ノ廉無之候條拙者證人ニ相立致保證候也

東京府何區何町何番地
族籍
證人姓名印

年月日

高等師範學校御中

第二號

履歷書式（用紙同上）

履歷書

族籍
本人姓名
生年何月日

本人生所何々
現住所何々
父職業何々

現齢何年何ケ月

何年月日何處ノ誰ニ就キ何學修業何科目或ハ何書ヲ修メ何年何月何々ノ事故ヲ以テ退廢學又ハ何學ニ轉ス云々

何年月日何校又ハ何某ニ從ヒ何々ヲ修メ何期又ハ何等級卒業云々

何年月日ヨリ何年月日マデ何業經營又ハ何件ニ從事云々

何年月日ヨリ現今マデ何學又ハ何藝ニ從事又ハ何處ニ就職云々

自己履歷中賞罰等ニ關スルモノアレバ詳細之ヲ記入スヘシ

右之通ニ有之候也

年　月　日

第三號

學習保證狀書式（用紙同上）

學習保證狀

私（子女兄弟姉妹又ハ何親戚）何某儀今般音樂修樂（ママ）志願ヲ以テ御校附屬音樂學校ヘ入學願出候處本人儀若シ幸ニ入學御許可相成候上ハ御校在學中學費ハ勿論學習上一切之儀ニ付聊モ差支無之樣可致仍テ此段保證仕候也

右何某父兄又ハ何親戚

年　月　日　　何　誰　印

高等師範學校長何某殿

第四條　入學許可ヲ得タル者ハ左ノ書式ニ據リ入學證書ヲ出スベシ

第四號

入學證書式（用紙同上）

入學證書

私儀今般音樂修業志願ヲ以テ御校附屬音樂學校ヘ入學御許可相成候ニ就テハ諸規則等堅ク相守專心勤學可仕此段相誓候也

何府縣何國何郡區何町村何番地
現住所何々
族籍
年　月　日　　姓　名　印
生年月日

右何某在學中一切ノ事件ハ私共負擔シ且學習上一切差支無之樣可仕候乃チ證書如此候也

住所
族籍
年　月　日　　證人　姓　名　印
生年月日

住所
族籍
右何某父兄又ハ何親戚　證人　姓　名　印
生年月日

高等師範學校長何某殿

尚向後轉居改印等致候節ハ速ニ御届書可差出候也

第五條　生徒ノ證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ相當ノ資產ヲ有シ一名ハ其父兄親戚尚一名ハ府內ニ住居シテ一家計ヲ立テ身元ノ正確ナル者タルヘシ

但證人資產ノ證明ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第六條　保證人ノ內死去若クハ他府縣ヘ轉居若クハ其他ノ事故アリテ證人ヲ變更スルトキハ其届書ニ保證書ヲ添ヘ其旨速ニ届出ヘシ

第七條　保證人一ケ月以上ノ旅行ヲ爲ントスルトキハ代理人ヲ立テ出發及歸京共速ニ其旨ヲ届ツヘシ

第五號

保證書式（用紙同上）

保　證　書

舊保證人　姓　　名

右附屬音樂學校生徒何某ノ保証（ママ）人ニ相立居候處何々ノ事故ニ由リ拙者引繼キ保證人ニ相立在學中ノ事件ハ一切私共負擔シ且學習上一切差支無之樣可仕候依テ證書如此候也

住所
族籍
姓　名　印
年月日生

住所
族籍
姓　名　印
年月日生

右何某父兄又ハ何親戚

高等師範學校長何某殿

尚向後轉居改印等致候節ハ速ニ御届書可差出候也

第八條　生徒ハ左ノ諸項ヲ堅ク相守ルベシ

第一　生徒就學中校則及告諭等相守ルベキハ云フニ及バズ家庭ニ在リテモ其進退擧動ヲ謹ミ品行ト學藝トヲ共ニ進修スルヲ務トスベシ其校內校外ニ在ルヲ問ハズ若シ此ニ背戻シテ怠惰不品行ナル者ハ退校其他相當ノ罰責ヲ免レザルベシ

第二　生徒疾病其他事故アリテ一日缺課スルトキハ當日乃至翌日中ニ保證人若クハ父兄ヨリ其旨届出ヅベシ二日以上缺課スルトキハ其事由及ヒ日數ヲ詳記シ届出ヅベシ若シ疾病七日以上ニ及ブトキハ醫證ヲ添テ其旨届出ヅベシ

第三　生徒本校在學中ハ何レノ場所ヲ問ハズ校外ニ在テ其學藝ヲ他人ノ前ニ演スルヲ許サズ

但特ニ學校長ノ許可ヲ得タル場合ハ此限ニアラズ

第四　生徒本校ニ在リテ學習スル所ヲ校外ニ於テ更ニ餘人ニ就テ學習スルヲ許サズ

第五　生徒在學中校外ニ在リテ他人ニ教授スルヲ許サズ

第六　本校ノ書器ヲ汚染毀損スルモノハ之ヲ辨償セシム

第七　轉居改印等其他身上ニ異動アルトキハ其旨速ニ届出ベシ

第九條　學業不進歩ニシテ成業ノ目途ナキモノ數度規則ヲ犯シ告諭ニ背クモノ等ハ退學ヲ命スベシ

第十條　生徒疾病ニ罹リ若クハ其他止ムヲ得ザル事故アルニ非レバ半途退學スルヲ許サズ

第五　授業料

第一條　授業料ハ一ケ月金壹圓トシ毎月十五日限リ本校會計員ニ納付スヘシ

第二條　夏期休業ノ七八兩月分及本校ノ都合ニヨリ三十日以上休業スルトキハ其分ノ授業料ヲ徵セズ但生徒ノ都合ニヨリ缺席三十日以上ニ及ブ者及一ケ月未滿ニシテ退學スルモノアルモ其月ノ授業料ヲ徵收ス

第三條　定日ニ於テ授業料ヲ納付セサルモノアルトキハ未納中停學ヲ命シ之ヲ保證人ヨリ徵收ス

第六　試業及卒業證書

第一條　試業ヲ分チテ學年試業及臨時試業ノ二種トス學年試業ハ每學年末ニ施行シ臨時試業ハ第一學期及第二學期ニ二回第三學期ニ一回隨時施行スルモノトス

第二條　生徒平素ノ品行ハ教員會議ニ於テ其良否ヲ判定ス

第三條　凡ソ試業ノ評點ハ各科目一百ヲ以テ最高點トス

第四條　一科目ノ學期評點ハ該學期中ニ得タル臨時試業評點ノ總數ヲ試業ノ度數ヲ以テ除シタルモノトス

第五條　聲樂及器樂ノ學年評點ハ學期評點ノ平均數ニ學年試業ノ評點ヲ加ヘテ二分シタルモノトシ其他各科目ノ學年評點ハ學期評點ノ總數ニ學年試業ノ評點ヲ加ヘ之ヲ四除シタルモノトス
但第二項各科目ノ授業一學期ニ止マルモノハ本文ノ四除ヲ二除トシ二學期ニ止マルモノハ三除トス

第六條　全科目ノ學年評點ハ聲樂及器樂ノ學年評點ノ二倍ノ和ニ他ノ各科目ノ學年評點ヲ加ヘ科目ノ數ニ二ヲ加ヘタルヲ以テ之ヲ除シタルモノトシ以テ生徒ノ席順及及第下落第トヲ定ムルモノトス
但全科目ノ學期評點ノ採點法モ本文ニ準ス

第七條　全科目ノ學年評點五十點未滿ノ者若クハ五十點ニ及フモ一科目ノ學年評點三十點未滿ノ者及再度落第スル者ハ退學ヲ命ス
但全科目ノ學期及學年ノ評點常ニ六十點以上ニ及ヒ且實技優等ナル者ハ此限ニアラス

第八條　凡ソ試業ニ欠席スル者ハ渾テ零點ヲ與フルモノトス但止ムヲ得サル事情アリテ其證判明ナル者ハ詮義ノ上臨時試業ハ試業後一週間以內學年試業ハ次學年ノ始業後二週間以內ニ於テ追試業ヲ許スコトアルヘシ

第九條　學藝品行共ニ特ニ優等ニシテ後來大成スヘキ見込アルモノハ特待生トナシ一學期若クハ一學年間ノ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

第十條　成規ノ試業ヲ經所定ノ學科ヲ完了シタルモノニハ卒業證書ヲ付與スヘシ
但シ專修部卒業生中優等ノ者ニハ卒業證書ノ外猶第一等若クハ第二等ノ賞狀ヲ付與スルコトアルヘシ

豫科修業證書式（用紙鳥子）

第何號　豫科修業證明書

族籍

校印　姓　名

生年月日

右ハ本校附屬音樂學校所定ノ豫科ヲ履修セリ仍テ之ヲ證ス

年　月　日　　高等師範學校

師範部及專修部卒業證書式（用紙同上）

第何號　卒業證書

族籍

校印　姓　名

生年月日

右ハ本校附屬音樂學校師範專修部所定ノ學術全科ヲ修メ成規ノ試業ヲ完了シテ能ク其業ヲ卒フ仍テ之ヲ證ス

年　月　日　　高等師範學校長位勲姓名印

第十一條　生徒在學中ノ人物ヲ查定シ優等及尋常ノ二種トシ卒業ノ際其證書ヲ付與ス

第七　研究科

第一條　專修部卒業生ニシテ猶其學術ヲ精究セント欲シ研究生タランコトヲ願出ル者アルトキハ詮議ノ上許可スル事アルヘシ

第二條　研究生ノ研究期限ハ二ケ年ヲ以テ一期トス

第三條　研究生ハ保證人ヲ要セス授業料ヲ徵收セス

第四條　研究生ハ實地研究ノ爲メ時々本校ノ授業ヲ補助セシムルコトアルヘシ

但此場合ニ於テハ授業補助時間ノ多少ニヨリ相當ノ手當金ヲ給與スルコトアルヘシ

第五條　研究生ハ文部省直轄學校若クハ他官廳ノ依賴ニヨリ其學校等ニ派出シテ授業ヲ實修スルコトアルヘシ

第六條　研究科二ケ年以上ヲ經タル者ニアラサレハ本校教員ノ選擧ニ當ルコトヲ得ヘカラサルモノトス

第七條　研究生ハ特ニ該生徒ノ爲ニ設ル所ノ規則ノ外ハ渾テ正科生ト同シク之ヲ遵守スヘシ

第八　選科

第一條　洋琴、風琴、バイオリン、唱歌ノ中特ニ一科目若クハ二三科目ヲ選ビテ學習セント欲シ入學ヲ願出ル者アルトキハ試驗ノ上選科生トシテ入學ヲ許ス

第二條　選科生ハ男女ヲ論セズ年齡滿九年以上ニシテ所選ノ科目ヲ學修スルニ堪フルト認ル者ニ限ルベシ

第三條　選科生ハ所選ノ科目ニ就テ正科生ト同ジク課業及試業ヲ受クベシ

第四條　選科生ハ在學期限ヲ定メストイヘトモ一學年以上在學シ試驗合格ノ者ニハ願ニ依リ退學ノ際修業證明狀ヲ付與スヘシ

第五條　選科生授業料ハ一ケ月金壹圓以上三圓以下トス

第六條　選科生ハ特ニ該生徒ノ爲メニ設ル所ノ規則ノ外ハ渾テ正科生ト同シク之ヲ遵守スヘシ

第九　休學規程

第一條　生徒疾病ニ罹リ二ケ月以上修業シ能ハサルトキハ學校長ノ許可ヲ得テ休學スルコトヲ得

第二條　許可ヲ得テ休學シタル者ハ次學期ノ始メ其原級ニ入ルコトヲ得
第三條　休學ノ許可ヲ得タルモノハ其翌月ヨリ授業料ヲ徴收セス
第四條　休學期限中疾病平癒スルトキハ許可ヲ得テ教場ニ入ルコトヲ得
第五條　第四條ノ場合ニ於テハ其月ヨリ授業料ヲ徴收ス

明治二十七年～二十八年

六月、入学期と入学試験科目が改正された。改正部分のみ記載。

第四　入學、在學、退學
第一條　入學ノ期ハ毎年一回ニシテ其學年ノ始ニ於テス
但臨時入學ヲ許スコトアルヘシ
第二條　入學志願者ハ身體強健ニシテ左ニ揭クル科目ニ合格スル者タルヘシ選科ヨリ正科ニ轉スル者亦同シ
但尋常師範學校公立尋常中學校公立高等女學校若クハ之ト同等以上ノ學校卒業ノ者ハ唱歌ヲ除クノ外試驗ヲ要セス
入學試驗科目
讀書　國語及漢文講讀
作文　漢字交リ文（往復文、記事文ノ類）
算術　四則分數、小數、比例、開平、開立
英語　讀方、解譯（ナショナル第四讀本ノ程度ニ依ル）
唱歌　文部省編纂小學唱歌集

また同月、「本科最終學年ノ生徒ニシテ實地授業ノ爲メ小學唱歌教員タラント欲スル者ニ適當ノ音樂ヲ講習セシムルノ目的ヲ以テ」（『高等師範學校附屬音樂學校一覽　從明治廿七年至明治廿八年』十七頁）、第十「小學唱歌講習科規程」が追加された。「小學唱歌講習科」は以後六年間続き、東京音楽学校再独立後の三十三年に廃止された。学科課程を含めて次に挙げる。

第十　小學唱歌講習科規程
第一條　小學唱歌講習科ハ小學校唱歌科ノ教員タラント欲スル者ニ唱歌ヲ講習セシムルヲ以テ目的トス
第二條　授業ハ最終學年ノ本科生之ヲ分擔シ本校教員之ヲ監督ス
第三條　小學唱歌講習科ニ入學セントスル者ハ小學校教員免許狀ヲ有スル者タルベシ
第四條　入學ハ別ニ試業ヲ須キス學年ノ始メ三十名限リ之ヲ許シ授業凡ソ一ケ月ノ後適當ト認ムルモノニ限リ引續キ在學セシムルモノトス
第五條　學科課程左ノ如シ

唱歌	單音	毎週	凡ソ六時
オルガン	指手練習 樂曲練習	同	同　三時
（音樂理論 教授法）		同	同　一時

第六條　講習ハ毎日（土曜日ヲ除ク）午後三時三十分ヨリ凡ソ二時間ツヽトシ十ケ月ヲ以テ終ルモノトス
但日ノ長短ニヨリ時間ヲ伸縮スルコトアルヘシ
第七條　試業評點ハ臨時試業評點平均數ノ二倍ニ學年試業評點ヲ加ヘ三除シテ之ヲ定メ合格者ニハ證明書ヲ授與ス

證明書式

第何號　　證明書

族籍

姓　　名

生年月日

右ハ本校附属音樂學校所定ノ小學唱歌講習科ヲ脩(ママ)了ス依テ之ヲ證ス

年　月　日

高等師範學校　校印

第八條　授業料ハ一ケ月金五拾錢ヲ徴收ス

第九條　講習生ノ爲メ特ニ設クル規則ノ外ハ正科生ト同ク本校諸規則ヲ遵守スヘシ

但學習保證狀ヲ要セス又入學證書ノ保證人ハ一名ニテモ差支ナシ

明治二十九年～三十年

「二十九年三月規則ヲ改正追加シテ教育學科ヲ重クシテ聲樂器樂ト同一ニシ又師範部卒業生ハ唱歌教授法ヲ研究シ得ルコトヽセリ」（『高等師範學校附屬音樂學校一覽　從明治廿八年至明治廿九年』十七頁）。

全科目の学年評点に際して、従来の声楽器楽に、今日の一般学科目に相当する教育学が加わることとなり、「試業及卒業證書」の第六條を改正。

第六　試業及卒業證書

第六條　全科目ノ學年評點ハ聲樂器樂及教育學ノ學年評點ノ二倍ノ和ニ他ノ各科目ノ學年評點ヲ加ヘ科目ノ數ニ三ヲ加ヘタルモノヲ以テ除シタルモノトシ以テ生徒ノ席順及及第ト落第トヲ定ム

但全科目ノ學期評點ノ採點法モ本文ニ準ス

同月、師範部卒業生に唱歌教授法の研究が許可され、研究科規程第一條が追加改正となる。

第七　研究科

第一條　專修部卒業生ニシテ猶其學術ヲ精究セント欲シ研究生タランコトヲ願出ル者アルトキハ詮議ノ上許可スルコトアルヘシ

但師範部卒業生ハ唱歌教授法ニ限リ本文ニ準スルコトアルヘシ

明治三十年～三十一年

四月、「小學唱歌講習科」の入学資格を定めた第三條が改正された。

第十　小學唱歌講習科

第三條　小學唱歌講習科ニ入學セシムル男子ハ年齡滿十七年以上女子ハ年齡滿十五年以上孰モ身體壯健品行方正ニシテ左ニ揭クル試驗ニ合格シタル者タルヘシ

但小學校教員免許狀若クハ幼稚園保姆免許狀ヲ有スル者ハ體格發聲聽音ヲ除クノ外試驗ヲ要セス

入學試驗科目

一　國語　講讀　和文讀本類
　　作文　日用文、記事文ノ類
一　歷史　本邦歷史概要
一　算術　大意

一　發聲、聽音

明治三十一年～三十二年

五月六日、研究科規定中、教員候補者資格の制限を定めた第六條（「研究科二ケ年以上ヲ經タル者ニアラサレハ本校教員ノ選擧ニ當ルコトヲ得ヘカラサルモノトス」）が削除された。『明治三十一年度學事年報』には削除の理由が次のように記されている。「近來生徒ノ技術大ニ進歩シ一定ノ研究年限ヲ經ザルモ教員タルヘキ技能ヲ具フルモノアルニ至リシヲ以テ之ヲ削除セリ」

七月七日、選科規定が改正され、入学時の年齢制限が廃され、入学願、在学証書に関する書式が加えられるとともに、卒業証書授与に関する規定が設けられる。この年の選科規定全体を挙げておく。

第八　選科

第一條　唱歌、バイオリン、洋琴、風琴、箏等ノ中特ニ一科目若クハ二、三科目ヲ選ヒ學修セント欲スル者ハ選科生トシテ入學ヲ許ス

第二條　選科生ハ男女ヲ問ハス年齢ニ拘ラス所選ノ科目ヲ學修スルニ堪フルト認ムル者ニ限ルヘシ

第三條　選科生ノ入學ハ隨時之ヲ許シ授業時間ハ本人ノ便宜ヲ酌酌シテ之ヲ定ム

第四條　選科ニ入學セント欲スル者ハ入學願書ニ履歴書ヲ添ヘ出願シ許可ヲ得タル者ハ在學證書ヲ差出スベシ

入學願書式（用紙美濃）

入　學　願

私儀何々修業志願ニ付御校附屬音樂學校選科ヘ入學御許可被成下度履歴書相添ヘ此段願上候也

本籍道廳府縣郡市町村番地（何某方同居、附籍）
現住所同上
華士族平民何某何男女兄弟姉妹妻又ハ戸主
何　某　印
年月日生

年　月　日

高等師範學校御中

在學證書式（用紙同上）

印紙

在　學　證　書

私儀今般何々修業志願ヲ以テ御校附屬音樂學校選科ヘ入學御許可相成候ニ就キテハ諸規則堅ク遵守可致候也

本籍道廳府縣郡市町村番地（何某方同居、附籍）
現住所同上
華士族平民何某何男女兄弟姉妹妻又ハ戸主
何　某　印
年月日生

年　月　日

右何某在學中ニ係ル一切ノ事件私ニ於テ引受可申此段保證候也

但向後宿所移轉又ハ改印致候節ハ速ニ可届出候也

現住所
華士族平民
何　某　印
年月日生

高等師範學校長何某殿

第五條　選科生ハ學業ノ成績ニ依リ一ケ年毎ニ修業證明書ヲ附與ス
第六條　選科生ニシテ所選ノ科目ヲ修了シ卒業試驗ニ及第シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス
第七條　選科生ノ授業料ハ一ケ月金五拾錢以上三圓以下トシ入學ノ月ハ即日爾后ハ前月末日迄ニ徵收ス
但本校ノ見込ニヨリ特ニ免除スルコトアルヘシ
第八條　選科生ハ學校長ノ許可ヲ得テ所選以外ノ學科ヲ傍聽スルコトヲ得
第九條　本章ノ規定ニ牴觸セサルモノハ渾テ正科ノ規則ヲ準用ス

明治三十二年～三十三年

七月二十六日、評点に関する条項が改正された。『一覽』に記載された条項は以下に挙げるが、『明治三十二年度學事年報』にその理由がやや詳しく述べられているので、これをまず引用しておく。「七月二十六日本校規則第六章第七條ヲ改正ス其理由ハ生徒ノ學力逐次進歩スルニ方リ學業ノ成績ヲ表示スヘキ採點ノ標準ヲ高メ發達ヲ期スルコト必要ナリトシ學年試驗學科全科目ノ平均點六十點一科目五十點ニ滿タザル評點ヲ得タルモノハ落第トシ二科目以上五十點ノモノハ前途見込ナキモノト看做シ退學ヲ命スルコトトナシタルニアリ」

第六　試業及卒業證書

第七條　全科目ノ學年評點六十點未滿ノ者若クハ六十點ニ及フモ一科目ノ學年評點五十點未滿ノ者ハ落第トス二科目以上五十點未滿ノ者及再度落第スル者ハ退學ヲ命ス
但全科目ノ學期及學年ノ評點常ニ六十點以上ニ及ヒ且實技優等ナル者ハ此限ニアラス

明治三十三年～三十四年

三十二年四月四日、勅令第百十六号をもって高等師範学校附属音楽学校から東京音楽学校へと改称され、再独立した本校は、翌三十三年九月一日、大幅な規則改正を行った。従来の学科（予科、師範部、専修部、研究科、選科、小学唱歌講習科）は廃され、新たに、予科、本科、研究科、師範科、選科が設置される。そして本科は声楽部、器楽部、楽歌部に分れ、師範科は甲乙二種となった。「學資」「特待生」「懲戒」「音樂會」「生徒心得」「奬學資金」の項目が設けられたのもこの時からである。また十一月八日、生徒心得細則が定められた。

第一章　總　則

第一條　東京音樂學校ハ汎ク音樂ヲ教授シ及攻究スル所トス

第二章　學　科

第二條　本校ノ學科ヲ大別シテ豫科本科研究科師範科及選科トス

第三章　豫科、本科、研究科

第三條　豫科ノ修業年限ハ一學年本科ノ修業年限ハ三學年研究科ノ修業年限ハ二學年トス

〔第四條～第十條は本節二項に別記〕

第四章　師範科

第十一條　師範科ハ師範學校中學校高等女學校及小學校ノ音樂教員ヲ養成スルノ目的ヲ以テ之ヲ置ク

第十二條　師範科ヲ分チテ甲乙二種トス甲種師範科ハ師範學校中學校高等女學校教員ニ適切ナル學科ヲ授ケ其修業年限ヲ二學年二學

期トシ乙種師範科ハ小學校教員ニ適切ナル學科ヲ授ケ其修業年限ヲ一學年トス

〔第十三條～第十四條は本節二項に別記〕

第十五條　乙種師範科ノ學科目中唱歌、オルガン及樂理ノ教授ハ甲種師範科第三年生及本科第三年生ニシテ教育學及教授法ヲ修メタル者ヲシテ分擔セシメ本校教員之ヲ監督シ他ノ學科ハ本校教員之ヲ教授ス

第十六條　師範科生徒ハ授業料ヲ免除シ學習上必用ナル樂器、書籍等ヲ總ヘテ貸付ス

第五章　選　科

第十七條　選科ハ本校所定各科各學部ノ一科目若クハ數科目ヲ修メント欲スルモノノ爲メニ之ヲ設ク

第十八條　選科生ハ男女ヲ論セズ年齢ニ拘ハラズ所選ノ科目ヲ學習スルニ堪フルト認ムル者ニ限ル

第十九條　選科生ニシテ所選ノ科目ニ就キ豫科本科生徒ト同シク試業ヲ受ケタル者ハ其成績ニ依リ修業證明書ヲ附與スルコトアルベシ

第二十條　選科生ニシテ所選ノ科目ニ就キ最終學年ノ試業ニ及第シタル者ニハ其科目ノ卒業證書ヲ授與ス

第二十一條　選科生ニシテ豫科並ニ本科某學部ノ各科目ヲ修メ最終學年ノ試業ニ及第シタル者ニハ第二十七條ノ入學試驗ヲ施シ其學部ノ卒業證書ヲ授與スルコトアルベシ

但シ他ノ官公立學校ニ於テ修メタル學科目ニシテ本校ノ學科目ト同等以上ト認ムル場合ニハ其學科目ノ試驗ヲ須ヰサルコトアルヘシ

第六章　學年、學期、休業

第二十二條　學年ハ九月十一日ニ始マリ翌年九月十日ニ終ル

第二十三條　學年ヲ分チテ三學期トシ第一期ノ授業ハ學年ノ始メヨリ十二月二十四日ニ至リ第二期ノ授業ハ一月八日ヨリ三月三十一日ニ至リ第三期ノ授業ハ四月十一日ヨリ七月十日ニ至ル

第二十四條　年中休業日左ノ如シ

日曜日	毎週
秋季皇靈祭	秋分日
本校設立記念日	十月五日
神嘗祭	十月十七日
天長節	十一月三日
新嘗祭	十一月二十三日
冬期休業	十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マデ
孝明天皇祭	一月三十日
紀元節	二月十一日
春季皇靈祭	春分日
二學期後休業	四月一日ヨリ同月十日マデ
夏期休業	七月十一日ヨリ九月十日マデ

第七章　入學、在學、退學

第二十五條　入學ノ期ハ毎年一回ニシテ學年ノ始メトス

但シ臨時入學ヲ許スコトアルベシ

第二十六條　本校ニ入學セントスルモノハ第一號及第二號書式ニ據リ入學願書ニ履歴書ヲ添ヘ差出スベシ

第二十七條　豫科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ男女ヲ問ハス年齡滿十四年以上ニシテ左ニ揭クル科目ノ試驗ニ合格シタルモノタルベシ

但シ中學校第二年級ヲ修了シタル者若クハ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者ハ第一乃至第六高等女學校第二年級ヲ修了シタル者若クハ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者ハ第一乃至第五ノ試驗ヲ要セス

入學試驗科目

一　讀書　和漢文
二　作文　漢字交リ記事文
三　算術　四則、分數、小數、比例
四　日本地理　大要
五　日本歷史　大要
六　英語　讀方、譯解（ナショナル第三讀本ノ程度）
七　唱歌　小學唱歌集ノ程度
八　体格（明治三十三年文部省令第四號學生、生徒身體檢查規程ニ準據ス）

第二十八條　本科第一年ニ入學ヲ許可スベキ者ハ豫科卒業ノ者若クハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルベシ

第二十九條　本科第二年以上ノ學級ニ入ラント欲スル者ニハ其入ラントスル學級ノ次ク所ノ各學級ノ諸科目ノ試驗ニ合格シタルモノタルベシ

但シ他ノ學校ニ於テ修メタル學科目ニシテ本校ニ於テ修ムルモノト同等以上ト認ムルトキハ其科目ニ限リ試驗ヲ須ヰサルコトアルベシ

第三十條　研究科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ本科卒業生中學藝優等ニシテ尙ホ將來ニ於テ進歩スベキ見込アルモノトス

但シ本科卒業生ニ非ザルモ試驗ノ上之レニ該當スベキ資格アリト認ムル者アルトキハ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第三十一條　師範科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ品行方正年齡二十五年未滿ノ者ニシテ左ノ第一項若クハ第二項ノ資格ヲ具フルヲ要ス

第一項　甲種師範科ニ入ルヲ得ベキ者ハ師範學校中學校高等女學校ノ卒業生ニシテ体格及唱歌ノ試驗ニ合格シタル者若クハ左ノ學科目ニ就キ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルベシ

入學試驗科目

讀書　作文　算術　物理　地理
歷史　唱歌（小學唱歌集第三編ノ程度）
体格（明治三十三年文部省令第四號學生、生徒身體檢查規程ニ準據ス）

第二項　乙種師範科ニ入ルヲ得ヘキ者ハ高等小學校卒業ノ者ニシテ体格及唱歌ノ試驗ニ合格シタル者若クハ左ノ學科目ニ就キ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルベシ

入學試驗科目

讀書　作文　算術　地理　歷史　唱歌（初編ノ程度）
体格（明治三十三年文部省令第四號學生、生徒身體檢查規程ニ準據ス）

第三十二條　入學ノ許可ヲ得タルモノハ誓式ヲ行ヒ生徒學籍簿ニ記名シ保證人ト連署シテ第三號書式ニ據リ在學證書ヲ差出スベシ

第三十三條　保證人ハ丁年以上ニシテ一人ハ生徒ノ父兄若クハ親戚尙ホ一人ハ東京市ニ住居シ相當ノ財產ヲ有シ又ハ一定ノ職務ニ從事スル者ニシテ本校ニ於テ適當ト認ムルモノニ限ルベシ

第三十四條　保證人ハ生徒ノ身上幷ニ修學上ニ注意シ且平素ノ行狀

ヲ監督スルノ責ニ任スベキモノトス

第三十五條　保證人旅行セントスルトキハ出發前代理人ヲ立テ委任狀ヲ添ヘ其旨届出ヅベシ

第三十六條　保證人死亡又ハ其他ノ事故ニヨリ保證人タルノ資格ヲ失ヒタル時ハ更ニ保證人ヲ定メ在學證書ヲ差出スベシ

第三十七條　生徒疾病其他ノ事故ニヨリ缺課シタルトキハ其事由ヲ記シ保證人ヨリ三日以内ニ届出ヘク疾病七日以上ニ及フトキハ診斷書ヲ添付スベシ

第三十八條　生徒疾病ニ罹リ又ハ止ムヲ得サル事故アリテ修學スルコト能ハサルモノ退學セントスルトキハ其事由ヲ詳記シ保證人ト連署シテ願出ツベシ

第三十九條　生徒學業ノ懈怠若クハ不進歩ニシテ成業ノ目的ナシト認ムルトキハ之ニ退學ヲ命スベシ

第四十條　入學在學ニ關スル書式左ノ如シ

第一號書式（用紙美濃）

入學願

私儀御校某科（某部第何年級）へ入學志願ニ付試驗ノ上（無試驗ニテ）御許可被成下度別紙履歴書相添此段相願候也

本籍地何々
現住所地何々
族籍某男女兄弟姉妹又ハ戸主

年月日　　何某印

何年何月何日生

右何某品行方正ナルコトヲ保證致候尚ホ入學御許可ノ上ハ本人ハ係ル一切ノ事件保證人トシテ引受申可候也

本籍地何々
現住所地何々（在京公民ニ限ル）
族籍

何某印

何年何月何日生

東京音樂學校長何某殿

第二號書式（用紙美濃）

履歴書

族籍　何某　現齡何年何ケ月

生所何々
父兄職業何々
何年何月何日何學校ニ入リ何年何月何日卒業（卒業證書寫別紙之通リ）何年何月何日ヨリ某ニ就キ何々修業何年何月何日何々ノ事故ニヨリ退廢學、用書何々
何年何月何日何業ニ從事云々
賞罰何々
右ノ通リニ有之候也

年月日

右　何某印

第三號書式（用紙美濃）

貳錢印紙

在學證書

私儀今般御校へ入學御許可相成候ニ就テハ御規則等堅ク相守リ專心勉學可仕候也

年　月　日

本籍地何々
現住所地何々
族籍何某男女兄弟姉妹又ハ戸主

何　某　印

何年何月何日生

前書何某入學ノ御許可ヲ得候ニ付テハ同人在學中ニ係ル事件ハ御校ノ學籍ヲ脫シタル後ト雖トモ總テ拙者共引受可申候也

本籍地何々
現住所地何々
何某父（生徒トノ親族）兄親戚（關係ヲ記入ス）職業或ハ職務

保證人　何　某　印

何年何月何日生

本籍地何々
現住所（東京在住）地何々ノ公民）職業或ハ職務

保證人　何　某　印

何年何月何日生

東京音樂學校長何某殿

第八章　試業、進級、卒業

第四十一條　試業ヲ分チテ臨時試業及學年試業ノ二種トス臨時試業ハ受持教員ノ見込ニヨリ隨時之ヲ行ヒ學年試業ハ每學年末ニ行フモノトス

第四十二條　學年ノ半途ニ完了スル學科目ハ其當時試驗ヲ行ヒ學年試驗ヲ行ハサルコトアルベシ

第四十三條　試業ノ成績ハ點數ヲ以テ決定ス其評點ハ諸科目各一百ヲ滿點トス

第四十四條　臨時試業諸科目ノ評點ハ各平均シテ學年試業評點ニ通算スルモノトス

第四十五條　一科目ノ學年點數五十以上平均點數六十以上ノ得點アルモノハ及第者トス

第四十六條　試業ニ缺席シタルモノニハ渾テ零點ヲ附ス

但シ病氣又ハ止ムヲ得サル事故ニヨリ試業ヲ受クルコト能ハサルモノニシテ其理由ヲ詳記シ證明ヲ附シテ追試業ヲ願出ツルトキハ許可スルコトアルベシ

第四十七條　生徒ノ席次ハ學年成績平均點數ノ順序ニヨリ卒業生ニアリテハ各學年成績ノ平均點數ニヨリテ定ムルモノトス落第シタルモノハ前學年ノ點數新タニ入學シタル者ハ入學試驗ノ點數ニヨル

第四十八條　本校所定ノ學科ヲ卒ヘ定期試驗ニ及第シタル者ニハ左式ノ卒業證書ヲ授與ス

卒業證書書式

卒業證書

族籍

何　某

何年何月生

右者本校ニ於テ某部（某科）ヲ修メ成規ノ試業ヲ經テ其業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス

年　月　日

東京音樂學校長位勳爵姓名印

校印

番號

第四十九條　本科ヲ卒業シタル者ハ音樂得業士ト稱スルコトヲ得

第九章　授業料

第五十條　豫科本科ノ授業料ハ一學年ニ付金拾圓トシ七月八月ヲ除キ月割ヲ以テ之ヲ徵收ス

第五十一條　選科ノ授業料ハ一ケ月金壹圓以上五圓以下ノ範圍內ニ於テ其額ヲ定メ七月八月ヲ除キ毎月之ヲ徵收ス

第五十二條　授業料ハ毎月二十一日ヨリ二十五日マデニ翌月分ヲ本校會計掛ニ納付スベキモノトス

但シ九月ハ十一日又定日後ニ入學スル者ハ即日納付スベシ

第五十三條　生徒在學中ハ課業ヲ缺キ若クハ停學處分ヲ受ケタル場合ト雖トモ授業料ヲ徵收ス

第五十四條　既納ノ授業料ハ何等ノ事故アルモ之ヲ返付セス

第五十五條　研究科生徒及特待生ハ授業料ヲ免除ス

第五十六條　許可ヲ得テ休學スルモノハ其翌月ヨリ授業料ヲ徵收セス

第十章　休　學

第五十七條　生徒疾病ニ罹リ或ハ正當ノ事故ニヨリ二ケ月以上修學スルコト能ハサルモノハ其學年間學校長ノ許可ヲ得テ休學スルコトヲ得

第五十八條　休學中疾病平癒或ハ事故止ミタル時ハ許可ヲ得テ課業ヲ受クルコトヲ得此場合ニ於テハ授業料ヲ徵收ス

第十一章　學　資

第五十九條　研究生ニハ學術研究上ニ要スル實費ヲ補助シ又ハ學費ヲ支給スルコトアルベシ

第六十條　學資ヲ給スベキ者ハ研究生中學力最モ優等ナル者若クハ特別保護ヲ要スル學科目ヲ研究スル者ニ就キ學校長之ヲ定ム

第六十一條　給費生ニハ授業補助ヲ命スルコトアルベシ

第六十二條　學費生ニシテ二ケ月以上缺課シ又ハ停學處分ヲ受ケタルモノハ給費ヲ止ム

第六十三條　給費生ニシテ退學ヲ命セラレ又ハ自己ノ便宜上退學スルモノハ既ニ受ケタル給費額ヲ直チニ返納セシム

但シ疾病其他酌量スベキ情狀アルトキハ納期ヲ延長シ又ハ返納金ヲ免除スルコトアルベシ又在學中死亡シタルトキハ給費額ヲ返納スルニ及バズ

第十二章　特待生

第六十四條　本科生徒ニシテ學藝優等品行善良ナルモノハ特待生トス

第六十五條　特待生ハ毎學年末學校長之ヲ定ム

第十三章　懲　戒

第六十六條　校規命令及訓誨ニ違背シテ秩序ヲ紛擾シ生徒ノ風儀ヲ壞亂スルノ虞アリト認ムルモノアルトキハ學校長ハ懲戒處分ヲナスベシ

第六十七條　懲戒ヲ分チテ譴責、停學、放校ノ三種トス

第十四章　音　樂　會

第六十八條　本校ハ時々音樂演奏會ヲ公開ス

第十五章　生徒心得

第六十九條　生徒心得ハ學校長別ニ之ヲ定ム

第十六章　奬學資金

第七十條　音樂奬勵ノ爲メ團体又ハ私人ヨリ金員若クハ物品ノ寄附アリタルトキハ其指定ニ從ヒ生徒中品行方正學力優等ナル者ニ支給スベシ

第七十一條　貸費指定ノ寄附金アリタルトキハ年限ヲ期シ月額ヲ定メテ貸付スベシ其貸付金ハ卒業後一ケ年ヲ經過シタル月ヨリ貸付シタル月數ヲ超過セサル期限内ニテ月賦返納セシム

第七十二條　第七十條及第七十一條ニ依リ學資ノ支給若クハ貸付ヲ受クル者ニハ第六十二條第六十三條ヲ準用ス

第七　生徒心得細則

第一條　本校ノ生徒タル者ハ智德ヲ奬メ身体ノ健康ヲ計リ志操ヲ固クシ言行一致ヲ期シテ序ヲ履ミ學藝ノ進修ニ務ムベシ

第二條　生徒ハ左ノ諸項ヲ遵守シ須臾モ忽ニス可ラズ

第一項　敬禮ヲ正クシ威儀ヲ整ヘ以テ生徒タルノ体面ヲ保チ苟モ傲慢浮薄ノ擧動アル可ラズ

第二項　登校スルトキハ必ズ本校所定ノ制帽制服（女子ハ袴）ヲ着用スベシ若シ事故アリテ之ヲ着用スルコト能ハザルトキハ生徒係ノ許可ヲ受クベシ

但選科生徒ハ此限ニアラズ

第三項　所定ノ授業時間及練習時間ノ外ハ生徒係ノ許可ヲ經スシテ教室及練習室ニ入ル可ラズ

第四項　授業中ハ總テ教員ノ指揮ニ從ヒ決シテ任意ノ動作ヲナス可ラス

第五項　生徒ハ課業又ハ特ニ命セラレタルモノヽ外受持教員ノ認可ナキ樂曲ヲ自修ス可ラズ

第六項　男生徒ト女生徒トノ間ニ於テハ校ノ内外何レノ場所ヲ問ハズ文書ノ往復談話等ヲナスベカラズ若シ止ムヲ得ザル事故アルトキハ生徒係ノ許可ヲ受クベシ

第七項　在學中ハ學校長ノ許可ヲ得ズシテ私ニ技藝ヲ演奏シ或ハ之ヲ教授ス可ラズ

第八項　本校備付ノ樂器其他ノ器具ハ鄭重ニ取扱フ可シ

第九項　貸付セラレタル樂器樂譜圖書ニ就テハ殊ニ取扱ニ注意スベシ若シ亡失、毀損、汚染等ヲナシタルトキハ其損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス可シ

第十項　生徒各別ニ命令訓諭スルモノヽ外令達告示等ハ總テ掲示シ一般ニ知得シタルモノト看做スニヨリ生徒ハ掲示場ニ注意ス可シ

第十一項　他學校又ハ一個人ニ就キ學藝ヲ修メントスル者ハ學校長ノ許可ヲ受ク可シ
但選科生徒ハ此限ニアラズ
第十二項　生徒校内ニアリテ來訪者ニ面會セントスルトキハ生徒係ノ許可ヲ受ク可シ
第十三項　生徒登校時間中ニ構外ニ出テントスルトキハ生徒係ノ許可ヲ受ク可シ
第三條　生徒心得ニ違背シタル者ハ本校規則第十三章第六十六條及第六十七條ニ照シテ處分セラル可シ

明治三十四年～三十五年

五月二日、規則第三十一條が改正され、師範科入学者の年齢が、二十五歳未満から十七歳未満に変更される。

第七章　入學、在學、退學
第三十一條　師範科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ品行方正年齢十七年以上ノ者ニシテ左ノ第一項若クハ第二項ノ資格ヲ具フルヲ要ス
〔第一項、第二項は変更なし〕

また同日、授業料の納期が改正された。

第九章　授業料
第五十二條　授業料ハ毎月二十一日ヨリ二十五日マデニ翌月分ヲ本校會計掛ニ納付スベキモノトス
但シ四月九月ハ十一日又定日後ニ入學スル者ハ即日納付スベシ
（『東京音樂學校一覽　從明治三十四年至明治三十五年』第六より、四二頁、四九頁）

さらに六月二十一日、第四十八條中、卒業証書の書式が別に定められ、第四十八條は「本校所定ノ學科ヲ卒ヘ定期試驗ニ及第シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス」という条文のみとなる。

明治三十五年～三十六年

四月一日、甲種師範科に官費生を置くこととなり、規則第十六條改正。

第四章　師範科
第十六條　師範科生徒ハ授業料ヲ免除シ學習上必要ナル圖書樂器ヲ總テ貸付ス又一學年三十名ヲ限リ官費生トシテ學資ヲ支給スベシ但シ學資ノ支給ヲ受ケタル者ハ卒業ノ後服務規則ニ從ヒ就職スベキモノトス

またこの年度より甲種師範科の学年が四月一日始業となり、第二十四條が追加される。

第六章　學年、學期、休業
第二十四條　甲種師範科ノ學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル學年ヲ分チテ三學期トス其授業期間ハ前條ニ同ジ

四月二十二日、選科入学志願者は戸籍謄本を添付しなくてよいことと

なり、第二十七條に但し書きが加えられる。

第七章　入學、在學、退學

第二十七條　本校ニ入學セントスル者ハ第一號及第二號書式ニ據リ入學願書ニ履歴書及戸籍謄本ヲ添ヘ差出スベシ

但シ選科ヘ入學セントスルモノハ戸籍謄本ヲ要セス

また甲種師範科の入学資格と入学試験科目が改正される。

第三十二條　師範科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ品行方正年齢滿十七年已上ノ者ニシテ左ノ第一項若クハ第二項ノ資格ヲ具フルヲ要ス

第一項　甲種師範科ニ入學セシムル者ハ師範學校中學校若クハ修業年限四ケ年以上ノ高等女學校卒業生ニシテ左ノ入學試驗科目第一號ノ試驗ニ合格シタル者又ハ第一號及第二號ノ諸學科ニ就キ試驗ノ上之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノタルベシ

入學試驗科目

第一號

試問　唱歌　國語若クハ英語

體格（明治三十三年文部省令第四號（學生、生徒身體檢査規定ニ準據ス）

第二號

國語（讀書、作文）　數學　理科　地理　歴史

〔第二項は変更なし〕

さらに第三十三條の但し書きと第三十四條追加。

第三十三條　入學ノ許可ヲ得タル者ハ誓式ヲ行ヒ生徒學籍簿ニ記名シ保證人ト連署シテ第三號書式ニ據リ在學證書ヲ差出スベシ

但シ甲種師範科官費生ハ第四號書式ニ據リ誓約書ヲ差出スベシ

第三十四條　甲種師範科ノ入學試驗ニ合格シタル者ハ三ケ月以內假入學ヲ許シ資性品行及學業成績ヲ考察シ適當ト認ムル者ニ限リ本入學ヲ許可スルモノトス

そして第四十二條の入学在学に関する書式に、第四号書式と但し書き追加。

第四號書式（用紙美濃）

二錢印紙

誓約書

私儀今般御校甲種師範科官費生トシテ入學御許可相成候ニ就テハ御規則堅ク相守リ專心勉學可仕又卒業ノ後ハ明治三十五年文部省令第六號東京音樂學校甲種師範科官費卒業生服務規則ヲ遵奉可致此段誓約候也

年　月　日

住所族籍
何某男女兄弟姉妹又ハ戸主
本人何　某㊞
何年何月何日生

住所族籍
何某父（生徒トノ親戚兄親戚（關係ヲ記入ス））職業
保證人何　某㊞
何年何月何日生

住所族籍(東京市在住ノ公民)職業
保證人　何　　某㊞
何年何月何日生

東京音樂學校長何某殿

前書保證人何某ハ當(市區町村)ニ居住ノ者ニ相違無之候也

年　月　日　何(道廳府縣)何(郡市區町村)長　何　　某㊞

前書保證人何某ハ當區ニ住居シ公民權ヲ有スル者ニ相違無之候也

年　月　日　東京市何區長　何　　某㊞

但シ一名ノ保證人ハ父兄若クハ親戚トス若シ親戚ナキトキハ相當ノ資格アル者ヲ要ス

学資に関して第六十四條、第六十五條追加、また第六十六條に変更あり。なおこの年度は追加条項によって条文の番号が変るため「學資」に関しては全六カ条を挙げておく。

第十一章　學　資

第六十一條　研究生ニハ學術研究上ニ要スル實費ヲ補助シ又ハ學資ヲ支給スルコトアルベシ

第六十二條　學資ヲ給スベキ者ハ研究生中學力最モ優等ナル者若クハ特別保護ヲ要スル學科目ヲ研究スル者ニ就キ學校長之ヲ定ム

第六十三條　給費研究生ニハ授業補助ヲ命ズルコトアルベシ

第六十四條　甲種師範科生徒ニ支給スベキ學費ハ一ケ月六圓乃至八圓トス

但シ入學退學ノ月ハ日割ヲ以テ支給シ假入學中ハ支給セズ

第六十五條　左ノ事故ニ該當スル場合ニハ學資ノ支給ヲ止ム

一　私ノ事故ニヨリ二週日以上引續キ缺課シタルトキハ其翌日ヨリ事故繼續中

一　疾病傷痍又ハ止ムヲ得サル事故ニヨリ六十日以上缺課シタルトキハ其翌日ヨリ缺課中

一　停學處分中

第六十六條　學資ノ支給ヲ受クル者ニシテ半途退學スル者又ハ退學ヲ命ゼラレタル者ハ既ニ受ケタル學資ヲ償還セシム

但シ疾病傷痍又ハ酌量スベキ事情アルトキハ償還スベキ學資ノ全部又ハ幾部ヲ免除スルコトアルベシ

この年はまた、次のような附則が追加された。

附則

第一條　明治三十五年三月三十一日以前ニ入學シタル甲種師範科生徒ハ舊學科課程ニヨリ卒業セシム

(『東京音樂學校一覽　從明治三十五年至明治三十六年』第六より)

明治三十六年～三十七年

予科および乙種師範科の入学試験科目に改正あり。

第七章　入學、在學、退學

第二十八條　豫科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ男女ヲ問ハス年齡滿十四

年以上ニシテ左ニ掲クル科目ノ試驗ニ合格シタル者タルベシ
但シ中學校第二年級ヲ修了シタル者若クハ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者ハ第一乃至第五、高等女學校第二年級ヲ修了シタル者若クハ之ト同等以上ノ學力アリト認ムル者ハ第一乃至第四ノ試驗ヲ要セズ

入學試驗科目

一　國語　作文、講讀
二　日本歷史　大要
三　日本地理　大要
四　算術　四則、分數、小數、比例
五　英語　讀方義解（ナシヨナル第三讀本ノ程度）
六　唱歌　小學唱歌集ノ程度
七　體格　（明治三十三年文部省令第四號學生、生徒身體檢查規程ニ準據ス）

第三十二條　第二項　乙種師範科ニ入ルヲ得ベキ者ハ高等小學校卒業ノ者ニシテ體格及唱歌ノ試驗ニ合格シタル者若クハ左ノ學科目ニ就キ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルベシ

入學試驗科目

國語、日本歷史、地理、算術、唱歌（小學唱歌集初編ノ程度）
體格（明治三十三年文部省令第四號學生、生徒身體檢查規定ニ準據ス）

また、受驗料と入学手続きに関して第三十三條追加、第三十四條追加改正。

第三十三條　本校ノ入學試驗ヲ受ケントスル者ハ受驗料トシテ入學願書ニ金壹圓ヲ添ヘ納付スベシ
但既納ノ受驗料ハ試驗ヲ受ケサルコトアルモ之ヲ返付セズ

第三十四條　入學ノ許可ヲ得タル者ハ誓式ヲ行ヒ生徒學籍簿ニ記名シ保證人ト連署シテ第四十三條第三號書式ニ據リ在學證書ヲ差出スベシ
但甲種師範科ニ入學シ學資ノ支給ヲ受クル者ハ第四十三條第四號ノ書式ニ據リ誓約書ヲ差出スベシ又選科ニ入學スル者ハ誓式ヲ行フコトヲ要セズ

予科、本科の授業料額および納付期日などに変更あり。

第九章　授業料

第五十二條　授業料ハ一學年ニ付豫科生徒金拾五圓本科生徒金貳拾圓トス

第五十三條　選科生徒ノ授業料ハ一學年ニ付金拾圓以上五拾圓以下ノ範圍内ニ於テ學校長之ヲ定ム

第五十四條　授業料ハ左ノ三期ニ分チ毎期ノ始メニ於テ一期分ヲ納付セシム其納付額及納付期日ハ學校長別ニ之ヲ定ム

第一期　自九月至十二月
第二期　自一月至三月
第三期　自四月至六月

第五十五條　授業料納付期日後入學シタル者又ハ第六十二條ニ依リ教授ヲ受クル者ノ當該納期ノ授業料ハ其月ヨリ起算シ月割ヲ以テ

納額ヲ定メ卽日之ヲ納付セシム
但月割ヲ定ムルニハ七月八月ヲ除算シテ一學年ヲ十箇月トス
第五十六條　生徒在學中ハ課業ヲ缺キ又ハ停學處分ヲ受ケタル場合ト雖授業料ヲ免除セズ
第五十七條　既納ノ授業料ハ何等ノ事故アルモ之ヲ返付セズ
第五十八條　研究生及特待生ハ授業料ヲ免除ス
第五十九條　許可ヲ得テ休學スル者ハ次期以降休學中授業料ヲ免除ス
第六十條　指定期日ニ於テ授業料ヲ納付セザル者ハ學校長之ニ停學ヲ命スルコトアルベク又滯納二週日ニ及ブトキハ退學ヲ命スルコトアルベシ

（『東京音樂學校一覽　從明治三十六年至明治三十七年』第四より）

明治三十七年～三十八年

附則が追加される。

附則
第一條　明治三十五年三月三十一日以前ニ入學シタル甲種師範科生徒ハ舊學科課程ニヨリ卒業セシム
第二條　明治三十六年九月三十日以前ニ入學シタル豫科本科生徒ノ授業料年額ハ舊規定ニ依ル
第三條　授業料徵收ノ方法ハ明治三十六年十二月三十一日マデ舊規定ニ依ル

（『東京音樂學校一覽　從明治三十七年至明治三十八年』第四より）

明治三十八年～三十九年

九月十一日、授業料滯納者に関する規定が改正された。

第九章　授業料
第六十條　指定期日ニ授業料ヲ納付セザル者アルトキハ學校長之ニ停學ヲ命スルコトアルベク又滯納三十日ニ及ブトキハ學籍ヲ除名ス

また十二月、甲種師範科官費生の定員、学費および楽器図書貸付に関する条項が改正された。

第四章　師範科
第十六條　師範科生徒ハ授業料ヲ免除ス又甲種師範科ニ官費生六十名ヲ置ク
但シ官費生ハ卒業後服務規則ニ從ヒ就職スベキモノトス

同月、乙種師範科の学年が改正され、その結果師範科全体が四月一日学年始めとなる。

第六章　學年、學期、休業
第二十四條　師範科ノ學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル學年ヲ分チテ三學期トス其授業時間ハ前條ニ同シ

明治三十九年～四十年

五月、甲種師範科官費生募集規程が定められる。

甲種師範科官費生募集規程

第一條　甲種師範科官費生ハ師範學校中學校又ハ修業年限四ケ年以上ノ高等女學校ヲ卒業シ身體健全品行方正ナル者ニシテ地方長官ノ薦擧シタル者ノ中ヨリ試驗ニヨリテ選拔ス

前項師範學校中學校高等女學校生徒ニシテ當該學校長ニ於テ本校ノ入學期以前ニ卒業スベシト認メタル者ハ當該學校卒業生ニ準ス

第二條　甲種師範科官費生ノ募集ハ學校長ヨリ地方長官ニ通知ス

第三條　學校長ハ第一條ノ外甲種師範科官費生ヲ募集スルコトアルベシ

第四條　地方長官ノ薦擧ニ係ル者ハ入學願書及受驗料ヲ要セス

同月、本科の学科目中に保護科目が置かれる。

第十一章　學　資

第六十五條　本科生徒ニシテ特別保護ヲ要スル學科目ヲ修ムル者ニハ學資ヲ支給スルコトアルベシ

前項ニヨリ學資ノ支給ヲ受ケタル者ハ卒業ノ後研究科ニ入ルベシ

また選科の入学料を徴収することが定められ、第三十四條が追加改正される。

第七章　入學、在學、退學

第三十四條　入學ノ許可ヲ得タル者ハ宣誓ヲ行ヒ生徒學籍簿ニ署名シ保證人ト連署ニテ第四十三條第三號書式ニ據リ在學證書ヲ差出スベシ

甲種師範科官費生トシテ入學スル者ハ第四十三條第四號ノ書式ニ據リ誓約書ヲ差出スベシ

選科ニ入學スル者ハ本條第一項ノ宣誓ヲ要セズ入學料トシテ在學證書ニ金壹圓ヲ添ヘ納付スベシ

さらに学年、学期、設立記念日が更定され、附則第四條の追加により、学年と学期の改正は四十年四月一日から施行されることとなる。

第六章　學年、學期、休業

第二十二條　學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十三條　學年ヲ分チテ三學期トス第一學期ハ四月一日ヨリ九月十日ニ至リ第二學期ハ九月十一日ヨリ翌年一月七日ニ至リ第三學期ハ一月八日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第二十四條　春季休業ハ四月一日ヨリ同月十日ニ至リ夏期休業ハ七月十一日ヨリ九月十日ニ至リ冬期休業ハ十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第二十五條　祝日、大祭日、日曜日及本校設立紀念日（ママ）（十月四日）ハ休業トス

附則

第四條　學年及學期ノ改正ハ明治四十年四月一日ヨリ施行ス

なお、前年度の第六十五條は、第六十四條中に追加される。

第十一章　學　資

第六十四條　學資ヲ給スベキ者ハ研究生中學力最モ優等ナル者若クハ特別保護ヲ要スル學科目ヲ研究スル者ニ就キ學校長之ヲ定ム
學資ヲ給スル研究生ニハ授業補助ヲ命スルコトアルベシ

（『東京音樂學校一覽　從明治三十九年至明治四十年』第四より）

明治四十年～四十一年

二月八日、入学願書には保証人を必要としないこととなり、第四十三條中、「第一號書式」が改正される。

第七章　入學、在學、退學

第一號書式（用紙美濃）

入　學　願

私儀御校某科（某部第何年級）へ入學志願ニ付試驗ノ上（無試驗ニテ）御許可被成下度別紙履歷書相添へ此段相願候也

本籍地何々
現住所地何々
族籍何某男女兄弟姉妹又ハ戸主

年　月　日　　本　人　何　某㊞
何年何月何日生

東京音樂學校長何某殿

同時に、前年度第五十條（三十三年度第四十七條）を削除して、生徒の席次をすべてイロハ順とした。
また同時に、学年、学期の改正に伴い、授業料の納期も変更された。

第九章　授　業　料

第五十三條　授業料ハ左ノ三期ニ分チ毎期ノ始メニ於テ一期分ヲ納付セシム其納付額及納付期日ハ學校長別ニ之ヲ定ム

第一期　自四月至六月
第二期　自九月至十二月
第三期　自一月至三月

さらに甲種師範科の入学試驗科目中、英語は当分行われないことが付記される。

第七章　入學、在學、退學

第三十二條　師範科ニ入學ヲ許可スベキ者ハ品行方正年齡滿十七年以上ノ者ニシテ左ノ第一項若クハ第二項ノ資格ヲ具フルヲ要ス

第一項　甲種師範科ニ入學セシムル者ハ師範學校中學校若クハ修業年限四ケ年以上ノ高等女學校卒業生ニシテ左ノ入學試驗科目第一號ノ試驗ニ合格シタル者又ハ第一號及第二號ノ諸科目ニ就キ試驗ノ上之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者タルベシ

入學試驗科目

第一號

試問　唱歌　國語若クハ英語（當分ノ内英語ハ試驗ヲ行ハズ）

體格（明治三十三年文部省令第四號學生、生徒身體檢査規定ニ準據ス）

第二號

國語（讀書作文）　數學　理科　地理　歷史

（『東京音樂學校一覽　從明治四十年至明治四十一年』第四より）

なおこの年度より「官費生募集規程」は「第四　規則」から独立して「第五」となる。

二　カリキュラム

以下は、本節一項で取り上げた『東京音樂學校一覽』の「規則」のうち、「學科程課」だけを取り出し、その変遷を整理したものである。明治二十二年以降、カリキュラムに目立った改正がみられるのは二十六年、三十三年、四十二年で、これは規則の変遷と対応している。ただし二十六年のカリキュラム改正はそれほど大がかりなものではない。四十二年については「規則」同様、第二巻で扱うこととし、大きく変更された場合以外はここでも改正箇所のみを記載するにとどめる。

以下のカリキュラムの資料の出典はすべて『東京音樂學校一覽』である。また年度の表記は前出の「規則」と同様である。

明治二十二年～二十三年

第二　學科課程

第一　豫科ノ學科課程ハ左ノ如シ

倫理	倫理要旨	一年間	毎週	一時
唱歌	單音唱歌	同	同	十時
洋琴	右手左手練習、双手練習	同	同	九時
音樂論	樂典寫譜法	同	同	三時
文學	和漢文	同	同	三時
英語	讀力會話	同	同	二時
體操、舞蹈	徒手運動、練聲運動、方舞演習	同	同	二時

第二　師範部學科課程ハ左ノ如シ

第一年

倫理	倫理要旨	一年間	毎週	一時
聲樂	高等單音唱歌複音唱歌	同	同	八時
器樂				
風琴	觸擊法、發相法等、樂曲練習	同	同	十時
バイオリン	「バイオリン」生徒ハ四時間ヲ欠ク姿勢、用弓法、手指運用法樂曲練習	同	同	四時
音樂論	音樂理論	一年間	毎週	二時
音樂史	本邦及歐洲音樂史	同	同	二時
文學	詩歌學、作歌	同	同	二時
英語	讀方、作文、文法	同	同	三時
體操、舞蹈	徒手運動、練聲運動、方舞演習	同	同	二時

第二年

倫理	倫理要旨	一年間	毎週	一時
聲樂	諸重音唱歌	同	同	八時
器樂				
風琴	觸擊法、發相法等、樂曲練習	同	同	十時
バイオリン	姿勢、用弓法、手指運用法樂曲練習	同	同	十時
箏	調絃法、單彈法複彈法初歩	同	同	二時

音樂論　和聲大意　同　同　二時
英　語　讀方、作文、文法　同　同　二時
教　育　教育學大綱　唱歌教授法　同　同　三時
體操、舞蹈　徒手運動、練聲　運動、方舞演習　同　同　二時

第三　專修部學科課程ハ左ノ如シ

第一年

倫　理　倫理要旨　一年間　毎週　一時
聲　樂
合　唱　歌　高等單音唱歌　複音及諧重音唱歌　同　同　八時
器　樂
洋　琴　手指練習、音階練習　特習法、樂曲練習　同　同　十時
バイオリン　姿勢、用弓法　手指運用法　同　同　四時
音樂論　音樂理論　同　同　二時
音樂史　本邦及歐洲音樂史　一年間　毎週　二時
文　學　詩歌學、作歌　同　同　二時
外國語　英語讀方　作文　同　同　三時
體操、舞蹈　徒手運動、練聲　運動、方舞演習　同　同　二時

第二年

倫　理　倫理要旨　一年間　毎週　一時
聲　樂
合　唱　歌　高等單音唱歌　複音及諧重音唱歌　一年間　毎週　一時
獨　唱　歌　練聲術　歌曲演習　同　同　八時
器　樂
洋　琴　音階練習、特習法　樂曲練習　同　同　十時
風　琴　觸擊法　發相法等　同　同　八時
バイオリン　手指運用法、特習法　樂曲練習　同　同　十時
ヴァイオラ　ヴァイオロンセロ　ダブルベース　フリュート　クラリネット　ホルン　等　姿勢、用弓法、手指運用法　特習法、樂曲練習　同　同　十時
和聲學　調和ノ理論及實用　同　同　二時
外國語　英語讀方、作文、文法　同　同　八時
體操、舞蹈　徒手運動、練聲　運動、方舞演習　同　同　六時

第三年

倫　理　倫理要旨　一年間　毎週　一時
聲　樂
合　唱　歌　高等單音唱歌　複音及諧重音唱歌　同　同　一時
獨　唱　歌　高等歌曲　同　同　六時
器　樂
洋　琴　音階練習、特習法　樂曲練習　同　同　九時
風　琴　樂曲練習　同　同　六時
バイオリン　手指運用法、特習法　樂曲練習　同　同　九時
ヴァイオラ　ヴァイオロンセロ　ダブルベース　フリュート　クラリネット　ホルン　等　姿勢、用弓法、手指運用法　特習法、樂曲練習　同　同　九時
和聲學　調和及對位ノ理論及實用、樂曲製作法　同　同　三時
外國語　英語讀方、作文、文法　伊語發音及讀方　同　同　六時
教　育　教育學大綱　音樂教授法　同　同　二時
體操、舞蹈　徒手運動、練聲　運動、方舞演習　同　同　二時

明治二十五年～二十六年

明治二十五年十二月、「小學校教則大綱第十條中唱歌ハ耳及發聲器ヲ練習シ云々ノ箇條ニ基キ本校生徒ニ耳咽喉口洞ノ構造其攝生法及聽音發音ノ學理等ヲ知ラシメンカ爲メ本科二年及三年生ニ音樂的性理學ヲ課シ又唱歌ハ常ニ和歌ト相伴フモノナレハ生徒ヲシテ充分和文學ニ通セシメンカ爲メ課外ニ和文和歌等ノ講義ヲ開キ尋テ正科トシテ音樂理論ノ外稍高尚ナル學理ニ通セシムル爲メ本科二年生ニ音響學ヲ科シ又同二年及三年生ニ文學上ノ力ヲ備ヘシメンカ爲メニ文學ヲ增置セリ」（この部分に関しては明治二十五年～二十六年の『一覽』より詳しく記載されている明治三十年～三十一年の『一覽』から引用）。この件に関しては『音樂雜誌』にも「音樂學校の教科改正」という見出しで次のような記事が見られるので紹介しておこう。「同校に於ては是までは專ら呂律と手術の練磨を主とし教授しつゝありしが村岡校長は深く感ずる所ありて昨冬來先つ試に教科の改正に着手し其筋の協議を經本年よりは師範部專修部の二部共に文學科を增加し音響學等は校長自ら教授の任に當り其他作歌學國語學國文學音韻學發音學教育學英漢學等は黑川眞頼神津專三郎佐藤誠實鳥居忱旗野十一郎の諸氏が分任する由殊に一時欠科の發音學を更に興し初級に此一科を置き專ら口頭練習及發音理を授け國々より出でたる師範部生徒などの地方習慣音を敎改し唱歌上の發音は一定の正音にするの見込なりと云ふ尙又從來は音樂教員養成の方に傾きありしに今後は樂器上の手術は勿論文學上も眞に人の師となるべき音樂學士を養成するの計畫なりと」（『音樂雜誌』第二十八号、明治二十六年一月、二十三～二十四頁）。

この文学と音響学は、明治三十六年～三十七年以降の『東京音樂學校一覽』によれば、二十六年一月から試課されたことになっているが、実際に『一覽』の「學科課程」に記されるのは明治二十六年～二十七年の『一覽』からである。また生理学と和文和歌の講義は課外で行われたとあるが、その実態を知る手掛りは今のところ見つかっていない。

明治二十六年～二十七年

前年の教科改正の動きにも見られたように、この年からは師範部二年生に文学、専修部二年生に文学と音響学、同三年生に文学がそれぞれふやされている。予科のカリキュラムはそのままなので、以下、師範部と専修部のみを挙げる。

第二　師範部學科課程ハ左ノ如シ

第一年

倫　理	倫理要旨	一年間	毎週	一時
聲　樂	高等單音唱歌 複音唱歌	同	同	八時
器　樂				
風　琴	觸擊法、發相法等、樂曲練習	同	同	十時
バイオリン	「バイオリン」生徒ハ四時間ヲ欠ク 姿勢、用弓法、手指運用法 樂曲練習	同	同	四時
音樂論	音樂理論	同	同	二時
音樂史	本邦及歐洲音樂史	同	同	二時
文　學	詩歌學、作歌	同	同	二時
英　語	讀方、作文、文法	同	同	三時
體操、舞蹈	徒手運動、練聲 運動、方舞演習	同	同	二時

第二年

倫　理	倫理要旨	一年間	毎週	一時
聲　樂	諸重音唱歌	同	同	八時
器　樂				
風　琴	觸擊法、發相法等、樂曲練習	同	同	十時
バイオリン	姿勢、用弓法、手指運用法 樂曲練習	同	同	十時

箏	調絃法、單彈法複彈法初歩	同	同	二時
音樂論	和聲大意 音響學	同	同	四時
文學	詩歌學、作歌	同	同	三時
英語	讀方、作文、文法	同	同	二時
教育	教育學大綱 唱歌教授法	同	同	三時
體操、舞蹈	徒手運動、練聲運動、方舞演習	同	同	二時

第三　專修部學科課程ハ左ノ如シ

第一年

倫理	倫理要旨		一年間	毎週一時
聲樂				
合唱歌	高等單音唱歌 複音及諸重音唱歌	同	同	八時
器樂				
洋琴	手指練習、音階練習 特習法、樂曲練習	同	同	十時
バイオリン	姿勢、用弓法 手指運用法	同	同	四時
音樂論	音樂理論	同	同	二時
音樂史	本邦及歐洲音樂史	同	同	二時
文學	詩歌學、作歌	同	同	二時
外國語	英語讀方 作文	同	同	三時
體操、舞蹈	徒手運動、練聲 運動、方舞演習	同	同	二時

第二年

倫理	倫理要旨	同	同	一時
聲樂				
合唱歌	高等單音唱歌 複音及諸重音唱歌	一年間	毎週	一時
獨唱歌	練聲術 歌曲演習	同	同	八時
器樂				
洋琴	音階練習、特習法 樂曲練習	同	同	十時
風琴	觸聲法 發相法等	同	同	八時
バイオリン	手指運用法、特習法 樂曲練習	同	同	十時
	姿勢、用弓法、手指運用法 特習法、樂曲練習	同	同	十時
	ヴァイオラ ヴァイオロンセロ ダブルベース	同	同	八時
	フリユート クラリネット ホルン等	同	同	二時
和聲學	調和ノ理論及實用	同	同	二時
音樂論	音響學	同	同	二時
文學	詩歌學、作歌	同	同	三時
外國語	英語讀方、作文、文法	同	同	六時
體操、舞蹈	徒手運動、練聲 運動、方舞演習	同	同	二時

第三年

倫理	倫理要旨	一年間	毎週	一時
聲樂				
合唱歌	高等單音唱歌 複音及諸重音唱歌	同	同	一時
獨唱歌	高等歌曲	同	同	六時
器樂				
洋琴	音階練習、特習法 樂曲練習	同	同	九時
風琴	樂曲練習	同	同	六時
バイオリン	手指運用法、特習法 樂曲練習	同	同	九時
	姿勢、用弓法、手指運用法 特習法、樂曲練習	同	同	九時
	ヴァイオラ ヴァイオロンセロ ダブルベース	同	同	六時
	フリユート クラリネット ホルン等	同	同	六時

和聲學	調和及對立ノ理論及實用、樂曲製作法	同	同 三時
文學	詩歌學、作歌	同	同 二時
外國語	英語讀方、作文、文法伊語發音及讀方	同	同 六時
教育	教育學大綱音樂教授法	同	同 二時
體操、舞蹈	徒手運動、練聲運動、方舞演習	同	同 二時

明治三十三年～三十四年

規則改正に伴い、カリキュラムも以下のように改正となる。本科の楽歌部、研究科の作歌部はこのとき置かれ、四十二年四月の規則改正のさい廃止された。ただしこの間の『東京音樂學校一覽』の生徒調を見ると、楽歌部の生徒は三十三年に入学した一名のみで、作歌部はついに一名も入学しなかったようである。

規則中カリキュラムに相当する第四條～第十條、第十三條～第十四條は次のとおり。

第四條　豫科ノ學科目ハ倫理、唱歌、ピアノ、樂典、寫譜、國語、英語、体操、方舞トシ課外ニ漢文ヲ置ク

第五條　本科ヲ分チテ聲樂部器樂部樂歌部トス其學科目左ノ如シ

聲樂部ハ倫理、獨唱歌、諸重音唱歌、ピアノ又ハオルガン、和聲學、樂典、音樂史、音響學、樂式一班、審美學、歌文、外國語、体操、方舞トス

器樂部ハ倫理、器樂、諸重音唱歌、和聲學、樂典、音樂史、音響學、樂式一班、審美學、歌文、外國語、体操、方舞トス

樂歌部ハ倫理、歌文、支那詩文、西洋詩文、歷史、諸重音唱歌、ピアノ又ハオルガン、和聲學、樂典、樂式一班、音樂史、音響學、審美學、外國語、体操、方舞トス

第六條　隨意科トシテ教育學及教授法ヲ課シ課外學科トシテ生理學、心理學、樂器構造法及調律法ヲ置ク

第七條　豫科ノ學科課程左ノ如シ

豫科學科課程

學科目	時間數
倫理	一
唱歌	八
ピアノ	第一學期 六 第二、三學期 三
樂典	一
寫譜	第二、三學期 一
國語	四
英語	四
*体操 方舞	二
課外漢文	二
計	第一學期 二六 第二、三學期 二四
練習	第一學期 八 第二、三學期 一〇

*印アル科目ハ女生徒ノミニ課ス

第八條　本科ノ學科課程ハ左ノ如シ

本科學科課程

部名	學科目／學年	聲樂 獨唱歌	聲樂 諸重音唱歌	器樂 ピアノ又ハオルガン	器樂 ヴアイオリン等	和聲學	樂曲	歌文	支那詩文	西洋詩文	歷史	樂式一班	音樂史	音響學	審美學
聲樂部時間數	第一年	練習 三 四	五	練習 二 六			一	三					二	二	
	第二年	同上 三 四	五	同上 二 七		二		三					二		
	第三年	同上 三 四	五	同上 二 五		二		三				二			二
器樂部時間數 ピアノ、オルガン專門	第一年		五乃至三	同上 三 一四			一	三					二	二	
	第二年		三	同上 三 一五		二		三					二		
	第三年		三	同上 三 一三		二		三				二			二
器樂部時間數 他樂器專門	第一年		五乃至三	同上 二 四	練習 三 八		一	三					二	二	
	第二年		三		同上 三 一五	二		三					二		
	第三年		三		同上 三 一三	二		三				二			二
樂歌部時間數	第一年		三	練習 二 七			一	七			二		二	二	
	第二年		三	同上 二 八		二		七		三	二		二		
	第三年		三	同上 二 六		二		七	二	三	二	二			二

計	科學 調律法	科學 樂器構造法	課外 心理學	課外 生理學	*方体操舞	英語若クハ獨、佛語
二四 練習 一〇	一	一	一	一	二	三
二三 同上 一一	一	一	一	一	二	三
二五 同上 九	一	一	一	一	二	三
二〇 同上 一四	一	一	一	一	二	三
一九 同上 一五	一	一	一	一	二	三
二一 同上 一三	一	一	一	一	二	三
二二 同上 一二	一	一	一	一	二	三
一九 同上 一五	一	一	一	一	二	三
二一 同上 一三	一	一	一	一	二	三
二七 同上 七	一	一	一	一	二	五
二六 同上 八	一	一	一	一	二	
二八 同上 六	一	一	一	一	二	

＊印アル科目ハ女生徒ノミニ課ス

隨意科トシテ教育學及教授法二時間實地授業若干時ヲ課ス

第九條　研究科ハ聲樂、器樂、作曲及作歌ヲ專攻スル者ノ爲メニ之ヲ設ク其學科課程ハ左ノ如シ

研究科學科課程

部名	學科目／學年	聲樂 獨唱歌	聲樂 諸重音唱歌練習	器樂 ピアノ又ハオルガン	器樂 ヴアイオリン、ヴイオラ其他	唱歌指揮法
聲樂時間數	第一年	二 若クハ 三	二			三
	第二年					
器樂時間數 ピアノ、オルガン專門	第一年			三		
	第二年					
器樂時間數 他樂器專門	第一年				三 一	
	第二年					
作歌時間數	第一年			二		
	第二年					
作曲時間數	第一年			二		
	第二年					

計	西洋詩文歌	作歌	合奏練習	管絃樂指揮法	聽音	作曲
一二 練習 二三					三	一
一二 同上 二二			二	二	三	二
一三 同上 二一			二	二	三	二
一三 同上 二一	二	四				一
一三 同上 二一			二	二	三	四

第十條　研究科第二學年ニ於テハ聲樂、器樂、作歌、作曲ノ內一科目ヲ專攻セシム

第十三條　師範科學科課程左ノ如シ

甲種師範科學科課程

學科目＼學年	第一年時間數	第二年時間數	第三年第一學期第二學期時間數
倫理	一	一	一
唱歌	一〇	八	八
オルガン又ハピアノ	三	二	二
樂理	樂典寫譜 二	樂典、音聲論 二	
和聲學			二
音樂史			二

詩歌評釋	二	二	二
教育學	二	二	
唱歌教授法		一	實地授業若干時
英語	二		
体操遊戲及＊諸禮	二	二	二
計	練習二四一〇	同上二四一〇	同上一九一五

＊印アル科目ハ女生徒ノミニ課ス

乙種師範科學科課程

學科目	時間數
倫理	一
唱歌	一〇
オルガン	三
樂理	樂典、寫譜 二
唱歌解釋	三
唱歌教授法	第三學期 一
体操遊戲及＊諸禮	三
計	練習二三一一

＊印アル科目ハ女生徒ノミニ課ス

第十四條　甲種師範科生徒ニハ「ヴアイオリン」ヲ課スルコトアル

ベク又學科目中ノ英語ヲ除課スルコトアルベシ

明治三十五年～三十六年

規則第十三條中、甲種師範科の学科目と時間数に変更あり。

第十三條　師範科學科課程左ノ如シ

甲種師範科學科課程

學科目＼學年	第一年時間數	第二年時間數	第三年時間數
倫理	一	一	一
唱歌	八	八	八
オルガン又ハピアノ	三	二	二
樂理	二	一	
和聲學		二	二
音樂史	一	二	
詩歌評釋	二		
教育學	二	二	
唱歌教授法		一	實地授業若干時
。國語及漢文	四	五	五
。英語	四	五	五
調律練習			若干時
體操遊戲及＊諸禮	二	二	二
計	二五練習六乃至一二	二六同上	二〇同上

。印アル科目ハ生徒ヲシテ一科目ヲ撰擇セシメ＊印アル科目ハ女生徒ノミニ課ス

明治三十六年～三十七年

規則第五條中、声楽部と楽歌部に関して一部変更された。また第七條中、予科のピアノと写譜に関して改正され、第八條中、本科においては声楽部の器楽に関して改正されたほか、随意科目と他の学科の課し方についての説明が追加された。そして第九條の研究科においては、器楽部の器楽の時間数がふえた一方、唱歌指揮法、聴音、管弦楽指揮法の学科目が削除された。さらに第十三條中、甲種師範科における実地授業の扱いに関する説明が追加された。

以下、改正条項、改正箇所を挙げる。

第五條　本科ヲ分チテ聲樂部、器樂部、樂歌部トス其學科目左ノ如シ

聲樂部ハ倫理、獨唱歌、諸重音唱歌、器樂、和聲學、樂典、音樂史、音響學、樂式一班、美學、歌文、外國語、體操、方舞トス

器樂部ハ倫理、器樂、諸重音唱歌、和聲學、樂典、音樂史、音響學、樂式一班、美學、歌文、外國語、體操、方舞トス

樂歌部ハ倫理、歌文、支那詩文、西洋詩文、歷史、諸重音唱歌、器樂、和聲學、樂典、樂式一班、音樂史、音響學、美學、外國語、體操、方舞トス

第七條　豫科ノ學科課程左ノ如シ

豫科學科課程

學科目	時間數
ピアノ	三乃至五

寫譜	第一、第二学期	一
計	練習	二三乃至二六 九乃至一二

第八條　本科ノ學科課程左ノ如シ

本科學科課程

部名	學科目／學年	器樂 ピアノ又ハオルガン	器樂 ヴアイオリン等
聲樂部時間數	第一年	練習二六	
	第二年	同上二七	
	第三年	同上二五	
器樂部時間數 ピアノ、オルガン專門	第一年	同上三一四	
	第二年	同上三一五	
	第三年	同上三一三	
器樂部時間數 他樂器專門	第一年	同上二四	練習三八
	第二年		同上三一五
	第三年		同上三一三
樂歌部時間數	第一年	練習二七	
	第二年	同上二八	
	第三年	同上二六	

隨意科目ヲ課スルトキハ他ノ學科目ノ教授時數若干ヲ減シテ之ニ充ツルコトアルベシ

第九條　研究科ハ聲樂器樂作歌及作曲ヲ專攻スル者ノ爲メニ之ヲ設ク其學科課程ハ左ノ如シ

研究科學科課程

部名	學科目／學年	器樂 ピアノ又ハオルガン	器樂 ヴアイオリン ヴイオラ其他	計
聲樂時間數	第一年			練習六三以上
	第二年			
器樂時間數 ピアノ、オルガン專門	第一年	二		同上六
	第二年			
器樂時間數 他樂器專門	第一年		一三	同上八
	第二年			
作歌時間數	第一年	二		同上一三
	第二年			
作曲時間數	第一年	二		同上八
	第二年			

第十三條

實地授業ヲ課スルトキハ他ノ學科目ノ教授時數若干ヲ減シテ之ニ充ツルコトアルベシ

明治四十年～四十一年

二月、第十三條中、甲種師範科のカリキュラムから詩歌評釈と英語を削除し、音楽史と国語を増加することが仮規則の形で追加され、施行される。これは四十二年に正式に改正される。

第十三條

當分ノ内詩歌評釋及英語ヲ除キ第一年時間數音樂史一ヲ二ニ國語及漢文四ヲ六ニ改ム

〈参考資料〉

明治三十七年二月に行われた甲種師範科の入学試験問題を掲載する。

第一號　國語科入學試驗問題

一、左の文を簡明に解釋すべし

仁和寺に或法師年よるまで石清水を拜まざりければ心憂くおぼえてある時思ひ立ちてたゞひとりかちより極樂寺高良などを拜みてかばかりと心得て歸りにけり偖かたへの人に逢ひて年頃思ひつる事はたし侍りぬ聞きしにも過ぎてたふとくこそおはしけれそも參りたる人ごとに山へ登りしは何事かありけむ

大納言入道召し捕られて武士ども打ちかこみて六波羅へゐて行き

ければ資朝卿一條わたりにてこれを見てあなうらやまし世にあらむ思出立斯くこそあらまほしけれとぞいはれける。

二、左の語句中文法上の誤謬あらばこれを訂正しかつその理由をしるすべし

○この頃はいかゞ御暮しなされ候ふや御伺ひ申し候ふ。

○流行を追ふて華美に流れしむなかれ。

○悲しきといへどもなげくべからずうれしきといへども喜ぶべからず。

○御都合よろしく候へば御出で下されべく候ふ。

第二號　地理科入學試驗問題

(一)北海道の國名幷に每國の市邑

(二)北海道並に樺太と對岸滿洲の地形大體を略圖（記臆圖）し所要の地名を塡記せよ

(三)亞細亞全洲の國名を東より順次に列擧せよ

英語科入學試驗問題

譯　釋

The records of the lives of good men are especially ugeful [*sic*], useful. They influence our hearts, inspire us with hope and set before us great examples. And when men have done their duty through life in a great spirit, their influence will never wholly pass away, "The good life," says George Herbert, "is never out of season".

唱歌科入學試驗問題

(1)　長　音　階

(2)　めぐれる車、墳墓（二曲の內一曲を選擇すべし）

第二號　歷史科入學試驗問題

一　封建制度の始終

二　謠曲、猿樂、義太夫に就て知る所を記せよ

三　第一世那勃翁が露西亞と交戰の大體

第二號　理科入學試驗問題

一　音の高低强弱は如何なる原因に依るか

二　虹の現るゝ理由

三　燃燒の理由

以　上　二時間

四　鐵の性質及其利用

五　單子葉植物と雙子葉植物とを比較せよ

六　石炭の生因

以　上　二時間

第二號　幾何入學試驗問題

(1)　正三角形の一つの外角を二等分する直線は一つの邊に平行なり

(2)　圓外の一點より圓に引きたる二つの切線は相等し

(3)　圓に外接する三角形の一邊 BC を B′C′ に移すときは

$$AB+AC-BC=A'B'+A'C'-B'C'$$

(4)　三角形の各邊の正中に立てる垂線は一點に會す。

（以上證明を求む）

算　術

(1)　甲乙丙三人に百三十三圓を分與するに甲は乙より五圓多く乙は丙より七圓多し各所得幾何

(2) 分數の分子と分母とに同一の數を加ふるときは一に近づくことを例を擧げて説明せよ。

(3) 8. 9. 10. 及 12 にて除すれば孰れも 5 を剩す所の最小なる數を求めよ。

(4) 甲乙の一歩の長さの比は $\frac{3}{4}$ 乙丙一歩の長さの比は $\frac{5}{6}$ なり甲丙の一歩の長さの比幾何。

作文

我等は何が故に音樂を學ばむとするか。以上二時間。

讀書

一、後奈良天皇の天文十二年歐羅巴洲の葡萄牙國の人百餘人ばかり交易にとて遙々我が太陽國種子島に渡り來りしに其商船の中に鳥銃といふ軍器ありしかば島主時堯といふ人購ひ得て其術をも學びたりしに戰國の習ひ忽ち世間に廣まりたり、天主教の日本にも來たりし此亦時ぞ始めなりける。

二、左の文章に文字に誤れるものあらば訂正すべし。

雲を凌ぎて高くそびへたる山を越え行けばこゝは小き村也。そこゝゝを見渡せば糸を操る老媼あり。からくれないのもみじをもてあそぶわらべあり、書籍を讀める學生あり、氣候あたゝかく風姿柔和にして他鄉の人といへどもこれを侍遇すること甚だ手あつし。

以上

(三浦俊三郎『本邦洋樂變遷史』日東書院、昭和六年十月五日、三四二～三四五頁)

第五節　第二代東京音楽学校校長村岡範爲馳（むらおか　はんいち）の音楽論説

理学博士である村岡範爲馳は嘉永六年（一八五三）十月十四日山陰鳥取の因幡国八上郡釜口村に生れた。幼名を範之亟といった。明治三年（一七七〇）十二月藩主の推薦により大学南校貢進生となりドイツ学部に入って理科を修めた。明治八年（一八七五）同学部廃止の後文部省報告課に出仕、東京女子師範学校訓導を兼任しついで東京大学医学部に出仕した。同十一年（一八七八）一月文部六等属に任ぜられ、ドイツへ師範学科取調べのため派遣された。ストラスブール大学で哲学博士の学位を得て十四年（一八八一）五月帰朝、東京帝国大学教授となり文部省官立学務局を兼任して本邦学制に力を尽した。十九年（一八八六）伊澤修二らとともに音楽学校設立の儀を文部大臣に建議した。二十四年（一八九一）八月伊澤修二のあとを継いで東京音楽学校二代目の校長となった。同時に奏任官二等に叙せられ、勅令第十三号学位令により物理学上研究の主要なる炭類の電流に対する性質、日本魔鏡の研究音響映画、音響用厚さ計、研磨によって起るビッミの研究などの論文実績によって理学博士学位第一号を受けた。二十六年（一八九三）九月東京音楽学校を辞したあと、京都帝国大学工科大学教授に任ぜられた。退官後同大学名誉教授の名称を授けられた。昭和四年（一九二九）四月二日没、七十七歳、正三位勲二等に叙されている。村岡校長は、物理学者の立場から「良い音楽を理解し、作るためにはまず耳を良くする訓練が必要である。その上に音楽の理論を研究し、さらにより高度な音楽を追究することによって高度な技術も生れるのである。歌曲の場合は形而以上の感情と形而以下の理学とに密接な関係を有するもの」であるから浅はかな音楽体験で教授に当るものではないことを警告している（『音樂雑誌』第十六号、明治二十五年一月、より）。次に掲載した論説は彼が東京音楽学校在職中に発表、あるいは講演したものである。

小學校教則大綱第十條に關する意見　村岡範爲馳

小學校教則大綱第十條中一二の誤解し易き點を擧げ次に余が信ずる處を述べて聊か之が解釋となさんとす

第二項に尋常小學校に於ては「通常譜表を用ひずして云々」とあり是れ幼稚の兒童に對しては專ら樂譜のみを用ひずして平易に教ふるを以て普通の授業法となすとの意なり即ち成るべく容易なる方法を旨とし兒童の耳に入り易き歌曲を口授々業し或は數字練習を以て教授すべきを示すものなり尤も場合に依ては唱歌掛圖を示し之に依て唱歌せしむるも別段説明をなさず兒童をして暗々裏中に音の高低の有様を知らしむるを可なりとす唯唱歌教授の經驗に乏しき者は往々兒童想像力の範圍を超へて不必要の符號を教へ遂に音樂理論上の説明に渉る等の弊に陷ることなしとせず請ふ此等の點には充分注意あらんことを

又其第四項を見るに「歌詞樂譜は成るべく本邦古今の名家の作に係るものより之を撰び雅正にして兒童の心情を快活純美ならしむるものたるべし」とあり本邦古今の名家の作に係る短歌或は今様の類は自然本邦の人情風俗に適切なるを以て教育上の効果も大なるべし樂譜も亦本邦古今の名家の作中に高雅端正にして兒童の心情を快活にし德性を涵養するに足るものあるときは採て之を用ふべきは勿論なり唯務めて本邦の樂譜のみ偏用すべきものと誤解すべからず抑も

歌曲の事たる形而以上の感情と形而以下の理學とに密着の關係を有する者なれば固より本邦人の感情の需むる處は之に滿足を與へざるべからざるも理學の進歩と關係を有する事項は着々之が改良を計らざる可らず左れば第四項中本邦古今とある辭を以て其意を害せざらんことを希望す

（『音樂雜誌』第十六号、明治二十五年一月）

次の講演録は明治二十五年二月、地方学務官の東京音楽学校参観のおりに学校唱歌に関して講演したものである。

諸君、今般文部省學事諮問の爲め、御上京の好機を以て本校をも、御來觀相成りしは、余に於て光榮滿足の至りなり。余は、今諸君を、各教室に誘引するに先つて、學校用唱歌及音樂教員等の件に關し、聊か希望する所を一言して諸君の注意を乞はんとす。

第一は、祝日大祭日の儀式に供する唱歌用歌詞樂譜の件なり。諸君御承知の通り、我が文部大臣は、省令第四號を以て、祝日、大祭日の儀式に關する規定を義められしが、其第一條第四款に「學校長教員及生徒其祝日大祭日に相應する唱歌を合唱す」とあり。依て諸學校に於て實際其儀式を擧行せんとするも、適當の歌詞樂譜を得ざるが爲め、往々杜撰の樂曲を用ふるの弊を生せんとせり。然るに祝日大祭日の儀式は、恐れ多くも、我帝室に執りて最も重要なる大禮なれば、其儀式を行ふに際し、敬意を表し奉らん爲め、唱謠する所の歌詞樂譜は、國歌の性質を帶びて、能く生徒の志氣を鼓舞し、忠臣愛國の情操を養成するに足べき者たらざるべからず。依て曩に、文部大臣は、其歌詞樂譜の撰定を當東京音樂學校に命せられ、更に其歌詞は千家尊福、鈴木重嶺、本居豊穎、高崎正風、丸山作樂、黒川眞頼、木村正辭、佐藤誠實、小中村清矩、勝安房諸氏に依頼ありて、既に過半落成したれば、之に樂譜を付することも、亦漸次其緒に就くべき見込なり。

次に一般の唱歌用教科書の儀は、過般發布ありし小學校教則大綱第十條の趣旨（第十條に付きては、別に余の解釋あり）に基き、且十年前。唱歌の小學校に入りしより、今日に至るまでの實驗に依て、唱歌集中歌曲の順序等を修正せるもの、及歌詞に解釋を附せるもの等を出版し、教員をして唱歌授業上の便益を得せしめんとの見込なり。又新製の歌曲は、音樂教員一般に渇望する處なれば、是亦續々製作頒布するに至るべし。

次に、音樂教員採用の事なり。尋常師範學校にては將來成るべく、本校の卒業生を採用あらんことを希望す。又中學校にては、本校の卒業生を採用せるもの幾と皆無の姿にして、實に唱歌は、未だ中學校の學科と見做されざるものゝ如し。普通教育の爲め、慨歎すべきことなり。世に、往々音樂は、人を柔弱にするものゝごとく信ずる者あるが如し。是れ、蓋し音樂の何者たるを考究するの至らざるより生ずるの説なり。試みに、古今東西の史乘に徴せんに、勁敵に投じ、壘址を陷れんとするに際し、一死國恩に報ずとの士氣を鼓舞して、君王の爲め、國の爲めに、一身を擲つ程の勇氣を出さしむるの一具は、即ち音樂に非ずや。勿論、今日俗間に行はるゝ音曲なるものは、所謂鄭衛の音にして、實に似て非なるものなり。其性質たる、獨り人をして、柔弱ならしむるのみならず、或は淫奔猥褻に

導くの恐あるものなり。固より端正高雅にして、徳性を涵養するに足る音樂と同一視すべきものに非ず。中學校に於ては、音樂は師範學校の如く、後來人の子女に教ふるの目的を以て、學ぶの必要は、固より之れなしと雖、其生徒自身の教育としては、正に欠くべからざるものなりとす。況んや、中學校と雖、或は祝日大祭日に方り、其儀式を執行するには、唱歌は必然欠くべからざるの要具なるに於てをや。尋常小學校にして、普通教員の外、更に音樂教員を聘用する資力なき學校にては普通教員中に、成るべく音樂の心得ある者を聘用すべし。又高等小學校にして、生徒の數三四百人、又は七八百人以上もありて、多數の平行級を有する學校等には、必ず一人の音樂專門の教員を聘用すべし。此の如き大なる高等小學校には、一人の專門教員あるも、尚ほ不足を感ずることならんと信ず。果して專門音樂教員一人を採用し置けば、平日の授業は、勿論諸般の式日等に方り、必ずや萬事好都合のことあらん。右の目的を達するには、壯年の男子にして、聽感鋭敏なる者を撰び、縣費、或は郡費等を以て、多少の補助を與へ、凡そ三年間本校に入學せしめ、卒業の後、其縣其郡に聘用するに至れば最も便法ならんと信ず。

諸君御歸任の後新法令實施の際前陳の數件に就き、宜しく御注意の上、只管御盡力あらんこと、余が偏に希望する處なり。

（『音樂雜誌』第十七号、明治二十五年二月）

〔論説〕「普通教育における音樂」　村岡範爲馳

『音樂雜誌』明治二十五年九月、十一月、十二月、二十六年一月、二月、三月号に連載。未完で終っている。村岡校長は同年九月に東京音樂学校を辞している。この論説は情操教育に音樂がどのように有効な作用をするか、人間のみならず動・植物にまで及ぼす効果を古今東西にわたる記述を引用して科学的にまた生理学的に説いている。この時代で「Musik Therapy 音樂治療」にふれている点が注意をひく。

普通教育の諸學科中、讀書算術の如く人生直接の用を爲すものあり、又音樂圖畫の如く審美の思想を起し人の性情を養ひ、以て間接に人生を益するものあり、是等の學科は共に完全なる人物を養成するの具ににして、普通學科中一として缺く可からさるものなり、今夕は數多の教育家諸氏在席の好機に接し、幸に一言の榮を賜はりたれば、普通教育に於ける音樂に就き、聊か一言して諸君の注意を乞はんとす、

先つ第一に、音樂なるものは物を感動するの勢力最も大なる事を述んに、希臘の樂人アリヲンの歌は能く死を起し命を救ふと云へり、又アムヒヲンは其歌力を以て石塊を動かし行雲或は飛鳥を停め、ヲルホイスの歌は烈風を鎭め焔魔を笑はしめたりと云へり。是等は音樂の美を稱讃するの語にして、人をして彼の「鬼神を(ママ)感動す」又は「眼光紙背に徹す」等に類する侈言と同一視せしむる事なしと云ふ可からず、勿論過大の語たるを免れざるも決して荒唐無藝(ママ)にして形跡もなき事と構造せるものにあらず多少事實あることなり、猶ほ次に實地の諸例を陳述すれば自ら解氷する處あらんと信す」諸君御承知の通り、中等唱歌集に保昌なる曲あり、藤原保昌嘗て冬夜に微行せしや、袴垂なる盜賊ありて保昌の衣を奪はんとせり、保昌は悠然として笛を吹きしが、賊之に感して自首せりと云ふ。往昔支那の

聖賢は平素腰間に玉を佩び、右に徵角左に宮羽を鳴らして、辟邪なる心の入る事を妨けり。千八百七十年普佛兩國の戰端を開ける時、普國に於て懸賞撰定せるライン曲の如きは、能く普國の士氣を激昂して佛國の讎を防き、敵兵をしてライン河を超ゆることを得ざらしめたり。現今佛國の國歌と成たるマルセヒーズ曲の如きは、佛國人を激發するの勢力殊に劇しく、嘗て叛乱の媒助たりし事ありたるは歷史上照々たることなり、其外音樂が人を淫逸に導き、或は音樂を以て暴君を切諫する等其作用は必すしも悉く善なるに非すとも雖も、其人心を感動するの勢力極めて大なる事は爭ふべからざるの事實にして、現今歐州に於ては音樂を以て疾病を治療するの一具となさんとし、既に音樂治療（ミュジコテラピー）なる術語あるに至れり、左れば、アリヲンの歌に起死回生の力ありと云ふも全く無根の侈言と云ふべからず、

音樂感動の効力は獨り人類に止まらず、又能く禽獸に及ぶものなり、嘗てチヤリネなる曲馬師あり東京に來りて興業せり氏は凡そ十疋計の馬を曲馬場に並べ置き傍らなる樂隊が進行的の樂曲を奏せしめしや、別に人の之を馭することなきも、衆馬は蹄足を揃へて進行せり、右の馬は平生馴らしたるものとは申すものゝ、音樂を感するにあらざれば決して斯の如き事を得さるへし。アフリカを旅行する人笛を吹きて鰐（ワニ）の難を免れ、印度旅行人がバイオリン曲を以て象の侵襲を免かれたることありと云ふ。或る獨逸の婦人が畜養せる犬は吹笛の或る一定の音を發する毎に必ず吼へたりと云へり。余は印度セイロン島に於て蛇遣（へびつかい）を見しに、竹籠（たけかご）の中に入れたる蛇は、主人の笛聲を聞きてニヨロ〳〵這ひ出てゝ種々の藝をなせり。此頃聞く處に依れは蛙の一種に河鹿（かじか）なる者ある由、其聲が鹿に類するを以て此名ありと云ふ、此蛙は極めて美聲を以て鳴く由なるが、初め未た鳴きを能せさるや、笛聲を以て之を練習すれば、漸々美聲を發するに至る、其最も能く鳴くものは東京にて價二十五圓に上れることありと云ふ、支那詩題に池亭蛙などゝあるは此河鹿のことなりと云ふ。或る人夜間ピアノを彈せしに、鼠あり來りて其傍に止まる、其狀ピアノ曲を解するものゝ如きを以て、之を驗さんか爲め暫時彈琴を止めたるに、鼠は直ちに去り、主人再ひ彈せしに鼠復ひ來りて之を聞き、斯の如くすること數回にして其琴曲を感するに相違なき事を認めたりと云ふ。兩三年前ネチューア新聞に記せるに或る人愛養せる金糸雀（かなりや）あり、折々籠より出し室中に遊はしむ、一日主人はピアノを彈せしに鳥は主人の腕上に宿り、腕は彈琴の爲め終始動搖するにも拘はらず之を去ること、なく終には自ら轉り出せりと云へり。余は幼時數個の金雀（ひは）を飼養せしが、學校より歸宅し讀書の復習を爲せる際、音聲の抑揚高低が歌曲に類することある時は、金雀（ひは）は必ず之に和して囀つれり。金糸雀（かなりや）又は金雀（ひは）の如きは身自ら秀逸の音樂者なれば其音樂を感すること他の禽獸より甚しきは當然の事と云ふ可し、左ればアムヒヲンの歌が能く飛鳥を停めたりと云ふも、必しも無根の侈言と云ふ可からず、

音樂が物を感動するの勢力は獨り人類と禽獸とに止まらず、又無生の木石等に及ぶものなり。箏曲集落梅の歌に「花も散るなり笛の音に」とあり。謠曲の名人は能く障子を謠ひ敗るとは古來言ひ傳ふる事なるが、余は因州公の能役者藤田某氏の宅に於て障子の紙の振へるを實地に見しことあり。東京音樂學校の演習に於て、帽子を手に持ち乍ら聞く時は、間々帽子が振動することあり、之に類するこ

とは西洋のオペラ等に於ては屢々實驗することなり。羅紗を敷きたる机の上に指を廣げて手を載する際、聲量の大にして且つ低音の人來りて談話する時は、指間にくすぐる如き感を起すことは屢々實驗せり。アルプス山中に岩窟あり、高き數仞の處より道路の上に臨む、午飼が其下を通行する時は、必す牛の鈴を執り去るなり、是は岩窟が鈴の音に感して碎れ落るの恐れありと云ひ傳ふるが爲めなりと云ふ。流出する水の曲線は或る音に感して其形を乱すことあり。殊に著しきは所謂「感し易き炎（ほのほ）」なり、是は瓦斯燈に用ふる石炭瓦斯を小なるガラス管に通し、二三寸上に細密なる金網を置き、上より火を点すること安全燈の試驗の如くして、金網の上に筆尖の如き炎を作れば出來るなり、此炎は太鼓を叩くも、怒聲を發するも其音低き時は馬耳東風の如し然れとも音高きときは覿面（てきめん）に之を感し、始め筆尖形なるものが全く潰れて平たくなるなり、其音を發する處は決して炎の傍に在るを要せず、故に發聲者の息氣の爲めに形を變するにあらず、發聲者は室隅にあるも又は室外に在るも可なりとす、此炎は人耳の聞く能はさる高音を感するが故に物理學上應用あるなり。又石炭瓦斯を一端を細く鋭らしたるガラス管に通し、長さ壹尺五寸許りの炎を作る時は一種の感し易き炎を得るなり、此炎は音の高低等に依り色々に其形を變す、或は長さ短縮して半分となり、或は彫（さい）の如き形となり、或は折釘の如くなり、又は傘の如き形を執るなり、若し此炎を作り置き、其室内に於て雄辯家をして流暢なる演説を爲さしむる時は其抑揚高低に應して右の如く種々に其形を變するの狀、恰も演説を理解するものゝ如し。是等の諸例を以て考ふる時はヲルホイスの歌が烈風を鎭め、アムヒヲンの歌が石塊を動かし、行雲を停めたりと云ふも、丸て跡形も無き事と云ふ可らす、尤も焰魔様の笑つた事は保證致しません、

右の實例を以て之を視れば音樂が物を感動するの勢力極めて大なること明なり、音樂は其感動の力を以て能く猛惡の人を温和にし、怯懦なる者を奮起せしめ、人の德性を涵養し、國の風俗を淳化するものなり、次に種々の實例を擧けて其國家を經營し人民を教育するの必要なることを證せんとす。

樂記に曰く禮樂刑政其極一也、所以同民心而出治道也、又曰禮樂刑政四達而不悖則王道備矣と、支那に於ては舜既に五絃の琴を作り、夔に命じて典樂の官に當らしめ、以て人民を教へり、支那の文物尤も盛なりしは周の時代なり、其然る所以のものは蓋し學校の組織能く整ひて、普通の諸學科完備せるに依るなり、家有塾、黨有庠、州有序、國有學、以て大中小學校の組織備はれるを知るなり、詩書禮樂射馭書數の諸學科の如きは幾んど近代の普通科を網羅せるものと謂ふ可し、即ち詩書は文學なり歷史なり、禮は修身なり作法なり、樂は音樂唱歌なり、射馭は体操に、書は習字に、數は算術に當れるなり、孔子の語に詩を學べば多く鳥獸草木の名を知るとあり、左れば博物學科も亦其端緒を開きたるものと云ふべし、詩は邶鄘衛鄭等の人情風俗を咏ず、左れば地理學も亦全く缺けたりと云ふ可からず、右諸學科の中に於て詩と樂とは關係の最も密なるものなり、詩は詩經にして現今の唱歌集の如く、元來歌詞樂譜の両樣を備へたるものなり、今其詩（歌詞）を存して樂譜を亡なひたるは、蓋し記譜法不完全にして周亡び樂衰ふるに從て漸々消滅せるものならむ、南陵、白華、華黍等の如きは有聲無詞の樂にして、現今東西の諸樂に於て

も其例多きものなり、無詞にして樂譜を亡なふ故に獨り其曲名を存するのみ、樂は雲門、咸地、大韶、大夏、大護、大武なる六樂、卽ち黃帝、堯舜、禹、湯、武なる古聖天子の德を稱贊するの樂曲舞蹈等を始めとして、廣く人情風俗を演するものなり、六樂は卽ち祝日大祭日の唱歌に當る數千年前の周世にして旣に此式を擧く其敎育制度の完備せること思ふべきなり。

孔子の言行中に詩の德を稱し樂を好むの事甚た多し、曰く詩を學ばざれば以て言ふなし。曰く周南召南を學はざれば、正しく面に牆して立つが如し。曰く詩に興り、禮に立ち、樂に成る。曰く禮樂は斯須も身を去るべからず、曰く禮樂興らざれば刑罰中らず。曰く樂は倫理を通するものなり。曰く風を移し俗を易ふるは樂より善きはなし。韶を謂て曰く美を盡せり又善を盡せり、武を謂て曰く美を盡せり未だ善を盡さず。顏淵邦を爲むるの道を問ひしや曰く樂は卽ち韶舞鄭聲を放ち云々と。孔子齊に在りしや韶を聞き、之を學ぶこと三月、肉の味を知らず、歎して曰く圖らざりき樂を爲すの斯に至らんとはと。孔子磬を衛に擊つ、隱士あり其經國に志あるを覺れり。孔子人の歌を聞き、善なれば則ち之を復せしめ然る後自ら之に和す。孔子宋に行く匡人簡子、甲士を以て之を圍む、子路怒り戟を奮ひ之と戰はんとす、孔子之を止めて曰く惡ぞ仁義を修めて世俗の惡を免れざるものあらんや、夫れ詩書の講せざる、禮樂の習はざる是れ丘が過ちなり、若し先王を述べ古法を好むを以て咎めらるゝが如きは則ち丘が罪あらざるなり、命なる哉、歌へ予れ汝に和せんと子路琴を彈じて歌ふ、孔子之に和す、曲三び終る、匡人甲を解て罷む。孔子某琴曲を師襄子に學ふ問はずして其文王操たるを覺る師襄子敬服す。

孔子陳蔡の間に窮し火食せざること七日、其間常に絃歌す、顏回適々菜を擇ふ、側に子路子貢あり、相與に言て曰く夫子再ひ魯に逐はれ、迹を衛に削られ、樹を宋に代られ、商周に窮し陳蔡に圍まる、夫子を殺す者罪なし、夫子を籍する者禁なし、尙絃歌鼓琴未た嘗て音を絕たす、君子の恥なき此の如き乎と顏回以て應することなし、入て之を孔子に告く、孔子琴を推し喟然として嘆して曰く賜とは細人なり、召して來れ、吾之に語らんと、子路と子貢と乃ち入る、子路曰く此の如き窮と謂ふへきか、孔子曰く是れ何の言ぞや、君子道に通するを通と云ひ、道に窮するを窮と云ふ、今丘は仁義の道を抱て以て亂世の患に遭ふ、何の窮か之れ爲さん、故に內に看みて道に窮せす難に臨みて其德を失はす、天寒旣に至り霜雪旣に降りて吾れ則ち松柏の茂るを知る、陳蔡の溢は丘に於て其れ幸なる哉と、孔子創然琴に反て絃歌す

孔子武城に行き絃歌の聲を聞き莞爾として笑て曰く鷄を割くに何ぞ牛刀を用ゐんと、子游對へて曰く昔古偃や之を夫子に聞く、曰く君子道を學へば則ち人を愛し、小人道を學へば則ち使ひ易しと、孔子曰く二三子、偃か言是なり前言之に戲るのみと、孔子衛より晉に入らんとす趙簡子か竇犨鳥犢及舜華を殺すを聞き河に臨て嘆して歌ひ曰く美哉水洋々乎丘之不濟此命也夫と乃ち轅を轉して鄒に歸り槃操を作り以て其薄命を哀めり、孔子晩年多く其弟子を失ひ又自ら病む、一日子貢見ゆることを請ふ、孔子方に枝を負ひ門に逍遙す、曰く賜や汝來ること何そ晩きや、孔子因て歎して歌て曰く太山壞乎、梁柱摧乎、哲人萎乎、云々」孔子の詩を稱し樂を好むや、獨り其善

き者に就て然るのみ、其惡しきものに至りては常に之を排斥せんことを務めたり、嘗て顏回に言て曰く鄭聲を放てよと、孔子嘗て魯に相たりし時、齊の景公、魯と好を結はんと欲し魯の定公と夾谷に會す、景公四方に樂を奏せしむ、旄旌羽祓矛戟劍撥鼓噪して至る、孔子曰く吾か兩君好會となす、夷狄の樂何ぞ此に於てせんや、請ふ有司に命せん、有司之を却く、樂人去らすして左右晏子と景公とを視る、景公心に怍ち之を去らしむ、暫くにして更に宮中の樂を進む、優倡侏儒戲をなして前む、孔子曰く匹夫にして諸侯を熒惑する者は罪當に誅すへし、請ふ有司に命せん、有司法を加へ手足處を異にす、其後齊人は魯の孔子を用ゐて遂に天下に覇たらんことを恐れて私かに之を沮せんことを欲し卒ち齊國中の女子好き者八十人を選ひ皆な文衣を衣せ、文馬三十駟を添へて魯君に遣る、季桓子之を受け三日政を聞かず、孔子遂に行り屯に宿す、樂師已送り曰く夫子は則ち罪なし、孔子曰く吾歌ふ可ならんか、歌ひ曰く彼婦之口可以出走、彼婦之謁可以死敗、優哉游哉聊以乃歲」

孔子の樂を好むや正樂と雖も之を興すの法其宜しきを得さるときは必す痛く其罪を擧く、嘗て季氏が八佾庭に舞するを誹り曰く是をも忍ふへくんば孰か忍ふべからさらんと、三家者雍を以て徹す、孔子曰く相維辟公、天子穆々、奚ぞ三家の堂に取らんやと、又曰く人として不仁なれば禮を如何せん、人として不仁なれば樂を如何せんと、孔子魯の禘を謂て曰く禘既に灌してより後は吾れ之を觀るを欲せすと

右の諸例に依て之を見れば東洋德育の泰斗と仰がるゝ孔子は、音樂に於て如何なる思想を抱きしやを知るに足るべし、諸君は勿論孔子の言行は充分御承知の事なるも、通常人の孔子を見るは主として道德の一点にあるものゝ如し、今音樂の点より孔子を見るときは、右の如き非常なる音樂上の履歷あるを見る、而して其履歷たるや皆道德と相提携するものなり、吾人は是に依て一層音樂が德育に關するの至大なるを知る、或曰く孔子の音樂を稱する斯くの如く大なるは、蓋し孔子の性質偶然音樂を嗜好せしが故に然るならんと、余曰く夫れ或は之れあらん、然れ共余は音樂其物が道德上至要の原素なるが故に、孔子の之を好むや斯の如く甚たしかりし事を信するなり、試みに禮の一事を見よ、若し禮の一点より孔子の履歷を觀察せば、其偉大なること決して音樂に讓らざるべし、而して禮は常人に執りては、音樂の如く人を感動せしめ、或は之に快樂を與ふるものにあらず、然るに孔子の之を好むこと彼が如く大なる所以のものは、蓋し其道德に關することの大なりし故のみ、是を以て余は孔子の音樂に於ける其禮に於けるが如きを信するなり、されば禮樂は均しく是れ風教を矯め、社會の秩序を保つの必要具たるや明かなり。

孔子の音樂に關する言行は略之を述べたり、尙進んて西國の賢哲は音樂に就きて、如何なる思想を有せしや一二著大の人に就きて觀察を下し、以て音樂が人の德性を涵養し、國の風俗を淳化するの藝術にして、現今小學校に科する數時間の唱歌の如きは、之を古希臘人に比すれば眞に兒戲に類することを明にせんとす、

古希臘國教育の原素は音樂及体操にして、希臘人は音樂と体操の間に生長せりと云ふも可ならんか、殊に音樂は其平素生活の大部を占領し、祝賀宴會等には幾と之を欠くことなく、勿論其席に於て彈琴唱歌を能くせざるは、中人以上の大恥辱たりしなり、而して音樂

を忽にするときは人生を野蠻に歸することゝし、之を能くするものは操行自ら端正に至るとせり、且つ希臘人が音樂を重ずるの大なることは、音樂なる語を以て精神心意に關する教育の全部を意味せし一事を以て知るべし、又曰く音樂は秩序の創立者なり、音樂は天神が人類の德行を修むる爲に下賜せるものにして、其曲節と調聲とは能く人の情性を牽制するものなりと、曰く音樂を修むるものは必ず廉潔にして百般の善と美とに別ると、希臘人は又音樂を以て國家を經營するの智略を與へ、義勇の氣質を養ふものとせり、殊に勇將の軍歌の如きは、無上の教育力を有するものとせり、希臘人はキタラ、笛、ライル家を名つけて教育家と云ひ、ホーメルは唱歌家を名けて賢者と呼べり、希臘の音樂は支那に均しく詩歌と密接の關係を有するものにして、殊にホーメルの詩を尊重すること、支那の詩經に於けるが如し、ニクトラス嘗て誇て曰く余が父は余を教育して賢人たらしめんと欲し、ホーメルの詩を洩なく學はしめたり、故に余はイリアス、オヂッセの歌の如き一として暗記せざるはなしと。

希臘人の音樂を尊重すること斯の如く大なるに至りしは蓋しピタゴラス與りて大に力ありと云ふべし、ピタゴラスが希臘の音樂に於るは蓋し孔子の支那音樂に於けるに讓らさるべし。

ピタゴラスは今を逝ること凡そ二千四百年前即ち孔子と幾んと同時の人なり、氏はバビロンに於て十二年間數學及び音樂を研究し後ち其鄉土サモスより以太利亞の希臘領諸府に來りし人なり、氏は精神身体共に衆に勝れ其門人より非常の尊敬を受けたり、而して氏は精神を清淨にし道德の心を鞏固にするに五官の力を以てするの教法を説けり、氏の教法は一般に希臘國中に廣まりて五官中殊に聽官は德育を幇助する爲め最も必要なる機關となれり、氏曰く美音の美觀に勝る所以は其性鋭敏にして變化多く且つ何時にても之を得ることの容易なるか故なり、曰く音樂は感覺を鋭敏にし發聲を訓練するを以て又能く社交上の機智を發達せしむと曰く音樂は美の最上なる泉源なりと、氏の教育の目的は美を以て人の精神を充滿するにあり、氏は笛を以て靡々柔弱なる樂器なりと之れを好まさりし、之れに反しライルは其性質嚴格なりとて殊に珍重せり、氏は自ら作曲し又人をして作曲せしめ人情を寫出し或は以て憂苦を慰撫し或は無稽の願望を抑制し或は怯懦の恐懼の心を除き去る等に用ひたり、又大家の妙句を撰みて樂曲に合せ以て高尚なる感情及ひ高尚なる思想を人民の心中に貫徹せしめんことを勤めたり、氏は深沈清雅なる聲音を以て人の性情を强固にするものとし、毎朝寢床を離るゝや先つ精神を清淨にせんが爲に暫時ライルを彈し、又毎夜就眠の前に於ても、亦之を彈して日中百般の煩擾を洗除し心意を沈靜せり、氏が音樂に關する言行の中に就き最も奇にして酷なるは嘗て氏が最も親愛せる門人に五年間の無言を命したる一事なり、其目的たるや獨り其無言に耐ふるや否やを試みんが爲めのみにあらず同時に美音を聞かしめて其音樂の美を感受するの性を確實にせんが爲めなり。氏常に以爲く音樂の旋律は殊に規則正しきものなるを以て規律秩序の教となり、調和は能く人の友愛の情を起し、リズムは數理并に希臘人の最も尊重する体操にも存するものにして人の豪俠の氣質を養ふに適するものなりと。斯の如くにしてピタゴラスは音樂を以て勇、美及ひ愛の三者を養なひ、其結果たるや希臘人の道德と學藝とは當時共に肩を比すへきものなかりしは吾人か歷史の上に於て明かに知る處なり、

是れ實に希臘教育の精華とも云ふへきなり、而して斯の如き結果の音樂の力に依て生せしは他に比類少なかるへし、彼の音階、音程、管絃の振動數等の研究の如き、原子説、地球廻轉説の如き皆音樂教育の結果なることを考ふれば音樂の効力は強大なりと云はざるべからずピタゴラスの外ソロン　ソクラテス　プラトー　アリストートル　アルキメデス等の學者も均しく音樂を以て精神を高尚にし才能を啓發し性情を廉潔にし智力を喚起するの要具なりと云へり。茲に一話ありマセトニア王フヰリツプはアリストートルを信すること殊に篤く、嘗てアレキサンドルの出生せしや書を送り曰く、余が愛するアリストートルよ余は今幸に一男兒を擧けたり、余は天神に對して深く其賜物の厚きを謝せさるを得す、是れ獨り男兒を得たるが故のみに非ず、天神が此男兒を余に惠與せる時の宜しさき故なり、即ち汝アリストートルの在世に賜はりたる故なり、余は汝が此兒の保育を擔任して天下に覇王たるの人たらしめんことを期するなりと、斯くてアレキサンドル年甫め十三歳の時アリストートルは其師傳に撰拔せられしより殊に音樂詩歌の教育を施し加ふるに体操講演術等を以てし終にアレキサンドル王をして古今稀有の大業を爲さしめたり。アルキメデスも亦大に詩歌音樂の効用を信しホーメルを教授せさるものあるときは直ちに其頬を繋ちたりと云ふ。希臘文学の華とも稱すへき慘劇は其對話皆音樂的の抑揚を有し聽衆を感動せしむること最も強かりしと云ふ、イースキラスの作に係る慘劇に於て五十人をして合唱せしめしや非常に聽衆の恐怖を來たせしかば爾來法律を以て合唱人數は十五人に過く可からずと制限せしに至れりと云ふ、是等の唱歌は或は和聲を備へたるも計り雜しと雖とも之を徹するに足るの樂譜後世に傳はらさるは惜む可き事なり。右の如くにして希臘に於ては音樂を尊重すること彼が如く甚しく其効果彼か如く大にして古今東西幾と其例を見さる所なり之に反して羅馬人は僅かに希臘の末流を酌まんとして能はず音樂を以て勇、美、情を養ふことを能はずして反て優柔粗俗の風俗を助くるに至れり、羅馬の滅亡に當りて音樂は教會用音樂及ひ俗樂の二途に別れたりしが共に稱するに足るものなし。

降て紀元後十一世紀頃に至り佛國に於ては南北諸部に於て詩歌の大家輩出して宮廷音樂を起し暗黑粗野の時代中に詩歌と音樂と相提携して優美洵良なる風俗を興したり。獨逸に於ても十二世紀中バルバロザ王の下に於て起りしモンネゼンゲル家の如きは其風教を攪起せるの功決して右佛國の詩歌に讓ることなし、其後獨逸の諸都府に於て樂人輩出し其運動と音樂の發達とに伴ひて政治上の制度を改良するに至りたるは支那人が音樂を尊んで禮樂刑政と並立せしめ、希臘人が「音樂は教育の勢力なり」と云ひし言の虚ならさるを證するものなり。又十五六世紀に至ては獨逸國ニュルベルク人ハンス、ザクス一の大音樂會を組織して子弟を教育し時々演奏會を開きて公衆の批評を開き大に音樂の進歩を計りたり、氏が事業の如き偉大なるものは蓋し英佛國に見さるところなり。

新教の元祖なるルーテルの如きも教育を重すること最も大にして其音樂上の功も亦偉なりと云ふへし、ルーテル嘗て云へることあり曰く余若し子女を有せば之に教ふるに獨り語學歴史のみを以てすることなり必す又音樂唱歌及ひ數學の教育を施すへし、是れ希臘人の依て以て偉大の事業を爲せし先例あるか故なり余は今に至り幼時に

於て詩歌を學べることの不充分なりしを悔るなり云々又曰く音樂は天神の惠與せる賜物の中に就き最も美にして最も驚く可きものゝ一なり、音樂はサタン（鬼）の敵なり、音樂は法規なり圭刑なり、音樂は人を温良にし其操行を正し其心意智能を啓發するものなり、又曰く樂典は詩歌を活物にし惡心を排除し悲哀を慰愉し、憤怒驕傲等百般の獘惡に遠からしむるものなり、又曰く余は常に音樂を好んで止まず、此術を能くするものは其性善良にして多事に巧能なり、又曰く音樂は必らず學校の一科たらさる可らず學校教育は必す唱歌を能くせさるべからず之を能くさせるの人は余は教師の尊敬せさるなりと、ルーテルを幇助して宗教を改革し學政を改良せんフヰリツプ、メランヒトン氏曰童兒は年の長幼を論せず毎日午飯后第一時間は音樂練習を爲さゝる可らずと、ルーテルの後新教僧徒も亦大に教育を重んしウルリヒ、ツウングリーの如きはルーテルの如く音樂を尊重すること殊に大なりし、氏曰く測量、圖畫、音樂、擊劍は人たるもの一般に學ばざるべからずと、ファレンチン、フリードラント氏曰く唱歌を學へよ我が愛する兒童よ、唱歌を學べよ、汝等他日天に登れは天孫（エンゼル）必す汝等の合唱を許さん、榮と云はさるへけんやと、ニコラス、ヘルマンはヨアヒスタールの學校長にして繁忙なる校務及ひ授業の傍ら自家に於て其童兒に唱歌を教へ自ら新唱歌及ひ其授業の方法を自身の子女に試み其方法熟して後之を學校の童兒に課し又大に寺歌を改良しルーテルの歎稱を得るに至れりアモス、コメニウスは彼のヂダクチカ、マグナ中に論して曰く家には母親學校（ムツテルシウレー）を要し、各組合各村各市には平民學校を要し、少しく大なる市には中學校を要し、各國には大學校を要す、而して其教授たる皆其目的を一にせさるべからず唯其差は（中略）而して平民學校の童兒は民間普通の諸曲に通し少しく熟達せるものは美術的の唱歌を學はさる可らす云々。

今世普通教育の大成を促したるは、蓋しペスタロッチー氏に如くものあらさるべし、ヂンテル氏曰くペスタロッチーは下級教育の王にして、ソクラテスは上級教育の王なりと、ペスタロッチー氏は人身に伏藏する百般の能力を完全無缺に發達せんことを期し、普通の教育を以て職業教育の本源となし、唱歌を以て算術幾何圖畫等と共に平民學校の普通科中に編入せり。其弟子カウウェラウドライ、ストトヘンニヒ　クラツチンドルフ　ミツトプロイスステーゲル氏等は、ペスタロッチー氏の原理に從ひ、獨乙國の教育事業を一新したるのみならず、遂に教育を以て國民的事業となしたるの功績は、偉にして大なりと云はざるべからず、而して音樂唱歌の一科に於ては、殊にプアイフェルネゲリー等はペスタロッチーの原理に基き、童兒の神身（ゲマヽ）に伏藏する處の音樂力を啓發し、以て其獨立の所有物となさん事を務めたり、兩氏は平民學校童兒の唱歌の能を發達して、樂譜を讀むこと書籍を讀むか如く、或は日常の賣買物を計算する如く、新曲と雖も一見の下に唱歌し得るに至らしめ、以て國民的唱歌を作らんことを務めたり、然れ共惜むべきは兩氏がリズム、樂曲及發想の三音を分離して教授し、其方法細詳に過きて實益的ならず、從て其功は勞を償ふに足らざりし一事也、是れライプチヒの教授リンドネル氏が兩氏の授業法を評して、「豫備豫習の爲に過分の時間を費し、亂りに倦屈來をすのみにして、肝腎なる唱歌に及ふこと甚た稀なり」と云ひし所以なり。右兩氏に反し巧みに唱歌の教授を實

施せしはルードウイヒナトロフなり氏はボッダム師範學校を改良して摸範學校となし、後ミユンステルに於ける學校評議員となり、殊に師範生徒の唱歌教授に意を注き、自ら唱歌集を著述し、豫習と唱歌とを代る〳〵編列して、生徒の實力を養ひ且つ唱歌を嗜好せしむるに至らしめたり、氏は又唱歌教授に數字練習の新法を起したる人也。其後普通教育に於ける音樂に於て、其功績の大なるものはヂンテル　ヘンチエル　シルヘル　エルク　カロウ等の諸氏なり。

右に述へたる處に從て明かなるが如く、音樂は古希臘時代に於ては幾と教育の本源とも云ふべき有樣なりしが、近代に至りては人事益々多忙にして人世必要の事項を增加し、普通教育上必要の諸學科も其數少なからざるが爲に、音樂を以て教育上最上の必要物となすこと、希臘時代の如きを得ざるに至れり、然れども音樂唱歌が人の德性を涵養するため欠くべからざるの一科として、倫理と共に重せらるゝの一點に於ては古今異なることなし。

今世の教育家は音樂に就き論ずる處少なからざれとも其論點多くは授業上の事項にして其必要効用を說くこと、孔子ピタゴラス等の如く切なるもの少しとす、是れ蓋し古人之を論ずることの詳にして、幾と餘蘊なきを以てなり、然れ共今世大家の言にして、往々耳新らしき事なきにあらず、左に其一二を擧けて參考に供せんとす。

ケルン氏曰く唱歌教授は自由講演の教授と相伴ふへきものなり、夫れ唱歌は講演の一種に外ならす、然かも人の思想感情を心より心に通つるものなり、聽官聲官の發達は自己と他人の聲色に依て、相互の心情を正しく觀察し、判斷するの能を鋭敏にする者也、唱歌は獨り人の美術思想を養ふが故に其價値あるにあらす、能く他人の快痛を感受し同情を交換するの効力を有するが故なり、又曰く多人の合唱は恰も人心を收束する糸條の如し、各自をして全体の一部たるの意識を生せしむ、又曰く愛國的の精神を陳述するは詩歌に如くはなし、之を發言するは唱歌に如くなし又曰く生徒をして各自は大なる全体の一部たる意識を生せしめ、全体の結果の善惡は主として各自が自己を以て全体の隷屬となし、全体が要求する處の規律に從ふにあることを知らしむるものは、音樂体操の二科なり、又曰く協同の意識は獨り各級室内に止まらずして、全体に聯帶することを要す、而して此協同に必要なるものは唱歌なり、故に唱歌を教室内練習の外或は講堂に於てし、或は体操場等に於てすべし、其他每週の終始、學期學事の始業終業式、新入生徒入學式卒業式、教員の就職退職、慶賀死亡等に關する式場、大祭祝日、凱旋祝日の式等凡て校員一同集合する時には、必ず合唱することを要す」オケン氏曰く人は見を以て世界に入り、聞を以て社會に入る、ケール氏曰く民歌は天然佳美自由にして、最も平民學校に適するものなり、民歌は質撲簡易にして絶て牽强の辭氣理非の語勢、虚飾の句法を有せず、故に純粹の民歌は切實にして無限の猛力を有し、質撲にして愛すべく貴重にして良く人を感動す、獨乙の民歌は眞に獨乙人民の高德を表示するものなり、獨乙の民歌は獨乙人民の快樂悲哀、愛惡、歡喜痛歎、傲意謙讓を含むものなり、ア、ベ、マルキス氏曰く民歌は不死の音樂なり、民歌は太古の歌なり又現今の歌なり、而して將來の歌たるべし、民歌は變ずべからざるの神樂なり云々、ハインリヒ、ハイネ氏曰く民歌は驚くへき幻魔なり、歌人好て之を擬作すと雖、其歌は恰も人工の礦水の如し、化學上の化合分析を以て巧みに其成分

を同一にするも、常に天然礦水の美味を與ふること能はざるに異なることなし、エフレム氏曰く謹愼なる唱歌は能く石の如き心を溶解して涙滴とす」セキスピーア曰く人として音樂の心なく、又優美の調曲の爲に感動せられざるものは、其性必ず信義に背き詐計を逞くするに適す。トローグ氏曰く百般の憂愁は幻歌に依て消ゆ。又曰く獨乙の唱歌は幻劑なり、又救命噴水なり、我獨乙人民は古今治亂の別なく依て以て其活氣を養ひたるものなり、獨乙の唱歌が國歌の危急に際して奏せる處の大功は、我歷史に據て明かなり(中略)、千八百七十年の後幸に敵國の我を害せんと企つるものなし(中略)然れば唱歌は又其功を奏し其技量を顯はすの餘地を有せざるや曰く之れあるなり、吾人の唱歌は以て神に使ふる所以なり、以て君に使ふる所以也、又義勇の士氣を養ひ國民の操行を整理する所以の者也、吾人をして天神と共に我父母の國を守らしむるものなり、ウロン曰く凡そ人心を感動するの尤も甚たしきは音樂に如くはなし、蓋し聲音一たび人身に入るときは、其腦を動かすこと最も著るしくして他物の及ぶ所にあらず、是を以て獨り人類のみならず禽獸の中にも亦音樂を聞て感悦するもの鮮なからず、顧ふに聲音なるものは一種至施の勢力ありて、其力能く人身を顫動し、人をして種々の情念並に意思を感發せしむ、思ふに聲音の耳に入るや、唯實物自然の理に循ふに過きす、而して其力現に人の精神を動かして復た体格に止まらさるは抑何の理ぞや、是れ固より未だ知り易からざるなり、ランドン氏曰く音樂は早年よりして有益の科なり、唱歌の如きは情の研究上に頗る有益の箇條を添ふるものにして、取分け愛國の事柄を啄せるもの及び家庭の生活に緣故あるものに於て殊に然りとす、アッセル氏曰く音樂と圖畫は幼年教育の必須科なり、之を專修して上達せしむることは勿論時と金とを要するなり、假令拔群の上達を以て目的とせざるも、父母たるものは宜しく其兒猶幼年なる時に當り、期に遲れずして誠に之を課すべし(勿論學校の唱歌時間の外に課するの意)、若し之に依て其天才なきことを發現するも、其試み學びたる事は其身の所有物となるなり、決して無用の金と時とを費消せしにあらず、何となれば之に依て幾分か其兒の美術思想を養成せるを以てなり、余は殊に音樂に於て其價値の大なるを信するなり、聽官な(ママ)發達するの價値は教育家として不同意を表するものなし、其性情及德義に關する効力の大なるは開明諸國學校に唱歌音樂を課せる所以なり、音樂は美術中尤も普通に了解せらるゝもの也、故に音樂は人民一般の美術思想を養ふに最も恰當なるなり云々　(未完)

著書に『平民學校論略』『實驗音響學及音樂理論』『放射線の話』『參考用實驗音響學』などがある。

第六節　上原六四郎「音響學」講義録

明治期における日本の音楽界を考えるに、演奏者、研究者、教育者として活躍した上原六四郎を忘れることはできない。

彼は嘉永元年（一八四八）江戸下谷長者町に生れた。幼時漢学および医学を学んだという。明治二年開成所に入りフランス語を修め、同八年には士官学校に出仕している。同十年の西南の役のおりには、包囲された熊本城へ軽気球を飛ばして救助しようという計画のもと、日本で初めて軽気球の製作、搭乗を行っている。（城の包囲が解かれたため、実用には及ばなかったが。）また、普通教育に手工教育を設置したり、東京美術学校の教授も勤めるなど多方面で精力的な活動を行った。

一方、彼は音楽面にも優れた業績を残している。まず、実技としては尺八を専門とし二代目荒木古童（後竹翁）の弟子で竹名を虚洞といった。当時五人男の一人とされるほどの名手であったという。また、二代目古童による琴古流尺八外曲譜が正確な拍子を表し得なかったため、明治十七年以来符点によって拍子を表す記譜法を考案し、この符点方式による楽譜集を三代目荒木古童、川瀬順輔との合著として出版している。この方式は拍子、リズムを正確に表し、教習、演奏を合理的にした。この合著出版の際の契約書には、符点法尺八楽譜が出版されるに至る経過が記されているので、次に引用する。

契約書

荒木竹翁遺稿上原虚洞附點法尺八譜其他尺八樂譜ノ出版ニ関シ協同シテ出版企ツルニ至リシ所以ヲ記述シ契約ヲ為スコト左ノ如シ

一、顚末

荒木竹翁（本名荒木半三郎、竹名、初梅旭、次ニ古童（二代目）、後ニ竹翁ト号ス）以前ニ在リテハ尺八製作法モ進歩セズ尺八ト俗箏三絃トノ連絡明カナラザリシガ竹翁ガ古童ト称セシ時代ニ至リ古童ハ管内ニ漆地ヲ施シテ其製作法ヲ改メ更ニ其裏孔ノ位置第三孔ノ大サニ大ナル変化ヲ與ヘ一方ニ於テハ八四ノ運指法ヲ發見シ当時存在セル殆ント凡テノ箏絃曲ヲ基礎トシテ尺八外曲譜ヲ大成シ之ヲ門弟ニ傳授シ之ヲ公開ノ席ニ演奏セリ本来竹名ニ「童」字ヲ附スルハ琴古流ニ例無キコトナリシモ古童以後世人好ンデ竹名ニ「童」ヲ附セルハ翁ノ流ヲ汲メルカ然ラザレバ其名ヲ摸倣セルモノナルベシ

古童（二代目）ノ樂譜ニハ緩急ノ由節ヲ表ワスニ朱點ヲ附シ縦線ヲ劃シ圏點ヲ加ヘナホ本由譜ニ倣ヒテ其他ノ記号ヲ附シタレトモ拍子ヲ表ハスニ附點ヲ以テセルニハアラズ然ルニ其門人上原虚洞（本名、上原六四郎）ハ明治十七年以来拍子ヲ表ハスニ附點ヲ以テスルノ記譜法ヲ考案シ之ヲ古童ヨリ傳習シ又ハ古童ノ門人原如童ヨリ傳習シ其他自ラ研究シタル樂譜ノ上ニ試用シタリ其結果良好ナルヲ確信シタルヲ以テ之ヲ川瀬順輔ニ傳ヘタリ

川瀬順輔モ亦古童（二代目）ノ門人ナリ附點法ヲ上原虚洞ヨリ傳受ケ明治二十六年以来其普及ニ力メ明治三十四年句切ノ記號法ヲ考案シ之ヲ門人ニ傳ヘタリ

思フニ作譜及記譜ニ関シテ荒木半三郎ハ管絃樂作曲家以外別ニ著作者トシテノ権ヲ有スベク其家督相續人タル荒木眞之助（竹名、古童（三代目））ハ其権利ヲ承継セルモノナルベク上原六四郎ハ拍子ヲ表ハスニ足ル附點法ノ考案者ニシテ特ニ従来傳習セル譜ノ點者トシ

テ著作権ヲ有スベシ川瀬順輔モ亦タ句切記譜（横線ヲ劃ス）ニ付キ著作権アルベシ

明治四十一年一月十七日荒木竹翁ノ歿スルヤ荒木眞之助上原六四郎ノ両名ハ竹翁ノ遺譜ニ虚洞考案ノ附點ヲ施シテ出版センコトヲ企テ又川瀬順輔ノ附點法普及ニ関スル功績ヲ思ヒ三名協同シテ出版ヲ為サンコトヲ約シ爾来毎週火曜日ヲ期シ相會シテ調査研究セリ而シテ荒木眞之助ハ別ニハレツ（三五三五）ノ運指法ヲ發見シ上原虚洞モ亦タ一五ト三四及ヒ一四ノツノ運指法ヲ發見シテ尺八ノ音域ヲ擴メタルヲ以テ竹翁遺譜ニ基キテ出版ヲ為サントスルニ当リテモ此新運指法ニヨリテ改訂ヲ加ヘンコトヲ約セリ而テ三名協同研究ノ結果ハ附點記譜ノ方法ニ付キ（・、符号幷ニ呂カン、メルカル）ノ省略凡例等幾多ノ新案ヲ案出シタルヲ以テ樂譜出版ニ当リテハ凡テ此等ノ智誠ヲ應用シ樂譜ノ完成ヲ期セントセリ故ニ此譜曲出版ノ趣旨ハ各著作者ヲシテ其権ヲ失ハシメントスルニハアラズ各権利者ノ有スル権利ヲ利用シ協同ノ出版ヲ為サントスルニ過キス然レトモ三人共同研究ノ結果決定シタル考察ニ関シテハ各共同著作者トシテ其権ヲ有スベキハ勿論ナルヲ以テ出版シタル樂譜ニ関シテハ三名平等ノ割合ヲ以テ著作権ヲ共有スベキコトヲ約セリ是レ此三名協同シテ左ノ事項を約スルニ至レル顛末ナリ

二、契約事項

一、荒木眞之助上原六四郎川瀬順輔カ各自従来有セシ権利ハ此契約ニヨリテ喪失セラレザルベキ事

二、右三名ハ従来有セシ権利ヲ行使シテ著作物ヲ複製スルニ當リ其著作物ノ益々完全トナランコトヲ企望スル為メ協同シテ相互相補フベキコトヲ約ス

三、右協同出版ヲ為スタメ協同研究ノ結果得タル考案ニ関スル著作権ハ三名ノ共有トス

右三名ハ此考案ニヨリテ第二ニ掲ケタル複製物ニ増補ヲナスベシ

四、竹翁遺稿外曲譜ハ前述約定ノ如ク協同シテ順次出版スベシ此場合ニ於テハ其竹翁遺稿タルコトヲ明カニスベシ

其他ノ尺八譜モ亦タ協同シテ出版スベシ

五、四ニ揚ケタル協同出版物ニ関スル著作権ハ荒木眞之助上原六四郎川瀬順輔ノ共有トス

六、右三名ノ者ハ互ニ右協同出版事業ノ妨害ト為ルベキ行為ヲ為サズ又ハ第三者カ右協同事業ノ妨害ヲ為スコトヲ許容セザルベキコトヲ約ス

七、出版ニ関スル費用ハ荒木眞之助ニ於テ之ヲ出資ス

八、三名協同出版ノ樂譜成リタル場合ニ於テ右三名ハ各々自己ノ入用ナル部数タケ實費ヲ以テ申受ルコトヲ得

九、樂譜出版及發賣ニ関シテハ書肆ト約定ヲ為スコトヲ得其發賣シタル利益ハ荒木眞之助十分ノ四、上原六四郎川瀬順輔ノ両名ハ十分ノ三宛ノ割合ヲ以テ分配ス

十、筆耕ハ川瀬順輔ニ於テ擔任シ其料金ハ壹曲金六円ノ割トス

十一、三名ノ内死亡者ヲ生シタル場合ニ於テハ其相續人又ハ死者ガ生前ニ指定シタル者ハ死者ノ権利ヲ承継シテ協同事業ニ加入スルコト得若シ前項ノ承継人カ其権利ヲ譲リ渡サントスルトキハ生存者ハ相当代價ヲ以テ之ヲ先買スルコトヲ得

十二、右契約者ハ同文三通ヲ作リ各調印シテ其壱通ヲ所持ス

荒木眞之助
上原六四郎
川瀬順輔　〔手書き〕

明治四十一年十一月三日

上原六四郎は明治十五年から音楽取調掛に勤務しており、その邦楽方面の基礎づくりに力を入れたという。同二十六年、東京音楽学校が高等師範学校附属音楽学校と改称された際にはこの音楽学校の主事、すなわち実質上の校長に命ぜられ、同三十一年までこれを勤めている。東京音楽学校を退官するのは同四十五年であるから、三十年の間音楽教育に携わったことになる。物理学の知識を生かした音響学の講義や音楽史の講義を担当していた。

音響学の講義は明治二十六年に始まった。当時学生であった上原の三女上原ツル（明治二十五年予科入学）の講義録が今日残っているが、音響学の定義、音の原因から始まり、音の諸性質、標準音、音程、音階などについて詳細な講義が行われていたことがうかがわれる。音の共鳴、反射に関する講義では、劇場、楽堂、講堂として望ましい構造を、壁、天井、床の形、材料などの点から論じている。当時の音響設計に関する考え方を知る上で興味ある講義であるので次に引用しよう。（上原の音響学の講義は、『音樂雜誌』第五十九号から第七十六号〔明治二十九年から明治三十一年〕に十八回に分けて掲載されており、大筋は東京音楽学校での構義と同じである。）

奏楽堂、集會所等ノ構造ニツキテ

劇場、楽堂、講堂等ノ構造ニツキテハ言語又ハ音楽ノ明瞭ニ聴衆者ニ聞ユルコト緊要ナリ。此目的ヲ達センニハ前記ノ数條ヲ巧ニ利用スルコトヲ要ス

家屋ハ但〔ママ〕ニ暑寒ヲ防グ其外ニ音ニツキテ大ニ注意ヲ要ス

今日ノ我国ニ於ケル建築学者ハ此音ニツキテハ意ヲ用ヒズ然レトモ吾人ノ家ノコトガ屋外ニ聞エ又ハ屋外ノ音ノサワガシキガ聞ユル事ハ殊ニオモシロカラズ、故ニ此点ヨリ論スレバ内外ノ音ガ互ニ聞エザルヤウニスルノガ必要ナリ

音ノ他ニモレザルコトハ田舎ノ如ク家ガ接シ居ラザル家ニアリテハ先ツ不必要ナレトモ、東京ノ如ク家屋接近シテ居ル時ハ殊ニ注意ヲ要ス

又一軒ノ中ニテモ室々互ニ音ノモレザルヤウニナスコト必要ナリ、学校ナドコトニ然リ

音ヲ防ク方法

家ヲ作ル材料ニハ不導音体ヲ用フベシ

（音ヲ傳ヘザルモノハ多クハ導熱性ト多クハ並行ス）

壁　家房ノ四壁ハ音ヲ遮断スル性ニ富ムモノヲ利用シ且成可ク厚ク構造スベシ、然ラザレバ室外喧噪ノ為メニ室内ノ談話ヲ聞キ能ハザルコトアリ、又室内ノ秘密談ノ外ニ漏ルヽ然レアルノミナラズ音声室外ニ溢レ出レバ隨テ室内ノ反対音減シテ聞キ悪キコトアレバナリ

音ヲ遮断スル性アルモノハ

土、煉瓦、石材（煉瓦ハ價高ケレバ土ノ方比較ヨシ）之モ成可ク厚クナス時ハ殊ニ可ナリ

たいこばりハ以上ノ材料ヨリハ悪シ、モシカクスル時ハ其かべトかべトノ間ニ不導音体ナル（砂、鉄屑、藁屑）等ノ彈性少ナク細ク別レシモノヲ其間隙ニ充塡スベシ

斯クノ如クスルトキハ音ヲ防クト同時ニ音ガ強クナル

あかりとり　窓ヲアケル、其材料ニハがらす最モヨシ（此がらすハ幸ニ音熱何レモ外ニ漏レズ）願クハ此がらすヲ使フト同時ニ此がらすノ内外二枚トシ其間ニ空間ヲ作レバ尚ヨシ

入口　入口ハがらすヲ使フト同時ニ此がらすノ外ニ尚材料ヲ要ス、多クハ木ヲ用フ、サレド之ハ導音体故、ラシヤ、フランネルノ如キ不導音体ニテ之ヲ覆フベシ、又、出来得ルナラ此戸モ二枚ニシテホシイ

天井、床　之モ成可ク壁ノ如クニシタイ、二階ナドアル家テハ殊ニ必要ナリ、

屋根モとたんノ如キモノハイケナイ

室内ノ形　室ハ大小ニヨリ異ル、即チ形小ナル時ハ直達音ト反射音ト殆ド同時ニ聞ユル故ニ其形ハカマハヌ

室ノ廣キトキハ共鳴ハ変シテ山彦ノ作用ヲナシ後発ノ反射音ト前発ノ直達音ト相混シ明瞭ヲカク可シ、又少クトモ余音トナル（之モ時トシテハ助力スルコトアレトモ、又害ヲスルコトモアリ）、故ニ此点ニ注意ヲ要ス

余音ニツキテ

狭キ室ニテハ余音ナケレトモ広クナルト余音アル為ニカヘリテ演舌ノ時害ヲナスコトアリ、即チ、アマリニ余音モ強スギル時ハワンワン云フテカヘリテ聞キニクシ此余音ニツキテハ形ノミナラズ造リ方ニ大ニ注意セザル可カラズ

音楽ハ演舌トハ異ナリ幾分カ余音モ必要

殊ニ、コーラス、オーケストラ、ノ如キハ余音多キ方ヨシ

ゾロ（独奏）ノ如ク綿密ナルモノハ余音少ナキ方ヨシ

余音ニツキテハ室ノ形状ニ注意スベキナリ、大ナル室ニテハ図ノ如ク卵ヲ二分シタル形ヲ用フ

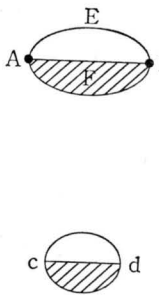

ｃｄナル間口ヲ十間トナスト、ＥＦ天井ハ其二分ノ一、即チ五間ニテ、奥行ＡＢハ間口ノ二倍、即チ二十間

天井ハ余音ニ大ニ関係アリ（即チ高スギルト余音多スギル故特ニ注意ヲ要ス）

四隅、天井等ヲ円形ヲナスハ好マシカラズ

球状面ニハ必ズ焦点ノ之ニ伴フアリテ音声ヲ偏ニ此点ニ集合シテ原音ヲ害シ、之ニ反シ点外ニハ反射音尠ナキニ過クルコトアリ、然レトモ執行者ノ直上ノ天井、直後ノ壁並ニ隅角ヘ球形トナシ其

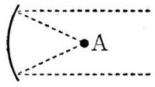

大焦点ニ執行者ノ座席ヲ設クルヲ可トス

（Ａハ大焦点、大焼点、大光心トモ云フ、図ノ如ニスルトキハ執行者ノ背後ノ壁及天井ニ反射セラレタル音線ハ皆並行シテ聴衆ノ席ニ進ミテ直達音ヲ助クベケレバナリ

壁ノ反射ニツキテ

又演奏者ノ後方ノ形ノミナラズ質ニモ注意スベキナリ、即チ、成可ク反射力ノ強キ方ヨシ（即チ直達音、反射音同時ニ聞ユル故ナリ）

壁ハ演舌或ハ音楽等ニヨリ或ハ反射ノ大ナル時ト小ナル時ト二種ノ必要ヲ生ズ

小ニスルニハ壁ニ幕ヲ掛クル時ハ或ハ飾トナリ又反射ヲ減ジ為ニ大ニ利アリ、同ジ壁ニテモ、ツヤアル時ハ大ニ力ヲ増ス

奏楽堂ナドハ、反射力強スキルヨリ、ムシロ少キ方ヨシ

床　ユカハ反射力ノ如何ニ関セズ布ヲ用フ方ヨシ（カクスルトキハ足音ヲ防キ得ベシ）

室内ノ空気　ハ常ニ新陳代謝ヲセシメテ衛生ヲ計ルト同時ニ音ニツキテモ必要ナリ

一堂ニ多人数集マルトキハ大ニ堂内ノ音声ヲ減少ス、之、衣服ハ音ヲ吸収スル性アルニ依ルト雖モ亦燈火、人熱ノ為ニ室内ノ空気ニ粗薄ナル所ヲ生ズルニ由ル、蓋シ光線ノ如ク音線モ亦空気中ノ濃所ヨリ淡所ニ入ル時ハ独リ屈折スルノミナラズ、又反射セラルヽコトアルモノニテ舞台上ノ濃空気ヨリ聴衆頭上ノ淡気ニ向フ所ハ音線之ガ為ニ反射セラレテ舞台ニカヘリ聴衆ノ耳ニ入リ難キニ由ル

〔手書き〕

上原六四郎の日本音楽に関する研究としては、明治二十八年八月、金港堂から発行された『俗楽旋律考』が有名である。これは、普く世間に行われて居る俚歌・童謡を始め、浄瑠璃・端歌・琴歌・謡曲・尺八本曲等を総称した我國固有の音楽」すなわち俗楽の音階を理論的に研究したものであり、陽音階（田舎節）と陰音階（都節）の二旋法を定めるなど、その後の日本音楽研究の理論的基礎を築いたものとして重要である。彼は、音響学の講義でも音階についてかなり詳しく論じており、ピタゴラス音階、支那の呂旋・律旋、ギリシャ旋法、西洋の長音階・短音階、日本の陽旋・陰旋などを、数式や、コンマを用いながら説明している。上原ツルの講義録から音階に関する部分を引用しよう。

音階

音楽ハ如何ナル簡單ナモノデモ時ノ長短云ヒ換レバ拍子並ニ高低トノ二ツアリ、之ハ何レモカク可カラザルモノナリ、此二ツノモノニハ各規則カアツテ、スベテヲトヽノヘ行クモノデアル

如何ナル音楽デモ拍子ハアル可キ筈ナレトモ　古キモノニハ拍子ガ全クナキモノモアリマス、雅楽ノ方ニモ拍子ノナイモノガアルソーデスケレトモ　又宗教ノ方ニモ拍子ノナイモノガアリマス

例ヘバ尺八ノ本曲ハ普化宗ニ於テ經文ノカワリニ佛前ニ於テ演奏スル曲ナリ、此曲ノ如キハ全ク拍子ナシ、然シ拍子ガ全クナイトハ云ハレナイ、ナゼナレバ一人フイテモ二人フイテモ、チヤントアフ、之ハ卽チ気合ト云フモノデアラウ（気合トハ二人ガ思フ所ガ自ラ合スルヿトヲ云フ）デアル故ニ拍子ガナイトハ云ハレナイケレトモ拍子ヲキメルコトハ出来ヌ

定義　音ノ高低ニツキテノ規則ハ低音階ナリ、此音階以外ニ出ルコトハ出来ヌ、音階ハ種類ガナカナカ多ク国ニヨリ時ニヨリ、ソレゾレノ音階アリ

音階ノ変遷　ギリシヤノ如キハ十五旋法トトナヘ、十五音階アリ、其後変化シテ七種類ニナリ四旋法ニマデ減スルコトガ出来タ、其後 Gregory が八旋法ニナホシタ、四旋法ハ Ambrose ガ作ツタ

15…7…4…8

	tonique	dominante
正格	dorien	re　五度　la　re
変格	hypo-dorien	la　四度　re　la
正	phrygien	mi　si　mi

変　hypo phrygien　si　mi　si
正　lydien　fa　do　fa
変　hypo lydien　do　fa　do
正　mixo lydien　sol　re　sol
変　hipo mixo lydien　re　sol　re
正格ハ tonique ヨリ五度ガ dominante ナリ
変格ハ tonique ヨリ四度ガ dominante ナリ

Gregory ガ八旋法ヲ作リシハ六世紀、コレガ和声ノ開ケルニ従テ十四五世紀頃長短音階ガ出来タ

音階ハ色々アルケレトモドレカヾ八旋法ニ帰着ス

メロデーノ作リ方ニヨツテ　ヨホドカワツテルコトモアル、其中ノ或音ヲ用ヒザルコトモアルケレトモ、大体ハ此八旋法ニ帰着ス

音階ノ成立　ハ、ゴク開ケザル時代ノ音階ハ octave ノ間ニ出来ズ大概五度位ニ止マル、稍々開ケテ do fa sol do、之ガ音階ノ抑モ始メナリ、開ケタ音楽デモ此四ツガ力アルモノトサレテイル、ソシテ大抵ノ音階ニハ之ヲ含ム、又 fa ガ増四度トナツテルモノモアリ、ケレトモ之ハ音階トシテハ有リ得ベカラザル事ナリ、然シ古イ處ニハ実際アツタラシイ

音階ハ do…fa sol…do ノ和声、位置ニアリ、色々ノ音階ガ出来ル

長音階ノ成立ハ紀元前六世紀ノ頃、ギリシヤニ Pithagoras ト云フ人アリ此人ガ音階ノ成立ヲ発明ス、ソレハ

fa…do…sol…re…la…mi…si

之ヲ音階ノ形ニマトメル、コノ音階ノ割出方ヲ発明シタノハ Pithagoras ナリ

最モ古イ處デハ si ヲ用ヒナカツタ、即チ六音階デアツタ、尤モ調子ガ轉ジレバ用ヒタ、後世 si ヲ用フルコトトナツタ、此事ハ支那デモ行ハレテイタ、支那デハ順八逆六ナリ

fa do sol re la mi si
do re mi fa sol la si do
支那　do・re・mi・fa♯・sol・la・si・do
呂旋　宮　商　角　変徴　徴　羽　変宮　宮
順八バカリ　do　sol　re　la　mi　si　fa♯

支那ノ古イ所ハ宮、徴、商、羽、角ノミ之ヲ五音ト云ヒシ、舜(シュン)ガレイリンニタノミテ五音ヲ作ラシムト云フコトアリ

其後周ノ文王ガ二絃ヲ加ヘタ、之ガ si, fa（変宮、変徴）ナリ、之ヲ変声トトナヘ、変声ハ tonique ニ用フルコトハ出来ズト、概シテ、古イ所ハ音階ノ音ノ数ハ少ナイ、ケレトモ七音以外ニハ出来ソウモナイ、ナゼナレバ七音以上ニナルト半音ガ二個所ツヾク尤モカザリノ音トシテハタマニ用フ

斯クノ如ク、scale ハ割リ出シ方ニヨリ出テクルラシイ

ギリシヤハ糸ノ長サヲ以テハカル

Pithagoras ノ説

	1	2	3	4	5	6	7
順八逆六	fa	do	sol	re	la	mi	si
糸長	1	$\frac{2}{3}$	$\frac{2^2}{3^2}$	$\frac{3^3}{3^3}$ [ママ]	$\frac{2^4}{3^4}$	$\frac{2^5}{3^5}$	$\frac{2^6}{3^6}$

コレヲ octave ノ中ニイレヽバ即チ左ノ如シ

（順八ノ時ハ $\frac{2}{3}$ ニカケ、逆六ノ時ハ $\frac{4}{3}$ ヲカケル）

逆六順八ニアタル

$\overset{2}{\text{do}}$	$\overset{4}{\text{re}}$	$\overset{6}{\text{mi}}$	$\overset{1}{\text{fa}}$	$\overset{3}{\text{sol}}$	$\overset{5}{\text{la}}$	$\overset{7}{\text{si}}$	do
$\frac{2}{3}$	$\frac{2^4}{3^4}$	$\frac{2^7}{3^5}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{2^2}{3^2}$	$\frac{2^5}{3^4}$	$\frac{2^8}{3^6}$	$\frac{1}{3}$

do ヲ1ニスレバスベテヲ2/3デワレバヨイ

do	re	mi	fa	sol	la	si	do
1	$\frac{2^3}{3^2}$	$\frac{2^6}{3^4}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{2^4}{3^3}$	$\frac{2^7}{3^5}$	$\frac{1}{2}$
1	$\frac{8}{9}$	$\frac{64}{81}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{16}{27}$	$\frac{128}{243}$	$\frac{1}{2}$

以上ノ割リ出シ方ニヨリ出シタル音階ヲ Pithagoras ノ scale ト云フ

コレハ支那ノ順八逆六ニ等シ

支那ノ scale（今ハ十進法ナリ／昔ハ九進法ナリキ）

支那ノ舜ガ律ヲ定メタ、ソレハ竹ヲ以テシタ

呂旋

宮	商	角	変徴	徴	羽	変宮	宮
81	72	64	$64\times\frac{2}{3}\times\frac{4}{3}$	54	48	$64\times\frac{2}{3}$	$\frac{81}{2}$
（以テ九ツノ音ヲ十ニマデスル）	（其54ヲ三ニ分ケ）	………	………	（ソノ八ツヲ其ノ十二ヲ三ニ分ケ）	（其72ヲ三ニ分ケ）	………	
		………	………				$\frac{128}{243}$
1	$\frac{8}{9}$	$\frac{64}{81}$	$\frac{512}{729}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{16}{27}$	$\frac{128}{243}$	$\frac{1}{2}$

84、72、64、54、48ヲ以テ五音ト云フ（コレハ舜ノ頃）周ノ文王二絃ヲマシ

変宮、変徴ハ割リ切レズ故ニ其レヲ変声ト云フ、コレハ tonique ヲナサズト支那デハ云フ、云ヒ換ヘレバ変声ハ正シイモノデナイカラ宮トスルコトハ出来ズ

此支那ノヲクラベルト Pithagoras ノヨリ fa ガ半音高シ

音階ノ種類　西洋……長　短

支那……呂旋、律旋

日本……陰旋、陽旋

律旋（re—re）

宮、商、変商、呂角、徴、羽、変宮、宮（呂角……コノ角ハ律角ナリ）

コレハ dorien ニアタル

支那以外ノ国ヨリ入ツタルト思ハレル、周以後モ作ラレタ

陰旋（mi—mi）

mi fa ○ la si do re mi

尚之ヲ上行、下行ノ二ツニ分ツ

上）mi(1) fa(2) ○ la(3) si(4) ○ re(5)（上行第五音） mi

下）mi(1) fa(2) ○ la(3) si(4) do(5)（下行第五音） ○ mi

上行五音ト下行五音トハ性質ガヨク似テイル、

下行ノ五音ハ上行五音ニ用ヒラレル、ケレトモ上行ノ五音ハメツタニ下行五音ニ用ヒラレルコトハナイ（之ハ一ツノウタカヒ）

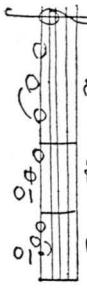

aハ普通ノ場合（tonique デ終ル）

bハ（dominante デ終ル）

長ウタ、山田流ナドデハcヲヤル、

ケレトモ之ハキモチガワルイ、cノ方ガ活気ガデル故ニ長唄テハ之ヲ用フ、ケレトモ●ノ處マテユク、箏ガbヲ用フルト同時ニ三味線ハcヲ用フ故ニ之ハウタガヒナリ、西京ノ地哥ニハcハナイ(之ハ昔ノマヽヲスル)(今ハ変遷ケイカクノ頃故尚此時cヲ用フルカモシレナイ(山田流ハ河東節ヨリ変化ス)

陰旋ノ中ニ tonique デオワラズ dominante デ終ル、乃 si ヲ用ヒテ居ル

伊澤氏ノ説、第一、第二ノ旋法アリト、一ツニハ si、一ツハ mi デオワルト、mi デオワルノハ正曲、si デオワルモノニハ流行節(ヤマト)?リカヘスモノナドデアル、概シテ正曲デナイ、カルイ曲ハ si デオワル

陰旋ハ箏、三味線ニ用ヒラレ都会ニ行ハレル故ニ都節ト云フ、

陽旋

re mi ○ sol la si do re
1 2 3 4 5

上) re mi ○ sol la ○ do re
1 2 3 4 5

下) re mi ○ sol la si ○ re
1 2 3 4 5

五音ハチガフ之ハスベテ陰旋ニ同シ

コレハ田舎ニオモニ行ハレル故ニ田舎節ト云フ

雅楽ノ哥デ用ヒル旋律ハ大概陽旋ナリ

サイバラハ田舎地方ニ行ハレル節ノ上品ナルモノヲ用ヒタ

サイバラハ tonique デ終ツテ居ル

田舎節ハ dominante デ終ル、陽旋テ陰旋ニスルコトハワケハナイ

陽旋ト陰旋トノ区別

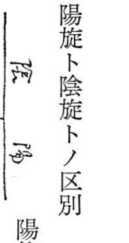

八ツ橋検校ハ淫声ニ声ヲ加ヘタ、其ノ為ニ琴ノネウチガサガツタ、支那人ハ宮ハ君也、属ハ臣ナリ、曰ク、近頃ハ商声ガ盛ニナツタ故ニ音楽ガサガツタト、此商声ハ恰モ陰声ニ同シ

要スルニ以上 scale ハ Gregory ノ八旋法ニ帰着ス 只 melody ガチガフ、故或事ハツカワヌコトモアリ

Pithagoras ノ scale ニツキテ

do	re	mi	fa	sol	la	si	do
1	$\frac{9}{8}$	$\frac{81}{64}$	$\frac{4}{3}$	$\frac{3}{2}$	$\frac{27}{16}$	$\frac{243}{128}$	2

Ⓐ $\frac{9}{8}:1=\frac{9}{8}$, $\frac{81}{64}:\frac{9}{8}=\frac{9}{8}$, $\frac{3}{4}:\frac{81}{64}=\frac{256}{243}$, $\frac{9}{8}$, $\frac{9}{8}$, $\frac{9}{8}$, $\frac{256}{243}$

此 do ハ ut ヲ France ナドテハツカフ、此ハゴク昔ナリキ、ut ハ力ナキコエ故 do ヲ用フルヤウニナツタ

今日カラハ糸ノ長サデナク振動数デアラハス

絃ノ振動数ハ其長サニ反比例ス

re ガ9振動スルトキ do ガ8振動(分母ハ do、分子ハ re)音程ヲ見ルニハ高イ音ノ振動数ヲ低イ音ノ振動数デワッテ見レバワカル Ⓐノ如シ

此音階ハ一種ノ一音ト一種ノ半音トヨリ成リ立ツ

此 scale ハ和声ノ開ケル迄行ハレテイタ、ケレトモ和声ガ開ケテ

カラ異論ガ起ツテ来タ

ソレハ第一ニ起ツタノハ mi ガキニクワヌ耳ニキニイルヤウニスルニハ mi ヲスコシ低クシナケレバナラナイ、ソレハ $\frac{5}{4}$ ノ音ナリ、コレハ「プトレメ」と云フ僧が云ヒ出シタ（七世紀以後）

$$\text{la}\ \frac{5}{3}\left(\frac{5}{4}\times\frac{4}{3}=\frac{5}{3}\right)\qquad \text{si}\ \frac{15}{8}\left(\frac{5}{4}\times\frac{3}{2}=\frac{15}{8}\right)$$

do	re	mi	fa	sol	la	si	do
1	$\frac{9}{8}$	$\frac{5}{4}$	$\frac{4}{3}$	$\frac{3}{2}$	$\frac{5}{3}$	$\frac{15}{8}$	2

此プトレメノ scale ニ賛成スルモノガ續々出テ来タ、又同時ニ反対スルモノモ起ツテ来タ

コトニ理論家ハ此度ノ scale ヲ賛成シタ

昔ノヲ Pythagoras ノ scale トイヒ

今度ノヲプトレメノ scale トイフ

mi la si ハ前者、後者同名ニシテ其高サヲ異ニスル

故ニ之ヲ此ベテ見ルト　$\frac{81}{64}:\frac{5}{4}=\frac{81}{80}$ (mi)

$$\frac{27}{16}:\frac{5}{3}=\frac{81}{80}\ \text{(la)}$$

$$\frac{243}{128}:\frac{15}{8}=\frac{81}{80}\ \text{(si)}$$

此音程ヲ comma ノ音程トイフ、ヤクシテ小間トイフ

一コンマ低キトキハ一ヲ下ニツケル

一コンマ高キトキハ一ヲ上ニツケル

do	re	mi	fa	sol	la	si	do
1	$\frac{9}{8}$	$\frac{5}{4}$	$\frac{4}{3}$	$\frac{3}{2}$	$\frac{5}{3}$	$\frac{15}{8}$	2
音程	$\frac{9}{8}$	$\frac{5}{4}:\frac{9}{8}=\frac{10}{9}$	$\frac{4}{3}:\frac{5}{4}=\frac{16}{15}$	$\frac{9}{8}$	$\frac{10}{9}$	$\frac{9}{8}$	$\frac{16}{15}$

Pythagoras トプトレメトノ scale ノ音程ノチガヒハ一音ニ二種類、半音モコンマダケヒロイ、$\frac{16}{15}:\frac{256}{243}=\frac{81}{80}$ 一音モ二種類ノヲクラベルト、コンマダケチガフ　$\frac{9}{8}:\frac{10}{9}=\frac{81}{80}$　Pythagoras トプトレメトノ scale ノ比較ヲドチラガヨイト云フト、未ダ決シカネル、音楽者ハ Pythagoras、理論家ハプトレメ、耳ニキヽヨイトコロノ音ハ簡單ナリト云フ故ニプトレメノ方ヨシ、試験ヲシタ結果、單音ノトキハ Pythagoras ノ方ヨク重音ノトキハプトレメノ方ヨシト、コレハ名人ノ彈クノヲソクリヨウシ、キメタノデアル

長一音$=\frac{\text{re}'}{\text{do}}=\frac{9}{8}$　　長半音$=\frac{\text{fa}}{\text{mi}}=\frac{16}{15}$

短一音$=\frac{\text{mi}}{\text{re}}=\frac{10}{9}$　　短半音$=\frac{\text{mi}}{\text{mi}^{\flat}}=\frac{25}{24}$

長短一音、半音ハ音楽者ハ用ヒズ理論家ガ用フ、

長一音＝9 comma　　$\frac{9}{8}=\left(\frac{81}{80}\right)^{9}$

短一音＝8 comma　　長半音 5 comma

短半音＝3 comma　　ピタゴラス半音$=\frac{256}{243}$＝4 comma

長音階

do	re	mi	fa	sol	la	si	do
9c	8c	5c	9c	8c	9c	5c	

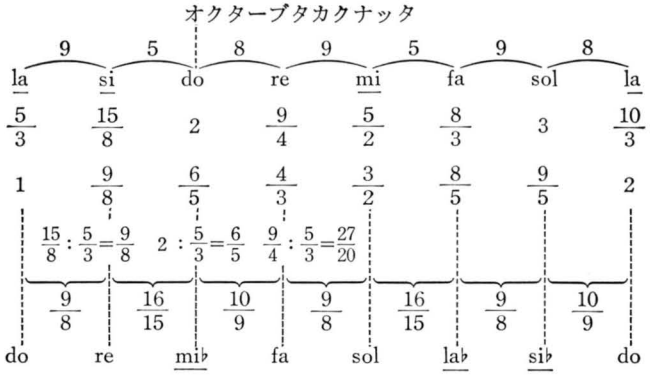

短音階

オクターブタカクナッタ

la	si	do	re	mi	fa	sol	la
$\frac{5}{3}$	$\frac{15}{8}$	2	$\frac{9}{4}$	$\frac{5}{2}$	$\frac{8}{3}$	3	$\frac{10}{3}$
1	$\frac{9}{8}$	$\frac{6}{5}$	$\frac{4}{3}$	$\frac{3}{2}$	$\frac{8}{5}$	$\frac{9}{5}$	2

9　5　8　9　5　9　8

$\frac{15}{8}:\frac{5}{3}=\frac{9}{8}$　$2:\frac{5}{3}=\frac{6}{5}$　$\frac{9}{4}:\frac{5}{3}=\frac{27}{20}$

do	re	mi♭	fa	sol	la♭	si♭	do

$\frac{9}{8}$　$\frac{16}{15}$　$\frac{10}{9}$　$\frac{9}{8}$　$\frac{16}{15}$　$\frac{9}{8}$　$\frac{10}{9}$

♭　$\dfrac{\text{mi}}{\text{mi}^{\flat}}=\dfrac{\frac{5}{4}}{\frac{6}{5}}=\dfrac{5}{4}\times\dfrac{5}{6}=\dfrac{25}{24}=$短半音$=\widehat{\flat\sharp}=3$

♯　$x\times\dfrac{25}{24}$　　♭　$x\div\dfrac{25}{24}$（♭ハサケル故数ヲ少ナクス）

移調法　移調ハ五度上リ五度下ル時ニ用フ

上

1　　4

do	re	mi	fa	sol	la	si	do
1	$\frac{9}{8}$	$\frac{5}{4}$	$\frac{4}{3}$	$\frac{3}{2}$	$\frac{5}{3}$	$\frac{15}{8}$	2

9c　8c　5c　9c　8c　9c　5c

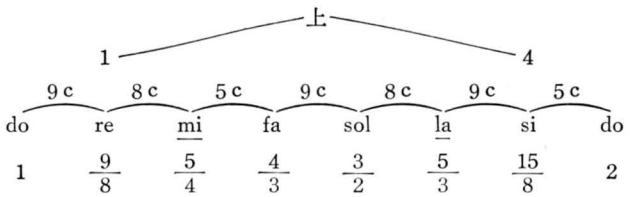

能楽ハアマリニ音程ガトビスキテ一寸移調ガワカラヌ

安

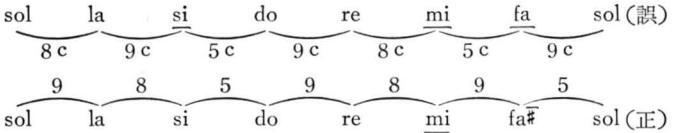

sol	la	si	do	re	mi	fa	sol（誤）

8c　9c　5c　9c　8c　5c　9c

sol	la	si	do	re	mi	fa♯	sol（正）

9　8　5　9　8　9　5

$\overline{\sharp}=4$ comma　　$\underline{\sharp}=2$ comma　　$\text{fa}\sharp=\dfrac{4}{3}\times\dfrac{25}{24}$

$\text{fa}\overline{\sharp}=\dfrac{4}{3}\times\dfrac{25}{24}\times\dfrac{81}{80}$

移調ノ♯♭ハ♯♭

長ガ短ニナルトキハ$\overline{\sharp}\underline{\flat}$

re	mi	fa$\overline{\sharp}$	sol	la	si	do$\overline{\sharp}$	re
la	si	do$\overline{\sharp}$	re	mi	fa$\overline{\sharp}$	sol$\overline{\sharp}$	la
mi	fa$\overline{\overline{\sharp}}$	sol$\overline{\sharp}$	la	si	do$\overline{\sharp}$	re$\overline{\sharp}$	mi
si	do$\overline{\sharp}$	re$\overline{\sharp}$	mi	fa$\overline{\sharp}$	sol$\overline{\sharp}$	la$\overline{\sharp}$	si
fa$\overline{\overline{\sharp}}$	sol$\overline{\overline{\sharp}}$	la$\overline{\sharp}$	si	do$\overline{\overline{\sharp}}$	re$\overline{\sharp}$	mi$\overline{\sharp}$	fa$\overline{\overline{\sharp}}$
do$\overline{\overline{\sharp}}$	re$\overline{\overline{\sharp}}$	mi$\overline{\sharp}$	fa$\overline{\overline{\sharp}}$	sol$\overline{\overline{\sharp}}$	〔ママ〕fa$\overline{\sharp}$	si$\overline{\sharp}$	do$\overline{\overline{\sharp}}$

（コノマヨリ上ルコノ、do ハ五ジメ）

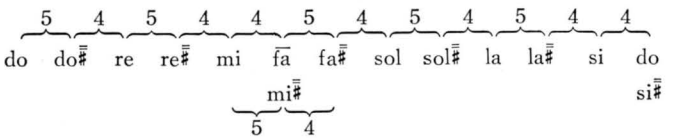

do	do$\overline{\overline{\sharp}}$	re	re$\overline{\overline{\sharp}}$	mi	fa	fa$\overline{\overline{\sharp}}$	sol	sol$\overline{\overline{\sharp}}$	la	la$\overline{\overline{\sharp}}$	si	do
					mi$\overline{\overline{\sharp}}$							si$\overline{\overline{\sharp}}$

5　4　5　4　4　5　4　5　4　5　4　4

5　4

嬰種構成法ニテ第二音ガ comma ツヽサガル

第二音	第七音	原音
la	fa$\overline{\sharp}$	do

mi	$do^{\sharp}$	re
si	$sol^{\sharp}$	mi
$fa^{\sharp\sharp}$	$re^{\sharp}$	fa
$do^{\sharp\sharp}$	$la^{\sharp}$	sol
$sol^{\sharp\sharp}$	$mi^{\sharp}$	la
$re^{\sharp\sharp}$	$si^{\sharp}$	si
⋮	⋮	⋮

7　＋　7　＋　7　＝21ノ音ガ出来タ

要スルニ嬰種移調ニテハ第二音ガ 1 comma 上リ第七音ガ 4 comma 上ル

変種ノ移調ニテハ要スルニ第四音ガ 4 comma 下リ第六音ガ 1 comma 下ル

変種移調

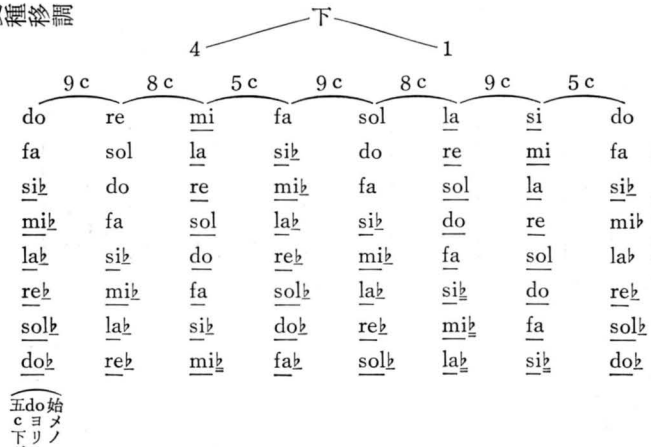

21＋14＝35ノ音ガ出来タ

嬰種デモ変種デモ以上ノ如ク移調スルト限リナク新音ガ出ル、音ヲ無窮ニ出ス方法ニ他ノ仕方アリコレハ実ニ次（ママ）シノモノナリ

完全五度　do 9 re 8 mi 5 fa 9 sol　31

長三度　do 9 re 8 mi　17

短三度　la 9 si 5 do　14

〔四九五頁の表参照〕

連続分数

$$\frac{32768}{32805}=\frac{1}{\frac{32768}{32805}}=\frac{1}{1+\frac{37}{32768}}=\frac{1}{1+\frac{1}{\frac{32768}{37}}}=\frac{1}{1+\frac{1}{885+\left(\frac{23}{37}\right)}}$$

$$=\frac{1}{1+\frac{1}{885+\frac{1}{1+\frac{14}{23}}}}=\frac{1}{1+\frac{1}{885+}}=\frac{1}{1+\frac{1}{886}}=\frac{1}{\frac{887}{886}}=\frac{886}{887}$$

ツマリハ $\frac{1}{1000}$ ノ差ガアル故ホントド耳ニハ聞キワケ得ズナホ此差ヲナクス法アリソレハ以下ノ如シ

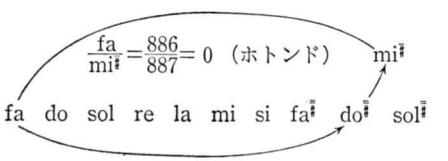

$\frac{1}{1000}$ ノ差ヲ fa ヨリ do ノ間ニワリフル然ルトキハ各万分ノ一ノ差トナル、カヽル差ハ恐ラク如何ナル人ニモテ聞キガタカラン

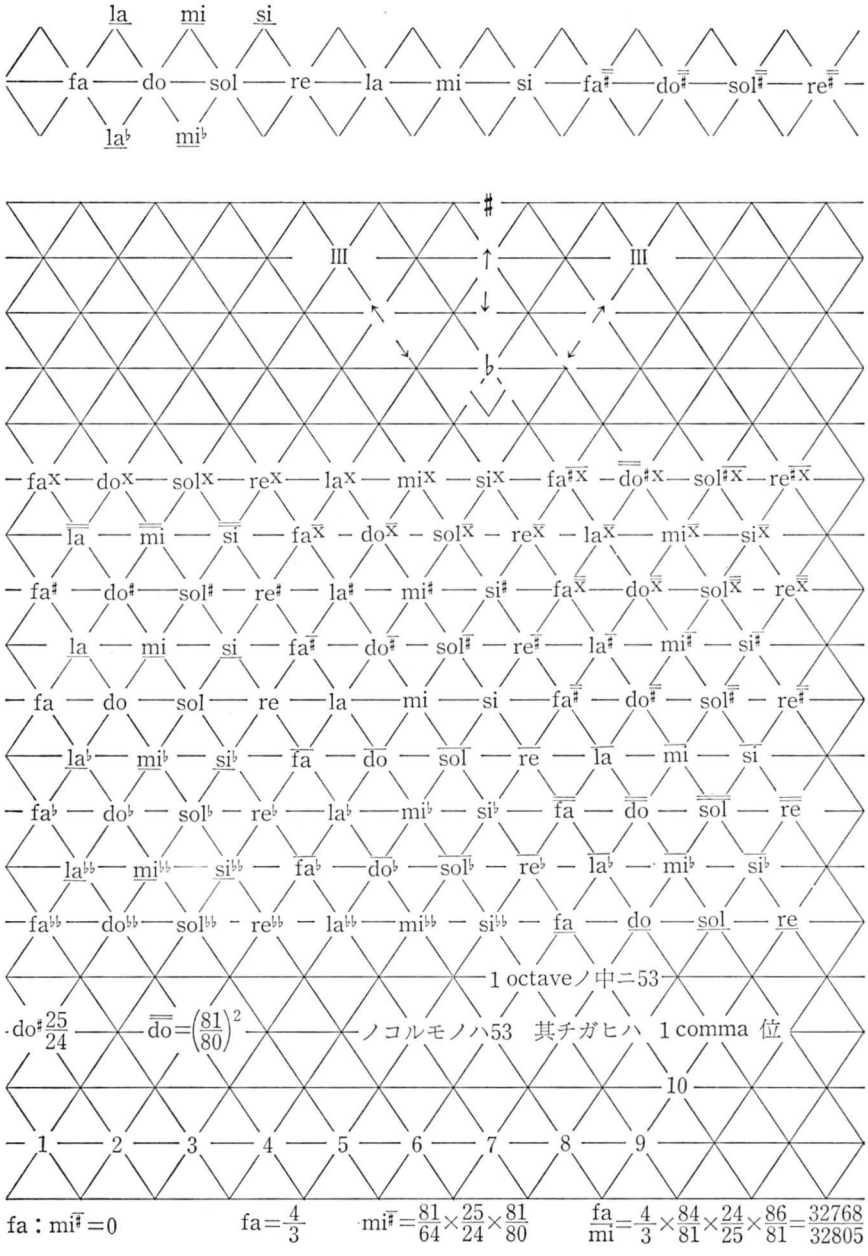
la mi si
fa do sol re la mi si fa♯ do♯ sol♯ re♯
la♭ mi♭
III III
1 octaveノ中ニ53
do♯ 25/24 do = (81/80)²
ノコルモノハ53 其チガヒハ 1 comma 位
10
1 2 3 4 5 6 7 8 9
fa : mi = 0
fa = 4/3
mi = 81/64 × 25/24 × 81/80
fa/mi = 4/3 × 84/81 × 24/25 × 86/81 = 32768/32805

要スルニ piano, organ ハ十二律ソノ以上ナケレバタラヌ、スグ完全ニスレバ五十三律ヲ要ス、然レトモコレハトテモ出来得ベカラザルコトナリ、violin ハモトヨリ他ノ楽器ニテモ comma ノ上リ下リハ出来ル、卽チ尺八ハクビノフリカタト、穴ノアケカタトデ一音ノ上リ下リガ出来ル、七リキハメリ（低）カリ（高）ガ三音位出来ル、故ニ之ヲヘタノ人ニ演ゼシメルト非常ニキヽニクヽ上手ノ人ニ演ゼシムルト大ヘンニヨイ、西洋楽器デハオーボーガ上下出来ル、出来ナイノハ piano, organ ナリ

現ニ和声上ヨリヤカマシク云ハナクテモ耳デワカル、コレヲドーシタラヨイダロー、何時モホネオツテモサイヤウサレヌ、其一ノ原因ハ習慣ナリ、key ガ少ナクナル分ニハマダヨイデアローケレトモ、多クナルト技術家ハトテモ出来ナイ、モシヨイトシテモ其数ガキメラレヌ、又数ガキマツテモ音ノ配置、ユビノ使ヒ方ガムツカシイ、之ニハ色々ノ議論アリ、之ニツキ日本ニテ非常ニ其改良ニ盡力サレタ方ハ田中正平君ナリ、氏ハドイツニ十四年間音響学ノ研究セラレ非常ニ音楽ニ熱心ニテ曲ヲキカレルトキハ直チニ誰ノ曲カト云フコトヲ知ル、研究ノ結果一種ノパイプオルガンヲ作ラレ独逸ニ発表セラレタルトキ皇帝モ非常ニ賞セラレタリ、後、伊藤侯、ドイツニ行カレタトキニ田中氏ノコトヲ帝ヨリ聞カレ知ラザリシ為ニ大ニハヂヲカイタトノコト斯クマデドイツデハ非常ニ有名ナリ

key ヲウゴカスコトハ第一移調ニ便、第二フエヲ多クイラズ、フエニハ三十六、key ハ二十、中六ツダケ高クナル、都合四十二ノ音ノ出ルモノアリ

36ノ key ハ四ツヅヽ九列ニナラブ

コンマ下ル	do#̄	do#̿	do#̿̄	(re#)	re′#̿	(fa#)	mi̿	mi̿̄	fa#̄	fa#	(sol#̄)	sol#	(la#)	la#̿	la#̄
do	re	re′	mi	mi	fa	sol	sol	la	la	si	do〔			

支那ノ音楽

昔ハナカナカ盛デアツタ舜(三千年以上)ノ頃ニ律ハキメラレタ、尚支那ニ和声ガアツタ、トニカク和声ト云フ名ヲ下シテ然ルベキモノガアツタ、漢ノ世ノ頃ニ和声的ノ音楽ガアツタ、理論ハコトサラニヤカマシク、コトニ律ヲタツトク思フテイタ、律ハ天然ニゴク正シイモノデアルト、ソコデ法律ナドト云フ言葉モアラハレタ、長サヲワリダスニモ律ヨリワリダス、ナセカト云フト支那デハ黄鐘ノ宮、

黄鐘ハ自然ニ空中ニアルモノト思フテ此音ノ出ル長サヲモトヽス、所ガ黄鐘ヲ作リ出スニハ耳ニテシナケレバナラヌ、モシ振動数デワリ出セバヨイケレトモ、ソーデハナイ、ソレカラ支那テ陰陽五行ニ配列ス、十二律旋テ下ニ宮ヲ相当ス

十二律ヲ十二ケ月ニ配ス、十一月ヲ黄鐘ニアテハメル、カク空理ニアテルハ支那ノミナラズ、欧州ニテモ古代ニ於テ其例アリ

律ノワリ出シ方　順八逆六、上生下生、三分損益、

階名	宮	○	商	○	角	○	○	徴	○	羽	○	○	宮
	1		$\frac{8}{9}$		$\frac{64}{81}$			$\frac{2}{3}$		$\frac{16}{27}$			$\frac{1}{2}$
音名	黄鐘		太簇		姑洗			林鐘		南呂			黄鐘

以上舜ノ頃

以下周ノ頃

宮	○	商	○	角	○	変徴	徴	○	羽	○	変宮	宮
大呂	2048 / 2187	夾鐘	16384 / 19683	仲呂（1順ニ2ハヲリ出ズ）	131072 / 177147	蕤賓	512 / 729	夷則	4096 / 6561	無射	32768 / 59047	應鐘	128 / 243	262144 / 531441

仲呂、應鐘ハ変声

此以上道理上ハイラズ、處カイケヌ、耳トモノサシト混同ヨリカヽルアヤマチガ来タ　〔手書き〕

（1）『音楽雑誌』第七十五号（明治三十一年）には三十二律を有鍵楽器に配当する方法として、次のような図が載せられているので、次に掲げる。

do	do,,	do,'	do,#	do,#	re,'	re,#	re,#	mi,'	mi	fa,	fa	fa,#
do	re,'	re,,	re,,	re,'	mi	mi	mi,'	fa	fa,#	fa,#	fa,#	fa,#
do	sol,'	sol,#	sol,#	sol,#	sol,#	sol,#	sol,#	sol,#	sol,#	sol,#	sol,#	sol,#
do	la,'	la,#	la,#	la,#	la,#	la,#	la,#	la,#	la,#	la,#	la,#	la,#
do	si,'	si	si	si,'	si,'	si,'	si,'	si,'	si,'	si,'	si,'	si,'

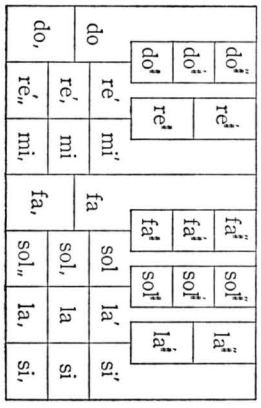

この貴重なノートは上原六四郎氏の一番末の御子息上原之節氏（元東京芸術大学美術学部教授）より提供していただいた。なお上原ツル氏は之節氏のお姉さんである。

第七節　『祝日大祭日唱歌』歌詞・楽譜の選定

明治維新とともにわが国も諸般の制度改革が行われたが、その一つに祝日大祭日の制定があった。最初に確定した祝祭日は明治三年四月二十七日太政官布告、第五十七号で正月朔日、正月十五日、三月三日、五月五日、七月七日、七月十五日、八月朔日、九月九日、九月二十二日[1]（明治天皇天長節）が決り、同五年には十一月十五日神武天皇御即位日を制定、翌六年一月四日の太政官布告第一号によって五節句（正月七日七草、三月三日桃の節句、五月五日端午、七月七日七夕、九月九日重陽）が廃止された。

（1）明治天皇の誕生日九月二十二日は太陽暦に換算すると十一月三日になる。

同年十月十四日太政官布告第三四四号で公布された祝祭日は「元始祭一月三日」「新年宴會一月五日」「孝明天皇祭一月三十日」「紀元節二月十一日」「神武天皇祭四月三日」「神嘗祭十月十七日」「天長節十一月三日」「新嘗祭十二月二十三日」となり、明治十一年の布告によって「春季皇霊祭・秋季皇霊祭」が追加されてほぼ確定した。この中で祝日には全国公立学校において式典が行われたが歌は歌われなかった。しかし明治十年頃からは西洋音楽を学びはじめた宮内省雅楽部の伶人による保育唱歌が世に現れ、また十三年以降は音楽取調掛が作製した小学唱歌が成果をもたらして儀式に歌が取り入れられるようになった。各学校では適当と思われる唱歌を適宜選んで歌った。このことは日本における教育上の唱歌とその役割が、しだいに明確化されてきたと見ることができるのではなかろうか。

小学校において祝祭日に唱歌を歌うべしという規定は明治二十三年（一八九〇）十月六日発布勅令第二一五号小学校令第十五條に基づき、二十四年（一八九一）六月十七日省令第四号をもって小学校における祝日大祭日の儀式に関する規定が設けられ、その規定第一條第四款に「學校長教員及生徒其祝日大祭日ニ相應スル唱歌ヲ合唱ス」と謳われた。しかし、この時点においても適当な歌が定められず、その職責を感じた文部省は同年十月東京音楽学校長村岡範爲馳に祝日大祭日歌詞及楽譜審査委員長を命じ、以下次の十六名が委員を申し付けられた。黒川眞頼（東京帝国大学教授文学博士）、野尻精一（高等師範学校教授）、瓜生繁（東京音楽学校教授）、上原六四郎（同）、鳥居忱（同）、上眞行（同）、渡邊薫之助（文部視学官）、篠田利英（女子高等師範学校教授）、佐藤誠實（文部属）、ルードルフ・ディットリヒ顧問（東京音楽学校雇教師）、神津專三郎（東京音楽学校教授）、林廣守（宮内省雅楽部副長）、小山作之助（東京音楽学校卒業生）、山井基萬（宮内省雅楽部伶人長）、林廣繼（同伶人）、納所辨次郎（学習院教授）。（東京音楽学校篇『祝日大祭日唱歌重音譜』明治三十三年、序）

委員会は最初に音楽取調掛の『小學唱歌集』の中から〈天津日嗣〉〈榮ゆく御代〉〈五日の風〉〈太平の曲〉〈祝へ吾君を〉〈治る御代〉〈瑞穗〉を、『幼稚園唱歌』から〈我大君〉、東京音楽学校編纂の『中等唱歌集』から〈君が代〉〈君が代の初春〉〈紀元節〉〈天長節〉の十二曲を暫定的に指定した。明治二十四年十一月二十九日、文部省普通学務局より次のような通達が出された。

「從來祝日大祭日ノ儀式ニ用フル目的ヲ以テ著作シタル歌詞及樂譜ニ乏シク、儀式施行ノ際不便勘カラザルベシト存候依テ先ヅ文部省東京音樂學校ノ編纂ニ係ル唱歌集ノ歌詞及樂譜ニシテ右儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供シ差支ナキモノヲ擧ゲ別紙ニ揭載シ念ノ爲メ御通牒ニ及候　尤モ表中〈君が代の初春〉ハ一月一日ニ、〈天津日嗣〉ハ元始祭及神武天皇祭日ニ、〈紀元節〉ハ紀元節ニ、〈瑞穗〉ハ神嘗祭日ニ又〈瑞穗〉ノ歌詞中〈新嘗の神〉ト修正シテ新嘗祭日ニ、〈天長節〉〈我大君〉ハ天長節ニ、其他ハ適宜御用ヒ相成可然ト存候　此段申添候也」（遠藤宏著『明治音樂史

考』昭和二十三年、二〇一頁）

この間に選定委員会は国歌を〈君が代〉に、紀元節の歌は高崎正風作詞、伊澤修二作曲の〈紀元節〉を決定した。〈君が代〉は宮内省雅楽部大伶人林廣守作曲、エッケルトが和声付けしたもので、明治十三年十一月三日の天長節に宮中で国歌的に演奏されたものである。その他の祝祭日用唱歌は、はじめに作詞家千家尊福、鈴木重嶺、本居豊頴、谷勤、阪正臣、丸山作樂、黒川眞頼、木村正辭、小中村清矩、勝安房らに作詞を依頼し、おのおの提出してきた歌詞を慎重審査（十五回に及んだということである）の結果決定した各歌の歌詞解説書を作成した。

歌詞解説書〔最終的に祝日からはずされた孝明天皇祭、神武天皇祭、春・秋季皇霊祭の歌詞解説書は除く〕

一月一日

一月一日は一年の元首にしてしかも我國にては神武天皇紀元辛酉の御即位も即ち正月朔日にまし〳〵（此御即位日太陽暦の推歩上よりは二月十一日とさせられしことなれども当年にありては其年の元首なる正月朔日なりしなり我國古来正月元日をもて殊に慶すべく賀すべき日とせるものおのづから故あることなり）爾来今日に至るまで皇統連綿一日の如く君臣の間その親一家の如くなれば最も慶賀すべき日なり

○年の始のためしとて終なきよのめでたさを」とは　新年には我國の慣例として千世万世も終極なき御世の芽出たき有様を」との意にて次の「松竹たてゝ門毎に」にかゝる句なり　ためしはこゝにては慣例のこと仕来といふ程の意なり　終は終極にて「はてし」なり

○松竹たてゝ云々」は　松は千年を保ち竹は万年を契るものなれば終極なくかはらぬ世に比してこれを門並に飾りたてつゝ賀び祝ふ今日の此一月一日こそ實に楽しく愉快なれ」となり

○初日のひかり明らけく治まる御代のけさの空とは、初日の出のかゞやきのぼるひかり明らかに治まる御代即ち明治の大御代の一月一日の今朝の空」といふ意　初日のひかりといふより明らけくと受け扨それを直に治まると列ねて明治の年号としめし又治まる御代とつゞけて泰平の御代のいかにもゆたかなる朝の空のさまをいへり　初日は一日の旭日をいふ初ははつ風」はつ霞」などのはつに同じ　○君がみかげに云々」は　明らかなる初日の光を天皇陛下の御徳の普ねく世を照らす様に比準へ奉りつゝはるかに仰ぎ望むことのいとも尊くかたじけなし」となり　みかげは聖徳の充被にいふ初日の縁語なり　たくへはそれに准へ比ぶる意なり

元始祭

元始祭は一月三日、賢所、皇霊殿、及び神殿の三前に御盛典を行はせ玉ひ、皇位の元始を祝し玉ふ御祭なり、此祭は明治三年正月三日に於て始めて興させられ、同五年正月三日より之を元治祭と称する事を定められしなり

○天津日嗣のきはみなく天津璽の動なくとは皇位の御継承は億萬年を経て意に際限あることなく、三種の神宝は天地と共に永く動揺あることなき」をいふ　天津日嗣は宝祚の御事日の御神より嗣々に御世しろしめす義なり、故に書紀には帝位を直に「アマツヒツギ」と訓じたり、

天津璽は今日現に賢所に齊き祀らせ玉ふ三種の神璽の御事にて、皇位の御継承はこれに據らせらるゝ御事なれは、しるしとは申奉る

なり、此二聯、一對、皇統の連綿として天壌と無窮にましますをいふ、〇年の始に皇神を祭りますこそかしこけれ」は　今日の此年の始に於て賢所、皇霊殿等御歴代の皇神を御親祭あらせられ、祭政一致の古制を重ぜられ報本及始の典禮を申べ奉らせ玉へるは実に尊く恐多き御事ぞ」となり　皇神は御歴代の皇霊を申奉る「すめは」「すべ」と同じく統御の義ある詞なり、かしこは惶の字の意尊み恐るゝなり、〇四方の民草うちなひき長閑けき空をうちあふぎは、皇上の御盛徳右の如くましますをもて、天下の人民皆ことぐく懐き服従ひ奉り今日の泰平の代を新年を空を歓び仰ぐとの意、民草は蒼生の字と同じく人民の事、なびきは草の縁語　懐服なり、長閑はうらゝかにゆたかなる意、泰平のよの様をかくいひて次の豊さかのぼるの語をおこせり、〇豊さかのぼる云々は　盛にきらめき昇る日の丸の国旗を門並に建列ねて、今日の御祭日を祝祭し奉らさる家なし」となり　豊さかの豊は美称、大に盛なる意、さかは栄えきらめくをいふ古言に旭日のまばゆくきらめき昇るを豊さかのぼるといへり、日の御旗は日の丸の国旗なり、前に空といひ、仰きといひ、豊さかのぼるといふ、みな此句を起さんがためなり、いはふは祝祭の意なり、

天長節

天長節も今上天皇陛下の御降誕日を申し奉る名稱なり、陛下は孝明天皇第二の皇子、嘉永五年九月廿二日の御降誕にて太陽暦にては十一月三日に當れるなり、天長節の稱我国にては、光仁天皇宝亀六年より起れり、元來天長節の名は、唐の玄宗帝の誕生日を千秋節と称せしを、天宝中更に改めて天長節といひしに始れるものにて、天長の字は老子に天長地久とあるに據れるなり、

〇けふのよき日は大君の、生れ玉ひし吉日なり」とは、今日即ち此十一月三日の吉祥日は、我が天皇陛下の御降誕ましましける吉祥日なり」との意にて、よき日とは吉祥日といふ意、聖上御降誕日なればなり、〇けふのよき日はみひかりの、さし出玉ひしよき日なり」は　今日即ち此十一月三日の吉祥日はわが聖上の御光の此世上にさしのぼりて、社會を照らしそめ玉ひける吉祥日なり」となり、聖上は日の神の御裔にましくて、既に古より日の御子とも申奉る程の事なれば、御降誕の事を直ちに、御光のさしいで玉ふといへり、偖此二聯句、一對、今日の吉祥日なることをのぶ　〇ひかりあまねき云云　御威徳の天下に普ねき此大御代の尊さを、衆庶相共に祝賀せよ、聖恩の海内に遍ねき此大御代のかたじけなさを、衆庶相共に慶賀せよ」となり、ひかりは、御威徳をいひ、めぐみは聖恩をいふ、此二聯句、一對、今日の慶賀すべきをいへるなり、

神嘗祭

神嘗祭は本年収穫したる新穀の大御饌を伊勢大神宮に供進し奉る御祭典にして、宮中より、豫く掌典を勅使として発遣ありて、當日幣帛及び荷前の調絹を奉らしめ玉ひ、宮中に於ても御遥拝あらせらる最鄭重なる御儀式なり、古は九月十七日の御祭典なりしを、明治の御代となりて今日に改められしなり

〇五十鈴の宮の大前に」とは　五十鈴の宮に御鎮坐まします、天照

御皇大神の御神前に」との意なり、五十鈴は地名、五十鈴川の河上に鎮坐ましますをとて五十鈴の宮といふ、即ち内宮なり、大前は御神前といふに同じおほは尊稱なり、○ことしの秋の懸ちから、御酒みてぐらを奉り」は　今年の秋始めて収穫せる新穀の御初穗幷に神酒及び錦綾の幣帛を御神前に陳列ねて供進るをいふ、税をちからといふは民の力を致すものなるをもてなり、かけちからとは、往古神宮にては諸国の神領より納むる新稲の税をばその儘御囲の玉垣にかけて、即ち之を神に奉りしより、懸税といへるにて、今いふ御初穗の事也、御酒はもと諸国の神領より、奉れる新穀もて潔齊して釀造せるものをいふ、みてぐらはすべて神に奉る幣帛をいふ、今日神宮に奉るは、錦及び綾等なり、○いはふあしたの云云　斯て供物を献じ御祭式を執行ふ今朝の空に旭日の光もいさましくさしのぼりて、靡く国旗のひらめき輝くけしきは賑はひ栄ゆる泰平の御代の氣象とみえて、いかにも愛たくゆたかなり」となり、いはふは齊祀の意なり、

新嘗祭

新嘗祭は、本年の新穀をもて御饌御酒に造り、聖上御親ら之を天神地祇に供し玉ひ、御自身にも聞しめし玉ふ重き御儀式にて神代より傳へさせ玉ふ御祭典なり、もとは毎年十一月中の卯の日をもて、行はせ玉ひき、往古は大嘗新嘗の区別なかりしを、後に至り、御代の始に行はるゝを大嘗祭と稱して、殊なる大祀とし、毎年行はるゝを新嘗祭として恒例の礼典とせらる

○民安かれときさらぎの新年祭しるしなり」とは、穀物豊作にて、人民安穏なれかしとの聖意より、例年二月をもて祈年祭を行はせらるゝ事なるが其御祈願空しからず、果して効験あり」となり、きさらぎは二月の稱　祈年祭は二月中神宮始め□国神社は、班幣ありて、當年の豊穰を御祈請あらせらるゝ御祭なり、○千町の小田に打なびく、足穗の稲のうまし稲」は限りもなく廣き千町の田のもに穗波をよせて、打靡く、足穗即ち充分みいりたる稲の、いかにも立派に美事なる稲」となり、千町ははるくと廣き田地をいふ、小田の小は発語、田面の事なり、足穗は充実せる穗、うまし稲、うまし美稱、美事立派の稲といふことなり、○御饌につくりて云云　其うまし稲の新穀を、御饌即ち食物につくり整へて、諸神に供へさせられ、陛下御みづからも、聞しめし玉ふ今日の新嘗祭は、神代以来傳へさせ玉ふものにて、実に尊き御祭典なり」となり、古言に食を、け、といへり、即ち饌の字の意なり、御は尊稱、新嘗の、なへはあへと同じく饗の意なり、新穀をもて神にも人にも饗するを新嘗とはいへるなり

勅語奉答

明治二十三年十月三十日を、もて下し玉へる勅語の御旨を、かしこみ愼みて恭しく對へ奉るなり、

○あやにかしこき天皇のあやにたふとき天皇の」とは、言詞も及ばぬ程に恐多きわが天皇陛下の、言詞も及ばぬ程に尊く辱きわが天皇陛下の」との意にて、次の「あやにたふとき云云」にかゝる句なり、あやには感歎の聲、その畏み尊む情、極まりて発する聲にて、即ち言詞も及ばぬとの意なり、「あやに云云」同調にて、繰返しいふは深くこれを尊重して、歎美するなり、以下或は同語を重ね、または同調を繰返すもの、皆此感歎に成ればなり、○あやにたふとくか

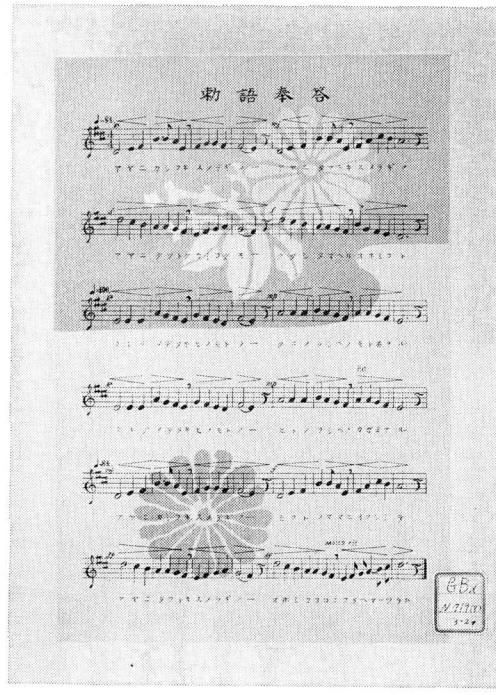

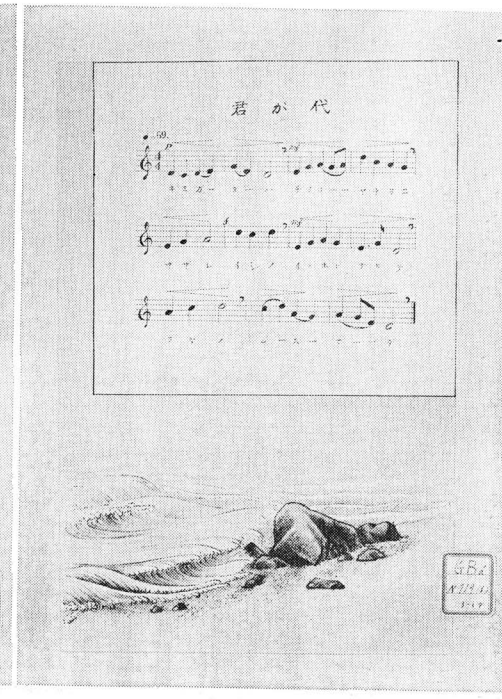

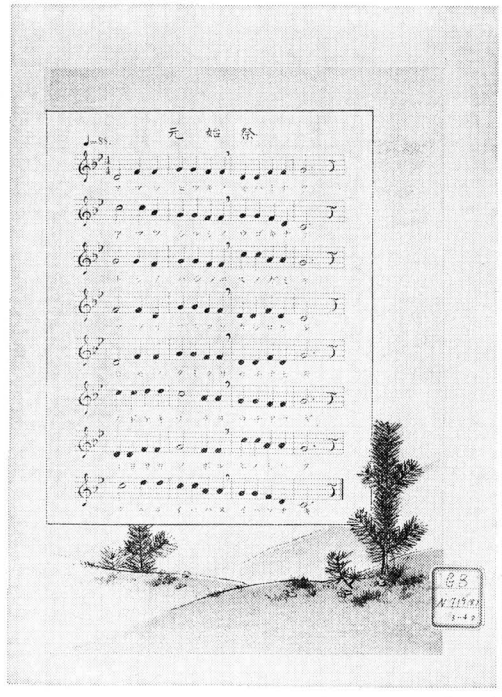

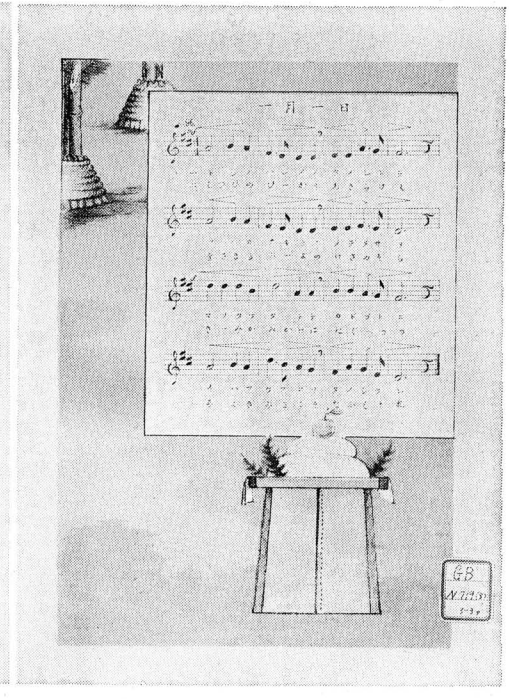

『祝祭日唱歌樂譜』として明治26年12月26日に一枚刷，石版の絵入りで発行されたもの
——君が代，勅語奉答，一月一日，元始祭

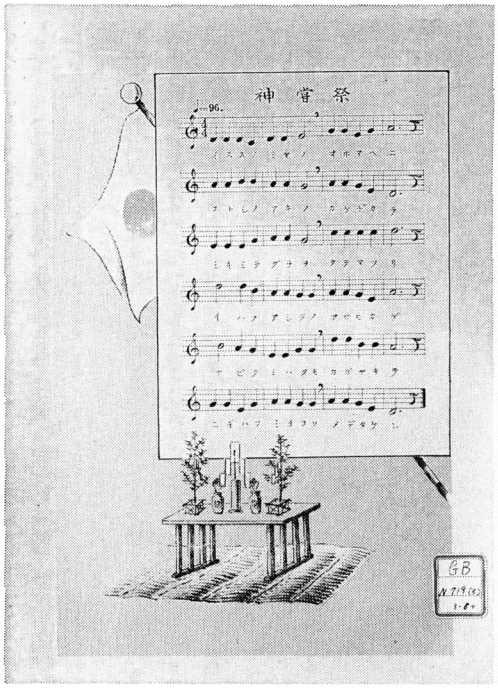

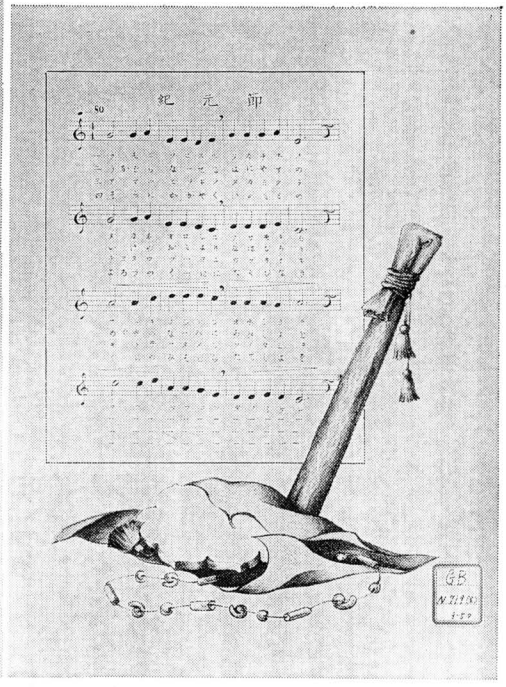

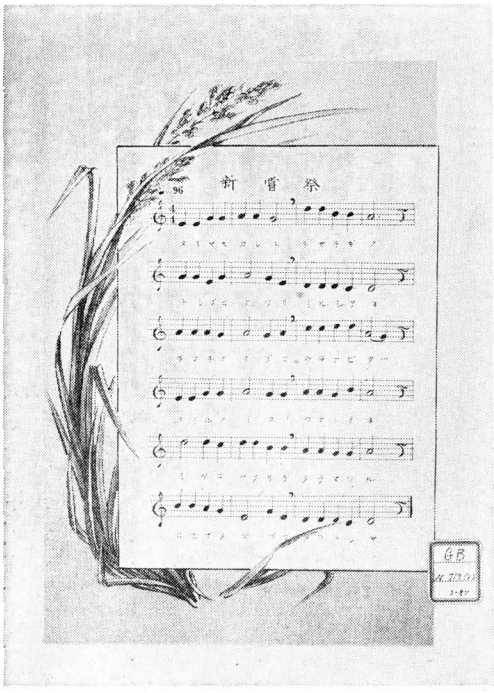

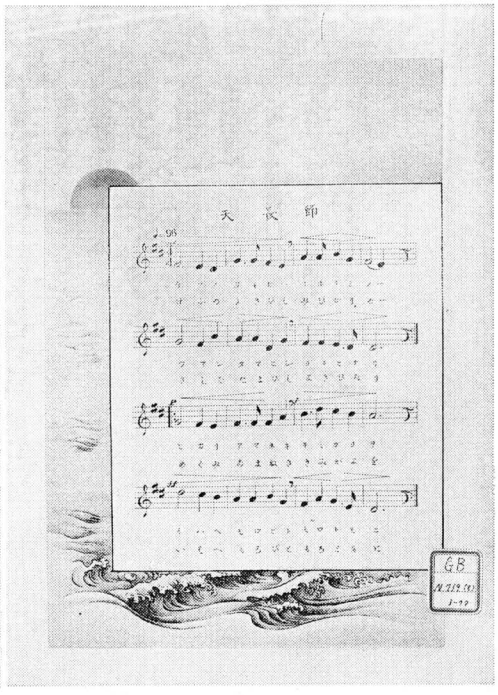

『祝祭日唱歌樂譜』として明治26年12月26日に一枚刷，石版の絵入りで発行されたもの
——紀元節，神嘗祭，天長節，新嘗祭

しこくも下し給へり、大勅語（おほみことと）」とは、言語も及ばぬ程に尊く辱く且恐多くも大勅語を下し給へたり」と也、前に陛下の御上に稱し奉りたる、「あやに尊く畏くも」の語を直ちに勅語を下し給へる御事にいひかけて、歎美せるなり、○これぞめでたき、日の本の国の教のもとゐなるこれぞめでたき日の本の、人の教のかゞみなる」は、此勅語は実にわが日本帝国の國にありて、最も愛重すべき教育の基礎（もとゐ）といふべきものなり、此勅語は実にわが日本帝国の人民にありて、最も愛重すべき教育の亀鑑（かゞみ）といふべきものなり」と也、めでたきは愛重すべき意、「教のもとゐ」といひ、「教のかゞみ」といふにかゞる詞、もとゐは基―礎根―本のこと　かゞみは亀―鑑標―準なり、同調にて重ねいふは前に述ぶるが如し、○あやにかしこき、天皇の、あやもたふとき、天皇の、勅語のまゝに、いそしみてあやにかしこき、天皇の、大御心に、こたへまつらん」は、言詞も及ばぬ程に恐多きわが天皇陛下の、言詞も及ばぬ程に尊く辱きわが天皇陛下の、此勅語に訓誨しまします通りに、勉め励みて言詞も及ばぬ程に恐多きわが天皇陛下の大御心、即ち叡慮に報い對（こた）へ奉るべし」となり、いそしみては、精を励まして勤勉すること、大御心はおほ、み、ともに尊稱、天皇の御心に申奉る名、即ち叡慮なり、

〔手書き〕（上原之節氏提供）

作曲は宮内省伶人、東京音楽学校関係者、軍楽隊関係者など広い範囲から作曲者を多数内定して、先の歌詞解説書を添え募集する方法をとった。出そろった作曲は次のようである。○印、、印、印なしの三つに分けているのはなにか委員の考えがあったようである。

一月一日之歌　○内田粂太郎、、倉知甲子太郎、小林錠之助、山田ヨネ、○上眞行、○小山作之助、村松ヒデ、、酒井良忠、○辻則承

元始祭之歌　松本長、木村サク、高木次雄、下田フサ、石岡トク、○納所辨次郎、○山田源一郎、○菊地武信、○林廣繼、、四元義豊

天長節之歌　、小出雷吉、○東儀季凞、○納所辨次郎、○上眞行、市川ミチ、、白井規矩郎、小木トモ、楠美恩三郎、根岸イソナ、荒井シン、○伊澤修二

紀元節之歌　伊澤修二

新嘗祭之歌　○内田粂太郎、○納所辨次郎、○林廣守、○芝葛鎭、○辻則承、比留間賢八、、深澤登代吉、、岩城寛、宇野フデ、下田フサ、荒井シン

神嘗祭之歌　○山田源一郎、、酒井良忠、○林廣繼、○林廣季、○東儀季芳、、古矢弘政、市川ミチ、山本生、、倉知甲子太郎、木村サク、小木トモ、、鷹野國藏、宇野フデ、山田ヨネ、、依田辨之助、久間ワカ

神武天皇祭之歌　、前川幸作、○林廣守、○林廣季、遠山甲子、、深澤登代吉、林テフ、○上眞行、岩原アイ、○小山作之助、久間ワカ、福永竹男、、東儀賴玄、、鈴木米次郎

孝明天皇祭之歌　○山田源一郎、、鈴木米次郎、○奥好義、○伊澤修二、○山井基萬、、古矢弘政、山本生、、鷹野國藏、内田テツ　瀬川サク、高木タケ、○東儀賴玄

春季皇靈祭之歌　、小山作之助、菊地武信、、小出雷吉、○東儀季

芳、○山井基萬、、內田粂太郎、○東儀季熙、、白井規矩郎、森トミ、小林錠之助、楠美恩三郎、內田テツ、石岡トク、丸山トメ福永竹男

秋季皇靈祭之歌　、前川幸作、、鈴木米次郎、○東儀季熙、○芝葛鎭、○奥好義、、四元義豐、遠山甲子、松本長、林テフ、高木次雄、宮崎タマ、根岸イソナ、瀨川サク、○內田粂太郎

勅語奉答之歌　○小山作之助、○芝葛鎭、○奥好義、比留間賢八、、依田辨之助、○上眞行、、岩城寛、○山田源一郎、○伊澤修二

（今回この原資料は手にすることができなかったので、遠藤宏著『明治音樂史考』昭和二十三年、二〇二～二〇三頁より転載した）

審査の結果は『官報』より早く『音樂雜誌』（明治二十六年五月号）に発表された。

一月一日　作詞千家尊福、作曲上眞行
元始祭　作詞鈴木重嶺、作曲芝葛鎭
孝明天皇祭　作詞本居豐頴、作曲山井基萬
春季秋季皇靈祭　作詞谷勤・阪正臣、作曲小山作之助
神武天皇祭　作詞丸山作樂、作曲林廣守
天長節　作詞黒川眞頼、作曲奥好義
神嘗祭　作詞木村正辭、作曲辻高節
新嘗祭　作詞小中村清矩、作曲辻高節
勅語奉答歌　作詞勝安房、作曲小山作之助

しかし、明治二十六年（一八九三）八月十二日文部省告示第三号、『官報』三〇三七号附録で公布された祝日大祭日唱歌は〈君が代〉〈勅語奉答〉〈一月一日〉〈元始祭〉〈紀元節〉〈神嘗祭〉〈天長節〉〈新嘗祭〉の八曲であった。『官報』公布後ただちに数種の祝日大祭日唱歌が出版されている。『祝祭日唱歌集』（明治二十六年十二月二十六日発行、共益商社）、同じく共益商社発行の『祝祭日唱歌樂譜』（同年十二月二十六日、一枚刷、石版の美しい絵入り、五〇二～五〇三頁の写真参照）、奥好義編『儀式唱歌附祝日大祭日唱歌』（明治二十六年十月十日発行）など。東京音楽学校では明治三十三年（一九〇一）二月二十日『祝日大祭日重音譜』を出版した。これはディットリヒの和声によるもので合唱で歌うことができる。

第八節　中等唱歌教科書の出版

明治時代の東京音楽学校は三種類の唱歌集を編纂出版した。いずれも師範学校、中学校、高等女学校の教科用書に作成したものである。曲の多くは外国の名歌を選び、音楽取調掛以来の方法で、そのメロディーに日本語の歌詞を当てはめた。それは原詞と内容的に必ずしも一致したものではない。そのため、当時このような唱歌の作り方に対して、さまざまな意見が述べそれていた。中から三つの評論を紹介しておく。

帝國の音樂を盛ならしめよ　　M. H. 生

嗚呼帝國の氣象てふものは何れにぞ存する吾人敢て國粹保存主義に心醉する頑固の言を放つにあらず唯歐化潮流に犯され一も二もなく善となく惡となく均しく是れ摸擬する事を廢して帝國自身の我物をして蟄居せしめず照々然たる氣焰を吐かしめよと云ふのみ藹々愁然たる狀を呈せしむる勿れと注告するなり

世間の唱ふる音樂改良とは何をか云ふ西洋音樂を其儘輸入する直譯する是れそも本領か然らは改良と云はんより寧ろ西洋音樂に化すると云ふこそ適當ならんと信ず吾人茲に言はん音樂上の改良とは唯だに惡を去り善に赴くと云ふが如き一般事物の改良にあるなくして人情風俗言語に關する人世の好尚嗜好に從て進歩せしむるものゝ謂にして決して固有の國風を變化し他國風に改革するの謂にあらざるなり顧みよ終日肉食をなし起臥共に洋服を身に纏へよと言はゞ百千人中幾何かある是れ蓋し氣候上及國体上家屋構造上の國性が其變化を許さゞるによるなり況んや國風の遺傳と感情との勢力ある遮障者あるをや音樂の改良定義果して吾人の言眞なりせば音樂も亦國風の遺傳及感情が主として此遮斷者となり國体上變化せざらん事を務む是を以て例令西洋直譯主義の音樂をして帝國從來の音樂に代へしめんと務むるも豈に出來得べきの事業ならんや我か朝古來より支那樂の傳來を見上古の帝王之をして遍く上廟堂より下庶民に至るまで行はしめんとせしが尚今日に於て端唄三味線の勢力遙かに雅樂の上に出で居るにあらずや是れ支那國風の本邦に適せざるによる詳言せば支那人の嗜好が日本人の嗜好と其趣きを異にするが故なり同人種の支那人同旋律より組成せる歌曲すら猶此くの如し況んや全く異人種なる西洋國風及異旋律なる音曲をや日本人の嗜好に合せんとするも望み得べからざる事なり吾人は支那樂は惡し西洋音樂は惡しゝと言ふにあらず唯我國風を棄て嗜好に合せざるものを無理に注入するの惡しきを云ふのみさればよろしく我國風に基き短あらば彼の長を取りて之を補ひ以て人情風俗の進歩上眞正の改良を擧ぐべきを主張するなり

第一歌詞附旋律

西洋の音曲は和聲學上の規則に基づき復音諸重音の如く和聲の曲に構成せられ優美雄壯なる性を有する長音階より組織せらる而して本邦の音曲は和聲學上の規則より出でたるに非ず單獨聲の曲なり且つ憂欝の性を有する短音階より組織せらる夫れ斯くの如くなれば本邦音樂も維新前は敢て問はず今日の文明界に欠點なしとせず是れ改良の急なりと云ふ所以なり

今左に改良の一端を言はんみやさん及かつほれの如きは進行曲に最も宜ろしき律より成る若し此曲の歌詞を改め唱歌用の追行（マーチ）に供するが如き其他夕ぐれ、春雨、老松等優美の曲皆以て音樂上妙あるべし然れ共是れ皆雜曲なり猥褻なりと唱ふるは唯歌詞の惡しきが爲にして曲の惡しきにあらざるなり今日小學校に於て唱歌用に供する曲中泰西の俗曲亦無しとせず世人の勝手なる日本の俗は是れ用えべからずと云ひ而して西洋の俗曲は用ひて敢て怪まざるは何ぞ尙ほ唱歌曲譜にどゝ一中の淫猥なる歌詞を附して見よ即ち猥褻の音曲なりと謂はんされば本邦の音曲凡て道德を害するものならず歌詞を變更するに於ては敢て道德風俗を亂すの恐れあらざるべし我音曲も西洋音曲も源を問はゞ均しく是れ印度に起原し唯時代と經過傳來せし人種國土の差異あるのみ本は一なり是故に吾人の絕叫し以て天下音樂界に訴へんとするものは日本古來の曲中歌詞の惡しきものは變じて用ゐよ曲の長音階に變じ得べきものは之を改めよ換言せは憂欝の性に加ふるに雄壯を以てし所謂短音階によりては憂欝の曲を長音階を以て優美雄壯の曲を譜し及ぶ限りに於て本邦人嗜好の原曲によりて國風を保ち新曲は短長の二音階によりて譜せよと云ふにあり然らざれば假令歐州樂に改めんとするも其目的を達し得べしと信ずる能はざるなり

（未完）

（『音樂雜誌』十六号、明治二十五年一月）

この評論は未完のまま終っている。

唱歌の撰擇

今の唱歌を作るは多く西洋樂譜に依りてす、是れ大に善し、然れども中に甚だしきは西洋樂譜其儘に我歌を付して之を歌はしむ。亦中には歌により考査して自己の案出にて樂譜を作るものあり。西洋譜に我歌を直に適用するものは譜其物は興味あるものも我歌と適合せさる爲に全く其譜の興味を失ふのみならす歌ふ人自身すらもなほ其歌の何たるやを解すること能はさるに至る。況んや隔壁之を聞くものは全く其歌すらも知ること能はさるなり。例へは「さくらばな」と日本語にては流調に云ふへきを、洋譜の爲に或は「さ」にアクセントを置き、或は「な」にアクセントを置き、聞くものは其櫻花なるか何なるかを知ることすら難し、況んや之に依て感慨を惹起せらるゝもの誰かあらむ。余輩今日の唱歌中極めて雜亂此等の點に注意せさるものあるを見る、是れ實に教育上少なからさる弊害を在するものなるべしと信す。一般の唱歌教師たるものは力めて如此弊なき唱歌を撰擇することを要す、亦世の作曲家及音樂學校の輩宣しく茲に意を用ゆへきなり。

（霞里）

（『帝國文學』第四巻四号、明治三十一年）

西曲を原語のまゝ唱ふのと、原語を國語の歌詞に改めて唱ふのと、聽いて何方が面白いかと聞くと、一般の人は大かた、原語のまゝが可い、國語であつても通じない分らないといふ人が多い、甚しきは西曲に國語を附けるのは絕對に不成功なものであるとまでいふ人もある。

しかし吾等は根本的に此非難は否定するものであると共に、一方にては大に吾黨の警省を促すべきものがあると思ふのである。歌詞

を附けるに、強弱長短または音調などについて不用意に筆を下して、唯音符の數に語數を合せるやうな附けかたは、勿論論外であるが、唱歌者その人の一語一音の發音の甚だ不正確にして且つ不明瞭であつたなら、如何に正確に音符語を附けて居ても、遂に聽衆に首肯を與へることは出來ないのは知れたことである。吾等は聲樂家が此點に精緻なる注意と研究を積まれんことを望むものである。國語の發音法は、實に今は甚しき混亂と粗雜を極め、曖昧不正確の聲音を以て現はされて居るのである、謂はゞ國語の危機に瀕して居るのである。文部省の國語統一の方法は、唯目で見る國語の上に重きを置かれて居るの觀がある、そこで其生命たる眼目たる發音の正法を立てゝ其統一を計るといふは、實に我聲樂家諸君の大任務ではないか。國語發音法のオーソリチーは、實に諸君を措いては、他にその人を求めることは出來ないのではないか。吾等は音樂家としての諸君を尊敬すると共に、聲音學者としての諸君を期待するものである。蓋し發音法に拙き聲樂家は、また聲樂家としての價値の上に、何等の尊敬を拂ふべきものでないといふことは、正當な批判ではあるまいか。

若し夫れ國語には、子音の明瞭に發音されるものが殆んど無いから唱ひ悪いとか、アクセントが明晰に附けられないから唱ひ悪いなどといふ人があつたら、日本國民たることを恥と思つて居るやうな非國民であるし、また箇人としても研究心のない意氣地のない自我のない劣等の人格である、かやうなものは蓋し何處の國にもあるまい。

要するに、西曲の音符語を、國語にするのが可いも悪いも、原語のまゝが可いも悪いも、唱歌者の研究の程度の深淺一つによるのである（音符語の附けかたの可否は別として）これさへ立派に表現が出來れば、先きに述べた非難の聲は、おのづから消えうせるのである。故に先づ聲樂家の第一着手として執るべき研究と勉強とは、實に國語の發音法ではあるまいか。

（『音樂』第三巻十二号、明治四十五年）

『中等唱歌集』明治二十二年（一八八九）十二月刊

資料により原曲ならびに作詞・作曲の明らかなものは記した。

(一) 君が代
(二) 紀元節
(三) 天長節
　　この三曲は明治二十六年に祝祭日用唱歌となった。
(四) 旭の旗
(五) 三千餘萬
(六) 矢玉ハ霰　伊澤修二作曲、里見義作詞
(七) 君が代の初春　原曲は Wake wake the morning　里見義作詞
(八) 織なす錦　二部合唱
(九) 御稜威の光　三部合唱
(十) 御國の民　三部合唱　原曲はアメリカの〈ヘール・コロンビア〉
(十一) 保昌　三部合唱　原曲はモーツァルトのオペラ「魔笛」から
(十二) 凱旋　三部合唱　原曲はヘンデルのオラトリオ「ユダス・マカベウス」より〈凱旋の歌〉
(十三) 國旗　三部合唱
(十四) 火砲の雷　三部合唱　原曲はドイツの〈ラインの守り〉
(十五) 埴生の宿　四部合唱　原曲はH・R・ビショップ作曲〈ホーム・スウィート・ホーム〉、里見義作詞
(十六) 身も世も忘れ　四部合唱

(ヒ) 君は神　四部合唱　原曲はベートヴェン作曲〈Die Ehre Gottes〉、里見義作詞
(ハ) 憲法発布の頌　四部合唱

『中學唱歌』明治三十四年（一九〇一）、中学校用文部省検定教科書

三十八曲の単音唱歌が掲載されているが、その多くは当時、東京音楽学校の教官、学生（瀧廉太郎ら）であったものの新作である。版権が東京音楽学校におかれているため、同唱歌集には作曲・作歌者名が記載されていない。なお作者名の判明したものについてのみ曲名を抽出して記しておく。この作詞・作曲者は故遠藤宏氏が当時この唱歌集作成に関係のあった方々の話にもとづいて記したものである。△印は確認のないもの。

例　言

一　本編は中學校用に充つる目的を以て編纂せる唱歌集とす

一　本校曩に是種の唱歌集編纂の必要を認むるや廣く世の文學家教育幷に音樂家に委囑して作歌作曲せしめ歳月を經て一百有餘種を得たりしが尚その足らざるを補はむが爲に更に同一の方法により洽く材料を内外に求め新に又一百有餘種を集め得たり茲に於て選定委員を設け前後合せて得たるものゝ中現今中學校生徒の實狀に參照して最も適切なるべきもの三十八種を精選せしめたるが則ち本編なり

一　本編に用ゐたる曲譜の多數は邦人の製作に係り其他は泰西作曲家の手に成れるものとす

一　本編は歌曲の程度題目の種類幷に排列の順序等に關して教科書として未だ完全ならざる點なきを保せずと雖も之に依りて漸次歩武を進めなば庶幾くは音樂の効果を實現せしむることを得む

明治三十四年三月

東京音樂學校長　渡　邊　龍　聖

駒の蹄　小山作之助作曲
牛おふ童　安藤幸作曲
我等は中學一年生　小山作之助作曲
前途萬里　瀧廉太郎作曲
占守島　安藤幸作曲
太平洋　永井幸次郎作曲
寄宿舎の古釣瓶　小池友七作曲、小山作之助作曲
老將軍　深澤登代吉作曲
武藏野　瀧廉太郎作曲
入船出船　田村虎藏作曲
遠別離　杉浦チカ作曲
△壺の碑　栗本清夫作曲
△祖先の靈　栗本清夫作曲
初旅　橋本正作作曲
箱根八里　鳥居忱作詞、瀧廉太郎作曲
荒城の月　土井晩翠作詞、瀧廉太郎作曲
甲鐵艦　山田源一郎作曲
△歸雁　岡野貞一作曲
豊太閤　瀧廉太郎作曲
去年今夜　岡野貞一作曲
△今は學校後に見て　幸田延作曲

明治三十四年（一九〇一）五月十九日、ここの中学唱歌の披露演奏会が行われた。瀧廉太郎の〈箱根八里〉〈荒城の月〉などが初演された日である。彼はこの頃ドイツへ向けて留学の途にあり、インド洋を航海中であった。

『中等唱歌』明治四十三年一月二十二日出版

東京音楽学校が出版した唱歌の中でピアノ伴奏附の楽譜ははじめてである。従来の多くの例にならって、ヨーロッパのメロディーに歌詞をつけたものが多い。しかし小山作之助や納所辨次郎、山田源一郎らの作曲作品も見られる。唱歌集というよりも歌曲集の体裁である。歌詞および曲の選定委員としてA・ユンケル、H・ヴェルクマイスター、鳥居忱、武島又次郎、富尾木知佳、島崎赤太郎、吉丸一昌、乙骨三郎、楠美恩三郎、田村虎藏、岡野貞一、南能衛、文部省視学官吉岡郷甫（東京音楽学校嘱託講師）諸氏の名があげられている。

三種類とも楽譜は巻末の楽譜資料を参照。

第九節　外国人教師　履歴とその活動

音楽取調掛が成し遂げた音楽教育の基礎確立は東京音楽学校において、音楽教育はもとより芸術音楽興隆に向けてより確実な歩みをはじめる。それをリードしたのはやはり外国人教師であった。ソーブレットに替って明治二十二年十一月に着任したディットリヒに始まり、次々と東京音楽学校で教鞭をとった教師は明治時代で十四名にのぼる。彼らは揺籃時代を脱し切れない東京音楽学校を導く十分な資格を有し、音楽技術上の正統な訓練に根ざしてヨーロッパの伝統を正確に伝えることができた。そして教育面および演奏面に日本の洋楽界を華々しくかざった。

(一)　ルードルフ・ディットリヒ　Rudolf Dittrich（一八六七～一九一九）

在職期間　明治二十一年～二十七年（一八八八～一八九四）
担当科目　ヴァイオリン、和声学、作曲法、唱歌
お雇い外国人教師

音楽取調掛は、メーソン帰国後、初歩的教育者より芸術家を求め、明治十八年頃からイタリア、ドイツ、オーストリアを中心に物色していたが、明治二十一年三月オーストリア公使戸田伯爵に公文書で依頼をしたことによりディットリヒの招聘が決り、数年来の希望が果された。戸田伯爵への依頼はまず同年一月二十五日付東京音楽学校幹事神津専三郎より文部大臣森有禮に提出された「音樂教師傭入之儀ニ付伺」にはじまる。

本校生徒之儀ハ漸次進歩ノ域ニ向ヒ此際善良ノ教師ヲ得候ハヽ其學業益進歩可仕且陸續入學志願ノ者モ有之將又本校之儀モ目下創設ニ際シ候テハ善良ナル組織ヲ考定シ後来之規模ヲ確立候儀必要ニ有之候就而者今般樂曲製作理論講義管絃樂教授ヲ主ト為シ可相成ハ唱歌洋琴風琴其他音樂上一般ノ學科教授ノ任ニ勝ヘ且本校組織考按ノ顧問トモ可相成加フルニ日本音樂講覈研究ノ篤志ヲ具ヘ其取調ニ適シ後来本邦音樂上進ノ途ニ於テ深ク望ヲ属スルニ足ルベキ者一名月俸凡三百五拾圓以上四百以下ノ見込ヲ以テ獨澳ノ中ヨリ招聘相成度右裁可之上ハ其招聘之手續等更ニ可伺出候得共先以本按至急仰高裁候也

明治二十一年一月二十五日

東京音樂學校幹事　神津專三郎　〔手書き〕

文部大臣子爵　森有禮殿

（『外國人教師關係書類』明治十八年～三十二年）

この文中に「日本音樂講覈研究ノ篤志ヲ具ヘ其取調ニ適シ後来本邦音樂上進ノ途ニ於テ深ク望ヲ属スルニ足ルベキ者一名」と記されている点、また外国音楽家でも日本音楽への研究心のないものは雇い入れたくないという伊澤校長の内外音楽融合の理想を伺うことができる。次いで二月十六日付で間もなくソーブレットの期限が切れるのを機会に早急に裁可願いたい旨申し出た。

本校従来之目的確立之上夫々着手可致之処差當リ良教師ヲ得候事必要ニ有之然ルニ現今之教師ハ僅ニ一週三回横濱表ヨリ通勤之者ニ有之未タ適當之教師ヲ不得甚タ差支罷在候就而者今般月俸凡銀貨三圓以上同三百五拾圓以下ノ見込ヲ以テ別紙條約按ニ拠リ音樂教師壹

名澳國ヨリ大凡三ケ年間聘用致度右裁可ヲ得候上ハ該教師聘用ニ係ル紹介手續等詳細之事情ハ本校長ヨリ私翰ヲ以テ澳國駐在戸田公使へ致依頼可然乎尤モ右費用之儀ハ本校来廿一年度經費豫算中ニテハ支辨難致候間不足之分別途御交付相成度候尚現今ノ教師傭期限モ既ニ切迫之義ニ有之候者至急裁可相成度別按條約文相添右相伺候也
但本掛教師雇入之手続ハ本省ヨリ外務省へ御照會相成候様致度候也

〔手書き〕（『外國人教師關係書類』明治十八年～三十二年）

戸田公使からは九月十八日付の返事がとどき、ルードルフ・ディットリヒが依頼に応じたことを知らせてきた。しかし赴任条件として、ディットリヒが校長として受け入れられるのならばと主張した模様であった。戸田公使は苦心の結果ディットリヒの要求をできるかぎり満たした条文を作成し、九月十三日に戸田公使とディットリヒの間で条約を結んだ。この返信にはその条約文も添えられてある。

本年三月十六日付送第一九号ヲ以テ文部省所管東京音楽学校へ音楽教師一名月給銀貨三百円以上三百五十円以下ニテ向フ三年間御雇聘相成度云々文部大臣照会文相添御訓示之旨委曲領承右早速當府コンサルバトリー長ヘルメルスベルグへ委曲依頼仕候処何分適當ナル音楽教師ノ英語ニ達スル者少ナキガタメ数月ノ時日ヲ費ヤシ今日ニ至リ候次第ニ有之候処漸ク此程音楽教師ヂットリヒト申シ當國ニテモ隨分著名ノ音楽師ニシテ且英語ニモ一通リ相通シ高尚ノ人物ニ有之同人ナレバ「コンサルバトリー長ニ於テモ其技術及理論ノ優絶ナルヲ充分ニ保証スベキ旨申出候尤モ同人儀ハ有妻ノ者ニ付夫婦同行ヲ要シ条約文案第一条及第九条（別紙条約第二条及ビ第十条）之旅行費銀貨六百五拾円ニテハ事実ニ於テハ出来可カラサル者ト存候間右ハ訓示案トハ相違候へ共二人旅行ノ割合ニテ見積ヲ立テ銀貨千三百円ニ相改取極候又第一条ノ一千八百八十八年九月一日ヨリ向フ三ケ年間云々ハ本年十一月一日ヨリ来ル千八百九十一年九月一日迄ト相改メ申候右ハ毎年九月一日ヨリ新学期相始マリ候ニ付学期ノ一部即チ九月十月ヲ教授シ十一月ヨリハ全ク他ノ教師ニ就候様ニテハ甚タ不便利ニ可有之歟トノ話合ニ有之候又條約案第一条ヲ分テ二ケ条トシ第一条ハ契約ノ期限第二条ハ旅行費ト相改候将又条約ノ結末ニ左ノ一条ヲ増加致候即チ

第十一条　ヂットリヒ氏ハ其出発前ニ二ケ月分ノ給料即チ銀貨七百円ヲ前借シ着後毎月月給ノ内ヨリ百円ツヽ返却可致事

此主意ニテ本月十三日本使トヂットリヒ氏ト別紙条約文之通リ条約ヲ相結候又同氏儀本月廿三日佛國マルセーユ港発ノアナジール号ニテ出発可仕候間右御領承可然文部大臣へ御通報相成度此段申進候

明治二十一年九月十八日

在澳国特命全權公使　戸田氏共

外務大臣伯大隈重信殿

付條約文相添〔条約書訳文〕

日本帝國特命全権公使戸田伯日本帝國政府ノ嘱托ニ依リ其名儀ヲ以テ第一方ニ在リ音樂指揮者（Kapellmeister）維因府ノ人「ルードルフ、ヂットリヒ」君第二方ニ在リテ其間ニ本日左ノ條約ヲ結定ス

第一條　ルートルフ、ヂットリヒ君ハ一千八百八十八年十一月一日ヨリ一千八百九十一年九月一日マテ東京ニ於ケル帝國音楽學校ノ技術監督者（アルチスチッシエルダイレクトル）トシテ傭入ラレ右期限間此學校生徒ニ「バ

イオリン」樂、和聲學、作曲法、幷ニ一般唱歌ノ教授ヲ為スノ義務ヲ負擔ス

第二條　ルードリフ、ヂットリヒ君ハ維因ヨリ東京マデ自身及ビ其妻ノ旅費トシテ總計銀貨一千三百円ヲ受取ルベシ

第三條　ルードリフ、ヂットリヒ君ハ一千八百八十八年十一月一日ヨリ始メテ月給銀貨參百五十円ヲ受取ルベク其払渡ハ毎月末日トス若シ又一月ヲ分割スベキ場合ヲ生ズルトキハ月俸ノ割合ニ従ヒ日割ヲ以テ計算ス

第四條　ルードルフ、ヂットリヒ君ハ條約ニ依リテ東京ニ滞在スル間ハ住宅費補償トシテ毎月銀貨參拾円ヲ受取ルベシ

第五條　ルードルフ、ヂットリヒ君ハ毎日五時間以上教授ヲ擔任スルノ義務ナク又夏期間教授ノ為メ在校ヲ要セラルヽコトナカルベシ

教授ニ関スル時間表ヲ確定スルノ権ハ帝國音楽學校長ニ属ス

第六條　ルードルフ、ヂットリヒ君ハ何時ニテモ教授上ノ疑問ニ関シ其意見ヲ帝国音楽學校々長ニ告知スルノ権ヲ有ス然レトモ其採否ヲ決定スルノ権ハ帝国音楽學校々長之ヲ保有ス

第七條　ルードルフ、ヂットリヒ君疾病ニ罹リ四十日間絶ヘズ引続キテ其條約上ノ義務ヲ遵守スルノ能ハザルトキハ第四十日目ヨリ以後其疾病継続間ハ其俸給ノ四分ノ一ヲ受取ルヘシ、又若シ疾病絶ヘズ継続シテ九十日ニ及ビ其時期間ルードルフ、ヂットリヒ君其條約上ノ義務ヲ遵守スル能ハザルトキハ本條約ハ解除セラレタルモノト看做シ第九十日目ヨリ以後ハ全ク俸給ノ支拂ヲ廃止ス

第八條　ルードルフ、ヂットリヒ君自己ノ事故ヨリシテ未ダ條約期限ノ経過シ終ラザル前ニ本條約ノ解除ヲ望ムトキハ少クトモ八ケ月前ニ其旨ヲ帝國音楽學校長ニ告知スベシ、此場合ニ於テハ條約解除ノ日ヨリ俸給ノ支払ヲ廃止ス

第九條　日本帝國政府が顕著ナル事故ヨリシテ未ダ條約期限ノ経過シ終ラザル前ニ本條約ヲ解除センコトヲ望ムトキハ「ルードルフ、ヂットリヒ」君ハ補償トシテ三箇月分ノ俸給ヲ得ベシ

第十條　本條約ノ期限終了シテ傭継ニナラザル場合又ハ第七條及ヒ第九條ニ適合シテ本條約ヲ解除シタル場合ニ於テハ「ルードルフ、ヂットリヒ」君ハ自身幷ニ其妻ノ歸國旅費トシテ總計銀貨一千三百円ヲ受取ルベシ

第十一條　ルードルフ、ヂットリヒ君ハ其出立前ニ總計銀貨七百円ノ前払ヲ得ベシ但シ此前金ハ月割ヲ以テ毎月金百円ヅヽ其俸給中ヨリ東京ニ於テ引去ラルベシ

一千八百八十八年九月十三日

維因府ニ於テ

戸田伯爵

ルードルフ、ヂットリヒ〔手書き〕

（『外國人教師關係書類』明治十八年～三十二年）

九月二十二日、ディットリヒはマルセーユを出港、十一月四日婦人同伴で来日した（『官報』明治二十一年十一月二十七日付による）。東京音楽学校では翌五日オーストリア代理公使シーボルト宛来着を報じ、東京市京橋区采女町三十二番地精養軒に一時落ち着いた。さらに十二月六日総理大臣へ宛て彼の履歴書を添えて雇い入れの通知をしている。来日当

時、ディットリヒ夫妻はともに二十八歳であった。

ディットリヒの履歴書（要約）

一八六一年四月二十五日オーストリア・ハンガリヤ國ガリチア地方の小村ビアラ Biala に生る。五歳よりピアノ、七歳よりヴァイオリン、九歳より寺院音楽、十歳より樂理を学ぶ。

一八七六年、高等普通教育を受けるためドイツ國ブレスラウ市に赴く。

一八七八年、ウィーン音樂院に入學。ヴァイオリンを校長ヘルメスベルガー Hellmesberger に、オルガン、和声、対位法、作曲をブルックナー Bruckner およびクレン Krenn に、ピアノをシェンネリー Schennery に師事。

一八八〇年、ヴァイオリン第二賞牌を獲得。

一八八二年、ヴァイオリン第一賞牌およびオルガン第一賞牌を獲得。この年卒業に際して成績優等のため大銀牌を獲得した。卒業と同時にロットシーア男爵家のオルガン奏者、ユダヤ大寺院のオルガン奏者ならびに指揮者となる。

一八八三年国民の義務として兵役につく。以後ウィーンにおいて大音楽会など重要な演奏会に出演、ヴァイオリン独奏、管弦楽、室内楽、ピアノ独奏、オルガン演奏に活躍。



ルードルフ・ディットリヒ教師

一八八八年、日本の招きに応じて来日。〔手書き〕

（『外國人教師關係書類』明治十八年～三十二年）

ディットリヒ夫妻は二十二年七月十六日、本郷区向ヶ岡彌生町二番地の新築された教師館（建築主および所有者は荻昌吉と水野九郎）に移り、帰国までこの家に居住した。二十四年伊澤初代校長に代って校長となった村岡範為馳は、最初の契約に引きつづき向う三年間の契約を結び（二十六年高等師範附属音楽学校となってからは講師嘱託）、任期は二十七年七月三十一日までとなった。この間二十四年一月四日、妻のペリーネを三十歳の若さで亡くしている。死因は慢性心臓内膜炎、肺臓栓塞であった。お墓は青山外人墓地にある。このような悲しい出来事があったにもかかわらず再契約を結び、東京音楽学校の授業のほか熱心に日本の伝統音楽や俗曲の研究を行った。箏や三味線の実技も習得したと伝えられている。このような多忙な毎日の中でも夏休みには日光・伊香保・箱根などの保養地に出かけることを楽しんだ。

演奏面における彼の活躍は非常に意欲的で、明治二十三年に来日したオーストリアのフルート奏者テルシャックとの演奏会はをじめ、滞在中に五十回を越える大小の演奏会に出演し、当時の音楽界に大きな刺激を与えた。その中から興味深い音楽会を紹介しておこう。東京音楽学校主催のものは除く。

〔明治二十三年八月一日、宮中千種之間にて〕

午後四時三十分から天皇・皇后両陛下ご臨席の下に御前演奏を行う。

宮中の音樂

畏くも聖上皇后兩陛下には去る八月澳國音樂博士テルシヤツク東京音樂學校教師ヂツトリヒ澳國音樂師シユーレル女の三名を宮中に召させられ親しく音樂を聞召さる其由來を承るにテルシヤツク氏は頗る有名の作曲家にして横笛專門家なり是迄各國帝王の御前に出で

て其技を演し又新奇の曲を製し到る處に妙技の聲擧を博し或は勳章を授與せられ或は御物を拜領せしこと少からず然るに今回世界漫遊を企て吾日本に渡航せしにより曩に大日本音樂會に聘し其得意の曲を演せしめしに其技實に美妙にして會長鍋島侯爵始め幹事諸氏大に之を賞し遂に上聞に達しければ早直大日本音樂會に御沙汰在らせられ右三名の音樂を 叡聽に進むることゝはなれり此日午後四時三十分頃より兩陛下千草の間に出御在せられ數番の曲を聞召され御機嫌殊にうるはしく御感斜ならざりしとぞ此如き殊遇の寵榮を荷ひたる音樂家等の面目は申すに及ばず日本音樂會の諸氏は之を以て同會の面目として自今愈よ斯道の爲に奮勵すべしと言ひあへり當日の曲目を左に掲く

第一コンセルト、アレグロ百四十七番

テルシヤツクの自作にして軍事上の物語を曲に製したるものなりテルシヤツクの吹笛にシユーレル女の洋琴を和して之を奏す

第二バラード、及ポロネース

此曲は白耳義國有名の音樂家ビユータンの作にして波蘭國古代の物語及び歌舞の樣を擬したるものなりヂツトリヒの胡弓にシユーレル女の洋琴を合奏す

第三匈牙利古歌

此曲は匈牙利國有名の音樂家リストの作にして同國古代の歌舞に擬したるものなりシユーレル女洋琴にて之を彈す

第四日本歌調「花競」と「櫻」

此曲はテルシヤツクの新作にして箏曲集中の花競及櫻の二曲を編入し自ら本邦歌曲の旨味を存せるものなりテルシヤクの横笛にシユーレル女の洋琴を和して之を奏す

第五「カバチナ」と「匈牙利歌」

「カバチナ」の曲は獨人ラフの作にして家內親愛の情を叙し匈牙利歌は澳國人ハウセルの作にして匈牙利人歌舞の狀を寫せるものなりデツトリヒの胡弓にシユーレル女の洋琴を和して之を奏す

第六コンセルト、ポルカ、

今樣の舞譜曲にして英人ワレスの作なりシユーレル女洋琴を以て之を彈ず

第七フアンタシア

テルシヤツクの自作にして「ソンナンブラ」の歌劇四十三番の越向に擬せる者なり其曲の終には「シヤレ、ドデモン」と稱して鬼神の歌と申すべきものあり是れテルシヤクが夢中に感得し覺れ后之が譜を作りたるものにして其名を歐州各國に傳聞すテルシヤツクの吹笛「ルシヤレユル」女の洋琴を和して之を奏す

（『音樂雜誌』第一号、明治二十三年九月）

〔明治二十六年五月十一日鹿鳴館における赤十字社慈善音樂会〕

去る十一日午後八時半山下町鹿鳴館に於て開會されしが、(1)式部職歐州管絃樂の進行曲、(2)東京音樂校女生の唱歌、(3)ミニユエット並に土耳古の進行曲を橘、中村、麻生の三令孃連彈せり、(4)伊藤令夫人グソール王の御前に於てダビツト吟詠の段を獨唱せり、其優雅なる囀鶯梅枝を移るが如し、(5)音樂校御雇教師ヂットリヒ氏のバイオリン獨奏にてコンソルト並ポロネースの曲を奏せしが、態度尤も其宜きを得、用弓特に輕く且美にして抑揚最も妙或は

私語の如く、裂布の如く、芝笛の如く、一器數和音恰も數人の合唱の如く、其變化神妙滿場をバイオリンの胴中に怪眼せしめたるが如し。爲に拍手の響き暫く止まず、(6)岡、辻、豐、芝四氏の舞樂春庭花を演じ、第二部に至りては、(7)式部職の管絃樂、(8)クーデンホーフ伯の獨唱は勇壯快活快哉と呼しめ喝采を博せり、(9)音樂校生徒のバイオリン、ピアノ、オルガンにて、甲乙丙の三曲を合奏よく聽者に滿足を與へり、(10)安部、薗二氏の舞樂納曾利又珍らし、最後なる(11)はヂットリヒ氏之を指揮し音樂校男女生一統バイオリン、セロ、オルガン、ピアノ伴奏にて奉迎の歌を四重音にて演じ拍手の中にさんくわいを告げたり。傍聽者はじつにまんじゃう立錐の餘地なし、しかしこの日の收金はことごとく赤十字社病院費に充てしとなり。

(『音樂雜誌』第三十二号、明治二十六年五月)

〔明治二十七年五月五日鹿鳴館における本郷貧民加鴻學校のための慈善音樂会〕

獨逸公使バローン、フォン、グートシュミッド氏委員長となり本月五日午后八時より鹿鳴館に於て本郷貧民加鴻學校の爲めに慈善音樂會を開かれたりしに雲上の貴顯を始め各國公使等實に滿場立錐の餘地なく近頃珍らしき盛會なりし其第一部演奏は

(一) ピアノ甲グーノー氏の作曲に係る「マーチ」乙メグリオ氏作のミニュエツトの二曲を遠山、麻生、橘、松野なる妙齡の令嬢ピアノ二臺にて四人聯彈なりしが間一髪を容るへき仕損しなく綺麗にして喝采を博せり

(二) 獨唱ピアノ伴奏にて甲アム、ウーフェル、デス、フルッツセス乙アム、ブルンネンの二曲を膚は雪を欺き皓齒綠髮嬋娟婀娜一笑傾城の姿又其音聲の美なる強きは金鈴の如く細きは囀鶯の如く抑揚頓坐能く適ひ音聲の美容貌の麗拍手滿場を破るが如く暫くも止まず再ひ登壇して一禮するや一層拍手劇しく遂に馳りて逃くこれなんグラスマン夫人なり

(三) 三曲合奏「都の春」鍋島直大君の作詠 萩岡松柯、千代世、今井慶松、山室保嘉の四人にて合奏せしが合の手も面白く密にして急緩にして細場所馴たる熟練の功見えたり

(四) バイオリン合奏 伴奏ピアノ 甲はシ、リアノー乙モーメント、ミュージカル丙イン、デル、トロイカの三曲なりしが甲曲は優乙曲は幽丙曲は賑附屬音樂學校員十名の合奏演奏中傍聽席の處々に談話の響き屢々洩るゝを以てピアノを彈し居るヂットリヒ師は眼鏡越に處々を目戒みたり

(五) ピアノ獨彈獨逸協會の教師エーマン氏作曲の「擬日本曲」なりしが演奏者グリフキン氏病氣欠席に付ヂットリヒ氏代りて彈奏せり扨此「擬日本曲」とは如何なる曲やと特に耳を傾け聞く者多かりしが其第一節は清樂漫板流水の趣を含み第二節は箏曲の質を帶び第三節は洋曲に歸るやの思ひありと隣席の評あり

(六) バイオリン獨奏 伴奏ピアノヴキヨータン氏作曲のコンサート第五をヂットリヒ氏の演奏なりしが流石にバイオリンの敏腕家として名あるヂ氏なれば一點の欠なく或は百鳥の囀り合ふが如く或は帛を裂く如く聞くさへ愉快にて喝采拍手滿場に止ず

第二部

(一) ピアノ、バイオリン、ビイオラ合奏モザルト氏作曲のトリオ曲をフオン、ケエーベル氏のピアノとヂットリヒ氏バイオリン幷にラムゼゲル氏のビイオラ合奏なりしが珍らしくして喝采を得たり

(二) 獨唱 伴奏ピアノ 甲リーベストロイ乙イヒ、リーベ、ヂヒ丙エス、ブリンクト、デル、タウなる唱歌をヘルブ夫人の獨唱なりしが或は恨むが如く或は泣くが如く聽者をして斷腸せしむ

(三) ピアノ獨彈ウンガーリツシエー、メロヂーエ曲をケスレル氏巧みに彈せり

(四) 唱歌甲富士登山乙薩摩潟なる二曲を附屬音樂學校男女生凡そ六十餘名ヂツトリヒ氏の指揮にて合唱せしが甲曲の如きは男女の行者が隊伍を作して遠近四方より誦名登山の様を想像せしめしは中々に上出來なりし

(五) 薩摩琵琶河中島の一段を斯道達人の名ある吉水經和氏の彈奏に美聲なる永吉丈助氏の吟謠なりしが薩摩武士の身裝にて悠然として登槽聲高らかにおくせず彈謠せり抑も此琵琶曲は一体洋人には聽馴たるものゝ少きものなるが四方よりヨイヨ〳〵の賞聲切りに起るに依り西洋婦人の中には却て其賞聲に膽を潰せるものもありて中々に妙なりき

(六) バイオリン、風琴ピアノの合奏附屬音樂學校の諸氏甲クウヰンテツト乙ミニユエツト丙フアンドールを奏して殆んと午后十一時過首尾よく局を結びたりしが近頃に無き珍らしき盛會なりし

（『音樂雜誌』第四十四号、明治二十七年五月）

ディットリヒの帰国が決定すると、本邦音楽文化に多大の功績があったとして叙勲の件が審議されることになった。高等師範学校長嘉納治五郎校長は審査書類提出に際して文部大臣秘書官あてに「四等以下ならば良いがもし五等あるいは五等以上では本人にとってかえって迷惑であろう」と進言している。

當校附屬音樂学校雇教師墺國人ルードルフ、ヂットリヒハ明治二十一年十一月以来生徒教育上専心以テ其職ヲ尽シ授業ノ方法宜シキヲ得テ生徒ノ学藝著シク熟達進歩シ是レマデ屢々催シタル音樂演習會ニ於テモ常ニ内外人ヲシテ其発達ノ速カナルニ驚歎シ口ヲ極メテ賞賛措ク能ハザラシムルニ至レリ本邦ノ音樂ヲシテ斯ノ如ク好評ヲ博スルニ至ラシメタルハ同人與カリテ大ニ力アリ殊ニ輓今世ニ行ハルヽ卑俗ノ音樂ヲ改良スルノ目的ヲ以テ幾多ノ意匠ヲ費シ俗曲ニ和声ヲ附シテ毫モ本邦固有ノ音樂ノ性質ヲ失ハザルガ如キハ同人独得ノ長技ニシテ有益ナル事業ト云ハザルベカラズ同人雇入以来在職満五ケ年餘其功績ノ顕著ナルハ略々前陳ノ如シ然ルニ本年九月ヲ以テ雇満期トナリ帰國致スベクニ付キテハ此際特別ノ御詮議ヲ以テ四等以上ニ叙勲之御沙汰有之候様其筋へ稟諾相成度此段内申候也

明治二十七年六月　日

追テ本邦在留墺國公使ヨリ我政府ニ永ク奉仕セシハ本国ノ名誉ナリトノ廉ヲ以テ本國政府ニ同人ヲ Ritter Kreuz des Franz-Josefs Ordens (III Class) ニ叙勲相成度旨申請致候趣ニ有之候右御参考迄申添候也

〔ディットリヒの履歴書つき（これは省略）、手書き〕

（『外國人教師關係書類』明治十八年～三十二年）

帰国の二週間前、明治二十七年七月十八日、勲四等に叙せられ瑞寶賞

が下賜された。帰国するディットリヒのために大きな送別演奏会が次のように二度行われている。

〔明治二十七年四月一日、音楽学校学友会主催、奏楽堂において〕

第一部

一、合唱「頌徳の歌」、黒川眞頼作歌、ヘンデル作、ピアノ風琴伴奏、指揮ディットリヒ

二、箏曲「西行櫻」、山勢、遠山、山登、萩岡、山室、荒木、上原合奏

三、ヴァイオリン獨奏、ベリオ作、幸田幸

四、合唱、「燕」、中村秋香作歌、アプト作、「此御山」旗野十一郎作歌モーツァルト作、「家鳥」大和田建樹作歌、シューマン作

五、ピアノ獨奏、ソナタ、クレメンテイ作、中村てる子

六、ヴァイオリン、ピアノ合奏、卽興曲、モスコースキー作、「ボヘミヤポルカ」、ルービンスタイン作

第二部

一、ピアノ連彈　橘、麻生

1　イントロダクションとシシリアノ、マスカニ作

2　ハンガリー舞曲、ブラームス作

二、ヴァイオリン獨奏、ディットリヒ

1　ロマンス・ト長調、ベートーヴェン作

2　コンチェルト第九、第一樂章、シュポーア作

三、女聲合唱

1　「苧環」、佐藤誠實作歌、メンデルスゾーン作

2　「雷鳴」、鳥居忱作歌、シューベルト作

四、箏、ヴァイオリン、オルガン、ピアノ合奏

1　サラバンデ、グーノー作

2　カリオン、シューベルト作

五、合唱

1　「春曙」、旗野作歌、ハイドン作

2　「春の行方」、鳥居作歌、ディットリヒ作

3　「花見」、旗野作歌、ディットリヒ作

六、ヴァイオリン、オルガン、ピアノ合奏

1　アンダンテ（ソナタ第十より）、シューベルト作

2　メヌエット、ボッケリーニ作

3　ファランドール、ビゼー作

〔明治二十七年六月十五日午後八時半、大日本音楽会（第十六回）主催、鹿鳴館において〕

第一部

㈠　「マリタナ」歌劇大序　式部職雅樂部諸氏

㈡　婦人唱歌瀧の宮（洋琴伴奏）　附屬音樂校生徒

㈢　雅樂陵王（童舞）　式部職雅樂部諸氏

㈣　獨唱マタイの物語　ブロクサム孃

㈤　バイオリン獨奏（甲）レヴエリー（乙）コンセルー、第一番の末句　ヂツトリヒ氏

第二部

㈠　洋琴及バイオリン聯奏ヒユーグノツト歌劇の大幻想曲

洋　琴　ケーベル氏
バイオリン　ヂツトリヒ氏
(二)　獨唱バイオリン掛合月の出しほ　歌　ブロクサム孃
バイオリン　ヂツトリヒ氏
(三)　「シムフヲニー」曲第一番（第二部及第三部）
（甲）「アンダンテ」　（乙）「メニユット」　式部職雅樂部諸氏
(四)　洋琴獨彈「ゴス」進行曲　ヂツトリヒ氏
(五)　バイオリン洋琴伴奏（甲）夢の曲（乙）春の歌（乙）「エントラクテ、ガボツト」　音樂學校生徒
(六)　唱歌（洋琴伴奏）　菅原道眞

（『音樂雜誌』第四十五号、明治二十七年六月）

送別の宴は七月八日富士見軒で催され、嘉納校長以下三十余名出席、餞別として西陣織二巻が贈られた。

また『音樂雜誌』の発行者四竈訥治はディットリヒの名誉逸事などを詳細に綴った「大和士産」という小冊子（鈴木米次郎英訳）を彼に贈った。左の文章はその中の序文である。

大和士産の序

ルードルフ、ヂツトリヒ君は我が最も敬慕親愛する所の恩師なり余は直接に其の教を受けずと雖も嘗て音樂學校の教務囑托員たりしを以て音樂上の新智識を與へられたること實に少なからず余は其の恩惠に浴せること深きが故に常に感謝の意を表しつゝあるなり

今や師は期滿ちて將に歸國の途に上らんとす余はこれが爲めに惜別の情に堪ふる能はざるなり然れとも更に之を考ふれば徒らに婦女の惜別をなさゞるべきなり如何となれば師が我が邦に渡航して以來已に數星霜を經たりと雖ども其間任命を完うし遂に功成り名譽を荷うて故郷に歸り父兄に親友に會するに臨み師が余輩を愛せるの情と余輩が師を敬せるの心とを執て之に語らば聞くもの亦其相愛し其の相敬せるの眞情に感ずる所ありて師の名聲は愈々高きを加ふべければなり然らば今余等が師と訣別を惜み訣別を哀むの情は蓋し權衡を異にせざるべきを信ずるなり

師が我が邦音樂上の爲めに盡されたる功績の實に偉大なると余等子弟が師の薫陶を受けて胸裏に銘刻したる賜ものとは余輩生涯之を忘れんと欲するも得さるのみならず其分子は自然我が邦音樂上の進歩を促かす一元素たるべきは決して疑ふべからざるなりされば師の功たる實に無形にして而して萬代朽ちざるを信するなり此等の偉績は日本に於る師が名譽なり名譽の貴きは寶石金玉の比する所に非らず實に萬代不朽永世其光輝は曇る期あることなきなり此貴き名譽は即ち師が音樂上に盡されたる熱心が自然に産みたる天賦の花實にして仮令萬金を以てすと雖ども購ひ得へきものに非さるべきを信するなり

今師と手を握り袖を分たんとするの時業に已に迫れり因て余も亦一餞を呈せんと欲するなり然れども余の赤貧たる寶玉金牌を贈らんと欲するも力の企て及ばさるを奈何せん余をして赤貧にして此くの如き遺憾を抱かしむるものは抑も原因なきに非ず余は曾て文明國の音樂を輸入して以て我が邦の音樂を改良せんとするに志し明治七八年頃より我が國各種の音樂を攻究せりと雖とも一も得る所なかりき然れども終に幸に文部省音樂取調所に入り始めて志望の如く泰西音樂の一斑を窺ふを得たり尋て業を卒へ乃ち東京府師範學校に居る事

茲に四年後ち感する所ありて職を辭し府下の各所に唱歌會を起し以て有志者を集めて之を奬勵し專ら斯道の普及を謀れりされば其結果として遂に音樂雜誌發刊の必要に迫られ自ら奮て其重任に當れり

然れとも孤立獨歩なれば其維持頗る困難にして實に如何とも爲す能はざるの域に陷いれる事屢々なりき然り而して余は音樂と共に一身を終始するの精神なれば之が爲めに財を擲ち之が爲めに身を犧し千辛を喫し万苦を嘗め益々貧困に逼るも屈せず或は妻子飢渴を訴へて泣き或は社界の怨憎を蒙り殆んど立つ能はざるに至れる數回なるにも撓まず人或は狂と譏り愚と罵るあるも敢て意に介せず唯筆を振うて舊夢を掃排せんとすることを努むること已に五年に至る是れ即ち余が赤貧に陷いれる一源因なり

唯余に一餞あり決して媚諂の念ありて贈るに非らず又奇を好んで呈するに非ず聊か師恩の万分一に報せんとするの微志のみ幷は他にあらず小編の一冊子是なり然りと雖とも其記事に至ては則ち一已人の思想臆說に出でたるにあらす公然吾か音樂雜誌等に揭載し來りたる音樂教師ルードルフ、ヂットリヒ君が日本に於ける名譽即ち音樂に關する記事を蒐めて一小編となしたるものなり因てこれを題して大和土産といふ恩師笑て之を受け玉はゞ余が喜びは果して奈何ぞや

明治二十七年七月上澣　　四竈訥治

ルードルフ、ヂツトリヒ君

（『音樂雜誌』第四十六号、明治二十七年七月）

彼の人物については皆一様に、人格者であり学識豊かで教育熱心な教師であったと評している。本職のオルガンだけでなく、ヴァイオリン、ピアノにすぐれ、合唱や管弦楽指導など万能を発揮し、初期東京音楽学校の指導者としては最も適した人材であった。また日本の音楽向上のために作曲や論文を発表し、次に紹介するような国益の一端をはかってデイットリヒに依頼した鈴木ヴァイオリンの鑑定などの労も惜しまなかった。

余は數年來鈴木氏の名古屋にて製作せる「ヴイオリン」を得て之を審査し其良否鑑別するの機會を得たり乃ち余を以て之を觀れば鈴木氏は年一年より其「ヴイオリン」の製作に精を加へて完全の域に進み細となく大となく構造の諸部に較著なる進歩を呈せしのみならず其音調に在りても亦然りとす故に同氏の手に成れる「ヴイオリン」は最も能く學校又は奏樂所の用に供するに足れり且其價の低廉なる凡そ心を音樂に用ふる者殆に「ヴイオリン」を樂む者は其貧富の如何を問はず皆之を坐右に備ふる事を得へし鈴木氏の心機を費し丹誠を凝らして「ヴイオリン」を製作する今日の如くむば追々一層の精を加へて益々良好の品を製出するに至らん事期して俟つべし鈴木氏の「ヴイオリン」が價格上並に音調上外國の輸入品を競爭場裡に壓倒するに至らん事は余が鈴木氏の爲め又日本國工業の爲め切に希望して止まさる所なり

西曆千八百九十三年

七月六日　　於東京

ルドルフ、ヂィツトリヒ

（『音樂雜誌』第三十五号、明治二十六年八月）

帰国後は王室専属オルガニスト（一九〇一）となり、またヘルメスベルガー四重奏団のヴィオラ奏者として活躍した。一九〇六年ウィーン音楽院教授。一九一九年一月十六日五十八歳で病没。ディットリヒの墓はウィーンの中央墓地十一列七号である。彼の帰国後の消息については東京音楽大学教授松本善三氏の資料を参照させていただいた。

日本におけるディットリヒの作曲および著作

作曲

〈憲法發布之頌〉（明治二十二年十二月出版『中等唱歌』に収められている）

〈Nippon Gakufu: Sechs japanische Volkslieder〉 Für Pianoforte. Leipzig: Breitkopf u. Härtel, 1894（明治二十七年）

この楽譜の紹介記事を『音樂雜誌』第三十三号（明治二十六年六月二十五日）より掲載する。

「東京音樂學校御雇教師たるヂッドリヒ氏は兼て我音樂の樂曲に就て種々研究中なりしが態々（わざ〳〵）三味線師を呼び寄せ其曲譜を採り之に調和を附し專ら講究なせしが今回愈々本國なる墺國に於て出版せんが爲め表紙は中島華陽氏の揮毫なる極彩色の密畫及び歌曲の摸様采畫を畫（か）がしめたり其歌曲は琉球ぶし、めでたぶし、櫻、地つきぶし、權兵衛種蒔（ごんべえたねまき）、田植歌等なりと熱心の人と云ふべし」

〈Yoi!〉 Japanischer Marsch (Bon-Odori, Amma-San, Ume wa saitaka, Ukiyo-Bushi, Chiyonkina). Für Pianoforte. Wien: Josef Eberle

箏曲〈落梅〉 Rakubai für Pianoforte

〈"Tekona-Marsch"〉 für Pianoforte. Wien: Josef Eberle

（口絵三十一頁参照）

編曲

音楽取調掛編纂『小學唱歌集』和声附け

この曲集は明治三十二年『小學唱歌集用オルガン・ピアノ樂譜』として出版、さらに昭和十三年三月、『校訂小學唱歌集、伴奏附』として大日本図書から再版された。

『祝日大祭日唱歌』和声附け（ピアノあるいはオルガンおよび四部合唱）

論文

Beiträge zur Kenntniss der japanischen Musik, in "Mittheilungen d. dtsch. Gesellschaft f. d. Natur u. Völkerkunde Ostasiens" Bd. VI Heft 58, Tokyo 1897.

最後に遠藤宏氏が語るディットリヒにまつわる逸話を著書『明治音樂史考』（二九二〜三頁）のディットリヒの項から原文のまま掲載する。

西四軒寺跡〔現在地〕に新築された三百八十餘坪の校舍は杜に圍まれてゐた。二十三年春にはほゞ出來あがつて一大文化の殿堂をなしてゐた。今では靴のまゝ踏み歩いてゐる廊下は東西に貫き、拭き清められて光つてゐたさうだ。女生徒は椎の實を拾つて來てその廊下に坐り、時にはおはじきなどをした。ディットリヒは絶えず巡回して生徒の練習を注意して歩いた。一時間に三人の生徒に一臺の練習ピアノが割當てられた時、三人がその一臺のピアノに同時にとっついて練習してゐたのを發見したディットリヒは、笑ひ乍ら二十分づつ練習せよと注意したことがある。昔は同じ曲を連彈したことがあるので無理もない。こんな話も故橘糸重先生から伺つた。

ディットリヒは大きな體格で威嚴をもつてゐたが心は優しかつた。授業は眞に嚴格であつて、不勉強な男生徒は耳朶を撮まれて教室から突き出されたが、よく出來た時は五錢の白銅貨を與へたことがある。五錢の白銅貨があればその頃櫻木町のおでん屋で晝飯が食へたさうだ。

二十五年の夏前に男生徒がストライキを起したことがある。ディ

ットリヒが我々にはあまり嚴格過ぎるといふのが原因の主なことで、明日行はれる演奏會を流會にしてやらうと前日申合せた。ところが下級生の一人、今は故人となつた田村虎藏が學校へ注進に及んだため遂に事がばれて、元橋義敦他三名の男生徒が十五週間の停學處分をうけた。[1] しかし間もなく赦されたと聞く。これは故島崎赤太郎教授が故岡野貞一教授に語られたのを、更にまた私が密かに聞き出した話である。元橋義敦は翌二十六年本科專修部を總代で卒業した秀才であつた。昭和二十年五月一日、疎開先秋田縣下で七十七才で世を去つた。今は皆故人となつたので、藝術家らしい無邪氣なストライキの眞相を明にしてディットリヒの思ひ出を終る。〔昭和十七年〕

（1）この件に関する詳細な事情は北村季晴（ディットリヒの弟子の一人）の「洋楽回顧録」に述べられている（『月刊楽譜』第九巻第十一号、大正九年十一月）。

ディットリヒの帰国以後、東京音楽学校は高等師範学校附属から再び独立し、日本の新しい音楽文化を背負っていっそうの内容充実をはかった。教師陣は、それまでの初歩的な教師像を脱して世間の評価をもつ演奏家という人材で構成されるようになった。三十年代以降の校長は渡邊龍聖、大島義修、高嶺秀夫、湯原元一と目まぐるしく変った。だが行政手腕のある彼らの指導により小山作之助をはじめ、海外留学で研鑽を積んだ幸田延（アメリカおよびオーストリアへ留学）、島崎赤太郎（ドイツ留学）、安藤幸子（オーストリアへ留学）、神戸絢子（フランス留学）らが、すぐれた技術をもつ外国人教師たちとともに、まさに躍進の時代といえる活発な音楽学校を築いた。瀧廉太郎、山田耕筰、信時潔、柳かねらがこの時代に巣立っていった。[1] 次に紹介する外国人教師は、この輝かしい時代を導き担った人々である。

（1）今回（『東京芸術大学百年史　東京音楽学校篇』第一巻）は明治時代に任期満了となった外国人教師に限った。したがって明治時代に雇い入れた教師でも大正時代にわたって活躍する教師は次の第二巻で紹介することにした。

（二）ラファエル・フォン・ケーベル Raphael von Koebel
（一八四八～一九二三）

在職期間　明治三十一年～四十二年（一八九八～一九〇九）
嘱託講師
担当科目　ピアノ

明治三十一年五月ケーベル博士が東京音楽学校へ出向しはじめた頃はまだ高等師範学校附属音楽学校であったが、翌三十二年には再独立した。彼は左記の履歴で明らかなように、ピアニストで哲学博士の学位をもっている。明治二十六年六月に、東京帝国大学からの招聘に応じて傭外国人教師という身分で来日した。東京帝国大学における主な講義は、哲学概論、西洋哲学史およびカント、ヘーゲルなどで、ほかにゲーテの『ファウスト』、詩学などの特殊講義受け持った。だが特に熱を入れたのは契約外のギリシャ語の文法や初歩を教える時間であった。この授業で彼はプラトン、ホメロス、アイスキュロス、オヴィディウス、ホラティウス、ヴェルギリウスなどの講読を行った。東京音楽学校へはどのような経緯で出向するようになったのか、手続上の書類というものが一切見当らないので明らかではないが、おそらく東京音楽学校側からの要請で東京大学との兼務を文部省が許可したものと思われる。ケーベル博士は、東京帝国大学で哲学の講義をするかたわら、ディットリヒをはじめ音楽関係者とピアニストとしての交流が深く、彼の音楽的芸術性は高い評価を得ていた。履歴によると彼は幼い頃ピアニストを志していた。

ケーベル博士の履歴（来日まで）

東京音楽学校には履歴書が提出されなかったので、久保勉訳編『ケーベル博士随筆集』（岩波文庫33―641―I）から紹介する。

一八四八年一月十五日ヴォルガ河畔、ニシュニィ・ノヴゴロットに生れる。父は枢密顧問官、ドイツ系ロシア人。すぐに母を亡くし、母方の祖母の家に引き取られた。祖母の慈愛深く、高雅で自由な精神、稀にみる豊かな教養は彼の人間形成に大きな影響を与えた。ピアノの手解きも堪能であった祖母から受ける。

一八六七年、十九歳、モスクワ音楽院に入学、ピアノを専修する。チャイコフスキー、ニコライ・ルービンシュタイン、クリンドウォルトに師事。

一八七二年、音楽院を優秀な成績で卒業。

内気な性格は音楽家の道を歩まず、生涯の方針を学問研究に向けた。

一八七三年、ドイツへ赴き、イェーナ大学で自然科学者エルンスト・ヘッケルの講義を受ける。

一八七六年、ハイデルベルク大学に入り、哲学史家クーノー・フィッシャーに師事。

一八八二年、ショーペンハウアーの人間自由に関する論文で学位を取得。

一八八三年、カールスルーエ音楽学校の教師となり、ピアノ、和声学、音楽史、および音楽美学の講義を担当。だが校長と意見が合わず一年間で辞職。

一八八四年、ミュンヘンに移り、約十年間この地に留まって哲学書を著述する。

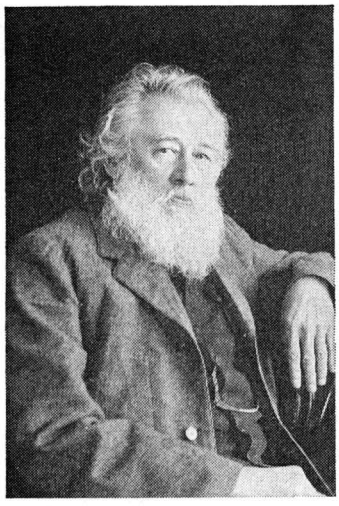

ケーベル博士

一八九三年四月三十日、身の廻りの世話をさせるための一人の少年ストラッサーを伴い日本に向けヨーロッパを離れる。六月十一日神戸に到着。

爾来、東京大学と七度契約を更新し、二十一年間一度の休暇をとることもなく教壇に立ち続けた。この間の十一年間が東京音楽学校との兼務であった。またケーベル博士はピアノ教授のほか哲学的音楽論に基づく音楽史の講義も行った。東京芸術大学付属図書館にはその講義録訳稿(訳者不明)「西洋音楽史稿其一古代及布臘音楽史完」が残っている。非常に含蓄のある講義の序に当る箇所から一部分を紹介しよう。この中で博士はどんなによく機械的に指が動いても「音楽ニ於ケル論理上ノ思想ニシテ発達スルナクンバ諸君ハ決シテ音楽家ニ非ス否音楽家ト云フ能ハサルナリ」と警告している。

吾ガ是ヨリ述ベントスル講義ノ主題ハ音楽ノ歴史ニシテ諸君ハ宜シク音楽ノ理論ト混同スベカラズ、音楽ノ理論ハ言語ニ於ケル文典修辞学等ノ諸学ニ比スベキモノニシテ要スルニ音楽ノ理論ハ音楽テフ普通語ニ於ケル吾人ノ観念ヲ一定不変ノ規則ニ従テ正シク且ツ美シク叙述スルノ術ヲ云フナリ、蓋シ音楽ハ一ノ言語ニ外ナラズ所謂音語(Tonsprach)ニシテ其規則ヤ亦文典ノ規則ノ如ク極メテ精厳ナルモノニ属ス此故ニ或ハ音楽的文章論(ミュージカルシンタックス)ト云ヒ或ハ音楽論理学(ミュージカルロジック)ト云ヒ若シクハ音楽的修辞学(ミュージカルレトリック)ト云フガ如キ表言法ヲ用ユルモ敢テ不當ト云フベカラス否吾人ハ此ノ如ク云ヒテ決シテ是等ノ語意ニ戻ル事ナキヲ得ルノミナラズ又実尓云ハサルヲ得サルナリ諸君願クハ是ヲ忘ル勿レ殊ニ其音楽的論理学及修辞学ナルモノヽ存スルハ疑フベカラズシテ以テ音楽上ノ作曲及演奏ニ於テ応用遵守スベキ之、好シ諸君指頭ノ運用如何ニ速カニシテ器械的熟練ノ如何ニ大ナルモノアリト

スルモ諸君ノ音楽ニ於ケル論理上ノ思想ニシテ発達スルナクンバ諸君ハ決シテ音楽家ニ非ス否音楽家ト云フ能ハサルナリ、吾人ハ此講義中ニ於テ屢理論上ノ事柄ニ就テ述ル事アルベシト雖トモコハ音楽論ニ於テ叙スルノ法トハ自ラ異ルモノアルヲ知ラサルベカラズ、音楽論ハ音楽ノ法則ヲ既定ノモノトシテ考察ス即歴史ノ或一時代ニ於テ一度確立セルモノトシテ考察スルモノニシテ其過去ニ於テ如何様ニ形成発達セルカハ全ク措テ問ハサルナリ然ルニ音楽史ハ常々恰モ其発達ヲ吟味セントス、音楽論ノ生命ハ文典ノ如ク單ニ現在ニ住ス音楽ノ歴史ハ多ク過去ニ住シ過去ニヨリテ現在ヲ説明セントス、此故ニ音楽論ハ音楽史ノ極メテ僅少ナル章ヲ充スモノ一例ヲ挙テ是ヲ説明センカ吾見在ノ音楽ハ諸君モ知ルガ如ク第三音ト称スル音（インターヴル）程ヲ諧音（コンコード）（協音（コンソナント））トシテ考察スルナリ、吾音楽ノ完成スルヲ得タルハ全ク此故ニシテ所謂和声（ハーモニー）及対位（コントラプンクト）テフ複雑ナル学ノ確立亦是ニ因ル、而レトモ音楽史ニヨレバ現在ノ音楽ヨリ以前ニ在テハ此音程ハ諧音ノ意義ヲ有セサリキ否十六世紀ノ頃パレストリナノ時代ニ於テモ音楽ノ一曲ヲ終ルニ十分ナル和絃（コード）（第三音）ヲ以テスルハ未タ普通ニ用ヰラレサリシナリ茲ニ知ル第三音ヲ以テ諧音トシテ取扱フハ即チ是音楽論上ノ事ニシテ彼第三音ヲ以テ不協音トスルノ謬見ヲ永ク維持シテヨリ遂ニ今日ノ見解ニ達セルマデ其如何ニシテ又何時ヨリ此ク変遷シ来リタルカヲ問フハ即是音楽家ノ研究事項ニ属ス、従テ此講義ニ於ケル吾人ノ問題ヤ亦最古ノ時代ヨリ現代ニ至ル音楽ノ発達テフ事ナラサルベカラズ吾人ハ則チ其凡テノ方面ヨリ音楽ヲ吟味セントスルナリ今便宜ノ為メ吾ガ述ベントスル事柄ノ順序ヲ少シク変更セントス

東洋ノ音楽ニ就テハ云フ所極メテ少シ是レ吾ガ能ハサル所ニシテ好シ又能フベシトスルモ其吟味ニ対シテ多クノ時間ヲ費スヲ好マズ蓋シ東洋ノ音楽ハ僅少ヲ除クノ外ハ西洋ノ音楽ニ何等ノ関係ヲ有スル事ナク又何等ノ影響ヲ及ホサヽレバナリ而モ時ニ尚云フ所ナキニ非ルベシ、古代希臘ノ音楽ニ在テハ全ク是ト異リ其音楽論上ノ方面ハ殆ント云フニ足ルモノナシト雖トモ吾人ハ全ク是ヲ看過スル能ハサルナリ否音楽トハ密接ノ関係アリト称セラルヽ吾近世劇ノ発達ハ実ニ希臘劇ノ知識ナクシテハ殆ント理解シ能ハサルナリ思フニ希臘及羅馬ノ教育歴史藝術及宗教神話ノ知識ハ諸君音楽家ニ必要トスル所ニシテ又実ニ学ヒ難キ事ニ非ス、元来近代ノ音楽家タルモノハ十分ノ素養ヲ要ス而シテ実ニ諸君ハ其文学歴史美学等ノ素養ヲ積ムニ従ヒ諸君ノ技術（音楽）ノ進歩ニ貢献スル必スヤ大ナルモノアルベキナリ、彼十八世紀ノ独逸ノ学者リヒテンベルヒガ神学ニ関シテ云ヘルノ言ハ又移シテ藝術及音楽ニ云フヲ得ベキナリ彼曰ヘラク唯化学ノミヲ知レル人ハ未タ化学ヲ知ルモノト云フ可ラスト吾ハ将ニ云ハントス單ニ音楽家タルノ人ハ未タ音楽家テフ名称ノ値セズト是決シテ誇大ノ言ニ非ス思フニ美学的教育即チ美学及藝術史ノ知識ノ音楽家ニ必要ナルハ明々白々ニシテ啻ニ音楽ガ一ノ藝術タルノ故ヲ以テ然ルノミナラス又啻ニ一般藝術ノ如何ナルモノナルカヲ知ラズンバ音楽テフ藝術ヲ理解スル能ハサルノミナラズ実ニアラユル藝術ハ最モ密接ナル関係ヲ有シ其或者ニ至テハ殆ント互ニ離ス可ラサル連絡ヲ有スルガ故ナリ是ヲ例ヘバ楽戯（撰譜）ニ於ケル音楽ト詩トノ如シ楽劇ニ於テハ其「オペラ」ナルト「オラトリオ」ナルトヲ論セス常ニ歴史若クハ神話若クハ文学ト交渉スルナキヲ得ズ諸君ニシテオルフォイ

ス、アルミダ、アルセスト、イフィゲニア、等ノ何者ナルカヲ知ル事ナクンバ如何ニシテ能クグルックノ「オペラ」（撰譜）ヲ理解シ得ベキヤ是等ハ皆希臘神話若クハ中世ノ傳説ニ属スルモノナレバナリアルミダノ名ヲ云ヘバ諸君ハ必ズヤ伊太利ノ詩人タッソー及其詩エルサレム回復ヲ想起セン已ニタッソーヲ知ル、彼ノ生活セル時代所謂文学復興期及彼ガ文学上ニ於ケル位置影響亦諸君ノ知ルベキ所、否諸君ニシテ現世紀ノ音楽例ヘバワグネルノ「オペラ」（撰譜）或ハリストノ合奏曲（シンフォニカルポエム）或ハシューマンノ音楽ヲ味フアラバ諸君ノ文学的素養ニ資スル大ナルモノアルベキナリ現世紀ニ於ケル大ナル藝術家ハ概ネ高等ナル教育アル人ニシテ其或モノワグネル、ブロウノ如キニ至テハ学者トシテ亦優ニ地歩ヲ占ムルモノ吾人ハ同シク此ノ如キ藝術家ニ私淑セサルベカラズ、吾人ハ呉ミモ諸君ニ一般ノ修養ヲ怠ルナキハ勿論又語学殊ニ独逸語ヲ修ムベキヲ忠告セントス此ク如シテ始メテ音楽及音楽家ニ関スル独逸書ヲ原文ノ儘読破スルヲ得ベケレバナリ

古代希臘ノ音楽ノ大體ヲ考察セル後吾人ハ直ニ基教時代ノ音楽ニ入ルベシ而シテ茲ニ彼音楽ノ三種即声楽器楽及複合楽ニ就テ述ルアラントス余ハ又大作曲家ノ簡單ナル傳記ヲ附加シ諸君ノ参考トシテ資スルニ足ルベキ音楽ノ書名ヲ挙グベキナリ之レ吾人講義ノ大綱ナリトス

然レドモ吾人ハ音楽史ヲ始ムルニ當リ先ツ要用ナル先決問題ヲ決セサルベカラズ即チ吾人ハ是ヨリ研究セントスル音楽史ノ対象タルモノヽ性質及其特象ヲ理解セズシテ是ガ歴史ヲ云フモ何等ノ興味ナカルベケレバナリ吾人ハ先其対象ハ如何ナル種類ノモノカヲ知ラサルベカラズ換言スレバ吾人ノ先決問題ハ音楽トハ何ソヤ是ナリ、音楽ハ一ノ藝術ナリト云フ亦一ノ答案タルベシ而モ此ハ「ピヤノ」トハ何ゾヤノ問ニ答フルニピアノハ一ノ楽器ナリト云フカ如キモノニシテ未タ充分ノ答案トスルニ足ラズ、音楽ノ特性ヲ説明センガ為メニハ音楽ガ凡テノ藝術中ニ於テ如何ナル位置ヲ占ムベキカ又如何ナル点ニ於テ他ノ藝術ヨリ異ルカヲ理解セサルベカラズ而ルニ此問ニ答ントセバ吾人ハ先ツ一般ニ藝術トハ如何ナルモノナルカヲ知了スルヲ要ス而シテ此藝術一般ノ性質及各藝術ノ性質ヲ説明スルハ恰モ是美学テフ科学ノ重ナル事業ニ属スルモノトス、吾人ハ今永タラシキ難問ニ入ルヲ止メ暫ク所謂藝術ノ如何ナルモノナルカヲ次ノ如ク説明セントス、外界ノ自然並ニ人間内部ノ情緒生活ヲ支配スル隠微不可見ノ勢力及法則ヲ可感的形式ニ表象スルモノ是ヲ藝術ト云フ、即チ藝術ハ各科学ト同シク宇宙ト普偏的及個人的生活ヲ以テ其対象トナスナリ、而レトモ藝術ノ与フル所ハ單ニ事物ノ奴隷的模倣ニ非スシテ事物ノ理想ニ在リ即チ凡テノ偶有性ヲ離レタル自然人類、個人ノ常住不変的眞髄ニ在ルナリ

蓋シ最高等ナル生活ノ形式ハ吾人内界ノ精神的生活ニ在リ感情思想之全範囲ニ在リ一言以テ是ヲ云ヘバ人間ガ動物ト異ル所ノ人生独得ノ境界ニ在ルナリ故ニ藝術ニシテ此境界ヲ表象スル事多ケレバ多キ程益高等ナル藝術ヲナスモノニシテ彼世ニ造形藝術ト称スル建築彫刻繪画ノ如キハ單ニ人生ヲ標示スルニ過キスシテ未ダ是ヲ実現スルニ足ラズ何トナレバ是等ノ藝術ハ眞ノ運動ヲ表象スル能ハサレバナリ従テ情緒ノ如キ動的現象ニ至テハ元ヨリ是ヲ表象スルニ由ナキナリ人生ト其運動ヲ表ハスニ是ヲ寫象的ニセズシテ能ク現実的ナルヲ得ルハ音楽ニ至テ始メテ是アルモノニシテ是レ音楽ノ材料及対象

ガ音楽及情緒的生活テフ動的現象ナルガ故ナリ

詩ニ至テハ人生ヲ表ハスノ尚豊富ナル事音楽ニ勝ル事一層ナルハ言ヲ俟タズ、アラユル方面ヨリ自然ト人生トヲ表象スルヲ得ベク、何等ノ制限ヲ有セズシテアラユル事物ヲ云ヒ表ハスヲ得ベク、又凡テ他ノ藝術ノナス所ヲ模倣スルヲ得ベケレバナリ詩ガ果シテ此ノ如ク他ノ藝術ト対峙シテ模倣ヲ以テ事トナスベキカ否ハ全ク別ノ問題ニ属スルモ而モ詩ノ此ノ如キ記述ノ能力アルハ事実ナリトス、音楽ニ至テハ然ラズ音楽ハ制限ヲ有ス唯吾人ノ情緒ニ就テ語ルヲ得ベキノミ而モ此点ニ於テハ詩ト雖トモ決シテ是ト比肩スル能ハサルナリ何トナレバ詩ノ材ハ語ナリ而シテ語ヤ其性質上常ニ自ラ明晰ナルヲ以テ感覚若クハ情緒ノ如キ明晰ナラサルモノヲ云ヒ表ハスニ於テ適切ナル能ハサルモノアレバナリ、又詩ハ單一ノ事項ト普偏ノ事項トヲ共ニ云ヒ表ハスヲ得ルモ音楽ノ表ハス所ハ徹頭徹尾普偏的ニシテ所謂抽象的ナルヲ免レズ即音楽ハ実ニ歓喜幽欝眷恋等ノ如キアラユル感情ヲ充分ニ表ハスヲ得ルモ唯是最モ一般ノ抽象的状態ヲ表ハスニ過ギスシテ情緒—特殊ノ場合ハ是ヲ表ハス能ハズ彼恋愛ノ如キハ音楽ニ於テ屢々好ク表ハサレタル感情ナレトモ其特殊ノ場合例ヘバロメオジュリエットノ恋愛ヲ表ハサントスルガ如キニ至テハ徒労ノミ、勿論吾人ガ茲ニ述ル所専ラ無言ノ器楽ニ関スト雖トモ是ヲ声楽ニ見ンカ声楽ハ元来本文（テキスト）ヲ加ヘテ凡テ云ヒ表ハスヲ得ルモノ、而レドモ亦單特ノ場合ヲ表ハス所ノ楽ニ非ズ、是ヲ表ハスハ唯夫レ詩アルノミ、器楽ノ曲屢ファウストマンフレッドハムレットリイア等ノ曲名ヲ附スルモノアリ而シテ聴者亦恰モ是等詩中ノ人物ノ精神界ニ同情ヲ表シ曲中ニ表ハレタル如キ幻像ヲ換起スベシト雖トモコハ是レ明カニ一ノ幻像ニ過キズ若シ初メヨリ其曲名ヲ知ラズシテ其曲ヲ聞カバ直チニ其然ルヲ知ラン唯吾人ノ確カニ知リ得ル所ハ幽欝憂愁熱情諾クハ歓喜詼諧清新等ノ音楽ノ特色ニ在リ其感情ガ果シテ其曲名ノ人物ノ感情ナルカ否カハ聴者元ヨリ認ムルニ由ナキナリ故ニ純粋ナル音楽ハ唯其言ノ楽ノミ何トナレバ語ヤ将タ詩ヤ是ヲ楽ニ附加シテ如何ニ好ク音楽ニ統合スルトモ畢竟スルニ印象ノ統一ヲ乱ス所ノ外的元素ニ過キサレバナリ

関声ハ亦一ノ楽器トシテ考フルヲ得ベシ乃チ楽器ハ茲ニ天然ノ楽器（人声）及人為ノ楽器ノ二大種ト両者ヲ統合セル者トヲ併セテ三大種類ニ区別スルヲ得ベシ声楽器楽及混合楽是ナリ

現今ニ於ケル音楽ノ三要素ハ節奏、旋律、和声、是ニシテ各者序ヲ追フテ歴史的ニ発達シ来リタルモノトス

なお、ケーベル博士には古代ギリシャの音楽に関して「希臘古代の詩歌及音樂」（『帝國文學』第一巻十号および第二巻二号、明治二十八～九年）という論文がある。

博士はモスクワ音楽院を卒業したのち「公衆の前での演奏に対して、私は昔から押えきれぬ嫌悪を感ずるのであったし、多人数の聴衆は私をして全く度を失わしめるのであった」（『ケーベル博士随筆集』二〇四頁）と語って演奏家の道を避けてしまったのだが、東京音楽学校の演奏会や慈善演奏会には快く出演した（ディットリヒの項参照）。

当時のわが国では博士以上のピアニストを求めることはできなかった。演奏会評をみるといずれも彼の崇高な演奏に最大の賛辞を送っている。社交ぎらいで控え目な博士は、日本の聴衆の前には輝かしい存在だったのである。

次の記事は博士が明治二十八年の春に出演した二度の音楽会に対する

批評である。

今春演奏會の先驅となりしものは去三月下旬本郷中央會堂に於ける慈善音樂會にして、久しく露國宮廷附屬音樂學校に遊びて、去秋歸朝せし金須嘉之進氏が『ヴイオリン』獨奏を聽き、其弓(バウ)を使用する事自在にして雄健なるに敬服し、ドクトル、ケエベル氏が故人ルウビンスタインの情熱燃ゆるが如き妙曲を彈し、又リストが作曲に係る魯國民謠鶯の歌の『ヴリアシオン』を奏せしを耳にして、特に後者に弱音の彈奏極めて妙なりしを感じぬ。其後幾くもなくして音樂學校學友會の演奏ある可しとの噂しきりにありしが、終に其事なくして已みしは遺憾なりき。月を踰へて數日同校樂堂に「トニック、ソルファ」の音樂會ありしも、別に評する程の演奏ありしにあらず、在濱西人の兒童等が温習會のみ、又美土代町青年會館に二三の音樂會ありしと雖も、これ亦西樂界を動す程の勢力なかりき。

然るに先月十八日〔明治二十八年五月十八日〕の夜該館に催されたる演奏會は臨時大音樂會といふ名を以て、近時樂界知名の士に依頼し、從來の規模を擴げて好樂の士女が來聽を招ぎぬ。横濱市中音樂隊の序歌樂(ウヴエルチウル)を以て始まり、逐次曲目を逐て演奏ありし內、樂隊は案外巧なりしが、樂場の構造此種の樂に適せず、四壁に反響して耳を聾する許り、荻岡社中の三曲『小督』とは簡易なるものを選ばれしが、松柯氏が美音妙手流石箏曲社會の流行兒たり。カアヂナア嬢(1)のショパンは幽麗なれども短に失す。ブロックサム嬢の獨吟花の歌といふは蓋しグウノオの樂劇『フハウスト』中の唱歌なるべし。歌詞伊太利語ときゝしは僻耳なりしか、マルゲリイタと呼ぶ聲の優雅なるは去年忍岡樂堂の『オペラ』(2)以來に聽きし美音にして、當夜は殊に音量ひろく、聲澄みて艶麗なる事平生に倍せしは、ケエベル氏が伴奏の巧妙なるに依りてならむも、元來素養ある人にあらずして誰れか能く爲すべき。其他荒木古童氏の尺八は殘月といひて幽婉なる獨奏、殊に三絃の老手なるに感ず。ケエベル氏が洋琴はリストの『リゴレット』にして半音階の上下目覺しき彈奏なりき。斷切音の奇哨なるは云ふも更なり、『ペダル』を以て音の高低を調へ、全線盡く用を爲さざる事なきに至りては、啞然自失して評語を加ふる能はず。實に樂の美は感ずべくして語る可からず寫して文に錄せむとするも、徒らに諧音の交錯呼吸の妙致を賞して、一般の感情を顯はす形容詞を列記するのみ。されば樂界の消息を傳へむとする者は終に其意の一半を叙するに過ぎざるなり。

（『帝國文學』第一卷六号、明治二十八年）

（1）マダム・ビートリース・ブロックサム嬢はイギリス人声楽家で、公使館関係の婦人であったようである。東京音楽学校には明治二十七年十月から翌年七月まで声楽教師としてつとめた。ケーベル博士らとたびたび慈善音楽会に出演している。

（2）明治二十七年十一月二十四日、東京音楽学校の奏楽堂において、グノーの歌劇「ファウスト」第一幕が在日外国人によって上演された。その際ブロックサム婦人はマルガリーテの役で出演した。『テノル』と『バリトン』の間に亘り音量充大にして且つ勇健、極めて美しき聽にあらざれども一種の情熱を具へて『夜は更けぬ』Tardi cita といふ歌の意よく聽取られたり。ブロックサム嬢の技倆は既に鹿鳴館にて聽きたる如く優麗にして正確なること實に其苦學を想はしむ。然れども難を云はゝ量乏しく力足らず、小室會合の樂に適すれとも樂劇奏堂の聲にあらす、纖麗可憐の音と謂ふ可し」（『帝國文學』第一巻一号、明治二十八年）という評が残っている。

本校に保存されているケーベル博士出演の音楽会プログラムは東京音

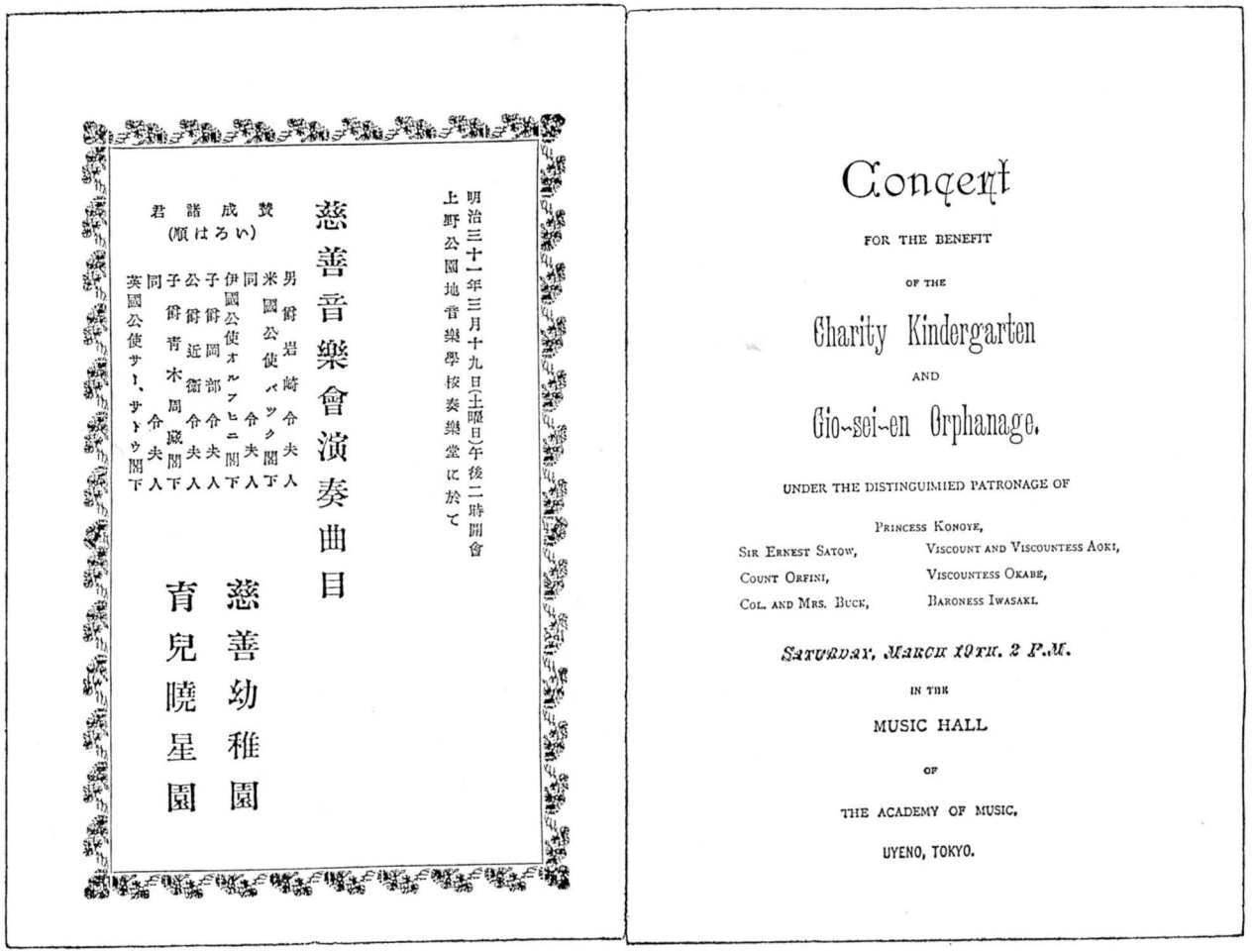

慈善音樂會演奏曲目

明治三十一年三月十九日(土曜日)午後二時開會
上野公園地音樂學校奏樂堂に於て

賛成諸君(いろは順)

男爵岩崎令夫人
米國公使パック閣下令夫人
同
伊國公使オルフェニ閣下令夫人
子爵岡部令夫人
公爵近衛令夫人
子爵青木周藏閣下令夫人
同
英國公使サー、サトウ閣下

慈善幼稚園
育兒曉星園

Concert

FOR THE BENEFIT

OF THE

Charity Kindergarten

AND

Gio-sei-en Orphanage.

UNDER THE DISTINGUIMIED PATRONAGE OF

PRINCESS KONOYE,
SIR ERNEST SATOW, VISCOUNT AND VISCOUNTESS AOKI,
COUNT ORFINI, VISCOUNTESS OKABE,
COL. AND MRS. BUCK, BARONESS IWASAKI.

SATURDAY, MARCH 19TH. 2 P.M.

IN THE

MUSIC HALL

OF

THE ACADEMY OF MUSIC,

UYENO, TOKYO.

明治31年3月19日奏楽堂における慈善音楽会のプログラムの表紙

楽学校関係のものに限られ、それ以外の主催のものはほとんど見あたらない。第二次資料からも得ることのできなかった次の貴重なプログラムを今回の百年史の企画のために児童文学研究家の上笙一郎氏が提供して下さった。明治三十一年三月十九日奏楽堂における慈善音楽会のプログラムである。東京音楽学校の今井慶松助教授および生徒有志も出演している。

演奏曲目

第一部

一、唱歌、四條畷……音樂學校生徒諸氏
二、バイヲリン獨奏……ヤンカー氏／伴奏エリス氏
　九番コンサルト……デ、ベリヲツト作曲
三、獨唱……モリソン夫人／ヤンカー氏
四、ピアノ獨奏……ケーベル氏
　ソナタ……ビートベン氏作曲
五、獨唱……ガースト夫人／フレデリツク、クリーフエ
六、バイヲリン獨奏……ヤンカー氏／伴奏ケーベル氏
　ソナタ……ビートベン氏作曲
七、能狂言……三宅惣三郎氏
　靱猿　外諸氏

第二部

一、琴　春の曲……琴 今井慶松氏／同 太田菊勢氏
二、獨唱……モリソン夫人
三、ピアノ獨奏……エリス氏
　ロンド、カプリシヲソ……メンデルシヨン氏作曲
四、三曲、越後獅子……琴 今井慶松氏／同 太田菊勢子／三弦 町田杉勢子／胡弓 山室保嘉氏
五、バイヲリン獨奏……ヤンカー氏／伴奏エリス氏
　甲　ローマンス……ルービンスタイン氏作曲
　乙　ガボツト……ボン氏作曲
六、能狂言……三宅惣三郎氏
　六地藏　外諸氏

以上

PROGRAMME

PART I.

1. Chorus.
　Pupils of the Musical Academy.
2. Violin Solo. Ninth Concerto ……*De Beriot.*
　Mr. Junker and Mr. Ellis.

3. Vocal Solo with Violin Obligato, Serenade, Gounod.
Mrs. Mollison and Mr. Junker.
4. Piano Solo. Sonata ……*Beethoven.*
Dr. von Koeber
5. Vocal Solo. "WHEN?"……*Frederic Cliffe.*
Mrs. Garst.
6. Violin Solo. Sonata ……*Beethoven.*
Mr. Junker and Dr. von Koeber.
7. "No-Kyogen."

PART II.

1. Japanese Music.
2. Vocal Solo.
Mrs. Mollison.
3. Piano Solo. Rondo Capriccioso……*Mendelssohn.*
Mr. Ellis.
4. Japanese Music.
5. Violin Solo. { *a.* Romance ……*Rubinstein.* / *b.* Gavotte ……*Bohm.*
Mr. Junker and Mr. Ellis.
6. "No-Kyogen."

独身であったケーベル博士の家族は、ドイツから同行したストラッサー少年（彼は銃で自殺してしまう）と猫と犬と鶏であった。博士は「私の胸に描ける理想的生活とは」という自問に次のように答えている。「一般世間およびいわゆる『上流』社会から離れた生活、きわめて控目な確実な収入、精神的労作に従事しかつどうにかして他人のために用を足すだけのかなりの健康、善良で単純で、平静でその上教養ある人たちより成れる知友のきわめて小さい仲間、自宅においては同時に私の友だちでもあるような忠実なる伴侶と助手、きわめて多数の家畜、とくに犬と猫と鶏と――『朝の喇叭』ともいうべき雄鶏のいない家には私は生きて行けない――」と（前掲『ケーベル博士随筆集』二十五頁）。「利己心の混入を免れざる恋愛よりも真の友情」（久保勉氏の言葉）というケーベル博士の愛の形は、物言わぬ動物に対しても同じ友情で接することができた。東京帝国大学や東京音楽学校の仕事から帰宅すると夕暮のひとときピアノを弾くことが日課であった。駿河台のケーベル邸（東京市神田区鈴木町十九番地）の塀の外でそっと聞き耳をたてる若い崇拝者の姿が幾人もあったということである。彼にとって音楽は〝魂の言葉〟でありピアノ演奏は他人に聞かせるものではなく、純粋に自分だけの心の対話であった。好んで弾いたのはベートーヴェン、ブラームス、シューマンなど、時々いたずらに日本の新内流しや端唄、小唄、長唄、琴曲をテーマに即興演奏して打ち興ずることもあったそうである（大沼魯夫「音楽家としてのケーベル博士の思出」『學校音樂』第四巻六号、昭和十一年より）。

ケーベルの人格について久保勉氏は「先生はじつにゲーテが『地上の子の最高の幸福』と呼んだところのもの、即ち人格であったのである。

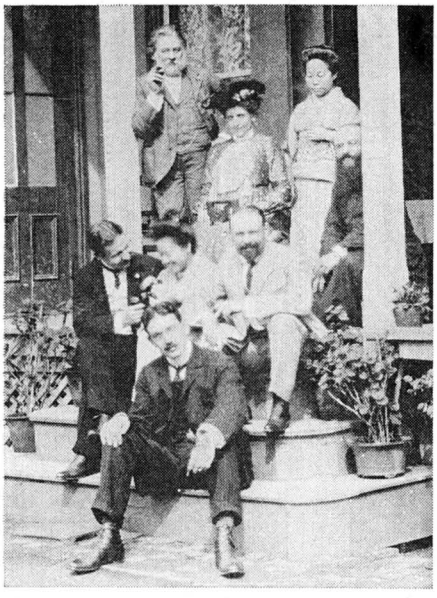

中央列の中央幸田幸，後列の左ケーベル博士，ひとりおいて幸田延，右端かがんでいるのはノエル・ペリー



前列右から幸田幸，ペッツォルト，幸田延，後列右から
ヴェルクマイスター，ケーベル

この人格は一見『自然』の所産のような観を呈したけれども、また先生の天稟はたしかに非凡であったけれども、やはり全生涯にわたる絶えざる努力精進の結果と言わなければならぬであろう。実際先生は晩年に至るまで常に自分の内面的現情に満足するようなことなく、終生謙虚な心をもって自分自身の陶冶修業と向上完成に、日ごとに新なる努力を怠らなかった人である」と述べている（前掲『ケーベル博士随筆集』二十三頁）。この人格は敬虔な信仰心と結びつき、彼を師と仰ぐ学生たちに、学問芸術以上に深い感銘ないしは影響を与えた。それは漱石に彼の有名な言葉「文科大学へ行って、此処で一番人格の高い教授は誰だと聞いたら、百人の学生が九十人迄は、数ある日本の教授の名を口にする前に、まづフォン・ケーベルと答へるだろう」（岩波版『漱石全集』第十七巻、八十九頁）といわせたゆえんであった。

大正三年帝国大学との契約期限が切れ離日することになった。七月十四日「露国人勲四等ラフェール・フォン・コエベル」に勲三等瑞宝章が贈られている。彼の国籍はロシアであったが、故国と決めたのはドイツであった。彼は自分の血が半分以上ドイツ人であることを自負し、自分の生いたちにロシア的文化の影響をほとんど受けていないことをむしろ誇りにも思っていた。ところが帰国のチャンスを二度も逸してしまったのである。最初は第一次世界大戦勃発に遭遇し、四年後終戦を機に帰国しようとした二度目は、ロシア国籍のためドイツ入国にはロシア本国の許可が必要であるという理由からまた阻まれてしまった。

この間横浜の露国総領事館内に住いを移し、帰国の日を待っていたが、その後帰国を断念し日本永住を決意した。東京帝国大学を退職して九年後、大正十二年六月十四日動脈硬化症のため七十五歳の生涯を閉じた。遺骨は遺言にしたがって東京雑司ケ谷の外人墓地に葬られた。この年の八月に発行された雑誌『思想』（岩波書店）は「ケーベル先生追悼號」となった。この中にケーベル博士の弟子であった橘絲重が「思い出」を寄稿しているのでその一部を左に掲載する。

橘絲重は明治六年（一八七三）十月十八日、三重県鈴鹿郡亀山（旧亀山藩、士族）に生れ、女子高等師範学校附属女児小学校を経て、明治二十一年東京音楽学校に入学した。二十五年七月卒業、同時に研究生となり授業補助を申し付けられた。二十九年高等師範学校附属音楽学校助教授となる。彼女は幼い頃から英語とドイツ語を特別に学んでいたため、音楽を介して外国人との交際も広かった。ゆえにケーベル博士を迎え入れるかげの力ともなったようである。ケーベル博士が着任してからは同僚、時には弟子として、演奏に教育に尽力した。島崎藤村のピアノの師としても有名である。明治三十四年東京音楽学校教授となり昭和三年まで在職、その後は十四年九月一日に亡くなるまで時間講師をつとめた。

大正三年八月八日のこと、先生が東京をお立ちになる前日の夕方、先生のお宅の食堂に私も坐つて居た。それまで毎日色々の人の訪問でかなりおせはしい事であつたのを今日はもうそれらもすんで

まことに靜かな晩餐である。この食卓は先生が日本へいらした其當時から先生におつかへ申してゐたのだといふ。先生は何でも古いものゝ事を「ぢゞ」と仰るのでこの食卓の事も「ぢゞテーブル」と仰る。此ぢゞテーブルの上では先生の學生さん達が色々と先生の貴いお話を伺ひつゝしばゝ御ちさうになつたのである。或時はその下で先生の可愛がつていらつしやる猫までが小さいお皿へ同じ御ちさうを分けていたゞいて居た。私はこの由緒ある食卓へ先生と共に坐つた最後の者である事を有がたく思ふ。先生は今夜はもう最終の東京の夜であるから機嫌よくしてゐよと仰られる。何くれとかはることなくお話をして下さるのをともすれば一ぱいになる胸をおさへて伺つて居る（十二日の横濱御出發がのびてまだしばらくお目にかゝる事が出來やうとは其時誰が思ひかけやう）。それから稽古をするのによい曲や讀むのによい本などを色々教へて下さる。さまゞ御馳走をいたゞいたあと、特にこしらへさせて下さつたアイスクリームや、久保様がむいて下さる水蜜桃を葡萄酒にひたしていたゞいたりした。

この夜はまだ少しおかたづけものなどが殘つておいでなのであまり長くおさまたげしてはおわるからうとそろゝ立つ。先生はいつものとほりにして別れやうと仰る。私もやうゝごきげんようとだけをまをし上げた。御門へまがる處でふりかへつたらば、お玄關の處にまだ見送つてゐて下さつた先生のお姿が電燈の下に大きくにじんで見えた。夏の宵とはいへ駿河臺はひつそりしてゐた。なつかしくかなしい思ひにふけりつゝゆくにふさはしい夜であつた。

或時先生が「此頃は何を彈（シュピーレン）いてゐるか」とおきゝになつた。私は「私のはシュピーレンでなくアルバイテンで御座います。ベートーベンのソナタで御座いますが」といふ。先生はお笑ひになつて「アルバイテンならばまだよい。ツアンケンでなければ」と仰つた。なるほどピアノに喧嘩をふきかけて居る様なのやピアノと組打ちでもしてゐる様なのや——一寸をかしくなる。

或時、私が「東京は横濱よりさむい様で御座います。何もかもこほります」といつたら、先生は「さうかい。それでは音樂もこほるかい」と仰られた。

〔追記〕三点の写真は、神田、月刊『本の街』の編集者中西隆紀氏の紹介で久保勉氏の未亡人久保いと氏から提供していただいた。また、中西氏によるケーベル博士関係の詳細な資料研究からは大変に負うところが多かった。それは月刊『本の街』七十号～七十六号（昭和六十一年～六十二年）に連載されている。

（三）アウグスト・ユンケル August Junker（一八七〇～一九四四）

在職期間　明治三十二年～四十五年（一八九九～一九一二）
お雇外国人教師
担当科目　管絃楽、実技一般
履歴（要約）
一八七〇年一月二十七日、ドイツのチュヒェン〔Tüchen　上部東ドイツ〕で生れる。
一八七六年、父からヴァイオリンの手ほどきを受ける。
一八八一年、ケルン音楽院に入学、ケーニゲオーおよびホルンデル教授に師事。
一八八七年、ケルン音楽院卒業。在学中成績優秀につきヴァイオリンの大

家ヨアヒムの推選学生となり三年間研鑽を積む。その後ベルリン・フィルハーモニー・オーケストラ、ケルン・オーケストラの首席ヴァイオリン奏者をつとめ、また独奏者として活躍し、ドイツ国内に名声をはせた。

一八九一年、ボストン・シンフォニー・オーケストラの首席ヴァイオリン奏者となる。

一八九三年、シカゴ・オーケストラ独奏者に迎えられる。

一八九七年（明治三十二年）、シカゴ・オーケストラを辞任したユンケルはドイツ、スイス、イタリア、エジプト、インドシナを経て横浜にやってきた。ここで英国人が経営するリーディング商会に入り、音楽書や楽譜の販売の仕事をしながら演奏活動を行っていたところ、幸田延の推薦で東京音楽学校の雇い外国人教師となった。受持は管弦楽、声楽、和声学、作曲法、合唱、つまりピアノを除き音楽の実技全般である。文部省への届出書類に担当「音楽」と記入されていたのはもっともである。身分は奏任高等官五等以上の取扱い、月給は四〇〇円、一日平均四時間の授業が課せられている。着任早々四月二十一日、時の皇后陛下（照憲皇太后）の行啓に際し、ケーベル博士のピアノ伴奏でルービンシュタインのヴァイオリン・ソナタを御前演奏した。

ユンケルの弦楽合奏から徐々に管弦楽へという指導によって、東京音楽学校の管弦楽は目ざましい進歩を遂げ、定期演奏会には必ずオリジナルの管弦楽曲が演奏されるようになった。ユンケルの指揮下に東京音楽学校が初演した主要な曲目は、バッハ「クリスマス・オラトリオ」から〈シンフォニア〉。ベートーヴェン、交響曲第三番、ピアノ協奏曲第三番。ビゼー〈カルメン〉組曲、〈アルルの女〉組曲。ブラームス〈ドイツ・レクイエム〉。ブルッフ〈美しきエレン〉。ケルビーニ〈レクイエム〉。ドヴォルザーク〈スラヴ舞曲〉。グリーク〈ペール・ギュント〉組曲第一番。メンデルスゾーン、交響曲第三番〈スコットランド〉。シューベルト〈未完成交響曲〉。ヨハン・シュトラウス〈美しき碧きドナウ〉。ウェーバー「魔弾の射手」序曲、「オベロン」序曲など。ここに到達するまでの並々ならぬ苦労は想像を絶するものである。一人でなんでも指導しなければならなかったユンケルの思い出を、当時生徒であった岡野貞一氏は次のように語っている。「楽器ははじめてやるものがほとんどで、私はヴァイオリンをやっていたので、同じ弦楽器だからチェロをやれと先生はおっしゃった。弾き方がわからないと云ったら、わたしが教えてやると云ってやって見せてくれた。ところがどうも具合が悪い。先生もヴァイオリンをやっていたから弓の持ち方もやはりヴァイオリンと同じ様な積りで毛の方を上に向けてやっていた。初め暫くはそういうやうにして教はった。ユンケル先生も気付いていたかいなかったか、兎に角そのまゝやっていた。所が暫らくしてからの事、その頃やはりユンケル先生は横浜の外人の素人連中のオーケストラを組織していらっしたようで時々そちらへおいでになった。其の方で教わっていらっしたか或る時『セロといふものは、弓はさう持つものではない』と云って毛を下の方へ向けてやって見せて下さった。どうもその方が工合が好かったのですね。初めはヴァイオリンと同じようにやったから一向に力が入らない。そんな有様でした」（『教育音楽』第十三巻四号、昭和十年）。

また合唱の時間の思い出を井出茂太氏（明治三十六年甲種師範科卒業、昭和四十二年四月十二日没）は「一寸でも音程がちがったら満座の中でも、何の容赦もなくユウアローンと一人づつ立たせて何度でもやり直され、一つ〳〵大声でドナリツケられるので実に怖い先生であった。が合唱がよくできたときは又実に嬉しそうなお顔でほめられるので、怖しいが又たのしい時間でもあった」となつかしんでいる（『同声会会報』二九一号、昭和四十年）。合唱の教科書に「コールユーブンゲン」を使い始めたのもユンケルであった。

彼は明治三十二年以来契約を六回更新し、四十五年三月三十一日で雇教師としては契約期限が満期となったが、十二月まで嘱託講師となり、大正元年十二月一日の第二十七回定期演奏会の指揮を最後に東京音楽学校を去った。この間明治三十八年九月、プロシヤ政府（ドイツ）から「プロシヤ國音樂ディレクトル」の称号が贈られ、翌年六月、明治政府より勲五等旭日章下賜、四十四年三月、プロシヤ政府からさらに「音樂プロ

フェッソル」の称号を授けた。四十五年六月、身分取扱いは勅任に準ずることになり、解雇帰国後、大正二年二月十三日、勲三等瑞宝章が下賜された。

東京音楽学校におけるユンケルの直弟子には声楽で戸倉ヤマ、杉浦千歌、柴田環（三浦）、安藤恒（のちの太田）、青木兒、外山國彦、山田耕筰、原田潤、大和田愛羅、弦では多久寅、川上淳、大塚淳、山田耕筰、信時潔らがいる。ユンケルは大正二年一月五日東京を発ち、神戸に向かいそこから船に乗る予定であったが、実際には十一日午前九時、大勢の弟子たちに見送られて新橋を汽車で発ち、横浜に行き、十一時プリンツルードヰッヒ号で帰独の途についた。(1)

（1）ユンケルの帰国旅費は契約時に九百円とされていたが、来日後日本人と結婚し家族が四人となったため、契約金では不足であろうと校長湯原元一は一時手当金として五百円を文部省へ申請して手渡した。

大正二年十一月十五日東京市長の命により日比谷図書館が作成する外国人功労者の伝記について、東京音楽学校はメーソン、ディットリヒとともにユンケルの資料を提出した。

ドイツへ渡ったユンケルはケルンに住み、アーヘン音楽学校教授、アーヘン室内交響楽団指揮者として活躍した。一九三四年（昭和九年）、二十二年ぶりに再来日、十二月十一日東京九段下の軍人会館で教え子一同による盛大な歓迎会が催された。以来武蔵野音楽学校で教鞭をとるかたわら松竹交響管弦楽団の指導に当った。

昭和十八年十月二十三日土曜日午後二時から東京音楽学校奏楽堂において、日独文化協会と東京音楽学校同声会共催で「アウグスト・ユンケル先生顕彰祝賀会」が行われることになっていた。山田耕筰とユンケル教授自身の指揮の下に演奏を予定していたところ当日の朝脳溢血で倒れ、この日の企画は全部中止された。前日の練習の時非常な喜びで昂奮状態であったということで、それが原因ではないかといわれている。その後自宅で療養していたが、翌十九年一月五日自宅において七十六歳で永眠した。

左記の「ユンケル先生を讃ふる歌」、武島羽衣作の詩は「A・ユンケル先生顕彰祝賀会」でユンケルに捧げる予定であった。

ユンケル先生を讃ふる歌

武島羽衣先生作

㈠
緑栄ゆる上野の森に、
楽の技練るあしたゆふべ、
力溢れし御教知りて
枝の小鳥も木蔭の風も、
声を合せて唱ふが如し。
ああ偉なるかな君がいさを。

㈡
君が指揮せしバトンのまにまに、
大絃淙淙　泉はむせび、
小絃切々　真玉はまろぶ。
満堂の人心は酔ひて、
従ふ教へ子　魂振ふ。
ああ深きかな　君がをして。

㈢
功成り名遂げて御齢たかく、
千のをしへ子親とぞ仰ぐ。
しかも今なほ励みて止まず、
声と絃との力によりて、
日独ふたつの親みむすぶ。
ああ高きかな君がほまれ。

（『同声会会報』二九一号、昭和四十年）

ユンケルの家族は夫人鎌田信子と二人の娘の四人で、東京音楽学校に迎え入れられてから住いを横浜から東築地の居留地に移し、日本趣味豊かな生活をたのしんだ。学校にはいつもきちんとハイカラな洋服を着こなし、いわゆる男性的ヴァイオリニストと称され、指揮法に至ってはそのスタイルが良く、タクトの明快さは見る者に非常な美観を与えたということである。また大変に社交家でチャ目気があって陽気な性格、華やかで賑やかなことが好きであった。東京音楽学校には外国人教師に対して天長節や宮中観桜の宴、外務大臣主催の夜会などへの招待がしばしばあって、ユンケルは必ず積極的に参加した。社交ぎらいなケーベル博士とは全く対照的である。このような性格は東京音楽学校内においても自然大きく影響し、他を圧する勢力をふるっていた。日本の管弦楽の父、あるいはオーケストラも合唱もユンケルなくしてわが国の音楽進歩はなかったと、その業績を賛える一方ではきびしい世間の批判も多かった。このことに関しては第二章第十一節を参照されたい。

(四) ノエル・ペリー Noël Peri (一八六五～一九二二)

在職期間　明治三十二年～三十七年(一八九九～一九〇四)
嘱託講師
担当科目　オルガン、和声、作曲
履歴(要約)

一八六五年八月二十三日、フランス、ヨンヌ県クルーヂ・ル・シャテル村に生れる。
一八八一年七月リヨン大学入学、文学を専攻。
一八八三年十月リヨン大学卒業、十月、パリの外国宣教会付属神学校に入学、さらに十二月セーヌ県イッシ(Issy)の私立哲学院に入学、この間音楽理論も研究する。
一八八五年七月哲学院卒業。
一八八八年(明治二十一年)六月外国宣教会付属神学校卒業、十一月宣教師として来日、名古屋市および長野県松本市において司祭をつとめるかたわら語学の教師となった。明治二十九年(一八九六)より住いを東京の麹町区飯田町に移し暁星学校の音楽教師となり、また一方、日本文の雑誌『天地人』を創刊し、仏文書店「三才社」を創立した。明治三十二年(一八九九)十一月三十日、東京音楽学校に招聘されてオルガン、和声、作曲の授業を行うことになった。最初の一年は年報二百円であったが翌年は五百円となり、さらにその翌年は千二百円支払われている。三十五年本郷之町一の三四に転居、三十七年に本務上の都合で辞職した。東京音楽学校在職中、彼の指揮のもとにグルックの「オルフォイス」が上演されたことは有名である(「オルフォイス」の項参照)。明治四十年(一九〇七)当時の仏領印度支那(ヴェトナム)のハノイに行き東洋学院研究員となった。同時に印度支那大学の仏文学講座および東洋学院の日本語教授として活躍していたが、一九二二年六月十九日、ハノイにおいて交通事故にあい、六日後の二十五日に死亡した。ペリーは日本滞在中日本音楽の研究を専門的に行い、ことに能楽に関しては多くの著作を残した。主なものは『能入門』(仏文、『東洋學院學報』九号、一九〇九)、代表能十曲の解釈研究(『東洋學院學報』十一号～二十号、一九一一～一九二〇)、狂言十一曲の仏訳(La revue Japan et Extrême-Orient, 1924 no. 4-9)、『枕草子』および『東海道中膝栗毛』の仏訳草稿「日本音律論」(『パリ・ギメー博物館音楽叢書』第二巻、一九三四)など。ほかに仏教、哲学、日本語問題、東洋学などにわたって多数の論文がある。また東京音楽学校における楽式の講義録『楽式一班(ママ)』という草稿が東京芸術大学附属図書館に保存されている。

(五) アンナ・ラール Anna Laehr (一八四八～?)

在職期間　明治三十三年～三十八年(一九〇〇～一九〇五)
嘱託講師
担当科目　ピアノ
履歴(要約)

一八四八年三月十九日、ドイツ、ブランスウィックに生れる。父からピア

ノの手ほどきを受け、父の没後ベルリンで研鑽を積んだ。

明治十二年（一八七九）、横浜のドイツ領事の紹介により来日し、海軍軍楽隊の女流ピアノ教師となった。住所は芝区芝公園十二号六の一。東京音楽学校には明治三十三年（一九〇〇）一月四日付でピアノの嘱託講師となった。最初の報酬は年報三百六十円であったが、同年三月三十一日付で年報六百円になっている。三十八年（一九〇五）三月三十一日依願退職。

（六）ヘルマン・ハイドリヒ Hermann Heydrich（一八五五～？）

在職期間　明治三十五年～四十二年（一九〇二～一九〇九）

嘱託講師

担当科目　ピアノ、和声、作曲、合奏、オルガン

履歴（要約）

一八五五年六月三日、プロシヤ国（ドイツ）ノイエンブルクに生れる。幼時より音楽にひかれ、ピアノおよびヴァイオリンの個人指導を受ける。シャロッテンブルグにおける帝国附属高等学校にて普通教育を終える。一八七〇年十月、ベルリン帝室附属音楽学校に入学、ピアノ、楽理および作曲を専攻する。

一八七四年同校を卒業、校長のヨゼフ・ヨアヒムの推薦で英国最古の学校といわれるアッピングハム Uppingham 学校の音楽ならびに唱歌指揮者となった。同校に六年間在職したのちドイツに帰り、一年間ピアノの研鑽を積み、再び英国に渡ってロンドンを本拠に演奏活動のかたわら、ロンドン府音楽学校の教務担任者の職についていた。

明治三十五年（一九〇二）一月十一日東京音楽学校に雇い入れられた。この人事については在独特命全権公使井上勝之助の尽力によるもので、そのかげの苦労を物語る井上公使から外務大臣小村壽太郎宛の書簡が残っている。

本年六月二十二日送第六三號信ヲ以テ曾禰前任大臣ヨリ文部省直轄東京音樂學校音樂教師傭入ノ義ニ關シ文部大臣ノ依頼ニ基キ條約案相添ヘ申越ノ次第有之候処本使ニ於テハ素ヨリ音樂教師ノ技倆等ノ判定スルコト難キニ付普國文部大臣ニ面談ノ上条約案ノ要点ヲ示シ可然人物ノ推薦方ヲ依頼致置候処同大臣ニ於テモ色々詮索ノ末「ヘルマン、ハイドリツヒ」(Hermann Heydrich) ナルモノヲ以テ適任者ト認メ且ツ同人ハ日本ニ赴キ度希望ヲ有スルヲ以テ至極恰好ナレドモ何分規定ノ旅費俸給ニテハ訂約致難ニ付月俸ヲ四百円ニ赴任旅費ヲ千円ニ増加セラレ度旨本人ニ於テ申出候趣将又現約案ニテハ到底適任者ヲ得難カルヘキ旨同大臣ヨリ申越候而本使ハ其旨本月二日付貴大臣経由電報ヲ以テ文部大臣ニ申報シ俸給及旅費ノ増額ヲ稟議候次第ニ有之候之レニ対シ本月七日発貴電第三十二號ヲ以テ文部大臣ハ豫定約案以上ノ増額ヲナス能ハサル旨及音樂學校長ハ当国ルードウヰヒスブルグ居住「ツウヰスラー」ナルモノヲ推薦致シタル趣来報相成候處右「ツウヰスラー」ハ最前渡邊音樂學校長ヨリ在伯林日本公使館ニ於テ契約条件ヲ観ルベシトノ電報ニ接シタル趣ヲ以テ條約案ノ一見ヲ求メ候ニ付早速相示シ候処如斯条件ニテハ到底傭入ニ應スル能ハサル旨申出候然ルニ一方ニ於テハ普國文部省ニテ前顕「ハイドリツヒ」ヲシテ我條件ヲ承諾セシメント力シテ本契約満期后更ニ傭継ニモ相成候節ニハ月俸四百ニ帰国旅費ヲ千円ニ増加ノ義相協間敷哉ト本使マテ申出候ニ付本使ニ於テハ今日左様ノコトヲ約定スルノ地位ニ在ラサルモ帝國政府ニテ同人ニ満足シ更ニ雇継ノ如キ場合ニハ其辺ノ事情篤ト斟酌相成候様本使ヨリ稟申致スヘキ旨相約置候処当國文部省ヨリ其趣本人ニ傳ヘタリト見ヘ遂ニ右「ハ

イドリツヒ」ニ於テ應聘可致旨申出タル趣ニ付同人ハ現ニ英國倫敦ニ居住致居本使親シ(ママ)其人物ヲ精鑑スルノ機會ヲ不得候得共普國文部大臣ノ推挙ニ信頼シ遂ニ本月十日ヲ以テ別紙獨乙文契約書ニ双方記名ヲ了シ候次第ニ有之候

将又同教師渡航旅費支給方ニ関シテハ八月十四日付送第七六號信ヲ以テ横濱正金銀行ノ爲替取扱店タル当地「ドイツエバンク」ヨリ支給スヘキ旨曾禰前任大臣ヨリ申越有之候ヘ共前顕ノ通リ本人ハ倫敦ニ現住シ同地ヨリ直チニ本邦ヘ渡航可致都合ニ有之候間正金銀行倫敦支店ト交渉ノ上同支店ニ於テ本使ヨリ発給シタル正当本人タル証明書ト引換ヘニ金九百円ニ相当スル英貨ヲ支払ヒ候事ト相成候而シテ右金額ニ対スル正当領收書ハ同支店ヨリ其筋ヘ直接送附致候筈ニ有之候間左様御了知有之度候尚右「ハイドリツヒ」義ハ北獨ロイド會社汽船「プリンツハインリヒ」號ニ搭乗シ赴任可致来年一月四日横濱着ノ豫定ニ有之候ニ付テハ土地不案内ノ事故可相成ハ音楽学校ヨリ吏員一名横濱ヘ出張出迎ハシメラレ度旨本人ニ於テ懇願致居候右本件ニ関スル顚末別紙契約書相添及具披候間其筋ヘ御轉報相成度候敬具

明治三十四年十月二十四日　　在獨特命全権公使井上勝之助

外務大臣小村壽太郎殿　〔手書き〕

（『外國人教師關係書類』明治三十二年～大正十一年）

ハイドリヒの最初の契約期間は明治三十七年までで、待遇は奏任に準じ一カ年金千弐百円が支給された。築地四十三番地に居を定めたが、三十七年四月からの再契約後は住いを横浜山手一七九に移している。三十八年六月三日付身分が奏任五等以上に準じられ、四十一年（一九〇八）一月二十三日付をもって勲五等旭日章が下賜された。

ハイドリヒは他の教師とちがい、曲を教える前にまずその形式を分解して教え、よく了解しないとレッスンを始めなかったそうである。彼の弟子の一人である小松耕輔氏は「メヌエットのところでどんな踊りか見当がつかなかったら先生はいきなり立って踊り、一緒に踊れといって部屋中ぐるぐる踊ったことがある」と語っている。そしてハイドリヒは今日ではあたり前の暗譜演奏を奨励した。東京音楽学校といえども当時は演奏会に楽譜を持って出ていた。

四十二年（一九〇九）東京音楽学校を満期退職後は帰国したと思われるが、その後の消息は明らかでない。

（七）シャルロッテ・フレック Charlotte Fleck（一八七八～？）

在職期間　明治四十年～四十一年（一九〇七～〇八）
嘱託講師
担当科目　独唱歌

履歴（要約）

一八七八年一月二十四日、普国シテッティン Stettin 市に生れる。
一八八三年より一八九一年までスウェーネンミュンテ Swienenmünte 市高等女学校に在学。
一八九八年、同市において声楽大家リリー・レーマン女史の弟子に就き唱歌の教授を受く、その後伯林ステルン音楽院に入学し三カ年間修業、一九〇五年卒業。

卒業後は同音楽院で教えるかたわらベルリン市その他の都市で演奏活動を行い、翌年十二月にはベルリン歌劇場と契約した。一九〇七年（明治四十年）十月母校の校長ホルレンデルの紹介によって東京音楽学校に

赴任してきた。契約期間は四十三年八月三十一日まで、月給二百円が支給されることになった。しかし個人的事情により四十一年（一九〇八）七月二十八日付で依願退職した。

（八）ルドルフ・ロイテル Rudolph Ernest Reuter（一八八八～?）

在職期間　明治四十二年～四十五年（一九〇九～一九一二）
嘱託講師
担当科目　唱歌、ピアノ

明治四十二年三月十一日付で東京音楽学校校長湯原元一はドイツ駐在官畑良太郎参事官にあてて「ドイツから唱歌の教師を求めたいが、ユンケルの我儘三昧の風下に立つのは好ましくないという理由で日本に来手がないのだが、ユンケルだって永久に東京音楽学校にいるわけでもなく、解雇出来る日も真近いので適当な教師を探してほしい」という内容の手紙を発信した。そしてこの求めに応じて来日したのがルドルフ・ロイテルである。彼はドイツ系アメリカ人で、一八八八年九月二十一日アメリカのニューヨークに生れた。父はドイツ人教会音楽家で幼少より両親について音楽を学んだ。十二歳でハイスクールに入学、ニューヨーク市のピアノ教師カール・レーデルに師事、さらにオルガンも習得して十五歳でプロテスタント教会のオルガニストの地位を得て、地域の合唱団の指揮者ともなった。一九〇六年ベルリンの王立高等学校に入学、対位法をウォルフ教授に、管弦楽法をマックス・ブルッフ博士に、声楽をシタンゲ教授に就いて学んだ。明治四十二年（一九〇九）五月十九日、東京音楽学校の嘱託講師として来日、初めの契約で四十三年（一九一〇）八月三十一日まで声楽およびピアノ教師として雇い入れられた。一カ月金四百円給与。同年九月二十三日付で四十五年（一九一二）八月三十一日の契約が成立した。四十三年（一九一〇）十一月二十二日身分は奏任取扱いとなる（『外國人教師關係書類』明治三十二年～大正十一年）。

大正三年（一九一四）帰米、シカゴ音楽カレッジの教師をつとめ、その間にアメリカ各地を巡演、アメリカ作曲家の作品紹介に努力した。晩年はアメリカ音楽家協会会長をつとめた。

東京音楽学校時代の弟子には貫名美名彦、川久保美須々、石高テルらがいる。その他多くの英才を育てた。ロイテルは〈四つ葉のクローバ〉の作曲者としても知られている。この曲は明治四十五年四月二十六日の学友会男子部春季修学旅行演奏会のおり、千葉県師範学校において初演された。

在日中彼はピアニストとして幅広い演奏活動を行った。東京音楽学校主催以外の音楽会から二種類の批評を紹介しておこう。

〔明治四十二年十一月二十四日有楽座において〕

ロイテル氏音樂會

今春來任せし東京音樂學校教授ルドルフ、ロイテル氏は昨年獨逸伯林音樂學校を優等にて卒業し爾來同國樂壇を賑はせし齢未だ二十三の青年ピアニストなるが今回其妙技を弘く內外人に聽かさんが爲め英獨米露の各國大使の賛助を得て十一月二十四日午後八時より有樂座に於て其演奏會を催せり、記者は既に兩三回同氏の妙技に接したるが今回は更に其手腕に敬服せり、曲目中パカニイニヴワリエシヨンの如きは其テクニツクに於て到底凡手の企て及ばざる處なるが氏の鮮なる技術は遺憾なく是を彈奏し得たりと云ふべく最後のリストのレゼンドは更に氏の非凡なる技術を證明するものと云ふべし。其他ベエトオヴエンのロンド。ドビユシイのサラバンデ。マクドエルのスコツチポエム何れも其々の感興をひけり。氏の樂風に於て最も注意すべきは手法極めて摯實にして些の輕佻の風を見ざることゝ音の剛柔和聲の均衡音色の風趣に富める點にして形式美の諸點にあ

りては殆んど遺憾なし尚ほ内容美の詩的表現の充實は氏の年齢の前途と共に大なる進歩の期待を有するものと云ふべし。最後に記者は今回曲目中、ブラアムス。ストラウス。ドビユツシイ。サンサアン等の最新樂家の曲を載せられしを感謝す。（つゆまろ）

一、ピアノ獨彈
　い、ガヴオツテ　バツハーサンサン
　ろ、ロンド　ベトーフエン
　　ロイテル氏
二、ヴイオロンチエロ、ピアノ合奏
　ソナータ　リヒヤルド、ストラウス
　　ヴエルクマイステル氏
　　ロイテル
三、獨　唱
　い、アイヤ（サムソン、エンド、デリラ抜粋）　サンサン
　ろ、マイネー、リーベー、イスト、グリユーン　ブラームス
　は、四葉のくろぶアー　ロイテル
　　モリソン夫人
四、ピアノ獨彈
　い、二前奏曲（と調及、い變調）　シヨパン
　ろ、パガニニー、ヴエアリエーシヨンス　ブラームス
　休憩十分間
五、ヴイオロンチエロ獨奏
　い、ヴエアリエーシヨンス、スインフオニツクス　ポエールマン
　ろ、エルゼンタンツ　ポツパー
　　ヴエルクマイステル氏
六、獨　唱
　い、死と少女　シユーベルト
　ろ、デル、シユレツケンベルゲル　ヴオルフ
　は、フエルシユヴィーゲネヴ、リーベ　ヴオルフ
　に、ウムゾンスト　ロイテル
　　ルーイス氏
七、ピアノ獨彈
　い、サラバンデ　ドビユツスイ
　ろ、スコツチ、ポエム　マツクドーウエル
　は、マルシ、ミニヨンネ　ボルデイニ
　に、レヂエンド　リスト
　　ロイテル氏

（『音樂界』第二巻十二号、明治四十二年十二月）

〔明治四十四年十一月二十六日、神田駿河台明治大学の新築講堂で女子音楽学校および日本音楽協会の同窓会主催で行われた音楽会〕

第三、ロイター氏のピアノ獨奏、曲はシヨパンのシエルツオ。技術の達者なのは矢張り感じの上にも影響する。私には氏の演奏でシヨパンのシエルツオが少しわかつた。

第五、ロイター氏のピアノ獨奏。これが當日の第一の出來だつた

らう。甲はチヤイコフスキーのトロイカ、フハルト、東洋的色彩に富んだ美しい曲で、陰影と對照とに富み何とも云へない愉快な感じを與へる。あの輕妙なテクニツクは見てゐたゞけでもたまらなくなる。バスが初めのテマを繰り返してピアノで終るあたりは實によかつた。乙、ブラームスのセレナーデは作者に似合はないほど分りやすい、美しい曲である。ショパンの作ではないかと思はれるくらゐだつた。丙チヤイコフスキーのカプリス、アラ、スカラテイーであつたが、輕快巧妙を極めたテクニツク、夢のとばりを隔てゝフエヤリーの舞蹈でも見てるやうな、氣がした。喝采は堂を覆がへすばかりだつたのでアンコールにマクダウエルのシヤドー、デームを彈かれた。晴れた十一月末の午後の蒼空を背景にして、強い北風になびく銀杏の梢、不平坦な窓硝子で凹凸つけられた外の建物の外廓線、赤い屋根瓦、ニコライの塔、これらのものが強い午後の光線を反射して莫迦に印象的に見える。何だかアンブレツシユニストの油畫でも觀てゐるやうな気がした。これを觀ることもなしに見ながら氏のピアノを聽く、胸は躍らざるを得ないではないか。

（『音樂』第三巻一号、明治四十五年一月）

第十節　グルック作曲「オルフォイス」の上演

左の書面は、東京音楽学校生徒有志の歌劇研究会による「オルフォイス」上演の招待状である。

謹啓　生等過日來ペリイ先生、ケエベル先生指導の下に歌劇オルフォイス研究中の處此度結了致しこれが演奏を試み候間御臨場被下度候

明治卅六年七月十八日

東京音樂學校生徒有志　歌劇研究會

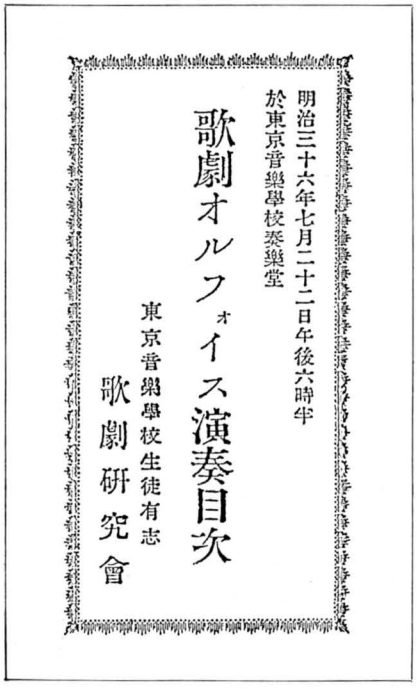
明治三十六年七月二十二日午後六時半
於東京音樂學校奏樂堂
歌劇オルフォイス演奏目次
東京音樂學校生徒有志
歌劇研究會

「オルフォイス」上演の招待状の一部

歌劇オルフォイス　グルック作

第一幕　現世場
第二幕　幽界場
第三幕　極樂界場

指揮　ノエル、ペリイ先生
伴奏　博士フォン、ケエベル先生

オルフォイス（アルト）　吉川やま
百合姫（ソプラアン）　柴田環
アモオル（ソプラアン）　宮脇せん
合唱
（ソプラアン）　本多かつ、伊澤乙女、金澤やすの、鈴木よし、志賀ちよ
（アルト）　福見ひさ、粟原きん、三浦とめ、鈴木のぶ、天野あい
（テノル）　渡部康三、成田藏巳、島田英雄
（バッス）　堤正夫、澤田孝一、横田三郎、高津環

歌詞譯者
石倉小三郎
乙骨三郎
吉田豊吉
近藤逸五郎

注　意

一、演奏場手狹に付貴殿御一名の外御來車の儀堅く御斷申上候
二、下足の設無之候に付靴或は草履御着用願上候
三、所定の室以外喫烟の儀堅く御斷申上候

このオペラ上演は今日でいうクラブの催し物に相当する。訳詞でほぼ全曲演奏し、日本人による最初のオペラとして日本のオペラ史上に金字塔を印した。これは明治三十二年（一九〇〇）に入学して三十六年に本科を卒業した全員と在校生二、三年生の有志が自主的に組織したオペラ研究会の企画であった。したがって学校側はこの企画を承認し、上演会場を提供しただけで内容的には全くかかわってはいない。東京音楽学校にこのような研究会が生れた背景には、明治二十七年（一八九四）に奏楽堂において在日外国人が上演したグノーの「ファウスト」の影響があったと思われる。そして東京音楽学校となってからの専門教育が実り、歌うことに関して唱歌から脱皮した時代に到達していた。オペラ研究会には部員である器楽部の渡部康三や山本正夫の友人である石倉小三郎（東京帝国大学文科大学三年）[1]が加わった。石倉は東京帝国大学のワグネル会を結成した中心人物であった。オペラ上演のきっかけは部員の渡部康三の兄で大資産家渡部朔（大地主でかつガス会社の重役）が弟の卒業祝いとして一千円の大金（今日の四百万円くらい）を自由に使うようにと出してくれたことにより、この企画が実現できたのだそうである。

オペラ研究会とワグネル会の石倉小三郎との最初の計画では、ワーグナーの「タンホイザー」を考えていたようである。当時の日本の文人を中心とするインテリ層にはワーグナー熱が盛んであった。ドイツへ留学した多くの日本人が持ち帰るワーグナー賛美とドイツ的音楽思考とが相まって、ワーグナーは最も偉大な作曲家であった。ワーグナーからグルックに乗り換えた事情は明確でないが、増井敬二氏はその著書『日本のオペラ』（民音音楽資料館、昭和五十九年）の中で「ペリーの指導で演奏の容易さを考慮したのが最大の理由と思うが、そのほかに「オルフォイス」が歌劇改革の意義ある作品であることと、これこそがドイツ歌劇の開祖であると考えたことが大きく作用した」と述べている。いずれにしても彼らの思いはドイツ・オペラであった。

次に「オルフォイス」を上演するまでに漕ぎつけた経過とスタッフについて『美術新報』第三十五号（明治三十六年八月二十日）に詳細な記事があるので、これを掲載する。

歌劇オルフォイスの演奏

綠　樹　生　稿

去る七月二十三日の夜なりき、日本に於ける邦人最初の歌劇演奏は上野の樂堂に於て開かれぬ。これ實にわが邦文藝史上に重大なる意味を有する事實に非ずや。西歐の思潮わが國に流れてより、國民の趣味漸くかれが文藝の清泉を汲んで改らんとするに當り、最も吾人の刮目を値するものは文學と繪畫に過ぎず、今や樂界の意氣甚だ振へるが如しと雖も、これ慈善なる名の下に、乾燥無味なる音樂會の流行するに過ぎざるなり。この時に當り、藝苑の渇を醫さんとて、東京音樂學校學生諸君二十餘名、清新の意氣を以て歌劇研究會を組織し、先づ近代歌劇の改善者なるグルックが有名なる歌劇オルフォイスを演奏し、以て樂界に新紀元を開けり。吾人は實行に短なる論客のみ多き現時の藝壇に、かくの如き活動起りて將に民衆の趣味を改善せんとするを見て、歡喜禁ずる能はず、吾人は熱切の同情を以てこの擧を祝すると共に音樂學校に於ける有爲なる二十餘名の諸君が、わが邦の思想界に新なる生命を與へたるを深く感謝するものなり。その昔文藝復興の機運に乘じて、南歐の一隅に起りしカッ

チニイの壯擧は、實に歐洲藝術界の光明なりき。世界文明の二大潮流なる希臘と希伯來の思想とを融化して近代樂劇の淵源を作りし事蹟は史上稀に見る所なれども、わが邦に於ける歌劇研究會の事業も當に之れに比すべきものに非ずや。吾人は多大の囑望を以てこの會が未來の成功を祈らんとす。

聞く所によれば、この會の起因に二の動機あり。一は明治三十二年音樂學校に入學せる同期生十餘名の團體にして、他は文科大學、音樂學校及び美術學校學生有志よりなれるワグネル會なりと云ふ。去る五月四日同期會の第四回懇話會の開かれし時、音樂學校本科生は歌劇を研究する必要あるのみならず、わが邦に於ても近き未來には必ず歌劇の演奏を要求すべき時期は來らん、ことに聲樂部の者はその歌曲を屢〻學べることあれども、そを實際に演ずること能はざるは憾多きことに非らずや、まして音樂を專門に學べる者にして歌劇を知らずとありては、恥かしき至なり。されば先づペリイ先生指導の下に、歌劇を研究して音樂の趣味を社會に示さん。然れど之を音樂學校の事業とすることは時勢の未だ許さゞる所なればとて、この會を起し六月三日音樂學校長の許可を得て、課業の餘暇に練習を始めたりといふ。この時ワグネル會にてもその理想にもとづき歌劇を研究して、民衆の趣味を改善せんと、先づワグネルのロマンチック歌劇タンホイゼルを譯せしが、多くの事情に妨げられて止むを得ず之れを中止し、歌劇研究會と合して歌劇オルフォイスを研究することゝなし、音樂の練習、歌詞の飜譯、舞臺の裝飾及び學校の事情など非常なる困難に逢ひつゝも、終に七月二十三日の夜を以て或る一部の人士にその結果を示すに至れるものなりと云ふ。

なほこの外に特筆すべきことあり。そは渡邊朔氏が、この擧を賛し一千圓の財を投じて、この會を補けたることなり。わが邦に富豪多しと雖も、かれ等は自己の爲めにその財を費すことを知るの輩のみなるを、今渡邊氏が文藝の爲めにかゝる大金を捐てゝ惜まざりし美擧は永くわが邦の藝苑の感謝を享くべきものにして、思ふにわが樂界はとこしへにこの保護者を忘るゝことなからん。氏の歌劇研究會に於けるはあたかもルウドヰツヒ二世のワグネルに於けるが如きか。またペリイ氏、ケエベル博士及び畫伯山本芳翠氏が身を捧げてこの會に盡力されしことはわが音樂界の深く感謝するところなるべし。聞くペリイ氏の如きはかゝる酷熱の候にも拘らず、早朝より日暮まで學校にありて音樂と所作の指揮をなし、また山本氏を始め、北蓮藏氏、白瀧幾之助氏、湯淺一郎氏、藤島武二氏、岡田三郎助氏、磯谷建吉氏も、芝或は麻布より日ごとに上野に通ひて、筆を執り或は道具を作られしと云ふ、諸氏の藝術に忠なる實に感服の外なきなり。

吾人は之れより筆を書割及び道具立に染めん。書割は山本氏の考案により氏及び湯淺氏、白瀧氏、北氏、藤島氏、岡田氏の執筆に係れりと云ふ。山本氏は久しく巴里にありて、歌劇及び演劇の書割を研究せられしが、幼稚なるわが劇場は氏の伎倆を用ゆることを許さずして止みぬ。然るにこのたび歌劇演奏のこと起るや、氏はいたく此擧に賛し、報酬を拒んで、其書割を擔當せられしといふも、渡邊氏の捐費と共にわが邦歌劇史上に特筆すべきことなり。吾人が知る所によれば書割は一專門の科に屬し普通畫家の描くこと能はず、劇詩、衣服、所作及び道具の調和あるべきは勿論、電燈の配置にもな

かゝに伎倆を要するものにして、歌舞伎座などの書割が、常に不自然にして屢〻詩趣を害するは、此等の注意なきに依るなりと云ふ。

吾人は今回の歌劇に於てその書割の立派なるを見て益〻日本劇書割の不完全なるを思へり。この演奏は實にわが邦の道具方に少からぬ知識を與へたるならん。吾人はその第一幕の沈靜なる森を見てブリュツクネルの畫けるタンホイゼル（第一幕第三齣、第三幕）及びジョッエウスキイの筆になれるバルシファル（第一幕）の書割を見るの心地せり。第三幕は有名なるピュギスがソルボンヌの壁畫に依れるものなりと聞けり。紅の花咲き亂るゝ間に、黄金の光あえかに輝ける樣は實に極樂苑をよく表はせり。第二幕は暗かりし故明には見へざりしが岩のかたちものすごき間にリコポルドの燃えしは眞に地獄の感を興さしめぬ。或人は歌劇オルフォイスの書割を見て帝都第一の劇部と雖も之れに及ばざること遠しと云へり、至當の言なる哉。衣服は渡部康三氏がおほかたの書を調べて作られしものなりと聞けり、色彩配合の巧なる驚くべきものありき。

次に音樂に就て聞ける所を述べんに、今回演奏の指揮者ノエル・ペリイ氏及びフオン・ケエベル博士が我邦の樂界に於て第一流の大家なることは普く人の知る所にして、またオルフォイス、オイリデイケェ及びアモオルの役を勤めし吉川やま子嬢、柴田環嬢及び宮脇せん子嬢は實にわが聲樂界に並びなき唱歌者なることは世すでに定評あり、その他合唱に列したる諸君は皆音樂學校の精髄なりといふ。また歌詞の飜譯はすべて文科大學、外國語學校の學生にして、樂を音樂學校に學べる石倉小三郎氏、吉田豊吉氏、乙骨三郎氏、近藤逸五郎氏の筆になれりと聞く。吾人は曲と調和せざる無意味の歌詞を附して滿足せしわが樂界にこの事のあるは祝すべき現象なりと信ず。これ實に斯壇に新なる教訓を與へたるものなればなり。思ふに語脈の異れる歐語を音符に合せてわが國語に譯すことは殆ど不可能の事にして、語脈の全く同じき獨、佛、伊語に於てすら其背馳する所あるを免かれず、まして歐語にて一音符を以て完全なる意味を表はすものも、わが國語にては數音符を要することあり、剩へ音樂の發想、音の高低に對する字音の關係動作の制限ありて、困難いふ方なきをも凌ぎつゝ歌劇オルフォイスの如き大曲を飜譯したるは空前の試みに譯者の苦心思ふべきなり。譯者は完全に原文の意を傳ふること能はざるは恨なりと歎かれしが、そは國語の不完全に歸するのほかなかるべし。嗚呼吾人は以上の諸君が滔々たる迷妄の徒たるに甘んぜず、卓然時流を抜きて藝壇の爲めに盡されしことの、思想界に及ぼす影響の偉大なるものあるを思ひて、感激の意に堪へざるものあり。

舞台装置は背景を山本芳翠[2]のデザインで、東京美術学校教官の岡田三郎助[3]、藤島武二[4]と白馬会[5]の白瀧幾之助、北蓮蔵、湯浅一郎が実際に描き、磯谷建吉[6]が道具方を受け持った。衣装はペリーの指導により渡部康三がいろいろ本を調べ、三井呉服店（現三越）に作らせたが、経費節約のため多くは女子会員の手製であったそうである（前出『日本のオペラ』一〇六頁）。舞台上の演出もペリーが行ったが、彼は山本芳翠の天国の情景が気に入らず、パリのソルボンヌにあるシャヴァンヌの壁画のようにしたいということで山本に無断で直してしまったのだそうである。エウリディチェ役で出演した三浦環はこの思い出を次のように語っている。

何しろ初めての歌劇だと云うので、みんな非常に興奮して、夢中になつて練習しましたが、思い出しても可笑しいのは、背景を美術学校の山本芳翠先生が丹精を籠めて、それはそれは立派なものを作つて下さいました。あんな芸術的に立派な背景は、その後のどんなお芝居にもなかつた程立派なものでしたが、殊に最後の第二幕の「極楽の場」がとても素敵でした。すると、演出のペリー先生が余程夾竹桃の花が好きだつたのですね、その背景に赤い夾竹桃の花を描けと云うのです。すると山本先生が、仏教の極楽には蓮花が咲いていて、迦陵頻伽と云う鳥がとても綺麗な声で鳴くそうだが、キリスト教の天国は仏教の極楽とは違って花なぞ咲いていないから、そんな赤い花なぞ描くわけに行かぬ、と云つて大議論になつてしまつたことでした。それでその日の舞台稽古はとうとうおじやん。こんな滑稽なこともありました。

（吉本明光著『三浦環のお蝶婦人』昭和三十年、一六七頁）

訳詞はワグネル会の石倉小三郎、吉田豊吉[7]、近藤逸五郎[8]、乙骨三郎[9]の四名が分担した。この上演はバレエの一部分をカットしただけでほぼ全曲に近い演奏であった。バレエのシーンは舞踊の専門家がいなかったためだいぶ困ったようであるが、女学校で習ったカドリールやワルツで間に合せたということである。

（1）石倉小三郎（一八八一～一九六五）　音楽評論家、ドイツ文学者。明治十四年六月十五日東京生れ。明治三十七年（一九〇四）東京帝国大学文科大学独文学科卒業、後同三十九年から二年間東京音楽学校講師となった。第四、第八、第七各高等学校教授を経て、昭和七年（一九三二）から十六年まで高知、大阪各高等学校長を歴任、昭和二十八年から相愛女子短期大学教授、音楽科長をつとめた。同二十七年から三十一年まで音楽学会関西支部長をつとめる。著書に『西洋音楽史』『ゲーテと音楽』などがある。昭和四十年十月三十日没。

（2）山本芳翠（一八五〇～一九〇六）。明治十一年（一八七一）渡仏、パリ美術学校でジェロームに学ぶ。明治二十年（一八八七）帰朝、芝桜田本郷町に生巧館画塾を開き、二十七年（一八九四）日清役に従軍した時の写生画二十枚を宮内省に献じ、三十七、八年（一九〇四～〇五）日露戦争に従軍して旅順背面月下歩哨の図を献納、明治天皇の御座所の壁間に掲げられるという光栄に浴した。彼は特に劇の背景改良に意を注いで貢献するところが多かった。明治三十九年十一月十五日、五十七歳で病没。

（3）岡田三郎助（一八六九～一九三八）　明治二年一月、佐賀県の生れ、明治二十年（一八八七）十二月曾山幸彦に学び、師の没後曾山の画塾を継承した堀江正章、松室重剛の大幸館で研鑽、同二十五年同館を修了した。二十六年黒田清輝、久米桂一郎の指導を受け、二十九年東京美術学校西洋画科の助教授に任ぜられ、また黒田、久米らの白馬会創設に参加、その会員となった。翌三十年文部省留学生として渡仏、同三十五年帰朝後は美術学校教授、多くの後進を育てた。昭和十四年九月二十三日没。

（4）藤島武二（一八六七～一九四三）　慶応三年九月十八日鹿児島県生れ、郷土の画家山東岳に四条派を学び、明治十七年（一八八四）上京、翌十八年川端玉章の門に入り玉堂を号した。二十三年（一八九〇）洋画に転じ、曾山幸彦をはじめ中丸精十郎、山本芳翠らに師事、のち黒田清輝、久米桂一郎の指導を受けた。二十九年（一八九六）黒田清輝の推挙で東京美術学校西洋画科助教授、同年白馬会の創立に参加、会員となる。三十八年（一九〇五）文部省留学生として渡仏、四十三年（一九一〇）帰朝、教授となる。昭和十八年三月十九日没。

（5）白馬会は明治二十九年黒田清輝、久米桂一郎らによって設立された西洋画の研究所で、洋画界には最も大きな力を発揮していた。会員に白瀧幾之助、湯浅一郎、藤島武二、岡田三郎助らがいる。

（6）磯谷建吉、宮沢縦一氏によれば「いそがや」は額ぶち商としての屋号で本名は長尾健吉だそうである（『日本のオペラ』一〇六頁）。

（7）吉田豊吉（一八八一～一九六一）　独文学者。明治十四年十一月二十八日新潟県生れ、ペンネームを白用という。東京帝国大学在学中に石倉小三郎らとワグネル会を組織、三十六年（一九〇三）『帝國文學』に「ワーグナーの歌劇」という論文を発表、翌三十七年雑誌『七人』を発刊、帝大卒業後は陸軍大学教官となった。雑誌『新思潮』を創刊して独立、ドイツ文学や北欧文学を翻訳によって日本に多く紹介した。昭和三十六年十一月三日没。

（8）近藤逸五郎（一八八〇～一九一五）　詩人。ペンネームを朔風という。東京外国語学校で独英伊語を学び、東京音楽学校専科で声楽を学んだ。その関係

から主にドイツ近代歌曲を選び、新しい訳詞を付して紹介した。ウェルナーの〈野なかのバラ〉、シューベルトの〈菩提樹〉、ジルヘルの〈ローレライ〉が有名である。

(9) 乙骨三郎（一八八一～一九三五） 美学者。明治十四年五月東京生れ、明治三十四年（一九〇一）哲学科に籍をおき、大学院で美学を専攻した。上田敏と従兄関係にある。明治三十八年（一九〇五）堤正夫、石倉小三郎らと「樂友社」を設け、雑誌『音樂』を発刊した。同三十九年十月から四十一年九月にかけては『哲學雑誌』の編集委員となり誌上いくつかの論説を発表、美学の研究と紹介につとめた。同四十年（一九〇七）東京音楽学校ドイツ語嘱託講師、翌年教授、昭和五年（一九三〇）十二月退官。ロイテル作詞・作曲の〈四つ葉のクローバー〉の訳者である。

歌劇研究会は詳細な解説と歌詞からなるパンフレットを作成して、東京市上野広小路通東文館において二十銭で発売した。また演奏中の写真を三十有余枚とって、希望者には相当代価で分けたということである（『音樂遊戲界』第八号、明治三十六年八月）。

左の論文は「歌劇オルフォイス」と題して石倉小三郎が『帝國文學』第九巻八号（明治三十六年八月）に寄稿したものである。

我等は獨逸音樂を有し、獨逸文學を有し、獨逸繪畫を有し、其藝彩苑の光に於ては敢て缺くる所なかりしも、未だ純獨逸藝術を有せざりき。とノールが説きたるはワグネルの傑作パルシフハルによりて始めて此目的を遂け得たりと論破せんとする心なるべけれどかゝる國民劇を起さんとの傾向を音樂史上に求むれば先づ其卒先者としてクリストッフ、ウィルリバルト、リッターフオン、グルックを推さゞるべからず。

十八世紀初半の苑藝は全く輕佻華美なる伊太利劇の支配する所となりて歌者を第一要素とせる歌劇の特徴は遂に音樂過重の弊を招きたればグルック出でゝ其愼重なる考察を以て歌劇に用ひらるべき諸藝術の調和的融合をつとめ以て此弊をためんとせり。少しく古きに遡りて考ふるにヤコッポペリーによりて伊太利の地に歌劇の萌芽を發したるは古代希臘劇の精緻なる研究によりしものにして畢竟文藝復興の餘光を見るべきものなるがグルックは之に次きて起りし音樂過重の弊を改めしものなれば彼は一度古き舞臺に遡りてしかも數等高き基礎の上に新藝術即詩的音樂的藝術の地歩を定めたる者といふべきなり

抑もヤコッポペリーとギユーリオ、カツチニ、かオッタビアーノ、リヌッチニの歌詞に譜附けしたるオイリディチエ、かトラゲディアペルムジカの名を以て歌劇界の開祖たるの榮譽を得てよりモントヴェルデ。カリツシミ。アレサンドロ、スカーラツチは伊太利歌劇界の三明星として各其時代を劃して明光一代に耀如たりき其樂は奔放の熱情と悲劇的發情とには缺くる所あるも婉美と高逸との趣はメロディーの行間に泌みて其和聲の明晰は好樂者流の研究を値して餘あり。然れとも其長處は即短處の宿る處にしてモントヴェルデか減七和弦の不協和音を用ひてペリー式の單調を破らんとしたるも其功なく少しく輕佻浮華の傾向を生しぬ。スカーラッチか咏嘆調（アリア）の改正は近歐樂界にまで影響を及ほしたるが其抒情分子の偏勝は歌者の勢を恣にする基となりて、所謂カストラート。プリマドンナ等歌妓の勢の昇るにつれて樂家其者の勢力は漸く衰へ行きて當時の歌劇作者は歌妓セネジーノ。フランチエスカ、クツツォーニ等の奴隷となりて彼等の願ふ様にアリアを更むるは勿論延ひては彼等の聲量の範圍や肉體上の特種能力をさへ顧慮せさるべからさるに至りぬ。ベッ

カリアが音樂よ汝は何をか欲する」と叫びて此狀態をなげきたるはよく此間の消息を傳へたりといふべきなり。彼曰く「其歌ひぶりは正しく、其聲は驚くべく華かに、時と柏法とを細心に守りて、しかもながきトリロとカデンツとに於ても少しも呼吸の逼迫を訴ふる樣なし。されどわれはなほ問はさるべからず「音樂よ汝はそも何をか欲するとわれは怪む何ぞ其感情をあぐるの力弱き聲に就てはわれ些もいふべきなしされどわが心自らは之を以て意領心解すべきか、われ等か走索者を悦ふは其行動の奇なるにあり、音樂の妙は惻々人を動かすに及びて始て悦ぶ、而して現代の樂家は遂に走索者に終るべきか」と。

一度獨逸思想史をひらきたる者は必ず此國民の特性として全精神界を統一して自ら其王位に居らんとする氣魄の高きに驚くべし、其他の國民か各個の特徴に執着せる間に彼は廣く宇宙の大勢を通覽し、他國民の長をとりて自家の思想を豐富ならしめん事を期せり。シエリング、ヘーゲルの感想の如何に深きかを見よ。ゲーテは希臘の世界を移植し、ルュツケルトは東洋思想を融和せり。之を音樂史上に見るも其根跡また歷々として徴すべきものあり、先づ中世にありて此國に重大なる影響を與へたるは伊太利ヴェニス派の音樂なるが後に起りし佛樂の精粹を合せて、止む間なかりし兩主義の葛藤を鎭めて所謂今日の世界音樂の盛觀を呈するに至らしめし功績は、先づヘンデルとグルックとを推さゞるべからず

十八世紀中葉に嶄新なる精神生命の盛に獨逸國民の心中に燃えし頃、フリードリッヒ大王とヨゼフ二世とは佛蘭西思想を注入し、當時たゞ歷史的に踏襲し來りし主義なき狀態を改めて諸種の方面に活劇を演ぜんとし、ふるき宗教は漸く消え行きカント出でゝ純理派の魁首となるに及び古き教理を放擲して人を人として解釋せんとする新精神は全國民の心中に彌漫せり。後の狂瀾時代の萌芽は當時の雲間に隱現して學問藝術の感興は宗教のそれに代り、これまで精神界の君主たりき。新教主義は其主權を學問藝術にうつし行けり。音樂もかゝる一般精神界の變化につれてグルックがクラシック歌劇の發達となり、ヘンデルが近世器樂の創設となるに至れり。

オルフォイス以前の彼か作四十餘種は概ね伊太利式によりしが、此時に至りて今迄用ひ來りし形式の不完全なるをさとり、自由に完全なる感情の發揚を勗むる傾向を生じたれば、此劇の如きは全く自然派の餘澤として生れ出てしものと解すべきなり。思ふに少しくさきラモーの起しゝ佛蘭西の音樂的戲曲ドラヂディー、リリックや當時其最高潮に達せしヴェニス派のオペラ、セリア等は彼か新劇の前驅たりしは疑なき事實なるも、其革新の大動機をさぐれば彼か改革者としての雄健なる才能は決して沒了する能はさるなり獨逸の森林中に生れし自然の子は當時の樂壇に立ちて華麗なる伊太利派を踏襲し、歌妓の驅使に甘んじて其發情と趣味とを制限せられんにはあまりに深邃なる感情と豐富なる發明力とに富みたりき。故に全歐人民か內部生命の必要にかられて漸く自然の境域內にかへらんとせる新機運に乘じて簡素なる發情を自家の特技として此大作をなしたるなれば、ウェルチがなしけむ樣に此オルフォイスをは自然の福音を傳へたるノイエ、ヘロイゼと比するは俄かに同し難けれど。彼をルソウに比せんはおほかたの首肯する所なるべし。

此曲はオルフェオとユーリディチエの名を以て千七百六十二年十

月五日始めて維納の宮廷劇場に演せられたり。多數の聽衆は此樂家と歌詞作者の驚くべき特色に魅せられて、唯其豫想外なるに驚きしのみなりき。

新時代の歌劇を創設せし名譽は樂家と歌詞作者と孰れか之を負ふべきか、將たまた兩者各個の功績の比較などは爰に論すべき限にあらざれども、ラニエーリ、デイフルツァビーギの名は決して輕視すべきにあらず、グルックか自らヌルキール、デュ、フランスの著書によせたる書に曰く此劇の重なる功績は之をカルツァビーギ君に歸せさるべからず、若し余か音樂にして多少世の注意をひくに足らば余か藝術の源泉を發達せしめし君か助力を感謝せざるべからず、彼はオルフォイス。アルツェスト。及パリス等の諸作に於て未だ當時の伊太利人に知られざりし途によりて、余をして深刻なる熱情にとめる音樂を作る機會を與へたり」と。故に此二人は歌劇刷新の上に共に力を協せたるものにして、グルックの功績は一に從來用ひ來りし狹き原則をはなれ、深遠なる音樂を以て伊獨佛藝苑の珍となりしクラシック歌劇の基礎を定めたるにありとするの穩なるを思ふ。

オルフォイスか他と異なる點は一に曰く筋の簡明直截、二に曰く發情の活潑隆々たる事、若し後者を以てグルックが功となせば前者は一に詩人カルツアビーギの居るべき地なり。彼既にオルフォイスが物語の精髓をさぐり之をとりて、よしや完全なる戲曲とにはあらぬも統一宜しきを得たる歌詞を作りぬ。メタスタシオが作に見る如き從屬の人物所作等は全く之を溝渠に委し、只管筋の發展の愈深からん事をつとめたり、以前の作に於ては徒に錯雜せる事件をとりて繫るに音樂てふ繩墨を以てし、然も其音樂たるやたゞ歌詞の修飾となるに止りて決して其思想を深うするものにあらざりき。三幕に分たれたる此劇の第一は妻を失ひしオルフォイスが悲歎と彼を索めて幽界に至らんとする決意第二は幽界の人と樂人との爭、第三はステユージスを越ゆるまで妻を見じとの契の試み、及びアモールの再現によりて幸福に終を結ふ大團圓とす。此構成は一方に劇にあらはるゝ諸物象の統一によりて劇其のものゝ威力を强からしめ他方には樂家をして其興趣を保持するを得しめたるが是れグルック劇が伊太利のオペラ、セリアに見る如く事件の盤根錯雜相軋排せるをさけて其英華の渾々涯りなきを致したる所以なり。

其歌詞の音樂的形式を精査して第一に著しきは宣叙調の異樣なる事なり。今迄バスとシンバルとの伴奏を以てせる冗長にして力なき乾宣叙調に代ふるに、全管絃部の豐麗なる響を以て其罅漏を補はんとする音樂的表情朗讀を以てし、之を以て嚴密なる樂式によりて充全なる發情を期する叙情的分子との連鎖たらしめたりされば咏嘆調（アリア）も漸く嶄新なる樂式をとりて例令は第一幕の首に三たび繰返へさるゝオルフォイスが悲歎の聲はアリアなれども寧ろ簡單なるリードの趣を想はしむ。彼は此等樂式の多趣をたすくるに更に合唱と舞踏とを以てせしが、此曲に於てコールの重大なる所以はやがて舞踏をば折々の舞臺の特趣に副はしむればなり。されば第一幕の第一合唱（は短調四柏子モデラート）の幽渺なる響はオルフォイスが奪はれし妻を忍ぶ硬咽の悲愁と相對して其か一きわ强く、更に合唱と獨唱との對照は第二幕に入りてオルフォイスとフリエンとの場に於て一層切に劇詩的活火に充ちたる一齣をなせり。幽界の門に立ちてフリエンに拒まれたるオルフォイスがなほも〳〵と迫るくだりは此劇全

部の最高潮をなすのみならず、音樂史上の英華たるを失はず。かゝる簡明なる術もてかゝる力ある劇詩的働作へ功果を收めたるは唯ドン、フォンが精舍の庭の條とフィデリオか獄舍の場あるのみと某音樂史家の論ぜしも宜なるかな。

フリエン合唱の秀拔なるリズムの形式は此劇の發情の力ある所以にして、次に來る正葩なるメロディーと豐麗なる色彩とは天國の靜韻を傳へて、きく人の心ものどけかるべくまた前に述べし、宣叙調の發達は自然感情の餘響と見るべきが爰に天國の描寫に於て器樂の繪畫的描寫の福音を示すに至れり。

エロスの聲の少しく伊太利式の摸型によれる外は概ね彼が特異の樂式を以て清新簡素の雅趣を傳へたるが、第三幕は之に反して全く古き歌劇の樣式によれり。愛する者二人が辭爭ひの盡きぬ怨は百載の後尙憂愁幽思を寓す。長路浩々幾多の辛酸をなめ盡して漸く迎へとりし妻が區々の懷にかたき誓を忘れ還顧其歸を窺へば、艶姿空しくきえて浮雲白日を蔽ふくだりに於て、絃聲またさきの高潮に復して殊に管絃樂部の全力を盡したる宣叙調即オルフォイスが「なやみは新に」とよぶに答へてユーディースが歌ふ「なれはも遠し」の歌と次の名高き哀歌「あはれわぎもは逝きぬ。」のアリアとが幽愁限りなき思を載せつゝ悦びふかき大團圓をよぶあたりは蓋し前世紀藝苑の逸品たるを失はず。

余が此不完全なる研究と散漫なる叙述を以て諸君に見えんとするは生平期する所あるにもよれど殊に月の中頃上野の樂堂に此歌劇の催さるべき豫報に促されてなり歌劇史上に於ける此偉人の精彩は之を後に期む。

オルフォイスが上演された七月二十三日は東京音樂学校の夏休み中であった。また同校主催の上演ではなかったので一般公開はせず、学校および内外の関係者と父兄を招待して行った。三浦環の語るところによると、この夜の東京音樂学校は二頭立ての馬車や人力車で大変な賑わいであった。東京のいわゆる内外貴顯紳士淑女で会場はいっぱいのお客様、「私達は一生懸命でうたいました。日本最初の歌劇は大成功に終りましたが、今と違って新聞や雑誌が書く訳でなく、本当の一部の知識階級の間の文化運動に終り、社会的に反響を及ぼさずじまいになった事は残念でした」と述べている（前出『三浦環のお蝶婦人』一六七頁）。

社会的反響はなかったとはいえ、いくつかの批評が残っている。

「オルフォイス」上演に対する新聞・雑誌の批評

『帝國文學』第九巻九号、明治三十六年九月

歌劇オルフォイスを觀る

いぬる七月廿三日の夜、上野の樂堂に於て演奏せられし歌劇オルフォイスは先づ成功と稱して可なるべし。眞面目なる藝術の新傾向世に行はれんとする際に方りて、宜しく之を推奬する價値あるは論なし。吾人は本誌前號に於て之に關して意見を述べんと欲せしが、紙數の制限に拘束せられ執筆半ばにして中止せざるを得ざりしが、再び本號に該記事を挿入せんとして紙に臨めば、さしも華麗燦爛の美を恣にせし當夜舞臺の光景すら、今は大方其印象を失ひ、感興また頓に醒めて、思路の辿るべきなし。幾度か筆を投ぜんとして、しかも歌劇研究會の好意を空しうするに忍びず、茲に一言することゝなれり。

第一幕は亡き妻オイリディイツェの新墓の前にてオルフォイス慟哭し、牧童牧女歌をうたひて詩人を慰め、花を捧げて故人を弔ふ、

終にアモオル顯れて詩人に大神の御旨を傳ふる場なり。紅花綠葉繁り合へる森の景を見せたる書割の美しかりしことよ、燃ゆるが如き紅の幕左に開きて、晝を欺く明燈に照されし舞臺の光景初めて觀者の眼に映せし時、誰かは心の躍然たるときめきを覺えざりけん。オルフォイスの歌聲ははじめの程は低きに傾きし樣なりしも、次第に昂上し三幕に續きて其伎倆を振はれたる殊に稱すべしとなさん。

第二幕は陰冥黝暗なる地獄の景を現はし、復讎の女神達黃泉の國に彷徨ひ來れるオルフォイスを防ぎたるも、其歌の力に服して其請を許す場なり。書割は危岩怪石黑闇の中にそそりたつ死の國の景をみせ、折々明滅せし數團の鬼火は凄愴の趣きを添へて觀者の肝を寒からしめたり。此幕は至りて短くとり出でゝ評すべきこともなけれども、女神達の風采裝束一層此世ならぬ樣をなし、且もう一ぎは物恐しげに見えたらばやと思はれたり。女神達の岩蔭のさすらひは更に意味ありげに演ぜられてはいかゞ。

第三幕は天國の場なり。地獄の闇より忽然として芳草嘉卉野に滿ち溢れ、天の使達花環を持ち、手をとりかはして舞ひ遊ぶ。第二幕との對比は此幕の美をいよ〳〵絕美たらしめたり。天園の香に醉うて再び人の世に歸るを忘れたるオイリディイツエの嬌姿はじめて天使の群にまじりて常世に匂ふ花野のなかに顯はる。遙々と浮世を捨て、戀妻を慕うて死の國に尋ね入りにしオルフォイス漸くこゝに辿り來り、歌の力の應驗にてまのあたりありし人と再會するをえたり。雙思の念、纏綿の情二つの胸に湧き出づ。夫は神の御旨に導ひて後ふり向かで歸らんとす、それに追從する妻は夫のつれなきをかこちて怨嗟の聲は口に逼り、無念の淚は目に溢れざらめや。本歌劇の高潮は正に此時にやありけん。流石のオルフォイスの決心弛みて、あしき妻の魂魄は再び天に飛び去らんとす。時しもあれ、アモール忽然として顯はれ、死せるオイリディイツエを蘇生せしめ、合唱のうちに幕閉ぢたり。

要するにこの歌劇は邦人によりて演奏せられし第一回のものなり。明治廿八年の頃とかや、京濱の洋人發企して、これも上野の樂堂に於て、ファウストの歌劇を演じたる事ある由なれども、指揮者エッケルト氏を首として演奏者何れも洋人なりしといへば、此歌劇は其成功と失敗とを問はず、嚆矢たる光榮を擔ふものなり。短時間の準備を思へば幾多の欠點は之を看過するを至當とすべし。當夜の花形演奏者吉川、柴田、宮脇三氏の勞や、歌劇研究會員一同の精勵や、巨資を投じて本劇をして實行あるをえしめし渡邊氏の義俠や、石倉、乙骨、吉田、近藤、四氏の歌詞飜譯の功や、ペリイ氏、ケーベル博士の助力や、及び山本芳翠氏以下幾多畫界名流の勞力の寄與等はよろしく皆廣く世に傳ふ可き也。

吾人は此新企圖は全く一時の好奇心に因せるものに非ずして、熱實なる藝術心に深き根底を有し、單に一二回に終らずして末永く實行せられんことを切望し、又聽衆の趣味開發するの曉には、之を邦語に譯せずして、原語に於て朗唱するを得策なりと思考す。飜詩に費やす勞力と時間とは蓋し豫想外に大なるものあらん。之を原詩その儘に朗唱するに於ては、譯者の勞を省くと共に原詩固有の音聲の美を十分に發揮するを得べし。

當夜の聽衆無慮數百に達し、首都文藝の各社會は遺憾なく代表せられしに似たり。始終靜肅を守りしは怪むに足らざるが、幕の開閉

每に拍手喝采殆んど堂を搖かす程なりしは、演奏者に對して讃嘆の情を洩したる積なるべきも、これ甚だ失當の行なりといはざるを得ず。器樂の伴奏は常に開幕前に始まり、開幕後に及ぶ。然るに聽衆にして幕の開閉毎に拍手すれば、伴奏者は絶えず奏樂の中途にして妨礙を蒙ることゝなる。聞くが如くんば、泰西諸邦のオペラ座に於ては大抵聽衆の喝采を嚴禁すといふ。獨逸バイロイトのワグネルのオペラ座に於ては、只最終幕の閉づるをまちて之を許すといふ。本邦の聽衆も又須く此一事を思ふべきにあらずや。（局外生）

『讀賣新聞』明治三十六年七月二十五日付および二十六日付

双方とも東儀鉄笛が担当した。

オペラ會　音樂學校學生の催しにかゝるオペラ會は一昨夜午後六時半より音樂學校内にて擧行されたり。演題はグルツク氏の傑作「歌劇オルフオイス」にして全三幕（現世場、幽界場、極樂界場）なり。歌詞譯者は文科大學在學生諸氏にて、指揮者にはノエル、ペリー氏伴奏にはケーベル博士自ら勞を執れり、書割は山本芳翠氏主となり非常に意匠を凝らし幽界場など人目を驚かすものありたり、尚この會は同學校學生渡邊康三氏自から多額の資を投じて催ほしたるものにて、學校は關係せざる由尚又この度は公開せしにあらずして、只學生の父兄等を招待して觀覽を許せしものなるが、未だ演技の一致を欠き所作の拙なる失はあれど、我國人のオペラ會は殆んど今回を以つて始めとすべし　〔七月二十五日付〕

歌劇研究會短評

鉄笛

豫て噂のあつた東京音樂學校生徒諸氏の組織に係る歌劇研究會は去廿三日の夜同校の樂堂で開かれた。從來歌劇の企てのなかつたのは吾音樂會の缺点であるとまで好樂家の間にいはれて居つたのであるが。近來樂界の氣運一轉。いづれの音樂會でも必ず大入を占めるといふ盛況に乘じて。この會が起り樂界に一新生面を開かんとする現象を呈したのは誠に喜ばしき次第で吾人は大にうれしく感ずる。ドーカ會員諸氏が今日の熱心をつゞけ前途ますゝ奮發して貰ひたい。さて當日の演題は「オルフオイス」で。有名なるグルツク氏が千八〔注、七の誤り〕百六十二年に古代希臘の神話に基づきて作曲した現世界。幽冥界。極樂界と都合三幕のものである。吉川孃の「オルフオイス」はこの劇の主人公たる丈ありて音量も充分あり三時間にも渉る長き曲を毫も音聲に障りなく曲節廻しも立派にしてのけられたのは全く平素の修養が現はれてうれしい。ことに第三幕目の「百合姫」との聯唱は就中美事でした。思入の充分ならざりしと「レチタテイーブ」に於ける言語のやゝ明亮を欠いたのは惜しいが曲の上についてはいづれの幕も悉く力の籠つて熱心に唱はれたは感心。宮脇孃の「アモオル」は大切のときよりは第一幕目の「オルフオイス」との掛合が思入もあり發相もととのひ結構だ全体この役は儲け役で「オルフオイス」の様に初中終顔を出してるのでないから左まで身振の苦心も要らずしかも聽衆からは歡迎せられる。それにこの孃の所業は中々巧者な所があるから一層引立つた。

柴田孃の「百合姫」これは全く適當役だ。この孃はかねて音聲の美くしいのと容貌の美くしいので評判があつたのであるがこの日は一層麗はしく感じた。この後いよ〳〵研究を積まれたら必ず性來の

美聲は一段の妙趣に入り將來歌劇の好歌者として充分に成功されるであらう。が態度については何分初舞臺のことであり充分にいかぬ。ことに日本婦人の舊理想「かゞみ女」的型（タイプ）とでも申さうかキリツトしない此点につきては一工夫して貰ひたい。

合唱は第二幕目の幽冥界の場より段を逐ふてよくなつたドーいふわけか第一目幕のときはやゝ聞劣りがした樣だ。

全体曲の演奏についてはいづれの幕も上出來であつたが。身振については受取兼ぬる點がある大に工夫を凝して貰ひたい。勿論是につきて彼是いふのはチト野暮ではあるが「オルフオイス」や百合姫の身振は別として譬へば第一幕目の牧女牧童の合唱の群が百合姫の墳墓に花を捧げる場また第三幕の始めの所作の如きは身振といふのではないがいかにも不統一だ。それに牧童の骨格逞しきはそれも結構ではあるが五分刈頭の薄衣につゝまれたはチト面黑過はしないか。あまり赤裸々では全体の美觀が殺（そ）げる樣に思はれ配合上いかゞのものか化粧法もまた大に研究する必要があらう。兎に角今回の催しはこの會のいはゞ瀨踏でありまた聞くところによればこの曲の練習も全く短日月に仕上げたものだといふのに係はらずこれ迄に演奏されたのは末頼母しい。願はくはこれを手始めとして大に奮ひ給へ。この次は「ローヘングリン」を纏めらるゝとの噂さがある樂しみにして待てゐます。

〔七月二十六日付〕

（1）東儀鉄笛（一八六九～一九二五）　明治二年六月十六日京都生れ、雅樂家、新劇俳優、本名を季治という。明治十二年（一九七九）より宮内省雅樂課に勤務するかたわら、東京専門学校（現早稲田大学の前身）文学科に入学。三十年（一八九七）宮内省を退官後帝国教育会事務長、ドイツ学協会学校分校幹事、早大講師などを歴任。三十五年（一九〇二）頃から坪内逍遙の新劇運動に参加し、俳優として名を挙げた。雅樂のほかに洋樂をも修め、オペラ「常闇」（一九〇六）、早大校歌〈都の西北〉などを作曲している。大正十四年二月四日没。

明治四十一年（一九〇八）「オルフォイス」再演の計画が立てられた。ところが学校当局は東京音樂学校の風紀問題で文部省からきつい達しがあった直後でもあり再演を禁止した。この禁止について二つの論評が出されている。

『教育時論』第八三二号、明治四十一年五月二十五日

歌劇中止の眞相

東京音樂學校にては本月を以て、ゲルツク作歌劇オルフオイスを演奏せん計劃にて、それ〴〵準備進行中、之が中止の報突然世間に傳はりしより、風紀問題の喧すしき當節のことゝて、世說は直ちに文部大臣若しくは、文部省が之を禁止したるならむと想像し、一時その方面の人々を騒がしたるが、其眞相は左の如し。

△元來同校にては當歌劇中の詞譜等をば、平日それ〴〵教授しをれるも、フレツク孃來任して、之を組織的に演ぜしむるを以て、教育上至當なりとすとの說を立て、校長以下之に贊同して愈々演奏することゝなり、背景は巴里のものを採用し、衣服は三千圓にて某商店に注文し、孃を始め外國人教師、同校教師數人と、之に外國人等の助力を得て、その振り付け等に熱心しをりしなり。

△而して元來歌劇は、夜間興行と定まれるものなるが、かくては種々の世說ある今日青年男女を會して夜間戀の劇を演ぜしめたりとありては、甚だ穩かならざれば晝間開劇と決せしも、偖困難なるは

電燈裝置にして、之が爲めに一の發電機を特別に使用するは、非常なる經費を要することなり、次に又本月末若しくは六月に入れば、既に氣候その宜しきを得ず、又如此事に慣れざる我男女學生は、其伎洋人等の意想外に遲々たること等ありて、校長及內外教師等一齊に、之が延期に同意したるなりといふ。

△かゝる故に文相若しくは文部省よりして、之が中止を命じたることは無しといふ、然れ共湯原同校長曰く「尤も文部省の側で多少異論のあるのは事實だ、官立學校で歌劇などをやらせると、地方の學校が眞似をする、普通の學校までが遣り出すと困るといふのが其言分だが、自分も地方に居た事もあつて、某弊は確かに認める、併し藝術教育と他の教育を一樣に見る事は、文部省でも考へねばならぬ、藝術教育が必要ならば、道德の範圍內で飽までも藝術の研究をするといふ事は許さねばならぬ、歌劇中にも西洋の物を、直に日本で演じられないものもある、其取捨は學校でやる、決して舞臺の上で、男女が接吻をやる樣な事は採用せぬ」

△右の如くにして、同校にては、歌劇と演劇との區別を論據として、某氏に對し、今年中には必らず開演すと言明せりといふ。

『音樂界』第一卷八号、明治四十一年八月

歌劇中止に就て

加川　琴仙

古來文藝の發達は社會狀態の變遷に伴ひ保護を得る期あり亦迫害を受くる期あり進歩の徑路簡ならば總て事實に於ても齊しく歷史の傳ふ所なり、我邦に於ては先年白馬會問題の如き美術界の一大事件あり、近くは文學界のみならず社會の喧騒を極めつゝある自然主義にして客觀的觀察の如何は措きて作者の立場より見れば確に文藝に加ふる迫害ならん、されど吾人は不幸にして同派文士の主張に首肯する識を有せざればこれに制裁を加ふる爲政者の是非を斷言する能はざると雖も彼の歐文界の傑作モリエエル物にまで及ぼせしに到つては如何に無文の徒と雖も吾人は警視廳の神經過敏の程を測知するに難からず。然れどもこは檢閲官の眼中に文藝なく隨つて作品を觀察なす根本の思想觀念が作者と相容れざればなり。然るに此等の餘波は唯に著作物に止まらず尙一層吾人をして文藝の前途に甚大なる危惧を抱かしむるものあり。そは比較的文藝上の識見を有する筈なる文部省より音樂學校の歌劇に中止を命じたることこれなり。

吾人が耳にしたる事實を述べんに近時文部省より發したる訓示に學生は一切男女合併劇を演すべからずとの趣を各學校へ通達すると倶に特殊の性質たる音樂學校へも達せられ、計畫既に成りたるオルフオイス劇は此訓示に抵觸するものとして斷然差止を命ぜられたり、同校は勿論聞くもの呆然たりしがユンケル、ハイドリヒ、フレック其他の諸教師は決然連袂辭表を出したれば文部省の狼狽一方ならず一時の彌縫策として經費の都合より延期したるなりと辨解せり。

歌劇は音樂の藝術としての生命にして、この演奏は音樂者の使命なるのみならず今や我邦は具體的文明の域に入らんとして歌劇擧行の要求に迫られつゝあるなり。

音樂學校の存在を是認せる文部省當局者に向つて今更歌劇の如何を說明する要なく唯吾人が解釋に苦しむ所以のものは教育を司る文部省と犯罪を司る警視廳と何等撰ぶ所なく。文部當事者が宛然文藝上無識見なる警官の態度に出でしは吾人の痛歎に堪えざる所なり。

文部當局者にして無學識なりと假定するも彼の自然派の思想と何等相關聯するものある乎。歌劇は極めてミソロジカルにしてレチタテーフと云ひバレツトと云ひ凡て微妙なる音樂の支配に據るものにてこれを聽き視るものは音樂と詩歌のエネルギーに自己の意識を奪はれて歌劇上に顯はれたる高遠なる樂趣に同化するものなれば登場者が男女なるが故に云々は全く歌劇を解するの能力なき卑近なる性格の者にして始めて發し得らるゝ言葉なり殊にオルフオイスはサブライムの分子に富める獨逸派祖始の作曲にてギリシヤ神話の眞善美を盡したる構想なれば高雅なるは言を俟たず。故に當事者は作品に容喙するにあらざるものと信ず、要は男女登場にあれば作品上に深遠なる樂論を戰はすの必要なし問題は輕きが如くにして波及する所大なり。されど解決は唯々たるものなり。

苟も國庫を以て音樂振興の畫策に與かれる當事者にして常識を有しなば自己の見地を顧み藝術眼を以て歌劇を觀察しなば中止命令の如き暴擧をなし能はざるものなり。而も敢て命ずるに於ては當事者が自己の職責を全ふすに恥かしからざる學識と頭腦を有する乎頗る疑はしきものにて頑陋なる一輩の固持する中止說は隱然省內に勢あれば今秋の擧行果して無恙なるや吾人憂惧なき能はざるなり。

之れ音樂の發展を阻止するものにして藝術に對する迫害にあらずして何ぞや

見よ！、佛蘭西のプライドとする所のものは裁判所にあらず議事堂にあらず卽ち壯麗なる國立グランドオペラにあらずや獨逸人の剛健なる民族性を涵養せしもの、保護奬勵により發達を極めたる獨逸藝術の致す所多きにあらずや、

近く大博覽會開設を見るに到り我物質的進歩に比すべくもなき樂界の寥たるは吾人の一大恨事となす所。況んや今又歌劇中止を聞くに於てをや。

我樂界の前途愈々遠し、健實なる覺悟なかるべからず、本問題の成行を顧慮するの餘り玆に所感を述べて當局者の覺醒と樂家の奮勵を促す（六月廿日）

その後東京音楽学校でオペラが上演された記録はない。昭和三十一年東京芸術大学音楽学部オペラ研究部の第一回公演「椿姫」は、「オルフオイス」以来五十三年ぶりのオペラ上演であった。

第十一節　東京音楽学校評

初期の東京音楽学校に対する批評は将来へ向けて希望に満ちた東京音楽学校の活力を称え、それを支援する内容のものが多い。その後議会での存廃論争から東京師範学校附属時代には、東京音楽学校を擁護する内外の論評が熱心に発表された（第二章第二節、第三節を参照）。だが明治三十六年の「オルフォイス」上演以降、主として風紀上の見地から、東京音楽学校に対して反省を促すきびしいマスコミの批判が相次いで現れた。官立学校の中ではただ一つの男女共学学校であり、「音楽」という芸術学問を通して、他の官立学校には見られない自由な雰囲気が、噂の対象となる温床を作り出していたのかもしれない。東京芸術大学百年の歴史を振り返ったとき、それらの意見は当時の姿をとどめるものとして見過すことはできず、あえてここにすべてを掲載することにした。

資料は発表された年代順である。はじめに資料の原出典を『　』内で示し、つづいて資料内容を記述した。

『音樂雜誌』第十七号、明治二十五年二月

音樂の普及

朱子的の志想は徳川幕府が鋭意以て士平民を問はず注入せしめたるより一般民間僻地までも及ぼしたるなり今や我小學教育も理學的進化的により其心意を開發しつゝあるなり是を以て現時多數の人智は理學的志想に富む

音樂も亦道徳教育好尚修練の一部として普通學科中に課せしめられたり吾人は當局者の周密なるには敬服措く能はずしかのみならず文部省が音樂學校を設立して音樂主導者を養成せらる然れ共此く當局者の鋭意なる熱心に對して民間が果して滿足を與へたるや否是れ蓋し文部省及音樂學校の誠意を地方教育家地方當局者及音樂界の人々が服膺せざる故にして音樂に盡力と熱心の薄きに源因せるものならん乎

言ふまでもなく教育家は地方教育の主宰者たりされば地方の學事も道徳も其盛衰に關する責任は主に教育家にあり而して地方當局者の勉務と熱心とは亦教育の如何に干す是を以て吾人は今日音樂改良即ち風俗の改良及音樂の普及を謀らんとせば地方教育家地方當局者の盡力熱心無くんば其目的を達する能はずして矢張り從來の音樂たるのみ吾人は他普通學科のみ一新上達して獨り音樂に限り發達の歩緩かなるをかなしむ吾人は府縣當局者に於て教育家及有志者を奬勵して年々二三名づゝを撰び東京音樂學校へ入學せしめ一方には尋常師範學校中學校高等小學校にて必ず音樂學校卒業生一名づゝを聘用ずるを務められん事を切に望む此等の事或は實際行ふ能はざる事情あるも知るべからず然れ共世間の事皆望んで得べきものならず唯其精神を以て方向を取り漸次之に達せんことを務むれは其途に近づくの時機あらん一言以て世の教育者及音樂界に質す

『音樂雜誌』第二十五号、明治二十五年十月

河野文相の音樂校參觀

過日河野文部大臣には辻次官及濱尾久保田兩局長を隨ひ東京音樂學校を參觀せられたる折其校の授業及ひ管理上の事に就き種々質問

等ありたるか其要領を聞き得たれば左に

文相　貴殿が日本の音曲を聞て如何なる感相あらるゝや

チツトリビ　凡そ國には各特性ありて同一ならされとも日本にて良曲と謂ふべきものは吾等の感情には愁哀に感するなり

文　洋琴は其元如何なるものより作れるか

チ　遠く洋琴の由來を温ぬれは元とは只たあるものに絃を張り鳥の羽にて張せしものなるが漸次に改良を加へて今の形に至りたるは僅に一百年前頃なり

文　本邦人に適する簡便の良い樂器は何なるや

校長　樂器は其數最も多き中にも箏は邦人の嗜好にも亦生計の程度にも適當せるものと考へらるされば此箏をも少し完備のものに改良せんと種々考案せしも其奥に入れば入る程ピアノ製造の經歴を復習するの感を覺えたるにより目下中止致して居り升

文　今日の唱歌中鼓聲抔の如きは曲譜と歌詞と何となく其當を得さりし樣に聽し如何

長　彼の歌詞は歌曲に適合せざるものにして現に今改作研究中なりしが忽卒の際其儘に致して奏せしめしものなり

其他數ケ條の質問等あり數時間の演奏中も能く注意せられ特に唱歌中歌曲の適不適まて深く注意の至られしは校員も驚き入し程にて斯く大臣を得しは實に音樂上に好大臣を得しとて大に悦ひ居る由因に云ふ曾て聞く處によれば河野大臣には謠曲を得意にせられ音聲至極美音なりと、

外國教師本邦樂を取調ぶ

東京音樂學校御雇教師チツトリビ氏は本邦にありて歐州學を教授せらる數年其間本邦音樂を取調べられ箏曲集古今雜曲集等を參考として撰定せられたるもの凡二百五十餘曲に及び最早や種曲を暗んじ數へ歌五つ通りあるものゝ差違及春雨曲の種々異点を口笛抔にて類別する等は流石に專門家丈けありて其熱心も亦感すべき事なり

『時事新報』明治三十一年四月六日

音樂學校に就いて　音樂學校は高等師範學校に附屬し、去る明治二十六年に至り大いにこれを縮小して以來、外國教師を解雇し、目下本邦人のみにて教授しつつあるも、外國音樂の粋を極めんには、是非共斯道に堪能なる外國人を雇聘せざるべからず、今回同校教授上原六四郎氏主事を免ぜられ、矢田部良吉氏これに代わりたるを見て、同校の前途を云々するものあれども、何人の其局に當るにもせよ、同校を獨立せしめ、大いに規模を擴張し、少なくも三名の外國教師を雇い入れずんば、到底その刷新を見るを得ざるべしと云。

『女學雜誌』第四二四号、明治二十九年七月

音樂趣味の教育を論じて音樂學校に及ぶ

鷗村生

曩に幸田延子女史歐洲より歸朝し、金龍山畔綠陰なほ淺き處に一度びわが多年海外脩養の妙腕を振ひ妙音を繰りし以來、音樂の事漸く世上の注意を惹きたるが如くに見え、音樂學校はまた女史を得て、やゝに活氣を持ち上げたるが如くに、該校内に同聲會の組織せられたるも、其一現象たらん。此時に當り吾人は、更に國民教育に

於ける音樂の必要を思ひ、從つて之に對する音樂學校の責任に大なる囑望を置けり。

音樂を以て單に遊戲の業となすは、我國人傳來の誤想にして、外邦人の之に重きを置くことの甚だしき、實に敬服に堪へざるものあるなり。ルーテル以來獨乙に一の諺あり、曰く音樂なき所には惡魔ありと、獨乙は武勇を尊ぶの國たると共に哲理の研究を喜び、而もまた音樂を以て、他邦に秀で、ベトーフエン、モツアルト、メンデルゾーン、ワグネル以下世界名譽の大音樂家の多數か、其籍を獨乙國民中に列すると、實に彼國の誇りなり。英といひ米といひ佛といひ又露といひ之を敬重すること敢て彼に讓らず。彼國の士人淑女にして音樂の興味を喜ぶことを知らざるはなく、其教會と其學校とは、常に音樂を伴ひて、人民を感化し教育するものを、彼等によりて音樂の悅喜推重せられずしてやむべけんや。而して我邦人が、西洋音樂を受け入れて之が趣味を解するに至り、併て在來の音樂をも尊ぶに至りたるは、實に米國宣教師の功に歸すべくして、彼等は基督教の傳道と共に、西洋音樂を輸入し、邦人をして音樂の重んずべく、喜ふへきを教へたるなり。

由來米國人の如きは、音樂の趣味を解せざるを以て、人の恥ちらふべきの事と思へり。宜なるかな彼等が我邦に來りて、宗教及び教育に從事するに當り、其最初よりして、音樂の奬勵に勉めたることや。彼等は先づ瀛西樂仙の餘韻を教會の講壇に響かせて、次きには之を彼等の設立したる男女學校の教室に響かせたり。邦人の未だ西樂に對し殆ど一の趣味をも有せず、文部省が伊澤脩二〔ママ〕、瓜生繁子等によりて音樂取調所を組織するの前、明治五六年の交に於て、京濱阪神の間に創立せられたる數多の宣教師女學校は、實にピアノ、オルガンの音樂を以て、學科の重きに置き、教師等皆自ら率先して、生徒が音樂趣味の養成に意を用ゐ、斯技の振興を奬勵したりき。彼等はまた其男子學校にも之を輸入することに後れざりしなり。故に我國に於て音樂が尤も早く味はれ、尤も早く發達せし處は、基督教會に聯屬せる區域内にてありけり。加之今日にても、吾人は堂々たる日本唯一の音樂學校の音樂が、基督教々育に屬する音樂に對して、果して毫の遜色たもなきことを得るや否や疑ひなきこと能はず。地方の音樂に至りては、小學校若くは高等女學校の未熟なる風琴の彈奏、不調子の唱歌は斯道の教育に於て極めて少量の効能を有せるのみにして、其全權は實に此處彼處に存在せる宣教師女學校の掌握する所となりて、多少の勢力を及ぼしつゝあるなり。

然れども尤も早く進歩したる基督教會聯關の音樂と雖も、之より外人の分子を取り除かば、なほ甚だ幼稚なるものの其跡に殘さるべく、而して日本樂道の中心たる音樂學校の如きも、樂界に於ける勢力の極めて乏しきものたり。故に概するに、今日樂道の進歩は頗る幼稚初階のものにして、事實上、邦人樂士の作に成れる新曲なきに非らざれども、單純なる軍歌進行曲調位に過きずして、それとても必ずや在來の曲節に幾許の手加減を加へたる迄にとゞまらんなり。また唱和せらるべき邦語の唱歌に乏しき所以、蓋し一は詩作界の不振なる狀態に在るが爲めなりと雖も、假令新作詩歌の尤品の、以て歌唱するに堪へたるものあらんにも、今日の如く樂師曲譜家に其人なきに於ては、未だ以て或は優美に、或は壯烈なる唱歌謠のあるべきを望むべからず。而もまた今日の唱歌作が、鳥居忱氏一派の人に

よりて左右せられつゝあるに於てをや。「君が代」が、日本帝國の國歌（ナショナル、ソイア）として滿足せられ、外山調の新體詩が、單調無味なる曲譜を取り、軍和として唱歌せられて悦ばるゝ時代の國民は、未だ以て音樂の趣味を蓄へたるものと稱すべきに非ず。

以上音樂と凡稱するもの、實は西樂を意味して、こは輸入後日猶淺ければ、其發達進歩の度に向つて多きを望むべきに非らざるに於て、飜て日本在來の音樂の狀態を顧みれば、其衰微の久しきに亘りて、今なほ單に舊套を墨守するに止り、西樂輸入後彼に伴つて、聊か振起し、世並みに、音樂會などへも屢ば顔出しするやうになりたるものゝ、此樂たる既に其達し得べき極點にありて、なほ樂としては頗る幼稚の發達を遂げたるのみ。故に將來我邦の樂道として、發達せしむべきものは、樂器、節奏、音階、曲調、發想に於て、尤も完全なる發達をなしたる西樂たらざるべからず。西樂は即ち日本樂道の主權者たるべきものにして、國民は既に西洋樂器を假りて以て、其情感藻思を遺憾なく彈奏せんことに志せるなり。而も國民教育の具としての音樂は、必ずやこの完全にして、尤も多くの趣味を備へたる西樂に依賴せざるべからず。西樂東樂、此二者眞價の優劣は兎に角に、吾人は幼稚なる在來の音樂を以て、教育上子弟の音樂趣味を開發し得べきの捷徑を有するものなりと信ずること能はず。普通教育上音樂の要は、其趣味を開發することに在りて先づ藝の熟達を思ふものに非らず。而して音樂趣味の開發は必ずや、西樂に俟たざるべからざることは、世の教育家、既に幾許の經驗を得たるならん歟。

音樂の趣味の開發は、教育上甚だ緊要なる條件なり。櫻痴居士が今の學者の宗教心と歴史の智識とに加へて、音樂の趣味に貧しきは、彼等をして物質、實利にのみ馳せしむるの所以なりといへる、言頗る事の要領を得、殊に音樂趣味の缺之を擧ぐるは、尤も穿てるの語といふべし。音樂は天地にみてる諧音、調音の神秘が、壓板、絃線、管口に觸れて吹彈し出さるゝの聲なり。此聲の趣味を解し、快感を覺ゆるものの平和の調には神濟み、體胖なるを感じ、悲哀の調には潸然として紅涙の下るを覺えず、壯烈の調には心跳り肱張るを見るのみならず、而も妙へなる音樂の聲には、野の馬も秣飼ふをやめ、淵の魚も浮び出づるためしも稀ならずとかや。樂の力たる天に在りては鬼神を動かし、地に在りては蛟龍を舞はしめ、人に在りては男女の良心を薫和し、其美想を啓發するものたり、斯樂は正樂をいふ。鄭衞の樂、其正しからざるものに至りては、彼と相反して、是亦畏るべきの害毒を及ぼすべし、謹まずんばあるべからず。此故に先王はいたく邪樂を排することありて、而して正樂を以て士人を教ふるを禮の次ぎに在りて、今人もまた之を以て教育の要素となす、夫れ人、美觀の思想なきはいふに足らず、美育於此乎其要あり。然るに音樂は、諧調和音の妙聲によりて表はるゝの美術にてある丈けに、他の美術に優さりて、其感化の境域と勢力とに尤も廣大に、其幽趣妙致の尤も解せられ易きが爲に、音樂は人心を薫和するの効に於て、他美術の企て及ばざる處あり。美育の之を以て尤も重要なるものとなす所以實に茲に在り。

音樂の趣味が教育上薫化の効力は實に驚べきものあるなり。イスラエルの歌仙ダビテ王が、其なほ牧羊の兒たりし時、立琴を彈じて、時の王サウルが頑迷なる靈魂よりして、惡鬼を追避けたりし、其古への不思議は、今なほ斯道によりて演られつゝあるなり、獨乙

または米國にて於ては不良少年を感化教育して、彼等少年の温和從順の德性を養成せんとするに、音樂を以て尤も大なる効力を奏し得べきものなりと認められたりといふ。如斯き効化を有するものなるに於て音樂趣味の養成の教育上振作せしめざるべからざるの理ますゝ明かなり。然るに我邦音樂趣味教育の進歩は實に緩慢驚くべきものにして、小學教育より中學教育に及んで、國民は那計の音樂趣味を以て教育せられつゝあるや、之を量れば、其極めて微小なるに痛嘆せずんばあらず。さらば今國民教育の音樂趣味開發を昌んにし、之を進歩せしめんとならば、現今の小學校の音樂をして、なほ數層の重きを有せしめ、また尋常中學に音樂の科を設け、兩者共に精良なる樂器を備へ、堪能の樂士を聘して教授の任に當らしめ、其體育に注意するが如に、之に注意し、之を奬勵すべし。また高等學校、各種專門學校、帝國大學等に於ても同樣音樂趣味の養成に怠らざらんことを要す。如斯くに音樂を振作奬勵するの結果は、教育上必ずや喜ふべきのものあらん。吾人は是あるべきを信じて疑はざるものなり。啻に今の學者のみならず、其學者の前生たる下は小學生より、上は大學生に及んで、我邦男子の學生の狀態を見るに兎角に鄙野粗暴に流れて、寛大優長の風に乏しく、實利的物質的に奔りて、精神的靈性的に缺たるの弊あるは、一には宗教的の教育を受けざるが爲めなりと雖も、また以て美育に缺乏せる爲ならずんばあらず。今この弊を救ふに、音樂趣味の教育を以てせんには、奏功必ずや著しきものあらん。戰後教育の尙武的なるに偏向すること、たゞ其儘にして進歩せんには、學生をして、必ずや益々鄙野粗暴なるに馳せしめんとす。子弟の教育、要するに外よく勇剛に、內よく寛裕ならんことを期し、外邦所謂紳士の品格に傚ひ、我邦古に在りて士人を教育したるの道に範るべし。兵馬倥傯の陣中に懷を詩歌にやり、情を吹笛に寄する古英雄の體度は、以て國民教育の摸範たらしむべき所なり。故に美育の主たる音樂の教育は、尙武的なる今後の教育に於て、殊更に必要ありとす。且又音樂が其壯烈悲壯なる發想をなしては、國民が武勇の精神を奮興せしむるに於て、著大の効力あらん。吾人は彼獨乙國民が、武勇を以て他邦に秀づると共に、音樂を以て世界の雄たることを羨望す。彼二者は實に剛柔相托して、其國民が精神の雄大なるを致したること必すや多きに居らん。されば獨乙聯邦の大功業の、素より、モルトケ、ビスマルクの鐵血政略の結びし果なりとはいへ、其一半は實にアルントが Was ist das Deutschen Vaterland? の國民歌曲に歸せざるを得ずと稱するもの、豈に偶然なりとせんや。

國民の音樂趣味に要する所多きは、其教育によりて供給せらるべきは言ふを待たず。今夫れ歐米各國に於ては、教會の音樂なるもゝ、國民か音樂趣味の開發に補ふ所甚だ多しと雖も、我邦に在りては、未た如斯きを望むを得ずして、主として之を各種學校の音樂に俟つべきなり。各種學校の音樂を擴張興作すべき方案は前に述べたるが如くにして、而してこの擴張の原動力を支給すべきもの、素より其幾分を宣教師派男女學校に仰ぐことあるべし、然りと雖も我邦音樂教育の中心たる音樂學校は、其尤も多くの部分を供給すべき責任あるものにして、盛んに堪能の樂師を養成して、彼等をして國民の教育に從事せしむべきなり。然るに該校の進歩なほ幼稚なるに加ふるに萎靡振はず、曾て獨逸の體面を持したりしも、今日にては僅

に高等師範學校に隷屬して其形ちを存するの觀あるに過ぎず。當路者も亦之に多くの注意を拂はざるものゝ如し。其樂堂に一臺のパイプ、オルガンの備へだになきこと、其體面に於て損ずることなきに非ざるも、これなほ可なり。其教授の任にあるもの、今や一人の幸田女史を獲て、やゝ志を堅うするに足れりと雖も、女史以外未だ名手其人ありとも聞かず。樂界に於て、該校の多く推重を加へざるも亦止むを得ざるなり。如斯(かくのごと)きは吾人が我邦樂道の爲に悲む所にして、また國民音樂教育の上に囑望する所多きよりして、其勢力の微々たるを嘆ぜざるを得ず。音樂學校は實に其責任の爲に擴張進歩せらるべく、吾人は、また當路の教育家が此校に多くの注意を加へんことを希(こひねが)はざるを得ざるなり。

『教育時論』第四一一号、明治二十九年九月十五日

東京美術學校と音樂學校

我國は美術國と稱せられ、自らも美術を以て任ずる割合に、主として此方面の教育を掌る學校が、唯僅に東京美術學校と、高等師範學校附屬音樂學校とのみに限れるは、頗る怪むべき、現象と言はざるべからず。美術國といふ名稱は、實は今代の美術が博うし得たる聲譽にあらず、吾等先代の美術家が苦心經營の結果、適今日に輝き出でたるに外ならず。然るに今此先人の聲譽を墜さず、以て美術國たるの面目を全うせんに、唯此二校を以てせんとするは、少し大膽に過ぐる嫌なきか。試に邦人に幾何の美術的素養あるかを問へ、耳の修練は如何、將た又手の修練は如何。斯く詮索し來れば、美術國の人民、案外美術的修練に乏しきを發見すべし。此案外に美術思想に乏しき人民をして、一般に美術的素養を得しめんとするに、唯此二校を以てせんとするは、山を築くに僅に一簣の土を以てする譏なきか。吾等は強ち美術學校の多く設立せられんことを望む者にあらざれど少くとも現在せる學校丈は、今少しく之が擴張を企圖されんことを望む者なり。今の東京美術學校には現代有名の美術家は大抵網羅し、殊に本年九月よりは、西洋美術をも加へて研鑽の一助に供せんとし、而して音樂學校、又幸田延子女史の新に歸朝せるありて、着々改良を計る所ありといへども、規模小なるが爲めに、其多般の目的に應ずる能はざる憾あるを如何せんや。見よ、世人は、此兩校に向ひて、大音樂家、大技術家の出づるを望むのみならず、又普通教育上、美育に從事せる教育家の出でんことを要求し、殊に又、國樂の制定、新技術の創作をも希望するにあらずや。吾等は其望む所の大にして、給する所の小なるを憾む。

『女學雜誌』四八五号、明治三十二年四月

瀧廉太郎氏と橘絲重女史

瀧廉太郎氏の、ピヤノに於て、將來望多き好青年たるを宣揚せしは、我儕の世人に先んでゝ、なせしところなり。今や、文部省がピヤノ專修のため海外留學生を派遣せんとして、廉太郎氏の其撰に當るべき由を耳にし、雀躍禁じ難しと雖ども、又一方には橘絲重子を押すものあるを聞き、稍々憂へざるを得ず。女性なるものの凡て學藝の極致に達し難きはいふまでもなく、殊に音樂の如きにありて、その發動に生氣を欠くは、尤も明なる事實にして、辭むべからず。その一たひ婚儀を整ふるや、到底藝術の化身を以て之に望むべから

ず。さればとて、政府は曾て留學生なりしの故を以てその戀愛と其婚儀とを禁制するの權能なし。然るに、かの大幸田子が、女性にしてしかもよく成効しよく生氣ある所以のものは、その超凡にして幸田一族の血をうけ、女人ながらも宛然男子を凌ぎ、一種特得の一と癖ありて、子が自ら數々口にする如く『押しの強き』故なり。されど、こは到底纖妍たる橘子に望むべからず。加ふるに其健康また甚だ豐かなりとも見えず。其伎倆の如きは、暫く禮を重じて言はずとするも、當局者若し眞の眼識智慮あらば、須く瀧廉太郎氏を遣るべし。氏は三昧に入り得るの質ある人なり。

『帝國文學』第五巻七号、明治三十二年七月

明治三十二年の音楽界に対する批評文であるが、東京音楽学校を主に行っている。

音樂界

七月の初めにあるへき音樂學校卒業式を終らば、又秋風の立ちそめて、「シイゾン」の歸り來る迄はいづこにも演奏會の開かるべくもあらじ。されば今は今年上半期の樂界の消息を傳へて、後半期の如何を想ふには好き時節なるべし。去年の終りより此頃に至る迄、音樂界に生ぜし主なる出來事は、十數回の演奏會音樂學校の獨立、「ユンケル」氏の雇入れ、幸田幸嬢の留學確定等なり。かく列擧し來れば眞に華かにして急足の進歩ありし樣なるが、其十數回の演奏は如何なる有樣なりしかを思へば、決して滿足し得べきものならず。一月早々開かれし明治音樂會は先つ失敗せり。次て中央會堂に開かれし慈善音樂會は、幸にして來聽者の多數を得しも、演奏せるものにて聞くべきものは「ケーベル」博士の「ピヤノ」一つ位とはなさけなき事ならすや。二月には一回もなくて、三月に音樂學校學友會音樂會等ありき。此會はたゞ當校に「ピヤニスト」神戸嬢あるを紹介せしのみ。同じ月の明治音樂會は稍成功せり。「ハウス」氏を聘して技術顧問とせし甲斐見え、管絃樂等前々に比しては數段の進歩を示せり。四月の末に開かれし音樂學校演奏會はめづらしき盛會なりき。橘嬢の「ピヤノ」、「ユンケル」「ケーベル」二氏の「ピヤノ、ヴイヲリン」合奏、幸田延嬢の獨唱等皆それ〴〵得意なりしならむ。されど最後の合唱國の光は大に當校聲樂の價値に疑を抱かしめぬ。同し月の明治音樂會は中通りの成蹟なりき。「ハウス」氏は病氣にて指揮する事を得ざりしが、會員各自十分の注意を以て演奏し、皆それ〴〵にめでたく、ことに佐藤左久氏の箏曲はきゝものなりき。同じ二十九日錦輝館に於きて、大日本婦人教育會の催せる音樂會は幸に聽衆多かりき。五月六日の女子獨立學校音樂會は不成蹟なりしがこれ等の慈善會は別に論ずるに足らず。たゞ怪しきは七日に開かれし同聲會なりき。來會者の少なかりしは天氣の都合として、又餘儀なき事なれとも、曲目至て面白からず、しかも外人の演奏を主とせる如き有樣なりしは、兎に角當時一流の樂人を網羅する此會としては相應しからさりき。同し月の半に開かれし音樂學校分教場の試業會は、まだうらわかき生徒諸氏の技とて評するまでもなし。此月の明治音樂會も一通りの出來にて取出でゝ云ふ程のこともあらざりき。此他にも二三の慈善會等ありしが、總じて多數かりしにひきかへ、いづれもめざましき程のものなく、前年のに比して寧ろ遜色ありと云ふべし。されど當年上半期の演奏會に於ては、發達

進歩の跡殆んど見えざりきといはんも酷ならじ。

音樂學校の獨立は久敷以前よりの問題なりしが、三四月頃に至りて確定せり。されどこれもたゞ名義の變更のみにて別段の改善もなきやうなり。此校の內情などもらすは、好ましからぬことなれば、今は云はねど、兎に角其統御者の適任ならぬは疑もなし。從て部下の人々が自ら我儘なるはまぬかるべくもあらず。此際獨立を機として十分の刷新ありたきものなり。

獨立と殆ど同時に、「ユンケル」氏は入て此校の教師となれり。此人去年あたり渡航し來りて以來、京濱間の演奏會に幾度か其技を示して、一個の「ギオリニスト」なる事はよく知られたり。されど我帝國唯一の音樂學校の教師となり、兼て式部音樂隊の指揮者とならむとは、余輩の夢想だもせざりし所なり。此人果して一校の指導者管弦樂の「コンダクトル」たり得るの人物なりやは、未た疑問に屬す。曾て兩三度此人の「アレンヂメント」になれる管弦樂をきゝしが、余輩の見若し誤らずは未だ其器にあらざる如く思はる。此人を得きとも、音樂學校良教師を得たりとは未だ容易に斷ずるを得ず。

音樂學校より海外留學生を派遣せんとは前々よりの風說なりしが、選遂に幸田幸孃に落ちぬ。當局者が留學生を派するは單に技術に秀しものを作らむの目的ならば、幸田孃こそ最も適任ならめど、もし其目的にして其學生歸朝の上は、此校の有力なる指導者となさむと云ふにあらば余輩は孃の撰出に首肯し得ざるなり。總て學問技藝を問はず、多數人の上にたちて統御の任に當る者を、女性に求めんは失當なり。かゝる事は人の皆よく云ふ所なれども、ひとり音樂にありては猶未だ迷のさめきらずして、望を常に女流樂家に置くの弊あり。こは一方には男子に於て技術に秀でしもの少なき爲ならむも、技藝の二の町なる男子其拔群なる女子よりも、よく多くの仕事をなすものなり。當時はなほ未だ洋樂創立の時代なれば、一人の卓越せる技術者を作らむより、寧ろ音樂教育に長ぜし人を作ること却て急務ならずや。

音樂學校はかく時勢に適せざる方面に勉めつゝある間に、式部外山近衞等の各音樂部は極めて沈默を守り、たゞ式部の諸氏は月々明治音樂會に於て働くのみ、當年前半期の洋樂界は其裏面に於ては、寧ろ怠情に過したりと云はざるを得ず。

かく洋樂界が無爲なりし間に、和樂界も亦至て平和に保守的なる半年を過したり、從好會等二三の催しと、各家の春季演奏會とが主なるものなり。何處にても琴三味線の音聞こえて、外見大に盛なる如く感ぜらるゝも、箏曲は山勢氏一派の專有となり、其欠點なる無味の奏法は弟子より弟子に傳はりて一層に甚しく、余輩をして漸く「窓をもるゝ六段江の島」に耳を掩はしむるに至れり。只二三年以前に北越の旅路より歸京せる佐藤左久氏の技倆非凡なるは感服の他なし。もし世人が門閥の迷を去り、此人の技を學ばゝ、箏曲に一生面を開かん事疑ひなけむ。長唄清元の如きに至りては、眞に保守一方に流れ殆んど其改良に望を絕たざるべからざるの有樣にあり。從好會にて改良せる汐汲の如き、未だ滿足する事能はず。

如是叙し來らば樂界の前途は進歩の望皆無と云ふが如くなれども、又決して然らざるものあり。此春我が皇后陛下は音樂學校に臨御ありて、親しく職員生徒の演奏を聽かせ給ひき。此榮譽は斯道に

とりては少なからぬ奬勵となりき。又外山、伊澤等の諸氏は幾度か音樂に對する意見を公けにせられ、加之演奏會の度々に技術の批評を掲ぐる新聞紙あり。之れ等は皆世人の音樂に注意し來れるを證するに足る。且つ音樂學校に於ても、昨年より分教場を設けて、一般好樂者に斯道研究の便を與へたり。なほ又青年樂手よりなれる明治音樂會の、幾多の失敗に屈せずして益勉むるあり。若き「ピヤニスト」なる瀧氏の如き、其技藝の日に月に進みつゝありと聞く。されば余輩は涼風のわたり初めて、都の再び賑はん頃に、目ざましき演奏會の數多くあらんを期して疑はず。先進後進の樂人諸君が相扶けて音樂の爲に盡力し、其發達をはかられん事は、心よりして望む所なり。

『帝國文學』第七巻二号、明治三十四年二月

趣味の墮落

明治の改元ありてより、此に三十餘年。維新の改革ありて、次ぐに地方の紛亂を以てし、新舊兩思潮の衝突となり、保守派の反動となり、極端なる西洋心醉となり、文武の揆離となり、十年の役此に起り、次に佛國的思想の輸入ありて民權の呼號となり、國會開設の請願となり、而して後憲法は制定せられ、國會は開設せられ、獨國的思潮の注入あり、內政漸く擧り、秩序漸く恢復せられて二十七八年の對外的膨脹あり、對露的抗進あり。今や島帝國は外に向て其國威を宣揚すべき時節にまで到着せり。斯くの如くにして國家的進歩は輓近三十餘年に於て甚だ觀るべきものありと雖も、社會の渾沌は依然たり。社會の秩序は未だ整頓に至らず。更に觀るべきの調和なく、更に觀るべきの融化なく、未だ明治なる新風俗は作られざるなり。明治の文華としては、唯西歐物質的文化の靡然吹きすさぶあるのみ。然れども飜て思ふに、奈良の奠都は實に大化以後六十餘年に當れり。元祿の文化は元和偃武以後實に六十餘年を隔つ。大化以後三十年は猶飛鳥淨見原の朝なりき。元和以後三十年は、猶大猷院時代なりき。明治の社會が三十餘年にして猶未だ整頓に歸せざるもの豈怪むに足らんや。然らば則ち苟くも明治社會の爲に盡せんとするものは、今に於て漸くに其發展をはかり、調和を策し、新風俗新好尙新文化を作るに鋭意たらざるべからず。

明治の社會に於て最も寒心すべきは、獨り調和の見るべからざるのみならず、趣味の墮落是れなり。是も物質的進歩の影響なるべしと雖も、我等は年を追うて次第に國民好尙の陋劣となるを認めずんばあらず。西歐的趣味好尙風俗は潮の如く流れ込めりと雖も、未だ此國の趣味好尙風俗と調和するに至らず。而して國民は古日本の趣味好尙風俗を忘れて、獨り墮落墜下せんとす。若し棄てゝ顧みずんば、嗚呼何の日にか誇るべき明治社會を現ずるを得ん。我等は是に至て百年河清の歎あらんを恐るゝなり。

試に樂界に就て献言せんか。西歐の清新なる高山流水の調は、其樂器と倶に輸入せられ、國家は之を奬勵し、國家的事業として學校の建設さへにあるなり。年々若干の留學生をさへ派遣するなり。然れとも輸入以後歲猶久しからず、國民樂は制定せられず、東西音樂の調和ははかられず、聽くもの多くは風馬牛相及ばざらんとす。音樂改良の聲は屢唱へられたり　然れとも果して何等の點にまで其効果を收め得たりや。「芙蓉の峯」を「紅葉賀」に改め、「江の島の貝

盡し」、「越後獅子」の田舎訛りの邊を改削したりとて何かあらん。音樂家なるものは、國民の趣味をして向上的行進を致さしむるに力めざるべからず。同しく是れ下里巴人の調なり。然れとも我等は「思ひ出すとは、忘るゝゆゑに、思ひ出さぬは、忘れねば」「よしや嘆かじ、叶はぬまでも、定めなきこそ、浮世なれ」「よしや今宵は、曇らば曇れ、迚も涙で見る月を」「住めるうき世に、思ひの增すに月と入らばや、山の端に」の弄齋節、「心細くも、燈し火ふけて、待つは命の、消えもせず」「いとゞ寂しき、寢ざめの床に、涙なそへぞ、ほとゝぎす」の投節、「恨みぬる夜は、夢のつきなく、また恨み、どうやらかうやら明けて、見し面影の、いづれ夢やらうつゝやら、どうやらかうやら明けて」のわきて節、若くは本調子に於ける「ふせ屋の月」「三また川」「逢ふと見し」の如きを取て、之を今のホウカイ節、ストライキ節に比す。何ぞ其歌章と節付けと調子との二者霄壤啻ならざるや。

國民の趣味年と倶に墜落し、斯る歌謠をして燎原の火の如く跋扈せしむるが如きは、我樂界の恥辱なり。樂界の志士は奮勵して、國民の墮落を拯はずんばあるべからず。總べての國民と國立音樂學校との修むる所をして、隔てしむるは、音樂改良の本志にはあらざるべし。獨り日本舊樂の爲に悲むべきは、社會の賤めたる藝人妓女と相伴ふこと是れなり。希くは樂界の改革者をして舊樂をも併せ研鑽する所あらしめ、調和と融化をはかり、國民の趣味をして向上せしめんこと是れなり。今の樂界に於て果して此大任を負ひ得る樂人あるや否。

（XYZ）

『教育時論』第六〇五号、明治三十五年二月五日

音樂學校の和琴

音樂學校は、從來歐州樂器の研究を主とし、日本古來の音樂に向つては頗る冷淡なりしが、音樂普及の上に於て、歐州樂曲に强ひて日本歌詞を配したるものは、其調和頗る不完全にして、却つて沒趣味の感あり、爲めに歐洲樂は、我家庭には不適當の曲なりとの非難を招き、殊に小學校唱歌教授上に於て、著しき失敗を來したれば、昨年來西洋樂器研究の外參考科目として、先ず箏曲の練習を開始せし處、其成績頗る佳良にて、琴專門の生徒を出すに至り、尙ほ一方にはピアノ、バイヲリン或はマンドリン等を用ゐて、日本曲譜の和聲調和を試み既に琴六段曲、新八千代獅子等は、公會に於て演奏し、殆ど成功の域に達したれば、更に歩を進め普通學校唱歌にも、日本在來の曲を根據として、之に歐洲曲を配合し、國民の嗜好に適する曲譜を作らんとの議あり、尙ほ去月來朝せる教師、獨逸人ハイドリツヒ氏は、二十年間英京倫敦に於て音樂を研究し、最良のピヤニストたる名譽ありし人なれば、ケーベル博士、ユンケル教師と相待つて、器樂の發達には、大に新生面を開く可しと云ふ。

『音樂新報』明治四十年五月号

音樂趣味の向上

音樂學校本年度の入學生と入學志望者の注意

近來我が國民の趣味性の次第に向上したる結果、美術に對する嗜好の益々盛んならんとするは喜ぶべきことなるが、上野公園内なる東京音樂學校の如きも昨年來入學志望者の激增を見たる由にて本年

の入學試驗は去三月二十七日より一週間行はれ受驗者三百四十九名ありて其の中合格したるは僅かに六十九名に過ぎず

〔つづいて女子の合格者名が記載されているがこれは略す〕

此の中乙種師範科の入學者中に清國人季變義あり從來神田一ツ橋なる選科には清國人の入學者ありしも上野の本校に支那人の入學したるはこの季變義を以て始めとなす由尚以上の入學者は學術技藝は勿論体格にも合格したるものなるが學術技藝の受驗のむつかしきは勿論なれど同校は特に体格檢査に重きを置くものにてそれも容貌にまで及ぼし、腋臭等にも深く注意する次第にて昨年の如きも學術技藝に優等なりし一生徒ありしが体格に於て不合格となりしより其生徒の家兄は早速校醫赤井氏方に赴き不合格の點を問ひ合はせたるに全く腋臭の爲めなりしと云へり、尚其他呼吸氣病、耳鼻咽喉の良否には最も注意せらるゝこと勿論にて餘りに小柄のものも又不合格となるべしされば今後音樂學校に入學せんとするものは豫め醫師に就きて体格檢査を受け其の体格或は容貌が音樂家として適當なるや否を熟考すべしと云ふ

『帝國文學』第十三巻九号、明治四十年九月

新音樂學校長に寄する書

八月三日の樂家懇親會には輕井澤に起臥いたし居り候て不參、其後いまだ御面語の機を得ざるは遺憾に堪へず候。その節申上げむと存候ことども下に記して貴覽に供し候。もとより淺學無識の小生ことに專攻は文學のかたにあり樂壇の事象に暗ければ誤解も少なからずと存候が、其邊はよろしく御見逃がしありて微意の存ずるところを汲まれ候へ。

天才なればや、世に藝術家ほど偏屈なるはこれなく候中にも、音樂家は稍ともすれば感情にのみ走りて大量を欠き候ため、私情を差狹みて中傷陷穽を事とし、淺ましき暗鬪に暮し候女々しき輩中々に多しとのことに候が、貴下は今その音樂家の淵叢たる唯一直轄學校に長として御來任あり、小生等ひそかに貴下の技倆を賴みに、樂壇の前途心强く存ぜらるゝこの頃に候。今日樂界の事象は未だ整頓の時代に入らず、着手勃興を待つもの多きはつとに御承知の如くに候が、この時に際して西歐樂院の長に多き純樂師を迎へずして、貴下のごとき趣味好尚の廣く且つ高き良事務官を戴き候こと、眞に適材を適處に置くものとしてうれしさに堪へず候。

今日文藝の進陟は目覺ましきものに候ふを、獨音樂のいたく他の藝術に遜色あるは、古來國民性情の然らしむるにもより候はむが、一面東京音樂學校に幾多飛躍の地存ずるを思はしめ候。凡そ音樂學校が兎角退嬰主義に落ち、進んで新現象を生み社會と交涉せしめて樂界の進運に寄與するところ少なかりし原由は、一は卒業生の數少きにも依り候はむが、小生は女性を樞要の技術監に置きたるよりも生じたることゝ愚考致し候。古來女性に大文藝家なきは申すも愚かに候が、わけて現代の如き日に〳〵時勢の推移速かなる時期にありては、新らしき事業に猛進して成敗を意とせざる少壯男子を以て自由に事を爲さしめ候方、何ぼう樂壇の爲め効果あるべきをと存候。亡びゆく古樂の保存に對する事業、新樂製作に關する事業、歌劇試演の事業などを始め、目前にひかへ居候もの敎知れぬまでに候この時にあたりて僅か一人の女性を海外留學に赴かしむるなどは誠に笑

止千萬のことにて、よろしく少壯有爲の樂人せめて四五、暫らく海外に派遣せしめたく候。この程新たに成立ち候『帝國音樂會』の第二回演奏に臨み、若き樂人の殊勝なる研究のあとを見候ふに、その著るしき進渉、その眞摯なる態度、ゆめ〳〵わが一流の女性樂人に後れまじく、否寧ろ女性の及びもつかぬ點多々有之、小生は無限の喜悦を以てその宵をおくり候。ひとへに形式の末技巧の端にのみ腐心するは女性の常にて、深奥なる性格美たとしへなき理想美の體現にいたりては、到底女人のことにあらずとつら〳〵思ひめぐらし候。

日本に唯一なる上野樂堂の見すぼらしさも何とか致したくパイプオルガンの一つ位は觸れてもみたく候へど、それは又戰后經營の向の御都合もやと御察し申し、暫らく差ひかへ候が、止み難きは海外名手聘用のことに候。勿論小生は只今雇聘の外人をもてあながちにそのわざ採るに足らずと申すにはこれなく候が、凡て事に慣るれば隋容の生じ易き習ひ、さらでも響なき絕東に生徒相手の數年を送り候ては、餘程藝術に精進いたすものならではつひ樂會の折樂壇に登りて聽衆の外國婦人とほくそゑむに至るが世の常、況してや久しきにつけ何かと情實の湧き出候て、樂界發展に妨げ致すこと無きにしも候はず。又事實西歐には優れたる技倆の博士雲のごとくに候へば、その清新の想ある新らしき意味ある人を拔き候はゞ、其一事にても樂界の面目は確かに一新致すべく候。

これまで學校唯一の事業として僅かに春秋二季の樂會に候が、當節は一時ほどの熱誠を認めがたく、存外の出來榮に絲り候こと珍らしからず、わづか年二回ならば今少し習練の巧を積みたく、この程の出來榮に候はゞ年四回は出來うべくと存候。その折にいつも驚かれ候は歌詞の拙さ加減にて只今の歌詞は失禮乍ら達者なる中學生にも及ぶまじく、いつまで新體詩創始時代の調に甘じ居られ候や御察し下されたく、聲樂の妙手も大口開きて『あはれ悲し』などゝ唄はれ候ては思はず涙うかび候。

歌劇試演につきての可否は最早問題と致す時期にはあらずと存じ候。中には歌劇試演を風敎問題にいたす手合も候とか聞及び候が飛んでも無き事にて、いつも乍ら西歐の事象に盲き似而非道學の人には困りはて候。歌劇は多數の合唱、合奏を獨有せらるゝ貴校の如きが卒先事をなす義務有之、當今劇壇には未だ形をなさゞるに既に俗惡に落ちて復た救ふべからざる壯士芝居と舊時代の遺型に甘んずる舊劇と、共に久しく人心をつなぐものにあらざるは理の當然にて、この秋に當つて歌劇新聲の興起はまことに天下を救ふものに候はずや。

あゝ樂壇の前途多事多望、貴下の施設にまたずして又何れにか至囑いたすべき。云はむとするところ猶ほ盡きざれど余は、次信にゆづりここに蕪辭ならはざりしを謝し候。終に臨みて切に貴下の自愛を祈る。（八月二十七日幽絃郎）

『讀賣新聞』明治四十一年八月九日

音樂學校取締方針

世上兎角の批難ある東京音樂學校職員生徒の風紀取締に關しては當局に於ても之を看過すべからざるものと認め福原專門局長湯原校長等協議の末大要左の方針にて之を取締ることに決定したる由

△入學者の素行を一層嚴重に審査すること　△費用の許す限り寄宿舍の設備を完成し多數生徒を收容して之を取締ること　△現在の教授生徒中素行如何はしき疑あるものに對しては既往に溯りて充分の調査をなし相當の措置をなすこと　△今後同校の風紀を紊亂すべき恐ある職員及生徒は假借なく相當の處分をなすこと

『日本新聞』明治四十一年八月十七日

音樂生の風紀　（音樂學校の大刷新）

上野音樂學校にては兎角藝術を教ゆる場所に得て有勝なる男女風紀上の問題久しき以前より人の口の端に上りて世の取沙汰も日を逐ふて仰々敷なり竟に文部當局者も流石に捨てゝは置けず昨年新に湯原氏を聘して專ら其刷新の任に當らしめたる次第なりしが先づ同校には校友園遊會と云ふあり、こは男女卒業生が懇親を結び舊交を溫むるを以て目的とする者、各青春の血熱せる妙齡の男女一堂に會し手を握り合ひて樂しき談笑に時を移すは愚か、餘興の催ふしなどには兩性入り混りての隨分際どき仕草もあり心あるもの暗かに眉を顰しなり次ぎは修學旅行なるが之は春秋二回の催ふしにて男女出發の日取を異にし校門より啓立の際は一は東し一は西するの風を示せど途中は必ず或る場所に落合ふこと豫じめ打合ありてする事なれば豫期の如く旅先にて愈〻落合ひし曉には恥は掻き捨てと大童に成りて思ひ〳〵に双々の組を成しここを先途と睦み遊ぶ樣迚も是が規律ある官立學校學生とは受け取れざる程なりき、又音樂生の住所は下宿にまれ、素人屋にまれ、日がな夜がな、時さへあれば或はオルガン或はヴオアイオリンなどの彈奏を爲す爲め他の學生は勉强の妨げとなり多くはホウ〳〵の体にて逃げ出すを例とせり、されば彼等の居る場所は概ね人目を避くるに好都合となりて如何なることをも爲して憚らざるに至りたるものなり、斯る弊風ありしが故に今回は當事者も苦心の末一方には學生監を置きて嚴重に學生の風儀を取締り校友園遊會は男女別々に開くこととなし修學旅行も全然兩性を區別して眞面目なる修學的旅行の實を擧げんことを期し且春秋二季其他折ふしの音樂會にも男女の合奏を廢止することに斷然一決して夫々實行に着手すると共に一方に寄宿舍を設けて散宿の弊害を防遏するの計畫もありと成し何れ來月上旬各派領袖を集めて協議を開く事とせりと

『やまと新聞』明治四十一年九月一日、二日、三日

男女学校評論と題して三日間にわたり、東京市内の東京音楽学校、女子音楽学校、東洋音楽学校、女子体操音楽学校、東京音楽院、女子音楽伝習所、東京音楽会などについて短評が載せられた。その中から東京音楽学校に関する箇所を引用する。

△音樂を授ける所は市内のみにても三十有餘あるが一々此等を評する暇がないから東京音樂學校、女子音樂學校、東洋音樂學校、女子体操音樂學校、東京音樂院、女子音樂傳習所、東京音樂會等に就きて短評を加へて見やう、

△東京音樂學校の事に就いては我三面子が忌憚なく實際方面と組織方面とから痛快なる三十棒を下した事がある、一種の伏魔殿と見做されてゐた本校は之れが爲め一大改革を行はるる樣になつたのは音樂界の爲め慶すべき事である、

△本校は一種の情弊が伏在してゐて通常の校長では到底思ふ事は斷行し難い、現湯原校長は學問も有り行政事務にも長けてゐる人であるが其處置振りを見るに齒痒様な事がある、此度新聞に出た教員及び生徒の醜的行爲は事實である事は證明が出來るのであるから相當な處置をなすべきであるに未だ思案に暮れてゐる様な始末である、此點になると前大島校長の方が勝つてゐる、

△幸田延子女史は本校に少なからざる功勞のある人で又藝術家として尊敬すべき天才を有してゐる、併し教育家としての品性人格は絶對に非認せざるを得ない、教育家養成主義たる本校に斯の如き人を置くのは害あつて益がなからう、女史が退けば本校否我音樂界が如何に發展するかは言を俟たずして明である、其理由は茲に說明せずとも既に世評の存する所であらう、

△道德上のみならず法律上の罪惡ともなるべき行爲をせる人が教員中に四名あるがそは茲に言ふべき事でないから省略する、併し教員中橘絲重、村松秀子、の性格は言語同斷である事を述べて置く、此他にも十數名の注意人物がある、當局者の手際を今暫らく拜見しやう、

△近頃教育界の一大問題となつた爲め俄に本郷西須賀町へ一家を借り女子の一部を收容すべき寄宿舍を設けた、官費の男女學生を自儘に下宿せしめ世間から迫られて初めて氣が附くとは實に頓間な話ではないか、音樂家が技藝のみに心を要するのは一面より云へば結構であるが社會に疎遠な事は驚く程だ、少なくとも教育者としてコンモンセンスに足らぬ所がある、

△音樂は國民に普及する必要は十分あるから增々發展させねばならぬが今の儘では望まれない、教員養成科は高等師範學校に併置させ技藝養成科は本校と陸海軍々樂隊及び宮內省の雅樂部を合併し一大音樂學校とするがよい、こは經濟上大利益があるばかりでなく音樂發展上非常な得策であらう。今の様に教員養成か藝術家養成か知れない教育主義では帶には短し襷には長く到底完全な事は望まれない、

『東京朝日新聞』明治四十一年九月十四日、十五日、十八日、十九日、二十五日

憂ふ可き音樂界

▽百弊は女子美權より

この兩三ケ年音樂の勃興と共に、早くもいまはしき暗流のこれに伴ふを認め得るは藝術界の爲め甚だ痛恨の事たり。音樂學校腐敗の惡評判漸く世の注意を高めて、心あるものの齊しく憂慮するに際し、和洋樂界の總てを通じて、弊風頻々と相踵ぐを見聞してこれを世に訴へざるべからざる如く立至りたることは記者の尤も遺憾とするところなり。吾人は猶豫なく此弊風を除き道の振作を謀らんには、先づ斯界最高の府たる音樂學校なるものより取懸らざるべからず。聞くところに據れば同校は既に世の物議に鑑み英意それが刷新に努めつゝありと、果して然れば他に憂ふる所もなかるべしとは雖も、單に寄宿舍の編成や男女學生の分離位にて滿足すべき秋にあらず、それ以上甚だ急務なることの頗る多かるべきを思ふ。泥棒を見ての上の繩詮議にてはこの大急務に對して何にもならぬこととなり了るべし。記者つら〳〵考ふるに、斯界振興の最大緊急問題は、須らく同

校教師の品性陶冶にあるべし。これが實行を見ざる間は臭いものに蓋にて到底何時まで立つても駄目なり。世の識者口を揃へて曰く、音樂學校不振の基は百弊の存在にして、百弊の湧出は婦女弄權に源すと、左もあるべし。技に於て數に於て男教師に優るの女教師に伴ふ弊風は、常に天下樂界暗流の發源地となれるは誰しも首肯し得らるるところなるべし。ああ尊きこの大藝術を婦女子の手にのみ委して、男子拱手傍觀して沈默すると云ふは由由しき國辱にあらずや。上これを行うて下皆倣ふの諺の如く、上野の杜蔭の化物屋敷を最高の府と仰がざる可からざる斯界の運命は、實に言ふに忍びざるところにして豈心外の至りならずや。（つゞく）

憂ふ可き音樂界（二）

樂界最高の府たる音樂學校に、根本的刷新を施すべき方法を云ふに先だち、同校が執り來りし從來の遣口に就いて一言せざるべからず。同校が執りつつある生徒教育土臺の方針は、專門の藝術家を作るべき點にあるか、將た教員養成の目的が主なるか、その邊甚だ疑を挟むべき餘地あるなり。尤も內部の編成には本科なるものを置くは事實なれども、これまで出した卒業生の成績を見るに、大抵師範科卒業同樣の中初等程度の唱歌教員若くは自營の音樂初歩の指南者にして、華々しく藝術界に活動せしを見ず。また飜つて本科志願者及びその卒業生を見るも、將來に藝術界に立たん目的を有する程の殊勝なる意氣あるもの果して幾人を數へ得べきか、これ實に心細き疑問にして、或は皆無と云ふも不可なるべし。假令多くの中にはこれら殊勝者の一二人ありとも、同校はこれに向つて甚だしき障害と壓迫とを加ふべきは必然にして、今日に至るまでの幾多の實例之を證して餘りあり。同校出身者にして若しこの殊勝なる意志を斷行せんとならば、勢ひその母校との干繫を絶たざるべからず。これを絶たんには困難百出遂に意を屈するの已むを得ざる場合となるべしこれ甚だ憂ふべき現象にして須らく最先に刷新を要すべき點にあらずや。同校がこれら殊勝なる卒業生に加へし不要なる干渉と厭ふべき情實の纏綿とは、實に樂界の裡面に激烈なる勢力を以て流動しつゝある大暗流にして、道の不振も風紀の紊亂も皆これに依つて生ぜしを知らば、何人も不問に附すべからざるを首肯すべし。あゝ國民の膏血より出でたる國庫巨額の財は、天下藝術の振興を圖るべき名目の下に、徒に私の情實を以て浪費せられしかを思へば、痛恨これより甚だしきはなし。明治二十一年音樂取調所を擴張して設立せられし同校當年の教育方針は、眞逆かゝることにもあらざりしなるべく、累年根を固うせし宿弊の今や藝術死活の問題に及ぶ、國家の恨事何事かこれに如かん、二葉のうちに刈らざりし禍は遂に斧を用ひるに至りたるなり（つゞく）

憂ふ可き音樂界（三）

▽無駄な音樂學校

斯の如く音樂學校の方針なるものは、吾人の期待する如く一國の藝術に參する專門家の養成にはあらずして、下級なる唱歌教員を製造する所に止まるが故に、土臺より吾人等の考へと反對のこと頗る多し。政府は音樂を以て藝術の一科と見做さず、國家前途の計に何等の注意を拂はずして、斯の如き趣味の程度の低き唱歌教員の養成

をのみなすとならば、他に亦法ありて、高等官三等の教授も不要なれば外國御雇教師も無駄な話なりとは雖も、何處迄も音樂學校の名を以て國家音樂の府を標榜する以上は、吾人は筆を極めて同校の腐敗と無能とを世に訴へざる可らざるなり。音樂學校が教員養成を主とするに止まると云ふことは、目下の遣口を見て十分明瞭にして、一より十までその寸法を以て行はるるは何れの方面より云ふも證據立てらるるところなるが中に尤も感心出來ざることは、其側一派が他に出でゝの演奏を厭ふこと是なり。今之を同校の女王幸田延子女史に就て云はんに、女史の常に曰ふところは、他に出ての演奏は藝人らしいから可厭とのことなり、女史一人のみならばそれにてよしとしても、女史の徹頭徹尾其部下及び同校出身者に迄これを拒むるは、吾人其何の故なるかを知るに苦む。また假に女史は他の演奏には斷じて應ぜざるの一點張ならばそれにてもよしとせんも囑託者に向つて何百金の要求をなし、または同時に出演する人名を糺して、遂に出金の額に應ずる能はざるを嘲り、或は同校の系統を引かざる他の音樂家を誹謗し、果は音樂は戲技にあらずとの言譯を張つて、樂界將來の運命を顧慮するにもあらねば、國民目下の生活程度をも度外に置くなどは、莫大の國庫の財を受け、我藝術界の爲め大に國民の期待を身に負ふて、數年異邦に滯まりし上歸朝後は榮遇一身に餘りつゝある、大責任を負へる女史の言とても思はれず。今女史が胸裡を割つて見れば、他に出ての演奏を嫌ふは何の理由もなかるべく、單だ藝人同等に誤解せられては內職たる高貴の御出入等に差閊へを來たすの點に外ならざるべし。これ等は婦人の淺智惠として嗤つて過ぐべきも、校裡に在つては權を專らにし、外に向つては一流の出演を拒むが如き等は不埒なり

憂ふ可き音樂界（四）

▽宜しからぬ手本ばかり

幸田女史に次ぎ傲慢不遜にして小癪に障るのは御雇教師ユンケル、ハインドリツヒ二氏とすこの中ハインドリツヒ氏はまだしもなれどユンケル氏に至つては高雅なる藝術に携はれる人としも思へぬ程品性の下劣なる人なり我國は嚮にチツトリヒ氏を送りて其の代りにかゝる人を迎へ我樂界の前途を委ねざるべからざるといふは情なき限ならずや此の人の幸田女史との關係云々または梅毒云々は別問題として演奏に何百金を出せなどは幸田女史以上にして他人の出演を拒むも亦同樣たり而して自己の名人なるを自稱する方法としては下劣極まる言動を以て黜すことを意とせざるなどは他所の看る眼も氣の毒なる許なり先づ一例を示さば數年前何某といへる有名なるピアニストの來遊せしことありきユンケル氏その演奏の傍聽席に連りて同席の我が同胞に向ひその技を評して曰く「あれ位ならばお幸さんでも出來ます何大した技でもありません」と何ぞその他に排して自己の地位を高めんとする方法の陋劣なるや、その意の存するところは己が教へし安藤幸子女史だに既に渠に匹敵する位は容易なることなれば況んや予をやと云ふにありて間接に自己の大家たるを誇りたるは明かなり或社の記者の如きはそれを眞に受けてその儘麗々とユンケル氏の評を載せたるさへありき何ぞ其滑稽の甚だしきやユンケル氏の如きは所謂鳥無き里の蝙蝠に過ぎずして自國に於ては第二流中位の上にも出でざるの人にしてさる外國音樂通は伊太利の乞食

にも氏以上の腕の者ありとさへ云ひき味ふべきことならずやハインドリツヒ氏も時には斯かる言を弄するを何とも思はざるの人にして「私は横濱一ではありません、日本一です」と我國民の耳は如何に幼稚なりと雖も未だ同氏のピアノ位に驚かざるべし此等は禮遇を以て厚く迎へられて我樂界に重き責任を有する指導者の言葉と云はるべきか吾人は頗る我樂界將來の運命を思うて憂慮措く能はざるところなり要するにこれはその一例のみ裏面に伏在する幾何の事實は卽ち識る人ぞ知るところにして今更喋々を要せざるなり畢竟同校の上に立つ或側は皆この筆法にて善からざる手本を後進者に示しつゝあるなり宜なる哉中學をも卒業仕切らざる靑書生の三年忽ちにして大藝術家に孵化するの速かなる世に毒を流すの弊の大なるまた推して知るべきのみ（つゞく）

憂ふ可き音樂界（五）

▽速かに陋習を脫せよ

音樂學校內部には斯の如く幸田女史の鼻息を伺ひ常に其覺目出度からんことを力むるもの多く其弊遂に生徒間にも及ぼし成績素行の如何等に關はらず、同輩中に勢力を得んとしては女史に諂ふもの多き故に世には逸早く賄賂公行等の好ましからぬ噂あるに至りたるなり然れども校內多數の教員間には幸田女史の一派に反對の位置に立てるもの現に無きにあらず卽ち風琴專門の歸朝者島崎赤太郎氏はその一にして技術の點より抱負の點より優に幸田女史に拮抗して異なる意見を實行すべき力量は十分ありとは雖もそれにしての島崎氏はあまりに好人物にして加ふるに新參と云へる點に控目を採れるが如しされば世間は幸田女史と衝突ありしかの如く訛傳せしことまた數々にて島崎氏主となりて校の革新を行ふと云ひしも幸田女史辭職の風聞も皆この暗闘より發する煙の末に外ならず島崎氏は樂器店共益商社に深き關ありて校外の斯界にも少からぬ勢力を有てる上に猶後方には北村季晴氏の民間にあるありて一人當千の味方亦少しとせず暗闘係の主力を以て目指さるゝも亦故なきにあらざるなり北村季晴氏は同校出身の異數なる技術家にしてその邦樂研究の態度も作曲に著書に樂界表面に活動する上にも常に母校と意見を異にして反對の位置に立てるは世の既に知るところなり北村氏の如きは同校幾多の出身者中稀に見るところの頭腦を具へたるの人にして既に母校の頼み難きを看破し獨立研鑽の位置に立てるなりき殊に數年前田中理學博士の歸朝ありて邦樂研究に一道を開かれしより以來北村氏に加へて世には鈴木鼓村氏の邦樂保存の旗擧等起りて同校の迷夢一時に覺め邦樂調査委員の任命となり着々其緒に就きたるの感はあれども內實は嚮に邦樂保存の建白に冷々の態度を執りたる同校の方針と大差なくその活動も亦甚だ世に著しからず依然として邦樂を輕視するの風あり之を要するに音樂學校は何處までも唱歌教員の養成所に過ぎずして專門藝術の士を作るべき所にあらず教職は皆他人の己れに擢づるを嫌ひ自己の天職を忘れ我邦樂界の前途にも鑑みず啻に官職を恃み貴顯に出入して自ら得たりとするの態度は吾人の少からず慨嘆に堪へざる所なり、偶北村氏、澤田氏、小松氏の如き頭腦を有するの人をその校より出すもこれを適當に用ふるの術を知らず徒に平凡なる同型の教員を製造して以て足れりとするは惜みても剩りありと云ふべし今や學界機運の向ふところ已に昔日の加にあらず須らく音

樂學校たるもの百弊を除き方針を革めて自ら斯界の光明臺たらんを吾人は切に希望して罷まざるところなり（完）

『毎夕新聞』明治四十一年九月十一日

幸田教授の進退

兎角の世評姦しき彼の東京音樂學校首席教授幸田延子女史の進退に就ては或は論示退學たるべしとか辭任すべしなどと傳へられしも未だに其事なく女史が去就に就ては目下殆んど五里霧中の有樣なるが女史が技倆に對しては已に後進に優に女史を凌ぐものあれば又校內に於ける人望も今や一向に振はざるより假令女史にして退職すとも同校の教授上には更に些の差支へを生ぜざるは明かなるに湯原同校長が未だに女史に對し斷然たる處置を取らず全く其辭表の呈出せらるるを待ち居る如き有樣なるは女史が同校に於ける其勢力を恐るゝに起因するものにて實に女史の勢力と云へば同校職員生徒の大部分に崇拜者を有し女史が一擧一動自ら校內を動かす如き大勢力にて若し湯原校長にして斷然たる處置を爲すに於ては其結果先年學習院女學部が前下田部長辭任の際惹起したる騷擾以上なるべしとの考へより未だ何等の處置を爲さざるものなりとて目下頗る校長の不能を鳴すもの多しと云ふ

『東京日日新聞』明治四十二年九月十日

音樂學校の廓清

幸田教授の辭職、湯原校長の手腕

東京音樂學校教授從五位幸田延子（四十）は就職以來十四年の久しき間教鞭を執りピヤニストとして我樂界に其名を驅せ貢献する處亦尠からざるもそれと共に常に音樂學校紛擾の禍根をなし夙に一部の識者をして顰縮せしめたるが遂に十日の官報を以て其帷幕武島文學士と共に依願休職を發表せらるるに至れり。

△湯原校長の談　湯原校長は島崎教授と相對して椅子により往訪の記者に幸田教授休職の顚末を語るらく幸田教授が女の身をもて永く好位地にありては兎角の世評五月蠅ければ之を避んが爲め且は後進の道を開くため辭職せむとて昨年七八月以來再三予に對して辭意を漏したるも後任者の關係もあれば予は其時機にあざる旨を告げて留任を說きたるが本年四月獨逸よりピヤニストロイテル氏を招聘し又ピヤニスト神戸教授も佛蘭西（佛國留学生は女史を初とす）歸朝したれば目下當校に三名のピヤニストを要せず且幸田教授の辭職を迫る甚急なるを以て學校にても已に留任の必要を認めず雙方の都合最も宜かりしを以て今回之を納れしなり尤も幸田教授は進んで辭表を提出せむと云ひしも俸給等の關係もあれば二三日前文部大臣に是を計りて休職とせしなり、

△不必要の武島教授　尙ほ武島教授の休職は今回授業規則の變更により音樂學校をして技藝本位と爲したれば從來同氏の受持に係る國語は他の學科に合併して教授することとなりたれば不必要と謂ては語弊あるも兎に角武島教授を煩す可き學科なきため休職となしたるものにて武島教授と幸田教授とは殆んど時を同じうして本校に就職したれば兩人が同時に休職の命に接したるを見て世人は何等か校內裏面の關係によつて然るにはあらずやとの疑念を抱くものあらむも是れ只教授規則の改正の結果にして何等の意味なしと先づ思はれ

たし。

△今後の動搖と廓清　音樂學校風紀の廢頽と校內教授間の軋轢は從來赴任校長が常に其頭腦を懊したるも一も成功せざりし所なるが今回湯原校長が幸田教授及び武島教授を追ふて廓清の第一歩に着手したるなれば從つて追々と教授間に動搖を見るは免かれざる處なる可し柴田助教授は藤井軍醫との離婚一件以後病と稱して出勤せず已に八月中旬辭表を提出せし由なれば此際當然文部省に於ても之を許容すべく幸田教授の實妹にして常に兎角の批評の絕えざる教授安藤幸子及び其大達者なるユンケル教授の進退は此際最も注目に價ひするものあり一葉落ちて天下の秋を知る音樂學校の廓清遂に成らむ因に幸田女史は皇太子妃殿下竹田宮家を始めとし德川家伊達家住友家等にピアノの教師たれば同校を去るとも何等の痛痒も感ぜられざる可しと云へり

『帝國文學』第十五巻二号、明治四十二年二月

不見識なる音樂家

雜誌『趣味』の新年號に、幸田延子女史の『音樂雜話』なるものが出てゐる。幸田女史と云へば、疑もなく吾が國洋樂界の先驅者である、大家である。其の人の口から音樂談を聽くのであるから、吾人は多大の期待と尊敬とを以て一讀した。而かも讀み終るに及んではあまりの無見識無定見に驚かざるを得なかつた。吾が國に於ける音樂藝術發展の歩調が、とかく他の藝術に遲れ勝なのも、さればこそと點頭かれる。

日本音樂の將來如何と云ふが如き、音樂家たるものゝ當然考へ置くべき筈の問に對し、女史が一家言として何等の答案をも與へて居ないのは、いづれ深遠なる見解があつての事だらうから、敢えて玆に啄を容れぬが、「只何となく左樣云ふ氣が致します」と云ふ前提を以て、「當分は如何したつて西洋音樂許りになる筈はない」と、プロセスなしの結論を與へられたのは恐縮する。氣分や心持で凡べてを律するとか云ふ近代批評の筆法で行かれたらしいのは、成程豪いが、其の論旨の貧弱にして透徹せざること、斯くの如きは蓋し少なからう。これでは宛然小供のヤンチヤだ。否、夕やけ小燒明日天氣になあれ！と叫ぶ小兒の言動には、より多く理路の整然たるものがある。

それは先づ見遁がすとして、「日本でも立派な作曲家が出ます樣になれば大變結構で御座んすけれども、只今の處ではそんな望は御座いませんねえ」と言はるゝに至つては、到底無責任の誹を免れぬ。吾國現時の作曲界は、女史の云ふが如く、爾かく絕望的なるものでは斷じてない。奬勵保護の如何に由つては、近き將來に於いて、國民樂勃興の機運に接せぬとも限らぬ。吾人の眼に映じた範圍內のみでも、作曲の一つも試みやうと焦心して居る人が隨分ある。東儀氏の『常闇』にしろ、小松氏の『靈鐘』にしろ、其の成功不成功は兎に角に、吾が樂界の過去に於ける產物である事は疑なからう。であるのに、作曲を得る望なしと言ひ切つて了はれるのは、强ひて望なくするのと同一である、折角燃えむとしてゐる火に、水を灑ぐのと何等の異なる所はない。凡そ天下に斯くの如く無謀なる事があらうか、少なくとも女史の言の如きは、不完全ながら比較的に長篇の作曲に筆を染むる所あつた人々に對して、非禮の言たるを免

れまい。今少しく愼重の態度を取られたら可からうと思ふ。かう言ふと女史は、あんなものを音樂と云ふのは余りに嗚呼がましいと言ひ退けられるかも知れぬが、音樂の搖籃時代に、何處の國だつて人間が神樣でない以上は、完全なる作物を産する筈がない事を考へて見ねばならぬ。女史等が今日厚化粧の技巧を加へて、現を拔かしてゐられる所謂天下の名曲も、其の昔は近づくに難きものであつたに相違ない。斯くの如きは勿論、云ふまでもなく明々白々なる事實だ。

また果して女史の云ふが如く、望なきものであるにしても、音樂學校の覇權を握つて居られる女史一個人は、少なくとも望あるものでありたいのである。否あり度いのではなく、無くてはならぬのだ。然らずんば女史の存在も甚だ危い。女史は音樂學校の爲めでなく、我國音樂界の爲めに、遙々洋行して來られた筈の人である。然るに其の人が四十二年の今日に至るまで、一の責任ある作曲をも公にしないのは、吾人以て不可思議とせざるを得ぬ。既に音樂學校と云ふ以上は、單に演奏家養成所として滿足すべき謂はれがない。吾人は如何に考へても、女史等に新しい作曲家を育て上げて貰ふ權利があるのだ。

然るに女史は、「私共は從來の名曲を十分に復現する事が勢一杯の仕事である」と稱して、暗に作曲の意志なき事を表白して居られる。一人の演奏家（プレイヤア）として見るならば、寔に以て結構な御覺悟である。然し吾人は世人の言ふ所に從ひ、女史を一人の音樂家（ミュジシアン）として遇せぬばならぬ。既に音樂家と云ふ以上は、演奏家（プレイヤア）たると共に作曲家（コンポオザア）であり度いではないか。凡そ藝術の研究が創作と賞翫との兩方面を兼ねなければならぬと云ふ原則は、藝術の第一頁を窺つたものであるなら、誰でも知ぬいて居る事で、苟くも樂界の牛耳を執つて居る程の女史が、此の原則を沒却して居らるゝのは、不用意と言はうか、不見識と言はうか、吾人遂に啞然として驚かざるを得ぬ。勿論演奏と雖も、多少の主觀的態度が混在してる以上、或る意味の創作とはなり得るが、歸するところ飜譯音樂たるを免れぬ。但しそれも社會に取つては必要であろう。然し苟くも一國の藝術家たる位地を占めてゐる人が、國民藝術を建設するの擧に出でないとあつては、吾人は純然たる國民的色彩を那邊に求むべきであらうか。かう考へ來ると、最早一音樂家としての女史が以上の態度を是認すべき餘地がなくなる。こんな事が分らぬ女史でもなからう。

單に作曲の事のみに限らず、今日に於ける音樂家の大部分が、靜思的乃至考察的態度を缺いて居るのは、吾人が常に慊らず思ふ所である。女史等が默々として、あたら二十年を夢裡に過ごし來たつた間に、文學であれ繪畫であれ、其の姉妹藝術は幾多の新現象新傾向を胚胎しつゝ、茲に異常なる發展の跡を示した。然るに此間に於ける樂界は、果して幾何の効果を獲得したであらうか。尤も彼の陸軍々樂隊が、演奏會の始終をなしてゐた時代に比しては、上野の音樂會も確かに進歩したに違ひなからう。然し所謂器械的音樂の弊は、益々其の多きを加へて、技巧の上塗に陷らむとしつゝある今日、來らざる可からざるは音樂家諸氏の一大自覺である。現今の音樂家に說の聞くべきものなく、歐州近代に於ける樂界の新傾向の如きも、反つて音樂學校以外の人もしくは純文藝の立脚地より說かれつゝあるのは、實に情ないではないか、無能ではないか。女史の如く

名曲のリプロダクションにのみ腐心して、只空しく一生を終らむとする人自身に取つては、以上の如き非音樂家的態度も可なる點があらうけれども、一般藝術界はそれを是認すべく余りに洪量でない。常に創作を出だし、傍ら將來の建設に怠らぬ音樂以外の藝術の手前に對しても、申譯があるまいと思ふ。要するに斯くの如き藝術界裡にある音樂家は、內部生命の躍如たるものがなくては駄目である。

序でだから言つて置くが、假令女史が只演奏家の態度を持して、所謂名曲の復現を事とするとしても、在來の如く技巧（テクニック）一天張や、冷靜なる客觀的態度では徒勞だと知らねばならぬ。さらぬだに藝術に內在の滋味を求めつゝある今日、純客觀的なる技巧を以つて世に問ふべく世は余りに賢い、這般の技巧に藝術の永久性を覓めるなどは、勞して功なき事に屬する。で今後の演奏は、如何しても表情（アウスドルック）の力に重きを置くと共に、獨創的技巧がなくてはならぬが、在來女史の周圍に行はれつゝあるが如き摸倣的表情は平に御免を蒙りたい。藝術的概念の不燃燒とか、讀書癖の缺乏などは、識者の云ふが如く、今日の音樂界に於ける通弊で、是等の缺陷を打破せむが爲めには、いくらも方法はあらう。要は作曲家が其の曲に對せしムウドを窺つて、これに個性的色彩を加ふる用意があつて欲しいのだ。今日吾人の接する演奏の多くが、些の同化なく醇化なく、只これ一の擬音に過ぎない觀があるのも、此の用意がなければこそである。吾人の言ふ表情とは、此の個性的着色ある表情を指すので、斯くしてこそ始めて音樂の眞を提へる事が出來ると信ずる。なほ此の音樂的表情に就いては、吾人また一家の見を有するのであるが、これは寧ろ問題外であるから是に留め、茲に聊か女史及び女史と態度を同じうする人——無論あるまいが——の猛省を促して置く。

以上叙べ來つた所は、至つて明白なる事實乃至原則である。而かも吾人をして茲に之を反復せしむるに至つた音界一部の惡傾向は、抑も何人の責任に歸するのであらうか。改めて言ふ、音樂家自覺の機は、既に業に熟してゐると。

（無　頭）

『報知新聞』明治四十二年十月四日

音樂學校の前途　（ハイドリヒ授教の激越なる公開狀）

東京音樂學校教授間の紛擾に關し同校ハイドリヒ教授は三日を以て政府當局者及び公衆に對し長文の公開狀を發表したり此の公開狀によれば教授は先づ自己が音樂學校に教職を奉ずるに至りし次第より更に同校の現狀に及び次で約一年前より最良の教材料たる教員が解職せらるべしとの風說を傳へて後突如として柴田環氏が解職せられ更に九月には幸田延子女史か其職を退き續いて同月廿二日ハオレ・コエベル博士も亦辭表を提出したるは全く同校醜態を暴露したるものなりと斷じコエベル博士の辭職は如斯陰謀多き學校に教授としての責任を尊重する上に忍ぶべからざるものありしに依れり畢竟するに**同校の現狀は紳士として**嘔吐の感あらしむ此狀態と紳士とは両立し難きものにして此結果學生は此先如何に成り行ゆくべきかを知らず迷夢の裡に徘徊せしめ終に同校は早晩必ず徐々に來る滅落を防ぐ能はざるべしと激論せり之に對する當局者の回答こそ聞きものなるべし

『報知新聞』明治四十四年九月十九日

幸田延子女史の待遇

休職東京音樂學校教授幸田延子女史は去八日にて休職滿期となり全く音樂學校との緣故絶ゆることとなりしかば宮內省にては東宮職御用係としての同女史の身上を詮考の結果同日付にて左の辭令を交付したれば女史は純然たる東宮職御用掛り（奏任待遇）たるに至れりと

〔辭令〕

奏任待遇　東宮御用掛　幸田　延

『國民新聞』明治四十四年九月十三日

四名とも写真入りで報じられている。この記事で人名には右罫が引かれている。

教師評判記（音樂學校の四外人）

○ユンケル氏〔写真〕　音樂學校の外國教師の中で最も勢力を振つて居るものは矢張ユンケル氏である、氏の藝風は一口に云へば寄席藝人風であつて品位に乏しい憾みがある氏は今から二十年前飄然として横濱に轉げ込んだが饒倖な事には其翌日獨逸大使館に夜會があつた此機會を利用して報酬は何うでもいゝから演奏させて貰ひたいと申込んだ漸々許可があつて其會に出た時には燕尾服も無くて困つたといふ奇談もあるが當時の日本の洋樂界には無上の名手と稱へられ直樣辻男や伊澤氏の取り持ちで音樂學校に入つた二十年前の當時こそは又と得難い名手では有たらうが今は何うであらうか疑問である只オーゲストラのコンダクターとして適任であると云ふ丈けで技術家としては宮內省のドボラウオツチ氏や此間米國へ行つたヴイネツチ氏の敵では無いらしい、が音樂學校の洋琴（クヮイオリンゾ）部の振はぬのを氏一人の罪に歸するのも或ひは聊か冤罪かも知らぬ

○ウエルクマイステル氏〔写真〕　氏は器用で世才に老（ママ）けた人である其技は術綺麗に彈くと云ふので評判である風采の立派な白面美髯の好男子なので時々艶聞も聞かされる去年あたり音樂學校の女生徒に何うされたとか何うしたとかで一寸ゴタ〳〵があつた去年の夏帝國劇場の樂器購入を委託されて母國獨逸に一寸行つて來たが其爲に八千圓ばかりの餘裕が出來たと云ふ音樂學校の本職の外帝國劇場へも出て居るし其外方々の教師をして居るので收入も却々多い其金はコセ〳〵蓄て居るので今では餘程出來た筈專門はセロだがピアノでもヴアイオリンでも器用にやる一の才人である。

○ロイテル氏〔写真〕　年が若くて經驗の無い爲めに教師としては未だ批難はあるが技術家としては立派なものである世界を標準に取つての名手である人格の高い事も此人の偉い處でそれ等の處からユンケル氏等とは肌が合はぬユンケル氏はいつもウエルクマイステル氏と相提携して居るに對しロイテル氏はいつも一人ぼつちでやつて居る仙骨俗人に容れられずとは此人のことであらう。

○ペツトオールド孃〔写真〕　獨逸の新聞記者の夫人で夫と共に一昨年日本へ來て間もなく音樂學校へ入つた聲樂家である音樂學校では最初何の位までの聲樂家であるか所謂鼎の輕重が分からなかつたので一ケ年の契約で雇入れたが其後多少其の技倆も認められ兎も角も聲樂家としては人の評判に乘る樣になつた非常に勝気の婦人で常に出來得る限り派手に暮して居るが神經質で感情に强い處から校內で

も仲間としつくり行かぬとか。

『音樂』第二巻四号、明治四十四年四月

卒業生諸子を送る

駘蕩の陽春に、花笑ひ鳥歌ひ、天地も亦自然の音樂を奏するに當りて、茲に我音樂學校の卒業生諸子の目出度門出を祝ふは吾人が衷心の愉快とする所なり。本年の卒業生は、研究科に五名、本科に六名、甲種師範科に三十二名、乙種師範科に九名ありて、其の數、例年に比して大差なし。但本年卒業の成績に付き、稍〻注目すべきことは、過般實施せられし、甲種師範科の最後の一年に課せし、ピアノ科の成績の案外に良好なりしこと〻、同師範科より二名の獨唱家を出せしことなり。從來、師範科の器樂は、オルガンのみに限れるを、一昨年の規則改正の結果、併せてピアノ、ヴィオリンを課することゝなり。差當り試にオルガンの成績佳なるものを選び、最後の一年間ピアノを課せしに、右の如き案外良好の成績を示せり。此の成績を推して考ふるときは、第一學年よりしてピアノ、又はヴィオリンを專攻する生徒の卒業成績の、更に一層良好なるべきは、今より期して待たるべし。又從來は、師範科には、合唱のみあつて、獨唱なかりしも、一昨年獨唱專門の外國教師を得て以來、試に其の資質優れるものを選びて、之を本科の獨唱科に編入して、同じ教授を施ししに、これ亦豫期以上の良好の成績を收め得たり。要するに、今回の卒業生には、少くも其の技術上には、從前に比して、多少優れる所あるを認むるなり。然れども、卒業生諸子の前途如何んと云へば、彼のお定まりの式辭に戒むる通り、尙極めて遼遠なりと謂はざるべからず。就中、出で〻地方の教職に就くものに至つては、豫め今より種々の困難と、戰ふの覺悟あるを要す。這般の卒業生が、先づ第一に案外の感をなすは、就職する學校が概して音樂に冷淡なることなるべし。音樂一點張りの專門學校より出て〻、音樂を一學科、而かも餘り重きを置かざる一學科として、授くる普通學校に入らば、何人も必ず其の前後の空氣に冷熱の差甚しきに驚くべし。職員生徒の中に、音樂に冷淡なるものあるは、マダシもなり。甚しきは、直に音樂を憎惡して、之を仇視するものさへこれあり。特に樂器に至つては、到底專門學校に於けるが如き、精良のものを得ざるは勿論、其の調律さへも、往々意の如くならざる場合多し。此の外、學校職員の列に入りたる以上は、授業以外に相當の雜務ありて、之が爲に慣れぬ仕事に心身を勞することも亦少しとせず。かゝる事情は、言ふまでもなく、初めて世に出づる卒業生諸子の、最も面白からず感ずる所なるべきも、さりとて、諸子の爲に、一切之を除き去るべき術なきは勿論、却つて、かゝる事情に打勝たんことを努むるこそ、教育家たらんとする、諸子の第一に盡すべき重大の責任ならんと思ふなれ。最後に、何人も殆んど思設けざることにして、而かも意外なる失敗の原因となるものあり。そは他にあらず、卒業生の髮飾形を見て、ハイカラなりとして、地方人民の、動もすれば之を指彈することなり。我音樂學校の校風の、一部世人の豫想に反して、極めて素樸なることは、能く我學校の消息に通ずるもの〻、何人も、之を認むる所なれども、而かも今尙往々にして、かゝる誤解の地方に存するを聞くは、吾人の最も心外とする所なり、然れども吾人の卒業生諸子を知るや、熟せり。諸子豈に其の前途に於

てかゝるタアイもなさ、區々の末節の爲に、其の大事の目的を誤るものならんや。往けよ、往いて各〻爾が渾身の熱と誠とを、國より與へられたる、爾の職務に捧げよ。但東西南北、各〻其の風土の異なれるや、或は諸子の健康と相容れざるものあらん、諸子、請ふ自重して、敢て加餐を怠ること勿れ。

『音樂』第二巻五号、明治四十四年五月

新入學生を迎ふ

舊を送りて、分袂の恨、未ざ盡きざるに、新を迎へて、握手の樂、新に生ず。浮世の風波に遠かれる學窓の下にも、離合聚散の悲歡は、自からこれあり。然りと雖も、去るもの去らず、來るもの來らずんば、學校生活の流れは、其の水腐りて、蟲こゝに生ずべし。故に、吾人は其の去るを惜むと共に、其の來るを喜ばざるを得ざるなり。同一人心に、此の兩樣の情緒を存して、而かも其の統一を害せざるは、是れ人間精神の妙諦にして、其の守舊就新並び行はれて、相悖らざる所以なり。かくて吾人は、茲に滿腔の誠意を傾けて、新入諸子を歡迎し、併せて吾人の所懷を述べて、諸子の參考に資せんと欲す。

我が東京音樂學校は、或る意味に於ては、天下無類の學校なり。大學を始め、同種の學校は皆少くも一ツ以上あり。而して音樂の學校のみは、我が音樂學校の一ツに限れり。男女共學して、而かも個人教育を以つて、其の本體となすは、他に其の例なし。外國教師、其の教授の要部を受持つこと、是れ亦、今は他の學校に無き所なり。公開の演奏に依つて、其の成績の批評を公衆に求むるが如きは、固より他の學校の、夢にだに想ひ及ばざる所なるべし。教授の責任なき囑託員の多きことは、我が音樂學校の一異彩なり。學科目の多種多樣にして、教師の數、略生徒の數の三分の一に當るが如き、何れの學校にか、其の類例の見るべきものやある。而して諸子は、今や其の從前單調の普通學校を出て、此の一種無類の學校に入れり。其の何んとなく、心に異樣の感起るべきは、固より當然の事なり。然れども諸子よ、或は思ひ惑ふことなかれ。我が學校には、其の組織の複雜なるが中にも、自から一貫の精神ありて存す。能く此の精神を會得すれば、諸子が辿り行くべき前途には、毎に晃々たる指導の光明あり。人倫の道を誤らずして、藝術の眞を求むること、是れ我が學校の精神にして、而かも此の精神は、各自生徒の心の奥に潜みて、陰然我が校風の基となれり。或は世間一部の人は、我が學校の外形のみを見て、これを以つて、毎に喧擾混亂の狀態にあるものと相像するものあれども、これ固より皮相の見なり。諸子にして、暫らく此の處に在らば、次第に此の精神の機微に觸れて、自から其の案外に居心地良き處たることを感知すべし。由來學生修養の第一義は其の胸中に些の雜念を容れざるにあり、諸子、其れ能く此の精神の會得に努めて、こゝに諸子が安心立命の地を求めよ。若夫れ靜中に動を認め、動中に靜を觀するが如きは、抑高人の達見にして、遽かに之を諸子に期待し難きも、我が學校の如き、動もすれば人心に、外馳の機會を與ふること多き處に於ては、結局は、漸次此の域に到るを以つて、各自修養の理想をなすの必要あるべしと信ず。吾人は、こゝに始めて、諸子と金蘭の交を訂するに當りて、以上の婆心を布き、之を以て諸子を迎ふるの辭となさんとす。

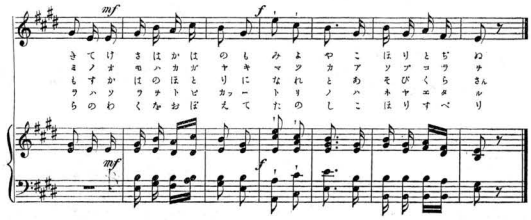

千代田の宮

上眞行作曲

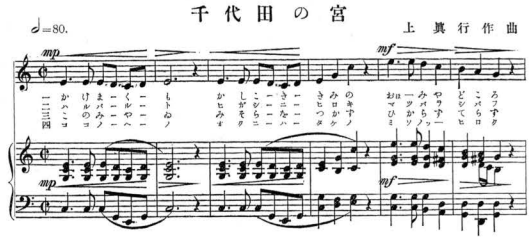

世の態

Boehmisches Volkslied.

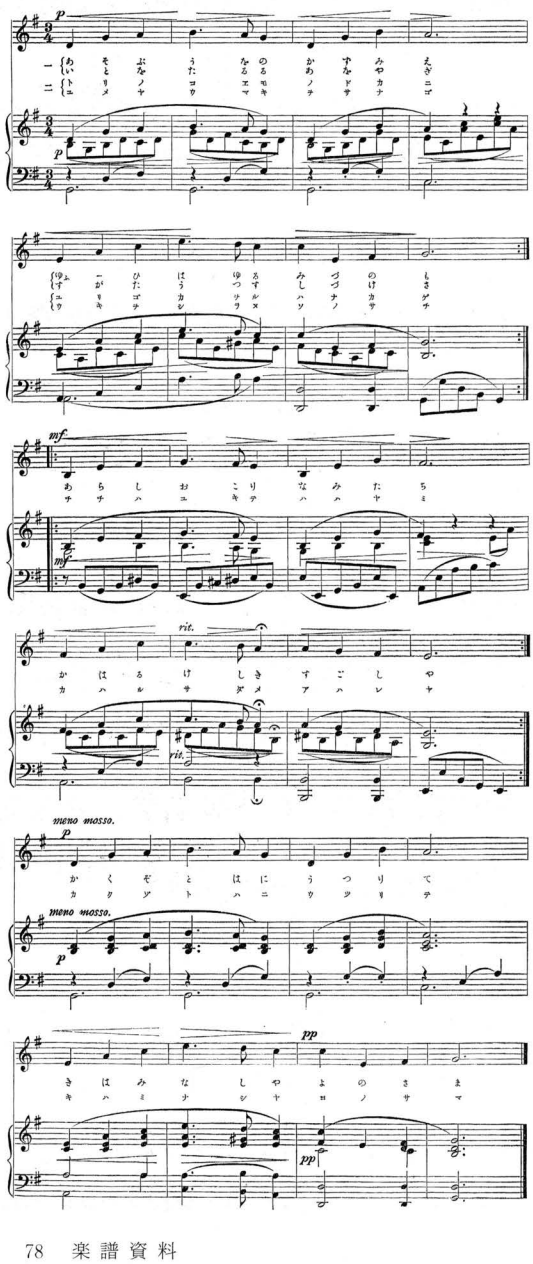

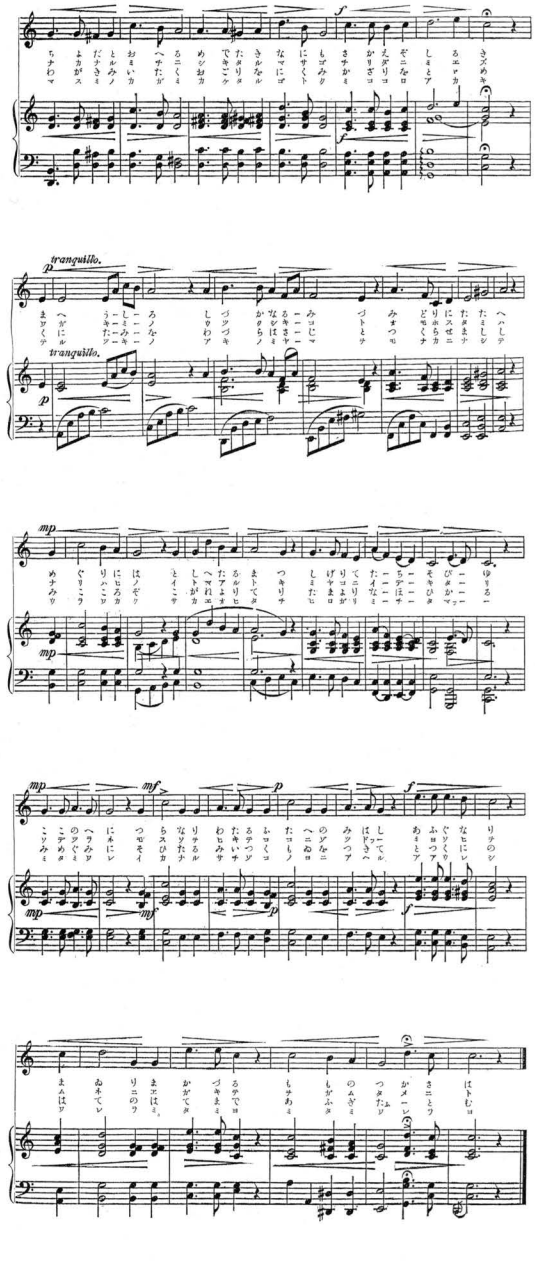

吉田松陰

小山作之助作曲

♩=96.

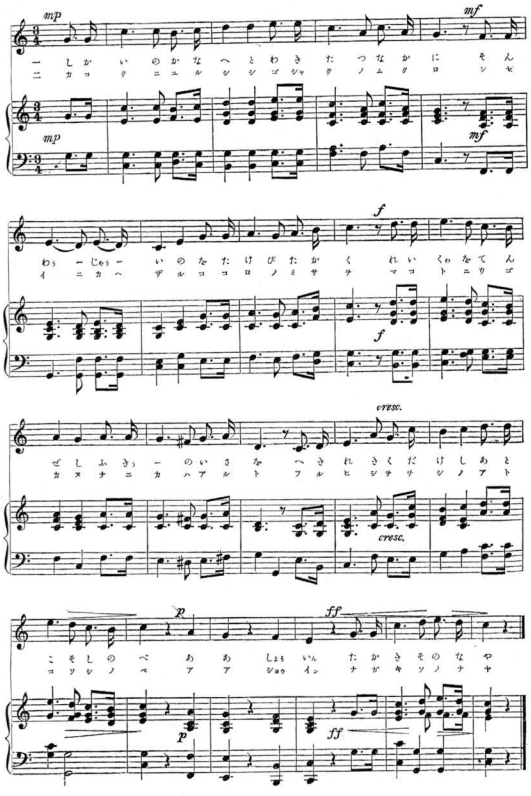

里祭

♩=132.

Schwaebisches Volkslied.

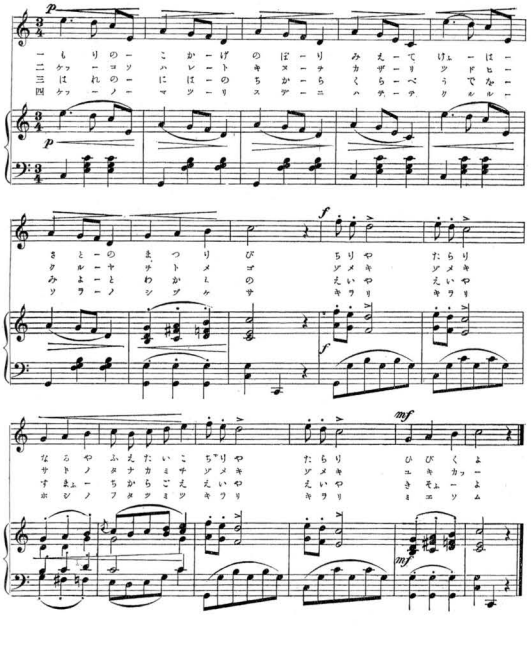

墓詣

♪=100.

Altdeutsches Volkslied.

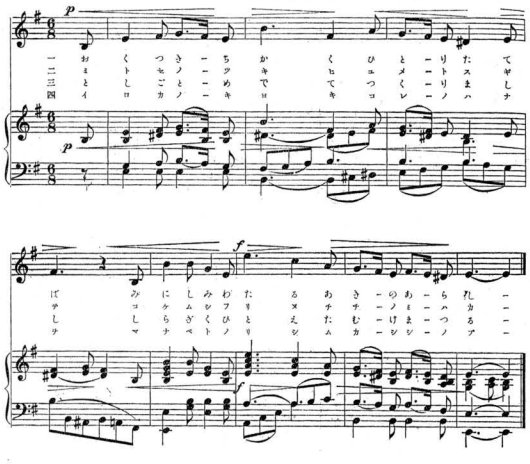

駈足

♩=132.

Dessauer Marsch.

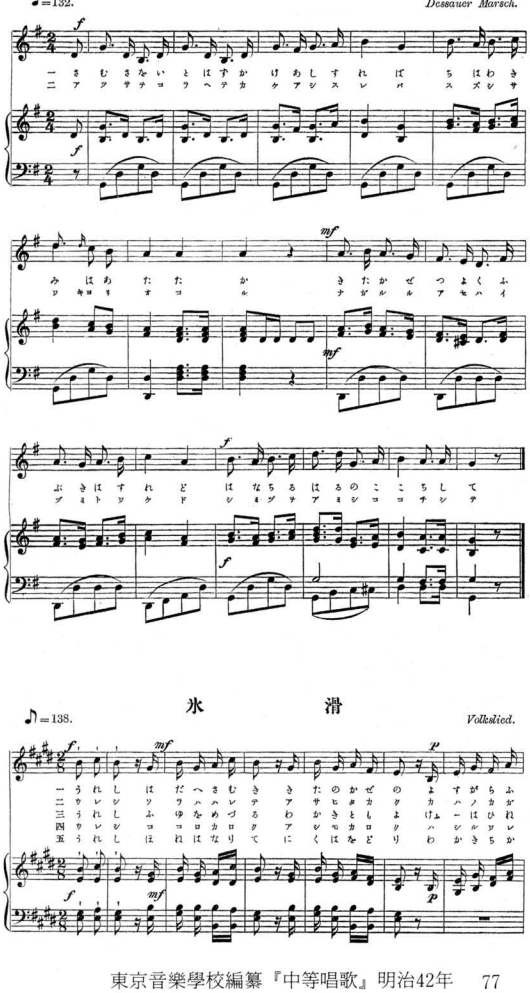

氷滑

♪=138.

Volkslied.

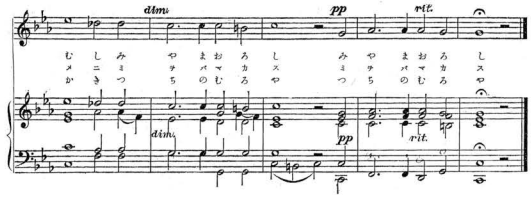

月下懐郷

♩=80.

Deutsches Volkslied.

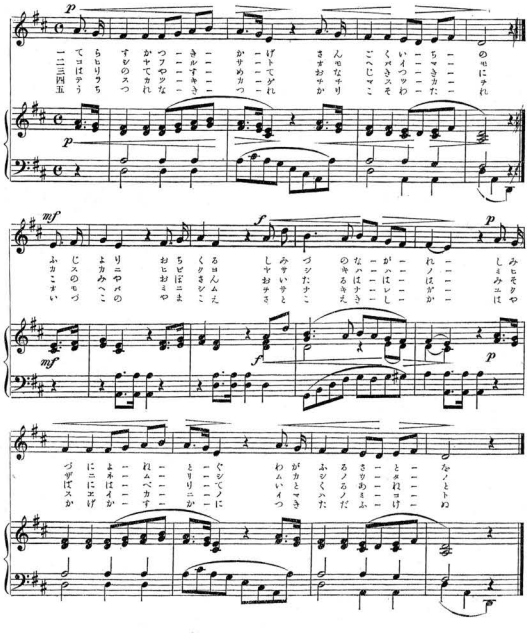

樺太

♩=120.

釜山錬吾作曲

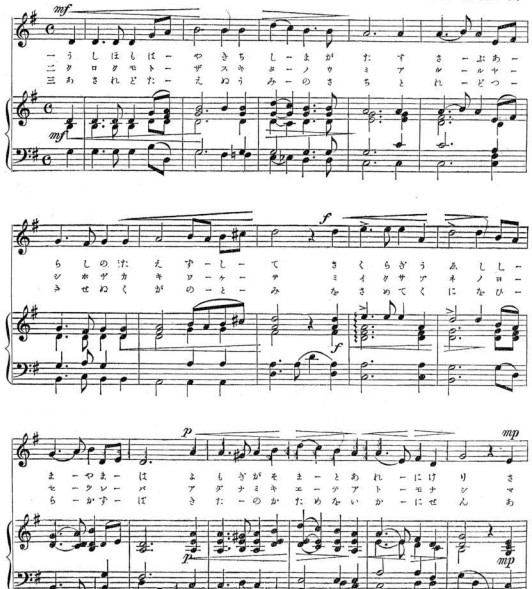

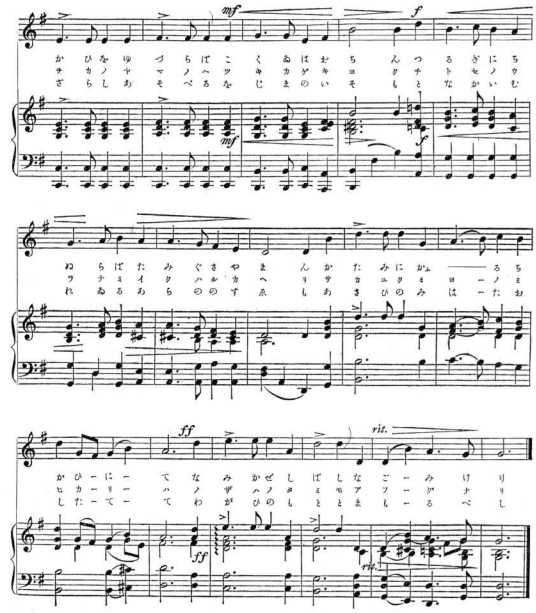

演習

♩=108.

Volkslied.

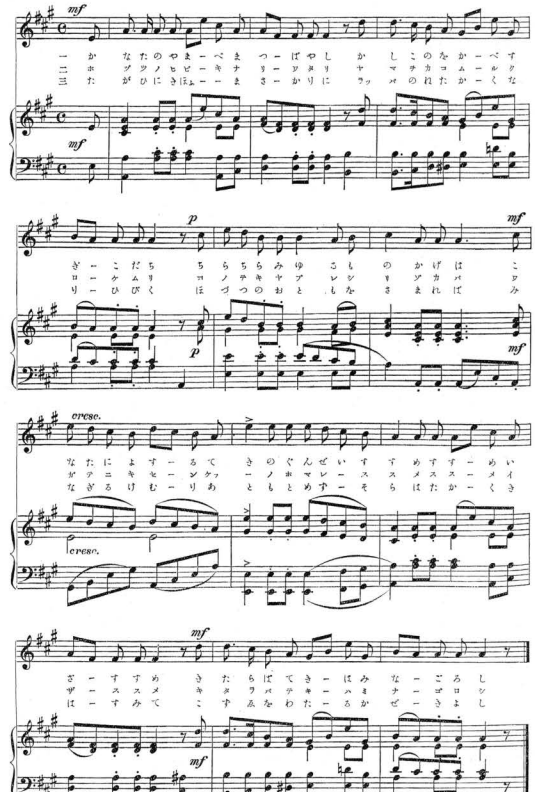

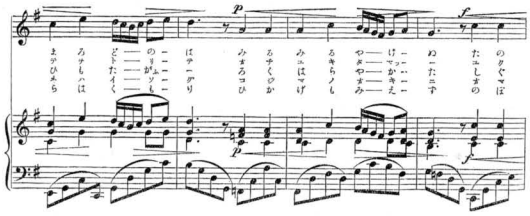

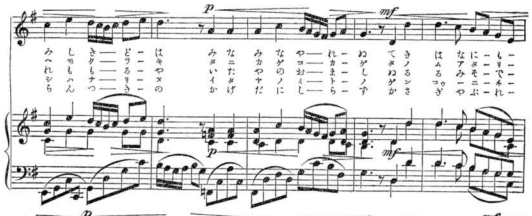

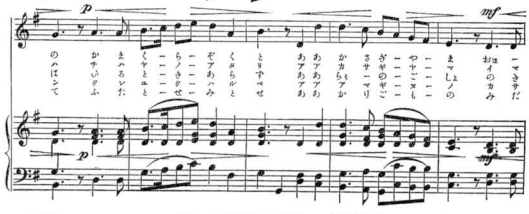

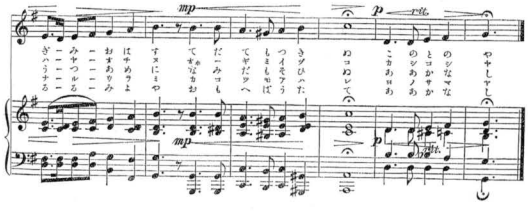

湖上の月

♩=69.

Rossini.

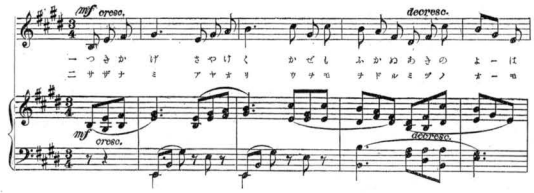

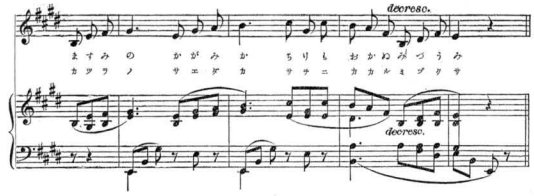

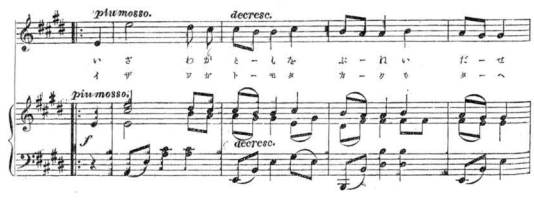

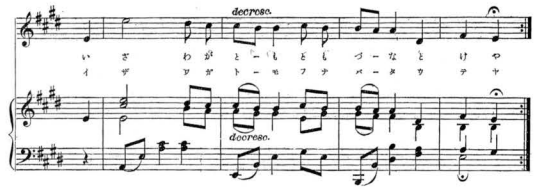

亡友の寫眞

♩=92.

Zelter.

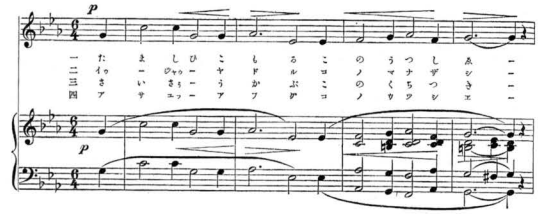

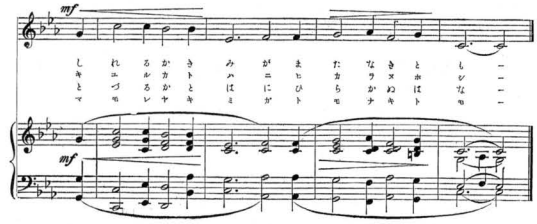

護良親王

♩=72.

Silcher.

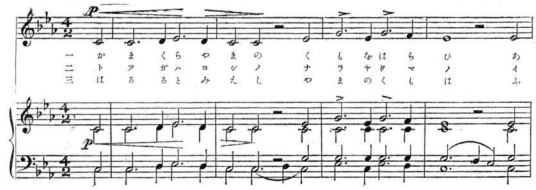

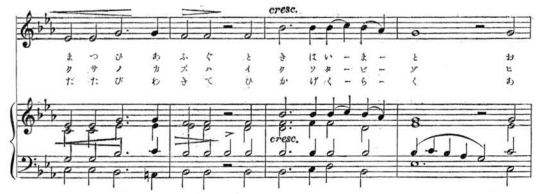

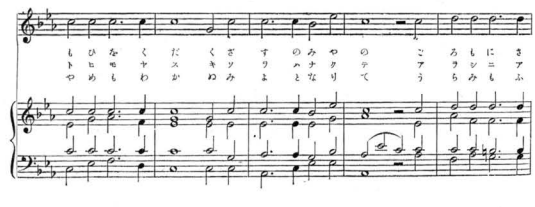

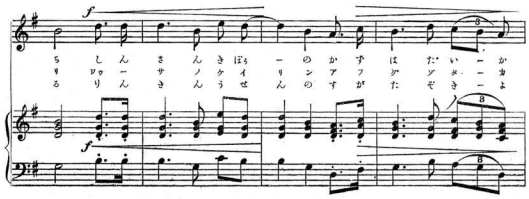
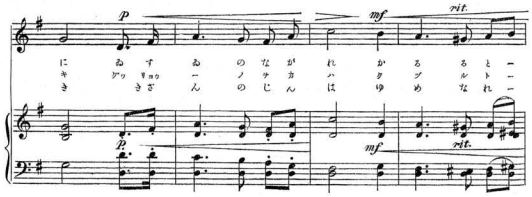
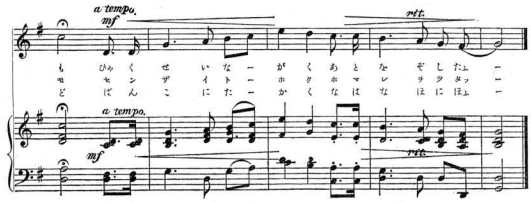

深林遥遙

♩.=84. Marschner.

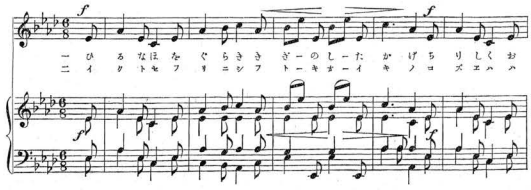
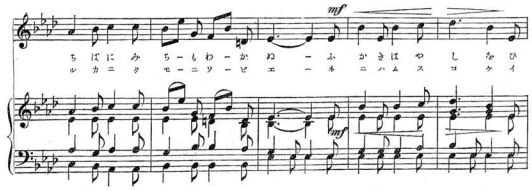
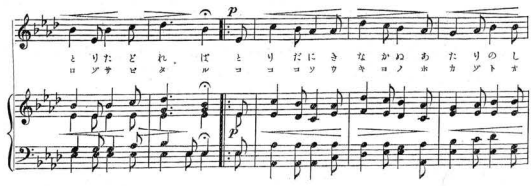
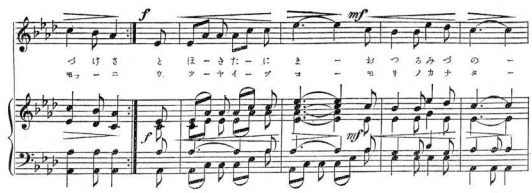

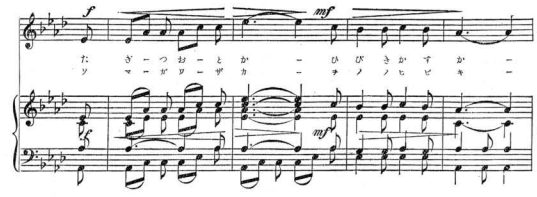
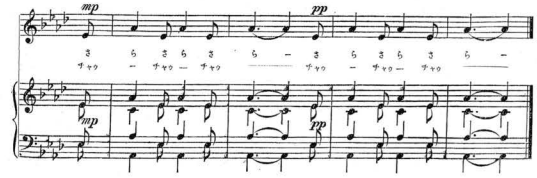

線蔭

♩=100. Becker.

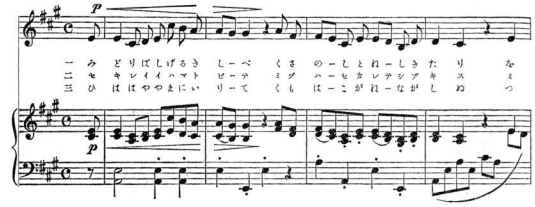
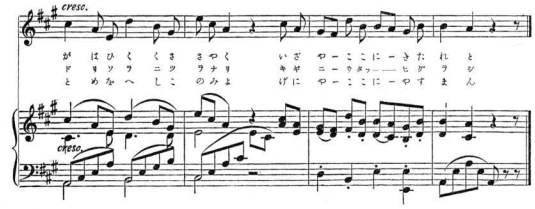

笠置山

♩=104. 南能衛作曲

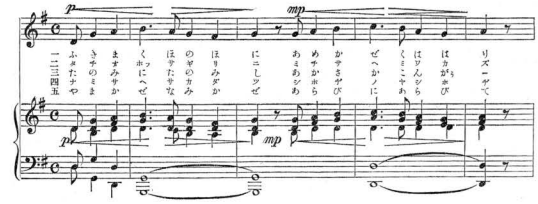
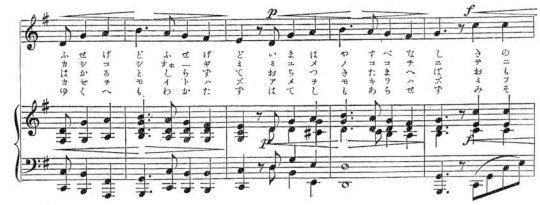

田植

♩=108.　*Righini.*

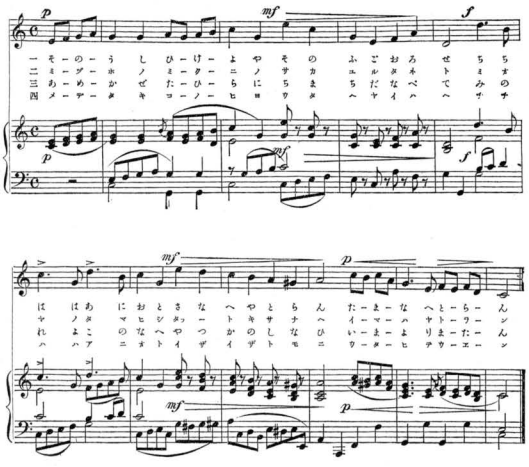

夏休

♩=112.　*Volkslied.*

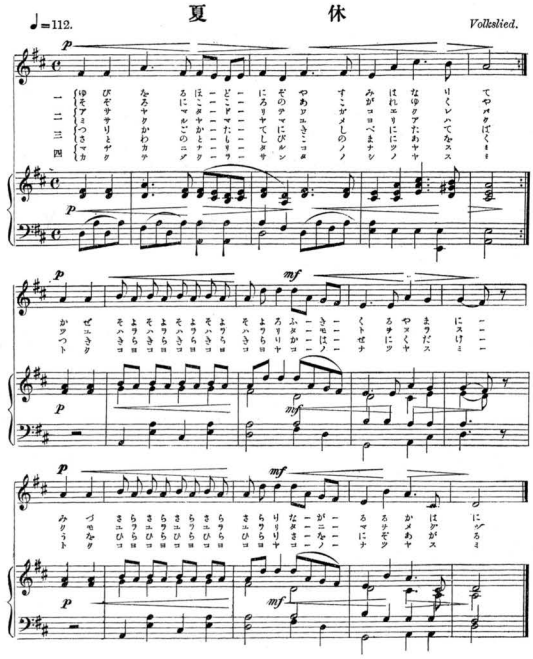

チューターロー

♩=100.　山田源一郎作曲

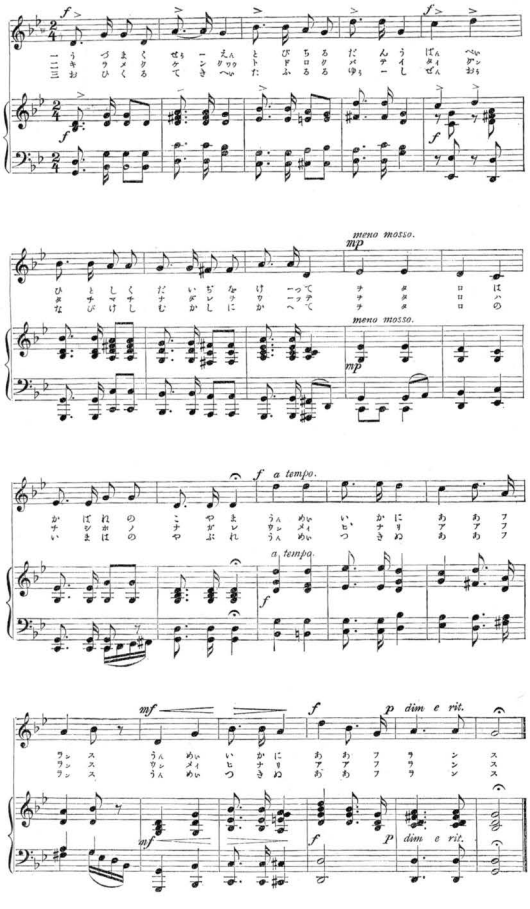

虹

♩=84.　*Naegeli.*

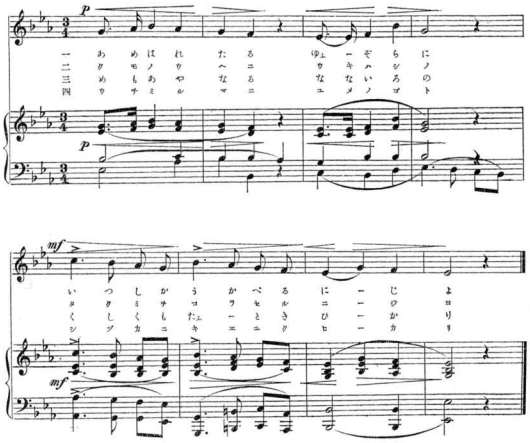

孔明

♩=96.　内田粂太郎作曲

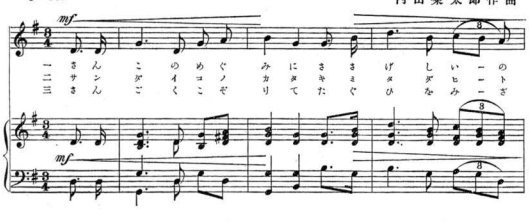

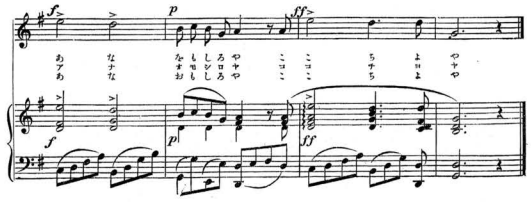

夕の鐘

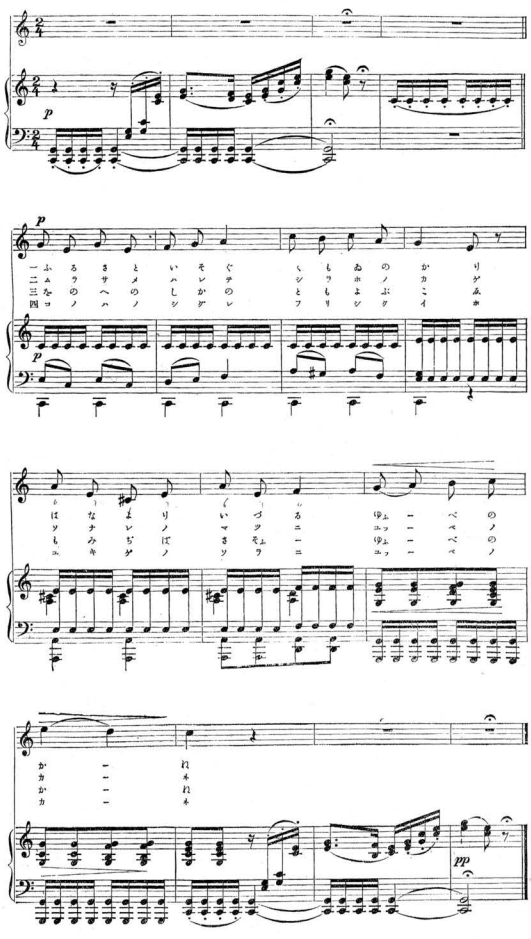

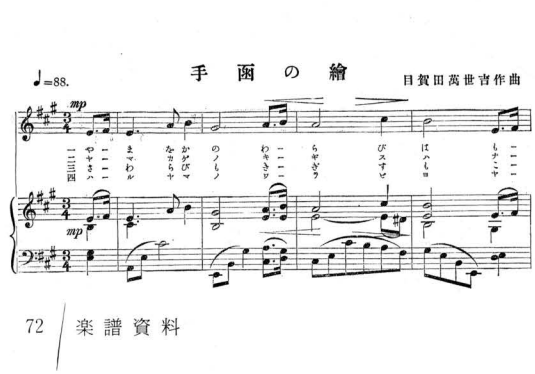

手函の繪

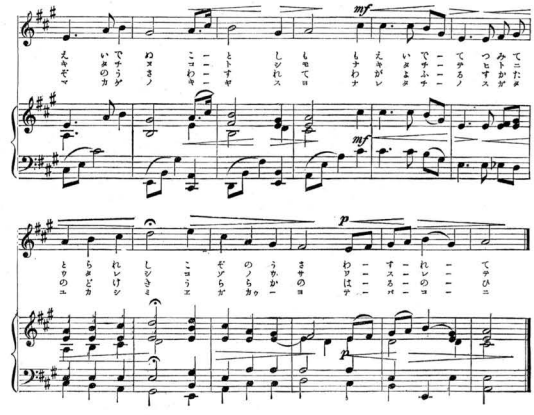

胡蝶

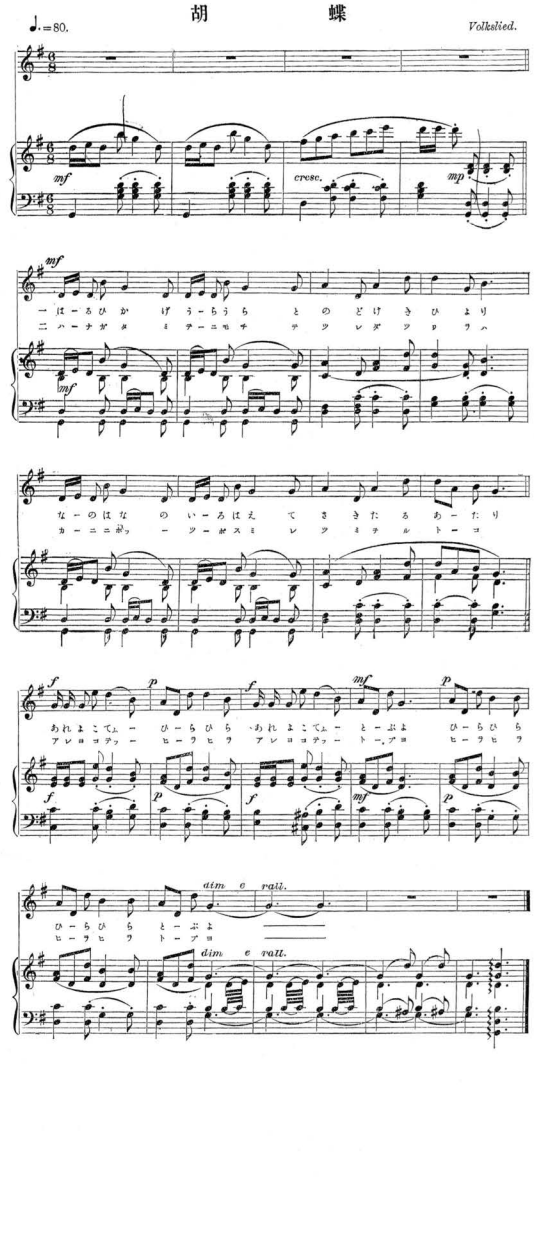

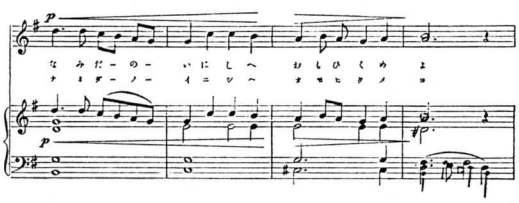

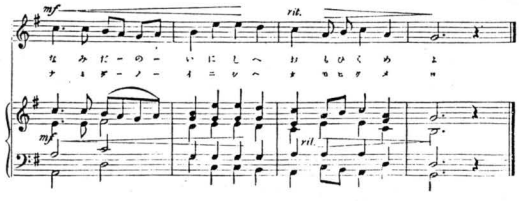

今日も暮れぬ

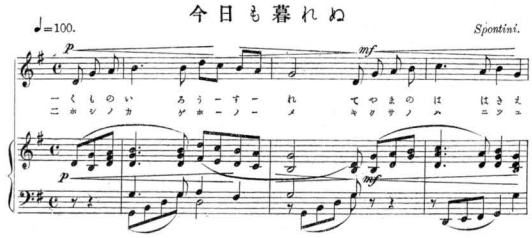

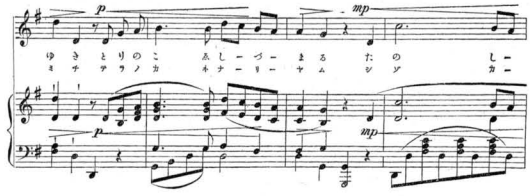

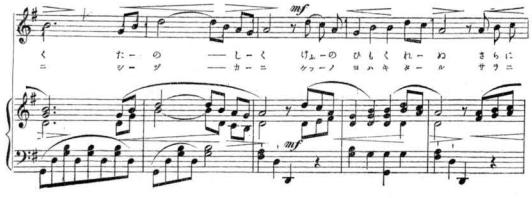

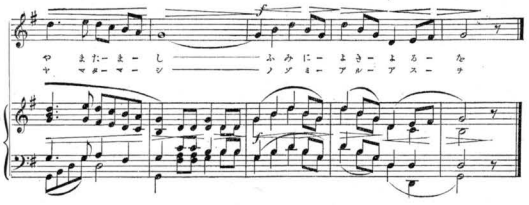

醍醐の花見

田村虎藏作曲

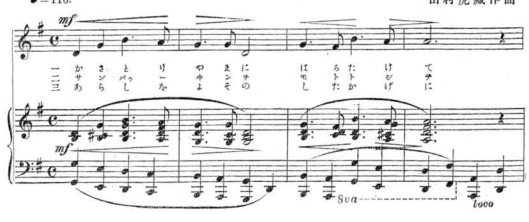

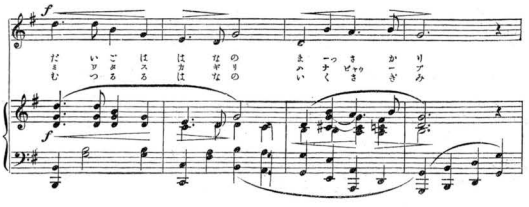

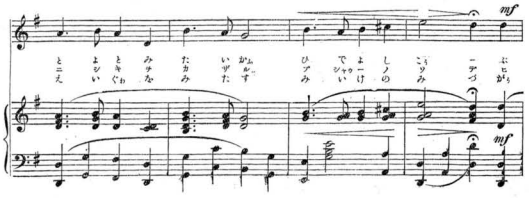

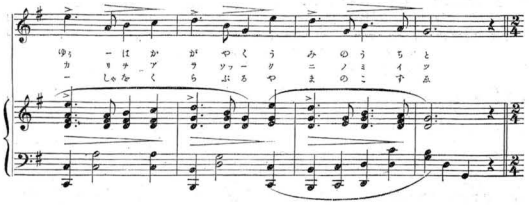

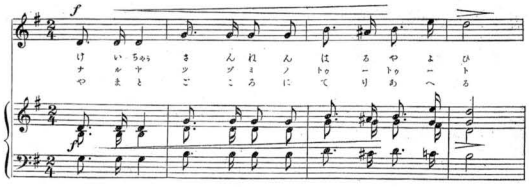

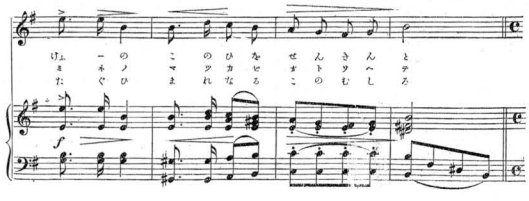

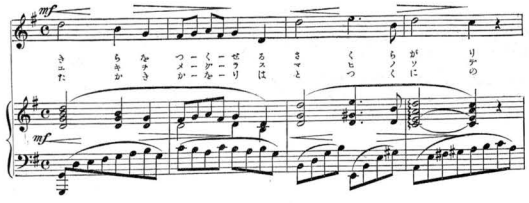

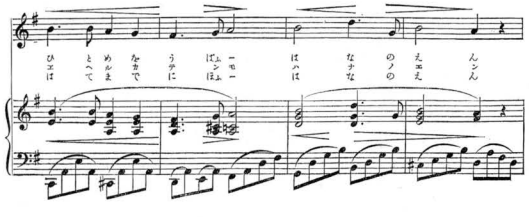

海樓眺望

♩=108. *Verdi.*

一あさひのぼるうみのおもにひかり
二メザノカギリヒトツイロヲミヅト
三うらわかけてそそぐあめにいそぎ

おびてとぶやかもめひとはつどふ
ソラトロカツシラホチミハヲドル
かへるあまのなぶれおきのかぜに

はまのあびきえものいはふそのこゑ
イハノアタリマタマミダレユキチル
くもははれてくまもなしやつきかげ

夕暮

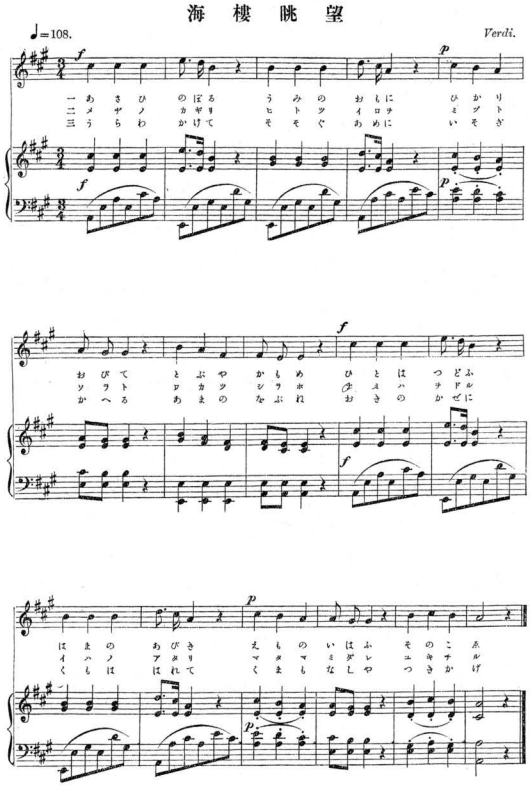

♩=80. *Naegeli.*

一さゝーごんよそにたぐひしあーらーず
二ホトナタイロハムナシタヤーメーテ
三かくてぞよるはあゆみしゆーるーく
四カナシミナヤミミナソノカーゲーニ

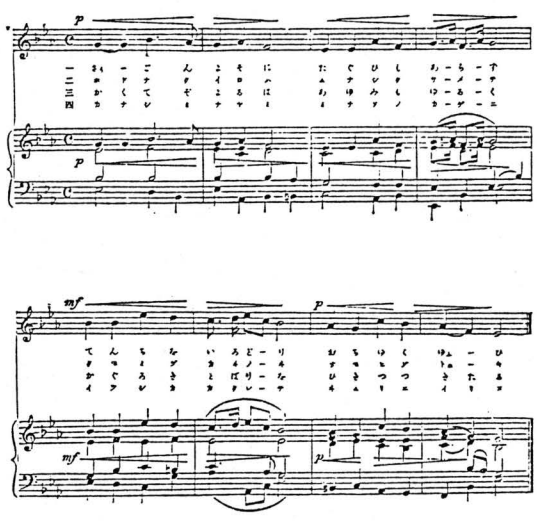

てんちをいろどーりおちゆくゆふーひ
タモミヅカネノーネタモヒヅトムーキ
かぐろきカタレーテネムリニイリヌ
イツシカタレーテネムリニイリヌ

吉野山

♩=104. 小山作之助作曲

一ふもともみーれもさきーうづむ
二チモトノハーナチハキーステテ

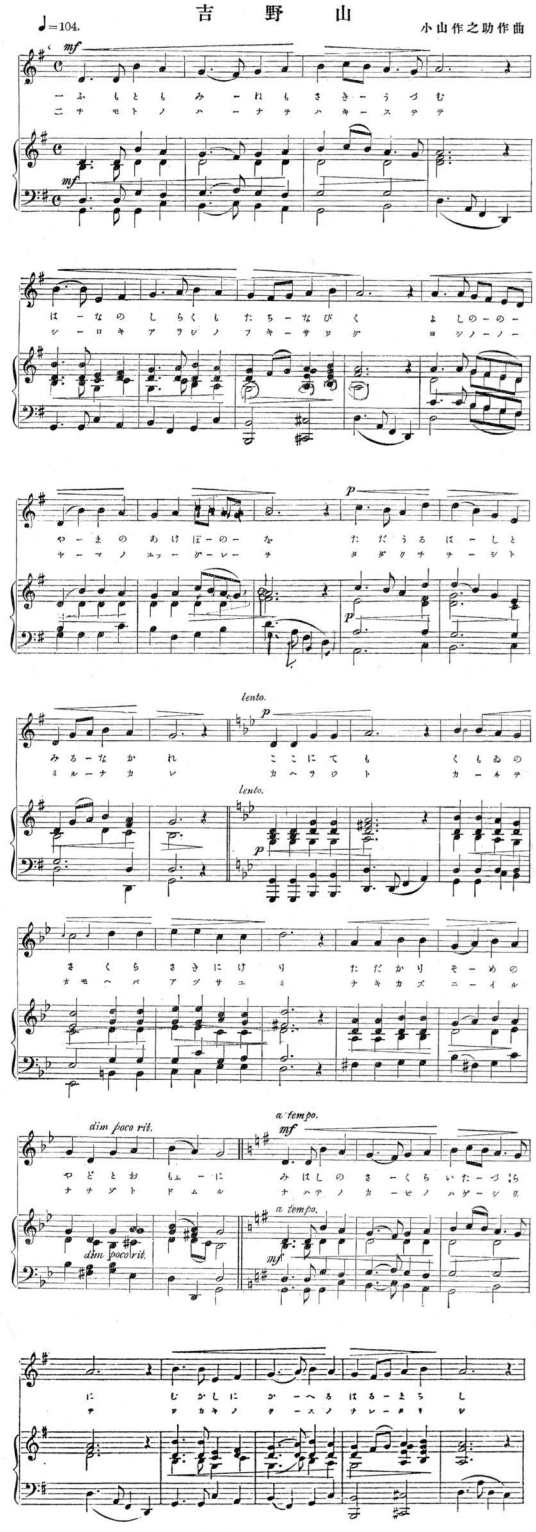

はーなのしらくもたちーなびくよしのーのー
シーロキアラシノフキーサワグヨシノーノー

やーまのあけぼーのーなただうるはーしと
ヤーマノユッーグーレーチタダクチチーシト

lento.

みるーなかれここにてもくもゐの
ミルーナカレカヘラウトカーネテ

さくらさきにけりただかりそーめの
ヤモヘバアヅサユミナキカズニーイル

dim poco rit. *a tempo.*

やどとおもふーにみはしのさーくらいたーづら
ナチゾトドムルナハテノカーセノハゲーシク

にむかしにかーへるはるーまちし
テワカキノクースノナレータリシ

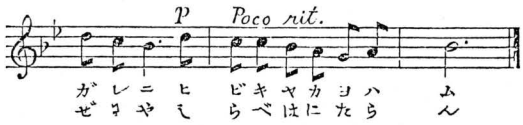

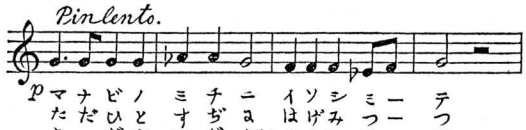

今は學校後に見て

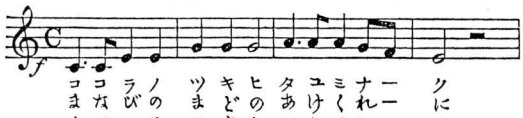

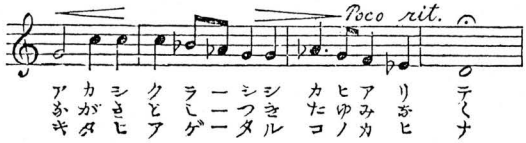

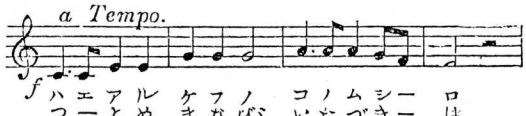

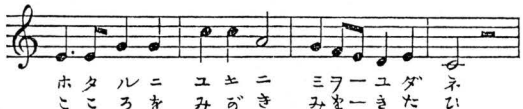

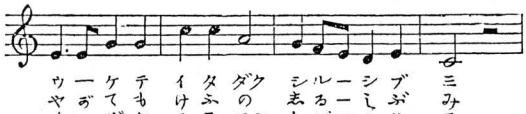

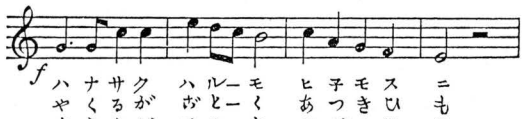

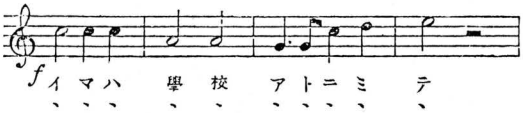

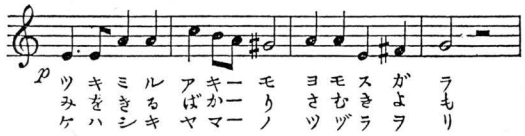

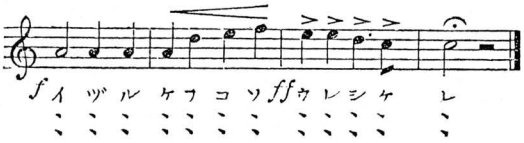

東京音樂學校編纂『中等唱歌』明治42年

天皇の御稜威

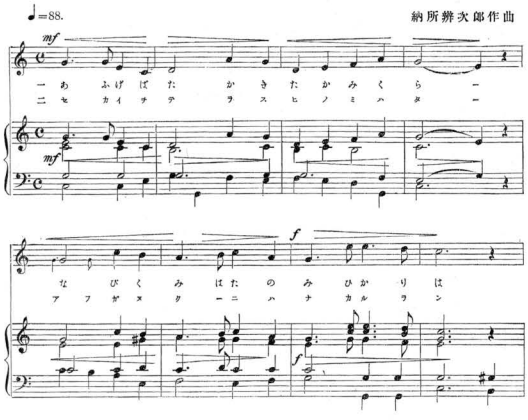

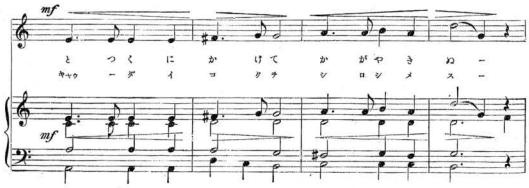

（注意）仰ぐはオーアと歌はずアオアと歌ふべし以下これに倣へ

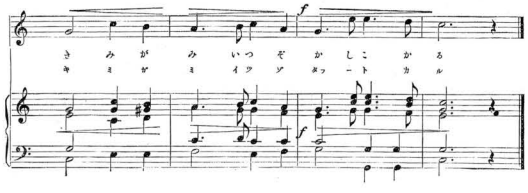

豊太閤

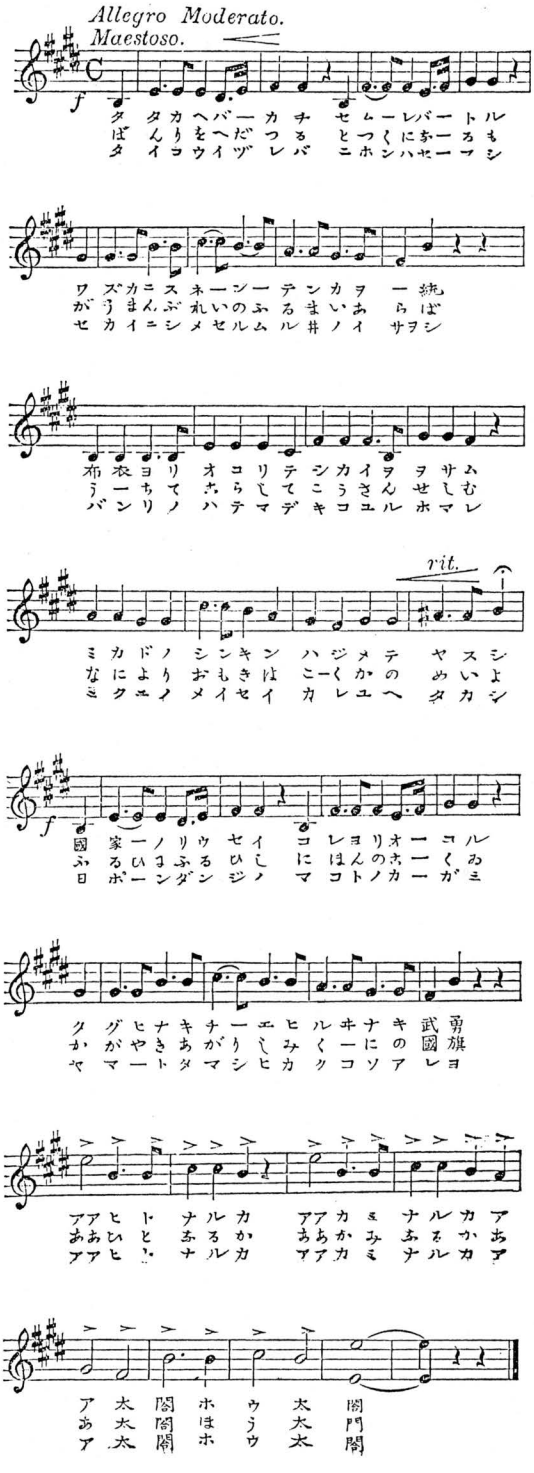
Allegro Moderato.
Maestoso.
f
タバタ タンカリコ カヘバーカ チるムーレバートルも
ンをへだツレバ とつくにおーろシ
イウイヅ ニホンハセーフ
ワズカニスネーンーテンカヲ 一統
がうまんれいのふるまいあ らば
セカイニシメセルムルルイノイ サヲシ
布衣ヨリテオホコリテテシカイさんヲ ヲせしホマレむ
うーンちリノたハマデキコユル
rit.
ミカドノシンキンハジメテ ヤスシよ
なによりノこーくかの めいカシ
ミクエノメイセイカレユヘ タカシ
國家ノリウセイコレヨリオーコルみ
ふるいまふるひしほんのおーくがミ
日ポーンダンジノマコトノカーガ
勇旗
武國
クガヤ ヒヤマー ナきあタ チがマシ ーりヒ エしカ ヒみク ルくコ ホーソ ナにア キの レヨ
アアアア

甲鐵鑑

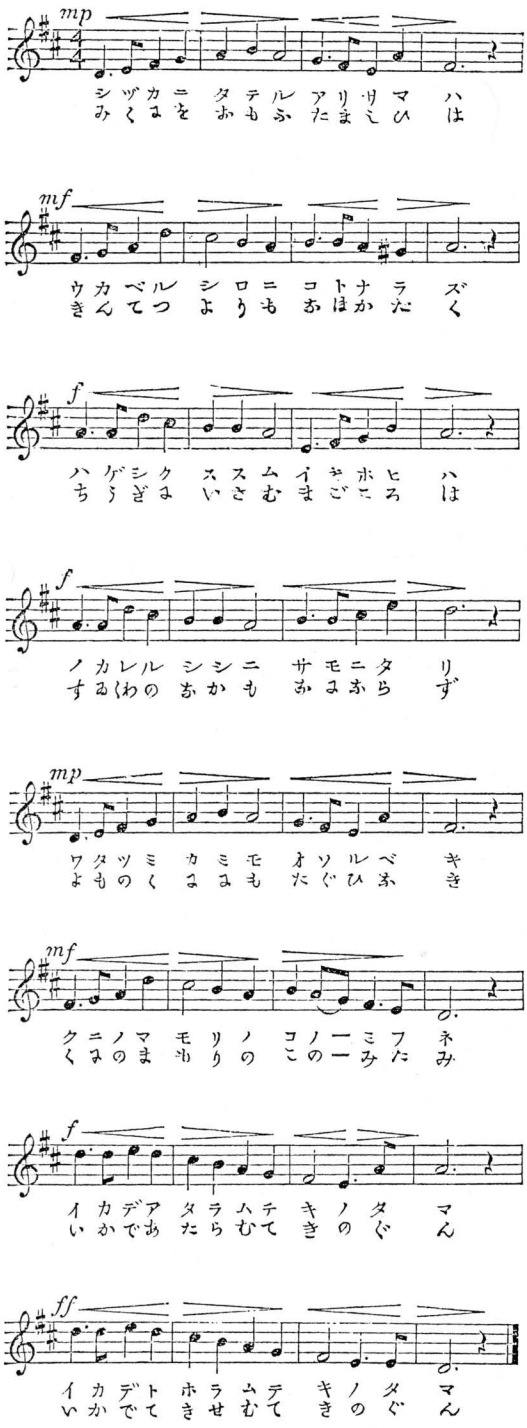
mp
シヅカニ タテル アリサマ ハ
みくるを おもふ たまえひ は
mf
ウカベル シロニ コトナラ ズ
きんてつ よりも おほかた く
f
ハゲシク ススム イキホヒ ハ
ちうぎる いさむ まごころ は
f
ノカレル シシニ サモニタ リ
するくわの おかも おるおら ず
mp
ワタツミ カミモ オソルベ キ
よものく るるも たぐひ ふ き
mf
クニノマ モリノ コノーミフ ネ
くるのま もりの このーみた み
f
イカデア タラムテ キノタ マ
いかであ たらむて きのぐ ん
ff
イカデト ホラムテ キノタ マ
いかでて きせむて きのぐ ん

小川の流

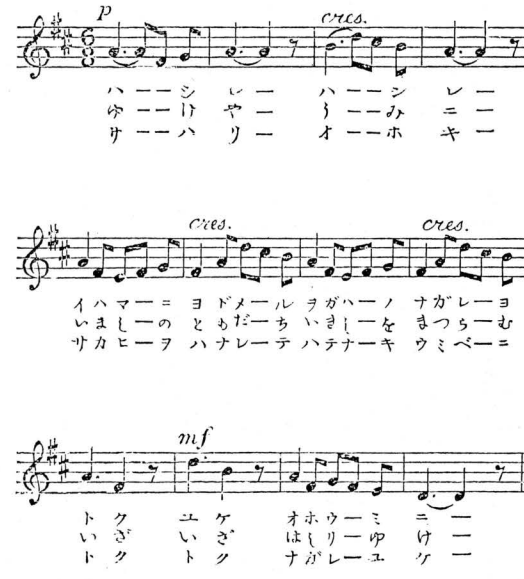
p cres.
ハーーシ レー ハーーシ レー
ゆーーけ やー うーーみ ニー
サーーハ リー オーーホ キー
cres. cres.
イハマーニ ヨドメールヲガハーノ ナガレーヨ
いましーの ともだーち いましーを まつらーむ
サカヒーヲ ハナレーテ ハテナーキ ウミベーニ
mf
トク ユケ オホウーミ ニー
いざ いざ はしりーゆ けー
トク トク ナガレーユ ケー

歸雁

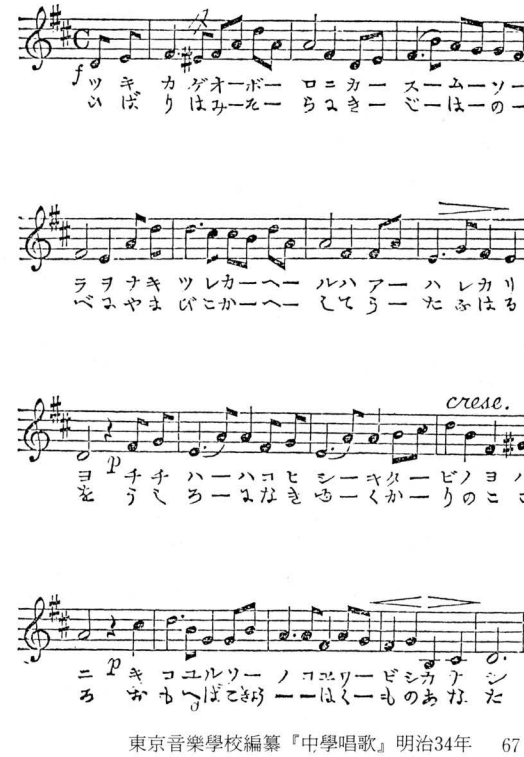
f
ツキ カゲオーボー ロニカー スームーソー
ひば りはみーたー らるきー ごーはーのー
ラヲナキ ツレカーヘー ルハアー ハレカリ
べるやま びこかーへー してうー たふはる
cresc.
p
ヨチチ ハーハコヒ シーキタービノヨハ
をうし ろーるなき るーくかーりのここ
p
ニキ コユルソー ノコユソービシカナシ
ろおもへばこきろーーはくーものあなた

初旅

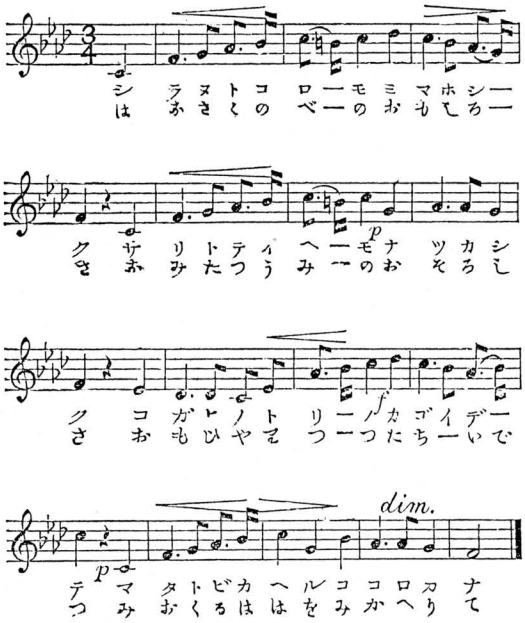
シ ラヌトコ ロ―モミ マホシ―
は おさくの べ―のお もてろ―
ク サ リトティ へ―モナ ツカシ
く お みたつう み―のお そろし
ク コ ガトノト リ―ノカゴイデ―
く お もひやそ つ―つたち―いで
テ マ タトビカ ヘルコ コロヲ ナ
つ み おくるは はをみかへり て

箱根八里

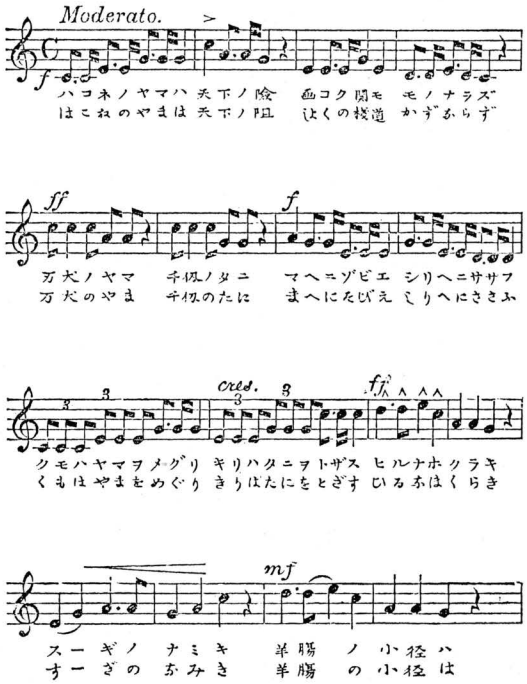
Moderato.
ハコネノヤマハ 天下ノ険 函コク関モ モノナラズ
はこねのやまは 天下の阻 函くの関道 かずならず
万犬ノヤマ 千仞ノタニ マヘニゾビエ シリヘニササフ
万犬のやま 千仞のたに まへにたびえ しりへにささふ
クモハヤマヲメグリ キリハタニヲトザス ヒルナホクラキ
くもはやまをめぐり きりはたにをとざす ひるもほくらき
スーギノ ナミキ 羊腸 ノ 小径 ハ
すーぎの なみき 羊腸 の 小径 は

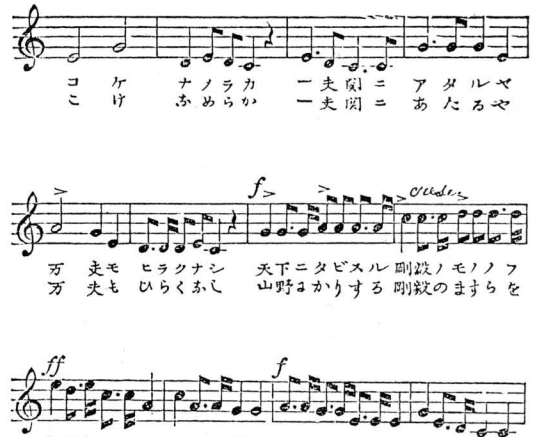
コ ケ ナノラカ 一夫関ニ アタルヤ
こ け ふめらか 一夫関ニ あたるや
万 夫モ ヒラクナシ 天下ニタビスル 剛毅ノモノノフ
万 夫も ひらくもし 山野はかりする 剛毅のますらを
火タウコシニ アシダガケ ハチリノイハネ フミナラス
猟びうかたま わらぢがけ はちりのいはね ふみやぶる
カ クコソ アリシカ 迯 時ノ モノノフヲ
か くこそ あり しか れ 迯 時の ますらを

荒城月

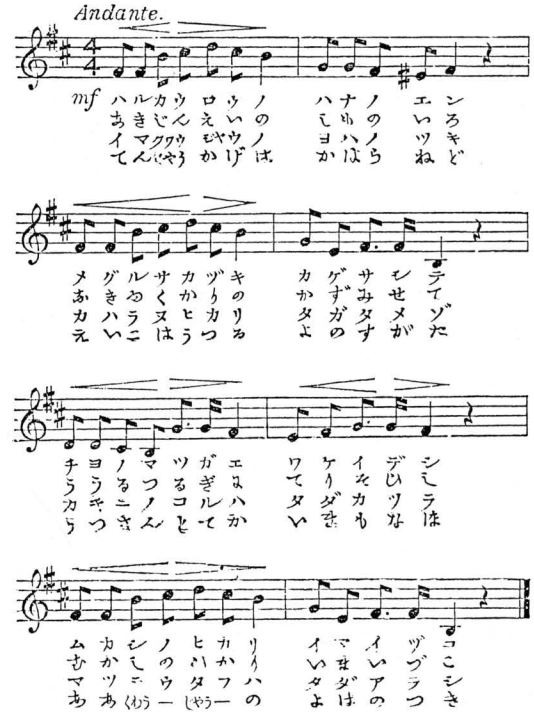
Andante.
ハルカウロウノ ハナノエンヨ
あきじんえいの こもハノら
イマクウもやウノ ヨハハら
てんぷうかげは かはねど
ルサカヅキノ カゲサシセメガ
メあカえラヌはうつ カタよ テテゾた
ヨノるニさつ ワてタい ケりダき イそカも デひツな シこラは
チうカう マつノメン ガぎエは ツるコとルて はか
ムかシノヒカリ イマダは イいアの イづラつ
カシこニ ハかフハの イいタよ ココシき

歳暮

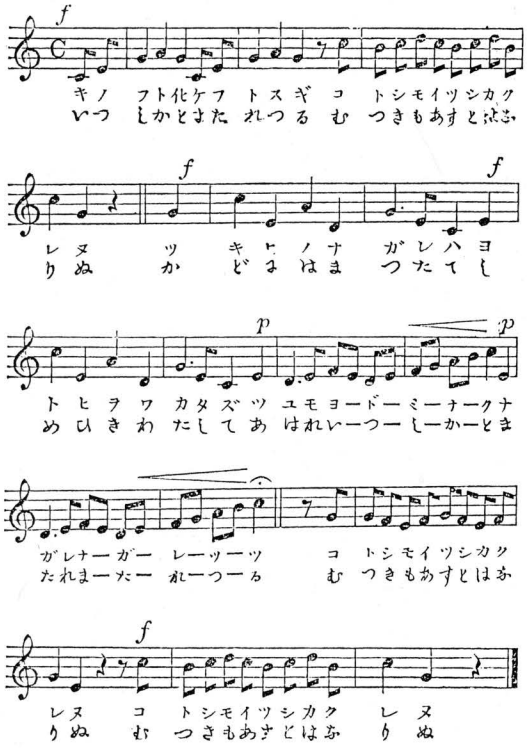

壺の碑

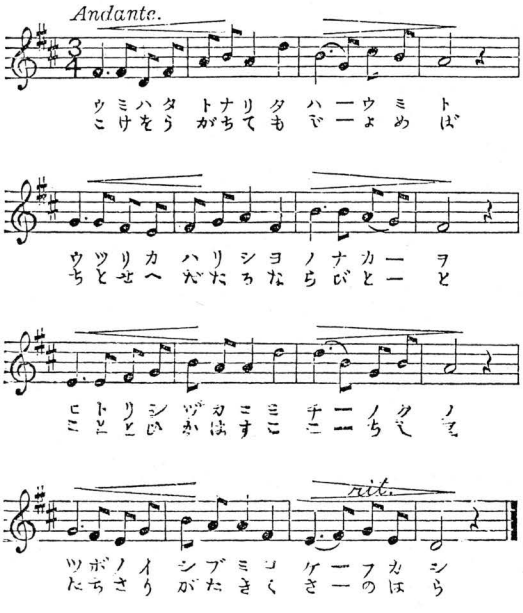

我家

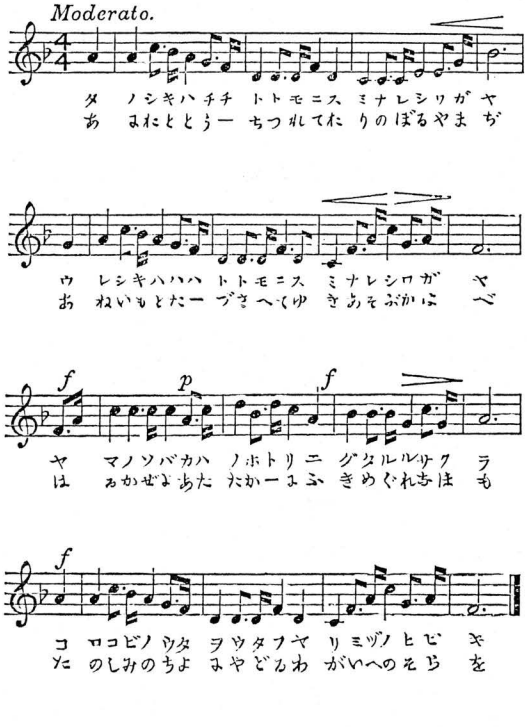

祖先の靈

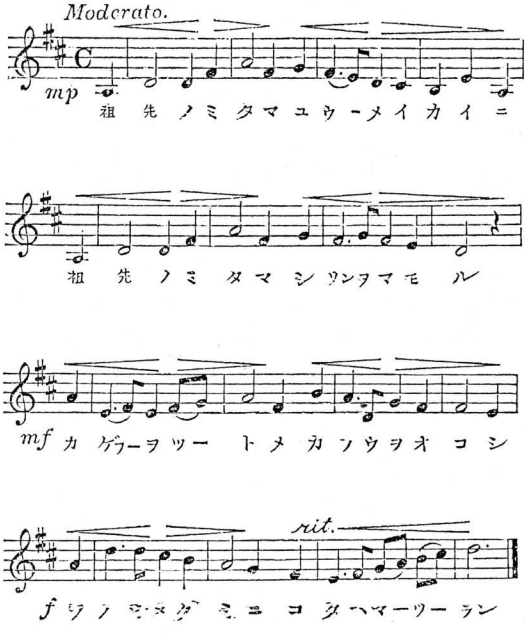

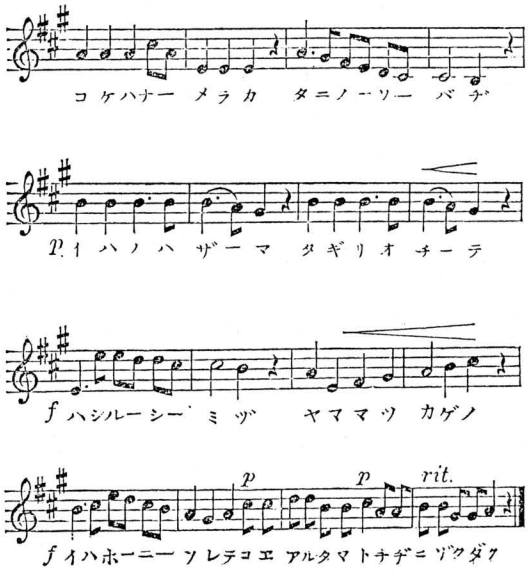

遠別離

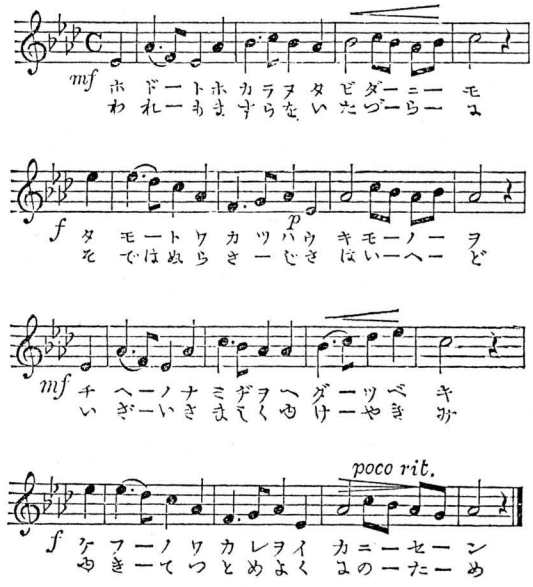

入船出船

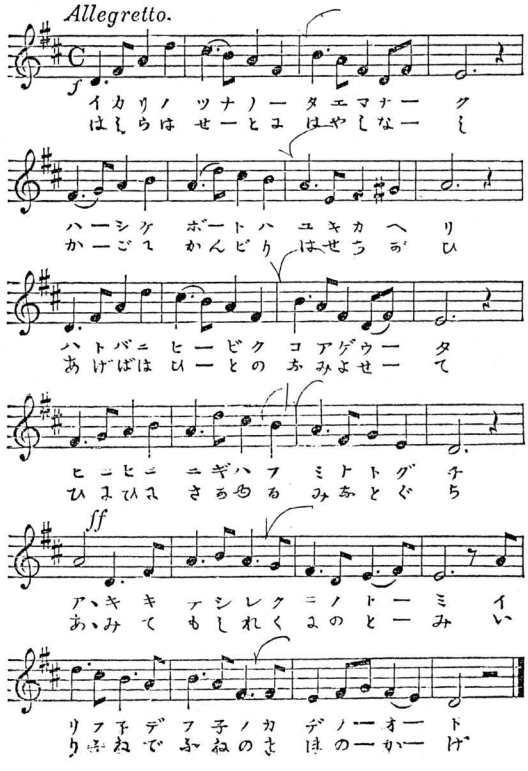

馬上の少年

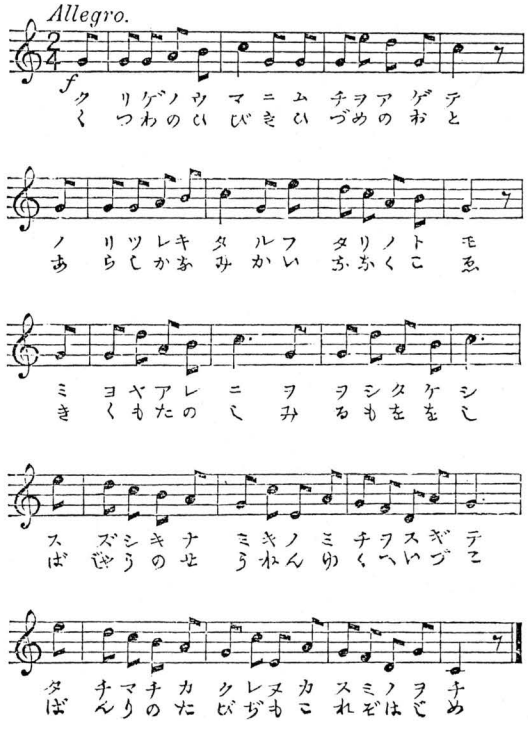

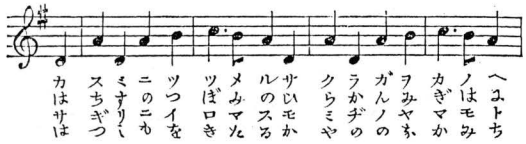

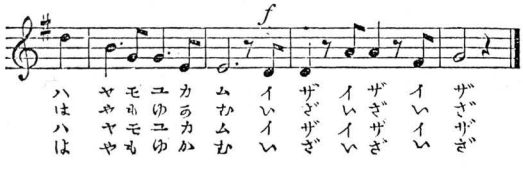

告　別

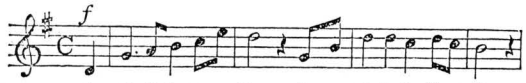

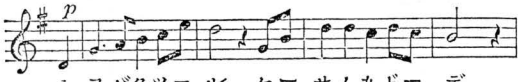

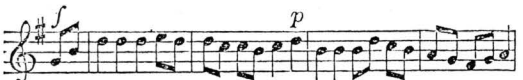

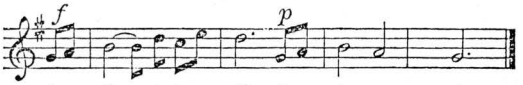

老　將　軍

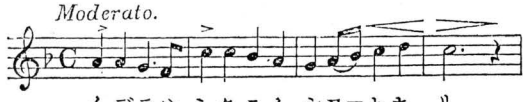

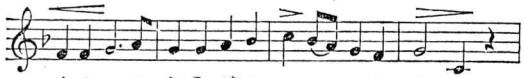

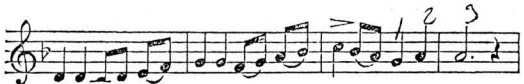

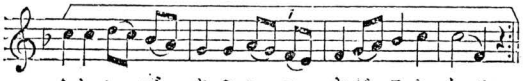

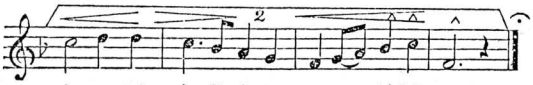

武　藏　野

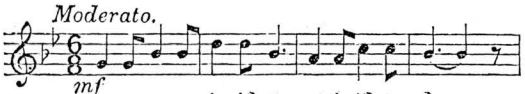

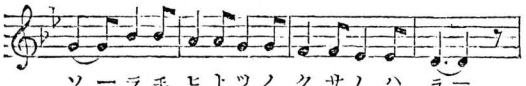

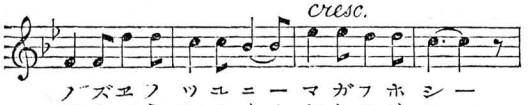

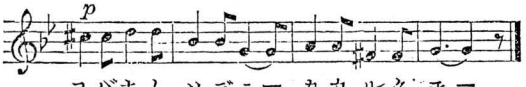

松　下　清　水



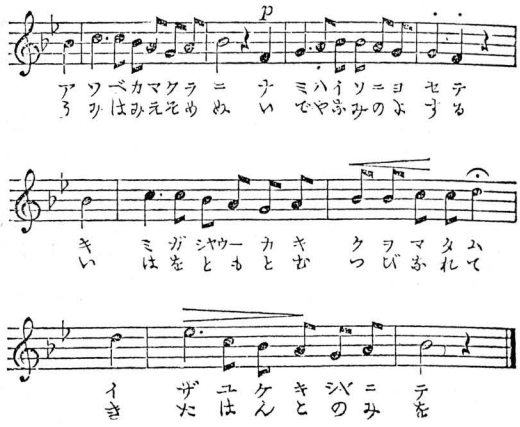

來れ秋

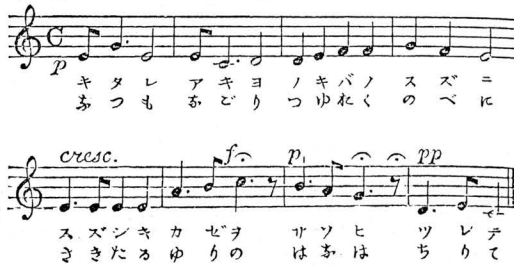

寄宿舍の古鈎瓶

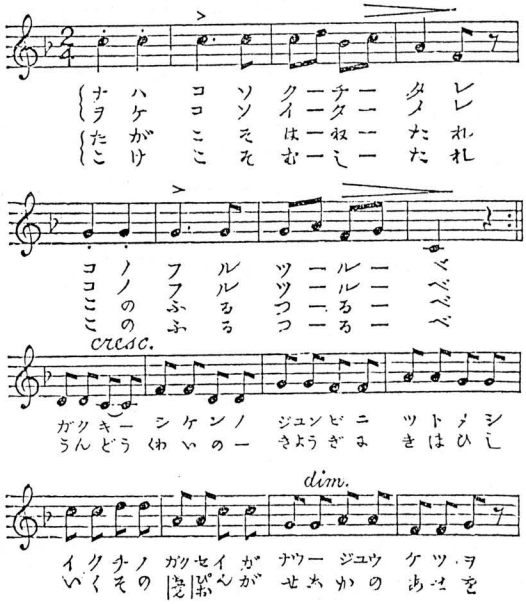

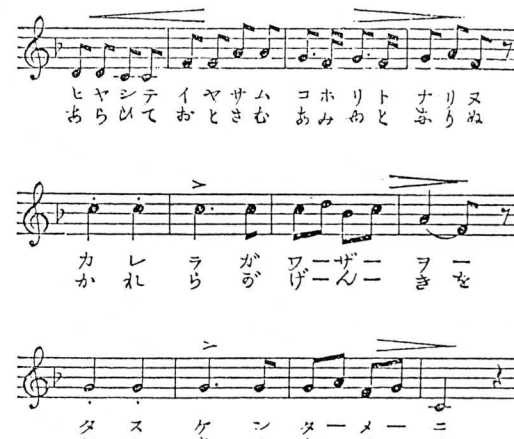

四季の朝

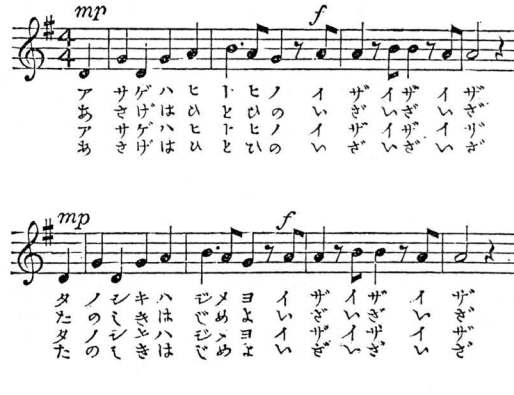

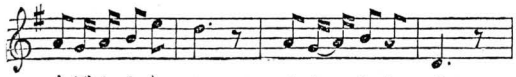

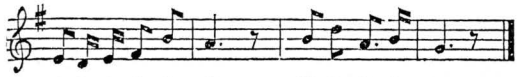

里萬途前

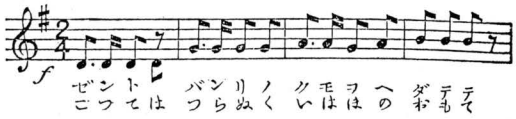

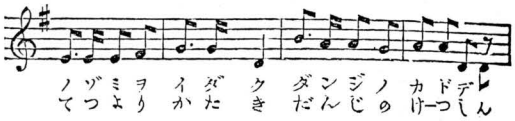

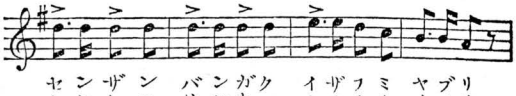

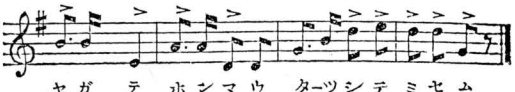

占守島

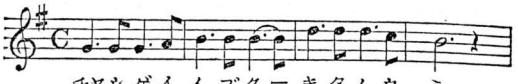

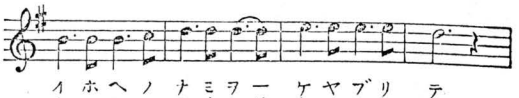

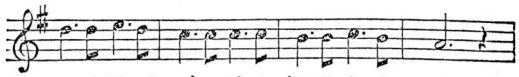

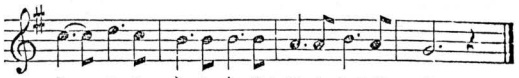

太平洋

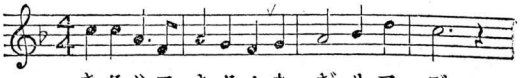

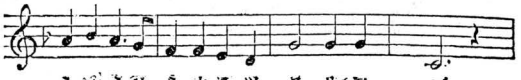

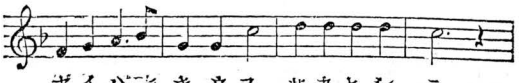

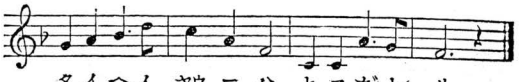

夏やすみ



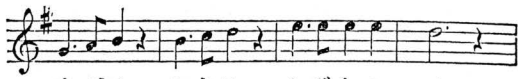

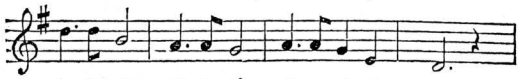

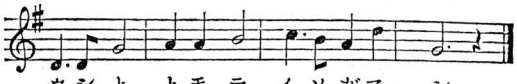

旅路の愉快

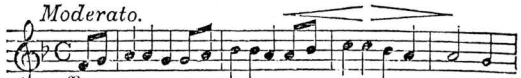

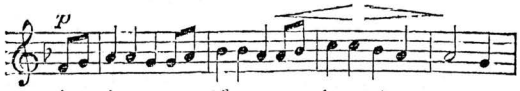

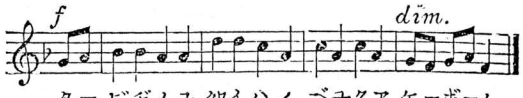

雲雀

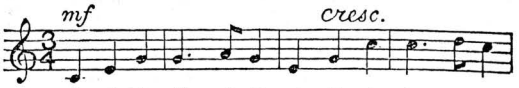

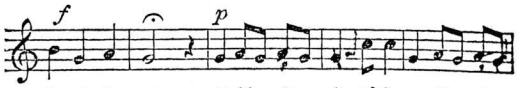

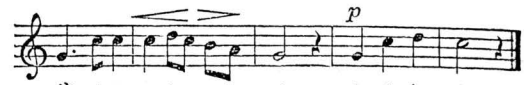

我等は中學一年生

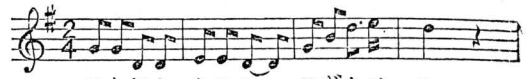

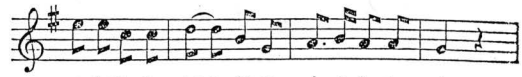

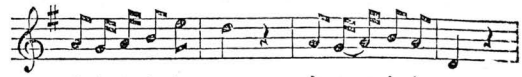

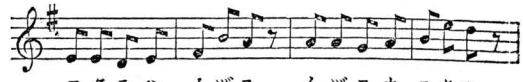

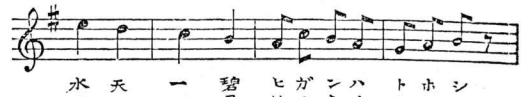

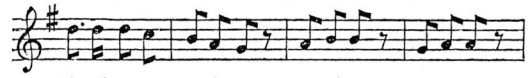

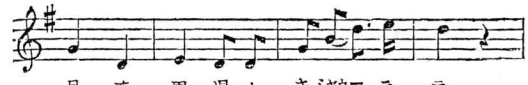

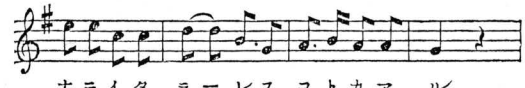

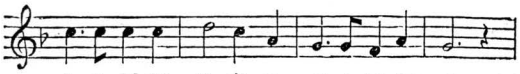

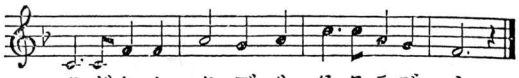

曜日は日明

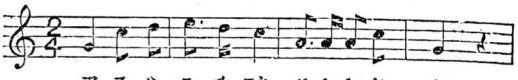

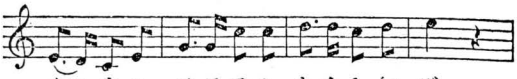

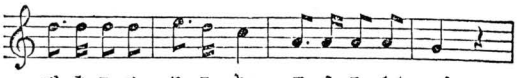

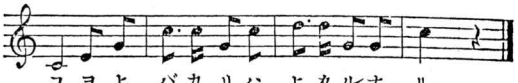

朝起の鐘

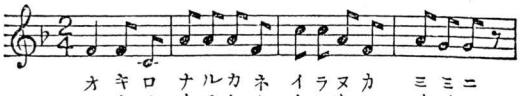

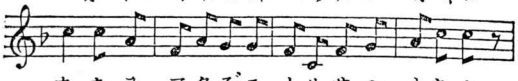

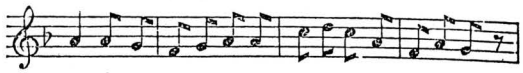

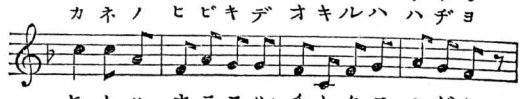

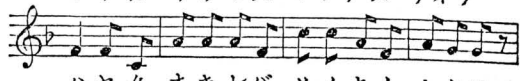

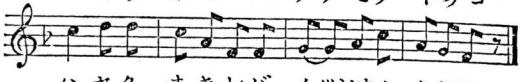

駒の蹄

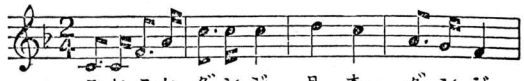

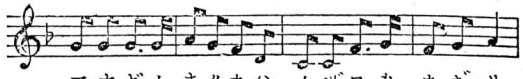

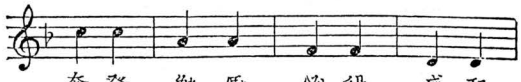

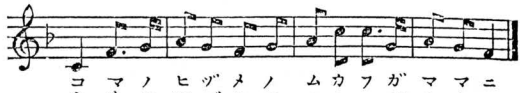

牛おふ童

Moderato.

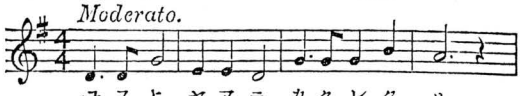

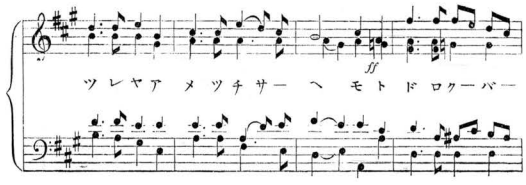

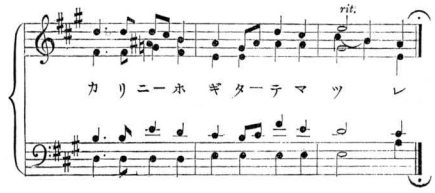

東京音樂學校編纂『中學唱歌』明治34年

雪中行軍

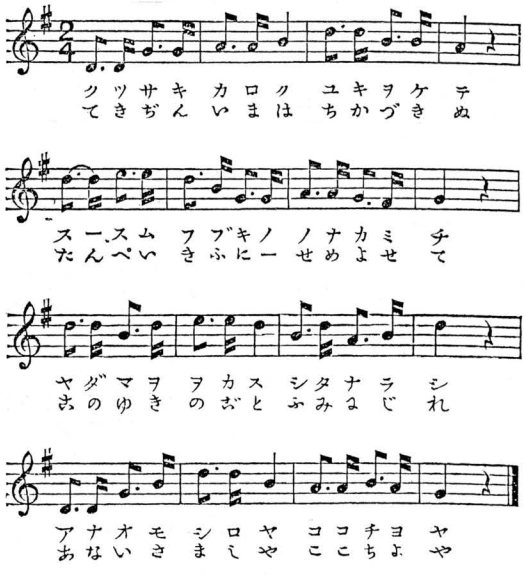

富士山

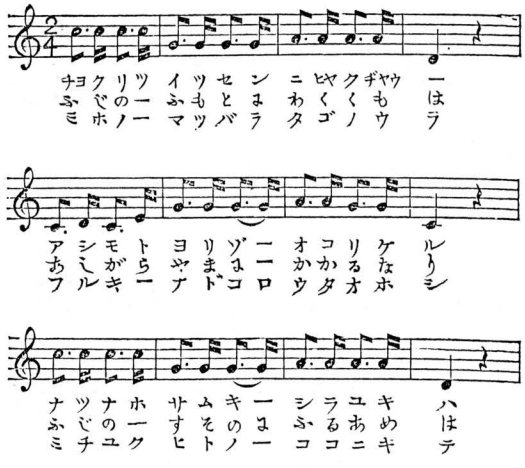

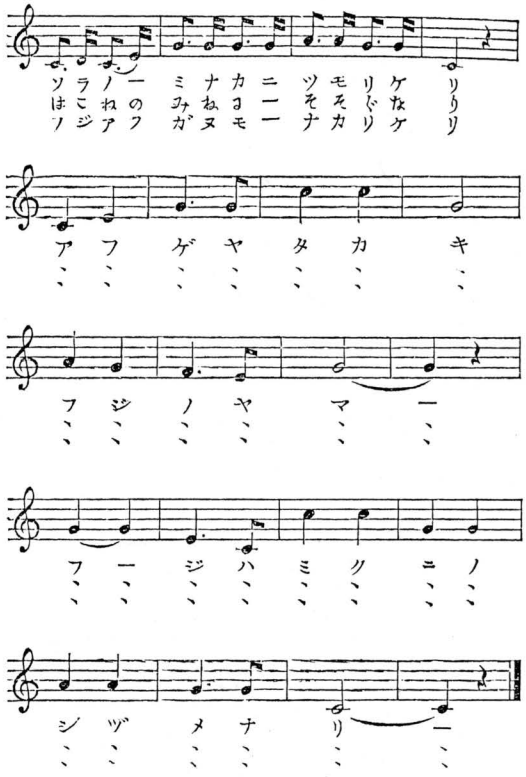

運動會

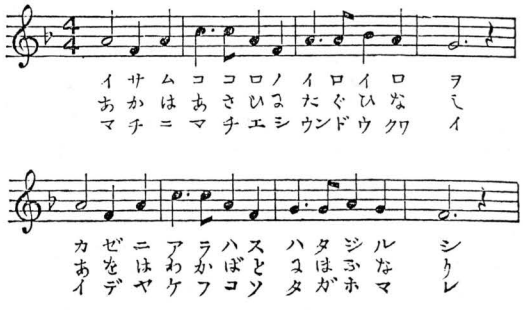

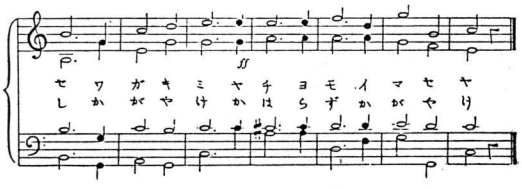
セ ワ ガ キ ミ ヤ チ ヨ モ イ マ セ ヤ
シ カ ガ ヤ ケ カ ハ ラ ズ カ ガ ヤ リ

憲法發布の頃

第十八

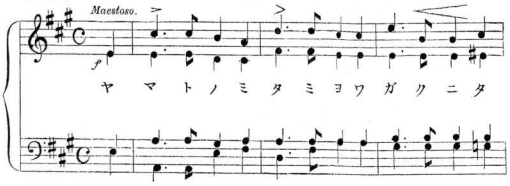
Maestoso.
ヤ マ ト ノ ミ タ ミ ヨ ワ ガ ク ニ タ

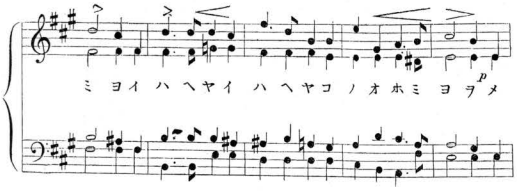
ミ ヨ イ ハ ヘ ヤ イ ハ ヘ ヤ コ ノ オ ホ ミ ヨ ヲ メ

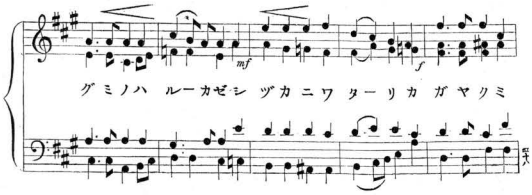
グ ミ ノ ハ ル ー カ ゼ シ ヅ カ ニ ワ タ ー リ カ ガ ヤ ク ミ

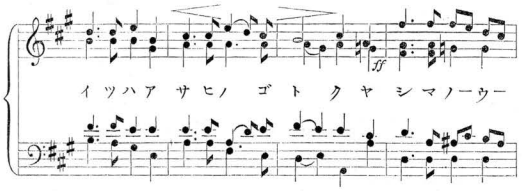
イ ツ ハ ア サ ヒ ノ ゴ ト ク ヤ シ マ ノ ー ウ ー

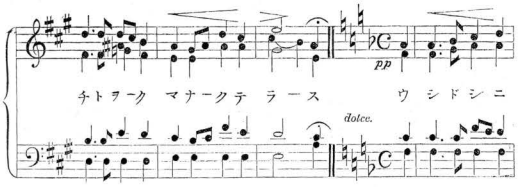
チ ト ヲ ー ク マ ナ ー ク テ ラ ー ス ウ シ ド シ ニ
dolce.

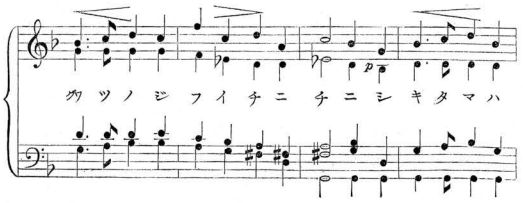
グ ツ ノ ジ フ イ チ ニ チ ニ シ キ タ マ ハ

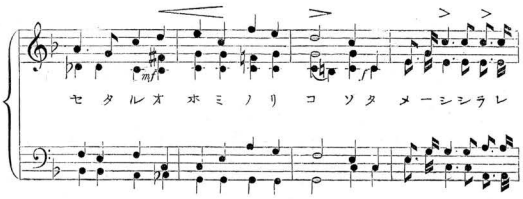
セ タ ル オ ホ ミ ノ リ コ ソ タ メ ー シ シ ラ レ

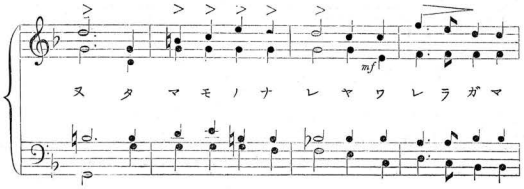
ヌ タ マ モ ノ ナ レ ヤ ワ レ ラ ガ マ

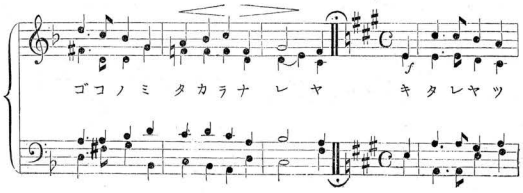
ゴ コ ノ ミ タ カ ラ ナ レ ヤ キ タ レ ヤ ツ

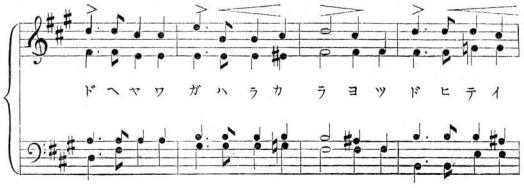
ド ヘ ヤ ワ ガ ハ ラ カ ラ ヨ ツ ド ヒ テ イ

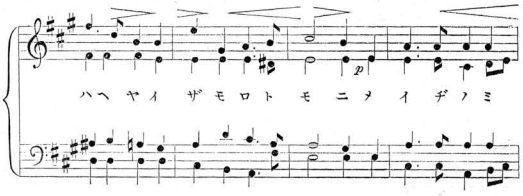
ハ ヘ ヤ イ ザ モ ロ ト モ ニ メ イ ヂ ノ ミ

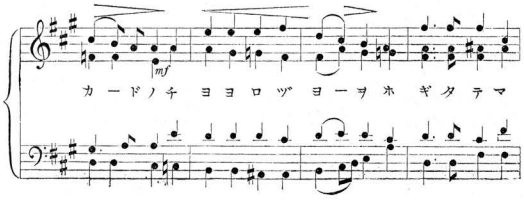
カ ー ド ノ チ ヨ ヨ ロ ヅ ヨ ー ヲ ホ ギ タ テ マ

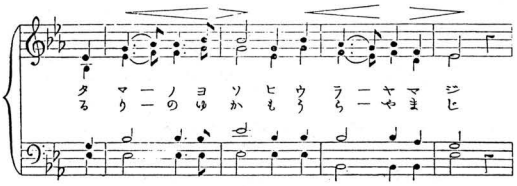
夕マ一ノヨソヒウラ一ヤマジヒ
る り一のゆかもうら一やまヒ

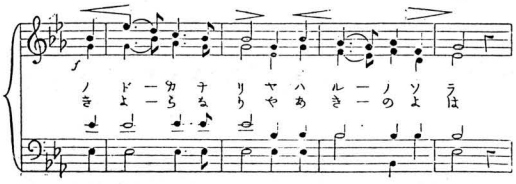
ノドーカナリヤハルーノソラハ
きよーらなりやあきーのよは

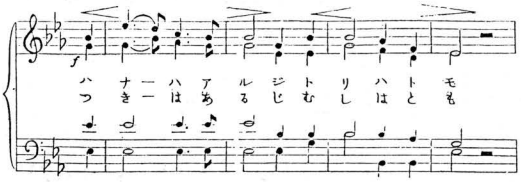
ハナーハアルジトリハトモ
つきーはあるじむしはとも

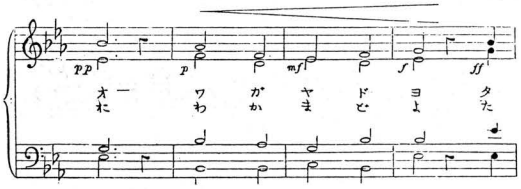
pp p mf f ff
オ一ワガヤマヒヨタ
れわかまどよた

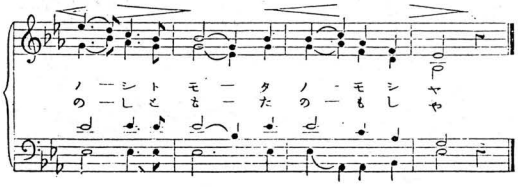
ノーシトモータノーモシヤ
のーしともーたのーもしや

身も世も忘れ

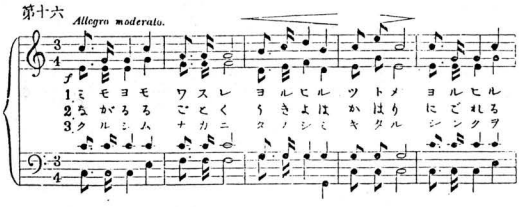
第十六
Allegro moderato.
1.モヨモワスレヨルツトメヨルヒルヌ
2.なるがごとくうきよはかりにこれる
3.クルハナカニノシミクノシンク

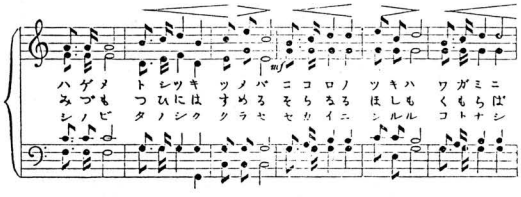
mf
ハゲノトレツキツメバコロノツキハワガミニバシ
みづもつひにはすめるそらのほしもくもトナシ
シノビタノシククラセカイニンルルコトナシ

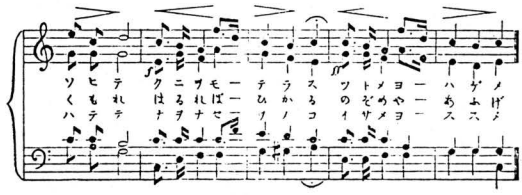
ソヒテテレクハナヲヌモーテラカスルソノイサトメメヤヨーハガノ
くハヒもテれテはナヲヌモばせテひノノるコイサとめやヨーあスヘげノ

君を神

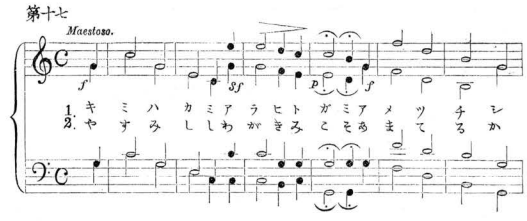
第十七
Maestoso.
1.キミハカミアラヒトガミアメツチレ
2.やすみしわがきみこそあまてるか

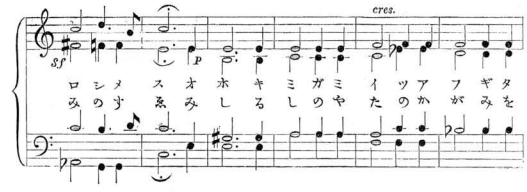
cres.
ロシメスオホキミガミイツアフギタ
みのすゑみしるしのやたのかがみを

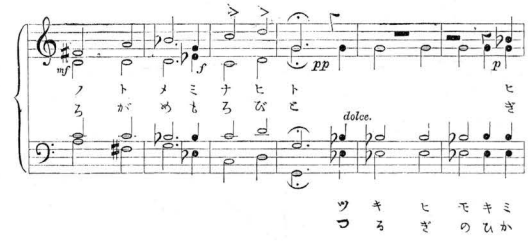
ノトメミナヒトヒキ
ろがめもろびとツキヒモキミ
dolce.
つるぎのひか

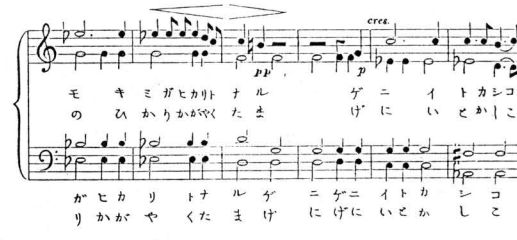
cres.
モキミガヒカリトナルゲニイトカシコ
のひかりかがやくたまげにいとかしこ
ガヒカリトナルゲニゲニイトカシコ
りかがやくたまげにげにいとかしこ

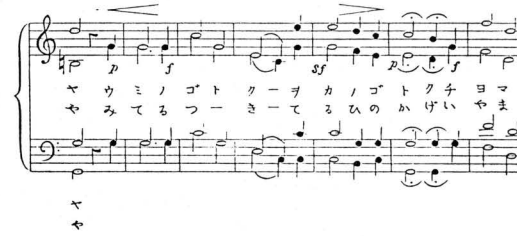
ヤウミノゴトクーヲカノゴトクチヨマ
やみてるつーきーてるひのかげいやま
ヤや

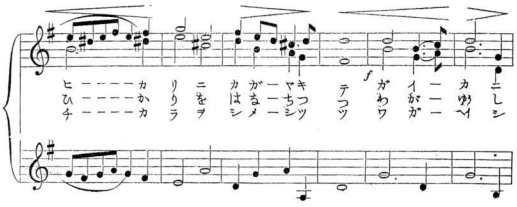

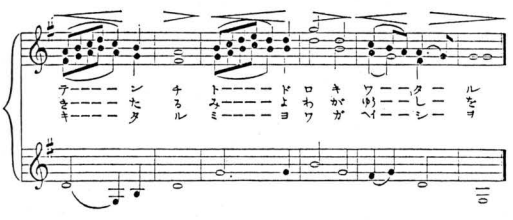

國　旗

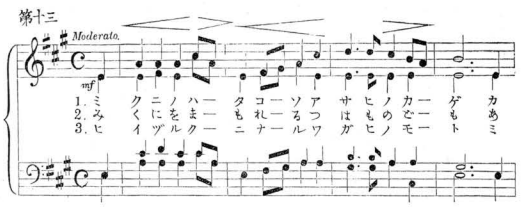
第十三
Moderato.

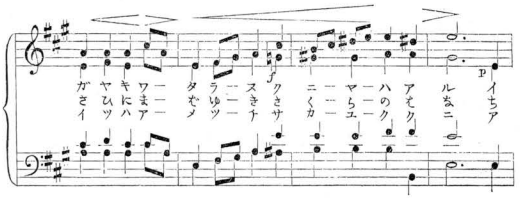

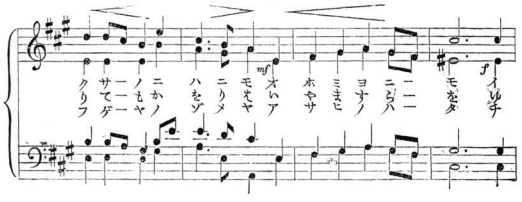

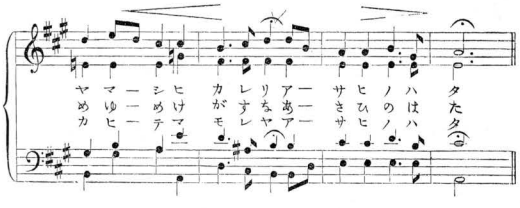

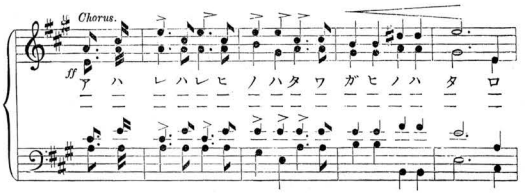
Chorus.

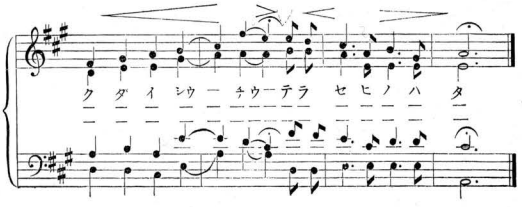

火砲の雷

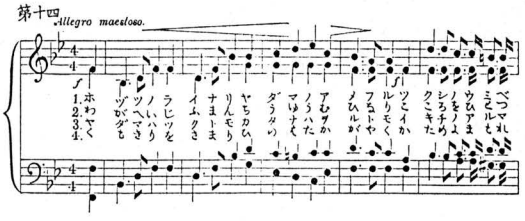
第十四
Allegro maestoso.

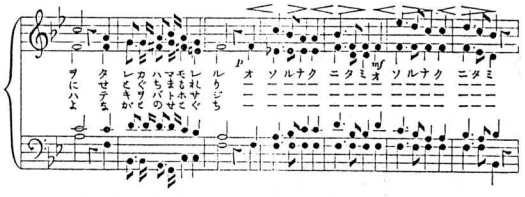

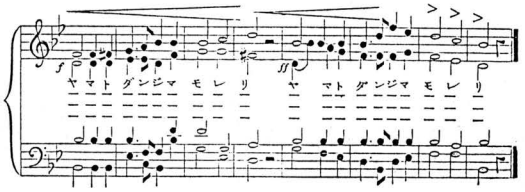

埴生の宿

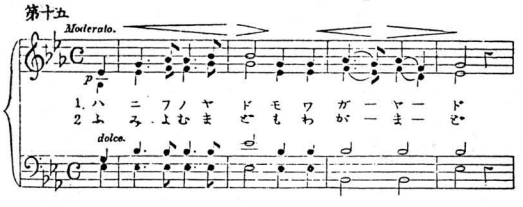
第十五
Moderato.
dolce.

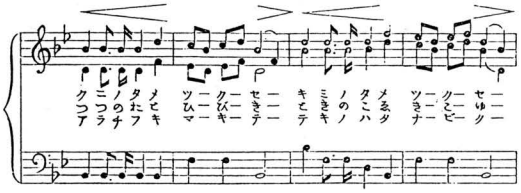

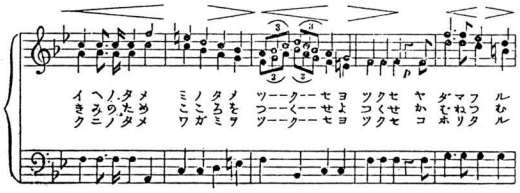

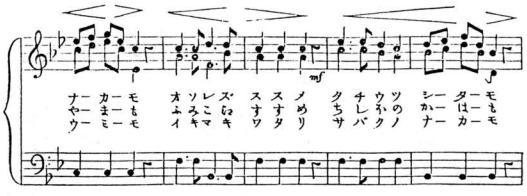

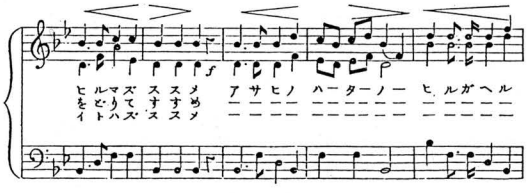

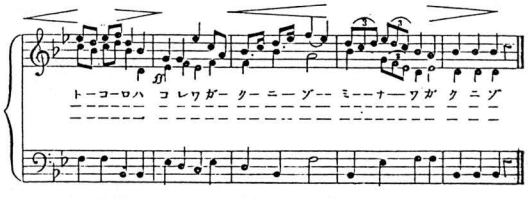

保　　昌

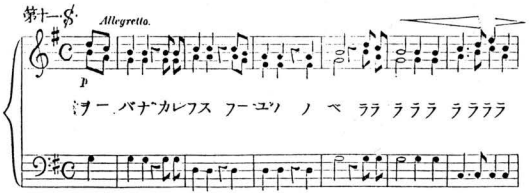

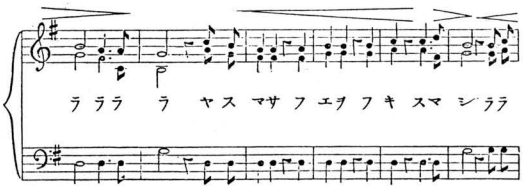

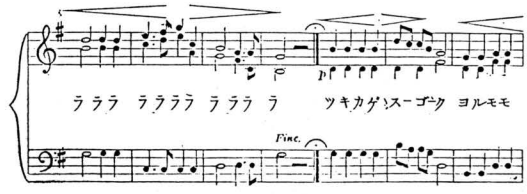

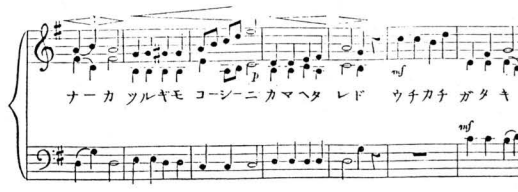

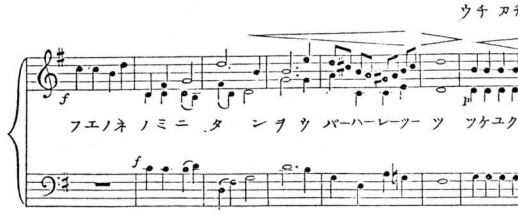

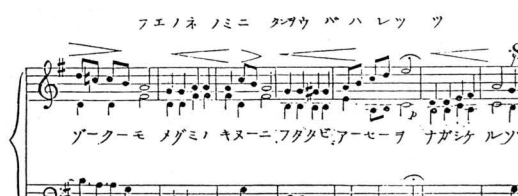

凱　　旋

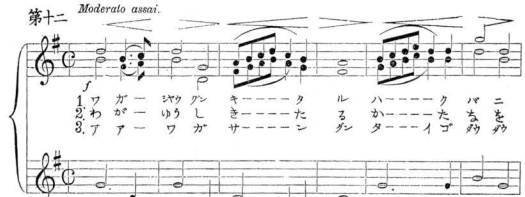

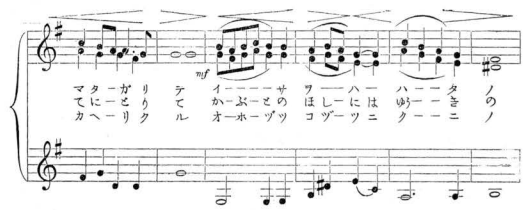

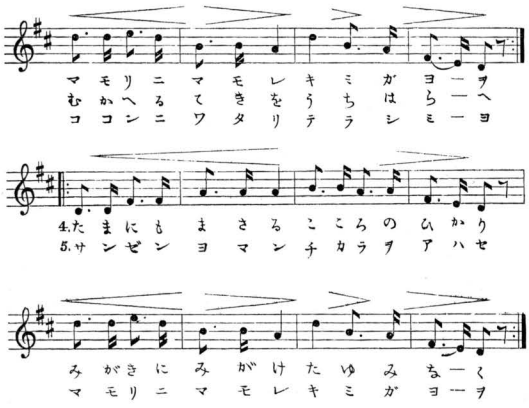

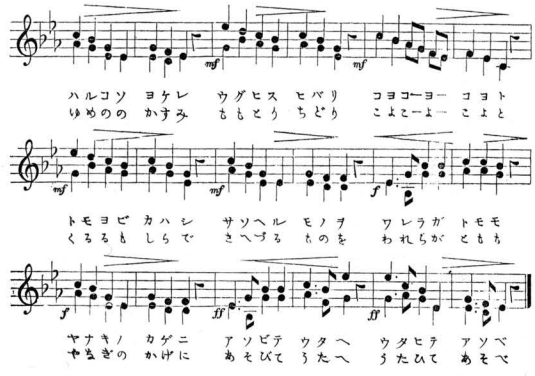

矢玉ハ霰

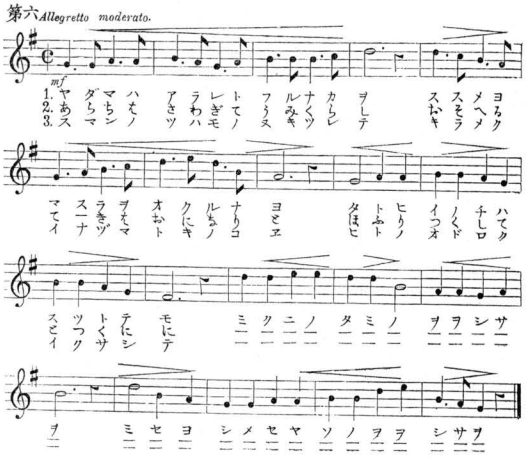

君ガ代の初春

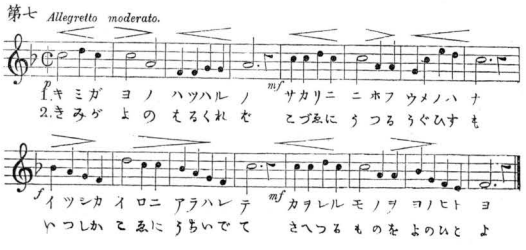

織なす錦

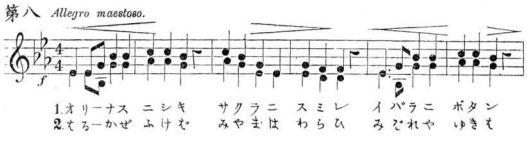

御稜威の光

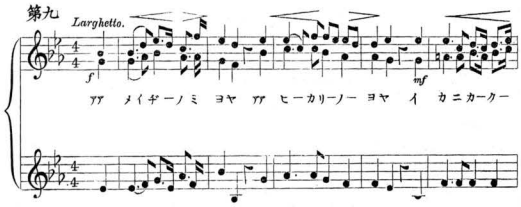

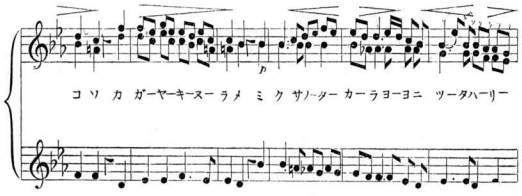

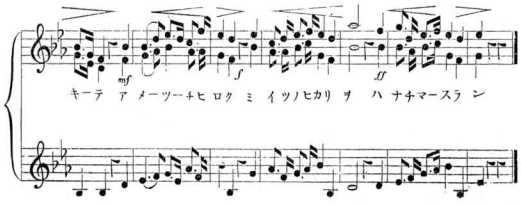

御國の民

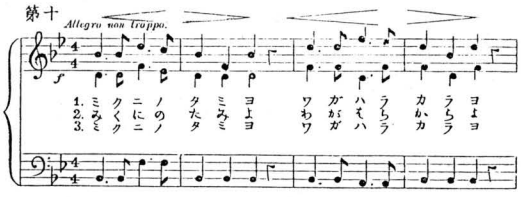





東京音樂學校編纂『中等唱歌集』明治22年

君が代

第一

Moderato.

キミガー ヨー ハ チヨニー ヤチヨニ サザレ

イシノ イハホト ナリテ コケノ ムースー マーデ

紀元節

第二

Moderato.

1. 2. 3. 4. ニらツに モばマら クるアそ ホすクと チやミも カにカの タはタひ ルるノく ユせギや ヒーツが ソるヒか ノのラの

ネのロの カけヨづ タいヨよ ロも一 オむヅく シょヨに ニりニに クちウた サほゴぐ モひキひ キろナる モをキき

ナめモく キの井の ビみトに シーダは フるサみ ケみメし ンにシら ホみノて オあソた ミしカし ヨよミよ ヲをヲを

ア一 フ一 グ一 ケ一 フ一 コ一 ソ一 タ一 ノ一 シ一 ケ一 レ一

天長節

第三

Moderato.

cres.

p 1. 2. 3. 4. アやヨめ マまロぐ ノよシで ヒにノの ツとヅみ カしクつ ハのモの ゲきニゅ ハるダか カうへか ネしジず ラはテら ドきトば ヨいミた ノろナみ キいソさ ウもトぐ モいザか グよトい

cres.

ハやヤこ ニくルき ヒへタべ カふキゅ キほうか ユにヒさ モまミも モりキき ナかロの ヲよヒこ ラるナず マひリれ ダぐギま サたカう ミひノに リしミょ モまウみ クだノほ ミにマれ レまシの デきクば ナひヒこ

Allegretto.

8f

ルべツべ ヌぬヒる リひタら ナそシに ニオロで セまコか トすコい ヲくつき イひオた コへブち オまヲて トたネう ハきプの マらホま ルるネも ーーー トもクし カろモと ツもツの キろニば

旭の旗

第四

Allegretto.

p mf

1. 2. 3. 4. 5. アやヤけア サだマはナ ヒまヲレド ノのモきリ ハあワやウ タめシまケ スしツふク ヨやリぢヌ アフナうワ ゾのモくニ テひケるナ ヒぎヲまク サるミづガ ラぜタみル ミレアるス サかキふガ ニてルるナ イゆキこク

f mf

トおセわワ クもメがガ スしツふク ミもミろヲ ノのモきリ ヒまヲレド サだマはナ アやヤけア ハあワやウ タめシまケ ヲやリぢヌ アフナうワ

mf

ラばタみル テひケるナ サかキふア ミしアるス ニてルるナ イゆキこク サるミづガ スろクんニ スしツふク クもメがガ トおセわワ ミもミろヲ サくハこニ スろクんニ

L'istesso tempo.

f

メやセぼヲ ーー トー ラー ラー ラー ラー ラー ラー トー ラー ラー ラー ラー ラー

三千餘萬

第五

Allegretto.

1. サつカ ンにト ヨかス マえル ンるハ アほオ オつト ニづホ ノのノ ドひショ モびモ ヨきツ

2. ンぜミ ンるガ

3.

No. 3.

第三段

No. 4.

第四段

No. 5.

第五段

No. 6.

第六段

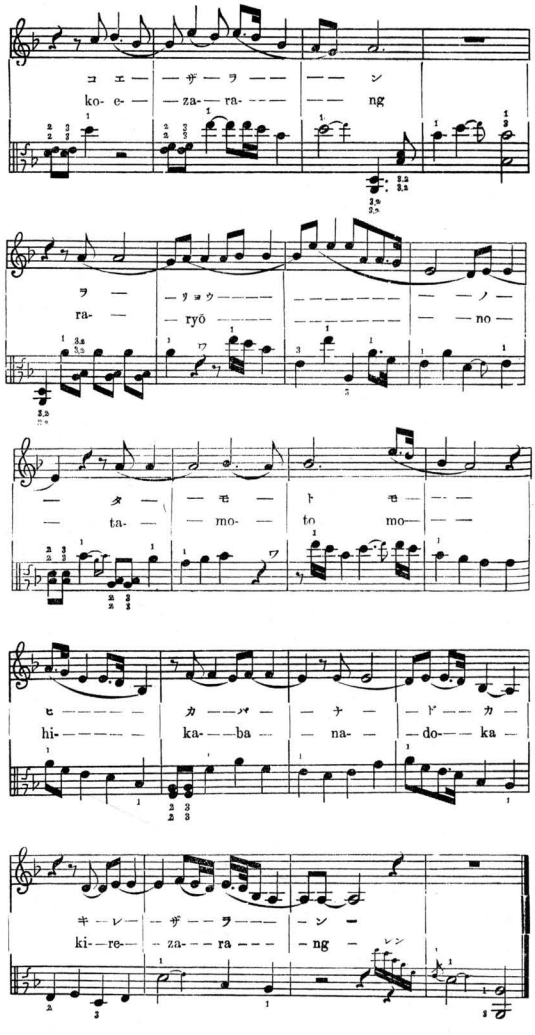

六段ノ調 Rokudan no Shirabe.

平調子 (Hira-Jōshi-)

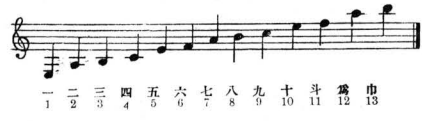

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 斗 鴻 巾
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13

No. 1.

第一段



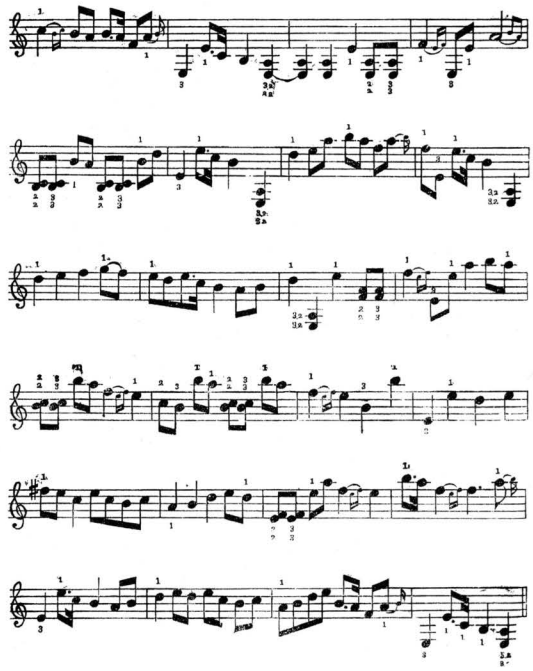

No. 2.

第二段

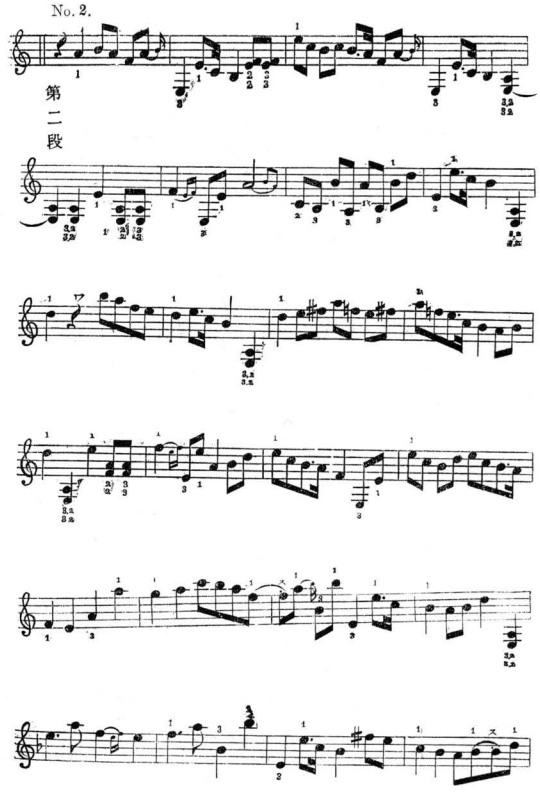

50 楽譜資料

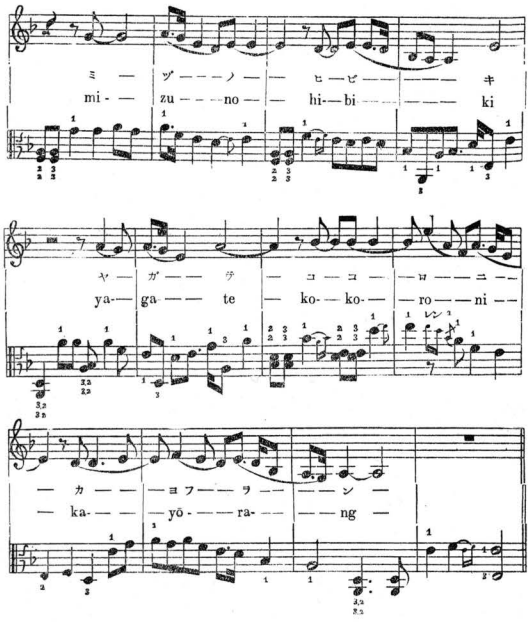

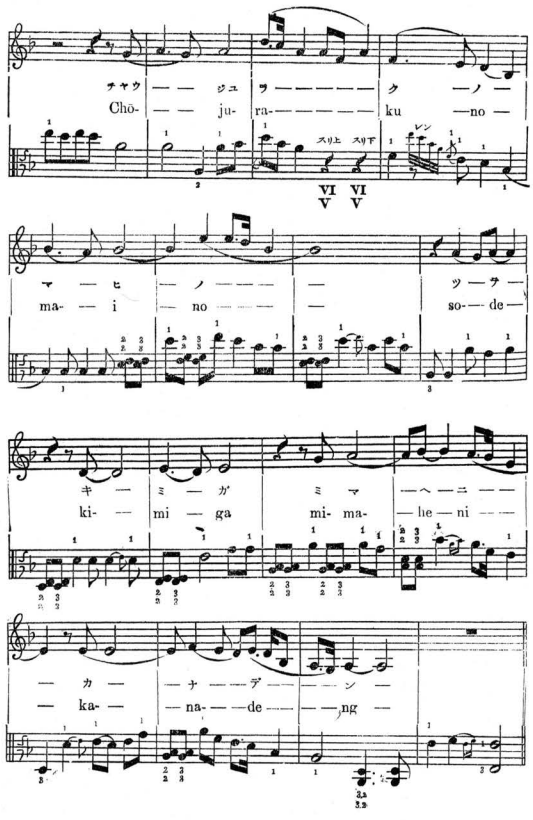

No. 28.

春ノ花 Haru no Hana. 第五 No. 5.

第二十八曲

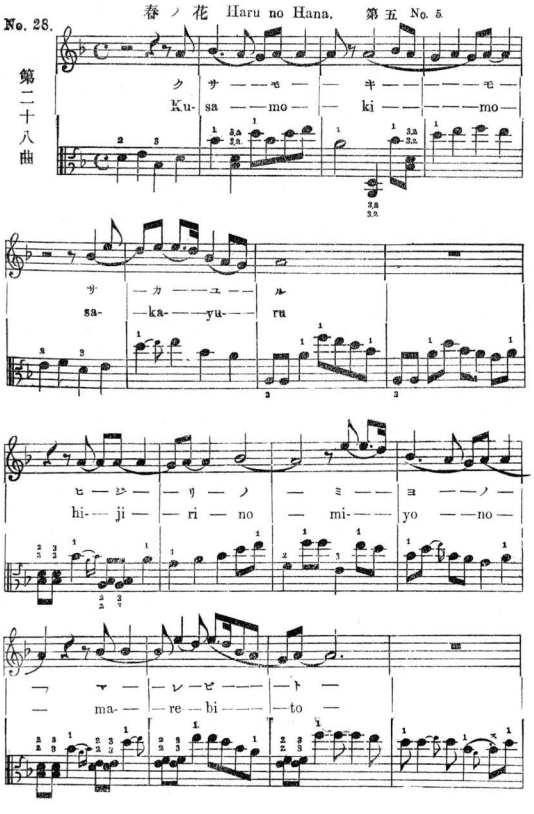

No. 29.

春ノ花 Haru no Hana. 第六 No. 6.

第二十九曲

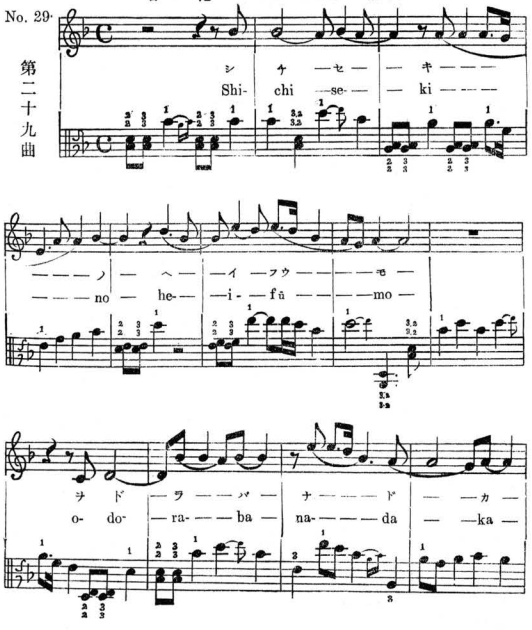

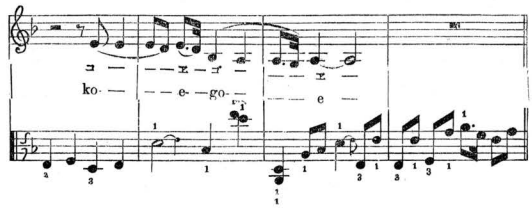

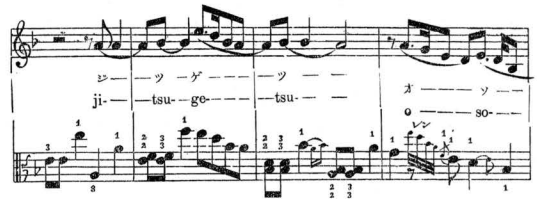

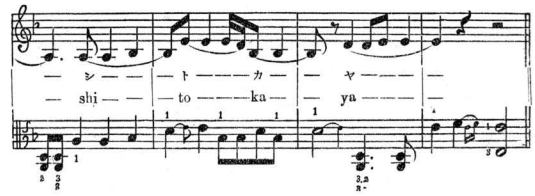

春ノ花 Haru no Hana. 第三 No. 3.

No. 26. 第二十六曲

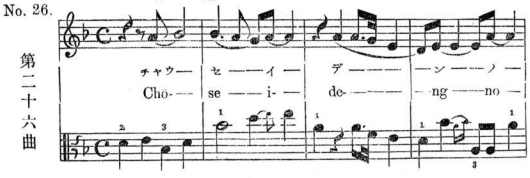

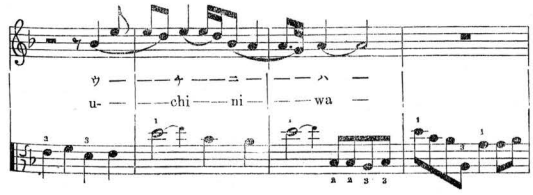

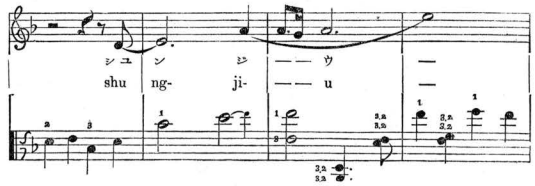

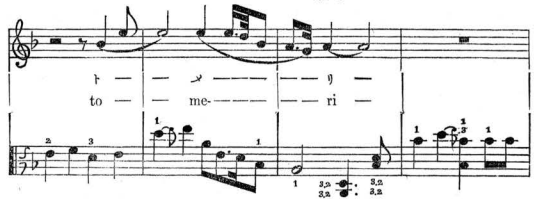

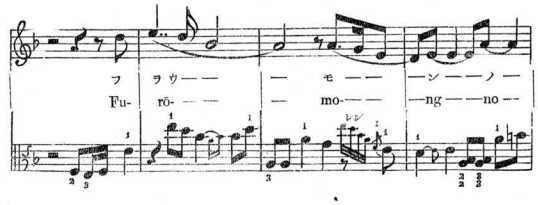

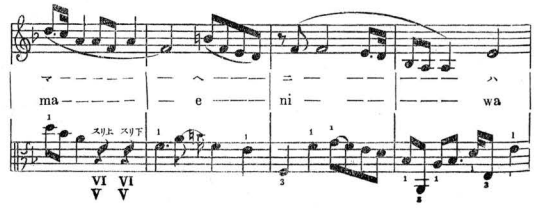

春ノ花 Haru no Hana. 第四 No. 4.

No. 27. 第二十七曲

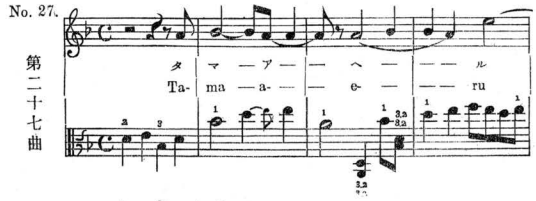

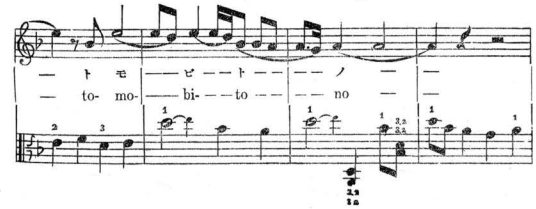

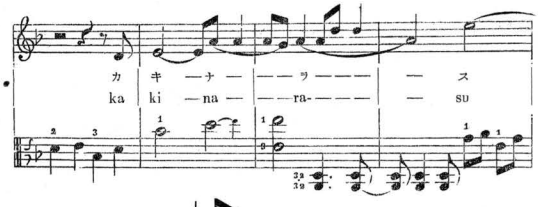

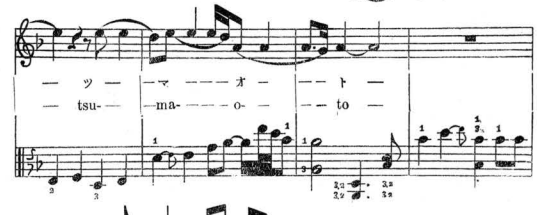

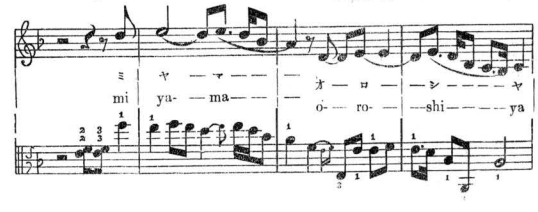

No. 25.

春ノ花 Haru no Hana. 第二 No. 2

第二十五曲

キ — ン — キョ — ク —
ki- — ng — kyo — ku —

ツ キ ノ — マ — ヘ ノ —
Tsu- ki — no — ma — e no —

クワ — フ — ラ — ク ニ
Kwa- — fu — ra- — ku ni

シ — ラ — ベ — ハ —
shi — ra — be — wa —

リ — ワ — クワ — エ — ン —
Ri — u- — kwa — e — ng —

ヨ サ — ム — チ — ツ — グ — ル
yo sa- — mu — wo — tsu- — gu — ru

リ ウ — クワ — エ — シ — ノ
Ri- u- — kwa — e- — ng — no

スリ上 スリ下
VI VI
V V

— ア — キ — カ — ゼ —
— a- — ki — ka- — ze —

— ウ — グ — ヒ — ス — ハ —
— u- — gu — hi — su — wa —

ク — モ — イ — ノ —
ku- — mo- — i — no —

XIII
XII

— オ — ナ — ジ — キヨ — ク — ヲ —
— o- — na — ji — kyo- — ku — wo —

カ — リ — ガ — ネ — ハ —
ka- — ri- — ga- — ne — wa —

— サ — ヘ — ヅ — ル —
— sa- — e — zu — ru —

コト — ヂ — ニ — オ — ツ — ル —
ko-to — ji — ni — o- — tsu- — ru —

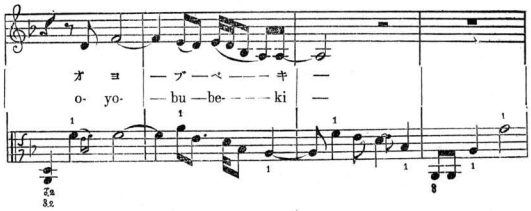

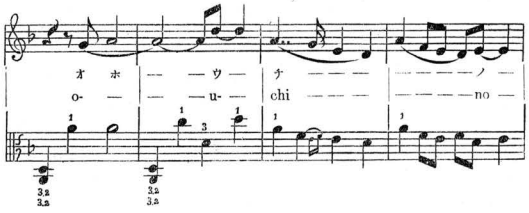

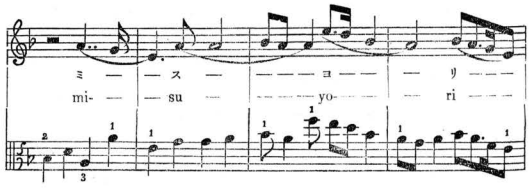

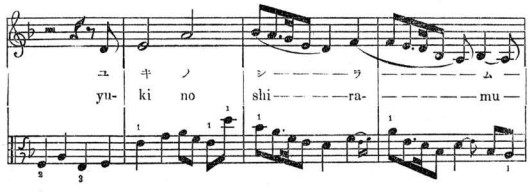

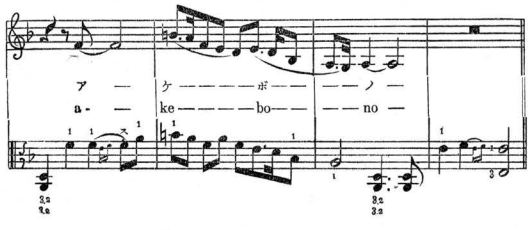

No. 23. 東雲曲 Shinonome no Kyoku. 第六 No. 6.

第二十三曲

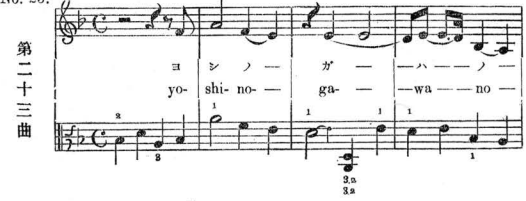

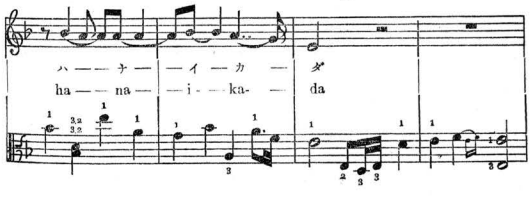

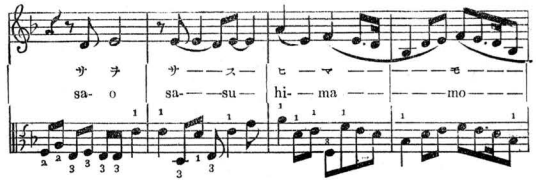

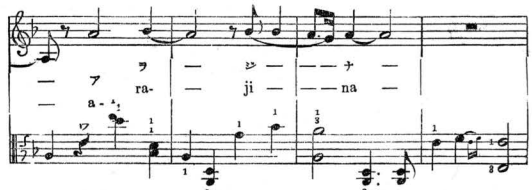

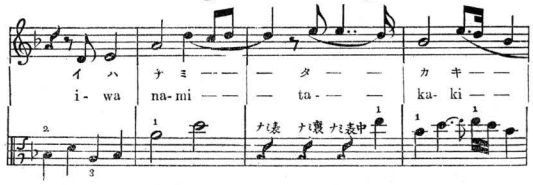

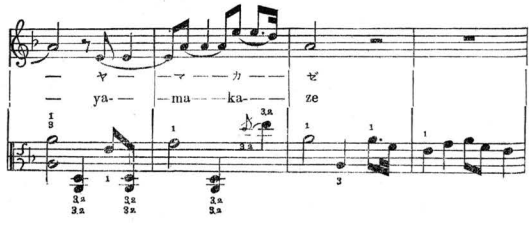

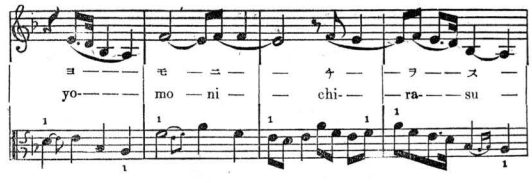

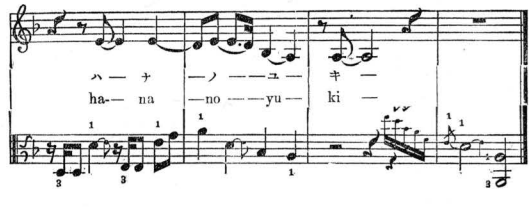

No. 24. 春ノ花 Haru no Hana. 第一 No. 1.

第二十四曲

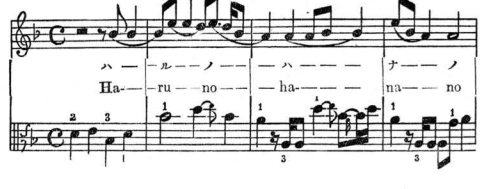

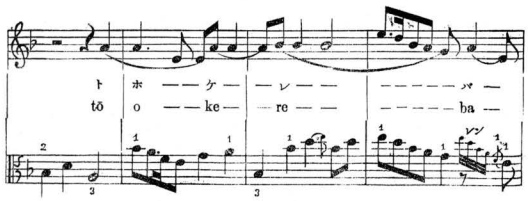

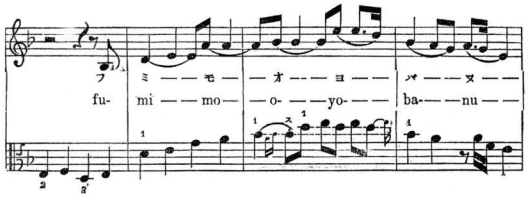

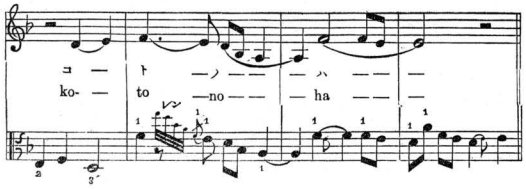

No. 21. 東雲曲 Shinonome no Kyoku. 第四 No. 4.

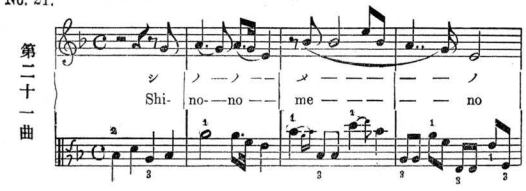

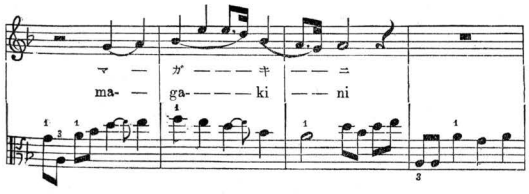

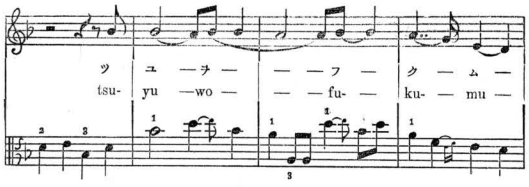

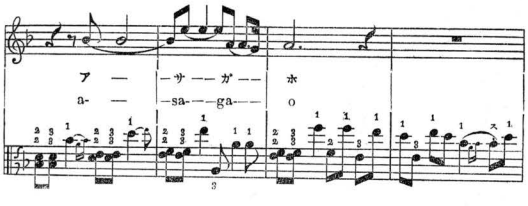

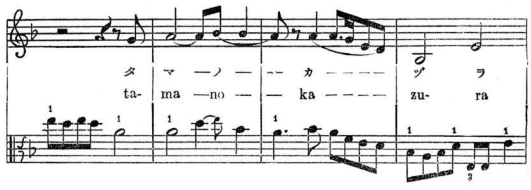

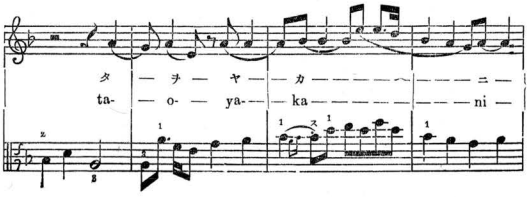

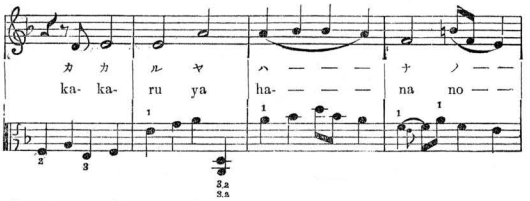

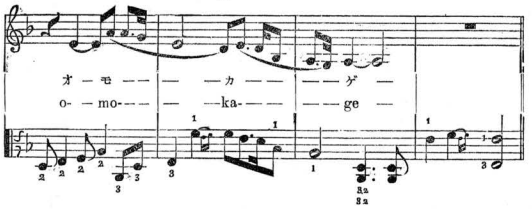

o. 22. 東雲曲 Shinonome no Kyoku. 第五 No. 5.

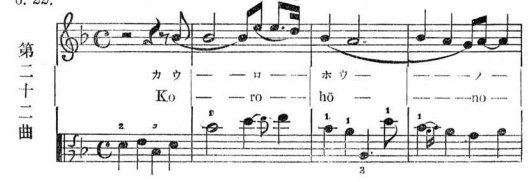

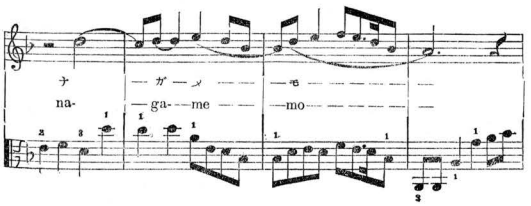

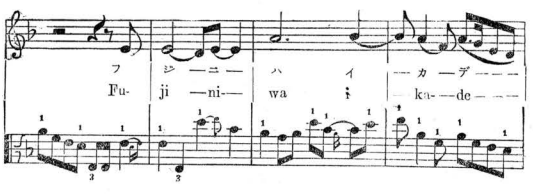

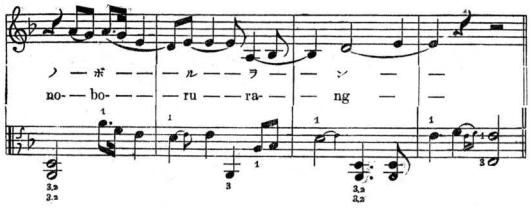

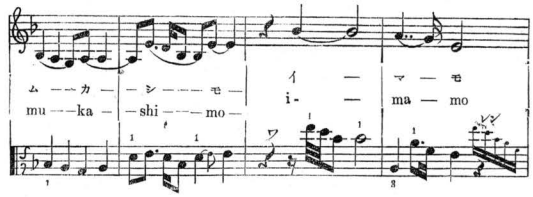

東雲曲 Shinonome no Kyoku. 第二 No. 2.

No. 19.

第十九曲

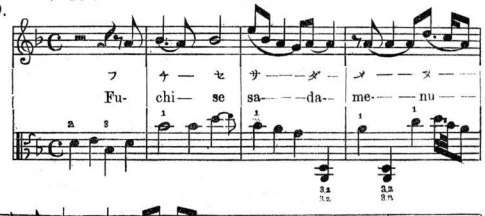

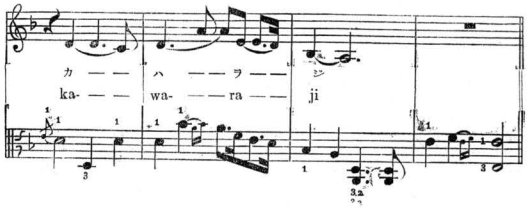

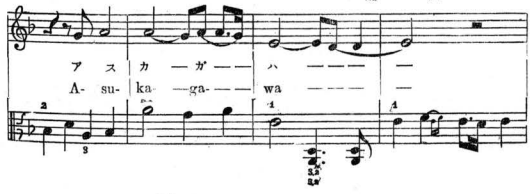

東雲曲 Shinonome no Kyoku. 第三 No. 3

No. 20.

第二十曲

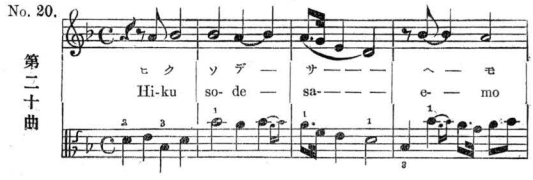

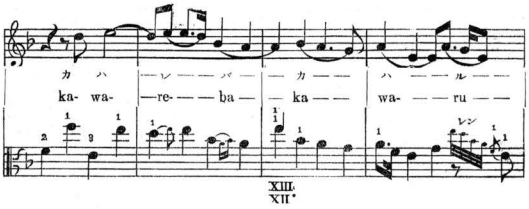

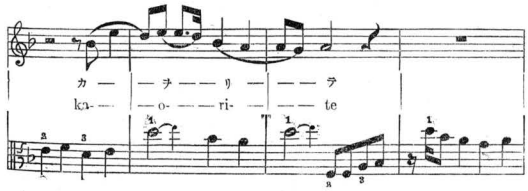

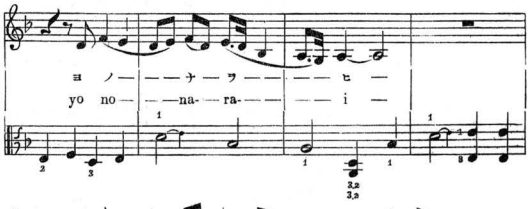

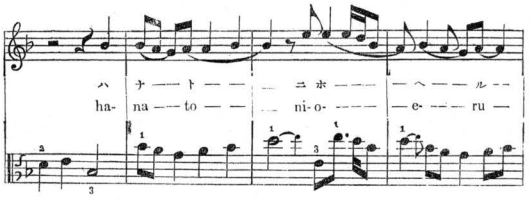

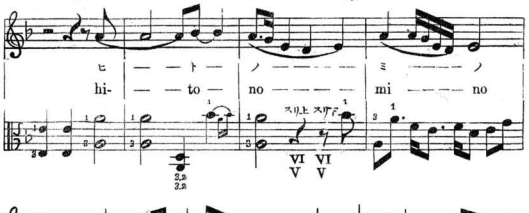

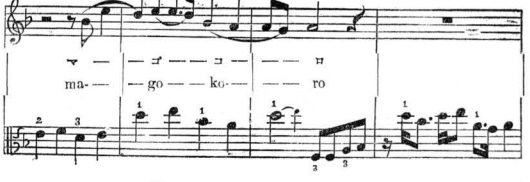

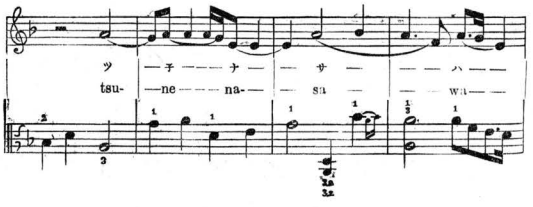

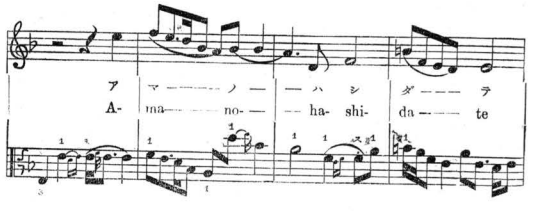

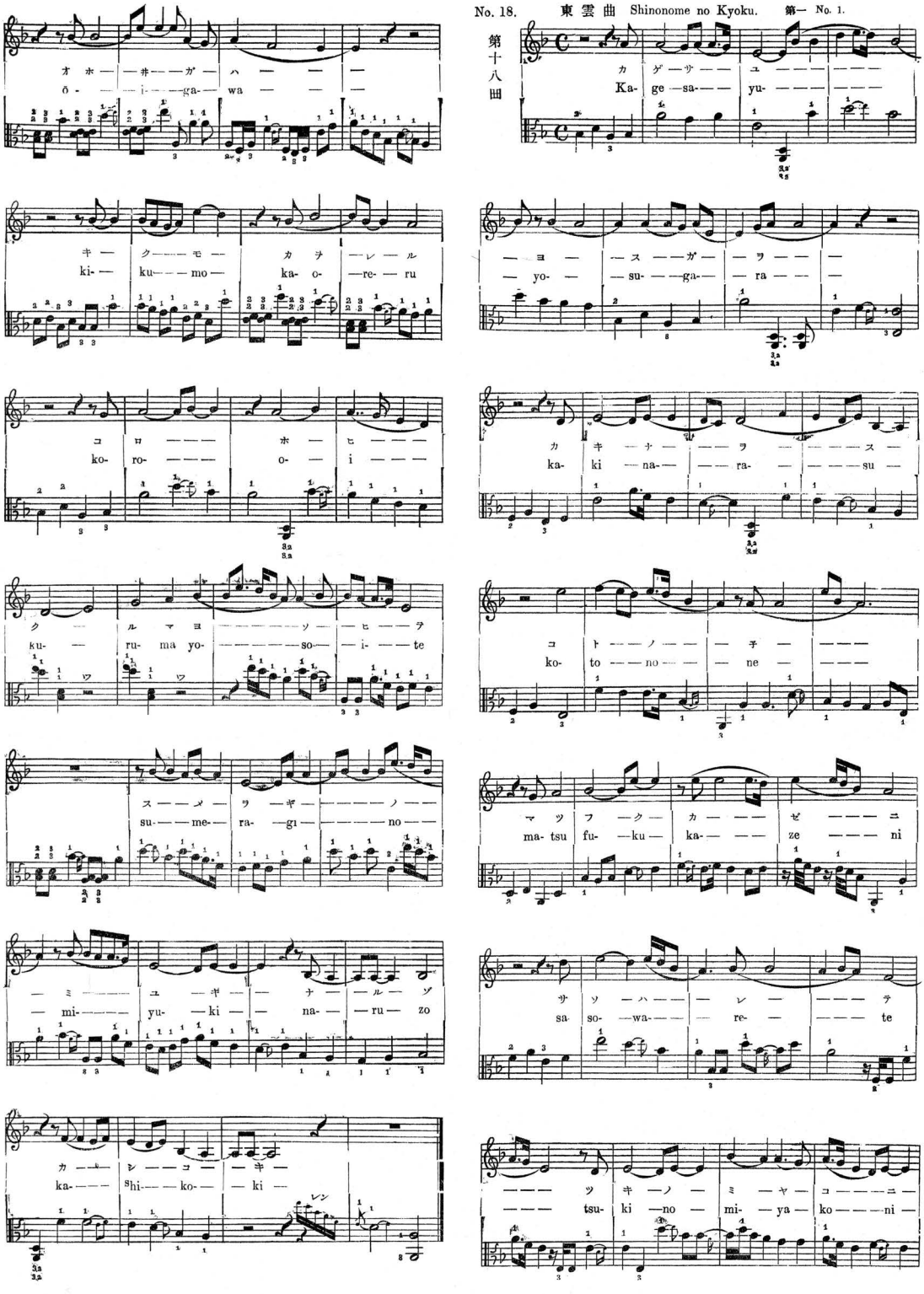

No. 18. 東雲曲 Shinonome no Kyoku. 第一 No. 1.

第十八曲

オホ—井—ガ—ハ—
ō-—i—ga-wa—

キ—ク—モ—カヲ—レ—ル
ki-ku—mo—ka-o-re-ru

コロ—ホ—ヒ—
ko-ro-o-i—

ク—ルマヨ—ソ—ヒ—テ
ku-ru-ma yo-so-i-te

ス—メ—ラ—ギ—ノ—
su-me-ra-gi-no—

—ミ—ユ—ギ—ナ—ル—ゾ
—mi-yu-ki—na-ru-zo

カ—シ—コ—キ—
ka-shi-ko-ki—

カゲ—サ—ユ—
Ka-ge-sa-yu—

—ヨ—ス—ガ—ラ—
—yo-su-ga-ra—

カキ—ナ—ラ—ス—
ka-ki-na-ra-su—

コト—ノ—子—
ko-to-no-ne—

マツフ—ク—カ—ゼ—ニ
ma-tsu fu-ku-ka-ze-ni

サソ—ハ—レ—テ
sa-so-wa-re-te

—ツキ—ノ—ミ—ヤ—コ—ニ—
—tsu-ki-no-mi-ya-ko-ni—

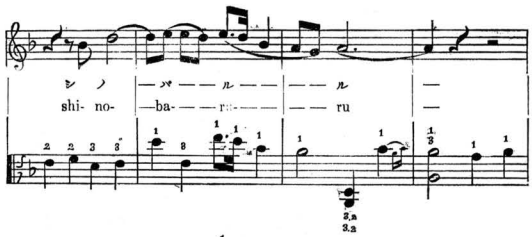

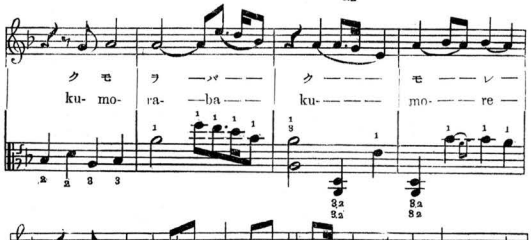

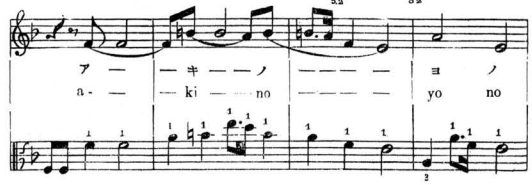

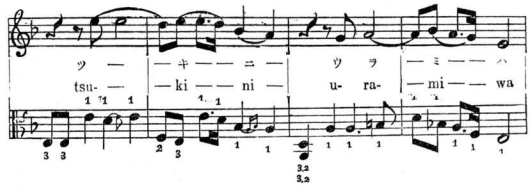

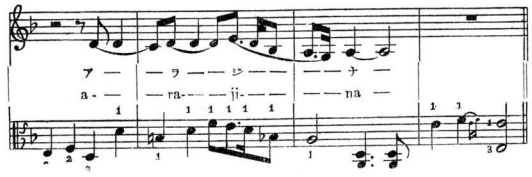

雪ノ朝 Yuki no Ashita. 第五 No. 5.

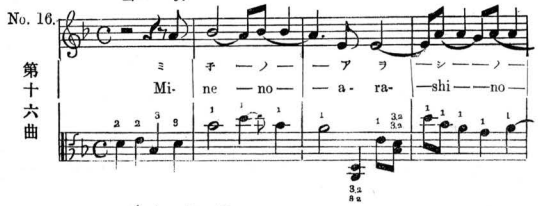

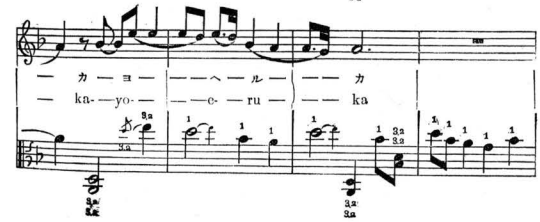

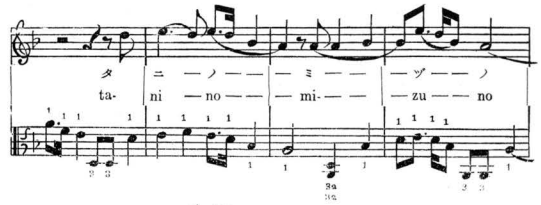

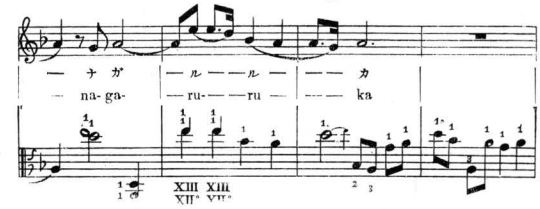

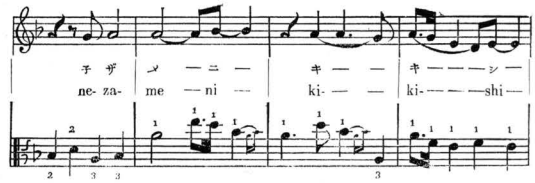

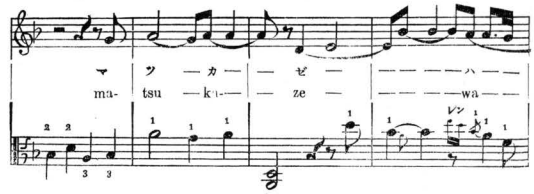

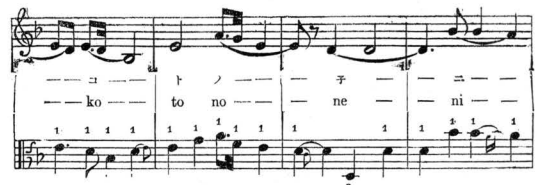

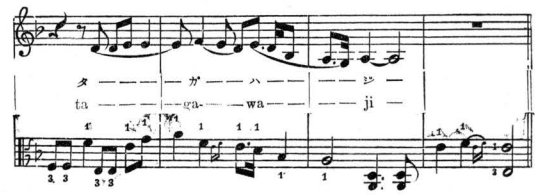

No. 17. 雪ノ朝 Yuki no Ashta. 第六 No. 6.

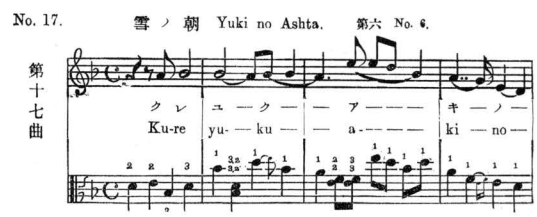

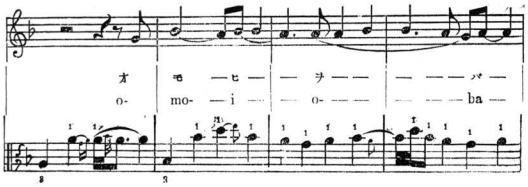

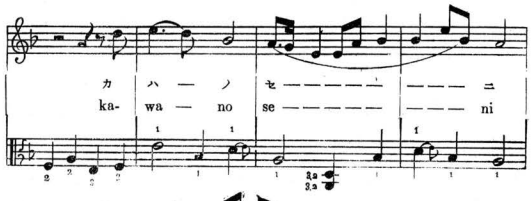

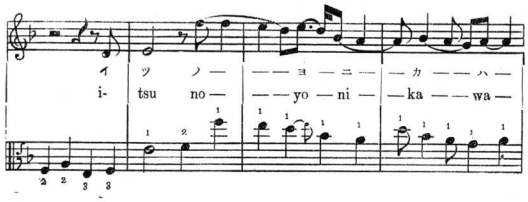

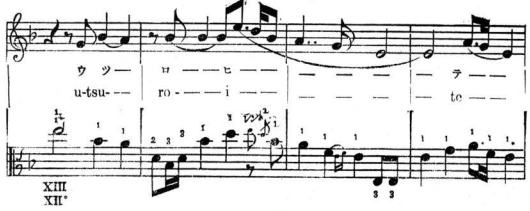

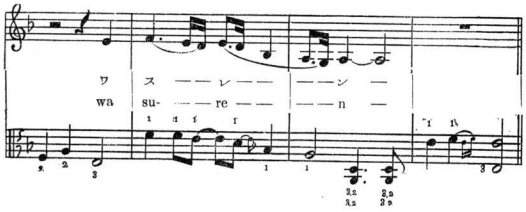

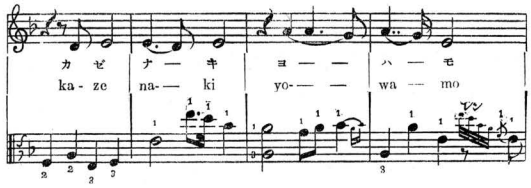

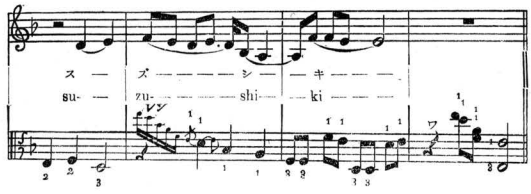

No. 14. 雪ノ朝 Yuki no Ashita. 第三 No. 3.

第十四曲

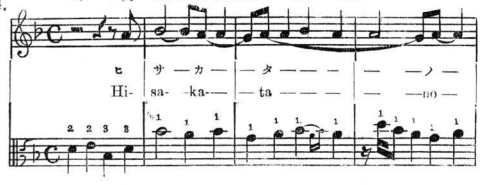

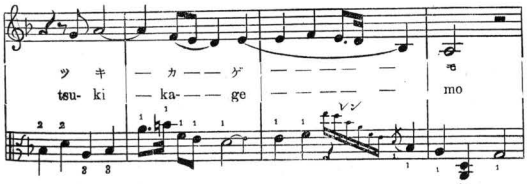

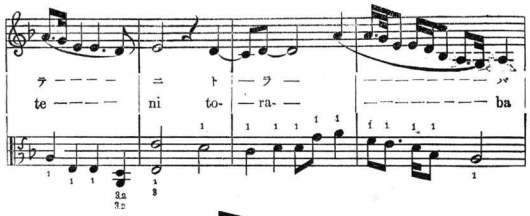

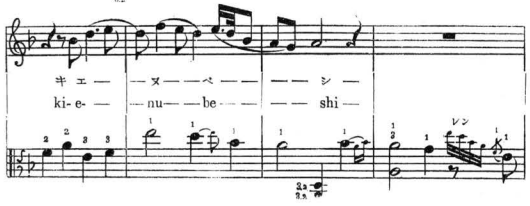

No. 15. 雪ノ朝 Yuki no Ashita. 第四 No. 4.

第十五曲

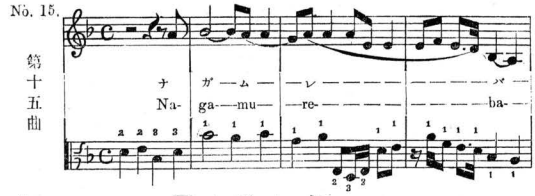

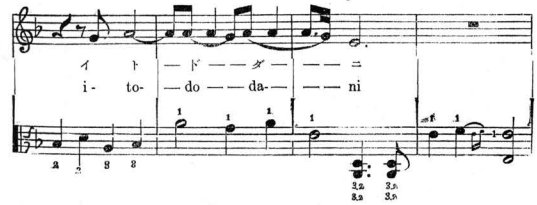

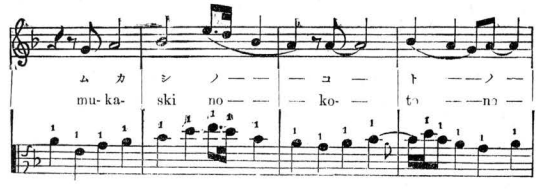

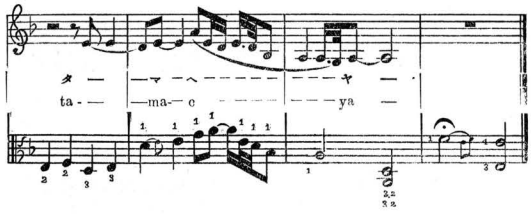

No. 12　雪ノ朝 Yuki no Ashita.　第一 No. 1.

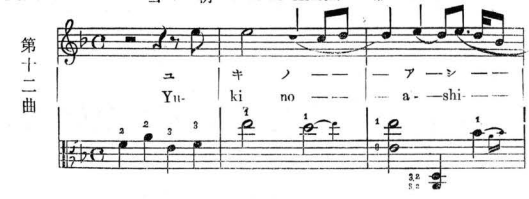

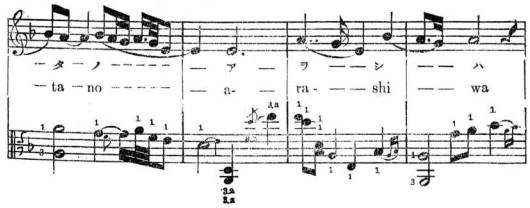

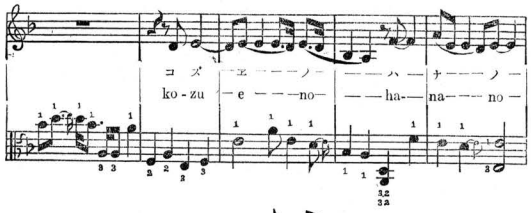

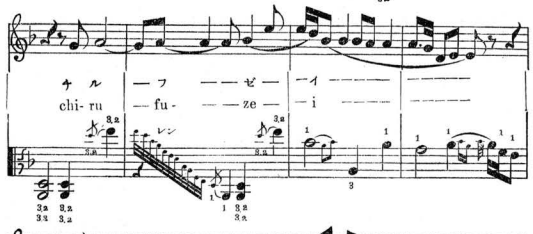

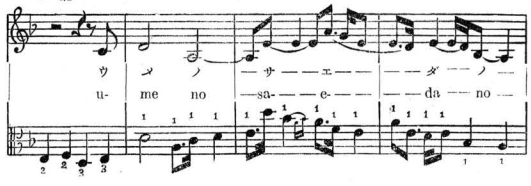

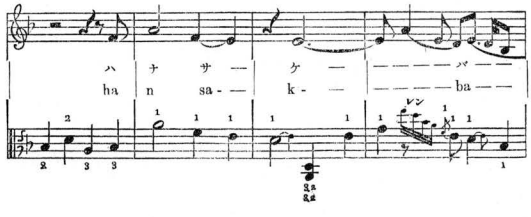

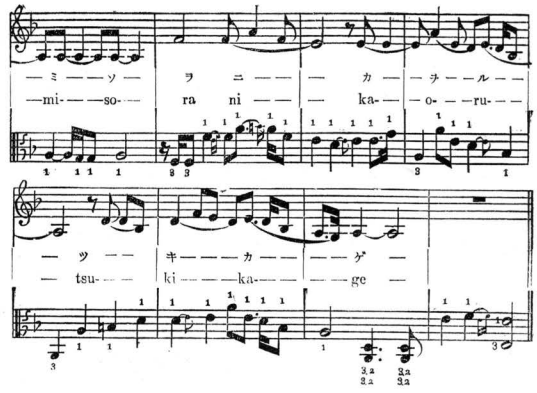

No. 18.　雪ノ朝 Yuki no Ashita.　第二 No. 2

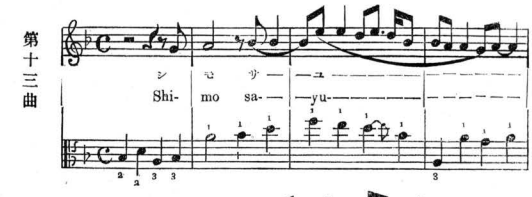

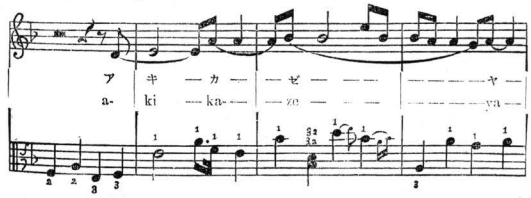

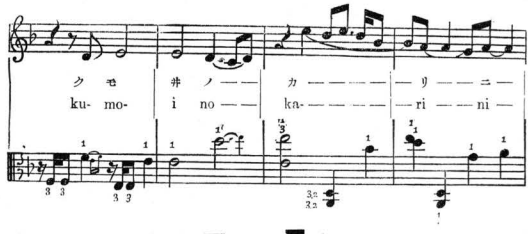

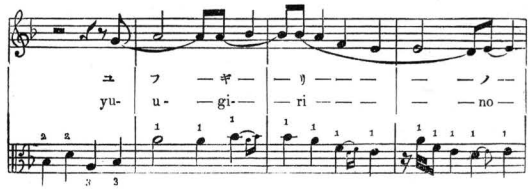

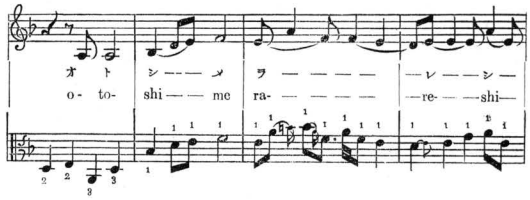

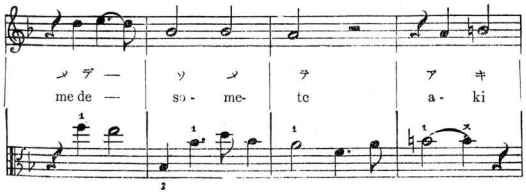

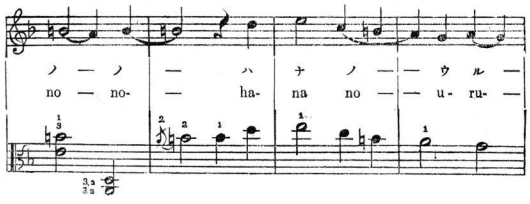

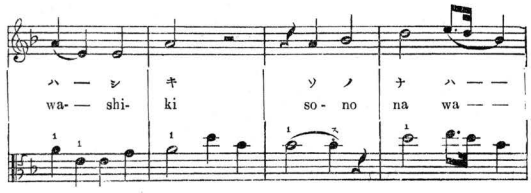

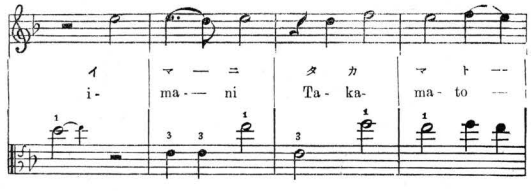

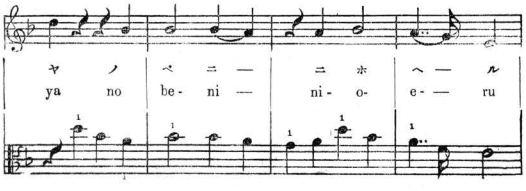

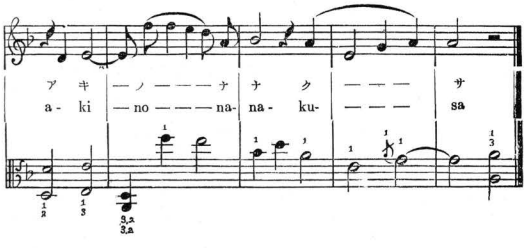

平調子 Hira-Jōshi.

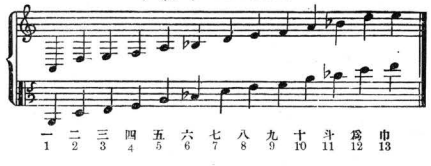

富貴曲 Fuki no Kyoku.

No. 11.

第十一曲

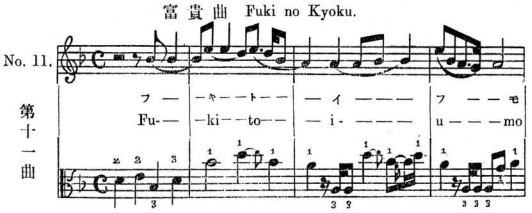

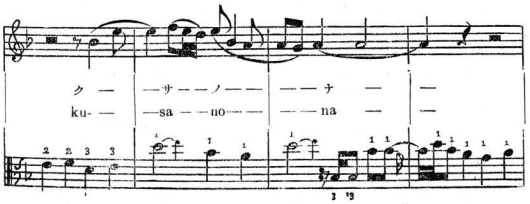

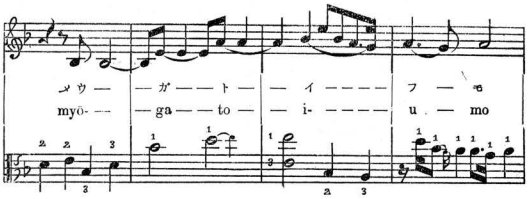

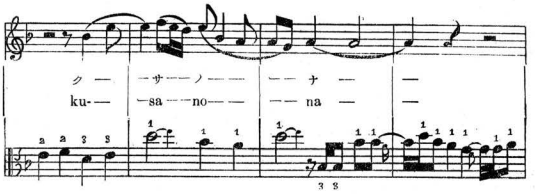

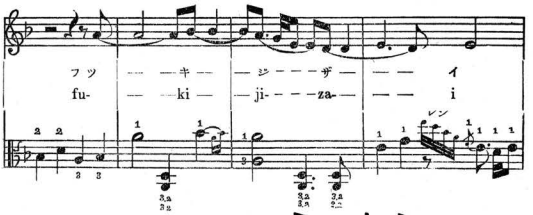

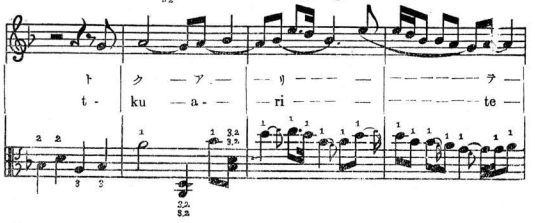

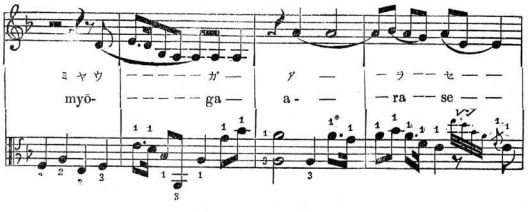

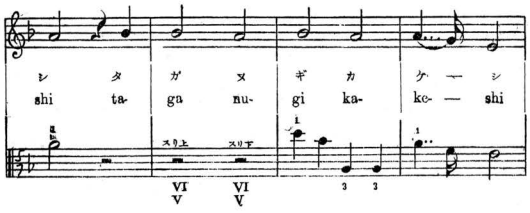
シ タ ガ ヌ ギ カ ケ ー シ
shi ta- ga nu- gi ka- ke- — shi

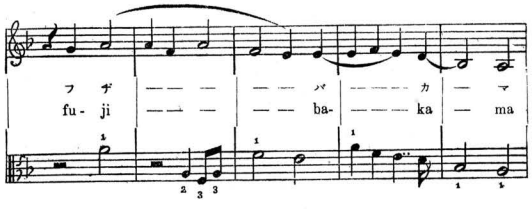
フ ザ ー ー ー バ ー ー ー カ ー マ
fu- ji — — — ba- — — — ka — ma

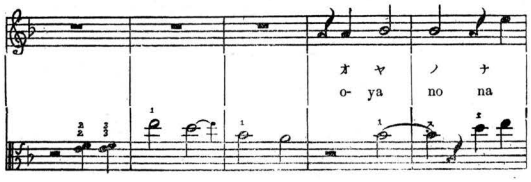
オ ヤ ノ ナ
o- ya no na

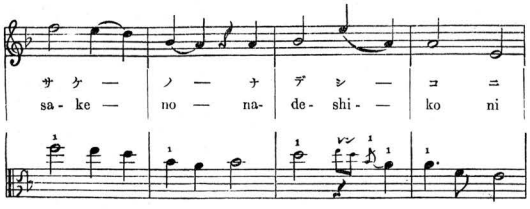
サ ケ ー ノ ー ナ デ シ ー コ ニ
sa- ke — no — na- de- shi- — ko ni

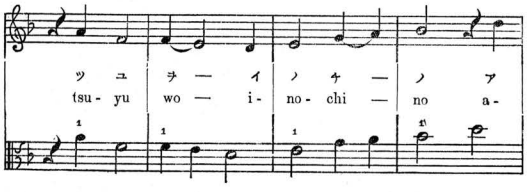
ツ ユ ヲ ー イ ノ チ ー ノ ア
tsu- yu wo — i- no- chi — no a-

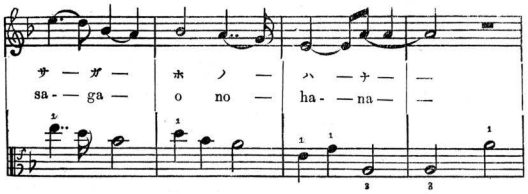
サ ー ガ ー ホ ノ ー ハ ー ナ ー ー
sa- — ga — o no — ha- — na — —

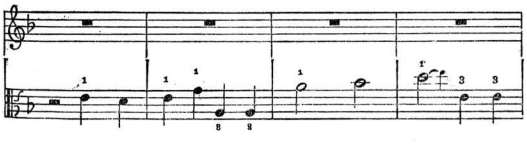

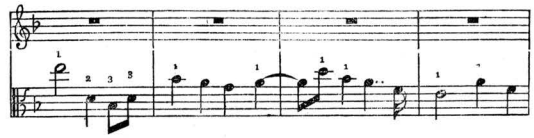

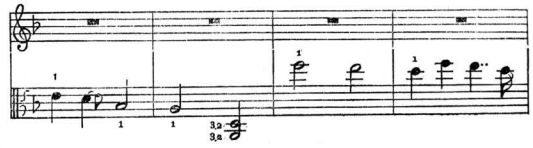

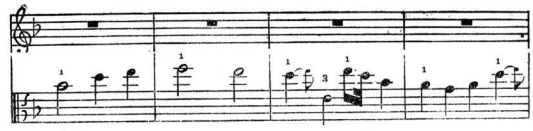

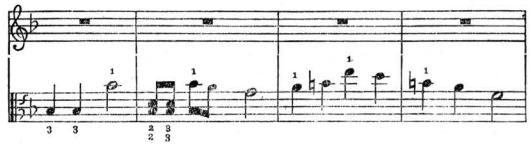

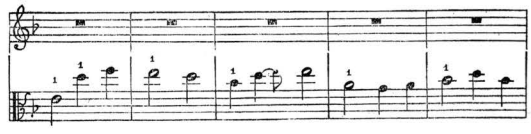

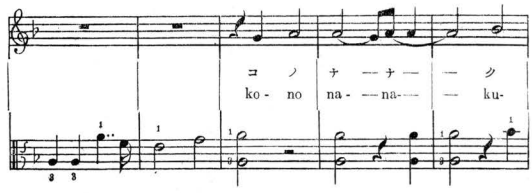
コ ノ ナ ー ナ ー ー ク
ko- no na- — na- — — ku-

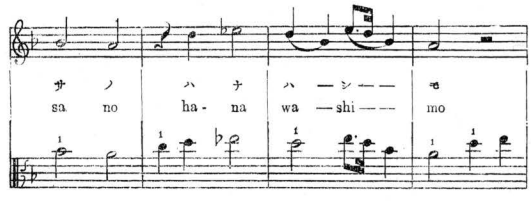
サ ノ ハ ナ ハ ー シ ー ー モ
sa no ha- na wa — shi — — mo

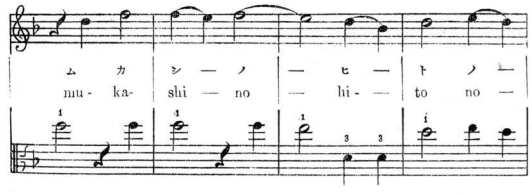
ム カ シ ー ノ ー ヒ ー ト ノ ー
mu- ka- shi — no — hi- — to no —

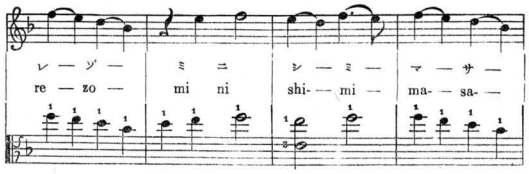

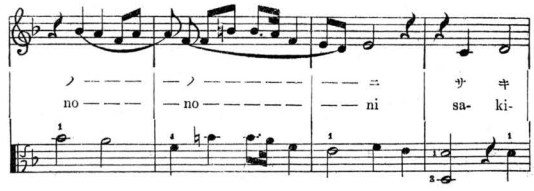

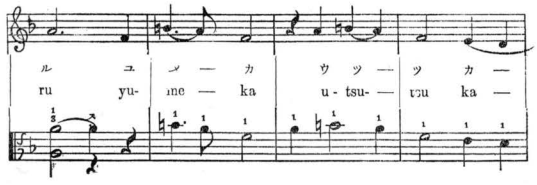

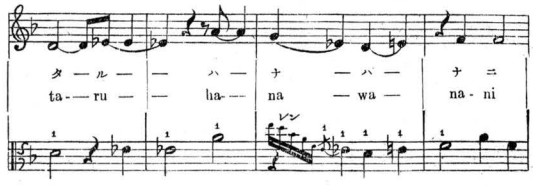

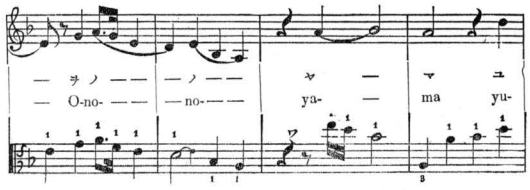

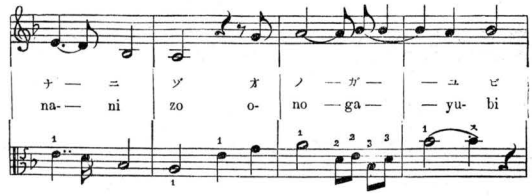

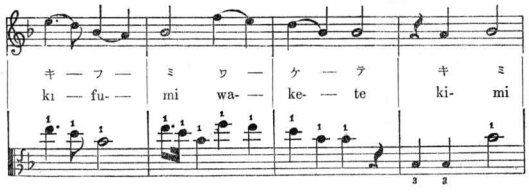

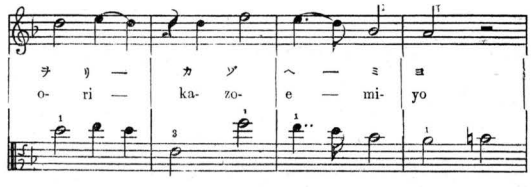

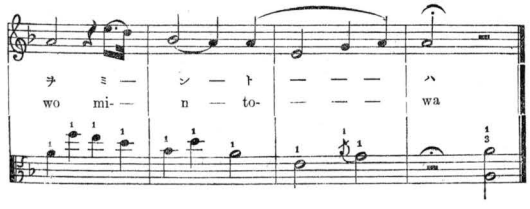

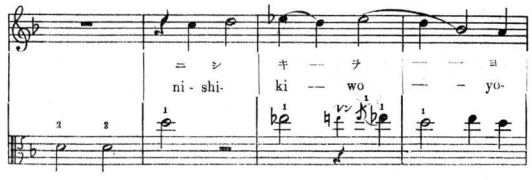

秋ノ七草 Aki no Nana-kusa.

No. 10.

第十曲

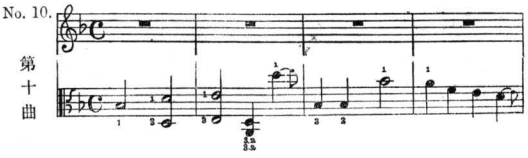

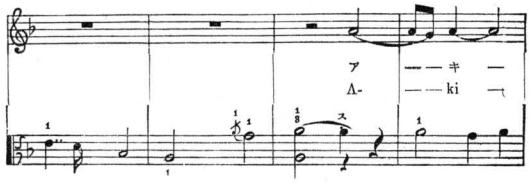

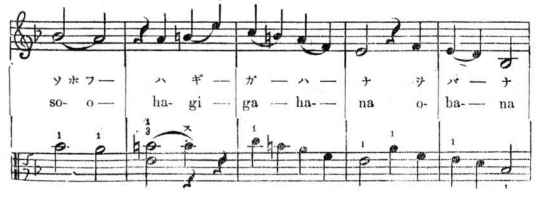

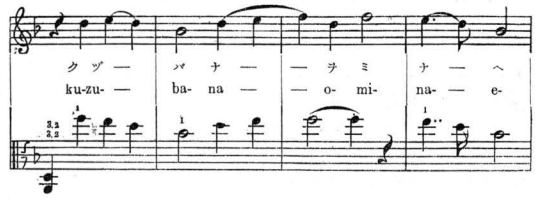

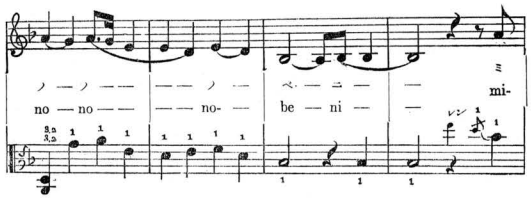
ノ — ノ — — — ノ — ベ — ニ — — ミ
no — no — — — no- — be — ni — — mi-

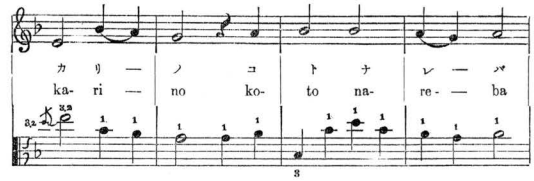
カ リ — ノ コ ト ナ レ — バ
ka- ri — no ko- to na- re- — ba

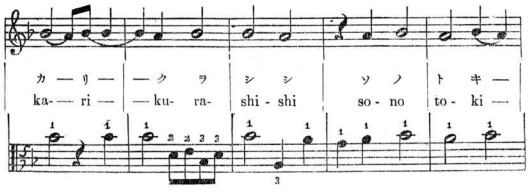
カ — リ — — ク ヲ シ シ ソ ノ ト キ —
ka- — ri — — ku- ra- shi - shi so - no to - ki —

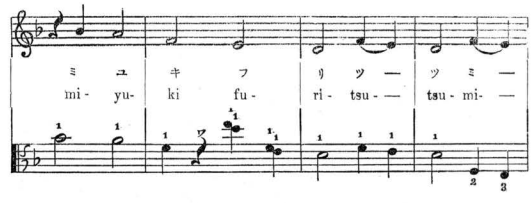
ミ ユ キ フ リ ツ — ツ ミ —
mi- yu- ki fu- ri - tsu — tsu - mi —

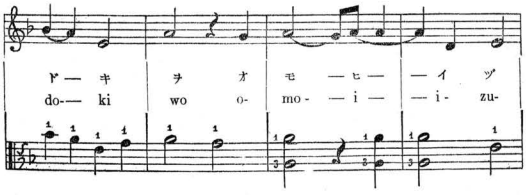
ド — キ ヲ オ モ — ヒ — — イ ヅ
do- — ki wo o- mo - — i — — i - zu-

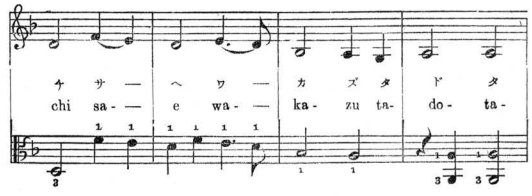
チ サ — ヘ ヲ — カ ズ タ ド タ
chi sa- — e wa- — ka - zu ta- do - ta -

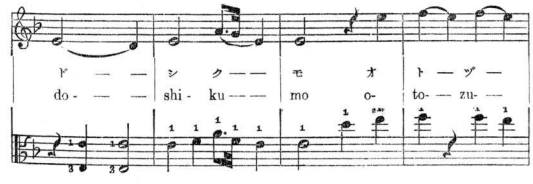
ド — — シ ク — — モ オ ト ヅ —
do- — — shi - ku — — mo o- to- — zu- —

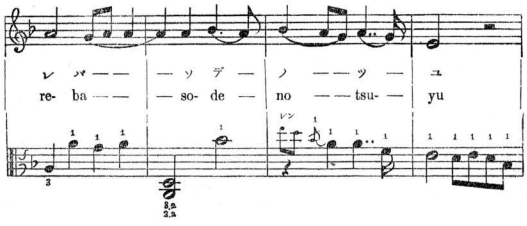
レ バ — — — ソ デ — ノ — — ツ — ユ
re- ba — — — so- de — no — — tsu- — yu

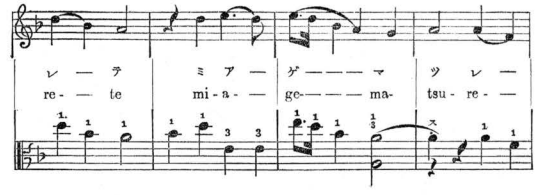
レ — テ ミ ア — ゲ — — — マ ツ レ —
re- — te mi - a - — ge- — — — ma- tsu - re —

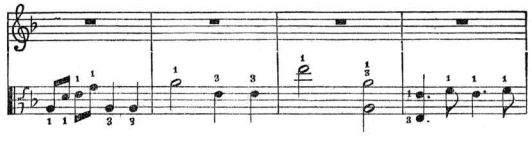

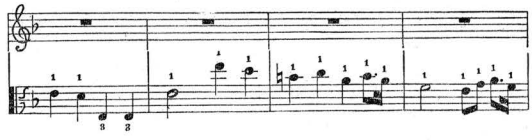

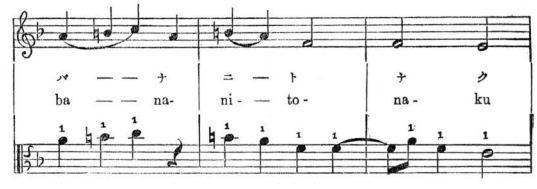
バ — — ナ ニ — ト ナ ク
ba — — na- ni- — to- na- ku

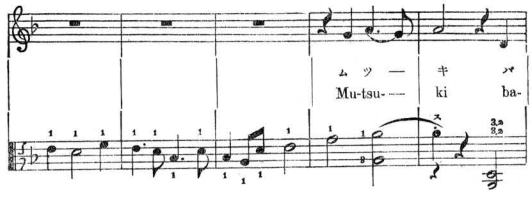
ム ツ — キ バ
Mu-tsu- — — ki ba-

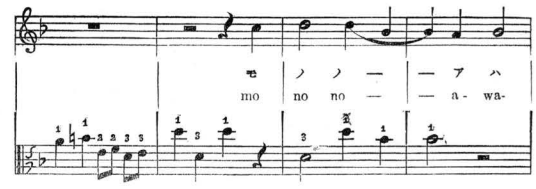
モ ノ ノ — — ア ハ
mo no no — — a - wa-

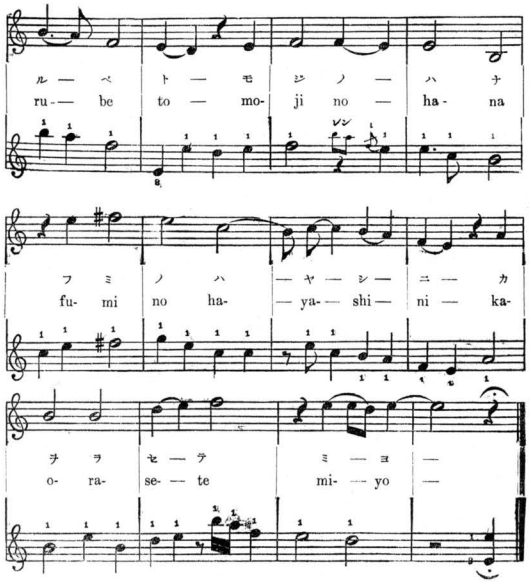

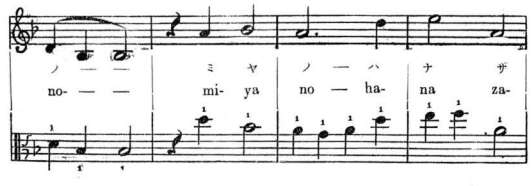

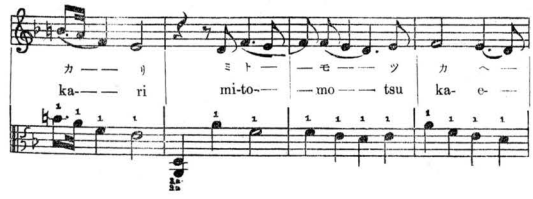

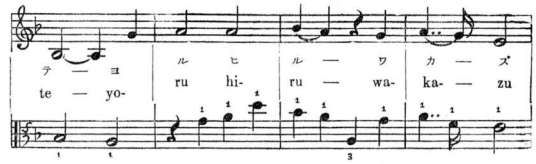

平調子 (壹越) Hira-Jōshi. (Ichikotsu.)

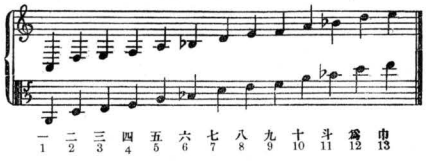

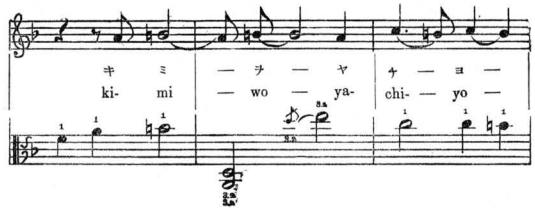

小野ノ山 Ono-no-Yama.

No. 9.
第九曲

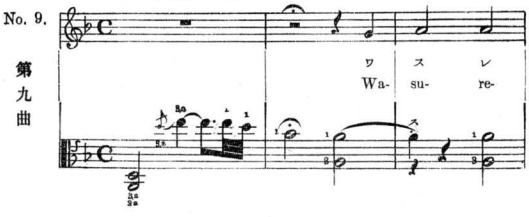

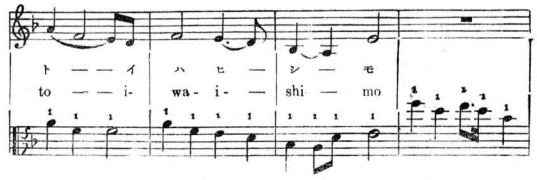

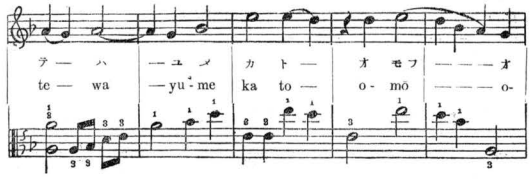

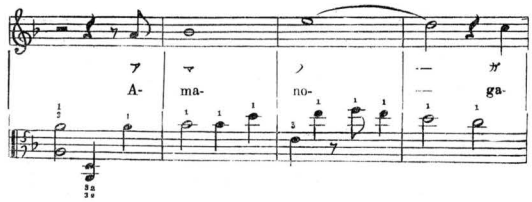

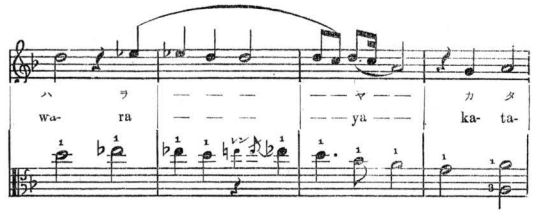

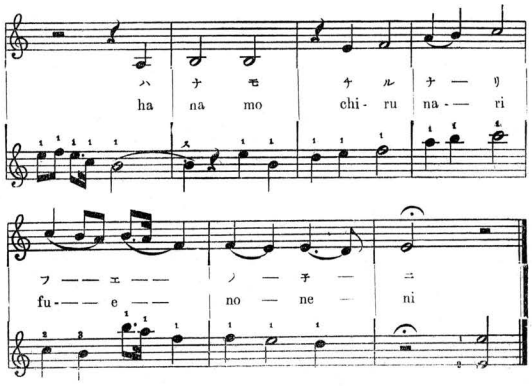

弓八幡 Yumi-Yawata.

No. 7.

第七曲

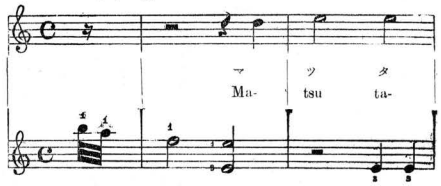

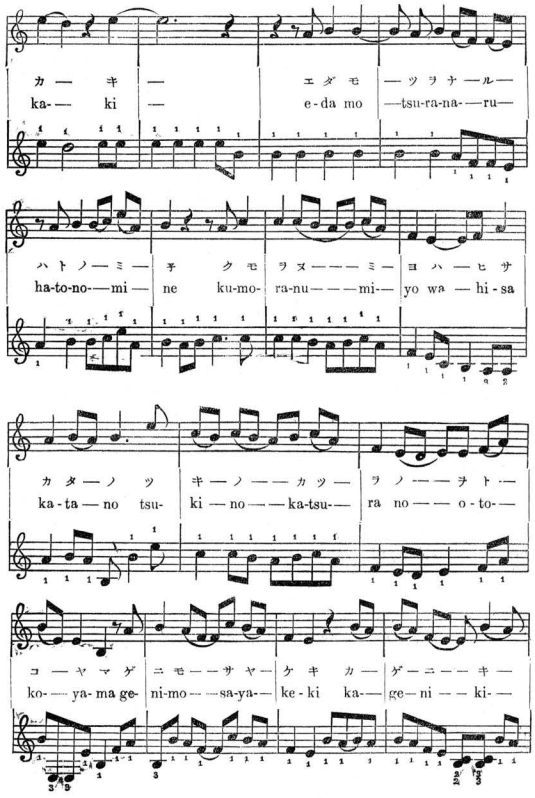

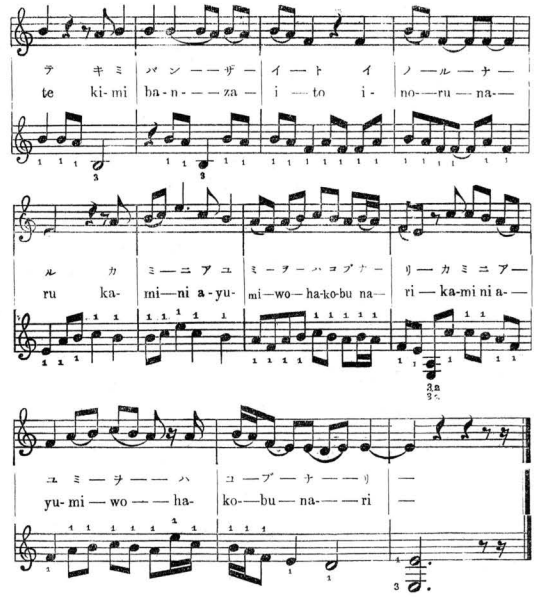

手習 Tenarai.

No. 8.

第八曲

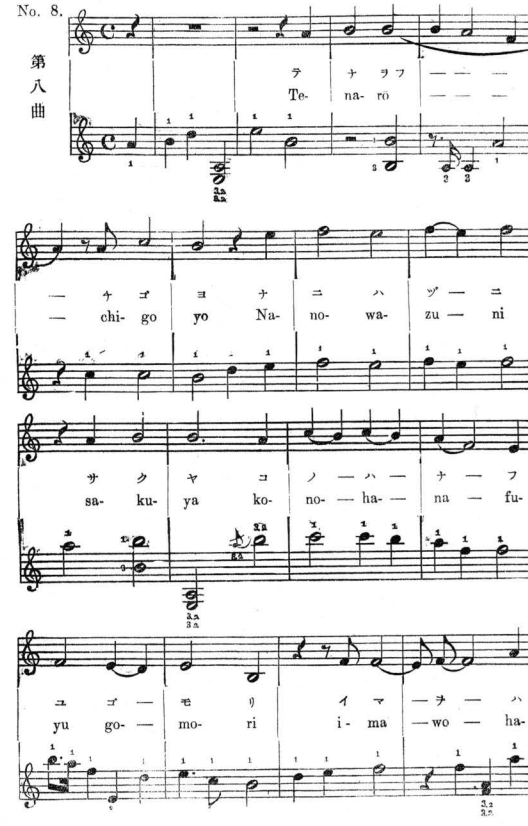

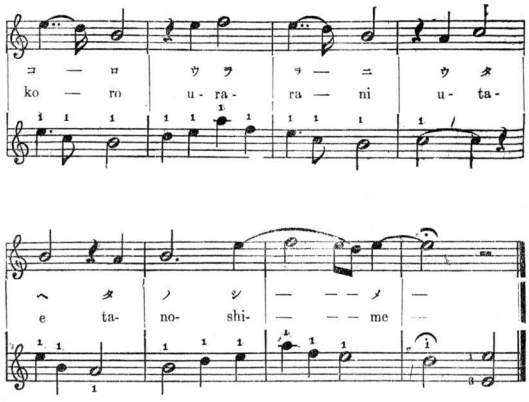

No. 6.

第六曲　落梅 Rakubai.

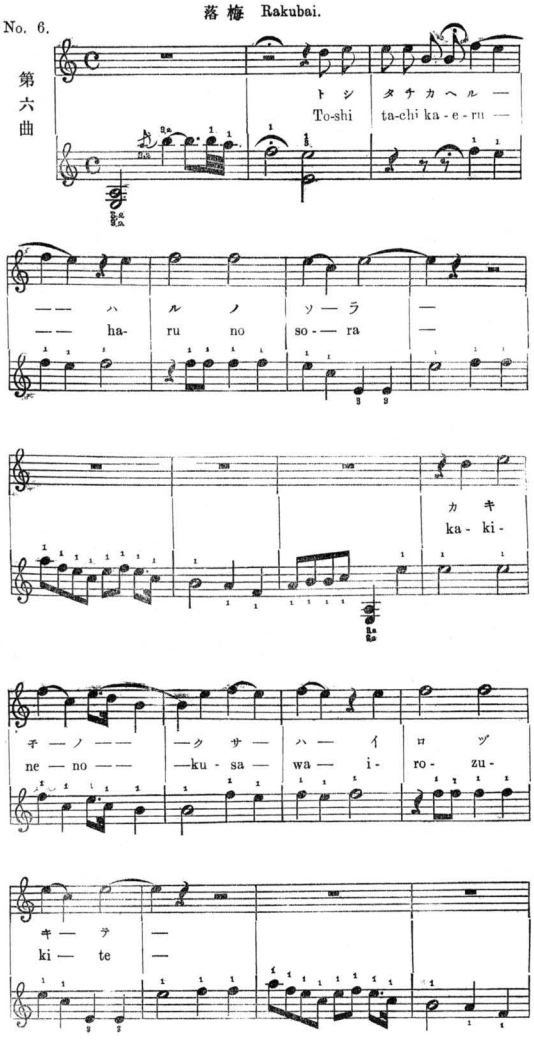

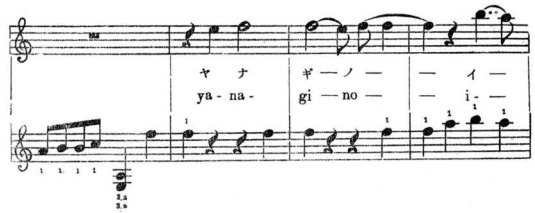

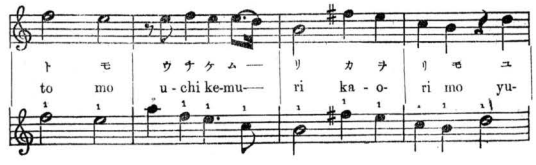

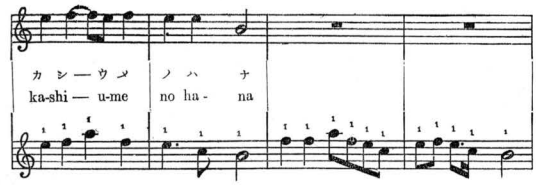

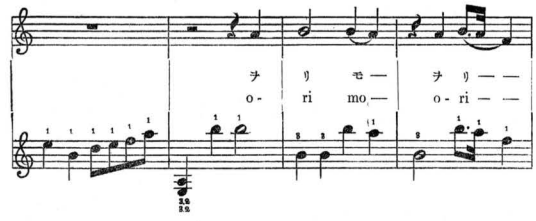

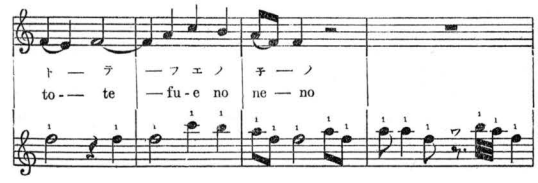

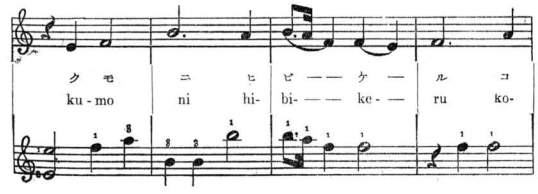

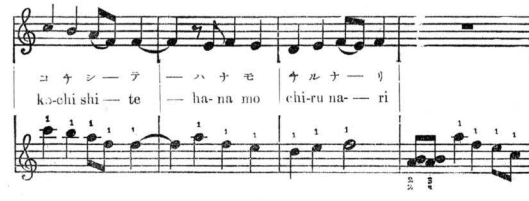

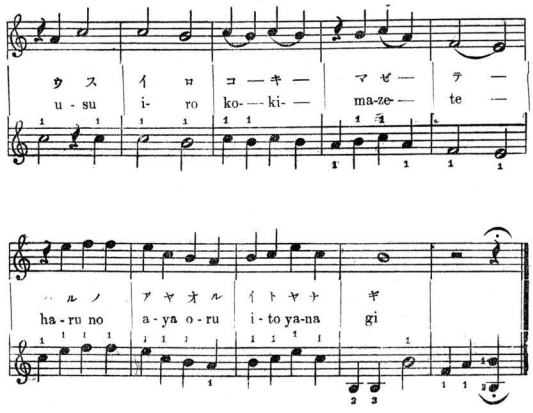

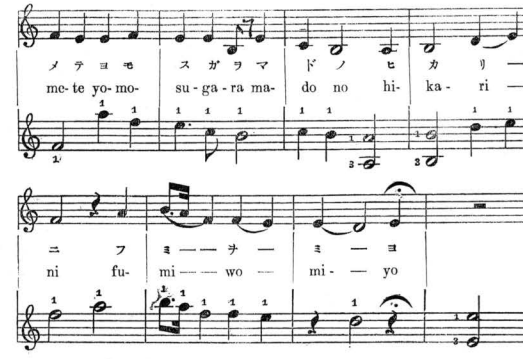

螢 Hotaru.

No. 4.

第四曲

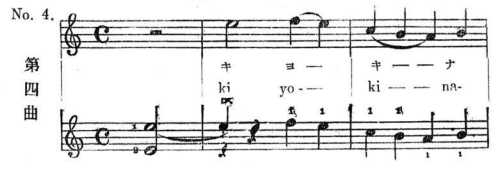

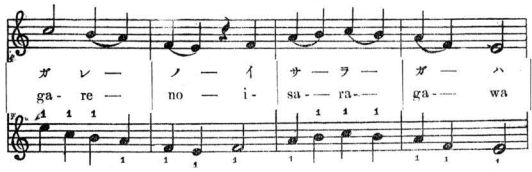

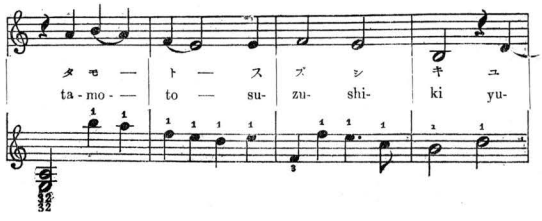

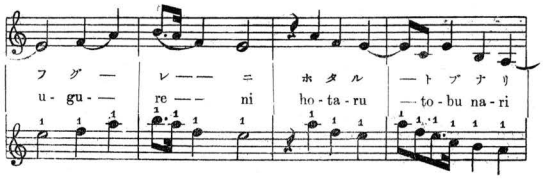

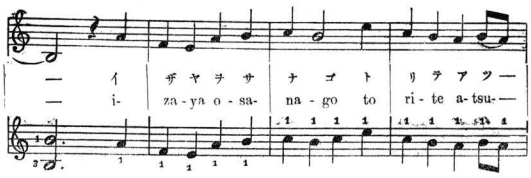

歌ノ道 Uta no Michi.

No. 5.

第五曲

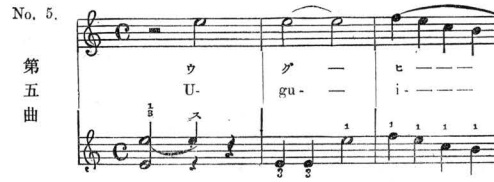

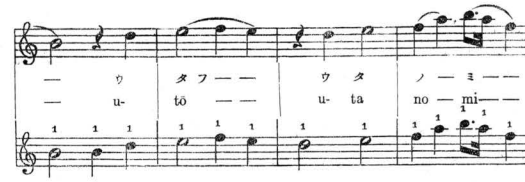

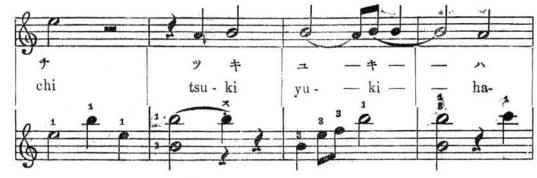

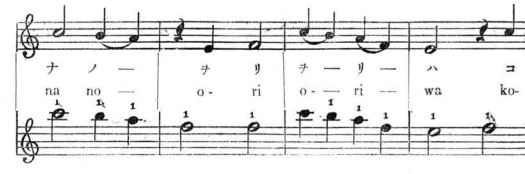

第二十九　數へうた

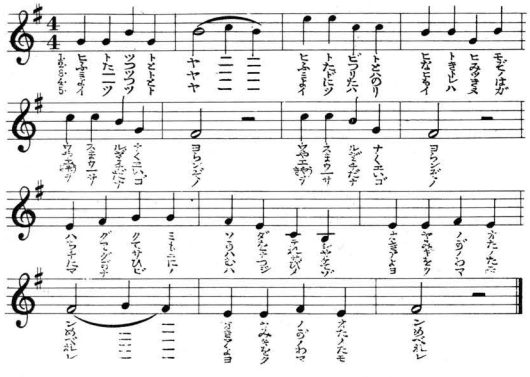

第二十九　　同つゞき

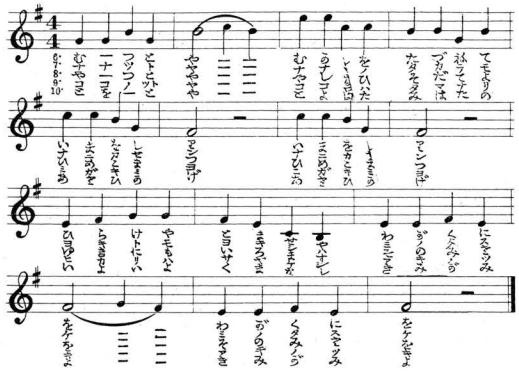

東京音樂學校編纂『箏曲集』明治21年

平調子　Hira-Jōshi.

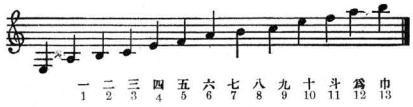

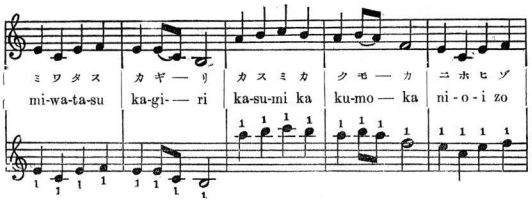

No. 1.　姫松　Hime-matsu.

第一曲

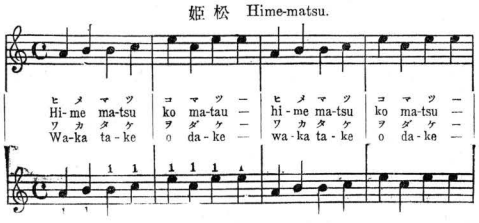

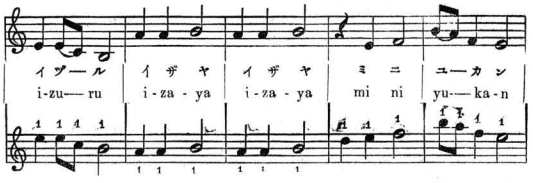

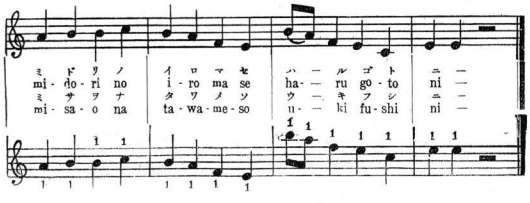

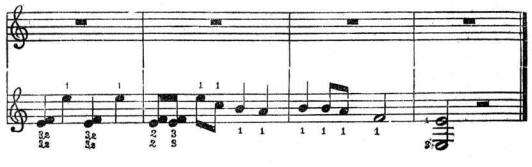

No. 3.　花競　Hana-kurabe.

第三曲

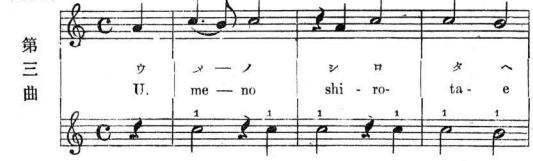

No. 2.　櫻　Sakura.

第二曲

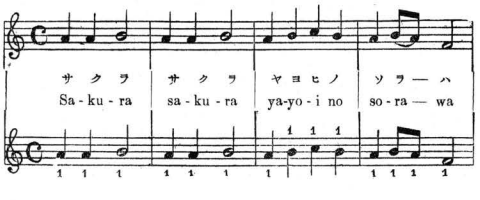

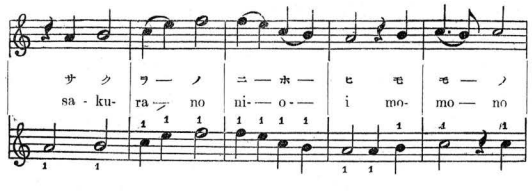

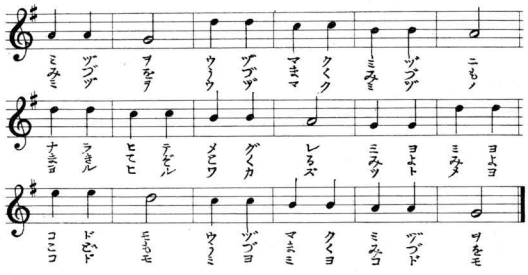

第二十二　環

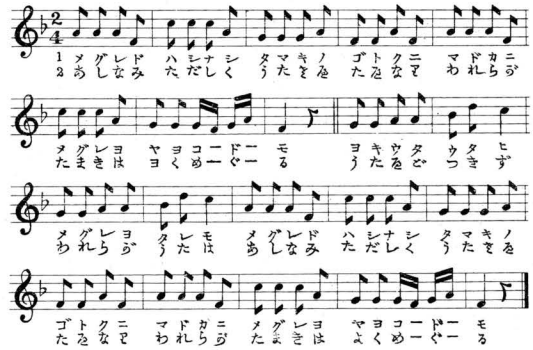

第二十三　毬

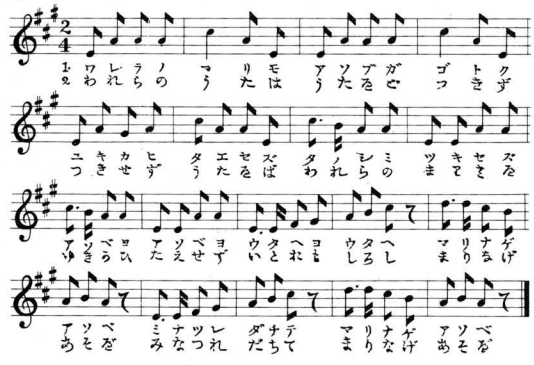

第二十四　兄弟妹

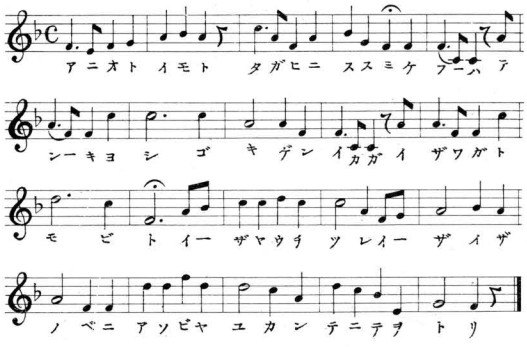

第二十五　操練

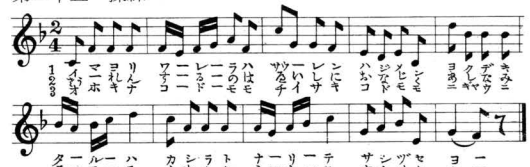

第二十六　風車

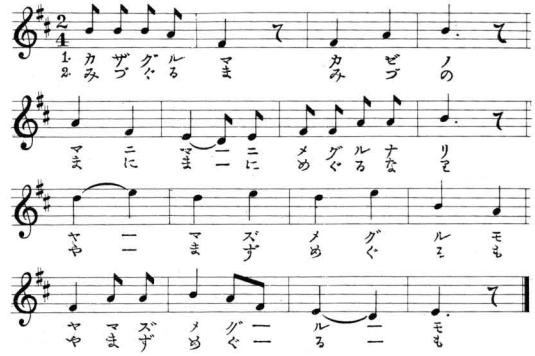

第二十七　蜜蜂

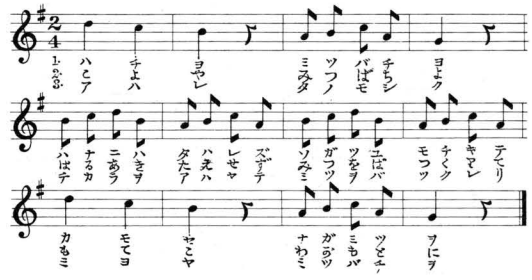

第二十八　一羽の鳥

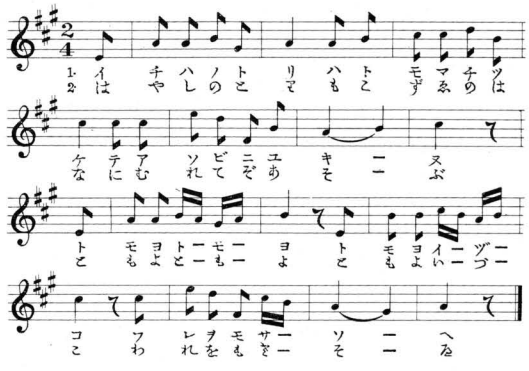

第十三　雨露

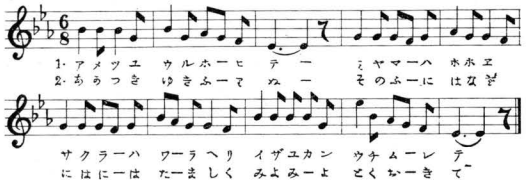

第十四　冬の空

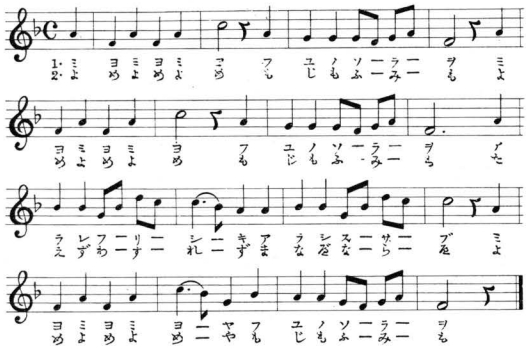

第十五　花さく春

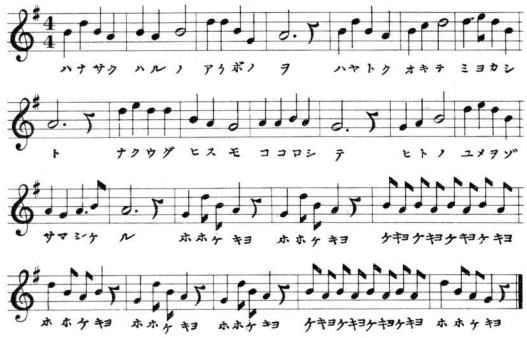

第十六　やよ花桜

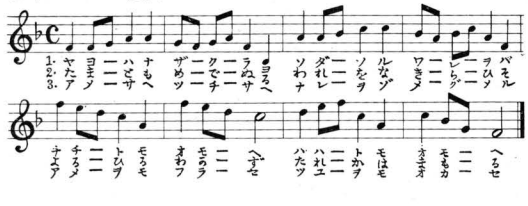

第十七　燕

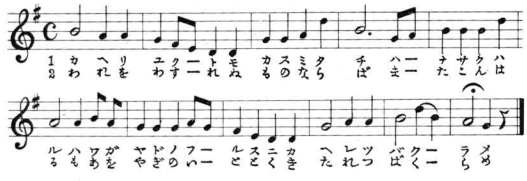

第十八　真直にたてよ

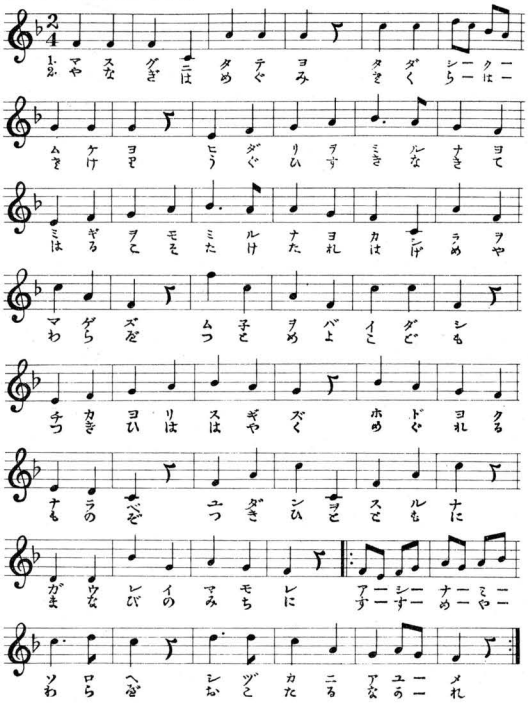

第十九　我大君

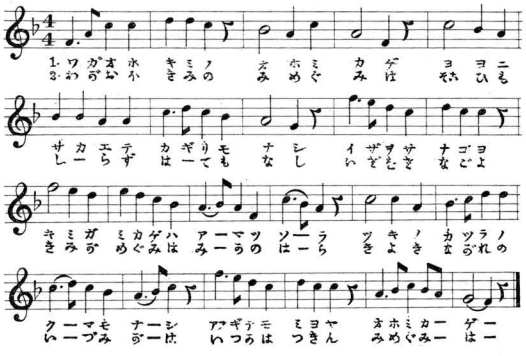

第二十　こゝなる門

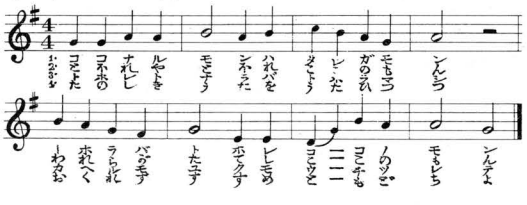

第二十一　うづまく水

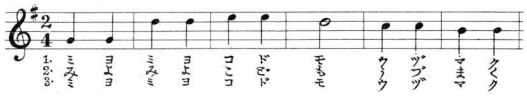

第三　進め進め

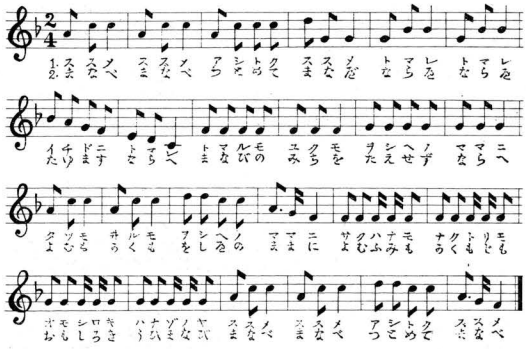

第四　霞か雲か

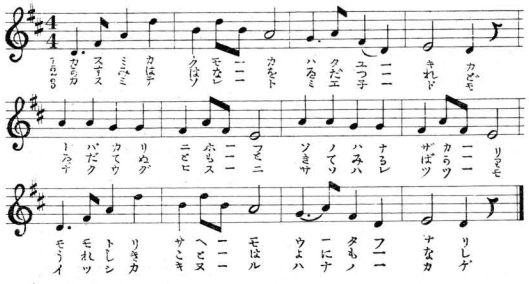

第五　學べよ

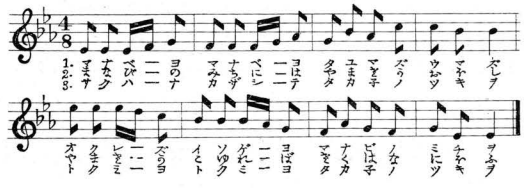

第六　にはつ鳥

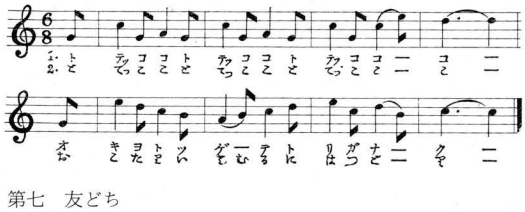

第七　友どち

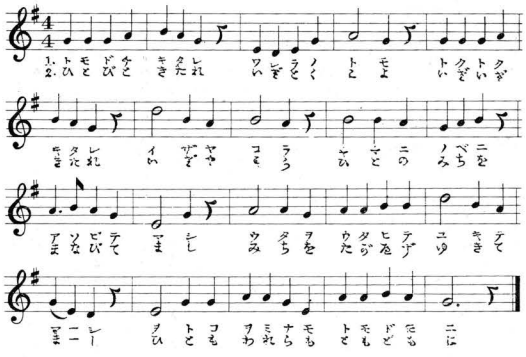

第八　子供子供

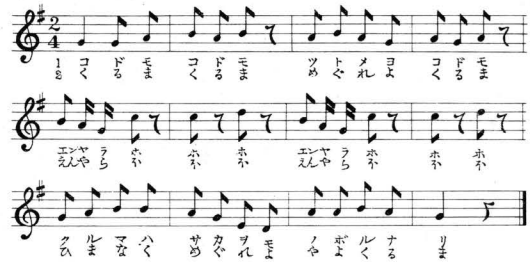

第九　若駒

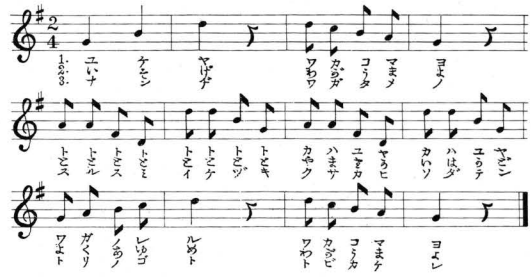

第十　大原女

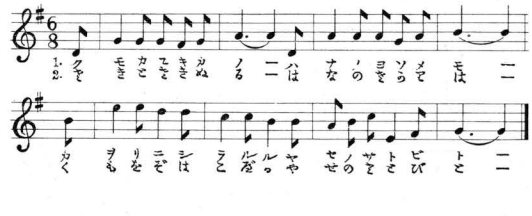

第十一　川瀬の千鳥

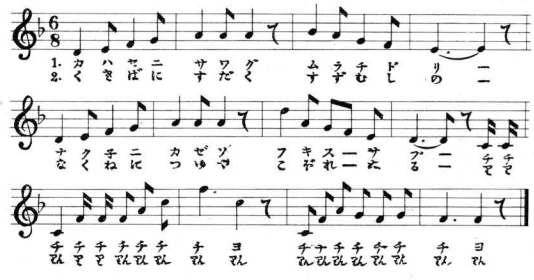

第十二　竹むら

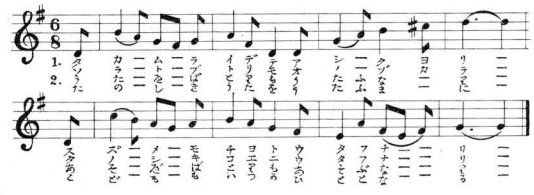

第八十七　治る御代

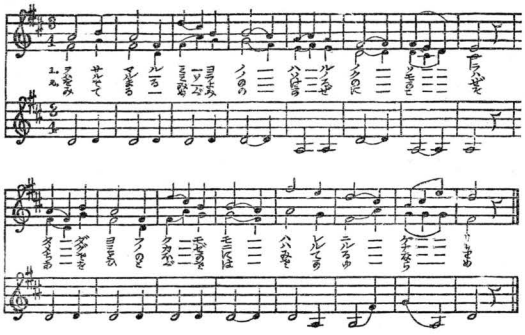

第八十八　祝へ吾君を

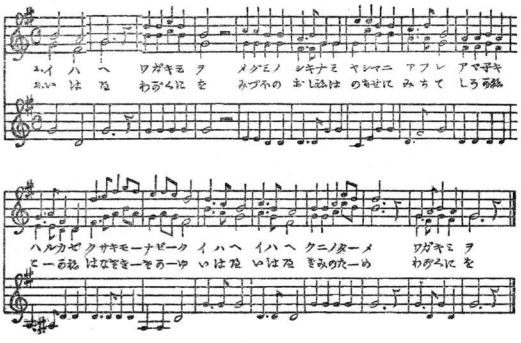

第八十九　花鳥

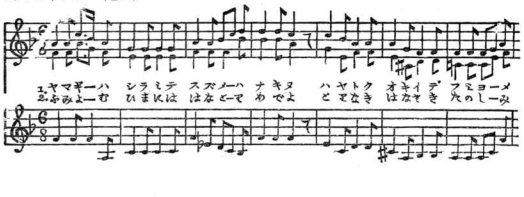

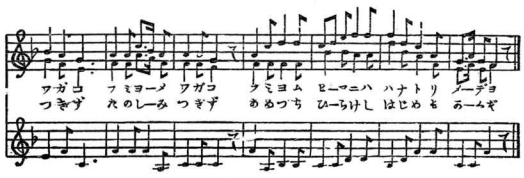

第九十　心は玉

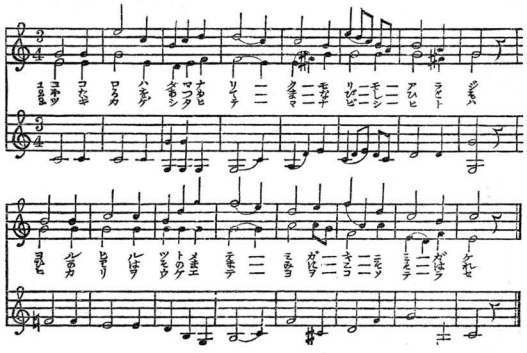

第九十一　招魂祭

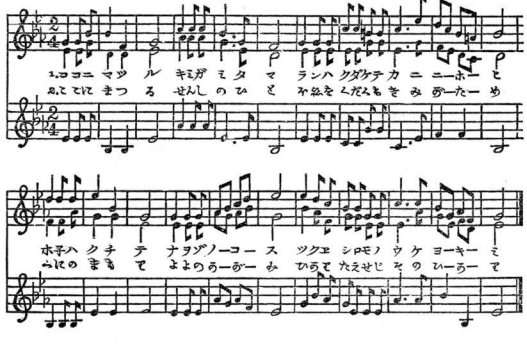

音樂取調掛編纂『幼稚園唱歌集』明治20年

第一　心は猛く

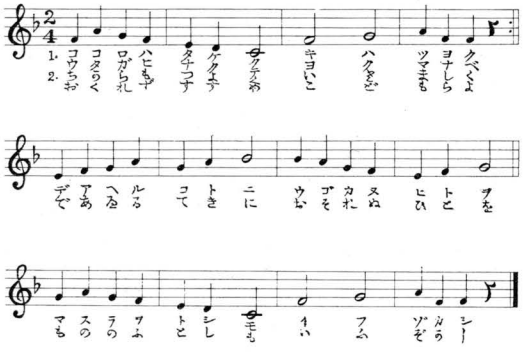

第二　蝶々

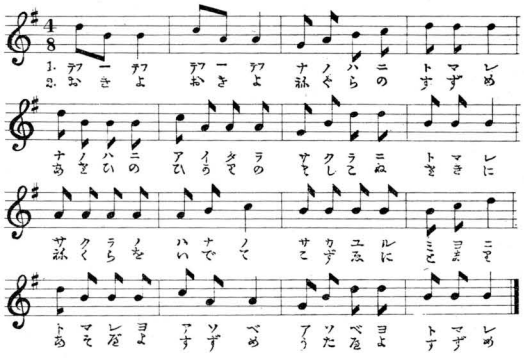

第八十二　頭の雪

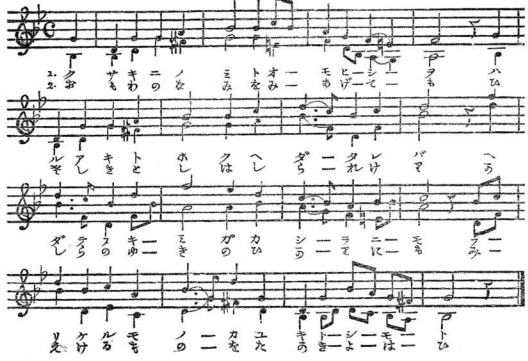

第八十三　さけ花よ

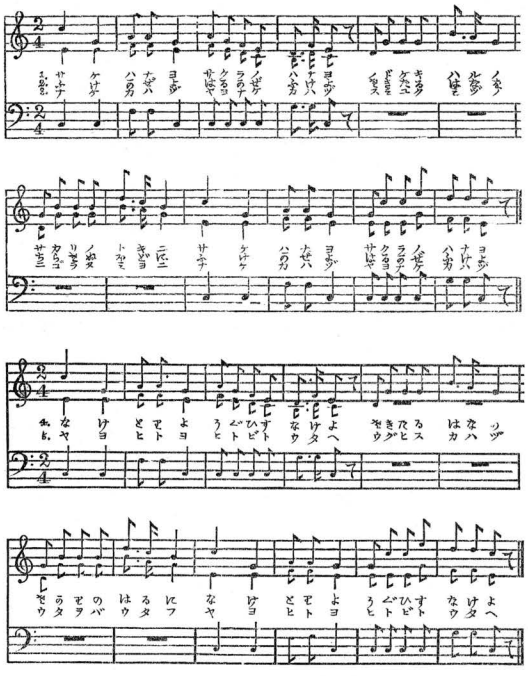

第八十四　高嶺

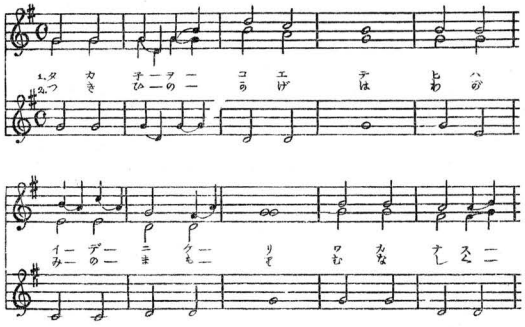

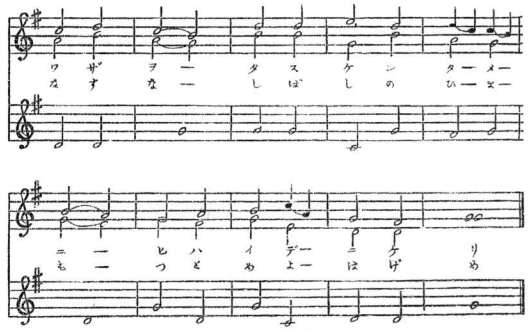

第八十五　四の時

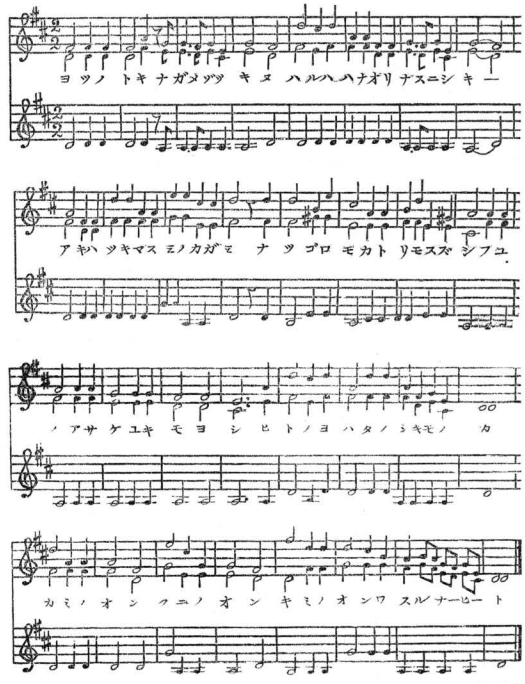

第八十六　花月

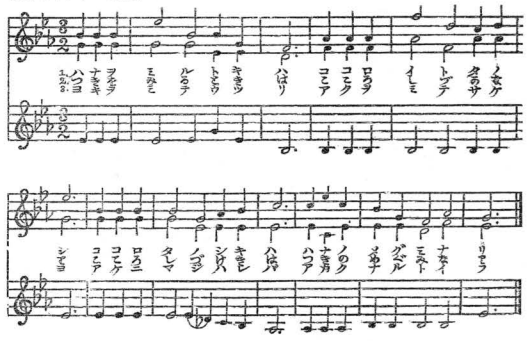

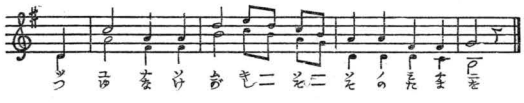

第七十四　千里の道

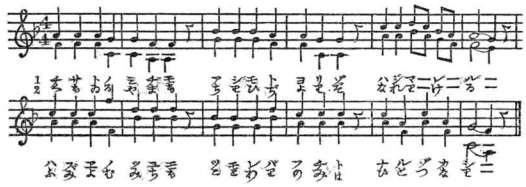

第七十五　春の野

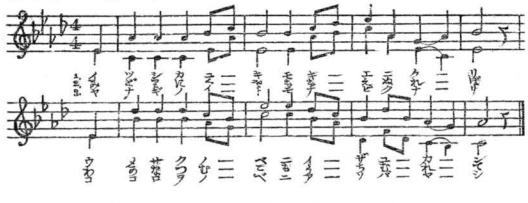

第七十六　瑞穂

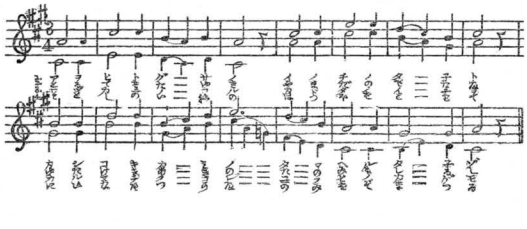

第七十七　楽しわれ

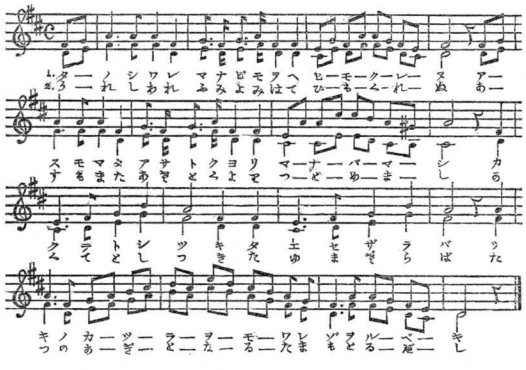

第七十八　菊（庭の千草）

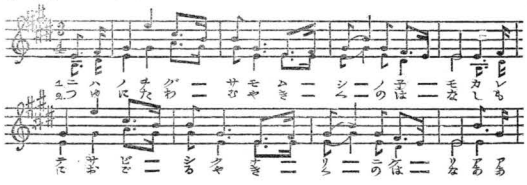

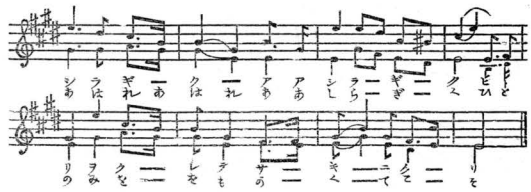

第七十九　忠臣

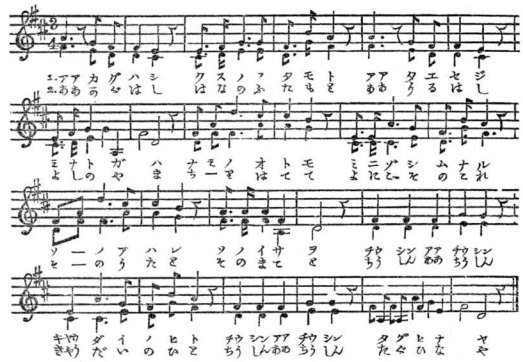

第八十　千草の花

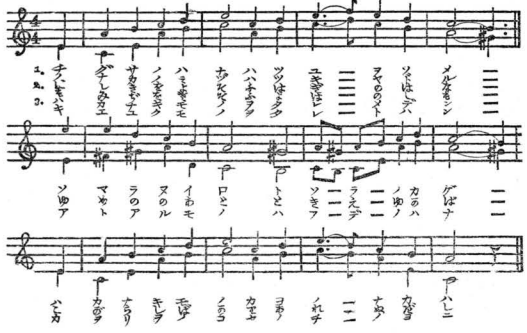

第八十一　きのふけふ

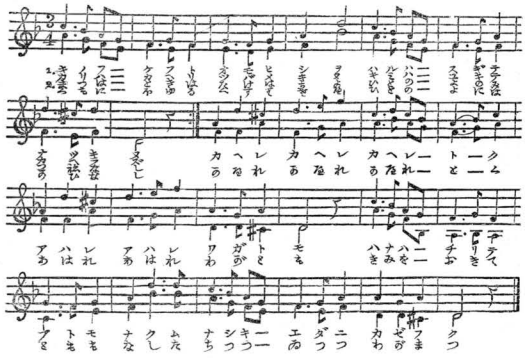

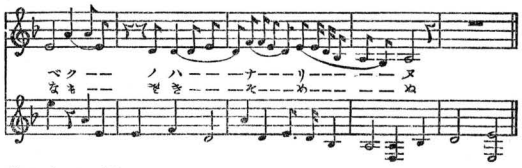

第六十五　橘

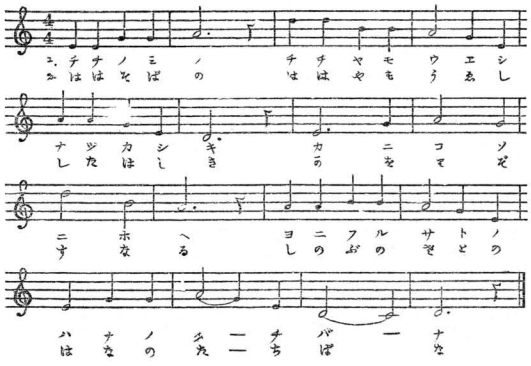

第六十六　四季の月

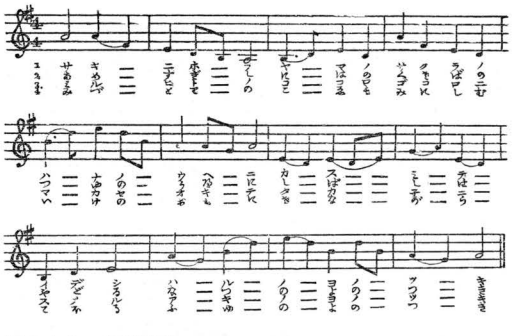

第六十七　白蓮白菊

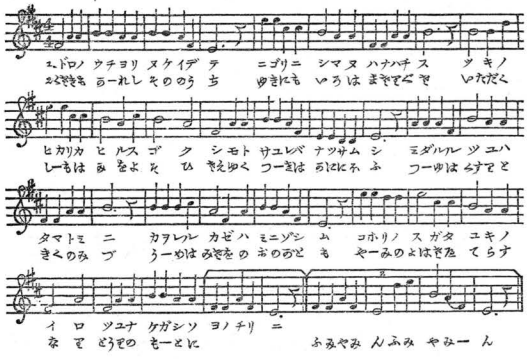

第六十八　学び

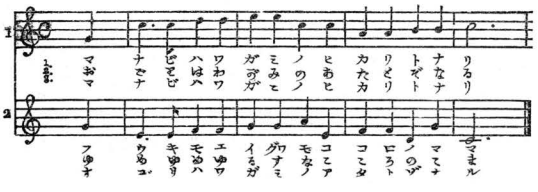

第六十九　小枝

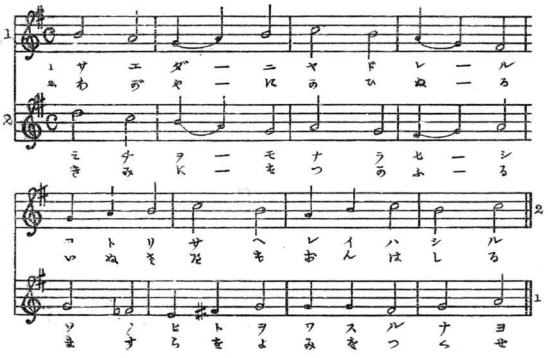

第七十　船子

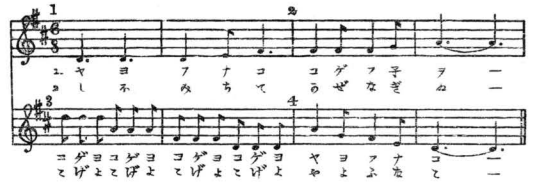

第七十一　鷹狩

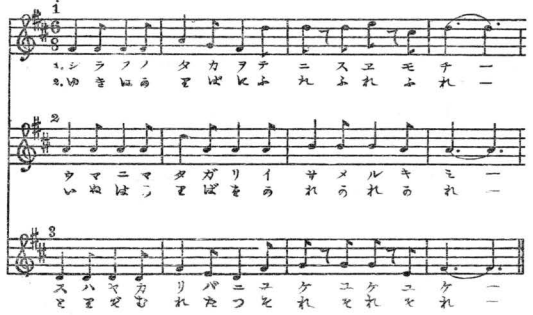

第七十二　小船

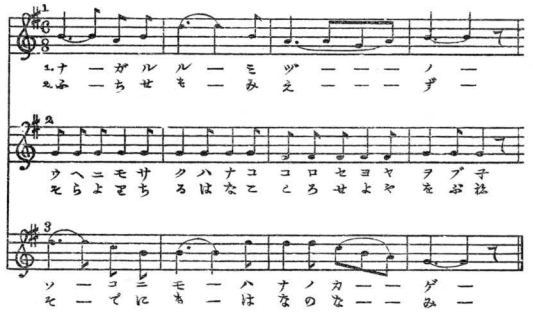

第七十三　誠は人の道

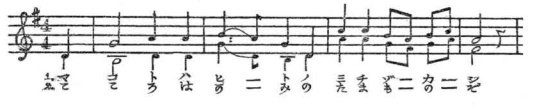

第五十八　めぐれる車

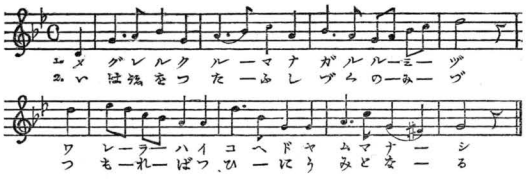

第五十九　墳墓

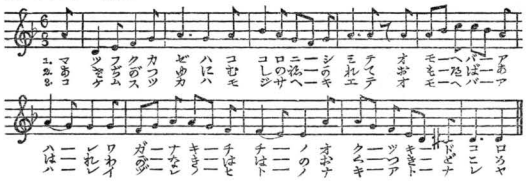

第六十　秋の夕暮

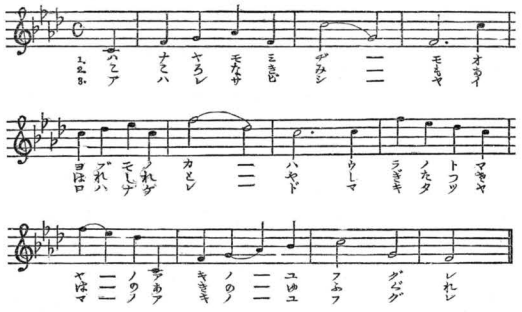

第六十一　古戦場

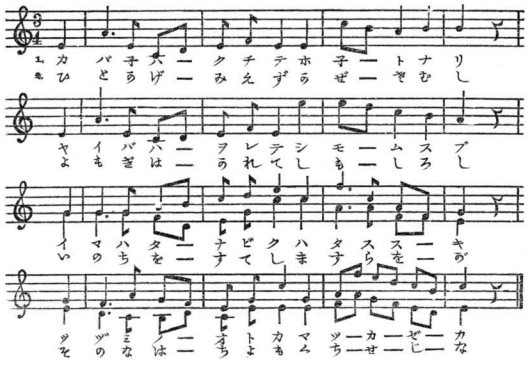

第六十二　秋草

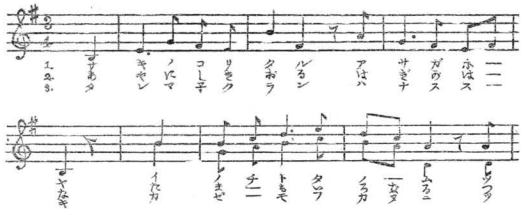

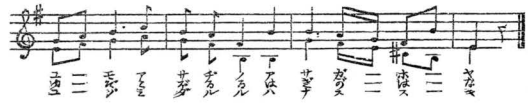

第六十三　富士筑波

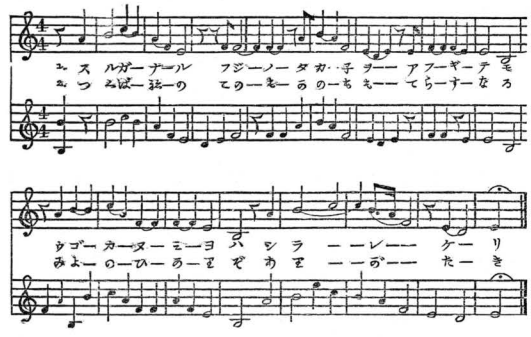

第六十四　園生の梅

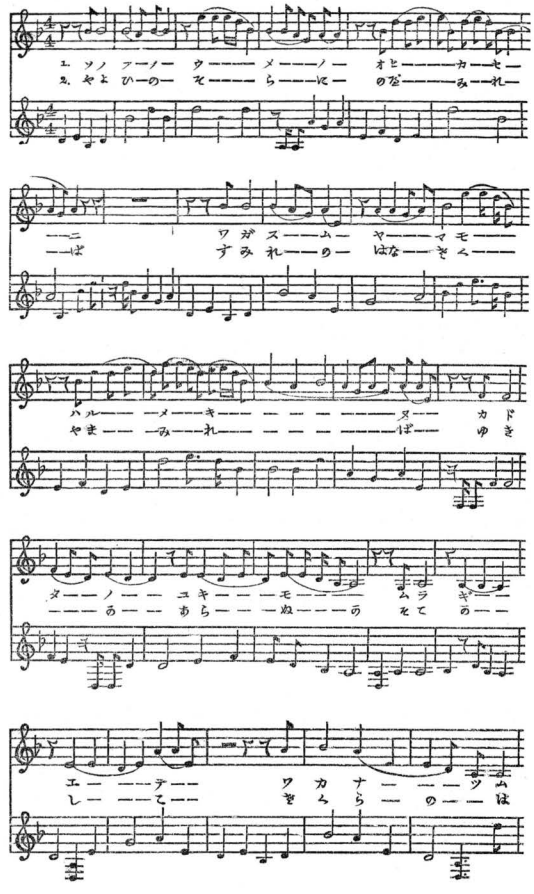

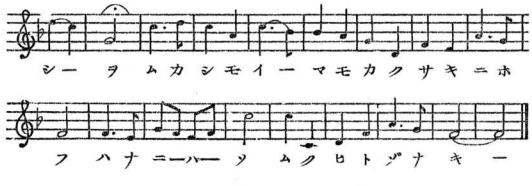

第五十二　なみ風

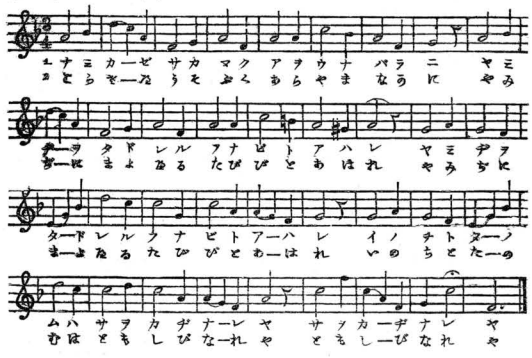

第五十三　あふげば尊とし

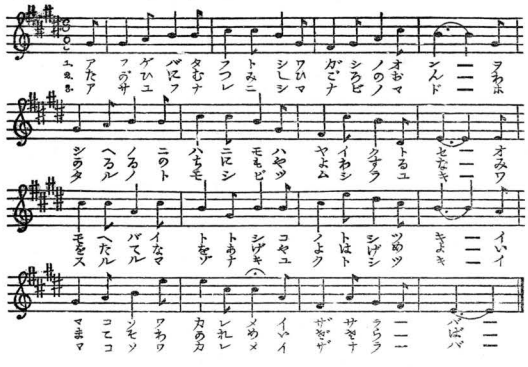

第五十四　雲

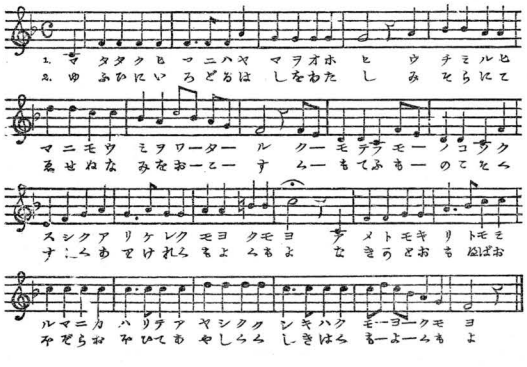

第五十五　寧楽の都

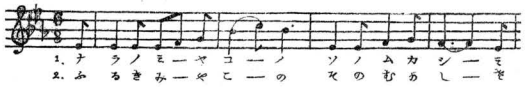

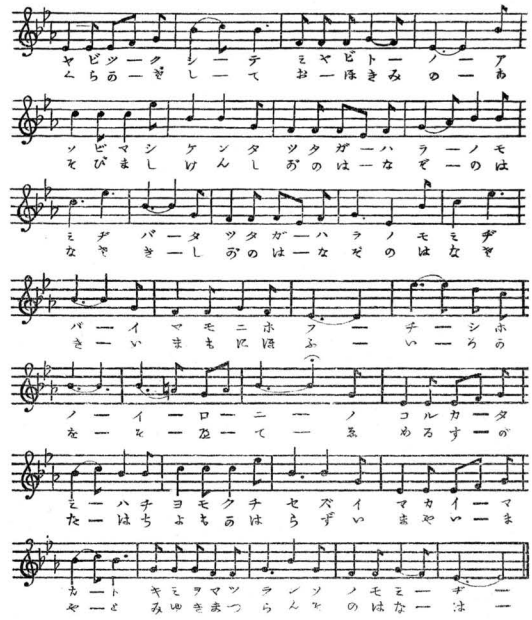

第五十六　才女

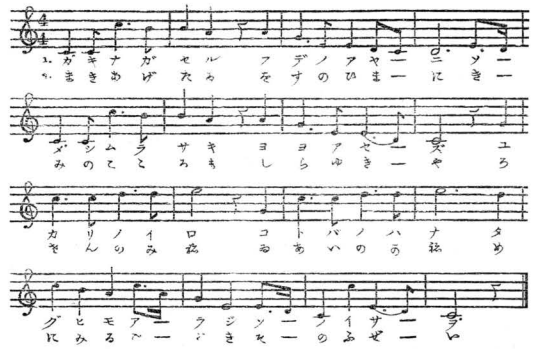

第五十七　母のおもひ

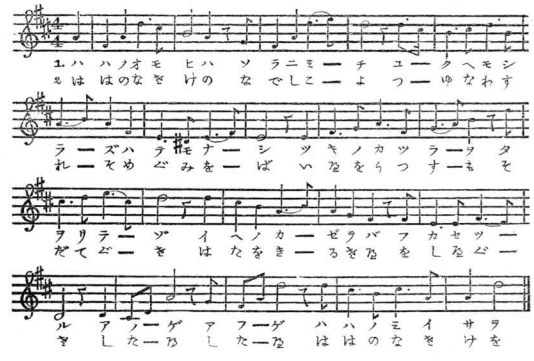

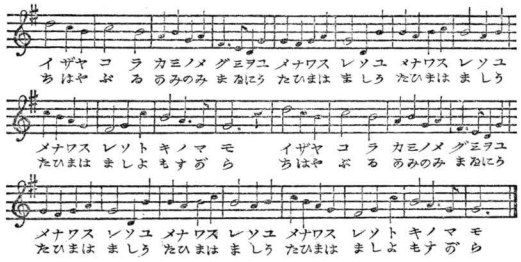

第四十六　五日の風

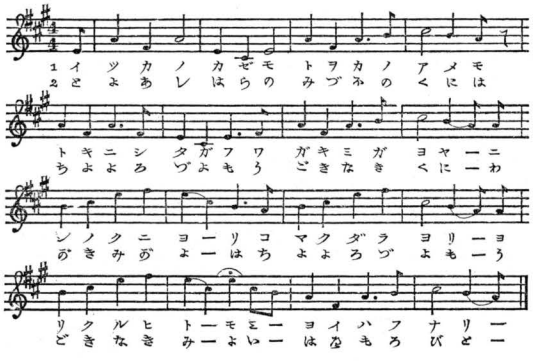

第四十七　天津日嗣

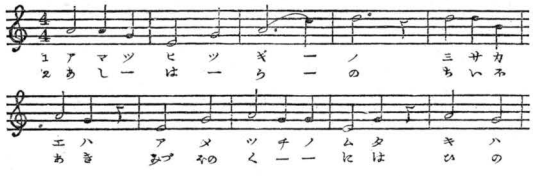

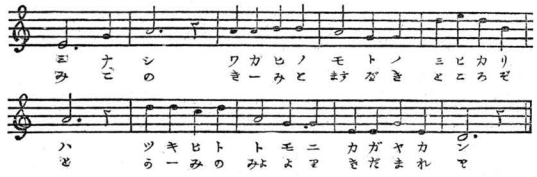

第四十八　太平の曲

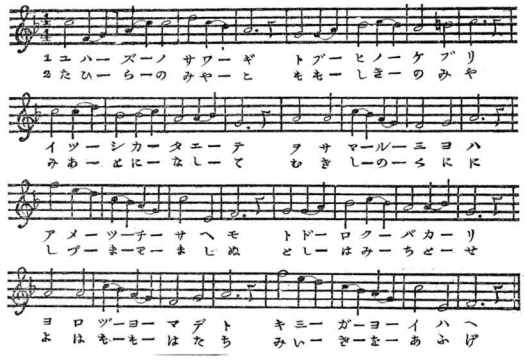

第四十九　みてらの鐘の音

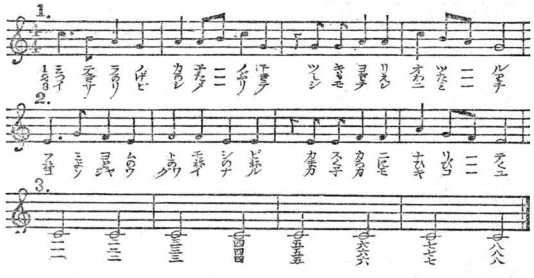

音樂取調掛編纂『唱歌集』第三編　明治17年

第五十　やよ御民

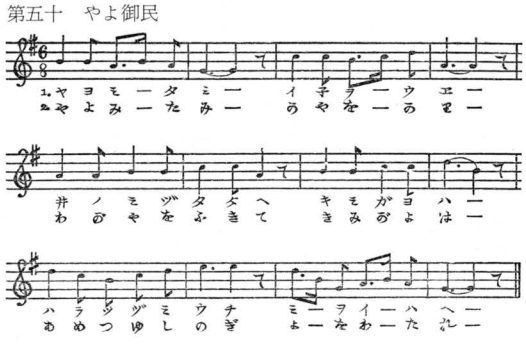

第五十一　春の夜

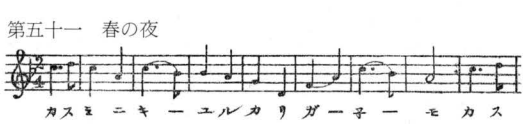

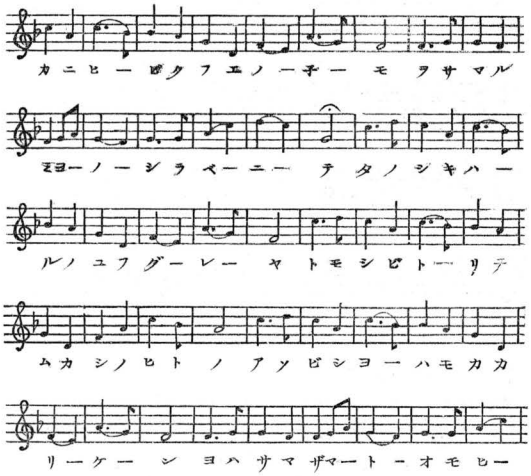

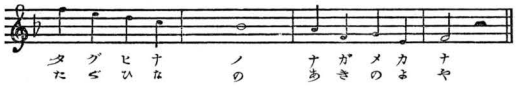

第三十八　燕

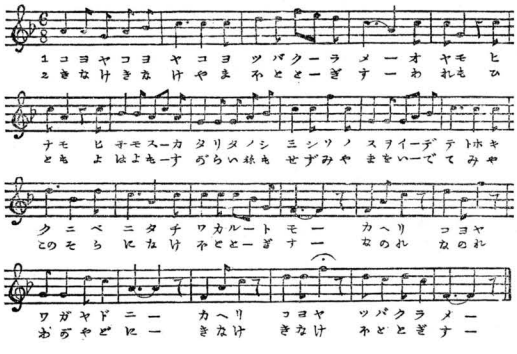

第三十九　鏡なす

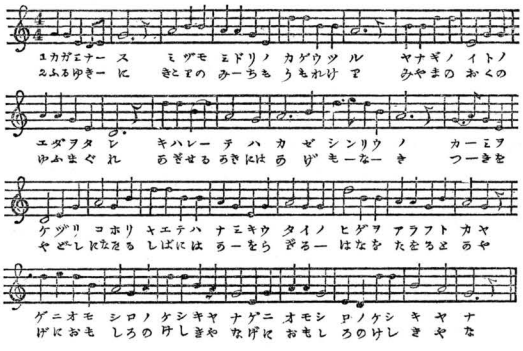

第四十　岩もる水

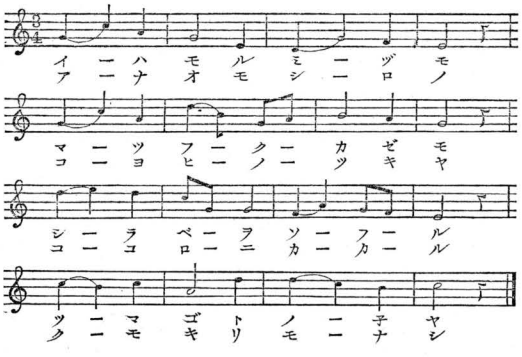

第四十一　岸の櫻

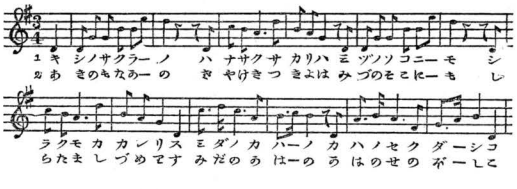

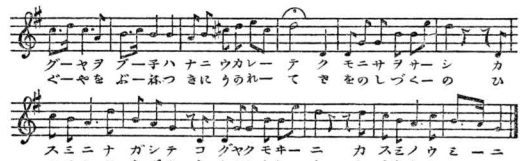

第四十二　遊獵

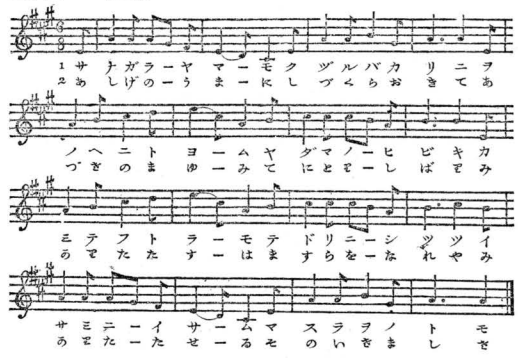

第四十三　みたにの奥

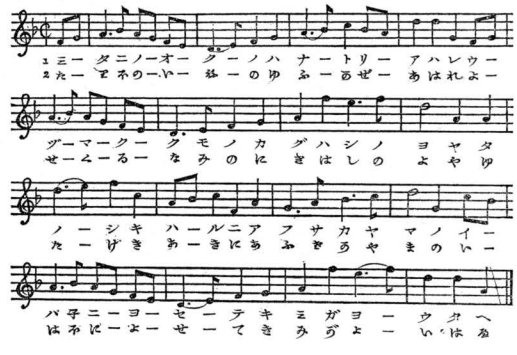

第四十四　皇御國

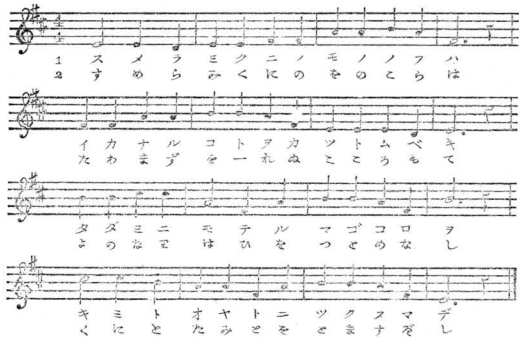

第四十五　榮行く御代

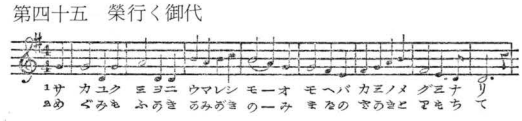

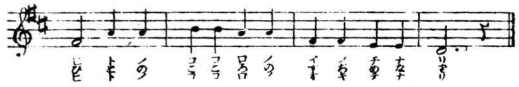

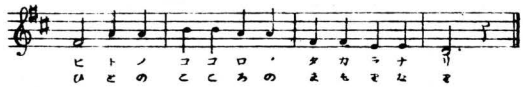

同續き

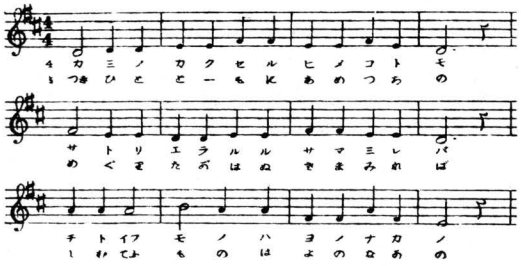

第三十三　五倫の歌

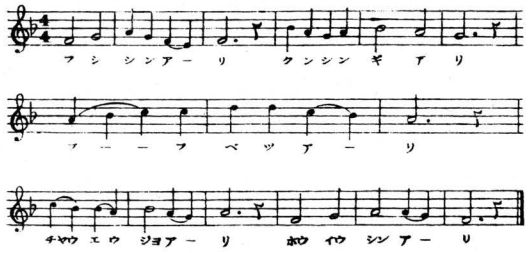

音樂取調掛編纂『唱歌集』第二編　明治16年

表名拍

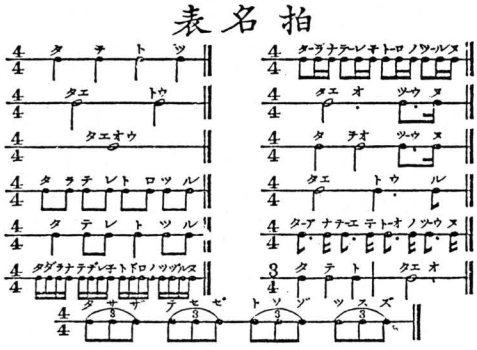

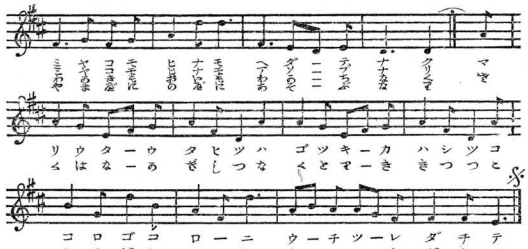

同續き

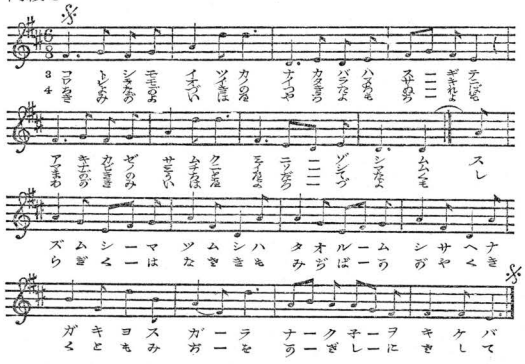

第三十四　鳥の聲

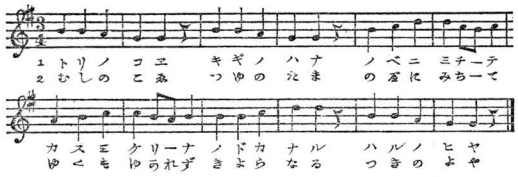

第三十五　霞か雲か

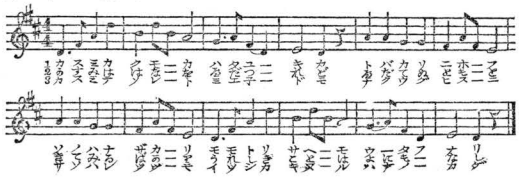

第三十六　年たつけさ

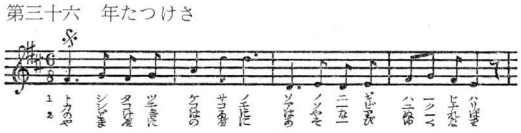

第三十七　かすめる空

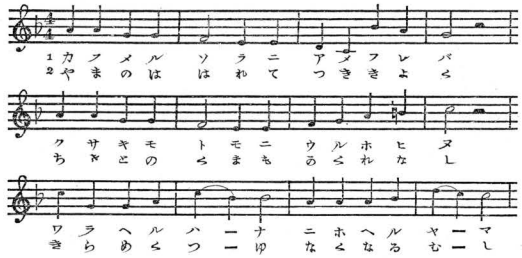

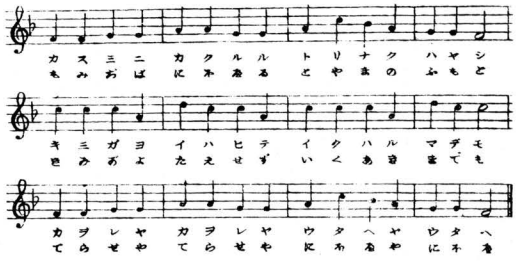

第二十六　隅田川

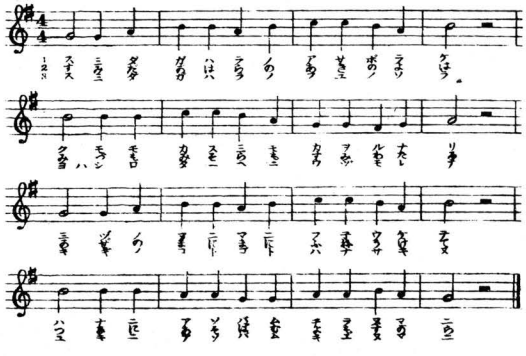

第二十七　富士山

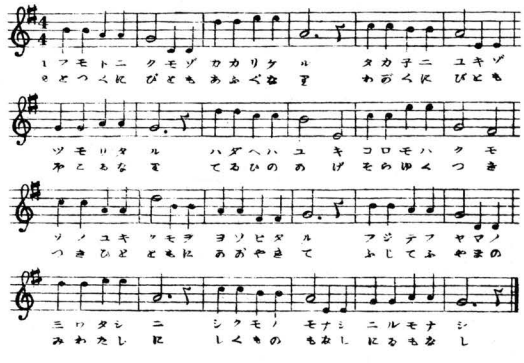

第二十八　おぼろ

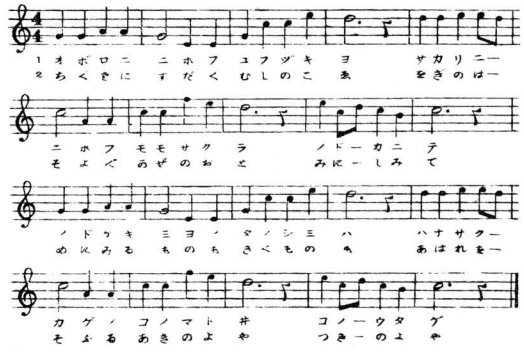

第二十九　雨露

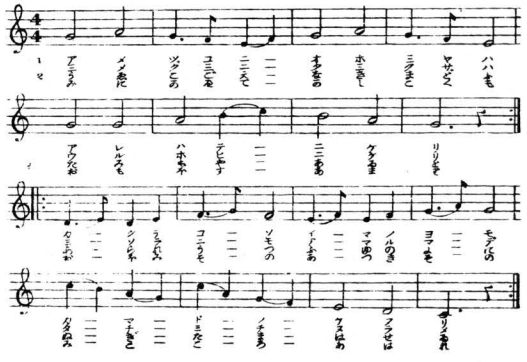

第三十　玉の寄居

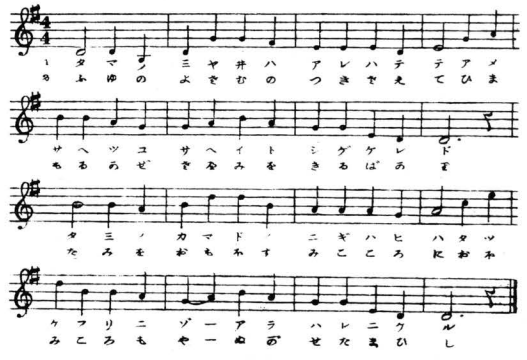

第三十一　大和撫子

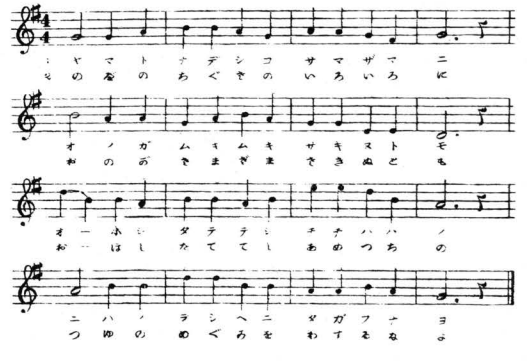

第三十二　五常の歌

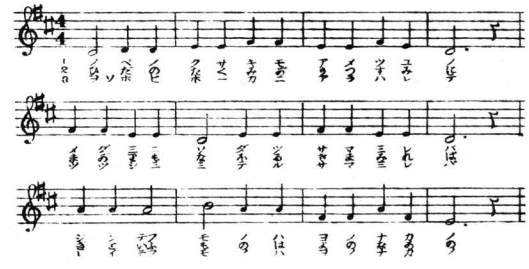

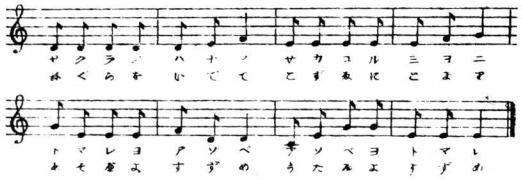

第十八　うつくしき

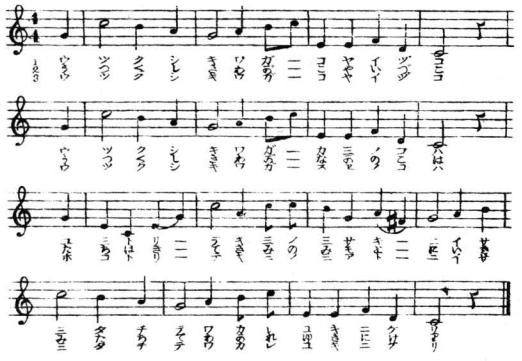

第十九　閨の板戸

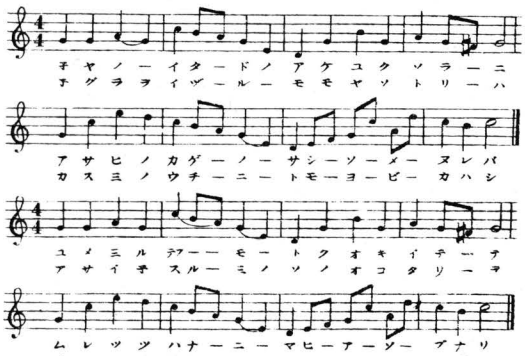

第二十　螢

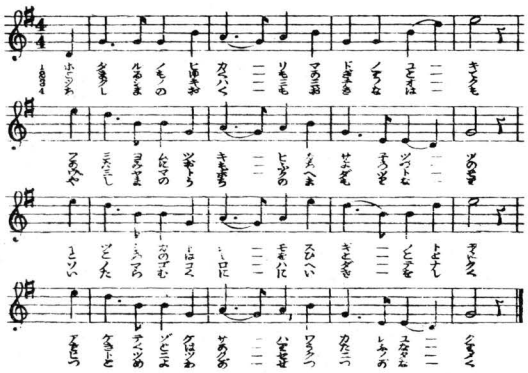

第二十一　若柴

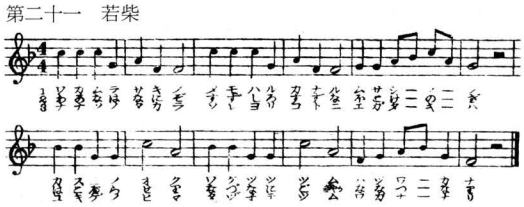

第二十二　ねむれよ子

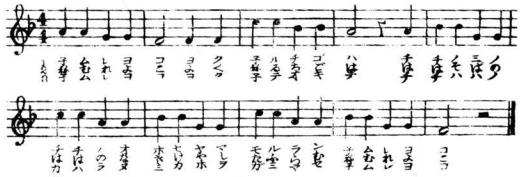

第二十三　君が代

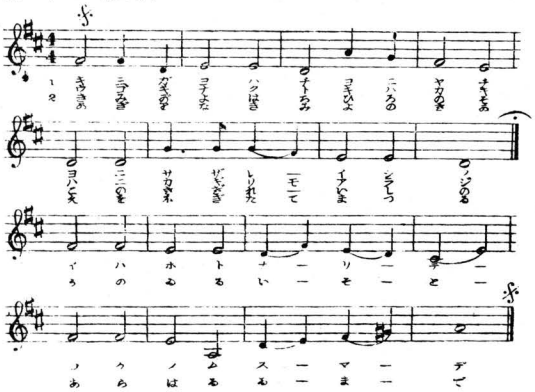

第二十四　思いいづれば

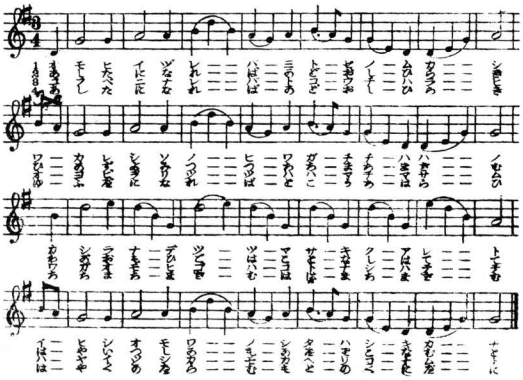

第二十五　薫りにしらるる

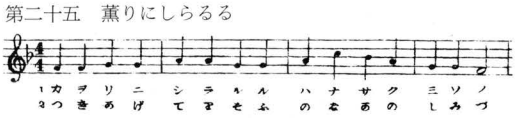

第八　鶯

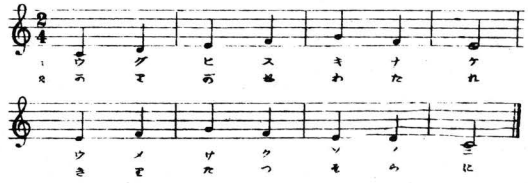

第九　野邊に

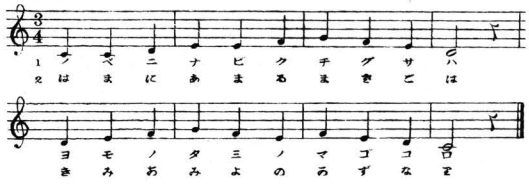

第十　春風

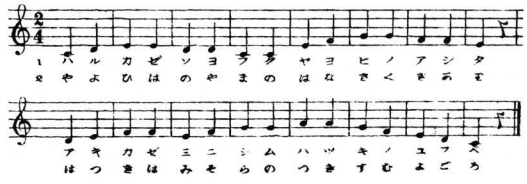

第十一　桜紅葉

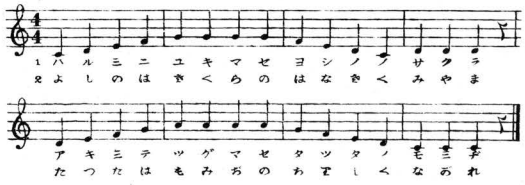

第十二　花さく春

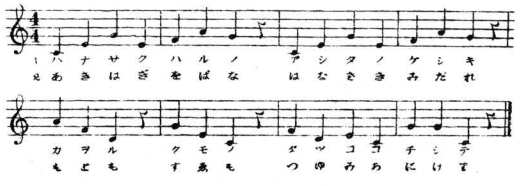

第十三　見わたせば

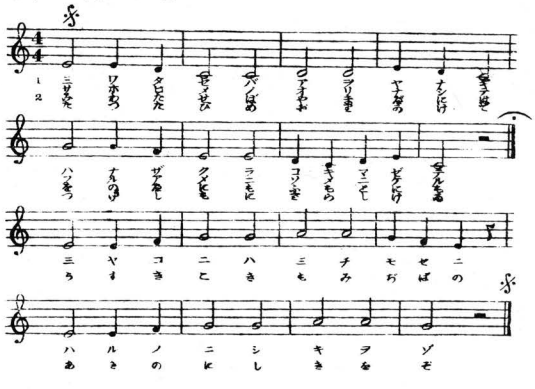

第十四　松の木蔭

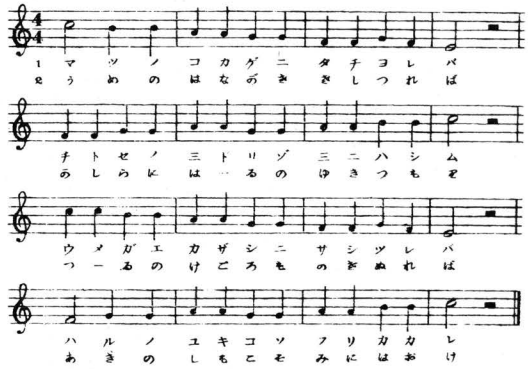

第十五　春のやよひ

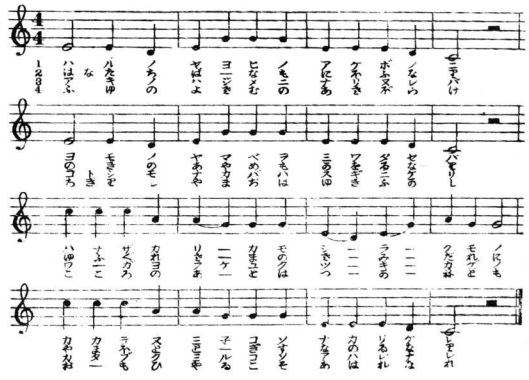

第十六　わが日の本

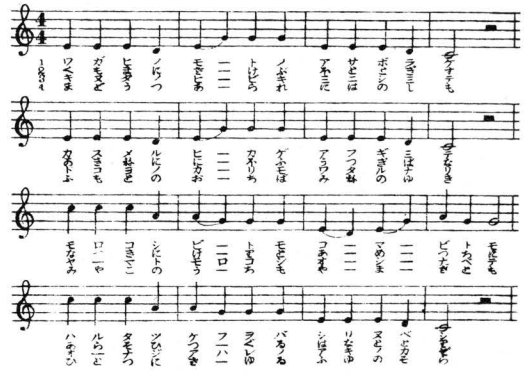

第十七　蝶々

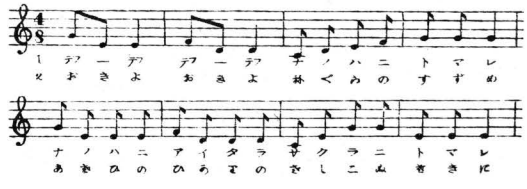

楽譜資料

音樂取調掛編纂『唱歌集』初編　明治14年

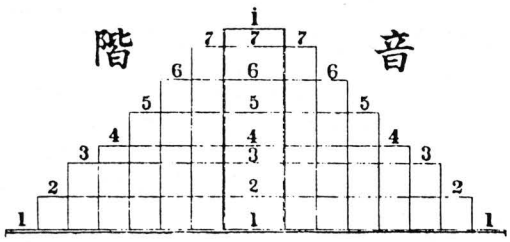

習練階音

一 1.2.. 2.1_ 二 1 2 3_ 3.2.1._ 三 1.2.3.4 4.3.2.1_

四 1 2 3 4.5_ 5.4.3 2 1_ 五 1.2.3.4 5.6_ 6.5.4.3.2.1__

六 1.2.3.4.5 6.7.i_ i.7.6.5.4.3.2.1..

師 生 師 生

1. 2. 3 _ | 1. 2. 3 _ | 3. 2. 1 _ | 3. 2. 1 _ |

1. 3. 2 _ | 1. 3. 2 _ | 2. 3. 1 _ | 2. 3. 1 _ |

1. 3. 5 _ | 1. 3. 5 _ | 5. 3. 1 _ | 5. 3. 1 _ |

1. 4. 6 _ | 1. 4. 6 _ | 6. 4. 1 _ | 6. 4. 1 _ |

師 生

1. 3. 5. 5. | 1. 3. 5 _ | 1. 3. 5. 5. | 1. 3. 5 _ |

5. 3. 1. 3. | 5. 3. 1 _ | 5. 3. 1. 3. | 5. 3. 1 _ |

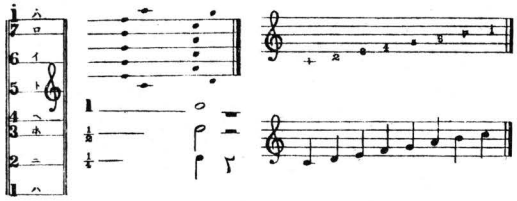

1.2.|3|1.2.|3.|3.2.|1|3.2.|1|1 3.|2|1.3.|2|2.3.|1|2.3.|1|

1 3 5.|1 3 5.|1.4.6|1.4.6|6.4.1|6.4.1|5.3.1|5.3.1|

第一　かをれ

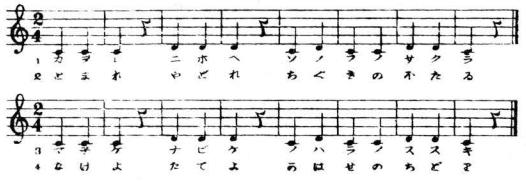

第二　春山

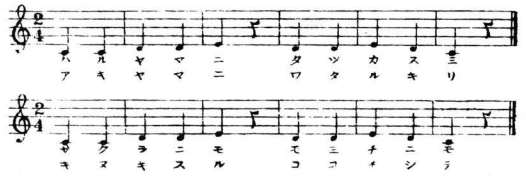

第三　あがれ

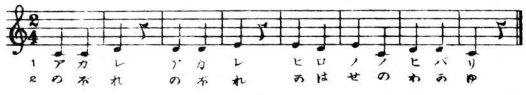

第四　いはえ

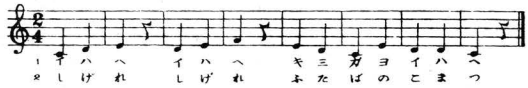

第五　千代に

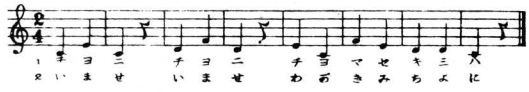

第六　和哥の浦

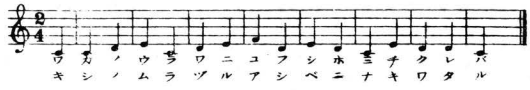

第七　春は花見

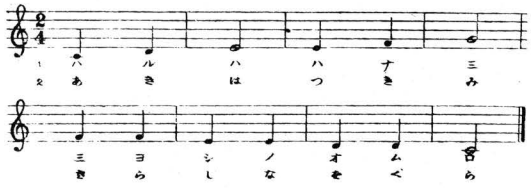

東京音楽学校出版目録　明治22年～42年

中等唱歌集　明治22年12月
音樂取調成績申報要略　明治24年３月
大元帥陛下奉迎の歌　明治28年５月
戰死者を弔ふ歌　明治28年12月
凱旋の歌　明治28年12月
孝明天皇祭　明治29年12月
奉悼の歌　明治30年２月
小學唱歌集ピアノオルガン樂譜　明治32年６月
祝日大祭日唱歌重音譜　明治33年２月
東宮殿下御慶事奉祝の歌　明治33年４月
中學唱歌　明治34年３月
中等唱歌　明治42年５月

参考文献

青柳善吾『本邦音楽教育史』東京　自費出版　昭和54年（1979）
伊澤修二『伊澤修二選集』信濃教育会編　信濃教育会　長野　昭和33年（1958）
伊澤修二『音樂取調成績申報要略全』東京音樂學校藏版　明治24年（1891）
井上武士監修・秋山龍英編著『日本の洋楽百年史』東京　第一法規出版株式会社　昭和41年（1966）
井上久雄編『明治維新教育史』東京　吉川弘文館　昭和59年（1984）
遠藤宏『明治音樂史考』東京　有朋堂　昭和23年（1948）
『音樂雜誌』第１号～第77号　明治23年～31年　共益商社　復刻版　出版科学総合研究所　昭和60年（1985）
上沼八郎『伊沢修二』東京　吉川弘文館　昭和44年（1969）（人物叢書98）
『近代日本総合年表』東京　岩波書店　昭和43年（1968）
倉沢剛『幕末教育史の研究１』東京　吉川弘文館　昭和58年（1983）
倉沢剛『幕末教育史の研究２』東京　吉川弘文館　昭和59年（1984）
斎藤隆三『岡倉天心』吉川弘文館　昭和44年（1969）
『東亞音樂論叢―田邊先生還曆紀念』東京　山一書房　昭和18年
東京芸術大学音楽取調掛研究班編『音楽教育成立への軌跡』東京　音楽之友社　昭和51年（1976）
永井幸次『来し方八十年』大阪　大阪音楽短期大学楽友会出版部　昭和29年（1954）
奈良本辰也『日本近世の思想と文化』東京　岩波書店　昭和53年（1978）
『日本人名大事典』全７巻　東京　平凡社　昭和54年（1979）
『日本教科書大系　近代編――第25巻　唱歌』東京　講談社　昭和44年（1969）
橋尾四郎『三浦梅園の教育思想研究』東京　吉川弘文館　昭和58年（1983）
『平凡社大百科事典』全16巻　東京　昭和59年（1984）
堀内敬三『音楽五十年史』東京　音楽之友社　昭和43年（1984）
堀内敬三『音楽明治百年史』東京　音楽之友社　昭和43年（1968）
『明治ニュース事典』第１巻～第８巻　東京　毎日コミュニケーションズ　昭和60～61年（1985～1986）
増井敬二『日本のオペラ――明治から大正へ』東京　民音音楽資料館　昭和59年（1984）
三浦俊三郎『本邦洋樂變遷史』東京　日東書院　昭和６年（1931）
宮沢縦一編著『明治は生きている』東京　音楽之友社　昭和40年（1965）
『明治文化史』第９巻 音楽演芸編　東京　洋々社　昭和29年（1954）
山住正己『唱歌教育成立過程の研究』東京　東京大学出版会　昭和42年（1967）
吉本明光『三浦環のお蝶夫人』東京　音楽之友社　昭和30年（1955）

ロ

ロイテル，ルドルフ Reuter, Rudolph Ernest *29*, 7, **538**-**540**, 546, 572, 576
ロジニー →ロッシーニ
ロック Locke 25
ロッシーニ Rossini
　ロジニー 227

ワ

ワーグナー Wagner 542
　ワグネル 2, 213, 214, 218, 225, 525, 543, 546, 551, 557
ワグネル →ワーグナー
渡瀬寅二郎（わたせ とらじろう） 194, 196
渡邊薫之助（わたなべ〔くんのすけ〕） 498
渡部康三（〔わたなべ こうぞう〕） 541, 542, 544, 550, 551
渡部朔（〔わたなべ さく〕） 542, 543
渡邊森藏（わたなべ〔もりぞう〕） 6
渡邊龍聖（わたなべ りゅうしょう） *6*, *18*, *19*, 5, 6, 423, 509, 522, 536
ワレス Wallace 515

山口在七郎（やまぐち〔さしちろう〕）　333
山口半六（やまぐち はんろく）　291
山勢慶風一（やませ けいふういち）　262, 263
山勢松韻[慶賀一]（やませ しょういん[けいがいち]）　2, 4, 40, 41, 127, 163, 164, 169, 170, 171, 193, 198, 199, 200, 206, 209, 210, 213, 216, 218, 220, 221, 224, 225, 234, 244, 247, 257, **262-263**, 336, 518, 562
山田源一郎（やまだ げんいちろう）　4, 5, 227, 288, 290, 504, 505, 509, 510
山田耕筰（やまだ こうさく）　*27*, 7, 522, 534
山田美妙（やまだ びみょう）　261
山田ヨネ（やまだ よね）　504
山多喜松調[山田貴松調]（やまたき しょうちょう）　163, 164, 218
山谷德治郎（〔やまたに とくじろう〕）　4
山登松齢（やまと しょうれい）　37, 163, 164, 218, 271
山登萬和（やまと まんわ）　163, 164, 218
山登（やまと）　518
山井基清（やまのい もときよ）　7
山井基萬（やまのい〔もとみつ〕）　198, 200, 270, 271, 498, 504, 505
山辺赤人（やまべの あかひと）　206
山室保嘉（やまむろ やすか）　516, 518, 529
山本芳翠（やまもと ほうすい）　543, 544, **545**, 550, 551
山本正夫（やまもと まさお）　542
山本生（やまもと〔しょう〕）　224, 504
ヤンカー　→ユンケル

ユ

湯淺一郎（ゆあさ いちろう）　543, 544, 545
幽絃郎（〔ゆうげんろう〕）　566
ユーシー Jousse　111
湯原元一（ゆはら もといち）　*7*, *28*, *30*, 7, 522, 534, 538, 553, 566, 567, 568, 572, 573
湯本武比古（ゆもと たけひこ）　261, 275, 427
ユンケル, A Junker, August　*11*, *20*, *21*, *22*, *24*, *28*, *30*, 5, 245, 510, 530, **532-535**, 538, 553, 561, 562, 564, 570, 573, 576
　ヤンカー　426, 529

ヨ

ヨアヒム, ヨゼフ Joachim, Joseph　533, 536
横井忠臣（よこい〔ただおみ〕）　275
横田三郎（よこた さぶろう）　*23*, 541
吉岡郷甫（よしおか きょうほ）　7, 510
吉川金藏（よしかわ〔きんぞう〕）　255, 256
芳川〔顯正〕（よしかわ〔あきまさ〕）　395
吉田宇之造（よしだ〔うのぞう〕）　365
吉田キサ（よしだ きさ）　199, 200
吉田義方（よしだ ぎほう）　262
吉田豐吉（よしだ とよきち）　541, 544, **545**, 550
吉永經和（よしなが けいわ）　517
吉丸一昌（よしまる かずまさ）　7, 510
吉村寅太郎（よしむら とらたろう）　213
吉本明光（よしもと〔めいこう〕）　545
依田百川（〔よだ ひゃくせん〕）　237
依田辨之助（よだ べんのすけ）　504, 505
四元義豐（よしもと よしとよ）　273, 504, 505
米田蝶［テウ］（よねだ ちょう）　37, 199

ラ

ライヒャルト Reichardt, Johann Friedrich　97
ラフ　515
ランゼゲル　517
ラモー Rameau　89, 547
ラール, アンナ Laehr, Anna　6, **535-536**
ランゲ, ガスタール　218

リ

リスト Liszt　515, 525, 527, 538, 539
リーディング　96
リーランド, ジョージ・エ Leland, George E.　239, 240
綠樹生稿（〔りょくじゅ せいこう〕）　542

ル

ルーイス　539
ルーサル, マルチン　→ルター
ルソー Rousseau
　ルーソウ　95, 202
ルーソウ　→ルソー
ルター Luther, Martin
　ルーサル, マルチン　25
ルービンシュタイン, ニコライ Rubinstein, Nikolai　523, 530, 533
　ルービンスタイン　518, 529
　ルウビンスタイン　527
ルービンスタイン　→ルービンシュタイン
ルウビンスタイン　→ルービンシュタイン
ルルー, シャルル Leroux, Charles　3, 220, 228

レ

レオナード　228
レーデル, カール　538
レーマン, リリー Lehmann, Lilli　537
レヲナール　219

マレー Murray, David
マルレー　32
モルレー，ディヴィッド　*1*, 29
マルレー　→マレー

ミ

三浦環（みうら たまき）　→紫田環（しばた たまき）
三浦とめ（みうら とめ）　541
三岡又夫（みつおか〔またお〕）　229
箕作佳吉（みつくり かきち）　285
箕作秋坪（みつくり しゅうへい）　213, 229, 265
箕作麟祥（みつくり りんしょう）　265
南能衛（みなみ よしえ）　7, 510
三宅惣三郎（みやけ そうざぶろう）　529
宮崎榮治（みやざき えいじ）　325
宮崎タマ（みやざき たま）　505
宮澤縦一（みやざわ じゅういち）　545
宮脇せん（みやわき せん）　12, 541, 544, 550, 551

ム

ムーア，トーマス　Moore, Thomas　97
牟田口元學（むたぐち げんがく）　229
村岡範爲馳（むらおか はんいち）　*6*, 4, 285, 400, 402, 407, 424, 463, 472, 474, 485, 498, 514
村田ミイ（むらた みい）　7
村松秀［ヒデ］（むらまつ〔ひで〕）　395, 504, 568

メ

メイソン，ルーサル・ホワイチング　→メーソン，ルーサー・ホワイティング
メーエル　223
目賀田種太郎（めがた たねたろう）　*2*, 1, 14, 15, 17, 21, 22, 24, 211, 212, 250, 254
メグリオ　516
メーソン，ルーサー・ホワイティング［ルーサー・ホワイチング　ルーサル・ホワイチング］
Mason, Luther Whiting　*2*, *3*, *5*, 1, 2, 14, 18, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 32, 33, 35, 40, 41, 43, 63, 64, 65, 66, 67, 91, 92, 93, 95, 96, 109, 111, 112, 113, 124, 125, 126, 127, 168, 169, 192, 198, 199, 200, 211, 213, 221, 225, **229**-**245**, 247, 250, 254, 257, 264, 271, 273, 511, 534
メイソン，ルーサル・ホワイチング　14, 15, 16, 17, 22,
メリィス　229
メーソン，ローエル［ロウエル］　Mason, Lowell　27, 203
メリィス　→メーソン，ルーサー・ホワイティング
メンデルション　→メンデルスゾーン
メンデルスゾーン　Mendelssohn, Fèlix Bartholdy　518, 530, 533
メンデルション　529
メンデルソン，バルソルデー　218, 394
メンデルゾーン　557
メンデルソン，バルソルデー　→メンデルスゾーン
メンデルゾーン　→メンデルスゾーン

モ

モザート　→モーツァルト
モザルト　→モーツァルト
モシュコフスキー　Moszkowski
モスコースキー　518
モース，Morse, Edward Sylvester
モールス，イドワルド・エス　17
モスコースキー　→モシュコフスキー
物集高見（もずめ たかみ）　273
モツアルト　→モーツァルト
モーツァルト　Mozart　97, 508, 518,
モザート　226, 227
モザルト　517
モツアルト　557
本居豊穎（もとおり とよかい）　4, 279, 473, 499, 505
本居長世（もとおり ながよ）　7
本居宣長（もとおり のりなが）　102, 273
元橋義敦（〔もとはし よしあつ〕）　522
百足登（〔ももたり のぼる〕）　409
森有禮（もり ありのり）　3, 220, 285, 286, 326, 328, 350, 511
森富［トミ］（もり とみ）　*5*, 4, 220, 224, 504, 505
モリソン　Mollison　529, 530, 539
守屋三郎（もりや さぶろう）　245
モールス，イドワルド・エス　→モース
モルレー，ディヴィッド　→マレー
モーレル　218
門奈矩理（〔もんな〕くり）　220

ヤ

柳下藤五郎（〔やぎした とうごろう〕）　194
安田愉逸（やすだ〔ゆいつ〕）　311, 325, 327, 328, 334, 335
矢田部良吉（やたべ りょうきち）　*6*, *19*, 4, 5, 285, 299, 300, 346, 354, 422, 423, 425, 556
柳かね（やなぎ かね）　522
山縣有朋（やまがた ありとも）　428
山縣菊（やまがた きく）　6
山口菊次郎（やまぐち きくじろう）　7

豐（ぶんの）　516

へ

ベエトオヴエン　→ベートーヴェン
ペスタロッジ　→ペスタロッチ
ペスタロッチ　Pestalozzi
　ペスタロッジ　25, 26
ヘイドン　→ハイドン
ヘッケル，エルンスト　Haeckel, Ernst　523
ペッツォルト，ハンカ　Petzoldt, Hanka　*28*, *30*, 7, 531
　ペットオールド　576
ペットオールド　→ペッツォルト，ハンカ
ヘーテン　→ハイドン
ヘーデン　→ハイドン
ベートーヴェン　Beethoven, Ludwig van　3, 224, 287, 509, 518, 530, 533
　ビートーブェン，ハン　218
　ビートーベン，エル　224, 226, 228
　ベエトオヴエン　538
　ベトーフェン　539, 557
　ベートベン　529
　ベートーベン　532
ベトーフェン　→ベートーヴェン
ベートベン　→ベートーヴェン
ベートーベン　→ベートーヴェン
ペリ，ノエル　Péri, Noël　*11*, *20*, *21*, *22*, 6, 530, **535**, 544
　ペリー　542, 545, 551
　ペリイ　541, 543, 544, 550
ペリー　→ペリ
ペリイ　→ペリ
ペリオ　→ペリヲー，シャール・ド
ペリヲー，シャール・ド　Bérìot, Charles de　219
　ペリオ　518
　ペリヲット，デ　529
ペリヲット，デ　→ペリヲー，シャール・ド
ヘルブ　517
ヘルマン　Herman　214, 216
ヘルメスベルガー　Hellmesberger　514
　ヘルメスベルグ　512
ヘルメスベルグ　→ヘルメスベルガー
ヘルムホルツ　Hermholtz　194
ヘンデル　Händel　508, 518, 547
　ハンデル　90

ホ

ボイルドー　224
傍島萬年（〔ぼうじま〕まね）　220
ポエールマン　539
星菊太（ほし きくた）　6
ボッケリーニ　Boccherini　518
ポッパー　Popper　539
穂積陳重（ほづみ のぶしげ）　285
堀江正章（ほりえ まさあき）　545
ボルデイニ　539
ホルムス　201
ホルレンデル　537
ボルン　205
ホルンデル　532
ボン　Bohm　529, 530
本田かつ（ほんだ かつ）　6, 541
ホント，ボナブイアン　264

マ

マイヨン，ヴィクトル・シャルル　Mahillon, Victor- Charles　190
　マヒロン，ウィクトル　191
マヒロン，ウィクトル　→マイヨン，ヴィクトル・シャルル
前川幸作（まえかわ〔こうさく〕）　418, 504, 505
前田襄（まえだ〔じょう〕）　→喜多襄（きた〔じょう〕）
前田久八（まえだ〔ひさはち〕）　6
牧野（まきの）　406, 412, 413
マクガレル，L. M.　McGarrell, Larry　33
マクダウエル　MacDowell　540
　マクドエル　538
　マツクドーウエル　539
マクドエル　→マクダウエル
増井敬二（ますい けいじ）　542
マスカニ　Mascagni　518
増島六一郎（ますじま ろくいちろう）　346, 349
益田孝妹（〔ますだ こうてい〕）　213
升本匡彦（ますもと まさひこ）　248
マタ　214
町田杉勢（まちだ〔すぎせ〕）　529
町田久成（まちだ ひさなり）　212
松浦芳藏（まつうら〔ほうぞう〕）　229
松方正義（まつかた まさよし）　212
マツクドーウエル　→マクダウエル
松坂春榮（まつざか はるえ）　7
松田道之（まつだ みちゆき）　212
松野クララ（まつの くらら）　270, 516
松室重剛（まつむろ〔じゅうごう〕）　545
松本長（まつもと〔ちょう〕）　224, 504, 505
マール　243
丸山作樂（まるやま さくら）　473, 499, 505
丸山トメ（まるやま とめ）　505

パカニイニ　→パガニーニ
パガニーニ Paganini
　パカニイニ　538
萩岡松柯（はぎおか しょうか）　516, 518, 527
橋本正作（はしもと しょうさく）　5, 509
橋本眞齊（はしもと〔しんせい〕）　273
長谷川泰（はせがわ〔やすし〕）　427
畑良太郎（はた りょうたろう）　538
旗野十一郎（はたの たりひこ）　*19*, 5, 463, 518
蜂須賀〔茂韶〕（はちすか〔もちあき〕）　395
蜂谷龍（はちや りゅう）　7
バック Buck　528
服部一三（はっとり いちぞう）　212
バッハ Bach, Johann Sebastion　533, 539
　バハ，ジョン・セバスチアン　394
バハ，ジョン・セバスチアン　→バッハ
馬場カネ（ばば かね）　37
濱尾新（はまお あらた）　212, 229, 377, 425, 555
濱野昇（はまの のぼる）　312, 320, 321, 330
林榮（はやし さかえ）　37
林蝶［テフ］（はやし ちょう）　37, 198, 199, 214, 216, 221, 224, 227, 228, 247, 281, 504, 505
林廣季（はやし〔ひろすえ〕）　504
林博太郎（はやし〔ひろたろう〕）　6
林廣繼（はやし ひろつぐ）　37, 198, 200, 271, 498, 504
林廣海（はやし ひろみ）　194
林廣守（はやし ひろもり）　273, 498, 499, 504, 505
林甕臣（はやし〔ようしん〕）　275
原如童（はら じょどう）　336
ハラー，ジョン　264
原澤米吉（はらさわ よねきち）　365
原田潤（はらだ じゅん）　7, 534
明宮（はるのみや）　3, 227
伴正順（ばん〔せいじゅん〕）　192, 212
阪正臣（ばん まさおみ）　279, 499, 505
バンオールスト　191
ハンデル　→ヘンデル

ヒ

東伏見宮（ひがし ふしみのみや）　212
ビゲロー〔Bigelow〕　264
久間ワカ（〔ひさま〕わか）　504
ビショップ，H. R.　Bishop, Sir Henry Rowley　508
ビゼー Bizet　518, 533
ビートーブェン，ハン　→ベートーヴェン
ベートーベン，エル　→ベートーヴェン
ビュータン　→ヴュータン
平瀬元淳（ひらせ〔げんじゅん〕）　273
平出久雄（ひらで ひさお）　272
平山藤次郎（ひらやま とうじろう）　427
比留間賢八（ひるま けんはち）　*18*, 5, 216, 224, 504, 505

フ

フィッシャー，クーノー　Fisher, Kuno　523
フィッシャー Fischer,G. W.　96
フィルブリッキ，ジョン・D.　25
　フィルブリック　15
フィルブリック　→フィルブリッキ，ジョン・D.
フェノロサ Fenollosa　264
フェントン，ジョン・ウィリアム　Fenton, John Williams　245, 270
フォースト　220
深澤登代吉（ふかざわ とよきち）　224, 504, 509
福岡孝弟（ふくおか たかちか）　41, 108, 212, 230, 233, 234, 236, 237, 239, 246, 250
福澤諭吉（ふくざわ ゆきち）　344
福地源一郎（ふくち げんいちろう）　213
福永竹男（ふくなが たけお）　504, 505
福羽美靜（ふくば びせい）　207, 210, 212
福原（ふくはら）　566
福見ひさ（〔ふくみ〕ひさ）　541
藤井環（ふじい たまき）　→紫田環（しばた たまき）
藤川さゐ（ふじかわ さい）　2, 214, 281
藤島武二（ふじしま たけじ）　543, 544, **545**
伏見宮（ふしみのみや）　221
船橋榮吉（ふなばし えいきち）　8
フヒールトン　243
ブラアムス　→ブラームス
ブラームス Brahms　518, 530, 533, 540
　ブラアムス　539
プリンス　→プリンツ
プリンツ Printz
　プリンス　89
ふるかわ Furukawa, A　242
ブルックナー　Bruckner　514
ブルッフ，マックス　Bruch, Max　533, 538
古矢弘政（ふるや〔こうせい〕）　504
プレイヤー　194
フレツク　→フレック，シャルロッテ
フレック，シャルロッテ　Fleck, Charlotte　7, **537-538**, 553
　フレツク　552
フロイベル　238
ブロックサム，ビートリース　518, 519, **527**
フロトウ Flotow, Friedrich von　214, 216, 247
フンテン　220

富尾木知佳（とみおぎ〔ともよし〕） *30*, 6, 510
トムソン，エッチ 228
外山國彦（とやま くにひこ） 534
外山正一（とやま しょういち） 260, 285, 346, 347, 349, 350, 398, 417, 423, 425, 563
豊田芙蓉（とよた ふよう） 207
豊田文三郎（とよた ぶんざぶろう） 312, 316, 317, 331
トーラル 218
鳥居忱（とりい ちん） →鳥居忱（とりい まこと）
鳥居つな（とりい つな） 6
鳥居忱（とりい まこと） *18*, *19*, 2, 4, 37, 65, 89, 198, 199, 213, 221, 225, 227, 228, 235, 243, 244, 261, 275, 279, 281, 463, 498, 509, 510, 518
鳥居忱（とりい ちん） 557
鳥山啓（とりやま ひらく） 275（烏は誤り）, 279

ナ

那珂通世（なか みちよ） 212
中井喜太郎（なかい きたろう） 347, 358
永井久一郎（ながい〔きゅういちろう〕） 252
永井建子（ながい けんし） 273
永井幸次（ながい こうじ） 253, 261
永井幸次郎（ながい こうじろう） 509
永井繁（ながい しげ） →瓜生繁（うりゅう しげ）
長尾健吉（ながお けんきち） →磯谷健吉（いそがい けんきち）
中川元（なかがわ〔げん〕） 291, 292
中川柳村（なかがわ〔りゅうそん〕） 375
中澤岩太（なかざわ いわた） 427
中島華陽（なかしま〔かよう〕） *31*, 521
中島茂千代子（なかしま〔しげちよこ〕） 227
中島半次郎（なかしま はんじろう） 5
中田章（なかた あきら） 7
長原梅園（ながはら ばいえん） 269
中丸精十郎（なかまる せいじゅうろう） 545
中村秋香（なかむら あきか） 4, 275, 279, 296, 518
中村榮助（なかむら えいすけ） 315
中村祐庸（なかむら すけつね） 273
中村專（なかむら せん） *5*, 2, 36, 40, 41, 65, 281
高嶺專子（たかみね せんこ） 243, 257, 269
中村てる子（なかむら てるこ） 515, 518
中村正直（なかむら まさなお） 229, 265, 346, 353
中村芳子（なかむら よしこ） →下村芳子（しもむら よしこ）
中村理平（なかむら りへい） 247
中山仲（なかやま ちゅう） 265（仙は誤り）
永吉丈助（ながよし じょうすけ） 517
奈須川光實（〔なすかわ みつざね〕） 321
納所辨次郎（なっしょ べんじろう） 3, 216, 217, 224, 498, 504, 510
夏目漱石（なつめ そうせき） 531
鍋島直大（なべしま なおひろ） 258, 260, 395, 516
成田藏巳（なりた〔くらみ〕） 541

ニ

西周（にし あまね） 213
西幸吉（にし こうきち） 2
西川寅吉（にしかわ とらきち） 366
西村茂樹（にしむら しげき） 212
西山實和（にしやま〔じつわ〕） 275
新田義繁（にった よししげ） 366, 372

ヌ

貫名美名彦（ぬきな みなひこ） 7, 538

ネ

根岸イソナ（ねぎし いそな） 395, 504, 505
ネゲリー →ネーゲリ
ネーゲリ Nägeli 95, 96
ネゲリー 207

ノ

野尻精一（のじり せいいち） 427, 498
野瀬［能勢］サク（のせ さく） *19*, 4
野中武雄（のなか たけお） 220
信時潔（のぶとき きよし） 8, 522, 534
野村秋足（のむら あきたり） 95, 208
野村三郎（のむら さぶろう） 6
野村成仁（のむら なるひと） 6
野村素介（のむら もとすけ） 22

ハ

バイイル，エフ →バイエル
バイエル Beyer, Ferdinand
バイイル，エフ. 227
ハイドリヒ，ヘルマン Heydrich, Hermann 6, **536**-**537**, 553, 575
ハイドリッヒ 564
ハインドリッヒ 570, 571
ハイドリッヒ →ハイドリヒ，ヘルマン
ハイドン Haydn 96, 198, 518
ヘイドン 206
ヘーテン 220
ヘーデン 89, 220
ハインドリッヒ →ハイドリヒ，ヘルマン
ハウス 561
ハウセル 515

瀧廉太郎（たき れんたろう） *19*, 6, 509, 510, 522, 560, 561, 563
瀧村小太郎（たきむら こたろう） 111
武島羽衣（たけしま はごろも） 534
武島又次郎（たけしま またじろう） 5, 510, 572, 573
武富時敏（たけとみ ときとし） 333
橘絲重（たちばな いとえ） *15*, *18*, *19*, *22*, *25*, *26*, *28*, *30*, 4, 5, 515, 516, 518, 521, 531, 560, 561, 568
立花種恭（〔たちばな たねやす〕） 212
立石岐（〔たていし みち〕） 318, 319, 320
立入奇一（〔たていり きいち〕） 318
田中敬一（たなか けいいち） 427
田中正平（たなか しょうへい） 496
田中敬義（たなか〔たかよし〕） 375
田中不二麿（たなか ふじまろ） 1, 15, 17, 18, 212, 250
田中康子（たなか やすこ） 269
田中（たなか） 571
田邊友三郎（たなべ ともさぶろう） 279
田邊尚雄（たなべ ひさお） 272, 291
谷勤（たに〔つとむ〕） 499, 505
谷澤久良（〔たにざわ ひさよし〕） 199
賴母木駒［コマ］（〔たのもぎ〕こま） *17*, *26*, 5
ダム，ジー 227
田村虎藏（たむら とらぞう） 5, 413, 509, 510, 522
田村寛貞（たむら〔ひろさだ〕） *30*, 7

チ

チーチェ夫人 Tietzé, Johana Bertha Maria 3
ヂツトリヒ →ディットリヒ，ルドルフ
ヂットリヒ →ディットリヒ，ルドルフ
ヂットリビ →ディットリヒ，ルドルフ
ヂトリヒ →ディットリヒ，ルドルフ
チャイコフスキー Chaikovskii 523, 540
チャペル Chappell 132, 133, 177, 209
千代世（ちよせ） 516

ツ

ツウィスラー 536
辻新次（つじ しんじ） 60, 61, 62, 107, 212, 224, 229, 249, 251, 252, 288, 290, 291, 292, 311, 312, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 335, 377, 395, 555
辻高節（つじ〔こうせつ〕） 193, 505
辻則承（つじ のりつぐ） *5*, 2, 3, 37, 65, 90, 91, 198, 200, 213, 214, 220, 221, 225, 234, 235, 243, 244, 270, 271, **279-280**, 504
辻（つじ） 516, 576
堤正夫（つつみ まさお） 541, 546
坪井玄道（つぼい げんどう） 6, 260
妻木賴矩（つまき よりのり） 111
つゆまろ 539
ツールジー 243

テ

ディットリヒ，ルドルフ Dittrich, Rudolf *14*, *17*, *31*, 4, 245, 395, 413, 498, 505, **511-522**, 526, 534
ヂツトリヒ 570
ヂットリヒ 294, 394, 395, 400, 401, 405, 426
ヂットリビ 556
ヂトリヒ 296
手島精一（てしま せいいち） 190, 191, 212
寺島宗則（てらじま むねのり） 1, 29, 250
寺家村愛子（〔てらやむら あいこ〕） 269
寺家村逸雅（〔てらやむら いつが〕） 269
テルシャック 380, 395, 514, 515

ト

土井晩翠（どい ばんすい） 509
ドヴォルザーク Dvořak 533
東儀季治（とうぎ すえはる） →東儀鉄笛（とうぎ てってき）
東儀季熙（とうぎ すえひろ） 110, 273, 504, 505
東儀季芳（とうぎ すえよし） 270, 273, 504
東儀彭質（とうぎ たけたか） *5*, 2, 65, 198, 200, 244, 270, 271
東儀哲三郎（とうぎ てつさぶろう） 6
東儀鐵笛（とうぎ てってき） 551, **552**
東儀季治（とうぎ すえはる） 552
東儀俊龍（とうぎ としたつ） 5
東儀俊慰（とうぎ としやす） 198
東儀賴玄（とうぎ よりはる） 504
東儀（とうぎ）
遠山甲子［杵 キネ］（とおやま きね） *5*, *19*, 3, 37, 89, 199, 216, 217, 218, 219, 220, 223, 247, 269, 281, 285, 336, 504, 505, 516, 518
戸田氏共（とだ うじたか） 511, 512, 513
ドニゼッタイ →ドニゼッティ
ドニゼッティ Donizetti
ドニゼッタイ 224
ドビユシイ →ドビュッシー
ドビユツスイ →ドビュッシー
ドビュッシー Debussy
ドビユシイ 538
ドビユツスイ 539
ドボラウオツチ 576
富岡米藏（とみおか よねぞう） 193

ストラウス，リヒヤルド　539
シューベルト，エフ　Schubert　213, 224, 227, 518, 533, 539, 546
シュポーア Spohr　518
シューマン Schumann　518, 525, 530
ジュールホッフ　227
シューレル，ルイザ　395, 514, 515
松軒居士（〔しょうけんこじ〕）　346, 358
ショパン Chopin　219, 527, 539, 540
白井規矩郎（しらい きくろう）　216, 220, 224, 267, 504, 505
白瀧幾之助(しらたき いくのすけ)　543, 544, 545
ジルヘル Silcher　198, 546
神野良（〔じんの りょう〕）　328, 329

ス

末松謙澄（すえまつ けんちょう）　269
末松生（すえまつ〔しょう〕）　269
菅了法（すが りょうほう）　322
スカーラッチ，アレサンドロ　→スカルラッティ
スカルラッティ Scarlatti, Alessandro　スカーラッチ，アレサンドロ　546
菅原道眞（すがわらのみちざね）　519
杉浦重剛（すぎうら じゅうごう）　313, 315, 427
杉浦千歌［チカ］（すぎうら ちか）　6, 509, 533
杉本（すぎもと）　216
スコット，M. M.　Scotto, Marion M.　239, 240
スコット Scotto　96
素性法師（〔すじょうほうし〕）　202
鈴木鼓村（すずき こそん）　571
鈴木重嶺（すずき しげね）　473, 499, 505
鈴木秀一郎（すずき しゅういちろう）　365
鈴木代吉（すずき〔だいきち〕）　6
鈴木のぶ（すずき のぶ）　541
鈴木よし（すずき よし）　541
鈴木米三郎（すずき よねざぶろう）　→鈴木米次郎（すずき よねじろう）
鈴木米次郎（すずき よねじろう）　5, 253, 258, 359, 504, 505, 519
鈴木米三郎（すずき よねざぶろう）　347
ストラウス，ジエー.　→シュトラウス，J.
ストラウス，リヒヤルド　→シュトラウス，リヒャルト
スネリング，ジョージ・エーチ　Snelling, George H.　25
隅本有尚（すみもと〔ありひさ〕）　427

セ

税所敦子（〔ぜいそ あつこ〕）　275, 279
瀬川朔［サク］（せがわ さく）　4, 504, 505
關須恵（〔せき すえ〕）　*23*
關根（せきね）　261
セザール　César, Henri Abraham　97
妹尾繁松（せのお〔しげまつ〕）　337
世良田亮（せらだ りょう）　427
千家尊福（せんげ たかとみ）　473, 499, 505
千村筆（〔せんむら ふで〕）　199, 200

ソ

曾禰（そね）　536, 537
薗十一郎（その といちろう）　7
薗廣虎（その ひろとら）　5
薗（その）　516
ソーブレー　→ソーブレット，ギヨーム
ソーブレット，ギヨーム Sauvlet, Guillaume　*13*, 3, 224, 225, 227, 228, **247-249**, 258, 260, 287
ソーブレー　3, 511
ソープレット　223
ソープレット　→ソーブレット，ギヨーム
曾山幸彦（〔そやま ゆきひこ〕）　545

タ

大門トク（〔だいもん〕とく）　6
高木榮左エ門（たかぎ えいざえもん）　193
高木兼寛（たかぎ かねひろ）　269
高木タケ（たかぎ たけ）　504
高木武（たかぎ たけし）　5
高木チカ（たかぎ ちか）　→杉浦チカ（すぎうら ちか）
高木次雄（たかぎ〔つぐお〕）　227, 504, 505
高木富（たかぎ とみ）　269
高木正年（たかぎ まさとし）　315
高崎〔五六〕（たかぎ〔ごろく〕）　223
高崎正風（たかさき まさかぜ）　223, 228, 275, 279, 473, 499
高田せん（たかだ せん）　220
高津環（〔たかつ たまき〕）　541, 573
高津仲次郎（〔たかつ ちゅうじろう〕）　311, 328
鷹野國藏（たかの くにぞう）　504
高野辰之（たかの たつゆき）　7
高橋金次郎（たかはし〔きんじろう〕）　229
高橋謙吉（たかはし けんきち）　365
高橋作衛（たかはし さくえ）　255
高橋勢似（たかはし〔せい〕）　6
高橋忠次郎（たかはし ちゅうじろう）　5
高橋浩子（たかはし ひろこ）　115
高嶺專子（たかみね せんこ）　→中村專（なかむら せん）
高嶺秀夫（たかみね ひでお）　*7*, *24*, *26*, 6, 13, 65, 212, 269, 427, 522

498, 511
河津祐之（〔こうづ ひろゆき〕） 11
河野敏鎌（こうの とがま） 229, 377, 555
河野虎雄（〔こうの〕とらお） 261
コエベル, ハオレ →ケーベル, ラファエル・フォン
國司仙吉（〔こくし〕せんきち） 213
木暮武太夫（こぐれ ぶだゆう） 312, 322
小篠秀一（こしの しゅういち） 37, 270, 271
小中村清矩（こなかむら きよのり） 275, 473, 499, 505
小中村義象（こなかむら〔よしぞう〕） 279
近衛（このえ） 528
小林小太郎（こばやし こたろう） 212
小林錠之助（こばやし じょうのすけ） 504, 505
コバルト 223
古筆文（〔こふで ふみ〕） 37
駒井道義（こまい みちよし） 189
小松耕輔（こまつ こうすけ） 537, 571, 573
小村壽太郎（こむら じゅたろう） 536, 537
小山作之助（こやま さくのすけ） *18*, 4, 216, 220, 223, 224, 228, 261, 275, 279, 296, 498, 504, 505, 509, 510, 522
近藤逸五郎（こんどう いつごろう） 541, 544, **545-546**, 550
近藤準平（こんどう じゅんぺい） 312, 332

サ

才田伊三郎（さいた いざぶろう） 114, 115, 194
才田光則（さいた みつのり） *1*, 114, 115
酒井良忠（さかい〔よしただ〕） 504
佐方鎭（さかた しず） 6
坂部行三郎（〔さかべ こうざぶろう〕） 424
櫻井錠二（さくらい じょうじ） 285
佐々木信綱（ささき のぶつな） 275, 279
佐澤太郎（さざわ たろう） 11
佐竹義和（さたけ よしかず） 302
サトウ, エルンスト Satow, Sir Ernest 528
佐藤イト（さとう いと） 23
佐藤左久（さとう〔さく〕） 561, 562
佐藤誠實（さとう せいじつ） 4, 91, 97, 98, 275, 463, 473, 498
里見義（さとみ ただし） 2, 89, 91, 96, 97, 158, 163, 164, 203, 204, 205, 208, 210, 244, 275, 281, 508, 509
ザルスキー 223
澤田孝一（さわだ こういち） 541, 571
澤柳政太郎（さわやなぎ まさたろう） 427
サンサアン →サン・サーンス
サンサン →サン・サーンス
サン・サーンス Saint-Saëns
　サンサアン 539
　サンサン 539
三條實美（さんじょう さねとみ） 212, 230, 231
山東岳（〔さんとうがく〕） 545

シ

シェリング, A. Schering, A. 132
ジェローム Jerome 545
シェンネリー Schennery 514
シェンキュウイッチ 223
志賀ちよ（しが ちよ） 541
四竈訥治（しかま とつじ） 279, 366, 379, 519, 520
重徽小仙（〔しげち こせん〕） 373
シタンゲ 538
慈鎭和尙（じちんおしょう） 95, 202
品川彌二郎（しながま やじろう） 255, 256
篠田利英（しのだ〔としひで〕） 427, 498
芝祐夏（しば すけなつ） 198, 200, 271
芝忠重（しば ただしげ） 6
芝葛鎭（しば ふじつね） *5*, 2, 41, 96, 177, 193, 200, 205, 209, 243, 244, 270, 271, **272-273**, 296, 504, 505
芝（しば） 516
柴田清熙（しばた きよてる） 2, 95, 202
柴田環（しばた たまき） *12*, 6, 534, 541, 544, 550, 551, 573, 575
　藤井環（ふじい たまき） 7
　三浦環（みうら たまき） 544, 549
シーボルト Siebold 513
島崎赤太郎（しまさき あかたろう） *18*, 5, 6, 510, 522, 571, 572
島崎藤村（しまざき とうそん） 531
島田三郎（しまだ さぶろう） 37, 97, 98, 105, 229, 312, 328, 329, 330, 333, 334, 396, 424, 427
島田英雄（しまだ ひでお） 541
嶋津珍彦（しまづ うづひこ） 3, 217
下田歌子（しもだ うたこ） 279
下田次郎（しもだ じろう） 5
下田フサ（しもだ ふさ） 504
下田（しもだ） 572
下村芳子（〔しもむら よしこ〕） 5
　中村芳子（なかむら〔よしこ〕） 6
シャード Schado, R. P. Lambillotte 96, 97
シュトラウス, ヨセフ Strauss, Josef 247
シュトラウス, ヨハン Strauss, Johann 247, 533
シュトラウス, J. Strauss, J.
　ストラウス, ジエー 227
シュトラウス, リヒャルト Strauss, Richard

キ

菊地大麓（きくち だいろく）　285
菊地武信（きくち たけのぶ）　3, 504
菊地ミチ（きくち みち）　6
菊間義清（〔きくま よしきよ〕）　279
喜多襄（きた〔じょう〕）　7
　前田襄（まえだ〔じょう〕）　6
北蓮蔵（きた れんぞう）　543, 544
北白川宮（きたしらかわのみや）　212
北村季晴（きたむら すえはる）　522, 571
吉川やま（きつかわ やま）　*12*, 6, 7, 541, 544, 550, 551
杵屋三郎助（きねや さぶろうすけ）　264
杵屋彌吉（きねや やきち）　264
杵屋六四郎（きねや ろくしろう）　263
杵屋六松（きねや ろくまつ）　264
木下廣次（きのした ひろじ）　427
木村作[サク]（きむら さく）　*5*, 4, 217, 223, 224, 228, 504
木村匡（きむら〔ただし〕）　373
木村正辭（きむら まさこと）　473, 499, 505

ク

グウノオ　→グノー，シー
グウノー　→グノー，シー
九鬼隆一（くき りゅういち）　108, 212, 229, 242, 264
楠美恩三郎（くすみ おんざぶろう）　6, 504, 505, 510
クーデンホーフ Coudenhove　516
工藤行幹（くどう ゆきもと）　317, 318
グートシュミット，バローン・フォン Gutschmid　516
グノー，シー Gounod, C.　5, 223, 227, 542
　グウノオ　527
　グウノー　218
　グーノー　516, 518
グーノー　→グノー
久野ひさ（くの ひさ）　*10*, *25*, 7
久保勉（くぼ まさる）　522, 530, 532
久保田讓（くぼた〔ゆずる〕）　20, 212, 229
久保田（くぼた）　377, 555
久米桂一郎（くめ けいいちろう）　545
グラスマン　516
倉田久太郎（くらた〔ひさたろう〕）　224
倉知甲子太郎（くらち かしたろう）　224, 504
倉辻フキ（くらつじ ふき）　7
グリーグ Grieg　533
グリフィン　516
クリーフェ，フレデリック Cliffe, Frederic　529, 530
栗本清夫（くりもと〔きよお〕）　509
クリンドウォルト Krindworth　523
久留正道（〔くる まさみち〕）　291
グルック，クリストッフ・ウィルリバルト・リッター・フォン Gluk, Christoph Willibald　*12*, 6, 525, 535, 541, 542, 546, 547, 548, 551
　ゲルツク　552
クレマー　224
クレメンタイ　→クレメンティ
クレメンティ Clementi　518
　クレメンタイ　89
クレン Krenn　514
黒川眞頼（くろかわ まより）　*19*, 4, 275, 279, 463, 473, 498, 499, 505, 518
黒田清輝（くろだ せいき）　545

ケ

ケエベル　→ケーベル，ラファエル・フォン
ケスレル　517
ケーニンゲオー　532
ケーベル，ラファエル・フォン Koebel, Raphael von　*11*, *12*, 5, 423, 426, 517, 519, **522-532**, 533, 535, 550, 551, 561, 564
　ケエベル　541, 543, 544
　コエベル，ハオレ　575
ケラル　96, 201
ゲルック　→グルック，クリストッフ・ウィルリバルト・リッターフォン
ケルビーニ　533

コ

小池友七（こいけ〔ゆうしち〕）　509
小出雷吉（こいで らいきち）　227, 504
高坂（こうさか）　247
幸田幸（こうだ こう）　*11*, *18*, 5, 6, 395, 518, 530, 531, 561, 562
　安藤幸（あんどう こう）　*22*, *25*, *26*, *28*, *30*, 396, 509, 522, 570, 573
幸田延（こうだ のぶ）　*5*, *11*, *19*, *22*, *26*, 3, 4, 5, 89, 199, 216, 217, 219, 220, 223, 224, 228, 243, 247, 257, 268, 269, 275, 281, 285, 396, 509, 522, 530, 531, 533, 556, 560, 561, 568, 570, 571, 572, 573, 575, 576
幸田露伴（こうだ ろはん）　269
神津元（〔こうづ げん〕）　111
神津專三郎（こうづ せんざぶろう）　*13*, *14*, 2, 3, 4, 13, 59, 61, 81, 90, 111, 192, 214, 224, 225, 235, 244, **265-268**, 286, 334, 363, 398, 399, 463,

大久保鈴子（おおくぼ すずこ）　227
大久保教道（おおくぼ〔のりみち〕）　114, 115
大窪實（おおくぼ〔みのる〕）　427
大隅重信（おおくま しげのぶ）　512
大島義脩（おおしま よしなが）　*7*, 6, 522
大須賀万和（〔おおすか まんわ〕）　262
太田菊勢（おおた〔きくせ〕）　529
太田恒（おおた〔つね〕）　→安藤恒（あんどう〔つね〕）
大谷喜久藏（〔おおたに きくぞう〕）　427
大塚淳（おおつか〔じゅん〕）　7, 534
大沼魯夫（おおぬま　）　530
多梅稚（おおの うめわか）　6, 275（雅は誤り）
多忠廉（おおの ただきよ）　3, 271, **280-281**
多忠孝（おおの ただたか）　3, 270, **281**
多忠龍（おおの ただたつ）　5
多忠告（おおの ただつぐ）　6
多忠基（おおの ただもと）　5
多久每（おおの ひさつね）　7
多久寅（おおの ひさはる）　7, 534
多久隨（おおの ひさより）　2, 37, 198, 200, 220, 225, 270, 271, **280**
大原敬吉（おおはら〔けいきち〕）　365
鷗村出（〔おおむら いづる〕）　556
大村怒三郎（おおむら〔ぬざぶろう〕）　5
大和田愛羅（おおわだ〔あいら〕）　8, 534
大和田けい子（おおわだ けいこ）　273
大和田建樹（おおわだ たけき）　4, 273, 275, 279, 280, 518
岡（おか）　516
岡倉覺三（おかくら かくぞう）　2, 65, 233, 244, **264**
岡倉由三郎（おかくら よしさぶろう）　5
岡田三郎助（おかだ さぶろうすけ）　543, 544, **545**
岡野貞一（おかの ていいち）　6, 509, 510, 522, 533
岡部（おかべ）　528
岡安喜代八（〔おかやす きよはち〕）　264
岡安喜代松（〔おかやす きよまつ〕）　264
小木友［トモ］（おぎ とも）　*5*, 216, 224, 228, 504
奥好義（おく よしいさ）　*5*, 2, 5, 37, 65, 89, 90, 198, 200, 220, 221, 225, 235, 243, 244, 270, 271, **278-279**, 504, 505
奥原晴湖（おくはら せいこ）　264
奥山朝恭（おくやま ともやす）　2, 163, 164, **269**
尾崎（おざき）　425
乙骨三郎（おつこつ さぶろう）　7, 510, 541, 544, 545, **546**, 550
小幡甚三郎（〔おばた じんざぶろう〕）　13
折田彦一（〔おりた ひこいち〕）　212, 229
オルフヒニ　Orfini　528

カ

カアジナア　527
加川琴仙（かがわ〔きんせん〕）　553
樂天子（〔がくてんし〕）　410
鹿島秀麿（〔かしま ひでまろ〕）　329, 334
柏田（かしわだ）　428
ガースト Garst　529, 530
霞里（〔かすみさと〕）　507
勝安房（〔かつ やすふさ〕）　403, 473, 499, 505
勝浦鞆雄（かつうら〔ともお〕）　427
加藤寛六郎（かとう〔かんろくろう〕）　364
加藤錦子（かとう〔きんこ〕）　243
加藤定［貞　サダ］（かとう さだ）　2, 37, 199, 200, 214, 216, 221, 235, 281
加藤司書（かとう ししょ）　224
加藤精一郎（かとう せいいちろう）　3, 220, 281
加藤弘之（かとう ひろゆき）　212, 229
加藤六藏（かとう〔ろくぞう〕）　323
金澤やすの（かなざわ やすの）　541
金森小壽（〔かなもり こすず〕）　6
金須嘉之進（〔かねす かのしん〕）　527
金津鹿之助（〔かねづ しかのすけ〕）　220
嘉納治五郎（かのう じごろう）　*6*, *18*, 4, 243, 407, 411, 412, 425, 428, 517, 519
樺山資紀（かばやま すけのり）　428
加部巖夫（かべ いずお）　2, 91, 96, 163, 164, 203, 204, 206, 207, 208, 220, 244, 279, 280, 281, 296
カーペンター Carpenter　241
カーペンチーア，イー.　228
鎌田信子（かまた のぶこ）　535
龜井虎三郎（かめい とらさぶろう）　220
鴨池宣之（かもいけ〔のりゆき〕）　229
蒲生郷昭（がもう さとあき）　264
カルコウト　96
カルコット，ジョン　Callcott, John　111
川上音次郎（かわかみ おとじろう）　399
川上淳（かわかみ〔じゅん〕）　7, 534
川久保美壽々［美須々］（〔かわくぼ みすず〕）　7, 538
川瀬順輔（かわせ じゅんすけ）　484, 485, 486
河津直入（かわづ なおいり）　275
川端玉章（かわばた ぎょくしょう）　545
河原一郎（〔かわはら〕いちろう）　427
河村純義（かわむら すみよし）　245, 246
神田重助（かんだ〔ちょうすけ〕）　193, 194
カンパナ　228
神戸絢（かんべ あや）　6, 522, 561, 572

井上毅（いのうえ こわし） 407, 410, 411, 413, 423, 424
井上哲次郎（いのうえ てつじろう） 334, 346, 356, 357, 427
今井慶松（いまい けいしょう） 516, 529
今井新太郎（いまい しんたろう） 5
岩城寛（〔いわき ひろし〕） 504
岩倉具視（いわくら ともみ） 212, 268
岩崎廣次（いわさき〔ひろつぐ〕） 364
岩崎萬次郎（いわさき まんじろう） 335
岩崎維謙（いわさき〔これかね〕） 212
岩田要輔（いわた〔ようすけ〕） 368, 370, 371
岩原アイ（いわはら あい） 395, 504

ウ

ヴィウタン →ヴュータン
ヴィネッチ 576
ウィルデ，ジェー 228
ヴィヨータン →ヴュータン
上眞行（うえ さねみち） *5*, *13*, *17*, *18*, 2, 3, 37, 65, 89, 198, 200, 213, 214, 220, 221, 225, 228, 236, 243, 244, 270, 271, **273-278**, 279, 296, 498, 504, 505
上田敏（うえだ びん） 546
上田（うえだ） 428
上野鈴（うえの〔すず〕） 37
上野景馨（うえの ） 212
ウェーバー Weber 227, 533
ウェバル 220
上原ツル（うえはら つる） 486, 488, 518
上原六四郎（うえはら ろくしろう） *17*, *18*, *19*, *22*, *26*, *28*, 2, 4, 88, 243, 291, 407, 411, 422, 425, 426, 484, 485, 486, 488, 498, 556
ウェバル →ウェーバー
ウェブ →ウェプ
ウェーブ，エドワード 238
ウェプ 95
ウェブ 208
ヴェルクマイスター，ハインリヒ Werkmeister, Heinrich *28*, *30*, 7, 510, 531
ウエルクマイステル 576
ヴエルクマイステル 539
ウエルクマイステル →ヴェルクマイスター，ハインリヒ
ヴエルクマイステル →ヴェルクマイスター，ハインリヒ
ヴェルヂー →ヴェルディ
ウエルデー →ヴェルディ
ヴェルディ Verdi
ヴェルヂー 219
ウエルデー 224
ヴェルナー Werner 97, 546
ウォルフ 538
ヴォルフ Wolf 539
内田久仁（うちだ〔くに〕） 37
内田粂太郎（うちだ くめたろう） 6, 224, 504, 505
内田テツ（うちだ てつ） 504, 505
内田正雄（うちだ まさお） 11
内田彌一（うちだ やいち） 2, 40, 41, 111, 193, 194, 200, 213, 244, **263-264**
内村良藏（うちむら〔りょうぞう〕） 212, 229
ウードブリッヂ，ウィリアム・シ Woodbridge, William C. 25
宇野フデ（うの ふで） 504
ヴュータン Vieutemps
ヴィウタン 218
ヴィヨータン 516
ヴュータン 515
瓜生繁（うりゅう しげ） *5*, 3, 64, 213, 221, 225, **268-269**, 498, 557
永井繁（ながい しげ） 2, 213, 214, 235, 244
瓜生外吉（うりゅう そときち） 268, 269

エ

江木千之（えぎ かずゆき） 212
エツケル →エッケルト，フランツ
エツケルト →エッケルト，フランツ
エッケルト，フランツ Eckert, Franz 2, 3, 65, 213, 220, 221, 225, 237, 240, 242, 243, **245-247**, 248, 273, 499, 550
エツケル 409
エツケルト 258
エードン 219
榎本武揚（えのもと たけあき） 291, 292
江原素六（えばら そろく） 427
江馬天江（〔えま てんこう〕） 273
エーマン 516
エミリー 243
エリス，アレキサンダー・J. Ellis, Alexander J. 3, 194, 196, 197
エリス，アレキサンドル・ゼー 222
エリス，アレキサンドル・ゼー →エリス，アレキサンダー・J.
エリス Ellis 529, 530
遠藤宏（えんどう ひろし） 95, 243, 297, 427, 505, 509, 521

オ

大木喬任（おおき たかとう） 2, 4, 157, 167, 221, 223, 247, 248, 251, 288, 381, 398, 400, 402

人名索引

外国人のファミリー・ネームで種々の表記がある場合には，今日の一般的な表記による項目を立て，その下に別表記を列挙した。外国人のファースト・ネーム，日本人の漢字（仮名）表記が複数ある場合には［　］を付けた。人名の読み方など，〔　〕を付けたものは未確認であることを示す。イタリックの数字は口絵の頁を示し，太字の数字はその頁でその人物に関する説明がなされていることを表す。

ア

青木周蔵（あおき しゅうぞう）　528
青木匡（あおき〔ただし〕）　316
青木兒（あおき　）　534
青木（あおき）　528
赤川寅次郎（あかがわ とらじろう）　*18*, 6
淺井忠（あさい ちゅう）　193
朝比奈知泉（あさひな ちせん）　334, 357
麻生富久［フク］（あそう ふく）　6, 515, 516, 518
アッペール　→アペール
アフアム　26
アプト Abt　224, 518
阿部興人（あべ おきんど）　330
安倍季功（あべ すえいさ）　37, 198, 200, 271
安部（あべ）　516
アペール Appert
　アッペール　217
天野あい（あまの あい）　541
天野爲之（あまの ためゆき）　312, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 366
天野若圓（あまの〔わかまる〕）　333
天谷秀（〔あまや しゅう〕）　5
荒井シン（あらい しん）　504
荒木古童（あらき こどう）二代目・竹翁（ちくおう）　163, 164, 193, 218, 244, 484, 485, 518, 527
荒木古童（あらき こどう）三代目・眞之助（しんのすけ）　484, 485, 486
アラール，デ Alard, D　218, 219
アラン，ロベルト　96, 205
有栖川宮（ありすがわのみや）　212
粟原きん（あわはら きん）　541
安藤勝一郎（あんどう〔かついちろう〕）　6
安東清人（〔あんどう きよひと〕）　212
安藤幸（あんどう こう）　→幸田幸（こうだ こう）
安藤恒（あんどう〔つね〕）　534

イ

飯沼一雄（いいぬま かずお）　214
井口あぐり（いぐち あぐり）　6
池田謙齋（いけだ けんさい）　212
伊澤乙女（いさわ〔おとめ〕）　541
伊澤修二（いさわ しゅうじ）　*2*, *13*, *14*, 1, 2, 3, 4, 13, 14, 15, 17, 18, 19, 20, 21, 29, 32, 41, 44, 59, 62, 63, 91, 92, 94, 95, 96, 97, 110, 111, 116, 123, 135, 158, 163, 164, 167, 177, 190, 191, 194, 196, 197, 199, 200, 201, 209, 211, 218, 220, 225, 229, 230, 231, 233, 234, 237, 238, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, **250**-**262**, 265, 266, 271, 273, 285, 286, 287, 288, 291, 192, 294, 295, 296, 334, 336, 340, 379, 381, 395, 396, 399, 402, 403, 407, 424, 427, 472, 499, 504, 505, 508, 511, 514, 557, 563, 576
伊澤多喜男（いさわ たきお）　253, 295, 260, 261
石岡得久［トク］（いしおか とく）　4, 504, 395, 505
石倉小三郎（いしくら こさぶろう）　6, 541, 542, 544, **545**, 546, 550
石高テル（いしだか てる）　538
石野巍（いしの〔いわお〕）　6
磯谷健吉（いそがや けんきち）　543, 544, **545**
　長尾建吉（ながお けんきち）　545
板倉種（いたくら たね）　36
市川儀平（いちかわ〔ぎへい〕）　193
市川道［ミチ］（いちかわ みち）　*5*, 3, 37, 89, 199, 219, 220, 223, 247, 281, 285, 504
市川米子（いちかわ よねこ）　37
一喙一飲居士（〔いっかいいちいんこじ〕）　347, 361
井出茂太（〔いで しげた〕）　533
伊東達彦（いとう たつひこ）　338
伊藤博文（いとう ひろぶみ）　496
伊藤（いとう）　515
稻垣千穎（いながき ちかい）　2, 91, 95, 96, 97, 98, 100, 202, 203, 204, 205, 207, 208, 244, 281
稻葉長藏（いなば〔ちょうぞう〕）　365
井上馨（いのうえ かおる）　212
井上角五郎（いのうえ かくごろう）　330
井上勝之助（いのうえ かつのすけ）　536, 537

東京芸術大学百年史　東京音楽学校篇　第一巻
昭和六十二年十月四日　第一刷発行

定価九八〇〇円

編集　東京芸術大学百年史編集委員会
監修　財団法人　芸術研究振興財団
©
発行者　浅香　淳
発行所　株式会社　音楽之友社
〒一六二　東京都新宿区神楽坂六の三〇
電話（〇三）二三五―二一一一（代）
受注専用（〇三）二〇二―四二九一
振替　東京　七―一九六二五〇

印刷・製本　共同印刷株式会社

ISBN4-276-00611-2　C1073　¥9800